

ISSN 0287-4903

政経研究

第四十九卷 第三号 2013年1月

高木勝一教授古稀記念号

経済と社会

日本大学法学会

政経研究 第四十九巻第一号 目次

論 説

グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業のリスク
——中国・NZ合併企業・三鹿集団粉ミルク事件を中心に—— …… 築 場 保 行

企業情報開示の統合化
——インベスター・リレーションズの展開—— …… 田 中 襄 一

南シナ海の安全保障と戦略環境（一） …… 浦 野 起 央

ハルハ河畔の攻防
——第二次ノモンハン事件—— …… 秦 郁 彦

書 評

西川伸一 著
『最高裁判官国民審査の実証的研究
「もう一つの参政権」の復権をめざして』五月書房二〇一二年一月 …… 藤 原 孝
306p, 十・三

研究ノート

産業連関分析による地域間生産格差の要因分析 …… 武 縄 卓 雄

政経研究 第四十九巻第二号 目次

論 説

人材マネジメントと働きがい …… 谷 田 部 光 一

南シナ海の安全保障と戦略環境（二・完） …… 浦 野 起 央

第二十三師団、壊滅す
——ジューコフの「傑作」—— …… 秦 郁 彦

翻 訳

図書館員から枢密参議官へ
——フアイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ（一六六―一六九）が …… ハンス・イェルク・ルーゲ
ザクセン・ゴータ公に勤務した時代（一六四―一六六）における経歴の諸相——
川 又 祐 訳

論 説

選挙制度による財政政策の相違と経済パフォーマンス …… 坂 本 直 吉
坂 本 直 樹



高木勝一教授近影

献呈の辞

高木勝一先生がご壮健のうちに古稀を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げますとともに、古稀を寿ぐ本論文集に、法学部長として一言ご挨拶を申し述べます。

高木先生は、昭和四〇年に日本大学理工学部を卒業された後、同大学大学院経済学研究科に進み、同四八年に日本大学短期大学部助手として本学に着任されました。同五〇年には専任講師に、同五三年には助教授にとそれぞれ昇格され、文理学部助教授（同五四年）を経た後、同六一年に本学部に助教授として着任されました。平成元年には本学部教授に昇格され、法学部において、研究担当、学務担当、図書館長等の要職を歴任されました。

ここで先生のご研究につき申し述べますに、先生は、理系ご出身の明晰な分析能力をもつて、経済学の中でももっぱら財政学、租税論の分野に取り組まれ、本書巻末に掲げられているとおりの、数多くの論文を執筆されました。これらの論文を踏まえ、先生は、財政学におけるご自身の体系をご著書『現代財政学』において簡明に示されました。また先生は、租税論の分野における研究をご著書『日本所得税発達史』としてまとめられ、当然のことではあります。先生は、同書により日本大学から博士（国際関係）の学位を取得されました。これらの研究業績は斯界の広く知るところであり、先生は所属する多くの学会において理事の要職を歴任されました。

先生の日本大学に対するご貢献を語る場合、教育の分野に関するものを欠かすことはできません。先生は、学部教

育は当然のことながら、とりわけ大学院教育に熱心に取り組まれ、先生の研究室からは、多くの修了生が税理士などの税実務家として巣立っていきました。高木先生の修士論文指導の熱心さ、厳しさは定評があるところでして、高木研究室は、未来の税実務家を目指す者が集う、まさに日大の「梁山泊」とでもいべきものでありました。

このような先生のご経歴、ご業績に鑑み、先生の古稀を慶賀し、日頃先生の聲咳に接する学内外の親しい友人が集まり、本論文集『経済と社会』を刊行することになりました。本論文集は、この手のものとしては異例ではありますが、学内外がほぼ半々となっておりまして、高木先生のご人徳と幅広い交友関係を反映し、きわめて浩瀚なものとなりました。

末筆ながら、高木先生の益々のご活躍と、本論文集の学界への多大なる貢献とを祈念し、献呈の辞といたします。

平成二五年一月吉日

日本大学法学部長 杉 本 稔

目 次

献呈の辞

【第一編 経済】

第一章 税

税源について……………安藤 実……………五

リカードウのポリテイカル・エコノミーと今日の租税三原則……………佐藤 滋正……………一七

ウィリアム・ペティの租税論
——初期資本主義的性格を中心に——……………吉田 克己……………四五

グローバル時代の法人課税と資本所得課税
——マリーリーズ・レビューを中心に——……………鶴田 廣巳……………五五

ドイツ法人税（一九二五年）の所得算定に関する研究……………長谷川 一弘……………一〇七

明治二〇年の主税局の外国租税論集一五巻及び
明治三五年～大正九年の東京税務監督局の内国税彙纂八一冊……………吉牟田 勲……………一四二

均等犠牲説による勤労所得税の公平性

——平成7年から平成22年の家計調査を基にして——

藪下武司……………三三

第二章 経済成長

経済発展理論の展開とアシモグルの制度論……………

稲葉守満……………三五

長期定常成長の動学的不安定性について……………

本間祥介……………二七五

民主主義のチャンネル効果と経済成長……………

坂井吉良……………三六

第三章 日本経済

日本的雇用システムと報酬マネジメント……………

谷田部光一……………三九

日本経済のパターン分析……………

武縄卓雄……………四〇〇

第四章 国際経済

アメリカの貿易政策における保護主義とその変容……………

山城秀市……………四〇三

国際貸借論をめぐる諸学説……………	小林通……………	四三

スウェーデンにおけるODA評価の視点……………	藤岡純一……………	四五

【第二編 企業】

第一章 企業・ビジネス

会社はだれのものか……………	稲葉陽二……………	四七

——市場の失敗における多元的企業概念の有効性——

中国民間企業家の拝金主義と不安……………	築場保行……………	五三

——黄事件をつうじて経営環境としての権力と企業家の不安に関する一考察——

コーポレート・ガバナンスと内部監査……………	北川道男……………	五四

ホスピタリティ・ビジネスにおける……………	山上徹……………	五九

コミュニケーションの進化・深化……………

——ジョハリの窓を事例にし——

第二章 法・契約

米国金融規制改革法など国際金融法制における
新たなリスク・ガバナンス

——規制強化とコンバージェンスならびに忠実義務などを通じた株主間差別化に向けて——

… 藤川 信夫 …… 五二

米国の2010年司法省・連邦取引委員会
「水平的合併ガイドライン」の概要

… 野木村 忠邦 …… 五三

完全合意条項に関する一考察…
法言語比較の立場から

… 松嶋 隆弘 …… 六〇
熊木 秀行 …… 六〇

【第三編 国家】

第一章 国家・法

Lochner 判決の亡霊とその最近の評価断片

… 青山 武憲 …… 六三

一八九二年マックグレイス (Mcgrath)
訴訟判決の理論構造と子の利益原則

… 東 和敏 …… 七五

秘密交通権と被疑者の取調べ……………	関 正晴……………七三

補欠選挙の研究……………	岩 渕 美 克……………七二

第二章 公共

一八三四年イギリス新救貧法再考……………	矢 野 聡……………七九

包絡分析法を用いた都道府県の相対的効率性の評価……………	大 浜 賢 一 朗……………八二

——平成の大合併を対象にして——

地方公共団体単独事業費支出と他地域へのスピルオーバー効果……………	斎 藤 英 明……………八四

——神奈川県下の町村を対象にして——

【第四編 歴史】

アダム・スミスにおける宗教論に関する一考察……………	山 口 正 春……………八六

——重商主義政策との関連において——

近世日本の叛逆について

——大逆罪・内乱罪研究の前提として——

新井 勉……………八九七

「あめのみかど」考……………

小久保 崇明……………九三三

高木勝一教授 略歴……………

九三九

高木勝一教授 主要業績……………

九四三

高木勝一教授古稀記念号

【第一編 經濟】

第一章 稅

税源について

安 藤 実

1 税源について、従来の説明から。

租税の支払われる源泉は、税源と呼ばれるが、いわば課税客体をあらわしている。この税源について、従来、経済学のテキストなどで行われている説明を例示する。

① 島恭彦は、税源論をさして、租税理論と経済理論を結び付けているものと述べている。

「二八世紀の市民経済学は一国の労働総生産物から：労働力の再生産に必要なもの（賃金）を差引いた後の剰余生産物（純収入、純所得）をもって真の税源であると主張した。それは一九世紀以後には、租税が財産元本を侵さないという一般原則になって固定した。」（大阪市立大学経済研究所編、『経済学小辞典』、一九五一年、岩波書店、p.665）

② 島恭彦、「ブルジョア経済学は、真の租税の源泉は資本ではなく、純所得であるという正しい命題から出発し

た。これにはまた、資本Ⅱ賃金は、租税の支払能力をもたないという別の命題が含まれている。」（島恭彦、『財政学原理』、一九五四年、日本評論新社、p.140）

③ 武田隆夫、遠藤湘吉、大内力、「賃金は本来、労働力の価格という点からいえば、税源たりえない。」（『近代財政の理論』、一九五五年、時潮社、p.148）

④ 遠藤湘吉、「財政による消費は、 $C+V$ （不変資本プラス可変資本）にくいこんではならず、 M （剰余価値）の限界以内に制限される。」（『財政学講座Ⅰ』、一九六五年、有斐閣、p.122）

⑤ 高橋誠、「国民所得は、年間の社会的総生産物価値（ $C+V+M$ ）のうち、新しくつくりだされた価値部分（ $V+M$ ）である。これが税源たりうる所得の実体であるが、 V 部分は労働力の価格という点からいえば、本来、税源たりえないものであり、剰余価値である M 部分に税源をもとめることが、資本主義税制にとっては合理的ということになる。」（大阪市立大学経済研究所編、『経済学辞典』、岩波書店、一九六五年、p.667）

⑥ 遠藤湘吉、「経済学の理論からは、賃金は剰余価値ではなく、労働力の再生産費をつぐなうものであるから、税源とはなりえないとされる。」（『税金』、一九七〇年、岩波新書、p.35）

⑦ 林健久、⑤と同じ。（『財政学を学ぶ』、一九七五年、有斐閣、p.140）

⑧ 広田司朗、「マルクス経済学によれば、 $\therefore C$ 部分・ V 部分は、いずれも租税の徴収される源泉となることではない。税源となることができるのは、 M 部分である。」（『財政学』、一九七七年、同文館、p.124）

⑨ 小林晃、「厳密に理論的にいえば、資本主義的租税とは、社会的総生産物価値の配分への第二次的、権力的な参加を意味し、そしてその税源は、 $\therefore M$ 部分の一部、国民所得範疇でいえば、剰余価値 M の分配形態としての利潤、

利子、配当、地代などであり、またそれ以外にはありえない。」（『現代財政論』、一九八〇年、新評論、p.48）

これらの説明は、いずれもマルクスの経済理論にしたがっていると称しているものである。これらの説明のなかで、剰余価値（M部分）を税源としていることについては、あらためて問題にするまでもないと思われる。

しかし賃金（V部分）が税源たりえないとされていることには、問題が残る。なぜなら歴史的にも、現実の税制においても、賃金は税網の外にあるわけではないからである。生活必需品に課せられている消費税や、広く大衆課税となっている所得税の存在を前にして、賃金は「経済理論上」税源たりえないという説明に対し、疑問が生じるのは避けられない。

2 「賃金は理論上だけでなく、実際にも税源でなかった」という遠藤湘吉説について。

賃金は税源でないと主張する論者のなかで、実際にも税源でなかったことを論証しようとしているのが、遠藤湘吉である。その税源論（『現代の財政理論』、一九五七年、春秋社。第五章「資本主義社会における税源」）のなかで、「税源たる所得のうち、賃金部分は除かれるのが、資本主義的再生産にとって合理的」と述べたあと、「現に、資本主義のある特定の段階において、それは実際におこなわれた」と主張している。

したがって遠藤湘吉によれば、賃金は理論的に税源たり得ないだけでなく、現実にも税源ではなかったことになる。遠藤が持ち出しているのは、一九世紀のイギリスの例である。すなわち、「労賃課税に対するこのような見解は、単に理論の上で主張されていたのみではなく、実践の上にも具体化された。それはいうまでもなく、一九世紀のイギリ

スにおける：ピールからグラッドストーンに到るところの、いわゆる「安上がりの政府」の名をもつて知られている一時代を通観してみるならば、古典派経済理論を背景とする租税論が、基本的な点については、ほぼ実現されたといつてよいのである。」「日用品や生活必需品に課せられた関税や消費税は大幅に整理ないし軽減された。」「所得税は、年収一五〇ポンド未満の所得は免税されていたから、賃金労働者の賃金はほとんど課税されていないというのが実態であつた。」「所得税は、地代収入、営業所得、利子・配当所得などの、剰余価値に相当すべきものが、税源として重要な地位に立つとともに、間接税においてもアルコール飲料を中心とする嗜好品——これらの購入者が労働者以外の者に多いことは自明である——に対する課税が大きな収入をもたらし、ここでも賃金が窮極の税源となる程度の少ないことを知ることができる。」

この遠藤説を注意してみると、「賃金課税がなかった」というのではなく、「それは少なかった」という主張であることが分る。これは、質の問題を量の問題にそらしていることにほかならない。その結果が、あいまいな表現の羅列となつてゐるわけである。

3 アダム・スミスは、賃金も税源であると述べている。

アダム・スミスは、こう述べている。「主権者ならびにその下に奉仕する司法および軍事のいつさいの官吏も、全陸海軍人も、不生産的労働者である。かれらは公共社会の使用人なのであつて、他の人々の勤労の年々の生産物の一部分によつて扶養されている。かれらの労務は、たとえそれがどれほど名誉あるものであり、またどれほど有用で、さらにどれほど必要なものであらうとも、あとになつてからそれとひきかえに等量の労務を獲得しうるなものをも

生産しない。」(『諸国民の富』、第二分冊、一九六五年、岩波文庫、p.339)

続けてスミスは、聖職者、法律家、医師、文士、俳優、道化師、音楽家、歌手、踊子などを、官吏や軍人と同じく不生産的労働者に入れている。このあとスミスは、地代や利潤からの収入と並べて、ふつうの職人の賃金収入によって、官吏や軍人など不生産的労働者が養われることを指摘している。そして、この賃金収入について、「ふつうの職人でさえ、もしかれの賃金がかなりのものであるならば、召使の一人ぐらいはおいておけるし、ばあいによっては演劇か人形芝居を見に行くこともでき、またこのようにして一群の不生産的労働者の扶養に対する自分の分担の一助にしようであろうし、あるいはかれもまたなにがしかの租税を支払い、それによって、別の一群の人々、つまりなるほどもっと名誉もあれば有用でもあるが、同等に不生産的な人々を扶養するのに助力しようであろう。」

そのさいスミスは、職人の収入はその生産的労働に必要な部分への使用が優先されるので、これら不生産的な人々の扶養に振り向けられる部分は小さいことを指摘している。それでも、かれら職人は「一般に多少ともそれをもっているものであつて、租税の支払のばあいには、かれらの数が大であるということが、かれらの分担額が小であることをある程度つぐなうのである。」(同上、第二分冊、p.343)

ここでは担税力こそ大きくないにしても、賃金も税源の一つに入れているわけである。

「いっさいの租税、またそれにもとづくいっさいの収入、いっさいの給料・恩給およびあらゆる種類の年金は、究極的には収入の三つの本源的な源泉のどれか一つからひきだされるのであつて、労働の賃金か、資財の利潤か、または土地の地代かから、直接にか間接にかのいずれにせよ、支払われるのである。」(同上、第一分冊、p.197)

ついでにいえば、リカードも基本的にスミスと同じ見解である。「租税は、一国の土地と労働の生産物のうち、政

府の処分にまかされる部分である。そしてつねに、結局において、その国の資本または収入のいずれかで支払われる。」「一社会のある特定階級の収入だけに、もっぱら課税することは、きわめて不当である。国家の負担は、すべての者によって、彼らの資力に比例して担わるべきである。」「スミス博士は、つねに、労働階級は国家の負担に大いに寄与することはできないと主張しているが、それは正当であると思う。必需品または賃金に対する租税は、それゆえに、貧民から金持に転嫁されるであろう。」(『リカード全集』第一巻、p.174、234、272 以下。)

大内兵衛は、その『財政学大綱』のなかで、「税源は、労賃と利潤である」と述べ、税源としての労賃について、次のように説明している。「一定の社会においては、労賃なるものは、自然的・歴史的理由によって確定されているところの大きさのものであつて、その内から租税として支払われ得る余裕たるや実に少ないのが社会的事実だ。…それゆえに、ただ利潤のみが正当の税源であると言わねばならぬ。」(『大内兵衛著作集』第一巻、p.283)

労働者の賃金が、税源として余裕が少ないと見る点では、スミスもそうだったが、スミスの場合は、労働者の数がそれを埋め合わせるとしていた。ところが大内兵衛の場合、余裕の少ないことを理由に、「正当な税源」からはずしているのは問題と思われる。

4 マルクスによる労働力の価値規定と租税。

マルクスは労働力の価値を、「労働力の所持者の正常な労働能力の維持に必要な生活手段の価値である」と規定し、次のように説明している。「この生活手段は、気候や自然的諸条件等によって、また、それぞれの国で歴史的に与えられた生活水準を標準としてきまる。…この生活手段には、子供達の生活手段がふくまれる。さらに熟練労働の場合

には、修繕費もふくまれている。：労働力の価値の最低限は、肉体的に欠くことのできない生活手段の価値である。もし労働力の価格が、この最低限まで下がれば、それは労働力の価値よりも低く下がることになる。なぜならば、労働力の価値は、正常な品質の労働力を前提にしているから。」（『資本論綱要』p.38）

この労働力の価値規定は、いわば抽象的な価値規定である。それは国家、すなわち税を捨象した規定といえる。もし国家の存在を前提するならば、当然、税を内包する規定が必要になる。なぜなら、労働者の生活手段の多くは、歴史的・慣習的に課税対象とされており、それらの価格には税が含まれるからである。つまり具体的な労働賃金には、税部分が含まれるのであり、その意味では、賃金は税源の一つである。

もし本来、税源たりえない賃金に課税されているというならば、労働者の生活水準は、課税分だけ低下してしまう。これは労働者の貧困の原因を、租税に求めることになる。こういう主張は、しばしば行われており、マルクスはそれらを「デマゴギー」と呼び、すでにリカードのようなブルジョア経済学者によって批判済みとしている。

リカードは、「労働者の必需品に対する課税は、賃金を騰貴させる」こと、また「賃金に対する租税は、賃金を騰貴させ、利潤を減少させる」と指摘している。したがって賃金には、租税が含まれていて、その構成要素となつていると見ていたわけである。

マルクスも同じ見解である。「平均賃金は、競争によつて必然に、その最低限に、すなわち労働者が自分の生存とその種族の生存を、辛うじて保つことが許されるだけの賃金に引下げられる。租税は、この最低限の一部分をなしている。なぜなら労働者の政治的職分は、まさに租税を支払うことにあるからである。もし労働者階級にかかってくるすべての租税が根こそぎ廃止されるとしたら、その必然的結果として、労働賃金は今日そのうちに入り込んでいる租

税の総額だけ減少するであろう。それによって雇い主の利潤がそれだけの割合で直接に増大することになるか、それとも徴税の形態に変化が起こるだけか、そのどちらかであろう。資本家が、今日、労働賃金のうちに、労働者が支払わねばならない租税を含めて一緒に前払いする代わりに、彼はもはやこんな回り道をしないで、直接それを国家に支払うことになるう。」（『マルクス エンゲルス全集』第四卷、p.365）

マルクスも、租税は労働賃金の一部分を成していると考えていたのである。マルクスはまた、「労働者へのアンケート」（一八八〇年四月）で、「あなたの必需品の価格を言ってください」という項目を立てているが、そこで例示されているなかに、家賃、保険、食料品、衣料、衛生、雑費などと並べて、税金が加えられている。（『マルクス エンゲルス全集』第一九卷、p.232）

税金が労働者の必需品の一部を成しているということは、労働賃金にも一定の担税力を認めていることを示し、賃金自体が税源の一つであることを意味している。

マルクス自身による税源論が、どのように展開されているかを見よう。

そこで、剰余価値を税源としていることは言うまでもない。『資本論』の第二卷、第三卷には、いくつかの箇所では、剰余価値の再配分形態の一つとして、租税が位置づけられている。労働賃金について触れているのは、次の文章である。

「労働するか、しないかにかかわらず、直接に再生産に参加する社会成員ではない人々は、すべて年間商品生産物のなかで受け取る彼らの分け前——つまり彼らの消費手段——を、直接には、ただ生産物が直接に帰属する諸階級、すなわち生産的労働者、産業資本家そして土地所有者——の手から引き出すよりほかはない。そのかぎりでは、彼らの収入

は実質的には、労賃と利潤と地代とから派生したものであり、したがってこれらの本源的収入に対して派生的収入として現われるのである。

しかし他方、この意味で派生的収入を受け取る人々は、王や聖職者や教授や売春婦や兵卒などとしての彼らの社会的機能によつて、この収入を得るのであり、したがって彼らはこのような自分たちの機能を、自分たちの収入の根源と見なすことができるのである。」(『資本論』第二巻、S.374)

ここでマルクスは、スミスやリカードを踏襲して、労賃を本源的収入として、租税等をそこから派生する収入としてとらえており、まさに労賃は税源の一つとされているのである。参考例をあげると、「労賃のうち、租税のかたちで国家のものになる部分」(『資本論』第一巻、S.500)や、「労働者が租税のかたちで支払うものは、結局は労働力の生産費のなかにはいり、したがってこれまた資本家によつて補償されなければならない」(エンゲルス「住宅問題」、『マルクス エンゲルス全集』第一八巻、p.225) などがある。

5 マルクスとエンゲルスによる、プロレタリアートの租税改革要求。

最後に、マルクスとエンゲルスによる、プロレタリアートの租税改革要求を時期の順に並べてみることにする。

一八四五年、「不公平なやりかたで配賦されている従来の租税の全体を変えるために、税率が資本の額にともなつて高くなる一般的な累進的資本税を提案する。こうすれば、各人はその能力に応じて公共管理の負担を担うようになり、これまですべての国でなされてきたように、担税能力のもっとも乏しい人間に主に負担がかかるようなことは、もはやなくなるであろう。」(『全集』第二巻、p.575)

一八四七年。「民主主義の徹底した方策の例。…累進税、高度の相続税。」（『全集』第四卷、p.390）
一八四八年。「プロレタリアートは、その政治的支配を利用して民主主義をたたかいる。その方策の例として：強度の累進税。」（『全集』第四卷、p.494）

一八四八年。「高度の累進税の実施と消費税の廃止。」（『全集』第五卷、p.4）

一八五〇年。「累進税は、大なり小なりの程度で、現存の生産諸関係の内部で実行できる、一つのブルジョア的措置である。」（『全集』第七卷、p.39）

一八五〇年。「民主主義者が比例式の租税を提議したなら、労働者は累進税を要求する。民主主義者自身が軽度の累進税を提案したなら、労働者は大資本がつぶれるほどの急角度で税率が高くなっていく租税を主張する。」（『全集』第七卷、p.258）

一八五〇年。「租税がある階級に特典を与え、他の階級をとくに圧迫するということはある。これは、たとえば金融貴族の支配のもとで行われているところである。租税はブルジョアジーとプロレタリアートの間にある社会の中間諸層——これは、その地位からして、租税の負担を他の階級に転嫁することができない——を没落させるにすぎない。プロレタリアートは、新しい租税のたびごとに、その地位を一段低く押し下げられる。古い租税の廃止は、労賃を高めないで、利潤を高める。」（『全集』第七卷、p.793）

一八五三年。「われわれの租税観からすれば、所得額の増加にともなって課税率が増大する累進制の方が適切。」（『全集』第九卷、p.62）

一八五三年。「所得の質の区別をするならば、量の区別もしなくてはならない。所得の量を区別するならば、どう

しても累進課税ということになり：。」（『全集』第九卷、p.70）

一八六七年、「間接税を全廃して、全般的に直接税とおきかえること。」（『全集』第一六卷、p.197）

・・・

なお、本稿に関連するものとして、拙稿、「税金の経済学」（その一、その二）（『税制研究』第五六号、第五九号）がある。

リカードウのポリテイカル・エコノミーと今日の租税三原則

佐藤 滋 正

はじめに

本稿は、一九世紀のイギリスの経済学者D・リカードウの主著『経済学および課税の原理』（二八一七年）で展開されている「課税論」を、現代の租税問題、とりわけ租税原則論と関わらせて考察したものである。^①

今日、「租税の三原則」として、「公平」「中立」「簡素」という三つの原則がひろく知られている。すなわち、①租税は各人の担税力に応じて分かち合われるべきだという「公平」、②租税は個人や企業の経済活動における選択を極力歪めないものであるべきだという「中立」、③租税は徴集経費が少なく明確性と便宜性によって納税者の理解と納得が図られなければならないという「簡素」の、三つの原則である。この三原則は、租税徴集の際に行政官が心がけるべき一種の倫理的指針ともされており、税務関係のどの書物にも大抵その最初の部分に記されているものである。

例えば、手元にある『日本の税制』（諏訪園、二〇一一）という解説書を取り上げてみよう。同書の「第一編…税制の概要」では、「概説」「租税の歴史」「租税の役割」「税制と財政」「租税負担率」「国と地方の役割と歳入」が順次論じられ、その後に、第七番目の項目として、「租税原則」が扱われている。同項目には見開き二頁が充てられており、右頁には、「アダム・スミスの四原則」「ワグナーの四大原則・九原則」「マズグレイブの七条件」という、租税原則をめぐるこれまでの諸学説が一覧表にしてまとめられ、左頁では解説が施されている。

それによると、「租税原則は各時代の経済・社会情勢等を反映してそれぞれ力点の置き方が異なるものの、税負担の公平性、経済への中立性、制度の簡索性といった基本的な諸要請において相通じているといえましょう」と、「公平」「中立」「簡素」の租税原則が「税制の準拠すべき一般的基準」として「各時代」に「相通じて」要請されてきたことが述べられ、続いて、三原則をめぐる今日の論争点が紹介されている。

すなわち、「公平」に関しては、「水平的公平」か「垂直的公平」かという従来からの議論に加えて、最近では「世代間の公平」が問題になってきていることが、「中立」に関しては、「民間部門の潜在力」を発揮させるために「経済活動」に歪みを与えないというこの原則が、経済の国際化・成熟化の進展とともに一層重要性を高めてきていることが、「簡素」に関しては、徴税コストによる租税回避行動を誘発しないようにすべしという従来からの議論に加えて、「国民の理解」を得るための「租税制度の簡索性」という新しい論点が登場してきていることが、それぞれ指摘されている。そして、近年の消費税率引き上げの論議との関連で、垂直的公平に資する「(累進的) 所得税」と水平的公平に資する「消費税」の長短が指摘され、「各種の税目を適切に組み合わせるよう工夫が行われています」と結んでいる。⁽²⁾ 「日本の税制」をコンパクトに叙述したきわめて適切な概説書と言えるだろう。この異論の余地のないあまりにも

淡々とした叙述に、あえてリカードウ課税論をかぶせてみて、そこに生じるある種の違和感を足掛かりにして、改めて今日の租税原則論を考えてみよう、というのが本稿の主旨である。いつの時代にも通じると言われるが、「原則」もまた、時代とともに重心を移動させるものではないのか。「中立」原則の比重が強まってきたと述べられるが、そのこと自体の評価という問題は残っているのではないか。実際の税目設定に際して三原則が衝突するばあい、調整の基準はやはりどこかに求められなければならないのではないのか。要するに、三原則を完成形態・究極の到達点として見るのではなく、古典経済学から現代に至るその生成プロセスの相で眺め、今日なお時代の底流で進行している社会構造の変動方向を見据えることを通して、三原則の現在と将来を照らし出してみよう、というわけである。

I. エコノミクスとポリティカル・エコノミー

リカードウの『経済学および課税の原理 On the Principles of Political Economy, and Taxation』(第三版)は、三二二の章から成っており、経済学の原理部分(第一～七章)、課税論部分(第八～一八章)、論争的部分(第一九～三三章)から構成されている。経済理論の章の後に政治的制度である課税章が続くというユニークな構成になっていること、また本のタイトルに「経済学」と「課税」が並記されている点でも、経済学の歴史上きわめて特異な書物と言えるだろう。とはいえ、そのタイトルが、日本語訳で字義どおりでないことは、夙に指摘されるところである。英語の原タイトルを直訳すれば、「経済学および課税の原理」ではなくて「政治経済の諸原理および課税について」とあるべきところだからである。すなわち、①「経済学 economics」ではなくて「政治経済 political economy」、②「原理 principle」ではなくて「諸原理 principles」、③「および課税の原理 and principle of taxation」ではなくて「および課税 and

「taxation」⁽³⁾ という二つの異同が指摘されうる。このうち②と③についてはすでに論じたことがあるので、ここでは、本稿の主題と密接に関わる①にのみ絞って、若干の考察を加えてみることにしよう。

「政治経済」を「経済学」と訳出したことについては、A・マーシャル(一八四二―一九二四)の眼を介することによって、理解を若干深めることができるだろう。一八七〇年代の限界革命を承けて経済分析に数学を導入し、自らの主著を『経済学原理 Principles of Economics』と命名したマーシャルは、古典派の「ポリティカル・エコノミー」を「エコノミクス」に置きかえた中心人物として、一般に知られている⁽⁴⁾。

しかし、「ポリティカル・エコノミー」を「エコノミクス」に置き換えたとき、①「ポリティカル・エコノミー」とは異なる「エコノミクス」の、語としての指示領域の相違がもたらすズレという問題、②「ポリティカル・エコノミー」という語の生成プロセスにはらまれていた「ポリティクス」と「エコノミー」の緊張関係の消失という問題が、どうしてもつきまとう。実はこれらの問題は、古典経済学の「ポリティカル・エコノミー」に対して「エコノミクス」を対置したマーシャル自身がもつとも痛切に感じていたはずの問題であって、『経済学原理』において、すばらしく目配りされているがあまりにも長い第一編の「予備的考察」や「付録」が何故書かれなければならなかったかの理由も、実はこの点に関連してくると思われる。

まず①の、「経済学」という語と「政治経済」という語のカバーする領域の違いについてである。「経済学 economics」が、「政治学 politics」や「倫理学 ethics」と同型の語尾(-ics)をもつことは、この学が研究対象よりもどちらかと言うと研究主体により近接した実的な学問であること、を推測させる。「政治学」は積み重ねられてきた政治的实践への省察であるし、「倫理学」は表明された価値実践の探求である。同様に、「経済学」もまた、経済的

な諸行為の経験的堆積への考察として性格づけることが可能だろう。つまり、語尾が (-logy) である「人類学 anthropology」や「考古学 archeology」が学の主体でなく対象に向かい、その体系化を語り出そうとするのとは違つて、「経済学」は、より強く行為主体的な経験的領域に踏みとどまろうとする学問、とひとまず言えそうである。

これに対して、「政治経済」という語は、研究主体と研究対象が「経済学」や「考古学」ほどにはまだ明確に分離していない学問としてイメージできるだろう。研究する主体が研究対象への深い愛着の中に没入し、学問はそれ自体のためだけに存在すると言い切る「哲学 philosophy」や「天文学 astronomy」ほどではないとしても、「政治経済 political economy」における研究主体と研究対象の位置はかなり近い。これに対して、「経済学」は、学問におけるその主体的スタンスによつて研究対象を突き放し、それゆえ、かえつて対象についてのひとまとまりの知としての「科学」になることがどうしても要求される学問、と言えるだろう。世知に疎い現実離れした「哲学者」のエピソー ドは、しばしば私たちに主客が渾然一体となった「学問」の原点をほほえましく思い起こさせてくれるものだが、しかし、経済学を探究していても経済的日常を知らない「経済学者」が賞賛されることはまずない。「経済学」は、絶えず「経済」を呼び起こし「科学」する宿命を帯びた学問なのである。

「ポリティカル・エコノミー」を「エコノミクス」と呼びかえるとき、「政治経済」という語がもっていた研究主体と研究対象のこのようなぼんやりと一体的なイメージは失われがちである。したがつて、逆に、「経済学」という言葉を使うばあいには、この語がもつ、学問主体と学問対象の切断という問題に、われわれは十分に自覚的であるべきなのである。「経済学」という語は、「政治経済」という語のばあいには生じなかった、「経済の原理」と「経済学の原理」の分離、あるいは「経済学の原理」は「経済の原理」なのか「経済の学の原理」なのか、という問題を絶えず

呼び起こしてしまうからである。それは、「エコノミー」とは何かという、既述した②の、「政治経済 political economy」という語の生成プロセスの消失という問題にも、関連してくる。

よく知られているように、「ポリティカル」という言葉は、ギリシャ・ローマの polis(city) state に遡り、ギリシャ語の「ポリティア」からラテン語の政策的行為を表す「ポリティクス politician」となり、政府の統轄的な行動 politics and government、さらには「公的」な国事行為 affairs of state 全般を指す語として定着していった。これに対して「エコノミー」という言葉は、ギリシャ語の「家」を表す「オイコス oikos」と、「秩序・法」を表す「ノモス nomos」の合成語であり、一定のまとまりをもった円滑な動きという意味で使用されていた。すなわち、「ポリティクス」は国制という「公的な」領域に関わる用語であり、「エコノミー」は「私的な」家の領域に関わる用語であった。ハンナ・アレントが述べたように、古代ギリシャやローマでは、両者はまったく異質の領域を指示する語であり、それゆえ、「ポリティカル・エコノミー」という語が成立する余地はまったくなかったのである。⁽⁵⁾

「ポリティカル・エコノミー」という言葉は、一七世紀頃からヨーロッパに現れるようになるが、アダム・スミスが「重農主義者」と呼んだ一八世紀フランスのフィジオクラートが「エコノミー」を語り始めたことから、一気に広まる。⁽⁶⁾ フィジオクラートは、当初、自分たちを「エコノミスト economists」と呼び、自分たちの学問を「経済科学 science économique」、後に「フィジオクラシー physiocratie」と命名した。「自然 physio」の「支配 cratie」という語義が示しているように、フランス革命前夜の人為的な統治体制によってがんじがらめになったフランス社会の中に動く新しい時代へのうねりを、彼らは「エコノミー」と呼んだのである。この学派の祖師であるF・ケネー(二六九四―一七七四)は、公的なポリティクスの内部に流れる新時代へのまとまりをもった動きを、一枚の表にして国王に献呈

した。それは「経済表 tableau économique」と呼ばれ、フランスの生産・流通・消費の総体的な循環運動を示すものであった。⁽⁷⁾

「エコノミー」は、「ポリティクス」の体内で生成している循環的活動として概念されたのである。「動き」であるから、それ自体では掴みようがなくとりとめのないものであり、何らかの「ポリティクス」の枠内にあつて、「ポリティクス」によつて形が与えられるものである。一步踏み込んで言えば、「エコノミー」は、「ポリティカル・エコノミー」として存立するほかないものである。すでに何らかのポリティクスによつて形態規定された眼前の「ポリティカル・エコノミー」に、課税という新たな「ポリティクス」を外側からぶつけてみたときに、当該の「ポリティカル・エコノミー」はどう動くか。丁度、物質の構造的性質を調べるときに外的な振動や圧力のようなストレス・テストを加えるように、リカードウは、「政治経済」に「課税」を衝突させることによって、「政治経済の原理」を析出したのであった。

「エコノミクス」と言うとき、研究対象としての「エコノミー」が外側に客観的に立ち現れてくるが、そのばあいの「エコノミー」は、一方で、「科学」されるものとして固定化された「エコノミー」であり、他方で、「ポリティカル・エコノミー」から「ポリティクス」が剥離させられた抽象的な「エコノミー」である。本稿は、このような固定的で抽象的な「エコノミー」ではなく、「課税」に対面させたりカードウの「ポリティカル・エコノミー」にもう一度立ち帰って、現代社会における「租税原則」の意味を探つていこうとするものである。

Ⅱ. 租税原則の問題圈

リカードウ(一七七二―一八三三)は、スミス租税論からの理論的脱却を図る叙述の中で、課税に際して心がけるべきいくつかの定言を書き記している。とはいえ、明示的に租税原則論を展開しているわけではない。そこで本節では、租税原則を語るばあいに必ず参照基準とされる、A・スミス(一七二三―九〇)とR・A・マスグレイブ(二九一〇―二〇〇七)の租税原則論を取り上げ、「公平」「中立」「簡素」という諸原則が今日の租税論において占める理論的布置を、両者の対比を通して考えてみることにしよう。

スミスは、『国富論』の「租税論」冒頭で、「租税一般に関する四つの原則」を論じている。すなわち租税は、①収入に比例した公平なものであり、②誰が見ても明確で恣意性の入り込む余地がなく、③徴集に当たっては納税者の便宜が十分配慮され、④徴税コストは極力低く抑えられるべきだ、と述べている。後に「公平」「明確」「便宜」「徴税費の節約」として知られる、租税徴集上の四つの留意点である (cf. Smith, 825～26)。

他方、マスグレイブは、『財政学』において、望ましい租税構造のための以下の六つの「要件」を摘記している。すなわち、①租税負担が「公平的」で「公正な分担」であること、②「経済的な決定への干渉」を最小化し、効率的な市場への干渉がもたらす「超過負担」を最小化するような租税が選択されるべきこと、③投資意欲を促進するように租税体系の公平への干渉を最小にすること、④課税対象の安定と成長のための財政政策が容易になるような租税構造であること、⑤公正で非恣意的な税務行政と納税者が理解しやすい租税体系であること、⑥税務執行と応諾の費用が低いこと、という六項目である。そしてそれに続けて、「良い租税体系は公平、効率および行政の容易さに適合す

るようにデザインされるべきだ」と述べて、今日の租税三原則のほぼ下敷きとなるような叙述を与えている(Musgrave, 235~36)。

スミスの四原則とマスグレイブの六項目を単純に対照してみれば、スミスが基本的に租税支払者 tax payer の目線から「原則 maxims」を組み立てているのに対して、マスグレイブの「要件 requirements」が租税徴集者 tax collector の目線からのものであることが、まず指摘されるだろう。そして、スミスの①とマスグレイブの①が「公平」原則に照応していること、スミスには明示されていない「中立」原則がマスグレイブでは②③④として独自に項目立てされていること、またスミスの②③④がマスグレイブの⑤⑥に「簡素」原則として整理されていること、が指摘されよう。これらの相違点を、両者の間に横たわる二〇〇年の歴史的推移を踏まえて考察するならば、「公平」「中立」「簡素」のそれぞれの原則について、以下のような理論問題を提起することができるだろう。

まず、「公平」に関して。両者の「公平」が、まったく異なる土俵の上で語られていることが指摘されなければならない。スミスが生きた一八世紀はもちろんのこと、一九世紀においてすら、租税支払は基本的に一部の富裕者を対象とするものであった。⁽⁸⁾すなわち、スミスにおける「公平」は、公共的な義務と責任を負うべき富裕者の能力に応じた「公平」な責任分担への要請であり、それに応じることが「所有」の確立と結びつく時代に唱えられた租税原則だったのである。

他方、二〇世紀のマスグレイブにおける「公平」は、階級社会が事実上解体していき、「国民」がひろく租税支払者として登場してきた時代の、受益に応じた「公平」な負担への要請である。すなわち、「垂直的公平」への大枠における進展の上での「水平的公平」論であり、「垂直的不公平」を暗黙の前提としたスミスの「水平的公平」論とは、

置かれた社会状態をまったく異にするものなのである。世界史的レベルで見れば、今後、「垂直的公平」は、単に「所得」だけでなく「資産」についても、基本的にはさらにいつそう進展していくことが遠望され、今日の「水平的公平」や「世代間公平」の議論も、大局的にはこの方向を踏まえた上での公平論として展開される他ない、と考えてよいだろう。

次に、「中立」について。マスグレイブにおける「中立」原則の定式化は、スミス以後の地球的な規模での世界経済の拡大を背景に主張されたものである。マスグレイブは、A・H・ワグナー（一八三五～一九一七）が一九世紀の「公的支出費の上昇」を見通して、国民経済の発展を阻害しないような課税への「社会的配慮」を立言したことを高く評価し紹介している（Musgrave, 142）。もちろん、「政治」から「経済」を分離させ、「エコノミー」への「ポリティクス」の浸潤の防遏によって国富増大を企図したのが他ならぬスミスであったことを想起するならば、ワグナーやマスグレイブが唱えた「中立」原則はスミスも含む経済学者にとって不動の一貫したテーマであった、とも言えるだろう。とはいえ、「エコノミー」への「ポリティクス」の干渉の排除は、エコノミストにおいて侵しえない不文律として必ずしも常に聖別されてきたわけではない。例えばマスグレイブにおいても、確かに一方では、「経済的決定に対する干渉」を小さくすることによる「効率的な市場」の確保が説かれてはいるが（Musgrave, 235）、同時に他方では、もし市場が不完全なばあいには「中立」原則は妥当しない、と語ることも忘れられてはいない。効率的な状態の市場に新たに導入される租税は中立的であるべきだという命題は正しいとしても、すでに歪んでいる市場を匡正するために導入される租税が中立的であるべきだということにはならない、とマスグレイブは述べている（Musgrave, 324）⁽⁹⁾。「市場」が超歴史的に万能でありえないことは、マスグレイブにおいても自明だったのである。

最後に、「簡素」について。租税支払いがひろく「国民」全般に普及した今日、租税負担を嫌悪する義務感なき一般大衆の直接的感情を土壤にして、租税徴集システムの「簡素」の原則は、問答無用であるかに見える。批判の鋒先は、租税徴集機構ばかりでなく、租税支出項目である立法議員の歳費・官僚機構の経費等々を経て、政府機構全体にまで及びつつあることは、今日、周知のところである。

この現象は、マスグレイブがその第五番目の項目で、「租税体系は公正かつ非恣意的な税務行政を可能にし、納税者に理解されうる understandable ものであるべきだ」(Musgrave, 235) と述べていたことと、併せて考えてみる必要があるだろう。この言葉は、納税者が「理解」できるように租税体系の公正と税務行政の非恣意性が確保されなければならない、と読めるわけだが、「簡素」化によって深められた納税者の課税機構全体への「理解」は、必ずしも一方的に政府規模縮減に向かうとは限らない。そもそもスミスは、「徴税費の節約」について、「すべての租税は、人民のポケットから取り立てるにせよ、また収入がポケットに入らぬようにしてしまいうにせよ、それらの分と国庫に入る分との差が、できるだけ小さくなるように工夫すべきである」(Smith, 826) と述べて、徴税費用を、国庫と私的収入の「差」という相関関係の位相の中で問題設定していた。今後、税務行政から国家機構全体へと視野を広げていく納税者の「理解」の深まりとともに、「簡素」の原則は、どのような「政府」をつくるかという議論(それは場合によっては政府規模の拡大も含みうる)の中で模索されていく、と考えられる。

スミスからマスグレイブに至る約二〇〇年の間に、租税原則論は、 $\hookrightarrow$ 租税論 $\hookrightarrow$ から $\hookrightarrow$ 課税論 $\hookrightarrow$ へとシフトした。また、租税支払いの大衆化と増大する財源確保のための経済発展への期待は、「公平」原則が置かれた土俵の転換と「中立」原則の比重の増大、そして「簡素」原則における新たな論点の胚胎という、諸局相を展開させつつある。で

は、発展的状态から安定的状态に移行する様相を見せつつある今日のエコノミーの中で、「公平」「中立」「簡素」の三原則は、それぞれの議論の軸足をどのように移動させていくだろうか。この点を、リカードウ課税論という、経済学のもう一つの古典の篩の目を潜らせながら考えてみることにしよう。

Ⅲ・リカードウ課税論の表層

リカードウの課税論は、モルト税やタバコ税や農業用馬税や、あるいは所得税のような、当時の具体的な税收項目に触れることはほとんどない。また、地租・消費税・関税を基幹とする歳入構造そのものを直接検討することもなく、まとまった租税原則が示されることもない。リカードウが論じたのは、「課税」という政治的制度が、金流出制限や穀物輸入制限のような制度的障害と同じように、一国の富と労働にとってマイナスになる、ということであった。それとの対比で言えば、「機械の発明」は、一国の富にとって明らかにプラスに作用する。「課税」と「機械」が「富」と「価値」への作用において対極にあることについて、リカードウは次のように語っている。

「国内製造業を物質的に改良する機械の発明は、つねに貨幣の相対価値を引き上げ、それゆえ貨幣の輸入を促進する傾向がある。これに反して、すべての課税、つまり諸商品の製造業者あるいは栽培業者に対するすべての障害の増加は、貨幣の相対価値を引き下げ、それゆえ貨幣の輸出を促進する傾向がある。」(Ricardo, 214)

課税がエコノミーの障害である、と考える点では、リカードウもまたマスグレイブと同様に、基本的にスミスをひき継いでいる。リカードウの課税論が特筆されるのは、スミスが先鞭を付けた「富」というエコノミーの領域を、その原理である「資本」を中心にしてさらに立体的に組み上げていったことにおいてである。リカードウは、「富」の

いわば主体的本質である「資本」に課される租税が回避されるべきことについて、こう言明している。

「政府の政策は、人民の中に資本と所得を増加しようとする気質を奨励するものであるべきで、資本に不可避にかかってくるような租税は決して課すべきではない。というのは、このような租税を課することによって、それは労働維持の元本を減損し、そしてそれによってその国の将来の生産を減少させるからである。」(Ricardo, 153)

回避されるべきだと言いながら、次節で論じるように、結局は租税が資本にもかかってくる、とりカードウは考えている。とはいえ多くの人が指摘するように、リカードウ課税論のもっとも目に付く議論は、租税がすべて商品価格に転嫁されて消費者の「収入」によって支払われる（したがって「資本」に直接かかってくることはひとまずない）、と押さえる点にある。すなわち、スミスにおいては、農業部面に課税されたばあいには、農業者は地代支払いの際にその租税分をあらかじめ差し引いて地代を支払うから農産品価格が上昇することはない、と論じられていたが、これに対してリカードウは、農産品を特別扱いせず、租税はすべて商品価格を上昇させるという、全面的な価格転嫁論を対置させたのであった。

「原生産物に対する租税は、地主によって支払われることはないだろう。農業者によって支払われることもないだろう。そうではなくて、それは、増加された価格のかたちで、消費者によって支払われるだろう。」(Ricardo, 157)

スミスは、租税は最終的な支払い源泉である純生産物を産む土地に直接賦課すべきであると主張したフィジオクラートの土地単一税に、単純に与することはなかった。しかし、租税による農産品価格の上昇を否認することによって、結局は、フィジオクラートと同じ結論（地代による租税支払い）に陥っているのではないか、とりカードウは批判的にスミスを眺めている。賃金税を例に取って、リカードウは次のように論じる。スミスによれば、賃金税によって製

造品価格は上昇しても農産品価格は上昇しないことになるから、価格上昇した製造品による賃金の上昇がさらに製造品価格を引き上げ、こうして、「まず賃金の財貨に対する、次に財貨の賃金に対する作用・反作用は、どんな指定されうる制限もなしに繰り広げられる」ことになり、結局は、「地主だけにこれらの租税の全負荷がかかってくる」という「馬鹿馬鹿しい結論に導く」ことになる、と (Ricardo, 224~25)。このようなアンバランスを避けて、リカードは、租税が農産品も含めたすべての商品価格を上昇させるという全面的な租税転嫁論を展開したのであった。

「必需品であれ奢侈品であれ、すべての商品に対する課税は、貨幣が不変の価値のままであれば、それらの商品の価格を少なくとも租税と同額だけ引き上げるだろう。」 (Ricardo, 243)

リカードは、「租税は最初に不公平でないかぎり決して不公平にはなりえない」 (Ricardo, 186) と述べているように、価格転嫁プロセスの無差別性を評価している。この評価の主張が、市場の「中立」性の観念と結びつき、租税の「中立」原則に繋がっていくことは、容易に予測されるところである。なるほどリカードは、以下のように、市場(価格プロセス)の自由は必要とする人に資本をもつとも有効に配分する、とも述べている。

「一般的繁栄のためには、あらゆる種類の財産の譲渡および交換に対してあまりにも多くの便宜が与えられすぎることとはありえない。というのは、このような手段によってこそ、おそらくあらゆる種類の資本が、その国の生産物の増加にもつとも有効に資本を使用する人々の手に入り易くなりそうだからである。」 (Ricardo, 154~55)

しかし、市場の放任こそが「資本」の有効配分に通じると読めるこの記述が、特定の所得を特別に狙い撃ちにするような課税対象の選択は避けられるべきだという文脈の中で述べられていたことには、十分に注意しておく必要がある。リカードは、スミスが推した敷地地代や公債利子への特別税は、たとえ道徳的・心情的な支持が得られるとし

ても、「公正」という点で好ましくない、と述べて、こう反対している。

「アダム・スミスは、敷地地代を課税のために特に適した物件とみなしている。……これらの租税の効果が、アダム・スミスが述べたようなものであることは認められなければならない。しかし一社会のある特定階級の収入に排他的に課税するのは、確かに非常に不公正 *unjust* であろう。国家の負担はすべての者によつて、その資力に比例して担われるべきであろう。」(Ricardo, 203～4)

そしてリカードウは、原生産物に対する租税は賃金を引き上げることによつて利潤を引き下げるが、地主や公債所有者のような「固定的所得」の享受者の所得は無税のままにしておかれるから不公平である、という批判に対して、もしそのような不公平が生じているのであれば、相殺税を課して事後的に調整すればそれでよいではないか、とも述べている。価格プロセスが潜在させる「不公平」性を、リカードウは明瞭に察知していたのである。

「もしも租税の作用が不公平ならば、立法府は、土地の地代および公債の配当金に直接に課税することによつて、それを公平にすべきである。そうすることによつて、各人の私事を詮索したり、自由国の慣習と感情にもとる権力を収税吏に与えたりするという、いまわしい手段に訴える不便なしに、所得税のすべての目的は達せられるであろう。」

(Ricardo, 160～61)

以上を通して読み取れることは、リカードウが価格転嫁プロセスを支持するのは、経済的な「公平」性がもたらされるからというよりも、その無差別性によつて「所有」に対する政治的な「中立」性が確保されるからだ、ということである。各人の私事の詮索をひき起こし「所有」侵害に繋がる恐れがある課税対象の事前的な選択は回避されるべきであり、その前提の上でこそ資本も有効に配分されうる、というのがリカードウの基本認識だったのである。

では、租税額分だけ商品価格を上昇させるという価格プロセスは、「資本」にどのような作用を及ぼすのだろうか。「ポリティカル・エコノミー」に「課税」をぶつけたとき、農業部面であるか製造業部面であるかを問わず被課税商品の価格上昇が生じるとリカードウは押さえたが、この全面的な租税転嫁論と資本配分プロセスとの関連はどう捉えられていたのだろうか。節を改めて論じよう。

IV・リカードウ課税論の深層

リカードウが『原理』の表題を、スミスのように「租税[Taxes]」でなくて「課税[Taxation]」としたことは、リカードウが租税を、租税支払者ではなくて租税徴集者の目線から論じていたことを伝えている。とはいえ、租税はひとまずすべて価格に転嫁されると捉えられており、また課徴に際しての課税項目の選別は厳しく拒けられているのだから、租税徴集者の出る幕はない。これは、リカードウにまとまった租税原則論がない理由でもある。

確かにリカードウは、課税の選択を退けて価格転嫁プロセスに依拠すべきだ、と述べている。しかし、上で見たように、そのばあいにはリカードウが語ろうとしているのは、課税選択によって資本配分に人為的な影響をもち込むよりも価格転嫁プロセスが具えている無差別性に依拠する方が（所有への侵害が回避できるから）ベターである、といういわば政治的な理由であって、価格プロセス（市場）が資本の最適配分をもたらすという経済的な理由では必ずしもなかった、ということである。むしろ、逆に、価格プロセスの経済的攪乱についてさえも、リカードウは語っている。例えば、リカードウは、賃金税のようにすべての商品に一律にかかってくる租税は、諸商品の相対価値を修正するために立法府の意図とは異なる「間接的效果」をもたらす、と述べている。各事業部面の固定資本と流動資本の構成比

率の相違が、租税賦課に対して異なった比率で商品価格を上昇させるからである。リカードウ課税論において市場は、資本配分に作用する能動的な原因というよりは、むしろ受動的な結果というべき位置も占めているのである。

「課税が、すべての商品の価値に同じ比率で作用して、それらの商品を従前どおり同じ相対価値に保つように公平に適用される、ということは決してありえない。それは、しばしばその間接的效果のために、立法府の意図とは非常に異なつて作用する。」(Ricardo, 239)

租税は市場において商品価格に転嫁されるが、その際、既存の資本構成に応じて価格の上昇率に歪みが生じてくる、と言うのである。リカードウ課税論における市場は資本配分の原因というよりも受動的な結果である、と述べた所以である。このような立論がもつ意味は、J・B・セイ(一七六七―一八三二)に対するリカードウの批判を通して、より明瞭に理解できるだろう。

周知のように、リカードウは『原理』の随所で、セイの『需給説』を批判して『生産費説』を主張している。セイは、租税によつて商品価格が上昇するが、租税の全額が商品価格に転嫁することはない、なぜならば、あたかも「発射する弾丸に作用すると同時に後退させる銃身にも作用する火薬の力」のように、商品価格が上昇すれば、商品需要が萎縮しそれに応じて商品供給も縮減してしまうからであり、したがって、租税は消費者にかかるだけでなく、供給を縮小する生産者にもかかってくる、と述べた(Say, 1018)。これに対してリカードウは、確かに個々の商品に関してはセイの言う通りだが、一国のレベルでは商品需要と商品供給が全体として減少するとは必ずしも言えず、租税は商品価格に転嫁され消費者によつて支払われるという理論枠は堅持され、『需給説』でなく『生産費説』が貫徹することになる、と反論したのであった(cf. Ricardo, 243, 383)。

この議論は、以下の引用文と併せて読まれるべきだろう。すなわちリカードウは、こう述べている。もし租税賦課が、利潤税のように全商品に及ぶものであるならば、全商品の価格が全般的に上昇し、すると、消費者はお互いに価格上昇した商品を購入し合うことになるから価格上昇分は相殺されてしまい、それゆえ価格に転嫁した租税は消費者によつては支払われえないことになってしまう、と。

「もし彼らがすべて、利潤に関する租税の引き当てのために彼らの財貨の価格を引き上げることができるとすれば、彼らはすべてお互いの商品の消費者なのだから租税はけつして支払われえない、ということは明らかである。というのは、もしすべての者が補償されるのならば、いったい誰が納税者となるのであろうか？」(Ricardo, 226)

リカードウは、租税を価格に転嫁し消費者によつて支払われるという市場プロセスが機能麻痺することに、言及しているのである。セイのばあいには、租税による商品価格の上昇は商品の需要と供給を縮減させ資本移動をひき起こすというように、市場はあくまで有効に機能する能動的な主体として語られていた。これに対してリカードウのばあいには、租税を商品価格に転嫁させるという点では市場は有効に作動するのだが、しかし、そのような商品価格への転嫁が進行し価格転嫁が全面化するにつれて市場の効果は逆に希薄となっていき、ついには消費者によつて租税が負担されえなくなってしまう臨界点の出現を迎えるに至る、と語られているのである。リカードウにおいて「生産者」が登場するのは、まさにこの地点においてである。市場における需要と供給の減少を直ちに「生産者」による負担へと結びつけるセイの平面的な議論とは違って、リカードウは、需要も供給も減少せず租税が価格に転嫁されるという枠組みは動かさずにおいたままで、「消費者」による租税負担の不可能（生産者による租税負担）を出現させるのである。リカードウの下では、「消費者」と「生産者」はセイのように同一平面に横並びしているのではなく、価格プロ

セスのいわば表層と深層に位相を異にして配置されていると言えよう。租税は生産者の「資本」と消費者の「収入」によって支払われると述べた、『原理』課税論の冒頭章（第八章）の以下の一文は、この論脈で理解すべきだろう。

「租税は、一国の土地と労働の生産物のうち、政府の自由処分任に任される部分である。そして究極的には、その国の資本か収入のどちらかから支払われる。」(Ricardo, 150)

リカードウは、機能麻痺する市場を見据えているのである。そのようなリカードウの視座は、恐らく、彼の歴史認識と結びついている。リカードウは、『原理』第四章「自然価格と市場価格について」において、市場価格が自然価格を下回れば資本が移出し、自然価格を上回れば資本が移入してくるという、資本移動を伴う価格プロセスの「原理」（これは資本配分にも通じていく）について詳述していたが、その際、「活動的である」はずのこの「原理」が作動せず「資本家」が「自分の場所」をまだ見つけられずに混迷している「例外」的な自らの時代について、次のように語っている。

「資本を各事業にまさに要求される額だけ配分する原理は、一般的に想定される以上に活動的であることを認めざるをえない。……「しかしながら」現在、この所見の正当さに対する例外の一つであるように思われる。戦争の結果、以前ヨーロッパに存在していた雇用の分割をあまりにも攪乱したので、どの資本家も、今必要になった新たな分割の中に自分の場所をまだ見つけていないのである。」(Ricardo, 90)

「ポリティカル・エコノミー」に「租税」という「ポリティクス」をぶつけてみることを通して、「ポリティカル・エコノミー」が表層の「収入」の領域の深層に「資本」の領域を並走させていることを、リカードウは以上のようにして抉り出すのであった。その際、両層の間を走り抜けていく価格プロセスが展開する場としての「市場」は、資本

に対する能動的な外貌をもちつつも、実は、既存の投資構造に深く捕らえられた受動的なものでもあった。しかもまた、租税の商品価格への転嫁が全面化していったいわばその絶頂において租税転嫁の不可能に急転するという叙述展開の中に、われわれは、中立的で無差別的な価格プロセスの中に潜在する 市場停止 へのリカードウの視座を読み取った。市場が機能麻痺し資本が低迷の様相を見せている今日の「ポリティカル・エコノミー」を考える上で、リカードウ課税論の理論的可能性は大きいと言えるだろう。

V. 今日の租税原則論

租税原則は、それ自体が歴史的産物であり、各原則の課題はもとより、どの原則に比重が置かれるかも、時代とともに移り変わっていく。もちろん、マズグレイブが述べたように、課税の実際においては、「公平が行政上の複雑さを必要として中立性を妨げるかもしれないし、また、租税政策の調整のための利用が公平を妨げるかもしれない」から、諸原則間の「トレード・オフ」は免れようがないだろう (Musgrave, 235)。しかし、そうしたことは、複数の「原則」が存在する以上は避け難いことなのであって、だから重要なことは、それぞれの原則が担ってきた歴史的経緯を押さえ、現代における三原則の重心の在りかの再確定を通じて、適切な組み合わせを選び取っていくことであろう。リカードウの時代と同様に 資本混迷 の様相を見せる今日、三原則はどう読み解いていったらよいだろうか。

まず第一に、「公平」の原則についてである。すでに述べたように、階級社会の世界史的解体とともに、今後、「垂直的公平」のさらなる進展が予想される。とはいえ、そのことは、必ずしも「水平的公平」の進展に直結するものではない。「垂直的不公平」の解体は、これまで階級社会の中に封じ込められてきた所得と資産の格差を一気に社会の

表面に噴出させ、「水平的」な格差⁹を（目に見えるレベルで）拡大させることもありうるからである。今日の「公平」原則は、「公平」と「不公平」がこのように交錯する中で問われているのである。

その際、「公平」であるか「不公平」であるかという基準から、「不公平感」がないかあるかという主観的な基準に、「公平」についての人々の関心が比重を移しつつあることにも注目しておきたい。確かに、今日、「公平」であるか「不公平」であるかは結果であつて、スタートラインにおける「条件」の平等があれば結果の不平等は自己責任として引き受けるべきだという心情が、若者を中心にひろく行き渡りつつあるのが観察される。かつて封建社会では、租税支払い義務を遂行する一部の富裕者に限られていた「所有」と「自由」の観念が、いまや大衆化し国民一般のレベルに（主観的にせよ）着床しつつあるのである。

この傾向は、情報通信技術の飛躍的な発展とともに、間違いなく加速・増幅されていくだろう。各個人のレベルだけでなく、相続時の世代間レベルでの「条件」の格差に対しても、「不公平感」を嫌う厳しいチェックの視線がサイバー空間を飛び交うことになる。特定の諸個人（もしくは一族）による「条件」の独占がますます困難になっていく社会的雰囲気の中で、今後の「公平」原則は問われていくことだろう。¹⁰

第二に、「中立」の原則について。市場は必ずしも「市場の不完全性」を是正することができない、というマズグレイブの立言については、すでに論じた。したがって、ここから、例えばP・サミュエルソンのように、「市場」の外側に「倫理」的な規準を設けて、「再分配」による「社会的福祉」の改善を立言するのも、一つのスタンスではあるだろう。¹¹しかし、リカードウのように、すでに何らかのポリティクスによつて潤色されたポリティカル・エコノミーの内側に踏み留まり、エコノミーそのものの機制を明らかにしようとする理論態度もまた、一つのスタンスであ

りうるだろう。

この点に関連して、最近頻繁に耳にするようになった「死荷重 deadweight loss」という概念に注目したい。この概念は、租税によってひき起こされる市場の非効率性がもたらす追加的な超過負担のことだが (cf. Krugman, 2005 [2004], p.102; 訳二四頁)、「死」という語を含むためもあってだろうか、財政学の分野を除けば、サミュエルソンが『経済学』第八版 (一九七〇年) でこの語の記述を大幅に拡充したのを例外として (cf. Samuelson, 1970 [1955], p.438; 訳七四四頁、および Samuelson, 1967)、経済学の教科書で議論されることはほとんどなかった。しかし、ここ十年位の間に状況が一変して、今日では、ミクロ経済学のほとんどの教科書で、「中立」原則に結びつけて「死荷重」が論じられるようになってきている⁽¹²⁾。

動く車両は停止時に死重 (dead weight) を顕在化させるのだが、市場が機能麻痺し資本の停止もしばしば表面化している今日、この概念が脚光を浴びているのは偶然ではあるまい。今後、「中立」原則は、ポリティカル・エコノミーを真正面から問題設定するリカードウのスタンスを範としつつ、動く資本の「重さ」の析出という新しい理論領域を開拓させていくかもしれない⁽¹³⁾。

第三に、「簡素」の原則に関連して。すでに指摘したように、マスメディアがこの原則を納税者の「理解」と結びつけて把握していたことは、「簡素」原則が「政府」形成の議論へと進展していく可能性を暗示している。かつてJ・J・ルソーは『社会契約論』において、「政府」を、主権者と人民の「中間団体」として掴み、《主権者・政府・人民》という連比の喩えによって、「臣民と主権者との間にその相互の交通のために確立され、法の執行と市民的・政治的な自由の維持を負う中間的な団体」としての「政府」を問題設定しようとした (Rousseau, 1971 [1762],

pp.539～42; 訳八二～九〇頁)。またJ・A・シュンペーターは『資本主義・社会主義・民主主義』の中で、主権の行使を、立法議員を選挙する権利と、行政を担当する内閣を組織する権利とに分け、通常の《前者↓後者》でなく《後者↓前者》へと手続きをあえて逆転させることによって、「民主主義」の実質化を図ろうとした(Schumpeter, 1942, p.269; 訳四二九～三〇頁)。

今日のポリティクスの課題が、もはや単なる政治権力の位置の交代だけではなくて(もちろんそれは決定的に重要ではあるのだが)、行政の実行組織としての官僚制度の改編も含む、政府機構全体に多層的な改革の意思決定をいかに現実的に刻み込んでいくにあることは、ひろく痛感されるところとなっている。ルソーやシュンペーターが語った「政府」が、いまや根底的に重要な課題として照明を浴びようとしているのである。

今後、「簡素」の原則をめぐる議論は、行政コストと政府規模の縮小の方向だけでなく、納税者の政府についての「理解」をより深化させるような情報収集力の向上の面でも展開されていくと予想される。建て前としての情報公開に守られつつ、行政当局の下に一括集中している原データを、望ましい政府の内実と規模を照らし出すように仕分けし実効ある政策資料へと仕立て上げていけるような、より良質な政府情報としていかに引き出してくるかという、納税者の情報請求能力が問われることになるだろう。⁽¹⁴⁾

スミスの時代以来、租税原則が置かれた歴史的位相は大きく変動し、今日なお変動しつつある。「公平」原則が対象とする社会的基盤は大衆化し、新たな次元での「所有」の確立が出現した。エコノミーの無限の増大に支えられた市場原理の下での「中立」原則は、頻発する「市場の不完全性」に直面して、ポリティカル・エコノミーの「重さ」そのものを問題の中心に据えて再考される気配を見せている。「簡素」原則は、行政規模の縮小のみを追求する矮小

な枠組みから、「政府」全般に関わる租税情報の「理解」の深まりへと、言説の重心を移しつつある。本稿は、エコノミーとポリティクスの再組織を課題としてきた経済学の古典の眼を通して、今日のそのような萌芽的な動向の一端を書き留めようとしたものである。

(1) 本稿でテキストとして用いるのは、Ricardo (1951[1817])、Smith (1976[1776])、Musgrave (1980[1973])、および Say (2006[1803]) である。煩雑を避けるため、これらの著書からの引用に際しては、(Ricardo, ×××) (Smith, ×××) (Musgrave, ×××) (Say, ×××) のように略記して示すことにする。尚、文中、(……) は中略を示す。傍点および「」は、すべて筆者のものである。

(2) 諏訪園、二〇一一、一四～一五頁。

(3) 佐藤、二〇〇六、三～四頁および一四頁参照。

(4) 馬場啓之助は『経済学原理』の「訳者解題A」で、こう述べている。「マーシャルは、一方において経済学の基本的な問題は経済社会の有機的成長の過程を説明することにあると確信しながら、他方においては経済分析に新しい数理解析的な用具を導入し、純粹理論を展開する道を開いた。古典派の political economy に代えて economics という概念をはじめてつかったのは、マーシャルであった。」(馬場、一九六五、二九六頁)

(5) 「公的領域と私的領域、ポリスの領域と家族の領域、そして共通世界に関連する諸活動と生命の維持に関連する諸活動——これらそれぞれ二つのものの間の決定的な区別は、古代の政治思想がすべて自明の公理としていた区別である。……古代の思想に従えば『政治経済 political economy』という用語は用語矛盾であった。」(Arendt, 1958, pp.28～29; 訳四九～五〇頁)

(6) Robert, 1978, p.600、および、小林昇、一九八九、八六頁を参照のこと。

(7) したがって「エコノミー」は、後の時代に考えられているように、単に流通や市場の分野に限定される概念ではなかった。試みに手近の英和辞典をひいてみれば、‘the economy of nature’や‘the economy of plant’という用例が出てくる。前者は、「自

自然界の理法」と訳され、後者は、植物が花をつけ・実を結び・種子が地に落ち・芽が出・茎が伸び・葉が茂り・花が咲くという植物の生命循環の意味であり、いずれも「自然の摂理（秩序だった動き）」に近い意味でこの語が使用されていることを伝えている（研究社、一九六〇年、五四九頁）。

(8) 例えば、W・ピットが一七九九年に戦費調達のために創設した「所得税」は、納税者が人口の三パーセント、納税総額の九割近くが所得額二〇〇ポンド以上の中産階級（人口の〇・七五パーセント）に賦課されたものであったし（佐藤、二〇〇六、一二頁、三五頁）、同様に、日本における明治二〇年創設の所得税も、年所得三〇〇円以上の高額所得者一二万人に賦課されたやはり富裕者税であった（高木、二〇〇七、一七～二〇頁）。

(9) 「超過負担を避けるために租税は中立的でなければならない」という命題は、租税が存在しなければ効率的な市場に租税が導入されるという仮説に立脚している。民間部門における市場の不完全性 market imperfections を是正するために租税が利用される場合には、中立性が望ましいという考え方は当てはまらない。」（Musgrave, 324）

(10) アメリカのジャーナリストであるB・フェイラーは、ルーズベルト大統領の「四つの自由」（言論の自由・信仰の自由・飢餓からの自由・恐怖からの自由）に加えて、インターネットやウェブサイトへの自由で束縛されない「つなぐ自由」を「第五の自由」と呼び、ネット世代の匿名の横の繋がりが二〇一一年のエジプトのムバラク政権倒壊に与えたインパクトをルポルタージュしている（Feiler, 2011, pp.137～38）。

(11) 「倫理体系それぞれの立場から言っても、再分配をはかる税制によって社会的福祉を改善したほうがよいということになりそうだ」（Samuelson, 1980, p.436; 訳四九一頁）。サミュエルソンはまた、「環境や安全性にかんする政府による統制規則は、……慣習的なGNPにおいて失うものをNEWにおいて取得する」とも述べて、「NEW（経済純福祉）」という規準による「政府による統制規制」にまで踏み込んだ議論もおこなっている（ibid, p.748; 訳八五〇頁）。

(12) 例えば、ステイグリッツは『ミクロ経済学』の第二版（一九九七年）と第三版（二〇〇二年）の間で、「死荷重」についての記述を大幅に拡充している（Stiglitz, 2002, pp.206～7; 訳一九八～二〇一頁、cf. Stiglitz, 1997）。バンキューに至っては、「死荷重」の概念が、図表を使って丹念に解説されるだけでなく、関税や独占のようなより応用的なレベルでも展開・検討さ

れ、さらにはインフレーションとの関連でマクロ経済学の領域においてさえ取り上げられているほどである (Mankiw, 2004)。
 (13) 古典経済学の研究においても、例えば羽鳥卓也が、ナポレオン戦争後の穀物輸入をめぐるマルサスが示した物価下落の「重い負担 (deadening-weight)」への懸念に着目していることを、紹介しておこう (羽鳥、二〇一二、九頁)。
 (14) 伊藤正純は、スウェーデンにおける租税制度への国民の信頼度の高さが租税情報の可視化 (「見える化」) と結びついていることを、二〇クローナ (約三〇〇〇円) ごとに区切られた階層別の税負担率の一覧表や年齢別の負担・受益を一望表示する図表データのような、実際に作成しうる情報公開資料の具体的な紹介を通して、解明している (伊藤、二〇一二)。

参考文献

- Arendt, H. (1958), *The Human Condition*, The University of Chicago Press, Chicago & London; 志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫、一九九四年。
- Feiler, B. (2011), *Generation Freedom: The Middle East Uprisings and the Remaking of the Modern World*, New York, Harper Perennial,
- Krugman, P. & Wells, R. (2005[2004]), *Microeconomics*, 2nd edition, Worth Publishers, New York; 大山道広他訳『ミクロ経済学 [第二版] I・II』東洋経済新報社、二〇〇七年。
- Mankiw, N.G. (2004[1992]), *Principles of Microeconomics*, 3rd edition, Thomson; 足立英之他訳『マンキュー経済学 [第二版] I・II』東洋経済新報社、二〇〇五年。
- Marshall, A. (1920[1890]), *Principles of Economics*, 8th edition; 馬場啓之助訳『経済学原理』I～IV、東洋経済新報社、一九六五年。
- Musgrave, R.A. (1959), *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*, New York, Toronto, London Book Company, Inc.: McGraw-Hill; 大阪大学財政研究会訳『財政理論』全三冊、有斐閣。
- Musgrave, R.A. & Musgrave, P.B. (1980[1973]), *Public Finance in Theory and Practice*, 3rd edition, New York: McGraw-Hill

Book Company; 木下和夫監訳『財政学』Ⅰ～Ⅲ、有斐閣、一九八三～八四年。

Ricardo, D. (1951[1817]), *On the Principles of Political Economy, and Taxation*, edited by P.Sraffa with the Collaboration of M.H.Dobb, Cambridge: Cambridge University Press; 堀経夫訳『経済学および課税の原理「リカードウ全集Ⅰ」』雄松堂、一九七二年。

Robert, P. (1978), *Dictionnaire : Alphabétique & Analogique de la Langue Francaise [Petit Robert]*, Société du Nouveau Littré. Rousseau, J.J. (1971[1762]), *Du Contrat Social, Rousseau Oeuvres Complètes*, vol.2, Edition de Seuil, Paris; 桑原武夫・前川貞次郎訳、岩波書店、一九五四年。

Samuelson, P.A. (1967[1955]), *Economics*, 7th edition, McGraw-Hill; 都留重人訳『経済学〔第七版〕』岩波書店、一九六八年)。Samuelson, P.A. (1970[1955]), *Economics*, 8th edition, McGraw-Hill; 都留重人訳『経済学〔第八版〕』岩波書店、一九七一年)。Samuelson, P.A. (1980[1955]), *Economics*, 11th edition, McGraw-Hill; 都留重人訳『経済学〔第十一版〕』岩波書店、一九八一年。Say, J.-B. (2006[1803]), *Traite d'économie politique, ou simple exposition de la manière dont se forment, se distribuent et se consomment les richesses*, éditées par Emmanuel Blanc, Pierre-Henri Goutte, Gilles Jaoud, Claude Mouchot, Jean-Pierre Potier, Michèle Saquin, Jean-Michel Servet, Philippe Steiner et Andre Tiran, Paris: Economica, 2vols; 増井幸雄訳『経済学』上・下、岩波書店、一九二六～二九年。

Schumpeter, J.A. (1942), *Capitalism, Socialism, and Democracy*, Harper & Brothers Publishers, New York and London; 中山伊知郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社、一九九五年。

Smith, A. (1976[1776]), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by R.H.Campbell and A.S.Skinner, Oxford University Press, 2vols; 大河内一男監訳『国富論』Ⅰ～Ⅲ、中公文庫、一九七八年。

Stiglitz, J.E. (1997[1993]), *Economics*, 2nd edition, Norton & Company; 戴下史郎他訳『ミクロ経済学〔第二版〕』東洋経済新報社、二〇〇〇年。

Stiglitz, J.E. and Walsh, C.E. (2002[1993]), *Economics*, 3rd edition, Norton & Company; 戴下史郎他訳『ミクロ経済学〔第三

版』東洋経済新報社、二〇〇六年。

馬場啓之助（一九六五）「マーシャルと『経済学原理』」マーシャル『経済学原理』Ⅰ、東洋経済新報社所収。

羽鳥卓也（二〇一二）「マルサスの戦後不況論」羽鳥他編著『経済学の地下水脈』晃洋書房。

伊藤正純「スウェーデンの税における負担と受益の見える化」『摂南経済研究』第二卷第一・二号、二〇一二年。

岩田規久男（一九九三）『ゼミナール ミクロ経済学入門』日本経済新聞社。

研究社（一九六〇）『新英和大辞典』研究社。

小林昇（一九八九）『ポリティカル・エコノミー』の射程』小林昇経済学著作集Ⅺ』未来社。

佐藤滋正（二〇〇六）『リカードウ価格論の研究』八千代出版。

諏訪園健司編著（二〇一一）『日本の税制（平成二三年版）』財経詳報社。

高木勝一（一九九八）『現代財政学』八千代出版。

高木勝一（二〇〇七）『日本所得税発達史』ぎょうせい。

本間正明編著（一九九〇）『ゼミナール 現代財政入門』日本経済新聞社。

ウィリアム・ペティの租税論

——初期資本主義的性格を中心に——

吉 田 克 己

一 はじめに

ウィリアム・ペティ (William Petty) は、一七世紀のイギリスにあつて、租税現象の近代的把握を基調としつつ、体系的な租税論をいち早く展開したといわれている。

ペティがその生涯を送ったイギリスの一七世紀は、かれの母国イギリスが、外には連続的な戦争をともなう貿易競争を戦い抜きながら、同時に内には内乱、共和政治、王政復古 (Restoration)、名誉革命 (Glorious Revolution) の激動を通じて、いち早く産業革命へとなだれこんでいく基礎を築いた時期に当たっている。また、この時代を租税史的に見るならば、近代的租税の開始期に相当する。^①すなわち、王領地収入・封建的土地保有関係に基づく諸収入・王の特

権とされていた関税収入の三つを支柱としていた中世以来の伝統的な国家収入体系が、一六四二年八月に勃発した内乱を契機として決定的に崩壊し、議会の承認を必要とする租税収入に全面的に依存せざるをえなくなったのである。他方においては、国王に対する封建法上の義務を免れて完全な土地所有権を取得した地主と、貨幣経済の進展にともなう富を貯えた商工業者が増加しつつあった。⁽²⁾ こうした状況下にあつて、ペティは、租税問題に多大の関心を示し、『租税および貢納論』(A Treatise of Taxes and Contributions, 1662)、『政治算術』(Political Arithmetick, 1690) および『賢者には一言をもつて足る』(Verbum Sapienti, 1695) などの著作を公刊した。⁽³⁾

ペティが租税面において取り組んだ課題を要約すれば、イギリスに「租税国家」(Steuerstaat) を実現し、そのための基礎を築くことであつた。そして、その具体的方法として、第一には、租税の根拠、租税負担の配分、租税原則、租税の転嫁などの租税原理に裏づけられた理想的な租税を導出すること、第二には、資本制的生産様式の一層の発展を通じて国富の増大を図ることであつた。⁽⁴⁾

(1) Cf. Stephen Dowell, *A History of Taxation and Taxes in England from the earliest Times to the Present Day*, Vol. II, London, 1884, rpt. 1965, Bk. 1.

(2) 大川政三「租税—租税原則—」(高橋長太郎・林栄夫編『現代の財政理論』春秋社、一九五七年、所収)、一五六—一五七頁。

(3) これらのうち、『租税および貢納論』をもって、租税転嫁論に大きな足跡を残したセリグマンは、「ペティは、租税を主題とする著書を著わした最初の英国学者として有名である」といつてゐる (E. R. A. Seligman, *The Shifting and Incidence of Taxation*, New York, 1899, 5th ed., 1927, rpt. 1969, p. 30. 井手文雄訳『租税転嫁論』〔第一部〕、実業之日本社、一九五〇年、

三七頁)。また、経済学史家ルイス・ヘネーも、「サー・ウィリアム・ペティは、租税に関する英国最初の科学的著者と呼ばれている」と述べている (L. H. Haney *History of Economic Thought*, New York, 1920, rpt. 1923, p.128. 大野信三訳『経済思想史』(上)、而立社、一九二三年、一三一―一四頁)。

(4) 大川政三、前掲論文、一五六頁。

二 資産所有階級の租税負担軽減

イギリスにおいて、内乱下の一六四三年に、オランダを手本とし、海外貿易の保護、国家債務の償還および軍隊の維持を目的として、内国消費税 (Excise) が新たに導入された。⁽¹⁾ この内国消費税は、イギリスにおいて先例のないものであったが、そればかりではなく、それが深刻な社会的影響をもたらし、市民革命を通じて創出された新しい社会関係に連なる根本的な諸問題を提起することとなった。⁽²⁾ そのため、一七世紀のイギリスにおける租税理論上の論議は、この内国消費税の問題に集中した。そうした中で、ペティは、代表的な内国消費税推奨論者として、その合理性を積極的に論証することに努めたのである。⁽³⁾

まず、ペティは、『租税および貢納論』の第五章の冒頭において、「人は公共の平和に浴する分け前と利益に応じて、すなわち自己の資産または富に応じて、公共的経費を貢納すればそれでよい」ということは、一般になに人といえども承認するところである⁽⁴⁾」と述べている。ここに引用したペティの章句は、厳密に言えば、租税配分の基準を説いたものである。しかし、同時に、この章句から、ペティが、国家が人民の資産を保護することによってかれらに与えられる利益の反対給付として租税を根拠づけていることが推知される。すなわち、ペティは、先師トーマス・ホッブ

ズ (Thomas Hobbes) が租税をもつて公共の安全を保護する者 (主権者＝国家) に支払う賃金であるときみなしたように、租税を国家から受ける利益の対価であるときみなしたのである。⁽⁵⁾そして、ペティは、その国家より受ける利益の大小が租税配分の基準となり、その基準にしたがって課税することが公平な方法であると考えたのである。ようするに、ペティは、租税配分の基準において、「租税利益説」 (Benefit theory) をとるのである。しかし、ここで、個々人が国家から受ける利益の大小を、いかなる指標をもつて実際に測定するのかが、問題として残る。この指標を、ペティは、先の引用文から知られるように、個々人の所有する資産または富に求めている。しかしながら、ペティは、その富を「現実的な富」 (actual riches) と「潜在的な富」 (potential riches) との二種類に区別して、「ある人が現実には、そして真実に富んでいるというのは、その人が食べたり、飲んだり、着たり、または他の方法で、实际的に、そして現実的に享受しているものに依拠して富んでいるのである」⁽⁶⁾と述べている。ようするに、ペティは、ここで、消費 (現実的な富) に比例する租税＝富に比例する租税＝国家からの利益に比例する租税であり、それゆえ、内国消費税は公平な租税である、ということはいわんとしたのである。⁽⁷⁾

ペティによれば、内国消費税には、次のような利点がある。すなわち、第一に、それは、各人が現実には享受するところにしたがって支払うものであるから、自然的正義 (natural justice) に適っていること、第二に、この租税はその取立てを請負わせないで規則正しく徴収されるならば、勤儉を約束する租税であり、国民を富ますことができる唯一の方法であること、第三に、これによれば、なに人といえども同じ物品について二倍または二度租税を取立てられることがないこと、第四に、この方法を用いると国民の富、産物、産業および力量についていつでも完全な記録をもつことができること、の四点である。⁽⁸⁾ペティが列挙している、これらの諸点から、かれの内国消費税推奨論は、イギリス

スにおける資本主義の生成過程でこの租税が果たす役割を理論的に是認することによって、この過程を推進させるという意義をもつものであったといつてよいであろう。

まず、ペティは、租税配分の基準に関して租税利益説に立脚し、消費こそ真の富であるとする富概念を援用して、内国消費税を推奨した。ここで、ペティが、租税利益説の立場をとつて貧者にも租税負担を可能ならしめることを意図したことは、地主階級をはじめとして、貿易業者や生産者等の当時の資本家階級の利益に適うものであった。なぜならば、いかなる貧者といえども、社会の構成員であるかぎりには、多かれ少なかれある程度の利益を国家より受けていると考えるのが自然である。資産の保護とは別に、いかなる階級に属する者であるのかは問わず、すべての者が一様に生命の保護という利益を国家より受けるのである。そうであるならば、租税利益説によれば、貧者も当然にその受ける利益に応じて納税すべきであるとの議論が成り立つことになり、資産所有階級は貧者階級と租税の負担を分かち合うことになるのである。⁽⁹⁾

ペティが推奨する内国消費税導入以前におけるイギリスの租税収入は、主に戦費の調達を目的とした直接税としての一五分の一税 (Fifteenth)、一〇分の一税 (Tenth) ならびに補助金 (Subsidy) からなっていた。一五分の一税と一〇分の一税は、一二世紀後半に起源をもち、一三世紀を通じて発達した。家畜、穀物、商人や手工業者の在庫商品、家具調度品、金銭等を課税対象とする動産税が、エドワード三世治下の一三三四年に定形化されたものである。その後⁽¹⁰⁾は、土地、建物を主とする固定資産からの収益が課税対象とされるようになった。補助金は、エドワード四世治下の一四七二年がはじまりであるとされ、ヘンリー八世治下の一五一五年以降にようやく定着した直接税である。その課税対象は、異なった二つの範疇を合わせもつもので、一つは、土地、建物よりの収益を中心とし、賃料、奉仕、相続

財産、年金、報酬、給与、その他の所得または収益に対するものであった。他の一つは、一定評価額以上の金銭、延べ金、宝石、在庫商品、借財、一切の報酬、家畜類、家財道具、その他の動産に対するものであった。⁽¹¹⁾そして、この補助金は、先の一五分の一税および一〇分の一税とともに、その課税対象からも推察されるように、土地所有者あるいは動産所有者によって負担され、当時の貧民はこれらの租税の負担から免れていた。⁽¹²⁾ウィリアム・ケネディ (William Kennedy) によれば、「絶対王政期の主要財源たる直接税は、中流ないし上流階級に賦課され、賃金ははつきりと免税されていた」⁽¹³⁾、また、「一六世紀の中葉から一六四〇年まで、貧民は意図においても、実際においても、課税においてほとんど免除されていた」⁽¹⁴⁾のである。さらに、マーガレット・ジェームズ (Margaret James) の言葉を借りれば、「貧民が被った負担は、輸入物品の購入価格支払いにおける独占特許料の転嫁分のみであった」⁽¹⁵⁾のである。こうした、当時における租税負担の状況にあつて、ペティが主張している租税配分の基準としての租税利益説は、いわゆる貧民大衆 (賃金労働者・職人・農業労働者・手工業者・下層ヨーマン) を国家財政に参加させ、資産所有階級の租税負担の相対的軽減を可能とするものであつたといつてよいであろう。

さらに、ペティの展開している内国消費税論そのものの中にも、資産所有階級の租税負担軽減に対する内容が含まれている。ペティは、消費に比例して課税することが最も合理的であるとし、その課税方法については、「消費に対する課税という概念を、きわめて完全なものとするには、すべての個々の必需品に対して、それらが消費のために熟しきつたまさにそのときに課税することである」⁽¹⁶⁾といっている。他方において、ペティは、ビール、塩、燃料、パン等の唯一種の品目を内国消費税の課税対象として選択しようとする主張に対し、「これらの物品をある人は一層多く消費し、他の人は一層少なく消費する」⁽¹⁷⁾として、その不合理性を批判する。こうしたペティの主張は、奢侈品か必需

品かの基準によつて選択することなく、可能なかぎり多くの品目を、理想としては一切の品目を内国消費税の課税対象にすることを意図するものであると考えてよいであろう。こうした網羅的な課税対象品目に対する内国消費税は、租税負担軽減という点で、資産所有階級にとつて都合の良いものであつた。

次に、ペティは、税率に関しては、比例税率を主張している。⁽¹⁸⁾もつとも、内国消費税においては累進税率の採用は困難であり、必然的に比例税率とならざるをえない。⁽¹⁸⁾しかし、内国消費税であつても、累進税的要素を加味することがまったく不可能というわけではない。すなわち、必需品的性格の強い品目ほど低い税率を適用し、逆に奢侈品的性格の強い品目ほど高い税率を適用することによつて、一種の累進税的效果をもたせることが可能である。しかし、ペティの著作には、このような構想についての論述は見当たらない。このことは、ペティには、大衆課税を避ける意思のなかつたことを示すものであるといつてよい。

そしてまた、ペティは、累積税率と同じく、免税点についてもまったく触れていない。もとより、内国消費税においては、免税点の設定は不可能である。したがつて、ペティが内国消費税を理想的な租税であるとして推奨したことそれ自体が、すでに免税点を問題として取りあげないことを意味している。いずれにしても、この免税点について考慮しないこともまた、ペティが大衆課税を意図していたことを示すものであるといつてよいであろう。⁽¹⁹⁾そして、これら比例税率の採用と免税点の不考慮は、いずれも資産所有階級の租税負担上における利益に合致するものであつたといつてよいであろう。⁽²⁰⁾

- (1) この時期におけるオランダの消費税制度については、さしあたり、以下の文献を参照せよ。E. R. A. Seligman, *Essays in Taxation*, London, 1895, 5th ed., 1921, p.9. F. K. Mann, *Steuerpolitische Ideal*, Jena, 1937, S.61-72. 石坂昭雄「オランダ連邦共和国の租税構造Ⅱ政策―仲継貿易資本と間接消費税―」、『社会経済史学』第二十九卷第三号、一九四六年二月、二二―五一頁。
- (2) イギリスにおける内国消費税の先行形態については、以下の文献を参照せよ。William Voeke, *Geschichte der Steuern des Britischen Reichs*, Leipzig, 1866, S.360. 佐藤進『近代税制の成立過程』東京大学出版会、一九六五年、八一―一頁。石坂昭雄「租税制度の変革」(大塚久男・高橋智雄・松田幸八郎編『西洋経済史講座』〔第四卷〕、岩波書店、一九六〇年、所収)、一六九―一七二頁。
- (3) このほかに、カール・マンは、この時期のイギリスにおける内国消費税の推奨論者として、トーマス・ホッブズ(Thomas Hobbes)、『チャールズ・ダヴナント (Charles Davenant)』、『ジョサイア・チャイルド (Josuah Child)』、『ナサニアル・ゲールド (Nathaniel Gould)』の名前を挙げている (F. K. Mann, *a. a. O.*, S.64)。
- (4) William Petty, *A Treatise of Taxes and Contributions*, London, 1662, in C. H. Hull. ed., *The Economic Writings of Sir William Petty*, Vol.I, Cambridge, 1899, p.91. 大内兵衛・松川七郎訳『租税貢納論』岩波書店、一九五二年、一五七頁。訳文は、一部変更を加えた。以下同様。
- (5) ホッブズは、主著『リヴァイアサン』において、「主権者権力によつて人々に課せられるすべての賦課は、個々人がそれぞれの仕事や職業を実行するのを防衛するために、公共の剣をもつ人々に対して、当然に払うべき賃金にはかならないのである」と説く (Thomas Hobbes, *Leviathan, or the Matter, Forme and Power of a Common-Wealth Ecclesiasticall and Civill*, London, 1651, in Sir William Molesworth, Bart, col. and ed., *The English Works of Thomas Hobbes of Malmesbury*, Vol.III, London, 1839, p.334. 永田洋訳『リヴァイアサン』〔二〕、岩波書店、一九七三年、二八八頁)。
- (6) William Petty, *Treatise of Taxes*, op. cit., p.91. 邦訳、一五七頁。
- (7) 大川政三、前掲論文、一五八頁。
- (8) William Petty, *Treatise of Taxes*, op. cit., pp.94-95. 邦訳、一六二―一六四頁。

- (9) 井手文雄『古典学派の財政論』（増訂新版）、創造社、一九六〇年、一四四―一四五頁。
- (10) 隅田哲司『イギリス財政史研究―近代租税制度の生成―』ミネルヴァ書房、一九七九年、一六四―一六五頁。
- (11) 同上書、一六五頁。
- (12) 一五分の一税と一〇分の一税は一六二四年に消滅し、また補助金は一六六三年をもって最終的に廃止された（同上書、一六七頁）。
- (13) William Kennedy, *English Taxation 1640-1799, An Essay on Policy and Opinion*, London, 1913, rpt. 1964, p.22.
- (14) *Ibid.*, p.83.
- (15) Margaret James, *Social Problems and Policy during The Puritan Revolution 1640-1660*, London, 1930, p.245.
- (16) William Petty, *Treatise of Taxes*, op. cit., p.91. 邦訳 一五八頁。
- (17) *Ibid.*, p.94. 邦訳 一六二頁。
- (18) ペティは、課税品目の種類によって税率を異なったものにすることをまったく考えなかったわけではない。しかし、これは、財の製造に対して投下された人的物的生産要素の量に着目した区別であって、必需品か奢侈品かの違いによる区別ではない（Cf. *Ibid.*, pp.91-92. 邦訳 一五八―一六〇頁）。
- (19) 井手文雄、前掲書、一四六―一四七頁。
- (20) 同上書、一四八頁。

三 労働者への租税負担増加による勤労意欲の喚起

ペティは、『租税および貢納論』において、「租税国家」の成立を展望しつつ内国消費税の合理性を論証することに努めたが、『政治算術』と『賢者一言』においては、この租税が貧民労働者の消費生活を圧迫し、かれらをより強度

な労働に駆り立てるための手段として有効であることについて説いている。⁽¹⁾ その背後にあるのは、「労働は富の父であり、能動的要素である」⁽²⁾、「君主の偉大さや栄光は、君主がよく統一し、よく統治している人民の数・技艺及び勤勉にある」⁽³⁾という言葉の中に示されている、労働・勤勉の重要性に対する認識である。

イギリスの一七世紀には、資本主義の生成にともなつて雇用労働ないし賃金労働が普及した。しかし、当時の労働者は、伝来の慣習的に固定した生活水準を基準として、怠惰になつたり勤勉になつたりした。つまり、不作のための穀物価格の騰貴による生計費の高騰、あるいは不況のための失業による賃金の下落などで、伝統的な生活水準の維持が困難になれば、労働者は勤勉になる傾向にあつた。これに対して、豊作や好況等の場合には、労働者は怠惰となる傾向にあつた。⁽⁴⁾ こうした性向を当時の労働者がもつ中で、一七世紀初頭にさまざまな農業改良の試みが行われ、その結果として穀物生産量が増大し、物価の動向に大きなウェイトを占めていた穀物価格が下落した。他方において、一七世紀後半には、人口増加圧力が弱まり、物価とりわけ穀物価格が安定的に推移し、また、名目賃金も上昇したことによつて実質賃金上昇し、労働者の生活は以前よりも改善された。そして、この実質賃金の上昇は、貧民労働者における怠惰を顕著に発現させ、労働不足を生じさせた。⁽⁵⁾ このことは、新興の資本主義的経営者たちにとっては痛手であり、ひいてはイギリス経済の発展にとつて大きな障害であつた。そのため、貧民労働者の怠惰の問題が当時の著述家の関心を集めることとなつた。この時期のイギリス重商主義関係の文献には、当時の貧民労働者は怠惰であつたという記述が多く見られる。⁽⁶⁾ ペティもまた、その著作において、貧民労働者の怠惰を激しく非難している。

ペティは、『政治算術』の第二章において、「多数の貧民を雇用する織元やその他の者が観察したところによると、穀物がはなはだしく豊富なときには、貧民の労働者が比例的に高価であつて、かれらを雇い入れることはほとんど

まったくできない。ただ食わんがため、むしろただ飲まんがために労働する者は、ことほどきように放縦である⁽⁷⁾と
いつている。また、「イングランドにおいて費消されている穀物が……数年の平均年額で一〇〇〇万ポンドに値する
とすれば、非常な豊年には、右の穀物は三分の一安値となり、莫大な利益が期せずして共同の富に付加されるかも知
れない、という結果になる。ところが、現在では、それは量においてもまた質においても、人民を過食させてしまう
ほど消費されており、そのためにかれらは自分たちの日常の労働をいとうようになっていのである⁽⁸⁾」といってい
る。つづけて、ペティは、「同様のことは砂糖・タバコおよびこしょうについてもいえよう。しかも、過剰栽培のため
に、不合理な安値を呼んでいるのである⁽⁹⁾」ともいつている。これらの引用文に表わされているように、ペティは、
一七世紀イギリスにおける他の著述家と同様に、貧民労働者はどうにもならないほどの怠け者であつて、少しでも生
存していけることになると、もっと働いてそれに応じて生活水準を上げようとはしないで、むしろできうるかぎり働
かないで暮らそうとするものであると、信じていた。こうした労働者観をとるならば、当然に、賃金の自然的な最高
水準はできうるかぎり低い生活水準であるべきであるということになる。したがって、ペティは、貧民労働者には、
最低生活のみを与えるべきことを主張し、実質賃金が低いときには、製造業者は欲するだけの労働者を手に入れるこ
とができることを説く⁽¹⁰⁾。

ペティの時代、貧民労働者の労働に対する消極的な性向を積極的なそれへと転化させる方策として、児童労働の要
請、救貧法 (Poor Law) への反対を含む強制労役場 (Workhouse college of industry) の提唱、住居制限法 (Settlement
Law) への批判、移民受入政策への積極的評価、貧民労働者の生活改善の抑圧等々、一連の方策が各々相互に関連を
保ちつつ提案された。そして、それは、なによりも低賃金論に代表的に表現される⁽¹¹⁾。このような政策の体系は、「貧

困の効用の原理」(the doctrine of the utility of poverty)⁽¹²⁾あるいは「低賃金の経済」(economy of low wages)⁽¹³⁾への思想として把握することができる。⁽¹⁴⁾賃金低下への方法としては、まず、名目賃金の引下げが早くから提唱されたが、このほかにも、実質賃金の切下げも主張された。⁽¹⁵⁾これは、食糧を主とする必需品の価格の騰貴政策をその内容とするものであった。実質賃金切下げ論が提唱されたのは、この方法がより実行しやすく、また土地所有者との妥協の余地があったからである。⁽¹⁶⁾ペティは、こうした実質賃金の切下げを、内国消費税の賦課をもつて実現しようとしたのである。

一七世紀のイギリスの著述家たちは、オランダこそが重商主義の原理を正しく実施しているよい例である、と確信していた。ペティも、こうした「オランダ賛美論者」の一人であった。そこで、このように、ペティがオランダを重商主義の理想国家として賛美するに至った背景には、国王と議会との間の内乱が白熱化した一六四三年に、繁栄の絶頂を迎えようとしていた同国に遊学したことが大きく関わっている。ペティは、およそ二年にわたるオランダ滞在の中に、脈絡に乏しい名詞を並べただけの三一項目からなるメモ的なノートを残している。これは、いわば、ペティが行なった社会観察の最初の記録ともいうべきものである。この中に、「公平な租税とその申し分のない使途(消費税―筆者)」、「あらゆる人が働く」、「極度の節儉―勤労」という項目が含まれている。このことは、ペティが、オランダの繁栄の基礎を、節儉―勤労という観点から捉えようとしていたことを示している。そして、この「勤労」は、その後のペティの著作における経済学上の全理論の統一的基礎をなす概念となった。⁽¹⁷⁾

ペティは、『政治算術』の第二章において、オランダの課税方法(内国消費税)を富の増加に結びつけて、「オランダおよびジーランドほど、租税および公共的貢納の形で多くの支払いをした国はヨーロッパのどこにもなく、しかも右と同じ期間にこれらの国と比肩しうるほどその富を増加した国もまったくなく。……これらの国は、異例の場合を

除けば、人が利得するところに応じて課税せずに、人が消費するところに応じて課税するのを常としているのであって、とりわけ無用な消費、つまり収益の見込みなき費消に課税しているのである¹⁸」といっている。この引用文を、先のオランダ遊学時におけるメモ的ノートと合わせて理解するとき、オランダの消費税制度に対する評価は、それが貧民労働者の労働意欲を喚起する効果を有するという認識の下におけるものであったといつてよいであろう。ここに、労働者の性格の本質は怠惰にあるという概念に依拠して、貧民労働者は内国消費税賦課による実質的低賃金の場合こそ、生活の必要に迫られてその労働力の供給を増加させるという、いわゆる「低賃金の経済」論者としてのペティの側面がよくうかがえる¹⁹。そればかりではなく、ペティは、このような課税方法によつて得た貨幣を、資本として活用する者に与えることの利益についても、次のように説いている。「かりに貨幣が租税の形で、それをむだに食べたり飲んだりすることに使う人から引きあげられ、それを土地の改良・漁獲・鉱山の作業・製造業者等々に用いる別人に交付されるとしよう。このような租税が、右の相異なる人たちをその成員とする国家にとつて、有利であるのは明白である²⁰」と。さらに、ペティは、つづけて次のようにいっている。「もし、貨幣が、上述のように食べたり飲んだりすることや、またはその他の腐敗しがちな物品に使う人から引きあげられ、それを服地に振り向ける人へ譲渡されるならば、私はいう。この場合でさえ、共同の富にとつて多少とも有利である、と。……しかしながら、もし右の貨幣が家屋の調度に使われるならば、その利益はなおいくらか大きく、それが家屋の建築に使われるならば、その利益はさらに大きい。もし、土地の改良・鉱山の作業・漁獲等々に使われるならば、その利益はなおさら大きい²¹」と。こうして、ペティは、内国消費税の賦課による実質賃金の切下げ（＝低賃金）を通じた貧民労働者の労働促進効果を、そしてまた、得られた貨幣を資本として活用することの重要性を力説している。

ペティは、第二次対オランダ戦争にともなう戦費調達を主題とした『賢者一言』においても、課税が貧民労働者の怠惰を抑制し、労働を促進する要因になることを強調している。まず、ペティは、『賢者一言』の序論において、公共経費をある特定の階級からではなく、イギリス国民すべてから幅広く調達することが妥当であることを示唆する⁽²²⁾。そして、このような考えを前提として、ペティは、つづく第一章と第二章において、イギリスの諸階級の間で配分されるべき租税負担の妥当な割合を、かれが創始した政治算術 (Political Arithmetic) の方法に基づいて、次のようなプロセスによって算定する。すなわち、第一に、イギリスの人口は約六〇〇万人であり、そこでの必需品への一人当たり年間支出は六ポンド一三シリング四ペンスである。したがって、イギリスにおける国民の総消費支出は、四〇〇〇万ポンドである。第二に、イギリスの資産価値の総額は二億五〇〇〇万ポンドであり、その資産がもたらす年当たりの収入総額は、一五〇〇万ポンドである。第三に、イギリスの労働力人口は三〇〇〇万人で、その労働が生み出す年当たりの収入総額は、二五〇〇万ポンドである。以上におけるような政治算術的分析により、ペティは、イギリスにおける公共的経費は資産と労働によって三対五の割合で調達されることが妥当である、という結論に達する⁽²³⁾。このことは、とりもなおさず、租税負担は、地主・農業者・海運業者・商人・製造業者・金融業者・利子生活等の資産所有者と労働者との間で三対五の割合で配分されるのが妥当である、ということの意味するものである。そして、その場合に、ペティは、内国消費税と人頭税 (Poll-money) によって負担すべきであり、労働者が現行よりも労働時間を二〇分の一増加させ、消費量を二〇分の一減少させれば、それほど困難もなくこれを負担することができる、と考えている⁽²⁴⁾。ペティ自身のいうところによれば、「労働者は、一日当たり一〇時間働き、一週間当たり就業日は三回、日曜日は二回として、二〇回の食事をとる。このことから、もしかれらが金曜日の晩に断食し、そして一一時から一時

まで、二時間もかかる食事時間を一時間半にすることができるとすれば、それによって労働が二〇分の一増加し、消費が二〇分の一減るから、上述の一〇分の一は調達されうるであろう⁽²⁵⁾」である。

さらにまた、ペティは、貧民労働者に対する課税上の温情的措置についても、次のように鋭く批判している。すなわち、「貧民は、あらゆる種類の経費に対して、現在のところ一年一人当たりせいぜい一シリングを支払っているにすぎないが、かれらに対する虚偽の慈悲心が、かれらのために仕事を与えないでおくという残酷さからみ合いわれわれ自身がかれらを雇うことを好まぬままに、かれらの怠惰を許している。このようにして、かれらのある者は悪習慣に圧倒され、また他の者はむさくるしい貧困と獣的な無秩序のままに放置されているのである⁽²⁶⁾」と。これらの引用文の中に示されているペティの見解は、『政治算術』で主張された「低賃金の経済」論に通じるものであるといつてよいであろう。つまり、『政治算術』では、内国消費税による低賃金が貧民労働者の労働を促すことが力説されているのに対して、ここでは、同税がかれらの怠惰を抑制する要因となることが強調されているのである⁽²⁷⁾。そして、こうした見解は、その後、資本の蓄積に基づく国内市場の拡充を背景として、ジョン・スミス (John Smith)、アーサー・ヤング (Arthur Young)、ジョサイア・タッカー (Josiah Tucker)、ウィリアム・テンプル (William Temple) 等の初期産業資本のイデオログたちによって、一層明確な形をとって主張されることになるのである。

- (1) 大川政三「ペティ財政論の初期資本主義的性格」、『二橋論叢』(二橋大学) 第三六巻第六号、一九五六年二月、七一頁。
- (2) William Petty, *Treatise of Taxes*, op. cit., p.68. 邦訳、二九頁。
- (3) *Ibid.*, p.22. 邦訳、四二頁。

- (4) 林達『重商主義と産業革命』学文社、一九八八年、九八―九九頁。
- (5) D. C. Coleman, *The Economy of England 1450-1750*, Oxford, 1977, p.103.
- (6) ピーター・マサイアスは、こうした労働者観をとる者として、ジョン・ウエイランド (John Weyland)、『トーマス・マンリー (Thomas Manly)』、ジョン・ホートン (John Houghton)、『ウィリアム・ペティ (William Petty)』、ジョサイア・チャイルド (Josiah Child)、『バーナード・マンデヴィル (Bernard Mandeville)』、ジョン・ロー (John Law)、『デイヴィッド・ヒューム (David Hume)』、ジョン・ハンウェイ (Jonas Hanway)、『ジョン・マクファールランド (John Macfarland)』、ウィリアム・テンプル (William Temple)、『ジョン・ポレックスフェン (John Pollexfen)』、ジョシュア・ギー (Joshua Gee)、『ジョン・ケアリー (John Cary)』、ダニエル・デフォー (Daniel Defoe)、『ウィリアム・アレン (William Allen)』、ジョサイア・タッカー (Josiah Tucker)、『フランシス・フォーキヤー (Francis Fouquier)』、ヘンリー・フィールディング (Henry Fielding)、『ビショップ・バークリ (Bishop Berkeley)』、ロジャー・ノース (Roger North)、『等の名前を挙げて』 (Peter Mathias, *The Transformation of England*, London, 1979, pp.150-151)。
- (7) William Petty, *Political Arithmetick*, London, 1690, in C. H. Hull, ed., op. cit., Vol.I, p.274. 大内兵衛・松川七郎訳『政治算術』岩波書店、一九五五年、七六―七七頁。訳文は、一部変更を加えた。以下同様。
- (8) *Ibid.*, p.275. 邦訳、七七―七八頁。
- (9) *Ibid.* 邦訳、七八頁。
- (10) Cf. M. T. Wermel, *The Evolution of the Classical Wage Theory*, New York, 1939, p.11. 米田清貴・小林昇訳『古典派賃金論の発展』未来社、一九五八年、二六頁。
- (11) 渡辺源次郎「重商主義の賃銀論―賃銀・雇傭理論の諸原型について―」、『商学論集』(福島高商) 第二〇巻第四号、一九五二年三月、一四二頁。
- (12) E. S. Furniss, *The Position of the Laborer in a System of Nationalism: A Study in the Labor Theories of the Later English Mercantilists*, Boston and New York, 1920, Chap. VI.

- (13) E. F. Heckscher, *Mercantilism*, Vol. II, Stockholm, 1931, English trans. by M. Shapiro, London, 1935, p.165.
- (14) イギリス重商主義期における低賃金論には、ファーンイスが「動機の混淆」(mixture of motive)と呼んでいる二つの概念が存していた。一つは、輸出品の価格低下への直接的方策としての低賃金論で、もう一つは、労働力の陶冶(discipline)＝節儉と勤労とへの要請に基づくそれである (Cf. E. S. Furniss, *op. cit.*, p.131)。
- (15) 名目賃金切下げの提唱は、すでにマンリーに見られる (Cf. Thomas Manley, *Usury at Six per Cent, examined*, London, 1669, p.22)。
- (16) 渡辺源次郎、前掲論文、一四二―一四三頁。
- (17) 松川七郎『ウィリアム・ペティーその政治算術＝解剖の生成に関する一研究』(増補版)、岩波書店、一九七六年、一〇九―一二二頁。
- (18) William Petty, *Political Arithmetick*, *op. cit.*, pp.268-269. 邦訳、六七―六八頁。これに対して、ジョン・ロック (John Locke)、ケアリー、ポレックスフェン、デフォー等は、「低賃金の経済」論の立場から必需品課税に一定の理解を示しつつも、国内消費税の負担を一般消費者大衆にかぶせきれない場合における収益関係の悪化と、物価上昇が名目賃金を騰貴させる場合における国際競争力の低下とを恐れて、この租税に反対した (石坂昭雄「租税制度の変革」、前掲論文、一八八頁)。
- (19) 早川鉦二「イギリス古典学派の労働者課税論の展開(上)―W・ペティとA・スミスについて―」、『愛知県立大学外国語学部紀要』第二号、一九六七年十二月、一九九頁。しかし、早川鉦二は、「ペティにおいて『低賃金の経済』論者として立ち現われているのは、租税収入の確保に主眼点があるのであって、勤労意欲の喚起による剰余価値の取得にあるのではない。労働者への重課が勤労意欲の喚起にその意図をもつものとしても、ペティにおいては剰余価値の増大を図る資本家の欲求に必ずしも意識的に応えるものではない」としている (同上論文、一九九―二〇〇頁)。
- (20) William Petty, *Political Arithmetick*, *op. cit.*, p.269. 邦訳、六七頁。
- (21) *Ibid.* 邦訳、六七―六八頁。
- (22) William Petty, *Verbum Sapienti*, London, 1695, in C. H. Hull, ed., *op. cit.*, Vol. I, pp.105-110. 大内兵衛・松川七郎訳『賢

者には一言をもつて足る』（同訳『租税貢納論』岩波書店、一九五二年、所収）、一六九—一八〇頁。訳文は、一部変更を加えた。以下同様。

(23) 大倉正雄『イギリス財政思想史—重商主義期の戦争・国家・経済—』日本経済評論社、二〇〇〇年、二八頁。

(24) 大川政三「ペティ財政論の初期資本主義的性格」、前掲論文、七一頁。なお、ペティは、資産に課すべき租税としては、地租、家屋税、各種の動産税等を挙げている。すなわち、『賢者一言』では、内国消費税以外の租税が認められることとなっている。ペティは、『租税および貢納論』においては、内国消費税こそが自然的正義に適うところの唯一の租税であることを強調していた。この考え方からすれば、ここで、内国消費税以外の租税を認めることは、自然的正義を許容することとなる。しかし、ペティが、内国消費税重視の考えを完全に放棄してしまっているというわけではない。ペティが、引き続き内国消費税をもってイギリスの租税制度の中核としようとしていたことは、まちがいないところである。

(25) William Petty, *Verbum Sapienti*, op. cit., p.110. 邦訳、一七九頁。

(26) *Ibid.*, p.114. 邦訳、一八五—一八六頁。

(27) 大倉正雄、前掲書、三〇頁。しかし、わが国のイギリス財政史研究において、重商主義期における内国消費税が、主として産業資本家の肩にかかるものであったとする解釈がある。たとえば、石坂昭雄は、この解釈をとっている。石坂昭雄「租税制度の変革」、前掲論文、一八八頁を参照せよ。また、池田嘉男は、「産業資本にあっても、消費税の惹き起こす原料高と売行き減退という二重の苦痛を蒙っており、常々その撤廃を要求していた」としている（池田嘉男「イギリス市民革命の租税構造」、『歴史』〔東北史学云〕第二八輯、一九六四年三月、七頁）。

四 まとめ

イギリスの一七世紀において、国家財政の基盤が大きく変貌した。中世においては、政治は国王—家臣の関係が貫

かれ、国家収入は主として国王が私的に所有する土地やさまざまな独自の権利や特権に基づいて獲得された。しかし、一六四〇年代以後には、国家財政は公的なものになり、その基礎を課税に置き、国富中の一層大きな部分を占めるようになった。⁽¹⁾ いわゆる、ジョウゼフ・シュンペーター (J. A. Schumpeter) のいう「直轄国家から租税国家への転換」 (the replacement of the demesne state by the tax state) がなされたのである。⁽²⁾

一方、経済史家ジョン・ネフ (J. U. Nef) によれば、イギリスの一七世紀は、一八世紀の産業革命には及ばないまでも、著しい産業発展期に相当していた。⁽³⁾ 森林の牧場化あるいは耕地化、新たな工業都市の簇生、毛織物工業の農村への拡大、炭田の開発などによって、イギリスの国土の様相は著しく変化した。いまだ、家内生産が工場生産よりはるかに大きな比重を占め、したがって賃金労働者は優越的な存在とはなっていなかったが、資本による生産の支配、資本所有者たるいわゆる商人Ⅱ製造家の生産面への進出は、着々と進んでいた。⁽⁴⁾ そればかりではなく、家内生産のかたわらには、鉱山・製塩・金属・造船・硝子・染料・火薬・石鹼等の資本家的製造業が新たに登場し、大量の資本と賃金労働者の供給を必要としていた。⁽⁵⁾

ようするに、一七世紀のイギリスにおいては、「租税国家」への移行と資本主義経済の生成とが、いまだ古きものを残存させつつも、同時に進行していたのである。こうした財政史・経済史的状况の中で、ペティは、租税関係の著作を公刊したのである。そして、それらの中で、ペティは、イギリス経済の資本主義化を一層推進することこそが、とりもなおさず、「租税国家」を実現し強固化する最も確実な、また最も根本的な方法であると考えたのである。それゆえ、ペティは、所要の国家収入を調達するための理想的な課税方法を探る場合にも、その課税によって資本の蓄積、したがってイギリス資本主義経済の発展が阻害されないように考慮することを忘れなかったのである。⁽⁶⁾ すなわ

ち、ペティの主張する租税利益説とそれに基づく内国消費税は、資産所有者の租税負担軽減と貧民労働者の労働意欲喚起を通じて、資本家的生産の要求に合致し、一層それを促進するための条件を準備するものであったのである。

- (1) Cf. M. J. Braddick, *The Nerves of State, Taxation and the financing of the English state 1558-1714*, Manchester, 1996, pp.12-20. 酒井重喜訳『イギリスにおける租税国家の成立』ミネルヴァ書房、二〇〇〇年、一一―一九頁。
- (2) J. A. Schumpeter, “The Crisis of the Tax state” *International Economic Papers*, Vol.IV, 1954, pp.5-38.
- (3) J. U. Nef, *The Rise of the British Coal Industry*, Vol.I, London, 1932, p.165.
- (4) M. H. Dobb, *Studies in the Development of Capitalism*, London, 1946, pp.142-143. 京大近代史研究会訳『資本主義発展の研究』〔I〕、岩波書店、一九五五年、二〇二―二〇六頁。
- (5) *Ibid.*, pp.139-142. 邦訳、二〇一―二〇三頁。
- (6) 大川政三「租税―租税原則―」、前掲論文、一五七頁。

グローバル時代の法人課税と資本所得課税

——マージン・レビューを中心に——

鶴 田 廣 巳

はじめに

ミード委員会報告書から三〇有余年が経過した二〇一〇年、一一年、相次いで浩瀚な二分冊からなるいわゆるマージン・レビューが、ミード報告と同じく、イギリスの財政研究所 (Institute for Fiscal Studies) から出版された。Dimensions of Tax Design と題する集団研究の論文集というべき巻 (以下、マージン I) は、全一三章、一、二五〇ページ余に達する大部の書であり、またこれを受けて税制改革の提言を行う Tax by Design と題する巻 (以下、マージン II) も全二〇章、五五〇ページ近い大著となっている。⁽¹⁾

グローバル時代の法人課税と資本所得課税 (鶴田)

六五 (四五七)

この報告書が目標とするのは、まえがきにも記されているように、二一世紀の開放経済のもとにおいて良き租税制度の方向に向かうための鍵となる特質を見出し、とくにイギリスの租税制度をその理想に近づけるためにはどのような改革を行うべきかを提示することにあるとされている。ミード報告書が支出税、キャッシュフロー税の観点から体系的な税制改革論を展開したとすれば、マリーリーズ・レビューは座長のマリーリーズの影響のもとに主として最適課税論の観点から税制改革論を展開したところに特徴があるといえよう。

ミード報告から三〇余年が経過し、この間における経済のグローバル化はめざましいものがある。マリーリーズ・レビューが強調するのもグローバル化と税制との係わりである。本稿は、マリーリーズ・レビューにおけるグローバル時代の法人課税、資本所得課税に焦点をしばってその主張と意味を検討し、一定の評価を行なおうとするものである。

I グローバル時代における法人課税——マリーリーズ・レビューにおける論点提起——

グローバリゼーションの進展により国際経済環境が大きく変動するなかで、各国の間での租税競争が激しくなり、とりわけ法人所得課税や資本所得課税について「抜本的」改革を模索する動きが強まっている。マリーリーズ・レビューが登場したのも、そうした背景のもとにおいてである。

マリーリーズIでは、主として第九章および第一〇章で法人所得課税、資本所得課税の改革が論じられている。第九章ではAuerbach/Devereux/Simpsonの三人の著者による“Taxing Corporate Income”と題する論考（以下、AⅡDⅡS論文）が、また第一〇章では、Griffith/Hines/Sørensenの三者による“International Capital Taxation”と題する論考（以下、GⅡHⅡS論文）が掲載されている。法人課税と資本所得課税はいわばメダルの裏表の関係にあり、相互に

密接な関連を持つている。法人活動のなかから発生する付加価値や所得が法人レベルで蓄積されたり、法人から個人に移転したりするため、公平性・効率性（中立性）・簡索性や実行可能性などの租税原則と係わらせながら、どの課税ポイントで、どのように課税するかを追跡しようとすれば、法人レベルでの課税と個人レベルでの課税とをそれぞれ検証することが必要になるからである。その意味で、マリーリーズ・レビューにおいても、二つの章が配置されていることは、ある意味でそうした要請に対応しようとしたものであろう。

1. 課税ベースと課税地原則による法人課税改革論の分類

表1は、AⅡDⅡS論文において示されている法人課税制度の諸類型を示したものである。類型区分の前提となっているのは、企業の生産活動や販売活動、利潤の帰属先、あるいは株主の居住地などがさまざまな国にまたがっている開放経済の枠組である。その意味で、現代の企業活動の中心に位置する多国籍企業、多国籍銀行などが念頭に置かれているといつてよい。分類の基準とされているのは、課税ベースの所在地と事業課税の対象となる所得タイプの二つである。ミード報告が発表された一九七〇年代後半の支出税ルネサンスといわれた時期以降、法人課税・資本所得課税をめぐっては、さまざまな改革案が提案されてきたが、ここにはその代表的なものが一覧表で示されている^②。

課税ベースの所在地は、基本的には、源泉地国、居住地国、仕向地国の三つに分類される。源泉地国に所在する課税ベースは、いうまでもなく現に生産活動や経済活動が行われている国で課税が行われることを示している。国際課税原則でいう、いわゆるソース・ルールである。居住地原則に基づく課税ベースは、いわゆる全世界課税主義の考え方に立つ課税方式であり、法人の本店の所在地ないし個人株主の居所を基準に法人ないし個人株主が全世界で稼得す

表 1 法人所得税制度の諸類型

課税ベース の所在地国	事業課税を受ける所得の類型区分					
	株式に対する全収益		資本に対する全収益		レント	
源泉地国	1.	伝統的な法人所得 課税、かつ外国源 泉所得に対する課 税免除	4.	二元的所得税	6.	A C E 型法人税
			5.	包括的事業所得税 (C B I T)	7.	源泉地ベースの キャッシュフロー 法人税
居住地国 (法人株主)	2.	居住地ベースの法 人所得税、かつ外 国税額控除				
居住地国 (個人株主)	3.	居住地国ベースの 株主税				
仕向地国 (最終消費)					8.	完全仕向地ベース のキャッシュフ ロー税
					9.	V A T タイプの仕 向地ベースキャッ シュフロー税

(出所) IFS, *Dimensions of Tax Design*, 2010, p.841.

る所得を課税対象とする。表1では、法人株主のケースと個人株主のケースとで区分して表示されている。最後に、仕向地原則に基づく課税ベースとは、財やサービスが最終的に消費される仕向地で対象となる課税ベースであり、基本的に売上高から売上に係わるコストを差し引いたものに等しい。一般に仕向地原則は、付加価値税など間接税の場合に適用されるのが通例であるが、A ∥ D ∥ S 論文では仕向地ベースのキャッシュフロー税がこのカテゴリーに分類されている。

他方、所得タイプ別の分類では、課税対象となるのが通常の投資収益だけでなくその水準を超える経済的レントを含む全収益か、それとも経済的レントのみかにより大きく二つに区分され、前者のうち全収益を生む資本が株式資本 (equity) のみに対応しているか、それとも株式資本と借入れ (debt) を含む全資本に対応しているかによりさらに区分されている。全収益に課税するタイプを所得ベース課税、経済的レントだけに課税するタイプを消費ベース課税として分類することも可能である。

以上の二つの基準にしたがって、AⅡDⅡS論文では九つのタイプの法人所得課税が分類されている。まず、株式に対する全収益に課税するタイプについては、源泉地で課税する伝統的な法人所得税で外国源泉所得に対し課税を免除する方式、いわゆる外国所得免除方式（タイプ一）、および、居住地ベースで課税する二つのタイプ、すなわち、居住者たる法人本社ないし個人株主に対し居住地国がその全世界所得に課税し、納付外国税に対し国際的三重課税を調整する外国税額控除を認める全世界所得課税主義方式があげられている（タイプ二、および三）。つぎに、equityだけでなくdebtを含む全資本が生む収益については、源泉地国ベースの二つのタイプの税、二元的所得税（dual income tax, DIT）と包括的事業所得税（comprehensive business income tax, CBIT）があげられている（タイプ四、および五）。最後に、経済的レントのみに課税するものとして、源泉地国ベースに属するACE法人税とキャッシュフロー法人税（タイプ六、および七）、仕向地ベースのキャッシュフロー税とVATタイプのキャッシュフロー税が示されている（タイプ八、および九）。これらの税の比較検討はのちに行うこととして、ここではAⅡDⅡS論文が最終的に下した結論は仕向地ベースのキャッシュフロー税が今後の法人課税として望ましいというものであったことを確認しておこう。

2. 資本所得課税の漸進的改革案と抜本的改革案

以上のAⅡDⅡS論文の分析枠組に対して、GⅡHⅡS論文では「居住地ベースか、源泉地ベースか」という伝統的な枠組のなかで各種の資本課税の選択肢がとり上げられている。⁽³⁾これはAⅡDⅡS論文が法人税制度のかかえる諸問題を検討して、どのような法人税制改革の提案を行うかを課題としていたのに対し、GⅡHⅡS論文の方はグローバル化の進展による国際経済環境の変化のもとでの租税政策、とくに資本課税に係わる租税制度のデザインをど

のように描くかを課題とし、したがって開放経済下の国際租税政策のあり方を基本問題として設定したからであろう。⁽⁴⁾

GⅡHⅡS論文での国際資本所得課税の改革論の提起は、現行制度を踏まえた現実的ないくつかの選択肢の提案と「より包括的な改革案」の二段階で行われている。⁽⁵⁾ まず、前者では、①外国源泉所得に対する課税の繰り延べを認めない全世界課税主義への移行、②属地主義ないし国外所得免除制度 (exemption system) への移行、③現行の被支配外国会社 (controlled Foreign Company, CFC) 制度の被支配会社 (Controlled Company, CC) 制度への転換、④EU委員会が提案している共通連結課税ベース (Common Consolidated Corporate Tax Base, CCCTB) の採用、⑤本国課税制度 (Home State Taxation, HST) の五つの選択肢が検討されている。また、より進んだ包括的な改革案として、⑥資本の全収益 (full return to capital) に対して居住地ベースの個人税を課税する所得課税制度 (income tax regime) と、⑦超過収益 (above-normal returns) に課税を限定する消費課税制度 (consumption tax regime) という個人レベルでの課税方式の二つの選択肢が示されるとともに、法人レベルで Allowance for Corporate Equity (ACE) を通じて法人の通常収益を課税から除外する方式を両者とそれぞれ組み合わせる改革案が提示されている。

1) 漸進的改革案の諸類型

①では、一般の全世界課税主義の場合、外国源泉所得に対する居住地国の課税は、原則として、その所得が外国に留保される限り行われず、本国に利潤送金された際に限定されているのに対し、外国税額控除に限度額を設けず、また外国源泉所得に対する課税の繰り延べを認めない方式がとり上げられている。しかし、イギリスがこの方式をとることは同国に本拠を置く多国籍企業の本社を喪失することになるとして、退けられている。⁽⁶⁾ また、この点と係わって、

資本輸出中立性 (CEN)、資本輸入中立性 (CIN)、国家的中立性 (National Neutrality, NN) の概念と並んで、資本所有中立性 (Capital Ownership Neutrality, CON) の概念が紹介され、その重要性が強調されている。^⑦ CONとは、多国籍企業が開発した技術・マーケティングその他の資産は当該企業に独自のものであり、資産の生産性はその所有・管理のあり方に依存しているとして、税制がこの多国籍企業の所有の態様を歪めないことを意味している。このCONが達成されるのは、すべての国が全世界所得課税方式をとるとともに無制限の外国税額控除を認め、かつ各国が課税ベースについて同一の定義を採用するとの条件が満たされる場合である。なぜなら、完全なCENが保障されるなかで、資産はそれを最も生産的に利用できる多国籍企業により獲得されるからである。同じ結果は、すべての居住地国が国外所得について自国の課税を免除し、かつクロス・ボーダーの資産買収のための資金コストないし償却の控除について各国が同じルールを適用する場合にも達成されるという。^⑧ ここに、次の②の選択肢との係わりが見出される。

②の属地主義 (国外所得免除制度) は、近年、この方式を採用する国が増加したとされ、二〇〇五年時点ではOECD三〇か国のなかで居住地主義 (全世界所得課税主義) をとる国がアメリカ、イギリス、日本など九か国であるのに対し、属地主義をとる国はドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、スウェーデン、ノルウェーなど二一か国にのぼるとい^⑨う。GIIHS論文も、イギリスがこの方式に移行すれば同国に本拠を置く多国籍企業の競争力を改善するだけでなく、^⑩課税が送金決定に及ぼす歪みを除去することによりCONの改善にも寄与するとの期待を寄せるが、^⑪イギリスが政策パッケージとして同時に実施を予定するCFC制度のCC制度への転換については全体として制度の簡素化をもたらしな^⑫いとして消極的評価にとどまっている。

③はそのCC制度であるが、これはCFC制度が事業主体 (entities) に適用されるのに対し、能動的所得 (active

income) か受動的所得 (passive income) かという所得種類を基準に適用されるものである。⁽¹³⁾ すなわち、CFC制度のもとでは外国子会社がCFCだと認定されると能動的と受動的とを問わずその全所得がイギリスでの課税対象になるのに対し、CC制度のもとではイギリス親会社の支配下にある子会社の受動的所得と「移動可能な (mobile)」能動的所得が親会社に割り当てられ、イギリスで課税されたうえで外国税額控除の適用を受けるものとされた。議論的となったのは、「移動可能な」能動的所得が受動的所得と認定されること、⁽¹⁴⁾ 全世界のイギリス子会社が対象になること、外国子会社だけでなく国内子会社も適用対象となることなどであった。GIIHS論文は、CC制度の方がCFC制度よりも射程が広い、国内にも適用される、能動か受動かを検証することの執行上の困難性、さらには新たな利子制限ルールの導入など過剰な租税回避防止条項の追加などの問題点を指摘して、この改革案に否定的な評価を下している。⁽¹⁵⁾

④の共通連結課税ベースはEU委員会の提案によるものである。CCCTB方式によれば、EU多国籍企業は共通のルールに従って算定された課税ベースを選択する一方、EU加盟国は共通の定式により課税ベースを配分し、それに自国の法人税率を適用することになる。国際的に事業活動を展開していない企業やCCCTBを選択しない多国籍企業は、従来どおり、それぞれの国の税法により課税を受ける。しかし、GIIHS論文によれば、この方式にもさまざまな問題がある。⁽¹⁶⁾ (i) 所得を連結し、各国に配分する企業グループの範囲をどこで線引きするか、(ii) 課税を配分する定式をどのように構成するか、⁽¹⁷⁾ (iii) 企業内での所得の配分はEU内で生み出された分に適用が限定され、EU内外の企業内では、従来どおりの個別会計方式と移転価格問題が継続することになる、(iv) 異なる制度の併存は紛糾と対立をもたらすだけでなく、法人セクターでの資源配分を歪める可能性がある、などがそれであり、EU委員会でお検討が続けられている。

⑤はLodin/Gammieにより提案された本国課税方式である。¹⁸⁾これは、加盟国間で法人課税ベースの共通の定義について合意する必要があることがCCCTBの大きなハードルのひとつであることから、EU多国籍企業に対しEU全体での連結利益を親会社の居住地国の税法に従って算定し、ついでその課税ベースを配分定式(formulary apportionment)に基づいて各加盟国に配分することにより、加盟国はCCCTBの場合と同様にそれに自国の法人税率を適用するというものである。CCCTBもHSTも課税ベースの配分の点では同様の技術的問題に直面するが、租税政策面で自律性を保持することを意図する各国政府にとつても、また新しい共通課税ベースへの習熟を必要とせず制度選択の余地もある点で有利な企業側にしても、HSTの方がハードルは低いといえる。しかし、HSTは、CCCTBと異なり、EU内の親会社とグループ企業が域内の別々の国に所在している場合、異なる課税ベースの定義を適用されることになるため、CINもCONも実現できない。その上、HSTのもとでは、有利な課税ベースの算定ルールを持つ国に本社を置くことが有利になるため、各国の租税競争を激化させるおそれもある。G||H||Sによれば、HSTとCCCTBのいずれが好ましいかは明確ではないというのが、さしあたりの結論である。¹⁹⁾

2) 抜本的改革案——二つの選択肢

G||H||S論文のそもそもの主張は以上の改善案ではなく、より包括的な改革案の提起にある。すでにふれたように、そこでは、資本の全収益に対して居住地ベースの個人税を課税する所得ベース税制と、超過収益に課税を限定する消費ベース税制という個人レベルでの課税方式の二つの選択肢とともに、法人レベルでのACE法人税を両者とそれぞれ組み合わせる改革案が提示された。²⁰⁾ACE法人税、および超過収益に対する消費ベース課税については次節で

取り上げることとして、ここでは居住地ベースの所得ベース個人税についてふれておこう。

提起されているのは、二元的所得税である。ACEは企業レベルで通常収益への課税を免除するが、その根拠は資本の国際的な移動可能性の高さに求められ、通常収益への課税は結局、国内の他の生産要素に転嫁されるからである。ところが、個人の場合は資本よりも国際的な移動性ははるかに低いいため、個人の居住投資家レベルで資本所得の課税を免除する根拠は存在しないとされる。その上で、稼得所得 (earned income) に対し累進税率を適用することを前提とする一方で、資本所得に次のような居住地ベースの課税を行うことを主張する。⁽²¹⁾ すなわち、(i) 稼得所得に適用される最高限界税率以下の相対的に低いフラット税率により資本所得に課税する、⁽²²⁾ (ii) 法人税率を t_c 、労働所得への最高限界税率を t_l とすると、所得移転を通じる租税回避を防ぐには、資本所得税率 t_k は $(1-t_c)(1-t_l) \parallel 1-t_l$ となるよう設定されるべきである、⁽ⁱⁱⁱ⁾ 非法人企業の所有者には、事業の帰属収益は資本所得として、残余は稼得所得として課税が行われるべきである、というものである。ただし、GIIHIS論文が最終的に推奨する改革案は、ACE制度と超過収益に対する消費ベース課税である株主所得税との組み合わせである。⁽²³⁾ 次節では、以上のさまざまな法人課税改革論のうち基本的なタイプについて、カテゴリー別により立ち入った検討を行うことにしよう。

II 法人課税改革論の論点と評価

上述したように、マリーリーズ・レビューではさまざまなタイプの法人税改革の選択肢が掲げられている。そのなかから推奨された改革案は、一方では仕向地ベースのキャッシュフロー法人税であり、他方ではACE法人税と個人レベ

ルでの支出税とを組み合わせる方式であった。この両者は税等価とされるが²⁴⁾、実行可能性の点で等置されるかどうかには疑問がある。いずれにしても、マリーリーズ・レビューはまさしくレビューであり、統一した視点から首尾一貫した改革案が提示されているとはみられない。そのことはさしあたり問わないこととして、本節では、基本的な改革案についてその特徴と評価をカテゴリー別に検討することにしたい。その際、OECDの法人所得税改革に関する報告書²⁵⁾も参照しつつマリーリーズ・レビューでの捉え方と突き合わせて検討してみることにはしたい。

1. 所得ベース型法人税と消費ベース型法人税の相克

OECD報告書は、さまざまなタイプの法人税改革論を詳細に論じた第九章において、法人所得タイプの税制改革論として、①完全統合・完全インピュテーション制度、②(法人)ACE税制、③(株主)ACE制度、④ASE(allowance for shareholder equity tax system)制度、⑤CBITを、他方、消費タイプの法人税として、⑥仕向地ベースの法人キャッシュフロー税、⑦原産地ベースの法人キャッシュフロー税をあげている。ただし、これは課税形態に着目した分類であり、税等価に着目して課税ベースにより分類するならば、所得ベース課税として①、⑤が、それ以外は消費ベース課税と特徴づけることができる。もともとマリーリーズ・レビューはミッド報告の提起した所得ベース課税から消費ベース課税への転換という方向を踏まえて、その延長線上に「最適課税論」の観点から生産活動に中立的な法人税制・資本所得税制の提言を行うことを課題としている。²⁶⁾その意味で、所得ベース型なのか、それとも消費ベース型なのかは、改革論を区分する基軸といえる。したがって、以下では所得ベース型、消費ベース型の基本タイプに限定して検討しよう。ただ、消費ベース型の法人税としてACE法人税と並ぶ今一つの基本タイプであるキャッ

シユフロー法人税については、その選択肢を推奨するAⅡDⅡS論文が課税地原則と結びつけて論じているので、キャツシユフロー法人税については次項でとり上げることにはしたい。

1) 所得ベース型法人税の検討

(1) 完全統合・完全インピュテーション制度

マリーリーズ・レビューの基本的スタンスは最適課税論の立場から生産に中立的な法人税制を提案することにあるため、課税ベースの選択に当たっては消費ベースを採用することが前提となる。したがって、課税対象となるのは通常収益を超える超過収益となる。そのため、所得ベース型の法人税の選択は初めから視野に入っていないことになる。マリーリーズ・レビューの消費ベース法人課税と対比する基準を得るために、まず、所得ベースの法人課税について検討しておく必要がある。

所得ベース法人税の重要なモデルとみなされるのは、法人税と個人所得税の完全統合を図るモデルである。それは、カナダのカーター委員会報告の完全統合の提案およびわが国のシャウプ勧告による統合方式(キャピタル・ゲイン課税方式)⁽²⁸⁾が代表的提案といえる。完全統合モデルでは配当部分、内部留保部分を含め、法人所得は法人をパス・スルーするものとして扱われ、法人税は個人所得税の前払いとして位置づけられることになる。⁽²⁷⁾完全統合法人税は包括的所得税と一体となったモデル提案であり、理論的のみならず実際面においても、今日でもなおとも有力な規範理論であるといつてよい。⁽²⁸⁾現行の統合型法人所得税に対しては、(i)資金調達方式におけるdebtとequityとの課税上の相違、(ii)国際的な投資先の決定に関する意思決定に及ぼす歪み、(iii)本社機能の世界的な配置や課税ベースの

国際的な配分に及ぼす歪みなどさまざまな問題点が指摘されながら、⁽²⁹⁾したがって長年にわたり現行法人税に代替する改革案が提案されながらも、実際に実施に移されたものはACE法人税などに限定され、それもベルギーを除いて短期間で廃止されていることをみても、完全統合法人税の規範性はなお維持されているといえるであろう。

一般にインピュテーション方式は配当だけについて二重課税の調整を行なう方式の一種であり、留保利潤の課税を欠落させている点で不完全な統合方式であるため、事実上、配当課税の軽減を図る配当救済措置となつていというのが、その基本的評価であろう。しかし、OECD報告書が説明する完全インピュテーション方式は、利潤が留保された場合には「留保利潤－法人税額」分だけ株主の保有する株式のベーススを引き上げることにより留保収益の二重課税が防止できるとされている。⁽³⁰⁾

標準的法人税の課税ベース

完全統合・完全インピュテーション方式をとる包括的所得ベースの法人税の課税ベース(T^p)は、次のとおりである。⁽³¹⁾

$$T^p = R^p - \gamma K - rbK$$

ただし、 R^p …収入（未実現の損益を含む）、 K …資本、 r …利子率、

b … K のうち負債で調達する割合、 γ …経済的減価償却率

ただし、実際には収益は未実現ベースでは算定されず、一般に実現ベースで算出されるだけでなく、減価償却も税法上認められた減価償却方法に依存するため、実際の標準的法人税の課税ベース(T^s)は、次のようになる。

$$T^s = R - \delta K - rbK$$

ただし、 $R \cdots$ 収入³²⁾、 $\delta \cdots$ 税法上の減価償却率

統合方式のもとでの法人税の根拠

法人所得の課税と個人株主の配当、キャピタル・ゲインの課税とは密接な関係がある。もちろん、法人独立課税の考え方に立つ分離論の立場に立てば、両者の係わりを検討する必要はなくなる。しかし、個人株主が法人所得課税の究極の負担者にとらえる統合論の立場に立てば、法人税と個人所得税との統合が不可欠となる。

統合論の立場に立つ場合にも、配当の二重課税の調整、および留保所得がもたらす個人株主のキャピタル・ゲインに対する二重課税の調整が完全に行われるならば、法人税は必要でなくなるとされる。しかし、現実には、配当の二重課税の調整が必ずしも完全な形では行われないこと、また、留保所得について法人税と個人所得税との完全統合を行うことが困難であるために、現実には法人税が必要になる。

統合に当たっては、法人税率と個人所得税の最高税率との関係も課税の歪みをもたらす要因になる。配当統合の場合にも、一般に大口の株主に比べて小口の株主が不利になる傾向があるが、留保所得の場合にはその歪みはいっそう増幅される。すなわち、一般に法人税率のほうが個人所得税の最高税率よりも低いため、留保所得の方が低税率になり、その結果、留保を促進することによって所得税を回避するという大口株主の行動を一般化させる。しかも、留保を反映するキャピタル・ゲインが個人株主レベルで優遇されている場合、留保に対するインセンティブがより強く働く。留保が有利になれば、配当性向は低下することになるため、個人株主、個人投資家の選択により株式市場を通じて資本配分されるメカニズムが作動しないため、投資の非効率を招くとされる。こうした歪みを避けるため、カー

ター方式では法人税率と個人所得税の最高税率は同一水準に設定された。

(2) C B I T

C B I Tは、アメリカ財務省報告書（一九九二年）により提起された法人課税の方式であり、法人の資本収益への二重課税を回避し、一回限りの課税で終結させようとするものである。そのため、法人の配当ないし支払利子の法人所得からの控除を否認すると同時に株主や債権者の受取配当ないし受取利子を課税対象所得から除外することにより、*debt* と *equity* の課税上の扱いを均等化し、法人事業と非法人事業に対し一様な課税を行ない、留保と配当の間の課税上の歪みを縮減することを企図する⁽³³⁾。利子、配当、キャピタル・ゲインがもはや個人レベルで課税されることはない。課税対象には、一部の零細企業を除き、法人だけでなくパートナーシップや自営業者を含め、かくして法人と非法人の間での一貫した課税上の取り扱いを実現しようとするのである。

C B I Tの課税ベース

C B I Tの課税ベース (T^e) は、支払利子の損金算入が否認されるため、次のようになる。

$$T^e = R - \delta K$$

すなわち、C B I Tの課税ベースは標準的法人税のそれと比べて、支払利子分だけ大きくなる。

C B I T に対する評価

まず、閉鎖経済の枠組での長所、難点をみる。C B I T のもとでは、*debt*、*equity* (新株発行)、留保の資金調達方法の違いによる実効税率の違いは解消される。アメリカ財務省の報告書では、非法人にもC B I T の適用を拡張するとされているので、法人、非法人の課税上の歪みも解消される。³⁴⁾

しかし、問題も残る。貸金稼得者と非法人の課税上の扱いを均等化するには、C B I T においても非法人の所得を労働所得と資本所得に分割する必要がある。C B I T の税率を個人所得税の最高税率と等しく設定すれば、所得分割はそれほど問題にならないが、その場合にはC B I T の税率が高率となり、実行に困難が生ずるおそれが強い。また、C B I T は資本所得に課税される唯一の税となるため、中立的な経済的減価償却の実行が現行法人税の場合よりも重要になるが、このこともC B I T の実行を難しくする。

次に、開放経済の枠組のもとでは、C B I T が、国際的な文脈で *debt* と *equity* との中立性をもたらすのは、①外国 (個人) 投資家の居住地国が、利子に対し、配当、キャピタル・ゲインと同じ税率で課税する場合、および、②外国源泉所得が、投資家の居住地国で課税されない場合、である。その場合でも、キャピタル・ゲインが本国で実現時にしか課税されない場合には、中立性は達成されない。したがって、C B I T 制度のもとで、*debt-equity* の中立性が国際的な文脈のなかで達成される可能性はきわめて低い。

むしろ、開放経済下では、C B I T には困難な問題が発生する。³⁵⁾ まず、源泉で利子所得に課税されることは、外国の (個人) 投資家には大きなマイナス要因となる。また、C B I T 制度が外国の法人投資家に及ぼす影響は、法人の居住地国での外国所得の課税上の取扱いに依存する。外国子会社配当が本国で課税を免除される一方、外国源泉利子

は課税される場合、C B I T制度のもとでは利子は、居住地国と源泉地国の双方で課税される。この場合、外国法人投資家にとっては、equityの方がdebtよりも有利になる。全世界課税制度をとる国の場合、受入国でのC B I Tの導入は、法人の居住地国から源泉地国へ税収をシフトさせる。だがその場合、(源泉での)利子課税が源泉地国に実質的に有益な効果をもたらすとは必ずしもいえない。外国投資家にとってのdebtのコストは増加し、より高い税引き前利子率が投資の前提条件となる。⁽³⁶⁾法人レベルの税だけを考慮に入れる場合には、法人はもはやequityよりもdebtで投資資金を賄おうというインセンティブを持たないため、過小資本ルールの必要はなくなる。

2) 消費ベース型法人税の検討 — A C E法人税

(1) A C E法人税の課税ベース

法人所得税のもとのdebtとequityの課税上の扱いの相違に対し、法人レベルでの支払利子の控除を否認するのがC B I Tであったとすれば、A C Eは課税利潤の算定の際に株式に対して控除を認めることによりdebtとequityの課税上の扱いを同等にしようとするものである。

A C Eの課税ベースは次のように表される。⁽³⁷⁾すなわち、

$$T^a = R - rbK - \delta K - \alpha(1-b)K$$

ただし、 T^a …A C Eの課税ベース、 α …株式の帰属収益率

つまり、収入から支払利子と税法上認められた減価償却費を控除し、さらに株式により調達した資本の帰属収益を控除したものが、A C Eの課税ベースである。これを通常の法人税の課税ベース($T^s = R - rbK - \delta K$)と比べれば、

ACE、すなわち「 $\alpha(1-b)K$ 」分だけACEのそれを上回ることがわかる。 $\alpha(1-b)K$ が意味しているのは、株式により調達した資本に帰属するはずの通常収益であり、ここから、ACEの課税ベースが通常収益を上回る超過収益であることが明らかになる。

(2) 開放経済のもとでのACEの根拠

すでに述べたように、G||H||S論文が勧告する改革案は、ACE法人税と個人レベルでの株主所得税を組み合わせることを基本に、非法人企業の事業所得から通常収益を控除する選択的ルールを組み込むものであった。

開放経済のもとでACE法人税を支持する理由としてG||H||S論文が指摘するのは、第一に、ACEが国内での投資の促進に資するという点である。それは、いわゆる「最適課税設定行動」と称される要件を理論的根拠とする。それは次のような論理である。

「小開放経済にあつては、海外からの資本供給は完全に弾力的であるため、源泉地での資本課税は資本の流出を通じて税引き前収益を押し上げ、したがってその負担は労働者やその他移動性の低い国内の要素に完全に転嫁される。この過程で、生産の資本集約度が低下するため、国内の移動性の低い要素の生産性は低下する。これを回避するには、資本税を通じて間接的に課税するよりも、むしろ移動性の低い要素に対し直接に課税するほうが効率的である⁽³⁸⁾」

つまり、国内の労働や土地などの移動性の低い要素に直接課税する方が資本流出を引き起こさない分、これら要素の所有者の厚生水準はむしろ向上するとされる。しかも、長期的には、通常収益に対する源泉地税の廃止とその結果

としての国内・対内投資の促進は、ACEによる税収減以上に国内の移動不可能な要素に対する税引き前収益を増加させるとして、課税ベースの縮小をカバーするために法定法人税率を引上げることについてもその必要性はないとするのである。⁽³⁹⁾

第二に、ACEは真の経済的減価償却と税法上の減価償却との乖離により引き起こされる投資の歪みを相殺するという。つまり、通常の事業所得課税制度のもとでは、税務加速償却は課税の繰り延べを認めることにより、対象となった投資を人為的に促進し、生産性の低い投資を誘発するなど投資行動を歪める可能性がある。これに対して、ACEのもとでは、企業の償却率のいかんにかかわらず、償却額とACEの金額の現在価値はつねに当初の投資額に等しくなり、ACE法人税はキャッシュフロー税のもとでの即時費用控除と税等価になるというのである。⁽⁴⁰⁾

第三に、ACEはdebtとequityを課税上対称的に扱うことから、過小資本税制の必要がなくなるとされる。ACE法人税を実施する国では、多国籍企業は子会社を過小資本化し、equityよりもdebtを過剰に利用しようとするインセンティブを持たなくなるであろう。その上、ACEは金融イノベーションによるdebtとequityの区別のあいまい化のなかで、両者を識別するという困難な問題そのものを解消するとされる。⁽⁴¹⁾

(3) ACE税制をめぐる論点

以上のようなGIIHS論文でのACE法人税に対する積極的な評価に対して、OECD報告書では批判的なコメントが紹介されている。

第一に、この点はGIIHS論文自身も指摘するところであるが、ACEの中立性は株式資本(equity)の帰属収

益率がはたして「適正な」水準に設定されているかどうか依存する。⁽⁴²⁾ debt と equity のそれぞれの投資収益に同等に課税するには、equity の帰属収益率が debt の支払金利と等しくなければならない。しかし、企業が新規の借入に支払う金利はリスク・プレミアムの違いなどにより企業ごとに異なるため、「適正な」帰属収益率を得るためには各企業に関する独自の (firm-specific) 情報が必要となる。結局、実際の解決方法は、課税の中立性を多少犠牲にしても、市場の平均金利に等しい帰属収益率を設定することになる。⁽⁴³⁾

第二に、閉鎖経済の枠組のもとで A C E 税制の完全な中立性を達成するためには、個人レベルの税も考慮に入れる必要があるとされる。その場合、キャピタル・ゲインは発生時ではなく実現時に課税されるため、配当・利子の個人レベルでの実効税率は実現キャピタル・ゲインのそれを上回ることになる。ただし、利潤が内部留保されれば配当課税は繰り延べられる結果となり、また内部留保により個人株主の保有する株式に未実現のキャピタル・ゲインが発生すれば、繰り延べ効果により個人の実効税率は低下する。それゆえ、閉鎖経済の枠組のもとでは、キャピタル・ゲイン課税が行われない場合、あるいはその税率が配当や利子のそれよりも低率ならば、equityの方がdebtよりも課税上有利となる。そこから、OECD報告書は、debtとequity、新株発行と留保収益の間での中立性は、個人レベルで貯蓄が(古典的)支出税としての扱いを受け、かつキャピタル・ゲインが発生ベースで課税される場合にはじめて達成されるとしている。⁽⁴⁴⁾ しかし、この要件は結局、包括的所得税に加えられる最大の批判に帰着することになる。

第三に、開放経済の枠組を前提すると、A C E 法人税も超過収益(経済的レント)には課税するため、多国籍企業の平均法人税率には影響を及ぼす。⁽⁴⁵⁾ その結果、多国籍企業は法人税率の低い国に生産立地を転換したり、移転価格を利用して利潤を低税率国にシフトさせるインセンティブを維持する可能性が高い。⁽⁴⁶⁾

第四に、閉鎖経済の枠組においてだけでなく、開放経済の枠組のもとでも、ACE税制は debt よりも equity が選好される傾向を払拭できないとされる。ACE税制が多国籍企業の受入国で導入された場合、法人レベルでは debt と equity の間での中立性が達成される可能性がある（それさえ不安定なことはすでに述べた）が、法人の居住地国が外国源泉所得に対してどのような課税制度をとるかにより、ACE税制が外国法人に及ぼす影響は異なってくる。たとえば、居住地国が全世界課税主義をとる場合、外国源泉の利子・配当は発生ベースで本国で課税されるのに対し、キャピタル・ゲインは実現ベース課税のため、equityの方が選好される可能性が高い。また、多国籍企業の受入国でACE税制が採用されている場合、受入国での税収が減少する分、受入国から居住地国へ税収のシフトが生ずる。居住地国が配当所得について国外所得免除制度をとる場合、株式の通常収益は、利子の場合と異なり、源泉地国と居住地国の双方で課税を免れる結果となる。⁽⁴⁷⁾

最後に、外国の個人株主の場合、受取配当・利子に対し受入国の源泉徴収税の課税を受け、居住地国ではこの源泉税に対してのみ外国税額控除を受けることになるだろう。その際、株主の本国でキャピタル・ゲインが非課税であるか、あるいは税率が低いときには、受入国がACE税制をとる場合、ここでもやはり外国個人株主は debt よりも equity を選好するであろう。⁽⁴⁸⁾

2. 課税地原則による法人課税の諸類型とその評価

すでに述べたように、AⅡDⅡS論文は法人課税制度の改革案を課税ベースと課税権の所在地国の二つの基準から比較検討しているが、その際、課税権の所在を基軸として分析している。本稿も、これにならって課税権を基軸に改

革案を検討することにしよう。

1) 源泉地型課税

法人課税の伝統的なアプローチである源泉地ベースの課税について、まず強調されているのは、すでにふれた「最適課税設定行動」の要件からして源泉地課税が困難であることに加えて、多国籍企業のグローバルな事業活動の複雑さからして、そもそも利潤の源泉を定義すること自体がきわめて困難になっているだけでなく、いわゆる独立企業間価格により多国籍企業の移転価格戦略に対抗して利潤を源泉地国間に割りふることも著しく困難であることである。AⅡDⅡS論文は、「どのような形態であれ、これこそが源泉地ベース課税の根本問題」として、源泉地ベース課税にはきわめて否定的な評価を下している。

源泉地型課税のもとに掲げられている選択肢は、株式収益に対する標準的法人税、定式配分方式（formula apportionment）、法人キャッシュフロー税、ACE、CBIT、DITの六つである。このうち、標準的法人税、定式配分法、ACE、CBIT、DITはすでに検討したのでここでは省略するが、源泉地型の法人キャッシュフロー税については基本的にミード委員会報告の枠組にとどまっているので、ここでも簡潔にふれるにとどめる。

キャッシュフロー法人税の特徴

ミード委員会報告が提起した課税ベースは、周知のとおり、RベースとR+Fベースである。キャッシュフロー税の課税ベースには、そのほかにSベースがある。その概要は、表2のとおりである。

表2 キャッシュフロー法人税の課税ベース

	流入（算入）	流出（控除）
R ベース	財の売上額 サービスの売上額 固定資産の売却額	原材料の購入額 賃金・給与・その他サービス購入額 固定資産の購入額
	R	$\bar{R}$
F ベース	負債（借入金）増加額 金融資産（株式を除く）減少額 受取利子 保有外国法人株式の売却額	負債（借入金）減少額 金融資産（株式を除く）増加額 支払利子 保有外国法人株式の取得額
	F	$\bar{F}$
S ベース	株式発行増加額（増資） 保有自国法人株式の売却額 受取配当	保有自国法人株式の取得額 支払配当
	S	$\bar{S}$
T ベース	還付税額	支払税額
	T	$\bar{T}$
$R + F + S + T$ （流入総額）= $\bar{R} + \bar{F} + \bar{S} + \bar{T}$ （流出総額）		

（出所） Institute for Fiscal Studies (1978), *The Structure and Reform of Direct Taxation*, p.231.

キャッシュフロー法人税については、すでにすぐれた研究が行われている。ここでは、キャッシュフロー法人税の基本的特徴として、次の三点が指摘されている。⁽⁴⁹⁾ すなわち、第一に、キャッシュフロー法人税が課税された場合にも、借入金または株式発行による企業の投資の純収益率（税引き後）は、課税がない場合と等しい。すなわち、キャッシュフロー法人税は投資の純収益率および資金調達の方法に何ら影響を及ぼさないという点で、投資決定に中立的である。第二に、個人部門に流出する純収益への個人税とキャッシュフロー法人税との調整を行なう必要はない。つまり、統合問題が生じない。第三に、キャッシュフロー法人税が投資決定に中立的であることは、キャッシュフロー法人税からはネットの税収が生じないことを意味する。

A II D II S 論文でのキャッシュフロー法人税についての指摘は、ごく簡単なものとどまる。⁽⁵⁰⁾ すなわち、第一に、キャッシュフロー法人税は標準的法人税の次の二つ

の歪みを取り除く。ひとつは投資決定に関する意思決定に影響を及ぼさないこと、いまひとつは資金調達形態の違いによる投資の差別化をしないことである。第二に、そうした結果は限界投資を非課税にすることにより達成される。第三に、税収は経済的レント（超過収益）からのみ調達される。

なお、OECD報告書では、原産地ベースのキャッシュフロー法人税（origin-based corporate cash-flow tax）が紹介されており、ホールラブシユカ型フラット税やその変種であるブラッドフォードの提唱になるXタックスなども紹介されている。⁽⁵¹⁾ これらも基本的には源泉地ベースのキャッシュフロー法人税の一種とみることができるが、ここではその検討は省略する。

キャッシュフロー法人税の問題点

キャッシュフロー法人税の最大の問題は、それが基本的に税収調達力を欠くという点にある。公共部門を支える財源の調達という租税の本質的役割をそもそもから欠落させているのである。

しかし、AⅡDⅡS論文はその点にはあまり関心を示さず、次のような問題点を指摘する。⁽⁵²⁾

第一に、源泉地ベースのキャッシュフロー税には、重要な立地上の意思決定に関して、次のような歪みが残るといふ。すなわち、ひとつは立地選択をする企業は、税引き後のネットの現在価値を比較して決定するが、一般にこれはキャッシュフロー税の影響を受ける。もうひとつは利潤「源泉」の所在地国の問題も、源泉地ベースのキャッシュフロー税によっては解決されず、とくに法定税率が引き上げられる場合、利潤シフトのインセンティブは増大する。

第二に、移行時の問題である。適切な段階的導入の期間（相当の長期になる）が設定されなければ、既存資本の税負

担の方が新規資本よりもはるかに重くなる。

第三に、投資に対する税の中立性は、税率の不変に決定的に依存する。もし投資家が、将来の収益に対して、現在の投資が享受している税率と異なる税率で課税されると予期すれば、限界投資は抑制ないし促進される。税率が変動する場合、どのような税であれ、一般に投資規模に関して中立的ではなくなる。

第四に、純粹のキャッシュフロー税は、税の対称性を要求する。つまり、課税対象にロスが発生した場合、税の還付が必要になるが、政府は還付には消極的である。

最後に、源泉地国がキャッシュフロー法人税を導入するが、居住地国で外国税額控除を認めない場合、税負担は加重され、対外投資にはマイナスとなる。

源泉地ベースのキャッシュフロー法人税には、税收調達力以外にも様々な問題があるといえよう。

2) 居住地型課税

AⅡDⅡS論文は、このタイプに属する課税方式として、全世界所得に対して発生ベースで課税する個人株主税と法人税の二つをあげている。

まず、個人株主レベルの居住地ベース税について、一般にその居住地国を特定するのが相対的に容易であり、全世界収益に対する税引き後収益率を低下させるが税引き前収益率には影響を及ぼさない点をあげ、小開放経済にとって源泉地ベース税よりも居住地ベース税の方が望ましいことを指摘している。ここでとりあげられている方式は発生ベースの全世界所得課税方式であり、現実に実施されている居住地ベース課税とは異なる。現実に施行されている方

式は、外国源泉所得を居住地国で受け取らない限り課税は繰り延べられる実現ベース課税である。

しかし、この発生ベースの税にはいくつかの問題があるとされる。第一に、この点は実現ベースの場合も同じだが、全世界すべての外国源泉所得を捕捉し、情報を収集することは、執行上も、納税協力の面でも困難がある。情報の正確性を求め、捕捉の確実性を高めようとすればするほど、執行コスト、コンプライアンス・コストともに増大する。第二に、発生ベースで課税することに対しては流動性の問題を引き起こす可能性がある。第三に、証券化などの金融イノベーションにより国際的にポートフォリオの多様化が著しく増大しており、居住地ベースの個人株主課税のあり方として、居住地ベース・タイプは将来の選択肢としての魅力を低下させているという。

次に、やはり発生ベースの居住地型法人税が検討の対象とされる。居住地ベースの法人税は現在もなお支配的な課税方式であるが、そこで採用されているのは発生ベースではなく実現ベースの課税方式である。発生時課税をとる居住地ベース法人税は、本国の課税当局が多国籍企業の全世界の所得を正確に捕捉すれば適正な課税が可能になる点で、理論的には重要な利点を持っている。多国籍企業は利潤シフトのインセンティブを持たなくなり、課税が投資先に影響を及ぼすこともなくなる。

しかし、個人の場合と同様に、法人課税についても発生ベース課税には困難が生ずる。第一に、多国籍企業の全世界所得を発生ベースで捕捉することの実行可能性の問題である。全世界の子会社や支店の所得を正確に捕捉し、チェックすることは容易なことではない。第二に、個人株主の場合と比べれば、多国籍企業の本拠である持株会社を他国に移動させることは十分に可能であり、居住地国の法人税率の水準が他国よりも高い場合、持株会社が他国に移転する蓋然性はきわめて高い。また、法人の場合、居住要件の有無で内国法人、外国法人を区分するのが通例である

が、そもそも区分の基準となる居住要件をどのように捉えるかは、設立準拠法主義、管理支配地主義など国により異なっているのが現実である。この意味で、居住地の概念はそれほど明快とはいえないのである。

以上からわかるように、AⅡDⅡS論文での居住地ベース法人税についての評価は低く、個人レベルにせよ、法人レベルにせよ、発生ベースの居住地型法人税は潜在的な利点は持つものの、採用は困難だというのが結論である。⁽⁵³⁾

3) 仕向地型課税

仕向地ベース・キャッシュフロー法人税

現行法人税は著しい不効率を生み出しているとして、AⅡDⅡS論文が提唱する「よりラディカルな提案」が仕向地ベースの税である。⁽⁵⁴⁾

しかし、「ラディカルな提案」という割には、仕向地ベースのキャッシュフロー法人税の課税ベースも具体的な課税方法も明らかにされないきわめて不十分な提案である。⁽⁵⁵⁾

次の命題が何らの説明もなく、アプリオリに主張される。すなわち、第一に、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税が可能であれば、仕向地ベースであるがゆえに資本や利潤の配置 (location) に影響を及ぼさない。⁽⁵⁶⁾ 第二に、それは投資の規模や立地先、debtとequityの資金調達形態の違いにも影響を及ぼさない。⁽⁵⁷⁾ しかし、これらの命題についての証明は与えられていない。⁽⁵⁸⁾

この税の性格については、次のような説明が行われている。

第一に、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税であることから、当然、課税は最終消費地で行われる。最終売上

Ⅱ最終消費を特定することは可能であるが、その中には輸入財も含まれており、輸入材の生産に要したコストは多くの国々にまたがっていることが想定される。その場合、各国で要したコストと課税対象の法人所得とをどのように対応させるのが解決すべき問題となる。提案されているひとつの選択肢は簡単な定式を採用することにより、各国での最終売上額と同じ比率で各国にコストを割りふるという方式である (formula apportionment)。しかし、多数の国々で販売される財の価格やコストを特定するには、各国の課税当局間での緊密な協力・協同が必要になるとして必ずしも積極的に支持しているようにはみられない⁵⁹⁾。

第二に、もつと可能性の高い代替案として提起されるのは、仕向地ベースの付加価値税 (VAT) と同じ方式で組み立てられる法人税である。それは付加価値税の課税ベースから労働コストを控除する仕組みとされ、その意味で、Rベースのキャッシュフロー税と等価であるとされる。しかし、この税の性格は必ずしも明確には説明されていない。上にあげた仕向地ベース・キャッシュフロー税と、ここで提起されたVAT型キャッシュフロー税との異同もあいまいである。その上で、各国間での生産コストの配分の仕方が問題とされ、コストが発生した輸出国でコストの控除が行われるとされる。輸出国は輸出品には課税できず、中間財に含まれていたVATについては還付するだけでなく、労働コスト分も還付することになるという。可能性の高い代替案として提案されたはずのVAT型キャッシュフロー税も、AⅡDⅡS論文自身の結論は「容易に実行可能とは思えない」というものである。こうしてVAT型キャッシュフロー税を採用した国は大規模な税の還付を行わなければならない可能性があるが、そうした事態を回避する対策としてAⅡDⅡS論文が提案するのは、源泉徴収される給与税と相殺調整を行なうか、VATの税率の引上げである。多国籍企業への減税が、結局、労働者ないし消費者への負担転嫁によって支えられる構図といわざる

をえないのである。

A ≡ D ≡ S 論文と比較すると、OECD報告書の方が説明が明快である。ここでは、課税ベースについてのみ確認しておこう。⁽⁶⁰⁾ 仕向地ベース・キャッシュフロー法人税の課税ベースは「国内売上額－国内供給者からの仕入額－労働コスト」とされ、輸出売上は課税ベースに算入されず、輸入仕入は控除されない。仕向地ベース・キャッシュフロー法人税と仕向地ベースVATとは、とくに仕入控除法 (subtraction method) の場合、その類似性はきわめて高いとされる。両者の課税ベースを示すと、まず閉鎖経済のもとでは次のようになる。

$$C \equiv Y - S \equiv W + R - I$$

$$C - W \equiv R - I$$

ただし、 C …消費、 Y …総所得、 S …貯蓄、 I …投資 ($S \equiv I$)、 W …賃金所得、 R …資本所得 (資本の通常収益と経済的レントの合計)

VATの場合、賃金が課税ベースに含まれる ($W + R - I$) のに対し、キャッシュフロー法人税の場合には含まれない ($R - I$) ことが相違点である。

一方、開放経済の場合には、次のようになる。

$$Y \equiv W + R \equiv C + I + X - M$$

$$X - M + E \equiv I^f \quad \text{つまり、} \quad X - M \equiv I^f - E$$

ただし、 X …輸出、 M …輸入、 E …海外からの純収益、 I^f …純海外投資
仕向地ベースVATの課税ベースは C に等しいから、

$$C \equiv W + (R - I) - (X - M) \text{ となし、 } X - M \equiv I^f - E \text{ を代入すると、}$$

$$C \equiv W + (R - I) - (I^f - E)$$

これに対し、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税の課税ベースは、

$$R + E - I - I^f$$

となる。それは、「国内の資本所得（国内所有であれ外国所有であれ）プラス国内所有の外国資本所得（この所得が国内で消費される限り）から、新規国内投資（国内所有であれ外国所有であれ）および国内所有の外国投資を控除したもの」となる。言い換えると、それは「国内資本および国内所有の投下外国資本の通常収益 プラス 過去および新規の国内投資および国内所有の外国投資から生じる経済的レント」に等しい。新規国内投資および国内所有の外国投資に生ずる通常収益は非課税である。

仕向地ベース・キャッシュフロー法人税のもとでは、国内資本（居住者、外国人のいずれにより所有されているように）および国内所有の外国（現存）資本の全収益が、それが国内での企業や消費者への売上から得たものである限り、課税される。収益のうち再投資分は資金流出として扱われ、法人のキャッシュフロー・ベースから控除される。海外の企業や消費者への売上から生ずる収益は、（国内では）まったく課税されない。

仕向地ベース・キャッシュフロー法人税の問題点

上述したように、AⅡDⅡS論文がベストの選択肢として提案する仕向地ベース・キャッシュフロー法人税ないしVAT型仕向地ベース・キャッシュフロー税は、税の性格、内容等にあいまいさが伴っている。それゆえにまた、特

有の問題点が生ずる。

第一に、その執行方法のあいまいさである。VAT型キャッシュフロー税は、OECD報告書も指摘するように、仕入高控除法に基づくVATと類似性が高いとされる。AIDS論文には明示されていないが、一定の課税期間に対応する労働コストの控除を行うためには結局のところ、帳簿により確認する以外に方法はなからう。⁶¹この仕入高控除法に基づくVAT、したがってまたVAT型仕向地ベース・キャッシュフロー税の帰着がどのようになるかは明確ではない。

第二に、国際的な法人税制の協調の欠如である。AIDS論文自身が指摘するように、たとえば仕向地である資本輸入国が仕向地ベース・キャッシュフロー法人税を導入した場合、はたして資本輸出国が自国に本拠を置く多国籍企業に外国税額控除を認めるかどうかは予測できない。一方の国が仕向地ベース・キャッシュフロー法人税を導入するが、他国は追従せず、従来どおり源泉地ベース法人税を維持する場合、前者のキャッシュフロー税制は多国籍企業の立地決定には中立的だとしても、後者の方が前者よりも有利な立場に立つ。居住地国の居住地ベースの税は、この優位をさらに上回るという。

第三に、仕向地ベースの課税を実行していくうえでは国境税調整が適切に遂行されるかどうかが重要なカギになる。OECD報告書が指摘するように、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税の場合には、事業体が輸入する際、国境では課税せず、一方、国内の売上からは控除を認めない方式も可能であろうが、租税回避や脱税を防止し、税を調達するためには、政府は輸出入の管理を維持せざるをえない。その意味で、仕向地ベースの課税にも固有の困難が伴うのであり、居住地ベースや源泉地ベースとの優劣は一概には論じられないのである。

最後に、OECD報告書も指摘するように、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税を実行に移そうとする場合、ほとんどのOECD諸国はすでにVATを導入しているため、これとほとんど類似した新税を採用することは、政治的に困難であろう。また、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税の課税ベースは一般のVATよりも小さいため、もしVATに代替してこれを導入する場合、税率を引上げない限り税収は低下する。あるいは、VATを増税する一方、社会保障拠出金を引き下げることにより、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税を間接的に実施することも可能であるが、その場合には法人税そのものが消滅し、消費者に税負担が帰着するおそれがある⁶³。

Ⅲ 法人課税と資本所得課税 — 改革のゆくえ —

以上、マリーリーズ・レビューを中心にさまざまなタイプの法人税改革案について検討してきたが、そこにはいろいろな問題があることが浮かび上がってきた。

第一に、法人所得ないし資本所得に対する国際課税について、マリーリーズ・レビューで提示された二つの抜本的な改革案である仕向地ベース・キャッシュフロー法人税と源泉地ベースACE法人税とは、提言として果たして整合的なのかどうかである。AIDIS論文では源泉地ベース課税には否定的な評価が下され、源泉地ベース・キャッシュフロー税についてもさまざまな問題点が指摘されている。源泉地ベースACE法人税はキャッシュフロー税の変種として位置づけられ、したがって源泉地ベース・キャッシュフロー税への批判がACE法人税にもそのまま当てはまるとされている⁶⁴。他方、GHHIS論文が提唱するのは、まさしくその源泉地ベースACE法人税である。このことは、マリーリーズ・レビュー自身の提言に一貫性や整合性がないことを示している⁶⁵。

第二に、そのこととも関連するが、現行制度の漸進的な改革ではなく、「よりラディカル」ないし「より包括的」な提案として提示されている改革案は、なお抽象的であり、実行可能性の面などで疑問があるのではないか。OEC D報告書によれば、ACE法人税はこれまでオーストリア（二〇〇〇年から二〇〇四年）、イタリア（一九九七年から二〇〇三年）、クロアチア（一九九四年から二〇〇一年）、ブラジル（一九九六年以降）、ベルギー（二〇〇六年以降）で部分的ないし完全な形で実施されたが、短期間に廃止されたケースが多いのが特徴である。ACE法人税は源泉地ベース・キャッシュフロー法人税とはRベースないしR+Fベースという形で税等価の関係にあり、ミッド報告の提案の具体化ともいえるが、はたしてそれがどこまで成功するのか、それとも失敗に終わるのかは、なお今後の検証に委ねられている。仕向地ベース・キャッシュフロー法人税に至っては、はたして実行可能なのかどうかについてさえ明確ではないのではないか。

第三に、「最適課税要件の設定行動」に係わる問題である。すでに述べたように、この命題は、「小さな開放経済の政府は源泉地ベースの資本課税をすべきではない」と主張する。この処方箋は、Diamond=Mirrleesによる生産効率性定理、すなわち「もし政府が純利潤の課税をやめ、企業と家計のあらゆる取引に対し家計に課税することができるならば、最適なセカンドベストの税制は生産の歪みを回避する」との主張の応用だとされる。⁽⁶⁶⁾ もしこの命題が正しいとすれば、資本の国際的移動が加速したこの数十年の間に、小開放経済国を中心に源泉地ベースの資本所得税は次第に消滅したはずである。しかし、現実はそのようには展開しなかった。この点について、GIIHIS論文は、その背景に次の四つの要因があったことを指摘している。⁽⁶⁷⁾

第一の要因は、企業が特定の立地先でしか確保できないレント（location-specific rents）⁽⁶⁸⁾が存在していることである。

この立地型レントを外国資本が獲得する場合、立地先である源泉地国は資本税を課税しようとする強い誘因を持つ。

第二に、資本の完全な移動可能性という前提が非現実的なことである。実際には、物的資本ストックの調整にはコストがかかるため、たとえ源泉地国で資本課税が行われても、その調整は徐々にしか進まない。その一方、源泉地国政府が課税の公平を志向する場合、国内の移動性の低い要素に税負担を集中させるよりも資本にも課税することを選択する。

第三に、資本の受入国が法人税のような源泉地ベース課税を維持しようとするのは、それが個人所得税の「最後の砦 (backstop)」として機能するからである。法人税がなければ、無税で法人セクターに所得を蓄積することが可能になる。したがって、国内の個人の所得を捕捉するには、居住者が保有する企業に対する法人税が必要である。また、海外所在の外国法人を介して国内法人を支配する個人株主の場合、法人税がなければやはりループホールが生じる。

最後に、源泉地ベース法人税の課税は政治的必要性に基づく。法人以外の課税ベースに対する課税に政治的限界がある場合、増税を必要とする政府はたとえ法人税が非効率であるとしても、法人税を通じて一定の税収を確保することが必要になる。

ここに示された要因は、法人課税の根拠と実行可能性に密接に係わっていることが読み取れる。数十年来、さまざまな法人課税の改革案が登場したとはいえ、それらはいずれも抽象的な理論だけの世界にとどまり、現実の改革に結びつくことはほとんどなかったといつてよい。その意味で、改めて法人課税の現実的根拠を問い直す必要に迫られているというべきである。

グードは、その古典的名著『法人税』において、法人課税の根拠について詳細に検討を行い、法人税を積極的に正

当化する根拠として、(1)利益説ないし特権説、(2)社会的費用配分説、(3)支払能力説、(4)社会統制説などをあげた。⁽⁶⁹⁾

その後、社会経済状況の新しい展開を踏まえて、法人税についての研究動向のサーベイや法人課税の根拠を問う直す優れた研究が登場したが、それらは法人課税の原点に立ち返ることの重要性を示唆しているように思われる。⁽⁷⁰⁾ ここでは、バードに依拠して簡潔に法人課税の根拠について改めてふり返っておきたい。

バードは、法人に課税する根拠を「望ましい」、「必要である」、「便宜である」という三つの側面から整理する。まず、「望ましい」とする根拠としてバードがあげるのは、①社会的費用を考慮に入れることにより市場の効率性を改善するピグー税、②経済的レントないし純利潤に対するレント税、および③外国人への課税である。⁽⁷¹⁾ このうち、本稿との関連では法人税の国際的側面が注目される。バードによれば、対外投資に対する課税はレント課税とも係わりを持つており、外国企業は firm-specific な資産を持つがゆえにレントを生む。これに対し受入国が課税しなければ税収は資本輸出に帰属する結果となるため、受入国のレント課税を支持する主張は長い伝統を持つとされる。⁽⁷²⁾

次に、「必要である」との根拠は、①現在の国際課税制度そのものが法人利潤の課税を不可欠なものとしている、②法人税以外にレントに効果的に課税するすべがない、③法人レベルでの何らかの課税が、個人課税の適切な制度の不可欠の構成部分をなす、という三側面から説明される。⁽⁷³⁾

なぜ多くの国が法人利潤に対する課税制度を維持しているのかといえば、ほとんどの国が法人税を課税しているからだという事実に着する。バードは、現行の法人利潤への課税が国際的に定着している背景を次の七つの側面から説明している。すなわち、①資本の国際的供給は完全に弾力的ではないから、一国レベルで歪みのない課税を行なう余地がある。②資本輸出、輸入国の双方でレントが完全に課税されていない場合、両国は外国資本に課税すべきで

あろう。③たとえ経済的レントが完全に課税されている場合でさえ、他に生産の非効率が存在する場合には、効率性の改善のために法人税が必要となる。④多国籍企業が location-specific のレントを独り占めする場合、源泉地国は投資に影響を及ぼすことなくそうした利潤に課税することが可能である。⑤国際資本に対する課税は、外国税額控除を持つ資本輸出国から受入国に税収を移転させるのに利用できる。⑥高率の直接税に政治的制約がある場合、源泉地ベースの法人税は、移動性のない要素に対して課税するのに利用できる最善の手段であろう。⑦法人税は国際投資が生み出すレントを各国の間で分かち合う適切な方法である。

また、上記の②③に係わっては、法人税の重要な役割として、個人課税制度の欠陥を塞ぐ防波堤 (backstop) の役割が強調される。⁽⁷⁴⁾たとえば、法人レベルでキャピタル・ゲインが発生した場合に何らかの課税を行なうなどの役割である。この機能はまた、消費ベース課税論が法人レベルで通常収益に課税せず、個人レベルで超過収益を含めて課税することを主張することが、はたしてどこまで個人レベルで所得を捕捉できるのかという疑問にも応えるものであろう。最後に、「便宜である」という点では、①現代の税制は、法人という「導管」が課税ベースが流れる経路として、また課税ベースを捕捉し課税する場として税関にどこまでとって代わるかに依存している、②国民の通念が法人税を支持している場合、経済的には仮に不合理にみえる法人課税でさえ政治的構図のなかでは完全に意義を有する、③法人は現代社会の重要なアクターであり、政府はそうしたアクターに影響を及ぼすことのできるあらゆる手段を必要とするのは当然である、などの根拠があげられている。⁽⁷⁵⁾

以上の検討を受けて、法人課税のあり方についてバードが導き出した結論は、次のようなものである。

上述したさまざまな法人課税についての根拠は、いずれもそれ自体としてはとくに強固なものとはいえない。しか

し、さまざまな根拠が存在することは法人利潤税の有効性を示唆しているといつてよい。他の公共政策と同じく租税政策にも制約条件が多く、経済・政治・制度など環境が変化するなかでしばしば対立する目標を達成することを迫られるため、さまざまな矛盾も生まれる。現在のように投資や成長に対する政策の有効性に疑問が高まり、改革を行うことに潜在的に高いコストが予想される場合、「旧税は良税である」との格言にも真理の一端がある。

現在の制度がまさしく国際的な要因により形成されているがゆえに、逆説的であるが、近年のグローバリゼーションの進展は法人税改革の必要性を高めたというよりも、むしろ低下させたかもしれない。主要諸国がこぞつて同様の改革方向に動くのでない限り、「抜本的」改革に展望はない。同時に、制度改革には大きな制度改革のコストを伴う。改革の便益の現在価値が制度変更のコストを上回らない限り、改革はすべきではない。この点では、GIIHS論文に対するコメントのなかで、Alworthがさまざまな代替的提案を分析するに当たり系統的なコスト・ベネフィット分析がほとんどされていないと指摘しているのは正しい。⁽⁷⁶⁾多くの国にとって最も価値ある道筋は、現行の法人利潤税を限界まで調整することであろうとのバードの結論には重みがあるといわなければならない。

- (1) Sir James Mirrlees (Chair) (2010), *Dimensions of Tax Design: The Mirrlees Review*, Institute for Fiscal Studies (以下 Mirrlees (2010)) ; do. (2011), *Tax by Design: The Mirrlees Review*, Institute for Fiscal Studies (以下 Mirrlees (2011)).
- (2) Mirrlees (2010), pp.840-841.
- (3) *Ibid.*, p.952.
- (4) *Ibid.*, p.840; p.917.

- (5) *Ibid.*, pp.952-989.
- (6) *Ibid.*, p.959.
- (7) この概念を最初に提起したのは、M.P. Devereux 氏である。Cf. Devereux, M.P. (1990), "Capital Export Neutrality, Capital Import Neutrality and Capital Ownership Neutrality and all that," *IFS Working Paper*.
- (8) Mirrlees (2010), pp.953-954.
- (9) 鈴木将覚「国外所得免除方式をどう考えるか」新たな国際課税制度と今後の着目点」『みずほ総研論集』二〇〇九年Ⅲ号、八六―八七ページ。
- (10) Mirrlees (2010), p.964;
- (11) *Ibid.*, p.967.
- (12) *Ibid.*, p.964; pp.967-968.
- (13) 能動的所得とは事業活動による所得であるのに対し、受動的所得とは利子、配当(支配株式から得たものを除く)、ロイヤリティ、地代などの主として投資所得をさす。
- (14) 移動可能な所得とは、たとえば多国籍企業の内部で容易に移転可能な所得をさすが、それゆえに active subsidiaries の受動的所得だけでなく、能動的所得でも実質的に受動的所得とみなされれば課税対象になるおそれがあることが論争となった。
Cf. *Ibid.*, p.966.
- (15) *Ibid.*, pp.967-968.
- (16) *Ibid.*, pp.969-970.
- (17) 一つの可能性は、アメリカの州法人税のもとでの方式にならない企業の保有資産、支払給与、売上高の加重平均を利用することだが、資本に対する課税の趣旨を徹底する観点からは多国籍企業の保有する各国別の資産を基準にすることも有力な選択肢である。しかし、多国籍企業の総資産のうち無形資産の占める比重がますます高まりつつある現状からすると、そもそも無形資産の算定に困難性があるだけでなく、企業は企業内のロイヤリティや資産価額を移転価格を使って操作している可能性が

高く、結局、定式配分にも移転価格問題がつきまとうことになる。Cf. *Ibid.*, p.969.

- (18) Lodin, S.O. and Gammie, M.J. (2000), *Home State Taxation*, IBFD Publications.
- (19) Mirrlees (2010), pp.970-971.
- (20) *Ibid.*, p.973.
- (21) *Ibid.*, pp.981-982.
- (22) 資本所得には、利子、配当、実現キャピタル・ゲイン、賃貸料所得、帰属家賃、非法人企業の資産に対する帰属収益などが入る。Cf. *Ibid.*, p.981.
- (23) *Ibid.*, p.988. この場合、非法人企業の所有者は、事業の通常の帰属収益と労働所得とを区分することを選択できるとされ、前者には課税が免除される。Cf. *Ibid.*, p.987.
- (24) 企業活力研究所 (二〇一〇年)『マリーズ・レビュー研究会報告書』(佐藤主光稿「第一部 概論」、二〇ページ、参照。
- (25) OECD (2007), *Fundamental Reform of Corporate Income Tax*, OECD Tax Policy Studies, No.16.
- (26) 企業活力研究所 (二〇一〇年) 前掲書 (佐藤主光稿「第二部 第一章 グローバル化と法人課税」、二四ページ。
- (27) OECD (2007), *op.cit.*, p.122.
- (28) 宮島洋 (一九八六年)『租税論の展開と日本の税制』日本評論社、四ページ。
- (29) Cf. OECD (2007), *op.cit.*, chapter 4, p.58, p.68.
- (30) *Ibid.*, p.123.
- (31) ここでは、馬場義久 (二〇〇八年)「北欧型三元所得税の限界—法人税の課税ベースについて—」証券税制研究会編『金融所得課税の基本問題』での展開を参考にした。
- (32) *R* (収入) は、粗収入から「原材料費＋賃金」を控除したものを意味する。ちなみに、包括的所得ベースの *R*^p は未実現ベースの損益についても算入したものである。
- (33) U.S. Dept. of Treasury (1992), *Report of the Department of the Treasury on Integration of the Individual and*

Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once, p.39.

- (34) OECD (2007), *op.cit.*, p.142. また、馬場義久 (二〇〇八年)、前掲論文、七九ページ、参照。
 - (35) OECD (2007), *op.cit.*, pp.143-144.
 - (36) Mirrlees (2010), p.974.
 - (37) 馬場義久 (二〇〇八年)、前掲論文、八〇ページ、参照。
 - (38) Mirrlees (2010), pp.927-928.
 - (39) *Ibid.*, pp.974-975.
 - (40) ACE法人税のもとでの投資の中立性について、GIIHS論文では、次の簡単な例を使って示している。すなわち、ある企業が一〇〇£の償却を第二年度から第一年度に繰り上げ、二八£ (税率二八%とする) だけ税負担を減らすとする。その企業の第一年度の租税勘定の留保利潤は一〇〇£だけ減少するから、第二年度のACE控除を算定するベースはその額だけ減少する。株式資本 (equity) の帰属利率を一〇%とすると、企業の第二年度の税額は二・八£ ($=0.28 \times 0.1 \times 100\text{£}$) だけ増加し、加えて、一〇〇£の償却が第二年度から第一年度に繰り上げられると、第二年度の課税利潤はその分だけ増加するため、その年度の税額は二八£だけ上積みされる。割引率を同じく一〇%とすると、企業が支払う税額の現在価値は次のようになる。
- $$-0.28 \times 100 + \frac{0.28 \times (100 + 0.1 \times 100)}{1 + 0.1} = 0$$
- 左辺の第一項は第一年度の税額の減少分を示し、第二項は第二年度の税額の現在価値を表している。加速償却による節税分は、将来のACE控除の減少により正確に相殺されていることがわかる。Cf. *Ibid.*, pp.975-976.
- (41) *Ibid.*, p.976.
 - (42) OECD (2007), *op.cit.*, p.126; Mirrlees (2010), p.976.
 - (43) OECD (2007), *op.cit.*, pp.126-127; Mirrlees (2010), pp.976-977.
 - (44) OECD (2007), *op.cit.*, pp.127-129.

- (45) 各種の法人税率が多国籍企業の意思決定とどのように係わっているかについて、マリーリーズ・レビューでは、四段階に分けて整理されている。投資決定に係わる第一段階では、平均実効税率、立地選択に係わる第二段階でも平均実効税率、投資水準の決定に係わる第三段階では限界実効税率、利益の帰属先決定に係わる第四段階では法定税率が、それぞれ影響を及ぼすとされる。Cf. Mirrlees (2010), pp.853-854. また、企業活力研究所(二〇一〇年)前掲書(鈴木将覚稿「第二部第二章 法人税の実効税率」)、五七ページ、も参照。
- (46) OECD (2007), *op.cit.*, p.129.
- (47) *Ibid.*, pp.129-130.
- (48) *Ibid.*, p.130.
- (49) 宮島洋(一九八六年)、前掲書、八八―八九ページ、参照。
- (50) Mirrlees (2010), pp.873-874.
- (51) OECD (2007), *op.cit.*, pp.147-150.
- (52) Mirrlees (2010), pp.874-875.
- (53) *Ibid.*, pp.879-882.
- (54) 仕向地ベースのキャッシュフロー税を最初に提起したのは、Bond=Devereux による。Cf. Bond, S. and Devereux, M.P. (2002), “Cash Flow Taxes in an Open Economy,” *CEPR Discussion Paper 3401*; Mirrlees (2010), p.883.
- (55) この点を厳しく批判したのは、玉岡雅之である。玉岡雅之(二〇〇九年)「Mirrlees レビューにおける法人税改革案の批判的検討」神戸大学『国民経済雑誌』第一九九巻第五号、三八ページ、参照。
- (56) Mirrlees (2010), p.883.
- (57) *Ibid.*, p.885.
- (58) 玉岡雅之、前掲論文、三八ページ、参照。
- (59) Mirrlees (2010), pp.885.

- (60) OECD (2007), *op.cit.*, pp.145-146.
- (61) 玉岡雅之、前掲論文、二九—四〇ページ。
- (62) OECD (2007), *op.cit.*, p.147.
- (63) *Ibid.* また、玉岡雅之、前掲論文、四一ページ、も参照。
- (64) Mirrlees (2010), p.877.
- (65) 玉岡雅之、前掲論文、二八ページ、参照。
- (66) Mirrlees (2010), p.927.
- (67) *Ibid.*, pp.928-929.
- (68) たとえば、天然資源の開発や、魅力的なインフラの存在、集積力などである。
- (69) Goode, R. (1951), *The Corporation Income Tax*. 塩崎潤訳（再版一九八一年）『法人税』今日社、二五—四六ページ。
- (70) たとえば、次を参照。Mintz, J. (1995), “The Corporation Tax: A Survey,” *Fiscal Studies*, Vol.16, No.4; Bird, R.M. (2002), “Why Tax Corporation?” *Bulletin of International Bureau of Fiscal Documentation*, May.
- (71) Bird (2002), *ibid.*, pp.195-196.
- (72) *Ibid.*, p.197.
- (73) *Ibid.*, pp.198-199.
- (74) *Ibid.*, p.199.
- (75) *Ibid.*, pp.199-200.
- (76) Mirrlees (2010), p.999.

ドイツ法人税（一九二五年）の所得算定に関する研究

長谷川 一 弘

目次

- I はじめに
- II 一九二五年法人税の所得算定の原理
- III 金マルク開始貸借対照表の重要性
- IV 税法上の資産評価
- V 税務貸借対照表の作成事例
- VI 一九二六年度法人税申告書の形式
- VII まとめ

I はじめに

本論文の目的は、第一次大戦後の賠償問題とインフレーションの影響に直面する特別な状況下での、一九二五年法人税課税所得の算出過程（一九二六年度税務申告）における金マルク建て開始貸借対照表（Goldmarkeröffnungsbilanz）の役割をRosendorffの著書を中心にして考察することにより、この課税所得の算出過程で機能している会計の本質を明らかにすることにある。特に、固定資産勘定に一マルク表示のある金マルク開始商事貸借対照表の事例を取り上げることにより、当時のインフレーションの影響をうけた経済状況下における企業会計と課税制度の制度的な連携と調整手続きを考察する。

ドイツは一九一九年六月二八日ヴェルサイユ講和条約に調印した。第一次大戦以来ドイツではインフレーションが進行していたが、一九二三年夏以後、とくに二三年になるとそれは破局的な様相を呈しはじめた。預金、保険、債権の価値は失われ、政府債権とくに戦時公債はただの紙片同然になってしまった。⁽²⁾ この事態に対して一九二三年一〇月一五日にレンテンバンク（Deutsche Rentenbank）が設立され、同年一月一五日よりレンテン銀行券を発行した。このレンテン銀行券は尚依然として法貨たる旧マルク紙幣とならんで通用された。同年一月二〇日に為替相場一ドルが四兆二千億紙幣マルク、すなわち一金貨マルクが一兆紙幣マルクの割合で安定した。このレンテンマルク（Rentenmark）なる新単位が一金マルクの価値として与えられた。つまり、これらの通貨比率は一兆紙幣マルクをもつて一レンテンマルクとなった。⁽³⁾（四・二レンテンマルクが一ドルと定められた）。⁽⁴⁾ さらに、一九二四年八月三〇日の新貨幣法（二〇月一日実施）による金準備に基づく新貨幣ライヒスマルク（Reichsmark）が発行され、新貨幣単位一ライヒスマルクにつき一

兆紙幣マルクの比率で兌換されることになった。また、新貨幣単位一ライヒスマルクは一レンテンマルクとされた。⁽⁵⁾

ドイツ政府はインフレによる架空（又は仮装）利益（Scheingewinn）⁽⁶⁾に対処するとして一九二三年二月二八日付「金貨貸借対照表令（Die Verordnung über Goldbilanzen）」を制定した。これにより商業帳簿の記帳義務を有する商人は、同令第一条第一項により一九二四年一月一日に始まる事業年度より金マルク建ての開始貸借対照表の作成を義務づけられた。一九二四年二月一二日新貨幣法第二施行令により「金貨貸借対照表令」の適用に関しては金マルクに代わりライヒスマルクが価値単位として使用されることに改められた。⁽⁷⁾金マルク開始貸借対照表の作成目的は、インフレにより膨れあがったものを金マルクという規準により計上し直すことである。しかしながら、「金貨貸借対照表令」により開始商事貸借対照表が作成されようと、企業会計と国家財政政策の目的は基本的に乖離しているので、商事貸借対照表から課税所得を算定するには税法上の調整が必要になる。「金貨貸借対照表令」については既に多くの研究⁽⁸⁾がなされているが、本稿は「金貨貸借対照表令」による商事貸借対照表から一九二五年改正法人税法の課税所得を算定するための税法上の調整手続きに視点を当てて考察を加える。次に、一九二五年改正法人税法・所得税の内容を確認する。

Ⅱ 一九二五年法人税の所得算定の原理

一九二〇年の税制改革により従来ラント（州）税であった所得税はライヒ（国）税となり、税制の統一・中央集権化が完成し、法人所得に対して法人税が新設された。⁽⁹⁾一九二〇年所得税法において純財産増加説にもとづく所得概念が一般的に採用された。⁽¹⁰⁾また、ライヒ財政裁判所は一九二三年一月一六日の判決のなかで、商人の課税は「シャ

ンツ (Schanz) 所得理論に対応するものであつて、その基礎上に所得税法が原則として設定されている。…この理論によると、所得は財産増加 (Vermögenszugang) と同じである。商法上の貸借対照表は、財産の表示を指向しており、したがって、貸借対照表利益は財産増加 (Vermögenszuwachs) をあらわす…」のであると述べている。⁽¹¹⁾しかし、租税制度上、所得源泉説に基づく所得概念が選択されるべきか、あるいは、純財産増加説に基づく所得概念が選ばれるべきかは、たんに理論上問題として決せられるわけではなく、ドイツでは第一次世界大戦前の立法に対し、「陸軍議案の費用を補償する必要性」と「租税理念の必要性」が、純財産増加分を所得とする広義 (包括的) 所得概念を導いたものであるといわれている。⁽¹²⁾

一九二四年一月にまとめられた賠償支払計画である「ドーズ案 (Davies Plan)」の要望に依えて一九二五年八月一日付で所得税、法人税等の改正が行われた。⁽¹³⁾この改正一九二五年所得税法 (以後所得税法)、改正一九二五年法人税法 (以後法人税法) の適用は、法人税法第三二条と所得税法第一一七条の規定により、一九二五年暦年又は一九二五年暦年中に終了する事業年度に対する課税査定を最初としてこれを適用することになった。⁽¹⁴⁾法人税の課税対象所得は、法人税法第一〇条により所得税法第六条乃至第八条、第一一条の規定を適用した。また、法人税法第一三条は、法人税の所得算定、課税標準および査定時期について法人税法に別段の定めのない場合には所得税法第一二条乃至第一七条、第一九条乃至第二二条、第二五条、第二六条乃至第四八条の規定を準用するとした。⁽¹⁵⁾

所得税法第六条第一項第二号において「営業経営 (Gewerbebetrieb) より生ずる所得」を課税対象と規定した。同第七條第二項第一号において、この所得とみなすべきものを「営業経営より生ずる所得」の種類にあつては、利益 (Gewinn) としている。この利益を同第一二条は次のように規定している。「利益とは支出に対する収入の超過であつ

て、課税期間の期末において営業生産品、商品および貯蔵品、経営に資する建築物およびその付属物、ならびに動産である固定資産と前課税期間の末日の有高状態とを比較して、その増加額を加算し、減少価格を控除したものである⁽¹⁶⁾。さらに商法上の記帳義務のある納税義務者に対しては、利益について同第一三条で次ぎのように規定している。「商法の規定による商業帳簿を備えつける義務のある納税義務者、またはその義務を有しないが商法の規定により商業帳簿を実際に備えつける納税義務者にあつては、利益とは正規の簿記の諸原則に従い課税期間末日に算定したる経営財産が前課税期間期末において課税算定の基礎となす経営財産をこえる超過額である。利益の算定は、自己の経営からの引き出しに関する規定、控除しうる支出に関する規定および評価に関する規定を遵守しなければならない⁽¹⁷⁾」。前記した所得税法による利益たる事業所得の算定方法は、同第一二条による収支計算による方式を適用する納税義務者と、同第一三条による財産比較による方式を規定している。収支計算による方式は同第一三条の規定の適用される完全な商人（商法の規定に従い商業帳簿を作成する納税義務者）以外の者とされる⁽¹⁸⁾。

Ⅲ 金マルク開始貸借対照表の重要性

金貨貸借対照表令について、チェローニは次のように評価している。「一九二三年一月二八日の統令によって、産業会社は資産、負債を「金マルク」で評価して貸借対照表を作らねばならぬことになった。…また一九二三年一月二八日の統令の目的は、会社貸借対照表からマルク減価の影響を除去する点にある。それ故、金マルクを物価基準に採用することから起こる通貨デフレーションにつれて、貸借対照表の諸資産にも「デフレーション」を行わなければならない。インフレーション期間に減価マルクによって投資した新投資は金価値にまで引き下げられねばならず、

またインフレーションによる実質上の損失も考慮しなければならない⁽¹⁹⁾。すなわち、政府は金マルクという価値規準により会社の財政状態を把握し、かつ他社との比較を可能にする貸借対照表を目指したのである。それはまた、同時に国家財政収入の安定確保を目指したのである。次に所得算定における金マルク貸借対照表の必要性について確認する。

一九二五年改正所得税法の最初の課税査定にあたり財産調整 (Vermögensausgleich)、または減損ないし物質減少に対する控除をなしうる場合における租税期間の開始に対する価格の確定については同法一〇五条第一項は次のように規定している。それは商法典の規定に従って帳簿を記帳する義務を負わされている納税義務者、またはそのような義務を負わされていないが實際上商法典の規定に従って帳簿を記帳する納税義務者は、課税利益算定のために原則として商法上の貸借対照表を出発点としなければならない⁽²⁰⁾。そのような納税義務者は一九二五年改正法人税法に準拠した最初の課税査定のために税務申告書のほかに下記のことを税務署に提出する義務を負う。⁽²¹⁾

I 期首貸借対照表 (Anfangsbilanz) 並びに株主総会議事録

II 期末貸借対照表計算書 (Schlußbilanzrechnung) と損益計算書並びに年度報告書、株主総会議事録。

上記 I、II とも課税所得のもとになる事業年度を対象にしている。

期首貸借対照表として以下のことが考慮される。⁽²²⁾

1 納税義務者の事業年度が暦年と一致している場合には、一九二四年二月二日付
商法上の貸借対照表。

2 納税義務者の事業年度が暦年と一致していない場合、

a) もし納税者が、一九二四年開始一九二五年終了の事業年度の開始に際して、一九二三年十二月二八日付「金貨貸借対照表令」⁽²³⁾ 第二条第一項における金マルク(Goldmark)表示の開始貸借対照表(Eröffnungsbilanz)を作成していたならば、当該金マルク開始貸借対照表。

b) もし納税義務者が、一九二四年開始一九二五年終了事業年度開始前からすでに金マルク開始貸借対照表を作成していたならば、一九二四年開始一九二五年終了課税期間の直前に作成された前事業年度終了時の商事貸借対照表。

期首貸借対照表が金マルク開始貸借対照表でない(上記1と2のb)の場合)ならば、既に述べたⅠとⅡの証拠資料とともに、金マルク開始貸借対照表が株主総会議事録と一緒に税務署に提出されねばならない。⁽²⁴⁾

事例⁽²⁵⁾

1 事業年度として暦年を採用している株式会社は、以下のものを税務署に提出しなければならない。それは、一九二四年二月三十一日付商事貸借対照表、一九二五年二月三十一日付期末貸借対照表と損益計算書、並びに一九二四年一月一日付の金マルク開始貸借対照表である。

2 一九二四年一月一日から一九二五年九月三〇日までの一九二四／一九二五事業年度を採用する株式会社は、一九二四年一月一日付金マルク開始貸借対照表を作成しなければならない。この株式会社は、次のものを税務署に提出しなければならない。それは、金マルク開始貸借対照表と一九二五年九月三〇日付期末貸借対照表である。

しかし、この株式会社が金マルク開始貸借対照表を一九二四年一月一日付で作成したならば、この株式会社は、次のものを税務署に提出しなければならない。それは、当該金マルク開始貸借対照表、一九二四

年九月三〇日付期末貸借対照表並びに一九二五年九月三〇日付の期末貸借対照表である。

IV 税法上の資産評価

改正一九二五年法人税法の最初の課税査定にあつて、商法上の開始貸借対照表の個々の項目を一部修正し、一部を認容する。所得税法第一〇四条において改定一九二五年所得税法適用初年度にのみ第一〇五条から第一一〇条までの特別規定の適用を定めている。⁽²⁶⁾それは、課税所得の算定に際してインフレーションの影響を極力避けるためであると考ええる。課税査定に対しては以下に述べる評価原則に従わねばならない。

期首貸借対照表は、最大限に見積もつて次のように評価されるべきである。⁽²⁷⁾

A. 所得税法第一〇六条に規定された経営財産の対象物。それが、一九二四年一日以後購入又は製作されたものである場合。⁽²⁸⁾

i. 機械とその他の事業用具、営業上の著作権、文芸上の著作権、芸術上の著作権、建物施設の給水設備と排水設備また漁業経営設備。

それらは、実際上の購入価格または製作価格をもつてその物の経過年数と耐用年数に相当する減耗控除 (Absetzungen für Abnutzung) ⁽²⁹⁾ をなす。

ii. 鉱業会社の鉱山、採鉱場の鉱山、その他埋蔵物の消費を前提とする経営体の鉱山。

それらは、実際上の購入価格または製作価格をもつてその物の経過年数と耐用年数に相当する実体減少に対する控除 (Absetzungen für Substanzverringerung) ⁽³⁰⁾ をなす。

iii. 流通経営資本の対象物（例えば、商品、製品、貯蔵品）。それらは、上記の i と ii で述べた設備資本の対象物ではないし、ならびに上記 ii に示した経営の土地とは別のものである。それらは実際の購入価格または製作価格をもつて表示される。⁽³¹⁾

もしくは、前記 i、ii、iii は次のように計上表示する。それは、対象物の価値が計上された金額よりもすでに低下しているならば、一九二五暦年にあつては財産税（Vermögensteuer）の査定の際の価値をもつて表示する。⁽³²⁾

B. 所得税法第一〇七条に規定された一九二三年一月三十一日以前に取得または製作された経営財産の対象物。

I. 設備資本の対象物

a) 一九二五年七月一六日の「価格増額法」（Aufwertungsgesetz）⁽³³⁾ に従つた価格増額に基づく債権（Forderungen）と債務（Schulden）。

それらは、課税期間の開始に際して、価格増額法の原則が適用される価値をもつて計上する。⁽³⁴⁾

b) 建物。課税期間の開始に際して、一般（又は通常）価格（gemeine Wert）⁽³⁵⁾ をもつて計上する。⁽³⁶⁾

c) 機械とその他の事業用具、営業上の著作権、文芸上の著作権、芸術上の著作権、給水設備と排水設備または漁業経営設備。それらは、対象物の購入または製作に対して金マルク開始貸借対照表基準日に支出せねばならなかった金額の三分の一だけ減額された金額で計上する。そのうえまた経過年数（課税期間の開始に際しての状態に従う）と耐用年数に相当する減耗控除をなす。⁽³⁷⁾

d) 鉱業会社の鉱山、採鉱場の鉱山、その他埋蔵物の消費を前提とする経営体の鉱山。

それらは、対象物の購入または製作に対して金マルク開始貸借対照表基準日に支出せねばならなかった金

額の三分の一だけ減額した金額で計上する。そのうえまた経過年数（課税期間の開始に際しての状態による）と耐用年数に相当する実態減少に対する控除をなす。⁽³⁸⁾

- e) d)で示した経営の土地とは別の土地、またa)からd)の範疇以外の設備資本の対象物。それらは、対象物の購入または製作に対して金マルク開始貸借対照表基準日に支出せねばならなかった金額の三分の一だけ減額された金額で計上する。⁽³⁹⁾

もしくは、前記b)、c)、d)、e)は一九二五年の低い財産税価値 (niedrigeren Vermögensteuerwerte) をもって計上する (A.を参照)⁽⁴⁰⁾。

II. 流通経営資本 (umlaufenden Betriebskapital) の対象物

- a) 一九二五年七月一六日の「価格増額法」に従った価格増額に基づく債権と債務。

それらは、課税期間の開始に際して、価格増額法の原則が適用される価値をもって計上する。⁽⁴¹⁾

- b) その他の流通経営資本の対象物 (例えば、商品、製品、貯蔵品)

それらは、課税期間の始めに対象物の取得または製作金額において支出した金額あるいはより低い一九二五年財産税価値 (Vermögensteuerwerte) で計上する (A.を参照)⁽⁴²⁾。

前記に従えば、開始貸借対照表で計上された価値は最高価値 (höchstwerte) を適用する。⁽⁴³⁾ 商事貸借対照表に計上された経営財産対象物の金額が許容された最高価値を超過するときは、この経営財産の対象物の金額はこの最高価値まで引き下げられねばならない。これに伴い、場合によっては、より低い財産税価値の計上 (A.を参照) が強制される。例えば、納税義務者はこのより低い財産税価値とその他の許容最高価値のあいだの選択の余地はない。商事貸借対照

表に計上された経営財産対象物の金額が許容最高価値を下回るならば、その経営財産対象の金額は納税義務者の（税務署への）申請によってこの最高価値まで引き上げられねばならない。しかし、より低い財産税価値の金額が計上されている場合はこの低い財産税価値の金額を超過してはならない。税務申告書またはその添付書類に添えて申告された貸借対照表の項目の修正は、納税義務者の申請とみなされる。⁽⁴⁴⁾

以下に述べる場合では最高価値を除外してより小さい財産税価値が適用される。⁽⁴⁵⁾

a) 営利会社 (Erwerbsgesellschaft) の財産が、一九二五年財産税算定による有価証券の財産税額査定用公定相場価値⁽⁴⁶⁾ (Steuerkurswerte) の合計をもって計上されているとき。

b) 子会社財産に対する親会社の出資が、一九二五年財産税査定をもって考慮されないとき。

c) 営利会社に対する持分にあつては、その持分が財産税によって定められた有価証券の財産税額査定用公定相場価値又は算定された売却価値 (Verkaufswert) の二分の一で計上されている場合。

以上のように、特に激しいインフレーションの影響を受けた一九二三年一月二日以前に取得または製作された経営財産の対象については税務貸借対照表計上にあたりかなりの評価減を許容した。

個々の商事貸借対照表項目評価修正の結果として、税務貸借対照表をどのようにして作成するかは、次に述べる例示による。

V 税務貸借対照表の作成事例

Rosendorf は金マルク商事開始貸借対照表から税務貸借対照表を作成する手続を次のように例示している。

「事例 1 納税義務者の事業年度が暦年と一致している場合

事業年度が暦年と合致している株式会社は、1924年1月1日付で次に述べる金マルク開始貸借対照表を作成した。

1924年1月1日 金マルク開始貸借対照表

借方		単位	Goldmark
		貸方	
建物	300,000	株式資本金	1,000,000
機械	1 ⁽⁴⁷⁾	債務	60,000
備品	1		
商品	440,000		
債権	62,400		
資本減価勘定 ⁽⁴⁸⁾	250,000		
現金	7,598		
	1,060,000		1,060,000

1924年12月31日 期末貸借対照表

借方		単位	Reichsmark
		貸方	
建物	295,000	株式資本金	1,000,000
機械	1	債務	45,000
備品	1	利益	65,000
商品	484,600		
債権	71,350		
資本減価勘定	250,000		
現金	9,048		
	1,110,000		1,110,000

1925年財産税に対して株式会社は以下に述べる財産を申告した。

	単位 RM.
建物	350,000
機械	80,000
備品	15,000
商品	505,000
債権	71,350
現金	9,048
小計	1,030,398
債務	45,000
純財産	985,398

1925年12月31日 期末貸借対照表

単位 RM.

	借方		貸方
建物	285,000	株式資本金	1,000,000
機械	1	債務	30,000
備品	1	利益	50,000
商品	521,300		
債権	78,670		
資本減価勘定	185,000		
現金	10,028		
	<u>1,080,000</u>		<u>1,080,000</u>

単位 RM.

・ 1925年 1 月 1 日付建物一般価値	=	400,000
・ 1924年 1 月 1 日（金マルク開始貸借対照表の基準日）付		
（1921年 1 月取得）機械取得価格	=	150,000
3 分の 1 控除	=	50,000
		<u>100,000</u>
4 年間にわたる減耗控除（100,000 R M.のうち年10％）	=	40,000
承認された最高価値	=	60,000
・ 1924年 1 月 1 日（金マルク開始貸借対照表基準日）付		
（1923年 7 月取得）備品の取得価格	=	30,000
3 分の 1 控除	=	10,000
		<u>20,000</u>
半年間の減耗控除	=	3,000
それ自体の承認された最高価値	=	17,000
・ 1924年 1 月 1 日から1925年 1 月 1 日までに製作されたものの製作価格	=	194,000
・ 1924年 1 月 1 日以後に製作されたものの事実上の製作価格	=	323,000
商品価値計	=	<u>517,000</u>

それゆえ、納税義務者の会社は、次のように勘定金額を修正することになる。

単位 RM.

1924年12月31日 期末商事貸借対照表の税務修正		1925年12月31日 期末商事貸借対照表の税務修正	
低い財産税価値 の建物価値	350,000	343,000	(350,000の2%償却控除後)
機械価値 (許容される最高価値)	60,000	50,000	(100,000の10%償却控除後)
備品の価値 (低い財産税価値)	15,000	13,300	(償却控除後)
商品の価値 (財産税価値)	505,000		

したがって次のような結果となる。

- a) 利益の増加 3,000の内訳
 建物の場合 $(343,000 - 285,000) - (350,000 - 295,000) = 3,000$
- b) 利益の減少 32,100の内訳
 機械の場合 $(60,000 - 1) - (50,000 - 1) = 10,000$
 備品の場合 $(15,000 - 1) - (13,300 - 1) = 1,700$
 商品の場合 $505,000 - 484,600 = 20,400$

ゆえに商事貸借対照表から税務貸借対照表の修正の結果差額として
 商事貸借対照表利益の減少残高となる=29,100

つまり、税務申告書のA I 1の欄は、次のように記入されねばならない。

(商事) 貸借対照表利益		50,000
a)	加算	—
b)	減算	29,100
申告調整された(税務) 貸借対照表利益		20,900

結果として、以下の**税務貸借対照表** (Steuerbilanzen) が作成される。

1925年1月1日 期首税務貸借対照表

単位 RM.

借方		貸方	
建物	350,000	株式資本金	1,000,000
機械	60,000	債務	45,000
備品	15,000		
商品	505,000		
債権	71,350		
資本減価勘定	34,602		

現金	9,048	
	<u>1,045,000</u>	<u>1,045,000</u>

1925年12月31日 期末税務貸借対照表

			単位 RM.
	借方	貸方	
建物	343,000	株式資本金	1,000,000
機械	50,000	債務	30,000
備品	13,300	利益	20,900
商品	521,300		
債権	78,670		
資本減価勘定	34,602		
現金	10,028		
	<u>1,050,900</u>		<u>1,050,900</u>

上記のような税務貸借対照表が作成され、そしてそれが税務申告書に組み入れられる。もし税務決算対照表の利益が申告書AI1欄に訂正された利益として表示されるならば、そのことは要件にかなっている。もし税務貸借対照表が税務署に提出されないならば、税務申告書AI1欄について提示された質問に正確に返答されねばならないし、またここで挙げた利益訂正は商事貸借対照表または申告書付表に加えて前記した例示と同様な注釈を加えなければならない⁽⁴⁹⁾」。

前記事例から、Rosendorffは商事貸借対照表と税法の評価基準の違いを明らかにしようとしている。Rosendorffは「一九二五年一月一日期首(商事)貸借対照表(一九二四年十二月三十一日期末(商事)貸借対照表)」と「一九二五年一月一日期首税務貸借対照表」、「一九二五年十二月三十一日期末(商事)貸借対照表」と「一九二五年十二月三十一日期末税務貸借対照表」の比較をしている。

期首税務貸借対照表の「建物」は所得税法第一〇八条第二項により一般価値四〇〇、〇〇〇RM (Reichsmark) より低い財産税価値三五〇、〇〇〇RMで期首計上されている。同じく「機械」は所得税法第一〇七条第二項により承認された最高価値六〇、〇〇〇RMで期首計上されている。同じく「備品」は承認された最高価値一七、〇〇〇RMではなく建物と同じくより低い財産税価値一五、〇〇〇RMで期首計上されている。この事は、「一九二五年一月一日期首(商事)貸借対照表」(一九二四年十二月三十一日期末(商事)貸借対照表)に計上された一マルク勘定を税法上訂正したことになる。また同じく「製作商品」も事実上の製作商品価値五一七、〇〇〇RMより低い財産税評価五〇五、〇〇〇RMで期首計上されている。両貸借対照表の期首貸借対照表貸方科目残高一、〇四五、〇〇〇RMは同額である。

次に、期末貸借対照表残高を比較する。まず、両貸借対照表の期末貸借対照表借方資産科目残高を比較する。資本減価勘定 (Kapitalentwertungskonto) 以外の両貸借対照表の各借方勘定科目の金額は税務貸借対照表では同額か又はそれ以上の金額である。「金貨貸借対照表令」第五条第二項、同第六条に規定された「資本減価勘定」は、法人税法第三〇条により同勘定の償却額は法人税法上の所得算定において控除を認められない。「資本減価勘定」は「金貨貸借対照表令」第六条により、企業が三年以内に償却すべきものである。「資本減価勘定」の商事貸借対照表期末金額残高は一八五、〇〇〇RMであり、他方この税務貸借対照表期末金額残高は三四、六〇二RMである。「資本減価勘定」

は商法上の調整勘定である。それゆえ各々の「資本減価勘定」を両者の期末貸借対照表借方科目合計残高から控除すると期末税務貸借対照表の借方合計残高金額の方が期末商事貸借対照表の借方合計残高金額よりも大きいことが確認できる。この両者の合計金額の差額は建物、機械、備品の計上評価差額である。特に「一九二五年一月三十一日期末（商事）貸借対照表」の借方にある機械や備品の一マルク勘定と、「一九二五年一月三十一日期末税務貸借対照表」の機械五〇、〇〇〇RM、備品二二、三〇〇RMとの差額が大きい。すなわち、商事貸借対照表に計上された一マルク勘定は税務貸借対照表では増額訂正されている。このように商法会計は一マルク勘定を創出することにより、インフレによる架空利益に対処したことがうかがわれる。一方、税法の評価基準は平等原則により商法会計の一マルク勘定を増額訂正していると考えられる。

「事例2 納税義務者の事業年度が暦年と一致していない場合」

1924年10月1日から1925年9月30日までが事業年度である会社は、1924年10月1日付で以下に述べる金マルク開始貸借対照表を作成した。

1924年10月1日付 金マルク開始貸借対照表

		単位 GM.	
借方		貸方	
建物	100,000	株式資本金	300,000
機械	90,000	準備金	90,000
車両	40,000	担保付債務	15,000
商品	160,000	債務	20,000
債権	30,000		
現金	5,000		
	425,000		425,000

1925年財産税に対して会社は以下に述べる財産を申告した。

	単位 RM.
建物	75,000
機械	65,000
車両	35,000
商品	140,000
債権	30,000
現金	5,000
	350,000
担保付債務	
15,000	
債務	
20,000	35,000
純財産	315,000

1925年9月30日付 期末貸借対照表

		単位 RM.	
借方		貸方	
建物	98,000	株式資本金	300,000
機械	80,000	準備金	90,000
車両	35,000	担保付債務	25,000
商品	200,000	債務	25,000
債権	40,000	利益	30,000
現金	7,000		
評価調整勘定	10,000		
	470,000		470,000

1924年10月1日付建物の一般価値	= 75,000RM.
1924年10月1日付（金マルク開始貸借対照表基準日）機械取得価格 （1922年12月取得）	= 135,000
3分の1控除	= 45,000
	= 90,000
90,000から年間10%（2年間）減耗控除	= 18,000
それ自体の許容最高価値	= 72,000
1924年10月1日付（金マルク開始貸借対照表基準日）車両取得価額 （1922年4月取得）	= 60,000
3分の1控除	= 20,000
	= 40,000
40,000から年間10%（2年6ヶ月）減耗控除	= 10,000
許容最高価値	= 30,000
商品の事実上の製作価格（1923年12月31日付製作時点）	= 140,000
1924年10月1日付価額増額法による担保付債務価値	= 25,000

それゆえ、次のように修正されねばならない。

1924年10月1日 期首商事貸借対照表の税務修正		1925年9月30日 期末商事貸借対照表の税務修正	
建物の価値 （1924年10月1日付け共通価値）	75,000	73,500	（75,000の2%控除後）
機械の価値 （低い財産税価値）	65,000	56,900	（65,000の1/8控除後）
車両の価値 （許容最高価値）	30,000	26,000	（40,000の10%控除後）
商品の価値 （財産税価値と製作価額）	140,000	—	
担保付債務の価値 （価額増額）	25,000	—	

決算貸借対照表の価額増額調整勘定は消去される。したがって、次のように利益の増額が生じる。

建物の場合	$(100,000 - 75,000) - (98,000 - 73,500)$	=	500
機械の場合	$(90,000 - 65,000) - (80,000 - 56,900)$	=	1,900
車両の場合	$(40,000 - 30,000) - (35,000 - 26,000)$	=	1,000
商品の場合	$160,000 - 140,000$	=	20,000
	合計	=	23,400

期首貸借対照表の担保付債務の増額は、価額増額調整勘定の消去を通して相殺される。

それゆえ、法人税税務申告書AI1欄は次のように記入される。

(商事) 貸借対照表利益		30,000
a)	加算	23,400
a)	減算	—
申告調整された (税務) 貸借対照表利益		53,400

個々の貸借対照表項目の訂正は、特別な税務貸借対照表の作成を通じて結果として実現可能となる。このことは、前記事例でのべられている。

1924年10月1日付 期首税務貸借対照表

		単位 RM.	
借方		貸方	
建物	75,000	株式資本金	300,000
機械	65,000	準備金	—
車両	30,000	担保付債務	25,000
商品	140,000	債務	20,000
債権	30,000		
現金	5,000		
	345,000		345,000

1925年9月30日付 期末税務貸借対照表

		単位 RM.	
借方		貸方	
建物	73,500	株式資本金	300,000
機械	56,900	準備金	—
車両	26,000	担保付債務	25,000
商品	200,000	債務	25,000
債権	40,000	利益	53,400
現金	7,000		
	403,400		403,400

上記のような税務貸借対照表が作成され、そしてそれが税務申告書に組み入れられる。もし税務決算対照表の利益が申告書AI1欄に訂正された利益として表示されるならば、そのことは要件にかなっている。もし税務貸借対照表が税務署に提出されないならば、税務申告書AI1欄について提示された質問に正確に返答されねばならないし、またここで挙げた利益訂正は商事貸借対照表または申告書付表に加えて前記した例示と同様な注釈を加えなければならない⁽⁵⁰⁾。

前記事例にみたように税法上の評価基準により商事貸借対照表の利益は調整される。事例では、建物、機械、車両、商品の各勘定科目における商事貸借対照表と税法上の計上金額の相違、すなわち計上評価の相違が差額として二三、四〇〇RM加算申告調整されている。特に税法では適応初年度に限り財産税評価の適用により低い金額での計上を容認しているのである。それは、インフレーションに対応した課税政策上の措置であると考えられる。しかし、このインフレーションに対応した課税政策上の措置は、商法会計の一マルク勘定の処理とは内容および程度において相違している。

以上の二つの事例から、商事貸借対照表としての金マルク開始貸借対照表が基準性の原則により税務貸借対照表作成のための最初の基準点となっていることが確認された。また税務貸借対照表の作成が、必ずしも実務上法人税申告書作成の前提条件ではないことも確認された。特に貸借対照表の固定資産勘定に一マルク表示がある金マルク開始商事貸借対照表を出発点として、課税の公平を指向するといわれる税務貸借対照表作成の具体的な調整工程を通して、期末商事貸借対照表の利益が調整されていることが明らかになった。また、税法に照らして商法上の貸借対照表のどのような事項を税務上変更すべきであるかを具体的に確認した。それは、一九二五年法人税法経過規定たる法人税法第二十九条に規定された所得税法第一〇四条以下の適用によるインフレーションに対処した税法上の課税査定の基本事例でもあると考えられる。このような課税所得算定手続きこそがドイツの財政政策の一つの特徴であると考えられる。

VI 一九二六年度法人税申告書の形式

次に、Rosendorffの著書にある「一九二六年度申告ドイツ法人税申告書記載例」の一部を抜萃する⁽⁵¹⁾。その部分は、法人税の課税対象とすべき税法上の利益を算出する計算欄の部分である。この申告書は、激しいインフレを経験した後の一九二五年八月一〇日付法人税法に規定された課税所得の算定計算書である。左記申告書「注意事項」の六番目は金マルク開始貸借対照表の添付義務について述べている。この形式上インフレーションの影響を排除した金マルク開始貸借対照表が、所得計算の開始基準点なのである。

注意事項

- 1 この税務申告書は までに記入、署名して税務署に提出しなければならない。この記入用紙の送付については同時に税務申告書の提出要請とみなされる。
- 2 税務申告書は法定代理人により提出されかつ署名されねばならない。支配人や商事代理支配人には税務申告書の提出権限はない。
- 3 税務申告書が期限後に提出された場合、最終決定された税額の10%まで課徴金が課せられうる。
- 4 全質問事項に回答せねばならない。該当しない箇所は線で消しなさい。
- 5 納税義務があるかないかの決定は税務署の権限に属し納税者にはない。
- 6 税務申告書に損益計算書、年度報告書、総会議事録と一緒に期首貸借対照表（金マルク開始貸借対照表）と期末貸借対照表を添付しなければならない。

法人税
税務申告書

企業名	-----
運営地	-----
開始事業年度	1925年1月1日
終了事業年度	1925年12月31日

I. 利益

RM.

- 1 前年の繰越利益額を除いた当該事業年度の
貸借対照表利益（損失） 170,000 RM.
貸借対照表修正（Bilanzberichtigung）（法人税法第29条、所得税法第104条以下）の結果として以下に加算、減算せねばならない。
 - a) 加算 5,000
 - b) 減算 10,000訂正された貸借対照表利益（損失） 165,000
- 2 以下に述べる金額が貸借対照表利益を減額しているならば、その金額を加算しなさい。
 - a)
 - α) 許容されないまたは過大減耗控除（法人税法第13条、所得税法第16条第3項） 3,000
 - β) 許容されないまたは過大実体減少控除（法人税法第13条、所得税法第16条第4項） —
 - γ) 許容されないまたは過大減価償却費（法人税法第13条、所得税法第20条第1項） 10,000
 - b) 財産の改良や増加、事業所設立や事業拡張、投資、債務償還または代替調達のための費用（法人税法第17条第1号） 5,000
 - c)
 - α) 上記事業年度での人税（Personalsteuern）（例えば法人税、財産税）の前払
—法人税法第17条第3号— 25,000

β) 明らかに納税準備金として見られない限り、上記事業年度でなされたその他の人税に対する支払い（例えば前期について支払うべき法人税決算上の支払い）	16,000
γ) 人税に対する積立金	24,000
d) 監査役員会の構成員、またその他業務管理の監督のために憲法に基づいて任命される者（例えば、鉱山運営委員会、労働組合役員会、管理役員会の構成員）に支給されるであろう各種の報酬（法人税法第17条第4号）	5,000
e) その他法人税法第14条・第15条、所得税法第15条第1項第3号・第16条に属さない費用、準備金、贈与、その他第三者への任意の出捐等々	—
金額 I	253,000

II. 計算に入れない所得収入 (Einkünfte)

貸借対照表利益に次の所項目が含まれているならば、それらについては控除されねばならない：

- 1 法人税法第2条第3号にいう公共運営や公共管理の場合
所得収入
 - a) 農業と林業からの所得 —
 - b) 所得税法第83条に掲げた資本収益を除いた資本財産からの所得 —
 - c) 不動産や農業什器の使用賃貸と用益賃貸からの所得 —
 - d) 土地の権利、土地収益の一時的な委託ないし狩猟や漁業の実行からの所得 (法人税法11条第1号) —
 - 2 それ自体本来の貯蓄金庫取引に制限されない公共の貯蓄金庫または公共の取引に資する貯蓄金庫、所得税法第83条に掲げた資本収益を除いた本来の貯蓄金庫取引に割り当てられる所得の部分 (法人税法11条第2号)
 - 3 営利会社ならびに法人税法第2条第3号にいう公共運営や公共管理の場合で、それらは前述の事業年度開始以降明白にその他多数の無制限納税義務営利会社または制限納税義務営利会社の全ての株式、持分等々の最低限4分の1を連続して所有しているもの。
指示された株式、持分等々に割り当てられるあらゆる種類の利益配分 (法人税法11条第3号) 50,000
- 上記した利益の内これらの利益は、別の営利会社（子会社 (Tochtergesellschaften)）のものである。：

金額 II 50,000⁽⁵²⁾」

前記記載例により、申告書の最初の記入欄「I. 利益」の「1」「商事貸借対照表利益一七〇、〇〇〇RM」は税法評価の調整である「貸借対照表修正」により加算や減算されて「訂正された貸借対照表利益一六五、〇〇〇RM」に訂正される。すなわち、この「訂正された貸借対照表利益一六五、〇〇〇RM」こそが税務貸借対照利益である。結果として、上記申告書の書式により商事貸借対照表利益一七〇、〇〇〇RMは税法規定により加算されて「課税対象利益二五三、〇〇〇RM」になる。さらに課税調整事項「II. 計算に入れない所得収入」として五〇、〇〇〇RMが減算される。このように、金マルク開始貸借対照表を基点として商事貸借対照表の利益を所得の算定の出発点にする法人税税務申告書の様式こそが、ドイツ税務制度の特色である確定決算主義⁵³制度である。

また、当該法人税税務申告書の計算様式で特に注目すべきは、税務上の課税対象を算定するための計算様式である。この計算様式は課税利益の対象を算定するための前提条件として税務貸借対照表の作成を義務としないことである。なぜなら、この計算書の算定様式が、税務貸借対照表を作成しなくても既に作成している商法上の貸借対照表の利益に税法上の加算ないし減算の調整をすることにより、自動的に課税所得を算出できる構造なのである。特に税務申告書「I. 利益」の「1」の下段「訂正された貸借対照表利益（損失）」(berichtigter Bilanzgewinn (-verlust))の部分は、法人たる納税者に税務貸借対照表を作成したと同一成果をもたらしているのである。すなわち、当該法人税申告書の計算様式自体が、納税者たる法人に、実務上の便宜を与えていると考えられる。

さらに、この法人税税務申告書の様式から当時のドイツ連結納税といわれている機関会社関係⁵⁴(Organschaft)の所得計算制度の特徴の一端が示されている。それは、申告書「II. 計算に入れない所得収入」欄の最終欄の次の記述「上記した利益の内これらの利益は、別の営利会社(子会社⁵⁵(Tochtergesellschaften))のものである」の箇所である。

Bauer は、一九二〇年代後半のライヒ財政裁判所の機関会社関係についての判決から、以下に述べるように機関会社関係の基本的特徴を明らかにしている。「機関会社は、契約に従って経費を差し引いた後の所得収入 (Einkünfte) を上位会社に対して移転しなければならない。機関会社が貸借対照表確定日までに、その所得収入を移転することが実行できないならば、上位会社に対する債務としてその金額を税務貸借対照表の消極側 (貸方) に表示しなければならない⁽⁵⁶⁾」。Jurkat は、帰属説 (Zurechnungstheorie) の所得計算手続きについて以下のように述べている。「帰属説によれば、機関会社の税務上の損益は損益移転契約 (Ergebnisabführungsvertrag) とはかわりなく自主的に算定され、かつ機関の担手の所得につけ加えられる⁽⁵⁷⁾」。一九三三年二月一八日付のライヒ財政裁判所の判決は、機関会社から機関の担手に移転される利益と所得について、次のような判断を下している。「現在の取り決めに従って、機関会社はその営業損益 (Geschäftsergebnis) を、親会社に対して移転しなければならない場合には、まず機関会社の利益は法人税法の規定に従って計算されなければならない。次に、そのようにして算出された税務上の基準となる利益は親会社の利益に合算されなければならない⁽⁵⁸⁾」。増井良啓は、このライヒ財政裁判所の判決について次のように述べている。「たとえば一九三三年二月一八日判決は、支配企業に帰属すべき機関会社の利益額は、完全子会社の商事貸借対照表上の利益そのものではなく、法人税法の規定に従って算定するものとした⁽⁵⁹⁾」。一九三四年九月二五日付ライヒ財政裁判所の判決は、重複課税の回避について、次のように述べている。「現在の取り決めに従って、機関会社はその営業損益を、親会社に対して移転しなければならない場合には、まず機関会社の利益は法人税法の規定に従って計算されなければならない。次に、そうして算出された税務上の基準となる利益は親会社の利益に合算されなければならない。：(中略)：しかし、重複課税を回避する為に、このような合算の場合すでに親会社に移転された利益額は、法人税法に従って

計算される機関の利益から差し引きされねばならない⁶⁰⁾。以上の記述が示しているように、当該申告書の「上記した利益の内これらの利益は、別の営利会社（子会社）のものである」の箇所は、この申告書の税務上の利益欄「金額Ⅰ」二五三、〇〇〇RMから減算する欄「金額Ⅱ」五〇、〇〇〇RMの内容の内訳を記入する箇所にある。

一九二五年法人税の税務申告書は、一九二五年所得税、一九二五年売上税（Umsatzsteuer）の税務申告書同様一九二六年三月一日から三月二七日までに税務署に提出されねばならない⁶¹⁾。

VII まとめ

これまでの金マルク貸借対照表に関する研究によれば、「金マルク貸借対照表は、『架空利益』の排除の論理の行き着いた結果ではあった⁶²⁾」とされている。さらに、シュマーレンバッハ（Schmalenbach）は貨幣価値変動会計を税法に導入する提案の理由を、貨幣価値下落によって生じた架空利益を課税計算上排除するにはインフレの下で名目資本会計をとることによって生じた計算の歪曲を是正するためとしている⁶³⁾。インフレ対策として登場した金マルク開始貸借対照表の表示単位は金マルク単位で作成された。さらに金マルク開始貸借対照を基準点として作成される商事貸借対照表は、新貨幣単位であるライヒスマルクで表示されることになった。ならば、旧マルク紙幣単位で作成された商事貸借対照表の利益が架空利益であるとするならば、新貨幣単位ライヒスマルク単位で表示された商事貸借対照表の利益は真実であるのか。いずれの利益も相対的なものにすぎない。つまり、旧マルク紙幣単位で表示された商事貸借対照表の利益と、新貨幣単位ライヒスマルク単位で表示された商事貸借対照表の利益は、いずれも利益という会計用語すなわち会計概念にすぎない。そこには、あたかも架空ないし真実という現実物体があるのではない。事実

は、当事者である企業が配当と租税による利益流出を阻止して自己の内部留保を高めるために、旧マルク紙幣単位で表示された商事貸借対照表の利益を架空利益ないし計算の歪曲されたものとみなして、その是正を国に求めたことである。また、このことは、ドイツ政府にこの要求に形式的に適応した申告計算手続きをもたらした。それは、新計算単位で作成された金マルク貸借対照表を開始基準点にすることであり、この金マルク開始商事貸借対照表から導出されたライヒスマルクによる期末商事貸借対照表の利益を課税所得の対象とする申告計算手続制度である。さらに、この申告計算手続制度は、本来課税所得算定に論理上必要とされる決算税務貸借対照表を作成せずとも、期末商事貸借対照表の利益に税務調整するだけの手続きから、すなわち税務申告書の計算様式から自動的に課税所得が算定される構造である。

当論文の事例から次のように結論づけよう。一九二六年ドイツ税務申告書（一九二五年法人税課税所得）⁽⁶⁴⁾は、文書現象たる金マルク開始商事貸借対照表から導出されたライヒスマルク期末商事貸借対照表利益が課税所得の出発点となり、そこに調整を加えることで課税所得が算定可能となるような、納税者の申告手続きの負担軽減を意図した税制度である。また、「架空利益」という利益は単にインフレーションによる貨幣価値の下落により現出された文書現象たる相対的な利益概念にすぎないと考えられる。ここに企業および国家の想定する利益金額の制度的現出に奉仕する手段として、会計用語（会計概念）と数（金額）⁽⁶⁶⁾による会計上の利益（または損失）として現出された文書表示が機能しているとみることができる。

(1) Richard Rosendorf, *Die Körperschaftsteuererklärung 1926 auf Grund des neuen Körperschaftsteuergesetzes*,

Industrieverlag Spaeth & Linde, Berlin, 1926.

- (2) 林健太郎『ドイツ史(新版)』山川出版社、昭和五二年、三九〇～三九一ページ。
- (3) C. B. チェローニ著、東京銀行集会所調査課抄訳『独逸インフレーションの解剖』社団法人東京銀行集会所、昭和一三年、三三〇ページ。野津高次郎『独逸税制発達史』(株)有芳社、昭和二五年、五〇四ページ。
- (4) 林、前掲書、三九二ページ。
- (5) チェローニ、前掲書、三三〇ページ。日本銀行調査局『インフレーションと安定価値計算―第一部 ドイツにおける安定価値計算―』調内第四号、日本銀行調査局、昭和二二年九月、一八～一九ページ。
- (6) 太田哲三・岩田巖・片野一郎『貨幣価値変動会計』産業図書株式会社、昭和二二年、一〇七ページ。
- (7) 日本銀行調査局、前掲書、五八ページ。
- (8) 太田・岩田・片野、前掲書。日本銀行調査局、前掲書。中居文治「架空利益排除と貨幣価値変動会計」『経済論叢』第一〇三巻第二号、京都大学経済学会、昭和四四年二月。宮上一男編『会計学講座 第八巻 会計と学説』世界書院、昭和五五年。
- (9) 中居文治「ドイツ所得税法における所得概念」『オイコノミカ』名古屋市立大学経済学会、Vol.9, No.3,4 March, 1973, 48ページ。
- (10) 同、四八ページ。一九二〇年の法人税法の導入については、次の文献を参照。杉田憲道「ドイツにおける税務会計の史的展開」『商学論集』第六巻第一号、熊本学園大学商学会、一九九九年、八。
- (11) 武田隆二『所得税の理論』同文館、昭和四五年、四一～四二ページ。
- (12) 同上、八ページ。
- (13) 野津、前掲書、六八〇ページ。
- (14) 同上、七二一、七三三ページ。
- (15) 同上、七二五、七二七ページ。

ドイツ法人税(一九二五年)の所得算定に関する研究(長谷川)

- (16) 同上、六八八ページ。木下勝一「「シュマーレンバッハ」時代の企業会計制度」『新潟大学 経済論叢』新潟大学経済学会、一九八〇年三月、一一一ページ。武田、前掲書、四三ページ。
- (17) 野津、同上、六八八～六八九ページ。木下、同上、一一一ページ。武田、同上、四三ページ。
- (18) 武田、同上、四三ページ。「シャントツ理論は、一九二〇年法において、期間的純資産増加説として採用され、その後、一九二五年法において、収支計算方式としての期間的純資産増加説に受け継がれ、さらに財産比較方式としての時点的純資産増加説へと発展していったのである。」（山下勝治「利益計算法としての財産法の限界」『企業経営研究年報』第一〇号、一九六〇年、一四八ページ。上野隆也「純資産増加説の現代的意義」『国際会計研究学会年報』二〇一〇年版、一六一ページ）。
- (19) チェロニー、前掲書、二五六～二五七ページ。
- (20) Rosendorff, a.o., S.27.
- (21) Ebd., S.27.
- (22) Ebd., S.27. ドイツ一九二五年所得税法第一〇五条第二項。野津高次郎、前掲書、七一八ページ。
- (23) 一金マルクについて、「金貨貸借対照表令」第一条第二項に次のように規定している。「北アメリカのドル四二分の一〇に相当する対価をもって一金マルクとみなす」（太田・岩田・片野、前掲書、二〇二ページ）。また、岩田巖は一金マルク貨幣単位について次のようにも述べている。「この場合北アメリカのドル四二分の一〇に相当する紙幣マルクが一金マルクとみなされたのである（同上、一七二ページ）」。
- (24) Rosendorff, a.o., S.27.
- (25) Ebd., S.28.
- (26) 野津、同上、七一八ページ。
- (27) Rosendorff, a.o., S.28.
- (28) Ebd., S.28.

- (29) Ebd.,S.28.
- (30) Ebd.,S.28.
- (31) Ebd.,S.28.
- (32) Ebd.,S.28.
- (33) 山田晟『ドイツ法律用語辞典』大学書林、平成五年、五二ページ参照（抵当債券および抵当権は、マルクが弁済期に、二五％以下に下落した場合には、債権・抵当権取得費の額面額を金マルクに換算して、その二五％に増額することとした）。
- (34) Rosendorff,a.o.,S.29.
- (35) 一般価額について、中居文治は次のように述べている。「一般価額の言葉が、所得税法に明記されるのは、一九二〇年法から一九二五年法までである。一九二〇年法および一九二一年一九二三年の一部修正法においては、なお売却価額による評価が想定されていたと思われる。一九二五年法では、一般価額はなお用いられているが、条文の上ですでに固定資産については売却価額からの背離がみられ、ここにおいて所得税法上「一般価額＝売却価額」という思考に亀裂を生じた」（中居文治「ドイツ所得税法における評価原則の変遷」『オイコノミカ』名古屋市立大学経済学会、Vol.6,No.2,September,1969,82〜91ジ）。中居文治「インフレーション下の税務会計」『経済論叢』第一〇六巻第四号、京都大学経済学会、昭和四五年一〇月、二二ページ。松本剛『ドイツ商法会計用語辞典』森山書店、一九九〇年、一五七ページ（物が各々の所有者に提供することができる効用がその物の通常価額（gemeiner Wert）である）。
- (36) 一九二五年ドイツ所得税法第一〇七条第二項には次のように規定されている。「投下資本に属する建物、土地は租税期間の初頭における通常価格を最高限度として計上することを得」（野津、前掲書、七一九ページ）。
- (37) Rosendorff,a.o.,S.29.
- (38) Ebd.,S.29.
- (39) Ebd.,S.29.
- (40) Ebd.,S.29.

- (41) Ebd., S.29.
- (42) Ebd., S.30.
- (43) Ebd., S.30.
- (44) Ebd., S.30.
- (45) Ebd., S.30.
- (46) 田沢五郎『ビジネス経済法制辞典』郁文堂、一九九九年、八七六ページ。
- (47) 岩田巖は金マルク開始貸借対照表は財産決定貸借対照表であるとして、金マルク開始貸借対照表における一マルク勘定の取り扱いについて次のように述べている。「一マルク勘定といって、固定資産に過大償却を行い、勘定面には一マルクを備忘的に残しておく方法が行われていた。この勘定では償却を過大にするばかりではなく、新規の取替費も決算毎にことごとく損費に落して、一マルクを継続するのである。かかる処理によって累積する秘密積立金は、開始貸借対照表を作成するに当たっては、残らず引き出して示さなければならない。開始貸借対照表は上述のごとく本来財産決定貸借対照表である。故に秘密積立金をそのまま放置することは貸借対照表真実性に背反する物である」(太田・岩田・片野、前掲書、一七九ページ)。木下勝一はBoppelの見解を引用して金マルク開始貸借対照表の一金マルク表示についてその根本原理を次のように述べている。「要するに、金マルク開始貸借対照表実務は、時価最高主義の範囲内で時価以下の原価最高主義を依然とつていたのである」(宮上一男編『会計学講座 第六巻 シュマーレンバッハ研究』世界書院、昭和五三年、六六ページ)。
- (48) 「金貸借対照表令」第六条は資本減価勘定について次のように規定している。「資本減価勘定は自己資本の金額の一〇分の九を超ゆることを得ず。会社は三営業年度以内に資本減価勘定を償却すべき義務を負う(太田・岩田・片野、前掲書、二〇四ページ)」。岩田巖は資本減価勘定が生ずる理由を次のように述べている。「金マルク会計はインフレーションのため膨張した紙幣マルク金額を金マルク額に引下げるのであって、多くの場合評価損が生ずるものである(同上、一七九ページ)」。
- (49) Rosendorff, a.o., S.30~33.

- (50) Ebd., S.33～35.
- (51) Ebd., S.22～23. ドイツ法人税申告書二〇〇七年の形式については、次の文献を参照せよ。長谷川一弘『ドイツ税務貸借対照表論』森山書店、二〇〇九、二四ページ。
- (52) Ebd., S.22～23.
- (53) 浦野晴夫『確定決算規準会計』税務経理協会、平成六年、三ページ。
- (54) 機関会社関係について Tipke と Lang は、この制度が非体系的であると述べている。「法人税法上の機関会社関係は売上税および営業税のそれと異なり判例により（私見では、十分な法的根拠もなく）展開された。判例法がすでに慣習法にまで昇化したのかどうか疑わしかった頃ようやく、一九六九年八月一五日の法律により法人税法に第七a条の規定が挿入された。外国の法律では全く機関会社関係の規定はない。この制度は、それが原則として法形態に結びついていることに照らして（法人税法第一条二項をみよ）——非体系的である。もちろん法形態との結びつきを経済取引上の根拠から打ち破ることは、立法者の自由である。利益移転契約の締結によつて課税客体がある納税主体から別の納税主体に転嫁することは、普通ならば認められないという意味において、（それが認められる）利益移転契約を伴う機関会社関係は、税法上の特異物（Unikum）である。教義学的には立法者が作ったこの制度を完成することは困難である」（Tipke, K., Lang, J., *Steuernrecht*, 17. völlig überarbeitete Auflage, Köln, Verlag Dr. Otto Schmidt, 2002, S.473.）。K・ティプケ／木村弘之亮・吉村典久・西山由美訳『所得税・法人税・消費税』木鐸社、一九八八、二七一ページ参照。機関会社関係の学説については、次の文献を参照せよ。長谷川、前掲書、一一三～一四五ページ。
- (55) 一九二五年頃の機関会社について次のようにその特徴が述べられている。「而して機関会社は支配者の経済範囲に属する営業行為を行うものであるから、その労務はいわゆる事務処理にある。従つて支配者と機関会社との間の法律関係は、委任又は雇用である。或いは機関会社が支配者によりて支配せらるる関係は、商業使用人との間の関係に類似するが故に、機関関係はこれを一種の任用契約ということもできる。」（大隅健一郎『企業合同法の研究』弘文社、昭和一〇年二九五～二九六ページ）。

- (56) Bauer, F., *Das Organschaftsverhältnis im Steuerrecht als Problem der betriebswirtschaftlichen Steuerlehre*, INDUSTRIEVERLAG SPAETH & LINDE, BELIN, 1930, S.94.
- (57) Jurkat, W., *Die Organschaft im Körperschaftsteuerrecht*, Heidelberg, VERLAGSGESELLSCHAFT RECHT UND WIRTSCHAFT MBH, 1975, S.46.
- (58) Reichsfinanzhof, *Sammlung der Entscheidungen und Gutachten des Reichsfinanzhofs*, Dreunddreißigster Band, München 1933, Buchdruckerei und Verlagsanstalt Carl Gerber, S. 63.
- (59) 増井良啓『結合企業課税の論理』東京大学出版会、二〇〇二年、一一一ページ。
- (60) Reichsfinanzhof, *Sammlung der Entscheidungen und Gutachten des Reichsfinanzhofs*, Siebenddreißigster Band, München 1935, Buchdruckerei und Verlagsanstalt Carl Gerber, S.166-167.
- (61) Rosendorf, a.o., 83〜84.
- (62) 宮上、「会計学講座 第六巻 シュマーレンバッハ研究」、前掲書、六四ページ。
- (63) 中居文治「インフレーション下の税務会計」、前掲書、二九ページ。
- (64) 中居文治「インフレ利益と秘密積立金」『経済論叢』京都大学経済学会、第九八巻第四号、昭和四一年一〇月、二六〜四三ページ。
- (65) 宮上一男『会計学本質論』森山書店、一九七九年、三九、二六〇ページ。
- (66) 同上、二六八〜二七三。鈴木義夫『ドイツ会計制度改革論』森山書店、二〇〇〇年、一〜二〇ページ。

明治二〇年の主税局の外国租税論集一五卷及び 明治三五年～大正九年の東京税務監督局の内国税彙纂八一冊

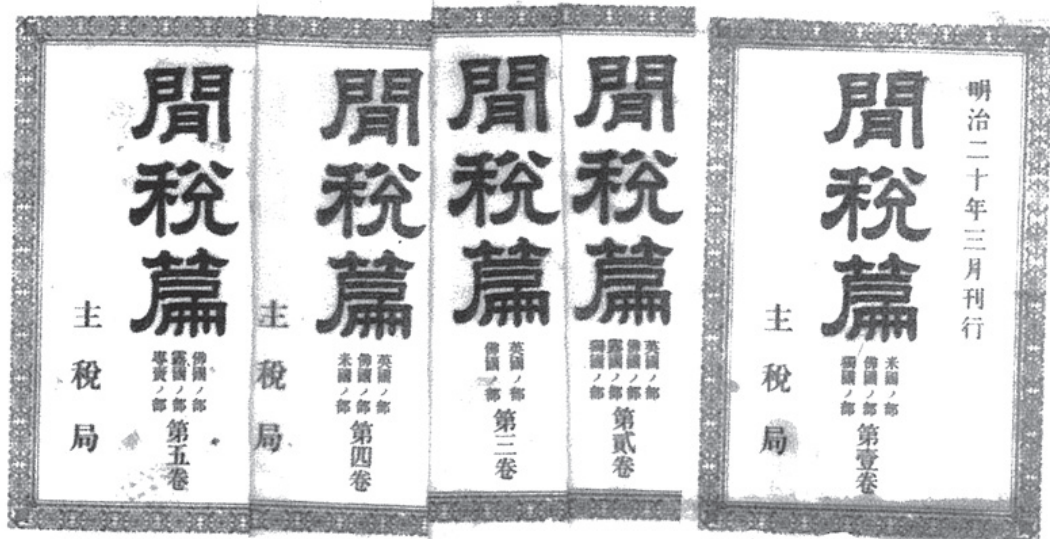
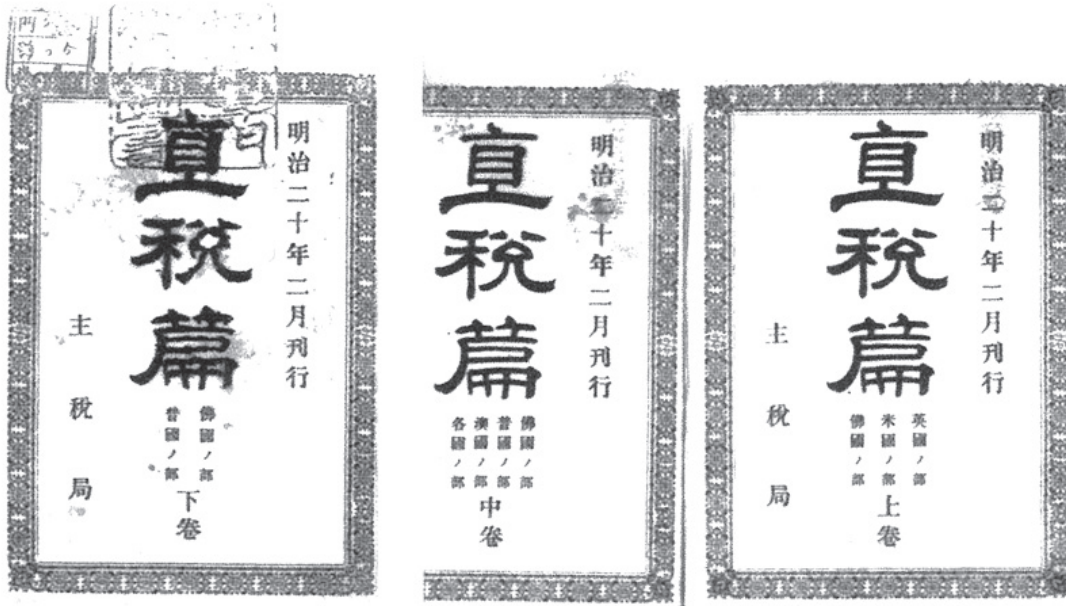
吉 牟 田 勲

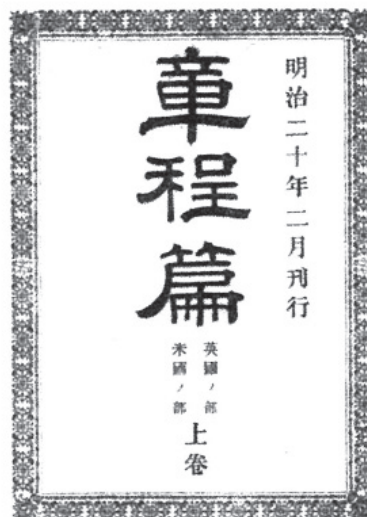
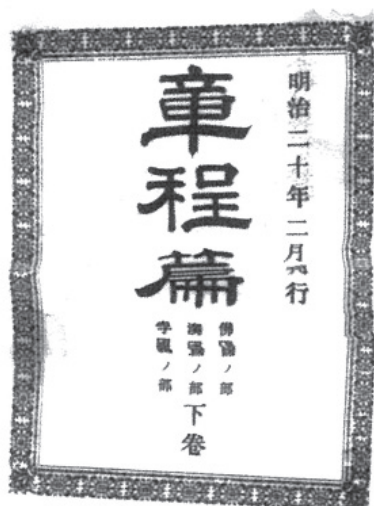
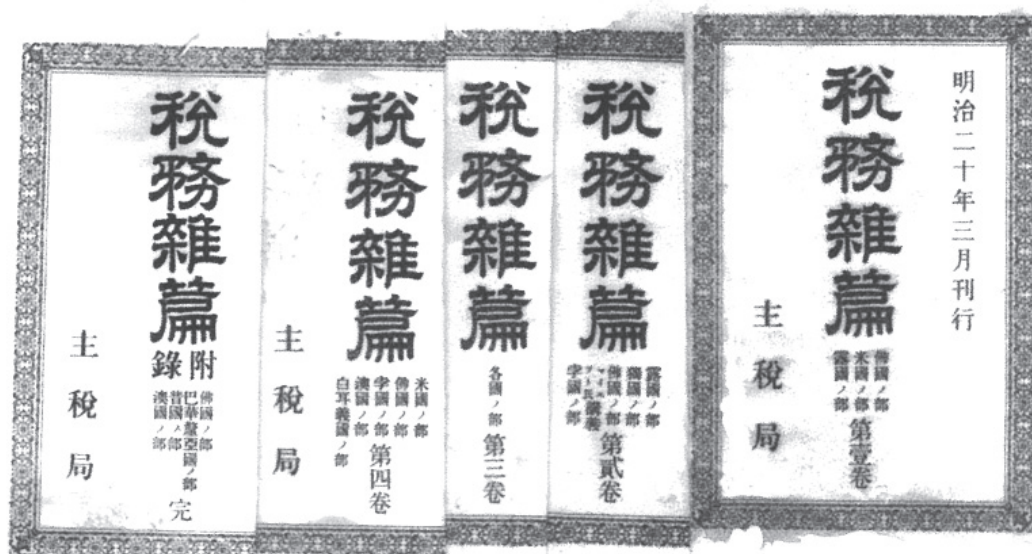
はじめに

外国租税論集とは、筆者が名付けた仮称であり、大蔵主税局が明治二〇年二月刊行した「直税編上中下巻、章程編上下巻、同年三月刊行した間税編第一巻～第五巻、税務雑編第一巻～第四巻及び附録（巻）の計一五巻、調査項目一二〇に及ぶ外国税法等の大翻訳集である。^①

そして、内国税彙纂とは、東京税務監督局が、明治三五年五月から大正九年六月までに発行した第一号から第七九号まで及び号外、索引を含めて八二冊の租税関係調査報告集であるので、いわば内国税時報である。

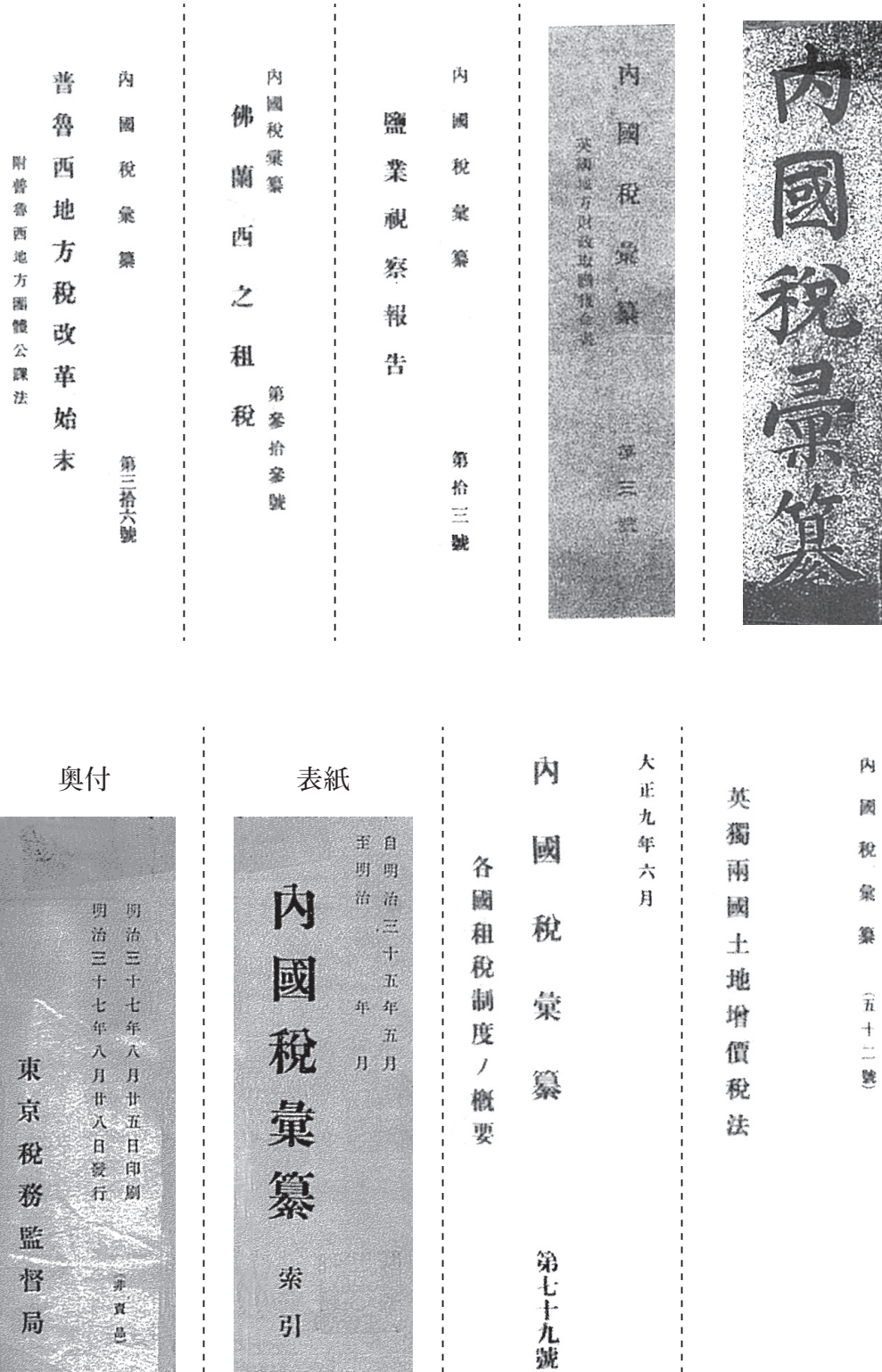
(一) 外国租税論集





（二）内国税彙纂

右端が第一号表紙であるが、その旨の表示はなく、奥付に編集兼発行者として東京税務管理（又は監督）局とある。



内国税と名付けているのは、関税に対応する用語で、関税以外の国内税務の参考になる外国税法と外国税務や国内と国外の事業（塩業、製糖業、織物業、醸造業等）の調査・報告を意味している。実際に号数、頁数のほぼ半分は外国税法、税務に関するものであり、明治二〇年の外国税法、税務の調査の引継の部分もあるのである。

筆者が特に本稿で調べかつ書きたかったのは、前半の明治二〇年の方では、直税編と間税編は存在が知られ、研究もある程度行われてきたが、税務雑編と章程編は、存在すら余り知られず研究されていないこと、直税編や間税編も原著者名や出版地名、原著出版年月日や頁数も明らかなのに、それらに注意された研究がなかったためである。

後半の内国税彙纂の方では、何号まで発行されたか明らかでなく、調査・報告のテーマも、各調査・報告の量も五〇〇頁に達するものから五〇頁程度のものまであり、また一〇以上、五以上が関連する一連の調査・報告などいろいろなのに、これらに注目した研究などがなく明らかにしたかったためである。

このほか明治二〇年の「税務雑編附録巻」には、有名な「アレキサンダー・シーボルト訳のバーバリア国税法」六巻が全部含まれている。また、内国税彙纂には、号外として大蔵省主税局編『地租関係書類彙纂』が含まれており、この本は「明治初年以降本邦地租改正ニ関スル原議書類中其重要ナルモノヲ蒐集」、「後日後証ノ為メ」にしようとしたもので、「最重要の資料に属し、基本資料」と評価されている。

このようなことが、余り研究されていないので、明治二〇年の一五巻の外国租税論集と索引以外八一冊の「内国税彙纂」に掲載されている論文、法令の全部を明らかにし、そのうちの重要なものについて、検討し、その研究等の傾向等を分析したものが本稿である。

1 国名の表記

この大蔵省主税局の外国租税論集は、そのほとんどが明治直前と明治初年の書籍、法令の翻訳である。また、内国税彙纂も明治中期・大正中期の書籍・法令の翻訳が多い。その為に、外国の国名・人名・図書名・法令名が何回も出てくるが、それらの国の分割・連合等の為、同じ場所が色々の異なつた国名が用いられており、国名の漢字表記の文字が異なつたりしている。そこで国名・書名・人名表示については以下のように、カタカナ表記と漢字表記を平行して用いている。

次の一字または数個のカタカナで国を表している場合は、次による。⁽²⁾

李・魯又は普Ⅱプロイセン又はプロシア

噠Ⅱデンマーク

白Ⅱベルギー

那威Ⅱノルウェー

巴華釐亜Ⅱバーバリア

奥Ⅱオーストリア

匈Ⅱハンガリー

露又は魯Ⅱロシア

独Ⅱドイツ（プロイセン、オーストリア、バーバリア、サクソン等のすべてを含む場合）

この表示では、魯にはプロイセンとロシアが該当する場合が生ずるが、内容によりいずれの国かを判別してカタカ

ナを用いている。

2 人名・書名等の表記

人名は、主税局の外国租税論集や内国税彙纂でカタカナで表示しているものは、そのものを用いている。

書名は、外国租税論集では、原則として、その目次に表示している漢字やカタカナによるものをそのまま用いている。内国税彙纂もその用いているものによった。

なお、篇は、当用漢字の編に統一したほか、現在普通に用いられていない漢字は、日本人名を除き当用漢字に統一した。

第一 明治二〇年の主税局の外国租税論集

1 出版の概要

明治二〇年の主税局の外国租税論集とは、次の表で示すように、直税編、間税編、税務雑編、章程編の四つの編で全一五巻、項目数一二〇、総頁数六、四五七頁に及ぶものから成っている。⁽³⁾⁽⁴⁾

各巻は、仏国の部、英国の部のように、部別が表紙に記されているが、直税編の上・中・下巻どの巻にも、仏国の部があつたり、各国の部という部があつたりで、各巻により部の分け方が異なっている。そこで、この〇国の部の区分は重視せず、各編ごとに、仏国、英国と国ごとにまとめて検討している。

編 別	刊 行 日	巻の名称	各巻の頁数
直税編	明二〇・二	上、中、下	上三七〇、中四〇六、下二七三
間税編	明二〇・三	第一、二、三、四、五巻	(1)三三四、(2)二九一、(3)五一四、(4)四〇九、(5)三二九
税務雑編	明二〇・三	第一、二、三、四巻、附録	(1)五三八、(2)四八七、(3)五五五、(4)三六〇、(附録)七二八
章程編	明二〇・二	上、下	上四九〇、下四八四

2 項目数及び頁数の編別、国名別の分布

主税局の明治二〇年一五巻の編別と、外国名別の項目数と、頁数を示せば、次の第1表の通りである。

なお、「項目数」とは、その掲載の対象となつた書籍、法令、論題（テーマ）の数であり、「頁数」とは、その項目ごとの翻訳や論述に費やされた一五巻の書籍の頁数である。

3 出版の主意

(1) 形式的主意

この出版の形式的主意は、論集各巻の巻頭に掲げられている主税局統計課の次の「出版主意」に述べられている。

出版主意

本書印刷ノ主意ハ税務参照ノ為メ、但ダ單ニ謄寫ノ勞ヲ活版ニ代ヘ、閲讀ノ急ニ備フルモノナレバ、固ヨリ字句ヲ

第1表 実数表（項目数及び頁数）

編 国	直 税 編	間 税 編	税務雑編	章 程 編	計
英 国	項目数 2 頁数 140	7 872	4 144	2 94	15 1,250
米 国	3 106	1 114	5 358	3 396	12 974
仏 国	7 248	31 500	12 909	4 222	54 1,879
独 国	9 533	3 53	10 727	7 262	29 1,575
露 国	—	3 260	2 200	—	5 460
白 国	—	—	1 117	—	1 117
瑞 国	—	1 68	—	—	1 68
各 国 比 数	1 20	—	2 114	—	3 134
計	22 1,047	46 1,867	36 2,569	16 974	120 6,457

細密ニ訂正、校合スルノ暇ナキガ故ニ、
行文中或ハ誤脱アルモ、本課ハ其責ニ任
セズ。看者之ヲ諒セヨ

主税局統計課

句読点、濁音は筆者が付した。

すなわち、印刷者及び校正者の責任回避
の弁である。「税務参照のため」、「閲読の
急に備え」、「謄写を活版に代えた」という
形式上の理由及び字句を細密に訂正、校合
する暇がなかったことを断わるもので、行
文中誤脱があつても、その責任は主税局統
計課では負わないことを言っているに過ぎ
ない。

(2) 出版の真の理由

明治二〇年の外国租税論集の一斉大量出

版の理由は、明治一八年一二月の内閣制度の実施後、明治二二年二月の大日本帝国憲法の発布を前に、諸法律、制度の整備、特に我が国租税制度の近代化と確立Ⅱ安定、例えば明治二〇年三月に所得税法の制定、同年七月の所得税法の実施を目前に控え、従来の主税局が行ってきた外国税制・税務書の翻訳と研究を集大成し、国内税制・税務の一層の整備に資することを目的としたものであろう。

4 外国租税論集の所在

全四編一五巻全部が備付けられているのは、財務省図書館である。戦後の「大蔵省文庫蔵書目録」の「三四五 租税」の四五頁、四八頁、五八頁に次のように掲げられている。

①直税編 主税局 明治二〇年 370, 406, 273P, 21cm（目録四五頁）

②税務雑編 主税局 明治二〇年 第一、二、三、四巻 附録 二冊合冊製本（目録四五頁）

（これは①と同じに書けば、頁数を538, 487, 555, 360, 728P, 21cmと書くはずである。）

③章程編 主税局 明治二〇年 480, 483P, 21cm（目録四八頁）

④間税編 主税局 明治二〇年 二冊（目録五八頁）

（これは①と同じに書けば、頁数を334, 291, 514, 409, 319P, 21cmと書くはずである。）

他には、税務大学の租税史料室に、ほぼ全部（一五巻中、間税編第五巻、直税編下巻を除く。）ある。また、大学向けWeb型図書館システム（NACSIS-CAT）所蔵情報には、直税編全三巻、間税編全五巻、税務雑編全五巻（四巻と附録）、章程編全二巻が掲げられている。

所蔵情報として、東北大学図書館及び同志社大学図書館には、間税編全五巻、同志社大学図書館には、税務雑編全五巻、一橋大学図書館には、章程編全二巻所蔵の情報も付されている。

5 各国・各編の分布の検討

(1) 第1表（実数表）による分析

第1表（一七一頁）は、各国、各編に掲載されている項目の実数と使われた頁数の実数である。全四編が一二〇項目に分けて取り上げられ、総頁数が六、四五七頁である。

1) 直税編は二三項目、計一、〇四七頁ある。項目数では、独国一位、仏国二位、米国三位、英国四位である。頁数では、独国五三三頁が一位、仏国二四八頁が二位、英国一四〇頁が三位、米国一〇六頁が四位で、項目数の順位と三位と四位が逆転していることが注目される。

2) 間税編は四六項目、計一、八六七頁である。項目数では、仏国一位、英国二位、独国と露国が三位、米国と瑞国が五位である。頁数では、英国八七二頁が一位、仏国五〇〇頁が二位、露国二六〇頁が三位、米国一一四頁が四位、瑞国六八頁が六位、独国五三頁が七位であり、項目数順位と相当異なっている。これは、厚い一冊の本と短い税法の数の違い等によるものであろう。

3) 税務雑編は三六項目、計二、五六九頁である。項目数では、仏国一位、独国二位、米国三位、英国四位、露国五位、白国六位である。頁数では、仏国九〇九頁が一位、独国七二七頁が二位、米国三五八頁が三位、露国二〇〇頁が四位、英国一四四頁が五位、白国一一七頁が六位である。四位と五位の英国と露国が逆転しているだけで、項目数

と頁数の順位は、ほぼ一致している。

4) 章程編は一六項目、計九七四頁である。項目数では、独国一位、仏国二位、米国三位、英国四位であるが、ページ数は米国一位（三九〇頁）、独国二位（二六二頁）、仏国三位（二三三頁）、英国四位（九四頁）である。その内容は、税務官吏の採用配置、等級等の人事、大蔵省や税務官庁の組織、事務規律等であり、この四国がこれらを詳しく決めているので、その細部が研究されている。

(2) 第2表（国別比率表）による分析

次に国別又は編別に、どういふことに重点をおいて、調査、研究されたかを、国別比率表と編別比率表で分析したものが、次の第2表と第3表である。

第2表では、各編の国別の構成比を第1表から算出して比較検討している。

ここでは、まず国別のウェートを項目数と頁数の構成比により比較・分析する。

1) 直税編では、頁数構成比は、第一位独国五〇・九%、第二位仏国二三・七%、第三位英国一三・四%、第四位米国一〇・一%である。独国が直税編頁数の約一／二、仏国が約一／四で両国だけで七割以上を占めている。

2) 間税編では、ページ数構成比は、第一位英国四六・七%、第二位仏国二六・八%、第三位露国一三・九%、独国二・八%である。英国が間税編頁数の約一／二、仏国が約一／四で、両国だけで七割以上を占めている。

3) 税務雑編では、ページ数構成比は、第一位仏国三五・四%、第二位独国二八・三%で、仏国がこの総頁数の一／三強、独国が一／三弱で、両国だけで、六割以上を占めている。

4) 章程編では、ページ数構成比は第一位米国四〇・六%、第二位独国二六・九%、第三位仏国二二・八%、第四

第2表 国別比率表（項目数及び頁数）

国	編	直 税 編 %	間 税 編 %	税務雑編 %	章 程 編 %	計 (平均) %
英 国	項目数 頁数	9.1 13.4	15.2 46.7	11.1 5.6	12.5 9.7	12.5 19.4
米 国		13.6 10.1	2.2 6.1	13.9 13.9	18.8 40.6	10.0 15.0
仏 国		31.8 23.7	67.4 26.8	33.2 35.4	25.0 22.8	45.0 29.1
独 国		40.9 50.9	6.5 2.8	27.8 28.3	43.7 26.9	24.2 24.4
露 国		—	6.5 13.9	5.6 7.8	—	4.2 7.1
白 国		—	—	2.8 4.6	—	0.8 1.8
瑞 国		—	2.2 3.7	—	—	0.8 1.1
各 国 比 数		4.6 1.9	—	5.6 4.4	—	2.5 2.1
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

位英国九・七％である。米国はこの総頁数の四割、独国が三割弱で、両国だけで七割弱を占めている。

5) 四編全体では、ページ数構成比は、第一位 仏国二九・一％、第二位 独国二四・四％、第三位 英国一九・四％、第四位 米国一五・〇％、第五位 露国七・一％と各国税制の当時の発展段階や立法状況に応じた常識的な参考順位、分量となっていると言えよう。

(3) 第3表（編別比率表）による分析
次に、各国編別の構成比を主として頁数により分析する。

1) 英国は、①間税編六九・八％、②税務雑編一一・五％、③直税編一一・二％、④章程編七・五％の構成比となっている。間税編の比率が圧倒的に大きく、税務雑編と

第 3 表 編別比率表 (項目数及び頁数)

国	編	直 税 編 %	間 税 編 %	税務雑編 %	章 程 編 %	計 %
英 国	項目数 頁数	13.3 11.2	46.7 69.8	26.7 11.5	13.3 7.5	100.0
米 国		25.0 10.8	8.3 11.7	41.7 36.8	25.0 40.7	100.0
仏 国		13.0 13.2	57.4 26.6	22.2 48.4	7.4 11.8	100.0
独 国		31.0 33.8	10.4 3.4	34.5 46.2	24.1 16.6	100.0
露 国		—	60.0 56.5	40.0 43.5	—	100.0
白 国		—	—	100.0 100.0	—	100.0
瑞 国		—	100.0 100.0	—	—	100.0
各 国 比 数		33.3 14.9	—	66.7 85.1	—	100.0
計 (平均)		18.3 16.2	38.4 28.9	30.0 39.7	13.3 15.1	100.0

直税編が同様の一割強となっている。各編の項目数の順序も同じである。これは、もともと古典的な資本主義の本格的蓄積期の段階の国の割合であると言えよう。

2) 米国は、①章程編四〇・七%、②税務雑編三六・八%、③間税編一一・七%、④直税編一〇・八%である。しかし項目数での構成比の順序は、①税務雑編四一・七%、②直税編二五・〇%、③章程編二五・〇%、④間税編八・三%となっており、この方が新しい国の傾向をよりよく示していると思われる。

3) 仏国は、①税務雑編四八・四%、②間税編二六・六%、③直税編一三・二%、④章程編一一・八%となっている。しかし項目数での順序は、①間税編五七・四%、②税務雑編二二・二%、③直税編一三・〇%、

④ 章程編七・四％となり、一位と二位が逆転している。個別物品の消費税法が独立した形となっているので、項目数の順位がより実状に近く、全項目の四五・〇％、全頁数の二九・一％を仏国が占め、共に第一位である。

4) 独国は、① 税務雑編四六・二％、② 直税編三三・八％、③ 章程編一六・六％、④ 間税編三・四％である。地租（土地評価制度を含む。）が税務雑編に含まれているため、このような結果になっていると思われる。遅れて出発した近代国家として日本の参考になる税制も多かったであろう。

5) 露国、白（ベルギー）国、瑞（スイス）国、これら各国の構成比率は四編のうちの二編又は一編についてしかない。露国の間税編五六・五％は、酒類税と公証人規則と煙草税であり、税務雑編四二・五％は、統計原理、地価評定法である。

白（ベルギー）国は、会計法令布達集のみであり、瑞（スイス）国は、煙草税についてのみである。

6 外国租税論集細目録

一 直税編（明治二〇年二月）

(1) 上巻

（英国の部）

- 1 英国地租弁 一八七〇年 ロンドン刊行 M・A・ホールデン著 P1～120 原書名 ランド・タックス
- 2 英国租税局長統計年報 一八七〇年 ロンドン刊行 官版 P121～140 原書名 レポート オブ ザ コ

ミッショナルス オブ イングランド レベニュー

（米国の部）

3 米国税律令 歳入税 一八六七年 ロンドン刊行 官版 P141～151 原書名 ザ・インターナル・レベニュー・オブ・ユナイテッド・ステート抄訳

4 北米合衆国カリホルニア州法律大全 一八七二年刊行 G・H・ヒッテル編 P152～201 原書名 ゼネラル・ローズ・ザ・ステート・オブ・カリフォルニア

5 北米合衆国マサチューセッツ州律令 刊行年未詳 リチャルドソン・サンゲル両氏著 P201～246 原書名 ゼネラル・ローズ・ザ・ステイト・オブ・マサチューセツト

（仏国の部）

6 仏国直税編 一八八一年 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P247～368 原書名 ディクシヨンネール・ドゥ・ラドミニストラシヨ・フランゼーズ

（2） 中巻

（仏国の部）

1 仏国営業税則 モーリス・ブロック著 刊行年・原書名は〔直税編上巻〕に同じ P1～18
（プロシア国の部）

2 普国營業税規則 一八八四年 シュワン刊行 グロテフェント編 P19～150 原書名 ゲゼツ・ウント・フ
エルオルトマンケン・フュア・プロイセント・ドイツラント抄訳

(オーストリア国の部)

3 澳国直税便覧 一八七四年 ラウプチヒ刊行 ヨハンモリッ・シユルップ著 P151～276 原書名 システマ
ティッシェス・ハントブッフ・デル・ジレクテンストイエル抄訳

1) 澳国職業税 P277～308

2) 澳国家屋税・家賃税・建物等級税則 P309～364

3) 澳国所得税 P365～372

4) 澳国地税抜抄 P373～376

5) 澳国直税法罰則 P377～386

(各国の部)

4 各国營業税摘要 一八六六年 シュットガルト及びライプチヒ刊行 エトプハイフェル著 P387～406 原
書名 ジー・スタアッアインナーメン抄訳

注) 各国とは、仏国、澳国、伊国、ロシア国、プロシア国、ウユルテンプルグ国、バイエルン国、バーテン
国、サクソン国である。

5 北米合衆国マサチューセツト州律令 刊行年未詳 リチャルドソン・サンゲル両氏著 P232～246 原書名
ゼネラル・ローズ・ザ・ステイト・オブ・マサチューセツト

（仏国の部）

- 6 仏国直税編 モーリス・ブロック著 原書名・刊行年は「直税編上級」に同じ P247～368

(3) 下巻

（仏国の部）

- 1 仏国営業免許税則 モーリス・ブロック著 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ P1～11
2 仏国不転財産税法 著者・刊行年・原書名は1に同じ P12～14
3 仏国車馬税法 著者・刊行年・原書名は1に同じ P15～21
4 仏国度量衡検査規則 著者・刊行年・原書名は1に同じ
5 仏国鉱山規則 著者・刊行年・原書名は1に同じ P61～108

（ロシア国の部）

- 6 普国地税規則 シュワン刊行 グロテフエント編 刊行年・原書名は「直税編中巻」に同じ P109～189
7 普国家屋税規則 著者・刊行年・原書名は6に同じ P190～273

二 間税編（明治二〇年三月）

(1) 第一巻

（米国の部）

1 米国内国税法 一八七九年 ワシントン刊行 官版 原書名 インターナール・レベエニユー・ロー抄訳
P1～36

(仏国の部)

- 2 仏国間税編 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P37～78 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ
- 1) 仏国動産貨格税則 P79～92
- 2) 仏国書入質入税則 P93～104
- 3) 仏国脂質税則 P105～118
- 4) 仏国油税則 P119～124
- 5) 仏国紙類税則 P125～144
- 6) 仏国石鹼税則 P145～150
- 7) 仏国塩税則 P151～164
- 8) 仏国酢税則 P165～172
- 9) 仏国砂糖税則 P173～200
- 10) 仏国シコレー税則 P201
- 11) 仏国内国渡航税則 P202～214
- 12) 仏国海外渡航税則 P215～224
- 13) 仏国舟車営業税則 P225～252

- 14) 仏国集会税則 P253～254
- 15) 仏国玉突税則 P255～258
- 16) 仏国貧民救助税則 P259～264
- 17) 仏国振出小切手規則 P265～268
- 18) 仏国駅通規則 P269～310
- 19) 仏国文案税則 P311～314
- 20) 仏国旅行免状規則 P315～320
- 21) 仏国骨牌税法 P321～326

(独国の部)

- 3 独国骨牌印税 一八七八年 シュワン刊行 グローテフェン編 P327～328 原書名 ゲゼエツ・ウント・フェルオルトマンゲン・フル・プロイセン・ウント・ドイツランド

(2) 第二卷

(英国の部)

- 1 英国雑税官必携・酒精税則 一八六五年 ロンドン刊行 ベートマン編 P1～76 原書名 マニュアル・オブ・ザ・エキササイス・オフィサー

(仏国の部)

2 仏国飲料税則 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P77～128 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ

3 仏国飲料税検査法 P129～140 原書名・刊行年は、2に同じ

4 仏国蒸溜酒税徴収法 P141～154 原書名・刊行年は2に同じ

(露国の部)

5 露国酒類税則 一八五七年 彼得保(ペテルブルグ)刊行 官版 P155～275 原書名 ピテヌイ・ウスターフ

(独国の部)

6 独逸国醸造麦芽税 一八六八年 シュワン刊行 グローテフェン編 P277 原書名は、「直税編中巻」に同じ

(3) 第三巻

(英国の部)

1 英国印税規則 一八七一年 ロンドン刊行 テイー・ビー・ヴェーチェル著 P1～438 原書名 スタンプ
ダーケース

(仏国の部)

2 仏国印税規則 モーリス・ブロック著 P439～511 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ

(4) 第四巻

(英国の部)

1 英国歳入及び商業提要 金銀器飾規則 一八七六年 ロンドン刊行 ジー・ヂー・ハム著 P1~44 原書名
レベニュー・アンド・マーカントイル・ワド・マーカン

2 英国雑税官必携・金銀器規則 一八六五年 ロンドン刊行 ベートマン著 P45~58 原書名 マニユアー
ル・オブ・エキササイズ・オフィサー

3 英国印紙税則及び罰則集 器飾印紙税則 一八七四年 ロンドン刊行 デー・シー・クリフヒッス著 P59~
62 原書名 ア・ダイジェスト・オブ・ザ・スタンプ・デユテイ・アンド・オブ・ザ・デユティレアル・デサ
イションズ

4 英国金銀匠記標編 一八七五年 ロンドン刊行 ウイリアム・チャップフェル著 P63~358 原書名 ハー
ル・マークス・オン・プレート

(仏国の部)

5 仏国金銀器具保護局規則 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P359~398 刊行年・原書名は〔直税編上巻〕
に同じ

(米国の部)

6 米国税律令・金銀器飾課税ノ部 一八六七年 ワシントン刊行 官版 P399~405 原書名 ザ・インターナ
ル・レベニュー・オブ・ユナイテッド・ステート

(5) 第五卷

(仏国の部)

1 仏国登記税法 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P1～46 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ

(露国の部)

2 露国公証人規則 一八七六年 モスクア刊行 官版 P47～86 原書名 オブ・ウストロイスツェ・ノタリ
アーリイ・チャースチー

(専売の部)

3 仏国煙草専売法 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P87～110 刊行年・原書名は「直税法上巻」に同じ
4 オーストリア国煙草専売法 一八八〇年 ウィン刊行 イスチン・フロンスキイ著 原書名 フィイナント・
イン・オステルライヒ抄訳 P111～140

5 スイス国煙草課税論 刊行年・著者・原書名共に未詳 P141～208

6 仏国火薬及び硝石規則 パリ刊行 P209～220 著者・刊行年・原書名は1に同じ

7 仏国櫛付木税則 同上 P221～232

8 露国煙草税法 刊行年未詳 官版 原書名未詳 P233～319

三 税務雑編（明治二〇年三月）

(1) 第一卷

（仏国の部）

- 1 仏国租税総（纂）論 一八六七年 パリ刊行 エスキルウ・ド・パリウ著 P1～290 原書名 トレーター・デ・ザムポー

（英国の部）

- 2 合衆王国税法沿革史 一八七〇年 ロンドン刊行 ノーブル著 P291～420 原書名 クイン・タックス（露国の部）

- 3 露国統計原理 一八七五年 ペテルスブルグ刊行 イワノフスキー著 P421～536 原書名 スタチースチカー

(2) 第二卷

（露国の部）

- 1 露国地価評定法 一八六二年 ペテルスブルグ刊行 ヤコブ・ヨンソン著 P1～82 原書名 ブラウイーラ・オッエンキー・セリスコ・ハジヤイスツウエンヌイフ・ゼメーリ

（独国の部）

2 独国地租台帳地図並びに帳簿改正 一八八二年 ベルリン刊行 官版 P83～262 原書名 エルネウエルンク・デルカルテン・ウント・ビユツヘル・デス・グルンドストイエル・カタステルス

(仏国の部)

3 仏国地籍調査規則 一八八一年 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P263～284 原書名は「直税編上巻」に同じ

4 仏国土地所有権転移済地籍台帳面改正前地租徴収法(同上) P285～317

(ベルギー国の部)

5 ベルギー国地籍帳保存規則 一八七七年 ブリュッセル刊行 官版 P318～434 原書名 レーグルマン・シユール・ラ・コンセルバシヨン・デュ・カダストル

(マイエット講義筆記)

6 地租改正問答 P435～460

(プロイセン国の部)

7 プロイセン国収税官規則 地租収入官事務章程 官版 P461～487 刊行年・著者・原書名共未詳

(3) 第三卷

(各国の部)

- 1 米国大蔵卿年報 一八八四年 ワシントン 官版 P 1～48
- 2 米国租税局長報告書 一八七五年 ワシントン 官版 P49～142
- 3 仏国入市税則 一八八一年 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P143～208 原書名は「直税編上巻」に同じ
- 4 英仏独府県税 刊行年・著者・原書名共に未詳 P209～222
- 5 プロイセン国地方税法 官版 同上 P223～238
- 6 合衆王国(英国)内国税表 官版 同上 P239～270
- 7 米国諸税率納期略表 官版 同上 P271～278
- 8 仏国諸税率納期略表 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P279～300 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ
- 9 仏国間税罰則 同上 P301～316
- 10 仏国罰金規則 同上 P317～318
- 11 英国雑税官必携・税法違反者処刑の件 一八七〇年 ロンドン刊行 ベートマン編 原書名は「間税編第二巻」に同じ P319～328
- 12 各国租税抜粋書 刊行年・著者・原書名とも掲載せず P329～416
 - 1) 家屋税を課する国
 - 2) 所得税を課する国
 - 3) プロシア国所得税徴収法

4) 仏国分頭税・伊国分頭税・米国人頭税・独国人頭税など

5) 家屋税の非理なること、その他

13 大英国法令 漁業の部 一八七三年 ロンドン刊行 官版 P417～516 原書名 イングリス・スタチュート

14 仏国海上漁獵規則 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P517～534 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ

15 仏国河川漁獵規則 同上 P535～555

(4) 第四卷

(米国の部)

1 米国内国税法・付録規則 一八七九年 ワシントン刊行 官版 P1～44 原書名 インターナル・レベル
ニュー・ロー

2 ニューヨーク商法会所条例 一八七八年 ニューヨーク刊行 著者名未詳 P45～78 原書名 チャーター・
アンド・バイロー・オブ・ニューヨーク・プロヂエフ・エクスチエンヂ

(澳国の部)

3 オーストリア国ウイン府相場会社規則 ウイン刊行 シーエン著 P79～172 原書名 ウインネル・ベール
セ・オールドヌンク

(仏国の部)

4 仏国官省簿記規則 パリ刊行 モーリス・ブロック著 P173～224 刊行年・原書名は「直税編上巻」に同じ

5 仏国倉庫規則 同上 P225～236

(ベルギー国の部)

6 ベルギー国会計法令布達類集 一八六八年 ブリュッセル刊行 官版 P237～308 原書名 ルクイユ・デ・ロア・エ・アレチー・ルラチーフ・アラ・コンタビリティ・ピユウブリック

(プロシア国の部)

7 プロシア国租税強徴法 一八五八年及び一八六七年布告 P309～360

(5) 付録 (巻)

(仏国の部)

1 仏国財政論 一八七七年 パリ刊行 ペー・エル・ボリユー著 原書名 シャンス・デ・フィナンス P1～352

(バアバリア国の部)

2 バアバリア国税法 一八六三年 ウェルツブルグ刊行 オーストリア国シイボルト氏訳 原書名 ストイエル・ゲゼーツ

(普国の部)

3 プロシア国分等税及び分等収入税規則 刊行年・著者・原書名共不詳 P565～686

4 プロシア国所得税徴収法 刊行年・著者・原書名共不詳 P687～722

(澳国の部)

- 5 オーストリア国租税滞納処分法 一八七五年 ヨハン・モリッツ・クルップ及びリッテル・フォン・クロナツ共著 オーストリア国直税書中抄訳 P723～728

四 章程編(明治二〇年二月)

(1) 上巻

(英国の部)

- 1 英国租税官必携・租税官採用規則 一八六五年 ロンドン刊行 ベートメン編 P1～28 原書名 マニュアル・オブ・エキサイス・オフヒサール
- 2 英国歳入税及び住家税収税官心得 一八七〇年 ロンドン刊行 官版 P29～94 原書名 インカム・タックス・アンド・インハビテッド・ハウスデューティ

(米国の部)

- 3 北米合衆国マサチューセッツ州法律大全・郡区法の部 一八七六年 リチャルドソン編 P95～158 原書名ゼネラル・ロー・オブ・セー・ステート・マサチューセッツ
- 4 合衆国租税官章程 官版 P159～222
- 5 米国税法則提要 官版 P223～490

(2) 下巻

(仏国の部)

1 仏国大蔵省事務章程並びに組織 一八八五年 パリ刊行 ジョサー著 P1～152 原書名 ミニステル・
デ・フィナンス抄訳

2 仏国中央大蔵省組織 官版 P153～183

3 仏国主税官吏配置法並びに等級 官版 P184～196

4 仏国徴税官職制及び事務章程 官版 P197～222

(独国の部)

5 オーストリア国財政官庁組織 一八八〇年 ウイン刊行 イチスン・フロンスキイ著 P223～263 原書名
フィナンツ・イン・オステルライヒ抄訳

6 租税事務要覧 官版 P264～272

7 プロイセン国大蔵省組織 一八八一年 ライプツヒ刊行 シュリッヒ著 P273～326

8 プロイセン国郡収税吏事務規程 官版 P327～344

9 プロイセン国官省録抄訳 官版 P345～372

10 プロイセン国租税官吏規則 官版 P373～440

11 プロイセン国官省録抄訳 オスト・プロイセン州職員 官版 P441～484

7 直税編の検討

(1) 直税編の構成

直税編三巻は、国別や直税に属する税目別にも並べてないが、これを国別に整理すると次のようになる。

①英国：地租（上巻1）と租税局長統計年報（上巻2）

②米国：国税の歳入税（上巻3）と地方税の分頭税（上巻4）及び財産税（上巻5）

③仏国：不動産税、人別動産税、門窓税（以上は上巻6）と営業税（中巻1）及び営業免許税、不転財産税、車馬税、度量衡検査規則、鉱山規則（下巻1～5）

④プロシア国：営業税（中巻巻3）と地税及び家屋税（下巻6、7）

⑤オーストリア国：地税（一般・特別）、職業税、家屋税、家賃税、建物等級税、所得税、地価の評価、これらの税の罰則（中巻3～8）

⑥各国（仏、オーストリア、イタリア、ロシア、プロイセン、ヴェテルブルグ、バイエルン、バーデン、サクソン）：営業税（中巻7）。仏、プロイセンは、中巻1、2と重複している。

(2) 直税編の主要論文の検討

①英国地租弁（上巻1）：英国の地税の沿革、地税規則（課税される財産や免除される人又は事物、官職、賦課徴収規則）が説明されており、一八七〇年（明治三年）のM. A. ボールデンの二二〇頁に及ぶ書籍の翻訳である。

②英国租税局長統計年報（上巻2）：一八七〇年（明治三年）の租税局長の統計年報の翻訳書である。

同書は明治一四年に大蔵省から出版の横尾平太訳の合衆王国内国税年報（一九五六～一九六九年）の編集書で、

五二〇頁の大冊の一部である。

なお、税務雑編第三巻には「1 米国大蔵卿年報（一八四〇年度）」と「2 米国租税局長報告」が収録されている。わが国の「主税局統計年報書」は、明治九年から明治・大正・昭和―国税庁が昭和二四年に創設されてからは国税庁統計年報書として、これらを参考にして充実したものが、公表されている。

③ 仏国財政論（上巻6）：仏国の財政学者モーリス・ブロックの「フランス行政辞典」の翻訳である。一八八一年（明治一四年）に発行された本書は、直税編のみでなく他の三編でも何回も翻訳、引用されている。ここでは、フランス直税の不動産税、人別動産税、門窓税の賦課、請願、支払、追加徴収、直税に関する費用、直税中央局及びその役員について、二二四頁を費やして述べている。

④ 営業税則と各国比較（中巻1、2、9）：仏国は、モーリス・ブロックの③で述べた「フランス行政辞典」の翻訳で、プロシア国はグロテフェント編の「プロシアの法令」（一八八四年、明治一七年）の翻訳、仏、澳、伊、独の各国（フランス、オーストリー、バイエルン、サクソン等）については、エトプバイフェルの「各国国内法規要覧」（一八六六年、慶応二年）の抄訳である。

⑤ 澳国直税便覧（中巻3）：一八七四年（明治七年）のヨハンモリツ・シエルツプ著の「直接税の体系的案内」の翻訳で、オーストリア国の直税（直税の意義、直税税務の機関（中央局、地方局、区局）、一般地税及び特別地税（地税簿と地価決定の手続）、職業税、家屋税（家賃税、建物等級税）、所得税、直税法罰則について、詳細に二三六頁にわたって述べられている。

⑥ プロシアの地税規則と家屋税規則（下巻6、7）：④で前述した一八八四年（明治一七年）のグロテフェント編の

「プロシアの法令」の翻訳である。両規則で一六五頁にわたり、プロシアの地税と家屋税について、詳しく述べられている。

8 間税編の検討

(1) 間税編の構成

間税編五巻は、国別や間税に属する税目別にも述べていないが、これを国別に整理すると次のようになる。

① 英国…印税規則（三巻1）と英国才入及び商業提要・金銀器飾規則、雜税官必携・金銀器飾規則、印紙税則及び罰則集、金銀匠記標編（四巻1～4）

② 米国…内国税法・第二編賦税及び収税の部（一卷1）、税律令・金銀器飾課税の部（四巻6）

③ 仏国…佛国間税編、動産資格税則、書入質入税則、脂質税則、油税則、紙類税則等の全部で二に及ぶ個別消費税法（一卷2～22）及び飲料税法、飲料税検査法、蒸溜酒税徴収法（二巻1～3）並びに印税規則（三巻2）及び金銀器具保護局規則（四巻5）並びに登記法及び煙草専売法並びに火薬及び硝石規則並びに摺付木税則（五巻1、3、6、7）

④ 独国（プロシア、オーストリア等）…骨牌印税（一卷24）及び醸造麦芽税（二巻6）並びに墺国煙草専売法（五巻4）

⑤ 露国…酒類税則（二巻5）及び公証人規則並びに煙草税法（五巻2、8）

⑥ スイス国…煙草課税論（五巻5）

（2）間税編の主要論文の検討

①英国印税規則（三巻1）：一八七一年（明治四年）のT. B. ヴェーチエル著の印税規則を課税方式（従価税と貼用印紙）、課税書類（約定証書、銀行紙幣、為替手形、金銭借用証書、免許証書、譲渡証書、委任状、資産交換証書等）別に、しかも、ケースごとに、印税規則の条を組み直し、課否の別等を詳述した四三八頁に及ぶ大冊である。

②仏国間税編及び油・紙・石鹼・塩・砂糖・集会・玉突・文案・骨牌税等（二巻2～22）：直税編の主要論文③と同じモーリス・ブロックの明治一四年の「フランス行政辞典」の翻訳である。フランスの間税行政の組織人事、間税の徴収、訴訟、罰則から、脂質税と油税、紙類税等の個別の物品や、内国・外国の渡航税、玉突税、貧民救助税、文案税、骨牌税等の個別のサービス等の二一の間税税則を詳説し、二九〇頁に及んでいる。

別に同著者の同じ「行政辞典」の飲料税、飲料税検査法、蒸溜酒税徴収法（二巻2、3、4）も説明している。さらに同辞典の印税規則（三巻2）の部分を七五頁を費やして説明している。

また、登記税法（五巻1）も同辞典によって説明し、さらに、煙草専売法並びに火薬及び硝石規則と摺付木規則（五巻3、6、7）も同書を用いて説明している。間接税先進国フランスの多くの個別間税がこの時全般的にわが国に紹介されたと言えよう。

③独国骨牌印紙税（二巻24）及び醸造麦芽税（五巻6）：直税編（下巻6、7）と同じグロテフェント編の「プロシアの法令」（明治一七年）によって、簡単に述べられている。また、澳国煙草専売法（五巻4）は、一八八〇年（明治一三年）のイスチン・フロンスキ著の「オーストリア国の財政」の該当部分の抄訳である。ドイツは間税では、この二論稿のみであり、大して参考にしたものはないと言えよう。

④露国酒類税則（二巻5）：一八五七年（安政四年）の官版の「酒類税則」の翻訳である。酒類税徴収事務所、酒造場の酒造飲料税の徴収、飲料販売、犯則者に対する罰料及び処分法等が一二三頁にわたって説明されている。

また、露国公証人規則（五巻2）は、一八七六年（明治九年）の官版である。公証事務の構成や公証人長の事務取扱権限、公証人の費用、不動産譲渡証書税について、四〇頁を費やして述べている。

このほか、露国煙草税（五巻8）が、官版であるが刊行年不詳として、一五三頁にわたり、煙草業並びに煙草税、煙草税事務、罰則並びに裁判について述べられている。

⑤スイス国煙草課税論（五巻5）：刊行年、原著者名とも未詳とされているが、煙草になぜ課税すべきかから、諸国の課税方法、諸国の煙草税収入額、スイス煙草税額の当否、課税の方法など六八頁にわたり、広い検討を行っている。

9 税務雑編の検討

(1) 税務雑編の構成

税務雑編の五巻（四巻までで、五巻は付録（巻）となっているが、以下五巻と表示する。）が、国別の直税又は間税以外の税を税目別に並べているわけではない。土地評価の関係が第二巻に露、独、仏、白、ベルギー（マイエット氏講義筆記は、ドイツ国の地租改正問答である。）と五か国分まとめられている（計四六〇頁）。しかし、直税編中巻3の「墺国直税便覧」でも、地税等、地税大帳簿、地税の分賦等が説明されている。

なお、統計原理（一卷3）、商法会所条令や相場会社規則、官省簿記規則や会計法令布達集（四巻2、3、5、7）は、

この編にふさわしいものであろう。

これらを国別に整理すると次のようになる。

- ① 英国…税法沿革史（二巻2）、英仏独府県税、内国税表、雑税官必携・税法違反者處刑の件、大英国法令・漁業の部（三巻4、6、11、13）
- ② 米国…大蔵卿年報、租税局長報告、諸税率納期略表、各国租税抜萃書（米国関係の人頭税）、仲買人税則（三巻1、2、7、12）、内国税法の附録規則、ニューヨーク商法会所条例（四巻1、2）
- ③ 仏国…仏国租税論（一巻1）、地籍調査規則、土地所有権転移地籍台帳面改正前地租徴収法（二巻3、4）、入市税則、英仏独府県税、諸税率納期略表、間税罰則、罰金規則、各国租税抜萃書（仏国関係の分頭税、塩煙草専売等）、海上漁猟規則、河川漁猟規則（三巻3、4、8、9、10、12、14、15）、官省簿記規則、倉庫規則（四巻5、6）、仏国財政論（五巻1）
- ④ 独国…地租台帳、地図並びに帳簿改正、マイエット氏・地租改正問答、プロイセン国収税官規則（二巻2、6、7）、英仏独府県税、プロイセン国地方税法、各国租税抜萃書（プロシア国所得税及び人頭税、分頭税）（三巻4、5、12）、ウィーン府大蔵省通達、バーバリア国税法、プロシア国分等税及び分等収入税規則、プロイセン国所得税徴収法、オーストリア国租税滞納処分法（五巻2、3、4、5）
- ⑤ 露国…統計原理（二巻3）、地価評価法（二巻1）、各国租税抜萃書の分頭税（三巻12）
- ⑥ 白（ベルギー）国…地籍帳保存規則（二巻5）、会計法令布達類集（四巻7）
- ⑦ 伊（イタリア）国…各国租税抜萃書の煙草専売権の特許、分頭税（三巻12）

(2) 税務雑編の主要論文の検討

①合衆王国税法沿革史(一卷2) : 英国の消費品等の税法の沿革と消費品税、煙草及び嗅煙草税、酒精及び精酒税、葡萄酒、砂糖及び砂糖製品税、茶税、コーヒー及びチコリイ税、雜品税、麦芽麦酒及びその類似品税の九税について、一八七〇年(明治三年)に一二三〇頁を費やして、ノーブル氏が詳述した著書の翻訳である。

②米国大蔵卿年報及び米国税務局長報告(三卷1、2) : 直税編で英国の明治三年の租税局長の統計年報(上巻2)を取り上げたが、米国のそれに対応するものが、この二冊である。大蔵卿年報は、一八八四年(明治一七年)、租税局長報告は、一八七五年(明治八年)のものである。年報の方は、組織別(管税官部、法規部、蒸溜酒精部、煙草部、印税部、賦税部、計算部)に、事務成績、犯罪者告発や処罰の状況が明らかにされ、租税の収入の状況がのべられており、国の歳出予算などのことには触れていない。局長報告の方は、租税徴収方法、訴訟・調停の状況、収税官及び俸給等級のほか税率及び賦課徴収の沿革、一八七五年の税率の増加、賦税の事や、勧告すべき法律の改正、収税委員の事が述べられ、両書で一四二頁に達している。イギリスのそれとともに、わが国の税務統計年報書(明治七年創刊)の参考となっている。

③バーバリア国税法(五巻2) : これより前の明治八年九月に大蔵省が、和書上中下三冊で出版したものの再録である。この明治八年の本には大蔵省雇オーストリア国男爵シーボルト訳講、大蔵省出仕古賀保高筆次と書かれているが、明治二〇年の税務雑編附録巻には、古賀保高筆次は書かれていない。しかし、両書に全く同文の古賀保高識の次の「序」が付けられており、税法の内容は両者全く同じである。(ただし、活字の組みが、明治八年本は、二二二〇行であるが、明治二〇年本は四〇字二三行であるため、総頁数は明治八年本の四三三頁に対し、明治二〇年本は二二〇頁とほぼ半分である)

ある。⁽⁵⁾

巴華釐亞國税法序

輓近、各國ノ譯書上梓シテ世ニ行ハルモノ汗牛充棟其幾多部ナルヲ知ラズ。然リ而シテ獨リ租税ノ書ニ至テハ寥々覲ルコト稀ナリ。此時ニ當リ此書ヲ闕ク人皆以テ遺憾トス。況ヤ其官ニ立チ其職ニ從事スル者ニ於テヤ。盖シ、理財ノ運用ニ関シ人民ノ榮枯ニ係ル者、租税法ヨリ大ナルモノナク、政事ノ楨幹ト謂フベシ。今茲ニ、明治乙亥二月、保高、大藏卿ノ命ヲ承ケ、澳國男、亞歷山德、矢伊勃兒篤氏ニ就イテ巴華釐亞國租税法一篇ヲ譯シ（此原書ハ千八百六十三年「ザルツブルグ」ニ於テ刊行シタル「ストイエル・ゲセーツ」ト云ウナリ）二月ニ至リテ始テ其功ヲ竣ム。夫レ巴華釐亞ノ國タルヤ政體ノ沿革ハ我國ト稍相類似スト雖モ、税法ノ如キハ彼此同軌ニ至ラザルモノアリ、及チ其地税法ノ我地券税法ト同ジカラザル、免税、商工税ノ未ダ我ニ於テ備ワザル、家税、收入税、元金利息税ノ未ダ曾テ行ハザルガ如キ是ナリ。而シテ比書中説ク所、規則極テ公正、方法頗ル緻密殆ト備レリト謂フベシ。若シ彼ノ長ヲ取り、我ニ補フアラバ、其ノ適切ナル、恐クハ他各國ノ比ニアラザルベシ。今ヤ我國將ニ租税法ヲ变革セントス。其職ニ任ズルノ諸子、此書ニ就テ參稽セバ其裨益豈尠タト云ンヤ。保高素ヨリ彼ノ言語文字ニ嫻ハズ、故ニ、譯字ノ妥當ヲ得ズ、造語措辭ノ雅訓ヲ欠ク者アリト雖モ、唯ニ速成ヲ要スルヲ以テ、諸ヲ碩學ニ質シ、之ガ脩飾ヲナスニ暇アラザルナリ。然リト雖モ、矢伊勃兒篤氏ノ口授スルヤ、微ヲ發シ幽ヲ闡キ、旁引近喩必ズ其兩端ヲ叩テ竭ス。保高モ亦、敢テ疑ヲ遺サズ、反覆質問、其蘊奧ヲ極テ後筆ス。彼ノ原文ニ拘泥シ或ハ徒ラニ詞藻ヲ粉飾スルモノニ比スレバ、其旨趣ノ適實ナル、或ハ愈ル所ナシトセズ。看者其レ諸ヲ諒セヨ。

明治八年乙亥春

大藏省八等出仕古賀保高識

(注) 句読点、濁点は、筆者が読みやすくするために附した。

このバーバリア国税法は、次の六つの税法の条文全文の和訳を収録している。

- 第一 地税法は、一八二八年（文政一〇年）の制定で、日本の地租法に当るものである。（全文一二〇条）
- 第二 家税法は、一八二八年（文政一〇年）の制定で、日本の家屋税法に当るものである。（全文三九条）
- 第三 免税法は、一八三四年（天保四年）の制定で、日本の災害減免法に当るものである。（全文二五条）
- 第四 収入税法は、一八五六年（安政二年）の制定で、この Einkommen steuer は日本の所得税法に当るものである。（全文七二条）

第五 元金利息税法は、一八五六年（安政二年）の制定で、日本の利子税法に当るものである。（全文三四条）

第六 商工税法は、一八五六年（安政二年）の制定で、日本の營業税法に当るものである。（全文六八条。ただし、付

表が第一号（商工税等級法）、第二号（商工業税規則表）で合計八五頁も付いている。）

ここで古賀保高は、アレクサンドル・シーボルトの訳の口述筆記（筆次）であると述べている。アレクサンドル・シーボルトは、医者で日本に来た博物学者として有名なフランツ・フォン・シーボルトの長男であり、やはり同様に日本に来た外交官で、日本古代文化研究家であつたハインリッヒ・フォン・シーボルトの兄である。このバーバリア国税法を訳したのは明治八年（一八七五年）であるから、それは二九歳のときである。アレキサンドルは、一八六九

年に二三歳でオーストリア、ハンガリーの対日交渉の功勞に對し、オーストリア皇帝から男爵位を授与されている。そして、一八七〇年（明治三年）七月に日本刑部省、一八七三年（明治六年）の一月に正院出仕史官翻訳課申付となっている。

そして大蔵省では、明治八年二月正院より午後だけ大蔵省勤務となり、五月に大蔵省専属雇となり、バーバリア税法はその本の表紙に明治八年九月発行とあり、二、三月の間で筆録完成かと思われる。その後は、一八七九年ベルリン日本公使館。一九八二年井上外務卿付となっている。⁽⁶⁾

④マイエット氏の「地租改正問答」（二巻6）：ドイツ人の大蔵省の御雇外国人マイエット氏講述のプロイセンの一八六一年（文久元年）五月の「地租改正についての問答」で、明治八年九月二七日から一〇月二二日まで八回にわたって行われている。⁽⁷⁾

第一回（九月二七日）：地租改正は、土地税と家屋税があるが、今回は、土地税についてである。課税方法は、この法律で全国地税の総高を七五〇万円と定め、それを土地の純益高に應じ、各州に平等に分課し、各州総高を州内諸郡に、各郡税高を郡内市町村に、町村より各地に分課する。地租改正の純益を算出する役員は、大蔵省は大蔵卿、県庁内は最上委員、郡庁内は中央委員とする。

第二回（九月三〇日）：地租改正の純益を算出する県・郡の委員は、県委員は大抵四名以下と上等測量官とされ、委員半数は大蔵卿任命、半数は州会選出である。各郡には、課税委員を置くが、半数は県官、半数は郡内より総代を出す。これに下等測量官を付けた。この方法によって、多年の平均純益額に課するプロシア国の地税は甚だよいのである。

第三回（一〇月二日）…土地の純益計算には、土地の種類を、①畑地、②園地、③草地、④牧地、⑤耕地、⑥湖水沼地、⑦不毛地に分けて行う。

次に地味を八等に分ける。

第四回（一〇月一日）…さらにア土地の性質（土質）、①水理又は便否、ウ水陸の運路、エ住民に関する件（市街と田野の住民の別、郡の面積に分布される每方里の住民の数、都市及び村落の数、工商業の形況、都内貧富の形況）、オ天産（鉱物、森、食獣）を考慮する。

第五回（一〇月二三日）…①租税の改租の費用、②延滞を償う費用、③検地帳等の簿冊の整理、大、小、臨時検査の費用、④土地売買、譲与に関する手数料は、僅少である。①が租額の百分の三、②と③合計で租額の百分の二を超過しえないとされ、このうち百分の一・五は積金とし、五厘を編成費、検査の費用に供し、残りがあれば、積立金に充てるとされる。積立金は、一村の土地欠損等により納付しえないとき、貧困、疾病により貢租を納めえないとき、積金に残余があるときは、風雨蝗害等により減租せざるを得ないときに用い得るとする。

第六回（一〇月二三日）…カ耕地の分割、キ耕作の状況、ク土地の貸与、売却の状況を加味して、郡課税委員は地種別、等級別の一モルゲン純益高の等級表（様式指定）を作る。また地種別収穫高の「等級度表」（様式指定）を作る。

この第六回では、質問が一〇月一日の説明と一〇月一八日の説明に対して行われている。

マイエット氏は、一八七六年（明治九年）東京医学校のドイツ語及びラテン語教師として雇用されたが、延期途中の一八七九年（明治十二年）に大蔵省に転じ、大蔵省顧問として省務及び火災保険制度を担当したとされている。

⑤露国統計原理（二巻³）と地価評定法（二巻¹）…この四編一五巻の本中で唯一、統計学を取り上げた一一八頁の

本である。第一章統計学の本義、第二章国家基礎力の起源、第三章人口を論ず、第四章人民の營業力、といった国家基礎力を目標においた統計学をロシアに学ぼうとしたものとして注目される。一八七五年（明治八年）にイワノフスキー著のペテルスブルグ刊行の書である。

地価評定法も、一八六二年（文久二年）ペテルスブルグ刊行のヤコブコンソン氏著の翻訳で八二頁に及び、①村邑地の種類（田地、圃地、草生地及び牧畜地）、②土地収入の計算（地位の査定、収入の計算）、③収入中より生ずる雜費及び差引計算、④最大利益の金額の計算と評価の慣例が、説明されている。

10 章程編の検討

(1) 章程編の構成

章程編は上下の二巻から成り立っているが、他の編と異なり、国別に構成されている。内容は、①人事（採用、配置、等級、職制、職員録等）、②組織（中央、地方）、③事務章程（租税官心得・規則）等である。

国別には、上巻が英国と米国、下巻が仏国と独国である。

内容別は次のようになっている。

①人事…英国租税官採用規則（上巻1）、仏国配置法並びに等級（下巻3）、独国官省録抄訳（大蔵省職員及びオストロプロイセン州職員）（下巻5、7）

②組織…米国マサチューセッツ州法律大全郡区法の部（上巻3）、仏国大蔵省組織及び仏国中央大蔵省組織（下巻1、2）、独国オーストリア財政官庁組織及びプロイセン大蔵省組織（下巻5、7）

③事務章程：英国歳入税及び住家税収税官心得（上巻2）、米国租税官章程及び米国租税法則提要（上巻4、5）、仏国大蔵省事務章程及び仏国徴税官職制及び事務章程（下巻1、4）、オーストリア国租税事務要覧及びプロイセン国郡収税吏事務章程並びにプロイセン租税官吏規則（下巻6、8、10）

(2) 章程編の主要論文の検討

①米国租税法則提要（上巻5）：米国の内国歳入法令実務を詳細に述べており、現在、毎年版が出版されている。
“MASTER TAX GUIDE”の前身とみられる。内地収税委員の事から始つて蒸溜酒、蒸溜所、酒精印紙に及び、煙草税について製造、包装、煙草印紙、煙草検査官に及んでいる。専売免許品税、銀行税、承継及び相続税から収税官、収税官補のことまで述べられており、二六八頁に達している。出版年、原著者は不明である。

②仏国大蔵省事務章程並びに組織（下巻2）：一八八五年（明治一五年）にパリで刊行されたジョサー氏原著の「大蔵省」の訳である。一五二頁に及ぶ大冊で、大蔵中央本省と財政官衙に分かれ、事務が課単位で細かく規定されている。

財政官衙には、直税局と登記局の二局があり、直税局には、中央本局に、第一部第一課（租税の配賦と營業税の賦課）と、第一部第二課（立法と行政争訟）がある。第二部第一課が一般の事務で、第二部第二課が地籍調査、徴税切符調成、配賦税及び確定税、不動産税、人的動産税、門窓税、營業税のこと及び確定税と比例税のことを行うこととされている。

③プロシア国租税官吏規則（下巻10）：主要というほどではないが、日本の明治・大正から戦前の昭和の官吏制度との比較で興味があるのは、プロシア国では、官吏を高等官と属官に分け採用、保証等を定めていることである。

これに対し日本では、明治二年に勅任官、奏任官、判任官の別を大政官職員令で定めているが、明治一九年の高等官官等俸給令で、高等官を勅任官、奏任官とするなどを定め、明治二三年の各省官制通則で、各省の判任官を属と呼ぶこととされた。この段階で、日本もプロイセン同様の高等官、属で同じ構成になったのである。日本は、明治二三年で高等官八、四三二人、判任官三五、三七〇人であった。日本の税務官吏は、明治二九年で、高等官一四六人、税務属は五、二〇〇人が定員とされていた。⁽⁸⁾

第二 明治三五年―大正九年の東京税務監督局の内国税彙纂

1 出版の概要

内国税彙纂とは、明治三五年から大正九年までに、東京税務監督（管理）局が約二〇年にわたり、合計八一冊を出版してきた外国税制調査半分、国内事業等の調査半分の調査研究論集（調査時報）である。

各号は、一つの報告からなるものが多いが、五つ以上の項目、続きものの一部を分割したものもある。その概況は、次の表1～表3で示すとおりである。

次に、租税関係の調査報告に限らず全部の報告のうち頁数の多いものと、含む号数の多いものを掲げてみた。編修者が力を入れた重要なものと考えたからである。（表4、5及び表6参照）

2 「内国税彙纂」の所在

内国税彙纂の第一号は、明治三五年五月二八日に、編集兼発行者東京税務管理局として発行された。そして、税務

表 1 暦年別発行数

年 次	発行数	年 次	発行数
明 35	3 号	大 元 (明治45)	2 号
36	12	2	7
37	9	3	6
38	7	4	3
39	3	5	1
40	3	6	2
41	1	7	1
42	8	8	1
43	3	9	1
44	8		
		合 計	81

(注) 内国税彙纂は、79号までが判明しているが、4号の2（明治36年）と13号の次に号外（明治36年）が発行されているので合計81冊である。これに、索引1冊を加えると82冊になる。

表 2 標題数別号数

標題数別号数分布

標題数別	1	2	3	4	5	7	計
合計号数 (数)	66	8	4	1	1	1	81
延べ件数 (件)	66	16	12	4	5	7	110

(注) 81号に延べ110件の報告等が掲載され、上欄から1号1報告書の号が66あり、1号当りの報告等が平均1.4件であることが分かる。
下欄は、報告等の合計が110であることを示す。

表 3 国別・税目別外国租税関係件数

税目別 国別	直税	所得	地租	相続他	酒税	砂糖	その他	地方税	計
フランス		3	3		2	1			9
アメリカ		1			2	3			6
ドイツ	1	3	4	1	2	1	4	1	17
イギリス		2	1	1		1		2	7
各国比較			1		1	3			5
諸 国			1			1	2	1	5
計	1	9	10	2	7	10	6	4	49

- (1) 国別にはドイツの調査・報告が17で1位であり、次いでフランス、イギリス、アメリカである。
- (2) 税目別では、地租と砂糖税が10で1位、次いで所得税、酒税である。
- (3) 総延べ件数110件のうち、外国租税関係が49件と全体の45%に当り、内国税彙纂というが、半分は外国税の翻訳調査で、明治20年の外国租税調査の続編とみることもできる。

表 4 国別・税目別外国租税関係件数比率

税目別 国別	直税	所得	地租	相続他	酒税	砂糖	その他	地方税	計
フランス		33.3	30.0		28.6	10.0			18.3
		33.3	33.3		22.2	11.1			100.0
アメリカ		11.1			28.6	30.0			12.2
		16.7			33.3	50.0			100.0
ドイツ	10.0	33.3	40.0	50.0	28.6	10.0	66.9	25.0	34.6
	5.9	17.7	23.5	5.9	11.8	5.9	23.5	5.9	100.0
イギリス		22.2	10.0	50.0		10.0		50.0	14.8
		28.5	28.5	14.3		14.3		42.9	100.0
各国比較			10.0		14.2	30.0			10.2
			20.0		20.0	60.0			100.0
諸 国			10.0			10.0	33.3	25.0	10.2
			20.0			20.0	40.0	20.0	100.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	2.0	18.4	20.4	4.1	14.3	20.4	12.2	8.2	100.0

〈注〉(1) (イ)国別では、ドイツが最大で全体の34.6%、約1/3である。

(2) 税目別では、地租関係と砂糖消費税が共に件数の20%、約1/5ずつである。

表 5 頁数の多い報告、調査等の一覧

報告、調査等	頁数	掲載号数	順位
1) 英国地方税報告 (森賢吾)	P516	第1、3、28	2
2) 仏国・田家之所有地 (ア・スーソン、小出拙蔵訳)	P169	第14、18、19	10
3) 独国・製糖調査報告 (下斗米半治)	P235	第11	7
4) 沖縄法制史 (大蔵省主税局)	P90	第8	13
5) 小笠原島調査復令書 (平野貞次、丹波鉄治)	P517	第1、4の1、48、49	1
6) 本邦地方財政	P297	第5	6
7) 塩業視察報告 (田代保)	P115	第13	12
8) 地租関係書類彙纂 (大蔵省主税局編)	P264+66	号外	5
9) フランスの租税 (小出拙蔵訳)	P198	第33	8
10) 米国租税制度	P118	第78	11
11) 各国租税制度の概要	P178	第79	9
12) 砂糖消費税に関する調査報告等	P470	第1、9、12、18、19	3
13) 酒類の検査監督 (松田健彦)	P417	第2、15、18	4

表6 発行号数の多い報告、調査等

報告、調査等	発行号数	合計号数
1 小笠原島調査復命書	第1、4の1、48、49号	4 号
2 砂糖消費税に関する調査報告等	第1、9、12、18、19号	5
3 機業沿革調査（西陣、長浜、丹後等）	第24、25、30、77号	4
4 醤油・味噌・研究報告	第38、45～47、50、53、55、56、58、61～64号	14
5 （酒類）醸造業指導に関する実績	第51、59、69、73号	4

発行号数が4号以上のものを掲げた。

監督局官制が、同年一月五日付で施行されたので、第三号から東京税務監督局発行となり、それから大正九年六月の七九号まで（四号の二、あと、明治三六年二月の号外一冊を加え）八一冊が発行されている。⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾

なお、戦前の大蔵省文庫の在庫目録は、大蔵財務協会の雑誌「財政」の昭和一二年三月号から六月号までに、高楯俊大蔵省文庫長により掲げられている。これには明治三五年から明治四三年の四三号までは、発行順に全部掲げられているが、明治四四年以降は断続的である。

現在、大蔵省以外でこの内国税彙纂を集めているのは、国定国立図書館NDL-OPACに、第一号―第三一号及び索引一冊（欠があるため計二〇冊）、NACSIS-CAT子書雑情報に、一から六〇までの番号を付して、六〇冊が所在するとされ、民間では一番多い所有状況である。大学図書館は、阪大の二〇冊が多い方で、一橋大、京大、同志社大等は三〇五冊程度所有している。

これらの目録等を精査して、全七九号プラス二号合計八一号と索引号の標題、出版年月、頁数を明らかにし、グループピング等の研究標題の統合、分割に努め、内容の研究を行ったのが、本稿である。

3 内国税彙纂細目録

明治三五年

- 第一号 1) 英国地方税ニ関スル報告 (一) 森賢吾復命書 P47 (一九〇二年五月) 2) 砂糖消費税法施行参考書 P29 3) 小笠原島調査復命書 第一卷 (平野与次及ビ丹波鉄弥) P154 4) 小笠原島製糖同業組合定款 P281 5) 砂糖消費税法施行方報告 P12 6) 砂糖消費税法取締要目 P10 7) 砂糖製造取引調査書 P60
- 第二号 1) 北米合衆国酒類検査監督ニ関スル調査事項 (松田健彦復命) P339 (一九〇二年十一月) 2) ドイツ会計検査官 (検査院) コンゲ氏意見書 (会計検査院法案ニ対スル意見) P8
- 第三号 英国地方財政取調復命書 (一) (森賢吾) P103 (一九〇二年十一月)

明治三六年

- 第四号ノ一 小笠原島調査復命書第二卷 (平野与次及ビ丹波鉄弥) P186 (一九〇三年)
- 第四号ノ二 1 萬国自由貿易協会調査 砂糖問題及ブリュセル會議 P20 (一九〇三年) 2 売買地ノ事 (沽券ノ問ニ対シテ言フ) P6
- 第五号 地方財政ノ現況 P297 (一九〇三年)
- 第六号 北米合衆国ニ於ケル米作ニ関スル調査報告 (森広) (農商務省商工局臨時報告轉載) P59 (一九〇三年五月)
- 第七号 1) 仏国における「アルコール」呈税沿革及び現行法 P30 2) 一八八七年ニ於ケル (仏国) 元老院通常會議 同年二月七日ノ會議筆記録 衛生上、道德上、国庫ノ收入上ノ三点ヨリ研究シ「アルコール」ノ消費ニ関シ速ニ編成スルコトヲ求メラレタル報告委員会ノ名義ニテ提出セル報告書 (ポーシユ県選出元老院議員クロード

氏) P28 3) 仏国における葡萄酒産出額 P42 (一九〇三年五月)

第八号 沖繩法制史 (大蔵主税局編) P90 (一九〇三年一〇月)

第九号 1) 砂糖条約ニ関スル法案 P2 (一九〇三年一〇月) 2) 露国ニ於ケル甜菜ノ栽培及ビ砂糖業 P6

3) 仏国所得税法案批評 P4

第一〇号 1) ドイツニ於ケル電害保険問題—学理的、歴史的、批評的觀察 (ズックスオント著) P42 (一九〇三年一月) 2) 保険字彙抄録 (英ワルフオード著) P11

第一一号 ドイツ国製糖調査報告 (下斗米半治) 附自第一図至第二二図 P235 (一九〇三年十一月)

第一二号 1) 仏国ア・スーソン著 小出拙藏譯 田家之所有地 第一編 P37 (一九〇三年十一月) 2) 矢橋技師 建築に関する説話 P43 3) 明治三三年度 一段歩当リ国税地方税額調及納額表 P3

第一三号 塩業視察報告 (田代保) P115 (一九〇三年十一月)

号 外 地租関係書類彙纂 (大蔵省主税局編) P264+66 (一九〇三年十一月)

明治三十七年

第一四号 1) 豪州土地所有権法 P37 (一九〇四年二月) 2) 仏国ア・スーソン著 田家之所有地 第二、三編

P61

第一五号 ドイツニ於ケル酒精『カルテル』論 P43 (一九〇四年二月)

第一六号 仏国一般所得税法案及ビ説明書 P39 (一九〇四年二月)

第一七号 1) スウェーデン国制度 P46 (一九〇四年二月) 2) ノールウェ国制度 P54 3) デンマーク国制度

P36 4) ベルギー国制度 P54

- 第一八号 1) 仏国ア・スーソン著 田家之所有地 第四編 P47 (一九〇四年四月) 2) ドイツ外一五国 砂糖
税ニ関スル方式、税率、納期ノ件 P19 3) フランス外五国 麦酒税ニ関スル方式、税率、納期ノ件 P24
4) フランス外八国 酒精税ニ関スル方式、税率、納期ノ件 P7 5) ベルギー外四国 葡萄酒税ニ関スル方
式、税率、納期ノ件 P14

- 第一九号 1) 万国砂糖会議前後ニ於ケル砂糖ノ趨勢 P15 (一九〇四年四月) 2) 仏国ア・スーソン著 田家之
所有地 第五編 P24

第二〇号 ドイツ帝国印紙税 P37 (一九〇四年五月)

- 第二一号 1) 仏国大蔵省編纂 欧州動産財政 露西亜ノ部 P29 (一九〇四年六月) 2) 仏国現行・地籍台帳論
(一) 仏国治安裁判所判事エヌ・ジー・ピー・ヘンヌカン氏発行 P32

- 第二二号 1) 大蔵省主税局長 目賀田種太郎 欧米各国被差遣復命書 一部分 (一九〇四年) (1) P25 (2) P16
(3) P27 (4) P3 2) 仏国大蔵省編纂 欧州動産財政・仏国ノ部上 P37 3) 仏国現行・地籍台帳論 (1) 仏
国治安裁判所判事エヌ・ジー・ピー・ヘンヌカン氏発行 P30

明治三十八年

第二三号 欧米各国ニ於ケル砂糖ニ関スル制度 (一九〇五年二月)

第二四号 西陣機業沿革調査書 (一九〇五年三月)

第二五号 1) 長浜縮緬機業沿革調査書 (一九〇五年三月) 2) 丹後機業沿革調査書

第二六号 税務監督局技手佐藤保吉・韓国出張調査事項報告 (一九〇五年七月)

第二七号 1) 植民制度論 第一編 (一九〇五年七月) 2) 仏国現行・地籍台帳論 (三) 仏国治安裁判所判事エ

ヌ・ジー・ピー・ヘンヌカン氏発行 3) 仏国植民地財政制度

第二八号 英国地方財政取調復命書 (二) 〈森賢吾〉 P366 (一九〇五年一〇月)

第二九号 1) 議員外委員提出 所得税概報 (一九〇五年一〇月) 2) 仏国大蔵省編纂 欧州動産財政 仏国ノ部

下

明治三九年

第三〇号 1) 織物一班 (一九〇六年四月) 2) 絹糸鑑定法 3) 織物纖維試験方法

第三一号 米国『アルコール』税廃止法案並ニ此ニ関スル諸評論抄訳 (一九〇四〜一九〇五年) (一九〇六年六月)

第三二号 大ブリテン及ビアイルランドニ於ケル所得税摘要 (一九〇六年六月)

明治四〇年

第三三号 フランスノ租税 (小出拙藏訳) (一九〇七年七月) P198

第三四号 ドイツ帝国火酒税法規 (一九〇七年八月)

第三五号 世界各国手形印紙税 (一九〇七年二月)

明治四一年

第三六号 プロシア地方税改革始末・附プロシア地方團體公課法 P76 (一九〇八年一月)

明治四二年

第三七号 仏国焼酎蒸溜業者ノ手引 (一九〇九年三月)

第三八号 醤油ノ酵母菌類ニ関スル研究報告 第一集 (一九〇九年七月)

第三九号 一九〇九年三月一〇日仏国下院ヲ通過シタル所得税法案 (一九〇九年八月)

第四〇号 一八九一年六月公布、一九〇六年六月改正 プロシア王国所得税法 (一九〇九年八月)

第四一号 ドイツ帝国財政改革要領 付理由書 P34+24 (一九〇九年八月)

第四二号 ドイツニ於ケル土地増価税 (一九〇九年九月)

第四三号 各国租税賦課法綱要 P469 (一九〇九年九月)

第四四号 醤油ニ関スル化学的研究報告 (一九〇九年一〇月)

明治四三年

第四五号 醤油ノ酵母菌類ニ関スル研究報告 第二集 (一九一〇年)

第四六号 醤油ノ酵母菌類ニ関スル研究報告 第三集 (一九一〇年)

第四七号 醤油及ビ味噌ニ関スル研究報告 第四集 (一九一〇年一〇月)

明治四四年

第四八号 伊豆七島状況視察復命書 第三卷 (一九一一年三月)

第四九号 伊豆七島状況視察復命書 第四卷 (二号、四号の一、四八号及び四九号までの合計 P517) (一九一一年)

第五〇号 醤油及ビ味噌ニ関スル研究報告 第五集 (一九一一年)

第五一号 醸造業指導ニ関スル事蹟（二）（一九二一年六月）

第五二号 英独両国土地増価税法 274（一九二一年七月）

第五三号 醤油及ビ味噌ニ関スル研究報告 第六集（一九二一年）

第五四号 ドイツ帝国印紙税法（一九二一年二月）

第五五号 醤油及ビ味噌ニ関スル研究報告 第七集（一九二一年二月）

明治四五年

第五六号 醤油ニ関スル研究報告 第八集（一九二二年三月）

大正元年

第五七号 兵役税論（一九二二年一〇月）

大正二年

第五八号 醤油醸造関係事項及ビ味噌麹ニ関スル研究報告 第九集（一九二三年三月）

第五九号 醸造業指導ニ関スル事蹟（二）（一九二三年四月）

第六〇号 地租立法例（一九二三年五月）

第六一号 醤油ニ関スル研究報告 第十集（一九二三年五月）

第六二号 醤油ニ関スル研究報告 第十一集（一九二三年）

第六三号 醤油ニ関スル研究報告 第十二集（一九二三年二月）

第六四号 醤油ニ関スル研究報告 第十三集（一九二三年二月）

大正三年

第六五号 ドイツ帝国相続税法（一九一四年一月）

第六六号 英国相続税法概要（一九一四年一月）

第六七号 ハンガリーニ於ケル税制改革（一九一四年二月）

第六八号 セルビア国租税制度概要（一九一四年二月）

第六九号 釀造業指導ニ関ス事績（三）（一九一四年）

第七〇号 ドイツ帝国ノ臨時非常兵事税法及ビ財産増加税法（一九一四年七月）

大正四年

第七一号 ドイツノ直接税制度（一九一五年三月）

第七二号 北米合衆国所得税法——一九一三年—— P22（一九一五年五月）

第七三号 釀造業指導ニ関スル事績（四）（一九一五年）

大正五年

第七四号 英国所得税法（一九一六年九月）

大正六年

第七五号 戦前ドイツ営業者ノ租税負担ニ関スル研究（二）最近ドイツ商工業ノ発達（一九一七年八月）

第七六号 戦前ドイツ営業者ノ租税負担ニ関スル研究（二）所得税及び財産税（一九一七年八月）

大正七年

第七七号 メリヤス及ビフェルトニ関スル調査 (一九一八年一〇月)

大正八年

第七八号 米国税制度 P118 (一九一九年七月)

大正九年

第七九号 各国租税制度ノ概要 P178+付録 (一九二〇年六月)

4 内国税彙纂の検討

(1) はじめに

内国税彙纂については、明治三五年五月二八日にその第一号が出版され、その索引が明治三七年八月に出版されている。その「索引内訳」は三七六頁で、彙纂第一号から第二二号までについては、「酒類検査監督ノ部」とか、「英国地方税ノ部」とか、部分けをしてあり、同じグループに属するものは、何号かを一緒にし、又は同じ号でも内容が異なるものは、分離して別の部に含ませている。

实例を挙げると、初めの部は「砂糖消費税及砂糖に関する取調の部」である。この部には、第一号「(1)英国地方税に関する報告」を除いた第一号の(2)から(7)までが属することとされている。⁽¹⁾

第二番目の部は「砂糖条約に関する法案その他砂糖に関する部」とされ、この部に第九号の「(1)砂糖条約に関する法案」と「(2)露国に於ける甜菜の栽培及砂糖業」が含まれている。九号(3)は仏の「所得税法案」関係なので、この

部から除かれている。そしてさらに、第一八号の「(2)ドイツ外一五ヶ国砂糖税に関する方式、税率、納期の件」がこの部に含まれている。一八号の(1)は、フランスの「田家之所有地」、(3)から(5)は、麦酒税、酒精税、葡萄酒税に関する方式等で、砂糖と異なるのでこの部から除外されている。

第三番目の部は、「砂糖に関する取調書の部」であり、ここに第一一号「ドイツ国製糖調査報告」全部（三五頁に附図二二）と、第一九号「(1)万国砂糖会議前後に於ける砂糖の趨勢」が属させられている。

この様に長く引用したのは、内国税彙纂全八一冊をこの彙纂の索引のように、グループピングした形で整理して示した方が研究上適当であると考えからである。

（2）主要なグループピング項目又は重要な個別項目とその検討

①砂糖消費税と砂糖に関する調査

アグループピング：第一号(2)(3)(4)(5)(6)(7)に第四号ノ二、第九号(1)(2)、第一一号、第一八号(2)及び第一九号(1)（明治三五年～三七年）

①検討：すでにこのグループピングについては、(1)で相当述べたが、第九号(2)の「ロシアの甜菜の栽培及び砂糖業」、第二一号の「ドイツ国製糖調査報告」では、甜菜糖の農業的調査、工場概況と製糖法、精製業からわが国の甜菜糖業に関する意見、万国砂糖条約まで詳しく述べられている。

②酒類の検査監督及び指導

アグループピング：第二号（1）米国の酒類の検査監督に関する調査、(2)ドイツ会計検査院の酒類の検査監督に関する意見書）、第七号（仏国におけるアルコール課税の沿革と現行法上の問題点―衛生上、道德上、国庫の収入上の元老院會議意見）及び第

一五号（ドイツに於ける酒精カルテル論）、第一八号（3）（5）（ビール税、酒精税、葡萄酒税に関する課税方式、税率等）並びに第三一号（アルコール税廃止法案に対する書評論等）及び第三四号（ドイツ帝国酒税法）、並びに第三七号（仏国焼酎蒸溜業者の手引）まで（明治三五年～四二年）

①検討：酒税及び酒類業については、明治三二年から昭和一〇年までは少しの例外はあるが概ね酒税が地租を超え、所得税に追い越されるまで税収第一位の税であったこともあつて、よく調べられている。

③ 英国地方財政取調復命書

ア グルーピング：第一号四七頁、第二号一〇三頁、第二八号三六六頁、合計頁数は五一六頁に達する。（明治三五年～三八年）

①検討：最終復命書提出当時（明治三八年）は、司税官兼大蔵書記官であつた森賢吾氏が、明治三四年三月から翌年五月まで英国に出張したときの大蔵大臣に対する英国の地方税財政に関する報告書である。森賢吾氏は、その後、大正一〇年五月には、ロンドン駐在の財務官で、外債業務に従事され、津島寿一氏の「芳糖随想」第十一集と第十二集は「森賢吾さんのこと」上、下である。

この報告の内容は、第一編地方団体の組織権限と各団体の財政の大要、第二編地方財政、第三編地方財政と地方経済、第四編地方財政と国家経済の関係、第五編現状に対する英国経世家の意見となっている。

④ 沖縄法制度

ア グルーピング：第八号（明治三六年）九〇頁

①検討：沖縄県収税長による沖縄法制と税制の調査報告で単一であるが、沖縄法制の基本的文献として注目された

資料である。

内容は第一章から第二章までに分かれ、1 沖縄の歴史、2 官位制度、3 地方制度、4 土地制度、5 租税制度、6 民事制度、7 刑事法制、8 内法制度、9 社事制度、10 通商沿革、11 土地整理事業の影響に分けて説明されている。

⑤ 田家之所有地

ア グルーピング：第一二号(1)、第一四号(2)、第一八号(1)、第一九号(2)（明治三六年・三七年）計で一六九頁

① 検討：仏国ア・スーソン氏著の翻訳で四回に分載され、小出拙蔵氏の訳である。

内容は、(1) 国家の所有地の土地の幅員、収穫、耕作法、(2) 国家中等の所有地（中農）、大農の所有地、小農の細分割地との比較、(3) 国家所有地の負担、(4) 国家所有地の法制設計、(5) 田家の所有地の負担軽減法と、五つに区分して、中農地方地主の保存策を提案している。

⑥ 欧米各国被差遺復命書

ア グルーピング：第二二号（明治三七年）七一頁 被差遺復命書の一部とされているので、続があるのかと思つたが、大正九年の七九号までには、出されていない。目賀田主税局長は、明治三七年一〇月一八日に、若槻礼次郎主税局長に交替している。

① 検討：大蔵省主税局長目賀田種太郎の復命書は次の部分から成り立っている。① ロンドン市制摘訳、② ロンドン郡会才出とその概略、③ 地方税の負担とその負担者、④ オーストリー帝国私立商工信用社定款、⑤ 一九〇一年オーストリー国煙草専売収支計算書である。

⑦機業沿革調査

アグループピング：第二四号西陣機業、第二五号①長浜チリメン機業、②丹後機業、第三〇号①織物一班、②絹糸鑑定法、③織物纖維試験方法、第七七号メリヤス及びフェルトに関する調査。（二四号及び二五号は明治三八年、三〇号は明治三九年、第七七号は大正七年発行）

①検討：織物消費税は、明治三七年に日露戦争の戦費調達のため、毛織物に一五%の税率で創設され、明治三八年に毛織物以外に一〇%の税率で拡充された。その後、戦争終了に伴う整理で、明治四三年に税率一律一〇%とされた。大正に入ると、織物消費税は、三悪税の一つとして、廃止運動の対象となり、大正一一年に海軍軍縮に伴う減税で課税範囲が軽減され、大正一五年に綿織物消費税が廃止された。戦後、昭和二年八月の改正で物品税に統合された。この課税開始に当り、主要織物産地の織物業の実態や検査方法を調べたものである。

西陣機業は、京都市西陣地区で行われる精巧で高級な絹織物の製作で、伝統と技術が高く他の追随を許さないと言われた。

長浜チリメン機業は、滋賀県琵琶湖沿岸の長浜市で生産される縦糸によりのない絹糸、横糸によりの強い絹糸（右縫りと左縫り）で織った細いしわの多い絹織物を製造する機業である。

また、丹後機業は、京都府丹後地方で生産される事業で、他の地方のチリメンと比べてしわが細かい絹織物を作る事業である。毛織物・綿織物に比べて、絹織物は、高級少量生産で課税上も研究を要したものであろう。

⑧醤油及び味噌（酵母菌類又は味噌麹を含む。）の研究

アグループピング：第三八号、第四四号（以上明治四二年）、第四五号、第四六号、第四七号（以上、明治四三年）、第

五〇号、第五三号、第五五号（以上明治四四年）、第五六号（明治四五年）、第五八号、第六一号、第六二号、第六三号、第六四号（以上大正二年）の一四冊と最も多い研究報告のグループであり、明治四二年から大正二年の五年間にわたっている。第一集から第一三集までとされているが、細かく表記は三つに分かれているが、五つと考えて、第四四号を含む一四集からなるグループと考える方が適當であろう。表現の違う五グループとは、次のとおりである。①醤油の酵母菌類に関する研究報告（第三八号・第一集、第四五号・第二集、第四六号・第三集）、②醤油及び味噌に関する研究報告（第四七号・第四集、第五〇号・第五集、第五三号・第六集、第五五号・第七集）、③醤油に関する研究報告（第五六号・第八集、第六一号・第一〇集、第六二号・第一一集、第六三号・第一二集、第六四号・第一三集）、④醤油に関する化学的研究報告（第四四号）、⑤醤油醸造関係事項及び味噌麹に関する研究報告（第五八号・第九集）である。

①検討：醤油を中心に多くの研究報告が、明治四二年から大正二年にかけて行われているのは、明治一八年に醤油税法が制定され、明治三七年一月に日露戦争のため大幅増税され、大正一五年に社会政策の見地から悪税の一つとして廃止されるまで続いたことも一因であろう。それにしても、この時期に研究が集中しているのは、明治三七年五月に、醸造試験所が大蔵省に設けられたことも、その理由の一つであろう。次の醸造指導に関する事績とともに、この時代の特別の研究報告である。

⑨ 醸造業指導に関する事績

ア グルーピング：第五一号（明治四四年）、第五九号（大正二年）、第六九号（大正三年）、第七三号（大正四年）

① 検討：すべて酒類の醸造業についての事績が、相当詳しく記録されている。

⑩ 地租関係書類彙纂（大蔵省主税局編）

⑦グループピング：単一であるが、「明治初年以降本邦地租改正ニ関スル原議書類中其重要ナルモノヲ蒐集シ」「後日後証ノ為メ」にしようとしたもので、明治三六年一月に内国税彙纂号外として、主税局編で刊行されている。頁数264+66=330に及ぶ大冊である。最重要の資料、すなわち基本資料が集められている。⁽¹²⁾

①検討：明治初年の地租改正の研究の基本的な重要資料として今後なお研究、検討が必要である。

おわりに

本稿は、明治二〇年の主税局の外国租税論集一五巻と明治三五年～大正九年の東京税務監督局の内国税彙纂七九号までの八一冊について、その内容項目（テーマ）と原出版年、原著者（官版）、頁数の全部と、主要な論文、法令等を明らかにしようと努めた。

明治二〇年の主税局の外国租税論集については、すべてに眼をとおし、論文、法令の国別、分野別（直税、間税、税務雑、章程ごと）に、かなり詳しく分析できたが、東京税務監督局の内国税彙纂については、資料が乏しく、一号から二二号までは、詳しい「索引号（P376）」による分析ができたが、二三号から七九号までは、筆者が索引の方法を応用して研究したほか、一般的な知識によつて分析している。

また、内国税彙纂は、全容を明らかにすることに力を注ぎ、内容の研究は、筆者の専門の租税分野関係では幾分行つたが、あまり勉強したことのない、塩、煙草、砂糖、味噌、醤油、酒、織物などの分野が半分近くあり、あまり分析ができなかつたので、これからの皆様の研究に期待したい。

なお、後続の研究者に、大蔵省、国税庁（税務大学校）が戦後に租税史基本資料となる史料を非売品として、出版

しているものが相当あるので、特に紹介することとした。^{(13) (18)}

① 租税資料叢書（全十巻）

（昭和六〇年～平成九年）

② 租税史料叢書（五巻）

（平成一八年～二三年続刊中）

③ 租税史料目録（八巻）

（平成一二年～一九年続刊中）

（1）筆者が始めて明治二〇年の主税局出版の外国租税論集の直税編三巻、間税編五巻があるのを知ったのは、当時、日本大学法学部教授であった大淵利男氏の次の二つの著書を通じてであり、平成一〇年ごろであった。

① 「明治初期西欧財政学の受容過程―わが国財政学前史に関する一資料―」大淵利男 八千代出版（昭五三・五）P942

② 「明治期西欧財政学攝取史―わが国財政学前史に関する一研究―」大淵利男 八千代出版（昭五六・一一）P629

この二著は両方とも、直税編、間税編について論じられているだけで、税務雑編、章程編については、全く述べられていない。

また、現物に接したのは、税務大学校資料室であるが、注(12)の「租税史料目録明治前期編」によって、直税編下巻と間税編第五巻が資料室に所蔵されていないことを知り、補充に協力し、すでに直税編下巻は入庫、間税編五巻も入る見込みである。

（2）この論文の漢字での国名表記については、「米欧回覧実記」一九八二年、岩波書店、久米邦武編、第五冊の第八九巻ヨーロッパ政治総論一四六頁～一四八頁のフリガナ付の各国表記を主として参考とし、「御雇外国人・姓名・給料・期限・職務・一覧」明治五年（一八七二年）中外堂の末尾の人員総括二一四人の国名別一一国分のフリガナ付の表記で補足した。

(3) この明治二〇年は、わが国の所得税法が公布(同年三月一九日、同年七月一日施行)された年であるが、この年には、主税局の四編一五巻の外に民間の所得税法の法令解説書も、同年三月から八月までの間に、計三二冊が出版されている。(税務大学校論叢五一号・平成一八年六月)の鈴木芳行「所得税導入初期の執行体制」六三〇頁「明治二〇年出版の所得税マニュアル」で出版月日・編著者名・書名等と一緒に一覧表で示されている。

(4) 明治二〇年に主税局の外国租税論集四編全一五巻が出版された当時の主税局の幹部職員を参考までに掲げれば、次の通りである。原資料は、大蔵省百年史 別巻 大蔵省百年史編集室編集 大蔵財務協会発行 昭和四四年一〇月) P38, 39によらる。

主税局長	中村元雄	(明治一九・三・九ゝ同三・二六)
〃	中野健明	(明治一九・三・二六ゝ明治二一・三・五)
局次長	神鞭知常	(明治一九・三・九ゝ明治二〇・一二・二二)
調査課長	斯波有造	(明治一九・三・九ゝ明治二〇・一二・二二)
地租課長	有尾敬重	(明治一九・三・九ゝ明治二六・五・三)
酒税課長	小嶋正一	(明治一九・三・九ゝ同一・一)
〃	是恒真揖	(明治一九・一一・一ゝ明治二〇・四・一八)
印紙税課長	小山正武	(明治一九・三・九ゝ明治二三・六・二八)
雑種税課長	兵頭正懿	(明治一九・三・九ゝ明治二三・四・二)
地方税課長	小泉信吉	(明治一九・三・九ゝ明治二〇・一〇・二七)
監査課長	目賀田種太郎	(明治一九・三・九ゝ明治二〇・一二・三二)
計算課長	戸叶正明	(明治一九・三・九ゝ明治二三・四・二)
徴税費課長	鈴木米三郎	(明治一九・三・九ゝ明治二四・五・二九)
統計課長	佐伯惟馨	(明治一九・三・九ゝ明治二三・六・二八)

明治二三年六月二八日分課再編成により、ここに示した一〇課が六課(直税、間税、計算、徴税費、統計、徴収)に改めら

れた。

(5) バーバリア国税法の原本は、明治八年の大蔵省版であるが、その表紙には「大蔵省雇傭国シーボルト訳講」と「大蔵省八等出仕古賀保高筆次」が並列して著者の場所に印刷されている。これに対し明治二十年の税務雜編附録卷のこれにあたるところには「傭国シーボルト氏訳」とのみ書かれている(同書三五三頁)。そして両書とも税法の初に書かれている「バーバリア国税法序」はまったく同文のものが掲げられ「明治八年乙亥春大蔵省八等出仕古賀保高識」とされている。

(6) アレキサンダー・フォン・シーボルトの履歴、業績全般については、「来日西洋人名事典」一九八三年、日外アソシエーツ、竹内博編集、P170～171を参考とした。このシーボルトの明治三年七月一日(一八七〇年八月一日)の民部省の辞令交付から、明治八年八月一日の日本政府との五年目の契約更新の間に、明治八年一月に正院翻訳局雇になり、明治八年二月一日に、大蔵省雇(翻訳)として正午一二時より出頭となり、更に五月七日から大蔵省翻訳御用専務となった。明治一年一日在ベルリン公使館勤務となり、初めて外務省お雇外国人となったと説明されている。「お雇外国人」¹²外交」今井庄次著(昭和五〇年一〇月) 鹿島出版会P70～73)。

また、このシーボルトのみの無期・終身の特別な契約方式が、明治二八年になって、通常の期限の本契約となり、明治二九年三月から、五年ごとの雇継契約となった。(全部のお雇外国人に汎用されるようになる。)そして、シーボルトは明治四四年六五歳で突然世を去った。(上掲書P129～131、P140～142)

(7) マイエット氏のお雇外国人としての経歴、業績については、注(6)の「来日西洋人名事典」P416を参考とした。

(8) 官僚の階級と規模については、「官僚の風貌」一九九九年、中央公論新社、水谷三公著P42～43を参考とした。

(9) 内国税彙纂についての簡単な紹介は、平成一年三月一日の「税大通信」(P11)で、税務大学校史料室研究員の牛米努氏によって行われている。その時六冊の所蔵と書かれている。

しかし、現在は索引(明治三五年五月P376)、第七五号(大正七年五月P232)など一〇冊に増加している。本論文で見られるように、現在は、創刊の一号から廃刊の七九号まで、索引冊付で八二冊の調査項目、発行年月、頁数(一部不明)が明らかになった。

(10) 内国税彙纂は明治三五年に創刊されて大正九年に廃刊されたが、当時の大蔵省主税局と東京税務管理（監督）局の幹部職員を参考までに掲げれば次の通りである。原資料は、「大蔵省百年史 別巻 大蔵省百年史編集室編集 大蔵財務協会発行 昭和四四年一〇月」 P40, 42, 59, 68 以下。

〈主税局関係〉

創設時	主税局長	目賀田種太郎	(明治二七・七～明治三七・一〇)
廃止時	〃	松本重威	(大正四・七～大正一二・四)
創設時	内国税課長	若槻礼次郎	(明治三〇・六～明治三七・一〇)
廃止時	国税課長	勝 正憲	(大正五・一二～大正九・四)
創設時	経理課長	松本重威	(明治三五・三～明治三八・一)
廃止時	〃	間宮修治	(大正六・九～大正一三・一〇)

〈東京税務管理（監督）局関係〉

創設時	東京税務管理局長	田中国三郎	(明治三三・七～明治三五・一〇)
廃止時	〃	監督局長 多胡敬太郎	(大正五・八～大正九・九)
	〃	勝 正憲	(大正九・九～大正一二・四)

(11) この砂糖消費税法については、昭和一二年と後の法律についてのものではあるが、三四八頁の松隈秀雄の講義本が財務省に所蔵されているので参考にした。その他、財務省図書館には、例えば次のような講義本一〇〇種以上が在庫している。

松隈秀雄	砂糖消費税法講義案	大蔵省	昭和一二年	P348
池田勇人	日本租税制度講義案	税務講習会	昭和一七年	322, P10
平田敬一郎	相続税法 税務講習所	昭和一七年	P284	
忠 佐市	酒類行政講義案	大蔵省税務講習会	昭和一八年	P87
村山達雄	織物消費税法	税務講習所	昭和一七年	P79

吉田信邦 建築税法講義案 大蔵省税務講習会 昭和一八年 P79

庭山慶一郎 廣告税法講義案 大蔵省税務講習会 昭和一八年 P56

(12) 「地租関係書類彙纂」は、本文で前にも述べたように「地租改正最重要の資料に属し、基本資料と言ってよい。」と評価されているが、この評価は、福島正夫「地租改正」(平成七年八月新装版、吉川弘文館)の附録「地租改正研究の資料について」P312)による。この資料が大内兵衛、土屋喬雄編の「明治前期財政経済史料集成―第七卷に、復刻収載されている。

(13) 「史料目録明治前期編」には、近世以降の史料(古文書、地券、税辞令、税務署の課税台帳等、租税法規集や取扱通達集、税法の解説書や財政学の書籍等)が、受付日付で区分して、目録化されている。なお、昭和四〇年分以後の「昭和編V」以下は、作成次第、続刊される予定である。

① 租税史料目録 近世編 平成一二年三月 P170 税務大学校租税史料室発行

② 租税史料目録 明治前期編 平成一三年三月 P296 同上

③ 租税史料目録 明治後期編 平成一四年三月 P312 同上

④ 租税史料目録 大正編 平成一五年三月 P175 同上

⑤ 租税史料目録 昭和編(I) 昭二一〇 平成一六年三月 P97 同上

⑥ 租税史料目録 昭和編(II) 昭一一二〇 平成一七年三月 P188 同上

⑦ 租税史料目録 昭和編(III) 昭二一三〇 平成一八年四月 P246 同上

⑧ 租税史料目録 昭和編(IV) 昭三一四〇 平成一九年七月 P212 同上

(14) 次の「租税史料叢書」が、続刊中である。税制のうち重要な「地租」、「所得税」、「酒税」のわが国での創設からの問題点を整理して、その時々作成された資料が示されている基本資料集である。

「地租関係史料集Ⅰ―地租条例から宅地地価修正まで―」 税務大学校租税資料室編著 平成一八・七 P648

「地租関係史料集Ⅱ―田畑地価調査から臨時宅地賃貸価格修正まで―」 税務大学校租税資料室編著 平成一九・六 P739

「所得税関係史料集―導入から申告納税制度以前まで―」 税務大学校租税資料室編著 平成二〇・七 P712

「酒税関係史料集Ⅰ～明治時代～」 税務大学校租税資料室編著 平成二一・二二 P717

「酒税関係史料集Ⅱ～大正時代から昭和終戦直後～」 税務大学校租税資料室編著 平成二二・七 P735

- (15) 次の租税資料叢書全一〇巻が、税務大学校から、出版されている。第五巻の「雑誌『財政』総目次」には、本文一八七頁で引用した高橋俊「明治大正大蔵省刊行文献（一）～（五）（財政昭和一二二年三月～七月号）」が掲載されている。

租税史料叢書全一〇巻

第一巻 南部藩検地検見作法書 税務大学校租税資料室 昭和六〇年 P191

第二巻 明治前期国税徴収沿革 同 昭和六二年 P201

第三巻 明治前期国税徴収沿革（参考法令編） 同 昭和六二年 P366

第四巻 明治前期所得税法令類集 同 昭和六二年 P354

第五巻 雑誌『財政』総目次付執筆者別索引 同 平成二二年 P324

第六巻 関義臣文書・地租改正方法草案—明治六年地方官会同資料— 同 平成五年 P146

第七巻 国家行政機関関係法令規類集Ⅰ 同 平成六年 P345

第八巻 同上 Ⅱ 同 平成七年 P422

第九巻 同上 Ⅲ 同 平成八年 P328

第一〇巻 同上 Ⅳ 同 平成九年 P340

- (16) 税務大学校は、毎年度特別展示を行い、そのパンフレット（カラー版で二〇頁程度）を出している。

平成一八年度は「所得税の導入と調査委員制度」の六頁で、明治二〇年の「直税編上巻」の写真が掲げられている。同頁に明治四年出版の「英国賦税要覧」、明治八年出版の「バーバリア国税法」の写真も掲げられている。

平成二二年版は「酒税が国を支えた時代」だが、五頁に地租、次いで酒税、そして所得税と、国を支える税の変遷が示されている。

- (17) 税務大学校は、「租税史資料年報」を毎年度（現在平成一四年度から平成二二年度まで八冊）発行しており、毎冊二つか

明治二〇年の主税局の外国租税論集一五巻及び明治三五年～大正九年の東京税務監督局の内国税彙纂八一冊（吉牟田）

二一〇七（五九九）

三つか「研究ノート」が掲載されている。平成二二年度版には「税務署創設と所得税」(牛米努)、平成一八年度版には「所得税と調査委員制度」(堀亮二)、平成一七年度版には「所得税名考―論吉の所得、卯吉の所得税」(鈴木芳行)、平成一四年度版には「初代収税長の履歴について」(牛米努)が掲載されている。最後の論文では、明治一七年五月・六月にかけて発令された各県収税長四六名の氏名、月給、生年、属籍、前職について調べ、代官手代出身の収税長や、収税長と主税局との関係についても調べられている。

(18) 本稿作成に当っては、内国税彙纂の「索引」誌、NACSIS-CAT所蔵情報等について、税務大学校史料室の牛米努調査員に種々教示を得、また、この論文を捧げる高木勝一教授には明治二〇年の「間税編第五卷」の探查等でお世話になり、更に城西大学薬学部一年生長澤尚輝君には資料の整理、原稿のワープロ化等で大変お世話になった。ここに記して特に感謝の意を表しておきたい。

(追記)

高木勝一先生には、私が昭和五五年三月に大蔵省の役人を辞めて、日本大学国際関係学部の国際税制の教授に、同年四月になった時に静岡県三島で初めてお会いし、先生が日大法学部にお移りなるまで御一緒に勤めたのが初めてでした。同じ分野の担当であったので、三島の先生のお宅にも二度ほどお伺いした記憶があります。私が日大国際関係学部から平成二年四月に筑波大学大学院政策科学研究科企業法専攻の教授に移った後は、法学部の研究会等で、お会いしました。法学部の研究会といえば、法学部の故北野弘久教授が若い時の大親友で、昭和三〇年四月から昭和三十一年三月までの一年間は、国税庁の税務大学校高等科七期生として一緒でした。特に後期半年は北野君の強い希望で、寮も同じ部屋になり、毎晩のように、間もなく書く予定の「租税法律主義の具体的内容と展開」の内容の口述を聞いた

ものでした。

なお税務大学校高等科は当時は、新宿区若松町にありましたが、北野兄と同室だった部屋は二階で真下の部屋が寮監室で、そこに寮監として家族ぐるみで住んでおられたのが、その後、日大商学部教授になられた井上久弥先生でした。われわれの国税庁税務講習所長が国税庁調査査察部長より移って来られた忠佐市先生（その後日大商学部教授になられた。）で学部合同の商学部研究会で井上、忠両先生から何回もご指導いただきました。

また、現在、商学部教授の平野嘉秋君とは、私が税務大学校研究科、筑波大学大学院修士課程、博士課程で指導し、法学博士論文の公開審査が筑波大学で開かれた時は答弁者をつとめました。

法学部でアメリカ憲法を講じられていた阿部竹松前教授は、私の日大国際関係学部時代一〇年間の間、三島の日大寮で阿部先生の料理の腕を奮った夕食を毎食ほとんど欠かさずご馳走になり、また国際関係学部にいた期間はいろいろと教授会などでお世話になり、先生のこの「政経研究」の古希記念号第四一卷第一号（平成一六年九月）には、私の「皇国租税理念調査会小史」（P439～P496）を書かせていただきました。

法学部前教授田代有嗣先生とは、昭和四五年から四六年にかけて私が大蔵省主税局税制第三課課長補佐のときに、田代前教授が法務省民事局第二課長として、法制審議会民法部会（部会長我妻栄）で、配偶者の法定相続分の改正（一／三から一／二）によるか、相続税法の配偶者控除割合の同様の改正によるか等を議論した際に、主税局長（同会幹事）の代理として毎回出席していたので、その時の縁で、二人とも日大の教授になった記念に、平成元年に共著で P564 の「海外子会社の法律と税務」を商事法務研究会から出版しています。

経済学部では、前教授田中啓一さんは、私が主税局の係長だった昭和三五年頃に、藤田工業（？）の社長の藤田正

明さんが国会議員で、大蔵政務次官になられたときに議員秘書から同政務次官秘書官になられて、同じ大蔵省ビルの二階で二年ほど働き、政務次官室に私が大蔵省提出税法法律案、主税局の国会提出資料の説明に通った頃に親交を結び、その縁で昭和五二年頃に新設される予定の日大国際関係学部への転職をすすめられ、その後「資産政策と資産課税」（有斐閣・平成一〇年）を数人の友人と出版しています。

私と日本大学の関係を追記として誌した次第です。

均等犠牲説による勤労所得税の公平性

—平成7年から平成22年の家計調査を基にして—

藪 下 武 司

1. はじめに
2. 課税の公平と均等犠牲説
3. 分析結果
4. おわりに
5. 補論 (実証モデル)

1. はじめに

本稿の目的は、平成7年から平成22年までの、勤労所得税の垂直的公平性を検証することにある。

われわれは以前、昭和55年～平成6年までの日本の勤労所得税が、「均等犠牲」の原則に基づいた課税構造と一致しているかどうかについて検討を行った。そこでは、わが国では昭和50年代中頃から徐々に所得税の不公平は改善されはじめ、平成元年の消費税の導入時には、ほぼ所得税の公平性は確保されていたとの結論を得た。その後、平成元年の税制改革以降は、中間所得層から高所得層にかけて幅広い所得層で優遇税制になっていることを確認した⁽¹⁾。

一方 Young(1990) は、アメリカの所得税制度を中心にして、日・英・独・伊の所得税が均等犠牲に対応しているかどうかについての分析を行い、アメリカの1986年の税制改革に対して消極的な評価を行っている。この改革は、税率が15%と28%の2段階という大幅な簡素化と最高税率の引き下げを行うという内容で、その後、各国の税制改革に影

響を与えたが、均等犠牲の原則から判断して所得税の公平性を確保していないというものであった⁽²⁾。

わが国においても、平成元年に税率表の6段階から5段階への簡素化、最高税率60%から50%への軽減、平成7年には税率表の変更・最高税率の引き下げ、平成11年には税率表の5段階から4段階への簡素化と税額の変更、さらに平成19年には、4段階から6段階へと税率表の多段階化と税額の変更という税制改革が行われた。本稿ではこれらの税制改革、特に所得税制度の変更と公平性の関係についても検討することとする。

第2節では、「均等犠牲説」と累進構造との関係について説明する。第3節において、「家計調査」（総務省）の日本の実際のデータから効用関数を推定し、「均等犠牲」に基づく理論値（最適税額）を導出する。この理論値と実際の納税額との比較検討を通して、日本の所得税制の特徴や税制改革の評価を行う。最後に本稿で得られた結果の要約と今後の課題について述べる。補論として、本稿で用いた「均等犠牲」（「均等絶対犠牲」）に基づいたものであるかどうかを検討するためのモデルを提示する⁽³⁾。

注(1) 藪下・坂井(1993), pp.195-205。これに対して、同時期の税制改革の分析を行った本間・跡田(1989)は積極的な評価を与えていない。

(2) Young.H.P(1990), pp.253-266。

(3) 高木(2004)は、犠牲説を含めた公平性の概念について、「その本質を経済学・財政学で規定することは難しく、社会が分化し複雑化してくると、それにつれて一義的・普遍的な解答を与えることは困難である」と指摘する (pp.26-31)。

2. 課税の公平と均等犠牲説

財政学の分野においては、アダム・スミス以来の主要な租税原則として公平性、中立性、費用最小（最小徴税費）の3原則が挙げられる。その中で公平の原則を取り上げると、従来から利益説（応益原則）と能

力説（応能原則）に分けられる。前者は、公共サービスから受ける利益に応じて税を負担することが公平であると考え、主として所得や富の再分配に、後者は、個人の税の負担能力に応じて支払うことが公平だと考え、資源配分に関する理論的根拠を提供してきた。さらに能力説は、等しい負担能力を有するものは等しい租税負担を公平とする水平的公平性と、異なる負担能力を有するものは異なる租税負担を公平と考える垂直的公平性をその基礎においている。

租税は反対給付を伴わない国民の支払いとみなされている。したがって、この国民の強制的な支払いは国民にとって公平であると考えられる税体系となっていなければならない。すなわち政府は、国民が納得しうる経済力や支払能力の指標ないしは規準に基づいた課税方式を国民に提示する必要がある。

J.S.Mill や F.Y.Edgeworth は、この支払能力を効用関数から説明しようとした。彼らの基本的租税原則は、国民がすべて等しい犠牲 (equal sacrifice) を負うことが最も公平な課税方式であると考え、効用の損失を犠牲と想定し、効用理論に基づく課税方式を提示する学説をここでは、「均等犠牲説」 (equal sacrifice theory) と呼ぶことにする (Atkinson and Stiglitz (1980) ch.13)。

所得 y に対応する総効用を $U(y)$ 、所得の関数である税額を t とする。税額がすべての個人に対して等しい犠牲となるように決定されるという均等犠牲の条件は次式によって示される⁽¹⁾。

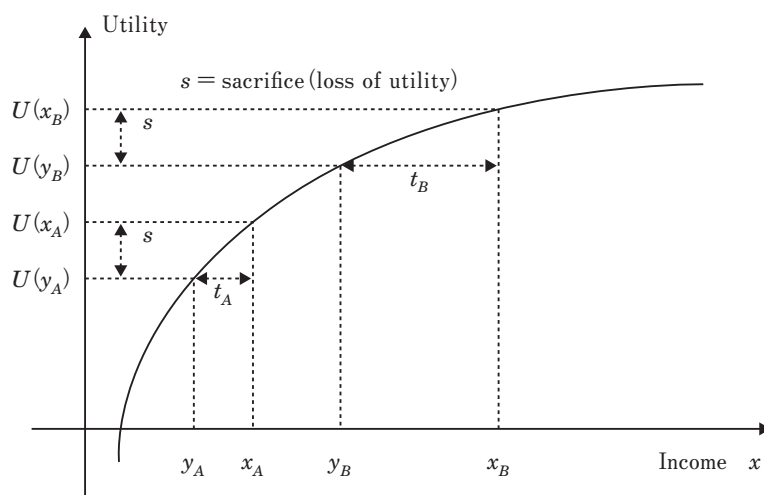
$$(1) \quad U(y) - U(y-t) = s$$

s はあらゆる所得水準、所得階層において一定である犠牲＝効用の損失である。すなわち課税によって失われる効用を意味している。この効用の大きさが各個人に均等にするように課税するのが「均等犠牲」あるいは「均等絶対犠牲」の原則である⁽²⁾。

図1において、 x_B は所得、 t_B は所得税、 $y_B = x_B - t_B$ が受取り所得、 $U(x_B)$ は x_B から得られる効用、 $U(y_B)$ は y_B から得られる効用とすると、

$U(x_B) - U(y_B) = s$ となる。同様に、異なる所得 x_A 対しても、 $U(x_A) - U(y_A) = s$ が、課税による効用の損失分（犠牲）だとすると、この犠牲量 s の大きさを全ての所得階級に対して同一にするような方法が均等犠牲原則である。

図 1



注(1) (1) 式の基準については、Musgrave(1961) 第 5 章、村上(1972)p.37 参照。

(2) 限界効用の所得弾力性が -1 より小さい場合、限界効用曲線が直角双曲線よりも急であることと対応している。また、Samuelson(1961) による限界効用の所得弾力性 $yU'(y)/(y-t)U'(y-t)$ の定義では、この弾力性が 1 以下である場合に累進税率が適切となる (Samuelson(1967) p.227、村上(1972) pp.34-42 参照)。

3. 分析結果

3.1 平成 7 年～22 年の最適税額の推定

実証分析は、以下の手順で進められている。第一に、変数 $X = 1/2 \ln y(y-t)$ と変数 $Y = \ln t$ のデータを利用して、相対的リスク回避度を推定する。この推定結果は、一定の所得弾力性を持つ効用関数を特定化することが可能となる。第二に、この効用関数を利用して、全ての所得階層において税額による所得の効用の減少分、すなわち犠牲量

が同じになるように s を推定する。そして最後に、推定された相対的リスク回避度と犠牲量から、均等犠牲に基づく理論的税額を導出し、この理論的税額と実際に納税された税額とが一致しているかどうかを検討する。

実証分析期間は、橋本内閣（平成7年）、小渕内閣（平成11年）、安倍内閣（平成19年）による税制改革の影響についても分析することから、平成7年から平成22年の16年間とした。所得 y と税額 t は、総務省『家計調査年報』の勤労者世帯の18階級別のデータを利用した。所得は「勤め先収入」、納税額は「勤労所得税」を用いた。

まず、「勤め先収入」 y と「勤労所得税」 t の変数について、 $X = 1/2 \ln y(y-t)$ 、 $Y = \ln t$ に変換し、*OLS* にて相対的リスク回避度を推定した。その推定結果が表1の第2列に示されている。平成22年の相対的リスク回避度 c は2.3401であり、最大値は平成20年の2.4867、最小値は平成8年の2.0384となっている。また、16年間の平均は2.1533、標準偏差は0.13である。この推定結果からわれわれは、最近16年間の日本における勤労者の相対的リスク回避度を2.15前後と予測することができる。これらのことから判断すると、この期間の日本における勤労者は、相対的によりリスク回避的行動をとっていたものとみなされる。したがって勤労者世帯の効用関数は、所得軸に対して凹型であり、しかもその曲線はかなり湾曲していることになる⁽¹⁾。

表1の第3列は、効用関数の所得弾力性を示している。平成22年の効用関数は、 $U(y) = -y^{-1.3401}$ となる。16年間の所得弾力性の平均は、-1.1533であった。そして効用関数の所得弾力性は各年ともに2以上であり、その平均は2.1533となる。したがって日本の勤労者の効用関数は、Frischによる限界効用の所得弾力性が1以上の場合、均等犠牲説による課税は累進税が最適であるという所得税の累進税率適用の条件を満たしていることになる。

次に、効用関数の特定化に基づき、犠牲量 s を推定するために $U(y) - U(y-t)$ を計算する。表1の第4列には、18階級のデータを利用し

た各年の犠牲量の平均と標準偏差が示されている。平成 22 年の平均は 2.7222×10^{-11} 、標準偏差は 2.7543×10^{-12} である。また平均の最大値は平成 8 年の 3.2706×10^{-9} であり、最小値は平成 20 年の 3.0188×10^{-12} である。

表 1 計測結果

年 平成	相対的リスク 回避度(c)	効用関数の 所得弾力性	犠牲量平均(上) 犠牲量標準偏差(下)	Et/t の変 動係数(%)	主な税制改革 (所得税)
7 年	2.0446 (67.2812)	-1.0446	3.0128×10^{-9} 1.8871×10^{-10}	5.8	税率引下げ(金額変 更)、定額減税
8 年	2.0384 (61.1765)	-1.0384	3.2706×10^{-9} 2.2594×10^{-10}	6.6	15%の定率減税
9 年	2.0913 (70.7144)	-1.0913	1.5862×10^{-9} 9.8401×10^{-11}	5.9	
10 年	2.1470 (20.1196)	-1.1470	5.5027×10^{-10} 1.5652×10^{-10}	17.0	定額減税
11 年	2.1036 (107.9235)	-1.1036	1.0612×10^{-9} 4.2573×10^{-11}	3.9	税率区分変更(5→4 段階)、低率減税
12 年	2.1105 (41.8002)	-1.1105	9.7563×10^{-10} 1.1758×10^{-10}	8.8	扶養控除見直し
13 年	2.0538 (49.9856)	-1.0538	2.2103×10^{-9} 1.9556×10^{-10}	8.0	
14 年	2.1517 (60.2725)	-1.1517	5.2448×10^{-10} 4.1321×10^{-11}	7.0	
15 年	2.0583 (57.1583)	-1.0583	2.0216×10^{-9} 1.5492×10^{-10}	7.6	配偶者特別控除加算 部分廃止
16 年	2.0639 (51.0058)	-1.0639	1.9177×10^{-9} 1.6796×10^{-10}	8.3	公的年金控除見直し、 老年者控除廃止
17 年	2.0701 (51.6432)	-1.0701	1.7668×10^{-9} 1.5688×10^{-10}	8.0	定率減税縮減
18 年	2.1570 (58.1486)	-1.1570	5.2287×10^{-10} 3.8588×10^{-11}	7.8	所得税減税、定率減 税廃止
19 年	2.1832 (19.7783)	-1.1832	2.9563×10^{-10} 7.7101×10^{-11}	20.2	税率区分変更(4→6 段階)
20 年	2.4867 (53.4723)	-1.4867	3.0188×10^{-12} 2.8785×10^{-13}	9.4	
21 年	2.3523 (35.1230)	-1.3523	2.2333×10^{-11} 3.2142×10^{-12}	12.4	
22 年	2.3401 (51.0528)	-1.3401	2.7222×10^{-11} 2.7543×10^{-12}	9.1	

注 1. () 内の数値は t 値

2. Et は均等犠牲説にもとづいて推定された理論的税額

以上の効用関数の特定化と犠牲量（効用の損失） s の推定を踏まえて、均等犠牲説に基づく理論的税額（最適税額） $t = y - (y^{1-c} + s)^{1/(t-c)}$ を推定することとする。表2は、平成7年から22年までの16年間の所得階層別における最適税額の推定結果である。各年の中央の列には実際に納税した勤労所得税が、右側の列には最適税額と納税額との誤差が示されている⁽²⁾。

・平成7年～平成10年

平成7年についてみると、200万円未満、350万円～400万円未満、450万円～500万円未満、500万円～550万円未満、800万円～900万円未満の5つの階級の最適税額と実際の納税額との差は千円以下である。このことは、この5つの階級の納税額は、均等犠牲に基づく最適税額とほとんど一致していたことになる。

一方、900万円～1000万円未満、1000万円～1250万円未満、1500万円以上の3つの階級の勤労者は、最適税額よりも1万円以上も多く実際に納税している。さらに、300万円～350万円未満、400万円～450万円未満、550万円～600万円未満、650万円～700万円未満、700万円～750万円未満、750万円～800万円未満の7つの階級、いわゆる中間所得層は、いずれも実際の納税額が最適税額を千円以上下回っている。特に、600万円～650万円、700万円～750万円、750万円～800万円の3つの階級では、1万円以上も少ない納税額となる優遇税制となっている。

したがって、税負担の公平性を所得階層別にみると、平成7年の所得税制は、低所得層に対しては、概ね公平性の原則が成立しているものとみなされうるが、中間所得層の税負担は、公平性の原則からみて小さく、彼らを優遇するような不公平税制であるといえる。また、高所得層においては、1250万円～1500万円未満を除いて超過負担となっており、この階層にとっては不公平税制となっていたものと考えられる。

このような中間所得層の優遇、高所得層の超過負担という所得税制の構造は、平成10年頃までの一般的特徴として指摘することができる。

表 2 最適税額の推定結果（平成 7～10 年）

年間所得階級 （千円）	平成 7 年			平成 8 年			平成 9 年			平成 10 年		
	最適税額	税額	誤差	最適税額	税額	誤差	最適税額	税額	誤差	最適税額	税額	誤差
～ 1999	16.3	17.0	0.7	18.1	19.1	1.0	14.7	15.6	0.9	15.0	30.9	15.9
2000 ～ 2499	32.6	35.5	2.9	27.2	32.0	4.8	34.1	36.8	2.7	22.6	20.7	－ 1.9
2500 ～ 2999	36.7	38.9	2.2	40.1	37.9	－ 2.2	44.1	50.1	6.0	26.9	22.4	－ 4.5
3000 ～ 3499	56.7	53.9	－ 2.8	55.7	58.9	3.2	54.9	50.1	－ 4.8	39.4	33.4	－ 6.0
3500 ～ 3999	68.8	68.7	－ 0.1	73.8	68.1	－ 5.7	71.8	67.6	－ 4.2	51.6	44.1	－ 7.5
4000 ～ 4499	88.2	86.5	－ 1.7	78.9	68.4	－ 10.5	84.6	75.6	－ 9.0	63.1	56.5	－ 6.6
4500 ～ 4999	107.3	107.7	0.4	105.4	104.2	－ 1.2	106.8	105.9	－ 0.9	80.6	65.5	－ 15.1
5000 ～ 5499	115.0	114.8	－ 0.2	117.0	111.1	－ 5.9	128.5	122.1	－ 6.4	91.1	75.1	－ 16.0
5500 ～ 5999	144.1	134.2	－ 9.9	133.5	127.6	－ 5.9	146.1	143.1	－ 3.0	107.2	94.4	－ 12.8
6000 ～ 6499	167.4	155.1	－ 12.3	166.1	164.9	－ 1.2	176.1	168.0	－ 8.1	135.3	116.6	－ 18.7
6500 ～ 6999	198.9	189.0	－ 9.9	187.4	187.0	－ 0.4	209.7	205.0	－ 4.7	160.3	142.9	－ 17.4
7000 ～ 7499	223.1	202.4	－ 20.7	209.6	210.5	0.9	246.6	242.6	－ 4.0	172.8	150.8	－ 22.0
7500 ～ 7999	248.6	233.6	－ 15.0	240.3	226.2	－ 14.1	267.3	266.8	－ 0.5	213.2	201.9	－ 11.3
8000 ～ 8999	282.3	282.3	0	293.6	286.2	－ 7.4	320.0	318.9	－ 1.1	243.9	253.0	9.1
9000 ～ 9999	344.0	356.6	12.6	362.4	366.7	4.3	405.8	410.6	4.8	304.7	311.6	6.9
10000 ～ 12499	449.5	463.4	13.9	459.1	477.8	18.7	504.5	520.7	16.2	399.2	458.8	59.6
12500 ～ 14999	630.8	633.0	2.2	651.9	675.3	23.4	719.3	721.3	2.0	586.1	656.4	70.3
15000 ～	927.9	1062.7	134.8	955.4	1026.4	71.0	1093.1	1187.0	93.9	840.1	971.9	131.8

表 2 最適税額の推定結果 (平成11～14年)

年間所得階級 (千円)	平成 11 年			平成 12 年			平成 13 年			平成 14 年		
	最適税額	税額	誤差	最適税額	税額	誤差	最適税額	税額	誤差	最適税額	税額	誤差
～ 1999	11.0	11.0	0	10.6	9.4	－ 1.2	10.4	9.9	－ 0.5	8.3	7.3	－ 1.0
2000 ～ 2499	26.4	26.6	0.2	34.6	50.7	16.1	36.5	45.3	8.8	29.6	36.7	7.1
2500 ～ 2999	32.3	30.1	－ 2.2	31.3	29.7	－ 1.6	37.7	43.4	5.7	32.8	33.3	0.5
3000 ～ 3499	45.8	46.7	0.9	42.3	42.3	0	43.4	38.9	－ 4.5	35.6	36.3	0.7
3500 ～ 3999	53.2	58.6	5.4	56.5	52.6	－ 3.9	51.4	45.0	－ 6.4	47.7	46.5	－ 1.2
4000 ～ 4499	61.5	62.2	0.7	69.6	68.8	－ 0.8	64.9	64.8	－ 0.1	58.4	57.3	－ 1.1
4500 ～ 4999	88.1	91.8	3.7	82.6	78.1	－ 4.5	75.3	78.5	3.2	70.2	68.5	－ 1.7
5000 ～ 5499	104.7	101.1	－ 3.6	100.4	99.3	－ 1.1	92.4	90.7	－ 1.7	89.0	93.0	4.0
5500 ～ 5999	110.6	112.5	1.9	113.2	106.2	－ 7.0	117.6	112.4	－ 5.2	103.3	103.1	－ 0.2
6000 ～ 6499	133.2	126.5	－ 6.7	140.4	134.3	－ 6.1	134.2	128.3	－ 5.9	117.0	118.4	1.4
6500 ～ 6999	161.4	155.0	－ 6.4	153.5	153.3	－ 0.2	142.1	132.0	－ 10.1	156.2	144.3	－ 11.9
7000 ～ 7499	189.4	191.2	1.8	187.5	185.7	－ 1.8	168.2	162.2	－ 6.0	159.6	164.0	4.4
7500 ～ 7999	196.3	185.9	－ 10.4	191.3	179.7	－ 11.6	196.6	192.0	－ 4.6	201.8	184.7	－ 17.1
8000 ～ 8999	237.5	234.7	－ 2.8	257.4	245.2	－ 12.2	244.0	236.2	－ 7.8	247.5	240.3	－ 7.2
9000 ～ 9999	288.9	284.7	－ 4.2	299.7	304.2	4.5	287.9	297.0	9.1	285.7	287.1	1.4
10000 ～ 12499	375.8	388.9	13.1	387.9	395.5	7.6	364.9	379.8	14.9	384.0	375.7	－ 8.3
12500 ～ 14999	532.1	540.1	8.0	552.8	556.3	3.5	567.6	543.1	－ 24.5	529.5	493.7	－ 35.8
15000 ～	817.1	829.0	11.9	850.1	875.2	25.1	820.6	885.7	65.1	887.7	974.8	87.1

表 2 最適税額の推定結果（平成15～18年）

年間所得階級 （千円）	平成 15 年			平成 16 年			平成 17 年			平成 18 年		
	最適税額	税額	誤差	最適税額	税額	誤差	最適税額	税額	誤差	最適税額	税額	誤差
～ 1999	9.0	8.4	－ 0.6	10.8	13.5	2.7	11.3	9.6	－ 1.7	12.1	11.2	－ 0.9
2000 ～ 2499	29.6	32.9	3.3	23.7	19.8	－ 3.9	28.9	37.2	8.3	28.7	32.4	3.7
2500 ～ 2999	31.0	36.7	5.7	32.6	33.6	1.0	29.1	31.7	2.6	32.1	34.7	2.6
3000 ～ 3499	38.5	31.7	－ 6.8	40.5	35.3	－ 5.2	41.5	40.3	－ 1.2	44.7	36.0	－ 8.7
3500 ～ 3999	52.1	55.2	3.1	55.3	52.4	－ 2.9	49.1	43.2	－ 5.9	55.1	56.3	1.2
4000 ～ 4499	62.6	65.7	3.1	65.6	65.6	0	62.9	63.6	0.7	68.3	71.6	3.3
4500 ～ 4999	80.8	75.3	－ 5.5	78.5	79.6	1.1	73.9	73.6	－ 0.3	78.6	81.4	2.8
5000 ～ 5499	87.5	84.8	－ 2.7	92.9	87.6	－ 5.3	88.2	90.5	2.3	99.9	102.9	3.0
5500 ～ 5999	104.1	99.3	－ 4.8	106.1	106.8	0.7	118.3	116.4	－ 1.9	117.4	116.0	－ 1.4
6000 ～ 6499	129.7	123.2	－ 6.5	137.3	134.4	－ 2.9	120.9	115.2	－ 5.7	142.1	145.0	2.9
6500 ～ 6999	143.0	143.2	0.2	153.6	147.3	－ 6.3	151.6	147.4	－ 4.2	151.8	142.4	－ 9.4
7000 ～ 7499	164.9	164.6	－ 0.3	178.2	174.8	－ 3.4	187.5	182.0	－ 5.5	180.3	186.6	6.3
7500 ～ 7999	185.4	181.2	－ 4.2	189.6	200.1	10.5	191.4	198.8	7.4	213.3	206.8	－ 6.5
8000 ～ 8999	233.2	239.2	6.0	246.1	248.1	2.0	239.8	244.2	4.4	254.1	256.2	2.1
9000 ～ 9999	258.6	265.8	7.2	288.8	316.8	28.0	290.4	281.2	－ 9.2	349.1	344.2	－ 4.9
10000 ～ 12499	364.7	378.0	13.3	399.1	411.2	12.1	397.1	401.3	4.2	451.0	451.3	0.3
12500 ～ 14999	513.4	496.7	－ 16.7	452.7	442.7	－ 10.0	530.3	514.4	－ 15.9	621.3	560.8	－ 60.5
15000 ～	881.9	883.4	1.5	856.4	859.3	2.9	834.5	841.0	6.5	995.6	1065.3	69.7

均等犠牲説による勤労所得税の公平性（戴下）

一一三三（六一五）

表 2 最適税額の推定結果 (平成19～22年)

年間所得階級 (千円)	平成 19 年			平成 20 年			平成 21 年			平成 22 年		
	最適税額	税額	誤差	最適税額	税額	誤差	最適税額	税額	誤差	最適税額	税額	誤差
～1999	8.0	14.0	6.0	7.3	6.3	－1.0	9.4	12.9	3.5	6.2	7.1	0.9
2000 ～ 2499	23.8	19.4	－4.4	15.7	16.9	1.2	15.9	15.1	－0.8	20.6	25.8	5.2
2500 ～ 2999	30.0	42.9	12.9	21.0	25.2	4.2	21.0	24.9	3.9	21.6	20.9	－0.7
3000 ～ 3499	36.3	29.0	－7.3	28.0	26.9	－1.1	30.1	28.9	－1.2	29.5	29.0	－0.5
3500 ～ 3999	43.2	31.0	－12.2	32.8	38.0	5.2	36.3	31.7	－4.6	36.0	31.1	－4.9
4000 ～ 4499	52.0	45.2	－6.8	38.4	38.8	0.4	41.0	40.9	－0.1	45.4	41.6	－3.8
4500 ～ 4999	71.4	58.2	－13.2	53.6	51.4	－2.2	59.7	51.9	－7.8	59.4	54.6	－4.8
5000 ～ 5499	78.5	66.9	－11.6	73.6	60.9	－12.7	63.5	56.2	－7.3	70.4	66.8	－3.6
5500 ～ 5999	94.8	74.9	－19.9	93.3	84.1	－9.2	84.3	70.5	－13.8	87.0	82.0	－5.0
6000 ～ 6499	122.1	103.2	－18.9	103.3	97.7	－5.6	94.8	87.2	－7.6	105.3	96.1	－9.2
6500 ～ 6999	130.4	108.3	－22.1	123.8	116.5	－7.3	117.7	108.3	－9.4	129.0	119.2	－9.8
7000 ～ 7499	157.9	154.1	－3.8	145.8	157.7	11.9	141.8	120.9	－20.9	155.5	146.0	－9.5
7500 ～ 7999	184.7	175.8	－8.9	168.0	168.9	0.9	157.9	152.3	－5.6	180.6	187.4	6.8
8000 ～ 8999	216.3	217.1	0.8	222.4	234.8	12.4	197.4	204.9	7.5	227.1	226.6	－0.5
9000 ～ 9999	273.8	286.9	13.1	289.2	299.9	10.7	260.9	260.8	－0.1	270.2	295.1	24.9
10000 ～ 12499	372.9	401.8	28.9	400.1	405.0	4.9	350.2	370.8	20.6	349.7	359.9	10.2
12500 ～ 14999	561.0	619.0	58.0	566.8	528.9	－37.9	519.8	545.7	25.9	598.9	583.9	－15.0
15000 ～	812.2	1065.7	253.5	981.7	1012.7	31.0	840.2	1044.8	204.6	845.1	971.3	126.2

・平成 11 年～平成 18 年

しかし平成 11 年から平成 18 年頃にかけては、低所得層から中間所得層で、それまでの優遇税制が弱まり、超過負担に変わった階層もある。例えば 200 万円未満（平成 16 年）、200 万円～250 万円未満（平成 12、13、14、15、17、18 年）、250 万円～300 万円未満（平成 13、15、17、18 年）、350 万円～400 万円未満（平成 11、15 年）、450 万円～500 万円未満（平成 11、13、15、16、18 年）、500 万円～550 万円未満（平成 14、17、18 年）、600 万円～650 万円（平成 18 年）、700 万円～750 万円（平成 14 年）、750 万円～800 万円（平成 16、17 年）などの階級である。

一方でこの時期には、高所得層の中でも優遇税制となる所得階級、例えば 1250 万円～1500 万円未満（平成 13、14 年）、1250 万円～1500 万円未満（平成 15、16、17、18 年）ができるなど、全体として階層別の特徴がとらえにくい状況になった。ただし各階層のプラス、マイナスの誤差はバラツキがあるものの相対的にその値は小さいため、この期間中の変動係数は安定している。

・平成 19 年～平成 22 年

最後に平成 22 年についてみると、200 万円未満、250 万円～300 万円未満、300 万円～350 万円未満、800 万円～900 万円未満の 4 つの階級の最適税額と実際の納税額との差は千円以下である。このことは、この 4 つの階級の納税額は、均等犠牲に基づく最適税額とほとんど一致していたことになる。

一方、900 万円～1000 万円未満、1000 万円～1250 万円未満、1500 万円以上～の 3 つの階級の勤労者は、実際には最適税額よりも 1 万円以上も多く納税している。さらに、350 万円～400 万円未満、400 万円～450 万円未満、450 万円～500 万円未満、500 万円～550 万円未満、550 万円～600 万円未満、600 万円～650 万円未満、650 万円～700 万円未満、700 万円～750 万円未満の 8 つの階級、すなわち中間所得層の幅広い階級では、いずれも実際の納税額が最適税額を千円以上下回っている。特に 1250 万円～1500 万円未満では、1 万円以上も少ない納税額となる

優遇税制となっている。

したがって、平成 19 年以降をみると、低所得層で超過負担が目立つようになり、逆に中間所得層の幅広い階層で優遇税制となった。さらに、1250 万円～1500 万円未満（平成 20、22 年を除く）の高所得層で、大幅な超過負担となる傾向が続いている。特に平成 22 年は、低所得～中間所得層の 900 万円未満の所得層で、最適税額と実際の納税額との差が小さく、いずれも 1 万円以内という特徴がみられる。一方で高所得層の超過負担の割合が大きいことも特徴である。

3.2 垂直的公平性の指標

表 1 の第 5 列は、日本の勤労所得税の公平性あるいは不公平の指標が示されている。この指標は、均等犠牲説に基づいて理論的に導出した最適税額と現実の税額との比の変動係数である。すなわち、この値が小さいほど垂直的公平性が実現されているものと考えることができる。それによると平成 11 年の 3.9 が最も小さく、この年が最も公平性が実現されていたものといえる。一方、平成 19 年の 20.2 が最も大きく、次いで平成 10 年の 17.0 が大きい。したがって、この年が最も不公平の程度が大きかったことになる。

一番右の列には、税制改革（所得税）の変更が記してある。累進制の変更である累進税率の変更とこの変動係数の関係についてみると、平成 7 年の橋本内閣の税制改革では、変動係数は 8.9 から 5.8 に低下、平成 11 年の小渕内閣の税制改革では、17.0 から 3.9 に低下しており、税制変更時にはこれらに対応して、勤労所得税の垂直的不公平が是正されていることがみてとれる。一方で、平成 19 年の安倍内閣の税制改革では、変動係数が 7.7 から 20.2 へと増大し税率変更時に不公平が拡大している。しかし、税制改革の行われていない平成 8 年と平成 9 年の変動係数がそれぞれ 6.6 と 5.9 であった。このことは、税制改革（税率や税額の変更）と公平性の実現ないしは不公平性の是正とは必ずしも一致しているとはいえない結果を意味している。したがって平成 7 年（橋

本内閣)、11年(小渕内閣)の税制改革によって垂直的公平が是正されたかどうかについては明確な評価を与えることができない。

今回検証した平成7年以降をみると、平成7年から9年、11年(平成10年を除いて)は、均等犠牲による公正性は概ね保たれており勤労所得税の累進性は公平であったと考えることができる。その後、平成12年から18年頃より公平性が保たれなくなり、平成19年以降には不公平が拡大するような税制となっている様子が分かる⁽³⁾。石(2008b)は、平成12年の扶養控除の見直し、平成15年の配偶者特別控除(加算部分)の廃止、そして平成16年の公的年金等控除見直しと老年者控除の廃止をとりあげ、これらが、戦後の所得税の変遷において、「あるべき税制改革」の視点から本格的に取り組まれた改革だと述べている。

本稿で得た結果と先行研究とを比較検討してみる。まず、税率構造はフラットを維持し、低所得層に税額控除を行うことにより不公平を是正しようとする考え方である。

土居(2009)は、現行の所得税制では、所得控除が中心でそのままで税率を変えても低所得層には所得税制を通した格差是正が及ばないこと、所得階層別の社会保険料負担は逆進性が強くなることを指摘し、所得控除を税額控除に代えつつ給付付税額控除を導入して低所得層に配慮する方法を検討する。

田近・八塩(2006)、(2012)は、平成11～18年の定率減税、平成16年の税制改革の影響について検討し、給与所得者に対しては、高所得層の一部を除き税負担にはほとんど影響を与えなかったこと、課税ベースが大きく浸食されたままで税率を引き上げてもその税收効果は限定的であることなどを指摘し、「所得税の三位一体改革」の必要性を主張している。

一方、累進度の最適水準に関しては様々な意見がある。林(2011)は、1980年代以降の民間給与所得者の不平等度(ジニ係数)の推移を調べ、平均以上の給与収入の納税者負担を引き上げることがを指摘する。係数は80年代から上昇傾向を示し90年代は横ばいに推移し、2002年以降

に急激に上昇する。90年代中頃までは中～高所得層の増加で全体的な給与水準が増加したが、2000年代以降は、低所得層が増加し400万円超の階級では減少する。結果的に所得全体に占める高所得層の割合が高まり係数の上昇に結びついたとしている。これは、本稿での結果と近似的な傾向を示している。

八田(1994)は、日本の中堅サラリーマンの所得税率は高くないと主張する。多くの人にとって、むしろ各種控除を整理した課税最低限の引き下げを伴う所得税増税の方が、消費税増税より有利であるとし、高所得層の税率を少なくとも1970年前後、中曽根・竹下税制改革で所得税の大幅減税が行われる前の水準に引き上げるべきであると主張する。また、所得税の税率引下げの理由を、経済の国際化に求めることは、現在のところではできないとする。

跡田・橘木(2001)は、1970、80年代の所得税の累進度は、効率と公平の兼ね合いの観点からほぼ最適水準に近いものだったとしている。そして今日のフラットタックスの状況は最適課税からは逸脱しており、最適所得税を追求するのであれば、所得税の累進度を強めるべきだと主張する。さらに岩本(2012)は、所得税率だけをみると累進構造となっているが、社会保険料を加えると、年間所得700万円～900万円、1400万円～1700万円あたりの所得が最も税率が高くなるため、税収と社会保障を同時に考える視点が必要となるとしている。貝塚(2005)は、1980年代以降の不平等化は、賃金格差による経済的要因によって左右されたものではなく、人口的要因の影響を強く受けたものであることを主張する。租税による再分配の比重はわずかで、社会保険による比重が圧倒的に高いことが原因であり、租税による所得再分配の役割をどのように考えるかという基本的問題を再考すべきとしている。

注(1) 相対的リスク回避度は、2前後であると予想されている。

(2) 誤差の値が+の場合は超過負担を、-の場合は優遇税制を示している。本稿では所得額の大きさによる誤差の考慮も必要と考えるが、誤差が千円以下の場合を公平性が成立、誤差が1万円以下の場合をほぼ公平性が

保たれている状態、それ以上の誤差を不公平税制と考える。

4. おわりに

1980年代以降、経済の効率化・国際化のために、所得税制のフラット化と包括的所得税制という理念の下で、わが国の税制改革も推進されてきた。同時に、この頃から所得課税によって是正できる所得再分配に限界のあることがはっきりと意識されてきた。

今回検討したわが国の勤労所得税の公平性においても、1980年代～90年代前半にかけては概ね公平の原則が成立し、その後90年代中頃～2000年代中頃にかけて公平性が崩れはじめ、2000年代後半以降は不公平が拡大しつつあるという検討結果になった。所得階層別の結果を見ても、公平性を保っていた低所得層が近年では一部の階層で超過負担になったり、以前は超過負担が大きかった高所得層の中でも優遇税制になる階層が出現したりと、最近では階層間の公平性の特徴が捉えにくい状況になってきた。

80年代以降に、わが国の手本とされた欧米の所得税のフラット化は、現在アメリカでは10%から35%の6段階に、イギリスでは20%から50%の3段階へと累進段階がそれぞれ増加している。これらの国が、どのような公平原則に基づいて税制改革を行ってきたのかをいま一度確認する必要がある。そして最近のOECD報告書やマーリーズ・レビューの結果とわが国との比較検討も行わなければならない。

わが国が直面する少子高齢化、財政健全化等の諸問題に充分対応できるように早急に税制改革を行うべきである。税と社会保障の一体改革が本格的に議論され、消費税がわが国税制の中心課題となっても、まずは所得税の実態を分析し、それについて改革することは重要であると考え。

本稿は、家計調査における勤労所得税だけを捉えているため、年金所得や社会保険料といった所得階層別や年齢階層別の、公平性を考え

る上で重要な諸要素が含まれていない。また家計調査以外にも、国民生活基礎調査や国税庁統計年報書などとの比較、他の公平性の尺度との比較も重要である。これら多くの課題が残されている。

5. 補論（実証モデル）

所得 y に対応する総効用を $U(y)$ 、所得の関数である税額を t とする。税額がすべての個人に対して等しい犠牲となるように決定されるという均等犠牲の条件は次式によって示される。

$$(1) \quad U(y) - U(y-t) = s$$

s はあらゆる所得水準、所得階層において一定である犠牲＝効用の損失である。すなわち課税によって失われる効用を意味している。この効用の大きさが各個人に均等にするように課税するのが「均等犠牲」あるいは「均等絶対犠牲」の原則である。

各個人の効用関数は千差万別であることが予想されうる。したがって無数に存在する効用関数の形状を確定することは不可能であり、各個人の効用関数に基づく課税は極めて困難なものとなる。そこで最も妥当な方法は代表的個人の効用関数に基づいて議論することである。われわれは以下において、あたかもすべての人が同じ効用関数を持っているものとして取り扱うこととする。

効用関数の逆関数を用いると、「均等犠牲」に基づく税額は次式によって決定される。

$$(2) \quad t = y - U^{-1}[U(y) - s]$$

実際の税制が均等犠牲説に基づいたものであるかどうかを検証するためには、納税者の効用関数を特定化しなければならない。ここでは Young (1990) の方法、すなわち課税データから直接効用関数を推定する方法を検討する。均等犠牲仮説を検証するためには、特定化する効用関数が理論的に効用理論と一致していること、そしてその効用関数が

ら導出される均等犠牲の税額表が、実際の納税額と対応しているかどうかを明らかにする必要がある。

リスクの存在下において合理的に行動する経済主体の効用関数を定義する上において、Arrow と Pratt は二つの尺度を提示した。その一つは絶対的リスク回避度で、もう一つは相対的リスク回避度である。絶対的リスク回避度は、効用関数の二次の微係数と一次の微係数との比によって示され、この比が大きいほどリスク回避的と解釈できる。一方、相対的リスク回避度は、絶対的リスク回避度に所得を乗じたもので、所得水準に関係なく一定値 c をとるものと仮定することができる。相対的リスク回避度は次式となる。

$$(3) \quad c = -\frac{yU''(y)}{U'(y)}$$

実証分析結果から相対的リスク回避度 c の値は1よりも大きく、2に近い値とされているが、さまざまな計測結果が報告されている。ここでは(3)をみたす関数形から、 c の値が1よりも大きい次式の効用関数を前提とする⁽¹⁾。

$$(4) \quad U(y) = -Ay^{1-c} + B, A > 0, c > 1$$

以下で、課税データから(4)式の c を推定する。われわれはあらゆる所得水準において効用の損失 s が近似的に一定となる効用関数の存在を仮定する。均等犠牲を表す式の両辺を税額 t で除し、次式を得る。

$$(5) \quad [U(y) - U(y-t)]/t = s/t$$

平均値の定理から、(5)式の左辺は、 y と $y-t$ の間のある値 w における微係数に等しい。この w の値は効用関数 $U(y)$ が既知でないならば、正確に確認することはできない。しかし、ここでは $U(y)$ を確認することなく、 w を推定することを考える。(4)式の係数 c は w の近傍において一定であり、かつ一般性を失うことなく、 $A=1$ 、 $B=0$ であるものとみなす。したがって、 $U'(y) = (c-1)y^{-c}$ となる。そして

w に関して次式が得られる。

$$\begin{aligned}(6) \quad U'(w) &= (c-1)w^{-c} \\ &= [U(y) - (y-t)]/t \\ &= [(y-t)^{1-c} - y^{1-c}]/t\end{aligned}$$

(6) 式を w/y について解くと、次式を得る。

$$(7) \quad w/y = \left[\frac{(c-1)(t/y)}{(1-t/y)^{1-c} - 1} \right]^{1/c}$$

w/y の値は c の変化に対してほとんど反応しない。いま c の値が 2 であるとき、 w は y と $y-t$ の幾何平均となる。したがって $w = \sqrt{y(y-t)}$ と (5) 式から、次式を得る。

$$(8) \quad U'(\sqrt{y(y-t)}) = s/t$$

ここで犠牲量を一般性を失うことなく、 $s=1$ とする。そして (8) について対数をとると、次式が成立する。

$$(9) \quad \ln U'(\sqrt{y(y-t)}) = -\ln t$$

ところで、相対的リスク回避度 $-zU''(z)/U'(z)$ は、 $\ln z$ に関する $-\ln U'(z)$ の変化率の比となっている。すなわち、

$$(10) \quad c = \frac{d(-\ln U'(z))}{d \ln z} = -\frac{U''(z)}{U'(z)} \div \frac{1}{z}$$

である。 $X = \ln z$ および $Y = -\ln U'(z)$ とするならば、われわれは、 Y を X に回帰させ、その回帰係数を相対的リスク回避度 c の推定値とみなすことができる。

そこで $z = \sqrt{y(y-t)}$ とすると、そのとき、 X と Y はそれぞれ次式となる。

$$(11) \quad X = \ln \sqrt{y(y-t)} = \frac{1}{2} \ln y(y-t)$$

(12) $Y = \ln t$

このように、われわれは実際の課税所得 y と課税額 t を利用して、 c を推定することができる。(藪下武司・坂井吉良(1993)より抜粋)

注(1) 経済主体のリスク回避行動とリスク回避度の指標および効用関数の詳細に関しては、青木(1979)、Arrow(1971)を参照。

参考文献

- 青木昌彦(1979)『分配理論』筑摩書房。
 石弘光(2008a)『現代税制改革史』東洋経済新報社。
 ——(2008b)『税制改革の渦中にあって』岩波書店、pp.140-179。
 岩本康志(2012)「租税負担と社会保障負担」土居丈朗編『日本の財政をどう立て直すか』日本経済新聞社、pp.75-92。
 貝塚啓明(1988)「税制改革の日米比較」岩田規久男・石川経夫編『日本経済研究』東京大学出版会、pp.137-150。
 ——(2005)「税制改革・社会保障改革と所得再分配政策」財務省財務総合政策研究所編『フィナンシャル・レビュー』第76号、pp.150-159。
 高木勝一編著(2004)『租税論』八千代出版、pp.26-31。
 土居丈朗(2009)「財政出動の宴の後に、財政・税制改革」伊藤隆敏・八代尚宏編著『日本経済の活性化－市場の役割・政府の役割－』日本経済新聞社、pp.155-189。
 橘木俊詔「最適所得税の数値計算とわが国での応用」森口親司・青木昌彦・佐和隆光編『日本経済の構造分析』創文社、1983年、pp.245-260。
 田近栄治・八塩裕之(2006)「日本の所得税・住民税負担の実態とその改革について」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編著『経済格差の研究』中央経済社、pp.175-202。
 田近栄治・八塩裕之(2012)「税収の確保と格差の是正、給付付き税額控除制度の導入」土居丈朗編著『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞社、pp.59-87。
 八田達夫(1994)『消費税はやはりいらない』東洋経済新報社。
 林宏昭(2011)『税と格差社会』日本経済新聞社、pp.81-94。
 本間正明・跡田直澄編(1989)『税制改革の実証分析』東洋経済新報社。
 村上雅子(1972)『最適分配の経済学』新評論。
 藪下武司・坂井吉良「均等犠牲説と日本の累進所得税」『政経研究』28巻1号日本大学法学会1993年、pp.187-207。
 Arrow, Kenneth J., *Essays in the Theory of Risk Bearing*, Amsterdam: North-Holland, 1971. pp.90-120.

- Atkinson and Stiglitz, Joseph, *Lectures on Public Economics*, New York: McGraw-Hill, 1980.
- Atoda・Tachibanaki (2001) “Optimal Nonlinear Income Taxation and Heterogeneous Preferences” *The Japanese Economic Review*, Vol.52.No.2.
- Musgrave, Richard, *The Theory of Public Finance*, New York: McGraw-Hill, 1959 (大阪大学財政研究会訳 (1961) 『マスグレイブ財政理論第 I 卷』 有斐閣)
- Samuelson, Paul, *Foundations of Economic Analysis*, Cambridge: Harvard University Press, 1947 (佐藤隆三訳 (1967) 『経済分析の基礎』 頸草書房)
- Young, H. Peyton, “Progressive Taxation and Equal Sacrifice,” *American Economic Review*, March, 1990, pp.253-66.

【第一編 經濟】

第二章 經濟成長

經濟發展理論の展開とアシモグルの制度論

稲 葉 守 満

はじめに

最近開發經濟學者達の間で經濟制度のガバナンスに対する関心が高まってきた。これは發展途上国の經濟發展には投資の増大及び技術進歩ばかりでなく、健全な国家形成とガバナンスの維持の重要性が再認識されてきているためであろう。即ち国内紛争、政治不安、政治家・官僚の腐敗、脆弱化した国家機能、非民主的な意思決定及び制度の不透明性等が發展途上国の持続的な經濟發展の大きな阻害条件になっているばかりでなく、發展途上国經濟が持続的に發展のためには、政府が健全な市場經濟制度を確立し、そのガバナンスを強化する必要性があることが不可欠であるという認識が強くなってきたためであろう。在來開發經濟學者達が展開してきた經濟發展政策や戰略の論議の中では、制度のガバナンスの問題が重要視されてこなかった。以下ここでは最初に一九六〇年代以降開發經濟學者達

が論じてきた主要な発展途上国の経済発展理論およびパラダイムや命題を概略的に解説し、最近注目されているD. アシモグルの政治経済学的な発展途上国の制度分析の方法と内容を紹介する。この作業を通して何故経済制度のガバナンスの問題が発展途上国の持続的な経済発展のために重要な課題であることが理解されよう。

1. 一九五〇年―六〇年代の開発戦略

戦後アジア・アフリカ地域から西欧先進国の植民地から数多くの国が独立した。それとともにこれ等の旧植民地国の近代化のプロセスを論じる「近代化論」や経済発展のプロセスを研究する開発経済学が主にアメリカで急速に発展した。当時ソ連との冷戦状態にあったアメリカの大学では当然のごとくにこれ等アジア・アフリカ諸国の近代化のプロセスを「民主主義国家の形成」のプロセス、また経済発展のプロセスを「資本主義的な市場経済体制」の形成のプロセスと捉えることが一般的であった。しかしアメリカは世界各地から移住した移民達によって形成された国であり、戦前及び戦後にアメリカに移住したヨーロッパやアジア・アフリカの発展途上国の知識人達が、アメリカ資本主義経済の正統派パラダイムに対抗する種々の異端的パラダイムを展開した。そして正統派パラダイムと異端的パラダイムを信奉する開発経済学者達の間でしばしば論争が展開された。^①以下ここで一九六〇年代以降論議された主要な経済発展理論やパラダイムの内容を概観することにする。

(1) 経済発展段階説…経済学史的アプローチ

開発経済学の分野では経済史の視点からロストウ (W.W. Rostow) が、近代の経済発展のプロセスを伝統的社会が資本主義市場へ「離陸」(take-off) する「発展段階理論」を展開した。伝統的社会から離陸する先行条としてロストウ

は産業資本の形成と比較的高い投資率、産業基盤の形成、私有財産制度等の市場経済制度の形成、主導的産業の発展が重要であると主張した。⁽²⁾ ロストフの発展段階説はドイツの歴史主義の影響を強く受けていると解釈されている。⁽³⁾ またロシアからアメリカに移住した経済歴史学者A. ガーシエンクロン (Alexander Gershenkron) は経済の近代化のプロセスを農業経済から工業経済へ産業構造の転換のプロセスとして捉え、この転換の過程で「後発国」は先進工業国から容易に先進技術を導入して生産技術を改善し、工業製品を先進国の市場に輸出することが可能であり後進国は「後進性の利益」の利益を持つことを指摘した。⁽⁴⁾ このガーシエンクロンの命題は後に開発経済学者が、発展途上国が先進工業国にキャッチアップする要因の一つとしてしばしば援用されることになる。例えばMIT教授のA. アムスデンは韓国の工業化のプロセスを「ガーシエンクロンの後進性の利益の命題」が具体化された事例として取り上げている。⁽⁵⁾

戦後のアメリカの開発経済学はヨーロッパで発達した社会科学の影響を強く受けていた。特に社会の近代化のプロセスについての社会学的分析についてはT. パーソンス (Talcott Parsons) の「社会システム理論」に見られるように、マックス・ウェーバー (Max Weber) の社会学理論の影響が顕著である。⁽⁶⁾ マックス・ウェーバーは経済社会の近代化のプロセスを資本主義経済体制の形成プロセスとして捉え、そのためには私有財産制度、自由競争市場と契約制度、株式会社制度、「資本主義の精神」を体现する企業人の出現が不可欠であると考えていた。とくに禁欲的な達成意欲を持ち経済合理性を身に付けた企業人の出現が不可欠であるとする。⁽⁷⁾ 特にその影響が顕著なのは古い社会制度を「創造的に破壊」する革新的な企業人の活動が経済発展の原動力であると考ええるシュンペーター (Joseph A. Schumpeter) の経済発展理論である。⁽⁸⁾ シュンペーターの経済発展理論は後に紹介する「内生的経済成長理論」及びD. アシモグル (Daron Acemoglu) の「経済発展の政治経済理論」にも強い影響を与えている。

(2) 二部門経済発展理論

一九五〇年代及び六〇年代に台頭したのが「二部門経済発展理論」である。開発経済学者、特に発展途上国の開発経済学者達は発展途上国が伝統的部門である農業部門から近代的部門である工業部門に移行するメカニズムに関心を持った。この分野で古典的な理論がルイス (Arthur W. Lewis) とラニス・フェイ (Gustav Ranis and J.C.H. Fei) によって展開された二部門経済発展理論である。⁽⁹⁾ これ等二部門経済発展理論の内容は次のように要約されよう。①発展途上国には過剰労働力が農業部門に堆積し、これ等過剰労働力の限界生産力はゼロであり、これ等過剰労働力は「生存最低賃金」を供与されれば都市部の工業部門に対する無制限の労働力の供給源となる。②このような状態では農業部門から過剰労働力が都市部の工業部門に労働力が流出しても限界生産力がゼロなので農業生産には影響をもたらさない。③工業部門では農業部門から流入した労働者に最低賃金を支払い、工業経営者が余剰利益を設備投資に投資するので工業部門の生産性が増大する。④この工業部門の持続的な発展は農業部門の限界生産性がゼロからプラスに転じる「転換点」に達するまで続行する。日本では日本の工業化のプロセスで何時この「転換点」に達したかという「転換点論争」が展開された。⁽¹⁰⁾ しかし工業部門が発展すると工業労働者の所得が上昇し食糧需要が増大する。農業部門では非肥沃地まで耕地を拡大し都市部の増大する食糧需要に対応しとする。その結果食糧の生産コストが増大し、それに応じて都市部の労働力コストが増大する。農業部門ではリカードの「差額地代」から肥沃な土地を所有する富裕層階層が出現する。しかし都市部の工業の余剰所得及び設備投資が減少し工業は停滞する。この現象を日本の開発経済学者の速水佑次郎は「複合経済のリカードの罠」と称している。⁽¹¹⁾

ルイス、ラニス・フェイの二部門経済発展理論をM・トダロ (Michael P. Todaro) は後に修正している。トダロは発

展途上国の現実には都市部の近代的工業部門では未熟練労働市場の失業率が高いのが一般的である。それにもかかわらず農村部から労働力が都市部に移動するのは都市部のサービス産業部門に雇用機会が多数存在するからであると主張する。この理論は「トダロ理論」と呼ばれるようになる。展途上国に見られる最近の急激な都市化傾向を観察すると「トダロ理論」がより現実的で説明力のある理論であると考えられる。⁽¹²⁾

(3) クズネッツの「逆U字型曲線」

ロシアからアメリカに移住して経済発展のプロセスを研究したサイモン・クズネッツ (Simon Kuznets) は経済の発展と所得配分のパターンには一定の規則性があり、後に「クズネッツの逆U字型曲線」と呼ばれる命題を一九五五年に発表した論文の中で提示した。⁽¹³⁾ すなわち資本主義経済体制の初期の段階では所得や資産が少数の富裕階層に集中するが、経済の発展段階に応じて所得配分の平等化が進展するという命題である。その理由は、①経済発展にともなって産業の中心が農業から工業に移行し、資産保有の平等化が進展すること、②産業の新陳代謝が活発化し人々の所得階層間の垂直移動が可能となること、③政治体制が民主化し社会福祉政策が実施され社会的弱者に対する所得分配が行われること等の理由からである。所得分配の不平等度の分布を、所得分配のローレンツ曲線から推計される「ジニ係数」を縦軸に、一人当たり所得を横軸にとった座標軸で描くと丁度Uの字の逆の形状を示すので「逆U字型曲線」と呼ばれる。

(4) ネルソンの「低位均衡の罠」

R.ネルソン (Richard Nelson) は一九五六年の論文の中で戦後独立した展途上国が直面する問題は「低所得水準から脱却しえない罠」に嵌っていることであると指摘した。即ち展途上国の一人当たり所得が生存水準を越えて改

善されると、その国の人口の増加率が所得の伸び率を越えて高くなり、結果的に一人当たり所得水準は元の貧困水準に引き戻され低い所得水準から脱することが出来ない罍にはまってしまうという矛盾を指摘した。¹⁴ このネルソンの「低位均衡の罍」理論は後述するように最近発展途上国、特にアフリカ諸国の「貧困の罍」の問題として復活する。

(5) H・チェネリーのギャップ理論

ハーバード大学のH・チェネリー (Hollis B. Chenery) は一九六六年に発表した論文の中で発展途上国は貯蓄と投資のギャップと経常収支のギャップの二重のギャップに悩まされる宿命にあると指摘した。このギャップを埋めるために先進国政府は政府開発援助によって途上国政府に資金援助をすることが必要であると説いた。¹⁵ チェネリーのギャップ理論を国民所得勘定の恒等式から簡素化して説明すると次のようになる。国内総生産 (GDP) を需要サイドから分解すると、民間消費 (C_p)、民間投資 (I_p)、政府支出 (G)、輸出 (X)、輸入 (M) とする。 $GDP = C_p + I_p + G + (X - M)$ ①と表示する。国民総生産 (GNP) はGDPに海外からの純要素所得 (FP) を付加された内容となる。従って、 $GNP = GDP + FP$ ②と書ける。輸出マイナス輸入プラス純要素所得を経常収支 (CA) とする。②式の両辺から政府税収入 (T) 及び民間消費 (C_p) を引くと、民間貯蓄 (S_p) は次のように与えられる。 $S_p = I_p + (G - T) + CA$ ③ この③式を書き換えると、 $CA = (S_p - I_p) + (T - G)$ ④となる。④式は次のことを表す。すなわち経常収支 (CA) は民間の貯蓄と投資のギャップ ($S_p - I_p$) と政府の財政収支 ($T - G$) に分解される。このことから発展途上国は一般的に経常収支は赤字であり、所得水準が低く民間貯蓄 (S_p) が限られ政府の財政収入 (T) も限られているので、民間の貯蓄と投資のギャップと政府の財政収支のギャップをもたらず。経常収支の赤字は主に資本収支の黒字によって補填される必要がある。途上国の資本収支は、民間直接投資及び証券投資が限られ、金融機関からの

借入もリスクが高く期待出来ない。従って経常収支の赤字は政府開発援助資金によって補填する必要がある。これを二ギヤップないしは三ギヤップ理論と呼ばれる。⁽¹⁶⁾

(6) 均衡発展理論と不均衡発展理論

フィンランドの経済学者R・ヌルクセ (Ragnar Nurkse) は発展途上の経済発展を促進するためには途上国政府が積極的に市場に介入し、財政資金を主要な産業分野や産業基盤の開発に優先的に投資し、これら分野を同時並行的に発展させる必要があると主張した。このアプローチは「均衡発展理論」と呼ばれ、経済発展のためには関連する産業分野を需要・供給の側面から同時並行的に発展させる必要があると考える。この主張は多くの開発経済学者の支持を得た。⁽¹⁷⁾ これに対してP・ストリートン (Paul Stretton) やA・ヒルシュマン (Albert Hirschman) 等は、この均衡発展理論は途上国の限られた財政資源や人材不足、低い技術水準を考えると非現実的であり、実効性に乏しいと主張する。これに対して産業波及効果及び前方・後方関連効果の高い主導的産業に資本、人的資源を集中的に投資する「不均衡発展理論」が発展途上国には最も適していると主張する。⁽¹⁸⁾

(7) 構造主義理論と従属主義理論

「構造主義」理論はアルゼンチンの経済学者ラウル・プレビッシュ (Raúl Prebisch) 等が一九五〇—六〇年代に主張した「輸入代替工業化政策」の基礎となった経済理論である。この「構造主義理論」は次のように主張する。即ち発展途上国の経済はモノカルチャー経済構造を持ち、先進工業国に一次産品を輸出し、先進工業国から経済発展に不可欠な工業製品を輸入するという構造的特色を持つ。しかし途上国の対先進工業国との貿易の「交易条件」は構造的に途上国に不利である。この途上国経済の構造的弱点を克服するためには先進国からの工業製品の輸入を制限して、自

国内でこれ等工業を保護育成する必要があると主張して「輸入代替工業化政策」を実施すべきであると主張した。⁽¹⁹⁾

「従属性理論」(Dependency Theory) は主にチリーのサンチャゴ大学社会経済研究所で一九六〇年代以降活躍したA. G. フランク (Andre Gunder Frank)、テオトニオ・ドス・サントス (Theotonio Dos Santos) 及びエジプトのサミール・アミン (Samir Amin) 等が主張した開発理論で、一般に「新マルクス主義」(Neo-Marxism) ないしは「ラディカル政治経済学理論」と呼ばれている。A. G. フランクはドイツ生まれで苦学(土木工事の労働者)してシカゴ大学で経済学(ロシア経済論)の博士号を取得する。アメリカ・カナダ・ブラジル・チリ・メキシコ・イギリス・オランダ・ドイツ等複数の国で開発経済学・社会学・政治学等の社会科学の分野で教鞭をとり、従属理論の形成に指導的な役割を演じた。フランクは七ヶ国以上の外国語に堪能で三六冊の研究書、三五〇以上の研究論文がある。一九六八―七三年の期間チリ大学で教鞭をとりアジェンダ社会主義政権下で大統領の経済顧問となる。アジェンダ大統領は一九七三年九月CIAが介入したとされるピノチェット陸軍司令官が指揮する軍部のクーデター部隊が大統領府を攻撃中に自殺する。フランク及びドス・サントス等は国外に逃亡しそれ以降従属論の研究は一時主にメキシコ国立自治大学でおこなわれるようになる。チリではピノチェット軍事独裁体制が一九九〇年まで継続した。この間左翼勢力に対する弾圧が行われ三〇〇〇人以上が死亡ないしは行方不明になったといわれている。ピノチェット政権下でチリ政府はシカゴ大学で教育をうけたテクノクラート達(シカゴ・ボーイズ)が中心となってIMF・世銀の経済自由化政策(ネオ・リベラリズム政策)を実施する。

従属理論の主な内容は以下に要約される。即ち世界の資本主義経済体制は、世界経済を支配する中核的な西欧資本主義国と、これ等資本主義国によって支配され従属的な立場にある周辺低開発国によって構成されている。西欧資本

主義経済は一九世紀末までに独占的な段階に達し発展途上国を帝国主義的に植民地化した。低開発国はこれ等先進資本主義国が必要とする鉱物資源、農作物等の一次産品を供給し、先進国が生産する工業製品の輸出市場となる。このように発展途上国の経済体質は先進国にたいする従属性を強く持つことである。²⁰ この「従属理論」は発展途上国のマルクス主義を信奉する知識人達が自国の経済発展を分析する基本的な理論的枠組みとして活用した。

(8) ハロッド・ドーマの成長理論

現代の経済成長理論は次に紹介するソロー・スワンの新古典派成長理論が主流となっているが、R・ハロッド(R.F.Harrod)の論文(一九三九年)及びE・ドーマ(E.Domar)の論文(一九四六年)の中で展開された成長理論が出发点となっている。ソロー(R.Solow)は現代の経済成長理論の五〇年の歴史の中で、三つの大きな波動があり、その第一の波動がハロッド・ドーマ理論であると指摘している。第二の波動はソロー・スワンの新古典派成長理論であり、第三の波動は一九八〇年代後半以降展開された「内生的成長理論」であるとしている。²¹ ハロッドは言うまでもなくイギリスの経済学者、ドーマはアメリカの経済学者である。両者の論文は同時期に発表され、ほぼ同じ前提と方法論を採用しているので一般に両者を含めてハロッド・ドーマの成長理論と呼ばれている。ここではハロッドの成長理論を中心にこの理論の要点を解説することにする。前述したチェネリーのギャップ理論もハロッド・ドーマの成長理論がその分析の土台となっている。この理論は計算が比較的簡単なので過去発展途上国が一定の経済成長率を実現するため必要とする投資資金を推計する理論的方法として頻繁に使われてきた。

最初にこの理論の実際の適用例を簡単に紹介しよう。アジア開発銀行(以下アジ銀と省略)は年度別に加盟国に対する融資額を策定する必要がある。この数値は加盟国の国民所得統計からハロッド・ドーマ理論を使い比較的容易に推

計可能となる。その手順は基本的には以下の通りである。①各国政府の短期の経済成長率目標を確定する。②各国の過去の国民所得統計から「限界資本係数」(ICOR: incremental capital output ratio)の数値を計算する。③この数値から必要とされる年度毎の追加投資額(純貯蓄額)を推計し、④推計される純国内貯蓄額を確定すると、必要とされる海外資金量を推計することが可能となる。⑤海外資金流入量(foreign capital inflows)が推計されると国際開発金融機関別、二国間の政府開発援助毎に配分して次年度のアジ銀の加盟国別の融資目標額を確定するという手順である。

ハロッドの成長理論を理解するには、ハロッドの「動学理論」を理解する必要があるが、ここではハロッドの最初の論文(一九三九年)及び日本の経済学者によるハロッドの経済動学の解釈論を参照にしながらその要点のみを解説することにする。⁽²³⁾ ハロッド理論のポイントは以下に要約される。①一国の経済は単一の同質的な財(X)を産出する。②この財(X)の産出には同じく同質的な生産要素の資本(K)と労働力(L)が使用される。③生産技術に変化はないと仮定する。④財の生産と生産要素の投入には収穫一定の原則を前提とする。⑤所得の一定比率が貯蓄される(貯蓄率が一定)。⑥一単位の財(X)の生産に必要な資本(K)の投入量(資本係数)及び労働力(L)の投入量(労働係数)は一定とする。⑦労働力の伸び率(n)は経済外的要因(exogenously given)である人口統計学的要因により一定であると仮定する。

以上の前提から一単位当たり財の生産に必要な労働力の投入量(労働係数)は一定と仮定されているので財(X)の生産の伸び率(g_x)は労働力の伸び率(g_L)を長期間越えること($g_x > n$)は無い。しかし財の生産の伸び率(g_x)よりも労働力の伸び率(n)が高いと失業率が増大するので、長期間労働力の伸び率が財の生産の伸び率を越える($n > g_x$)こともない。従って財市場と労働市場の均衡を前提とすると財(X)生産の伸び率(g_x)は労働力(L)の伸び率(n)

と等しくなる ($g = n$) 必要がある。これをハロッドは「定常状態」(steady—state) にある経済の「自然成長率」(g_n) であるとする。

一方資本 (K) の投入については、均衡状態では人々は資本の投資 (I) のために必要な部分所得の一部を貯蓄して投資にまわす。従って投資と貯蓄は等しくなる ($I = S$)。しかも国は財の生産に必要な生産設備のストックとしての資本 (K) を維持する必要がある。資本の伸び率は ($\Delta K/K = I/K$) 定常状態では、資本係数は一定と仮定しているので財 (Y) の生産の伸び率 (g) と等しくなければならない。この伸び率をハロッドは「適正成長率」(g_w) (warranted rate of growth) と呼ぶ。即ち $g_w = I/K = I/Y \cdot Y/K = s/v$ ① という等号式が導きだされる。 I/Y は $I = S$ なので貯蓄率 (s) を表し、 Y/K は資本の生産性、資本係数 $v = (K/Y)$ の逆数である。この様にしてハロッド理論では経済の「適正成長率」は限界貯蓄係数 (s) を限界資本係数 (v) で割った値に等しくなる。しかし現実の経済成長率 (g_r) を $\Delta Y/Y$ とすると、現実の経済成長率 (g_r) が自然成長率 (g_n) 及び適正成長率 (g_w) と一致するとは限らない。

(9) ソローの新古典派成長理論

一九五六年に R・ソロー (Robert Solow) は三十二歳の時固定投入係数を前提としたハロッド・ドーマ理論を更に発展させた経済成長理論の論文を発表して注目を集めた。そこで展開されたソローの経済成長理論は新古典派生産関を活用した変動投入係数を織り込んだ数理的に精緻化された内容であった。これ以降ソローは経済の成長理論及び実証研究について多数の研究成果を発表し、一九八七年ノーベル経済賞を受賞した。⁽²⁴⁾ 同じ時期にオーストラリアの経済学者 T・スワン (T.W.Swan) もほぼ同じ内容の経済成長理論を展開しているので、ソローの理論はソロー＝スワンの成

長理論と呼ばれることもある。⁽²⁵⁾ ソローの経済成長理論に関しては多数の解説がなされているが、この論文の主題は D・アシモグルの「経済制度の政治経済学分析」を紹介することにあるので、代表的な解説書に依拠してソローの成長理論の要点だけを取り上げて解説することにする。⁽²⁶⁾

ソローの経済成長の基本形は、変動投入係数(変動する限界資本・労働投入係数)及び規模に一定の収穫の生産関数の前提、微分方程式の活用以外はハロッド・ドーマ理論とほぼ同じである。⁽²⁷⁾ 先ず生産活動(Y)が生産要素としての資本(K)と労働力(L)の関数とすると、 $Y = f(K, L)$ ①と表示される。①式を全微分するとオイラーの公式から、 $dY = \partial Y / \partial K \cdot dK + \partial Y / \partial L \cdot dL$ ②となる。この②式の意味は生産の増分(dY)は資本の限界生産性($\partial Y / \partial K$)に資本の投入量の増分(dK)を掛けた部分と労働力の限界生産性($\partial Y / \partial L$)に労働力の増分を掛けた部分を足したものの(線形加法)に等しくなることである。生産要素市場は完全自由競争であるという前提から資本コスト(r)は資本の限界生産性($\partial Y / \partial K$)に等しく、労力のコスト、即ち賃金率(w)は労働力の限界生産性($\partial Y / \partial L$)に等しいと仮定される。所得の一定割合(s)は貯蓄(S)され、 $s = S/Y$ とこの関係が成立し、限界貯蓄性向(s)は一定と仮定される。閉鎖経済の前提から貯蓄(S)は投資(I)に等しく、ストックとしての資本(K)の増分(dK)は当期の投資(I)に等しくなる。しかし資本(K)は時間とともに一定の割合(δ)で減耗する。従ってネットの資本の増分は $dK = sY - \delta K$ ③となる。資本の増分($dK = K_{t+1} - K_t$)の変化率は時間の関数として(dK/dt)として表され、 $dK/dt = sY - \delta K$ ④と定義される。

生産関数としては「一次同次」の斉次方程式、即ち「規模に関して収穫が一定」の関数、コブ・ダグラス型の生産関数が用いられる。規模に関して収穫が一定(constant returns to scale)の生産関数はミクロ経済学や経済数学で説明

されるように、生産要素の投入量がそれぞれ m 倍されると生産量も同じ割合で m 倍される生産関数をさす。すなわち $mY = f(mK, mL)$ となる関数をさす。コブ・ダグラス (Cobb-Douglas) 生産関数は、 $Y = f(K^\alpha, L^\beta)$ の関数が $(\alpha + \beta = 1)$ の場合をさす。この場合 K 、 L それぞれを m 倍すると、 $(mK)^\alpha (mL)^\beta$ となり、 $m^{\alpha+\beta} (K^\alpha, L^\beta)$ となる⁽²⁸⁾。従って生産関数 $Y = f(K, L)$ がコブ・ダグラス型と仮定すると、両辺を L/L 倍すると、 $Y/L = (K/L, 1)$ となり、一人当たりの関数の形、 $y = f(k)$ [$y = Y/L$, $k = K/L$] に書き換えることが可能となる。このようにコブ・ダグラス型の関数を前提にすると一人当たりの変数として数式の展開が可能となる。

一人当たり労働者の資本ストック $k = K/L$ を対数に書き換えると $\log k = \log K - \log L$ ⑤となる。これを変化率に書き換えると、 $(dk/dt)/k = (dK/dt)/K - (dL/dt)/L$ ⑥と書きかえられ、一人当たり労働者の資本ストックの伸び率は、資本の伸び率から労働力の伸び率を引いて求められる。労働力の伸び率は人口の伸び率と等しく (E)、伸び率は外生的 (exogenously) に与えられると仮定する。また一人当たり生産が一人当たり資本ストックの関数 ($y = k^\alpha$) とすると、これを対数に直すと $\log y = \alpha \log k$ となり、これを書き直すと、 $dy/y = \alpha (dk/k)$ となり、一人当たり生産の伸び率は、一人当たり資本の伸び率を係数 (α) で修正した数値にひとしくなる。

以上のことから、資本ストックの伸び率 $dK/dt = sY - \alpha K$ ④式を一人当たり伸び率に書きかえると、 $(dk/dt)/k = sY/K - n - \delta = sy/k - n - \delta$ ⑦、 $dk/dt = sy - (n + \delta)k$ ⑧となる。⑧式は一人当たり資本ストックの伸び率は、一人当たり貯蓄 (sy) 即ち一人当たり投資から、労働力の増分 (n) 及び資本の減耗 (δ) によって減殺される一人当たり資本ストックを引いた分量となる。一人当たり生産 (GDP) が一人当たり資本ストックの関数 [$y = f(k)$] とすると、生産の増大は⑧式が表す一人当たり資本の増大、即ち投資 (貯蓄) の増大が必要となる。これを図に表す

と、図1、図2のとおりとなる。これ等の図で (s_y) 曲線と $(n+d)k$ 直線の交点で dk/dt がゼロとなる。この点を定常状態 (steady state) と考え、この状態では一人当たり生産は増減しない。この状態から一人当たり生産を増大させるためには短期的には貯蓄曲線 (s_y) を上方にシフトさせる必要がある。そのためには政府は金融・財政政策によって人々の貯蓄行動を誘導する政策を実施する必要がある。

(10) 技術変化の経済効果

一九五六年の論文の中ではソローの関心は技術の進歩の問題は主要な関心領域ではなかった。しかしそれ以降の論文で技術進歩の経済効果の分析が行われている。⁽²⁹⁾ しかしソローのこれ等論文の中で行った技術進歩の分析は、一九三〇年代以来主にイギリスの新古典経済学者達が論議してきた文脈の中で行われた。即ち技術進歩の効果を一定の基準に従って分類し、経済効果を分析することが主な課題であった。⁽³⁰⁾ 即ち一定の技術進歩を労働節約的 (資本集約的)、資本節約的 (労働集約的)、或いはこれ等に中立的な効果を持つかという分類を一定の基準 (要素価格比率、資本と労働の限界代替率、要素集約度、所得分配率等) で行い、その経済効果の分析をどのような理論的な枠組み、即ち生産関数或いは等生産曲線のシフトとして捉えるのかということであった。⁽³⁰⁾

一般的には技術進歩を「ヒックス的分類基準」か「ハロッド的分類基準」によって分類しその効果を分析することであった。これは以下を前提として論議された。即ち①生産過程が同一で、生産物が資本と労働の二つの生産要素によって一次同次の生産関数によって生産される。②要素価格 (w/r) が一定に保たれている時、資本・労働の比率 (資本集約度) の変化率を β 、資本と労働の代替の弾力性を α 、資本の投入係数 (α/α) が一定の時の労働生産性 (Y/L) の成長率を π とし、ヒックス型の技術進歩の分類基準は β の値によって労働節約 (資本集約的)、資本節約的 (労働

図 1 : 1 人当たり資本と生産

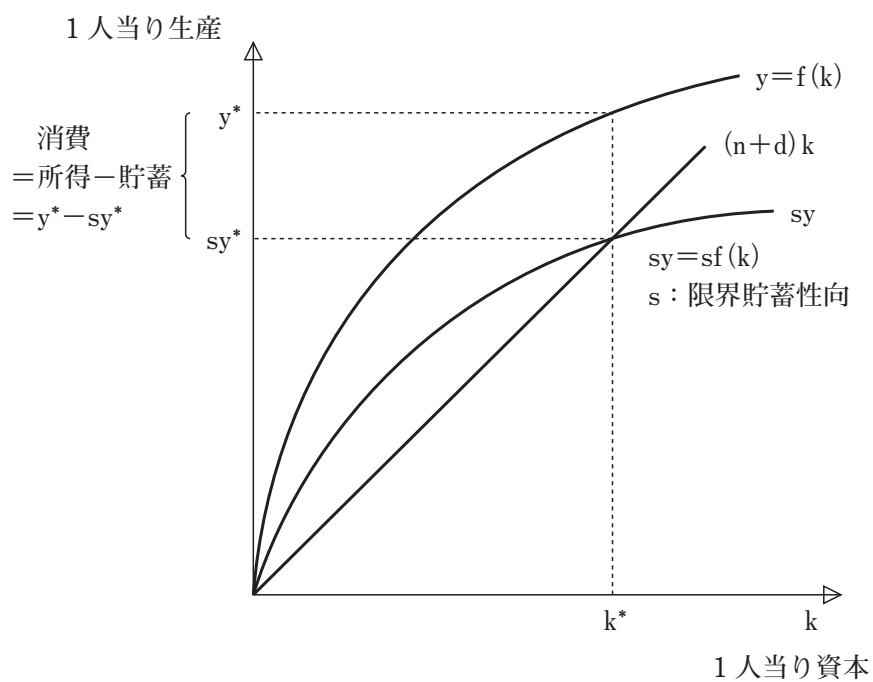
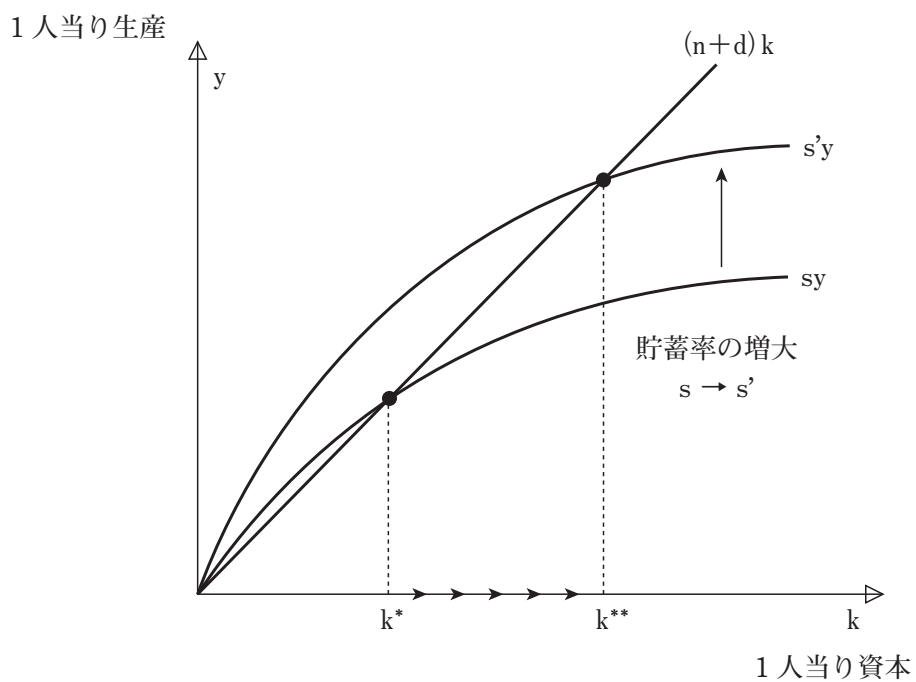


図 2 : 貯蓄率の増大と生産



資料 : Charles I. Jones, Introduction to Economic Growth, W.W.Norton, 1998, pp.26-28.

働集約的) 及びこれら等に中立的な変化と分類する。ハロッド型の分類基準は資本の投入係数 (K/Y) が一定のとき、資本と労働の代替弾力性 α によって労働生産性の変化率がどのように変化するかによる分類する。⁽³¹⁾ この基準をファーガソン (C.F. Ferguson) は短期の基準と長期の基準による分類としている。開発経済学は長期の視点に立って発展途上国の経済発展を考察することが主な課題であるので、ハロッド型の技術進歩の効果を見てみよう。

前述した一人当たりでの生産関数、 $y = f(k)$ で、労働生産性 ($y = Y/L$) を縦軸に、資本装備率 ($k = K/L$) を横軸にとった図3によつて技術変化の経済効果を見てみよう。技術進歩を生産関数のシフトと定義すると次の図に示されているように、技術進歩によつて生産曲線は f_1 から f_2 にシフトする。 f_1 の生産曲線では資本装備率が k_0 のとき、労働生産性は y_0 であり、 a 点と原点を結ぶ直線の勾配は Y/K で資本生産性を示す。技術進歩の結果生産曲線が f_1 から f_2 にシフトすると、 k_0 の資本装備率では労働生産性は y_2 の水準に増大し、 e 点と原点を結ぶ直線の勾配は急になり資本の生産性は増大し、 y_0 から y_1 への労働生産性の増大部分は技術進歩の効果である。

技術変化の効果を等生産量曲線で解析すると、技術進歩の効果は等生産力曲線が下方に f_0 から f_1 にシフトすると解釈する。即ち一定単位の財を生産するのにより少ない資本・労働力の投入で生産が可能となると解釈する。当初 f_0 の生産曲線上の a 点で生産していたとすると、 a 点と原点を結ぶ直線の勾配は K/L で資本装備率 (資本集約度) を表す。 a 点で生産曲線と接する接線の勾配は (w/r) 生産要素価格比率 (資本と労働の限界代替率) を表す。技術進歩の結果等生産量曲線は f_1 に下方にシフトする。この線上の b 点で生産が行われると資本装備率 (資本集約度) 及び要素価格比率 (w/r)、従つて資本と労働の限界代替率は変化しない。しかし c 点で生産が行われると資本集約的 (労働節約的) となり要素価格比率 (限界代替率) も変化する。技術進歩が進むと労働者の技術水準が上昇し、労賃も上昇する結果、

図 3 : 技術進歩の経済効果 : 生産曲線のシフト

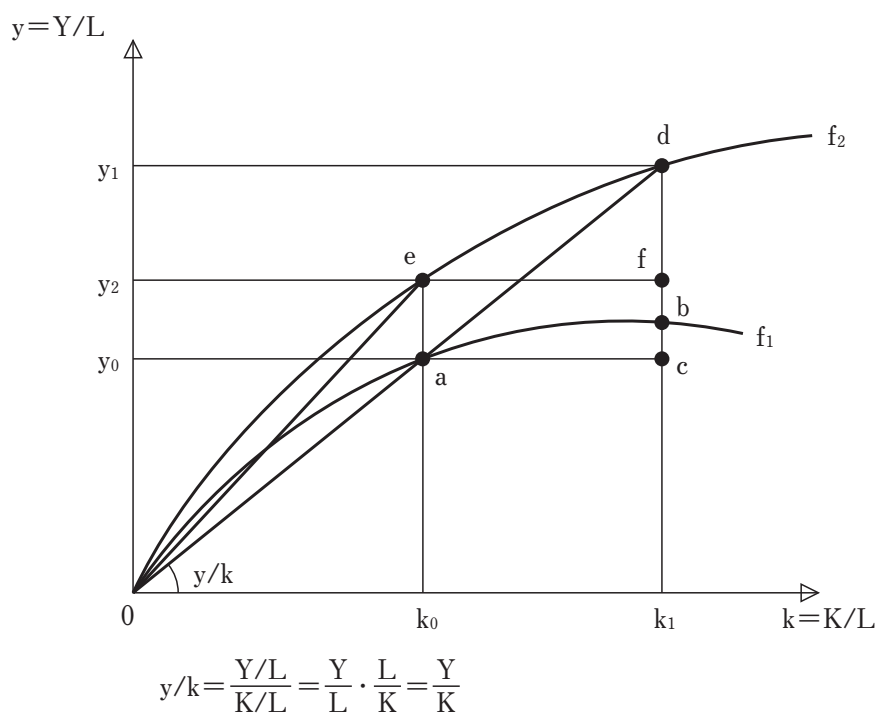
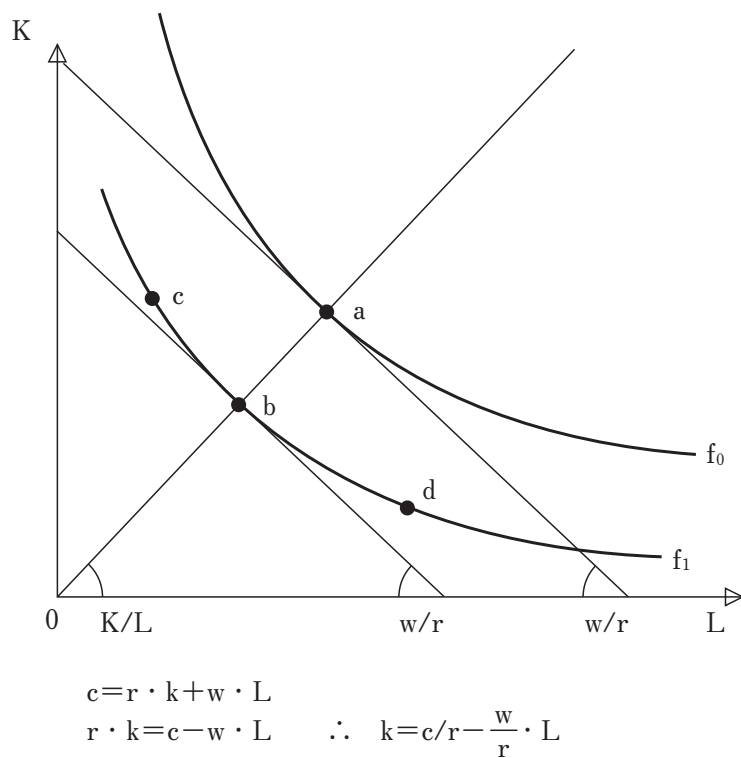


図 4 : 技術進歩の経済効果 : 等生産量曲線のシフト



要素価格比率 (w/r) が上昇し企業経営者は労働を節約し資本集約的な生産技術の革新を行うと考えるのが自然である。d点での生産はその反対に労働集約的 (資本節約的) となる。

生産技術の進歩のメカニズムは産業によって大きく異なる。鉄鋼・石油化学・電力・セメント等は資本集約的産業の典型であり、半導体産業・ソフトウェア開発・自動車産業・電気・電子産業は資本集約的・技術集約的産業であり、アパレル産業及びサービス産業の多くは労働集約な産業である。従って国全体の生産活動を資本と労働を投入して単一の財を生産する集計的な現象と仮定して、技術進歩の効果の経済効果を分析するという方法は現実から乖離した疑似的な分析方法であるという誹りを免れない。社会科学は本来実践的な政策科学であるべきであり、理論的なモデルは実践的な政策を提示すべきであるというのが筆者の立場である。従って技術進歩の効果も個々の産業別にその効果を分析を行うべきで、技術一般の経済効果を分析することはあまり政策的に意味がある論議であると思えない。

(11) 全要素生産性 (TFP) : 「ソローの残余」 (The Solow Residual)

ソローの新古典派成長理論はその後経済成長率の「成長会計分析」 (growth accounting) という各国の成長率の実証分析の理論的基礎を提供することになる。先ず技術進歩が中立的経済効果であると仮定して、生産関数を一次同次の関数とすると、 $Y = Af(K^\alpha, L^\beta)$ ①とする。一次同次の仮定から $\alpha + \beta = 1$ である。しかし煩瑣になるので、 β は一時無視して式を展開する。 A は技術進歩を表す係数であり、経済システム全体の生産性 (TFP: total factor productivity)、「全要素生産性」を示す係数であるとする。この①式を全微分すると、 $dY = \partial Y / \partial K \cdot dK + \partial Y / \partial L \cdot dL + f(K^\alpha, L^\beta) \cdot dA$ ② この②式の両辺を①式で割ると、 $dY/Y = \partial Y / \partial K \cdot dK/Y + \partial Y / \partial L \cdot dL/Y + dA/A$ ③ ③式の第一項に K/K 第二項に L/L を掛けて整理すると、 $dY/Y = (\partial Y / \partial K \cdot K) / Y \cdot dK/K + (\partial Y / \partial L \cdot L) / Y \cdot$

$dL/L + dA/A$ ④、生産要素市場が完全自由競争市場であると仮定すると $(\partial Y/\partial K) = r$ 、 $(\partial Y/\partial L) = w$ となり、資本の限界生産性は資本の利潤率、労働の限界生産性は賃金率に等しくなるので、④式の第一項は資本の分配率に資本の増加率 (dK/K) を掛けた数値、第二項は労働の分配率に労働の増加率 (dL/L) を掛けた数値をあらわす。資本と労働の分配率は $Y = r \cdot K + w \cdot L$ ⑤と定義され、⑤式を Y で割るべし、 $1 = (r \cdot K)/Y + (w \cdot L)/Y$ ⑥ $Y = K^\alpha$ を K で微分するべし、 $dY/dK = \alpha K^{\alpha-1} = \alpha K^\alpha/K$ ⑦ 資本の分配率は、 $(r \cdot K)/Y = (\alpha K^\alpha/K) \cdot K/Y = \alpha Y/K \cdot K/Y = \alpha$ ⑧となり、資本のベキ乗 α は資本の分配率と等しくなる。同じく労働 L^β の β は労働の分配率を表す。⁽³²⁾

以上から④式は、 $dY/Y = \alpha dK/K + \beta dL/L + dA/A$ ⑨と簡略化される。⑨式は以下を表す。即ち経済の成長率は資本投入の増加率と労働投入の増加率をそれぞれの分配率で加重平均した数値と全要素生産性の増加率に分解される。経済の成長率及び資本と労働の分配率は過去の所得統計から推計可能だが、全要素生産性の増加率は直接推計出来ない。そこで取られた方法は、全要素生産性としての経済システムの生産性の増加率 (dA/A) を実際の経済の成長率から資本及び労働力の投入量の増加の貢献分をひいた「残余」として推計する方法である。即ち $dA/A = dY/Y - (\alpha dK/K + \beta dL/L)$ ⑩と定義して全要素生産性の増加分 (dA/A) を推計する方法である。しかし経済成長の実際の時系列的な統計データから計算される経済の成長率から資本・労働力の投入量の増加によって説明出来る部分を引きいた「残余」を経済システムの生産性の上昇による「貢献分」と定義する方法は経済学者の「無知」を告白するようなものであると非難されている。⁽³³⁾ しかしこの方法によって世界各国の経済成長率の格差の要因の実証分析が多数行われた。特に有名となったのは「東アジアの奇跡」として喧伝されたシンガポール・台湾・韓国・香港の驚異的な経済成長率の分析であり、「成長会計分析」の結果は、技術導入による全要素生産性の上昇要因の効果は限定的で、

表 1 : 全要素生産性 (TFP) と資本・労働力投入の年平均伸び率 (%)
(1966—1990)

	シンガポール	韓国	台湾	香港
全要素生産性の伸び率	0.2	1.7	2.6	2.3
資本の伸び率	11.5	13.7	12.3	8.0
労働力の伸び率	5.7	6.4	4.9	3.2

資料 : Alwyn Young, "The Tyranny of Numbers: Confronting the Statistical Realities of the East Asian Growth Experience," The Quarterly Journal of Economics, August 1995, pp.643-679.

経済成長の主要な要因は資本・労働力の投入力の増大であるというA.ヤング (Alwyn Young) 研究である (表1参照)。

インド経済は一九四七年以降政府指導型の社会主義経済政策を実施してきた。その結果インド経済は長期間低迷し、年平均の経済成長率は一九八〇年代まで三・〇—五・〇%以下と低迷してきた。しかしインド政府は一九九〇年代初頭からIMF・世銀の支援を受け入れ経済自由化政策 (投資・貿易の自由化・政府規制の緩和等) を実施した。その結果一九九〇年代以降年平均の経済成長率は六・〇%を越え、特に二〇〇〇年以降は八・〇%代を達成するようになる。インドの経済学者達はこのインド政府が実施した経済自由化政策の経済効果を成長会計分析から「全要素生産性」(TFP) の改善効果の推計を通して計量的に測定し、自由化政策の効果論争を展開した。⁽³⁴⁾ 日本の開発経済学者、速水佑次郎も世界各国の経済成長率の格差分析を「成長会計分析」を通じたTFPの推計作業を行っている。⁽³⁵⁾

(12) 新古典派成長理論の問題点

以上みてきた新古典派経済成長理論はソローを中心に一九五〇—六〇年代に発展した理論であるが、その後種々の問題や課題に直面することになる。ここでは理論的な問題と構造的な問題に整理して、一九七〇年代以降の経済成長理論の動向を整理することにする。理論的な問題の第一は、一九七〇年代以降に発生した

石油危機や環境問題に直面して経済の安定的な成長神話を修正する必要に迫られたことである。ソローの理論では経済の成長のダイナミズムの源である「技術革新や進歩」は「外生的な所与の条件」として考えられた。一九八〇年代の後半発表されたR・ルーカス(Robert E. Lucas)の論文(一九八八年)とP・M・ローマー(P. M. Romer)の論文(一九八六年)を契機に新古典派経済学者達は所謂「内生的成長理論」(Endogenous Growth Theory)を論ずるようになる。³⁶この「内生的成長理論」は、技術革新、学習効果、規模の効果、技術の波及プロセス、貿易の効果等経済成長を促進する要因を理論モデルの内部(endogenously)に取りこみそのメカニズムを分析する理論であり、現代の経済成長理論の主流となっている。第二の理論的な問題は、ソローの新古典派成長理論が一次同次の生産関数を前提としていることである。一次同次の前提は理論的には明解であるが、現代の先進国の産業の中心である内的・外的規模の効果を持つ先端技術集約的な大量生産体制の経済では現実を反映しなくなってきたと考えるべきである。特に「生産関数」というアプローチは工業部門の生産活動及び生産設備投資を想定して理論化されており、国内総生産の内サ―ビス産業の比重が非常に高い現代の西欧先進国では現実から乖離している。特にアメリカ(七九%)、フランス(七九%)、イギリス(七八%)、日本(七二%)、ドイツ(七一%)の実情から乖離していると言えよう。発展途上国でもサ―ビス産業のウエイトはケニア(六七%)、バングラデッシュ(五三%)、ガーナ(五一%)、インド(五五%)等以上に高いのであり産業の新陳代謝を考慮した経済の発展成長理論を構築することが望ましい。第三の理論的問題が新古典派理論は貯蓄⇨投資と単純化していることであり、金融経済と実体経済の成長メカニズムの解明が不十分であることである。特に現代の国際金融はグローバル化され国際間の資本取引が大規模化・加速化されており金融経済のメカニズムを無視しえない。発展途上国の経済発展についてはR・マキンノン(Ronald McKinnon)が一九七〇年代の初頭以

降「金融と経済」発展のメカニズムを研究している。⁽³⁷⁾さらに技術革新・進歩の国際間の波及効果が特に発展途上国の経済発展に重要となってきたが、ソローの経済成長理論は「閉鎖経済」を前提して構築されており、貿易の効果及び技術波及効果の分析が加味されていない。特に新興工業国のシンガポール・台湾・韓国の経済発展のメカニズムは貿易の効果を無視しては理解しえない。グローバル化された現代の国際経済では資本の流入・流出ばかりでなく技術の波及効果を無視しては理解しえない。新古典派成長理論の構造的な問題についてはD・アシモグル (Daron Acemoglu) の経済発展の政治経済学的アプローチの紹介を通して見て行くことにする。

2. アシモグル (Daron Acemoglu) の制度論

(1) 開発経済学の最近の潮流

最近その研究活動が注目されている二人の発展途上国出身の開発経済学者がいる。二人とも新古典派成長理論に批判的である。一人はインド生まれのA・バナージー (Abhijit V. Banerjee) であり、もう一人はここで紹介するトルコ生まれのD・アシモグル (Daron Acemoglu) である。A・バナージーはインドのカルカッタの貧困地域に生まれ (一九六一年) インドの大学で経済学を学んだ後にハーバード大学で博士過程を修了し、現在はMITの大学院で開発経済学を教えている。A・バナージーは新古典派経済成長理論の前提は発展途上国の現実から非常に乖離していると考ええる。しかしインド政府が過去行った開発投資の経済効果は非常に低く、経済が長期間停滞した根本的な原因はインド特有の経済制度という構造的な問題 (政府の市場介入、制度の未確立、腐敗、カスト制度の存在等のインドの伝統的な価値観と行動規範等) に起因すると主張する。そして新古典派経済成長理論のモデルに依拠したJ・サックス (Jeffrey

D.Sacks)等が主張する「貧困の罠」を脱出する政策としての大規模な開発援助資金を投入する政策を推奨する「ビッグプッシュ」理論に批判的である。バナージューは発展途上国が「貧困の罠」から脱却するために必要なことは、個々の貧困状態を「実験計画的手法」によって実践的に改善するミクロの状況での具体的な努力が必要であると主張する。そしてグラミン銀行等が実施したミクロ開発政策は有効な政策ではあるが種々の弊害があると主張する⁽³⁸⁾。

D・アシモグルはイギリスのヨーク大学で政治学を勉強し、ロンドン大学(LSE)の大学院で経済学の博士過程を修了し(一九九二年)、一九九三年からMITで開発経済学、開発マクロ経済学、経済成長理論を教えている。主な関心領域は政治経済学であり、势力的に研究成果を発表しており、過去三冊の研究書、一三〇以上の研究論文を出版している⁽³⁹⁾。D・アシモグルは最近顕著になってきた開発経済学の新しい潮流の非常に優秀な研究者であると言えよう。

発展途上国出身の開発経済学者は概して、ステイグリッツが揶揄する「市場原理主義」的な新古典派経済理論とその牙城であるブレトン・ウッズ体制が実施した経済自由化政策に懐疑的である⁽⁴⁰⁾。ジマス・アレハンドロ(Carlos Diaz Alejandro)は「金融規制左様なら、今日は金融危機!」とIMF・世銀が実施した金融経済自由化政策を批判する⁽⁴¹⁾。また南アメリカ出身のS・エドワード(Sebastian Edward)はIMF/世銀が支援して実施した一九八〇年代の経済自由化政策、特に貿易の自由化政策の效果に懐疑的である⁽⁴²⁾。しかし発展途上国が過去実施した国家指導型の開発政策が概して失敗であったことはインドの経済学者のD・ラル(Deepak Lal)は認めざるをえないと考えていた⁽⁴³⁾。他方IMF・世銀も「市場原理主義的」な経済政策が発展途上国の必ずしも有効な政策でないことを反省するようになる。一九九七年に発生したアジア通貨危機に対して取ったブレトン・ウッズ体制、特にIMFが行った支援政策は必ずしも適切でなかったとIMF自身認めざるを得なかった⁽⁴⁴⁾。世銀は一九八〇年代以降実施した経済自由化政策を柱とする

「構造改革政策」が発展途上国の実情に合わず期待した成果をもたらさなかったと反省することとなる。⁽⁴⁵⁾

以上のようなことを背景にしてD・アシモグルは近代的な資本主義経済体制の形成と発展には、新古典派開発経済学が軽視してきた経済制度及び政治制度の統治性(ガバナンス)の確立と発展が不可欠の要件であると主張するようになる。

(2) アシモグルの政治経済学的制度論

最近制度や組織のガバナンスが経済発展や経済政策の不可欠の条件であるという認識が高まってきた。アジア銀のような国際開発援助機は一九九〇年代以降発展途上国の「組織の能力開発」(Capacity Development)を開発援助業務の重要な使命であると強調するようになる。⁽⁴⁶⁾ IMFや世銀も市場経済を支える種々の経済制度が順調に機能することが重要であるという認識を強めている。⁽⁴⁶⁾ 日本では在来「経済体制論」や「経済システム論」⁽⁴⁷⁾として資本主義経済体制や社会主義経済体制の「比較制度分析」の対象として経済制度が捉えられてきた。⁽⁴⁷⁾ アメリカではT・ヴェブレン(Thorstein B. Veblen)のような経済制度を社会学的に分析する制度論を「旧制度論」、O・ウィリアムソン(Oliver E. Williamson)等のように制度を「取引コスト理論」や「ゲーム理論」の視点から分析するのを「新制度論」と呼んでいる。⁽⁴⁸⁾ O・ウィリアムソンはこの理論を発展させた功績でノーベル経済賞を受賞している。しかしウィリアムソンは「方法論的個人主義」(methodological individualism)の分析の道具である「取引コスト」の視点から、資本主義制度のガバナンスの問題を論議しているが歴史的な洞察力を欠き、実践的な示唆が乏しい。⁽⁴⁹⁾

アシモグルの制度論は制度の形成と発展の枠組みの中で制度の政治経済学的現象を分析しており、その意味で非常に歴史主義的であり動態的である。仮説や命題を提起し多くの場合数学的モデルを構築し、計量的な歴史データを

収集し仮説を計量経済学的方法によって検定しようとする。経済制度を構築・維持・変革することによって経済的レントを得るは一定の政治エリート集団であるという認識からアシモグルの制度分析は政治経済学的側面を強く持つ。アシモグルは学生時代従属理論やネオ・マルクシズム理論に傾倒したと言われている。その意味でアシモグルの方法論を特徴づけるとランス・テイラー (Lance Taylor) の理論に近似する「動態的構造主義理論」とでも言えようか。⁽⁵⁰⁾ アシモグルは数学的分析能力に特に秀でており、大学院時代から発表した論文は高く評価され四〇歳以下の優秀な経済学者に授与される「ジョン・ベイツ・クラーク賞」を受賞している。アシモグルの最近の著作「近代経済成長論入門」 (Modern Economic Growth) は二三章、九〇〇頁を越える大著であり、アメリカの大学院の「経済成長論」の講座の教材として使用されている。この著作の内一〇章以上は新古典派成長理論の「動態的最適成長理論」を含む数学的展開と解析に割かれており、アメリカの主要な大学の大学院の経済成長理論の教材として高く評価されている。以下ここではアシモグルの「動態的構造主義理論」の主要な命題を抽出して解説することにする。

(3) 経済発展の構造的要因

新古典派生産関数を使ったソローの経済成長理論はランス・テイラー (Lance Taylor) が指摘するように「方法的個人主義視点から抽象化された合理的行動」 (MIRA: Methodological individualism and rational action) を前提とする実体的ない機械のような人間の生産活動を想定している。⁽⁵¹⁾ そこにはM・ウェーバー (Max Weber) が描く「資本主義の精神構造と市民社会人としての歴史意識」を持つ社会的実体としての近代的な経済人は存在しない。⁽⁵²⁾ そこにはまた部族紛争に明け暮れ集団虐殺の犠牲となる「貧困の罠」に嵌ったアフリカの最貧国の飢餓線上の人間の存在も意識されていない。

しかしアシモグルは西欧先進国の植民地支配の負の遺産の桎梏に喘ぐ現代のアジア・アフリカの発展途上国の長期的経済発展の問題と課題に先ず関心を持つ。従って先進国の短期の経済成長の分析には新古典派経済成長理論は有効であると認めつつも、発展途上国の長期的経済発展を分析するためには、長期的・構造的要因として地理的条件、文化的伝統及び制度的要因が重要であると強調する。アシモグルはD・ノース (Douglas C. North) の定義に従い「制度とは人間関係及び行動を規律する伝統・慣習及び法律等によって定められたインフォーマル及びフォーマルな規則」であり、「経済的制度とは人間の経済行為や価値や資源の配分の仕方を定めたルール」であり、これ等は人間が人為的に定めた規則である。経済の進化と発展の歴史は経済的制度の形成・進化・発展と密接に関係した歴史であり、「近代的経済制度の根幹は私有財産制度、市場取引制度、契約及び株式会社制度」である⁽⁵³⁾と考える。

(4) 近代的経済制度の形成と拡散

私有財産制度、市場取引制度を核とする近代的資本主義経済制度は先ずイギリスに発達し、新大陸の植民地化によって新大陸に拡散して行った。アシモグルの制度論はI・ワラスティン (Immanuel Wallerstein) の「世界システム論」や前述した従属主義理論や構造主義理論に近似している⁽⁵⁴⁾。西ヨーロッパにおける市場経済制度の発展は新大陸と大西洋貿易によって富を蓄積した市民階級 (ブルジョアジー) の台頭をもたらし、これ等市民階級は市民革命をとじて政治制度の民主化を通して政治権力を獲得し、私有財産制度を核とする近代的な経済制度を発展強化して行った⁽⁵⁵⁾。南北アメリカ大陸、アジア・アフリカ・太平洋地域の西欧社会による植民地支配の過程で現地社会の状況 (自然条件、資源の存否・風土病・土着文化) に対応してイギリス型の「柔軟的・開放的経済制度」 (inclusive institutions) とスペイン・ポルトガル型の「閉鎖的・権威主義的経済制度」 (extractive institutions) がこれ等地域で形成された。イギリス型

の制度は「柔軟的・開放的」であり、アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドで進化・発展した。この制度は個人の達成意欲及び個人主義的な価値観を造成し、環境の変化に対応して制度自体を革新する「プラスの循環及びフィードバック」によって経済社会に活力をもたらした。これに反してスペイン・ポルトガル型の「閉鎖的・権威主義的制度」は主に南アメリカ大陸の金・銀等の鉱物資源を「搾取・掠奪する制度」として発展し「マイナスの循環・負のフィードバック」が働きこれ等社会の長期的停滞の構造的要因となった。イギリス型の「柔軟的・開放的制度」はシュンペーター的な「創造的破壊」を可能にして技術進歩及び経済発展のダイナミズムの源泉となる。⁽⁵⁶⁾ このように文明の興亡、発展する経済と衰退する経済、活力のある国家と衰退する国家の歴史は、制度の形成と発展、進化和退化及び制度の新陳代謝の歴史である⁽⁵⁷⁾と考える。しかしイギリス型の経済制度のダイナミズムの源泉は何処にあるのか？必ずしもアシモグルは明確に説明していない。計量的経済史の研究者のA. マジソン (Argus Maddison) は、西欧先進工業国が産業革命以降一九世紀前半から持続的に発展した要因として、①技術進歩、②資本の蓄積、③人的資本の改善、④貿易の拡大を掲げているが、これ等の要因が資本主義的経済制度の進化・発展にどのような経路で影響をもたらしたのか必ずしも明確でない。⁽⁵⁸⁾

(5) 権威主義的政治制度と経済の停滞

アシモグルは具体的な事例を挙げて権威主義的政治制度は持続的な経済発展を阻害すると主張する。権威主義的政治体制では少数のエリートが政治権力と富を独占し、反対勢力である土着の民族資本の自由闊達な発展を阻止し、革新勢力を抑圧しようとするので経済は停滞することになる。具体的な事例としてアフリカのガーナのエンクルマ体制、ジンバブエのムガベ体制、北朝鮮の社会主義体制、フィリピンのマルコス政権、インドネシアのスハルト政権、アル

ゼンチンやチリの軍部独裁体制、共産党独裁体制下のソ連と中国等の事例を挙げている。アシモグルは中国は現在の共産党独裁体制が変革されない限り一九八〇年代以降継続した高い経済成長率は持続可能でないと予想する。⁽⁵⁹⁾

この視点はD・ランデス (David S. Landes) 等の経済史の研究者が指摘する歴史的命題でもある。⁽⁶⁰⁾ また経済歴史学者S・エンガーマンII K. ソコロフはスペイン・ポルトガルが植民地化した南アメリカ社会はこれ等旧宗主国の権威主義的な文化 (大土地所有制、寡頭支配、軍部・教会の保守勢力) が南アメリカの資源貯存状態と地理的条件 (金・銀等の鉱物資源、砂糖・コーヒー等の一次産品の大規模経営に適した自然条件) と相俟って寡頭支配の権威主義的政治文化を形成し、これが南アメリカの経済の長期的停滞の原因となっているという命題を提示している。これに反して北アメリカの国家形成はフロンティア開拓精神に富んだ比較的小規模の自作農民が担う個人主義的な政治文化が土台となっており、アメリカのプラグマチズム精神が政治文化の根幹をなしている⁽⁶¹⁾と考える。しかし権威主義的政治体制も一定の条件では経済発展を加速させることが可能であり、国別の状況を更に分析する必要がある。シンガポールのリークワンユー体制、韓国の朴体制、台湾の国民党独裁体制の更に詳細な政治経済学的分析が必要であろう。

アシモグル等は民主主義的な政治制度が透明性・有責性・開放性・政治エリートの新陳代謝等の理由から長期的経済発展のためには望ましい制度である⁽⁶²⁾と考えるが、政治制度の政治経済学的分析の方法と結果は残念ながら説得力のある内容となっていない。⁽⁶²⁾ 民主的政治制度の形成と発展の条件についてはS・リップセツト (Seymour Martin Lipset) の古典的な論文 (一九五九年) 以来アメリカの社会科学者の研究の対象となってきた。⁽⁶³⁾ 基本的な認識は民主的制度が形成され機能するには、利益集団のイデオロギー・利害の理性的な論議と調整、市民の政治意識の高揚及び積極的参加、コミュニケーション手段の発達等の理由から比較的高い所得水準の達成が必要であると考えられた。即ち民主主義政

治制度は経済発展の結果であり原因ではないと考えられた。さらに最近の実証的な研究結果によると政治制度と経済発展には直接の因果関係は認められず、政治と経済の相互関係は国別の状況によって異なるという傾向が認められている。⁶⁴

(6) 国家形成と経済発展

アシモグルは一九六〇年代以降アメリカの社会学者や政治学者達が発展途上国の「近代化論」として論議してきた命題、即ち経済体制の近代化には国家形成 (nation-building) と健全なガヴァナンスと政治的安定が不可欠の条件であるという命題を確認している。⁶⁵ 最近発展途上国で多発する紛争、恒久的な政治不安、蔓延する腐敗等が象徴する国家機能の脆弱性あるいは「国家の崩壊」 (state failures) 及び「ガヴァナンスの欠如」等が発展途上国の貧困や経済の停滞の原因であると最近政治経済学者が頻繁に主張する。この論議の一つの帰結は「これ等発展途上国のガヴァナンスの欠如は西欧植民地支配がもたらした過去の負の遺産である」という西欧の植民支配責任論である。アシモグルが主張する命題の一つである「文明の逆転」 (reversal of fortune) 現象も西欧社会の植民地支配責任論の一つの表れである。西欧列強は発展途上国の植民地化の過程で現地社会に発展した土着の文明及び制度を根底から破壊し、西欧の文明や制度を移植しようとした。その過程で現地社会に存在した社会構造や伝統的価値感⁶⁶は根底から崩壊された。これが発展途上国の経済発展の阻害要因となり現代の国際社会の所得格差のルーツとなっているという歴史認識である。不用意で即急な「脱植民地化」が国家形成を未熟化なものにした。イギリス植民地総督政府がナイジェリア・シエラレオネ・リベリア等で実施した間接統治が伝統的な部族間の亀裂を温存し、部族間紛争の原因となったという反省もある。特に衝撃的なのは小説家ジョセフ・コンラッド (Joseph Conrad) がベルギーのレオポール二世政府が行った過

酷・残虐なコンゴの植民地支配に対する告発である。⁽⁶⁷⁾ また数世紀に及ぶ奴隷貿易がアフリカの現地社会の部族共同体的帰属意識や団結心を根底から破壊し、深層心理に人間に対する猜疑心を植え付けたという告発であろう。⁽⁶⁸⁾

おわりに

以上見てきたように戦後独立したアジア・アフリカ諸国の経済発展のプロセスと戦略を研究することを主な課題として出発した開発経済学は一九六〇年代以降時代環境の変化とともに種々の問題意識・命題・パラダイム・政策課題を論議してきた。開発経済学の最近の潮流の一つは経済発展の構造的要因である経済制度のガバナンスについての論議の高まりであろう。その代表的な研究者の一人がここで紹介したD・アシモグルである。現代の開発経済学の正統派学説である新古典派経済は市場の均衡のメカニズムを数学的に分析するが、市場の均衡メカニズムの構造的要件である市場制度の実態分析を怠ってきた。開発マクロ経済学理論の中でもマクロ市場均衡政策の前提である発展途上国の制度のガバナンスの実態の分析は未だ不十分である。⁽⁶⁹⁾ J・ステイグリッツ (Joseph E. Stiglitz) が最近アフリカの経済発展の構造的課題は「制度のガバナンス」の問題であると主張している。このことを反省して世銀は近年発展途上国の経済発展の構造的課題に対する関心を高めてきており、「紛争と経済発展」に関する政治経済学的側面の分析成果を発表してきている。⁽⁷⁰⁾ 以上のことから教訓として学ぶべきことは、日本の開発援助政策の実施にあたっては発展途上国の「制度のガバナンス」を強化することを目的とした技術協力プログラム、特に人材開発プログラムを重視すべきであるということである。そのためには国別の経済制度のガバナンスの問題と課題の実証的な政治経済学的分析を行うことであろう。ここで非常に参考になるのはR・ロビンソン (Richard Robison) が行ってきたインドネシアの経済発

展の政治経済学的分析の方法とその成果である。⁽⁷⁾

結論として言えることは、発展途上国の長期的な開発戦略は以下を内容とする「総合的な開発戦略」であるべきであろう。①マクロ開発経済政策、②産業開発戦略、③人口政策、④開発投資・金融政策、⑤地域開発政策、⑥環境・エネルギー政策、⑦人材開発政策、⑧貧困・社会福祉政策、⑨国家形成とガヴァナンス政策。

(1) ここでは科学の発展を「正統派パラダイムに対する異端のパラダイム」の対立・抗争と捉えるハーバード大学の科学の哲学者トーマス・クーン (Thomas S.Kuhn) の科学の方法論の視座から考える。Thomas S.Kuhn, *The Structure of Scientific Revolution*, University of Chicago Press, 1962.

(2) W.W. Rostow, *The Stages of Economic Growth; A Non-Communist Manifesto*, Cambridge University Press, 1960, pp. 17-35.

(3) ドイツの歴史主義については以下の文献を参照のこと。Thomas Riha, *German Political Economy*, MCB University, 1985; (邦訳) 原田哲史他訳『ドイツ政治経済学』、ミネルヴァ書房、一九九二年、一一一―一九八頁。

(4) Gerschenkron, Alexander., *Economic Backwardness in Historical Perspective*, Harvard University Press, 1962, pp.5-30.

(5) Amsden, Alice H., *Asia's Next Giant: South Korea and Late Industrialization*, Oxford University Press, 1989.

(6) Parsons, Talcott., et al., ed., *The Theories of Society; Foundations of Modern Sociological Theory*, The Free Press, 1961.

(7) Max Weber, *Wirtschaftsgeschichte*, 1924; (邦訳) 青山秀夫他訳『一般社会経済史要綱』、岩波書店、一九五五年、下巻、一一九―二五八頁。マックス・ウェーバー著大塚久雄訳『プロテスタントイザムの倫理と資本主義の精神』、岩波文庫、一九八九年。大塚久雄著「マックス・ウェーバーにおける資本主義の精神」、大塚久雄著作集、第八巻、岩波書店、一九六九年、三一一―三〇〇頁。

(8) シュンペーターの経済発展理論のドイツ語版『*Theorie der Wirtschaftlichen Entwicklung*』は一九二六年、シュンペー

ターが四三歳の時に出版されている。(邦訳) 東畑精一・中山伊知郎他訳『経済発展の理論』、岩波文庫、上・下巻、一九七七年。英語版は一九六一年にハーヴァード大学出版部から出版されている。Richard Swedberg, *Joseph A. Schumpeter, The Economics and Sociology of Capitalism*, Princeton University Press, 1991 参照のこと。

- (9) Lewis, A.W., "Economic Development with Unlimited Supplies of Labour," *The Manchester School of Economics and Social Studies*, May 1954, pp.139-191; "Unlimited Labour; Further Notes," January 1958, pp.1-32. ルイスは西インド諸島出身の開発経済学者でロンドン大学で博士号を取得後短期間ガーナのエンクルマ大統領の経済顧問を務めた後プリンストン大学で開発経済学を講じた。ルイスの開発経済学理論については、以下の文献に詳しい。Robert L.Tignor, W.Arthur Lewis and the Birth of Development Economics, Princeton University Press, 2006. G.Ranis and J.C.Fei, "A Theory of Economic Development," *American Economic Review*, September, 1961; 最近のラニス・フェイの二部門経済発展理論の展開については、参照のこと。John C.H.Fei and Gustav Ranis, *Growth and Development From An Evolutionary Perspective*, Blackwell, 1997.

- (10) 南亮進著『日本の経済発展』、第二版、東洋経済新報社、二二〇—二四七頁。
- (11) 速水祐次郎著『新版 開発経済学』、創文社、二〇〇〇年、八〇—九〇頁。
- (12) Michael P.Todaro, "A model of labor migration and urban unemployment in less Developed countries," *American Economic Review* 59, 1969, pp.138-148; John R.Harris and Michael P.Todaro, "Migration, unemployment, and development: A two-sector analysis," *American Economic Review*, 60, 1970, pp.126-142; Michael P.Todaro and Stephen C.Smith, *Economic Development*, 9th Edition, Pearson, Addison Wesley, 2006, pp.337-359.
- (13) Kuznets, Simon, "Economic Growth and Income Inequality," *The American Economic Review*, March 1955, pp.1-28.
- (14) Nelson, Richard R., "A Theory of the Low -Level Equilibrium Trap in Underdeveloped Economies," *The American Economic Review*, Vol46, 1956, pp.894-908.
- (15) Chenery, B.Hollis and Alan M. Strout, "Foreign Assistance and Economic Development," *The American Economic*

Review, September 1966, pp. 679-733.

- (9) Taylor, Lance.,ed., *The Rocky Road to Reform*, Lance Taylor, “A Three-Gap Analysis of Foreign Resource Flows and Developing Country Growth,” The MIT Press, 1993, pp.9-37; Edmar L. Bacha, “A Three-Gap Model of Foreign Transfers and the GDP Growth Rate in Developing Countries,” *Journal of Development Economics*, 32, 1990, pp.279-296.
- (10) Nurkse, Ragnar., *Problems of Capital Formations in Underdeveloped Countries*, Oxford, Blackwell, 1960, pp.4-31; M.Fleming, “External Economies and the Doctrine of Balanced Growth,” *The Economic Journal*, June, 1955, pp.239-256; K.Nath, “The Theory of Balanced Growth,” *Oxford Economic Papers*, 1962, pp.138-153.
- (11) Stretton, Paul., “Unbalanced Growth,” *Oxford Economic Papers*, 1959, pp.167-190. Albert O.Hirschman, *The Strategy of Economic Development*, Yale University Press, 1958, pp.50-75.
- (12) Prebisch, Paul., *Towards a New Trade Policy for Development*, UNCTAD, 1964; “International Trade and Payments in An Era of Coexistence; Commercial Policy in the Underdeveloped Countries,” *American Economic Review*, Vol.49, 1959, pp.251-273.
- (13) 構造主義理論及び従属理論については以下の文献に詳しい解説がある。Diana Hunt, *Economic Theories of Development: An analysis of competing paradigms*, Harvester, 1989, pp.121-224. A フランソワの従属理論については以下に詳しい紹介がある。Sing C. Chew and Robert A. Denemark, ed., *The Underdevelopment of Development; Essays in Honor of Andre Gunder Frank*, Sage Publication, 1996; テオトニオ・ドス・サントス著青木芳夫他訳『帝国主義と従属』、拓植書房、一九八三年；サミエル・アミン著北沢正雄訳『帝国主義と不均等発展』、第二書館、一九八一年。
- (14) Jones, G.Hywell., *An Introduction to Modern Theories of Economic Growth*, Thomas Nelson & Sons, 1975; (邦訳) 松下勝弘訳『現代経済成長理論』、マクグロウヒル好学社、昭和五五年、五三三頁。Robert M.Solow, “Perspectives on Growth Theory,” *Journal of Economic Perspectives*, Winter 1994, pp.45-54.
- (15) Harrod.R.F., (1948) *Towards a Dynamic Economics*, Macmillan (高橋長太郎・鈴木諒一訳『動態経済学説』、有斐閣

一九五三年); (1973) *Economic Dynamics*, Macmillan (宮崎義一訳『経済動学』、丸善、一九七六年)。

- (23) Harrod, R.H., "An Essay in Dynamic Theory," *Economic Journal*, 49, March 1939, pp.14-33; 篠崎敏雄著『ハロッド動学的経済学の研究』、風間書房、昭和四八年。中村隆之著『ハロッドの思想と動態経済学』、日本評論社、二〇〇八年。しかし最も簡潔で解り易いのは以下の文献による解説である。F.H.Hahn and R.C.O. Matthews, "The Theory of Economic Growth; A Survey," *The Economic Journal*, December 1964, pp.783-786.

- (24) Robert M.Solow, "A Contribution of the Theory of Economic Growth," *Quarterly Journal of Economics*, February 1956, pp.65-94; *Growth Theory*; An Exposition, Clarendon Press, 1970; なお一連のソローの経済成長に関する論文は日本語に翻訳されて出版されている。福岡・神谷・川又訳『ソロー：資本・成長・技術進歩』、竹内書店新社、一九七〇年。

- (25) Swan, T.W., "Economic Growth and Capital Formation," *The Economic Records*, Vol.32, 1956, pp.334-361.

- (26) 以下の文献がソローの経済成長理論の解説書としてはしばしば参照される。Charles I. Jones, *Introduction to Economic Growth*, W.W.Norton, 1998; David N. Weil, *Economic Growth*, Pearson, Addison Wesley, 2009; 日本語の文献の入門書としては秋山裕著『経済発展入門』、東洋経済新報社、一九九九年。より専門的なレビューでは荒憲治郎著『経済成長論』、岩波書店、一九六九年が良書である。

- (27) Solow, R., (1956), *ibid.*, pp.65-68; (1969), *ibid.*, pp.8-16.

- (28) Chiang, Alpha C., and Kevin Wainwright, *Fundamental Methods of Mathematical Economics*, 4th Edition, McGraw Hill, 2005, pp.386-390.

- (29) "Technical Change and the Aggregate Production Function," 1957; "Investment and Technical Progress," 1960; "Technical Progress, Capital Formation, and Economic Growth," 1962. これ等の論文は福岡・神谷・川又訳『ソロー：資本・成長・技術進歩』、前掲書、一九七〇年の中に収録されている。

- (30) この論議はヒックス (J.R.Hicks) やロビンソン (Joan Robinson) の論議が出发点である。J.R.Hicks, *The Theory of Wages*, MacMillan, 1932, pp.121-135; Joan Robinson, "The classification of inventions," *Review of Economic Studies*, V, 1938,

- pp.139-42. J.E.Meade, *A Neo-Classical Theory of Economic Growth*, George Allen & Unwin, 1961, pp.39-44. “The Theory of Economic Growth : A Survey,” *The Economic Journal*, December, 1964, pp.825-853. 技術効果の経済効果の分析は、その効果を短期的か或いは長期的が問題として捉えるかによつて考え方が違つてこよう。この説明は以下の論文に詳しい。C.E.Ferguson, *The Neo-classical Theory of Production & Distribution*, Cambridge University Press, 1969, pp.215-234.
- (31) 天野明弘著「技術進歩と経済成長」筑井甚吉・村上泰亮編『経済成長理論の展望』岩波書店、一九六八年、二二二頁。
- (32) 以上の説明の簡単な解説は以下の文献参照のこと。Rudiger Dornbusch, Stanley Fischer and Richard Startz, *Macroeconomics*, McGrawhill, 9th Edition, 2004, pp.52-75. 荒憲治郎著『経済成長論』岩波書店、一九六九年、一一―二五頁。
- (33) Abramovitz, Moses., “The Search for the Sources of Growth: Areas of Ignorance, Old and New,” *The Journal of Economic History*, June 1993, pp.217-243.
- (34) Economic and Political Weekly 誌に多数の研究論文が掲載されている。稲葉守満著『インドの産業政策』稲葉守満著『開発政策』時潮社、二〇〇七年、三四―二九二頁参照。
- (35) 速水祐次郎著『新版 開発経済学』創文社、二〇〇〇年、一二三―一五九頁。
- (36) Lucas, R.E., “On the Mechanics of Economic Development,” *Journal of Monetary Economics*, 22 (1), 1988, pp.3-42; Paul M.Romer, “Increasing Returns and Long Run Growth,” *Journal of Political Economy*, 94 (5), 1986, pp.1022-1037; “Endogenous Technological Change,” *Journal of Political Economy*, Vol.98, 1988, pp.71-102. 内生的成長理論についての解説は以下の文献に詳しい。Philippe Aghion and Peter Howitt, *Endogenous Growth Theory*, The MIT Press, 1998 and *The Economics of Growth*, The MIT Press, 2009. Paul M.Romer, “The Origins of Endogenous Growth Theory,” pp.3-22; Gene M Grossman and Elhanan Helpman, “Endogenous Innovation in the Theory of Growth,” pp.23-44; Robert M.Solow, “Perspectives on Growth Theory,” pp.45-54; Howard Pack, “Endogenous Growth Theory: Intellectual Appeal and Empirical Shortcomings,” pp.55-72, *The Journal of Economic Perspectives*, Winter 1994.
- (37) McKinnon, Ronald I., *Money and Capital in Economic Development*, Brookings Institution, 1973; *The Order of Economic*

Liberalization, Johns Hopkins University Press, 1993.

- (38) Banerjee, Abhijit V., and Esther Duflo, "Growth Theory through the Lens of Development Economics," *Handbook of Economic Growth*, Vol.1A., ed., by Philippe Aghion and Steven N. Durlauf, Elsevier, 2005, pp.473-352; *Poor Economics: A Radical Rethinking of the Way to Fight Global Poverty*, Public Affairs, 2011; Abhijit Banerjee and Ruimin He, "Making Aid Work," *Reinventing Foreign Aid*, ed., by William Easterly, The MIT Press, 2008, pp.47-92. サックスの「貧困の罟」理論については、以下を参照のこと。稲葉守満著『開発の政治経済学』、時潮社、二〇一〇年、一九〇—一九二頁。

- (39) D.Acemoglu ム参照。アシモグルのプロフィールはIMFの雑誌で紹介されている。

Simon Wilson, "Breacher of the Peace: Daron Acemoglu," *Finance & Development*, March 2010, pp.2-5. 主な著作は以下の通り。

Daron Acemoglu with James A. Robinson, *Economic Origins of Dictatorship And Democracy*, Cambridge University Press, 2006.

Daron Acemoglu, *Introduction to Modern Economic Growth*, Princeton University Press, 2009.

Daron Acemoglu with James A. Robinson, *Why Nations Fail: The Origins of Power, Prosperity, and Poverty*, Crown Business, 2012.

アシモグルの研究書及び論文の多くは政治学者J.Robinson (現在ハーバード大学教授) との共同作業である。参照する論文は必要に応じて明記する。言及する著作は以下の省略を使用する。

Economic Origins (2006)

Modern Economic Growth (2009)

Nations Fail (2012)

- (40) Stiglitz, Joseph E., *Globalization and Its Discontents*, W.W.Norton, 2002, page 14, 58, 102 etc.

- (41) Diaz-Alejandro, Carlos., "Goodbye Financial Repression, Hello Financial Crash," *Journal of Development Economics*, 19,

September-October, 1985, pp.1-24.

- (42) Edward, Sebastian., "Openness, Trade Liberalization, and Growth in Developing Countries," *Journal of Economic Literature*, September 1993, pp.1358-1393.
- (43) Lal, Deepak., *The Poverty of Development Economics*, Harvard University Press, 1985.
- (44) Fischer, Stanley., "IMF and the Asian Crisis," *IMF Essays from A Time of Crisis*, The MIT Press, pp.71-114.
- (45) The World Bank, *Economic Growth in the 1990s: Learning from a Decade of Reform*, 2005.
- (46) IMF, "Building Institutions," *World Economic Outlook*, September 2005, pp.125-160. World Bank, *Building Institutions for Markets*, World Development Report 2002.
- (47) 村上泰亮・熊谷尚夫・公文俊平著『経済体制』、岩波書店、一九七三年・青木昌彦・奥野正寛編著『経済システムの比較制度分析』、東京大学出版会、一九九六年。最近青木昌彦教授が新しい視点から経済制度を分析しようとしており注目される。青木昌彦著『比較制度分析に向けて』、NTT出版、二〇〇一年。
- (48) Hodgson, Geoffrey M. "The Approach of Institutional Economics," *Journal of Economic Literature*, March 1998, pp.166-192; Oliver E. Williamson, "The New Institutional Economics: Taking Stock, Looking Ahead," *Journal of Economic Literature*, September 2000, pp.595-613.
- (49) Oliver E. Williamson, *The Economic Institutions of Capitalism*, The Free Press, 1985.
- (50) Lance Taylor, *Reconstructing Macroeconomics: Structuralist Proposals and Critiques of The Mainstream*, Harvard University Press, 2004; ランス・テイラーは残念ながら新古典派経済成長理論に代替する「構造主義のパラダイム」を展開するに至っていない。
- (51) Lance Taylor, *ibid.*, pp.349-378.
- (52) 大塚久雄著「マックス・ウェーヴァーにおける資本主義の精神」、大塚久雄著作集、第八巻、岩波書店、一九六九年、三—一〇〇頁。菅野正著『ウェーバーと近代化論』、恒星社厚生閣、一九九三年。

- (53) Acemoglu, Daron., Modern Economic Growth (2009), pp.109-143; pp.781-830; Daron Acemoglu, Simon Johnson and James A.Robinson, "Institutions as a Cause of Long-Run Growth," *Handbook of Economic Growth*, ed., by Philippe Aghion and Steven N. Durlauf, Elsevier, 2005, pp.385-472; Daron Acemoglu and Simon Johnson, "Unbubling Institutions," *National Bureau of Economic Research, Working Paper 9934*, August 2003. Douglas C.North, "Institutions," *Journal of Economic Perspectives*, Winter 1991, pp.97-112.
- (54) 近代資本主義経済制度の「世界システム」化のプロセスについては、ノートを参照のこと。Immanuel Wallerstein, *The Modern World System*, I, 1974, II, 1980, III, 1989, Academic Press.
- (55) Acemoglu, Daron., Simon Johnson, and James Robinson, "The Rise of Europe: Atlantic Trade, Institutional Change, and Economic Growth," *The American Economic Review*, June 2005, pp.546-579.
- (56) Acemoglu, Daron., Simon Johnson and James A.Robinson, "The Colonial Origins of Comparative Development: An Empirical Investigation," *The American Economic Review*, December 2001, pp.1369-1401.
- (57) インセンティブ等はいくつもの視点から国家の存亡の歴史を最新の著作の中で詳細に分析している。Daron Acemoglu and James A. Robinson, *Why Nations Fail: The Origins of Power, Prosperity, and Poverty*, Crown Business, 2012.
- (58) Maddison, Angus., *Monitoring The World Economy*; 1820-1992, OECD, 1995, pp.33-58.
- (59) Acemoglu, Daron and James A.Robinson, *Economic Origins and Democracy*, Cambridge University Press, 2006; "Economic Backwardness in Political Perspective," *American Political Science Review*, February 2006, pp.115-131.
- (60) David S.Landes, *The Wealth and Poverty of Nations*, W.W. Norton & Company, 198, pp.491-511.
- (61) Engerman, Stanley L., and Kenneth L. Sokoloff, "Factor Endowment, Institutions, and Differential Paths of Growth Among New World Economies," *How Latin America Fell Behind*, ed., by Stephen Haber, Stanford University Press, 1997.
- (62) Acemoglu, Daron., and James A. Robinson, *Economic Origins of Dictatorship and Democracy*, Cambridge University Press, 2006.

- (33) Lipset, Seymour Martin., “Some Social Requisites of Democracy; Economic Development and Political Legitimacy,” *American Political Science Review*, 1959, Vol.53, pp.69-105; Reprinted in Lipset, S.M., *Political Man*; The Social Base of Politics, Ancor Books, 1963, pp.27-63.
- (34) Przeworski, Adam., and Fernando Limogí, “Political Regimes and Economic Growth,” and Evelynne Huber, Dietrich Rueschemeyer, and Jon D. Stephens, “The Impact of Economic Development on Democracy,” *Journal of Economic Perspectives*, Summer 1993, pp.51-69, pp.71-85.
- (35) Acemoglu, Daron., Simon James, and James A.Robinson, “Reversal of Fortune Geography and Institutions in the Making of the Modern World Income Distribution,” *The Quarterly Journal of Economics*, November 2002.
- (36) Shipway, Martin., *Decolonization and Its Impact*, Blackwell, 2008; Jeffrey Herbst, *States and Power in Africa: Comparative Lessons in Authority and Control*, Princeton University Press, 2000; Robert H.Bates, *When Things Fell Apart*, Cambridge University Press, 2008; “Institutions and Development,” *Journal of African Economies*, Vol.15, 2006, pp.10-61.
- (37) Conrad, Joseph., *Heart of Darkness, and the Congo Diary*, 1899 published in Penguin Classics, 2007.
- (38) Nunn, Nathan., “Historical legacies: A Model linking Africa’s past to its current underdevelopment,” *Journal of Development Economics*, 83, 2007, pp.157-175; with Leonard Wantchekon, “The Slave Trade and the Origins of Mistrust in Africa,” *The American Economic Review*, December 2011, pp.3196-3252.
- (39) Agenor, Pierre-Richard., *The Economics of Adjustment and Growth*, Academic Press, 2000; With Peter J. Montiel, *Development Macroeconomics*, 3rd Edition, Princeton University Press, 2008.
- (40) World Bank, *Breaking the Conflict Trap: Civil War and Development Policy*, 2003; World Development Report 2011: *Conflict, Security and Development*.
- (41) Robison, Richard., *Indonesia: The Rise of Capital*, Sydney; Allen and Unwin, 1986; With Edi R. Hadiz., *Reorganizing Power in Indonesia: The Politics of Oligarchy in an Age of Markets*, Routledge, 2004.

長期定常成長の動学的不安定性について

本 間 祥 介

まえがき

二〇〇八年秋のいわゆるリーマン・ショックはケインズ的な成長理論における knife-edge の動学的不安定性によって大まかな意味づけがなされるであろう。

当時、リーマン・ブラザーズ大手証券会社は、ポンジ・ファイナンスにおいて、⁽¹⁾リスクを取り過ぎた各種デリヴァティブを一日も早くより高く売り抜けなければならない経営状態にあったと思われるが、⁽²⁾いわば make marketing に失敗し、破綻する、その結果金融市場を混乱におとし入れることになる。また他方では、その余波として、手形の現金化の停止、貸ししづり等を通じて、経済活動が全般にわたって一時的に麻痺する、という経済、金融危機が世界をとつぜん襲ったことは周知の事実である。

他方、ケインズ派成長理論における宇沢先生の基本的動学方程式体系は、位相図に示されるように、「長期均衡点に近づく安定的な径路は二つしかなく、それ以外の径路については、市場利子率 i は 0 に収斂するか、プラス ∞ に発散する」ことを示す。換言すれば、ハロッド・ドマー的な knife-edge、つまり長期均衡成長径路以外の動学的に不安定的な成長径路はすべて市場利子率 i を 0 か無限大に向わせる性質をもつものである。

以上の大まかな動学的不安定性の解釈を二節にわたって、プライス・メカニズムの機能に全幅の信頼を寄せる貨幣的経済成長の新古典派理論を挿入しながら、詳述する。

I. 貨幣的成長の新古典派理論

新古典派の貨幣的成長理論においては、⁽⁵⁾ 動学体系の解径路は長期定常状態に循環的に収束するか、その状態の周囲のリミット・サイクル均衡に巻きつくか、どちらかである。⁽⁶⁾ したがって、もしリーマン・ブラザーズが救済されたとすれば、安定的な成長径路はゆがめられるかもしれない、という危惧が生ずるであろう。ケインズ派の成長理論における動学的不安定性については、現行市場利子率 i と完全雇用維持利子率 i^* との乖離に応じて、弾力的な貨幣供給政策を取ることが考へられる。このような両派の相違を明らかにするために、本節は貨幣的成長の新古典派理論を一瞥する。⁽⁷⁾

まず、物的産出量と価格水準、貨幣量との間の関係を考慮するために、名目的ないし貨幣的国民所得を

$$PF(K, N) + M$$

と定義する、ただし P は価格水準、 F は資本 K と労働 N の新古典派的生産関数、そして M ($\equiv dM/dt$) は貨幣量

の変化である。こゝで産出量額に貨幣の変化分が加算されるのは、貨幣所有は効用水準を高める、あるいは保有貨幣と生産財とは完全に代替的である、という認識に基づいて、貨幣自体が所得ないし資産とみなされるからである。つぎに、価格水準の期待上昇率を

$$\pi^e = (\dot{p}/p)^e$$

とし、これを実質現金残高の目減り分とすれば、実質国民所得 Y は、

$$Y = F(K, N) + (\dot{M}/P) - \pi^e M/P$$

となるが、さらに貨幣供給の増加率を

$$\mu = \dot{M}/M$$

とすれば、これを加へて

実質国民所得 Y は $Y = F(K, N) + (\mu - \pi^e)(M/P)$ と示されることになる。

さらに、平均貯蓄性向を s とすれば、貯蓄額 $\dot{S} = sPF + sM$ は、ポートフォリオ選択の均衡条件が満足されるように、資本財の購入 $P\dot{K}$ が現金残高の増加かのいづれかに配分される、したがって、 $\dot{S} = P\dot{K} + \mu M$ から、資本蓄積 $\dot{K}$ については、

$$\dot{K} = sF(K, N) - (1-s)(\mu - \pi^e)M/P$$

が成立する。

他方、貨幣需要については、ポートフォリオ選択行動による最適な資産構成の達成の目的から、実物資産の利潤率と貨幣保有の機会費用（あるいは収益率）とが相等しくなるように貨幣需要が決定される。この規準は、貨幣需要が資

本の限界生産 r と価格水準 P との関数であるが、明示的に、実質現金残高の需要関数は、

$$\lambda(i, Y/K)$$

のように設定される、ただし、 i は市場利子率で、 $i = \rho + \pi$ 、すなわち、実質利子率と価格水準の期待上昇率との和である。

以下の比例諸変数によって、当該理論の基本的動学方程式が導かれる。

$$m = M/PK : \text{資本1単位当りの実質貨幣残高}$$

$$y = Y/K : \text{資本1単位当りの国民所得}$$

$$n = N/K : \text{資本1単位当りの労働}$$

これまでの Y の定義と資産市場の均衡条件から、短期均衡は

$$y = f(n) + (\mu - \pi^e)m$$

$$m = \lambda(i, y)$$

のように表わされる、ただし、 $i = \rho + \pi^e$ 、 $\rho = r = f(n) - nf'(n)$ で、 r は利潤率である。つぎに短期均衡点は時間の経過とともに変化するから、

$$\dot{n}/n = \dot{N}/N - \dot{K}/K = \nu - [f(n) - (1-s)y]$$

が成立する。この微分方程式が基本的動学方程式となる。労働増加率 $\nu \equiv \dot{N}/N$ 、貨幣供給増加率 $\pi \equiv \dot{M}/M$ は外生的に決定される定数である。

基本方程式の最右辺全体をゼロにする n の値 n^* が長期定常点である。右辺は n の単調減少関数であるから、

$n \wedge n^*$ においては、 $\dot{n} > 0$ で、 n は増加する。逆に $n \vee n^*$ においては、 $\dot{n} < 0$ で、 n は減少する。したがって、長期定常成長状態 n^* は動学的に安定である。

ところで、経済の変動過程においては期待価格上昇率 $\dot{\pi}$ ($\equiv (\dot{P}/P)$) の影響は大きいものと考えられるが、Nerlove-Cagan の期待調整仮説に基づいて、期待調整のメカニズムは、

$\beta > 0$ を期待調整係数として

$$\dot{\pi} = \beta (\pi - \pi^*), \quad \pi = \dot{P}/P$$

のように定式化される⁽⁸⁾。そして、このメカニズムと本節の基本的動学方程式とが連立されるとき、一つの動学体系が形成されたことになる。周知のように、この体系については、期待調整速度 β が非常に小さいとき、解径路 (n, π) は長期定常点 (n^*, π^*) に収束し、動学的に安定である体系となる。

さらに、極限的なケース⁽⁹⁾、すなわち、調整速度が無限大であり、かつ価格の期待上昇率と現行価格上昇率とが一致する、したがって、

$$\pi^e = \pi = \dot{P}/P$$

であるようなケースにおいて、新古典派の貨幣的成長モデルの安定性は次のようになる。

当該短期均衡の状態

$$y = f(n) + (\mu - \pi)m$$

$$m = \lambda(i, y)$$

$$i = \rho + \pi, \quad \rho = r = f(n) - n f'(n)$$

長期定常成長の動学的不安定性について (本間)

図 2

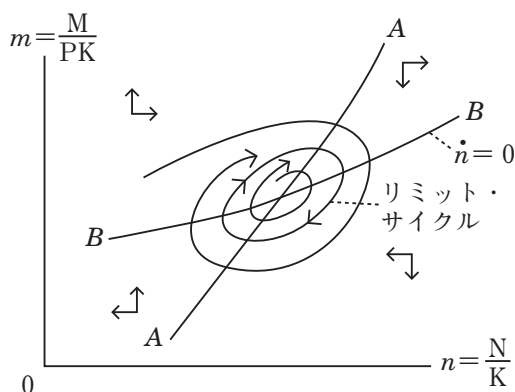
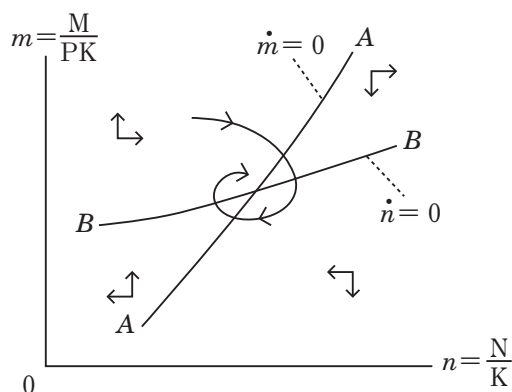


図 1



においては、労働・資本比率と資本一単位当りの実質貨幣残高に関する微分方程式体系

$$\begin{aligned} \dot{n}/n &= \nu - [f(n) - (1-s)y] \\ \dot{m}/m &= \mu - \pi - [f(n) - (1-s)y] \end{aligned} \quad (10)$$

が同時に成立する。この動学体系の解経路の性質については、安定渦状点は別にして、宇沢先生の「位相図」と「ポアンカレ・ベンディクソンの定理」に寄ることとする。⁽¹¹⁾

「位相図」から見てとれるように、本動学体系の解経路（矢印のついた曲線）は長期定常状態（A A 曲線と B B 曲線との交点）に循環的に収束するか、その定常状態の周囲のリミット・サイクルに巻きつくか、どちらかである。したがって、解経路が無限に発散しないという意味で、長期恒常的な貨幣的成長プロセスは動学的安定性をもつことになる。

リミット・サイクルについて把握する一つのよすがとして「ポアンカレ・ベンディクソンの定理」⁽¹²⁾をここに参照する。「定理 2」のときの微分方程式体系 $\dot{x} = f(x)$ の解 $\phi(t)$ がすべての $t \geq t_0$ に対して、定義されていて、ある有界な閉集合のなかに入っているとすると、いま B を、この解 $\phi(t)$ の ω 極限点の集合とする。すなわち、

$$B = \{b : b = \lim_{k \rightarrow \infty} \phi(t_k) \text{ (ある時間列 } t_1 < t_2 < \dots < t_k < \dots \lim_{k \rightarrow \infty} t_k = \infty \text{ について)}\}$$

もし、B のなかに均衡点が存在しないとすれば、B は一つの開曲線となる。この場合つぎの二つの場合が起こりうる。

(i) $\phi(t)$ が B の上を動く周期関数となる。

(ii) $\phi(t)$ は $t \rightarrow \infty$ のとき、B に螺旋的に巻きついてゆく。⁽¹³⁾ (i) の場合は、 $\phi(t)$ が循環的に B の境界をめぐるケースであり、(ii) の場合は、均衡点以外の孤立した周期解の存在が示されるケースであろう。

II 新ケインズ派の国民所得決定論

本節は、期待と価格が明示的に導入されるとき、旧ケインズ派の国民所得決定理論がどのように書きあらためられていくかを概観するものである。

集計的生産関数を $Q = F(N)$ とおくと、すなわち、産出量 Q を雇用労働量 N のみの関数とするならば、利潤最大化の条件式は

$$F'(N) = W/P$$

である。W は貨幣賃金率、P は価格水準であるから、労働雇用量 N と産出量 Q とは実質賃金率 W/P の減小関数である。そして $PQ/W = Z$ とおいた Z がケインズの『一般理論』⁽¹⁴⁾ の総供給価格である。したがって、総供給価格 Z とは賃金単位で測った雇用労働量ないし産出量を意味することになり、この定義における P と Z との関係は図第三における Z 曲線で示されるものである。なお、貨幣を含む資産 A を国民所得 Y に含めれば、賃金単位表示の国民所得 Y_w は、

$$\frac{P}{W}Y = \frac{P}{W} \cdot \frac{W}{P}N + \rho \cdot \frac{P}{W}A$$

であるから、

$$Y_w = N + \rho A_w$$

と示される、ただし ρ は実質利子率である。

賤・サービスに対する総需要は消費需要、投資需要、と財政支出の和である。消費需要 C_w は、期待実質利子率 ρ^e と永久実質所得 Y_w^e の関数であるが、時間選好関係がホモセティックであり、永久実質所得に関する消費需要の弾力性が1であることが仮定されるならば、消費関数として、

$$C_w = [1 - s(\rho^e)] Y_w^e$$

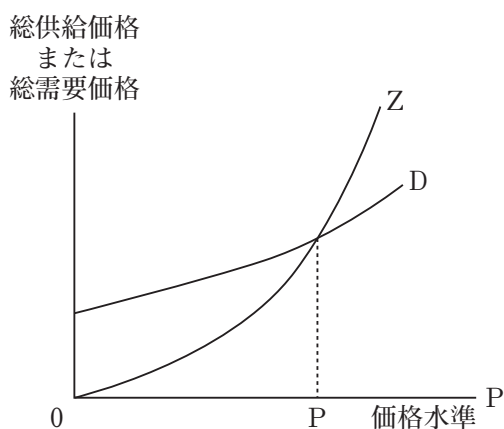
である。ここで、 $s(\rho^e)$ は、 ρ^e を無視すれば、定数の貯蓄性向である。

投資需要には投資関数 $\Phi = \Phi(\rho^e, n)$ が代入される。要するに、将来にわたる net cash flows の割引現在価値を最大化するような資本蓄積率 $a = K/K$ は ρ^e と r (利潤率) の関数であるから、 $a = a(\rho^e, r)$ である、また、資本蓄積行動が投資を左右するから、投資効果関数 $\Phi = \Phi(a) = \Phi(\rho^e, r)$ が成立する。したがって、両式をまとめると、投資関数 $\Phi = \Phi(\rho^e, r)K$ が設定される。

政府支出 G_w は、定数 g を政府支出係数として、 $G_w = gY_w$ である。かくして、総需要 D は

$$D = (1-s)Y_w^e + P_w \phi(\rho^e, r)K + gY_w$$

図3



と書かれる。図第三に示されているように、価格水準の上昇は雇用労働量の増加と利潤率の高まりとをもたらすので、総供給価格曲線よりも勾配の小さい右上がりの総需要曲線が描かれる。

ケインズの『一般理論』の有効需要の原理と同じく、雇用、産出量および価格水準は $D \parallel S$ 、すなわち、

$$(1-s)Y^w + P^w \phi(\rho^e, r)K + gY^w = Y^w$$

によって決定される。この定式化は、非自発的失業が存在するかぎり価格水準は一定であるというケインズの前提とは異なり、価格水準を内生的に決定しているものである。

IS-LM分析のように、短期均衡の決定のために、 ρ^e と n 、あるいは i （市場利子率）と n 、との間の関係を定めて、生産物市場と貨幣市場の均衡を検討する。

これまでの国民所得決定のモデルから、純投資と純貯蓄の均等式は

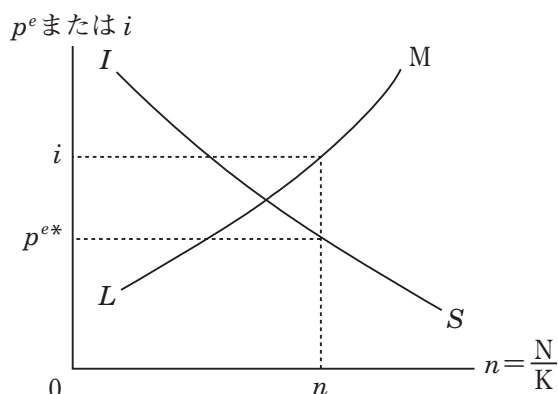
$$\phi(\rho^e, r) = (s-g)f(n) + (1-s)(r-\rho^e a)$$

と書かれる。 ρ^e の低下は左辺の投資の増加、そして雇用、産出量の増加は右辺の増加、このように貯蓄と投資を均等にさせるような、 ρ^e と n との均衡関係は、

図第四のように下方傾斜のIS曲線によって示される⁽¹⁵⁾。

貨幣市場の均衡、 $\iota(i)Y^w = M^w (\equiv M/W)$ は、一定の Y^w において、貨幣需給を等しくさせるような利子率水準においてもたらされる。何故なら、貨幣需要は、たとへば取引量の増大期待ないし利子率上昇の予想は貨幣需要を増加させるからである。したがって、つねに増加する貨幣供給によって右下方にシフトする n

図 4



と i との均衡関係は、図第四のように、右上りの曲線 LM で示される。

最後に過少雇用均衡を考慮に入れて、この図第四に着目するならば、現時点での期待実質利子率を ρ^{e*} とすれば、IS 曲線によってこの図の横軸の n が定まり、この n に対して LM 曲線から i がとられる。すなわち、現時点では市場利子率 i と期待実質利子率 ρ^{e*} の間には開きが存在する。かくして、短期均衡、すなわち、ケインズ派の不完全雇用均衡は i と ρ との乖離によっても特徴づけされることになる。

Ⅲ・ケインズ派の成長理論

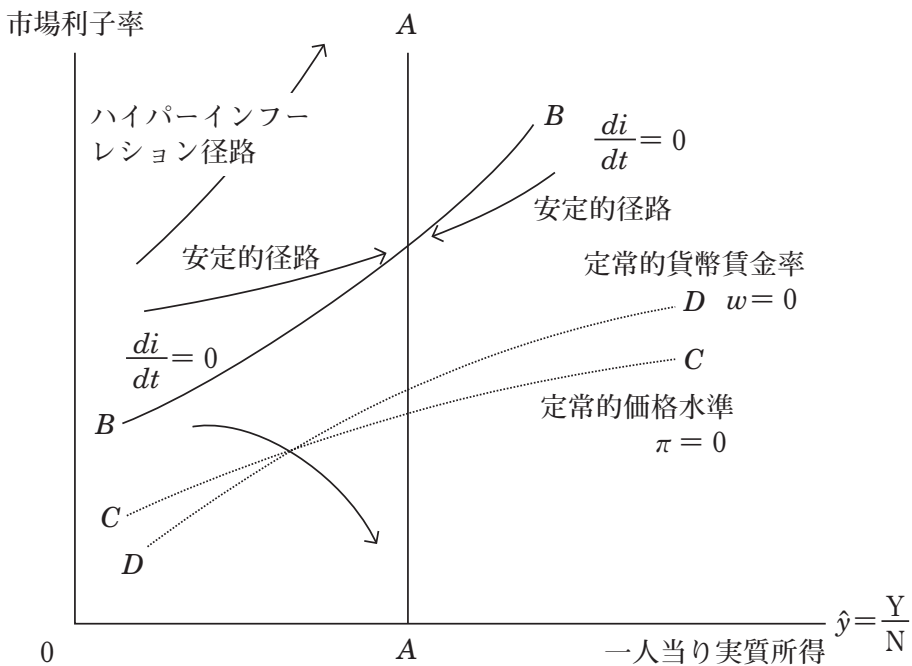
本節は、完全雇用下の経済成長過程を新ケインズ派の立場から一考するものである。宇沢先生の基本的動学方程式によれば、図第五にも示されているように、「長期均衡点に近づく安定的な径路は二つしかなく、それ以外の径路については、市場利子率 i は 0 に収斂するか、プラス ∞ に発散することになる。⁽¹⁶⁾」あるいは、本節では、自然成長率と保証成長率の全くの偶然の一致でしかないハロッド・ドマー的な knife-edge 上を進行できない不安定的な径路に着目されることになる。⁽¹⁷⁾

長期定常的成長過程において、貨幣供給と労働供給の増加率はともに外生的に与へられて、

$$\dot{M}/M = \mu, \quad \dot{N}/N = n$$

である。期待実質利子率 ρ は、ケインズ派の前節の IS 曲線上で、完全雇用をもたらし有効需要に対応する労働―資本比率 $n \equiv N/K$ とともに仮定される、換言すれば、これらの ρ と n とは当モデルの純投資―貯蓄均等式を満足するものでなければならぬ。次いで、 ρ と政府支出係数 g とを所与とすれば、完全雇用の n は関数 $n(\rho, g)$

图 5



長期定常成長の動学的不安定性について（本間）

によつて表わせることになる。こゝで、 ρ^e に関する完全雇用

n の弾力性 η を定義すれば、

$$\eta = -\frac{1}{n} \frac{\partial n}{\partial \rho_e} > 0, \quad \frac{n}{n} \cdot \rho_e \cdot n$$

と計算できる。さらに、実質資本 K の増加率が、前節のよう
に net cash flows の割引現在価値の最大化を通じて、

$$\dot{K}/K = \alpha = \alpha(\rho^e, r)$$

であるから（たゞし r は利潤率）、完全雇用下の n の変化率は、

$$\dot{n}/n = \nu - \alpha$$

となる。したがって、明らかに、長期恒常の成長プロセスにおいて、

$$\dot{\rho}_e = (1/\eta) (\alpha - \nu)$$

が成立している。

他方、 ρ は、Nerlove-Cagan 的な適応期待の仮説によつて、

$$\dot{\rho}^e = \beta(\rho - \rho^e), \quad \rho = i - \pi,$$

β は調整速度、

が成立していて、かつ完全雇用の下で、

$$\dot{\rho}^e = \left(\frac{1}{\eta}\right) (\alpha - \nu) = \beta (\rho - \rho^e)$$

であるから、定常的成長プロセスにおいて、

$$i - \pi = \rho = \rho^e + \left(\frac{1}{\beta\eta}\right)(\alpha - \nu)$$

ないし、

$$\pi = i - \rho^e - \left(\frac{1}{\beta\eta}\right)(\alpha - \nu)$$

の関係式が導かれることになる。

労働市場の均衡を維持するために貨幣貸金率 W も変化しなければならないが、その必要変化率 $\varepsilon \equiv \dot{W}/W$ は、

$$f'(n) = W/P \text{ によつて、}$$

$$\omega = \pi + \varepsilon(\alpha - \nu)$$

である。たゞし、 ε は労働の限界生産の弾力性 $\left(\frac{df'(n)}{f'(n)} / \frac{dn}{n}\right)$ である。なお、さらに $\varepsilon \equiv S_K / \sigma$ と表わされる、たゞし、 S_K は資本の相対的シェア $((f - nf')/f)$ を、 σ は労働と資本の代替の弾力性 $((f' \cdot (f - nf') / nf'' \cdot f))$ をそれぞれに示す。最後に、当モデルの実質資本で測った貨幣市場の均衡は

$$\lambda(i)f(n) = M/PK$$

によつて示されるが、成長プロセス下の均衡式は、市場利子率と一人当たり実質所得の成長率について、貨幣需要 λ の市場利子率 i に関する弾力性を $\gamma \equiv -\frac{1}{\lambda} \frac{d\lambda}{di} > 0$ とつて、

$$-\gamma \frac{di}{dt} + (1 - S_K) \frac{dn}{dt} = \mu - \pi - \alpha$$

が成立するが、さらに、 $\frac{\dot{n}}{n} = \mu - \alpha$ を用いれば、

$$\frac{di}{dt} = \frac{1}{\gamma} \left[\pi - (u - v) + S_k(\alpha - v) \right]$$

を、あるいは、既述の π にかんする関係式を使うと、

$$\frac{di}{dt} = \frac{1}{\gamma} \left[i - \rho^e - (u - v) - \left(\frac{1}{\beta\eta} - S_k \right) (\alpha - v) \right]$$

を最終的に導くことができる。他方、一人当りの実質所得の成長率については、 $\dot{y} = f(n)/n$ から、

$$\frac{1}{y} \frac{dy}{dt} = S_k(\alpha - v)$$

が導かれる。かくして、完全雇用の定常的成長過程下では、これら最後の二つの微分方程式が成立するが、これらが新ケインズ派の基本的動学方程式である⁽¹⁸⁾。

この動学体系の解経路の性質については、宇沢先生の「位相図」図五によるとすれば、鞍点に収束する二本の安定的な成長経路以外の経路はすべて無限に発散するのであるから、市場利子率ないし諸々の証券価格の暴騰、暴落の現象は、これら不安定的な経路によって大まかに説明されるであろう。

IV あとがき

注意しなければならないことは、本稿のモデル全体は長期恒常状態の成長モデルであるが、これを新ケインズ派の成長モデルとすれば、マネタリストないし合理的期待形成学派の一般的なマクロ動学理論とどのように異なるか、という点である⁽¹⁹⁾。

(1) 伊藤誠、C. ラバヴィツァス、『貨幣・金融の政治経済学』、岩波書店、二〇〇二年、六、四、三、一五九～一六三頁。

- (2) 青木達彦、「現代ポスト・ケインジアン」の理論(展望)、「季刊 現代経済 五二 臨時増刊」、昭和五八年、に所収。
- (3) HIROFUMI UZAWA, "Preference, Production, and Capital," CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS, 1988, CH.16, PP.249 ~ 280.
- (4) 宇沢弘文著、『経済分析 基礎篇』、岩波書店、一九九〇年、四二六頁。
- (5) R.M.Solow, 'A Contribution to the Theory of Economic Growth,' The QJE., LXX, 1956.
J.Tobin, 'A Dynamic Aggregative Model,' The J.P.E., LXIII, 1955.
J.Tobin, 'Money and Economic Growth,' *Econometrics* [October, 1965]
- (6) HIROFUMI UZAWA, "Preference, Production, and Capital," CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS, 1988, P.261. なお、本稿の全体の叙述の基調は、宇沢先生のこの著書に掲載されている一論文「On the dynamic stability of economic growth, *The neoclassical versus Keynesian approaches*」の読後感にあるので、諸々の数式や図形はそのまゝこの論文に依拠している。
- (7) 藤野正三郎「ケインズ理論と国民所得の決定」、館龍一郎編『ケインズと現代経済学』、東京大学出版会、一九六八年、一七四〜九三頁に所収。
- (8) 宇沢弘文著『経済動学の理論』、東京大学出版会、一九八六年、四八〜五五頁。
- (9) HIROFUMI UZAWA, "Preference, Production, and Capital," CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS, 1988, P.260.
- (10) Ibid., P.261.
- (11) Ibid., P.262.
- (12) 宇沢弘文著『経済分析 基礎篇』、岩波書店、一九九〇年、六二四頁。
- (13) たんに安定分析が異なるという意味で、森嶋通夫氏の「リカードの成長」と二階堂副包氏の「レオンチェフ型二部門経済の成長動学」が興味をもたれるであらう。Michio Morishima, "Ricardo's Economics," Cambridge University Press, 1989, Ch.,5. 二階堂副包著『数理経済学入門』、日本評論社、一九七一年、第三章。
- (14) J.M.KEYNES, "THE GENERAL THEORY OF EMPLOYMENT, INTEREST AND MONEY," MACMILLAN AND

COMPANY LIMITED, 1936, 塩野谷祐一訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』（ケインズ全集第七巻）、東洋経済新報社、昭和五八年。

- (15) J.R.Hicks, 'MR. KEYNES AND THE "CLASSICS"; A SUGGESTED INTERPRETATION,' From *Econometrica*, 1937, Edited by W.FELLNER, B.F.HALEY, "READINGS IN THE THEORY OF INCOME DISTRIBUTION," THE BLAKISTON COMPANY, 1951, に所収。

HIROFUMI UZAWA, "Preference, Production, and Capital," CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS, 1988, P.273.

- (16) 宇沢弘文著『経済分析 基礎篇』、岩波書店、一九九〇年、四二六頁。

- (17) R.F.Harrod, 'An Essay in Dynamic Theory,' E.D.Domar, 'Capital Expansion, Rate of Growth, and Employment,' 両論文を『も』 Edited by Stiglitz and Uzawa, "READINGS IN THE MODERN THEORY OF ECONOMIC GROWTH," THE M.I.T. PRESS, 1969, に所収。

R.F.HARROD, "TOWARDS A DYNAMIC ECONOMICS," MACMILLAN AND COMPANY LIMITED, 1956. 高橋長太郎、

鈴木諒一訳『動態経済学序説』、有斐閣、昭和二八年。

宮崎義一訳『ハロッド 経済動学』、丸善株式会社、昭和五一年。

- (18) HIROFUMI UZAWA, "Preference, Production, and Capital," CAMBRIDGE UNIVERSITY PRESS, 1988, P.276.

宇沢弘文著『経済分析 基礎篇』、岩波書店、一九九〇年、四二四～五頁。

- (19) 宇沢弘文・宮川努「合理的期待形成仮説の再検討」『季刊 現代経済』⁸²、四八、日本経済新聞社、昭和五七年、に所収。

民主主義のチャンネル効果と経済成長

坂 井 吉 良

1. 序
2. 民主主義と経済成長：チャンネル変数
3. チャンネル効果の分析方法
4. 実証分析結果
5. むすび

1. 序

「民主主義は、政治家を定期的な公的監視につけることや、野党の形成における現実的代替案を推進することによって、権力の乱用を点検しつつ、政策形成の質をコントロールすることをより容易くしている」（Tavares and Wacziarg (2001)、p.1344）。一方、「民主主義は政府の統治機構の質に影響を与えるかも知れない。自由裁量をもつ統治者は、一般国民の支出でインサイダーの小さな集団を利する歪んだ政策を形成する傾向にある」（同）。前者の民主主義の側面は、社会や経済成長に正の効果を与えるが、後者の側面は逆に負の効果を伴うことが予想される。

このように民主主義には、すべての国民が支持する側面と否定する側面とがある。しかし、後者のすべてを排除することは、民主主義それ自体の否定にもつながることになる。民主主義には、国民に便益をもたらす側面と民主主義を維持するための何らかのコストを国民に強いるという側面を伴っている。この論文は、民主主義の経済成長に与えるチャンネルを特定化し、民主主義の経済成長に与える各チャンネル効果（間接効果）とその総効果である民主主義の経済成長（所得）に与える全体効果を、世界銀行の Worldwide Governance Indicators :

WGI や OECD の経済データ等を利用して推定することを目的としている。すなわち、われわれの目的は、民主主義の正と負の両面の効果を伴う間接（個別）効果についての数量効果とその総和である民主主義の全体効果を数量的に把握することである。

われわれのアプローチは、Tavares and Wacziarg (2001) に基づいている。彼らは経済成長（所得）と民主主義のチャンネル変数を決定する方程式を特定化し、その方程式を完全システムで推定することによって、民主主義の間接効果と全体効果を推定している。すなわち、彼らは経済成長を決定し、かつ民主主義に影響されるという両方の側面をもつ変数を特定化し、そのような変数の相互依存関係を前提とする民主主義と市場経済との連立方程式体系に基づき、民主主義が経済成長に与えるメカニズムの解明を行っている。このアプローチのメリットについて、彼らは以下の3つのことを指摘している。

第1は、民主主義の成長に与える直接的効果は、十分に理論的な基礎づけがなされていないことから、その間接的効果の解明は、この分野の研究の核心的論点を明らかに追求していることである。第2は、特定の民主主義の因果関係のチャンネルが無関係として退けられた場合、どのチャンネルのリンクを分析するかを的確に決定できることである。第3に、どの民主主義の特徴が成長にとって最も重要であるかを明確にするために、民主主義のさまざまな効果の大きさを計量的に把握することが可能であるということである (p.1371-2)。

Tavares and Wacziarg (2001) は、1970-1989 年の 65 カ国の先進国のパネルデータを利用した 8 つの内生変数の 3SLS による推定結果から、3 つの主要な実証分析結果を提示している。まず、民主主義は人的資本を蓄積し、物的投資率を減少させるという、ロバストな因果関係が存在していることである。また、民主主義の促進→不平等の是正→高い経済成長という、所得の不平等の是正を通した民主主義の成長効果と、民主主義の促進→政府消費の拡大→低成長という、政府消費の拡大を通した民主主義の成長効果は、ロバストではないという事実を示した。

最後に、ガバナンスの質や政治的安定性、貿易やマクロ経済政策の安定性を通じた民主主義の経済成長に対して、強力なインパクトを与える事実がないということを示した (p.1372)。このような実証分析結果から彼らは、「民主主義は、人的資本の蓄積の改善と所得の不平等の是正によって成長を促進している。他方、物的資本の蓄積率の低下と政府消費比率（GDP 比）の上昇によって成長率を引き下げている。これらの間接効果のすべてが考慮されるならば、経済成長に関する民主主義の全体的な効果は、極端ではないが負である」と要約している (p.1341)。

この Tavares and Wacziarg (2001) をはじめとして、民主主義が経済成長に与える効果に関する実証研究の蓄積は豊富であり、その効果についてはさまざまな分析結果が提示されている。Barro (1996)、(1997) の実証研究では、両者の間には非線形関係が存在していることを明らかにしている。また、坂井・坂本 (2012) の OECD 諸国を対象とした 2000 年代のデータによる 2SLS の推定結果では、3 つの民主主義の係数が負であり、「民主主義は経済成長に対して正の効果を伴うというよりも、負の影響を与えている可能性が高いといえることができる」という実証分析結果を提示している (p.211)。最近の研究である Giavazzi and Tabellini (2005) や、Pesson and Tabellini (2006)、(2008)、(2009) では、民主主義の経済成長効果が確認されている。しかし、これらの研究は独裁政治から民主主義への移行による効果を推定したものである。一方、負であるという研究には、Helliwell (1994) と Tavares and Wacziarg (2001) がある。Barro (1996)、(1997) や Tavares and Wacziarg (2001) 及び坂井・坂本 (2012) の研究結果を踏まえると、民主主義の成長効果は確実に存在するが、それは民主主義の初期段階であり、民主主義が強固な制度として確立した段階では、その効果は正ではなく、負である可能性が高いことを示唆している。

また、選挙制度や政府の形が、政府の選択する財政政策に影響を与えていることから、民主主義制度の特徴が経済的パフォーマンスに影響

響を与えていることが予想される（Persson and Tabellini (2000)、(2003)、(2004)、坂井・岩井 (2011)、坂井 (2012)）。したがって、民主主義のチャンネル効果は、民主主義制度の特徴を考慮した分析を行う必要がある。本稿ではこの民主主義の制度的な特徴を前提とした分析を行うことを目的としている。なお、民主主義が経済成長に与える効果と経済成長（所得）が民主主義に与える効果に関するサーヴェイは、坂井・坂本 (2012) を参照。また、政府の形と選挙制度と経済成長に関するサーヴェイは坂井 (2012) を参照。さらに、民主主義と経済成長に関する簡単なサーヴェイが、本稿の付録 A に示されている。

本稿では、以上の経済成長に関する民主主義の効果に関する研究を踏まえて、民主主義のチャンネル効果とその全体効果を把握する。Tavares and Wacziarg (2001) のガバナンスに関するデータは、Barro and Lee (1993) から各年ごとの革命とクーデター数を政治的安定性の指標として、また、ガバナンスの質（腐敗）の指標として、外国為替市場における公定レートとブラックマーケットレートとの乖離の2つを利用している。21世紀の先進諸国では、前者が観察されることは少なく、また、後者のデータも、その乖離は小さく、変動も小さいことが予想される。本稿では、ガバナンスの指標として、後に詳述する世界銀行の6つのWGIを利用し、経済と民主主義のメカニズムを解明することを意図している。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、民主主義と経済成長をリンクしているチャンネルについて考察する。第3節では、本稿で利用する分析方法とデータについて説明する。第4節では、実証分析結果を提示する。最後に、本稿の要約と課題について述べる。

2. 民主主義と経済成長：チャンネル変数

市場経済と政治（民主主義による政策決定）が相互依存関係にあることは研究者だけでなく、多くの人が認識し、かつ、理解していることである。しかし、Persson and Tabellini (2003) が指摘しているように、

従来の政治経済学の分析枠組は、経済学の研究領域と政治学の研究領域とが独立であり、両者を結びつけるリンクが欠如している。それゆえに、民主主義制度（憲法上）の特徴が経済的パフォーマンスに与える効果の理論的・実証的解明と、政策結果である経済的パフォーマンスに基づく国民の政策選好が、民主主義制度（憲法上の規定）に基づき（政治的プロセスを経て）、どのように決定されているかの理論的・実証的解明が不完全なものとなっている⁽¹⁾。そこで、Tavares and Wacziarg (2001) に基づき、まず、経済と政治をリンクさせるチャンネル変数について考察する。このチャンネル変数は、直接的または間接的に政府の権力の行使に関わる変数であり、チャンネル方程式の従属変数となり、成長方程式の説明変数ともなる。このようにチャンネル変数は、政治と経済をリンクさせる内生変数である。

2.1 政治的安定性

革命やクーデターは、政治の不安定要因であり、経済成長に負の影響をもたらす。また、政権交代も政治の不安定要因となる可能性がある。これらは、ガバナンスの安定性に関わる要因であり、政府の統治機構の重要な特徴である。政治権力の平和的で予想できる移行が行われている場合には、将来の政策について不確実性を低くし、投資と成長の促進が可能となる。このガバナンスの安定性は、その政府の形や選挙制度という民主主義制度に大きく作用されており、民主主義の質によって決定されている。また、所得水準、所得分配の公平性や公共財の提供（政府の規模）なども、ガバナンスの安定性に影響を与える要因と考えられる。

2.2 腐敗：ガバナンスの質

最初に述べたように、民主主義はガバナンスの質に影響を与えている。民主主義国における政権（行政府）の信任要件やチェックが機能している場合でも、権力を付与された政策責任者は、自己の利益に結び

付く政策を採る傾向があり、政策の質的改善が十分になされない可能性がある。権力の乱用を防止し、国民にとって最適な政策を実現するような理想的な民主主義制度が実現されていない現状においては、ガバナンスの質も民主主義制度に依存している。政治家の汚職や不正は、政治的な不安定性に起因していることから、政治的安定性や教育水準（人的資本）、政府の規模、所得水準もガバナンスの質を決定する要因である。さらに、国際貿易による不利益を受ける産業や企業と政策責任者との結託を生み出す可能性が高いことから、貿易政策は、政府の腐敗と密接な関係にあることが予想される。

2.3 政府の規模

憲法上の特徴と財政政策に関する最近の研究の「一般的な理論予想は、比例制選挙と議院内閣制度は、より多くの公共財、より広範な福祉プログラム、そして全体的により大きな政府規模と結びついている」（Persson and Tabellini (2004)、p.25）、というものである。しかし、政府の規模が経済成長に与える効果に関する議論は、明確とはなっていない⁽²⁾。

公共選択論（バージニア学派）の政府規模に関する多くの議論は、政府の不効率性を強調しており、両者の関係が負であることを予想している⁽³⁾。しかし、政府の役割は、「経済的自由を認めながら、政府が課税等を通じて、経済変動や所得の不平等や国民が必要とする財の供給不足に陥ってしまうという市場経済の欠陥を補う」、というものであり、政府の提供する財・サービスの不足は、供給サイドのボトルネックとなり、経済成長を抑制することになる。

民主主義における政府支出の決定が、経済成長を最大にするように決定される場合、政府の規模と経済成長の関係は正であることが予想される。Barro and Sala-i-Martin (1992) は、政府支出が生産的である単純な内生的成長モデルにおいて、成長を最大にしている課税の率が存在することを示している。しかし、成長に関する政府の活動の諸効

果は、政府活動の財政資金を賄うために必要とされる歪められた課税の費用とその活動が提供する便益との間のトレードオフを含んでいる。「民主主義は多数の貧困者の声を少ない富裕層の人たちに加えている。そして、それは政治過程に影響を与えながら効果的に一般市民の構成を変えることによって行っている」。また、「政治決断が政治家のコントロールを超えるという制約により敏感になるという意味で、それは権力の自由裁量の性質を減少させている」(Tavares and Wacziarg (2001)、p.1344)、という2つの特徴をもつ政治的システムにおいて課税や政府支出が決定されている場合、民主主義は政府規模の拡大を必然的に追い求めることになり、最適税率からの乖離は避けられない宿命ともいえる。すなわち、高い税率と不効率な政府支出と低い経済成長が対応していることが予想される。特に、GDP に対する政府の消費支出の拡大は、民間経済の圧迫とともに政府部門の浪費とも結びついている可能性がある。この GDP に対する政府の消費支出の比を政府の規模とする場合、民主主義国には政府の規模と経済成長との間には負の関係を引き起こすチャンネルが存在しているものと考えられる。

2.4 人的資本

人的資本の蓄積（教育水準）は、経済成長と正の関係にあることが、多くの研究者の支持しているところである。それは労働の質を改善し、労働生産性を上昇させるからである。しかし、この教育支出の増加と経済成長との間の正の関係について否定的な議論もある。その理由は人的資本の定義とそのデータさらに先進諸国における教育支出に占める消費的経費の拡大に基づくものである。また、教育支出の相当な部分は、公的支出から賄われており、このように教育支出は強力な所得の再分配の要素を含んでいる。この政治的プロセスによって決定される教育支出（教育政策）は、経済成長との関係を複雑にしている⁽⁴⁾。

Mankiw, Romer and Weil (1999) は、人的資本が労働者1人当たりの所得水準に有意な影響を与えていることを明らかにしているとともに、

人的資本蓄積率の約 12% の格差が、10 倍近い所得格差を生み出しているという、推定結果を提示している (Acemoglu (2009)、p.94)。また、Barro (1999) は、「25 歳以上の男性についての中等学校教育以上の水準の教育年数」が成長に有意で正の効果をもち、さらに、「25 歳以上の男性の上級水準以上の教育年数」が説明変数に追加された場合、成長が促進され、「25 歳以上の男性の初等教育年数」は有意ではないという、研究結果を示している。先進国では、初等教育や中等教育は、経済成長にもはやあまり影響を及ぼさないことが予想されるが、Hall and Jones (1999) は、経済成長にとって人的資本が、物的資本以上に中心役割を果たしていることを明らかにしている。そして、Prescott (2002) は、先進主要国の景気後退と繁栄は、技術と資本の 2 つの要因以上に労働要因が重要であることを指摘している (p.13)。このように、「物的資本や技術進歩で長期にわたる成長や国家間の所得格差の大部分は説明できない」(Romer (2006)、p.115) という見方が、経済成長に関する最近の研究動向であり、人的資本や制度が経済成長に影響を与える重要な要因と考えられている⁽⁵⁾。「結論として、人的資本は民主主義から成長への因果関係をもつ潜在的に重要なチャンネルである」(Tavares and Wacziarg (2001)、p.1347)。

2.5 所得の不平等

ローマ帝国の滅亡のひとつの背景要因として、所得分配の不平等があげられている。その不平等が国民の勤労意欲を低下させ、貯蓄不足さらには財政破綻を引き起こしたというメカニズムである。国民の少数派である 1% の富裕層が、国民所得の 90% を占めるような社会においては、所得分配が労働インセンティブと独立であるとは考えにくい。旧社会主義国のような過度の所得分配の平等も、そして、市場経済が未発達な社会や独裁政権における極端な所得分配の不平等のいずれも労働インセンティブに影響を与え、経済成長に悪影響を与えている。市場経済は所得の不平等を必然的に生み出す。その所得の不平等を是

正することが民主主義社会における政府の役割であり、所得の不平等の是正は経済成長を実現させる重要なチャンネルである。

「所得の不平等の程度は、政治体制によって影響されている社会選択の結果である」(Tavares and Wacziarg (2001)、p.1347)。民主主義社会は、意思決定において貧困者の選好により大きなウェイトを与えることが予想される。選挙権を付与された貧しい者は、自身の便益のために政治過程を利用し、所得再分配を縮小させている政府に影響力を与えるかもしれない。成長に関する所得の不平等の効果は、幅広い研究がなされている。多くの研究は、不平等と成長との間に負の実証的関連を示している⁽⁶⁾。

2.6 貿易の市場開放

比較優位の原理に基づく自由貿易は、国民生活を改善するひとつの政策である。しかし、民主主義社会はそれを拒む背景要因があり、貿易の開放の程度は、政治的意思決定によって影響されている。市場開放は国民に多くの便益を与えるが、それは広く薄いという特徴がある。一方、市場開放による被害者は、ある産業や企業に集中することが予想される。そのために便益享受者と被害者の貿易政策に対する反応は非対称的となる。すなわち、便益享受者は、市場開放政策に対して明確な態度を表明しないが、被害者は明確な反対の態度表明を行う。そして、この被害者が小グループである場合でも、彼らが利する保護主義的貿易政策が政治的に決定されるのである。このことが民主主義において、保護主義を容易に生み出す背景要因となり、市場開放を拒む要因となっている。

多くの研究が、経済成長に関する市場開放のロバストで正の効果を提示している。国際貿易は各国が、比較優位の十分な利益を得ることを容認している。このように、定常状態の一人あたりの国民所得と過渡期の成長率の両方を引き上げる。また、貿易は、財市場の国内競争を高め、技術移転を刺激し、大きな市場への道を開くものであり、そ

して、地域のまたは国際的な経済調整を通して、より崇高な貿易政策の枠組のためのインセンティブを与える可能性がある (Tavares and Wacziarg (2001)、p.1347-8)。

2.7 物的資本形成

物的資本は技術や労働とともに重要な経済成長要因であり、政府の政策によって変化する。投資のリスク回避のための政策や国民所得の分配率に影響を与える税制は、資本の収益率や労働分配率に影響を与え、企業の物的資本投資に対するインセンティブを変更させる。独裁政権とは異なり民主主義社会には、政治的、社会的、経済的な不確実性の範囲を引き下げることによって、企業の投資環境を改善するための政策を提示することが期待されている。このチャンネルは、政治的安定性のチャンネルと密接な関連を予想されるが、そのチャンネルとは異なる政府の政策が、将来の支出決定に大きな影響を与えている。

市場経済におけるさまざまな不確実性の程度を引き下げることが、政府の役割であり、その不確実性を改善する政策は、民主主義の質的水準や分配をめぐる政治的対立にも依存している。

3. チャンネル効果の分析方法

3.1 計量分析の方法

民主主義が成長に影響を与えるわれわれのチャンネル分析は、連立方程式モデルの特徴に基づく推定方法が必要となる。基本的な計量モデルの特定化は、内生変数の行動を記述している8つの構造関係の体系から構成されている。そのモデルは成長方程式と前節で検討した各チャンネル変数の7つの方程式から構成されている。成長率とチャンネル変数は内生変数であり、それは体系におけるすべての外生変数によって操作されている。まず、成長方程式とチャンネル変数は、それぞれ次式で定式化されている。

$$(1) \quad lypdot = \alpha + \sum_{i=1}^7 \beta_i x_i + Z_h \delta_h + e_j, \quad i=1, \dots, 7, \quad h=1, \dots, H, \\ j=1, \dots, J.$$

$$(2) \quad x_i = \gamma + \mu_i m + \sum_{k=1}^7 \phi_i x_k + R_s \varphi_i + u_j, \quad k=1, \dots, 7, \quad i=1, \dots, 7, \\ s=1, \dots, S, \quad j=1, \dots, J.$$

ただし、 $i=k$ のとき、 $x_k=0$

(1) 式の $lypdot$ は、1人当たりの GDP 成長率であり、 x_i は7つのチャンネル変数であり、内生変数である。そして、 Z_i は外生変数のベクトル、 α 、 β_i 、 δ_h はパラメータ、 e_j 攪乱項である。(2) 式の m が民主主義の指標であり、外生変数である。そして、 R_i は外生変数のベクトル、 γ 、 μ_i 、 ϕ_i 、 φ_i はパラメータ、 u_j 攪乱項である。

民主主義の各チャンネル効果（間接効果）は、民主主義 m がチャンネル変数 x_i に与える効果 μ_i とチャンネル変数が経済成長に与える効果 β_i の積 $\beta_i \mu_i$ となる。そして、民主主義の経済成長に与える全体効果は、各チャンネル効果の総和として次式で与えられる。

$$(3) \quad \sum_{i=1}^7 \frac{\partial y}{\partial x_i} \frac{\partial x_i}{\partial m} = \sum_{i=1}^7 \beta_i \mu_i$$

以上のモデルは、8つの内生変数と8つの構造方程式から構成されている。このモデルを3SLSで推定し、そのパラメータの推定値を利用して、民主主義の各チャンネル効果とその全体効果を推定する。

このモデルの特徴は、すべてのチャンネル方程式に民主主義の変数が、説明変数として右辺に表れていることである。そして、この民主主義の変数は、成長方程式には含まれていないことである。その理由は、民主主義の経済成長に与える直接効果ではなく、間接効果を推定することを意図したモデルであり、民主主義の経済成長に与える明確

な直接効果に関する理論的関係が解明されていないことによるものである。

Tavares and Wacziarg (2001) は、外生変数として以下の 5 つの主要なデータを利用している。文化（言語、宗教）、歴史（植民地、戦争、民主主義の経過年数）、地理的要因（国土面積、大陸、原油輸出国、主要な貿易国との距離）、人口（規模、人口構成比率）、経済変数（1 人当たりの GDP、GDP の初期値）などである。本稿では、文化、歴史、地理的な外生変数を除き、民主主義制度の特徴を踏まえて、以下のデータを利用している。選挙制度 *maj*、政府の形 *pres*、財政赤字 *gdefit*、社会保障支出 *ssw*、民主主義の経過年数 *age*、人口 *lpop*、GDP の初期値 *inigdp*、生産年齢人口比率 *prop1564*、65 歳以上の人口構成比率 *prop6505*、人口 *lpop*、一人当たりの実質 GDP 成長率 *lypdot*。なお、データの詳細については、付録 B を参照。

3.2 データ

本研究は、OECD 加盟国 34 カ国の 2000 年代のガバナンス、経済・財政・人口・民主主義等に関するデータを利用している。主要なデータ出所は、世界銀行の Web site (World Government Indicators) と OECD の Web site (OECD Economic Outlook No.81 Annex Table) であり、データの詳細は付録 B に示されている。

政治的安定と腐敗等のデータは、世界銀行の世界ガバナンス指標 World Government Indicators : WGI を利用している。世界銀行の WGI は、D.Kaufmann らが中心となって、世界銀行研究所 (World Bank Institute : WBI) が開発したものであり、ガバナンスを次のように定義している。「ガバナンスは、政府が行使する諸々な伝統と諸制度から構成されている。これには、政府が選ばれて、監視され、交代するプロセス、正しい政策を効果的に形成し、実行する政府の能力、そして、市民の利害（関心・尊厳）と経済・社会と国民との間の相互作用を統治する諸制度についての状態が含まれている」。このガバナンスの定義に

基づき、以下の6つのガバナンス指標が作成されている⁽⁷⁾。

1. 国民の発言権とアカウンタビリティ Voice and Accountability :

account

国民の表現、結社や報道の自由と同様に、国民が政府を選択することにどの程度参加することができるかという、国民の認識を示す。すなわち、政府の形の選択やその形成に参加でき、それを改善しうるかどうかの程度についての国民の認識を示す指標である。

2. 政治的安定性と暴力やテロのない社会 Political Stability and

Absence of Violence/Terrorism : *postabl*

憲法に基づく手段ではなく、また、暴力やテロという方法で政治体制を変更するという可能性に関する国民の認識を表わす指標。すなわち、政府の形や政策の変更が平和的であり、国民がその移行や変更が予測可能性に関する認識を表わす指標である。

3. 政府の完全性（政府の質） Government Effectiveness : *goveff*

公的サービスの質、公務員の質、政治的圧力からの独立、政策形成の質や政府の政策の実行とその実現についての信憑性に関する国民の認識を表わす指標。すなわち、政府サービスの質と政府の政策の実行可能性と実現可能性さらには政策の有効性に関する国民の認識を示す指標である。

4. 規制の内容と質（政府と民間部門との適切な関係） Regulatory

Quality : *regula*

民間部門の発展を可能にし、促進させるような正しい政策や規制を形成・実行する政府の能力に関する認識を表わす指標である。

5. 法の支配 Rule of Law : *rulelaw*

政治家が法（社会的なルール）に信頼を置き、どの程度忠実に守っているかに関する認識を表わす指標。特に、犯罪や暴力と同様に、契約の遂行、財産権、治安や裁判等が、どの程度法に基づいて行使しているかの指標である。

6. 腐敗の抑制 Control of Corruption : *corrup*

エリート集団と個人的な利害による国の支配と同様に、汚職（腐敗）の大小の形を含めて、公権力が、個人的な利得のために行使されているという程度に関する指標である。

以上の指標は、当初、隔年データであったが、2003 年以後継続的データとして公表されている。本研究では、2000 年から 2010 年の平均を利用している（なお、2002 年は欠損値）。

以上の 6 つの集計指標は、ガバナンスに関する世界中の多数の調査回答者と専門家の評価の結果であり、2010 年では、213 の国と地域を対象として、家計と企業へのアンケート調査 9 項目、専門家へのアンケート項目 21 の合計 30 のデータ・ソースに基づいている。1960-2010 年間の約 200 カ国のガバナンス指標推定に利用されているデータソース数は、各国および各年で異なっている。従って、6 つのガバナンス指標が主観的な評価に基づいているという理由とともに、データソース数の相違からも、このガバナンス指標のバイアスが予想される。しかし、OECD 諸国のデータソース数はほぼ近似している。このガバナンス指標の作成に利用されている Unobserved Components Model は、まず、個別の質問に対する回答の個票データの値を、比較可能な 0 と 1 の範囲をとるデータに変換され、複数の個票データから集計される各ガバナンス指標（合成指数）が、近似的に $-2.5 \sim 2.5$ の値をとる平均ゼロ、分散 1 の標準正規分布に従う確率変数の推定値として導出する方法である。大きい推定値は良いガバナンスに対応している。WGI には各国の各ガバナンス指標の推定値とともに標準偏差、データソース数、90% の信頼区間、およびパーセンテージタームのランキングも示されている。なお、指標の基礎データ・ソース、集計方法及び指標の解釈に関する詳細は、WGI の方法論の論文（Kaufmann, et al. (2010)）において説明されている⁽⁸⁾。

表 1 は、日本と OECD の 2010 年の各ガバナンス指標である。この日本のガバナンス指標に基づくならば、日本政府が国民に対して行使

表 1 2010 年の日本と OECD の 6 つのガバナンス指標

変 数	<i>account</i>	<i>postabl</i>	<i>goveff</i>	<i>regula</i>	<i>rulelaw</i>	<i>corrup</i>
日本の推定値	1.047643	0.873701	1.397549	0.980113	1.313771	1.537606
日本のランキング	82.46 %	76.89 %	88.52 %	80.86 %	88.15 %	91.87 %
OECD の推定値	1.159226	0.637697	1.341084	1.291511	1.297892	1.260304

する諸制度と慣習に基づく統治機構は、世界の上位 20 % に入っていることを意味しており、国民の発言権と *accountability*、規制の質以外は、OECD34 カ国の平均よりも高いが、世界のモデルではないことも示唆している⁽⁹⁾。われわれは、このデータを利用して、民主主義のチャンネル効果を推定する。

表 2 は、10 年間の OECD 諸国の 6 つのガバナンス指標の基本統計量である。平均は *postabl* が最も小さく、*corrup* が最も大きい。そして、この 2 つのガバナンス指標の標準偏差が大きく、各国間に有意な差が存在している可能性が高い。逆に、*account* と *regula* の標準偏差は小さい。なお、本稿では最小値や最大値の異常値の処理は行っていない。

表 3 は、6 つのガバナンス指標の相関係数である。6 つのガバナンス指標が正の高い相関関係にある。特に、*corrup* は、*postabl* 以外のガバナンス指標と高い相関関係となっている。これは、腐敗、国民の自由や政府の *Accountability*、政府の完全性、法規制、法の支配等の指標は、ガバナンスの質に関する指標と考えられることに基づいている。そして、*postabl* は政治の安定性を測る尺度であり、他の 5 つの質的なガバナンス指標とは異なっている。予想されるよう *postabl* と他の 5 つのデータとの相関係数は、特に小さい。そこで、本稿では、腐敗（政府の質）のデータは、*postabl* 以外の 5 つのデータの平均値を政府の質 *qualgov*（政府機能の歪み）の指標として利用している。

表 4 は、民主主義とガバナンス指標及び経済データの基礎データである。表 4 は選挙制度と政府の形の相違が、基礎データに有意な差のあることを示している。特に、ガバナンス指標は、政治的安定性の指

表 2 ガバナンス指標の平均値、N=340

変数	平均	標準偏差	最小値	最大値
<i>account</i>	1.1838282	0.4069784	-0.3240430	1.8255170
<i>postabl</i>	0.7298778	0.6594851	-1.7295740	1.6627760
<i>goveff</i>	1.3798164	0.5723221	-0.0657900	2.3379170
<i>regula</i>	1.2961703	0.4220316	0.0477620	2.0578060
<i>rulelaw</i>	1.2759360	0.6039000	-0.7055990	2.0141960
<i>corrup</i>	1.3288972	0.8063523	-0.7095580	2.5907720

表 3 ガバナンス指標の Pearson の相関係数、N=340

変数	<i>account</i>	<i>postabl</i>	<i>goveff</i>	<i>regula</i>	<i>rulelaw</i>	<i>corrup</i>
<i>account</i>	1.00000					
<i>postabl</i>	0.77162	1.00000				
<i>goveff</i>	0.84784	0.59621	1.00000			
<i>regula</i>	0.85429	0.60833	0.86723	1.00000		
<i>rulelaw</i>	0.88291	0.64882	0.93939	0.88524	1.00000	
<i>corrup</i>	0.84840	0.60838	0.94223	0.86987	0.94863	1.00000

標を除いて、比例選挙制度を採用している国が、多数制よりもすべてのガバナンス指標において、優れていることを示している。また、政府の形については、すべてのガバナンス指標が大統領制よりも、議院内閣制が優れており、有意差のあることを示している。

表 4 のガバナンス以外のデータについては、坂井・坂本（2012）のデータを利用している。OECD 諸国の選挙制度と政府の形のデータは、Persson and Tabellini（2004）、Persson（2005）に基づいている（坂井・坂本（2012）の付録 B 参照）。そして、民主主義に関するデータは、Persson and Tabellini（2003）、（2004）の先行研究に基づき、Freedom House による Gastil index（政治的権利と市民権の平均）：*gastil* を利用している。この指標は 1 と 7 の間の値をとり、小さい値が良い民主主

表 4 基礎データ

変数 標本	<i>demande</i> 34 指数	<i>polityIV</i> 347 指数	<i>gasitl</i> 374 指数	<i>accounta</i> 340 指数	<i>postabl</i> 340 指数	<i>goveff</i> 340 指数	<i>regula</i> 340 指数	<i>rulelaw</i> 340 指数	<i>corrup</i> 340 指数
総平均 34	8.27	9.73	1.24	1.184	0.73	1.38	1.296	1.276	1.329
多数制 6	8.43	9.75	1.11	1.289	0.752	1.617	1.494	1.564	1.72
比例制 28	8.22	9.55	1.27	1.152	0.723	1.307	1.235	1.187	1.209
maj=pro	0.4947	0.0086	0.0001	0.0002	0.6406	0.0001	0.0001	0.0001	0.0001
大統領 5	8.00	9.34	1.45	0.927	0.39	1.199	1.155	1.013	1.045
議院内 29	8.31	9.64	1.20	1.228	0.789	1.411	1.32	1.321	1.378
pres=parl	0.4472	0.0364	0.0028	0.0001	0.0001	0.0929	0.0357	0.0139	0.0113
変数	一人当たり 実質 GDP	実質資本 形成成長	人的資本 <i>educa</i>	ジニ係数 <i>gini</i>	政府規模 <i>sizegov</i>	輸出入 <i>trade</i>	人口 <i>lpop</i>	人口 65 以上	1 人当り実質 GDP10\$
標本	306 成長率	374 率	210 シェア	34 指数	238 シェア	240 シェア	364 百万	374 シェア	374 初期値
総平均 34	1.56	2.18	24.46	0.31	19.47	44.80	34.36	14.18	2764.5
多数制 6	1.12	2.89	33.64	0.354	18.66	24.22	76.78	13.81	2547.8
比例制 28	1.69	1.96	21.48	0.301	19.72	51.06	21.95	14.29	449.9
maj=pro	0.0984	0.3268	0.0001	0.0546	0.0688	0.0001	0.0001	0.256	0.0001
大統領 5	1.86	3.36	27.25	0.393	13.06	31.26	94.3	10.10	2759.4
議院内 29	1.51	1.97	23.87	0.30	20.57	46.88	24.33	14.88	630.5
pres=parl	0.4325	0.2136	0.0623	0.0777	0.0001	0.0017	0.001	0.0001	0.0006

注 maj=pro と pres=parl は、帰無仮説が多数制＝比例制、大統領制＝議院内閣制であり、その数値は p 値である。なお、ここでは不均一分散の両側検定である (SAS/STAT9.1, p.4784-8.)。坂井・坂本 (2012) 表 2 参照。

義である。また、世界の政治体制を格付けしている Polity IV : *polity* は-10 から+10 の値をとり、大きい値が良い民主主義国家である。さらに、*Economist Intelligent Unit Limited* (2010) から民主主義の指標 Democracy Index 2010 (*demoinde*) を利用している。この指標は、選挙プロセスと社会的価値の多様性、政府の機能、政治参加、政治的文化、市民の自由の5つの指標の平均であり、0と10の間の値をとり、大きい値がよい民主主義である。なお、本稿での計量分析では、3つの民主主義の指標の整合性をとるために、*gastil* は源データにマイナスを付与し、大きい値が良い民主主義であるデータに変換している。

この各国の民主主義に関する3つの民主主義指標による評価は、*demoinde* による大統領制が議院内閣制よりも若干劣る程度であり、有意な差は確認されないが、*polity* と *gastil* の2つの民主主義による評価では、いずれも統計的に有意な格差があり、大統領制は議院内閣制より劣る民主主義である。また、選挙制度では *demoinde* の指標を除いて、多数制が比例制よりも良い民主主義となっている。

このように以上の基礎データからの以外な事実、憲法上の特徴と民主主義の質的状态及び政府の統治機構の質的な状態を表わしているガバナンス指標とが必ずしも整合的な関係となっていないことである。すなわち、多数制選挙制度の国は、比例選挙制度の国よりも民主主義の質的改善を実現しているが、ガバナンス指標では、多数制の国が比例制の国よりも劣っているということである。このような関係は、政府の形の相違については確認できない。大統領制と比較して議院内閣制の良い民主主義と議院内閣制の良いガバナンスが対応している。

4. 実証分析結果

表5-1～表5-3は、民主主義がどのように経済成長に影響を与えているかの実証分析結果を示したものである。3つの表は、民主主義の指標が、各々 *demoinde*、*polity* と *gastil* であり、チャンネル変数はすべて同じである。また、計量モデルは基本的には同じであり、表5の推定

値は、われわれが3SLSで推定した8本の連立体系の構造パラメータの推定値であり、その推定結果の詳細は、付録C 表6-1～表6-3に示されている。

表5の第2列は、異なる7つのチャンネル方程式における民主主義のチャンネル変数に与える効果 μ_i の推定値であり、第1列のチャンネル変数が従属変数、民主主義が説明変数となっている。この値は民主主義の間接効果の大きさである。表5の第3列は、成長方程式のチャンネル変数の係数 β_i の推定値であり、従属変数が1人当たりの成長率、説明変数が第1列のチャンネル変数である。そして、第4列は、民主主義がチャンネル変数を通して経済成長に与える民主主義の効果 $\beta_i\mu_i$ の推定値であり、その値は第2列と第3列の積であり、その総和が民主主義の経済成長に与える全体効果である。

まず、第2列のチャンネルに関する民主主義の効果の推定値は、民主主義が物的資本の蓄積を促進している。*gastil*は有意ではないが、他は有意であり、その効果は大きい。この推定結果は、Tavares and Wacziarg (2001)の民主主義は、物的資本の蓄積を犠牲にしているという、その民主主義の効果が負で大きく、かつロバストである、という結果とは逆となっている。また、彼らの研究では、民主主義が人的資本の蓄積を促進し、高い政府の消費支出とより低い貿易開放度と所得分配の不平等を是正する、という有意な結果を得ているが、本稿では、人的資本の蓄積と所得分配の不平等を是正に関する係数の符号については、3つのモデルは同符号であるが、すべてが統計的に有意ではない。また、貿易開放度の係数は、すべて負（市場開放の制限）であり、かつ、*demoinde*だけが有意である。また、政府の規模は正と負があり、すべて統計的に有意ではない。そして、ガバナンスに関する民主主義の効果については、*polity*モデルが、民主主義の質的改善はガバナンスの質を低下させるということを示している。しかし、他の2つモデルの符号は正と負であり、有意ではない。しかし、民主主義の政治的安定性に関する効果は、すべて正でかつ有意である。この実証分析結果は、

表 5-1 民主主義の経済成長の効果：*demoinde*

チャンネル	チャンネルに関する 民主主義の効果 μ_i	成長に関する チャンネルの効果 β_i	成長に関する 民主主義の効果 $\beta_i \mu_i$
人的資本 <i>educa</i>	4.921973 (0.0011)	0.17077 (0.0066)	0.840525
所得の不平等 <i>gini</i>	-0.01546 (0.0340)	-29.8911 (0.0010)	0.462116
政治的安定性 <i>postabl</i>	0.274868 (0.0200)	-3.6506 (0.0021)	-1.00343
政府の質 <i>qualgo</i>	0.02974 (0.8658)	0.921031 (0.4756)	0.027391
貿易の市場開放 <i>trade</i>	-26.3971 (0.0143)	0.036075 (0.0529)	-0.95228
政府の規模 <i>sizegov</i>	-2.91096 (0.1319)	-0.00215 (0.033)	0.006259
投資率 <i>Invesha</i>	4.91646 (0.0136)	0.196269 (0.0557)	0.964949
総効果			0.345532

表 5-2 民主主義の経済成長の効果：*polity*

チャンネル	チャンネルに関する 民主主義の効果 μ_i	成長に関する チャンネルの効果 β_i	成長に関する 民主主義の効果 $\beta_i \mu_i$
人的資本 <i>educa</i>	1.54601 (0.5675)	0.18549 (0.0069)	0.28676
所得の不平等 <i>gini</i>	-0.0041 (0.033)	-23.538 (0.0465)	0.09627
政治的安定性 <i>postabl</i>	0.25778 (0.0406)	-3.384 (0.0170)	-0.87232
政府の質 <i>qualgo</i>	-0.273 (0.0561)	0.17997 (0.8936)	-0.0491
貿易の市場開放 <i>trade</i>	-7.0933 (0.4434)	0.0448 (0.0296)	-0.3178
政府の規模 <i>sizegov</i>	-0.5926 (0.6549)	0.06011 (0.6128)	-0.0356
投資率 <i>Invesha</i>	2.36233 (0.0687)	0.15984 (0.1438)	0.3776
総効果			-0.5142

表 5-3 民主主義の経済成長の効果：*gastil*

チャンネル	チャンネルに関する 民主主義の効果 μ_i	成長に関する チャンネルの効果 β_i	成長に関する 民主主義の効果 $\beta_i \mu_i$
人的資本 <i>educa</i>	3.3585 (0.4755)	0.15416 (0.0139)	0.51774
所得の不平等 <i>gini</i>	-0.0048 (0.8127)	-16.843 (0.0688)	0.08034
政治的安定性 <i>postabl</i>	0.47462 (0.0281)	-2.6904 (0.0126)	-1.2769
政府の質 <i>qualgo</i>	-0.0866 (0.6989)	0.47207 (0.7017)	-0.0409
貿易の市場開放 <i>trade</i>	-4.2998 (0.7889)	0.04372 (0.0251)	-0.188
政府の規模 <i>sizegov</i>	1.34099 (0.5840)	0.0457 (0.6679)	0.06129
投資率 <i>Invesha</i>	5.18139 (0.1317)	0.17054 (0.0835)	0.88362
総効果			0.03727

民主主義が政治的安定性を実現していることがうかがえる。Tavares and Wacziarg (2001) では、民主主義の質的改善は、政府の腐敗や汚職という歪みを是正する結果となっているが、有意ではない。

第 3 列の成長に関するチャンネル変数の効果の推定値は、人的資本、所得の不平等、貿易の開放について、すべてのモデルが理論予想と整合的であり、かつ、統計的に有意である。しかし、政治的安定性の符号は負であり、統計的に有意である。このことは、政治的安定性が経済成長に対して負の効果を与えることを意味しており、革命やクーデターという政治的不安定要因は、経済成長を引き下げるという理論予想と逆の因果関係が確認されている。OECD 諸国では、革命やクーデターが起こる可能性は低いので、先進国における政治的安定要因は、成長とは結びつかないメカニズムの可能性が否定できない。例えば、政治的安定性を優先するために、資源配分を歪め、国民のインセンティブに悪影響を与えることも予想される。なお、Tavares and

Wacziarg (2001) の政治的安定要因は正であるが、統計的に有意ではない。また、彼らは政府の規模（政府消費）が、経済成長に負の影響（ロバストではない）を与えているという結果を提示しているが、本研究では統計的に有意ではなく、正が2つ、負が1つである（*demoinde* は有意であり、政府の規模拡大が成長を抑制するという推定結果である）。また、投資率と政府の質も理論的符号条件は、満たしているが、後者は特に不安定な推定結果である。前者は2つが有意であり、投資が成長推進要因となっている。

表5の第4列が、第2列と第3列係数の積であり、この値は民主主義のチャンネル変数を通した成長効果を示している。本研究では、3つのモデルがすべて統計的に有意なチャンネルは、政治的安定性のみである。しかし、このチャンネルは、民主主義は政治的安定性を実現させるが、その政治的安定性は経済成長を抑制するというものである。しかも、その成長減速効果は大きく、年0.9%～1.3%である。この負の成長抑制効果は、民主主義の質的改善が投資を促進し、その投資の増加が経済成長を促進するというチャンネル効果0.4%～1%の正の成長効果よりも大きい。また、3つのモデルの符号が共通で、かつ成長に関する有意なチャンネル効果の変数 *educa, gini, trade* については、以下のように述べることができる⁽¹⁰⁾。

民主主義制度は、人的資本の蓄積、所得分配の不平等の是正と貿易の市場開放を行うことにより、経済成長を実現できるということである。しかしながら、民主主義制度が人的資本の蓄積、所得分配の不平等の是正と貿易の市場開放を推進し、それを実現していると述べることはできない。また、民主主義制度は投資を促進しているが、その投資の増加が経済成長を推進しているという、ロバストなチャンネルの存在は確認できない。そして、民主主義制度は、政治的安定性を実現する制度と予想されるが、政治的安定性が経済成長とはトレードオフ関係にあることが予想されるということである。

民主主義の経済成長に与える全体効果の推定結果は、表5の第4列

の最下段に示されている。3つの民主主義の経済成長に与える総効果は、0.346、-0.514、0.037である。この総効果は、各民主主義の指標が異なるが以下のように解釈することができる。民主主義の質的改善が1ポイント上昇すると経済成長は0.3%上昇、0.5%低下、微増することになる。

ただし、各民主主義の指標の範囲はそれぞれ、0～10、-7～-1、-10～10となっているので、その成長率に与える効果の大きさを比較することはできない（詳細は付録B参照）。しかし、3つの民主主義指標に基づく推定結果から以下のように要約できる⁽¹¹⁾。2000年代のOECD諸国における成長に関する民主主義の正と負の間接効果とその効果の不安定な実証分析結果は、民主主義の経済成長に与える全体効果の存在とその大きさを明確にできなかったということであるが、その全体効果は大きくはないものと予想されるということである。また、民主主義の経済成長に与える多様なチャンネルの存在から、投資の蓄積を促進させる正のチャンネル効果が、政治的安定性を実現させる負のチャンネル効果が存在しているように、民主主義の経済成長に与える全体効果は、民主主義の制度設計、すなわち、民主主義がチャンネル変数を通して成長に与える間接効果の大きさに依存しているということである。

5. むすび

Tavares and Wacziarg (2001) は、実証分析結果から民主主義制度が、以下のようなものであると述べている。「それは、教育への機会・道accessを拡大させることと所得の不平等を引き下げることによって、貧しい人々の要求に応えるというものである。しかし、それは物的資本の蓄積を犠牲にして行うという制度である」(p.1341)

われわれの実証分析結果からの民主主義制度とは、「物的資本の蓄積を促進しているが、所得の不平等の是正、教育機会の拡大、貿易の市場開放さらには政府消費の削減を実現することが容易い制度ではなく、

むしろ困難な制度とも予想される。それは、また、政治的安定を実現する制度であるが、豊かさを犠牲にして行うという制度でもある」と要約できる。

この前者の結論は、われわれに厳しい民主主義の実情を提示している。民主主義制度が所得の不平等の是正、教育機会の拡大を実現できないということは、民主主義の存続自体の危機を招くことになりかねない。所得の不平等の是正、教育機会の拡大が、経済成長に有意な効果を伴っていることを踏まえれば、所得分配の公平性と教育機会の拡大は、国民が民主主義の質的改善と経済的豊かさを同時に享受できるゴールデンパスを切り開くことになる。

一方、後者の結論は、われわれに厳しい選択を課している。後者も受け入れなければならない国民の宿命であるならば、われわれの重要なテーマは、後者による犠牲が小さい民主主義制度を選択することである。これは民主主義を維持し、質的改善を実現するためにコストと考えることもできる。この国民の犠牲は、どのような政府の形や選挙制度を選択するかをはじめとして、ガバナンスに影響を与える様々な慣習や制度選択に依存しているのである。民主主義制度（政治）と市場経済の最適な組み合わせを解明する基本的な分析枠組とそれを検証する研究が、政治経済学に課せられているものといえる。

注

* 本稿作成の過程において、瀧本太郎准教授（九州大学大学院経済学研究院）、坂本直樹准教授（東北文化学園大学）中嶋一憲准教授（兵庫県立大学）から貴重なコメントを頂いた。記して感謝申し上げたい。残る過誤は筆者の責任である。

* 本稿におけるモデルの推定・検定は、統計ソフト SAS を利用している。

(1) 経済と政治の相互関係を踏まえた政治的な結果と政策とのリンクは、なぜ、異なる社会が異なる政策を選択しているのか、なぜ、社会は異なる政治制度（憲法上の特徴）をもつことになるのかを分析するための枠組みを与えている（Persson and Tabellini (2006)、p.2-5、Acemoglu (2005)、p.1026-7、坂井・岩井 (2011)、p.7 参照）。

(2) Persson and Tabellini (2003) の表 2.1 と 9.1、及び坂井・岩井 (2011)

の表1参照。

- (3) 一般的にバージニア学派は、リバイヤサンモデルに代表されるように、所与の制度的枠組みを前提として、主に「政府の失敗」に関わる命題を導出している (Persson and Tabellini (2000)、p.69 参照)。
- (4) 広い意味で人的投資は、家計の教育支出や一般政府の教育支出さらには企業の人材育成のための支出 (職場訓練費用) も含まれる。Becker (1975) の人的投資の定義は、「人々のもつ資源を増大することによって、将来の貨幣的および精神的所得の両者に影響を与えるような諸活動」である (p.11)。また、Acemogul (2009) の人的資本の定義は、「労働者に備わっている特有な価値を高めている技能、教育、能力や他の生産性に関するストック」 (p.85) であり、Mankiw (2000) は、「ヘッドスタート計画 (就学前の経済的・文化的に恵まれない児童に教育を提供するプログラム) のような幼児プログラムから、労働力としての成人に対する職場訓練 (OJB) に至るまでの、教育を通して労働者が獲得する知識や訓練のことである」 (p.51) と定義している。Barro (2008) は、「人的資本には、労働者の技能を高めるための教育・訓練の効果、労働者の健康を維持するための医療、栄養、衛生面の配慮の効果が織り込まれている」 (p.67) と定義している。さらに、Romer (2006) は、「各労働者の人的資本は、その個人が受けた教育年数のみに依存する」という仮定に基づき、Solow (1956) の成長モデルの拡張を行っている。そして、Mankiw, Romer and Weil (1999) は、「15歳から64歳人口に占める中学卒業者の比率」を人的資本の代理変数として、Hall and Jones (1999) は、「就学年数」を用いて人的資本・効率労働である労働サービスのストックを推定している。また、西村 (2003) は、「人間の能力が、教育によって向上する人的資本 (能力までもを考慮して測った労働力) とみなされ、そして、教育は、人的資本を蓄積する投資とみなされる」と定義している (伊藤隆俊・西村和雄編 (2003)「第2章「ゆとり教育」を経済学で評価する」、p.20)。また、Barro (1999) は、「男性の25歳以上の人口の中等教育以上の水準における就学年数」を人的資本の代理変数として実証分析を行っている。
- (5) 坂井 (2010) は、1980～2008の日本のデータから経済成長に対する寄与は、人的資本が22%であり、物的資本51%、効率労働32%に比べて低いものであり、かつその変動も大きなものであった、という実証分析結果を示している。
- (6) 坂井・坂本 (2012) は、ジニ係数0.01ポイントの引き下げが、経済成長率を年0.2～0.3%引き上げる強力な効果のあることを示している。Tavares and Wacziarg (2001)、p.1347 参照。
- (7) 世界銀行のガバナンスの定義、6つのガバナンス指標の説明、データソース、指標の作成方法とその特徴については、以下のWeb siteに紹介されている。<http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.asp>

- (8) Kaufmann et al. (2010) の論文は、以下の Web site からダウンロードできる。http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1682130
- (9) 2010 年の日本の 6 つの集計ガバナンス指標のデータソース数は、8 (最大データ数 18)、8 (同 8)、7 (同 12)、7、(同 12)、11 (同 17)、10 (同 15) であり、1 つのデータソースがガバナンス指標という国もある。
- (10) われわれは、この民主主義のチャンネル効果の有意性検定をしていない。なお、Tavares and Wacziarg (2001) は、この有意性検定を行っている (p.1357)。
- (11) Democracy Index のデータは、2010 年のデータであり、他のデータは、2000 年代の平均であり、両者の間のデータの整合性が欠けている。付録 B のデータの詳細を参照。

付録 A 民主主義と経済的パフォーマンスの関係に関する survey

文 献	民主主義と 経済的パフォーマンスの関係	基本モデル	デ ー タ
Barro (1996), (1997)	非線形関係 (民主主義の係数が 正、べき乗の係数負)	クロスセクション データ IV、3SLS	1960-1990 100 カ国
Barro (1999)	所得⇒民主主義の検証 Lipset/Ariatole 仮説承認	Panel (SUR)	1960-1995 100 カ国
Acemoglu, oth (2005), HandBook, Growth	成長促進の政治制度：権力配 分、有効な制約と小レント	経済制度と政治制度 が内生変数	1perGDP, 1995
Acemoglu, et al. (2008) AER	所得⇒民主主義の検証 Lipset/Ariatole 仮説棄却	Panel (OLS, 2SLS, GMM)	1970-1995 1990-2000
Acemoglu, et al. (2005) AER	所得⇒民主主義の検証 Lipset/Ariatole 仮説棄却	Panel (FE) 教育の効果	1960-2000
Tavares and Wacziarg (2001)	人的資本と不平等は正、物的資 本減少負、全体は負	Panel、CS (3SLS, 8 内生変数)	1970-1989, 65 の先進国
Desai et al. (2003)	ジニ係数が低い国低インフレ、 高い国インフレ (不平等とイン フレ正)	インフレ率=f (GINI, POL, X)	1960-1999, 100 カ国
Krieckhaus (2006)	民主主義と成長：ラテンアメリ カとアジアは負、アフリカは正	CS (OLS), Panel (pooled)	地域別 1960-2000

文 献	民主主義と 経済的パフォーマンスの関係	基本モデル	データ
Persson and Tabellini (2003), Ch.7	大統領制とレントと関係無、 議院内閣制と生産性は正	OLS, 2 SLS, Matching	1990 年代 55-78 カ国
Persson and Tabellini (2004)	大統領制は小さい政府、多数制 は小さい政府で少ない福祉プロ グラム	政府の形と選挙制度 の政策 2SLS, Matching	1990-1998 年 平均データ、 80 カ国
Persson (2005)	議院内閣、比例、恒久的改革は 成長促進。大統領、多数、一時 的は成長促進無し	DD、民主主義の改革 効果推定、perGDP	1960-2000 140 カ国 131 体制変化
Persson and Tabellini (2006)	民主化 0.75% 成長加速、自由化 後の民主化 3.5%、議院内閣制 1.5% 成長減、選挙?	DD、民主主義改革と 体制変化の効果推定	1960-2000 150 カ国 140 体制変化
Persson and Tabellini (2008), Ch.11	民主主義の成長効果は正。民主 主義の放棄は、1 人当たりの 所得 45% 低下	DD と Matching 民主 主義の改革効果推定	1960-2000 138 カ国
Giavazzi and Tabellini (2005)	自由化 1.32、民主化 0.78、結合 効果自由化 2.2、民主化 1.53%。 自由化⇒民主化	DD、民主主義の改 革効果と改革の順序 の推定	1960-2000 140 カ国
Persson and Tabellini (2009)	所得と民主主義の強化、物的資 本と民主主義の蓄積が相互補強 する好循環を示唆	DD、民主と物的資 本の相互作用の推定	1820-2000 150 カ国
Papaioannou and Siourounis (2008)	所得を 1% 増加、移行の間は 低く、中長期的には安定的かつ 高い水準	DD、民主主義の経 済効果の推定 PT (2006) に近い	1960-2003 166 カ国
Rodrik (1999)	民主主義と製造業の賃金は正の 関係 (一時不安的)	CS、Panel データ	1960-1994 106 カ国
Rodrik and Wacziarg (2005)	民主主義と経済パフォーマンス と正の関係 (一時不安的)	Panel (With- country effect)	1950-2000 154 カ国
Bertrand et al. (2004)	長期データ利用、系列相関の存 在、treatment 変化が小さいた めに SD 過小推定	DD の推定方法の問 題⇒GLS・GMM の 提案	92 論文サー ヴェイ、期 間 16.5、DD
Helliwell, Jhon (1994)	高い所得の国は政府の形民主主 義。民主主義が成長に与える影 響は正よりも負	CS データ、IV (民主主義の物的・ 人的投資正)	1960-1985 125 カ国
Mobarak, A.M. (2005)	民主主義の質的改善と多様性が 経済変動を緩和し、経済変動と 経済成長は負の関係	成長と変動の同時決 定モデル。SD の決 定要因。	1970-2000、 77 カ国、世 銀 WGI, IMF

付録 B データの詳細

世界銀行研究所の Worldwide Governance Indicators は、以下の Web site を利用している。<http://info.worldbank.org/governance/wgi/index.asp> および <http://info.worldbank.org/governance/wgi/pdf/wgidataset.xls>

OECD の主要データは、Web site (http://www.oecd.org/document/0,3746,en_2649_201185_46462759_1_1_1_1,00.html) を利用している。以下は、本稿において利用したデータと出所の詳細である。

demoinde : Democracy Index 2010, Electoral process and pluralism (選挙プロセス社会的な価値の多様性)、Functioning of government (政府の機能)、political participation (政治参加)、Political culture (政治的文化)、Civil liberties (市民の自由) の 5 つの指標の平均、0～10。大きい値がよい民主主義。Economist Intelligent Unit Limited 2010.

gastil : Gastil Index : Political rights (政治的権利) と Civil rights (市民権) の平均、2000-2010 年の平均、1～7。小さい値がよい民主主義、Freedom House (2011)、(2007)、*Freedom in the World*。本稿では、Gastil Index にマイナス付け、-1 を良い民主主義に、-7 を悪い民主主義に変換している。

polity : Polity IV : -10 ～ +10。-10 は強固な独裁国家、+10 は強固な民主国家。2000-2010 年の平均。<http://www.systemicpeace.org/polity/polity4.htm>.

lyp : 一人当たり実質 GDP (対数) : 2005 年価格、2001-2010 平均、OECD.Stat (2012)。

gdpdot : 実質 GDP 成長率 (%) (2005 年価格) : 2000-2010 年平均、OECD Annex Table 1. Real GDP.

kdot : 実質総固定資本形成成長率 (%) (2005 年価格)。2000-2010 年平均、OECD Annex Table 5. Real total gross fixed capital formation.

trade : 貿易シェア (%) : (名目輸出 + 名目輸入) ÷ 名目 GDP (%) : 2001-2008 年平均、ISSN 2074-3920 - © OECD 2010.

cpi : 消費者物価上昇率 (%) : 2000-2010 年平均、OECD Annex Table 18. Consumer price indices.

def : GDP デフレーター上昇率 (%) : 2000-2010 年平均、OECD Annex Table 16. GDP deflators

invesha : 物的資本投資率 (%) : 名目総固定資本形成 ÷ 名目 GDP、2004-2010 平均、OECD - ISSN 2074-384x - © OECD 2012,

lypdot : 一人当たり実質 GDP 成長率 (%) : 2002-2010 年平均。

sizegov : 政府の規模 (%) : 名目政府最終消費支出 ÷ 名目 GDP、2004-2010 平均、OECD National Accounts Statistics (database)

gdefit : 一般政府の財政赤字 (%) : 一般政府の財政赤字 ÷ 名目 GDP、2001-2010 平均、OECD Annex Table 27. General government financial

balances.

ssw : 一般政府の社会保障支出 (%) : 一般政府の社会保障支出 ÷ 名目 GDP、2001-2010 平均。OECD Social Expenditure Statistics (database)

ingdp : 一人当たり実質 GDP 初期値 : 2001 年 (2005 年価格)、100 億ドル、OECD.Stat (2012).

gini : ジニ係数 : Income distribution - Inequality、Total population、2000 年代後半、OECD.Stat (2012).

educa : 人的資本 (%) : 人口 25-64 歳に占める第 3 教育機関に卒業者に占める割合、2000-2006 年の平均、Education : Key tables from OECD - ISSN 2075-5120 - © OECD 2009

lpop : 人口 (百万人) : 2000 年代の平均、OECD Factbook 2011 : Economic、Environmental and Social Statistics.

prop1564 : 生産年齢人口比率 (%)、2000 年代の平均、OECD.Stat (2012).

prop6505 : 65 歳以上の人口比率 (%)、2005 年、OECD Factbook 2011

prop6510 : 65 歳以上の人口比率 (%)、2010 年、OECD Factbook 2011

demoage : 民主主義の成立年 (西暦)、Pesson and Tabellini (2003)、表 4.1

age : 民主主義の経過年数 : 指数 = $(2005 - demoage) \div 205$ 、Pesson and Tabellini (2003)、p.81.

付録 C 表 6-1 Base model の 3SLS の推定結果 (*demoinde*)

従属変数	成長率 <i>lypdot</i>	人的資本 <i>educa</i>	不平等 <i>gini</i>	政治安定 <i>postabl</i>	政府の質 <i>qualgov</i>	貿易 <i>trade</i>	政府規模 <i>sizegov</i>	投資率 <i>invesha</i>
切 片	44.77922	−12.2542	0.561007	0.836807	−4.06045	207.2303	51.40485	−6.65124
民主主義 m		4.921973 (0.0011)	−0.01546 (0.0340)	0.274868 (0.0200)	0.029740 (0.8658)	−26.3971 (0.0143)	−2.91096 (0.1319)	4.916460 (0.0136)
<i>inigdp</i>	−4.19115 (0.0001)			−0.08032 (0.7585)	0.428003 (0.0406)	0.506907 (0.9730)		
<i>educa</i>	0.170777 (0.0066)				0.01520 (0.1510)			0.177356 (0.2415)
<i>gini</i>	−29.8911 (0.0010)			−5.29282 (0.0046)			−54.3805 (0.0101)	
<i>postabl</i>	−3.6506 (0.0021)				0.546315 (0.0427)	62.20241 (0.0005)		
<i>qualgov</i>	0.921031 (0.4756)						7.006143 (0.0443)	−12.4222 (0.0002)
<i>trade</i>	0.036075 (0.0529)	−0.22839 (0.0022)	−0.00115 (0.0003)					
<i>sizegov</i>	−0.00215 (0.9818)		−0.00474 (0.0096)					
<i>invesha</i>	0.196269 (0.0557)							
<i>age</i>		13.6846 (0.0071)	0.036944 (0.0882)	0.390063 (0.1068)				
<i>lpop</i>				−0.00166 (0.1160)				−0.01379 (0.3189)
SW−MSE	1.9336							
自由度	182							
R−Square	0.7489							

注：() 内の値は p 値である。

注：SW-MSE は、System Weighted MSE、R-Square は System Weighted R-Square
a は、65 歳以上の人口比率の係数である。

表 6-2 Base model の 3SLS の推定結果 (*polity*)

従属変数	成長率 <i>lypdot</i>	人的資本 <i>educa</i>	不平等 <i>gini</i>	政治安定 <i>postabl</i>	政府の質 <i>qualgov</i>	貿易 <i>trade</i>	政府規模 <i>sizegov</i>	投資率 <i>invesha</i>
切 片	38.43377	19.45840	0.596387	-2.77585	-1.91201	349.6221	3893405	5.054563
民主主義 m		1.546013 (0.5675)	-0.00409 (0.7433)	0.257778 (0.0406)	-0.27303 (0.0561)	-7.09329 (0.4434)	-0.59262 (0.6549)	2.362330 (0.0687)
<i>inigdp</i>	-3.79853 (0.0021)	5.390857 (0.3572)	-0.00313 (0.8960)	0.080090 (0.7082)	0.460135 (0.0570)	-26.4957 (0.0404)		
<i>educa</i>	0.185486 (0.0069)		-0.00212 (0.1532)		0.021867 (0.0616)			0.327976 (0.0242)
<i>gini</i>	-23.5383 (0.0465)	-131.270 (0.0318)		-2.71073 (0.1752)			-53.0196 (0.0091)	
<i>postabl</i>	-3.38400 (0.0170)				0.809516 (0.0022)	38.31904 (0.0100)		
<i>qualgov</i>	0.179972 (0.8936)						2.077922 (0.1937)	-7.63440 (0.0020)
<i>trade</i>	0.044796 (0.0296)	-0.28907 (0.0131)	-0.00147 (0.0007)		0.001803 (0.6520)			
<i>sizegov</i>	0.060110 (0.6128)	-0.97481 (0.0908)	-0.00669 (0.0020)	0.047377 (0.0139)				
<i>invesha</i>	0.159843 (0.1438)							
<i>age</i>		16.90996 (0.0222)	0.06703 (0.0648)	0.489460 (0.0569)				-0.22100a (0.0082)
<i>lpop</i>				-0.00214 (0.0399)				-0.03348 (0.0082)
SW-MSE	1.8325							
自由度	166							
R-Square	0.7706							

注：() 内の値は p 値である。

注：SW-MSE は、System Weighted MSE、R-Square は System Weighted R-Square

a は、65 歳以上の人口比率の係数である。

表 6-3 Base model の 3SLS の推定結果 (*gstil*)

従属変数	成長率 <i>lypdot</i>	人的資本 <i>educa</i>	不平等 <i>gini</i>	政治安定 <i>postabl</i>	政府の質 <i>qualgov</i>	貿易 <i>trade</i>	政府規模 <i>sizegov</i>	投資率 <i>invesha</i>
切 片	37.05654	8.270741	0.563925	− 0.46741	− 4.61859	296.5544	32.53310	37.23163
民主主義 m		3.358497 (0.4755)	− 0.00477 (0.8127)	0.474615 (0.00281)	− 0.08657 (0.6989)	− 4.29978 (0.7889)	1.340992 (0.5840)	5.181388 (0.0268)
<i>inigdp</i>	− 3.86736 (0.0012)	8.099450 (0.1751)	− 0.00748 (0.7795)	0.139787 (0.5374)	0.461669 (0.0596)	− 38.4663 (0.0290)		
<i>educa</i>	0.154159 (0.0139)		− 0.00219 (0.2207)		0.022798 (0.0452)			0.419698 (0.0066)
<i>gini</i>	− 16.8426 (0.0688)	− 104.555 (0.1009)		− 0.65166 (0.7679)			− 39.9821 (0.0682)	
<i>postabl</i>	− 2.69036 (0.0126)				0.517797 (0.0460)	35.51220 (0.0345)		
<i>qualgov</i>	0.472069 (0.7017)						0.890591 (0.6519)	− 10.3980 (0.0012)
<i>trade</i>	0.043715 (0.0251)	− 0.25268 (0.0314)	− 0.00148 (0.0016)		0.004691 (0.2388)			
<i>sizegov</i>	0.045703 (0.6679)	− 1.22486 (0.0412)	− 0.00503 (0.0384)	0.029215 (0.1719)				
<i>invesha</i>	0.170537 (0.0835)							
<i>age</i>		13.19352 (0.0706)	0.065971 (0.0733)	0.423435 (0.1249)				− 0.29395a (0.1317)
<i>lpop</i>				− 0.00337 (0.0076)				− 0.03902 (0.0036)
SW-MSE	1.2813							
自由度	174							
R-Square	0.7409							

注：() 内の値は p 値である。

注：SW-MSE は、System Weighted MSE、R-Square は System Weighted R-Square

a は、65 歳以上の人口比率の係数である。

参考文献

- Acemoglu, Daron (2005), “Constitutions, Politics, and Economics : A Review Essay on Persson and Tabellini’s The Economic Effects of Constitutions,” *Journal of Economic Literature*, 63,1025-1048.
- (2009), *Introduction to Economic Growth*, Princeton Univ. Press.
- Acemoglu, Daron, Simon Johnson and James A. Robinson (2005) “Institutions as the Fundamental Cause of Long-run Growth,” Aghion, Philippe and Steven N. Durlauf, ed. *Handbook of Economic Growth*, Vol.1A, North-Holland.
- , ——, ——, and Pierre Yared (2005) “From education to Democracy?,” *American Economic Review*, 95 (2) ,44-49.
- , ——, ——, and —— (2008), “Income and Democracy,” *American Economic Review*, 98,808-842.
- Barro, Robert J. (1996), “Democracy and Growth,” *Journal of Economic Growth*, 1,1-27.
- (1997), *Determinants of Economic Growth: A Cross-Country Empirical Study*, MIT press. 大住圭介/大坂仁訳 (2001) 『経済成長の決定要因—クロス・カントリー実証分析』九州大学出版会。
- (1999), “Determinants of Democracy,” *Journal of Political Economy*, 107,S158-S183.
- (2008), *Macroeconomics: A Modern Approach*, South—Western、谷内満監訳『バローマクロ経済学』センゲージラーニング、同友館。
- and J.-W. Lee (1993), “International Comparisons of Educational attainment,” *NBER working Paper*, No.4349.
- and Sala-i-Martin (1992), “Public Finance in Models of Economic Growth,” *Review of Economic Studies*, 59 (4) ,645-661.
- and —— (2004), *Economic Growth*, MIT Press. 大住圭介訳 (2006) 「内的経済成長論」 I、II、九州大学出版会。
- Becker, Gary S. (1975), *Human Capital: A Theoretical and Empirical Analysis, with Special Reference to Education*, Second edition, Columbia University Press、佐野陽子訳 (1976) 『人的資本』東洋経済新報社。
- Giavazzi, F., and G. Tabellini (2005), “Economic and Political Liberalization,” *Journal of Monetary Economics*, 52,1297-1330.
- Rodrik, Dani (1999), “Democracies Pay Higher Wages,” *Quarterly Journal of Economics*, 114 (3) ,707-38.
- and Romain Wacziarg (2005), “Do Democratic Transitions Produce Bad Economic Outcomes?” *American Economic Review Papers and Proceedings*, 95,50-56.
- Hall, Robert E. and Charles I. Jones (1999), “Why Do Some Countries

Produce So Much More Output per Worker than Others?," *Quarterly Journal of Economics*, 114,83-116.

Helliwell, Jhon (1994), "Empirical Linkages between Democracy and Economic Growth," *British Journal of Political Science*, Vol.24,225-48.

Kaufmann, Daniel, Aart Kraay and Massimo Mastruzzi (2010), "The World wide Governance Indicators Methodology and Analytical Issues," *Policy Research Working Paper* 5430, The World Bank.

Mankiw, N.Gregory (2000), *Macroeconomics*, Worth Publishers. 足立英之・地主敏樹・中谷武・柳川隆訳 (2004) 『マンキューマクロ経済学』下、東洋経済新報社。

Mankiw, N.Gregory, Romer, David and Weil, David N. (1992), "A Contribution to the Empirics of Economic Growth," *Quarterly Journal of Economics*, pp.407-437.

Paoaioannou, Elias and G.Siourounis (2008), "Democratization and Growth," *Economic Journal*, 118,Oct.,1520-1551.

Persson, Torsten (2005), "From of Democracy, Policy and Econmoic Development," *NBER Working Paper*, 11171.

Persson, Torsten and Guido Tabellini (2000), *Political Economics: Explaining Economic Policy*, MIT Press.

—— and —— (2003), *The Economic Effects of Constitutions*, MIT Press.

—— and —— (2004), "Constitutional Rules and Fiscal Policy Outcomes," *American Economic Review*, 94 (1),25-43.

—— and —— (2006), "Democracy and Development : The Devil in the Details," *American Economic Review*, 96 (2),319-324.

—— and —— (2008), "*The Growth effect of Democracy Is It Heterogenous How Can It Be Estimated?*", Edited by Elhanan Helpman (2008), *Institutions and economic performance*, 544-585, Harvard University Press.

—— and —— (2009), "Democratic Capital : The Nexus of Political and Economic Change," *American Economic Journal: Macroeconomics*, 1 (2),88-126.

Prescott, Edward C. (2002), "Prosperity and Depression," *American Economic Review*, 92,1-15.

Tavares, Jose' and Romain Wacziarg (2001), "How Democracy affects Growth," *European Economic Review*, 45,1341-78.

Romer, David (2006), *Advanced Macroeconomics*, McGraw-Hill、堀・岩城・南條訳 (2010) 『上級マクロ経済学』日本評論社。

伊藤隆俊・西村和雄編 (2003) 『教育改革の経済学』日本経済新聞社。

井堀利宏・土居丈朗著 (1998) 『日本政治の経済分析』木鐸社。

坂井吉良 (2010) 「日本の人的資本と経済成長」、『政経研究』第 47 巻第 3 号、pp.112-136。

——・岩井奉信 (2011) 「憲法の制度的枠組みが生産性に与える効果に関する研究」『政経研究』第 48 巻第 3 号、pp.109-138。

—— (2012) 「憲法上の特徴と経済成長に関するノート」、『政経研究』第 48 巻第 4 号、pp.133-156。

——・坂本直樹 (2012) 「選挙制度による財政政策の相違と経済パフォーマンス」、『政経研究』第 49 巻第 2 号、pp.200-238。

【第一編 經濟】

第三章 日本經濟

日本的雇用システムと報酬マネジメント

谷田部 光 一

一 はじめに

筆者は、先の論文「人材マネジメントと働きがい」^①で、人材マネジメントと働きがいの関係について考察した。ここでは、①労働コンプライアンス、ワーク・ライフ・バランス、ダイバーシティといった概念を含む労働CSRの充足を「働きやすさ」の近似値と捉え、②それを基盤としてQWL (Quality of Working Life ≡ 労働の人間化) やES (Employee Satisfaction ≡ 従業員満足) へ発展することで「働きがい」の下部構造を形成し、③働くことの動機づけ (モチベーション) と組織コメントメントを働きがいの中間項とし、④人材マネジメントの諸制度を媒体として、⑤働きがい (の状態) を実現するという枠組みを論じた。^②つまり、働きがい (の状態) とは、前提となる働きやすさの条件を備えた上で、動機づけの機会が多くかつモチベーションが高い状態であり、こうしたモチベーションを提供する組織

にコミットメントした状態といふことができる。しかも、人材マネジメントの諸システムが、動機づけや組織コミットメントと相互規定関係の下に、抽象的、主観的な働きがいの認識を具体化するのである。

以上のように、筆者が想定する枠組みでは、働きがい（の状態）をもたらす中心的な要因は働くことの動機づけ（ワーク・モチベーション＝work motivation）である。同上論文でも指摘したように、日常用語としてのモチベーションという言葉は、動機づけの手段・方法を指す場合と、それらの手段・方法で動機づけられた状態（モチベーションが高い、労働意欲が旺盛）を指す場合とがある。本稿では、前者の動機づけの手段・方法のうち、とくに企業において重要な役割を担っている報酬について考察する。この場合の報酬は、具体的には人材マネジメントの制度・施策を媒体として表現されるものである。しかも単に金銭的報酬だけでなく、かなり広く捉えた非金銭的報酬も対象にし、外的報酬だけでなく内的報酬も含めて論ずる。つまり、働くことの動機づけにおいて不可欠で、かつ中心的な位置づけにある企業内報酬システム全体を議論の対象にする。変化の過程にある日本の雇用システムにおける企業内報酬システムのあり方に関する検討でもある。なお本稿では、過去の業績に対する報酬（reward）と、将来の業績に対するインセンティブ（incentive＝誘因）の両者を包含して報酬と捉えることにする。⁽³⁾

本稿の構成は、企業内報酬システムの構成を整理した上で、まず外的報酬としての金銭的報酬と非金銭的報酬に関して検討し、次ぎに金銭的報酬である賃金と動機づけに関して考察する。続いて外的報酬と内的報酬との関連、外的報酬が内発的動機づけをもたらす条件を検討し、ここでは賃金と内発的動機づけについて論じる。以上を踏まえて、日本の雇用システムとその変化の実態を概観し、これからの報酬マネジメントのあり方を提案する。むすびは全体のまとめである。

二 企業内報酬システムの構成

本稿で検討の対象とするのは、あくまで企業（会社、団体）における報酬システムである。その全体的な構成は図表1に示すとおりである。まず、企業が付与するあるいは企業から得られる報酬は、外的報酬と内的報酬に大きく分類できる。外的報酬は、組織（企業）や上司、同僚など外部から与えられるもので、さらに金銭的報酬と非金銭的報酬に区分する。金銭的報酬は、①賃金と②付加的給付である。報酬という場合、一般的にイメージされるのは賃金を中心とした金銭的報酬であるが、本稿では広く捉えた非金銭的報酬も報酬の重要な側面として位置づける。非金銭的報酬を拡大して捉えると、①組織上の地位・ステイタスや②承認・称讃だけでなく、③評価制度、④次の仕事、⑤キャリア開発・形成の機会、⑥能力開発の機会、⑦雇用保障、というように多様に展開できる。

外的報酬に対して内的報酬は、例えば達成感、充実感、成長感、有能感、仕事自体への興味など、職務遂行の過程や結果から個人の内部で主観的に生じるものである。動機づけの観点からは、これまで内的報酬の方が重視されてきた⁽⁴⁾。本稿は内的報酬を軽んじるわけではないが、人材マネジメントの立場から、外的報酬の存在意義について改めて確認することになる。

外的報酬を得ることに動機づけられること、あるいは外的報酬を得たことにより動機づけられること、つまり外的報酬と関連する動機づけを「外発的動機づけ」という。一方、内的報酬を得ることに動機づけられること、あるいは内的報酬を得たことにより動機づけられること、つまり内的報酬と関連する動機づけを「内発的動機づけ」という⁽⁵⁾。外的報酬と内的報酬との関連、外的報酬と内発的動機づけの関係については、別章でやや詳しく論じることにする。

図表 1 企業内報酬システムの構成

1. 外的報酬	(1) 金銭的報酬	① 賃金（月例賃金、賞与・一時金、退職金）
		② 付加的給付（報奨金、ストック・オプション、福利厚生）
	(2) 非金銭的報酬	① 組織上の地位・ステイタス（役職昇進、等級・資格の昇級・昇格）
		② 承認・称讃（褒賞・報奨制度、表彰制度、従業員相互称讃制度、特別休暇制度）
		③ 評価制度
		④ 次の仕事
		⑤ キャリア開発・形成の機会
		⑥ 能力開発の機会
		⑦ 雇用保障
2. 内的報酬	（達成感、充実感、成長感、有能感、自己効力感、自己決定感、仕事自体の有意味感、仕事自体への興味、仕事自体のおもしろさ）	

三 外的報酬の概要

1 金銭的報酬

(1) 賃金（月例賃金、賞与・一時金、退職金）

報酬とりわけ金銭的報酬といった場合には、前述したとおり一般的にはまず賃金を思い浮かべる。賃金も、月々支給する月例賃金と、年に二〜三回支給する賞与・一時金、それに退職時に支給する退職金とに大別される。

月例賃金は通常「基本給（部分）＋諸手当」で構成されるが、基本給と諸手当それぞれに企業のポリシーにより特定の賃金決定要素が反映され、組み合わされる。その賃金決定要素の主なもの、①仕事要素（職務、役割、職種）^⑥、②能力要素（職務遂行能力）、③業績要素（成果、業績、成績）、④年功要素（勤続＋副次的に年齢）、⑤生計費要素である。報酬としての賃金は、成果主義賃金つまり成果給、業績給だけに限らない。

重要な職務、困難な役割、特殊な職種を担当していることの報酬としての仕事給、職務遂行能力の高低と能力の発揮度に応じた報酬である能力給のほか、主として勤続による貢献と能力向上を反映する年功給も報酬である。生計費要素は従業員の生活安定を目的とした報酬である生活給（年齢給）の形をとることもあるが、①～④の各要素に基づく賃金の決定自体に反映されることが多い。

月例賃金といっても、基本給の場合は賃金決定要素を毎月反映して変動させているわけではない。業績給は短期変動型の場合もあるが、その他の賃金は一年単位（半年単位の例もある）の固定給である。基本給が頻繁に増減したのでは生活設計を不安定にするし、モチベーションを低下させるからである。ただし、通常は一年に一度、昇給査定に基づいて昇給させるかどうか、いくら昇給させるか（あるいは減額するか）決定する。こうした昇給管理自体も外的報酬による動機づけになる。なお、諸手当は基本給では吸収できない個別の特定条件・要素の小刻みな変化を受け止め、反映させる可変的賃金項目である。支給条件・要素の変動で、例えば扶養家族数の増減により生活関連手当である家族手当が増減するように、基本給とは異なり随時変動する。

賞与・一時金、いわゆるボーナスは典型的な成果・業績賃金である。しかし、単純に成果に対する報酬という性格だけではない。賞与・一時金の「賞与」は、業績反映部分（業績変動部分）を表しており、「一時金」は個人あるいは企業の業績を反映させない部分（固定部分、保障部分）であり、生活一時金部分を示している。わが国の賞与・一時金は実態として、業績変動部分だけではなく、生計費に配慮した生活給部分とで構成されているのである。^①つまり、賞与・一時金は単なる成果・業績を反映する報酬ではなく、生計費配慮の報酬でもある。

賞与・一時金は、一般的には半年単位で夏季と年末の年二回支給されるが、企業によつてはさらに三月の年度末に

期末賞与を支給するケースもある。年二回の例でいえば、半年単位で測定した企業業績、各部門業績、個人業績を反映する報酬である。なお、月例賃金と賞与を一体化した成果・業績賃金が年俸制である。一年間の成果・業績を反映して次年度の報酬である年俸を決定する。個人業績によつて年俸がアップ、ダウンする刺激的な報酬である。ただし、部・課長以上である年俸制適用者の賃金水準はもとも高く、減額されても一定の水準は保たれている。

退職金は、定年あるいは定年間近まで勤務すれば、約四〇年間の労働（貢献）に対する報酬になる。退職金の性格、役割に関しては諸説あるが、「功劳報奨説」「生活保障説」「賃金の後払い説」に集約される。筆者自身は、①企業に対する在職中の何らかの功劳、貢献を基準に退職金を算定し（功劳報奨）、②退職後とくに定年退職後の生計費の一部を補填する（生活保障）のが、賃金論からみた今日的な退職金の役割と機能だと考えている。退職金は形としては「事後的な特別給与」だが、賃金後払い説は労働者保護を目的とする法的な理論構成における通説に止まる。

これまでも多くの企業で用いられている退職一時金の算定式は次のとおりである。

「退職金＝算定基礎給×勤続年数別支給率×退職事由別係数＋功劳等各種加算」

算定基礎給は基本給またはその一定割合で、勤続年数別支給率は高勤続ほど急激に増加幅が大きくなる。また、会社都合と自己都合退職では、退職事由別係数を掛けることで格差が付く。ただ、この算式では算定基礎給が月例賃金と連動していて毎年の賃上げが即反映されるし、基本給が年功的であれば退職金も直接的にその影響を受ける。

そこでコスト面、制度面から退職金制度の改定、合理化が進められてきた。その主要な方向性は、賃金分離型の算定方式導入と年金化である。現在、大企業を中心に導入されているポイント制退職金制度が前者の到達点といえる。社員等級や勤続階層別に設定された勤続一年当たりのポイントを累積し、退職時の総ポイント（例えば二〇〇〇点）に

一点単価（例えば一万円）を掛けて退職金（二〇〇〇万円）を算出する仕組みである。しかも、同じ社員等級でもその年の評価によって加算ポイントに差を付ける企業事例も出ている。本来は長期的な貢献に対する報酬であった退職金だが、短期的な業績に対する報酬に変化した例である。そのほか、月々あるいは賞与時に支給する退職金の前払い制度を導入する企業や、退職金制度自体を廃止する企業もあるなど、このところ退職金制度の変化は激しい^⑧。

さらに、退職一時金を原資に多くの企業で確定給付企業年金や確定拠出年金（日本版401kプラン）を導入している。確定拠出年金の場合は、掛け金の拠出時点で企業の報酬支払いは終了するが、確定給付企業年金の場合は、仮に一〇年の有期年金とすれば報酬の支給期間が一〇年続くことになる。いずれにしろ、最近の退職一時金・年金は、退職給付会計や企業年金制度の改定といった外的要因と相まって、報酬としての意味づけが多様化している。

(2) 付加的給付（フリンジベネフィット＝fringe benefits）

付加的給付は、(1)で述べた狭義の賃金に比べ金銭的報酬としては間接的になる。図表1では、報奨金、ストック・オプション、福利厚生を例示した。このうち、報奨制度に基づく金銭的報酬としての報奨金（商品券などの金券も含む）は、月例賃金の性格を持つ月次報奨金の場合もあるが、通常は月例賃金とは切り離して支給する。というのも、もともと報奨制度は狭義の賃金に結びつけることが相応しくない個人やグループの成果・業績に何らかの方法で報い、処遇するための制度だからである。したがって報奨の形態は金銭に限らないのだが、ここでは、例えば四半期～一年単位で審査する報奨制度での金銭給付、あるいは随時実施されるキャンペーン時の報奨金などの金銭的報酬を想定している。報奨の対象としては、業務改善、業績アップにつながる提案、新製品開発、新技術開発、重点商品の販売額・販売数など多様な例が考えられる。

ストック・オプションとは、あらかじめ決められた価格で、一定期間内に一定数の自社株を購入できる権利のことである。例えば一株千円で自社株を購入する権利を付与され、市場価格二千円のときに権利を行使して購入し、三千円に値上がりしたとき売却すれば、一株当たり二千円の利益(報酬)を得ることになる。いわば業績連動型報酬であり、株価の上昇につながるような、やや長期的な業績向上努力に対する報酬である。将来の業績に対するインセンティブであるが、付与する株式数を過去の個人業績に応じて配分することもできる。役員に限らず従業員にもストック・オプションを付与する会社は多いが、本人の業績が会社業績に明確に反映する管理職層以上に限定する企業もある。株価が上昇しなければ権利を行使する必要はないので、従業員は損失を被ることがない反面、株価次第の報酬という側面もある。また、株式を上場しているか上場する予定の企業でなければ導入するメリットはない。

これまでに概観した各種金銭的報酬は、労務の提供に対する対価であるが、福利厚生を報酬という観点から見ると明らかに性格が異なる。つまり、従業員としての地位に基づく報酬という性格付けである。福利厚生という報酬には、①従業員個人に直接金銭が提供される制度・施策と、②ライフプラン・セミナーなど金銭の提供がない制度・施策、それに③社宅・独身寮、保養所、社食など、間接的に金銭的利益を得たことになる中間的な制度・施策とがある。従業員個人に直接金品が提供されるのは、例えば人間ドック費用補助、住宅ローン利子補給、自己啓発援助、業務・通勤災害法定外(上積み)補償、死亡弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金、結婚祝金、出産祝金、子の入学祝金などである。これらはいずれも、法定福利費(社会保険、労働保険等における保険料の事業主負担部分)以外の法定外福利費の部分になる。

なお、「カフェテリアプラン(選択型福利厚生制度)」は、従業員に毎年一定の利用枠(持ちポイント)を付与し、その

範囲内で従業員が必要な福利厚生制度・施策（制度・施策によって必要ポイント数は異なる）を選択し、組み合わせる制度である。企業のコスト対策と従業員側の個別ニーズに合わせた効果的な福利厚生の実現などを目的に、大手の企業で導入されている。わが国における現行の福利厚生をすべてカバーする制度ではないが、より金銭的報酬に接近した仕組みといえる。

2 非金銭的報酬

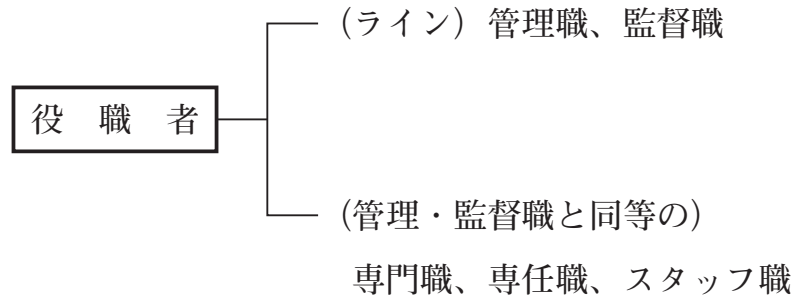
(1) 組織上の地位・ステイタス

非金銭的報酬の代表的なものは、組織上の地位やステイタスの付与・上昇である。わが国の場合、それには二種類ある。一つは、課長、部長といった役職の付与とその上昇Ⅱ「昇進」であり、もう一つは社員等級制度上の「昇級・昇格」である。

実は、役職も大きく分けるとさらに二系統ある（図表2参照）。課長、部長、本部長、事業部長など、一定組織の長であるライン（Ⅱ指揮命令系統）管理職と、係長、課長代理などの監督職、つまり通常は部下がいる管理・監督職の系統である。能力が高まり、業績を上げ、適性があると認められ、ポストがあれば、係長↓課長↓部長と組織上の地位が上がっていく、仕事の権限と責任は増加する。これを昇進という。もう一つの役職の系統は、管理・監督職と同等に扱われるが、通常は部下のいない専門職（スペシャリスト）、専任職（エキスパート）、スタッフ職など、つまり専門職の系統である。^⑨この系統についても、専門（専任）係長↓専門（専任）課長↓専門（専任）部長と昇進する。

等級制度には、従業員を等級づける基準の相違によって、①職務等級制度、②役割等級制度、③職能等級制度など

図表2 役職者と管理・監督職、専門職等の関係



がある。職務の大きさ、困難度、重要度などでランク付けるのが職務等級制度、役割の大きさ、重要度などでランク付けるのが役割等級制度、職務遂行能力の程度でランク付けるのが職能等級制度（職能資格制度）で、いずれも五～一二段階程度の等級を設定する。上位の職務や役割を担当するようになる場合や、職務遂行能力が質的に向上した場合は、上位等級に昇級・昇格し、基本給もアップする。

役職と等級には一定の対応関係を持たせるが、原則的に分離して運用する。ポスト数の関係で役職の昇進を報酬として提供できない場合も、等級の昇級・昇格は提供できる。しかも基本給の金額は主として等級で決まる企業が多い。ところが、等級のランクは一等級、二等級といった数字で表したり、主務、主事、主査、参事といった等級呼称で表記するが、企業によって呼称はまちまちであり、同じ数字や呼称でも企業によって上下関係は異なる場合が少なくない。したがって従業員のステイタス欲求を満たすことは難しく、いまだに役職とくに管理・監督職系統の役職に対する従業員の選好は根強い。

(2) 承認・称讃

承認・称讃には、上司や同僚による個人的なものもあるが、ここで対象にするのは企業が実施する制度的なものである。代表的な制度・施策は、褒賞 (praise) 制度や報奨 (reward) 制度、表彰制度などである。報奨金の項でも述べたとおり、これらは狭義の賃金に結びつけることがなじまない個人またはグループの成果・業績に、何らかの形で

報いるための制度である。対象となるのは、①一時的、非定期的で顕著な成果・業績、②通常の賃金制度の枠組みでは対応できないようなめざましい成果・業績、③企業の発展に間接的に貢献する間接業績、④企業の将来の発展に寄与するストック業績などである。

もう少し具体的には、例えば収益に多大に貢献した職務発明、ノーベル賞をはじめとする各種の著名なあるいは公的な賞の受賞、善行など企業の社会的評価が上がるような社会貢献、それに業務改善、業績アップにつながる提案、新製品開発、新技術開発などである。社長表彰、事業部長表彰などの形をとり、金銭的報酬も併せて支給されることが多いが、ここでは精神的栄誉、評価的インセンティブの部分に焦点を当てた。また、研究開発者が多大な貢献をした場合は、本人の名前を冠した研究施設を与える例もある。そこまでの大きな貢献でなくても、一定の成果・業績に対する褒賞や報奨として、有給の特別休暇を付与する方法も考えられる。

なお、従業員間の個人的な承認・称讃を企業が制度化したケースがある。「ホメール」「サンクスカード」「サンキューカード」などの名称で、従業員が相互に仲間をほめ、感謝する仕組みである。対象となる行動は、職場を明るくした、仕事で困っている同僚を助けたなど軽微なものでも良い。筆者は仮に、従業員相互称讃制度と呼んでいる。

(3) 評価制度

ここでの評価制度は、人事評価制度あるいは人事考課制度のことである。今日的な人事考課の第一の役割は「人材の育成・開発・活用」であり、考課結果を通じて把握した育成の必要性と方向性を基に、教育訓練・研修、能力開発・育成に結び付け、育成・開発した人材を能力と適性に応じて配置・異動し、活用する側面である。第二の役割は「選別と処遇への反映」であり、考課結果によって昇級・昇格者、役職任用・昇進者を選別し、昇給や賞与を決定す

るなど、賃金・処遇へ反映する側面である。^⑩

どの役割・側面にしても、その目的を達成するためには評価の結果を本人にフィードバックする必要がある。フィードバックするのは総合評価や考課要素ごとのランク（例えばS、A、B、C、D）だけでなく、本人の能力の強みと弱み、育成点と方向性、業務遂行方法の改善点などである。上司と部下が考課面談を通じて話し合い、短期や中期の人材育成へ展開する。後述する能力開発の機会につながることも含めて、評価制度を非金銭的報酬と捉えた。また、選別と処遇への反映では、役職昇進、昇級・昇格、賃金・賞与に結びつく評価をフィードバックすること自体が非金銭的報酬といえる。

(4) 次の仕事

優れた業務遂行や仕事で実績、成果を上げた従業員に、さらにやりがいのある仕事を付与することを非金銭的報酬の一種と捉えた^⑪。そうして次第に昇進、昇級・昇格すれば金銭的報酬も増加する。ただ、この報酬は中小零細企業では限界がある。次々と難しい仕事、上位の仕事を付与するには、中小企業の仕事の括りは大まかで、仕事の種類も大企業のように多くなく、組織構造も階層的に薄いからである。もともと、「次の仕事」を上位の難しい仕事に限定せず、当人のアイデアを採り入れた革新的でチャレンジングな仕事を担当することも含まれると考えれば、企業規模には関係なく非金銭的報酬になる。

(5) キャリア開発・形成の機会

前述した「次の仕事」と後述する能力開発の機会とも関連するが、キャリア開発・形成の機会も働くことに対する非金銭的報酬である。部門や職種、職務、勤務地の選択において、従業員の意思を尊重し、従業員本人のキャリア・

ビジョンに沿った仕事経験の連鎖が実現できる機会を提供する。実際には、上司と部下のキャリア面談を通じて支援することになる。働くことの非金銭的報酬として、今後はこのキャリア開発・形成の機会が重視されるべきである。

(6) 能力開発の機会

能力開発の機会は、前述した仕事経験の連鎖と教育訓練、研修などを体系化した能力開発システムである。能力開発体系は、階層別研修、職能別研修、目的別研修などから構成され、能力開発の手段としてはOJT、Off-JT、自己啓発援助制度が三本柱である。教育・研修には、従業員の主体的、自律的な選択を尊重する選択型研修が導入される一方、会社主導型を強化し、育成対象を一部の優秀者に限定する選別型の研修も導入されている。将来の経営層、幹部層を選抜して育成する後継者育成計画（サクセッションプラン）はその代表で、コーポレート・ユニバーシティ（企業内大学）物理的な施設ではなく機能を指している）を設立して、育成の場になっている先進大手企業がある。能力開発を受ける機会、とくに選別型の研修対象に選出されることは大きな非金銭的報酬といえる。

(7) 雇用保障

安定的な雇用を保障することも非金銭的報酬の一つである。よく、日本の雇用システムの特徴として「終身雇用」が挙げられる。しかし、わが国には文字どおりの意味での終身雇用はもともと存在しなかった。存在したのは雇用調整システムを併せ持つ長期継続雇用、長期安定雇用であり、それも制度としてあるのではなく、労使の意識と慣行でしか存在しない⁽¹²⁾。

言葉の問題でいうと、寿命が延びた今日、六〇歳が一般的である定年後の余生は長く、とても終身の雇用とは言えない。実態面でいうと、その定年まで継続して同一企業で働いているのは大企業の男性基幹労働者で、中小企業にお

ける離職率は高く、女性が同一企業で定年まで働き続けるケースはまだ少ない。大企業の男性労働者にしても、五〇歳前後になると定年までその企業に残れる従業員と退出すべき層が選別され、関連会社等へ出向や転籍をする。この長期雇用慣行が確立したとされる一九六〇年代の高度経済成長期以降、今日までの約五〇年間を見ても、不況の度に希望退職の募集や整理解雇が繰り返されてきた。『終身雇用』の対象となるのは正規社員だが、最近是有期契約社員、パート・アルバイト、登録型派遣社員など、長期雇用慣行の対象外である非正規社員が平成二三年で35・1%に達している（総務省『労働力調査（詳細集計―補完推計値）』。報酬としての雇用保障の意義は従来にも増して重要になっている。

四 賃金と動機づけ

1 ハーズバーグの二要因理論

外的報酬の金銭的報酬のうち、ここではとくに月例賃金と賞与を中心に、賃金と動機づけの関係について検討する。賃金は第一義的に経営にとってはコストであり、労働者にとっては生活の糧である。しかし、双方にとって労働の対価以上の意味を持っている。経営側からすると従業員の動機づけの材料、誘因（インセンティブ）であり、やる気を高める源泉である。一方、労働者にとっては自己の職業能力評価の具体的指標であり、働く目的の重要な要素である。最終的には従業員に働きがいを与え、企業業績を向上させるツールとして位置付けられる。

ところが、賃金は動機づけの要因にはならない、という説がある。ハーズバーグの有名な「動機づけ・衛生要因理論」あるいは「二要因理論」である。この説は、後述するように今日では理論的に批判されているが、実務界では依然として根強い支持を得ている考え方である。ハーズバーグたちの研究によれば、職務満足を決定づける要因として

は、①（仕事の）達成、②（仕事での）承認、③仕事そのもの（の魅力）、④（仕事の）責任、⑤昇進などであり、やる気につながるということから「動機づけ要因」と名付けた。一方、①会社の政策と経営、②監督技術、③賃金（邦訳では給与）、④対人関係、⑤作業条件は、それらが劣っていれば職務不満につながるが、充足しているからといって職務満足にはつながらない要因だとして、これらを「衛生要因」と名付けた。¹³

この説の特徴は、それまで職務満足と不満とを連続（職務満足―不満）するものとして一元的に捉えていたのに対し、二元的に捉えたことである。つまり、動機づけ要因を充足すれば満足するが、動機づけ要因が欠如したからといって不満にはならないのであり、一方、衛生要因が欠乏すれば不満感が生じるが、衛生要因が満たされたからといって満足するものではないと主張する。このように、動機づけ要因は満足感に作用して不満感には作用せず、また、衛生要因は不満感に作用して満足感には作用しない。要するに、満足をもたらす要因と不満をもたらす要因は全く別だというのである。それが二要因理論ともいわれるゆえんである。

たしかに、ここに挙げられた動機づけ要因は遂行している仕事とそれに伴う成長に関連した項目であり、衛生要因は仕事を遂行する上での環境的要素といえるので、性格的には異なっている。しかし、動機づけ要因の欠如は不満につながるが、単に没満足である（満足ではない）という点に疑問を感じる。企業の実態をみれば、達成感が得られない仕事や魅力のない仕事、あるいは仕事で評価されないことに對する不満で転職する人は多い。¹⁴やはり、動機づけ要因の欠如は不満感につながり、また衛生要因の充実は満足を生じる、と考えた方が経験則と実感に合致し、納得性が高い。筆者はこの二元的解釈には批判的だが、そう考えるのは筆者一人ではない。¹⁵

2 動機づけ要因としての賃金

動機づけ・衛生要因理論の最大の問題点は、賃金を衛生要因として、動機づけにつながらないとした点である。賃金は低いと不満が出るが、高いからといってやる気は出ないということになる。ハーズバーグたちの研究は、会計士や技術者を対象とした聞き取り調査が基になっている。その後、他の研究者によりもう少し多様な職業従事者を対象にした調査が行われたが、同様な結果になった。しかし、その後の研究の対象者も、やはり専門職や管理・監督職などが中心になっている。おそらく相対的に賃金が高く、仕事で自尊の欲求を満たしたい、自己実現したいと望んでいる知的・専門的職業人を主な対象層とする調査研究である。そこにこの理論の限界がある。

考えてみるに、職務遂行能力の伸びを反映して昇給すること、業績を上げた結果として高い賃金や賞与を支給されることは動機づけと無縁ではない。高い賃金（外的報酬）は、組織や上司が本人の能力の伸びや能力の発揮度を高く評価した結果であり、賃金の高さ（外発的動機づけ）もさることながら、むしろ、認められた、高く評価されたという満足感（内的報酬）が動機付けるのである（内発的動機づけ）。したがって、賃金は動機づけ要因にもなると考える方が妥当である。⁽¹⁶⁾ただ、従業員個々人によって賃金の持つ価値には強弱があり、動機づけ要因としての優先順位に違いがある。また同一の従業員でもライフサイクルの時期、組織における地位、配属部署（営業部門か否かなど）によって賃金の動機づけ要因としての強さ、順位は違ってくる。その意味で、他の動機づけ要因も同様だが、賃金人が人を動機づけるといってもきわめて「相対的」である。

このように、賃金は仕事への動機づけの要素にはなるが、我々の経験則上、動機づけ要因としてはきわめて不安定で、不満の原因である「衛生要因」にいつでも変化する。従業員のやる気に影響するのは賃金水準、個人別の収入の

多寡と考えがちだが、実はそれ以上に動機づけに影響するのは、賃金の決め方、仕組みである。合理的で納得性があり、しかも動機づけにつながる仕組みが必要である。明確で適正な賃金体系、賃金制度を設計し、公正かつ公平に運用することが求められる。

動機づけ・衛生要因理論は、決して衛生要因を軽んじているわけではなく、むしろ不満足につながる衛生要因の充実は必要だとしている。その上で、例えば賃金だけを高くしても従業員のモチベーションは保てないと、やりがいのある仕事など動機づけにつながる要因の重要性を強調する。このように、仕事を通じた動機づけの面を明らかにしたことが実務界への貢献と言える。ただ、動機づけ要因や衛生要因の項目は、前述した賃金の例でみるように、個人によっても異なり、かつ固定的なものではない。いずれにしろ、同理論に関しては、研究の方法論、調査結果の解釈の仕方など学術的に様々な批判がなされている¹⁷。

五 報酬と内発的動機づけ

1 内的報酬と外的報酬

内的報酬の内容・要素は、図表1のように①仕事の達成感、②仕事の充実感、③仕事を通じた成長感、④有能感、⑤自己効力感、⑥仕事の自己決定感、⑦仕事自体の有意義感、⑧仕事自体への興味、⑨仕事自体のおもしろさなどである。いずれも、職務遂行の過程や結果から、個人の内面で主観的に生じる感覚、あるいは認知である。仕事自体の有意義感や興味、おもしろさなどは純粹に仕事とその遂行過程、それに結果そのものから感じる場合もあるが、外的報酬が内的報酬に作用することを無視できない。

動機づけ研究では、前述したように内的報酬に基づく内発的動機づけが重視されてきた。たしかに外的報酬、なかでも金銭的報酬に基づく動機づけは不安定で、モチベーションの持続期間も長くはない。それに対して、担当している仕事自体の有意義感や興味、仕事を通じて得た有能感や成長感は、自ら進んで仕事を遂行するという面で、比較的安定した動機づけになる蓋然性は高い。しかし、組織（企業）で仕事を遂行する場合の動機づけは、外的報酬に基づく外発的動機づけを抜きにしては語れない。実際にも、当初は外発的に動機づけられていた行動が、次第に内発的に動機づけられる行動に変化するケースは多い。外的報酬が内的報酬に転化したり、内的報酬を招来することがあるのだ。企業内で従業員は、人材マネジメントの諸制度・施策を媒介とすることにより、外的報酬と内的報酬の双方に動機づけられて働くのである。働く環境や状況、それに個人の心理状態によって従業員が準拠する報酬とそのウェイトは常に変化するし、外的報酬と内的報酬は相互作用する。動機づけは複合的であり、¹⁸⁾かつ流動的であると理解する方が実態に合っている。

しかしながら、内発的に動機づけられた従業員の職務行動は、主体的かつ自律的であり、積極的であり前向きである。従業員にとつてはもちろん、企業にとつても望ましい職務遂行の形であることは論を待たない。ただ、内的報酬は既述のように個人の主観に依存していて、その有無と強弱を客観的に把握できない。そこで企業としては、外的報酬の源泉である人事・処遇システムの設計と運用を通じて、従業員が内的報酬を得やすい仕組みを作ることになる。そこで次ぎには、外的報酬とくにその源泉である人事・処遇システムの視点から、内的報酬にも転化可能な方法を検討する。

2 外的報酬が内発的動機づけをもたらす条件

ここでは、図表1の枠組みのうち、制度的な外的報酬と仕事を対象にする。制度的報酬としては、金銭的報酬（賃金、付加的給付）、それに非金銭的報酬のうち組織上の地位・ステイタス（昇進・昇格）、承認・称讃、評価制度が挙げられる。「次の仕事」については、次を条件としない仕事そのものを検討する。なお、それぞれの制度ごとではなく、共通する条件・要件をまとめて考える。これらの制度的報酬から内的報酬への転換・移行あるいは内的報酬の醸成を期待するためには、どの外的報酬であつてもまずは制度をクリアに設計して、オープンに運用することが肝要だからである。具体的な条件は以下のようなことであり、ここでは月例賃金と昇進・昇格（昇級）を代表させた。

①各制度の理念やポリシーの明確化と従業員への開示、オープン化。

②制度の設計と仕組みの開示、オープン化。制度の説明会の開催、説明用冊子の作成、イントラネットでの公開などによる従業員の制度理解の徹底。

③賃金決定要素・基準、役職基準（役割基準と人材要件）、等級基準などの明確化と開示。前述した賃金の決定要素のどれを基準に賃金を決定するのか、等級基準の要素は職務か、役割か、職務遂行能力かなど。

④賃金の決定方法（昇給の仕組み）、昇進要件、昇格要件の明確化と開示。

⑤具体的な昇給方法、昇進手続き、昇格手続きの開示。

⑥結果の開示とよいフィードバック。

なお、評価制度は他の制度（賃金、昇進・昇格など）の運用にあたって不可欠である。「四―2」で述べたように、外的報酬が評価の認知を媒介として内的報酬になり、内発的動機づけをもたらすからである。したがって、評価制度

に関しては制度、仕組みの事前開示とともに、評価結果のフィードバックが特に重視される。また、フィードバック面談の場合は、「三―2―(3)」で説明したとおり単に評価ランクを伝えるだけでなく、上司と部下が結果の原因を探索し、業務遂行方法の改善や今後のキャリアプラン、当面の能力開発プランなどを話し合う場である。キャリア開発・形成の機会や能力開発の機会にもつながっていく。

以上のように制度を適正に設計し、従業員にオープンにし、従業員に仕組みを理解してもらい、結果を確実にフィードバックするとともに、能力開発やキャリア開発・形成につなげることで、単に外的報酬ではなく次第に内的報酬、そして内発的動機づけに転化する、あるいはそれを招来することが期待される。

仕事そのものを通じた動機づけに関しては別稿で述べたので、^⑩ここでは要約的に示す。①業務活動の意思決定への参加・参画、②配置や働き方における本人の意思尊重、③挑戦的で意義ある仕事の付与、④完結したひとまとまりの仕事の付与、⑤権限の移譲・付与、⑥広範な裁量権と自律的業務遂行、⑦目標の自己設定と自己評価、⑧能力の開発と活用機会、⑨成長の実感できる仕事、⑩キャリア開発・形成の機会、⑪仕事の結果や能力・適性の現状のフィードバック、⑫公正・公平な処遇、などである。こうした仕事を付与し、仕事の遂行方法の裁量性と自律性を高めることで、外的報酬が内発的動機づけにつながる蓋然性が高まる。

3 賃金と内発的動機づけ

動機づけ理論の一つに、内的報酬に基づく内発的動機づけを重視する立場がある。デシ (Deci, E. L.) が代表的提唱者となっている「内発的動機づけ理論」である。デシは、内発的動機づけには有能さと自己決定（自律性）への欲

求が関わっているという。人は自己の有能感や仕事の自己決定感が得られる場合に、内発的に動機づけられた行動をとるのである。ところがこの理論によると、せっかく内発的に動機づけられていても、外的報酬とくに金銭を与えるモチベーションが低減する、と実験室実験の結果から主張する。これをアンダーマイニング現象（効果）という。それならば、賃金を与えない方が良く働くということになってしまいが、さすがにそれは否定する。職務に就かせるために賃金を用いることと、効果的に仕事をする誘因として賃金を使用することは異なるからだ。

そこで、外的報酬には自己決定感を低下させる「統制（コントロール）的側面」と、有能感や自己決定感をフィードバックする「情報的側面」があると理論付ける。外的報酬が統制的であればモチベーションは低下するが、肯定的な情報的側面のフィードバックであれば、むしろモチベーションは高まることになる（エンハンシング現象）。外的報酬のうち金銭の場合は統制的側面が強く働きやすく、とくに成果・業績に応じて変化する賃金はモチベーションが低下するという。⁽²⁰⁾ デシとその共同研究者たちの理論は、例えば、自律性（自己決定）や有能感に加えて関係性の概念を導入するなど、その後の研究で発展し変化している。⁽²¹⁾ しかし、動機づけに関して金銭的報酬を否定的に捉える論者は、右のような初期の研究を引き合いに出す。

この理論で第一に問題としたいのは、アンダーマイニング現象（効果）が発見されたのは、実験室におけるパズルを使った研究だということである。ところが、人は生活のために雇用労働者となって賃金を得るために働いているのである。遊びと職業生活における報酬の意味は全く異なる。賃金がモチベーションを低下させるというなら、実験室におけるパズル遊びでなく、生きるために働いている労働者を対象に調査、研究する必要がある。⁽²²⁾ 次ぎにこの理論で問題となるのは、当該実験ではパズルを解くのを楽しんでいた被験者に金銭的報酬を与えたところ、モチベーション

が低下したという点である。実際の雇用労働者は、どれだけの人数が仕事を楽しんでいるだろうか。自分が希望するやりがいのある仕事にどれだけの人が従事しているだろうか。もちろんそうした人たちでも仕事の中でやりがい、達成感、有能感を感じるときはあるが、常に感じるものではないし長期的に持続することは少ない。

デシたちの理論は、賃金を動機づけの手段としては否定的に捉える点で、「四」で筆者が批判したハーズバーグの二要因理論と相通じるところがある。ここでも筆者は、賃金は必ずしも内発的動機づけを低減させるものではないと主張する。実際、アンダーマイニング効果を否定する研究も少なくないという。⁽²³⁾ 賃金制度の設計内容と運用方法、仕組みの開示とフィードバックの方法によつて、また、従業員が仕事へコミットメントしている程度によつて、内発的なモチベーションは高まることも低下することもある、と理解するのが妥当である。

六 日本の雇用システムと報酬マネジメント

1 これまでの日本的雇用システムとその変化

これまでの日本的雇用システムについて、終身雇用や年功制などの抽象的な概念ではなく、採用から退職までの具体的な雇用制度、人事・処遇システム、雇用・処遇の運用ルールから把握すると、次の①～⑦のサブシステムで構成されている。これらは日本的雇用・処遇制度の特徴を象徴的に表現したもののだが、大企業に典型的で、中堅企業にもかなりの程度該当するものの、中小・零細企業にはそのまま当てはまらないことに留意する必要がある。また、適用されるのは正規社員であり、非正規社員には適用されない。以下、各サブシステムごとに、簡単な説明と変化のポイント⁽²⁴⁾を述べることにする。

① 新卒・定期・一括採用

採用の対象が新規学卒者主体であり、定期的とくに春季に、職種を限定せず社員として一括採用する。これ以外の方法で採用された中途採用者は、人事処遇、賃金などで新卒者に比べて長期的に劣位におかれる。

いまでも新卒・定期・一括採用が主流だが、最近は大企業でもキャリア採用と称する即戦力の中途採用を実施することが珍しくなくなったし、第二新卒、秋季定期採用、通年・随時採用、職種別採用などの形態が増加している。

② 異動（配置転換）、ジョブ・ローテーション

企業主導により、数年単位で部署、職種を定期的に異動させ、従業員の適性・能力と仕事のマッチング、つまり適材適所を実現しようとするシステムである。人材活用だけでなく、組織活性化、それに多様な部署、職種、職務を経験することによる人材育成も目的である。

異動、配置の運用で、会社主導一辺倒でなく、従業員の意向を尊重する事例が増えている。具体的には自己申告制度、社内人材公募制度、社内FA制度などの導入である。

③ 継続的人材育成

異動、配置、ローテーションによる方法も含め、企業が長期的視点に立って継続的に人材を育成する。能力開発主義の理念の下に、教育訓練・研修体系、能力開発体系を整備し、一部のエリートに限定せず従業員全体の能力向上に力を入れる。

人材育成では、従業員の自主性、主体性に重きを置いた選択型研修が拡大される一方で、将来の経営層を育成するサクセッションプランなどの選抜型研修を導入する企業が増えていることは「三―2―(6)」で既にふれた。

④ 内部昇進制

役職昇進者の決定や昇進の運用に際して、企業内部の生え抜き人材を中心に登用する。従業員側からみると、同一企業で継続勤務すれば、企業内で役職の階梯を順次上がっていく可能性があることを意味する。

今日でも大企業では内部昇進がメインであるが、中途採用が珍しくなくなり、転職労働市場が拡大してくれば、外部人材を役職者や幹部社員に登用する例が増えてくる。

⑤ 定期昇給制度

定期昇給（定昇）は、賃金制度に基づき、毎年一定の時期（通常は春季）に昇給を実施する制度的昇給をいう。自動昇給よりは査定昇給部分の割合が高い。企業は人件費を計画的にコントロールでき、従業員は仕事や能力の向上、生計費の増加に応じて賃金が増えるので、生涯生活設計が立てやすく生活の安定につながる。

総額人件費が定期的に増額する定期昇給制度は、今日の経済、経営環境では企業の負担になる。そこで、賃金体系を改定して定昇額・率を抑制する企業や、定昇を廃止する企業が増えた。賃金水準が相対的に高い管理・専門職層に限定して定昇を廃止し、育成・成長過程にある非管理職層には依然として定昇を存続させる企業も少なくない。

⑥ 福利厚生制度

福利厚生は副次的労働条件であり、ここでは法定福利ではなく法定外福利が焦点になる。大企業では衣・食・住から健康維持、レク、融資まで実に広範囲で多様な施策が実施されている。生活の援助による経済的安定と安心感により、従業員のやる気と企業帰属意識を醸成することが目的である。

法定福利費が増額傾向にあるのに反比例して、法定外複利厚生費は減額傾向にある。²⁵ コストの面もあるが、豊かな

時代にこれまでの様な多岐にわたる福利厚生施策を提供する必要性への疑問である。制度自体の意義を見直す一つの動きが、選択型福利厚生である前述したカフェテリアプランの導入である。

⑦ 一律定年制

現在は六〇歳が一般的な一律定年制は、従業員に対して定年までの雇用の安定感を与えるとともに、企業にとっては一応年齢で一律に雇用関係を終了できるメリットがある。ただし、実際には全員が定年まで在籍するわけではないことは「三―二―(7)」で述べた。

今日では、早期退職優遇制度⁽²⁶⁾で定年前に退職する一方、再雇用制度や勤務延長制度で定年後も引き続き雇用される従業員がいる。高年齢者雇用安定法の改正で、一律定年制は維持しながら、定年以降も希望者を継続雇用する企業が一般的になる⁽²⁷⁾。

以上に説明した日本の雇用システムのサブシステムは、長期継続雇用慣行を前提に成立している。新卒中心に採用して、異動やローテーションを実施し、継続的に職業能力の開発を行い、そうして育成した生え抜き社員を長い競争の中で昇進させていく。定期昇給制度によって賃金は毎年少しずつだが確実に増額し、手厚い福利厚生制度と相まって生活は安定し、企業帰属意識とモラルが高まる。定年までの雇用は一応保障するが、その見返りに企業は柔軟で広範な人事権を確得して人材を有効に活用し、定年年齢になると雇用関係は自動的に終了する。安定した雇用と処遇と賃金の下で、従業員は安心して長期的な観点から職業人生を送り、企業も従業員の全人格的な貢献を享受できる。つまり、日本の雇用システムを構成するサブシステムは、長期雇用慣行をベースに、それぞれが相互規定関係、相補

関係にあるといえる。

これまでの日本的雇用システムの特徴と併せて変化のポイントを述べたが、その方向性は従業員意思の尊重、従業員の選択肢の拡大つまり「自律性」であり、逆にいえば自己責任領域の拡大、「自己責任化」である。また、「多様化」「複線化」「雇用の柔軟化」「成果主義への傾斜」もトレンドとして挙げることができる。ただし、変化のポイントあるいは変化の方向性に沿って日本的雇用システム、人事・処遇制度がすべて転換しているわけではなく、むしろこれまでのサブシステムが根強く残っているのが実態である。現時点では中期的変化の過渡期にあり、今後とも方向性、トレンドがさらに変化する可能性は大である。

2 これからの報酬システム、報酬マネジメントのあり方

ここでは、変化の過渡期にある日本的雇用システムにおけるこれからの報酬システム、報酬マネジメントについて、具体的なシステムの設計ではなく、マネジメントの理念を提示する。

まず基本になるのは、企業ニーズの多様化と、従業員のニーズ・価値観の多様化に対応する「複線型報酬システム」である。賃金制度の複線化、社員等級制度の複線化、役職制度の複線化などがその例である。従業員個々の意思を尊重し、価値観やキャリア志向の多様化に対応できる選択肢を提供するためにも、報酬システムの複線化は必要不可欠である。

報酬システムの複線化、多様化は、賃金、付加的給付、役職コース、キャリア開発・形成、能力開発、雇用保障などで従業員の選択肢の幅が広がる「選択型報酬システム」といえるが、企業主導による「選別型報酬システム」の面

を強めた運用も可能であるし、それを否定する必要はない。従業員意思を尊重した選択型の報酬システムはまた、「参加・参画型報酬システム」でもある。仕事の配分、配置・異動、能力開発、評価制度などでシステム設計への参加・参画と、システム運用における参加・参画が進んでいる。選択型や参加・参画型の報酬システムは、従業員の自律を求め、また自己責任領域も拡大する。ただし、従業員の自律や自己責任を求めるだけでなく、それを企業が積極的に支援する「従業員自律・企業支援型」⁽²⁸⁾の報酬システムである。それは福利厚生やキャリア開発・形成の機会、能力開発の機会でとくに顕著になる。

このように、「複線型」「選択・選別型」「参加・参画型」「従業員自律・企業支援型」がこれからの報酬システムの方向性であり、これらを有機的に関連させた報酬マネジメントが必要になる。こうした報酬システムを円滑にマネジメントするために必要なのが、人材育成、能力開発、能力活用、キャリア開発・形成への展開を重視する「育成・開発・活用型」の人事考課（人事評価）制度と、それとセットになるフィードバックシステムである。それも含めて肝要なのは、繰り返し強調しているように、理念と基準を明確にしたクリアな報酬システムを設計して、オープンな運営で納得性を高めることである。

企業内報酬システムを設計し、マネジメントするにあたっての基本原則は、「職務・能力主義＋成果・業績主義」におく。担当する仕事（職務、役割）とその仕事ができる能力を基準にする職務・能力主義をベースに、仕事の成果、業績を基準にする成果・業績主義も組み合わせた、ハイブリット（Hybrid）複合型の人事・処遇システムを構築するのである。⁽²⁹⁾この場合、能力、仕事、業績などの人事・処遇要素のどれを選択し、どう組み合わせ、それぞれのウェイトをどうするか、バランスをどう取るか、という配分ミックスに対する企業なりのポリシーを明確にする必要がある。

七 むすび

本稿では、人材マネジメントの制度・施策を媒体とする報酬システムに関して論じた。まず、企業内報酬システムを広く捉えた上で、外的報酬としての金銭的報酬と非金銭的報酬に関して検討した。次いで、内的報酬と外的報酬、外的報酬と内発的動機づけの関連について考察した。併せて、賃金と動機づけの関係について否定的な二つの学説（理論）を批判している。最後に日本の雇用システムと変化の実態を概観し、これからの報酬マネジメントのあり方について概略を提示した。

ところで、前述したハーズバーグはかつて、賃金や労働時間、フリンジ・ベネフィットなどの諸施策による動機づけを「尻を蹴飛ばす」方法Ⅱ K I T A (Kick in the pants) だと否定した。つまり K I T A は彼のいう衛生要因にしか過ぎないというのである。そして、垂直的職務負荷である職務充実こそ動機づけの促進要因だという⁽³⁰⁾。しかしこれは、一九六〇年代までの米国における人事管理の諸制度を前提にした批判である。企業目的の達成という組織ニーズと併せて、従業員の欲求充足という個人ニーズへの同時的対応が、絶対的な条件として求められている今日の人材マネジメントの諸システムには、当然ながら K I T A とは異なる意義が込められている。たしかに、筆者自身も本稿「五―2」や別稿では、職務充実的な視点を組み込み込みながら動機づけにつながる人材マネジメント施策Ⅱ報酬を検討しているが、動機づけの方法を職務充実だけに限っているわけではない。職務充実だけでなく、人材マネジメントにおける報酬（制度・施策）はそれぞれが動機づけにつながるし、つながるように設計、運用すべきだと考えている。その理論的な整理を本稿では試みたつもりである。

ただ、人材マネジメントの制度・施策としての外的報酬が内的報酬に転化し、あるいは内的報酬を招来して内発的動機づけにつながるメカニズムに関しては、期待を述べた側面が強く、納得的な理論づけ、説得的な展開がなされていない。これが今後の課題である。なお、本稿では人間関係については言及しなかった。制度的な報酬を中心に論じたからである。しかし、上司と部下、同僚間、職場、組織の人間関係も報酬の一種であることを最後に確認しておくことにする。

- (1) 谷田部光一「人材マネジメントと働きがい」『政経研究』第四九卷第二号、二〇一二年) 一頁以下。
 - (2) 本段落における働きやすさと働きがいを構成する各概念に関しては、同上論文参照。
 - (3) 同旨、小野公一『働く人々の well-being と人的資源管理』(白桃書房、二〇一一年) 二〇頁。
 - (4) エドワード・L・デシ、安藤延男・石田梅男訳『内発的動機づけ―実験社会心理的アプローチ』(誠信書房、一九八〇年)、同・石田梅男訳『自己決定の心理学―内発的動機づけの鍵概念をめぐる』(誠信書房、一九八五年)、エドワード・L・デシ／リチャード・フラスト、桜井茂男監訳『人を伸ばす力 内発と自律のすすめ』(新曜社、一九九九年) 参照。
 - (5) 谷田部・前掲論文、一五頁―一六頁。
 - (6) 「役割」は必ずしも確立した概念ではなく、企業実務上ではいまだに多様な捉え方がなされている。筆者自身は、「①役割とは成果責任との関連でみた組織上の役割分担あるいは機能であり、企業に対する業績貢献の態様である。②その範囲は実際の担当者によっても変動する緩やかな職務概念である。」と定義付けている。
 - (7) 賞与の役割、機能等に関しては、谷田部光一『改訂版 成果・業績賃金の実務』(経営書院、一九九九年) 参照。
- なお、平成二四年人事院勧告の参考資料である職種別民間給与実態調査によると、平成二三年冬季賞与は、係員で一定率(額) 分56・3%、考課査定分43・7%、課長級が一定率(額) 分51・1%、考課査定分48・9%、非役員の部長級は一定率

- （額）分50・1%、考査定分49・9%という配分であり、いずれも一律部分が五割を超えている。
- （8）退職金制度に関しては、谷田部光一『ポイント制退職金の設計と運用』（経営書院、二〇〇一年）参照。
- （9）専門職制度に関しては、谷田部光一『改訂新版』専門職制度の設計と運用』（経営書院、一九九五年）、同「専門職制度とキャリア開発・形成」（『政経研究』第四四卷第四号、二〇〇八年）六五頁以下参照。
- （10）人事考課に関しては、谷田部光一『キャリア・マネジメント―人材マネジメントの視点から―』（晃洋書房、二〇一〇年）九四頁以下、同「人事考課とキャリア開発・形成」（『政経研究』第四四卷第一号、二〇〇七年）六三頁以下参照。
- （11）高橋伸夫『虚妄の成果主義―日本型年功制復活のススメ』（日経BP社、二〇〇四年）第一章参照。ただし、著者による日本型年功制の解釈は正確ではない。
- （12）終身雇用の実像に関しては、野村正實『終身雇用』（岩波書店、一九九四年）、同『日本的雇用慣行―全体像構築の試み―』（ミネルヴァ書房、二〇〇七年）第二章、島田晴雄『日本の雇用』（筑摩書房、一九九四年）参照。
- （13）フレデリック・ハーズバーグ、北野利信訳『仕事と人間性』（東洋経済新報社、一九六八年）。
- （14）厚生労働省「平成一八年 転職者実態調査」によると、一般正社員の転職入職者が前職を辞めた理由は（三つまでの複数回答）、「会社の将来に不安を感じた」30・9%、「労働条件（賃金以外）がよくなかった」29・0%、「賃金が低かった」23・2%、と並んで「満足のいく仕事内容でなかった」29・4%、「能力・実績が正当に評価されない」17・8%であった。
- （15）例えば、林伸二『組織心理学』（白桃書房、二〇〇〇年）一二五頁、小野公一『職務満足と生活満足感』（白桃書房、一九九三年）三三頁、坂下昭宣『組織行動研究』（白桃書房、一九八五年）四六頁参照。
- （16）田尾雅夫『モチベーション入門』（日本経済新聞出版社、一九九八年）七四頁―九三頁、上田泰『組織行動研究の展開』（白桃書房、二〇〇三年）一三四頁。開本浩矢『研究開発の組織行動』（中央経済社、二〇〇六年）によると、「給与や昇進を単純に外発的報酬ととらえるのではなく、内発的報酬である仕事の達成に対するフィードバックととらえることで、給与や昇進がモチベーターとして機能する可能性が示唆されている」（四七頁）。
- （17）坂下・前掲書、四三頁―四七頁、林・前掲書、一二五頁参照。

(18) 開本・前掲書では、研究開発技術者のモチベーションに関してだが、内発的報酬による動機づけだけでなく、外発的報酬による動機づけの効果もある(合成的モチベーション)ことを指摘している(二〇八頁―二二二頁)。

(19) 谷田部・前掲論文、一七頁―一八頁。

(20) 前掲・注(4)の文献参照。

(21) 宮本美沙子・奈須正裕編『達成動機の理論と展開 続・達成動機の心理学』(金子書房、一九九五年)第六章・第九章、上淵寿編著『動機づけ研究の最前線』(北大路書房、二〇〇四年)第一章・第二章参照。

(22) 参考までに、筆者の授業を受講している学生に対して、アルバイトの時給が上がるとやる気をなくすか否か質問したところ、どの教室でも受講生全員が答えは否であった。昇給によってモチベーションが上がるのは一時的にしても、少なくともモチベーションは下がらないだろう。学生がアルバイトをする目的は、もっぱら金銭的報酬が目的だから当然である。ただし、生涯をかけようとする仕事の場合は、多様な回答が存在すると思われる。

(23) 開本浩矢編著『入門 組織行動論』(中央経済社、二〇〇七年)二三頁、二村敏子編『現代ミクロ組織論』(有斐閣、二〇〇四年)一〇一頁参照。

(24) 詳しくは、谷田部・前掲『キャリア・マネジメント―人材マネジメントの視点から―』第一章参照。

(25) 厚生労働省の「平成二三年 就労条件総合調査」の労働費用調査結果や、日本経済団体連合会「福利厚生費調査(各年度)」参照。

(26) 早期退職優遇制度はキャリアの選択肢であり、一定条件の下で定年前に退職する従業員に、退職金の加算などで優遇する恒常的な制度である。同じ退職金加算があっても、雇用調整の一環として時限的に実施される希望退職とは本来の目的が異なる。

(27) 厚生労働省の平成二四年「高齢者の雇用状況」集計結果による高年齢者雇用確保措置の内訳では、定年制廃止2・7%、定年年齢引き上げ14・7%に対して、継続雇用制度導入82・5%と、継続雇用で対応する比率が高い。

(28) 日本経営者団体連盟「エンプロイアビリティの確立を目指して―『従業員自律・企業支援型』の人材育成を―」(エンプロイ)

ロイヤリティ検討委員会報告、一九九九年）九頁。

(29) 谷田部光一「これからの人材マネジメントの使命」（『政経研究』第四八巻第一号、二〇一一年）七三頁。

(30) フレデリック・ハーズバーグ「モチベーションとは何か」DIAMOND ハーバード・ビジネス・レビュー編集部編・訳『新動機づける力―モチベーションの理論と実践』（ダイヤモンド社、二〇〇九年）第一章。なお、藤田英樹『コア・テキストミクロ組織論』（新世社、二〇〇九年）第八章参照。

(31) 前掲・注(19)参照。

日本経済のパターン分析⁽¹⁾

武 縄 卓 雄

はじめに

産業連関分析においてはポピュラーな測度である影響力係数（index of power dispersion）と感応度係数（index of sensitivity dispersion）を用いて、1970 年以降における日本の経済構造の変化パターンを分析することが本稿の目的である。

第 2 節では、雛形を用いて、本稿で使用する分析手法を提示する。第 1 項では投入係数を用いた波及効果の測定法とレオンチェフ逆行列の経済学的意味を要約する。第 2 項では、7 部門の逆行列係数表を利用して、影響力係数と感応度係数の導出法と経済学的意味を要約する⁽²⁾。第 3 節では、経済産業研究所のデータを使用して、1970 年から 2007 年までの 37 年間の影響力係数と感応度係数を 33 部門の産業別に測定し、日本経済のパターン分析を行う。

さて、前述したように影響力係数と感応度係数はポピュラーな分析測度であるため、先行研究は枚挙にいとまがない。しかし、それら諸研究の多くは、一時点における構造分析、もしくは、5 年から 10 年間の比較分析となっている。一方、本研究では、37 年間という長期にわたり比較分析をしている。この点が本研究の新たな視点である。

なお、本稿では、使用した基礎データである 108 部門で構成されている産業連関表を 33 部門に統合することにより、分析に対応した産業連関表に組み替えて、これらの係数を測定した。この部門統合によりどの程度のバイアスが生じるかに関しては考察していない。また、東

日本大震災が今後の日本経済に与える影響を予想することは、今回使用したデータと手法だけでは不可能であるため、将来の予想に着手せず、2007年までの分析にとどまっている。

1 分析対象期間と使用データ

使用データは独立行政法人経済産業研究所（2010）『JIP データベース 2010 産業連関表』で、実質値（1995年＝100）の国ベースの産業連関表である。データ期間は、昭和45（1970）年から平成19（2007）年の37年間で構成されている⁽³⁾。

2 分析手法

2-1 投入係数と逆行列係数による波及効果の測定法

海外との取引を捨象した n 部門の産業からなる経済モデルを想定し、 F を $n \times 1$ の最終需要列ベクトルとする。この最終需要 F を満たすのに必要な各産業の産出量は投入係数行列 A ($n \times n$) を用いて求めることができる。

まず、最終需要 F を満たすために、直接効果として F と同じ産出量が生じる。次いで、この F を生産するための原材料が新たに注文される。その注文に対応した産出量を $X(1)$ とすると $X(1)$ は、投入係数 A を用いて、

$$X(1) = A \cdot F$$

となる。さらに、この $X(1)$ を生産するための原材料が新たに注文される。その注文に対応した産出量を $X(2)$ とすると $X(2)$ は、

$$X(2) = A \cdot X(1) = A^2 \cdot F$$

となる。以下、同様の波及効果が継続すると仮定する。さらに、これらの波及効果と最初の直接効果との合計である産業別産出量列ベクトルを X とすると、

$$X = F + A \cdot F + A^2 \cdot F + \cdots + A^n \cdot F \quad (1)$$

となる。この X は最終需要 F を満たすのに必要な各産業の産出量を示

す $n \times 1$ の列ベクトルである。基本表から得られる投入係数行列 A を用いて産業別産出量 X が求められることを(1)式は示している。しかし、(1)式の右辺で示される計算式は無限に続く列ベクトルの和で構成されているため、このままでは計算不可能である。

ここで、(1)式の両辺を A 倍した式を新たに作り、それと(1)式を利用すると、

$$X = (I - A)^{-1} \cdot F \quad (2)$$

を得る。(2)式の右辺の $(I - A)^{-1}$ は $(I - A)$ の逆行列である。この逆行列が計算可能な場合には、その逆行列を用いて産業別産出量 X が求められることを(2)式は示している⁽⁴⁾⁽⁵⁾。この逆行列 $(I - A)^{-1}$ をレオンチェフ逆行列と呼ぶ。

[レオンチェフ逆行列の経済学的意味]

単純化した3部門モデルを想定すると、 b_{ij} を要素とするレオンチェフ逆行列表 B は次のようになる。

$$(I - A)^{-1} = B = \begin{bmatrix} b_{11} & b_{12} & b_{13} \\ b_{21} & b_{22} & b_{23} \\ b_{31} & b_{32} & b_{33} \end{bmatrix} \quad (3)$$

ここで第1部門に対してだけ1単位の最終需要が生じたとすると、最終需要列ベクトル F は、

$$F = \begin{bmatrix} 1 \\ 0 \\ 0 \end{bmatrix} \quad (4)$$

となる。(2)式に(3)式と(4)式とを代入すると、産出量列ベクトル X は、

$$X = \begin{bmatrix} b_{11} & b_{12} & b_{13} \\ b_{21} & b_{22} & b_{23} \\ b_{31} & b_{32} & b_{33} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 1 \\ 0 \\ 0 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} b_{11} \\ b_{21} \\ b_{31} \end{bmatrix} \quad (5)$$

となる。(5)式右辺の列ベクトルは、レオンチェフ逆行列 B の第1列

の要素と同じである。

同様に、第2部門に対してだけ1単位の最終需要が生じたとなると、

$$X = \begin{bmatrix} b_{11} & b_{12} & b_{13} \\ b_{21} & b_{22} & b_{23} \\ b_{31} & b_{32} & b_{33} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 1 \\ 0 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} b_{12} \\ b_{22} \\ b_{32} \end{bmatrix} \quad (6)$$

となり、(6)式右辺の列ベクトルは、レオンチェフ逆行列 B の第2列の要素と同じである。さらに、第3部門に対してだけ1単位の最終需要が生じたとなると、

$$X = \begin{bmatrix} b_{11} & b_{12} & b_{13} \\ b_{21} & b_{22} & b_{23} \\ b_{31} & b_{32} & b_{33} \end{bmatrix} \begin{bmatrix} 0 \\ 0 \\ 1 \end{bmatrix} = \begin{bmatrix} b_{13} \\ b_{23} \\ b_{33} \end{bmatrix} \quad (7)$$

となり、(7)式右辺の列ベクトルは、レオンチェフ逆行列 B の第3列の要素と同じである。したがって、レオンチェフ逆行列 B の要素 b_{ij} は、第 j 部門に1単位の最終需要が生じたとき、それを満たすのに必要な第 i 部門の産出量を意味している。

2-2 影響力係数と感応度係数

[影響力係数]

産業構造が高度化するのに対応して生産過程は複雑になり産業間の取引も多くなると同時に、産業部門数も多くなるが、ここでは、表1として1973（昭和48）年の7部門逆行列係数表を示した⁽⁶⁾。前項で述べたように、レオンチェフ逆行列 B の要素 b_{ij} は、第 j 部門に1単位の最終需要が生じたとき、それを満たすのに必要な第 i 部門の産出量を意味している。

表1の表頭の製造業と表側の農林水産業が交差する値0.0885645は、例えば、製造業に100億円の最終需要が生じた場合には農林水産業で約8億8,600万円の産出が生じることを意味している。また、製造業だけに100億円の最終需要が生じた場合、経済全体では約229億8,900万円の産出が生じることが、製造業の列和の2.2988612で分かる。した

表 1 逆行列係数表 (1973 年)

	農林水産業	鉱業	製造業	建設	電力・ガス	運輸	サービス・他	平均値 = 1.888713	
								行和	感応度係数
農林水産業	1.129308	0.02758	0.088565	0.030286	0.025323	0.015615	0.013160	1.329834	0.704095
鉱業	0.004942	1.00731	0.022348	0.010460	0.027014	0.004332	0.003052	1.079456	0.571530
製造業	0.381418	0.48849	1.757695	0.578197	0.491638	0.294418	0.193227	4.185085	2.215839
建設	0.008968	0.02372	0.016617	1.010938	0.047574	0.021670	0.031863	1.161347	0.614888
電力・ガス	0.013520	0.04956	0.047351	0.022960	1.037530	0.031418	0.021848	1.224191	0.648161
運輸	0.028997	0.09003	0.059109	0.041781	0.034605	1.086981	0.030709	1.372213	0.726533
サービス・他	0.146316	0.44223	0.307178	0.237550	0.223089	0.241298	1.271203	2.868866	1.518953
列和	1.713469	2.12892	2.298861	1.932171	1.886772	1.695733	1.565062		
影響力係数	0.907215	1.12718	1.217158	1.023009	0.998973	0.897825	0.828639		

資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 から作成。

がって、レオンチェフ逆行列の列和は第 j 部門に 1 単位の最終需要が生じた場合、それが自部門も含めた全部門に与える第 j 部門の生産誘発効果の合計を意味する。

そのような生産誘発効果の相対的大きさを測定するために、全産業の列和の平均値からの乖離度を測定する係数が考案されている。その係数を影響力係数と呼び、次式で定義される。

$$\text{第 } j \text{ 部門の影響力係数} \equiv \frac{\text{第 } j \text{ 部門の列和}}{\text{列和合計の平均値}} \quad (8)$$

(8)式の値が 1 より大きい場合、その部門は経済全体に与える影響が平均より大きい部門であることを意味する。逆に 1 より小さい場合、その部門は経済全体に与える影響が平均より小さい部門であることを意味する。例えば、製造業の 1.217158 は、

製造業の列和 2.298861 / 列和合計の平均値 1.888713
で求められる。

[感应度係数]

他方、表 1 のレオンチェフ逆行列の行和は、表頭の各部門に 1 単位の最終需要が生じた場合、表側の各部門へ与える生産誘発の大きさを示している。例えば、農林水産業、鉱業、製造業、建設業、電力・ガス業、運輸業、サービス・他で 100 億円の最終需要が同時に生じた場合、農林水産業の行和の値から、農林水産業においては約 132 億 9,800 万円の産出の増加となる。したがって、レオンチェフ逆行列の行和は表頭部門に 1 単位の最終需要が生じた場合、それらが表側の第 i 部門に与える生産誘発効果の合計を意味する。

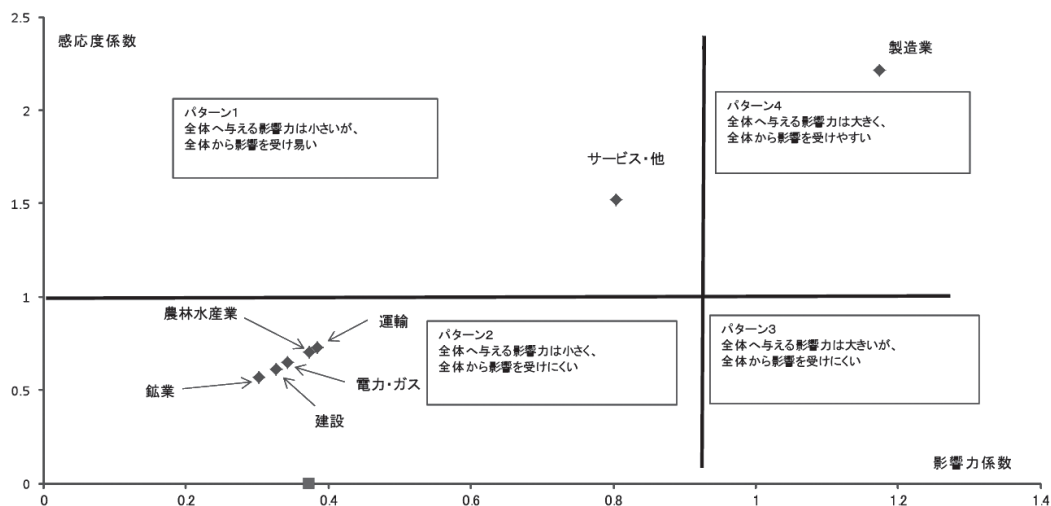
そのような生産誘発効果の相対的大きさを測定するために、全産業の行和の平均値からの乖離度を測定する係数が考案されている。その係数を感应度係数と呼び、次式で定義される。

$$\text{第 } i \text{ 部門の感应度係数} \equiv \frac{\text{第 } i \text{ 部門の行和}}{\text{行和合計の平均値}} \quad (9)$$

(9)式の値が 1 より大きい場合、その部門は影響を受けやすい部門で

図1 影響力係数と感応度係数による産業分類（1973年）

	影響力係数	感応度係数
農林水産業	0.37279102	0.70409529
鉱業	0.30260282	0.57152991
製造業	1.17320055	2.21583924
建設	0.32555922	0.61488796
電力・ガス	0.34317616	0.64816131
運輸	0.38467113	0.72653341
サービス・他	0.80422638	1.51895290



資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 より作成

あることを意味する。逆に 1 より小さい場合、その部門は影響を受けにくい部門であることを意味する。例えば、製造業の感応度係数 2.215839 は、

製造業の行和 4.185085／行和合計の平均値 1.888713
で求められる。

以上より、1973 年の製造業を例にすると、影響力係数 1.217158、感応度係数 2.215839 で共に 1 以上であることから、各部門へ与える影響度が平均以上であると同時に、各部門から受ける影響度も平均以上であることが分かる。表 1 の影響力係数と感応度係数とを組み合わせた 7 部門の点が図 1 に示されている。さらに、縦軸の感応度係数が 1 のレベルと横軸の影響力係数が 1 のレベルを基準にして、図 1 はパターン 1 からパターン 4 の 4 つの領域に分類できる。各領域は、そこに属する

産業の影響度に関する授与パターンを示している。

パターン1では、感応度係数が1以上で他各門から影響を受けやすく、影響力係数が1未満で各部門へ与える影響は小さい、という特徴がある。パターン2では、感応度係数が1未満で各部門から影響を受けにくく、影響力係数も1未満で各部門へ与える影響は小さい、という特徴がある。パターン3では、感応度係数が1未満で各部門から影響を受けにくく、影響力係数が1以上で各部門へ与える影響は大きい、という特徴がある。前述の製造業が属するパターン4では、感応度係数が1以上で各部門から影響を受けやすく、影響力係数も1以上で各部門へ与える影響は大きい、という特徴がある⁽⁷⁾。

3 産業別影響力係数と産業別感応度係数による分析結果

図1では産業部門の1時点における影響授与度パターンを示した。その手法を時系列分析に拡張し、日本経済を支えている産業部門の影響授与度がどのように推移しているか確認することを通じて、日本経済のパターン分析するのが本節での目的である。

3-1 分析準備

まず、108部門で構成されている基礎資料（資料5-2、資料5-4および資料5-7）から33部門の産業別基本取引金額表を作成した⁽⁸⁾。表2はその部門分類対応表である。

基本表から作成した逆行列係数表を基にして、1971年と1972年を除いた、1970年から2007年までの37年間の産業別影響力係数表と産業別感応度係数表を作成し、付表3として後掲してある。

付表3に示されている値の中から、1970年と2007年の2時点における、影響力係数と感応度係数の値を抜き出した一覧表が表3である。さらに、影響力係数と感応度係数の値を組み合わせた点が、パターン1からパターン4のどこに位置するかを示したのが図2と図3である⁽⁹⁾。これらの図表を使って、産業別の変動パターンを次に整理する。

3-2 分析結果

まず、1970 年と 2007 年の 2 時点に限定した場合、影響力・感応度パターンの各部門数は、パターン 1 (1970 年：8、2007 年 8)、パターン 2 (同 14、同 11)、パターン 3 (同 7、同 9)、パターン 4 (同 4、同 5) と 37 年間に大きい変化はない。また、影響力・感応度パターンが変化していない部門数は次のようになっている。まず、部門全体に与える影響力は低い、感応度は高いパターン 1 には商業、運輸、情報通信および対事業所サービスの 4 部門で、各部門に対してサービス提供を多くする部門が属している。次に、影響力も感応度も低いパターン 2 には 7 部門で、水道・廃棄物処理、不動産、公務などの独立型部門のほか、繊維製品、教育・研究、医療・保険・社会保障・介護およびその他の公共サービスが属している。また、部門全体に対する影響力は強いが生産波及効果はそれほど無いパターン 3 には 3 部門で、金属製品、一般機械および電気機械などの最終財の製造部門が多く属している。最後に、産業全体に対する影響力が強く、かつ、影響も受けやすいパターン 4 には 3 部門で、パルプ・紙・木製品、化学製品および鉄鋼などの原材料製造部門が属している。以上 33 部門中 17 部門、約 51% の部門が、37 年間、同じ活動パターンである。

次に、表 3 の「変化方向」の欄において、この 2 時点における移動方向が示されている。表 3 では、左上移動が 5 部門、左下移動が 1 部門、右上移動が 14 部門、右下移動が 13 部門となっている。これらの移動の中で、左移動が 6 部門、右移動が 27 部門となっており、全体へあたえる各部門の影響力が強まっている傾向が推察できる。他方、上移動が 19 部門、下移動が 14 部門となっており、全体から受ける影響力も強まっている傾向が推察できる。以上から、日本経済は 1970 年から 2007 年の 37 年間に、各部門は、全体へ与える影響と全体から受ける影響の双方において、それらの傾向が強まっていると推察できる。

この傾向は金額ベースでも確認できる。表 4 はパターン別構成比の

表2 部門分類対応表

33 部門	108 部門
1 農林水産業	米麦生産業、その他の耕種農業、畜産・養蚕業、農業サービス、林業、漁業、たばこ
2 鉱業	鉱業
3 飲食料品	畜産食料品、水産食料品、精穀・製粉、その他の食料品、飼料・有機質肥料、飲料、
4 繊維製品	繊維製品、製材・木製品、家具・装備品
5 パルプ・紙・木製品	パルプ・紙・板紙・加工紙、紙加工品
6 化学製品	化学肥料、無機化学基礎製品、有機化学基礎製品、有機化学製品、化学繊維、化学最終製品、医薬品
7 石油・石炭製品	石油製品、石炭製品
8 窯業・土石製品	ガラス・ガラス製品、セメント・セメント製品、陶磁器、その他の窯業・土石製品
9 鉄鋼	銑鉄・粗鋼、その他の鉄鋼
10 非鉄金属	非鉄金属精錬・精製、非鉄金属加工製品
11 金属製品	建設・建築用金属製品、その他の金属製品
12 一般機械	一般産業機械、特殊産業機械、その他の一般機械、事務用・サービス用機器
13 電気機械	重電機器、その他の電気機器
14 情報・通信機器	電子計算機・同付属装置、通信機器
15 電子部品	民生用電子・電気機器、電子応用装置・電気計測器、半導体素子・集積回路、電子部品
16 輸送機械	自動車、自動車部品・同付属品、その他の輸送用機械
17 精密機械	精密機器

表2 部門分類対応表

33 部門	108 部門
18 その他の製造工業製品	印刷・製版・製本、皮革・皮革製品・毛皮、ゴム製品、プラスチック製品、その他の製造工業製品
19 建設	建築業、土木業
20 電力・ガス・熱供給	電気業、ガス・熱供給業
21 水道・廃棄物処理	上水道業、工業用水道業、廃棄物処理
22 商業	卸売業、小売業
23 金融・保険	金融業、保険業
24 不動産	不動産業、住宅
25 運輸	鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業、その他運輸業・梱包
26 情報通信	電信・電話業、郵便業、放送業、情報サービス業、出版・新聞業、その他の映像・音声・文字情報制作業
27 公務	その他（政府）
28 教育・研究	教育（民間・非営利）、研究機関（民間）、研究機関（政府）、研究機関（非営利）、その他（非営利）
29 医療・保健・社会保障・介護	医療（民間）、保健衛生（民間・非営利）、医療（政府）、保健衛生（政府）、社会保険・社会福祉（政府）、医療（非営利）、社会保険・社会福祉（非営利）
30 その他の公共サービス	その他公共サービス
31 対事業所サービス	広告業、業務用物品賃貸業、自動車整備・修理業、その他の対事業所サービス
32 対個人サービス	娯楽業、飲食店、旅館業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の対個人サービス
33 分類不明	分類不明

表 3 影響力係数と感応度係数の 2 時点比較表

部門名	1970 年		2007 年		変化方向	部門分類
	影響力係数	感応度係数	影響力係数	感応度係数		
1 農林水産業	0.803788	1.010591	0.949086	0.866422	右下 12	
2 鉱業	0.869617	0.741187	1.093633	0.653141	右下 23	
3 飲食料品	0.912211	0.709523	1.113227	0.852955	右上 23	A
4 繊維製品	0.551160	0.468757	0.677436	0.573889	右上 22	A
5 パルプ・紙・木製品	1.077746	1.617401	1.175961	1.060978	右下 44	A
6 化学製品	1.411467	1.514781	1.159570	1.208456	左下 44	A
7 石油・石炭製品	0.594828	1.953816	0.806234	0.896325	右下 12	A
8 窯業・土石製品	0.854354	0.806240	1.027138	0.769978	右下 23	A
9 鉄鋼	1.356640	2.401525	1.516238	1.572344	右下 44	A
10 非鉄金属	1.009201	1.182273	1.086154	0.857748	右下 43	A
11 金属製品	1.127140	0.786324	1.218543	0.829299	右上 33	A
12 一般機械	1.157226	0.814916	1.140836	0.819185	左上 33	A
13 電気機械	1.523729	0.676109	1.051382	0.727809	左上 33	A
14 情報・通信機器	2.306527	0.454341	0.866476	0.689647	左上 32	A
15 電子部品	2.649807	0.780538	0.940184	1.176142	左上 31	A
16 輸送機械	1.437643	0.769573	1.448607	1.206520	右上 34	A
17 精密機械	1.289071	0.584678	0.999972	0.590530	左上 32	A
18 その他の製造工業製品	0.991136	1.468327	1.118972	1.217173	右下 14	A
19 建設	0.856194	0.876163	1.076510	0.868137	右下 23	A
20 電力・ガス・熱供給	0.772312	0.931233	0.922136	1.079970	右上 21	B2
21 水道・廃棄物処理	0.563197	0.594080	0.864442	0.702289	右上 22	B2
22 商業	0.843232	1.519070	0.867095	1.609943	右上 11	B1
23 金融・保険	0.815356	0.983456	0.919810	1.751215	右上 21	B1
24 不動産	0.538042	0.958301	0.697156	0.831444	右下 22	B2

変化を産出額ベースで表している。小計 A は影響力係数ベースの産出額構成比、小計 B は感応度係数ベースの産出額構成比である。例えば、1970 年のパターン 1 の産出額構成比は、1970 年にパターン 1 に属する部門の産出額合計を、1970 年の全部門の産出額合計で割ることにより得られる。1970 年時点でパターン毎の構成比をみると、パターン 1 が 36%、パターン 2 が 41%、パターン 3 が 9%、パターン 4 が 14%で、パターン 2 の構成比が一番大きい。なお、感応度係数ベースで見ると、パターン 2 がパターン 1 を 5 ポイント上回っているが、パターン 4 がパターン 3 を 5 ポイント下回っている。したがって、感応度係数ベースの構成比が 1 以上と 1 未満の構成比が共に 50% となり、感応度からは特徴が読み取れない。他方、影響力係数ベースの構成比では 1 未満が 77%、1 以上が 23% となっている。これらより、1970 年の日本経済は、感応度係数ベースからは特徴が得られないが、影響力係数ベースから、「影響を与えにくい」経済構造になっていると推察できる。

同じく、2007 年時点ではパターン 1 が 41% と高い数値を示している。パターン 1 は、影響力係数が 1 未満、感応度係数が 1 以上のため、「依存型」の傾向が強まっていると推察できる。また、感応度係数ベースの構成比に関しては、1 以上が 55%、1 未満が 45% となって、感応度が高い傾向が示されている。影響力係数ベースでは、1970 年と同様に 1 以下の構成比が大きいが、相対的な構成比では 1 以上の構成比が増加している。これらより、2007 年の日本経済は、「影響を与える」傾向が強まりながらも、「依存型」傾向を強める経済構造になっていると推察できる。

さらに、時間の経過に対応した両係数の変化を見る。影響力係数ベースで見ると、1 以上の構成比が 23% から 34% へと 11 ポイント高まり、感応度係数ベースで 1 以上の構成比も 50% から 55% へと 5 ポイント高まっている。

産出額構成比の推移に関する以上の考察からも、1970 年から 2007 年にかけて、「影響を与えにくい」経済構造から、「依存型」経済構造へ

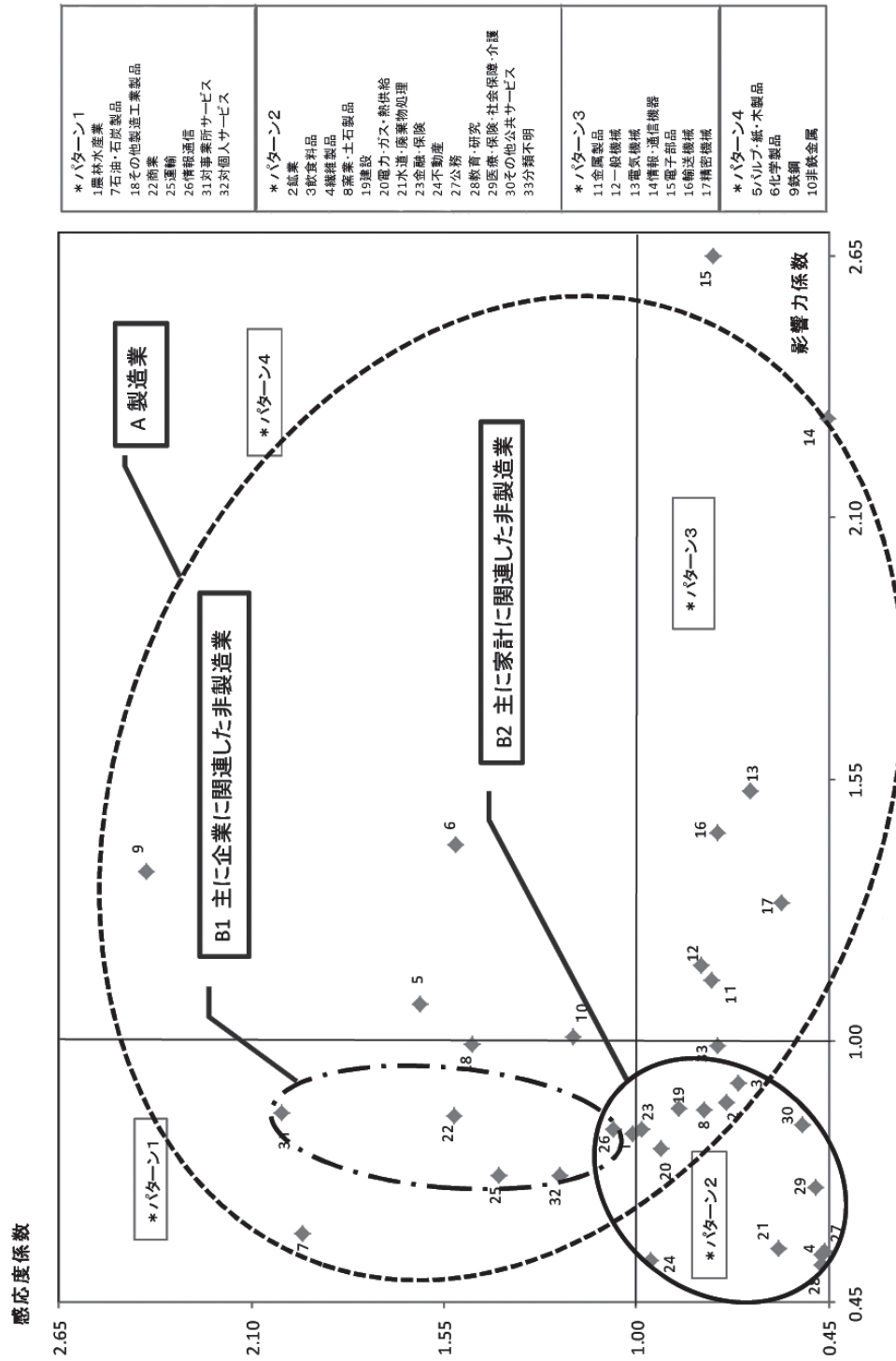
と日本の経済構造が変移していると推察できる。

表3の部門分類の欄には、33部門の内、農林水産業、鉱業および分類不明の3部門を除いた30部門が、「A 製造業」、「B1 主に企業に関連した非製造業」そして「B2 主に家計に関連した非製造業」という3種類のカテゴリーに分類されている。「B1 主に企業に関連した非製造業」には、「22 商業」、「23 金融・保険」、「25 運輸」および「31 対事業所サービス」の4部門、「B2 主に家計に関連した非製造業」には「20 電力・ガス・熱供給」、「21 水道・廃棄物処理」、「24 不動産」、「26 情報通信」、「27 公務」、「28 教育・研究」、「29 医療・保険・社会保障・介護」、「30 その他の公共サービス」および「32 対個人サービス」の9部門、そして「A 製造業」には残りの17部門が属している。このカテゴリーの範囲が図2および図3で描かれている。

1970年においては、カテゴリーB1に属する4部門のうち「23 金融・保険」はパターン2にあるが、他のすべてがパターン1の中にあり、カテゴリーB2に属する9部門のうち、「26 情報通信」と「32 対個人サービス」はパターン1にあるが、他のすべてがパターン2の中にある。カテゴリーAの製造業の多くはパターン2とパターン3にあるが、パターン1やパターン4にもあり、図2に示されているように広範囲に広がっている。

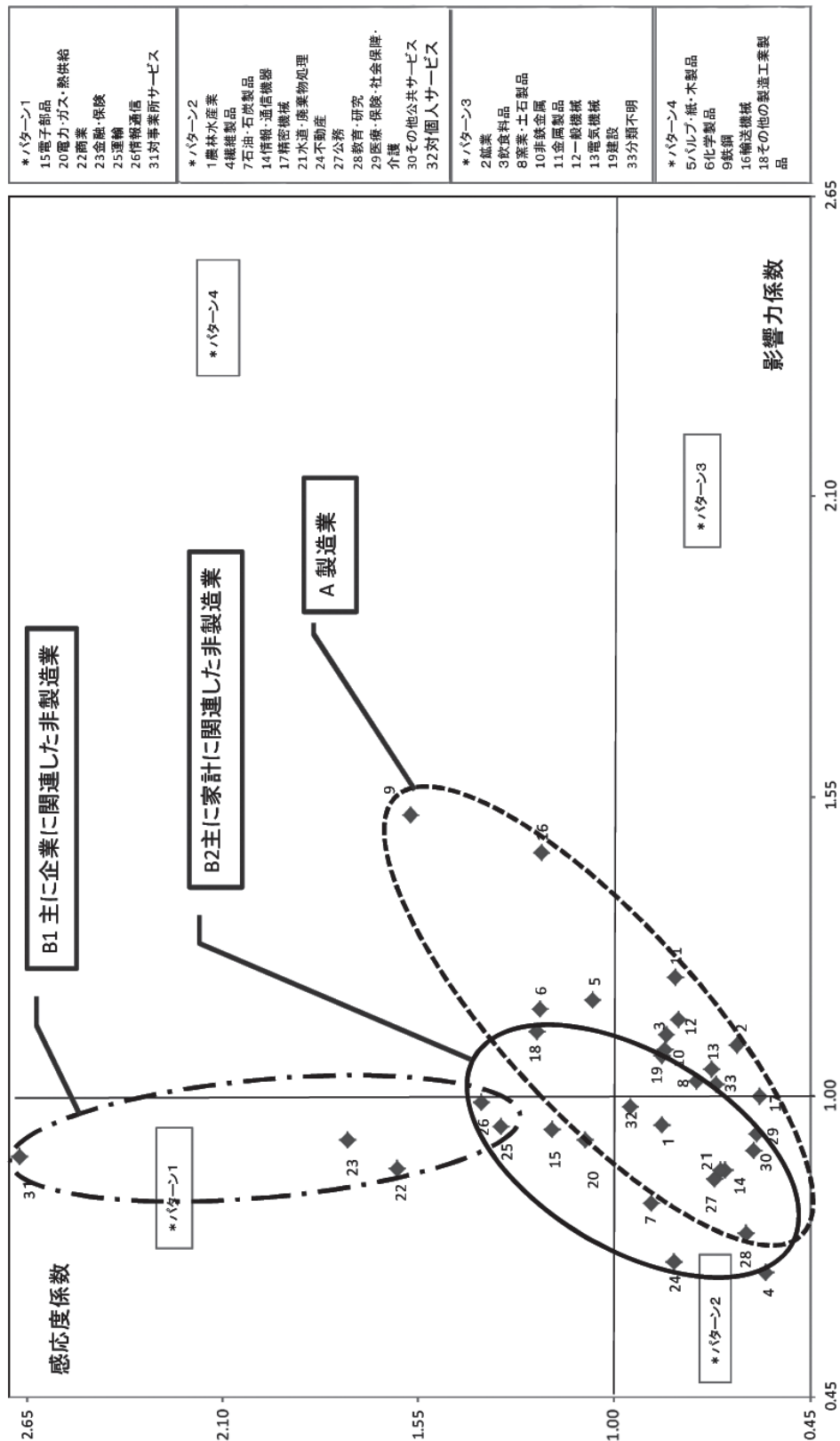
2007年においては、カテゴリーB1に属する4部門はパターン1の中にある。1970年の領域と比較すると、2007年の領域は右上に位置し、感応度係数と影響力係数は共に高くなっている。カテゴリーB2は、「26 情報通信」と「32 対個人サービス」に加えて「20 電力・ガス・熱供給」がパターン1にあり、残りの6部門はパターン2にある。1970年の領域と比較すると、カテゴリーB1と同様に、2007年の領域は右上に位置し、感応度係数と影響力係数共に高くなっている。カテゴリーAはパターン1部門に（1970年、2部門）、パターン4に1部門（同、4部門）ずつ、パターン2に3部門（同、4部門）、そしてパターン3に残りの8部門（同、7部門）となっているが、1970年と比較すると、そ

図2 1970年の産業別感応度・影響力係数



資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 より作成。

図3 2007年の産業別感応係数・影響力係数



資料出所：資料3-2、資料3-4、資料3-7より作成。

の領域は右下へ位置し、感応度は低くなっているが、影響力係数は強くなって、コンパクトな範囲に収まっている。

以上より、1970年から2007年にかけて、日本経済の非製造部門は感応度、影響力共に強まっており、製造業では感応度は低下傾向にあるが、影響力は強まっている。したがって、全体的には各部門へ与える影響力が強まっていると推察できる。

結びにかえて

本稿では、産業連関分析の基本的な分析手段である影響力係数と感応度係数を用いて、日本経済の活動パターンの変移を考察した。影響力係数と感応度係数を用いて行われる従来の手法に加えて、産出額構成比の移動を考慮した分析法を使った点が、従来とは異なる観点である。その手法と産業別のデータから得られた点を整理して、結びに代えたい。

まず、各産業別に影響力係数と感応度係数を組み合わせた点が、4パターンのどこに属するかという部門数の推移で比較すると、全体へ与える影響と全体から受ける影響の双方において、それらが強まる傾向を見た。ただし、この傾向は、部門毎のウェイトを考慮していないので経済的意味は小さい。

次に、産出額構成比ベースの考察からは、「影響を与えにくい」経済構造から、感応度は高いが影響度が弱い「依存型」経済構造へと日本の経済構造が変移している傾向を見た。ただし、相対的には影響を与える傾向が強まっていることも見た。

最後に、カテゴリーベースの考察からも、各部門へ与える影響力が強まっている傾向を見た。

以上の傾向から総合判断すると、1970年から2007年にかけて日本の経済構造は、非製造業を中心に感応度が強まる「依存型」と、全部門において影響力が強まる方向へ推移していると考えられる。影響力が強まることは「川上産業」の増加を意味し、最終需要次第で今後の経済成

長に期待が持てることにもなる。また、1970年と比較して顕著な「少子高齢化」が進行している今日においては、耐久消費財が満たされている高齢者の消費が製造業部門の製品から医療サービスへ向かう傾向を予測できるため、「B2 家計に関連した非製造業」と「A 製造業」の今後の動きに注目する必要がある。

注

- (1) 本稿は、平成 21 年度日本大学学術研究助成金（課題番号：個 09—005）の報告書を兼ねている。
- (2) 穴戸駿太郎他（2010.10）の p.38-p.39 に、Rusmussen が 1956 年に“Studies in Inter-Sectoral Relations”, North-Holland（筆者未読）において提唱した、とある。
- (3) 最新版のデータは『JIP データベース 2011 産業連関表』があるが、いずれのデータにおいても、1971 年と 1972 年のデータは欠落している。
- (4) 貿易を考慮していない単純な経済モデルに対応した逆行列であるが、基本原理としてはこれで十分である。
- (5) (2) 式は $F = (I - A) \cdot X$ と変形できる。この式より、産出量 X が所与の場合には、その産出量で満たされる最終需要 F を求めることも可能になる。
- (6) この逆行列係数表の基になった 7 部門の基本取引表が付表 1 に示されている。
- (7) 図 1 によると、1973 年時にはパターン 3 に一つも部門が存在していない。しかし、これは産業部門数を 7 部門に限定したためであり、部門数を増やすとパターン 3 に該当する部門も現れる。したがって、正確な分析結果を得るには、出来るだけ部門統合をしない基本表を用いることが必要である。
- (8) 組み替えた 33 部門基本表の内、1970 年表を付表 2 として後掲した。なお、本稿の分析では取り扱わない粗付加価値部門は省いている。
- (9) 1970-1980-1990-2000-2007 年の 5 時点の期間における、産業別の影響力・感応度パターンの推移を描いた 33 部門のグラフが付図 1 である。ただし、「11 金属製品」、「19 建設」、「22 商業」と「30 その他の公共サービス」の 4 つの部門は初期値と最終値での移動（矢印線→）では右上がりでも分類したが、傾向線（破線-----）で見ると右下がり、「33 分類不明」は矢印線→では右下がりでも分類したが、破線の傾向線では右上がりになる。

一般的傾向として、影響力係数に関しては自動車、電気機械のように広い分野にわたり投入原材料を必要とする製造業は 1 以上の値をとる。そのような製造業と比較すると投入原材料が少ない商業、金融、保険、運輸などのサービス関連部門は 1 以下の値をとる傾向がある。感応度係数に関し

ては鉄鋼、化学などの基礎素材部門およびサービス関連部門は1以上の値をとる傾向があり、農林水産業、通信・放送、不動産、公務などの独立型部門は1以下の値をとる傾向がある。

参考文献・論文

- 1 井出眞弘 (2003)『Excel による産業連関分析入門』産能大学出版部.
- 2 佐藤創・桑森啓 (2009.3)「第3章 インドの産業構造」『2005年 BRICs 国際産業連関表の作成と利用』アジア国際産業連関シリーズ No.73 アジア経済研究所.
- 3 黒岩郁雄 (2006.10)「第5章 東アジアの国際産業連関と生産ネットワーク」『東アジアの挑戦：経済統合・構造改革・制度構築』研究双書 [551] アジア経済研究所.
- 4 穴戸駿太郎監修 環太平洋産業連関分析学会編 (2010.12)『産業連関分析ハンドブック』東洋経済新報社.

参考資料

- 資料1 独立行政法人 経済産業研究所 (2010a)『産業連関表の推計方法の変更点』.
- 資料2 独立行政法人 経済産業研究所 (2010b)『JIP 2006 解説編』.

参考データ

- 資料3 独立行政法人 経済産業研究所 (2010)『JIP データベース 2010 産業連関表』. <http://www.rieti.go.jp/jp/database/JIP2010/index.html#04-1>
- 資料3-1 部門別産出額・中間投入額 (名目)
- 資料3-2 部門別産出額・中間投入額 (実質)
- 資料3-3 内生部門中間投入行列 (名目)
- 資料3-4 内生部門中間投入行列 (実質)
- 資料3-5 粗付加価値額内訳
- 資料3-6 部門別項目別最終需要 (名目)
- 資料3-7 部門別項目別最終需要 (実質)

付表 1 取引基本表 (1973 年)
(100 万円単位)

	農林水産業	鉱業	製造業	建設	電力・ガス	運輸	サービス・他	中間需要計	国内最終需要	純輸出	産出計
農林水産業	1,760,293	5,110	8,914,840	49,623	1,088	5,426	512,711	11,249,091	6,453,495	-1,919,667	15,782,919
鉱業	0	2,485	7,987,399	701,974	843,681	2,878	95,645	9,634,062	-993	-7,050,485	2,582,643
製造業	3,064,424	609,288	72,047,599	20,854,900	2,841,463	3,262,981	14,390,782	117,071,437	56,257,394	2,774,834	176,103,665
建設	44,878	21,596	640,157	107,023	428,982	298,203	4,321,767	5,862,604	58,283,306	0	64,145,910
電力・ガス	26,046	76,439	4,053,798	317,911	233,738	452,575	2,331,804	7,492,312	3,706,823	99	11,199,234
運輸	196,527	162,111	4,746,043	1,181,341	138,244	1,649,363	3,307,093	11,380,721	11,456,662	962,967	23,800,350
サービス・他	883,943	713,856	22,663,916	6,840,018	1,089,609	3,342,264	34,306,229	69,839,835	114,299,328	79,763	184,218,925
粗付加価値	9,806,808	991,758	55,049,914	34,093,121	5,622,429	14,786,660	124,952,895	245,303,585	237,682,552	-5,152,490	477,833,647
産出計	15,782,919	2,582,643	176,103,665	64,145,910	11,199,234	23,800,350	184,218,925				小計

資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 から作成。

付表 2 33 部門基本表 (1970 年)

	1	2	3	4	5	6	7	8
	農林 水産業	鉱業	飲食料品	繊維製品	パルプ・ 紙・ 木製品	化学製品	石油・ 石炭製品	窯業・ 土石製品
1 農林水産業	2,151,439	4,197	5,578,295	170,857	1,531,654	30,498	3,004	1,754
2 鉱業	0	4,458	16	276	30,637	118,612	5,375,848	886,102
3 飲食料品	1,029,659	4,320	2,093,235	566	57,119	85,280	6,075	8,851
4 繊維製品	1,510	1,250	3,274	5,245	8,141	6,429	1,635	2,611
5 パルプ・紙・木製品	201,134	14,342	240,992	14,159	6,124,057	425,184	18,608	233,099
6 化学製品	805,316	19,565	179,090	1,274	1,352,289	3,852,362	58,202	67,980
7 石油・石炭製品	562,552	439,149	278,664	1,374	397,105	1,927,096	612,180	604,215
8 窯業・土石製品	44,314	969	169,430	108	30,613	77,840	9,723	558,382
9 鉄鋼	2,356	9,123	0	0	78,471	0	0	45,051
10 非鉄金属	0	56	12,994	5,524	8,996	54,845	1	12,430
11 金属製品	40,189	45,976	167,887	971	198,578	78,810	18,916	25,858
12 一般機械	2	4,191	5	0	4,460	81	10	4,177
13 電気機械	464	7,427	506	9	3,834	977	253	404
14 情報・通信機器	0	0	0	0	0	0	0	0
15 電子部品	21	21	75	5	308	225	32	78
16 輸送機械	71,539	192	0	0	0	0	0	0
17 精密機械	772	51	63	53	619	348	95	169
18 その他の製造工業製品	132,587	27,803	207,394	36,588	981,828	219,041	22,299	95,417
19 建設	53,096	32,195	43,404	8,867	73,325	96,487	23,640	50,762
20 電力・ガス・熱供給	19,609	66,288	112,022	2,568	440,181	493,929	34,500	175,204
21 水道・廃棄物処理	851	5,648	60,324	663	64,458	174,173	8,794	33,607
22 商業	182,233	63,964	469,078	4,980	1,069,447	349,026	70,698	238,311
23 金融・保険	242,915	52,277	139,952	2,865	337,704	273,920	100,044	113,001
24 不動産	58,105	21,254	98,513	21	160,894	172,185	36,316	66,525
25 運輸	223,951	166,082	417,148	23,766	1,027,906	421,051	145,252	406,618
26 情報通信	8,701	14,528	65,533	1,326	134,350	102,977	22,266	38,482
27 公務	1,561	81	710	27	913	3,427	225	563
28 教育・研究	201	470	5,242	0	2,528	43,032	327	5,872
29 医療・保健・社会保障・介護	3,116	2,557	6,644	115	16,447	12,828	3,376	5,333
30 その他の公共サービス	1,526	3,882	35,491	0	40,863	54,088	12,236	16,289
31 対事業所サービス	90,883	223,284	627,480	2,698	470,234	911,682	60,428	144,059
32 対個人サービス	61,899	51,268	134,330	2,420	333,843	259,052	67,042	107,072
33 分類不明	108,556	11,766	77,126	2,914	81,583	67,784	38,022	11,825
中間投入計	6,101,054	1,298,633	11,224,918	290,239	15,063,385	10,313,270	6,750,050	3,960,099
産出計	14,849,774	2,263,029	19,424,319	2,223,721	22,798,287	10,326,729	14,721,054	6,444,538

資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 から作成。

(100 万円単位)

付表 2 33 部門基本表 (1970 年)

	9	10	11	12	13	14	15	16
	鉄鋼	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	情報・通信機器	電子部品	輸送機械
1 農林水産業	3,706	831	2,302	1,874	2,208	313	513	1,894
2 鉱業	329,282	265,028	2,035	2,561	0	0	0	1,163
3 飲食品	10,762	3,033	11,260	10,713	12,712	1,766	2,997	10,930
4 繊維製品	3,075	866	3,259	3,101	3,679	511	868	3,163
5 パルプ・紙・木製品	63,171	76,206	80,082	81,660	274,568	11,680	49,664	180,250
6 化学製品	57,594	52,285	35,713	29,084	80,594	7,769	19,503	105,405
7 石油・石炭製品	1,602,978	138,842	222,238	163,153	95,219	8,208	24,011	131,955
8 窯業・土石製品	138,349	27,823	102,197	87,069	86,238	6,642	59,486	81,068
9 鉄鋼	8,461,614	28,467	1,862,977	1,426,181	539,576	15,536	20,363	1,199,233
10 非鉄金属	114,678	545,982	155,193	196,476	558,852	48,287	183,192	358,246
11 金属製品	30,694	12,754	450,161	338,995	132,323	7,761	32,704	279,976
12 一般機械	11,361	4,826	25,198	2,288,948	172,739	6,508	13,034	498,600
13 電気機械	476	134	785	308,897	519,032	6,096	38,617	347,748
14 情報・通信機器	0	0	0	2	36	4,079	14	7,489
15 電子部品	122	491	4,659	20,046	163,937	58,687	148,321	7,117
16 輸送機械	0	0	0	0	0	0	0	3,324,240
17 精密機械	57	37	126	84,540	32,006	33	488	71,802
18 その他の製造工業製品	59,504	231,653	73,528	281,305	354,843	31,631	60,581	557,730
19 建設	56,435	8,995	35,872	27,122	30,828	1,064	3,971	62,100
20 電力・ガス・熱供給	435,741	169,693	71,096	71,158	53,170	7,080	25,110	105,962
21 水道・廃棄物処理	38,359	9,691	19,084	52,124	21,882	2,298	6,075	41,609
22 商業	439,856	122,303	352,848	473,911	392,205	42,645	89,410	579,014
23 金融・保険	117,890	79,543	82,730	137,215	147,774	10,012	31,057	237,352
24 不動産	87,621	50,362	75,386	63,552	65,231	24,751	20,363	56,521
25 運輸	319,760	122,654	213,298	218,914	157,231	13,516	42,446	219,581
26 情報通信	58,457	16,644	69,915	57,372	76,372	17,622	26,906	56,669
27 公務	2,792	128	1,958	461	549	8	50	379
28 教育・研究	3,951	526	5,054	3,781	2,649	282	946	20,766
29 医療・保健・社会保障・介護	6,321	1,754	6,514	6,349	7,558	1,052	1,785	6,500
30 その他の公共サービス	50,349	8,058	15,699	27,571	21,241	2,086	5,232	38,693
31 対事業所サービス	169,116	61,268	192,677	307,956	465,961	89,184	128,016	225,258
32 対個人サービス	126,084	35,563	133,635	127,171	151,433	20,959	35,574	129,714
33 分類不明	89,699	86,652	28,983	7,924	16,512	173	995	8,840
中間投入計	12,889,852	2,163,094	4,336,463	6,907,184	4,639,161	448,237	1,072,291	8,956,967
産出計	15,801,321	3,062,567	6,822,164	10,530,427	4,645,056	268,862	557,613	10,708,026

資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 から作成。

(100 万円単位)

付表 2 33 部門基本表 (1970 年)

	17	18	19	20	21	22	23	24
	精密機械	その他の 製造工業 製品	建設	電力・ ガス・ 熱供給	水道・ 廃棄物 処理	商業	金融・ 保険	不動産
1 農林水産業	733	620,668	50,537	517	79	14,513	5,663	128
2 鉱業	0	60,270	842,832	613,876	37	0	0	0
3 飲食物品	4,251	74,709	51,382	3,056	474	109,065	29,669	767
4 繊維製品	1,230	6,348	14,871	885	137	23,463	8,587	222
5 パルプ・紙・木製品	35,667	1,106,691	3,784,933	11,414	8,726	671,291	43,839	6,466
6 化学製品	7,887	1,194,178	135,424	4,357	74,245	47,634	136,322	591
7 石油・石炭製品	18,174	160,436	1,097,655	1,619,052	80,915	1,239,062	28,600	11,235
8 窯業・土石製品	17,052	54,422	4,154,761	3,902	656	69,346	5,796	167
9 鉄鋼	105,320	64,288	867,614	0	50	0	0	0
10 非鉄金属	92,693	68,922	566,591	0	172	0	0	0
11 金属製品	15,047	91,658	3,474,101	3,290	177	252,346	1,578	1,486
12 一般機械	51,457	2,237	263,203	1	177	6	2	0
13 電気機械	24,988	2,176	406,507	199	21	77,335	1,328	34
14 情報・通信機器	0	0	5,890	0	0	0	0	0
15 電子部品	220	3,857	5,399	46	3	2,643	802	8
16 輸送機械	0	0	0	0	0	0	0	0
17 精密機械	253,761	187	1,109	1	16	101,100	525	5
18 その他の製造工業製品	103,805	1,015,319	575,441	15,276	4,405	173,030	198,964	35,687
19 建設	10,444	34,855	92,982	230,009	56,087	566,531	192,132	1,903,789
20 電力・ガス・熱供給	12,852	112,711	103,870	72,978	47,286	376,082	60,299	29,183
21 水道・廃棄物処理	8,675	20,876	91,296	11,951	2,928	30,078	39,121	3,400
22 商業	111,211	437,426	1,541,065	15,820	11,669	642,261	59,406	8,999
23 金融・保険	32,854	149,300	310,972	56,056	6,769	1,451,050	87,040	162,234
24 不動産	11,340	91,247	181,051	49,995	14,217	1,886,300	585,487	43,008
25 運輸	47,530	342,611	1,115,765	69,833	15,576	1,354,047	147,504	6,354
26 情報通信	14,810	71,231	213,468	30,343	7,808	542,115	262,913	14,062
27 公務	121	312	3,431	864	156	3,982	770	85
28 教育・研究	2,234	1,251	9,992	15,134	394	46,343	0	27
29 医療・保健・社会保障・介護	2,520	12,994	30,237	1,828	283	50,366	17,746	468
30 その他の公共サービス	5,424	20,073	68,337	8,647	2,612	35,672	21,137	1,407
31 対事業所サービス	98,772	220,877	1,568,320	157,179	51,816	3,205,529	1,113,608	141,696
32 対個人サービス	50,453	261,146	609,791	36,280	5,627	965,145	352,118	9,109
33 分類不明	3,389	136,668	23,145	4,670	4,142	3,278	18,433	15,138
中間投入計	1,144,915	6,439,945	22,261,972	3,037,457	397,663	13,939,614	3,419,383	2,395,757
産出計	1,369,790	11,467,517	49,795,599	5,092,440	2,933,716	27,083,992	7,363,899	22,206,780

資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 から作成。

(100 万円単位)

付表 2 33 部門基本表 (1970 年)

	25	26	27	28	29	30	31	32
	運輸	情報通信	公務	教育・研究	医療・保健・ 社会保障・ 介護	その他の 公共 サービス	対事業所 サービス	対個人 サービス
1 農林水産業	5,365	2,791	2,317	1,424	88,105	519	5,007	210,039
2 鉱業	8,871	1	2,047	1,213	51	0	3,172	2,371
3 飲食品	29,338	16,243	12,068	6,139	178,093	3,105	30,598	799,874
4 繊維製品	8,216	4,701	2,978	1,628	1,137	899	7,863	8,108
5 パルプ・紙・木製品	436,471	372,706	35,012	58,139	91,664	12,505	106,209	152,879
6 化学製品	7,040	61,163	11,982	8,334	392,788	21,167	38,272	109,465
7 石油・石炭製品	1,496,247	52,445	107,249	83,483	63,498	15,674	88,833	177,637
8 窯業・土石製品	6,365	3,126	2,582	6,911	39,489	1,656	11,718	23,153
9 鉄鋼	5,899	0	2,994	1	0	0	18,087	17,566
10 非鉄金属	10	963	4,198	9	0	0	2,808	2,278
11 金属製品	20,079	1,503	9,993	853	5,731	386	11,153	22,233
12 一般機械	119	2	3,502	4	0	0	603,234	510
13 電気機械	2,607	720	16,317	1,022	579	139	128,104	2,846
14 情報・通信機器	0	0	1,341	0	0	0	1,166	0
15 電子部品	125	2,231	3,923	220	34	30	53,763	110
16 輸送機械	639,266	0	105,801	444	0	0	293,560	10,937
17 精密機械	1,335	2,646	2,218	88	24,183	1	102,106	2,852
18 その他の製造工業製品	172,836	780,944	144,732	121,966	86,839	42,371	939,236	205,109
19 建設	228,671	50,935	70,915	99,419	127,473	4,259	65,211	453,890
20 電力・ガス・熱供給	154,692	47,363	10,394	35,338	105,975	2,928	49,038	196,379
21 水道・廃棄物処理	134,564	48,841	77,982	36,299	78,994	1,182	15,999	325,376
22 商業	129,763	140,765	45,557	75,531	512,206	31,322	364,153	459,226
23 金融・保険	340,325	71,715	258,287	38,544	36,027	4,825	130,965	98,246
24 不動産	338,653	127,441	72,805	44,213	57,283	21,679	148,538	356,246
25 運輸	1,338,188	211,713	261,712	72,159	92,814	39,824	91,374	364,355
26 情報通信	116,133	192,279	53,023	91,305	41,366	14,905	2,445,561	152,731
27 公務	114,228	531	87	526	2,399	230	442	4,676
28 教育・研究	5,055	8,267	9	0	359	0	1,063	22
29 医療・保健・社会保障・介護	17,266	9,619	6,153	3,636	49,389	1,863	16,194	16,616
30 その他の公共サービス	27,588	10,908	58,418	3,318	222	0	36,004	5,040
31 対事業所サービス	1,133,807	595,612	152,151	152,214	125,728	21,870	733,724	237,043
32 対個人サービス	339,502	351,983	122,275	75,605	52,493	36,854	319,999	378,222
33 分類不明	17,980	236,324	3,773	184,514	38,056	18,416	30,655	3,396,479
中間投入計	7,276,603	3,406,482	1,664,796	1,204,500	2,292,974	298,609	6,893,810	8,192,513
産出計	21,294,280	8,041,923	12,525,097	12,206,166	8,524,856	665,654	15,737,225	26,123,390

資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 から作成。

(100 万円単位)

付表 2 33 部門基本表 (1970 年)

33

		分類不明	中間 需要計	国内最終 需要	輸出	輸入	産出計
1	農林水産業	16,764	10,510,509	5,348,101	97,960	-1,106,795	14,849,774
2	鉱業	34,022	8,584,780	146,712	7,882	-6,476,345	2,263,029
3	飲食品	37,543	4,735,652	14,904,409	236,088	-451,830	19,424,319
4	繊維製品	38,466	178,355	2,050,516	488	-5,638	2,223,721
5	パルプ・紙・木製品	295,311	15,318,780	6,958,659	909,578	-388,730	22,798,287
6	化学製品	51,718	9,026,592	1,035,250	578,847	-313,959	10,326,729
7	石油・石炭製品	52,566	13,601,699	2,389,033	173,332	-1,443,009	14,721,054
8	窯業・土石製品	18,963	5,900,317	344,227	221,453	-21,459	6,444,538
9	鉄鋼	268,256	15,039,024	35,630	853,769	-127,102	15,801,321
10	非鉄金属	51,753	3,046,150	142,449	78,176	-204,208	3,062,567
11	金属製品	593	5,774,762	578,008	496,015	-26,622	6,822,164
12	一般機械	1,214	3,959,810	6,128,607	771,904	-329,893	10,530,427
13	電気機械	4,124	1,904,706	2,374,476	431,639	-65,766	4,645,056
14	情報・通信機器	585	20,603	240,932	17,451	-10,123	268,862
15	電子部品	5,182	482,742	62,576	26,535	-14,240	557,613
16	輸送機械	2,718	4,448,696	4,535,496	1,869,587	-145,754	10,708,026
17	精密機械	1,972	685,361	599,814	163,252	-78,637	1,369,790
18	その他の製造工業製品	70,770	8,060,460	2,859,997	728,822	-181,762	11,467,517
19	建設	473,825	5,269,588	44,526,011	0	0	49,795,599
20	電力・ガス・熱供給	10,628	3,711,306	1,381,134	0	0	5,092,440
21	水道・廃棄物処理	81,770	1,548,972	1,384,677	198	-131	2,933,716
22	商業	225,753	9,752,060	16,782,313	623,939	-74,321	27,083,992
23	金融・保険	118,302	5,459,763	1,889,415	31,865	-17,143	7,363,899
24	不動産	252	5,087,356	17,101,758	17,666	0	22,206,780
25	運輸	101,581	9,812,117	10,329,245	1,396,302	-243,383	21,294,280
26	情報通信	22,893	5,055,066	2,976,463	47,374	-36,980	8,041,923
27	公務	14,503	161,174	12,374,090	22,700	-32,867	12,525,097
28	教育・研究	9,530	195,308	12,010,857	0	0	12,206,166
29	医療・保健・社会保障・介護	37,255	362,683	8,162,173	0	0	8,524,856
30	その他の公共サービス	27,542	665,654	0	0	0	665,654
31	対事業所サービス	35,507	13,915,635	1,885,622	24,491	-88,523	15,737,225
32	対個人サービス	914,278	6,657,938	19,509,567	109,046	-153,160	26,123,390
33	分類不明	1,286	4,775,700	0	171,307	-181,321	4,765,685
	中間投入計	3,027,425	183,709,317	201,048,216	10,107,664	-12,219,704	382,645,493
	産出計	4,765,685					

資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 から作成。

(100 万円単位)

付表3 産業別影響力係数表と産業別感応度係数表

影響力係数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	農林 水産業	鉱業	飲食料品	繊維製品	パルプ・ 紙・ 木製品	化学製品	石油・ 石炭製品	窯業・ 土石製品	鉄鋼
1970	0.803788	0.869617	0.912211	0.551160	1.077746	1.411467	0.594828	0.854354	1.356640
1973	0.778689	0.930236	0.911777	0.548609	1.075855	1.384562	0.638065	0.895588	1.349836
1974	0.789459	0.959854	0.924872	0.556257	1.071402	1.427254	0.660534	0.901328	1.404643
1975	0.791956	0.931736	0.955352	0.557981	1.076496	1.552974	0.646283	0.906219	1.413433
1976	0.819171	0.888646	0.969206	0.565366	1.079822	1.442321	0.655152	0.927019	1.421421
1977	0.838637	0.894577	0.954781	0.564205	1.089810	1.422024	0.654546	0.943498	1.448432
1978	0.849402	0.930333	0.987409	0.568272	1.088048	1.348330	0.648961	0.945079	1.405909
1979	0.864351	0.976488	0.967537	0.573785	1.086419	1.376469	0.683886	0.964949	1.367534
1980	0.889659	0.932225	0.981898	0.591026	1.084731	1.369448	0.754188	0.985828	1.389107
1981	0.893215	0.935920	0.992209	0.602575	1.070749	1.318875	0.737213	0.968224	1.415100
1982	0.882231	0.906481	0.999341	0.608235	1.072842	1.284192	0.730129	0.970709	1.433702
1983	0.889043	0.920261	1.007277	0.609902	1.080794	1.283693	0.756255	0.977848	1.485736
1984	0.896608	0.946293	1.031325	0.618068	1.094281	1.256469	0.748894	0.982950	1.426775
1985	0.926745	0.979487	1.051474	0.637212	1.078992	1.249213	0.755698	0.979627	1.428642
1986	0.932369	0.988043	1.059435	0.641665	1.079389	1.212193	0.811460	1.007046	1.429301
1987	0.911795	1.017583	1.070890	0.646228	1.074497	1.211159	0.771001	1.000144	1.389082
1988	0.929548	1.034703	1.078880	0.638314	1.078877	1.217383	0.778884	1.002676	1.357556
1989	0.922848	1.071867	1.075258	0.643556	1.085672	1.195034	0.758309	0.997623	1.342798
1990	0.921324	0.993396	1.096988	0.665591	1.091288	1.211312	0.742760	1.005007	1.356878
1991	0.959531	1.006961	1.099667	0.668488	1.100323	1.205576	0.742104	1.020244	1.384276
1992	0.950329	1.021459	1.099218	0.675417	1.110730	1.188354	0.725129	1.006176	1.377913
1993	0.966293	1.024948	1.100772	0.676140	1.107214	1.182297	0.736253	1.010479	1.400260
1994	0.964345	1.059606	1.087724	0.670382	1.117595	1.171820	0.727824	1.012274	1.374588
1995	0.986106	1.070953	1.086868	0.659320	1.121961	1.185183	0.733785	1.021316	1.376540
1996	0.944459	1.067881	1.086756	0.659044	1.125590	1.186976	0.732939	1.021044	1.380832
1997	0.958947	1.060373	1.094154	0.664367	1.130537	1.185084	0.719272	1.015000	1.388970
1998	0.940806	1.060115	1.090580	0.658995	1.128480	1.194679	0.791700	1.037296	1.425227
1999	0.944516	1.073190	1.092527	0.669474	1.138028	1.167620	0.767481	1.030777	1.388989
2000	0.938642	1.055416	1.096415	0.672047	1.132975	1.185774	0.766971	1.020614	1.389151
2001	0.929479	1.020817	1.082543	0.661607	1.128315	1.170925	0.763021	1.015752	1.387240
2002	0.913786	1.027449	1.083583	0.660868	1.136081	1.159991	0.772063	1.017429	1.403815
2003	0.927934	1.020952	1.089870	0.665647	1.141993	1.155368	0.777570	1.014450	1.385494
2004	0.959521	1.061690	1.101555	0.673470	1.141168	1.160982	0.792285	1.009584	1.400784
2005	0.961046	1.053265	1.115585	0.676999	1.133169	1.172096	0.778294	1.014336	1.413429
2006	0.966551	1.076539	1.116715	0.676990	1.154927	1.185041	0.794033	1.017737	1.478408
2007	0.949086	1.093633	1.113227	0.677436	1.175961	1.159570	0.806234	1.027138	1.516238

資料出所：資料3-2、資料3-4、資料3-7から作成。

付表3 産業別影響力係数表と産業別感応度係数表

影響力係数

	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	情報・ 通信機器	電子部品	輸送機械	精密機械	その他の 製造工業 製品
1970	1.009201	1.127140	1.157226	1.523729	2.306527	2.649807	1.437643	1.289071	0.991136
1973	1.016782	1.123267	1.187799	1.397700	2.296707	2.339298	1.490380	1.197842	1.057106
1974	1.038520	1.174922	1.184153	1.375807	2.225559	2.210890	1.440260	1.147056	1.059311
1975	1.046937	1.155229	1.157696	1.400325	2.242863	2.156768	1.459229	1.151674	1.063456
1976	1.074377	1.192837	1.173693	1.413410	2.123636	2.058651	1.410226	1.163528	1.052533
1977	1.104126	1.183475	1.172201	1.401630	2.066281	2.019030	1.424813	1.148574	1.063438
1978	1.086556	1.167240	1.183390	1.378390	2.106363	1.978443	1.378879	1.162588	1.074867
1979	1.082373	1.157698	1.168130	1.332832	2.042079	1.907116	1.394934	1.127861	1.081890
1980	1.105425	1.182324	1.155178	1.315950	1.959733	1.875757	1.344221	1.119521	1.099655
1981	1.073207	1.174037	1.151532	1.291585	2.204945	1.816849	1.340795	1.122897	1.075730
1982	1.056209	1.163231	1.139768	1.246585	2.294532	1.808884	1.355101	1.110016	1.066046
1983	1.087320	1.168979	1.153984	1.305133	2.086121	1.671655	1.359254	1.086110	1.071997
1984	1.069691	1.164860	1.158075	1.367931	1.945210	1.563064	1.373885	1.089925	1.082004
1985	1.056911	1.136998	1.171270	1.271634	1.767168	1.762395	1.331832	1.059496	1.083833
1986	1.025472	1.135154	1.163698	1.251725	1.747292	1.703655	1.340499	1.055018	1.073818
1987	1.042352	1.136231	1.155991	1.211687	1.775079	1.637489	1.306057	1.069989	1.059009
1988	1.055884	1.136826	1.147613	1.241590	1.590203	1.547175	1.306819	1.055119	1.071041
1989	1.052313	1.146165	1.146456	1.223701	1.497730	1.529315	1.333301	1.034624	1.075319
1990	1.053678	1.152731	1.149332	1.162784	1.532851	1.451551	1.427758	1.064793	1.093573
1991	1.068734	1.171555	1.152652	1.174454	1.457465	1.386552	1.443691	1.059351	1.096623
1992	1.095839	1.171519	1.146885	1.184549	1.396997	1.343050	1.463518	1.084433	1.100956
1993	1.123916	1.173539	1.157224	1.170845	1.459051	1.293390	1.455041	1.081089	1.106764
1994	1.113238	1.170564	1.176367	1.185187	1.385133	1.225623	1.450247	1.090643	1.098817
1995	1.085274	1.158604	1.170818	1.162128	1.323936	1.161862	1.424986	1.066654	1.109456
1996	1.101445	1.169342	1.180056	1.159044	1.295858	1.163916	1.450105	1.072567	1.121958
1997	1.073307	1.161050	1.178012	1.158970	1.268036	1.146784	1.499204	1.085585	1.123513
1998	1.105619	1.160973	1.176382	1.134576	1.200834	1.178055	1.448773	1.087756	1.124443
1999	1.093845	1.147863	1.171078	1.129011	1.194724	1.177359	1.416076	1.076226	1.128815
2000	1.065346	1.142099	1.171770	1.143942	1.195200	1.058261	1.442351	1.062934	1.126593
2001	1.085795	1.151266	1.179805	1.172721	1.144698	1.154006	1.453690	1.081378	1.129067
2002	1.115285	1.176602	1.181640	1.145781	1.091910	1.084454	1.432134	1.083688	1.126709
2003	1.106684	1.167443	1.165829	1.109439	1.019659	1.050009	1.484776	1.090365	1.119907
2004	1.078591	1.185691	1.159467	1.074598	0.974974	1.023238	1.474989	1.066815	1.098960
2005	1.064812	1.183332	1.151128	1.074509	0.895342	0.995126	1.464290	1.046204	1.095124
2006	1.042993	1.205165	1.147567	1.065780	0.901104	0.923998	1.478455	0.998214	1.118638
2007	1.086154	1.218543	1.140836	1.051382	0.866476	0.940184	1.448607	0.999972	1.118972

資料出所：資料3-2、資料3-4、資料3-7から作成。

付表3 産業別影響力係数表と産業別感応度係数表

影響力係数

	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	建設	電力・ ガス・ 熱供給	水道・ 廃棄物 処理	商業	金融・ 保険	不動産	運輸	情報通信	公務
1970	0.856194	0.772312	0.563197	0.843232	0.815356	0.538042	0.716840	0.814893	0.557171
1973	0.888759	0.881066	0.588921	0.813663	0.779205	0.542778	0.766824	0.815043	0.595100
1974	0.896145	0.889597	0.597403	0.820571	0.813782	0.545937	0.783519	0.789629	0.599953
1975	0.875418	0.858084	0.592420	0.802079	0.789348	0.540413	0.777684	0.784671	0.596273
1976	0.902705	0.871054	0.604712	0.805658	0.802979	0.541574	0.792255	0.797605	0.601357
1977	0.916581	0.896709	0.615050	0.800875	0.779608	0.542449	0.791602	0.795509	0.608435
1978	0.908277	0.896255	0.619476	0.793354	0.759289	0.542729	0.805339	0.810240	0.613049
1979	0.914163	0.916296	0.635121	0.793140	0.768313	0.551219	0.834543	0.809937	0.629642
1980	0.937539	0.871218	0.636412	0.795735	0.775115	0.563511	0.828730	0.799945	0.649626
1981	0.925448	0.862443	0.650685	0.794762	0.790369	0.569291	0.824075	0.820281	0.663239
1982	0.927781	0.840175	0.664532	0.792101	0.797912	0.581929	0.826338	0.810637	0.667097
1983	0.954747	0.852654	0.680241	0.804183	0.801549	0.588458	0.835459	0.822993	0.680074
1984	0.945843	0.856360	0.697724	0.816164	0.807546	0.580328	0.834034	0.836333	0.690074
1985	0.988171	0.857496	0.727552	0.833934	0.819751	0.591887	0.844772	0.854633	0.709643
1986	1.002779	0.891755	0.737007	0.827955	0.808978	0.585842	0.835597	0.844380	0.718369
1987	0.989048	0.890115	0.739633	0.826040	0.815355	0.593536	0.840241	0.843197	0.738404
1988	0.992489	0.889551	0.751172	0.827641	0.801934	0.599122	0.842899	0.904503	0.752288
1989	0.992211	0.875442	0.751107	0.830737	0.824597	0.618518	0.845488	0.929446	0.769975
1990	0.983589	0.851915	0.770480	0.823220	0.749457	0.632188	0.855486	0.947352	0.796957
1991	1.002513	0.864584	0.789213	0.820432	0.727002	0.637690	0.861061	0.927380	0.813710
1992	1.007456	0.880981	0.805693	0.820351	0.782565	0.644603	0.872808	0.913106	0.819962
1993	1.009296	0.903397	0.813422	0.811191	0.770118	0.639761	0.879102	0.911427	0.827715
1994	1.026843	0.925142	0.829426	0.807831	0.779388	0.641603	0.889745	0.911309	0.826620
1995	1.038149	0.935341	0.830538	0.816732	0.808881	0.650694	0.899562	0.914371	0.830505
1996	1.052642	0.917959	0.843154	0.823372	0.823282	0.658692	0.900613	0.913109	0.844341
1997	1.051672	0.902919	0.849213	0.823335	0.830151	0.663339	0.904192	0.916349	0.845778
1998	1.043492	0.924491	0.852499	0.819371	0.835863	0.666063	0.917146	0.911282	0.851845
1999	1.040042	0.919604	0.857936	0.826057	0.836070	0.672693	0.919619	0.937873	0.863230
2000	1.046044	0.912414	0.861758	0.834549	0.843670	0.676548	0.919632	0.959646	0.860982
2001	1.036629	0.901606	0.853703	0.830385	0.840878	0.674023	0.912888	0.952561	0.851360
2002	1.039402	0.905142	0.867188	0.834716	0.841825	0.677938	0.912934	0.952683	0.848327
2003	1.052199	0.908370	0.876693	0.848556	0.841743	0.685930	0.924412	0.960355	0.855715
2004	1.041682	0.908829	0.871470	0.851315	0.857125	0.687943	0.925807	0.972142	0.857283
2005	1.055347	0.885836	0.858331	0.861828	0.876439	0.695820	0.934359	0.979892	0.857304
2006	1.065419	0.895806	0.868786	0.869807	0.900188	0.702497	0.945863	0.986892	0.851096
2007	1.076510	0.922136	0.864442	0.867095	0.919810	0.697156	0.945731	0.990967	0.848050

資料出所：資料3-2、資料3-4、資料3-7から作成。

付表3 産業別影響力係数表と産業別感応度係数表

影響力係数

	28	29	30	31	32	33
	教育・ 研究	医療・保健・ 社会保障・ 介護	その他の 公共 サービス	対事業所 サービス	対個人 サービス	分類不明
1970	0.528293	0.691949	0.822722	0.848596	0.717246	0.990666
1973	0.551663	0.706612	0.763695	0.865026	0.740549	1.080998
1974	0.560171	0.717051	0.738812	0.857480	0.744149	1.093720
1975	0.555803	0.722084	0.720921	0.861544	0.731205	1.125448
1976	0.566864	0.726458	0.740982	0.876689	0.746364	1.191729
1977	0.573559	0.723825	0.742169	0.870621	0.743877	1.205053
1978	0.583580	0.730453	0.757922	0.883214	0.758251	1.250110
1979	0.605825	0.735155	0.763430	0.882255	0.758006	1.246622
1980	0.619993	0.739972	0.768272	0.871727	0.760249	1.246080
1981	0.618140	0.754540	0.731146	0.879956	0.760113	1.169855
1982	0.618488	0.757730	0.717471	0.871130	0.770175	1.228271
1983	0.623718	0.769094	0.702315	0.879339	0.786094	1.217719
1984	0.626197	0.766809	0.693109	0.882286	0.783080	1.367804
1985	0.642117	0.805918	0.697607	0.897662	0.804221	1.196007
1986	0.643303	0.810952	0.722355	0.932374	0.811229	1.169895
1987	0.646622	0.829918	0.735951	0.970688	0.821593	1.233400
1988	0.652446	0.851409	0.758415	0.980087	0.828699	1.298251
1989	0.660392	0.857926	0.816550	1.001255	0.835377	1.259090
1990	0.670000	0.884873	0.889190	0.981773	0.846231	1.143696
1991	0.680196	0.894247	0.862075	0.983610	0.863545	1.074497
1992	0.686267	0.911861	0.866422	0.977359	0.885190	0.982903
1993	0.692620	0.919784	0.857941	0.960849	0.888917	0.888945
1994	0.690317	0.918676	0.866710	0.954299	0.906368	0.943745
1995	0.698483	0.927991	0.891388	0.949895	0.922396	0.979322
1996	0.708448	0.938599	0.928397	0.947723	0.935079	0.844780
1997	0.706534	0.932724	0.902948	0.955039	0.932113	0.872530
1998	0.702360	0.927044	0.834493	0.941154	0.928602	0.899005
1999	0.708516	0.931054	0.859462	0.961241	0.938575	0.920430
2000	0.712413	0.932408	0.895177	0.964942	0.950250	0.963065
2001	0.705517	0.920607	0.949749	0.949519	0.951132	0.957319
2002	0.712182	0.924616	1.025865	0.939273	0.948924	0.955720
2003	0.726039	0.927227	1.042545	0.935747	0.958679	0.962403
2004	0.738674	0.931156	1.043702	0.929404	0.973191	0.971917
2005	0.750910	0.942258	1.117319	0.916325	0.988725	0.991222
2006	0.752712	0.945052	0.966249	0.900503	0.986547	1.013730
2007	0.751068	0.932228	0.900632	0.891436	0.980888	1.022203

資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 から作成。

付表3 産業別影響力係数表と産業別感応度係数表

感応度係数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	農林 水産業	鉱業	飲食品	繊維製品	パルプ・ 紙・ 木製品	化学製品	石油・ 石炭製品	窯業・ 土石製品	鉄鋼
1970	1.010591	0.741187	0.709523	0.468757	1.617401	1.514781	1.953816	0.806240	2.401525
1973	0.914470	0.719781	0.701018	0.517857	1.468593	1.500876	1.913453	0.792707	2.280987
1974	0.920996	0.717788	0.717741	0.540244	1.484599	1.553674	1.948225	0.771975	2.301940
1975	0.952978	0.696459	0.762962	0.561912	1.482455	1.440676	1.790819	0.753709	2.244319
1976	0.957815	0.693334	0.770114	0.554280	1.527639	1.497674	1.791884	0.758993	2.208858
1977	0.960046	0.707527	0.784263	0.540953	1.527285	1.558662	1.789537	0.762317	2.058355
1978	0.960476	0.705775	0.794961	0.525781	1.542224	1.596621	1.677983	0.749362	2.019122
1979	0.943155	0.700026	0.790271	0.519445	1.520746	1.601875	1.682065	0.752616	2.072684
1980	0.939283	0.718756	0.789995	0.522230	1.511190	1.599117	1.461247	0.777187	2.090850
1981	0.940563	0.713749	0.815164	0.524234	1.498074	1.566429	1.398242	0.775101	1.952972
1982	0.945441	0.702724	0.827667	0.528691	1.473477	1.591271	1.326565	0.780600	1.945283
1983	0.942351	0.684619	0.836968	0.524821	1.455448	1.573112	1.292044	0.784027	1.903242
1984	0.940314	0.660348	0.835338	0.518213	1.410547	1.597392	1.269363	0.785270	1.912628
1985	0.945301	0.669523	0.865526	0.519704	1.379326	1.540337	1.205621	0.803718	1.866306
1986	0.943028	0.667663	0.868772	0.513139	1.368431	1.510618	1.152121	0.785809	1.788481
1987	0.939024	0.659582	0.865716	0.511388	1.354302	1.499172	1.091831	0.778556	1.763829
1988	0.922799	0.664222	0.869887	0.514392	1.356109	1.499272	1.073253	0.780483	1.717113
1989	0.931497	0.666910	0.865008	0.520753	1.355518	1.511395	1.038908	0.777316	1.668972
1990	0.953424	0.681294	0.855362	0.531724	1.345526	1.517208	0.999307	0.788078	1.654306
1991	0.924848	0.668637	0.858563	0.532991	1.335595	1.482747	1.029255	0.784566	1.658390
1992	0.925304	0.662411	0.860895	0.535753	1.321252	1.493969	1.023540	0.775252	1.633683
1993	0.900489	0.653816	0.864051	0.537165	1.299736	1.477554	1.037991	0.772094	1.625490
1994	0.909323	0.633747	0.860633	0.534718	1.274224	1.448831	1.049113	0.766859	1.598384
1995	0.894600	0.630439	0.862708	0.536538	1.269407	1.415817	1.034932	0.767809	1.607397
1996	0.885832	0.640750	0.854290	0.545194	1.247445	1.428702	1.055824	0.780585	1.583839
1997	0.884702	0.635170	0.854357	0.545600	1.227348	1.437790	1.044265	0.780504	1.597923
1998	0.865906	0.627675	0.852264	0.539995	1.200833	1.418115	1.053289	0.772938	1.520881
1999	0.878725	0.631638	0.853149	0.542220	1.173861	1.364091	1.006585	0.769156	1.495364
2000	0.879703	0.643027	0.854123	0.547440	1.156804	1.339435	1.005517	0.772447	1.539280
2001	0.854490	0.638394	0.850917	0.541126	1.123196	1.312271	0.969217	0.767910	1.522271
2002	0.871639	0.639062	0.850390	0.542615	1.102215	1.278879	0.950642	0.755563	1.469468
2003	0.864947	0.643512	0.853997	0.550217	1.099252	1.272056	0.934081	0.758608	1.479444
2004	0.866672	0.646457	0.862097	0.557099	1.093173	1.242057	0.919403	0.763102	1.471890
2005	0.876643	0.653606	0.860368	0.565934	1.093692	1.198296	0.902608	0.766741	1.508728
2006	0.871872	0.655003	0.855437	0.572598	1.067735	1.222606	0.904863	0.752294	1.564665
2007	0.866422	0.653141	0.852955	0.573889	1.060978	1.208456	0.896325	0.769978	1.572344

資料出所：資料3-2、資料3-4、資料3-7から作成。

付表3 産業別影響力係数表と産業別感応度係数表

感応度係数

	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	情報・ 通信機器	電子部品	輸送機械	精密機械	その他の 製造工業 製品
1970	1.182273	0.786324	0.814916	0.676109	0.454341	0.780538	0.769573	0.584678	1.468327
1973	1.240349	0.832005	0.861226	0.706068	0.461363	0.831414	0.828828	0.576247	1.395739
1974	1.150066	0.800069	0.871228	0.685476	0.474446	0.855521	0.833614	0.585122	1.269537
1975	1.159662	0.752921	0.844845	0.661793	0.476218	0.858195	0.836102	0.552793	1.257624
1976	1.144251	0.748011	0.830170	0.680275	0.474888	0.787906	0.833594	0.555848	1.302398
1977	1.116513	0.748235	0.836877	0.696613	0.476135	0.811198	0.803262	0.561605	1.297979
1978	1.100234	0.762590	0.826351	0.700265	0.474296	0.792346	0.813901	0.559929	1.345172
1979	1.069279	0.773401	0.814907	0.712367	0.483042	0.801054	0.847402	0.562053	1.324565
1980	1.039495	0.791077	0.843800	0.732696	0.498363	0.864284	0.831967	0.575976	1.296142
1981	1.045654	0.818320	0.859787	0.756677	0.516616	0.890184	0.852064	0.593538	1.345034
1982	1.012205	0.840155	0.840747	0.770972	0.528774	0.892781	0.854760	0.600797	1.343844
1983	0.964670	0.844060	0.832661	0.785726	0.535194	0.887786	0.862253	0.595119	1.355353
1984	0.955898	0.847545	0.828722	0.801944	0.541738	0.917539	0.863278	0.584053	1.352197
1985	0.955917	0.865097	0.816384	0.799212	0.546089	0.955370	0.900967	0.607442	1.355282
1986	0.951367	0.879518	0.785805	0.822018	0.537661	0.985168	0.993402	0.602143	1.379511
1987	0.924212	0.863178	0.770849	0.825041	0.538799	0.989097	0.976292	0.596863	1.410795
1988	0.921076	0.863502	0.779393	0.836298	0.547144	0.981514	0.983256	0.594488	1.424801
1989	0.919908	0.866955	0.808223	0.848556	0.559981	0.966470	1.000416	0.598514	1.434058
1990	0.959572	0.882873	0.836758	0.863586	0.568213	0.965484	1.027450	0.615856	1.462416
1991	0.962822	0.883870	0.846678	0.879556	0.569178	0.975227	1.078110	0.617401	1.448607
1992	0.943998	0.878681	0.823411	0.862268	0.563391	0.934074	1.107936	0.614510	1.423059
1993	0.953422	0.878553	0.811840	0.850713	0.568552	0.952663	1.096986	0.608056	1.419161
1994	0.925750	0.865279	0.803454	0.830430	0.569962	1.004490	1.080392	0.600750	1.377798
1995	0.921099	0.865601	0.791005	0.816280	0.576637	1.001950	1.075428	0.596916	1.364566
1996	0.930453	0.875425	0.802151	0.791834	0.601853	0.995165	1.083319	0.609674	1.359335
1997	0.921115	0.869850	0.808900	0.788213	0.605775	1.042956	1.092217	0.611419	1.349290
1998	0.912183	0.860684	0.805235	0.767699	0.597537	1.015842	1.098229	0.608461	1.331602
1999	0.912211	0.848573	0.800983	0.761001	0.604489	1.079805	1.095592	0.603857	1.308709
2000	0.909733	0.849815	0.793890	0.752619	0.611990	1.097773	1.090964	0.604888	1.308020
2001	0.890437	0.844163	0.793764	0.744134	0.610500	1.072799	1.095305	0.591583	1.297727
2002	0.899152	0.832232	0.779972	0.724401	0.605718	1.080121	1.121510	0.575782	1.286228
2003	0.888667	0.824062	0.777767	0.712588	0.628079	1.177734	1.155795	0.577559	1.271968
2004	0.873259	0.814768	0.786464	0.716348	0.643546	1.186297	1.159366	0.577182	1.259670
2005	0.887097	0.823316	0.791967	0.716983	0.643518	1.157041	1.176255	0.579224	1.233368
2006	0.850186	0.827890	0.797776	0.732383	0.659935	1.180640	1.202939	0.588450	1.221276
2007	0.857748	0.829299	0.819185	0.727809	0.689647	1.176142	1.206520	0.590530	1.217173

資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 から作成。

付表3 産業別影響力係数表と産業別感応度係数表

感応度係数

	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	建設	電力・ ガス・ 熱供給	水道・ 廃棄物 処理	商業	金融・ 保険	不動産	運輸	情報通信	公務
1970	0.876163	0.931233	0.594080	1.519070	0.983456	0.958301	1.393586	1.063703	0.459690
1973	0.836983	0.985775	0.621473	1.440964	1.178593	0.928808	1.302032	0.991814	0.474959
1974	0.781786	1.009750	0.629590	1.428204	1.127402	0.948152	1.332545	0.952925	0.496356
1975	0.800488	1.011835	0.639346	1.476965	1.220113	0.931238	1.373201	1.006585	0.500105
1976	0.798491	1.014059	0.645138	1.518458	1.204116	0.924471	1.374331	1.012355	0.504532
1977	0.810879	1.034414	0.646907	1.587998	1.257046	0.929973	1.298179	1.020664	0.507078
1978	0.827902	1.030039	0.641064	1.641155	1.309663	0.922263	1.296708	1.036090	0.508628
1979	0.806842	1.051657	0.641407	1.639467	1.286945	0.919149	1.263178	1.039884	0.522939
1980	0.814194	1.053852	0.641830	1.742874	1.267601	0.939099	1.294811	1.042516	0.529071
1981	0.834084	1.061227	0.643667	1.742930	1.271465	0.954308	1.338525	1.053609	0.545315
1982	0.883864	1.054548	0.645027	1.720026	1.247095	0.962427	1.315369	1.058060	0.562308
1983	0.925032	1.059834	0.645052	1.720361	1.306013	0.964184	1.359884	1.049337	0.569586
1984	1.026652	1.038166	0.639050	1.644373	1.355090	0.963530	1.377328	1.037980	0.582540
1985	0.998143	1.041066	0.643864	1.546537	1.412891	0.980622	1.392701	1.042410	0.606381
1986	0.967874	1.020697	0.638390	1.615785	1.520333	0.962035	1.377408	1.067980	0.597543
1987	1.012824	1.015423	0.634831	1.676211	1.645935	0.969494	1.368659	1.082348	0.590967
1988	0.995643	1.017451	0.635819	1.685047	1.649407	0.958114	1.378702	1.100495	0.593870
1989	0.983399	1.016657	0.640134	1.667030	1.639795	0.932865	1.403206	1.130242	0.592697
1990	0.988967	1.034355	0.638401	1.694043	1.533792	0.903123	1.373361	1.129073	0.586551
1991	0.962254	1.048493	0.654294	1.788075	1.438714	0.877752	1.381689	1.128753	0.587057
1992	0.933602	1.062134	0.664613	1.860710	1.490171	0.868859	1.371799	1.118265	0.592177
1993	0.909392	1.082641	0.668056	1.894645	1.533347	0.867826	1.408178	1.116922	0.592830
1994	0.932816	1.109750	0.680958	1.932853	1.586910	0.860420	1.437785	1.117208	0.612821
1995	0.851696	1.112185	0.691086	1.982784	1.664194	0.844777	1.449591	1.142735	0.650133
1996	0.847792	1.124244	0.697781	1.945850	1.592265	0.842514	1.351702	1.193592	0.644439
1997	0.841384	1.105794	0.693877	1.939428	1.617497	0.828503	1.340896	1.241301	0.654954
1998	0.853113	1.135973	0.690223	1.957319	1.621945	0.821135	1.390453	1.317349	0.667255
1999	0.865369	1.138988	0.694939	1.971178	1.691087	0.812926	1.346855	1.396563	0.678382
2000	0.852546	1.122306	0.695507	1.851966	1.711492	0.827052	1.308579	1.440368	0.694761
2001	0.855206	1.122365	0.691260	1.897002	1.773500	0.833490	1.323824	1.502037	0.693587
2002	0.869460	1.124339	0.688864	1.879258	1.834835	0.836043	1.331988	1.529356	0.694360
2003	0.861268	1.108824	0.692001	1.802898	1.816913	0.833399	1.326853	1.496016	0.703460
2004	0.865836	1.103133	0.696074	1.781218	1.787287	0.834298	1.332054	1.465841	0.711863
2005	0.846326	1.090333	0.699673	1.752332	1.781219	0.834895	1.315782	1.420398	0.711916
2006	0.858843	1.082135	0.702680	1.651867	1.770108	0.832266	1.313555	1.388172	0.717198
2007	0.868137	1.079970	0.702289	1.609943	1.751215	0.831444	1.319645	1.373993	0.717131

資料出所：資料3-2、資料3-4、資料3-7から作成。

付表3 産業別影響力係数表と産業別感応度係数表

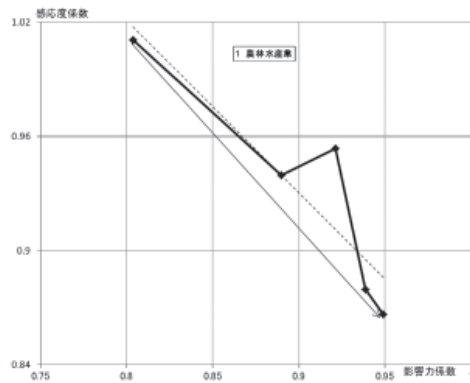
感応度係数

	28	29	30	31	32	33
	教育・ 研究	医療・保健・ 社会保障・ 介護	その他の 公共 サービス	対事業所 サービス	対個人 サービス	分類不明
1970	0.469636	0.485784	0.523292	2.014588	1.216782	0.769733
1973	0.479079	0.531877	0.542743	2.093913	1.218146	0.829863
1974	0.491215	0.575117	0.560842	2.112642	1.254176	0.817036
1975	0.490985	0.586421	0.570444	2.045340	1.347523	0.912968
1976	0.496218	0.579299	0.579129	2.021900	1.284534	0.925035
1977	0.498370	0.577315	0.588345	2.077613	1.240401	0.887456
1978	0.501784	0.575499	0.594784	2.074395	1.221590	0.871045
1979	0.514026	0.602827	0.604851	2.113362	1.162351	0.860162
1980	0.532570	0.596083	0.622216	2.084168	1.106853	0.848606
1981	0.546282	0.545009	0.611055	2.081651	1.138577	0.769896
1982	0.552434	0.533884	0.609105	2.040944	1.165350	0.842809
1983	0.551732	0.528285	0.625199	2.042973	1.181486	0.811588
1984	0.546203	0.521605	0.637950	2.035203	1.176289	0.795712
1985	0.562692	0.532756	0.658309	2.021863	1.184790	0.777855
1986	0.563694	0.532633	0.629160	2.039469	1.173882	0.758465
1987	0.569366	0.534237	0.605433	2.049180	1.151939	0.734627
1988	0.575886	0.540679	0.587600	2.114923	1.129560	0.707803
1989	0.582278	0.547781	0.572517	2.152289	1.109768	0.689981
1990	0.588111	0.556573	0.565531	2.147140	1.065396	0.687146
1991	0.593874	0.555828	0.566395	2.140955	1.056208	0.682621
1992	0.602572	0.557269	0.569974	2.127474	1.068088	0.728908
1993	0.604336	0.558152	0.573387	2.109255	1.077495	0.695208
1994	0.601775	0.557412	0.571625	2.091293	1.089858	0.682376
1995	0.602980	0.558630	0.573635	2.073722	1.091571	0.681150
1996	0.611088	0.568906	0.581526	2.100006	1.087646	0.738979
1997	0.608804	0.571098	0.581537	2.097811	1.067551	0.712171
1998	0.606418	0.566963	0.583799	2.155980	1.066227	0.716479
1999	0.605099	0.570190	0.580813	2.141130	1.063580	0.712891
2000	0.605776	0.575292	0.579540	2.215721	1.053163	0.708462
2001	0.597921	0.568713	0.566157	2.300386	1.059098	0.695250
2002	0.600462	0.570434	0.570953	2.352407	1.057499	0.694153
2003	0.606482	0.577588	0.584322	2.386607	1.031226	0.701813
2004	0.616087	0.584276	0.596570	2.458856	1.022289	0.705472
2005	0.623209	0.591928	0.604672	2.590931	0.993313	0.707690
2006	0.627746	0.598144	0.608544	2.632392	0.975738	0.712064
2007	0.629050	0.599530	0.609809	2.669487	0.955155	0.714661

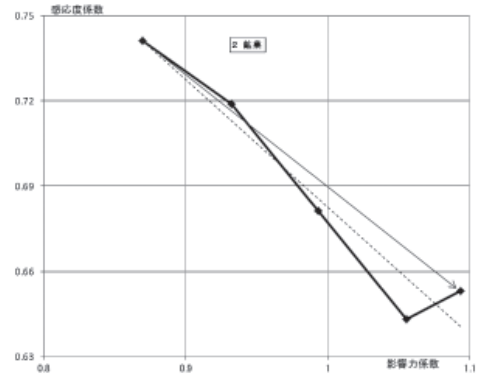
資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 から作成。

付図1 産業別の影響力・感応度パターンの推移（1970年～2007年）

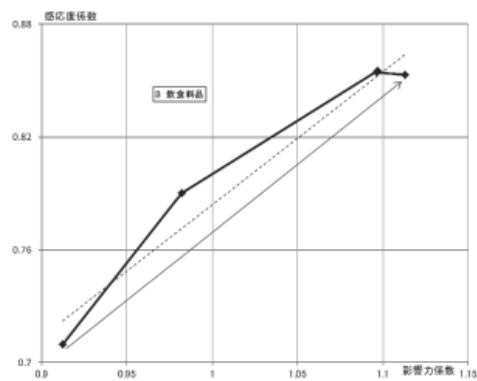
1 農林水産業		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.803788	1.010591
1980	0.889659	0.939283
1990	0.921324	0.953424
2000	0.938642	0.879703
2007	0.949086	0.866422



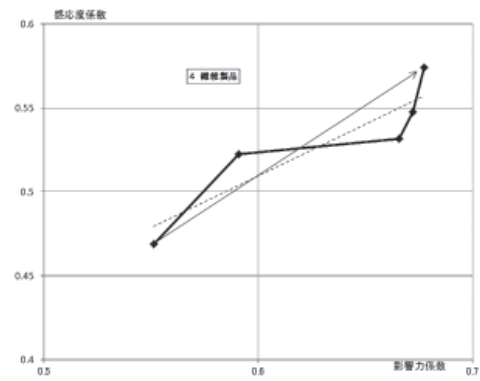
2 鉱業		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.869617	0.741187
1980	0.932225	0.718756
1990	0.993396	0.681294
2000	1.055416	0.643027
2007	1.093633	0.653141



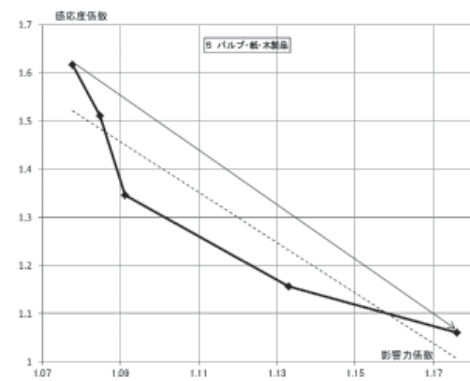
3 飲食料品		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.912211	0.709523
1980	0.981898	0.789995
1990	1.096988	0.855362
2000	1.096415	0.854123
2007	1.113227	0.852955



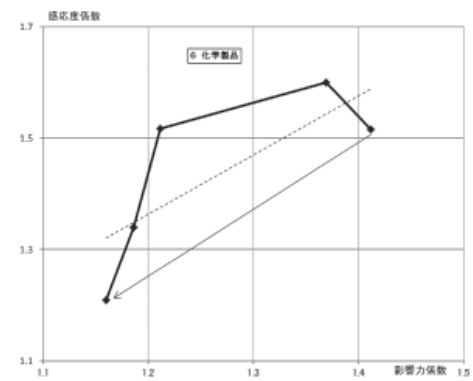
4 繊維製品		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.55118	0.468757
1980	0.591026	0.52223
1990	0.655591	0.531724
2000	0.672047	0.54744
2007	0.677436	0.573889



5 パルプ・紙・木製品		
影響力係数	感応度係数	
1970	1.077746	1.617401
1980	1.084731	1.51119
1990	1.091288	1.345926
2000	1.132975	1.156804
2007	1.175961	1.060978



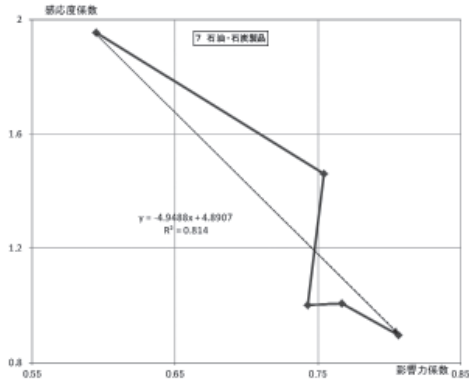
6 化学製品		
影響力係数	感応度係数	
1970	1.411467	1.514781
1980	1.265448	1.599117
1990	1.211312	1.517208
2000	1.185774	1.339435
2007	1.15957	1.208456



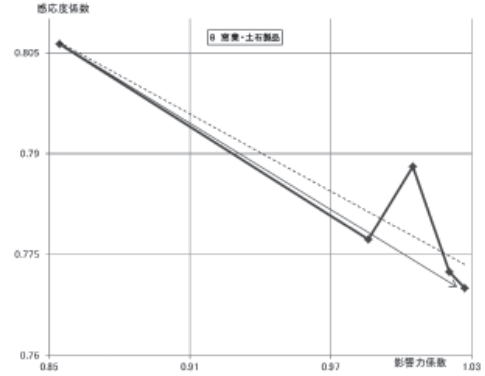
資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 より作成。

付図1 産業別の影響力・感応度パターンの推移（1970年～2007年）

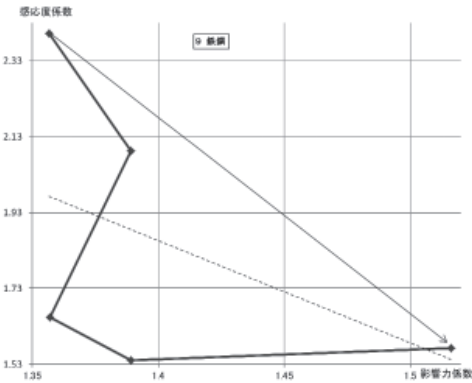
7 石油・石炭製品		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.594828	1.953816
1980	0.754188	1.461247
1990	0.74276	0.998307
2000	0.766971	1.005517
2007	0.806234	0.896325



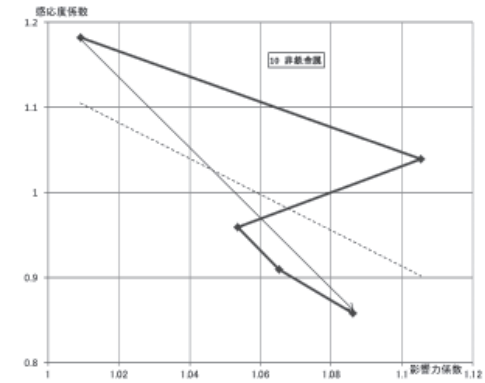
8 窯業・土石製品		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.854354	0.80624
1980	0.985828	0.777187
1990	1.005007	0.788078
2000	1.020814	0.772447
2007	1.027138	0.769978



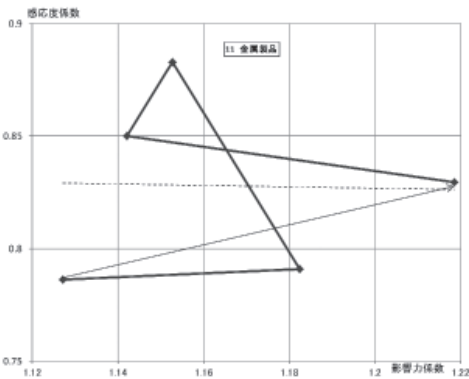
9 鉄鋼		
影響力係数	感応度係数	
1970	1.35664	2.401525
1980	1.389107	2.09085
1990	1.356878	1.654306
2000	1.389151	1.53928
2007	1.516238	1.572344



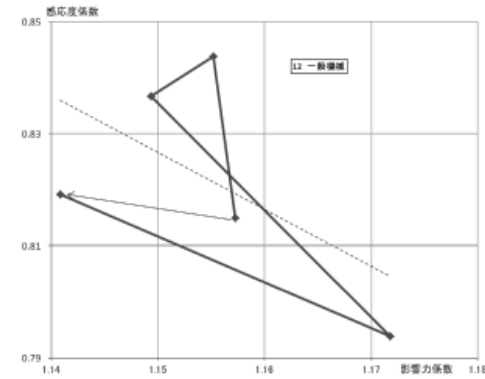
10 非鉄金属		
影響力係数	感応度係数	
1970	1.009201	1.182273
1980	1.105425	1.039495
1990	1.053678	0.959572
2000	1.065348	0.909733
2007	1.086154	0.857748



11 金属製品		
影響力係数	感応度係数	
1970	1.12714	0.786324
1980	1.182324	0.791077
1990	1.152731	0.882873
2000	1.142099	0.848815
2007	1.218543	0.829299



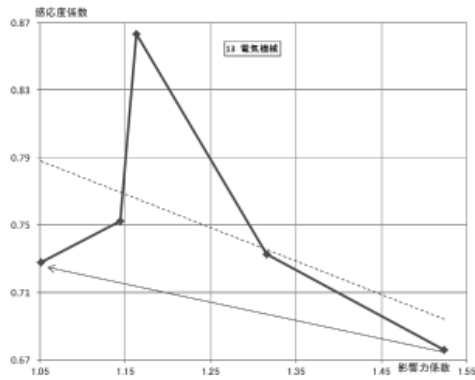
12 一般機械		
影響力係数	感応度係数	
1970	1.157226	0.814816
1980	1.155178	0.8438
1990	1.149332	0.836758
2000	1.17177	0.79389
2007	1.140836	0.819185



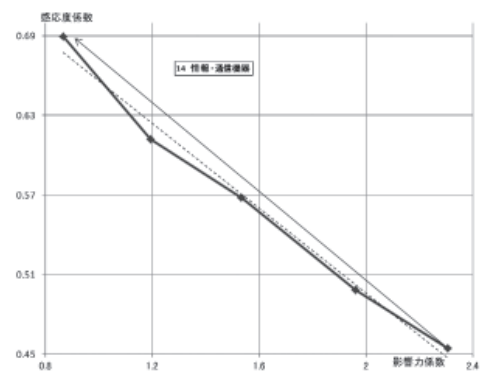
資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 より作成。

付図1 産業別の影響力・感応度パターンの推移（1970年～2007年）

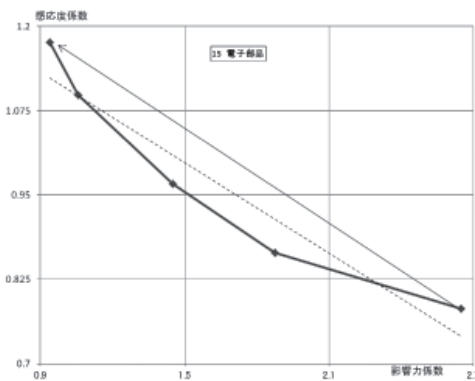
13 電気機械		
影響力係数	感応度係数	
1970	1.523729	0.676109
1980	1.31595	0.732696
1990	1.162784	0.863586
2000	1.143942	0.752619
2007	1.051392	0.727809



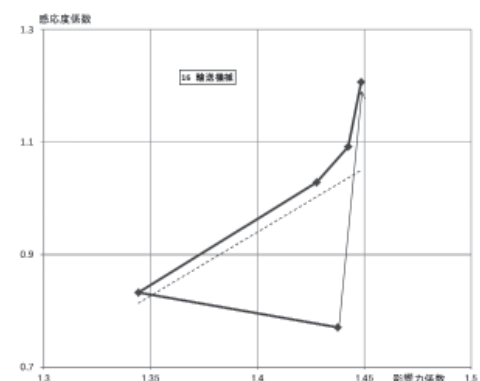
14 情報・通信機械		
影響力係数	感応度係数	
1970	2.306527	0.454341
1980	1.959733	0.498363
1990	1.532851	0.568213
2000	1.1952	0.61199
2007	0.899476	0.689647



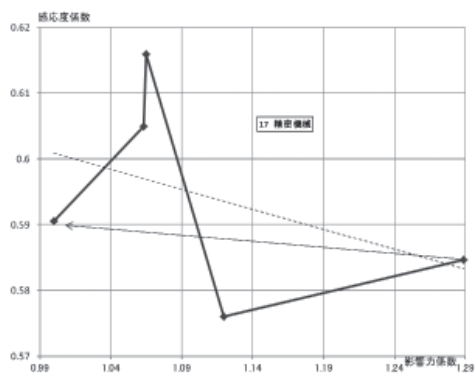
15 電子部品		
影響力係数	感応度係数	
1970	2.649807	0.780538
1980	1.875757	0.864284
1990	1.451551	0.965484
2000	1.058261	1.097773
2007	0.940184	1.176142



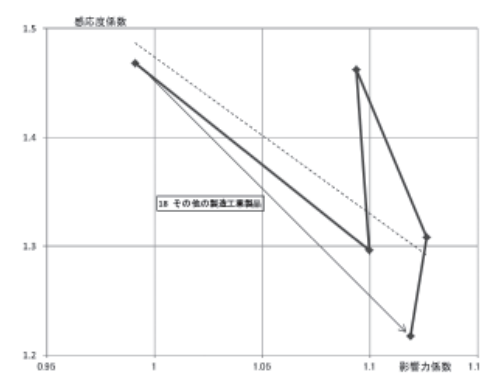
16 輸送機械		
影響力係数	感応度係数	
1970	1.437643	0.769573
1980	1.344221	0.831967
1990	1.427758	1.02745
2000	1.442351	1.090964
2007	1.448607	1.20652



17 精密機械		
影響力係数	感応度係数	
1970	1.289071	0.584678
1980	1.119521	0.575976
1990	1.064793	0.515856
2000	1.062934	0.604888
2007	0.999972	0.59053



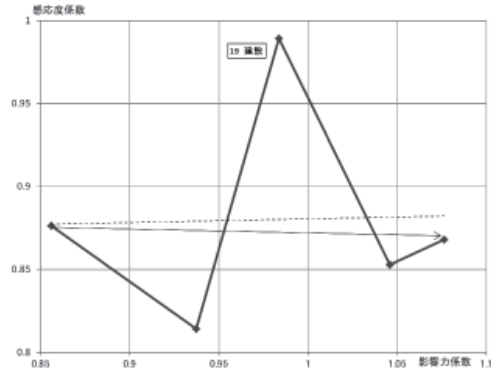
18 その他の製造工業製品		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.991136	1.468327
1980	1.099655	1.296142
1990	1.093579	1.462416
2000	1.126993	1.30802
2007	1.118972	1.217123



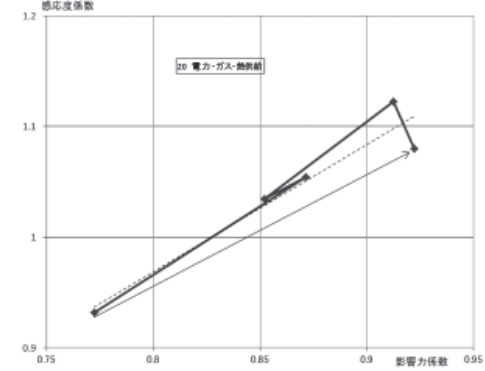
資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 より作成。

付図1 産業別の影響力・感応度パターンの推移（1970年～2007年）

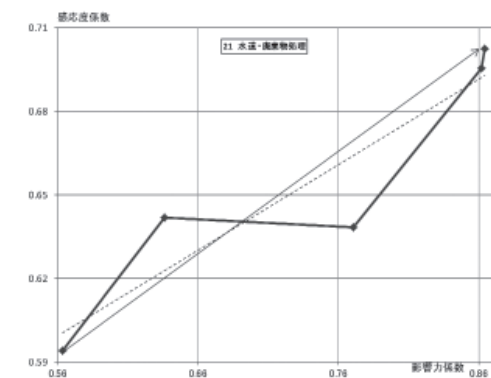
19 建設		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.856194	0.876163
1980	0.937539	0.814194
1990	0.883589	0.988967
2000	1.046044	0.852546
2007	1.07851	0.866137



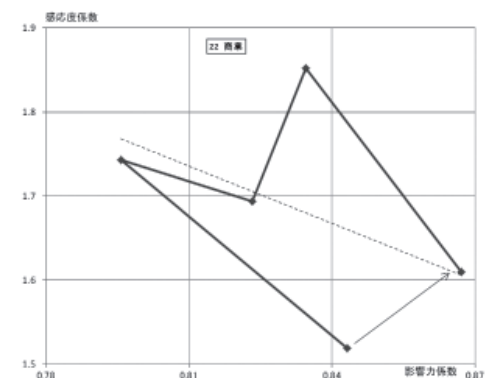
20 電力・ガス・熱供給		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.772312	0.931233
1980	0.871218	1.053852
1990	0.851915	1.034355
2000	0.912414	1.122306
2007	0.922136	1.07997



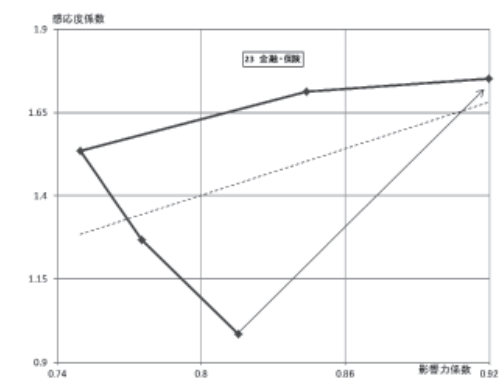
21 水道・廃棄物処理		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.563197	0.594008
1980	0.636412	0.64183
1990	0.77048	0.638401
2000	0.861758	0.695507
2007	0.864442	0.702289



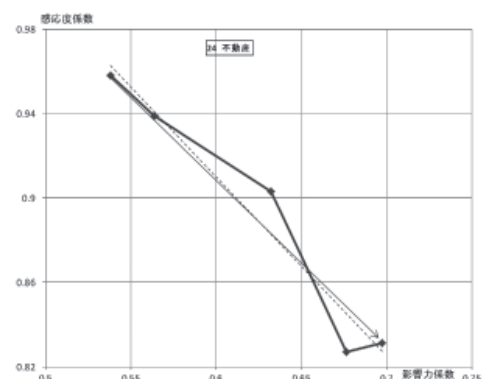
22 商業		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.843232	1.51907
1980	0.795735	1.742874
1990	0.82322	1.694043
2000	0.834549	1.851968
2007	0.867095	1.609943



23 金融・保険		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.815356	0.982456
1980	0.775115	1.267601
1990	0.749457	1.533792
2000	0.84367	1.711492
2007	0.91981	1.751215



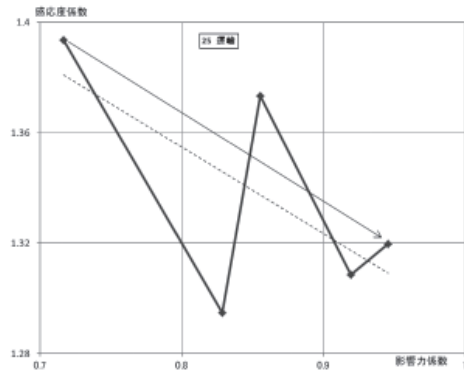
24 不動産		
影響力係数	感応度係数	
1970	0.538042	0.958301
1980	0.563511	0.939099
1990	0.632188	0.903123
2000	0.676548	0.827052
2007	0.697156	0.831444



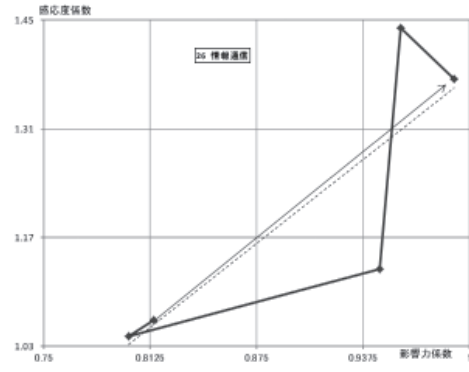
資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 より作成。

付図1 産業別の影響力・感応度パターンの推移（1970年～2007年）

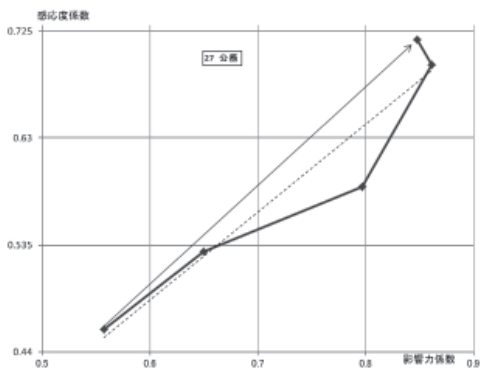
25 運輸		
年	影響力係数	感応度係数
1970	0.71684	1.393586
1980	0.82873	1.294811
1990	0.855486	1.373361
2000	0.919632	1.308579
2007	0.945731	1.319645



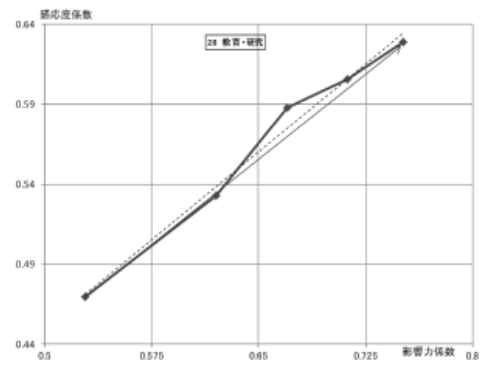
26 情報通信		
年	影響力係数	感応度係数
1970	0.814893	1.063703
1980	0.799945	1.042516
1990	0.947352	1.129073
2000	0.959648	1.440368
2007	0.990987	1.373993



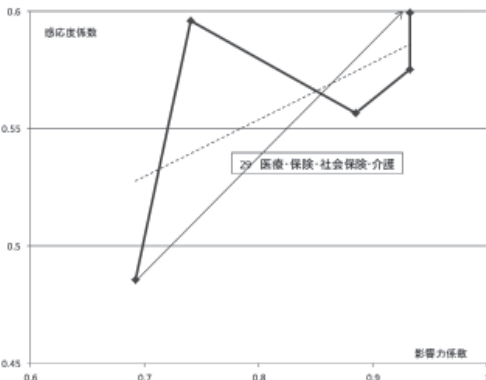
27 公務		
年	影響力係数	感応度係数
1970	0.557171	0.45989
1980	0.649626	0.529071
1990	0.796957	0.586551
2000	0.860882	0.694761
2007	0.84805	0.717131



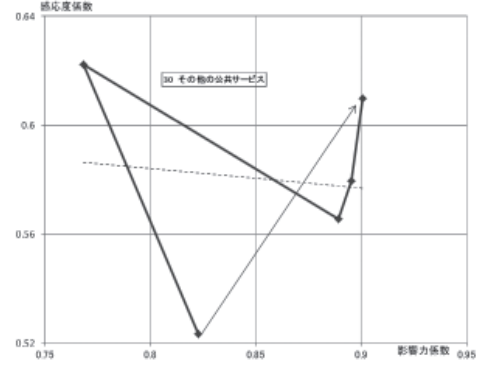
28 教育・研究		
年	影響力係数	感応度係数
1970	0.528293	0.489636
1980	0.619993	0.53257
1990	0.67	0.588111
2000	0.712413	0.605776
2007	0.751068	0.62905



29 医療・福祉・社会福祉・介護		
年	影響力係数	感応度係数
1970	0.691949	0.485784
1980	0.739972	0.596083
1990	0.884873	0.558573
2000	0.932408	0.575292
2007	0.932228	0.599953

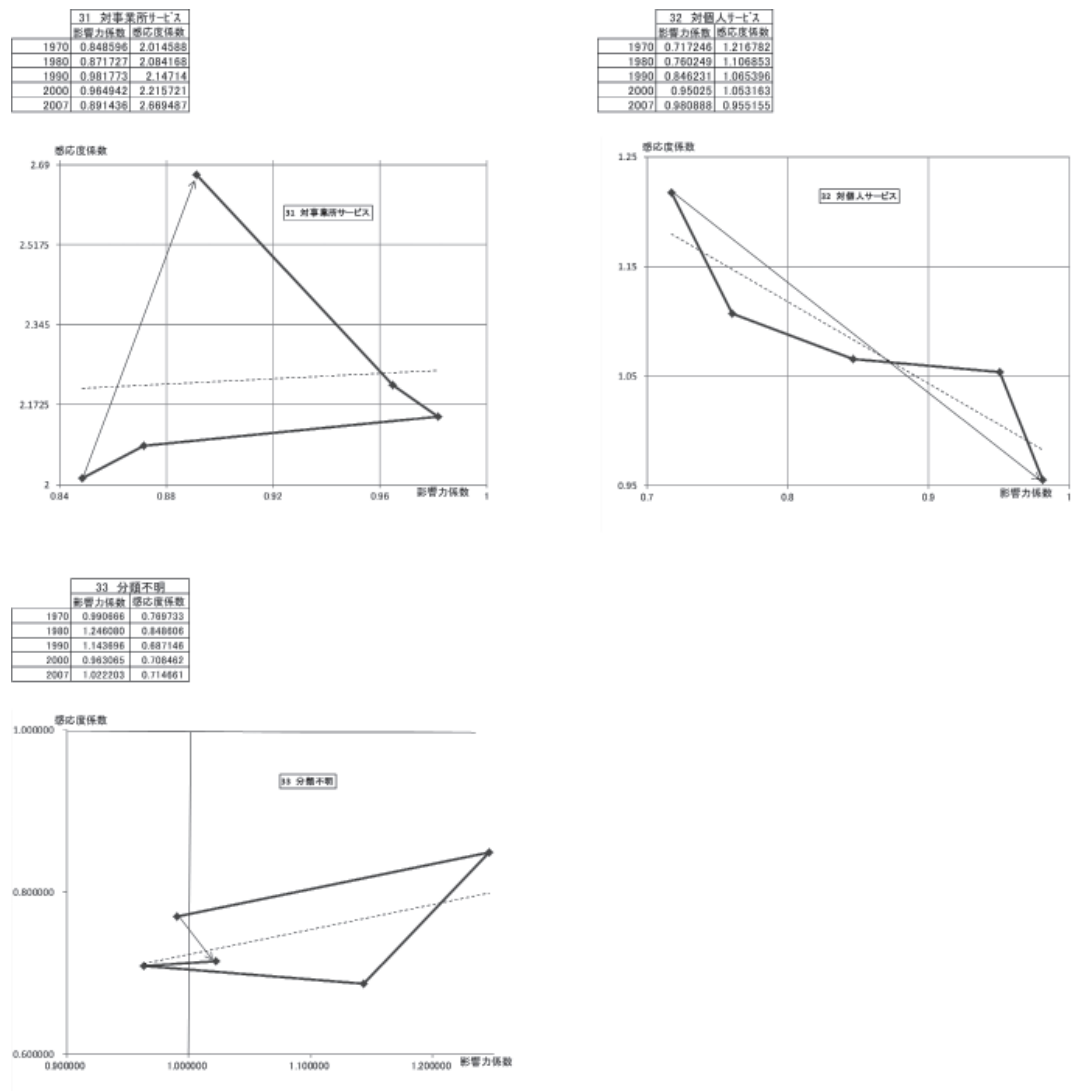


30 その他の公共サービス		
年	影響力係数	感応度係数
1970	0.822722	0.523292
1980	0.768272	0.622216
1990	0.88919	0.565531
2000	0.895177	0.57954
2007	0.900632	0.609809



資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 より作成。

付図1 産業別の影響力・感応度パターンの推移（1970年～2007年）



資料出所：資料 3-2、資料 3-4、資料 3-7 より作成。

【第一編 經濟】

第四章 國際經濟

アメリカの貿易政策における保護主義とその変容

山城 秀 市

第二次世界大戦後、アメリカはGATT、WTO体制を主導し、世界経済の復興と発展に大きな役割を果たした。ところが、一九七〇年代からアメリカの経常収支赤字が拡大し、他方で、八〇年代の新興産業国家の台頭は貿易市場の競争を激化させ世界貿易のシェアを増大させていく。これらの国々では、輸出信用に対して公的資金を投入し支援していたが、アメリカの輸出産業は、インフレーションに悩みドル高と記録的な高金利に苦しんでいた。そのなかで、アメリカ産業の国際競争力の減退は国内政策だけでなく対外政策にも影響を与えていく。

本稿は、アメリカの貿易政策における保護主義の台頭とその変容が叙述課題である。第一節では、アメリカにおける保護貿易主義台頭の背景として七〇年代初頭の貿易収支の大幅赤字の推移をみた後、その契機が一九七一年八月のニクソン声明とこれにもとづく新経済政策、および七四年四月の通商改革法にあったことをみる。

第二節では、第二次世界大戦前の貿易政策をホーレイースムート関税法及び互惠通商協定法によって保護主義を説明した。一九三〇年の非合理的なホーレイースムート関税法による大幅な関税引き上げは各国の報復を招いた。これら関税引き上げは、世界貿易の減退を加速させ、世界経済の縮小をもたらした。

第三節は、七〇年代以降の保護主義の変容の詳細について説明する。八〇年代に入って、アメリカの貿易政策は議会を中心に保護主義的傾向を強める。ニクソン政権は七四年通商法三〇一条の積極的な発動、不公正貿易慣行の是正、二国間交渉の強化、FTAの推進等々、貿易政策の重点を自由貿易から公正貿易に移行させる。一九八八年包括通商・競争力法は三〇一条の大幅修正によってより強化されたスーパー三〇一条が適用される。

第四節、輸入保護主義は三〇一条規定をバグワティの所説によって説明した。不公正な貿易の結果、二国間貿易における数量重視の偏向、一国の輸入についての輸出自主規制、輸出についての輸入自主拡大等々、代替手段がとられることの危険性の指摘である。さらに、クリントン政権では管理貿易が推進され、一方で国内政策としてアメリカ産業の競争力低下に対応する競争力強化策がとられる。

一 自由貿易主義対保護貿易主義

アメリカにおける保護貿易主義が現在につながる形で最も顕著になってきたのはいつか、またどのような背景のもとに制度化されるに至ったのか、という問は変化する貿易政策課題のなかでも大きなものである。本来、保護主義が有害なもので、それが広がるのを防ぐべきであるということが世界的に明確に意識されるようになったのは第二次世界大戦後であろう。戦前の関税引き上げ競争やブロック経済化の反省からGATTが設立され、数次のラウンド（協

定)を経て、関税引下げなど自由貿易化の動きが大きく進展した。しかし、二度の石油危機による低成長経済への移行を契機に、七〇年代以降、世界経済は再び保護主義が台頭し、とくにアメリカにおける保護貿易主義は著しく変容し、推移している。

一九四七年のIMF体制の発足以来、アメリカは国際貿易、国際資本取引の促進に中心的な役割を果たした。とくに、西ヨーロッパを中心とした大戦後の世界貿易の復興は、アメリカの対外経済政策によるドル資本の供給によってなしとげられたものであったが、五〇年代以降、世界主要国の経済は急速に進展、それまでアメリカから流出したドルがこれら諸国に蓄積されていく。加えて、アメリカの国際収支悪化に伴って対外ドル残高の累積と金流出が増加し、国際通貨としてのドル危機が発生する。IMF体制のもとでは国際流動性が不足する時期には、国際通貨供給国としてのアメリカの国際収支赤字はドル過剰をもたらし、国際通貨体制は危機に直面することになる。このような状態のもとでは、アメリカの国際収支改善が国の内外から要求されることになるが、六〇年代初頭のアメリカはまさにこのような立場に立たされたものであった。アメリカは六〇年代を通して国際収支改善にさまざまな対策を講じたが、ドル危機はますます強まり、七一年八月、ついにドルの金交換が停止されIMF体制は実質的に崩壊するに至る。

一九七一年八月一日、ニクソン大統領はジョン・コナリー財務長官に駆り立てられて声明を発表、ドルの平価切り下げを主要な目的としていくつかの関連する手段を伴う画期的な経済政策を打ち出した。これは対外及び対内経済政策を含む総合的なもので、対外政策としては、金とドルの交換を一時停止するとともに、国際収支改善のために輸入に対して一時的に一律一〇%の課徴金を課すというものであった。ニクソンの演説によるその狙いは、「不公正な為替レートによってアメリカ製品が不利益をこうむらないようにする」⁽¹⁾のを確実にすることであり、「不公正な措置

がなくなれば、輸入関税も同時になくなるであろう⁽¹⁾というものであった。

ここで、保護貿易主義が台頭する契機となる七〇年代初頭の国際収支状況に触れる。五〇年代後半から六〇年代初の国際収支の動向は、五七年までは比較的安定を保つが、五八年～六〇年の間の総合収支は年三五億ドル以上的大幅な赤字を計上する。これを詳細にみると、五八年～五九年の貿易収支の黒字激減が総合収支赤字の決定的要因となっているが、これが六〇年には、民間資本収支の赤字、とくに短期資本の大量流出と政府借款の増大が決定的要因となっている。七〇年代のアメリカの対外経済取引における特徴は、貿易収支の顕著な変動である。注目されるのは、貿易収支が七一年戦後はじめて大幅赤字に転化したことにある。六〇年をみると、六四年に六八億ドルの大幅赤字を示している。その後、七一年の貿易収支が約二三億ドルの赤字、それが七二年には約六四億ドルと大幅な赤字を計上するに至る。六〇年代のアメリカ経済は一九四七年以降の戦後復興需要期を経て、いわゆる輸出競争力一般による貿易収支黒字のピークは六四年にあった。これを境に黒字が減少し六八年、六九年には両年ともわずか六億ドルの黒字へと収縮している。このことから現在に続くアメリカの一般工業製品の国際競争力低下の始点が六〇年代の中葉にあったことが分かる⁽²⁾。

七〇年代のアメリカの国際収支問題の推移は、六〇年代の国際収支の悪化により国際通貨不安がたかまり、他方、六〇年代後半から深刻化してきた国内のインフレーションが大きな影響を与え、これがまた国際収支に重大な危機をもたらしした。(表I-1) 七〇年代初頭の貿易収支で注目されるのは、七二年の六四億ドルにのぼる大幅赤字である。これが七三年一〇月の第一次石油危機の勃発によって七四年には五三億ドルの貿易収支赤字を計上する。七四年までの品目別貿易収支は原料・燃料の輸入で七三年、七四年の対前年度比の増加が著しい。七三年、七四年対前年度比増

表 I - 1 アメリカの国際収支 (1958-75年)
(100万ドル、四半期データは季節調整済み、注釈を除く)

年	財・ ²			軍事取引		純投資所得		純旅行 輸送受取	その他 サービス	財・サービス 収支 ⁴	送金・年金 その他の一方的 取引	経常収支	
	輸 出	輸 入	純収支	直接支出	売 却	純収支	民 間 ³						政 府
1958...	16,414	-12,952	3,462	-3,435	300	-3,135	2,008	168	-633	486	2,356	-2,361	-5
1959...	16,458	-15,310	1,148	-3,107	302	-2,805	2,147	68	-821	573	310	-2,448	-2,138
1960...	19,650	-14,758	4,892	-3,087	335	-2,753	2,270	17	-964	579	4,040	-2,308	1,732
1961...	20,108	-14,537	5,571	-2,998	402	-2,596	2,832	105	-978	594	5,529	-2,524	3,005
1962...	20,781	-16,260	4,521	-3,105	656	-2,448	3,177	134	-1,152	809	5,042	-2,638	2,404
1963...	22,272	-17,048	5,224	-2,961	657	-2,304	3,227	98	-1,309	960	5,897	-2,754	3,143
1964...	25,501	-18,700	6,801	-2,880	747	-2,133	3,926	9	-1,146	1,041	8,499	-2,781	5,718
1965...	26,461	-20,510	4,951	-2,952	830	-2,122	4,143	26	-1,280	1,387	7,105	-2,854	4,251
1966...	29,310	-25,493	3,817	-3,764	829	-2,935	3,543	55	-1,331	1,365	4,514	-2,932	1,582
1967...	30,666	-26,866	3,800	-4,378	1,152	-3,226	3,865	41	-1,750	1,612	4,340	-3,125	1,215
1968...	33,626	-32,991	635	-4,535	1,392	-3,143	3,941	63	-1,548	1,630	1,578	-2,951	-1,374
1969...	36,414	-35,807	607	-4,856	1,528	-3,328	3,471	156	-1,763	1,833	977	-2,994	-2,017
1970...	⁸ 42,469	⁸ -39,866	⁸ 2,603	-4,855	1,501	-3,355	3,631	-112	-2,023	2,190	2,938	-3,294	-356
1971...	43,319	-45,579	-2,260	-4,819	1,926	-2,893	5,659	-956	-2,315	2,509	-256	-3,701	-3,957
1972...	49,381	-55,797	-6,416	-4,784	1,163	-3,621	6,208	-1,888	-3,028	2,789	-5,954	-3,848	-9,802
1973...	71,410	-70,499	911	-4,629	2,342	-2,287	8,188	-3,010	-3,086	3,188	3,905	-3,883	22
1974...	98,310	-103,679	-5,369	-5,035	2,952	-2,083	13,461	-3,234	-3,107	3,919	3,586	⁸ -7,184	-3,598
1975...	107,088	-98,058	9,030	-4,780	3,897	-883	9,430	-3,423	-2,503	4,666	16,316	-4,620	11,697

1. 軍事補助金を除く。
2. 評価額、カバレッジ、および時間的調整における差額は統計調査データから調査済み。
3. 合衆国における合衆国海外直接投資あるいは海外の直接投資の手数料、特許権使用料は純投資所得から除き、その他サービスに含めた、純額。
4. 概念上、経常勘定収支の統計および特別引出権 (SDR) の割当ては、その2項目が修正と限定された品目等の点で異なるが、国民所得および生産勘定における純海外投資に等しい。
出所) Ibid, 1977年、P-296

表 I-1 アメリカの国際収支 1960-75 年 (続き)
(100 万ドル、四半期データは季節調整済み、注釈を除く)

年・四半期	合衆国海外資産、純額		増加／資本流出 (－)		合衆国における海外資産、純額		増加／資本流入 (＋)		特別引出権 (SDR) 割当	統計上の不整合		合衆国準備、資産、純額 (非調整、期間終了)
	合 計	合衆国外貨準備資産	その 他 合衆国政府資産	合衆国民間資産	合 計	海外公的資産		その 他 海外資産				
						合 計	海外公的資産の準備機関					
1960	－2,833	2,145	－1,100	－3,878	2,120	1,473	1,258	647		－1,019		19,359
1961	－4,484	606	－910	－4,180	2,467	765	741	1,701		－988		18,753
1962	－2,979	1,533	－1,085	－3,426	1,697	1,270	1,118	427		－1,122		17,220
1963	－5,764	377	－1,662	－4,479	2,981	1,986	1,558	995		－360		16,843
1964	－8,128	171	－1,680	－6,618	3,317	1,661	1,363	1,656		－907		16,672
1965	－4,176	1,222	－1,605	－3,793	382	132	67	249		－457		15,450
1966	－5,530	568	－1,543	－4,554	3,320	－674	－787	3,994		628		14,882
1967	－8,025	52	－2,423	－5,653	6,938	3,450	3,367	3,488		－128		14,830
1968	－8,572	－880	－2,274	－5,418	9,439	－776	－761	10,215		507		15,710
1969	－8,823	－1,187	－2,200	－5,436	12,270	－1,301	－1,552	13,571		－1,430		16,964
1970	－6,032	2,477	－1,589	－6,920	5,923	6,907	7,362	－984	867	－402		14,487
1971	－9,596	2,348	－1,884	－10,060	22,445	26,895	27,405	－4,450	717	－9,609		12,167
1972	－10,245	32	－1,568	－8,708	21,127	10,705	10,322	10,422	710	－1,790		13,151
1973	－16,434	209	－2,645	－13,998	18,519	6,299	5,145	12,220		－2,107		14,378
1974	－33,392	－1,434	⁹ 365	－32,323	32,433	10,981	10,257	21,452		4,557		15,883
1975	－31,593	－607	－3,463	－27,523	15,326	6,899	5,166	8,427		4,570		16,226

5. 金、特別引出権 (SDR)、兌換通貨およびIMF外貨準備持高から成る。

6. 増加 (100万ドル) に含まれるのは以下のとおりである。1969年10月のドイツマルクの平価切上げによる6,700万ドル。1971年10月31日外貨のドル価値の市場為替相場を反映した再評価額、2,800万ドル。

1972年5月8日、為替平価での交換から1,016百万ドル。1973年10月18日のドル平価での交換から1,436百万ドル。

1974年7月初、SDRの価値とIMFの外貨準備持高は加盟16ヶ国通貨の為替レート加重平均をベースにする。1974年7月以前では1974年12月31日の外貨準備資産は15,812百万ドル。

1975年12月31日、16,366百万ドル。1976年18,895百万ドル。

7. 個別には利用不可能

8. 1970年初のデータでは厳密に比較できない。

9. インドとの合衆国政府特別取引を含む。

注) 合衆国外貨準備資産、合衆国海外民間資産および合衆国の海外資産の四半期データは季節末調整。

出所) Ibid., 1977年、P-197

加はそれぞれ約一四六億ドル、約一八三億ドル、増加率が三四・二%、五七・七%である。前記七四年の五三億ドルの赤字は、第一次オイルショックの影響をかなり忠実に反映したものと^③いえる。しかし、七六年の九四億ドルの赤字再転化を前兆として、七七年以降、貿易赤字は年間平均三〇〇億ドルを越え、以来、止まるところ知らない大幅な赤字が継続した。民間長期資本収支は、六七年以降、年間五〇億ドル強の資本流出が続いているが、それが七一年一〇〇億ドル、政府資本収支黒字を差し引いても九五億ドルの資本流出である。これが七四年には、それまで黒字を計上していた政府公的準備が一四億ドル減少し、民間長期資本収支三三三億ドルとの合計収支は三三三億ドルの資本流出を記録した。この間に国際通貨不安が強まり、マルクへの投機が激化したため、一九七一年五月五日西ドイツの為替市場は閉鎖され、マルクのプロット移行が決定され、それにオランダが追随した。このマルク投資によってアメリカからの短期資本流出に拍車がかかり、七一年前半の短期資本の流出は八〇億ドル近くに^④のぼり、七一年前半期の国際収支は純流動性ベースで一六六億ドル、公的決済ベースで二三八億ドルの巨大な赤字となった。

このような危機に直面してニクソン大統領は、前述、一九七一年八月のニクソン声明によって総合的な対外および対内経済政策を打ち出した。金とドルの一時交換停止は、ドルが六八年の金の二重価格制ですでに形骸化していた金の裏づけを公的にも喪失した。このニクソン政権の新経済政策の発表によって世界主要国は相次いで変動相場制に移行していたが、この強行手段によってもアメリカの国際収支改善には即時的効果をあげるにはいたらなかった。輸入課徴金の導入によっても貿易収支赤字がわずかに緩和されたにすぎない。輸入は減少したものの、それを上回る輸出の減少により、七一年の貿易収支は年間を通じて二三億ドルの赤字を記録した。また、国際通貨不安を反映して七一年末にも一三二億ドルにのぼる短期資本が流出していったため七一年の国際収支は純流動性ベースでは二九七億ドル

をこえる大幅な赤字を計上した。戦後アメリカの国際収支の基本構造は、前述の国際流動性充足のために、アメリカの国際収支赤字によるドル過剰を必然化させ、一方で、これが貿易収支の黒字によって相殺される関係が基本となっていた。そして、アメリカの産業上の優位が後退し外国製品の輸入が増大してくるのにもなつてアメリカでは六〇年代末から保護貿易主義が台頭することとなった。輸入競争によって被害を受けた産業の関係者たちは、政府に輸入制限の実施を要求、その圧力により議会には多くの保護法案が提出された。七〇年のミルズ法案、七二年のバークIIハートケ法案はその顕著な事例であり、また八二年のローカル・コンテンツ法案(自動車部品国内調達法案)も分野が限定されているがこの種の法案である。^⑤こうした状態は戦後アメリカの圧倒的な経済優位の崩壊を反映するものとみられた。その結果、アメリカの産業や企業と労働者はより大きな対外競争を経験することとなり、政府は新たな貿易規制を求める圧力にさらされることになった。保護を求めて圧力をかけ始めた産業とは、人造繊維製品の輸入増加を憂慮した繊維・衣料製造業者、EEC結成によって高成長を続けるヨーロッパや高度成長を実現した日本との競争を懸念した鉄鋼会社である。ケネディ・ラウンドを支持して労働界(AFLCIO)は新しい競争状態によって「旧来の自由貿易」の概念とその反対概念の「保護主義」が急速に時代遅れなものになってしまったと論じ、いまや「秩序ある世界貿易の発展」を目的とした政策を要求する。^⑥

保護主義への一定の譲歩、外圧による日本やその他諸国に対する市場開放の促進、ドル切り下げ効果の発現などがアメリカの貿易政策の展開を可能にした。ニクソン政権は一九七三年四月一〇日五年間のGATTの多角的通商権限を得るために通商改革法案を提出した。^⑦この法案には、大統領に対する多角的通商交渉権限の授権、非関税貿易障壁削減交渉権限の授権、不公正貿易相手国からの輸入制限の授権、エスケープ・クローズによる貿易救済条件の緩和、

途上国への経済援助として、ほとんどの製品と半導体輸入に対する関税の撤廃、等々が盛り込まれていた。⁽⁸⁾ これは七二年外国貿易投資法案（いわゆるバーク・ハートケ法案）であり、AFLCIOが起草し、民主党上院議員バーク（Burke）が提案者となり、民主党下院議員で下院歳入委員会委員長のミルズ（Willbur D. Mills）が支持した。同法案は多国籍企業の対外投資を規制し、輸入に数量制限を課そうとする保護主義法案であったが、上院歳入委員会では否決された。これに代わってニクソン政権が提案した通商法案が七四年通商改革法として成立した。この七四年通商法は保護貿易勢力への重大な譲歩を代償として成立したものであった。一定の妥協のもとではあるが、自由貿易と保護貿易の両勢力の間で「公正な通商」という共通の基盤ができていた。保護主義条項は強化され、通商法の枠外で繊維、鉄鋼その他輸入品に輸入規制措置（あるいは対米輸出自主規制）が導入される。

二 第二次世界大戦前の貿易政策

七〇年代以降の貿易政策・個別法における保護主義の変化の詳細をみる前に、第二次大戦前の保護主義的通商法に簡単に触れる。周知のように、一九二九年～三三年の世界大恐慌は、その規模の大きさ、深さで資本主義の歴史において未曾有なものとされるが、もつとも深刻な破壊と衝撃をうけたのはアメリカであった。この大不況によってアメリカ経済の受けた影響は国内の経済状況の悪化にとどまらず、外国貿易の低落傾向において示された数値はさらに衝撃的である。その一般的な特徴は次のように要約できる。①アメリカ国内だけでなく世界の市場のどこでも見られた購買力の減退、②一九二九年以降のアメリカの対外貸付金の停止、③外国為替取引におけるアメリカドルの手数料はアメリカ商品に対する購買力を妨げた、④アメリカの高関税政策はアメリカ商品に対する報復関税と許認可あるいは

割当政策による特別な差別化をもたらした。⁽⁹⁾

一九三〇年代の大不況によつては、アメリカ資本の引揚げとアメリカ国内およびヨーロッパ諸国の購買力の減退が国際貿易に影響を及ぼし、これらが世界的な物価下落と結びついて、今度はヨーロッパ各工業国に累積的な不況を及ぼしていく。このことがまた、世界各地域において商品の需要を一層減退させ、卸売物価の低下と世界貿易の減少に拍車をかけた。そこで世界各国は世界経済不況に対応する手段として、金本位制からの離脱と国内経済の自立計画の着手を余儀なくされる。これは、より直接的には自国の工業と農業を外国の価格切り下げ競争から輸入削減による国際の維持のために、各国は輸入関税の改定および切上げを行い、さらに輸入の数量制限をおこなった。これら世界各國の貿易政策は、さらに報復措置と一層の需要減退、価格下落を招き、とくにアメリカの輸出にきびしくはねかえつてきた。⁽¹⁰⁾

ホーレイ・スモート関税法 (Hawley-Smoot Act of 1930) は、共和党フーバー政権のもとで一九二九年五月に下院を通過した後、三〇年に上院を通過し、四月には両院協議会で討議されて最終的に可決され、三〇年六月一七日に成立した。同法は農業不況のもとで農産物関税引き上げの政治的な意図を反映したものであるが、関税措置として一九二一年の緊急関税法、フォード・ニール・マッカンバー関税法 (Fordney-McCumber Tariff of 1922) と同様、保護関税の性格を強くもっていた。当時、アメリカ国内には諸外国との競争激化を恐れる声が上がっていた。製造業者は第一次世界大戦後の競争激化による輸出減少を恐れた。ヨーロッパの経済状況は不安定で、通貨は混乱している上、ヨーロッパをはじめとする諸国家がダンピング、政府の補助金などを通して不公平な方法を追求してくるのではないかという恐れがアメリカ国内に強まった。

ホーレイイスムート法の基本的特徴は、第一に広範囲にわたる高関税ということ、第二に歴史的にみて課税品目の平均税率が高いこと、第三は、当時の諸外国と比較しても高関税ということである。^⑪ホーレイイスムート法の関税引き上げは、農産物のみならず化学品、油、ペイント、陶磁器、ガラス器、金属、金属製品、綿製品、亜麻製品、羊毛製品、絹製品、人絹製品などの工業製品をも含む広範囲なものであった。第二の特徴に関しては、全輸入平均関税率はさほど引上げられなかったものの、課税品平均税率はホーレイイスムート法により相当引上げられた。諸外国との比較による関税水準についても、一九二〇年代のアメリカの関税水準は諸外国と比べて高かった。スペインに次いで高率であり、イギリス、ドイツ、フランス、ベルギー、オランダ、イタリアなどのヨーロッパ諸国よりかなり高かった。それがホーレイイスムート法によりさらに引上げられたのである。フオードニーマッカンバー法は化学製品などを含めて広範囲にわたり大幅に引上げたとしてホーレイイスムート法と同様に高関税と位置付けられているが、両者の成立前後の状況が大きく異なっていたため、諸外国に与えた影響はさほど大きくなかった。^⑫これによって税率の引上げられたものが八九〇品目、引き下げられたもの二三五品目で、関税委員会の報告によると、農業原材料に対する平均税率は従来の三八・一%から四八・九二%に引上げられ、農産物以外の平均従価税率は三一・〇二%から三四・三二%に引き上げられている。^⑬同法による大幅な関税引き上げは、ただちに各国の報復を招いた。スイスはアメリカの輸出品をボイコット、スペインがパイプ関税をもつて、カナダは三二年八月のオタワ協定まで三回にわたって関税を引上げ、イタリアはアメリカ製自動車に対し報復措置をとった。さらに、三一年九月にイギリスが金本位制を離脱した後、通貨不安によって関税引き上げなどの貿易制限措置が相次いで実施されるようになる。これら関税引き上げ競争は世界経済の縮小を招いた。しかし、非合理的な三〇年ホーレイイスムート法と高率関税の実施はそれ自体

の中に自己修正すべき要因を含み、このなかで孤立することはアメリカの利益に反するということが自覚させられるに至る。一九三三年に始まるニューディール政策では当面する大不況の克服を目的とする国内政策が中心を占め、関税政策は副次的なものだったが、議会においても関税制度を合理化すべきとの反省が生まれてきた。ここにおいて、互恵通商協定を通じて関税率を引き下げる方向が模索される。

一九三四年六月一二日互恵通商協定法案 (Reciprocal Trade Agreement Acts, Public Law No.316, 73rd Congress) は議会を通過し、ルーズベルト大統領がこれに署名した。同法案は三〇年関税法の修正法でわずか三頁の法律にすぎないが、大幅な関税権限を大統領に認め、国際協定を重視する行政主導の通商政策への政策転換をもたらすことになった。¹⁴ 互恵通商協定法の通過の意義は輸入からの国内産業の保護ではなく、輸出拡大を通じて景気拡大をはかるということと同時に、関税引下げによる輸入の拡大もやむを得ないと公式に認めた点にある。すなわち保護関税の孤立主義的政策から自由主義的政策への転換を余儀なくされる情勢にあったといえる。そして、この政策転換の動因は世界恐慌とホーレイ・スミート法の関税のもとでの四年間の国内・国外における経済困難の深刻化にあった。これには、一方で輸入の拡大から自国産業を保護するという産業育成論が伝統的に根強く存在していたことはいうまでもない。アメリカの貿易構造がヨーロッパの工業国に対しては農産物を輸出して工業製品を輸入、南米、アジア等低開発国に対しては農産物、その他の原材料を輸入して工業製品を輸出するということから互恵通商が国内工業と農業を世界との競争にさらすことになるという農業保護の見地に立つものであった。¹⁵

三 保護貿易主義の変容

七〇年代以降の保護貿易主義をみる前に、その背景となった貿易収支の推移と為替政策について触れる。七〇年代前半のアメリカの貿易収支は一九七一年には五〇年代、六〇年代の黒字基調から一転し、その後は七三年、七五年を除き、恒常的な赤字が継続する。七〇年代の世界経済は固定相場制から変動相場制への移行、二度の石油危機等大きな変化に直面するが、一九七一年の貿易収支の赤字化もこうした時代の転換点を示すものといえる。その後、一九七七年から八二年の間のアメリカの貿易収支は、およそ三〇〇億ドル程度の赤字を継続するが、レーガン政権の経済政策により貿易収支赤字は八三年から急激な増加を始め、八七年には一、五九五億ドルと歴史的な赤字を記録することになる。(表Ⅲ-1) 輸出の停滞と輸入の増大により貿易収支が急速に変化したのである。これには高金利によりインフレ率が低下したことも作用したが、¹⁶⁾変動為替相場は一九八〇年七月からピークの八五年二月までに八七%の上昇となった。八〇年から八五年の四年間の輸出数量の年増加率はわずか〇・三六%にすぎない。アメリカの輸入増加は、第二次石油危機後の不況に苦しんでいた世界経済を立ち直らせる契機となったが、アメリカ産業の国際競争力の低下も示している。八八年以降のアメリカの貿易収支は、八五年のプラザ合意以降のドル安の効果もあり、徐々に改善傾向をたどる。

一九八〇年代前半、台湾、メキシコ、ブラジル等新産業国家の台頭は貿易市場の競争を一層激化させ、世界貿易のシェアを増大させていく。これらの国々はまた、輸出信用に対して公的資金を投入し支援していたが、アメリカの輸出業者はインフレーションに悩み、ドル高と記録的な高金利が進行していた。アメリカ経済は八二年後半、景気後退

表Ⅲ－１ 米国の国際収支（1952～2010年）

[100万ドル、四半期データは季調済み、貸方（＋）、借方（－）]

年/四半期	財			サービス			財・ サービス 収支	所得受取・支払			経常移転 収支 ²	経常収支
	輸出	輸入	貿易収支	軍事取引 収支 ¹	旅行・ 輸送収支	その他 サービス 収支		受取	支払	所得収支		
1952.....	13,449	－10,838	2,611	528	83	309	3,531	2,751	－555	2,196	－5,113	614
1953.....	12,412	－10,975	1,437	1,753	－238	307	3,259	2,736	－624	2,112	－6,657	－1,286
1954.....	12,929	－10,353	2,576	902	－269	305	3,514	2,929	－582	2,347	－5,642	219
1955.....	14,424	－11,527	2,897	－113	－297	299	2,786	3,406	－676	2,730	－5,086	430
1956.....	17,556	－12,803	4,753	－221	－361	447	4,618	3,837	－735	3,102	－4,990	2,730
1957.....	19,562	－13,291	6,271	－423	－189	482	6,141	4,180	－796	3,384	－4,763	4,762
1958.....	16,414	－12,952	3,462	－849	－633	486	2,466	3,790	－825	2,965	－4,647	784
1959.....	16,458	－15,310	1,148	－831	－821	573	69	4,132	－1,061	3,071	－4,422	－1,282
1960.....	19,650	－14,758	4,892	－1,057	－964	639	3,508	4,616	－1,238	3,379	－4,062	2,824
1961.....	20,108	－14,537	5,571	－1,131	－978	732	4,195	4,999	－1,245	3,755	－4,127	3,822
1962.....	29,781	－16,260	4,521	－912	－1,152	912	3,370	5,618	－1,324	4,294	－4,277	3,387
1963.....	22,272	－17,048	5,224	－742	－1,309	1,036	4,210	6,157	－1,560	4,596	－4,392	4,414
1964.....	25,501	－18,700	6,801	－794	－1,146	1,161	6,022	6,824	－1,783	5,041	－4,240	6,823
1965.....	26,461	－21,510	4,951	－487	－1,280	1,480	4,664	7,437	－2,088	5,350	－4,583	5,431
1966.....	29,310	－25,493	3,817	－1,043	－1,331	1,497	2,940	7,528	－2,481	5,047	－4,955	3,031
1967.....	30,666	－26,866	3,800	－1,187	－1,750	1,742	2,604	8,021	－2,747	5,274	－5,294	2,583
1968.....	33,626	－32,991	635	－596	－1,548	1,759	250	9,367	－3,378	5,990	－5,629	611
1969.....	36,414	－35,807	607	－718	－1,763	1,964	91	10,913	－4,869	6,044	－5,735	399
1970.....	42,469	－39,866	2,603	－641	－2,038	2,330	2,254	11,748	－5,515	6,233	－6,156	2,331
1971.....	43,319	－45,579	－2,260	653	－2,345	2,649	－1,303	12,707	－5,435	7,272	－7,402	－1,433
1972.....	49,381	－55,797	－6,416	1,072	－3,063	2,965	－5,443	14,765	－6,572	8,192	－8,544	－5,795
1973.....	71,410	－70,499	911	740	－3,158	3,406	1,900	21,808	－9,655	12,153	－6,913	7,140
1974.....	98,306	－103,811	－5,505	165	－3,184	4,231	－4,292	27,587	－12,084	15,503	－9,249	1,962
1975.....	107,088	－98,185	8,903	1,461	－2,812	4,854	12,404	25,351	－12,564	12,787	－7,075	18,116
1976.....	114,745	－124,228	－9,483	931	－2,558	5,027	－6,082	29,375	－13,311	16,063	－5,686	4,295
1977.....	120,816	－151,907	－31,091	1,731	－3,565	5,680	－27,246	32,354	－14,217	18,137	－5,226	－14,335
1978.....	142,075	－176,002	－33,927	857	－3,573	6,879	－29,763	42,088	－21,680	20,408	－5,788	－15,143
1979.....	184,439	－212,007	－27,568	－1,313	－2,935	7,251	－24,565	63,834	－32,961	30,873	－6,593	－285
1980.....	224,250	－249,750	－25,500	－1,822	－997	8,912	－19,407	72,606	－42,532	30,073	－8,349	2,317
1981.....	237,044	265,067	－28,023	－844	144	12,552	－16,172	86,529	－53,626	32,903	－11,702	5,030
1982.....	211,157	－247,642	－36,485	112	－992	13,209	－24,156	91,747	－56,583	35,164	－16,544	－5,536
1983.....	201,799	－268,901	－67,102	－563	－4,227	14,124	－57,767	90,000	－53,614	36,386	－17,310	－38,691
1984.....	219,926	－332,418	－112,492	2,547	－8,438	14,404	－109,073	108,819	－73,756	35,063	－20,335	－94,344
1985.....	215,915	－338,088	－122,173	－4,390	－9,798	14,483	－121,880	98,542	－72,819	25,723	－21,998	－118,155
1986.....	223,344	－368,425	－145,081	－5,181	－8,779	20,502	－138,538	97,064	－81,571	15,494	－24,132	－147,177
1987.....	250,208	－409,765	－159,557	－3,844	－8,010	19,728	－151,684	108,184	－93,891	14,293	－23,265	－160,655
1988.....	320,230	－447,189	－126,959	－6,320	－3,013	21,725	－114,566	136,713	－118,026	18,687	－25,274	－121,153
1989.....	359,916	－477,665	－117,749	－6,749	3,551	27,805	－93,142	161,287	－141,463	19,824	－26,169	－99,486
1990.....	387,401	－498,438	－111,037	－7,599	7,501	30,270	－80,864	171,742	－143,192	28,550	－26,654	－78,968
1991.....	414,083	－491,020	－76,937	－5,274	16,561	34,516	－31,135	149,214	－125,084	24,130	9,904	2,898
1992.....	439,631	－536,528	－96,897	－1,448	19,969	39,164	－39,212	133,766	－109,531	24,234	－36,636	－51,613
1993.....	456,943	－589,394	－132,451	1,385	19,714	41,041	－70,310	136,057	－110,741	25,316	－39,812	－84,806
1994.....	502,859	－668,690	－165,831	2,570	16,305	48,463	－98,493	166,521	－149,375	17,146	－40,265	－121,612
1995.....	575,204	－749,374	－174,170	4,600	21,772	51,414	－96,384	210,244	－189,353	20,891	－38,074	－113,567
1996.....	612,113	－803,113	－191,000	5,385	25,015	56,535	－104,065	226,129	－203,811	22,318	－43,017	－124,764
1997.....	678,366	－876,794	－198,428	4,968	22,152	63,035	－108,273	256,804	－244,195	12,609	－45,062	－140,726
1998.....	670,416	－918,637	－248,221	5,220	10,210	66,651	－166,140	261,819	－257,554	4,265	－53,187	－215,062
1999.....	698,034	－1,034,345	－336,310	－7,245	6,836	72,481	－264,239	293,925	－280,037	13,888	－50,428	－300,779
2000.....	784,181	－1,230,413	－446,233	－6,610	2,714	71,349	－378,780	350,918	－329,864	21,054	－58,645	－416,371
2001.....	730,277	－1,152,257	－421,980	－8,398	－3,217	69,201	－364,393	290,797	－259,075	31,722	－64,487	－397,158
2002.....	696,268	－1,171,613	－475,345	－12,761	－4,334	71,916	－420,524	280,942	－253,544	27,398	－64,948	－458,074
2003.....	728,258	－1,269,802	－541,544	－17,062	－12,249	76,671	－494,183	320,456	－275,147	45,309	－71,794	－520,668
2004.....	819,870	－1,485,501	－665,631	－17,232	－15,328	88,846	－609,345	413,739	－346,519	67,219	－88,362	－630,488
2005.....	909,016	－1,692,817	－783,801	－15,512	－13,121	98,258	－714,176	535,263	－462,905	72,358	－105,772	－747,590
2006.....	1,035,868	－1,875,324	－839,456	－11,652	－9,743	101,611	－759,240	682,221	－634,136	48,085	－91,481	－802,636
2007.....	1,160,366	－1,983,558	－823,192	－10,701	4,576	127,217	－702,099	829,602	－730,049	99,553	－115,548	－718,094
2008.....	1,304,896	－2,139,548	－834,652	－13,375	19,103	130,122	－698,802	796,528	－644,554	151,974	－122,026	－668,854
2009.....	1,068,499	－1,575,443	－506,944	－13,378	14,951	130,463	－374,908	588,203	－466,783	121,419	－124,943	－378,432

1 センサス・データをベースに、国際・国民経済計算体系と概念上および定義上の整合性を図るため所定の調整を行ったもの。センサス対象外のデータの補足、国際経済計算上別勘定で記録されている重複データの削除、標準的定義に基づく取引の評価のほか、古い時期のデータについては、期間帰属の適切性を図るための調整が行われている。

2 米国の無償軍事協力プログラムのもとでの財・サービスの移転を含む。

3 金、IMF特別引き出し権（SDR）、外国通貨、米国のIMFリザーブ・ポジションからなる。

次ページに続く

出所）「米国経済白書 2012」[エコノミスト] 毎日新聞社、2012年5月、383～384頁

表Ⅲ－１ 続き 米国の国際収支（1952～2010年）

[100万ドル、四半期データは季調済み、貸方（＋）、借方（－）]

年/四半期	その他の 資本移転 収支	対外資産負債残高の増減							統計的不突合	
		米国保有海外資産の純増、 金融デリバティブを除く [増加/金融流出（－）]			外国保有米国資産の純増、 金融デリバティブを除く [増加/金融流入（＋）]			金融 デリバティブ 収支	合計 （各項目の 合計、 符号は逆）	季調による 不突合分
		合計	米国保有の 公的 準備資産 ³	その他の 米国政府 保有 海外資産	米国民間 保有 海外資産	合計	外国保有の 公的 米国資産	その他の 外国保有 米国資産		
1952.....			－415							
1953.....			1,256							
1954.....			480							
1955.....			182							
1956.....			－869							
1957.....			－1,165							
1958.....			2,292							
1959.....			1,035							
1960.....		－4,099	2,145	－1,100	－5,144	2,294	1,473	821	－1,019	
1961.....		－5,538	607	－910	－5,235	2,705	765	1,939	－989	
1962.....		－4,174	1,535	－1,085	－4,623	1,911	1,270	641	－1,124	
1963.....		－7,270	378	－1,662	－5,986	3,217	1,986	1,231	－360	
1964.....		－9,560	171	－1,680	－8,050	3,643	1,660	1,983	－907	
1965.....		－5,716	1,225	－1,605	－5,336	742	134	607	－457	
1966.....		－7,321	570	－1,543	－6,347	3,661	－672	4,333	629	
1967.....		－9,757	53	－2,423	－7,386	7,379	3,451	3,928	－205	
1968.....		－10,977	－870	－2,274	－7,833	9,928	－774	10,703	438	
1969.....		－11,585	－1,179	－2,200	－8,206	12,702	－1,301	14,002	－1,516	
1970.....		－9,337	2,481	－1,589	－10,229	7,226	7,775	－550	－219	
1971.....		－12,475	2,349	－1,884	－12,940	23,687	27,596	－3,909	－9,779	
1972.....		－14,497	－4	－1,568	－12,925	22,171	11,185	10,986	－1,879	
1973.....		－22,874	158	－2,644	－20,388	18,388	6,026	12,362	－2,654	
1974.....		－34,745	－1,467	366	－33,643	35,227	10,546	24,682	－2,444	
1975.....		－39,703	－849	－3,474	－35,380	16,870	7,027	9,843	4,717	
1976.....		－51,269	－2,558	－4,214	－44,498	37,839	17,693	20,147	9,134	
1977.....		－34,785	－375	－3,693	－30,717	52,770	36,816	15,954	－3,650	
1978.....		－61,130	732	－4,660	－57,202	66,275	33,678	32,597	9,997	
1979.....		－66,054	－1,133	－3,746	－61,176	40,693	－12,526	53,218	25,647	
1980.....		－86,967	－8,155	－5,162	－73,651	62,037	16,649	45,388	22,613	
1981.....		－114,147	－5,175	－5,097	－103,875	85,684	6,053	79,631	23,433	
1982.....		－127,882	－4,965	－6,131	－116,786	95,056	3,593	91,464	38,362	
1983.....		－66,373	－1,196	－5,006	－60,172	87,399	5,845	81,554	17,666	
1984.....		－40,376	－3,131	－5,489	－31,757	116,048	3,140	112,908	18,672	
1985.....		－44,752	－3,858	－2,821	－38,074	144,231	－1,119	145,349	18,677	
1986.....		－111,723	312	－2,022	－110,014	228,330	35,648	192,681	30,570	
1987.....		－79,296	9,149	1,006	－89,450	247,100	45,387	201,713	－7,149	
1988.....		－106,573	－3,912	2,967	－105,628	244,833	39,758	205,075	－17,107	
1989.....		－175,383	－25,293	1,233	－151,323	222,777	8,503	214,274	52,299	
1990.....	－7,220	－81,234	－2,158	2,317	－81,393	139,357	33,910	105,447	28,066	
1991.....	－5,130	－64,388	5,763	2,924	－73,075	108,221	17,389	90,833	－41,601	
1992.....	1,449	－74,410	3,901	－1,667	－76,644	168,349	40,477	127,872	－43,775	
1993.....	－714	－200,552	－1,379	－351	－198,822	279,758	71,753	208,005	6,314	
1994.....	－1,111	－178,937	5,346	－390	－183,893	303,174	39,583	263,591	－1,514	
1995.....	－222	－352,264	－9,742	－984	－341,538	435,102	109,880	325,222	30,951	
1996.....	－7	－413,409	6,668	－989	－419,088	547,885	126,724	421,161	－9,705	
1997.....	－256	－485,475	－1,010	68	－484,533	704,452	19,036	685,416	－77,995	
1998.....	－8	－353,829	－6,783	－422	－346,624	420,794	－19,903	440,697	148,105	
1999.....	－4,176	－504,062	8,747	2,750	－515,559	742,210	43,543	698,667	66,807	
2000.....	－1	－560,523	－290	－941	－559,292	1,038,224	42,758	995,466	－61,329	
2001.....	13,198	－382,616	－4,911	－486	－377,219	782,870	28,059	754,811	－16,294	
2002.....	－141	－294,646	－3,681	345	－291,310	795,161	115,945	679,216	－42,300	
2003.....	－1,821	－325,424	1,523	537	－327,484	858,303	278,069	580,234	－10,391	
2004.....	3,049	－1,000,870	2,805	1,710	－1,005,385	1,533,201	397,755	1,135,446	95,107	
2005.....	13,116	－546,631	14,096	5,539	－566,266	1,247,347	259,268	988,079	33,758	
2006.....	－1,788	－1,285,729	2,374	5,346	－1,293,449	2,065,169	487,939	1,577,230	－4,727	
2007.....	384	－1,475,719	－122	－22,273	－1,453,324	2,107,655	481,043	1,626,612	79,552	
2008.....	6,010	156,077	－4,848	－529,615	690,540	454,722	550,770	－96,048	84,991	
2009.....	－140	－140,465	－52,256	541,342	－629,552	305,736	450,030	－144,294	162,497	
2009: I	－20	112,726	－982	244,102	－130,394	－111,916	107,912	－219,828	7,221	7,761
II	－29	31,734	－3,632	193,750	－158,384	－28,348	128,667	－157,015	69,815	－1,796
III	－36	－276,241	－49,021	57,736	－284,956	342,385	96,616	245,769	19,899	－19,298
IV	－56	－8,685	1,379	45,754	－55,817	103,615	116,835	－13,220	－14,779	13,336
2010: I	－3	－301,389	－773	9,433	－310,048	320,217	72,507	247,710	74,494	11,715
II	－2	－141,177	－165	－2,441	－138,572	162,096	43,568	118,528	92,249	－4,273
III p.....	－8	－324,506	－1,096	571	－323,981	506,126	141,614	364,512	－54,385	－19,773

(注) 国際収支に基づくデータ。1999年以降においては、米国海外軍需品販売プログラムによる軍需品輸出および米軍関係機関による海外での石油輸入は「財」に含まれ、「軍事取引収支」から除かれている。同じく1999年以降、航空機や船舶が海外で購入した燃料は、「旅行・輸送収支」ではなく「財」の輸出入に分類されている。
(出所) 米国商務省（経済分析局）

から回復を始めたものの、八三年の世界貿易は三年連続縮小し、世界経済の景気後退に加え、国内の対応措置はアメリカの輸出に対する需要を一層制約することになった。

こうした国内の経済環境に加え、国際貿易の困難が拡大したことに対応して、八〇年代のアメリカの貿易政策は議会を中心に保護貿易主義的傾向を強めた。レーガン大統領が発表した新通商政策は「自由・公正貿易」の実現を目標に、海外の不正な貿易慣行への対抗に主眼を置いたのが最大の特徴であった。「一九七四年通商改革法」三〇一条（不正な貿易慣行に対する報復措置の適用）の積極的活用である。レーガン政権は発足以来、ともかくも「新自由貿易主義」をとえ、新通商政策のねらいのひとつが議会に対して保護主義機運の圧力をかわすことであった。しかし、三〇一条は「八四年通商関税法」三〇四条の改正で適用範囲が拡大される。¹⁷とくに、下院において地域利害がストリートに連邦レベルの政策措置につながりやすく、厳しさを増していく貿易摩擦のダイナミズムが作用していた。このような保護貿易主義の圧力は下院で「八七年貿易・国際経済政策改革法」、上院では「八七年包括貿易法案」がそれぞれ提出されるという動きになってきた。レーガン政権の貿易政策は全体としてみれば、自由貿易を標榜しながら、現実には保護主義的措置が拡大するという矛盾に満ちたものとなった。「大統領の一貫した目標は、国内および国外双方における自由貿易であった。しかしながら、国内の政治的圧力に対応して、レーガン政権はフーバー政権以来のどの政権よりも貿易に関してより新たな制限を押し付けた。」¹⁸こうしたレーガン政権の貿易政策は八〇年代の産業再生のもうひとつの枠組みを与えるものであったが、それはGATTを制度的枠組みとした戦後自由貿易体制に大きく変質を迫るものであり、戦後ボックス・アメリカナの世界的政治経済秩序の変質を示す重要な転換点となった。

一九七四年通商法三〇一条の積極的適用やドル高是正への協調介入（一九八五年九月のプラザ合意）等によって期待

されたアメリカの貿易赤字の縮小は、対日赤字に関してはほとんど効果がなかった。その間、アメリカでは産業の地盤沈下、競争力低下に対する危機感が強まっていった。そして、外国の不正貿易慣行に対する報復が大統領に委ねられているために三〇一条が十分に活用されず、またその実施手続きに時間がかかり過ぎることから、三〇一条が外国の市場開放の手段としては不十分であるという批判が強くなっていく。そこで議会は、通商・金融等の分野における規制強化によってアメリカ産業の利益擁護、輸出促進、競争力強化を図るための教育・訓練とともに三〇一条の強化（スーパー三〇一条）を盛り込んだ一九八八年包括通商・競争力法を制定した。¹⁹

一九八八年包括通商・競争力法（Omnibus Trade and Competitiveness Act of 1988）は、一九八八年八月二三日にレーガン大統領の署名を得て発効した。法案は上下両院における三年以上にわたる超党派的な努力の結果であり、一九八五年に提案され、八八年四月二一日市場閉鎖の事前通告に関する条項に反対するというレーガン政権の主張をほぼ取り入れ、妥協案が成立した。下院は三二二対一〇七、一週間後に上院も六三三対二六で可決した。それにもかかわらずレーガン大統領は保護主義的色彩が強すぎるとして拒否権を行使したが一部削除のうえ議会に再提出され下院が三七六対四五で通過、上院八五対一一で可決成立した。²⁰ 同法の特徴は、単に貿易に関する施策だけでなく、教育などの国内政策も含んだ総合的なものである。反ダンピング法の強化と相殺関税法の改正、外国の不正貿易慣行への規制強化、知的所有権の保護とプロセス保護のための特許法、エクソン・フロリオ（Exon-Florio）条項などのほか、先述の競争力強化のための教育・訓練の規定を含み、経済力ないし国際競争力の低下したアメリカ産業に対し広範な分野の対応措置を規定した。²² 八八年包括通商・競争力法三〇一条は七四年通商改革法の第三〇一条を大幅に修正したもので、通常の三〇一条より強力であるためスーパー三〇一条と呼ばれる。これは「不正」な貿易のケースと認定さ

れた場合、その不公正貿易慣行に関して調査期間と必要な場合の対抗措置の発動の権限を大統領から通商代表部（USTR）に委譲するようにしたものである。しかし、大統領は依然、報復の手法とタイミングに関する管理権限を保持していた。⁽²³⁾当初、スーパ一三〇一条は二年間の時限立法であったが、一九九四年三月には再びクリントン大統領の署名を得て二年間復活し、さらにその後、大統領行政令により九七年まで延長された。そして、九九年一月にもクリントン大統領の行政令により再び二年間の時限で復活した。

八八年法ではこの一三〇一条（いわゆるスーパ一三〇一条）に加え、第一三〇三条（いわゆる特定三〇一条）を追加した。これは知的財産保護が不十分なため自国企業の公正な市場アクセスが阻害されている場合に国を特定して第三〇一条をより迅速に適用するものである。USTRは知的財産権の適切かつ効果的な保護を拒否している国を交渉優先国として特定し、三〇日以内に三〇一条調査が開始された場合、三〇日以内に報復措置を取るとした。その他の特定三〇一条の特徴としてGATTによるウルグアイ・ラウンドにおける交渉継続の権限を大統領に認めた。とくに、大統領は銀行業、保険その他サービス分野で市場開放に向けた協定・交渉のためのあらゆる努力を尽くした。また早速、日本に対して東芝機械の親会社、東芝からの政府調達に関して三年間の禁止措置を要求した。これはソ連に向けた技術売却に伴い、輸出管理に違反したというものであった。特定三〇一条の新設においても知的財産権を貿易政策として重視するアメリカの意図があった。⁽²⁴⁾

八八年包括通商・競争力法はその目的として自由貿易（free trade）から公正貿易（fair trade）への転換を意味した。すなわち貿易赤字が拡大するにともない、それが政治的および経済問題となり、保護貿易主義者による同法の議会ロビー活動が活発化するに至り政府と国民の関心は自由貿易に対する支持を外国政府の主張（agents）とみなすように

なった。⁽²⁵⁾ アメリカ政府は外国政府が基本的に互恵的な貿易政策を執らないかぎり他諸国の財・サービスに対してアメリカ国内市場を開放することはないとした。むしろ、不公正な貿易慣行とみなされる取引に反対するにあたっては将来に報復する意志を示した。⁽²⁶⁾ そして、八八年包括通商・競争力法の成立はGATT体制における多国間協議による交渉を避けるために、二国間あるいは一方的な通商交渉に重点を移していった。この強権的かつ市場開放的な貿易政策はアメリカ企業の収益性低下と失業者増大を背景にますます必要性から強調されるに至り、戦後通商体制の決定的な転換を意味した。

先述したように、アメリカの貿易政策理念は一九八五年のレーガン政権の新通商政策によって自由貿易主義から公正貿易主義への転換を意味した。アメリカは公正貿易を「同じ土俵での競争」⁽²⁷⁾とみなしており、これはアメリカと諸外国との間の貿易をめぐる競争条件等を同等のものとすることを意図したものであった。アメリカの公正貿易の要求は新しい相互主義といわれる。同時に制裁の脅しを伴う相互主義であるが、異なる競争条件のもとでの競争が先端技術部門、農業、サービス産業等アメリカの競争力の強い部門の輸出を抑制し、それが経済全体の収支不均衡の原因になっているという見方である。そこでの貿易政策理念上の特徴は、一方的貿易主義からの乖離を意味する点である。⁽²⁸⁾ すなわち、諸外国はアメリカ市場への自由なアクセスが確保されている一方で、自らの市場は不公正な障壁で保護しアメリカ製品のアクセスを妨げているとし、貿易相手国の一方的市場開放や輸入の自主拡大を要求するという相互主義的貿易政策に転換したのである。

四 輸入保護主義

アメリカの保護主義は、一九八〇年代に入ると七〇年代以降の輸入保護主義を継続しつつも大きく変質する。これは前述の三〇一条アプローチと地域主義の台頭であるが、とくに三〇一条アプローチはバグワティによって輸入保護主義と呼ばれた。⁽²⁹⁾ アメリカの輸出を阻害する不公正貿易慣行の申し立ては、通商法三〇一条によっておこなうことができるが、この条項は八〇年代初頭、精力的に使われた。この「ばかげていてしかも危険な三〇一条規定」は国際收支黒字の諸国をねらい、これら諸国に対して苛酷な対応を求めている。⁽³⁰⁾

バグワティによると、輸出を不法に阻害するのが不公正貿易慣行だとすると、単に危険な通商立法や三〇一条適用の活発化を招くだけではない。これがまた、市場の開放性や公正な参入という問題が規則に照らして判定されるのではなく、もっぱら「結果」を基準にして判断されるといえる、という。⁽³¹⁾ 望んでいた輸出量という結果がはつきりと目に見えないかぎり、それは不可解かつ不公正な保護がある確実な証拠と解釈される。不公正な貿易をめぐる、こうした雰囲気は現実を生み出す結果は、二国間貿易についての数量重視とともに、一国の輸入についての「輸出自主規制 (voluntary export restraints : VER)」があり、バグワティは、一国の輸出についての「輸入自主拡大 (voluntary import expansions : VIE)」によって代替させて、この動きを危険なものに見なしている。⁽³²⁾

こうした保護貿易主義が台頭する経緯と背景に触れる。アメリカの貿易政策はケネディ政権後、鉄鋼、家電品、通信機器、自動車等の輸入が急増した。それに伴って、これら産業の経営者と労働組合は輸入規制を求めて議会に強く働きかけた。アメリカの最大の労働組合 AFL-CIO は、これまで自由貿易政策の支持者であったが、輸入競争に

よる失業の増大という事態に直面して保護貿易政策支持へと転換した。議会に提出された保護貿易政策支持者による輸入規制法案は前述の七〇年のミルズ法案と七二年のバーク・ハートケ法案が顕著である。加えて、七四年通商改革法は関税および非関税障壁の軽減撤廃を図りながら、他方でその枠外で繊維、鉄鋼、その他の輸入品に輸入規制措置（対米輸入自主規制）が導入された。先述の農産品につづき、工業品においても繊維製品のような労働集約的な軽工業品から輸入抑制がはじまった。繊維製品の輸入が顕著なため日本政府に繊維製品の輸出自主規制（voluntary export restraints : V E R）を要請し、一九九七年から五年間の自主規制協定（voluntary restraints agreements : V R A）が結ばれた。⁽³³⁾さらに、繊維製品の輸入規制を包括的に発展途上国からの輸入全体の抑制をすべく国際協定の作成をめざした。これは一九の主要貿易国の間で一九六一年に綿製品貿易に関する短期取決め（Short-Term Agreement on Cotton Textile Trade : S T A）、一九六二年の有効期間五年間の綿製品貿易に関する長期取決め（Long-Term Agreement on Cotton Textile Trade : L T A）として締結された。L T Aは期間を五年として締結、六七年、七〇年、七三年に更新され、六〇年代を通じて綿製品貿易を規制した。⁽³⁴⁾S T A、L T AともにG A T Tの枠組みの下でおこなわれているが、数量制限を導入する保護主義的協定であり、⁽³⁵⁾G A T Tの基本原則に背くものであった。これはS T A、L T Aの締結に先立って、一九五九年、六〇年のG A T T協議ではアメリカ主導により市場攪乱（Market disruption）について議論されたことにもとづいている。

輸出自主規制（V E R）と輸入自主規制（V I E）はともに、自由貿易の原則からすると、逆説的であるが、問題とされるのは規則であって、量的な結果ではないのである。輸出自主規制は特定の諸国への輸出割当と規制の適用を強制することで、その特定国からの特定商品の輸入を制限する。一方、輸入自主拡大は、あらゆる可能な手段によって、

特定諸国による特定商品の輸入を要求する。輸出自主規制は輸入保護主義を反映し、輸入自主拡大は輸出保護主義を構成する。また、アンチダンピング措置は、行政的価格設定や補助金相殺措置等の価格規制措置（price control measures）とともに非関税措置としてとらえられる。アンチダンピング措置は先述の一九八八年包括通商・競争力法において、国内政策も含み強化が図られたものであった。これには反ダンピング法とともに相殺関税法の改正とも外国の不正貿易慣行への規定強化、知的所有権の保護とプロセス保護のための特許法、エクソン・フロリオ条項等がある。アンチダンピング措置は一九五〇年代後半からアメリカの鉄鋼輸入が次第に増加し、鉄鋼輸入を制限しようとする動きが高まったことに端緒をもっている。これにはアメリカの鉄鋼業者によるダンピング提訴がおこなわれたほか議会においても輸入制限立法活動が繰り返しおこなわれている。そのため日本やEC諸国の鉄鋼業者はこの圧力の前に一九六九年から三年間、さらに七二年から二年半の対アメリカ鉄鋼輸出についての輸出自主規制（VER）をおこなえない状況に追い込まれた。また、輸出自主規制は対アメリカ輸出量の伸びを二・五〜三％に抑えるというものであった。

こうした状況はクリントン政権における貿易政策において自国の経済的覇権のための競争力強化や経済成長と雇用の確保、そしてそのために必要な輸出の拡大策をとるなど経済を安全保障の中心におく経済安全保障を掲げる。対外経済政策の調整と立案をおこなう国家経済会議（NEC）を設け、自国の経済的利益を最優先させるアメリカ優先主義を掲げ、アメリカ自身の強化を目指した。とくに、対日要求はより強硬となり、スーパー三〇一条の復活と数値目標の設定、結果を重視する管理貿易に傾斜し、保護貿易主義の強化を指向する。一般に、管理貿易については、素朴な意味での自由貿易政策に含められないものすべてを管理貿易と位置付けることもできる。まず、GATT、WTO

の枠組みにおいて認められている諸措置が考えられる。これには譲許税率の決定・運用、セーフガード（緊急輸入制限）の発動、ダンピング防止税や相殺関税の賦課、発展途上国に対する一般特惠関税の適用などがあり、効率的かつ公平な貿易構造の実現と多角的あるいはルール志向的な管理貿易といえることができる。一方、二国間ベースで取りきめられる輸出自主規制やその他の市場秩序維持協定（Orderly Marketing Agreement : OMA）などの結果主義的貿易政策も管理貿易に含まれる。また、クリントン政権では、前述結果を重視する管理貿易を推進すべく、それまで各省庁ごとに分散していた輸出促進策を統合して「国家輸出戦略」をはじめて策定した。クリントン政権の貿易政策はさらに、ウルグアイ・ラウンドを推進する多国間主義、NAFTA策定等の地域主義、そして対日、対EC貿易交渉等の二国間主義から成っていた。

ブッシュ政権における貿易政策は「競争的自由主義」という政策理念を掲げるものの、経常収支赤字は継続し、クリントン政権の貿易政策を継承する。とくに、経常収支赤字の拡大の原因として挙げられるのは、アメリカにとって最大の貿易相手国となった中国の台頭である。中国に対するアメリカの通商交渉の基本方針は、対話と圧力という硬軟両面作戦でのぞんだ。オバマ政権のもとでも米中戦略・経済対話（S&ED）や米中合同商業通商委員会（JCCT）³⁶などで対話しながら、一方で中国の保護的措置に対してWTO提訴、アンチダンピング税や相殺関税の賦課といった通商救済ルールの活用等、積極的な手法をとる。

アメリカの貿易収支赤字は中国に対してのみ拡大したのではなく、二〇〇二年以降、カナダ、メキシコ等NAFTAでおおよそ九五〇億ドル、ECに対しても約九〇〇億ドルと悪化しているのである。貿易収支赤字の拡大はかつての日米摩擦に照らしてもアメリカ国内における保護主義圧力の上昇を示す指標であるが、アメリカ産業、労働者への打

撃という点からアメリカ国内の懸念を増幅させているのが企業のグローバル化や国際調達（アウトソーシング）の進展である。とくに、アメリカ製造業は輸入の拡大による打撃や政府規制、税、社会保障負担、医療制度などによりアメリカ産業の競争力低下に対する危機感を強めている。これに対して政府は、アメリカ製造業の直面する問題を探るとともに、産業界の要望を政策に反映させるための窓口として「大統領製造業評議会」（President's Manufacturing Council）を設置して技術革新、教育、政府規制のコスト軽減、ヘルスケア制度改革等々の国内問題に関して提言を行っている。対外政策の貿易関連ではアメリカ企業が内外の市場で公正な競争機会獲得のための外国の障壁除去や市場開放と貿易協定遵守の確保を強く求めた。一方でアメリカ国内の産業を保護したり補助金を供与するのは自由貿易主義の政策理念に反するものとの姿勢を貫いている。

- (1) I. M. Destler, "American Trade Politics : System Under Stress,"

Institute for International Economics, The Twentieth Century Fund, 1986, PP.37-38

この行動は、一九七二年の大統領選挙の前に、主にインフレを悪化させずにアメリカ経済を活気づけることをめざしたものであった。したがって、それはまた、国内の景気刺激手段と賃金および物価の統制をも含んでいた。

- (2) 松村文武「現代アメリカ国際収支の研究」東洋経済新報社、昭和六〇年六月、六八頁
- (3) Economic Report of the President, January 1977, P.298
- (4) Ibid., January 1970, PP.126～132
- (5) 石崎昭彦、佐々木隆雄、鈴木直次、春田素夫著「現代のアメリカ経済」東洋経済新報社、昭和六二年八月、一九六頁
- (6) I. M. Destler, op. cit., P.39

(7) 戦後国際経済体制の理念は、周知のように、自由・無差別多角的貿易体制であるが、アメリカの当初の目標は自由貿易よりも無差別多角的貿易体制にあり、その実現のためには関税引き下げよりも差別撤廃を重視していた。これは為替管理と貿易数量制限の撤廃、同時に市場開放や機会均等要求にもとづいて特惠関税や保護関税よりも差別を悪とみなしていた。これには第二次大戦の原因がブロック化などの経済的差別にあるとの一般的認識もあり、無差別原則は国際経済体制における理念として一層強調されていた。

(8) 中本悟「現代アメリカの通商政策」有斐閣、一九九九年一〇月、三二頁

(9) Harold Underwood Faulkner, "American Economic History," Harper & Row, 1960, P.647

(10) H. W. Arndt, "The Economic Lessons of Nineteen-Thirties," Frank Cass & Lo L.T.D., 1963, PP.31~32

(11) 小山久美子「米国関税の政策と制度」お茶の水書房、二〇〇六年一月、一二~一五頁
ホーレイ・スモート法とフォード・ニール・マッカンバー法の成立要因に着目する。フォード・ニール・マッカンバー法をホーレイ・スモート法伸縮関税条項と関連づけて同条項成立の意義を取り上げたことはなかったが、伸縮関税条項成立をフォード・ニール・マッカンバー法に遡り考察している。

(12) C. P. Kindleberger, "The World in Depression 1929~1939," PP.131~135 (石崎昭彦、木村一朗訳「大不況の世界一九二九年~一九三九年」、東京大学出版会、一九八二年一月、一〇九頁)

(13) Harold Underwood Faulkner, op. cit., P.647

(14) Abraham Berglund, "The Reciprocal Trade Agreement Act of 1934," The American Economic Review, September 1935, Vol xxx, No 3, PP.415~417

(15) Frederick K. Adams, "Economic Diplomacy: The Export-Import Bank and American Foreign Policy," University of Missouri Press, 1976, PP.87~90

互恵通商協定をめぐるのは、国務長官のコーデル・ハル (Cordell Hull) とブレーンであったセイヤー (Francis B. Sayre) と農業調整局にいたピーク (George N. Peek) の対立とともに議会においても与党と野党の対立があった。

- (16) Economic Report of the President, February 1990, P.91
一九八二年から八七年の経常収支赤字は、高金利によるインフレ率の低下のほか、国内貯蓄率の低下とそれ以上の投資過剰にもあつた。貯蓄率が回復するにしたがい、ピークの八七年以降、経常収支赤字は三〇%以上が削減された。
- (17) 地主敏樹、村山裕三、加藤一誠編著「現代アメリカ経済論」ミネルヴァ書房、二〇一二年四月、二三三頁
第二期目のレーガン政権は、議会の圧力に抗しきれず、通商政策の重点を自由貿易から公正貿易に移し、七四年通商法三〇一条の積極的な発動と一方主義を使った外国政府の不正貿易慣行の是正、二国間交渉の強化、さらにFTAの推進を表明した。
- (18) J. David Richardson, "U. S. Trade Policy in the 1980's : Turns and Road. Not Taken," Martin Feldsten, (ed) American Economic Policy in the 1980's, University of Chicago Press, 1994, P.628
- (19) Edward S. Kaplan, "American Trade Policy 1923~1995," Greenwood Press, 1996, P.114
- (20) Ibid., P.116
- (21) 通商摩擦問題研究会編 福島栄一監修、「米国の八八年包括通商・競争力法」日本貿易振興会、一九八九年四月、一一～一五頁
これは一九五〇年国防生産法 (Defence Production Act) の修正で、諸外国の対米直接投資に影響を与えると予想された条項である。この条項は国防関連の企業の合併、買収、取得が国家安全保障を損なうと判断された場合、大統領はその取引を中止または禁止することができるというものである。また、この条項が八八年包括通商・競争力法の中に盛り込まれた直接の契機は、富士通のフェアチャイド買収の動きにあつたとされる。
- (22) 前書、一〇一～一〇三頁
- (23) Edward S. Kaplan, op. cit., P.116
- (24) Ibid.,
- (25) Ibid.,
- (26) 通商摩擦問題研究会編「米国の八八年包括通商・競争力法」前書 一一～一二頁

SED (Strategic Economic Dialogue) はブッシュ政権のもと二〇〇六年ヘンリー・ポールソン財務長官の主導で始まった米中間の閣僚級経済対話。S & ED (Strategic and Economic Dialogue) はオバマ政権のもと、経済に加え、安全保障分野も対象に加えた米中対話。J C C Tは両国の通商問題の特定、解決と通商機会の拡大の場として利用する。一九八三年に設置、二〇〇四年から閣僚級に格上げされた。SED、S & EDでは、両国のマクロ経済や金融制度、貿易・投資などの総論的な事項を、J C C T (Joint Commission on Commerce and Trade) では貿易・投資に関する各論的・実務的な事項を協議する。また、J C C Tの会合はハイテク製品、農業および知的財産権保護に関して、W T O紛争となり得る七件の問題を解決した。

国際貸借論をめぐる諸学説

小林 通

はじめに

一般に国際間で貿易が行なわれることによって、その当事国間にあつては必然的に貸借関係が生じることになることは自明である。しかしながら、国際貸借 (balance of international indebtedness) の各項目が、悉くただちに受払いの対象とするものではない。中には数ヵ月後また数年後にはじめて受払いされるものもある。現実に受払いされるべき勘定は、国際収支 (balance of international payments) の勘定である。国際貸借は国際収支と同義語として解釈される場合が多いが、これらの二つは概念上区別されるべきものである。

すなわち国際貸借とは、一国が他の諸国に対して有する一切の対外資産負債の残高をある一定時点において捉えた概念である。それは「ストック」としての性格を意味している。換言すれば、ある時点において財貨やサービスの輸

出によつて受取る債権を「貸」として、財貨やサービスの輸入によつて生じた債務を「借」として綜合し対照したものである。国際収支とは、一国経済が一定期間（通常一カ年間）に亘る他の諸国との間の対外収支状況を明らかにしたもので「フロー」の概念で捉えられるものである。以上のように、国際貸借と国際収支との関係は国際貸借が原因であるとすれば、後者のそれは結果となるものである。⁽¹⁾このように国際間における貸借関係は、そのまま貸借に対する為替の需給状況の変化から為替相場の決定や変動原因を導き出すことができる。すなわち、それは、国際貸借説 (theory of international indebtedness) と呼ばれている。

一般に外国為替に関する学説は、その中心とする課題が、外国為替相場がどのように決定され、また変動する諸原因が何かを追求し、明らかにすることが中心となっている。外国為替相場の決定は、一般の商品価格が市場においてその需要と供給関係によつて変動したり、また決定したりすると同様に為替に対する供給と需要が直接的な要因となつて相場が変動したり決定するのである。この点外国為替変動の原因および決定の起源と進歩の時代となつた一六世紀に、さらに第一次世界大戦後半に起源をもつ近代的な外国為替理論においても十分に共通するところであるが、為替に対する需給がいかなる要因によつて影響され、またその正常な相場となる帰着点は、どこになるのかの観点に於いて学説が相違することとなる。もちろん、その相違は、時代的な背景によつてかなり条件が違つてくる。

外国為替理論は、外国為替変動の要因および結果と経済制度についての分析という意味では、スコラ学派の論者、政府の経済専門家、商人などによつて既に一六世紀、一七世紀および一八世紀の間に生成、発展したものといわれている。P・アインチヒによれば、例えばそれは、(1)投機または「陰謀」理論、(2)貿易収支説、(3)貸借差額説、(4)正貨現送点メカニズムの理論、(5)物価に対する為替相場の影響に関する理論、(6)需給説、(7)数量説、(8)購買力平価説、

(9) 交易条件説、(10) 利子説などとされている。⁽²⁾ これらの中の古典的な国際貸借説・購買力平価説・為替心理説などは、その後の為替学説の有益な基盤となっている。特に国際貸借説は、為替相場成立の要因、変動過程を分析するうえで、国際間の取引である輸出入において発生する貸借関係がその決済方式として外国為替を用いることになるとして、一六世紀中葉からの貿易全盛期であった重商主義時代以前から、その中心課題として捉えられていたものである。

(1) 拙著『外国貿易論』高文堂出版社 平成元年、一〇二―一〇三頁。

(2) Paul Einzig, *The Theory of Foreign Exchanges*, 1962. P.139. 小野朝男他訳『外国為替の歴史』ダイヤモンド社、昭和四〇年、一六二頁。

重商主義期の為替論

重商主義時代は、それ自体の性格上概念解釈の相違はもとより、時代的分起点においても一六世紀中葉から一八世紀中葉期の約三〇〇年の期間として捉える場合と時代的发展段階の相違する欧州各国において出現し形成された新経済体制としてのその政策的特徴をすべて包含するとして、その時代をさらに広義の意味で捉える場合とがある。⁽¹⁾

重商主義時代以前の二三世紀以来ヨーロッパ全土におけるイタリア系銀行家たちの金融ネットワーク市場と比較して、非常に貧弱であったイギリス金融業者たちのそれは、ロンドンとアントワープという市場のみでしか羊毛と毛織物の輸出入を行なえなかったイギリス貿易商人と呼応して、ロンドン市場においてポンド・スターリングの相場を

高値にシフトさせる為替政策を行い、またそのための理論はグレシャム (Sir Thomas Gresham : 1519-79) において既に見出せるとされている。そして為替の出現は、イギリスでの第一次エンクロージャーの進行後、輸出と関連した商人や産業資本層の急速な台頭が、旺盛な資金需要をもたらし商売上で貨幣の欠乏が足枷となった。当然のように、それは、その需要を満たしそれに代わるものの出現によって補われなくなかった。これは、正に信用創造としての為替の形態であった。⁽²⁾

これらを背景に一七世紀初頭において、当時の実務経済学者たちの間で貨幣、為替、外国貿易に関する論争が展開された。重商主義時代の経済的特徴は、一六二〇年代初期において、イギリスでは金銀の海外流出が増加したため通貨不足が深刻化し、それが原因となって国内の不況の原因とされた。事実そのことに関してさまざまな考え方が現れてきた。⁽³⁾

それはジェラルド・ド・マリーンズ (Gerrard [Gerard] de Malynes [Malines] : fl.1586-1641)、エドワード・ミッセルデン (Edward Misselden : fl.1608-54)、トーマス・ムン (Thomas Mun : 1571-1641) などであった。⁽⁴⁾ 例えば、マリーンズは、金銀の流出原因をイギリスの為替レートの過小評価であるとして、そのため、輸入財が高価になり反対に輸出財が安価となって、その結果貿易上の収支が逆調となると考えた。またマンやミッセルデンは、わが国の財宝を運び去るのは、為替におけるわが国の貨幣に対する低い評価ではなくて、わが国の貿易の不足額であると考えた。すなわち貿易上の輸出と輸入とにおける順バランスが崩壊することが不況の原因としたのである。

(1) W.フェルナーは、「その時代をトマス・アキィナスと一八世紀末葉の英国産業革命との間の時代にはさまれる五〇〇年の

期間の後半期に当たっている」といふ事。(Cf. William Fellner, *Emergence and Content of Modern Economic Analysis*, 1960. The McGraw-Hill Book Co., Inc., N.Y. pp.28-30. 松代和郎訳『近代経済分析―その発生過程と内容―』創文社、昭和四三年、二六―三八頁参照)。

(2) 森本義輝「トマス・グレシャム論の進展」『秋田経済大学論叢』第一五号別冊参照。

(3) 一七世紀初頭のロンドンの輸出貿易については、F.J. Fisher, 'London's Export Trade in the Early Seventeenth Century', *The Economic History Review*. second series, vol.III, No.2.を参照。トマス・グレシャムについては、H. Buckley, 'Sir Thomas Gresham and the Foreign Exchanges', *The Economic Journal*, vol.34, 1924. F.W. Fetter, 'Some Neglected Aspects of Gresham's Law summary', *The Quarterly Journal of Economics*, vol. XLVI, 1964. を参照。

(4) 経済的時代背景を取り入れながら当時の為替論争を取り扱ったものとして、山之内靖「イギリス市民革命期における為替論争の経済的背景」『土地制度史学』第九号、お茶の水書房、一九六〇年、二二―三九頁を参照。これら三人についての理論比較は、Cf. Terence Hutchison, *Before Adam Smith The Emergence of Political Economy, 1662-1776*. Basil Blackwell Ltd., 1988. pp.12-24. 拙著『国際分業論前史の研究』時潮社、平成九年を参照。

(1) ジェラルド・マリーンズの為替論

ブリオニスト (bullionist) としてのマリーンズの為替論は、その消極的な貿易観、すなわち、「(国家は一大家族以外の何ものでもない)、しかも君主は、(その家長である)、彼の王国と他国との貿易や通商において、ある種の平等を維持して、国内商品に対して外国商品が、オーバー・balancing (overballancing) しないように、すなわち販売する以上に購入しないようにしなければならない。なぜなら、それによって君主の財宝と王国の富とは減少し、いわば彼の支

出は比較的大きくなり、所得あるいは収入を超過するようになるからである」⁽¹⁾ことに依拠しているように思われる。

彼は、国家の地金銀や貨幣などが流出することによって、ますます国富が減少するのは、国際取引上における交易条件の悪化に基づく国際収支上の逆調を来たすことを指摘した。「この王国の富は、正に三つの方法以外には減少するものではない。すなわち、(二つ目は) 国外へ現金や地金を流出することによって、(二つ目は) 国内商品をあまりにも廉価で販売することによって、また (三つ目は) 外国商品を余りに高価に買い入れることによってである。そして主としてこの点にオーバー・balancingが存在するのであり、それが不均衡の原因であり、われわれは結局それと交換に外国財貨を獲得するために、貨幣と財貨との二つを与えるのである」⁽²⁾としている。

地金銀や貨幣が国外へ流出することは国富の減少を意味し、それは貿易上の交易条件悪化が原因であるとする。換言すればそれは、イングランドにおけるすべての貿易衰退の原因が、貨幣不足に結果するものであると同義語となる。さらに彼は、為替手形による低い為替相場によって生じたわが国の正金の運搬というような、貨幣・地金銀の国外流出には為替によるという限定が介入してくるようになる⁽³⁾しながら、貿易衰退の原因として為替手形によるわが国の貨幣の低評価、それに対する外国鑄貨の高評価を挙げている⁽³⁾。

ところでマリーンズは、貿易に関連して最も重要な地位を為替に与え、「地金銀が泉であり、貨幣は水に過ぎないが、為替は総ての個人の利益にサービスする川である」⁽⁴⁾として為替を大きく評価している。本来為替は、「貨幣の現送を避けるために、等価値に従って各国の貨幣の量目、純分、価値付けを基にして考案されたものである」⁽⁵⁾として、外国為替の本質を次のように展開している。それによれば、わが国と外国との間のすべての取引における財貨、貨幣、外国との手形による貨幣の交換(すなわち外国為替)が、人間の基本的な三つの部分である身体、心、精神にそれぞれ

置き換えることができる。そしてその中で外国為替は、精神および心の機能として働き、財貨、貨幣の価格や価値を支配しコントロールして、取引の活力を強化するものであると論及する。⁽⁶⁾

そして貨幣が最も純粋な金属である金・銀から、国内における一切の財貨やその他のものに価格を与える標準尺度として鑄造されるように考案され、そのため共通の尺度と呼ばれるに至った貨幣と同様に、貨幣の交換である為替は、わが国と外国との共通の尺度であるといえるものである。⁽⁷⁾

また同様に「時計の場合では、多くの歯車があつて、その最初の歯車が動かされて、第二番目を動かし、それが第三番目の歯車を動かし、こうして最後に、最後の第四番目の歯車が時刻を打つ器具を動かすのである。為替においても同様である。なぜなら貨幣が考案されて財貨という歯車を刺激し、それを動かす最初の歯車となった。しかし国際間の貨幣の為替という歯車は、時計の時を打つ器具に似ている。そこにおいては、為替が能動的なもの (active) であり、財貨、貨幣は受動的なもの (passive) となる」⁽⁸⁾とも述べている。

この点で考慮すると、マリーンズにおける外国為替論は、貨幣の購買力と貨幣価値と同一視する理論である素朴な購買力平価説と称される向きがある。⁽⁹⁾ それは、スチュアート治世の初期にイギリスがその被害を被っていたすべての経済的紛争の責任を投機的業者に負わす理論を打ち立て、科学的根拠を与えようと努めたことに関連しており、マリーンズが為替の諸操作に関して、意図的にもつと言えは故意的に叙述したことで裏付けられることは確かであるとの考え方からである。しかし、これは、マリーンズが為替の理論と国際貿易の理論との表裏を取違え、問題を置き換えた点があり、それは大いに問題とされるところである。というのは、当時の経済発展段階での経済構造がまだ十分発達できてはいない生産過程があり、そこから国富 (GDP) を獲得できるようにはなっておらず、まだまだ流通過

程からのみからの国富 (GDP) の増殖に依存していた時代であつたはずである。当然のように輸入を制限し輸出を奨励しなければ富の流入は期待できない。マリーンズのように、富である貨幣 (金銀などの貴金属、地金) の減少につながる海外流出を防ぎ、海外からの貨幣の流入をもたらしようとする政策は当然であつたと思われるが、極端な輸入禁止令やそれに関連する一連の政策のすべては為替が先行しており、本来の貿易を繁栄させ国内の富を増加させようとする考えが第二次的なものとなっている。そのため、貨幣数量説の貨幣数量の減少→国内物価の下落→自国貨幣の購買力の増加→為替相場の上昇という展開から為替の悪用→貨幣流出→国内物価安 (外国物価高) →貿易のオーバー・バランスという図式が描かれた。マリーンズは、揶揄すれば「為替平価」こそが真の「バランス・オブ・トウレイド」であつたのである。

この理論は、三つの「M」——一方ではマリーンズ、他方ではミッセルデンとマン——の間の外国為替史における最も重要な論争の一つの出発点を提供した。マリーンズの二人の反対者たちは、正貨の損失が貿易収支の逆調によるものと主張した。⁽¹⁰⁾ 結局ブリオニストとして代表されるマリーンズは、ヨーロッパ全土におけるバンカーたちによる諸処での為替における悪用が、イギリス商品の外国商品に対する相対的低位をもたらし、その結果の交易条件悪化にリンクし国外への貨幣流出となり、貨幣不足となると結論する。⁽¹¹⁾

(1) Gerard de Malynes, *A Treatise of the Canker of Englands Common Wealth. Devided into three parts : wherein the Author imitating the rule of good Physicians, First, declareth the disease. Secondly, sheweth the efficient cause thereof. Lastly, a remedy for the same.* London, 1601. pp.2-3. The English Experience, Number880. W. J. Johnson, Inc. 1977. 21

*Canker*と略称。

(2) Malynes, *Canker*, pp.3-4. Cf. P. J. Thomas, *Mercantilism and the East India Trade*, Frank Cass&Co. Ltd 1963. またリーネズの時代は、その他の当時の経済著作者以上にスコラ学派から重商主義への過渡期であり、彼がその時代を代表していたということを考慮すれば、マリーネズの経済理論の根幹に常にスコラ学派的理論が存在していたことには異論の余地はないだろう。(Cf., M. Beer, *Early British Economics from XIIIth to the middle of XVIIIth century*. London. G. Allen&Unwin. 1938. pp.130-131.) 例えばマリーネズは「流通(交換)的正義(Commutative Justice)は交易を包含するものであり、それは平等を公正という手段によつて王国や国家を富ませる唯一の平穏な手段である」(Gerard de Malynes, *Consuetudo, Vel Lex Mercatoria, or the Antient La-Merchant Divided Iudges, Magistrates, Temporall and Ciuile Lawyers, Mint-man, Merchants, Mariners, and all others negotiating in all places of the World*. London. 1622. P.A. 3. 1979. The English Experience, Number940. W. J. Johnson, Inc. 1979. 以下 *Lex Mercatoria* と略称) と述べている。

(3) Cf. *Maintenance*, p.77 ; *Lex*, p.45. pp.329-330 ; *Center*, p.44.

(4) *Canker*, p.139.

(5) *Ibid.*, p.14.

(6) *Maintenance.*, pp.2-3.

(7) Cf. *ibid.*, pp.3-4. James W. Angell, *The Theory of International Prices History, Criticism and Restatement*. Reprints of Economic Classics Augustus, M. Kelley Bookseller 1965(reprinted) pp.12-13.

(8) *Ibid.*, p.6.

(9) J. A. Schumpeter, *History of Economic Analysis*, p.737. 東畑精一訳『経済分析の歴史』岩波書店、一五四四頁参照。

(10) ミッセルデンの場合には、平価切下げによつて阻止されることができ、また阻止しなければならないとしていたのに対して、マンの場合には、鑄造貨幣の価値の変更が他の手段によつて改善されねばならない貿易収支には影響しないだろうという静態論を採用した。Paul Einzig, *The History of Foreign Exchange*, Macmillan. 1962. pp.143-144. 小野朝男他訳『外国為替の

歴史』ダイヤモンド社、昭和四〇年、一六八頁参照。

(11) マリーンズは、自国貨幣の再評価その管理、さらには公的独占の確立を提案し、東インド会社の活動を批判したが、それはある意味では、彼が奢侈品の輸入やイギリス製品と競合するような商品の輸入に対して危惧していたからではないかと考えられるところもある。

(2) トーマス・マンの為替論

一七世紀初頭において支配的であった重金主義（ブリオニズム）は、貿易が世界的規模にまで拡大するにつれて弔鐘が打ち鳴らされ、これに代わってトーマス・マンが主張した貿易差額説（バランス・オヴ・トレード論）が台頭してきた。トーマス・マンは、イギリスの東インド会社の重役という立場から東インド会社を弁護して、一国の総輸出が総輸入を超過する状況であるとすれば、富である貨幣（金銀）は必然的に国内に流入し、それが増大するという一般論を導き出したのである。⁽¹⁾ また特にこの時期は、イギリス毛織物工業にとって海外の消費地での嗜好や流行の変化によるその国際市場における競争力の低下、白地広幅織の輸出減少などが、イギリス商人にこれまでに観られないほどのダメージをあたえていた。そして同時にこの不況は、国民経済全体の一般的不況の様相をすら呈してきた時期でもあった。⁽²⁾

トーマス・マンは、貿易上の差額が単に商品の輸出入に関する差額を意味するだけでなく、国際間の全支払差額も包含し、国際収支上見える取引（visible trade）としての貿易収支と同一視するのではなく、見えざる取引（invisible trade）としての貿易外収支・サービス収支などを含めたものとして国際収支を捉えていた。

この貿易差額説の上に立つて、マンは、外国為替に関する本質を次のように論述している。「わが国の貿易上の差額は、超過を示すか不足を示すかによって実際に貨幣が潤沢になったり不足したりする。一国内における貨幣が潤沢であるか不足しているかによって、すべての財貨があるいは高くなりあるいは安くなるように、それを交換する上では常に反対の作用がなされるのと同様に、為替相場においても同じ作用が見られる。すなわち、貨幣が潤沢であるか不足しているかによって、為替の価格が高められたり低められたりするのである。為替は、貨幣のそれぞれの量目と純金に応ずるところの等価によって契約されるものではない。すなわち第一に、貨幣を引き渡す人は債券に伴う危険と忍耐期間を顧慮するからであり、しかも為替で貨幣が安価にあるいは高価に評価せられるのは、為替が組まれる場所における貨幣が贅沢であるか不足しているかによる⁽³⁾」と論及している。

すなわちマンによれば、本来外国為替は、貿易の輸出入における決済に際してその手段として作用するものであり、これは手形による貨幣の為替取引のみを業務としている商人は、わが国に財宝を増加することも減少することもできないのであると捉える。すなわち彼らは、単に為替の専門業者として自分自身の利益目当てに為替に従事するのみで商品を輸入しなければ、輸出もしないことになる。「国内もしくは海外でわが国の貨幣が為替手形によって授受される場合、その評価が過少であろうとも我が国の財宝を減少せしめることはありえない。手形による商人の為替というものは、ある国に貨幣を所有している人が、それを引き渡し、同意をみた特定の日時と相場で、別の国で再び受取ることができるようにする一手段であり、慣行であつて、それによって貸手と借手とは便宜を受け、国から国へと金銀を搬送する要がなくなるものである⁽⁴⁾」

マンは、わが国の国富である貨幣が流出する際に、為替に対する評価がどのように影響するのかについて、「わが

国の財宝を運び去るのは、為替における貨幣に対する低い評価ではなくて、わが国の貿易の不足差額だということであり^⑤、「為替においてわが国の貨幣が低く評価されるということとは、ある人々（これはマリーンズを指す、筆者）の憶測とは違い王国外に貨幣を運び出すものではなく、むしろ平価で行なわれる場合よりも貨幣の輸出量を少なくする一手段であるということ^⑥」になる。それは外国人の損失となるがわが国にとって利益となると論及する。

マリーンズは、「為替こそ貿易の本質的要因であるとし、能動的で優越的であり、商品と貨幣の価格を制圧するものであり、生命であり精神であり、また驚くべき諸操作の遂行者であるとしている^⑦」が、これらの奇跡がいかにして引き起こされるかについて、全く言及していないとマンは捉えている。

マリーンズは為替の悪用が廃止されれば、イギリスにとっては多くの利益が生まれることを考慮していたと思われる所がある。すなわち、「この為替の流れが悪用され、この所それは、貨幣の多寡、時間の隔たり、場所の違いに従って、価格における上下の変化を起こす取引となってきた。それは、財貨と貨幣の流れを支配し統制するようになり、そしてそれは、正に財貨のオーバー・balancingになり、その結果わが富の減少やわが貨幣の搬出の根本原因となった^⑧」として、銀行家たちによって、為替相場の変動が生じれば、それが貨幣や地金銀が流出していく原因となると捉えた。このように為替の悪用阻止は、貨幣の流出を防止し、国内財貨を割高に販売し、外国財貨を割安に購入できることによつて、オーバー・balancingが阻止できるものと考えた。本来この点は、マンの展開のように国富の増加を流通面から捉え、それを生産面で素朴ではあるが国内の生産過程の循環の中で、富の形成があつてから始めて論述される問題である。その点ではマリーンズの思考は、一面的であつたといわざるを得ず、それは当然マンの批判に繋がつたのである。

- (1) 当時海外、特に東インドへの貨幣（金銀）の流出したことに對して、マリーンズ達の非難の聲が起こり、世論への影響も拡大した。これに對してマンは、一六二二年に『イギリスの東インド貿易に關する一論』（*A Discourse of Trade, From England unto the East-Indies : Answering to diverse objections which are usually made against the same.* 1621）を著⁷、またジェームズ一世時に設けられた貿易常設委員會の委員として、東インド会社を弁護し反對者を沈黙させた。
- (2) 船山栄一「イギリス貿易の構造変化」『社会経済史学』vol.37-1、昭和四六年、五—二七頁参照。
- (3) T. Mun, *England's Treasure by Foreign Trade. Or, The Balance of our Foreign Trade is the Rule of our Treasure.* 1664 pp.39-40. 渡邊源次郎訳『外国貿易によるイングランドの財宝』東京大学出版会、一九七一年、七二頁。
- (4) *Ibid.*, p.39. 邦訳七一頁。
- (5) *Ibid.*, p.41. 邦訳七四頁。
- (6) *Ibid.*, pp.41-42. 邦訳七五頁。この点に關してもマンは、「王国を富ませもし貧しくさせもするこの重要な作用が、何ゆゑに為替に歸せしめられるべきなのか。それは、わが国の外国貿易を受取差額にしたり支払差額にしたりするところの諸手段によつてのみなされることを既に明らかにしたことである」(*Ibid.*, pp.41-42. 邦訳七五頁)として、「貿易こそ支配的であり能動的なのであつて、為替の価格をあるいは高めあるいは低めるのであり、したがつて為替は受動的なものである」(*Ibid.*, p.49. 邦訳八七頁。)と述べている。
- (7) *Ibid.*, p.55. 邦訳九七頁。
- (8) *Canker*, pp.15-16. 一六世紀初期以來においては經濟事情が不安定なところがあり、国富を維持増大する上で、為替に對する見解はほぼ一致しているところがある。例えば、「(マリーンズは、)貨幣売買為替なる癌 (*canker of merchandizing exchange*)こそイギリスの未知の疾病の原因であると断じ止まなかつたのである。このような為替觀は、一六世紀以來、クレメント・アームストロング、トーマス・グレシャム、トーマス・ウィルソン、マイルズ・モス等、イギリスに置いてほぼ一貫して主張されてきたところであるが、マリーンズに至つて絶頂に達したといつてよいであらう」(渡邊源次郎『イギリス初期重商主義研究』未来社、一九五九年、一七九頁。)

J・S・ミルの為替論

広義的視点に立てば、外国為替の本質は、遠隔地間の債権債務の関係を貨幣（金）などの現金を用いずして、手形などの取立支払指図書によって決済する方法であると認識されている。古代から中世においては、外国為替は、硬貨の取引をその中心とした小口為替と考えられていたが、次第に手形による為替である証券為替が、当時の貨幣取引の専門家やバンカーにとって関心が増大していった。国際間での輸出入における貸借関係を古典学派においての為替論は、どのように捉えられていたのであろうか。

古典学派の一人であるJ・S・ミルは、為替の必要性や役割について次のように述べている。それによれば、「ある国の種々の輸出品と輸入品とは、ひとり互いに直接に交換されないばかりでなく、多くの場合は、同じ人の手を通りさせもしないものである。それぞれのものが、別々に購入され、貨幣を持って支払われる。しかし同じ国のうちでさえも、貨幣は、既に見たように貨幣を持って購買がなされるたびごとに、実際に人の手を転々するものではないが、このことは、相異なつた国々の間ではなおさらそのとおりである。国と国とのあいだにおいて、諸商品に対する支払を授受する普通の方法は、為替手形によるものである。」^①として、国家間の輸出入に取引において貨幣を用いることなく決済が可能に成るとしている。

またかれはさらに為替の原理について非常に明快に説明している。例えば、「今イギリスの一商人甲が、フランスにおける彼の取引先乙へあててイギリスの商品の販売を委託することによって輸出した。またフランスのもう一人の商人丙が、イギリスの商人丁へ、フランスの商品（相等的価値のものだと仮定しよう）を輸出したとする。この場合、

フランスの乙がイギリスの甲へ向つて貨幣を送り、イギリスの丁がそれと同じ金額の貨幣をフランスの丙へ向つて送る必要は、明らかにないのである。一方の債務を他方の債務の支払に充当し、このようにして二重の輸送の費用および危険を避けることができる。甲は、乙に当てて、乙が彼に借りている金額だけの手形を振り出す。丁は、フランスでこれと同じ金額の支払いをしなければならないので、この手形を甲から買い取つて、それを丙に送る。丙は、この手形がその後経過しなければならぬ日数が満了したときに、それを乙に呈示して支払いを求める。このようにして、フランスからイギリスへ支払われなければならぬ債務と、イギリスからフランスへ支払われなければならぬ債務とが、ともに一方の国から他方の国へ一オンスの金あるいは銀を送ることもなしに支払われるのである。⁽²⁾

これらの取引は、国家間相互において輸出と輸入とが互いに過不足なく相殺し合つており、本来の通商から生じる支払い以外の一切の国際的支払いを除外している国際的需要の方程式というべき通商の形態が確立されている場合である。すなわち、国際取引上の実需筋の場合には、当然のように国際的取引は、一つの国から他の国への貨幣の移動を何ら伴うものではなく清算されるのである。しかしながらどちらかの国が他国よりも債務に関してその額が大きかった場合には、その差額は、貴金属（金・銀など）を持つてこれを送金しなければならない。もちろんこのような場合、手形を持つてこれに対する支払いをすることになる。⁽³⁾

また為替の平価について J・S・ミルは次のように述べている。すなわち、「イギリスがフランスに対して支払わなければならない金額が、フランスから受取るべき金額よりも大きくなっている場合には、貨幣を受取るべき人たちが振り出す手形よりも、フランス宛の手形を必要としている人たちの求める手形の方が、ポンドの数が大きくなるであろう。このような場合、プレミアムがついているといわれるであろう。このプレミアムは金を持つて送金する場合の費

用および危険に、些少の利潤を加えたものを、越え得ないであろう。けだしもしもそれを越えたとすると、債務者は、手形を買い入れるよりも、むしろ金そのものを送るであろうからである。⁽⁴⁾「またこれと反対の場合には、これと逆になり結果として手形の価格は平価以下に下落することになると論述している。

- (1) J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, (Collected Works John Stuart Mill, III, University of Toronto, 1965) p.622. 末永茂喜訳『経済学原理 (三)』岩波書店、二二二頁。
- (2) *Ibid.*, p.624. 邦訳二二二～二二三頁。
- (3) *Ibid.*, p.624. 邦訳二二三頁。
- (4) *Ibid.*, pp.625-626. 邦訳二三五頁。

ゴッシェンの為替論

国際貸借説 (theory of international indebtedness) は、G. J. ゴッシェン (George Jachim Goschen : 1831-1907) が J. S. ミルやカンティロンらによつて個々に述べられていたものを体系的に総合し、打ち立てた為替学説である。国際貸借とは、国際間におけるさまざまな取引によつて生じる「貸」「借」であり、当然のようにそれらは決済されるべきものである。しかし一般的に貨幣 (金、銀) を用いての決済は、そこに発生する様々な要因によつて、たとえば現金を取り扱う上での危険度、運搬費用、手数などが負担費用と成つて掛かってくる。そのために外国為替による決済が行われるようになった。ゴッシェンによれば、国際貸借は、重商主義者達の経済的思想として考えられていたように、

単なる貿易上の差額を意味するのではないことを指摘し、国際間の債務の本質を解明しようとしたのである。それによれば、「これらの負債を単純に外国品の輸入によつて生じると想定し、そして貿易バランスを単なる輸入と輸出の問題として、すなわち一方の他方に対する超過であると見直すことはしばしば誤謬である。∴その債務は、国々がそれぞれの生産物の交換の結果であつて、天産物と製造品の支払いか、または株券と公債の購入のためか、あるいは利潤、手数料、または何らかの貢納支払いのためか、もしくは外国での移住や旅行に要した費用を代弁するためにあつて、事実上それぞれの国家相互間に行なわれる一切の支払額（あるいは支払いの約束）から起こることが明らかになるであろう。現実に借入をすると言う観念は取り去られねばならないし、今われわれに關係のあるのは負担する債務であつて、しかもこの債務はその起因が何であろうと結果においては同一である^①」と述べている。

すなわち、彼は国際貸借の意味を広義的なものとして捉えて、すなわち、第一、生産物および製造品の取引である見える貿易取引 (visible trade)、第二、株券および公債の売買、第三、利潤、運賃、手数料または寄付金の支払い、第四、外国移住者の消費、外国旅行における消費などを挙げ、単に貿易収支のみにより構成されるだけでなく、見える貿易取引 (invisible trade) である貿易外収支を包含しそれぞれが国際貸借に影響を及ぼすものとしたのである。

さらに彼は、為替相場の決定要因およびその変動を国際間における国際的貸借關係であるとして捉えており、そのため国際貸借に関して次のようにも論述している。すなわち、「二国間の相対的債務あるいは貿易のバランスの話ができるときには、一方の国が他方の国に負う永続的な負債は、少なくとも支払いの時期が到来するまでは考慮にない。貿易のバランスは決済されねばならぬ取引に依存するが、しかし双方の合意で多年にわたつてそのまま停止状態にある取引には依存しない^②」とするものである。国際間に貸借關係が存在しても、それが支払いされぬ以上、すな

わち、一定の期間における収支だけが為替相場に関係してくるというのである。彼によれば、「たとえば合衆国はイギリスの所有者の手の中にあるアメリカ証券という形でイギリスに巨額の負債はあるが、しかしこれらの有価証券に対する利子を除いては、この固定貸借 (consolidated indebtedness) は清算を必要としないので、その流動貸借 (floating indebtedness) にはほとんど何の影響も与えないが、この流動貸借のバランスによつて二国間の為替の変動は決定される⁽³⁾」と述べている。

すなわちゴッシェンによれば、国際貸借は、いまだ取引の決済段階に至らない貸借としての固定貸借とすでに取引の決済段階に至っている貸借である流動貸借とがある。為替の変動や決定は、この後者の流動貸借による為替に対する需要と供給状況がどのように現れるかによつてなされるものとするのである。

また外国為替相場の変動における騰落はどのように惹起するのかについて、その原因を「外国へ資金を送金しようと欲する側の需要額がたまたまある時期に多いか少ないかによることである⁽⁴⁾」として、為替相場は為替市場での為替に対する供給と需要とによつて決定されるとする。そして、実際には為替に関する売買取引は、外国為替手形という一定の形をとるのであり、かかる為替手形が売買される理由は、外国との間における貸借関係が発生し、一定額を支払う必要があるからであり、外国為替を論ずるにあたつて熟慮せねばならない第一の要因は、国際貸借 (国際的債務) であるとして、外国為替論を展開していることになる。

ゴッシェンが外国為替論を論述する場合につきの前提が列举されよう。それは第一に、金本位制度の時代を考慮していたこと、第二に、基本的には取引される相互国家の統一的貨幣制度の樹立、第三に、外国為替手形の価格が為替相場であること、第四に、標準的為替相場は、一覽払手形で短期間の価格を持つて示されること、などである。⁽⁵⁾もち

ろん、長期間の手形の価格も考慮され、利子率、信用状態、経済恐慌、政治的動乱などの場合、為替を変動させる諸要因となるとしているが、ゴッシェンにあつては、為替相場の決定また変動の原因である国際貸借は、いわゆる一覽払手形をもつて決済されるものを対象としており、それが為替相場の決定「第一の重要な要因」であるとした。そのため、彼の所説は、国際貸借説あるいは国際収支説と呼ばれている。当然この点、すなわち短期的な観点からの考察は、彼の理論の欠陥である国際貸借と国際収支の同一視があると批判されることになる。

国際貸借説をして、第一次世界大戦前、世界各国が一般的に金本位制度を採用していた時代の為替相場の決定、変動を説明しえた理由は、元来、金本位制度を採用している国家の相互間においては、為替相場の基準点は法定平価によつて与えられており、その変動の範囲も金輸出口と金輸入点との間に限られていたために、このような単純な需要供給説をもつてしても、十分に日々の為替相場の変動を説明することが可能であつたと思われる。⁽⁶⁾

(1) George Joachim Goschen, *The Theory of Foreign Exchanges*, 1861. pp.11-12. 鷲野隼太郎、高橋政夫共訳『経済学説体系

(七) 貨幣論(下巻) 第五篇外国為替論(ゴッシェン)』而立社、大正一四年。町田義一郎訳『ゴッシェン外国為替の理論』、日本評論社、昭和四三年、一一頁。私蔵の二冊を使用したが生に後者の訳を使用した。

(2) *Ibid.*, p.16. 邦訳、一二頁。

(3) *Ibid.*, p.16. 邦訳、一二頁。例えば、流動貸借Ⅱ為替の需給のように、為替に対する需要と供給が均衡状態にある場合↓為替相場の変更なし。流動債権(為替の供給)が流動債務(為替の需要)を上回る場合↓為替相場は邦貨高・外貨安の方向に變動。流動債権(為替の供給)が流動債務(為替の需要)を下回る場合↓為替相場は、邦貨安・外貨高の方向に變動(安東盛人『外国為替概論』有斐閣、昭和三七年、三四九頁参照)。

- (4) *Ibid.*, p.5. 邦訳、七頁。
- (5) 『ゴッシェン外国為替の理論』所収の金原賢之助氏解説、一〇五～一〇六頁。
- (6) 千種義人『価格・貨幣・為替の基礎理論』巖松堂書店、昭和一七年、二八五頁。金本位制国での為替相場変動の限界は、金平価 (gold parity) に金現送費を加減したいわゆる金輸出点 (gold export point) と金輸入点 (gold import point) であるとしている。また恐慌などの経済的パニックにより為替相場が金現送点を超えて動くこともあるとする。また紙幣本位制国における為替相場変動は、金輸出入の自由な場合、金本位制国における場合と同一であるが、金輸出禁止の場合、為替に対する需給の変化によって制限なく変動することとなる (安藤盛人、前掲書、三五〇頁参照)。吉田啓一『外国為替と国際金融』泉文堂、昭和四七年、九八頁参照。

スウェーデンにおけるODA評価の視点

藤 岡 純 一

はじめに

本稿は、スウェーデンにおけるODAの評価について論じることを目的としている。スウェーデンのODAの実態について、すでに詳しい紹介がなされているが、その評価について論じたものは見当たらない。その規模は高い水準であるが、現在、結果ベースの管理や効率化がこれまで以上に求められている。

世界的に開発協力の指針となっているのは、国連ミレニアム目標（二〇〇〇年）である。八つの目標についてそれぞれ二〇一五年の達成を目指している。これに基づいてスウェーデンでも二〇〇三年に開発協力に関する法律が定められ、それまで以上に人道支援など国際貢献が進められた。政府の年次報告書では、自国の開発協力の教訓について言及されている。

OECDの国際開発協力部門であるDACは、メンバー国の開発援助に関して五～七年の間隔で調査を行い、勧告を含む報告書（Peer Review）を提出している。本稿で主として取り上げるのはこのPeer Review¹⁾。スウェーデンに対しては二〇〇九年に出されている。

スウェーデンのODAが本稿の対象であるが、それを深めるために、主要指標の国際比較や日本に対するPeer Reviewとの比較検討も行っている。日本のODAの内容はこれまでスウェーデンと大きく異なっていたが、近年、国連ミレニアム目標を意識した改革が行われている。

1. スウェーデンにおけるODAの特徴

(1) 主要指標の国際比較

本稿の課題はODA評価の視点にあるが、評価を考察する前提として、まず、スウェーデンのODAの特徴を主な国際比較指標から明らかにする。

表1は、DAC諸国のODAの主な指標のみを取り出してまとめたものである。第一に、ODAの規模について、金額ではアメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、日本などが上位に来ており、スウェーデンはアメリカの約七分の一、日本の約二分の一である。しかし、一人当たり額とGNIに占める割合を見ると上位に位置する。一人当たり額ではノルウェー、ルクセンブルグ、デンマークに次いで四位で、アメリカの約五倍、日本の約六倍に達する。GNI比率でスウェーデンは、ノルウェー、ルクセンブルグに次ぐ三位で、アメリカが〇・二二%、日本が〇・二〇%であるのに対して、〇・九七%に達している。人口が合計で約二六〇〇万人の北欧諸国がODAに大きく貢献していること

表 1 DAC諸国の主なODA指標

	ODAの規模			アフリカの割合(%)	LDCsへのODAの割合(%)	二国間援助の種類(%)			地域別二国間援助(%)					
	ODA額(100万USドル)	一人当たり額(USドル)	ODA/GNI(%)			社会・行政インフラ	経済インフラ	人道的支援	サブサハラ・アフリカ	中南アジア	アジアその他とオセアニア	ヨーロッパ		
	2010													
2010											2009-2010			
オーストラリア	3,826	132	0.32	99.7	38.3	49.6	6.3	11.5	5.4	15.7	73.8	0.0		
オーストリア	1,208	143	0.32	54.5	45.4	42.9	10.2	5.0	40.3	6.9	5.7	34.4		
ベルギー	3,004	264	0.64	95.2	62.2	33.8	13.6	6.2	78.0	3.4	4.0	0.2		
カナダ	5,202	126	0.34	80.1	63.6	46.6	3.1	10.8	48.8	17.8	6.0	1.9		
デンマーク	2,871	518	0.91	93.8	56.3	43.4	10.1	8.0	56.5	19.1	8.8	1.7		
ドイツ	1,333	249	0.55	85.3	54.9	34.4	13.1	10.2	52.6	16.7	10.1	5.3		
フランス	12,915	202	0.50	95.0	34.2	33.1	9.0	0.5	50.8	4.1	17.3	3.8		
ドイツ	12,985	157	0.39	74.7	40.0	44.2	28.5	3.8	24.6	23.4	15.6	10.6		
ギリシャ	508	50	0.17	39.5	28.9	57.8	6.2	4.1	10.6	9.6	1.4	55.8		
アイルランド	895	217	0.52	100.0	69.4	56.4	1.0	13.9	81.6	5.0	6.7	0.4		
イタリア	2,996	53	0.15	58.4	46.8	34.5	6.1	8.1	46.1	11.2	3.6	8.4		
日本	11,054	79	0.20	78.6	47.5	25.8	41.3	3.3	12.9	25.2	43.6	5.4		
韓国	1,174	19	0.12	32.3	41.7	40.1	45.6	1.1	14.0	29.2	35.1	6.5		
ルクセンブルグ	403	832	1.05	99.2	48.5	46.3	5.7	14.2	53.3	6.0	12.3	7.9		
オランダ	6,357	393	0.81	94.3	56.7	23.7	5.5	5.9	59.1	12.2	8.7	3.6		
ニュージーランド	342	69	0.26	77.1	48.8	48.2	7.4	7.9	4.8	5.1	87.2	—		
ノルウェー	4,580	850	1.10	100.0	55.5	37.5	6.3	8.6	45.8	19.8	5.7	5.9		
ポルトガル	649	57	0.29	43.1	51.0	46.3	15.0	0.2	74.6	3.9	10.1	5.1		
スペイン	5,949	137	0.43	70.4	38.6	40.1	13.4	8.2	29.7	5.1	5.9	4.4		
スウェーデン	4,533	478	0.97	94.5	53.0	36.1	6.2	12.7	49.9	14.7	7.1	11.1		
スイス	2,300	295	0.40	67.6	49.0	21.2	6.4	11.9	38.9	18.3	8.4	15.1		
イギリス	13,053	195	0.57	99.9	50.9	44.5	10.6	8.1	53.0	31.7	6.5	1.0		
アメリカ	30,353	96	0.21	68.3	46.7	50.7	9.7	16.3	37.0	24.7	5.1	2.7		
全DAC諸国	128,492	129	0.32	79.4	46.6	40.2	16.0	8.8	36.1	19.7	16.9	4.7		

1) DAC, Aid Statistics (www.oecd.org/dac/aidstatistics/aidstatistics.htm: 2012年 6 月20日)

が分かる。

第二に、スウェーデンのアンタイド比率（二国間援助で行政経費は除く）は大変高く、九四・五％である。一〇カ国で九〇％を超えているが、アメリカや日本などはDAC平均の七九・四％を下回っている。

第三に、国民総所得（GNI）が非常に低い後発開発途上国への援助（多国間援助も帰属計算されている）の割合は、スウェーデンでは五〇％を超えているが、アメリカや日本は五〇％を下回っている。

第四に、二国間援助の種類におけるスウェーデンの特徴は、二国間援助に占める人道的支援の割合がDAC平均よりかなり高いことである。アメリカ、ルクセンブルグとアイルランドに次いでDAC諸国内で第四位である。社会・行政インフラと人道的支援を合わせると、四八・八％になる。これに対して、日本は人道的支援の割合が低く、かつ社会・行政インフラの割合も低い。一方で、経済インフラの割合が高くなっている。

第五に、地域別の二国間援助を見ると、スウェーデンはサブサハラ・アフリカへの援助がDAC平均を大きく上回っている。平均を大きく下回っている国として、オーストラリア、ギリシャ、日本、韓国、ニュージーランド、が挙げられる。このうち日本・韓国・ニュージーランドでは、「他のアジア・オセアニア」への援助の割合が高くなっている。

(2) 日本との比較

須永は、「主要先進国における人材養成分野の国際協力施策調査報告書…平成一九年度スウェーデン編」において、スウェーデンのODAの特徴について、日本と比較しながら、次のようにまとめている。まず全体的な特徴として六

点を挙げている。

第一に、その基本は人権の確立、貧困からの脱却、民主化の促進である。そして最終目標は、人間の能力開発と組織の能力開発（Capacity Development）である。この目標に基礎を置くスウェーデンのODA施策はまず相手国の貧困層を直接のターゲットにする。相手国の経済産業基盤の整備を優先する日本のODA政策と異なる。

第二に、スウェーデンが人権を謳い、被援助国に人道支援と民主化を優先して支援を行うとき、相手国がスウェーデンの言い分に耳をかすのは、無償援助が欲しいだけでなく、スウェーデン側のスタッフに人権と民主化に関して確固たる信念があり説得力があるからである。

第三に、スウェーデンのODAは一〇〇％無償であるのに対して、日本は五〇％である。これは日本のODAが経済インフラを優先して、かつODA全体に占める債務救済額が二七％と非常に低いことと関わっている。

第四に、スウェーデンの外務省予算の九三％がODA予算であるのに対して、日本では六八％である。無償供与は外務省予算の九三％対三四％ということになる。

第五に、日本ではODA額はGNIの〇・二八％であるのに対して、スウェーデンでは一％近く、一％の目標を国会で決議した。これをスウェーデンの国のプライドの現われと評価している。

第六に、ODAの透明性と情報公開である。一例として、調査に携わった総ての人の報酬金額、交通費などの費用を問い合わせれば誰でも知ることができることを挙げている。

次に、援助組織と援助内容について三点にまとめている。

第一に、スウェーデンではODA施策を一元化し、外務省が多国間協力を、スウェーデン国際開発協力庁（SID

A）が二国間協力を受け持っている。外務省には外務大臣の他に国際開発協力大臣を置きODAを統括している。日本でも一元化の方向に向かいつつあるが、外務、財務、経産の各大臣が同列で並んでいる状況では、効率的な運営に疑問が残る。

第二に、スウェーデンでは最貧国の行政担当者と技術担当者等を対象にした研修プロジェクトを実施している。スウェーデン政府機関だけでなく、大学、病院、コンサルタント会社、民間企業が受け入れる。研修終了後に母国で成果をチェックする研修の続編がある。技術研修に偏らず、高等教育、知的所有権などの行政分野を幅広くカバーしている。

第三に、スウェーデン国内の一〇〇〇以上あるNGOsのうちSIDAは一四NGOsと活動協定を結び、ODA予算の八%に当たる約一六〇億円を援助している。日本では三〇億円に過ぎない。

最後に、評価と成果の利用についてである。

スウェーデンでは、ODAの効果の分析と評価を広範囲に行い、評価報告書が作成されている。その理由は税金の使用を明確にするという国の説明責任が背景にあるとされている。

ODAに対する組織的な評価は、ODA担当各部署、SIDA全体、スウェーデン全体の三段階に別れ、それぞれの担当部署がある。評価作業は、中立性と客観性を保つために、コンサルタント会社に委託するケースがほとんどである。二〇〇六年には、開発協力評価庁（SADEV）という評価専門の庁をSIDAとは独立して設置された。

2. スウェーデンにおける開発協力的前提

スウェーデンのODAを考察し、評価するに当たって、(1)国連ミレニアム目標、(2)スウェーデンの二〇〇三年法、(3)援助効果に関するパリ宣言を欠かすことはできない。それらの概要を次に示す。

(1) 国連ミレニアム目標

国連ミレニアムサミットが、二〇〇〇年九月にニューヨークで一八九カ国の代表が参加して開催され、「国連ミレニアム宣言」を採択した。その宣言で、二一世紀の国際関係にとって重要な基本価値として、「自由」(Freedom)、「平等」(Equality)、「連帯」(Solidarity)、「寛容」(Tolerance)、「自然への配慮」(Respect for nature)、「責任の共有」(Shared responsibility)が掲げられ、それらを行動に移す中心目標として、「平和、安全、軍縮」「開発と貧困撲滅」「環境保護」「人権、民主主義、良いガバナンス」「子どもを含む弱者の保護」「アフリカの特別なニーズへの対応」などが挙げられた(UN2000)。これらの中心目標(key objectives)を一九九〇年代の主要国際会議で採択されてきた国際開発目標を統合して、一つの共通の枠組みにまとめたのが「ミレニアム開発目標」(MDGs)である(外務省二〇一一)。

MDGsには八つの目標(goals)がある。

目標一…極度の飢餓と貧困の撲滅

目標二…普遍的初等教育の達成

目標三…男女平等の促進と女性の地位向上

目標四…乳幼児死亡率の削減

目標五…妊産婦の健康の改善

目標六…エイズ、マラリアなどの病気に対する闘い

目標七…環境の持続可能性の確保

目標八…開発のためのグローバルなパートナーシップの推進

これらの目標は二〇一五年までに達成すべきものとされ、具体的なターゲットと達成状況を測定するための指標が設定されている。

二〇〇〇年以降、首脳会合やサミットなどにおいて、目標達成に向けての努力の確認、その成果と課題、具体的なアプローチについて議論が行われてきた。これらがスウェーデンの開発協力の根底にある。

「ミレニアム開発目標レポート二〇一二」（UN2012）によると、極度の貧困は、サブサハラ・アフリカを含むあらゆる地域で減少しつつあり、このまま推移すると貧困削減目標は二〇一五年にグローバルレベルで達成されることになる。また、多くの地域で、初等教育年齢の人口が増加している中で、相対的に高かった非就学者は減少しつつある。人口の増加にもかかわらず、五歳以下の死亡率は減少してきている。エイズの治療を受けている人はあらゆる地域で増加し、マラリアによる死亡も減少している。一方、近年の自然災害や世界的金融危機がこれらの過程を遅らせ不平等が残る可能性にも言及している。

(2) スウェーデン二〇〇三年法

スウェーデンにおける現在の国際開発協力の政策は二〇〇三年に国会で採択された法律「責任の分担―スウェーデ

ンの国際協力開発に対する政策」に基づいている。この法律は、グローバルな開発のための政策について、あらゆる政策分野共通の目的を提示した。主なテーマは政策の一貫性である。また、国際的開発協力の新しい道筋とゴールを示した。

グローバル開発政策の目標は平等で持続可能な開発に貢献することである。法律の焦点は貧困な人々と貧困な国々に当てられている。これが国連ミレニアムも目標の達成に貢献することでもある。

二つの観点が政策全体を貫いている。第一は、国際的人権協定に基づく人権の観点、第二は、貧困の観点である。これらの政策の内容は次の八つの中心的構成要素から成り立つ。

- ① 人権の尊重
- ② 民主主義と良いガバナンス
- ③ 男女の平等
- ④ 天然資源の持続可能な利用と環境保護
- ⑤ 経済成長
- ⑥ 社会の発展と社会保障
- ⑦ 国際紛争への対処と安全保障
- ⑧ グローバルな公共財

その法律はさらに、すべての社会セクター、すなわち、中央政府、地方政府、市民社会、NGO、民間営利部門、そして労働組合の密接な協働の重要性を強調している。EU内そしてグローバルなレベルでの協働も強調されている。

貧困な人々自身の生活の質を改善する努力を支援することがスウェーデンの開発協力の目的である。開発協力は、より効率的で効果的に、特に、他の国々、とりわけEU内の国々、国際機関と協働して遂行される。

最後に、この法律は、グローバルな開発政策に関わる経営、行政、そして学習について述べている（Government Bill 2002/03）。

立法化の背景には、それまであまり注目を集めなかった政策も含めて、スウェーデンの進める援助政策が発展途上国の貧困層のおかれた状況に、大きな変化をもたらしてきたという政策担当者の認識の高まりがある（須永 2007:4）。

(3) 援助効果に関するパリ宣言

国際協力の担当大臣と多国間・二国間開発機関の長が、二〇〇五年三月にパリで会合を開き、援助をより効果的にするための指針を示したパリ宣言を採択した。それは、援助の質と開発のインパクトを改善する実践的で行動志向的な指針であった。それはまた、進行を評価するためのモニタリングのシステムを確立するものであった。

パリ宣言は援助をより効果的にするための五つの基本原理を明らかにした（www.oecd.org/document）。

- ① オーナーシップ：開発途上国は貧困減少のための独自の戦略を立て、その国の組織を改善し、不正と戦う。
- ② 連携（alignment）：援助国は目標ごとに組織を連携させるとともに地方組織を利用する。
- ③ 調和（harmonization）：援助国は協働して、プロセスを簡素化し、重複を避けるための情報を共有する。
- ④ 結果（result）：開発途上国と援助国は、開発結果に焦点を合わせ、結果を測定する。
- ⑤ 相互説明責任（mutual accountability）：援助国と被援助国は開発結果について説明責任を有する。

3. スウェーデン国内の評価

(1) 結果ベース管理を強化するためのモデル

スウェーデンのODAは二〇〇八年にGNIの〇・九八%と世界一になった。規模では世界に誇ることのできる水準であるが、しかし、援助結果を管理し報告するという点で問題を残していた。この点を反省し、二〇〇六年から管理と報告について改善を行い、政府は二〇〇七年に結果ベース管理を強化するためのモデルを採用した。

そのモデルは、①テーマ別の管理とその方法についてのガイドライン、②他の国や地域との管理の協力、③その他の二国間援助の管理、④多国間開発協力の管理、⑤組織の管理、⑥実績報告の年間サイクル、⑦協議による情報の交換、⑧質の確保と人的資源開発、という八つの項目から構成されていた。

主な特徴は、ガバナンスのプロセスと実績報告のプロセスという反対方向のプロセスを組み合わせていることである。例えば、②の「他の国や地域との管理の協力」では、ガバナンスのプロセスとして、「政府の戦略決定」→「SIDAの国別計画」、実績報告のプロセスは、「非援助国の採用した貧困減少戦略（PRS）等に関わる結果指標のモニタリング」→「SIDA国別報告」→「戦略終了時の詳細結果分析」→「SIDA年報（結果添付）」→「外務省の検討」→「1. 議会への結果の情報伝達、2. 年報、3. 予算法案の結果の項」というプロセスが描かれている。

(2) 二〇〇九年報告書

このモデルにおいて、包括的報告の基本的な手段として、結果について議会へ「年次報告書」(annual

Communication) の提出が規定されている。二〇〇九年報告書は、二〇〇〇年から二〇〇八年までのスウェーデンの国際的開発協力の推移を示すとともに、その結果と東ヨーロッパにおける改革協力について説明している。

実施された多くの開発協力施策は目標に照らして、全体として、大きな貢献をもたらしてきたと、政府は評価している。同時に、スウェーデンの開発協力活動の長期的な効果の説明に問題があると表明された（GOS2009:7）。

「二〇〇九年次報告書」で、以下のように、一〇の主要な教訓が明らかにされた。

① 被援助国の政治的不安定とそれらの政府の計画と実行の能力の不十分さが、目標達成の障害になっている。とりわけ紛争中またはその直後の国や民主主義に大きな問題のある国である。このため、能力開発に焦点を当てた開発協力がより強化される必要がある。

② スウェーデンの開発協力は、多くの国際機関への拠出と一一にのぼる部門の存在によって、その効果が弱められた。したがって政府はこれらの援助と部門を集約する必要がある。このためにプログラム・アプローチの利用を増やすことも必要である。

③ 伝統的なプロジェクト援助よりも、多くの場合、プログラム・アプローチの条件があれば、その方がより効果的である。プログラム援助の比率をこの数年間で増やさなければならない。しかし、スウェーデンの援助はプロジェクト援助が依然として支配的である。その理由は、スウェーデンの多くの被援助国で紛争状態や政治的不安定がありプログラム援助の条件が満たされていないことである。NGOとの急速で柔軟な協働の必要もこの理由の一つである。

④ スウェーデンは、援助の様々な形態とチャネル間のバランス、協働パートナー間のバランスを追求し続けている。

国家部門への援助、プランナーや予算に責任のある人のための能力開発、民間組織への援助が、特定部門の援助と組み合わされる。このような組み合わせによって、スウェーデンは開発協力の効果を高め、多元主義に貢献し、政府と市民社会の信頼を強めている。

⑤ 意見交換 (dialogue) が、開発協力に影響を与える手段として重要な位置付けを与えられた。インパクトを高めるために、スウェーデンの関係者は被援助国や世界機関と、密着し深く考慮され焦点の絞られた対話を行うことが重要である。

⑥ テーマ別分野 (①民主主義と人権、②環境と気候、③男女平等と女性の役割の向上、④経済成長、⑤安全と開発、⑥社会開発と保護、⑦研究協力) のうち、「社会開発と保護」は全体として、UNミレニアム目標の半分に達している (encompass) が、その中の項目にはばらつきがある。乳幼児死亡率の減少と子どもの教育権については大きく前進しているが、母性保護についてはほとんど進んでいない。

⑦ 教育と就業における男女平等 (gender mainstreaming) は、男女平等を促進し女性の参加を増やす単一の方法としては効果が薄い。いくつかのアプローチを含む戦略が必要であるが、女性を直接の対象とした援助 (contribution) は、女性の政治的参加が進んだ地域や母性保護・権利の進んだ地域では、有効であることが明らかになった。

⑧ 経験によると、援助の必要は紛争状態からより安定的な再建段階への移行期に特に大きくなる。スウェーデンもできるだけ長期の国家建設プログラムのための援助を提供し続けるべきである。著しい紛争の状態にある国では、柔軟に対応すると共に目標達成に大きなリスクを伴うことを承知し、絶えずモニターしなければならない。

⑨ 紛争後の再建の段階にある国での他の教訓は、地域レベルでも国レベルでも、意志決定への参加を促進する援助

が重要なことである。社会におけるより多くの参加者（player）の間に権力の分散と分配が、紛争後のより安定した状態に貢献する。

- ⑩ 国際機関を通じた資源の配分は協働の相乗効果をもたらす。選挙、議会、司法での支援は、政治的に中立な正当性をもった国連開発プログラム（UNDP）などによって行われる。国連はまた、民主主義と人権の国際標準を維持し、発展させ、実行するのに中心的な役割を果たす。

この報告の中で、スウェーデンはもはや独自の援助プロジェクトを開始せず、他の援助者によって最初に行われた事業を援助することが表明されている。

SIDAには、二〇〇九年の政府指示にもあるように、援助の貢献の評価と体系的なリスク分析を含む、結果ベース管理の統一システムを確立することが求められている。そして、SADEVには、個々の国との政府強力戦略を決めるための、複数年にわたる評価計画を提案することが求められている。この評価は、新しい協力戦略を発展させる基礎を提供する。

二〇一〇年には、環境と気候に焦点を当てて、報告書が出された。それには、二〇〇九年に結果について特別なアセスメントが行われた四つの被援助国が含まれるが、本稿では省略する。

4. DACによるスウェーデンODAの評価と勧告

(1) 開発協力の枠組み

・ 法的政治的方針

DACによる二〇〇九年 Peer Review はスウェーデンのODAについて大変高く評価している。第一に、国際的な援助国の国々の中で大きなリーダーシップを発揮している。一九七五年以降、国連の目標であるGNIの〇・七%を継続的に上回り、二〇〇八年には〇・九八%、二〇〇九年予算では一%に達する。これは世界的な景気後退で開発協力予算に圧力がかかる中、このリーダーシップが特に重要である。また、援助の質を確保する上でも重要な役割を果たしている。例として、援助の効率性と人道主義的な援助のあり方が挙げられる。

スウェーデン政府は開発協力の三つの重点を(1)民主主義と人権、(2)環境と気候の変化、(3)男女平等と女性の役割に置き、さらに外務省が二〇一一年までに新たに二二のテーマを設定して、前回の Peer Review で指摘された「政策の森」を解決しようとしている。しかし、DACは過度な追加的ガイドラインやガイドドキュメントを避け、SIDAのガイドや他のドキュメントが政策の妨げにならないように提言している。

すでにスウェーデンはいくつかの改革を始めている。例えば、被援助国の数の減少、SIDAの構造改革、そして開発協力を管理する方法の導入である。これらとともに、パリ宣言の履行、外務省とSIDAとの役割分担の明確化、結果ベース管理の導入などを評価している。

・政策の一貫性の追求

二〇〇三年のスウェーデンのグローバル開発政策は、開発の中心に政策の一貫性を置き、このことがスウェーデンを一貫性を追求する援助国の先兵にしたと評価したうえで、チャレンジすべき課題が残されている²⁾、Peer Reviewには書かれている。

開発政策の一貫性について、DACは次のように勧告している。

① 複雑な政策の枠組みの検討と明瞭化を継続し、二〇〇三年の「グローバル開発政策」との整合性を確保すること。そしてSIDAのガイダンス文書を追加的な政策文書としないこと。

② スウェーデンの開発協力制度がいかに変わり、その変化がパートナーにどのように影響するかを内外の関係者と話し合うこと。

③ 開発の政策一貫性について独立してモニタリングと評価をし、そしてその結果を議会に報告する機関を指定すること

④ 開発協力の政策一貫性へのさまざまな機関の貢献を表す指標を、被援助国と共同で完成させること

(2) 援助の規模、チャンネル、そして配分

スウェーデンのODAの規模は他の国の模範であるが、さらにつぎのような勧告が出されている。

① スウェーデンの二国間援助は、二〇〇五年のピア・レビュー以降、対象国を六七から三三に減じるとともに、サハラ砂漠以南のアフリカ諸国と東ヨーロッパへの援助を増加させ、ラテンアメリカとアジアへの援助を減少させて

いる。紛争国または紛争後の国への援助が増加したのは望ましいが、ヨーロッパへの援助は、EUの拡大政策を反映しており、これらの国が最貧国とはいえない。したがって、今後は二国間援助の地理的配分のどのような変化も、貧困の著しい減少と密接に関連していなければならない。

② 二〇〇七年にはスウェーデンは五〇の国際機関を通じた援助を行つたが、開発の優先順位と戦略的目標にしたがつて国際機関を通じた援助を重点化すること。また、より多くのスタッフをより重要な多国間援助の政策目標を満たすように配置すべきである。

③ スウェーデンは市民社会組織(CSO)への強力な支援者である。被援助国においてCSOを援助するために資金を提供している。二〇〇七年にはそれは二国間援助の八%に達し、DAC平均の二倍に達する。しかし、CSOへの援助に比して、民間セクターとの共同が強固ではない。開発に民間セクターの参加を増やす必要がある。

(3) 組織と管理

組織的改革のためにDACは次のように勧告している。

① 外務省とSIDAはその役割の再編成が行われ、分担が明確にされた。外務省は政策立案を行い、SIDAは実施過程を担当する。しかし、DACはSIDAの改革について結論を出すのは時期尚早であるとして、SIDAの新構造によって生じる課題を引き続き管理する必要がある。例えば、実施部門を地域よりもむしろ契約のタイプによつてグループ化しているが、異なる部門間で近隣地域の国についての知識を共有し分析する必要がある。また、部門間の境界を越える新しいスタッフのネットワークを作る必要がある。

② S A D E Vは二〇〇六年に独立した機関として設立され、S I D AとD A C加盟国の評価部門とますます密接に作業をしている。しかし、政府が全体としてS A D E Vの評価結果を採択するメカニズムがなく、その結果のインパクトを弱くしている。D A Cの評価委員会は、S A D E Vの結果に対応するメカニズムはまだ確立の途中にあると報告を受けた。他方、S I D Aは内的評価機能の独立性と影響力を保持すべきこと、そして、新しい評価ガイドラインは、この保証について述べるものであるべきである。

③ 紛争によって影響を受けた国々への関与を増やし、国際機関により強く関わるために、外務省とS I D Aにおける人的資源を確保し、必要な技能を身に付け経験を積ませる必要がある。

(4) 影響力の強化

援助の効果と結果をさらに改善するために、

- ① 他の援助国との共同、被援助国の戦略との調整を強め、共同で実行される仕事を増やすこと。
- ② 一般予算への援助に、同意した条件がいかに適用されるかを被援助国に明確に説明すること。
- ③ 結果を重視した能力開発のための援助を提供し、長期的な実施において期限内の目標の設定やそれと結びついた打ち切り戦略を立てること。
- ④ 能力開発がスウェーデンの開発協力の核となるべきことをスタッフに周知すること。
- ⑤ 環境変化と開発に関する国際委員会をフォローアップするにあたって、スウェーデンが国際共同体をリードしていくに足る十分な専門家と訓練されたスタッフを確保すること。

- ⑥ 環境と気候変化についての評価ツールと手引きを簡素化し統合して、それを世界の主流にすること。

(5) 人道主義的活動

スウェーデンは、国際的人道主義システムにおいて顕著な役割を演じている。近年、「望ましい人道主義援助」(GHD)グループの共同議長にもなった。しかしながら、結果ベースの管理を人道主義プログラムに適合するための測定可能な指標に欠けている。スウェーデンの人道主義的援助者としての指導的役割を強固なものにするために、DACは次のような勧告を行っている。

- ① 人道主義政策の改善を進めるとともに、人道主義の戦略目標に向けて取り組む過程を監視する適切な指標を明確にすること、
- ② 共同開発戦略の中に災害時のリスク軽減策を組み込み、男女平等と環境を含む、人道主義活動のより統合された中軸となる政策を作成すること、
- ③ 人道主義部門に学習、研究、そして説明責任のための計画を完成させること。

(6) 二〇一一年の中間報告

DACのPeer報告は通常五年毎に行われるが、二〇一一年に次の報告に先立って、中間報告が行われている。これに、二〇〇九年Peer報告後の改善進行が読み取れる。

二〇〇九年Peer報告後、スウェーデンはDACの勧告の多くを実施してきた。すでに改革が行われている分野と

結論を下すには早すぎる分野がある。しかし、スウェーデンの開発協力のこの二年間のチャレンジは賞賛されるべきであると、述べている。

5. 考察—日本に対する Peer Review の比較

スウェーデンのODA評価の分析のために、日本に対する Peer Review と比較しよう。二〇一〇年に七年ぶりに報告が行われた。報告の全体構成は、スウェーデンの場合と同じであるが、内容は大きく異なる。

まず、日本のODA政策は、日本独自の優先順位と原理を持っているとしている。その原理とは、被援助国の「自助」努力への支援、経済成長と市場志向経済の重要性、非軍事目的の開発協力、被援助国の政治問題への干渉を避けることを含んでいる。何よりも重要なのは、日本が経済成長を強調し、主要なインフラストラクチャー建設に焦点を当てていると指摘していることである。これらに「人々の安全」の観点が追加され、それが成長志向の範囲内で貧困問題に取り組むことに役立った (OECD 2010:13)。

また、日本は、国際開発協力を自身の長期的な利益と広い外交政策の重要な要素と考えている。諸国との友好関係を築く重要な手段であると考えている。同時に、日本はその援助が中期的に日本の経済に貢献することを望んでいる。それにもかかわらず、日本の開発援助の規模は（負債救済を除いて）、二〇〇〇年をピークに減少してきた。二〇〇八年に二〇％増加したが二〇〇九年には再び一〇％減少した。

二〇〇三年の前の Peer Review 以来、日本のODAに大きな変化があった。一つは二〇〇八年の新 JICA の発足である。借款を実施してきた旧国際協力銀行の一部や外務省が行ってきたいくつかの無償援助が JICA に統合

され、JICAは単に技術協力を行うだけの機関ではなく、借款、無償援助、技術協力の三つの役割を併せ持つようになった。これにより開発協力制度の効率性と効果性が高まった(OECD2010)。この他にも、手段別のアプローチから国別のアプローチへの転換と業務の実施機関への委譲などを評価している。また、民主党政権によって作成される新中期政策に期待を寄せている。

一方、改革の速度の遅い項目として、規模の増加、開発政策の一貫性などを挙げている。政策の一貫性について、①政府全体の優先順位を明確にする政策声明の欠如、②内閣レベルの機関が一貫性を促進する役割を十分に果たしていないこと、③政府内で一貫性についてモニタリング、分析、報告する制度が限られていることを、挙げている。

他にも多くの問題点が指摘された。二国間援助の中で、借款(四七%)、無償援助(四〇%)、技術援助(二三%)のうち借款が多すぎることで、多国間援助の割合が低いこと、NGOを通じるチャンネルが少ないこと、スタッフの能力を高めること、アンタイドの比率をさらに高めることなどである。

アンタイドについて、タイドの状態について報告がなされていないこと(二〇〇七・二〇〇八年)、また、日本が援助事業の第一の契約者になるならばアンタイドにすると、日本は考えているが、これはタイドとして報告すべきことを指摘している。

このように、日本のODAに対するDACの評価は、スウェーデンに対するものと大きく異なっている。まずODAの規模に差がある。そして主要目標がスウェーデンでは人道支援と能力開発であるのに対して日本では経済成長の促進である、として指摘されている。

スウェーデンのODAはすでに先進的であるが、DACはそれをさらに発展させ、政策の一貫性を貫き、重点化、

簡素化を促進して、より効率的で結果を重んじるODA政策にすることを望んでいる。これはミレニアム開発目標の二〇一五年達成に向けたDACの意思であると思われる。また、人的資源を確保し、必要な技能を身に付け経験を積ませることによって、紛争によって大きな影響を受けた国への援助や国際機関で活躍する人材を育成することの重要性が指摘された。国際社会をリードするスタッフの確保と育成も重要だとされている。さらに、環境と気候変化についての評価ツールを簡素化して世界の主流にすることが求められている。

おわりに

スウェーデンの開発協力は、国連のミレニアム開発目標を基盤に、相対的に大きな規模を誇るとともに、人権と貧困と能力開発の観点を貫き、世界の開発協力をリードしている。しかしながら、政策の一貫性、重点化・効率化、人的資源の確保などで改善の余地がある。また、SADEVの位置付けや東欧に対する援助の問題点なども指摘されている。結果ベースの管理や現地主義もさらに前進が求められている。

ミレニアム開発目標は、いくつかの分野で目標達成の見通しが立っている。極度の貧困の半減、安全な飲料水の人口の半減がその例として挙げられる。しかし困難な分野もある。中でも保健分野が遅れている。ODA予算が大きな増加が見込めない中で、これらの目標達成には、より効率的で効果的な取り組みが求められている。

参考文献

1. 外務省（二〇一一）、『二〇一〇年度版政府開発援助（ODA）白書 日本の国際協力』

2. 勝間靖編著 (二〇一一) 『テキスト国際開発論―貧困をなくすミレニアム開発目標へのアプローチ』ミネルヴァ書房
3. 須永昌博 (二〇〇七) 『主要先進国における人材養成分野の国際協力施策調査報告書…スウェーデン国編』
4. 西川潤・下村恭民・高橋基樹・野田真理編著 (二〇一一) 『開発を問い直す―転換する世界と日本の国際協力―』日本評論社
5. 山口しのぶ・毛利勝彦・国際開発高等教育機構 (二〇一一) 『ケースで学ぶ国際開発』東信堂
6. Government Bill 2002/03:122, *Shared Responsibility: Sweden's Policy for Global Development*.
7. Government Offices of Sweden (GOS2009), *Result in Development Cooperation 2008* (Government Communication 2008/2009:189).
8. Government Offices of Sweden (GOS2010), *Result in Development Cooperation-Thematic area: Environment and Climate* (Government Communication 2009/2010:214).
9. OECD (2011), *DAC Mid-term review of Sweden*, Peer/KJ (2011) 22.
10. OECD (2005), *Paris Declaration and Accra Agenda for Action* ([www.oecd.org/document/18:110112年六月10日閲覧](http://www.oecd.org/document/18/110112年六月10日閲覧))
11. OECD (2005), *Sweden Development Assistance Committee (DAC) Peer Review*.
12. OECD (2009), *Sweden Development Assistance Committee (DAC) Peer Review*.
13. OECD (2010), *Japan Development Assistance Committee (DAC) Peer Review*.
14. SADEV (2011), Evaluation of Sweden's implementation of the Paris Declaration (www.sadev.se/en/News/:110112年六月11日閲覧)
15. SIDA (2011), *Evaluation of Sweden's Implementation of the Paris Declaration*.
16. SIDA (2012), *Sidas årsredovisning 2011*.
17. UN (2000), *United Nations Millennium Declaration*.
18. UN (2012), *Millennium Development Goals Report 2012*.

19. Utrikesdepartementet (2007), *Model for strengthened results-based management in development cooperation*.

【第二編 企業】

第一章 企業・ビジネス

会社はだれのものか

——市場の失敗における多元的企業概念の有効性——

稲 葉 陽 二

1 はじめに

会社とはいったい誰のものなのだろうか。従来の企業統治の論考では、市場の現状を考慮に入れずに、会社は株主のものであるとする一元的企業概念と、会社はさまざまな利害関係人のものであるとする多元的企業概念の二つを対比させ、両者を相対立するものとして検討する傾向が強かった。しかし、現実の市場は多様であり、市場の多様性を考慮すれば、両者は決して相対立する概念ではない。本稿では、総余剰分析を用いて、市場の失敗を含めた、それぞれの企業が置かれている市場の状況に応じて重要な利害関係人が異なることを明らかにしていく。

利害関係人のなかでも、日本的経営の下では、株主以外の利害関係人を重視する多元的企業概念の妥当性が高いことは多くの論者が指摘してきた。しかし、その場合の利害関係人は主に従業員やメインバンクを中心とする債権者⁽¹⁾などであり、企業が立地する地域社会や顧客については、利害関係人としては劣後に置かれていた。本稿では、市場の失敗のケースに総余剰分析を適用し、従来、多元的企業概念の下で、利害関係人としては劣後に置かれていた地域社会や顧客（消費者）も重要性が高いことを例証する。

なお、本稿では企業統治を「利害関係人の利益のための経営者への規律づけ」と定義する⁽²⁾。また、利害関係人を「企業の存立の基盤となる個人・集団」と定義し、主に株主、経営者、顧客、従業員、債権者、サプライヤー、企業が立地する地域社会、などを想定しているが、企業の存立にかかわる個人・集団なら上記以外のものも利害関係人としてとらえることとする。

2 二つの企業概念

(1) 会社は株主のものである

会社は株主のものであるとする考えは、今日、もっともポピュラーなものである。会社が株主のものであるならば、経営者はなにをすべきか。当然、株主価値の最大化を図ることである。株主価値は証券取引所に上場している企業であれば、株価を最大化することになる。株価は現在と将来のキャッシュフローの現在価値であるとすれば、株価を最大化するためには、現在と将来の利益の最大化が経営者の使命となる。株主は残余財産の請求権をもつ者なので、ここでいう株主利益とは、債権者への金利や従業員への賃金の支払いもすべて終え、かつ政府への税の支払いを終えた

利益、企業会計上では税引き後利益の最大化が経営者の果たすべき責務になる。

また、会社は株主のモノであるから、会社はモノであり、自然人のようなヒトではない。便宜上法人を擬制したもの^③、ないしは、単なる契約の束にすぎない。会社は株主の私有財産である。モノであり、擬制にすぎない会社に社会的責任の取りようはなく、企業の社会的責任とは適法に業務を行い、従業員、サプライヤー、債権者などに適正な対価で滞りなく支払いをすること、利益をあげて国庫へ納税することを意味する。

この考えは、企業の存在理由を株主という単一の概念に求めるので、一元的企業概念と呼ばれる。

(2) 会社はさまざまな利害関係人のものである

会社はさまざまな利害関係人 (stakeholders) のものであるという見方も存在する。利害関係人とは株主だけでなく、従業員、銀行や債権者などの債権者、その企業に原料や部品などを納入するサプライヤー、企業が立地する地域社会、そして顧客などである。この考えに立てば、経営者は株主価値ではなく、企業価値全体の最大化を図ることになる。その際、環境、雇用の維持などの数値化しにくい側面にも配慮をすることになる。このような配慮はモノとしての会社では考えられない。企業は自然人同様、実在する経済主体でなければならない^④。この考えは、企業は社会的にも影響を与える存在、社会の公器として活動する側面をもっている。したがって、企業は当然、公害防止投資の実施などのように、利益をある程度犠牲にしても社会的責任を果たさなければならない。

この考えは、企業の存在理由が多元に及ぶので多元的企業概念と呼ばれる。また、株主と労働者の二者に重点を置く考えを二元的企業概念という。

3 企業観の対立

(1) キャンペーンGM^⑤

企業の社会的責任を問うた古典的な消費者運動に、アメリカの自動車メーカー「ゼネラルモーターズ」(以下、GM という)を対象としたキャンペーンGMがある。アメリカでは一九六五年にラルフ・ネーダーが『どんなスピードでも自動車は危険だ』(河本英三訳(一九六九)ダイヤモンド社)を出版し、GMのコンパクトカー、コルベアの危険性を指摘し、アメリカにおける消費者運動の若き旗手として活躍した。キャンペーンGMはネーダーによる消費者運動を受け、一九六九年にフィリップ・ムーア、ジェフリー・コーエンら若手弁護士四名が始めた「企業責任のためのプロジェクト」の通称であるが、当初GMを対象としたため、メディアでは「キャンペーンGM」と報道され、それが通称となった。当時、すでに日本でもアメリカでも、企業の社会的責任を求める声が上がっていたが、このキャンペーンGMは①マスコミに訴えかける、②株主となって企業の内部から改革提案をする、という二つの手法の先駆けとなった。

キャンペーンGMが活動を開始した一九七〇年当時のGMは、世界一の経済力を誇るアメリカの象徴といえる存在であり、株主数一三六万人を超えていたが、同時に欠陥車問題で批判されていたため、企業の社会的責任を全国規模で議論するには格好の対象であった。GMの発行済み株式総数は二億八七五〇万株であったが、キャンペーンGMは一二株を取得し、自分たちの株主提案を株主総会の議案書に記載することを求めた。彼らの提案は、①定款の改訂(事業目的を公衆の健康と安全とに合致させるものに限定)、②消費者問題の専門家、環境問題の専門家、アフリカ系アメ

リカ人を代表させる取締役を三名追加する、③株主委員会を設置し、GMの意思決定が公衆に与える影響と社会におけるGMの適正な役割を監視する、というものであった。これらの提案はGMの経営陣から総会議案書への記載を拒否されたが、アメリカ証券取引委員会が上記の②と③は議案書に記載すべきとの判断を示し、議案書に記載されることがとなった。

このほか、キャンペーンGMは自動車の安全性向上、公害防止、マイノリティによるGM車販売店の開設なども要求した。彼らは議案書のほかに独自に提案説明書をつくり、主に機関投資家と大学にはたらきかけた。

一九七〇年五月二三日、自動車の都デトロイトでGMの株主総会が開催されたが、キャンペーンGMはその前夜「第一回企業責任年次大会」を開催した。株主総会は、例年を大きく上回る三千人の株主が出席し、実に六時間半に及んだが、その間、当時としては高齢者である六三歳のGMローチェ会長は立ったまま誠実に対応したという。結局、キャンペーンGMの株主提案は、取締役の増員については二・四%、株主委員会については二・七%の賛成を得るにとどまり否決された。しかしこの運動は、人々に企業の社会的責任を改めて考えさせる契機を与え、とりわけ企業経営者には大きな衝撃を与えた。

もちろん、キャンペーンGMは批判の対象にもなった。保守派の経済学者で市場至上主義者のミルトン・フリードマンは、一九七〇年九月一三日付の『ニューヨーク・タイムズ・マガジン』に「ビジネスの社会的責任は利益を増やすこと」と題する論評を発表し、キャンペーンGMを批判した。

「いかなる責任にせよ、責任をもてるのは個人のみであり、擬制的な法人である企業に社会的責任がもてようはずがない。企業の経営者は、個人としてはさまざまな責任をもっているとしても、経営者としては、その雇い主である株主の代理人としてその利益に奉仕する責任以外のものはなにももちようがない。それにもかかわらず、社会的責任の名で人種問題、環境保全、インフレ防止などにかかわったら、これは本来、株主、従業員、顧客などにいくべき金を勝手に使用していることになるから、税金をとり、それを使用しているのと同じことになる。政府の課税とその支出についての活動には、厳しいチェック・アンド・バランスの機構があるが、企業経営者もこのように社会的責任の名で政府と同じようなことをするのであれば、彼らを監視する政治メカニズムをつくらなければならない。これはすなわち、稀少資源の配分を、市場メカニズムではなくて、政治メカニズムを通じて行うのであるから、社会主義体制と同じことである。」（土屋守章（一九九一）一〇四頁）

フリードマンによれば、企業は擬制なのだから責任の取りようがない。企業に社会的責任を求めるということは、経営者に政府と同様なはたらきを要求することになり、それは資本主義ではなく社会主義だという。これに対し、キャンペーンGMを主宰するムーアは、東海岸を代表するオピニオン誌である『ワシントン・マンスリー』一九七〇年一二月号に次のような反論を寄稿した。

「ミルトン・フリードマンのような経済学者たちは、キャンペーンGMが企業に対して、利益を目的にするのをやめて社会的目的のための行動をとることを要求していると誤解しているけれども、キャンペーンGMも、企業が慈善好きの市民となるのであれば、フリードマンと同様に反対するであろう。問題は、今日の企業がすでに社会的な影響の大きい行動をとっており、それが経済学的な企業慈善モデルでは説明できないものになっているということである。今日の巨大企業は議会への働きかけや選挙応援を通じて莫大な政治権力をもっており、市場での評価のみに頼っているわけではない。ま

た、企業のリーダーは、公害によって将来の世代をも損ねるような意思決定をやっている。さらに、欠陥商品を出して、消費者を詐欺にかけている。このような企業の権力は、企業の活動を顧客との間の私的な取引関係にすぎないという見方をわれわれがとっているかぎり、安泰である。しかし、そのような古い見方を支える競争という条件は、現実にはなくなっている。神の見えざる手は、われわれを守るどころか、われわれのポケットを狙っているのである。(中略) われわれがGMを攻撃するのは、それがすべての大企業が共通にもっているひとつの性格を例示しているからにすぎない。それは、その意思決定が、それになんの関与もすることのできない数百万人の人々に対して、直接的な影響をおよぼしていることである。……大企業はいまや、すべての人々に影響をおよぼす政治的制度である。われわれは、公衆の声を企業の意思決定に組み込むことができるような方法の探究を始めなければならない……。」(土屋守章(一九九一)一〇六一―一〇七頁)

ムーアによれば、大企業は擬制ではなく、庶民の生活に確実に影響を及ぼすという意味で実在しているという。それどころか、選挙にまで関与して政治的影響力さえもっている。アメリカにおける企業観は、いまでもフリードマンらの考え、法人擬制説やそもそも「契約の束」にすぎないという見解が、経営者や経済学者のあいだでは根強い。しかしその一方で、法人実在説に類似する考え方も古くから存在する。ペイン(二〇〇四)によれば、すでに一九〇三年にイギリスの法律家で歴史家のフレデリック・メートランドの「道徳的な人格と法的な人格」と題する講演のなかで企業の道徳的な人格が論じられているという。⁽⁷⁾ また、一九五三年ニュージャーシー州最高裁判所は、企業の慈善目的の寄付は企業の権限を逸脱した行為であるという訴えに対し、公共の福祉のための妥当な範囲での寄付は合法と判断した。時代の現状は、企業がコミュニティの一員として私的責任だけではなく社会的責任をも自覚し、それにふさわしく行動することを求めていると指摘した。⁽⁸⁾ 日本でも一九七〇年に、八幡製鉄(現新日本製鉄)の政治献金につい

ての株主代表訴訟に対して、最高裁が「会社も社会的実在として社会的作用を負擔せざるをえず、会社に社会通念上期待ないし要請されるものである限り、これに応えることができる。」とし、企業実在説の観点から企業献金を認めた。^⑨ 企業はある時は便宜上存在を許された擬制であるという考えと、実在する自然人同様の存在であるとする考えが混在してきた。

（2）一九九〇年代初頭の企業観

それでは、主要国の経営者や管理者は、一元的企業概念と多元的企業概念のどちらを支持していたのだろうか。吉森賢（二〇〇二）は一九九〇年代初頭、日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの五カ国の経営者・管理者に郵送法調査を実施し、図1のような回答を得ている。

吉森の調査によると、アメリカとイギリスは一元的企業概念であるの対し、日本は多元的企業概念であり、特に従業員を重視している。また、フランスとドイツは日本とアメリカ・イギリスの中間にあるが、多元的企業概念に立脚していた。日本は、会社法上では一元的企業概念に立脚しているが、企業経営者・管理者の通念では従業員重視の多元的企業概念が一般的であったことがわかる。

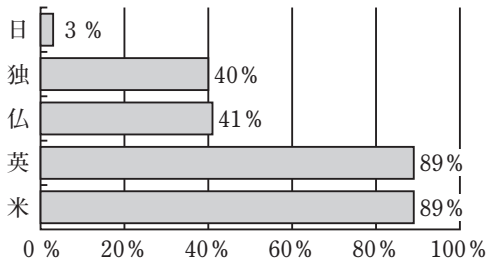
（3）ケーススタディ―株式会社東京スタイル vs. 村上ファンド^⑩

一九九〇年代初頭の日本の経営者は典型的な多元的企業概念に立っていたが、その後どう変化したのだろうか。二〇〇二年、会社は株主のものとする一元的企業概念と、そうではなく会社は多くの利害関係人のためにあるとする

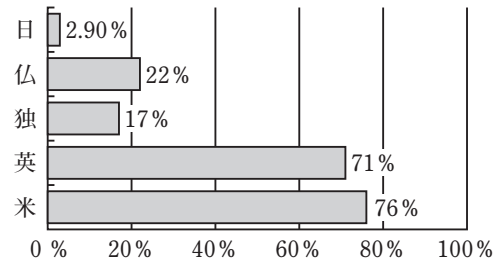
図1 1990年代初頭の企業観

会社はだれのものか (稲葉)

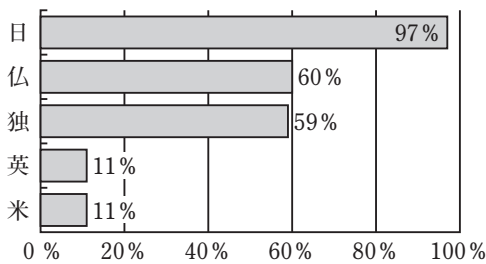
「配当を減らすか、従業員の一部を解雇するか」に対し「解雇してでも配当を維持」とする回答の比率



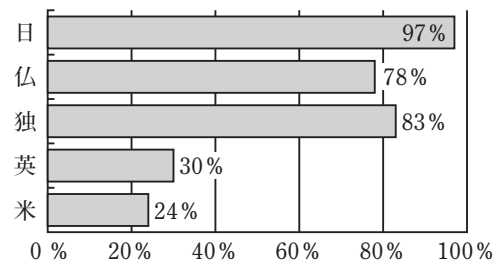
「資本主義下においては企業の所有者は株主である。したがって株主の利益が最優先されるべきだ」に対する肯定的回答の比率



「雇用を優先」とする回答の比率



「会社はその利害関係者（従業員、株主、顧客、仕入先、代理店など）全体の長期的利益を増進するために存在する」に対する肯定的回答の比率



出所) 吉森賢 (2001)

従来からの多元的企業概念が真正面からぶつかりあうケースが起こった。元経済産業省官僚の村上世彰氏率いる投資ファンド（以下、村上ファンドという）が老舗アパレルメーカーの株式会社東京スタイルの大株主となり、変革を迫ったが、東京スタイル社長の高野義雄氏はこれに強く抵抗した。

二〇〇二年二月期には、村上ファンドが東京スタイルの一一・七%を保有し筆頭株主に躍り出た。村上ファンドは東京スタイルの経営陣に批判的であったが、それに対し高野社長は、日経新聞のインタビューで次のように語っている。^⑪

手元資金は不動産投資へ…東京スタイルの実質筆頭株主に、村上世彰氏の投資

ファンドが登場した。対応を高野義雄社長に聞いた。

「2001年2月期で現預金と有価証券合わせて1280億円が手元にある。本業に投資しないのなら株主に返すべきだというのが村上氏の主張のようだが。」

「業界全体が苦戦するなか、当社が好業績を維持してきたのは良い商品をお客様にという商品本位主義を貫いてきたからだ。株主が経営に口を出したいのはわかるが、会社がつぶれたら株主も終わりだ」

「手元資金にしても50年間こつこつとやってきた成果だ。どうして非難されたり、改善を要求されたりするのかよくわからない。いたずらに手元資金を厚くしているというが、昨年からファッションビル事業の改善にも乗り出し、資本効率の改善に取り組んでいる」

「その不動産事業に村上氏は反対している。」

「婦人服だけでは今後の展開が難しい。今後2年間で400億―500億円を投じて東京都内でのファッションビルの取得を進める。当社のブランドもテナントとして一部入れる予定で、本業の強化にもつながる」（中略）

「増配や自社株消却などの要求には応じるか。」

「現在の年12・5円の配当が安いとは思わない。株価は市場が決めるものであり、自然でなければならない。個々の株主の要求に応じるわけにはいかない」

「東京スタイルの上位株主は長年銀行だったが、変化しそうか。」

「三和銀行と東海銀行がそれぞれ5%近くを持つが、合併でその保有分が売られるだろう。だが特別な対策は考えていない。時価会計の導入や大銀行同士の合併で安定株主が崩れていく。銀行がこんなことになるとは思ってもみなかった。そこに村上氏のような株主も出てきた。社長就任以来22年間築き上げてきたものがなぜ今になって問われるのか」

このように、高野社長と村上氏との間に当社の経営方針をめぐる当初から意見の不一致があり、村上氏は高野社

長に面談を申し込んだが、高野社長から拒否され続けてきた。こうした状況を受けて、二〇〇二年一月三十一日、村上氏は以下のような株主提案を行った。

① 東京スタイルは本業のアパレル事業に集中すべきだが、これまで年間数億円程度の設備投資しか実施しなかった。一方では年率6%の投資収益率を目標として、500億円規模の不動産投資を行う予定であるが、同社はアパレルメーカーであり、大規模な不動産事業を行った経験はない。本業で投資を行う必要がないのであれば、配当として株主に還元していくべき。この観点から、計画中の不動産投資を中止し総額500億円（1株当たり500円）の配当を提案する。

② 現在、東京スタイルの株価は一株当たりの純資産を大きく下回り、さらに一株当たりの現金・有価証券をも下回るといふ異常な状態にある。自己株の取得を積極的に行い、取得した株式を消却し、あるいはストックオプション・株式交換等で活用することにより、株主価値を向上させるべき。取締役会に対して発行済株式の約1/3の3400万株、500億円を限度として自己株を取得する権限を与えることを提案する。

また、本提案に係る実施監督及び株主価値の継続的向上のためには、経営判断の透明性の確保が必要。新たに社外取締役を要望するとともに、コーポレートガバナンスに造詣の深い候補者を独自に提案する。」

（株式会社M&Aコンサルティング「コーポレートガバナンス実現に向け東京スタイルへ株主提案」二〇〇二年一月三十一日プレスリリース）

村上ファンド側はこの提案の後、二月七日に東京スタイルの株主と国内投資家を対象に提案内容の説明会を開催した。その翌日には、高野社長と村上氏との面談が実現した。この面談は「罵り合いに終わった」¹²が、その後も、二月一六日に伊藤雅俊イットーヨーカ堂名誉会長の仲立ちで両者の会談がもたれたことが報じられている。しかし、会談後、高野社長は株主の一部に、村上氏の提案は「常軌を逸した要求」「多くの善意ある株主の皆様を惑わす卑劣な行為」

「周到な作為を持って会社の経営を声高に非難するのは、経営者と従業員の真剣な努力とこれまで積み重ねてきた実績を侮辱し、ご支援くださった数多くの株主様を愚弄する行為」¹³、「その実態は、コーポレートガバナンスに名を借りた資産の持ち逃げにすぎない」¹⁴と批判した。

これ以降、両者は折り合うことなく、村上氏は三月一三日、社外取締役候補として、元日本興業銀行常務の奥村有敬氏とボストン・コンサルティング元社員三枝和氏を提案。これに対し、高野社長側は元国鉄常務理事でルミネ会長の岩崎雄一氏と、元東京国税局長で東京産業信用金庫理事長の日向隆氏を社外取締役候補として提案した。なお、日向隆氏は高野社長が高校時代の友人と持っている懇親会「一生会」のメンバーである。¹⁵

また、村上氏の五〇〇円配当提案に対し、高野社長は、従来の一二・五円配当から上場二五周年記念配当七・五円を加え二〇円の増配を提案した。三四〇〇万株（発行済株式総数の三三％）、五〇〇億円を上限に自社株取得という村上氏の提案に対しては、高野社長は一〇三〇万株（発行済株式総数の一〇％）一二三億円を上限として自社株取得を提案した。両者の提案に対し、議決権行使助言会社であるISSは、株主提案に賛成、会社提案に反対する調査レポートを五月一〇日に外国人株主に送付した。¹⁶両者は二〇〇二年五月二三日の株主総会にむけて、日本の上場企業としては異例の株主からの委任状獲得競争（proxy fight）を展開することになった。

二〇〇二年五月二三日、東京スタイルの株主総会が開催された。二回の休憩を含め午前一〇時から午後五時四八分まで約八時間を費やした。結果は、配当政策については経営者側提案が賛成五六％、反対四四％、自己株式取得については経営者側提案が賛成五三％、反対四七％、社外取締役については経営者側推薦を賛成八〇％、反対二〇％で可決、村上ファンド側推薦を賛成四八％、反対五二％で否決と、いずれも経営陣側の提案が承認された。結果だけみれば、

ば村上氏側の全面的な敗北であったが、自己株式取得についての経営者側提案に反対票が四七%に上ったことは、むしろ村上氏側の善戦を印象づけた。結果の評価は分かれるが、企業のあり方、経営のあり方についての議論に一石を投じたのは間違いない。株主総会後の五月二六日付の日本経済新聞では、編集委員の北沢千秋氏が「会社側にとっては『苦い勝利』」と評した。

高野社長の考え方は典型的な多元的企業概念、特に従業員重視を打ち出しており、村上氏の考え方は典型的な一元的企業概念であった。両者の考えを推測し対比すると、以下のようなものになる。

・企業の目的と経営者の責務

高野社長 従業員、顧客、サプライヤー、株主などのさまざまな利害関係人の関係を調整して、企業全体の価値を上げること。

村上氏 株主価値の最大化、したがって上場企業の場合は株価最大化。

・東京スタイルの経営に対する評価

高野社長 過去の利益を社内に蓄積し、実質無借金経営を実現し安定した財務体質を構築してきた。しかも、豊富な現預金・有価証券を保有することにより、浮き沈みの激しいアパレル業界を乗り切ってきた。多額の現預金・有価証券を保有しているからこそ、余裕をもって経営にあたることができた。

村上氏 現預金・有価証券を社内にためこみすぎて、ROA（使用総資本利益率）は低水準で推移。対売上高・営業利益率の低迷を受け取り利息配当金で補うが、現経営陣は資産の有効活用を図っていない。資産の有効活用が図れないのなら、ためこんだ現預金・有価証券は株主に返すべき。

・株価の評価

高野社長 長期保有の安定株主が重要。安定株主に昔の額面五〇〇〇円当時の感覚で安定配当を実施すればよい。厳しい時代も含めて一貫して安定配当を実施してきたことは評価してほしい。

村上氏 最近、利益水準は対売上高でも、対総資産でも低下傾向、かつ低水準。このため、将来性が見込めず、株価も低下し、しかもPBR（株価純資産倍率）が1を切り、発行済み株式時価総額が純資産額を下回るという状態。これは、東証1部上場企業としては異常。これでは、清算して株主に配当したほうが株価よりも高くなる。市場は高野氏の経営手腕をモはや評価していないからこのような株価になっている。

・不動産業進出

高野社長 単なる不動産業ではなく、女性を美しくする事業の一環として実施する。不動産の専門家は外部から招けばよい。

村上氏 当社はアパレルメーカーなのだから、不慣れな不動産業に進出するのは危険。ビルが必要なら賃借すればよい。

・高野社長のワンマン体制について

高野社長 時代の変化に応じて適切な措置をとってきており、九〇年代前半まで安定した収益を上げており、問題ない。社内のチェック体制も整備されている。

村上氏 社長をチェックする体制が必要。社長としがらみのない社外取締役を任命すべき。経営破綻したマイカルの社債に投資して損失を出すなどワンマン体制の弊害が出ている。¹⁷

表 1 日本の経営の特長

①企業内部の特長	終身雇用、年功序列、従業員あがり（生え抜き）の経営者、現場主義
②企業統治での特長	企業内組合、メインバンク、株式持ち合い、従業員あがりの経営者
③企業間取引での特長	長期・協調的な取引、系列

4 日本の経営における企業観…

従業員・債権者重視の多元的企業概念

一九五八年、アメリカの経営学者ジェームズ・アベグレンは『日本の経営』を著わし、日本の経営を称賛した。彼が指摘した三つの日本の経営の特長である①終身雇用、②年功序列、③企業内組合は、その後今日まで日本の経営の三種の神器と称され、多くの人々に影響を与えた¹⁸⁾。日本の経営は、このアベグレンの著作を皮切りに、高度経済成長ともあいまって注目を集め現場主義、メインバンク制、株式持ち合い、従業員あがり（生え抜き）の経営者、長期・協調的な取引、系列、短期的な利益にこだわらない長期的な視野に立つ経営など、さまざまな特長が指摘されてきた。これらの特長を、企業内部・企業統治・企業間取引の三つにわけると、表1のようになる。

(1) 終身雇用と年功序列―アベグレンの考察

終身雇用と年功序列についてアベグレン（一九五八）次のように述べている。

「日本とアメリカで企業の社会組織を比較すると、ひとつの違いがすぐに目につく。そしてこの違いが、日米の制度全体の違いをかなりの程度決定づける要因になっている。日本の企業で

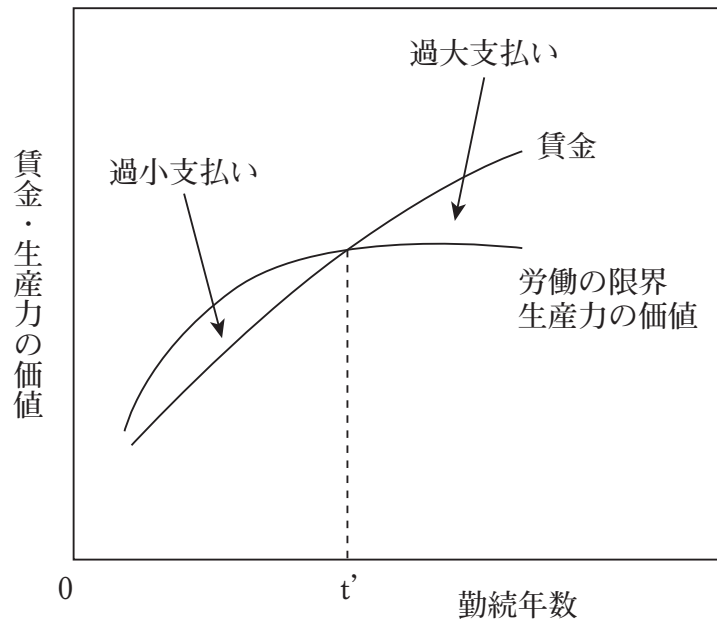
は組織のどの水準をみても、従業員は入社にあたって、引退までその会社ではたらくつづけるものだと考える。会社は極端な状況にならないかぎり、一時的にですら従業員を解雇することはない。従業員は他の企業に移るために退職しようとは考えない。アメリカでいえば家族の一員や、友愛会などの親密で個人的な集団の一員であるのと同じような意味で、従業員は会社の一員なのである。」（アベグレン『日本の経営〔新訳版〕』（二〇〇五）一九頁）

つまり、終身雇用は日本とアメリカとの決定的な違いだという。また、年功序列制度については次のように述べている。

「給与制度は基本給を基準に作られており、基本給は各人の仕事の種類、仕事の効率性、仕事の遂行能力によって決められているわけではない。入社後の昇給の際には能力や成果によってある程度まで個人差をつけることができるが、基本的には勤続年数で昇給が決まる。（中略）給与全体が入社時の学歴と勤続年数によってほぼ決まる仕組みになっているのである。」（七三―七四頁）

加えてアベグレンは、日本の企業では人件費の二割に相当する額が福利厚生に使われており、企業内に食堂、社員寮、浴場、社宅、売店、運動施設、診療所、保養所、さらに学校や図書館までもっていることを指摘している。終身雇用と年功序列に充実した福利厚生制度を合わせてみると、日本の会社は営利組織というよりも、むしろ従業員の互助組織といった色彩が強く、従業員主体の企業概念に基づいていたことがわかる。

図2 終身雇用・年功賃金のもとでの労働の限界生産力と賃金の関係



出所) 加護野忠男・小林孝雄「第4章 資源拠出と退出障壁」今井賢一・小宮隆太郎編 (1989)『日本の企業』東京大学出版会、77頁を筆者一部修正。

(2) 終身雇用と年功序列の効果

上述の吉森の調査結果からもわかるとおり、この日本企業の従業員重視の傾向は一九九〇年代までほぼ半世紀を超えて受け継がれてきた。終身雇用と年功序列が半世紀以上も維持されてきたのは、これらが経済的にもある程度の合理性をもっていたことが背景にある。

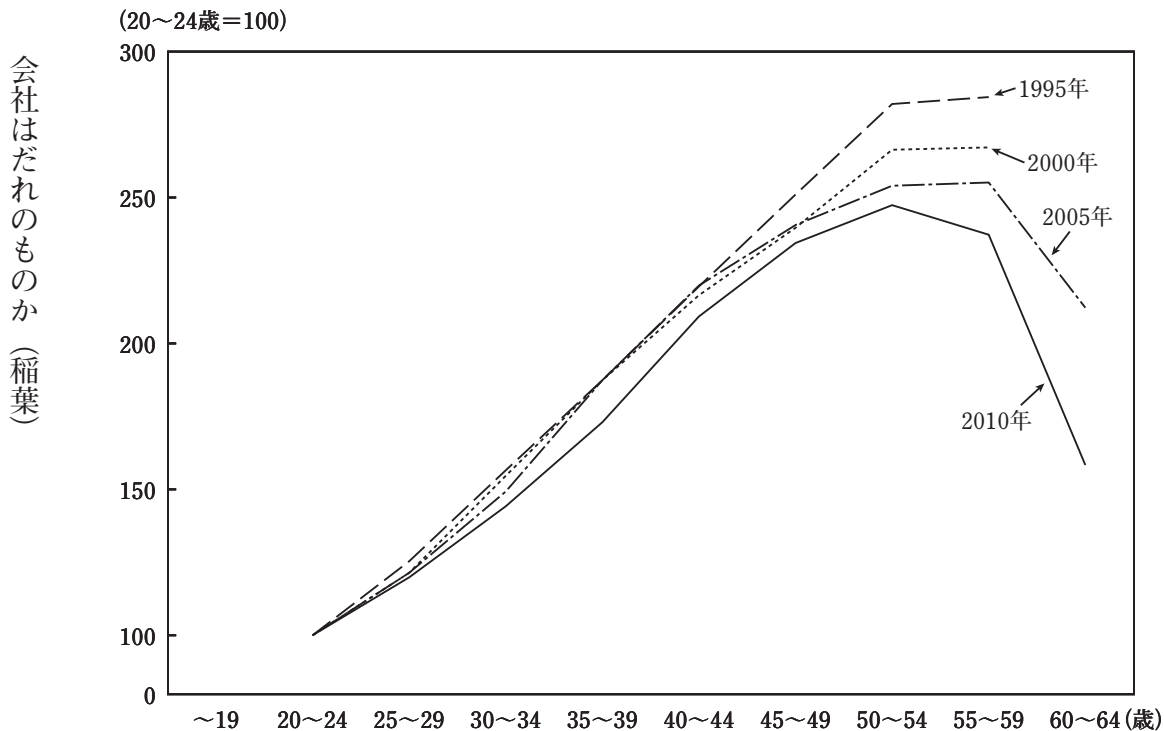
図2は、横軸に勤続年数、縦軸に生産現場での労働者の労働の限界生産力の価値と時間当たり賃金をとっている。通常は、労働の限界生産力の価値と賃金は一致するか限りなく近づくはずだが、日本の労働市場は、一九九〇年代までは中途採用がほとんどなかったため、労働の限界生産力の価値と賃金は大きく乖離していた。現場での労働者の限界生産力は、若い時は高いが、加齢とともに低下していくので伸び率が遞減する。しかし年功序列の賃金制のもとでは、賃金は加齢とともに上昇していく。つまり、若い時には労働者の賃金水準は自らのほたらき(限界生産力の価値)よりも低い水準の賃金に甘んじることになるが、壮年期に

入ると、逆に自らのほたらきよりも高い賃金を享受することができる。

これは、成長企業では大変有利にはたらく。なぜなら、成長企業は毎年新卒者の雇用を増やすため、このシステムのもとでは成長企業の従業員の平均年齢は低下し、労働者一人当たりのコストも低下する。つまり成長企業はより競争力が増すことになる。しかし衰退企業の場合、終身雇用のもとで中高年の労働者の解雇はできないので、新卒者の新規雇用をやめる。その結果、企業の従業員の平均年齢が上昇して、労働者一人当たりのコストは一層増加していき、より競争力を失って市場から退出していくことになってしまう。このメカニズムがはたらくのは、終身雇用と年功序列賃金のもとで、かつ労働市場に中途採用市場がなく新卒者に限られているからだ。が、一九九〇年代前半までの日本では、まさにこれらの条件が整っていた。また、すべての労働者の限界生産力が加齢とともに低下するわけではないが、少なくとも体力を求められる職場では図2での仮説があてはまるケースが多かったといえよう。

この議論は、日本の企業が労働者を大切にするという点と、なぜ労働者が会社へ長期的なコミットメントをするかの説明にも使われた。図2の過小支払いの部分は、若年時に自らのほたらきによる価値の総額と、実際に受け取る賃金との差額を示している。この部分は壮年時の過大支払いで取り戻すことになるが、若年時は企業に拠出していることになる。日本では、企業は単に株主のものではなく従業員が重要であるという議論の理屈づけとして、この若年時の企業に対する拠出を、いわば株主と同様、従業員からの現物出資ととらえる見方、資源拠出説¹⁹があつた。労働者は長期に勤務しないと若年時の労働力による出資を回収できないので、長期的な観点から会社へ対応したのだという議論である。また、資源拠出説は、企業は株主だけではなく、従業員のものでもあるという、多元的企業概念を支持するものであつた。

図3 標準労働者の年齢別賃金プロファイルの推移



注1) 標準労働者とは、学校卒業後直ちに企業に就職し、同一企業に継続勤務しているとみなされる労働者のこと。

注2) 数値は、産業計の男性労働者による所定内給与を中学卒、高校卒、高専・短大卒、大学卒をそれぞれのウェイトで合算し、学歴計としたもの。

出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに厚生労働省・労働政策担当参事官室にて推計「平成23年版 労働経済の分析—世代ごとにみた働き方と雇用管理の動向」より。

(3) 賃金プロファイルの変化

しかし、この終身雇用と年功序列賃金は、一九九一年以降のバブル経済の崩壊の過程で変革を余儀なくされた。日本経済全体が衰退企業のようになった状況のもとでは、終身雇用と年功序列賃金の維持は企業にとって大きな負担となり、維持が難しくなった。年齢と賃金水準の関係をプロットした図を年齢別賃金プロファイルと呼ぶが、図3に示されるように、過去一五年間の年齢別賃金プロファイルの変化は、企業が終身雇用と年功序列を維持できなくなりつつあることを端的に表している。過去一五年間で賃金プロファイルの傾き、つまり年功序列による賃金の

上昇は、大幅に鈍化し、かつ五五歳以降は賃金が大幅に低下する。また、企業は正社員よりもパート・アルバイト、派遣、請負、嘱託などの非正規雇用を増やしていった。つまり、資源拠出説を根拠とする多元的企業概念は、二〇〇〇年以降説得力を失っていった。

5 市場の失敗下における企業の利害関係人²⁰⁾

経済学では、企業は与えられた技術と生産要素価格のもとで利益を最大化するために市場で行動する。市場に多数の売り手と買い手が存在し、差別化されていない財・サービスを供給し、かつ売り手と買い手が情報を共有している市場、つまり完全競争の市場で活動する企業は、利潤の最大化を通じて、資源の最適配分を達成する。一元的企业概念でみた企業観は、完全競争下で利益の最大化を目指す経済学のなかでの企業像にあてはまる。本稿の三節で、保守派の経済学者で市場至上主義者のミルトン・フリードマンによる「ビジネスの社会的責任は利益を増やすこと²¹⁾」と題する論評を紹介したが、これはまさにこうした趣旨を述べたものである。

しかし、さまざまな利害関係人に配慮して、株主価値ではなく企業価値の最大化を図る多元的企業概念のもとでは、必ずしも経済学が想定する完全競争下での企業像とは一致しない。現実には、市場が資源の最適配分を達成できない状態、つまり市場の失敗のケースが多数存在する。以下では、市場の失敗のケースを二つの企業概念（一元的と多元的）の観点から、現実の企業活動に即して検討してみることにする。結論を先取りして述べれば、企業は誰のものであるべきかは、市場の状態に左右され、多元的企業概念は市場の失敗の場合に有効である。

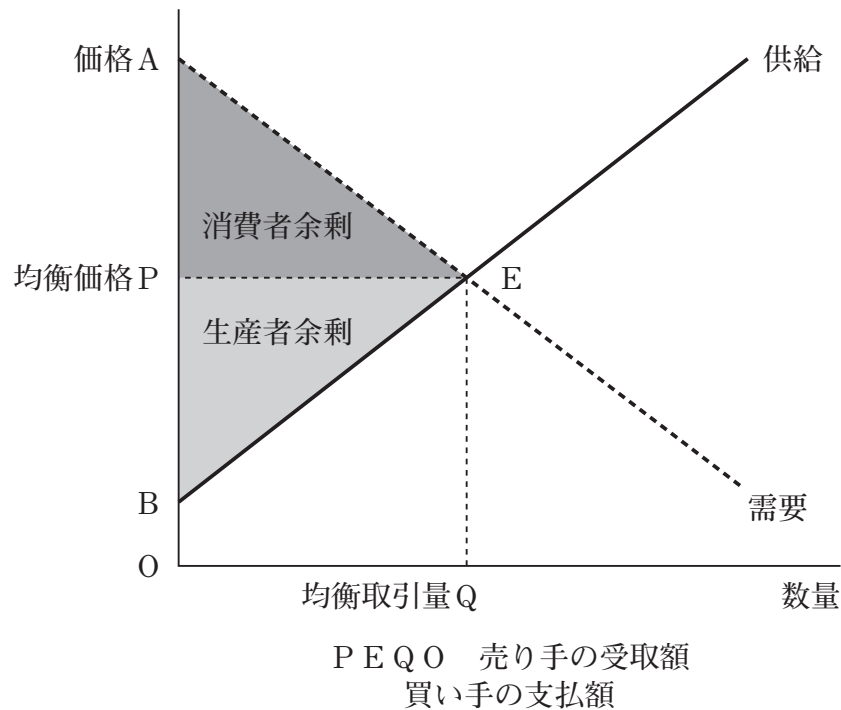
(1) 「見えざる手」はどうはたらくか

アダム・スミスは「見えざる手に導かれて、自分がまったく意図していなかった目的を達成する動きを促進することになる。(中略) 自分の利益を追求する方が、実際にそう意図している場合よりも効率的に、社会の利益を高められることが多いからだ。」(アダム・スミス(二〇〇七) 邦訳下巻三一頁) と論じた。私利私欲を追求することが、結果的に社会全体の資源の最適配分をもたらすということだが、「見えざる手」がはたらかない場合も多い。「見えざる手」をはたらかせるためには完全競争でなくてはならないが、その達成には以下のような条件がある。

- ① 売り手と買い手が多数存在する。
- ② 全ての人がまったく同じ財を売り買いする。
- ③ 売り手と買い手は同じ情報を共有する。情報の非対称性がない。
- ④ 取引の当事者以外の第三者に与える影響(外部性)がない。

これらの条件が満たされるとき、需要と供給が均衡する点で、売り手と買い手の満足度が以下のような理屈で最大になる。市場には多数の売り手がいるが、それぞれ売ってもよいと考える価格が違う。多数の売り手それぞれが供給してもよいと考える価格水準を安いものから順に連ねたものが市場全体の供給曲線になる。市場の供給曲線は、個々の売り手がそれぞれのもっている技術水準のもとで、自分の利益を最大化させる点でもある。市場では、図4のように、価格は需給が均衡する点Pで決まるので、均衡価格Pは、均衡点より少ない数量では、売り手が売ってもよいと

図4 市場均衡における消費者余剰と生産者余剰



考えた水準（供給曲線上の点）を上回っている。したがって、均衡点での取引額は、売り手が売ってもよいと考えた金額を越えている。図4でみれば、売り手の総収入は均衡量Qに均衡価格Pを乗じた四角形PEQOであるが、売り手はそもそも、台形BEQOで売ってもよいと考えていたのだから、売り手からすれば三角形PEBの部分は自分たちが売ってもよいと考えていた額を上回る収入ということになる。このPEBの部分を生産者余剰といい、経済学では売り手側の満足度（厚生）を表す指標としている。

さて、買い手側はどうだろうか。完全競争市場には売り手同様多数の買い手がいるが、それぞれ買ってもよいと考える価格が違う。多数の買い手それぞれが需要してもよいと考える価格水準を、供給曲線とは逆に、高いものから順に連ねたものが市場全体の需要曲線になる。市場全体の需要曲線上の点は個々の買い手の予算制約の下で、満足度を最大にする点でもある。実際の価格は需給が均衡する点で決まるので、均衡価格は買い手が買ってもよいと考えた水準を下回っている。

したがって、均衡点での取引は、買い手が買ってもよいと考えた金額を下回っている。図4でみれば、買い手の総支払額は均衡量Qに均衡価格Pを乗じた四角形PEQOであるが、買い手は台形AEQOで買ってもよいと考えていたのだから、三角形PEAの部分は買い手が支払ってもよいと考えた金額を下回ったということになる。このPEAの部分を消費者余剰といい、経済学では買い手側の満足度（厚生）の指標としている。生産者余剰と消費者余剰の合計を総余剰という。総余剰は、均衡点より多い数量では売り手の価格（コスト）が買い手の希望価格（買い手からみた価値）を上回ってしまうので、生産数量を均衡点へ向けて減らすことにより増やすことができ、逆に均衡点より少ない数量では買い手の価格（価値）が売り手の価格（コスト）を上回っているので、生産数量を増やすことで総余剰を増やすことになる。したがって、総余剰は需給が均衡する点で最大になる。つまり、完全競争のもとでは、買い手である消費者は自分の満足度（効用）の最大化、売り手である企業は利益の最大化を図ることにより総余剰の最大化を達成できる。

(2) 「見えざる手」がはたらかない

ところが、実際の市場はこの条件を満たさないことが多い。つまり以下のような場合は「見えざる手」ははたらかず、市場による資源の効率的分配が達成できない市場の失敗（market failures）が生じる。売り手が一社しかない独占（monopoly）、数社しかない寡占（oligopoly）、それぞれの売り手が商品の差別化をする独占的競争（monopolistic competition）、取引の当事者以外の第三者が影響を被る外部性（externality）、取引の対象となる財・サービスについて、売り手と買い手のもっている情報量に差がある情報の非対称性（asymmetry of information）がある場合などである。

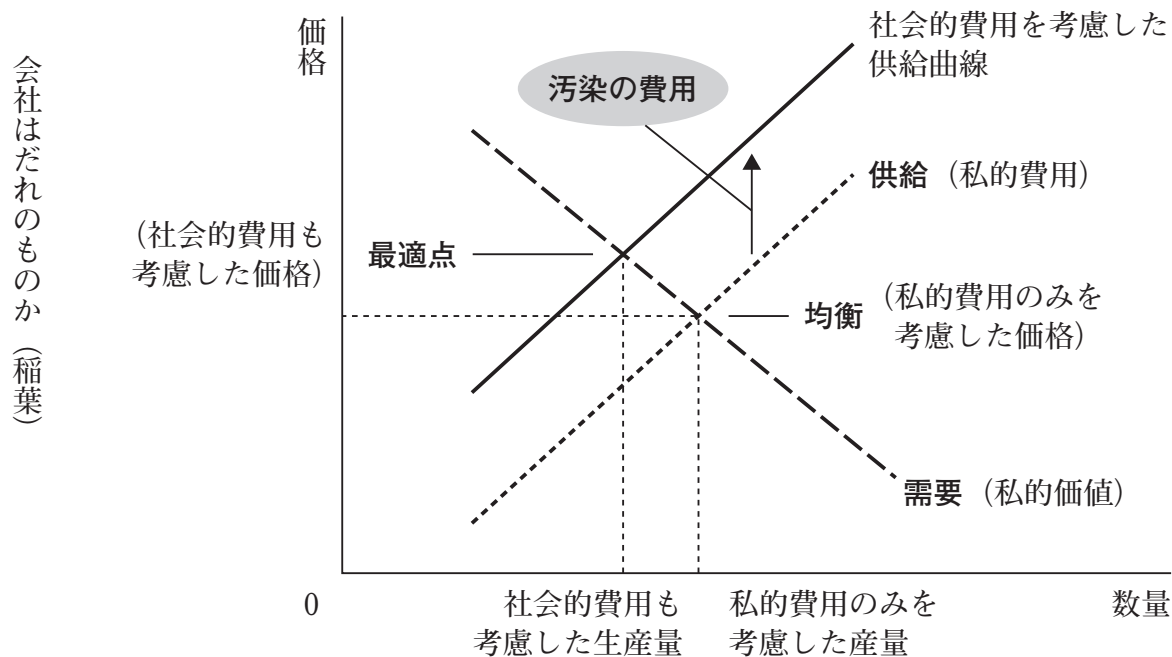
(3) 外部性

取引の当事者以外の第三者に与える影響を外部性といい、外部性の受け手である第三者にとって好ましいものを外部経済（正の外部性）と呼び、好ましくないものを外部不経済（負の外部性）という。外部性があると資源の効率的利用ができない市場の失敗が生じる。ただし、ある財が需給の変化を反映して価格が変わり、その結果他の財の価格が変わるといった外部性（金銭的外部性）は市場が正常に機能している証左であり、市場の失敗とは関係ない。

問題は、取引の当事者以外の第三者の満足度や費用構造に直接影響を与えるケースだ。取引当事者以外の第三者である人々の効用関数や企業の生産関数を市場を通さず変化させてしまうもので、技術的外部性という。外部経済の古典的な例は、養蜂業者の蜂が果樹園で花のあいだを飛び回り、蜜を集めると同時に授粉するケースである。この場合、市場を通さずに養蜂業者と果樹園主の双方が便益を得ている。技術革新や教育によるスピル・オーバー（波及）効果、公園・歴史的建造物などの近隣に及ぼす効果も外部経済である。一方、公害や地球温暖化問題は外部不経済の例になる。また、麻薬を禁止するのも外部不経済が著しいからである。

企業活動に即して考えると、企業がいくら利益をあげていても、公害などの負の外部性をまき散らしていれば、企業活動に直接かわりのない第三者の犠牲のもとに利益を出していることになる。公害といった社会的費用を加味すれば、その企業の経済活動は本来もつと低い水準での生産が効率的であるが、現実には公害の社会的費用が考慮されず、効率的な水準を上回って生産してしまう（図5）。つまり、市場の失敗が生じる。公害などの負の外部性を出す企業は、株主利益だけを優先して利潤極大化を図ると、第三者に不利益を与えることになる。したがって負の外部性が存在する場合は、株主の利益だけを図る一元的企業概念では立ち行かない。一方、多元的企業概念では利害関係人

図5 公害排出企業の供給曲線—私的費用 v s. 社会的費用



資料) マンキュー (2005) を参考に筆者作成。

のなかに企業が立地する地域を含める考え方がある。これは一見、利害関係人の範囲をあまりにも広範に設定しているようにみえるが、企業が公害を地域にばらまいているような状況の場合、企業が立地する地域を利害関係人に含めるのは極めて妥当である。これは、現在は公害を発生させていなくとも、潜在的に負の外部性を生じる可能性のある場合も含まれる。企業活動は、原子力発電所を保有する電力会社のように、ほとんどの場合、立地する地域に潜在的に負の外部性を及ぼす可能性をもっているため、多元的企業概念に立って地域も利害関係人に含めて対応することは理にかなった考えである。²²⁾

(4) 公共財

経済学では消費における非排除性と、消費の非競争性の二つの性質をもっている財・サービスを公共財と呼んでいる。排除性とは、コンサートでチケットをもっていない者はコンサートに参加できないといった、市場で通常取引さ

れる財・サービスがもっている特性である。逆に、花火大会などはチケットをもっていない者でも花火を見ることが可能であり、消費の非排除性をもっているといえる。

一方、消費の非競合性とは、たとえばテレビ放送のように、特定の個人がその財を消費しても他人が消費できる量が減ったりしないことをいう。非排除性と非競合性の両方の特質をもつ、典型的な公共財としては、国防サービスがあげられる。

消費において非排除性と非競合性があると、その財の生産コストを負担しないで恩恵だけにあずかろうとするフリーライダーが生じる。また、市場に委ねていれば供給量が過小になる。つまり公共財はその名が示すとおり、企業によつて市場を通じてではなく、政府が直接供給するほうが適している。また、企業によつて提供される財・サービスのなかには、公共財の観点から政府の介入が妥当な分野が存在する。たとえば、社会全般に対する信頼はソーシャル・キャピタル（社会関係資本）⁽²³⁾と呼ばれ、消費の非排除性と非競合性があるため公共財だが、社会全般の信頼に影響を与えるような事業を営む企業、たとえば銀行などの金融業はどの国でも政府のなんらかの関与がある。つまり、株主による一元的企業概念に制限がかかっている。これは彼らの提供する金融サービス自体は公共財ではないが、その企業活動が公共財としての信頼に影響を与え、かつ金融システムは信頼を基礎として成り立っているため政府の介入が認められる。

(5) 独占・寡占

ある財の市場に一つの企業しか存在しないケースを独占、少数の企業しか存在しないケースを寡占という。寡占企

業は互いにカルテルを結ぶことにより、独占となりうるので、以下では売り手独占の場合を考えることにしよう。売り手独占の場合は、一社で市場全体の需要曲線に直面する。

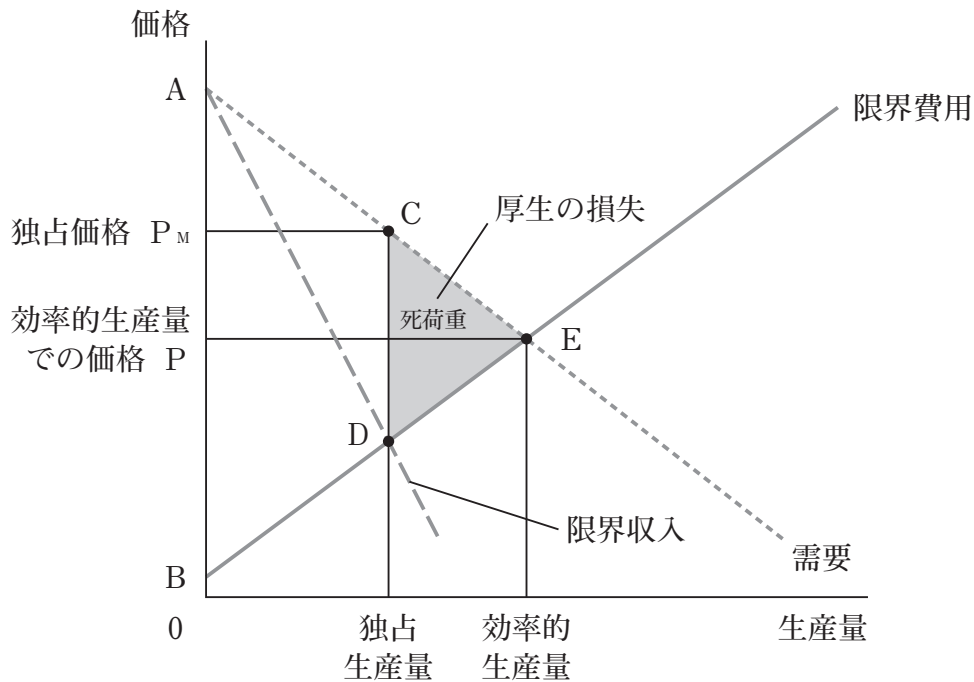
一方、企業の利益は追加的に製品一単位を売ることから得られる限界収入が、そのために要する限界費用と等しい点で最大になり、この条件は独占企業でもあてはまる。価格が低ければ低いほど需要量が増える右下がりの通常の需要曲線のもとでは、独占企業は完全競争の場合よりも、高い価格で少ない量しか供給しない(図6)。これは、消費者の満足度(消費者余剰…払ってもよいと思った金額と実際に支払った金額との差)を犠牲に生産者の満足度(生産者余剰…実際に受け取った金額と財・サービスを提供してもよいと思った金額との差)を増やしている状態だが、消費者余剰と生産者余剰を足した総余剰は完全競争の状況より減少し、死荷重(厚生損失)が生じている。要するに、独占は消費者の満足度を減らし、社会全体の総余剰(厚生)も減らすので望ましくない(図6)。

消費者余剰は、完全競争下での図4では PEA であったが、独占下での図6では、 PCA に減少している。その一方で、生産者余剰は PEB から PCD に増えている。

つまり、独占の場合、企業は顧客の犠牲の上に利益を得ているのだから、企業は株主のためにあるという一元的企業概念を採用するわけにはいかない。むしろ、企業は顧客のためにあるという多元的企業概念に立ち、政府の介入がなければ、いたずらに資源配分をゆがめてしまうことになる。独占企業の場合は、企業は顧客のためにあるという多元的企業概念に立たなければ正しい対応ができない。

実際に、電力会社のように大規模な設備投資を必要とする装置産業で、生産規模を拡大すればするほど平均費用が逓減する自然独占の場合、企業の利潤最大化原理に任せていると、割高な料金で過小供給を招いてしまう。自然独占

図6 供給独占の非効率

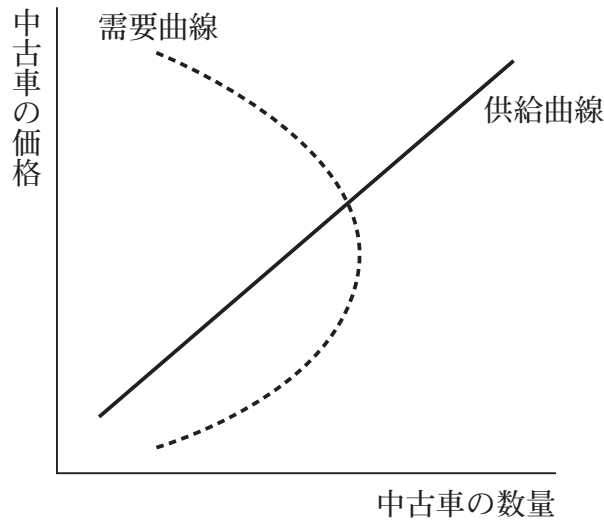


は、電力、ガス、水道、通信、鉄道などの公益事業で多くみられ、ほとんどの場合、政府が介入している。つまり、電力会社のような自然独占の形態では、株主利益の最大化のみの追及を許す一元的企業概念をふりかざすことは適切ではない。電力のケースは、電気の消費者、つまり顧客が一番重要な利害関係人であり、政府等の公的機関が株主以外の利害関係人と代理人として企業活動に関与する制度が必要である。

(6) 情報の非対称性

完全競争は売り手と買い手とのあいだで取引の対象となる財・サービスについての情報を共有していた。しかし現実には、買い手よりも売り手のほうが商品についてより熟知している。つまり、売り手と買い手との間に情報の非対称性が存在する。たとえば中古車売買では、持ち主、つまり売り手はその車の現状を一番よく知っている。中古車市場では高品質の車と低品質の車（欠陥品、英語でレモンと呼ぶ）が混在している。高品質の車の持ち主は、価格が高ければ市場に出すが、低価格ではレモ

図7 欠陥車がはびこる中古市場—後方屈曲需要曲線

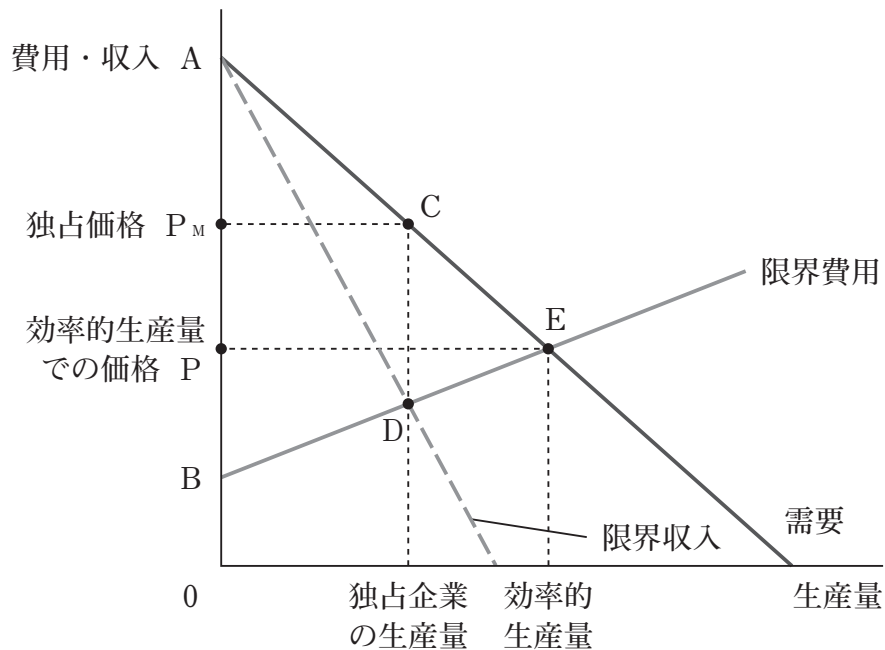


ンと混同されるのを恐れて売のをやめてしまう。その結果、市場はレモンだらけになってしまう。買い手は、通常なら価格が下がればより多く購入するものだが、市場がレモンであふれている状態を察知して買い控えてしまう。その結果、価格がある水準を下回ると需要が減少してしまふことが考えられる(図7)。

それでは、情報の非対称性を企業活動に照らすとどう考えればよいのだろうか。情報の非対称性が存在する場合は、企業の価格設定が重要になる。高価格はその企業の品質に対する自信の表れかもしれない。また、場合によっては、長期の品質保証をつけることで、消費者へ売り手が認識している品質についてのシグナルを送り、情報格差を補うことができるかもしれない。新興企業が分不相応に立派なオフィスを構えるのも情報格差を埋めるためのシグナルだろう。

筆者は、情報の非対称性は企業不祥事と企業の社会的責任(CSR: Cooperate social responsibility)⁽²⁴⁾を理解する観点から重要だと考えている。企業不祥事のいくつかは情報の非対称性に起因している。たとえばインサイダー取引やリコール隠しは、企業内と企業外の間の情報の非対称性を悪用するものだ。この対策としては、企業活動についての情報開示を

図8 供給独占の均衡点—生活必需品のケース



進める必要がある。企業と顧客との間に情報格差が大きければ大きいほど、企業（実態は経営者）は自己の利益を図ることが可能になる。つまり、情報の非対称性がある場合は、市場で株主利益だけを追求するのはフェアではない。少なくとも、株主だけの利益を図ることは、顧客を欺くことになりかねない。情報の非対称性がある市場では、株主だけではなく顧客やその他の利害関係人に対して情報の開示を進めることが企業の社会的責任である。

(7) 需要曲線と供給曲線の弾力性

以上、市場の失敗が存在する場合は企業は株主のものとする一元的企業概念を適用するのは不適切であり、地域や顧客が利害関係人として重要であることを示した。特に図8に示すように、需要が供給よりも価格に対して非弾力的、換言すれば需要曲線の傾きが供給曲線の傾きを絶対値でみて上回っている場合は、外部不経済、独占、情報の非対称性などの影響は消費者側がより大きく受けることになる。たとえば、図8を供給独占の

ケースとすれば、消費者余剰は効率的生産量での PEA から独占の下では PMC_A へ大幅に減少している。その一方で、生産者余剰は PEB から PCD_B に大幅に増加している。需要が価格に対して非弾力的、つまり価格の変動に需要量があり大きく影響を受けない電力や公共交通サービスなど生活必需品を供給する企業の場合は、この観点からも一元的企業概念ではなく、多元的企業概念の観点から経営者への規律づけを考えるのがより適切である。

6 結語

会社とは誰のものかという観点から議論を進めてきた。会社は株主のものであるとする一元的企業概念と、株主だけではなく従業員、債権者、サプライヤー、顧客、地域などの利害関係人にも配慮すべきであるとする多元的企業概念とを対比させて論じてきた。日本は会社法で見れば、株主を重視する一元的企業概念に基づいているが、過去の経緯からみると、従業員や銀行などの債権者も重視しており、実態は多元的企業概念に基づく国であった。

本稿で明らかになったのは、一元的企業概念と多元的企業概念のどちらに依拠することが望ましいかは、市場の状況によるということである。市場が完全競争のもとにあれば、企業は株主のものであるとする一元的企業概念がある程度正当性をもつかもしれない。しかし、市場の失敗がある世界では、一元的企業概念は妥当性に欠ける。公害などの負の外部性が存在する場合は、企業が立地する地域が重要な利害関係人である。公共財と独占企業の場合は、消費者も重要な利害関係人となる。加えて、情報の非対称性がある場合は、情報の適切な開示がないまま一元的企業概念をふりかざすのは妥当ではなく、企業の社会的責任をないがしろにする可能性さえある。ただし、経済が国際化し、自由貿易のもとで完全競争に準拠する市場が拡大すれば、相対的には企業は株主のものであるとする一元的企業概念

が妥当性をもつ分野が増えることは間違いない。

戦後、一九六〇年代、日本経済が貿易の自由化・資本の自由化を実施し、さらにさまざまな規制緩和を施行し、一九九八年以降は金融ビッグバンを実施した。これらの措置はいずれも、より完全競争市場をめざしたものであると理解できよう。日本経済が完全競争市場に近づくに従い、企業は株主のものとする一元的企業概念の受容度が高まったのは当然であろう。しかし、市場の失敗は常に生じるので多元的企業概念が妥当する部分は常に存在する。とくに、市場の失敗の場合は、従来の企業統治論では、あまり重視されていなかった企業が立地する地域や顧客（消費者）が重要な利害関係人となる。

（謝辞）

本稿は、文部科学省挑戦的萌芽研究（課題番号…二三六五三一〇三、課題名…社会関係資本を通して見た企業不祥事の実証研究、研究代表者…稲葉陽二）、平成二三年度法学部研究費「学術研究（共同研究）」（課題名…社会関係資本からみた企業不祥事の類型化とその企業統治メカニズムへの応用、研究代表者…稲葉陽二）を受けて実施した研究成果の一部である。

参考文献

- アダム・スミス／山岡洋一訳（二〇〇七）『国富論（下）』日本経済新聞出版社。
- 今井賢一・小宮隆太郎編（一九八九）『日本の企業』東京大学出版会。
- A・A・バーリー、G・C・ミーンズ／北島忠男訳（一九八六）『近代株式会社と私有財産』現代経済学名著選集五、文雅堂銀行研究社。

江頭憲治郎（二〇〇六）『株式会社法』有斐閣。

N・グレゴリー・マンキュー／足立英之ほか訳（二〇〇五）『マンキュー経済学』第2版』Iミクロ編』東洋経済新報社。

奥島孝康編（一九九六）『コーポレートガバナンス 新しい危機管理の研究』金融財政事情研究会。

奥島孝康監修／著（二〇〇七）『企業の統治と社会的責任』金融財政事情研究会。

小佐野広（二〇〇一）『コーポレートガバナンスの経済学—金融契約理論からみた企業論』日本経済新聞社。

加護野忠男・小林孝雄（一九八九）「第4章 資源抛出と退出障壁」今井賢一・小宮隆太郎編『日本の企業』東京大学出版会。

菊澤研宗（二〇〇四）『比較 コーポレート・ガバナンス論—組織の経済学アプローチ』有斐閣。

菊池敏夫・平田光弘編著（二〇〇四）『企業統治（コーポレート・ガバナンス）の国際比較』文眞堂。

河野勝（二〇〇六）「序章 ガヴァナンス概念再考」河野勝編『制度からガヴァナンスへ 社会科学における知の交差』東京大学出版会。

ジェームス・C・アベグレン／山岡洋一訳（二〇〇五）『日本の経営（新訳版）』日本経済新聞出版社。

土屋守章（一九九一）『現代企業論』税務経理協会。

東京証券取引所ほか「平成23年度株式分布状況の調査結果について」二〇一二年六月二〇日。

内閣府（二〇〇六）『平成18年度 年次経済財政報告—成長条件が復元し、新たな成長を目指す日本経済』。

花崎正晴・寺西重郎編（二〇〇三）『コーポレート・ガバナンスの経済分析』東京大学出版会。

花崎正晴（二〇〇八）『企業金融とコーポレート・ガバナンス—情報と制度からのアプローチ』東京大学出版会。

藤川信夫（二〇〇四）『コーポレート・ガバナンスの理論と実務』信山社。

宮島英昭編著（二〇一一）『日本の企業統治—その再設計と競争力の回復に向けて』東洋経済新報社。

宮島英昭・新田敬祐（二〇一一）『株式所有構造の多様化とその帰結—株式持ち合いの解消・「復活」と海外投資家の役割』独立行政法人経済産業研究所。

吉森賢（二〇〇一）『日米欧の企業経営—企業統治と経営者』財団法人放送大学教育振興会。

吉森賢 (二〇〇七) 『企業統治と企業倫理』 放送大学教育振興会。宮島英昭編著 (二〇一一) 『日本の企業統治—その際設計と競争力の回復に向けて』 東洋経済新報社。

吉森賢・齋藤正章 (二〇〇九) 『コーポレート・ガバナンス』 放送大学教育振興会。

リン・シャープ・ペイン／鈴木主税・塩原通緒訳 (二〇〇四) 『バリュースhift—企業倫理の新時代』 毎日新聞社。

(1) 紙幅の関係で本稿では利害関係人としてのメインバンクなどの債権者の分析は扱っていないが、法人企業統計でみると、日本企業 (金融業・保険業をのぞく) の自己資本比率は一九七六年度の二三・七%から二〇一〇年度には三五・六%にまで改善しており、利害関係人としての債権者の重要性は低下していると指摘するにとどめる。

(2) この定義は河野勝 (二〇〇六) に依っている。企業統治の定義については、会社法の立場からと、経済学・経営学の立場からそれぞれ異なったいくつかの定義がある。前者からの定義については奥島孝康 (一九九六、二〇〇七)、藤川信夫 (二〇〇四)、後者からのものとしては小佐野広 (二〇〇一)、花崎正晴・寺西重郎 (二〇〇三)、吉森賢・齋藤正章 (二〇〇九) などを参照されたい。

(3) 法人の本質に関する学説については四宮和夫・能見義久『民法総則 第7版』八〇頁を参照されたい。これによれば、法人擬制説はサビニーによって一九世紀半ばの主張された考え方で、権利の主体となりうる実態は本来自然人に限るべきであり、法人は法が特に自然人に擬制したものであるとされる。

(4) *Ibid.* 八〇頁。法人実在説では、法人は社会的実在とされ、有機体説と組織体説があるが、本稿では組織体説を念頭においている。

(5) 本節のキャンペーンGMに関する記述は、「事例研究・キャンペーンGM」(土屋守章 (一九九二) 第六章) に依っている。

(6) 水俣病、サリドマイド禍、カネミ油症問題などは一九六〇年代に生じていた。また、わが国での一株株主運動の嚆矢は、一九六九年の練馬区交通被災者援護協会によるトヨタ自工に対するものであった (奥島孝康編 (二〇〇七) 一一頁)。

(7) リン・シャープ・ペイン (二〇〇四) 第四章脚注一七。

- (8) Ibid. 一六四頁。
- (9) 最高裁判所大法廷判決 昭和四五年六月二四日 民集二四卷六号六二五頁。
- (10) ケーススタディは稲葉陽二『東京スタイルvs. 昭栄 第一部東京スタイル』『東京スタイル ティーチングノート』日本ケースセンター、に依拠している。また、本ケースは雑誌、新聞記事のほか、村上ファンドと東京スタイル両者の発表資料、東京スタイルの有価証券報告書、社史などすべて公表資料に依拠している。
- (11) 「手元資金は不動産投資へ」東京スタイルの実質筆頭株主に、村上世彰氏の投資ファンドが登場した。対応を高野義雄社長に聞いた」二〇〇一年七月五日付日本経済新聞一七面。
- (12) 立木奈美「東京スタイルvs. 株主・村上氏の行方やいかに 株主利益巡り全面対決へ」『日経ビジネス』二〇〇二年五月一三日号六七頁。
- (13) 『週間東洋経済』二〇〇二年三月二〇日号二二頁。
- (14) 立木奈美「東京スタイルvs. 株主・村上氏の行方やいかに 株主利益巡り全面対決へ」『日経ビジネス』二〇〇二年五月一三日号六七頁。
- (15) 『東京スタイル50年史』一三六頁。
- (16) 『週間東洋経済』二〇〇二年五月二五日号、一六頁。
- (17) 二〇〇二年の株主総会の後も高野氏が現職で逝去する二〇〇九年八月まで社長として実に三〇年にわたり経営した。創業者でもなく、大株主でもない経営者としては異例の長期かつワンマン経営であった。二〇一一年、東京スタイルはサンエー・インターナショナルと合併し、共同で(株)TSIホールディングを設立し、東京スタイルはその傘下となり、上場廃止となった。
- (18) アベグレン(一九五三)は主に、終身雇用と年功序列について記述している。なお、組合についてはアメリカと比較し、労働者の問題の解決につながっていない点を強調しており、企業内組合については一カ所言及しているにとどまっている。
- (19) 加護野忠男・小林孝雄(一九八九)。

(20) 本稿では、他の経済学・経営学における企業統治の論考と同様、経営者がいかに効率的に利害関係人の利益を実現するかという効率性を重視している。しかし、企業統治には効率性にかかわらず、正しい事をしなければならぬ、あるいはすべきだという倫理問題としてのとらえかたもある。たとえば、上村達男は「コーポレートガバナンスは、経営権の正当性の根拠付けの議論」（上村達男・金見昭（二〇〇七）『株式会社はどこへ行くのか』日本経済新聞出版社、二五二頁）としている。この観点に立てば、企業統治において効率性は主要な問題ではない。

(21) New York Times Magazine 1970,9,13.

(22) 公害などの外部不経済を発生している企業、ないしは発生させる可能性がある企業は、その負の外部性が及ぶ範囲に応じて、利害関係人となる地域の規模が変わる。工場騒音は隣接地域が利害関係人であるが、水俣病の場合は水俣湾でとれた魚を摂取する地域が利害関係人である。また、東京電力福島第一原子力発電所事故のようなケースは、より広範な地域住民全てが利害関係人である。

(23) 社会関係資本は通常、信頼のほか、互酬性、ネットワークなどを含んでいる。筆者は「心の外部性を伴う信頼・規範・ネットワーク」と定義している。

(24) ISOではSRと称しており、「CSR」ではなく「SR」とも表示される。

中国民間企業家の拝金主義と不安

——黄事件をつうじて経営環境としての権力と企業家の不安に関する一考察——

築 場 保 行

目次

はじめに

I. 国美電気創業者黄光裕の逮捕と黄光裕事件の概要

1. 国美電気創業者黄光裕の逮捕

2. 黄事件の概要と経過

II. 黄光裕と事件の意味

1. 黄光裕と国美の発展

(国美の発展と組織)

2. 黄光裕の失脚の意味——事件から想像される背後の関係——

3. 政治権力と企業経営の悪しき伝統

（「紅頂商人」資本主義の出現）

（経営環境としての政治権力の圧倒的な力）

Ⅲ. 中国企業家の拝金主義傾向と不安—中国企業家の正当性の喪失と不安—

1. 拝金主義の横行

2. 経営環境としての権力、「関係網」への投資の必要

3. 企業家の正当性の喪失、原罪と不安

むすびにかえて

はじめに

毎年中国の長者番付《胡潤百富榜》が発表される。胡潤百富榜は中国富豪企業家の変遷を追跡した権威のある記録と認められている。ルクセンブルグ出身の英国公認会計士のRuper Hoogewerf（中国名：胡潤）が創始者で一九九九年から発表している。

ただこれは企業家のランキングであり、企業家でない資産家や闇の資産や収入を有する者はもともと番付に掲載されることはない。欧米や日本などでも同様なことはいえるが、それでも税制の違いで中国と比べれば資産の把握精度は高い。反対に闇の資産家が多い中国では企業家でなければランキングに登場しない。

それでも富豪企業家の変遷から中国の富豪の特色を把握することができる。二〇一一年九月九日発表された

《二〇一〇胡潤百富榜》によると、二〇一〇一年時点で資産が一〇億ドル超の富豪は前年の一八九人から六五人増えて二五四人となった。ちなみに、二〇一〇一年の第一位は建設機械の「三一集団」会長の梁穩根（五五歳）で、その資産は七〇〇億元（約八五〇〇億円）、同氏は二〇一〇年のランキングでは同三七〇億元（約四五〇〇億円）で第四位であった。^①また上位一〇人中五人が不動産業であることが注目される。富豪上位一〇〇〇人にランキング入りした者の富の源泉を業種別にみると、二三・五%が不動産業である。中国では資産を形成するのに不動産が一番であることが如実に示されている。^②

さて本稿でとりあげる企業家の黄光裕は二〇〇八年一〇月七日発表の同じ中国長者番付《二〇〇八胡潤百富榜》でトップになった企業家である。当時三九歳の黄は二〇〇四、二〇〇五年とあわせてこれで三回、中国長者番付でトップになった。胡潤百富の一〇年の歴史で黄以外では三度トップは榮智健（元国家副主席・榮毅仁の子）^③だけである。彼の事業内容としては家電小売り、不動産、投資の三事業が併記されている。事業構成はそれとおりであるが後述するように実は不動産事業が中核といってもよい。土地を取得し商業店舗を開設し家電メーカーに出店させ店舗賃料を得るビジネスモデルである。わずか一〇年余りで巨万の富を蓄積し中国富豪のトップに仲間入りしたのである。

いずれにしても不動産が蓄財の源になっていることが大きな特色である。ところで中国が社会主義国であり土地が国有資産であることは言うまでもないが、不動産業者が財を容易に形成できるのは国有資産である土地を廉価で購入できるからである。国有資産を管理しているのは官員である。したがって不動産業者が利益をあげるためには国有資産の管理権限を有する官員と関係をむすぶことが必要である。関係を結ぶためにはそのための投資も必要である。いわゆる「投資関係」（taozi guanxi、関係への投資ないし関係に投資するの意味）である。関係さえできれば取得する国有資

産を担保に銀行から資金を借りることができる。また銀行の融資権限を有する者も官員や不動産業者と一蓮托生の関係であることが多い。彼らも官員とともに開発会社の役員に就任しその株式を取得することも多い。こうした富豪らが莫大な富を享受していることは前記の長者番付を発表する同じ胡潤研究院の《二〇一二中国千万富豪品牌倾向报告》⁽⁴⁾から、富豪の豪華な生活の一端を知ることができる。ところがこれら富豪のなかで中国から逃げ出して行く者が少なくないことが報道されている。多くの富豪が海外移民を希望しているのである⁽⁵⁾。

もつとも外国のパスポートを取得しても中国国内で事業活動は続ける。また家族を先に海外に移民させて単身で中国国内で事業を続ける者も多い。その理由について上記の胡潤も分析している。海外のパスポートを保有し家族を海外に居住させることで自分と家族の行く末の安全に保険をかけているといえる。いざという時にすぐ海外に逃れることができるからである。では彼らはなぜこのように慎重なのか？中国は奇跡ともいえる高成長を達成した。経済全体の中で民営経済のウェイトも高い。民営企業の事業家として公益にも貢献しているという自負があればこのような半身の姿勢はとらないであろうし、また外国人にはなかなか理解し難いところでもある。その意味で少なくとも欧米社会と同様な企業家文化や企業家倫理が未だ確立していないと思われる。

中国企業家にとって中国が蓄財の天国であるにもかかわらず、多くの富豪が海外移民を希望するのは何故であろうか？経済の繁栄にもかかわらず必ずしも治安がよくないこと、深刻な環境汚染、食の安全問題、そしてモラルの低下などの一般的な社会環境的要因も軽視できない要因であろう。ただそれらは最も重要な動機とは思えない。事業家にとっては私有権の安全が充分保障されていないことや法や行政の恣意的な運用により企業が不当な不利益や損害を受けることが少なくないということが最も重要な理由の一つであろう。それだけでなく蓄財した財産を没収され莫大な

罰金を課され刑事罰を受けることが少なくない。本稿で分析する黄光裕と同様に多くの富豪が獄門に下っている。こうした現実が移民希望の重要な理由であることを如実に物語っているといえる。

二〇一〇年末、上記の民間企業創業者で大富豪の黄光裕が逮捕された。「内幕交易」（インサイダー取引）と商業賄賂に該当する容疑である。黄は立志伝中の人物であり、黄が逮捕された事件以前にも以後にも、黄本人と黄事件に関して伝記のみならず黄の経営手法と事件に関連した数多くの評論、記事が発表されている。本論稿中紹介検討したのは最新の論文、記事でそれ以外の多数の参照した書籍、論文、記事のうち論文末に重要な単行本のみ参照文献として掲載した。

本稿ではこの事件と背景の分析をつうじて中国独特の経営と社会の関係、また事件からうかがわれる中国独特の官と民の関係に由来する腐敗の構造の一端を紹介する。そして強力な権力の存在と表裏一体の中国企業家の拝金主義とその不安の背景を分析紹介し中国企業家の拝金主義傾向と不安の共存する企業家文化の脆弱な一面を明らかにしたい。

I. 国美電気創業者黄光裕の逮捕と黄光裕事件の概要

1. 国美電気創業者黄光裕の逮捕

二〇一〇年五月一九日付の中国紙、『二一世紀経済報道』などによると、北京市第二中級人民法院（地裁）は一八日、贈賄などの罪に問われていた中国きつての富豪で家電量販チェーン大手、国美電器の創業者・黄光裕被告（四二）に対し、懲役一四年と合計八億元（約一〇八億円）の罰金・財産没収の判決を言い渡した。黄被告は税務捜査にからみ公安や税務当局の幹部らに会社ぐるみで約四六〇万元（約六二〇〇万円）相当を贈ったほか、インサイダー取

引や違法な外貨取引の罪にも問われた。

黄被告は広東省を中心に家電販売で従業員二〇万人を抱えるグループを築き上げ、事件発覚前の二〇〇八年一〇月には個人資産が総額四三〇億元（約五八〇〇億円）にのぼる中国一の富豪である。⁶⁾

判決に先んじて以下の嫌疑で検察の捜査を受けていた。すなわち、

◆国美電器の香港上場に便宜を図るための贈賄

◆永樂電器を買収した際の贈賄

◆地下銀行を通じた海外への資産移動

◆中国本土上場企業複数社の株価操作

◆海外ペーパーカンパニーへの資産注入による脱税

そして、黄光裕の逮捕に続き、二〇〇九年、上海市公安局前副局長の朱影が拘留された。朱影は公安局副局長として経済事件の捜査を担当した際、黄光裕に便宜をはかった容疑を追及された。また中国公安部部長補佐（副大臣相当）の鄭少東らが捜査、処罰の対象となったほか、さらに鄭に関連して広東公安庁庁長を務めた広東省政治協商会議主席の陳紹基、元共産党広東省紀律検査委員会書記を務めた浙江省紀律検査委員会書記の王華元も拘留された。その後、以上の鄭、陳、そして王は収賄罪で有罪判決が確定した。以上の経過を整理すると以下のとおりである。

二〇〇八年

一月二二日、中国家電販売大手「国美集団」の黄光裕主席が贈賄容疑などで拘束される。

二〇〇九年

鄭少東・公安副部長、陳紹基・広東省政治協商会議主席、そして王華元・同省党規律検査委書記らが不正の疑いで拘束された。

二〇一〇年

鄭、陳そして王はそれぞれ執行猶予二年付の死刑の判決を受けた。

2. 黄事件の概要と経過

黄光裕の逮捕を契機に千名あまりの官員が捜査対象となった大事件であった。警察の黄光裕の拘留容疑はインサイダー取引。検察移送後の罪状は中国語表記で「内幕交易」（インサイダー取引）と「非法経営」（不正経営）である。数ヶ月の間、この容疑で捜査を進めた。以下判決文章から黄の罪状、事件の経過を最も詳しく伝える『刑事弁護』（中国語）の掲載記事からその重点を紹介した。日本語として理解のため適宜加筆した。以下のとおりである。

黄事件の経過

◆一三億元の株購入

二〇〇六年、上場企業「中関村科技」（中国語表記では「中关村科技」、以下中関村と略称）に出資。

中国民間企業家の拝金主義と不安（築場）

中関村の改組中に黄は内部人員である身分を隠し、改組の内部情報を取得し中関村の株式を大量に購入した。

二〇〇七年七月より黄は中関村董事長・許钟民と共謀し、中関村と鵬潤房地產が進めている資産改組の内部情報を利用して、中関村の株式を購入。

黄は手下を指図して八〇以上の株式口座を開設し、妻の杜鵬が株式売買の責任を負い多くの株価操縦人を指揮し、合計一億株余りの株式を買い進み成約額は一三億を超えた。

◆相懷珠が購入

インサイダーで唯一嫌疑を受けた官員は公安部経偵局副局長兼北京直属総隊隊長・相懷珠である。

二〇〇七年、黄らが中関村の株式（購入）を手配する時、相も内部情報を取得し、一〇〇万余元余りの資金を用いて每一四元で購入した。

◆黒銭（ブラックマネー）の利用、不正送金

黄の売買資金は香港マカオの賭博界大物・連超の地下銀行をつうじて送金したもの、これが黄のもう一つの起訴理由―「非法経営」である。

二〇〇七年黄は…（中略）…連兄弟をつうじて巨額の香港資金を内地に送金し、それを北京の多くの会社を集めた…（中略）…一年あまりの間に二〇億を超える香港資金を人民元に換金し、さらに一〇億人民元を香港元に兌換し送金した。

◆套牢（塩漬けの意味）

A株暴落、保持

株価暴落の結果大多数のインサイダー取引とことなり少しも利益を得ていない。二〇〇八年、中関村董事会が中関村改組計画の放棄を発表した時、株価はわずか五元に暴落した。…（中略）…逮捕時も株を保有している。

◆証券監督管理委員会（証監会）が異常を調査

すでに二〇〇八年四月、証監会の中関村の異常な株式取引について調査をおこなっている。…（中略）…証監会によれば中関村株式操作が疑われる多くの取引口座が発見された。しかも資金量も巨大で同一時点に投入されている。多数の口座が短時間に身分証を利用して開設されており、また資金の出所が香港の地下銀行と関係があった。そして調査の結果、口座資金の流れ先として黄光裕の会社が確認された。八月、黄の手下の曹の調査を始めた。

◆割肉（損切りの意味）

逮捕時すでに損切り状態

二〇〇八年一〇月、証監会が本件調査を公安部（警察）に移管。「央行反洗錢処」（中央贈収賄反資金洗淨所）、「反洗錢監測中心」（反資金洗淨監視センター）そして「国家外国為替管理局」が黄光裕の外国為替の不正な兌換状況を掌握し北京公安局に報告した。

逮捕時、黄光裕はまだ中関村株を投げ売りしており、また手元に株が残っているが株価はわずか二三元に。

◆妻逃亡、鄭少東が逃亡幫助

黄光裕の逮捕直前、妻の杜鵑が逃亡したことから警察内部の通報者の存在が明らかになり前出（筆者）の公安部の鄭、相に捜査が及ぶことになる。

鄭より先に地下銀行の前出（筆者）の連超が逮捕されていた。その結果、このルートから捜査は鄭に波及することになる。そして事件は以外にも大転換、以後多くの高官と警察の要員が相次いで捜査され失墜した。

◆起訴

大物弁護士と著名検察官が法廷で対峙。

◆関係網の存在

事件の捜査を契機に黄と鄭少東の緊密な関係の由来が明らかになった。すなわち二〇〇六年、黄兄弟が関与した中国銀行北京支店不正融資事件で兄弟は調査を受けたが、黄は同郷の当時公安部経済犯罪偵察局局長の鄭少東に会い収拾を依頼する。鄭は部下の副局長・相懷珠にもみ消しを命じる。黄兄弟はこの結果、罪を免れたのである。^①

以上が経過であるが、黄光裕事件で明らかにされた犯罪事実が驚くべきものがある。会社幹部である董事長と黄自らインサイダー取引を指揮し、黄夫婦は夫唱婦随で株価操縦をおこなった。売買資金は地下銀行をつうじて入手した闇資金であり不正に兌換送金された。ブラックマネーが暗躍する投機化・バブル化した証券市場を象徴する事件で

あったといえる。黄がインサイダーでありながら株式売買取引で失敗していることは若干奇異である。ただこれは不問にしても事件の搜索を契機に官員の関与が明白になり千名あまりの各級官員に捜査が及んだ。ただ立件された者はわずか四人にすぎないのは疑問を感じないではいられない。

Ⅱ・黄光裕と事件の意味

黄氏の成功と挫折の物語は中国の改革開放後の経済の高成長と中国資本家の成功物語の表徴であると同時に中国資本家の哀歌でもあるといえる。

1. 黄光裕と国美の発展

黄の生い立ち、そして成功物語については伝記や多数の雑誌やネットの記事からも知ることができる。多くは大同小異であるが、中国ネットの『網易』(中国語表記は『网易』)や『三聯生活週刊』(中国語表記は『三联生活周刊』)が詳しい。以下その要約である。⁽⁸⁾

一九六九年黄光裕は、広東省の汕頭市・鳳壺村に生まれた。家族は両親と四人の子供を含む六人家族。とにかく貧乏だった。家計を支えるため、長男の黄俊欽と次男の黄光裕は、町に出ては古本などを売りわずかな金を稼いだ。一六歳の時に広東で仕入れた電気製品を内蒙古まで運んで売る担ぎ屋をしていたとされる。そして黄光裕と兄は一九八七年一月一日、持っていた四〇〇〇〇元と借用した三万円の資金で北京市の天安門近くにわずか一〇〇平方メートルの小さな店を構えて開業した。これが、二〇年後に天下に名を馳せることになる国美電器の原点である。

(国美の発展と組織)

国美の発展と組織についても『三聯生活週刊』に詳しい。それによれば国美電器は他社に先駆けて一九九〇年、広東のメーカーから直接買い付け販売を開始した。その分、仕入れ原価を引き下げ消費者に安く提供した。九九年には全国チェーン展開を開始し、テレビや洗濯機、冷蔵庫を求める新興中産階級の購買意欲のおかげで、多店舗化に成功した。一三〇〇店に掲げられた赤と青の国美のロゴは、一般家庭に浸透し一大ブランドになった。九九年、黄光裕は妹婿の張志銘氏に国美電器の総経理の座を譲り、総資産五〇億元で「鵬潤投資有限公司」を設立する。不動産や金融事業にも進出し、国美電器、「鵬潤房地產」、「鵬泰投資」を鵬潤投資有限公司の傘下に置いた。

その後、鵬潤投資有限公司は、一・二五億香港ドルで香港に上場する「京動自動化集団有限公司」の株式七四・五%を買収。鵬潤房地產の一部資産を上場企業に投資し、「中国鵬潤集団」と改名した。中国鵬潤は〇三年一月、香港で第一店舗目を開設。海外市場開拓に向けた第一歩を踏み出した。〇四年六月、香港のメインボードに上場。同年七月、中国鵬潤は国美電器の株式六五%を八八億元で取得。九月、国美電器の資産注入に伴い、社名を「国美電器控股有限公司」に変更した。⁹⁾

なお黄会長は二〇〇八年一〇月現在、同グループ株の三四%を所有し、個人資産は六三億米ドル(約六一七四億円)、中国の長者番付、胡潤百富榜で過去五年間三度も第一位を占め二〇〇八年もトップだった。また、同じく二〇〇八年米『フォーブス』誌(Fortbes)のアジア・ランキングでは、中国第二位にランクインしている。従業員約二〇万人、中国の二八〇都市一二〇〇の直営店を有する。二〇〇七年一〇月、パソコンソフト製造企業の米デル社(Dell Inc.)と提携し中国家電企業で初めて米パソコンを販売した。¹⁰⁾

このように中国トップの家電販売の企業であるが、家電会社といっても上記の経緯と組織に見られるようにグループ企業であり、控股公司（持株会社）である国美電器控股公司の実態は不動産部門と投資部門の子会社を有する中国鵬潤でもある。持株会社はまた不動産管理会社の一面を有し、実際に同社の高成長と高収益は同社の展開する店舗不動産に出店する家電メーカー、同販売会社から得られる「入場料」と称する不動産収入・利益が多い。

2. 黄光裕の失脚の意味―事件から想像される背後の関係―

黄が失脚したのはなぜか。中国では商人が不正をおこなうことは珍しいことではないといわれる。彼の罪状のインサイダー取引や不正取引、為替法違反に相当する行為は確かに不正ではある。また多数の官員が取り調べを受けた。理由は収賄を受けて便宜をはかったか否かである。

それでは改めて法が執行されたのはなぜか、またなぜ黄なのか。インターネットの多くの網友（ネット利用者）の意見には彼に同情的な意見も多い。もともと同情的といっても黄への同情に仮託して有力な党幹部の子弟（公的地位に就任していることも多い）や高級官僚に対する揶揄であるといえる。同じことをおこなっても彼らが逮捕されることはほとんどないからである。千人あまりの官員が捜査、取り調べを受けながら逮捕されたのはわずか四人なのも問題である。

一つの答えは黄が権力の保護を失ったことである。彼の一番の保護者は同郷の党公安部部長助理（大臣補佐相当）・経済犯罪偵査局局長の鄭少東である。また鄭をつうじて黄は鄭の上司である広東省政治協商会議主席・陳紹基と関係を結んでいた。こうして黄はより大きい保護の傘の下にはいる。鄭と陳は国家の事実上の最高重要権力機構である中

国共産党中央政治局常務委員・中央政法委員会書記（国家の事実上の司法・検察と警察行政の最高責任者）の周永康の直属部下であった。また周は「太子党」と「上海閥」の総帥といわれる前国家主席・江沢民の妻の姪の夫である。

以上の人的関係からインターネットの記事の黄事件についての一つの有力な解釈は胡錦濤および共産党青年団（「共青团」派と太子党との「闘争」（権力争い）ないし代理戦争だとする意見である。そして黄は胡錦濤派と太子党派の代理戦争の生贄になったとする見方である。こうした推理は決して荒唐無稽とはいえないのは同様な事例があるからである。

例えば最近では一度ならず胡錦濤派の有力者がメディアをつうじて不正疑惑をリークされている。すなわち二〇〇九年同派のトップといえる李克強・政治局常務委員（副首相）にハルビン（哈尔滨）市党書記からの収賄疑惑ありとする報道や胡錦濤総書記長男の胡海鵬・「威視集団」総経理にナミビアでの汚職疑惑ありとする報道があった。また二〇一一年春、大学内でのひき逃げ事故の加害者が権力を使って捜査を逃れた事件では加害者が李克強の遠戚であることが頻繁に報道された。ちなみに上海閥の李長春が中国共産党中央政治局常務委員会委員として「意識形態」（イデオロギー）の担当責任者でありメディアの監督はその最重要の任務である。

そして黄事件の引き金と考えられるのは胡国家主席の出身母体でありその影響力の強い胡主席直系の共青团派の二人、まず汪洋が二〇〇七年に広東省トップ同省党書記（党中央政治局員）に就任し、また劉玉浦が深セン市トップの党書記の地位に就任したこと、そして彼らと地元出身幹部との確執が起きたことである。またこの汪書記と太子党の博熙来・重慶市党書記（当時）が共産党中央委員会政治局入りを視野に出世競争をしていることが相次ぐ摘発と絡んでいるとの見方がある。手柄をあげ将来、政権を担当するための競争であるが、標的となるのは対立する派の少

壮官僚ないし中級官僚である。

このような解釈はうがった見方かもしれないが、中国一般庶民の意見を代弁するともいえる民間の商業新聞の記事のなかにも多く見られる見解である。例えば『中国瞭望』の記事「鄭少東判死緩背后是胡錦濤打擊周永康」（鄭少東の執行猶予付き死刑判決の背景は胡錦濤の周永康への攻撃であるという意味）^⑪。

このような見方が多いのは中国人にとって後述の「関係」（guanxi）ないし関係網（ネットワーク）こそが社会生活上の土台になる関係であり、それは時として法に優先することもある社会生活の基礎であること、そしてこの関係が前述の共青团派や太子党といった「党」や「派」形成の基盤であること、したがってまたこの視点から事件の背後を解釈することが妥当であり一般的ともいえるからである。もちろんこうした視点のみから上述の問題について真実をすべて把握できるということではない。

いずれにしても権力の土台ともいえる関係網、権力をめぐる争い、そして政局が時として党と司法・警察権力による法の執行を現実のものとし、その結果企業家の財産や企業家生命にはかりしれない影響を与えることがあるということがいえる事例であったといえる。

3. 政治権力と企業経営の悪しき伝統

黄事件をつうじて想起されるのは新中国成立以前の悪しき官民（商）関係の伝統、悪しき商業文化である。もちろん一九世紀中葉から新中国成立までの約一〇〇年間に限っても、多様性を内包する時代から構成されている。清末の「紅頂商人」や「買弁」の商業活動のありかたやその権力寄生的商業文化が旧社会の悪しき官民関係、商業文化の代

表とされる一方で、愛国的な民族企業家の下で健全な商業文化が形成された時期もあったことは否定できない。多様な社会経済的諸条件の相違がその基因となつていふと考えられる。いわんや清末と現代の社会的経済的条件が同じでないことはいふまでもない。また改革開放後もその初期と国有企業の民営化が進展した一九九八年以降とでは条件はことなる。したがつて今日の民間企業家や「赤い商人」と清末の「紅頂商人」との間に類似性が認められてもその発生の経済的条件が異なることもいふまでもないのであつて、類似性の所以は主に官（権力）と民（商）の関係のありかたにあるといわなければならない。

すなわち少なくとも清末と今日との間に歴史を貫いて官と商の間に存在している共通性は、前者と後者の癒着、後者の前者への従属といつてよいであろう。

（「紅頂商人」資本主義の出現）

清末から今日まで、なかでも清末の「紅頂商人」や「買弁」の商業活動のありかたやその商業文化は、その後の新中国成立まで、中国の半植民地時代をつうじて貫かれている官（権力）と商の関係として代表される表徴的關係であり商業文化である。

清末の大物官僚・李鴻章や「紅頂商人」といわれた胡雪岩、盛宣懷の領導する旧社会の事業の経営は、官僚のみならず商人が官位と権限そして資本を政府から与えられ事業を独占する一方で、不透明な経営をつうじて政府高官と官僚資本家や紅頂商人が私腹を肥やす利益共同体であつた。そして人民民主主義国家の成立後、旧中国独特の貿易商の代名詞ともいわれた清末以来の「買弁」やそれと癒着し私利を貪る官僚資本ないし官僚経営は一掃された。

ところが現在では古典的な紅頂商人にかわり元共産党高級幹部およびその子弟や現職同党幹部などの「赤い商人」ともいべき企業家が同じく紅頂商人と呼ばれ、多くの企業の経営を担当し権力と共同し癒着した経営を遂行していることが多い。また中国経済における外国企業の役割が増大するに伴い外国企業との交易をつうじて不正に私腹をこやす公私の企業経営者が増大していることも歴史と重なる新しい事実であろう。中国で今また官僚経営や買弁的経営が復活しているともいえる。

そして党組織の存在する企業では司法や行政組織の単位で党内地位の昇進がほぼ役職上の地位と並行するのと同様に、経営者の職位にある者は単位である企業の共産党の幹部でもある。

このような共産党と権力そして企業単位、経営者とが密接な関係を形成しているなかで、共産党幹部でもなければその子弟でもない、また黨員でもない一般の私人や大企業の経営者も事業上成功するためには、権力とむすびつかなければ成功への途は閉ざされている。旧社会において官と商の間にみられた関係と同様であるが、現在は主役と脇役を替えて経営者が賄賂を贈り権力・役人の庇護を受ける関係、新しい紅頂商人と権力との関係が形成されたといえよう。

（経営環境としての政治権力の圧倒的な力）

前項Ⅱ2.「黄光裕の失脚の意味」で言及したように、権力による法の執行についてその公正性に疑問がもたれた。また権力集団が対立しつつともに権力を利用し事件を利用していると思われることも多い。しかも権力の行使も大幅な裁量に由来していると思われる。このように法の運用が恣意的であり権力闘争のために政治的に権力装置が行使さ

れば社会と経済の正常な発展と公正な経営が望むべくはない。そして何よりもこうした環境のなかで生きている経営者にとって事件は他人事ではない。自分も標的になる可能性がないとはいえないからである。経営者にとっては安心して事業が遂行できる環境でないことはいうまでもない。

このように特定の政治権力が圧倒的な力を有するのはその政治権力が司法、行政に優先する権力を有し、権力を使って社会のあらゆる所に力を浸透させることができるからである。二〇一一年ノーベル平和賞を中国人民民主活動家・劉曉波が獄中で受賞したが二〇一二年六月一日現在いまだ釈放されていない。また多くの学校施設が倒壊した四川大地震後、被害が甚大であったことを官民癒着の手抜き工事によるとして批判した艾未来（アイウエイウエイ）氏も脱税を理由に拘置された（約三か月後釈放されたが二〇一二年四月現在、当局による監視下で軟禁状態）。彼は二〇〇八年北京オリンピックメイン会場を共同設計した建築家である。このほかにも多数の活動家が拘留されているが彼らの拘留理由も不透明であり明らかに人権侵害である。しかしこうした事実は中国国内のメディアでは事実が報道されることはない。メディアが統制、検閲されているためである。⁽¹²⁾ 中国における政府による検閲の厳しさとそのために駆使されている高いIT技術は二〇一〇年、グーグル社が中国での事業を撤退した事件からも想起される。撤退理由は中国当局の検閲とサーバーへの不正な侵入そして個人の通信の傍受を許容できないとする理由であった。

また中国の刑事罰の厳しさは特別である。既述の事件のような汚職や商業贈賄罪などに対する刑罰は厳しいがこれも権力が民意を操縦しその支持を得るための統治政策であるといえなくもない。ただ表面的な厳しさとは裏腹に政府高官の場合は刑罰が必ずしも厳しく執行されているわけではない。

Ⅲ・中国企業家の拝金主義傾向と不安―中国企業家の正当性の喪失と不安―

中国政治権力の圧倒的な力と中国企業家の拝金主義とは表裏の関係である。貪欲なまでの富の追求は強力な権力への依存を強める一方、権力との癒着は権力への従属と腐敗を深め事業経営の社会的正当性を後退させる。

1. 拝金主義の横行

中国の資本主義は、米国の一九世紀の「泥棒男爵」の時代、あるいはソ連邦が解体した後のロシアの混乱した資本主義と似たところが多い。それはともに無法がまかりとおり弱肉強食の世界だからである。同時に共産党が権力を喪失したソ連・ロシアや一九世紀の米国とは異なり党が巨大な国家権力を維持支配しているところが中国の特色である。

社会主義時代の思想文化の影響で文革収束後もしばらくは、富を築いた者を白い目で見る気風があった。まもなく改革開放が進行した後、国有財産が旧経営者や官僚に不正に分配され、強奪されていく世界が出現した。不正に利得した者が罰せられなければ不正を働く者はなくならないし不正を働かない者は駆逐される。また官僚と癒着したにわか成金が登場し拝金主義が跋扈する。特に一九八九年の天安門事件の民主化運動の失敗は飽くなき利益追求を進める官僚に安心感を与えたともいえる。事件後、急速な成長は一端減速したが、鄧小平の「南巡講和」によりまた回復し成長のために手段を択ばない手法が合理化され拝金主義が助長された。

黄光裕と国美電器の成功はまさに中国の九〇年代の高度成長と軌を一にしている。大なり小なり黄と同様な成金企業家が跋扈した。それでも改めて国美的創業者・黄はなぜ失脚したのか問われるところだ。もちろん私有財産を否定

する共産主義が復活したからではない。法が公正に執行された結果ともいえない。無法ともいえる資本主義社会が出現すると同時に、強力でありかつ法を恣意的に執行する官僚権力が跋扈しているなかで起こるべくして起きた事件であったといえる。官僚と癒着して甘い汁を吸うこともできれば官僚の怒りを買って失脚することもある。官僚間のゲームのルールの生贄にされることもある。すでに論じたように黄の失脚は保護者を失ったからだろうか？また生贄にされたためだろうか？あるいは誰か有力者を怒らせたためなのであるか？本当のところは不明である。いずれにしても拝金主義の横行と企業家の犯罪から中国社会主义市场经济の闇の部分が浮き彫りにされた事件であった。

2. 経営環境としての権力、「関係網」への投資の必要

インサイダー取引をつうじた官員への利益供与は市場化した官僚社会主義とそのバブル化を象徴する不正取引であるといえる。利益供与のこうした新手法を含め黄の各種手段による贈賄は関係網を構築し維持するための投資であったといえる。⁽¹³⁾

ジャングルのルールがまかりとおり、また官僚が絶大な権力を有する市場社会主義の中国では企業経営者に必要なのは公正か否かを問わずまず権力者と関係を結びその保護の傘に入ることであり、それが生存の第一条件である。そのため企業家にとって関係網の形成は重要な投資であり、関係網こそが公安や許可権を有する行政権力から身を守り便宜を得るための安全網となる。この視点から黄が獄門に下った背景を分析すれば以下のようにいうことができる。

すなわち黄の各種手段による贈賄は関係網を構築・維持するため、大中小の権力者へ接近し便宜を得る重要な投資

であるが、黄にかぎらず全国の大中小の商人、企業家が大中小の地方・中央の政治権力者に対し事業上の便宜を得るために関係網投資をおこなっているといえる。それが企業家にとって市場で生存するための条件であり中国の経営社会の現実であり、かつ中国の腐敗経営文化の重い十字架ともいえる。それは共産党によって変えることができなかった伝統商業文化でもあるが、むしろ改革開放後、党によって全国に拡大強化されたといってもよい。

したがって黄の場合、関係網が広東閩の範囲を越えなかったこと、最高権力者の関係網に入らなかったこと、その庇護を得られなかったことが失脚の大きな理由であったと考えられる。

3. 企業家の正当性の喪失、原罪と不安

改革開放後、特に鄧小平の「南巡講話」後の拝金主義の横行、なりふり構わずに進められた蓄財が多く富豪を生み出した。また国有企業の民営化をつうじて多くの企業幹部が不正に国有財産を私物化した。中国富豪の成功物語の裏には正にこうした原罪の比喩が該当するような深い闇が存在する。そして貧富の格差が急速に拡大したために多くの者が企業家の蓄財の正当性を疑うようになったことは事実である。また終始疑惑の目で見られるようになったことは富豪にとって精神的不安の一因であるといえる。もともと共産主義的観念が風化し経済的価値の追求が正当性を認められるとともに不正の観念も相対化したことも否めない。いずれにしてもこうした問題は中国社会の階層間の富の格差拡大と対立を反映しているが、特に不正な蓄財については公平な社会を形成するうえで反省しなければならない、厳格な法制を確立しなければならぬ、などとした角度から多くの議論がおこなわれた。代表的な文献名のみを参照文献として紹介しておく。¹⁴⁾

ところで多くの成功した企業家が必ずしも安心して事業を遂行できない理由の一つは比喩的に言えば企業家の過去に犯した原罪と彼の現在の不安とが表裏の関係だからである。ただ原罪といっても中国経営論壇で語られる原罪の意味はキリスト教の原罪の概念と同じではない。そのアナロジーとして論じられているといつてよい。最広義には過去に犯した罪を指すといえる。罪を犯したが故に富を得たのと裏腹に心の平安を失ってしまう。その空白を満たすために金の亡者となって罪を重ねるといえないだろうか。もとより多くの成功者がいる。すべての企業家が罪を犯したとはいえないであろう。不安を感じない豪気な者もいよう。罪を重ねて恥じることない者も多い。

反対に必ずしも不正とは思えない事業行為でありながら刑事罰を受ける事業家も多い。上記の精神的不安以上にこれは企業家にとって現実的な不安要因である。いずれにしても所有権の法制度が未だ十分に整備されていない中国では安心して事業を遂行できない経営環境であることが企業家の不安であるといえる。

ただ一言で不正や原罪といっても、改革開放後から現在までの三〇年余りの短い期間のなかでもその内容は一様ではない。有罪とされたり不正と疑われるものもその内容は以下のように区別されるべきであろう。すなわち(1)自由な経済行為が未だ十分に社会的にも法的にも認められていなかった時代、懸命に努力を重ね事業機会をつかみ成功し蓄財をした私人の蓄財と、(2)国有資産を事実上不正に篡奪して蓄財したもの、なかでも九二年以降の国有企業改革のなかで進められた、いわば上からの私有化の際に誕生した企業家の不正な蓄財とは、区別すべきであろう。また、(3)九八年以降の「産権改革」（所有権改革）のなかで民間企業家が企業の成長過程で名目的に国有企業の形で成長し、その後所有権の処理が不明確であつたために名義人の政府とトラブルを生じ企業家が有罪とされた事件も多い。

これらは同列に論じられるものではないが、後の(2)と(3)のいずれにしても共通なのは権力と密接な関係をもたなけ

れば蓄積を重ね続けることは不可能なことである。いわんや一般の私人が事業機会をつかもうとすれば官僚の権力に服従追随し権力と関係を形成すること、また時として不法な行為で富を追求し蓄積することが他の企業家に先行し事業に成功する途であり、その果実を食することで原罪を犯し重ねることになる。また権力とのトラブルを処理できなければ刑事罰を受けることが多いのも現実である。

それは改革開放後も共産党独裁の政治制度をそのままにして資本主義経済システムⅡ市場経済が持ち込まれたためである。まったく新しい市場経済という条件の中で党幹部と官僚らにより、行政権限を有する官僚自身や高級官僚の縁者から経済発展の成果を先取りすることになった事実がある。莫大な富を蓄積した富豪、成功している企業家の多くが党幹部や高級官僚の親族や縁者なのはその結果である。官僚が親類、縁者の利益のために働くのは、家族主義の強力な中国では当たり前であるが、この点は中国独特の特徴であるといわなければならない¹⁵⁾。

また主に上述(3)の九〇年代末以降の産権改革の進展で国有企業の所有権改革が進められ上からの私有化で多くの民間企業が誕生し成長した。ただ後日、企業家のなかで企業の所有権と個人財産を没収され獄門に下った者も多い。所有権改革で不透明な所有権処理がおこなわれたことも遠因であるが、政治権力が企業に対し権力を行使しようとする伝統的な思想が依然として貫かれているためともいえよう。そして政府・権力と企業・企業家の間でトラブルが発生し警察・司法権力が行使された場合に企業家が敗北するのが一般的で私有権が充分に守られない事例が発生している。本稿で考察した黄光裕以外にも多くの著名企業家が最近数年の間に多数、拘留され立件されて有罪となった。氏名、会社名・地位、業界、主要経歴・地位、拘留逮捕年、そして罪状ほかを以下列記する。

・李経緯 健力宝总裁 有名飲料 第九次全国人民代表大会代表 二〇〇二年 汚職
・仰融 华晨董事長 自動車 経済学博士 二〇〇一年長者番付三位 二〇〇二年 横領 米へ逃亡。米
国居住権所有。米国で遼寧省政府提訴。

・許榮华 牧羊集团副总裁 食糧 二〇〇八年 商標権侵害 後無罪釈放

・張克強 华美集团总裁 開発 第九次全国人民代表大会代表 二〇一一年 経済詐騙（詐欺）

・龔家龙 天发集团总裁 石油 民営石油最大手 業界代表 二〇〇八年 資金流用 後無罪釈放

・李太純 太子奶集团董事長 乳業 民営乳業最大手 二〇一〇年 大衆資金不法流用罪 後無罪釈放

これらの多くは少なからず紅頂商人ともいえる背景を有する企業家であり、権力との関係が良好なときもあった。しかし政府とのトラブルで刑事罰を受ける結果になったのである。このように権力と密接な関係をもたなければ蓄積を重ねることは不可能であり、私有財産の維持が困難なこと、長者となった後も権力から不当とも思える懲罰を受けることがあることを上記事例が端的に証明している。こうした事件から民間の企業家は権力の恐ろしさを身をもって感じているといえる。こうした環境が多くの企業家に外国の居住権を取得させ、いつでも逃亡できるように備えさせる理由であるともいえる。

むすびにかえて

西欧の理論では市場資本主義の発達によって中国がより開かれた社会になれば中国社会伝統の關係文化、關係網が消滅するとする見解が多い。⁽¹⁶⁾

しかし本稿で検討したように中国の經營と社会において經營と政治權力の両者は融合癒着している。黄事件は中国の經營と權力の悪しき關係が明るみにだされた事例であつたがその關係は深く闇に覆われ発覚された事実は氷山の一角に過ぎないともいえる。

中国の經營と權力の關係は、後者が前者にとつての保護の傘であり、前者が後者にとつての金の卵の關係である。ただ両者の關係は対等でない。前者が金の卵を生む鶏である限り後者の保護を受けることができる。そして共産党の政權下で両者の關係は強化されているのが現実であり、また伝統的な家族關係に支えられて次世代に繼承される方向にある。したがって中国が西欧化するとともに關係文化が消滅するとするのは余りに短絡的である。

なお中国は投資先、貿易相手として先進經濟諸国のなかでますます重み増している。そして中国に進出する多国籍企業がビジネスのうえで中国に受容され現地化するために悪しき中国伝統文化・習慣に追隨せざるを得ないのが現実である。この点からも上記の樂觀論は中国商業文化の悪しき伝統を無視した議論といえよう。欧米企業による中国官員への贈賄の多発がそうした議論の空しさを証明している。改革開放後の經濟の發展のなかで外国企業が權力との關係の一層の癒着を進め、經營の腐敗そして中国の伝統的な商業文化の悪しき習慣を補強し増殖させる結果になっているのが現実ではないだろうか。

- (1) 「二〇一一胡潤百富榜」『財經頻道』 新浪網
<http://finance.sina.com.cn/focus/2011hurun> 2012.05.21 ; <http://finance.sina.com.cn/focus/2008hurunbaifu/>? 2012.05.21
- (2) 「胡潤百富榜前一〇半数涉房地产 许家印成地产大王」『中国新聞網』
<http://finance.sina.com.cn/g/20110907/145510447582.shtml> 2012.05.21
- (3) 「二〇〇八胡潤百富」『胡潤百富』 <http://finance.sina.com.cn/focus/2008hurunbaifu/> 2012.05.21
- (4) 「胡潤报告称中国富豪最青睐一〇个品牌中九个洋货」『中国網』
<http://finance.sina.com.cn/consume/cfsh/20120112/065611183212.shtml> 2012.05.21
- (5) 「中国富豪、为安全、希望移民国外 (一张图)」『博訊主页』
<http://boxun.com/forum/201109/boxun2011/182980.shtml> 2012.05.21
- (6) 「黄光裕案判决 再考国美」 2010.05.18. 『一一一世纪经济报道』
<http://finance.ifeng.com/news/special/hgybdc/20100518/2204117.shtml> 2011.07.28
- (7) 「黄光裕案真相：黄光裕透风相怀珠助其捞钱 郑少东曾助黄妻出逃」 2010.05.18. 『刑事弁護』
<http://china.findlaw.cn/bianhu/hot/huangguangyu/20100518/9925.html> 2011.07.21
Cannot find now, so see <http://www.luckup.net/show.aspx?id=134637&cid=22> 2012.05.31
- (8) 「国美黄光裕与他的汕头老家」 2009.11.11. 『三联生活周刊』
<http://www.techweb.com.cn/people/2009-11-11/466028.shtml> 2011.07.28 ;
「国美电器创始人黄光裕的创业故事」『網路』 2011.02.01
<http://www.xuanyue5.com/a/story/cyegs/2011/0201/443.html> ;
「『家電帝国』の神話を創造した国美電器・黄光裕」
http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2005&d=0617&f=column_0617_001.shtml 2009.12.01
- (9) 前掲「国美黄光裕与他的汕头老家」 2009.11.11. 『三联生活周刊』

- (10) 「二〇〇八年胡潤百富榜明天发布黄光裕再成中国首富」 2008.10.06 『証券頻道』
<http://stock.sohu.com/20081006/n259875175.shtml> 2011.07.28 ;
 「黄光裕以四二〇亿元第三次占据胡潤百富榜榜首」 2008.10.06. 『网友評論』
<http://news.163.com/08/1006/13/4NIT49MM0001124J.html> 2011.07.28
- (11) 「鄭少東判死緩背后是胡錦濤打擊周永康（筆者：「執行猶予付き死刑判決の背景に胡錦濤の周永康への攻撃」の意味）」
 2010.08.26. 『中国瞭望』 <http://www.cenews.eu/?p=26730> 2011.07.28 (but cannot access now. 筆者：後日アクセスしても既に
 記事が削除されていることが多い。特に内容が政治的な批判を含む場合に多い)
- (12) 中国政府のメディアとメディア従業員に対する統制については何清漣著『霧鎖中国：中國大陸控制媒体策略大揭密』黎明
 文化事業、二〇〇六年五月、参照。
- (13) 関係網投資の手法としては以下参照。何清漣著『現代化的陥穽』今日中国出版社、一九九八、坂井臣之助・中川友訳『中
 国現代化の落とし穴』草思社、二〇〇二年二月；Cheryl W. Gray & Daniel Kaufmann, “Corruption and Development”,
Finance and Development, March 1988 ; 築場保行著「グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業のリスク—中国・
 NZ合併企業・三鹿集団粉ミルク事件を中心に—」『政経研究』（日本大学）第四九巻第一号、二〇一二年六月。
- (14) 劉登閣編著『原罪・转型期中国企业家原罪的反思及救赎』中国三峡出版社、二〇〇七年七月、参照。
- (15) もっとも早く官僚による不正な蓄財を剔出し批判したのが前掲・何清漣著『現代化的陥穽』である。
- (16) Fan, Y. (2002a) “Questioning Guanxi: Definition, Classification and Implications”, *International Business Review*, 11:5,
 543-561; Fan, Y. (2002b) “Guanxi’s Consequences: Personal Gains at Social Costs”, *Journal of Business Ethics*, 38:4, 369-378;
 Fan, Y. (2007) “Guanxi, government and corporate reputation in China: Lessons for international companies”, *Marketing
 Intelligence and Planning*, 25:5, 499-510. 特「前」論文の見解。

参照文献

- ・ 呉阿倫著『一〇五億伝奇…黄光裕和他的国美帝国』中信、二〇〇五年四月
 - ・ 劉鴻雁著『黄光裕伝奇』中国海関、二〇〇六年一月
 - ・ 馬寧著『黄光裕如是説―中国頂級CEO的商道智慧』中国経済、二〇〇八年三月
 - ・ 張小平著『首富真相…黄光裕家族的財富路徑―藍獅子財經叢書』浙江人民出版社、二〇〇九年四月
 - ・ 李徳林等著『黄光裕真相…欲望驅逐下的首富困境』經濟日報、二〇〇九年五月
- このうち『南方周（週）刊』記者の李徳林等によるものが事件の全貌、背後関係について最も詳細である。

コーポレート・ガバナンスと内部監査

北 川 道 男

はじめに

企業の不祥事が後を絶たないことから、幅広い外部ステークホルダーからコーポレート・ガバナンスに関する不信感が高まってきている。日本公認会計士協会は、平成二四年月、監査・保証実務委員会報告第二五号「不適切な会計処理が発覚した場合の監査人の留意事項について」を公表し、対応しようとしている。しかし、当該報告書は、不適切な会計処理の発覚によるものに限定され、また、内部統制関係についても、不適切な会計処理が、適切に決定された内部統制の評価範囲の中から生じたか、外から生じたかにより判断されることになり、有価証券報告書における財務諸表に対する訂正報告書が提出されたことをもって、直ちに連動して財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備がないと記載した内部統制報告書について訂正報告書を提出しなければならないということにはならないとされ

る。内部統制報告書監査は、あくまでも財務情報に関わる情報のみで、コーポレート・ガバナンスの上では自ずから限界がある。そこには財務諸表を中心とする財務情報だけでは企業経営の実態が十分に説明できないとの指摘があり、コーポレート・ガバナンスに関する情報のごとき非財務情報の開示の必要性が高まってきている。現在、我が国では、「企業内容の開示に関する内閣府令」におけるコーポレート・ガバナンスの状況において一部の非財務情報が、有価証券報告書で開示されているが、企業経営を透明にしその実態を説明するには至っていない。

内部監査機能に関する情報は、経営組織全般にわたって、かつ直接接近している貴重なガバナンス情報である。内部ステークホルダーは、この詳細な内部監査情報を利用しているが、外部ステークホルダーに利用できるのは、経営者、監査委員会（監査役）および外部監査人を通して開示されるものが中心であり、直接接近することはできない。このような情報の非対称性は、情報リスクを招き、また、サーバンス・オクスレー法（以下SO法）時代のコーポレート・ガバナンスに要求される企業経営の透明性、アカウンタビリティに整合するものではない。かかる意味から、外部ステークホルダーにも、内部監査報告書の開示の必要性が求められる。内部監査報告書は、企業の内部監査人が内部監査基準を遵守して実施した内部監査の結果を経営者もしくは監査委員会（監査役）に報告する狭義の内部監査報告書と当該内部監査報告書をはじめ内部監査の状況、内部監査環境等を含めた広義の内部監査に関する報告書の二種が考えられるが、ここでは後者の広義の内部監査報告書を指す。

I 内部監査の新潮流

初期の内部監査機能は、財務事項の証明および内部統制の評価に焦点が向けられていた。しかし過去一〇年の内部

監査機能の役割は、業績を改善し経営価値を高めるために、業務監査や戦略的経営問題に焦点を当てるようになってきた。内部監査人協会（IIA）の『内部監査の専門職業的実施の国際基準』では、内部監査を「組織の運営に関し価値を付加し、また改善するために行われる、独立にして、客観的な保証およびコンサルティング活動である。内部監査は組織体の目標の達成に役立つことにある。このために、リスク・マネジメント、コントロールおよび組織体のガバナンス・プロセスの有効性の評価、改善を、内部監査としての体系的手法と規律遵守の態度を持って行う^①」と定義する。従来、内部監査は、組織体もしくは経営者に奉仕し組織内で機能してきたが、Moxey が指摘するように海外不正支払防止法（一九七七）に端を発し世界中の内部監査の焦点が、経営者の「片腕」から「経営者の誠実性の保証」という独立的評定活動に移動してきた。そこでは内部監査人が内部監査報告書で経営者の誠実性を保証するために特に内部監査の独立性が強調される^②。エンロンの経済不祥事に後押しされて成立したSO法の下で導入された新規則を考慮すると内部監査機能の役割がさらに大きく変化しようとしている。SO法は、外部監査人による被監査会社に対する内部監査のアウトソーシングおよびコンサルティング業務を禁止した。その一方で、公共社会会計監視審議会（PCAOB）は、外部監査人は、内部統制監査においてかなり弾力的に内部監査業務を利用することを推奨しており、そのためには高品位の内部監査を実施することを勧告している^③。また、ニューヨーク証券取引所（NYSE）は、上場会社に内部監査を維持し、監査委員会が会社のリスク・マネージメントプロセスおよび会社の内部統制システムの継続的評価を提供する内部監査と相互に作用することを要求している^④。さらに、近年、多くの研究文献で内部監査機能は、財務報告の質、および経営成績を含むコーポレート・ガバナンスを改善することができるとの指摘に加え、コーポレート・ガバナンスの透明性を高めるために内部監査機能の重要性が強調されてきている。

Ⅱ 内部監査の理論的位置づけ

エージェンシー理論を用いて、社会における外部監査の役割を検証した文献は多くある。⁽⁵⁾ しかし内部監査機能にエージェンシー理論を適用する研究者は比較的少ない。⁽⁶⁾ 本稿では、エージェンシー理論を基礎に内部監査機能の位置づけ、役割および責任を検討し、コーポレート・ガバナンスの透明性の改善を提案する。エージェンシー理論は、経済資源の所有者（プリンシパル）とそれらの資源を管理し運用する経営者（エージェント）との契約からなることを前提としている。エージェントは、プリンシパルよりも多くの情報を持っており、情報の非対称性は、プリンシパルが、利益に対してエージェントが適切に役割を果たしているかどうかを効果的にモニターする能力に悪影響を及ぼすという前提を基礎にしている。プリンシパルとエージェントは、合理的に活動し彼らの富を最大にするために契約プロセスを活用するが、エージェントは、高額な臨時消費のように身勝手なモチベーションを持つことから、プリンシパルの利益に反するような活動を行う可能性がある。意思決定が経営者によってなされる時点で、プリンシパル・エージェントが、すべての利用可能な情報に接近できないときに生じる。契約関係の効率的な状態を保証するために、プリンシパルとエージェントは両方が契約費用を負う。例えば、エージェントの責任回避リスクを最小にするために外部監査のような支出のモニタリングコストを負い、一方で、エージェントが被雇用者として責任を持った方法で行動しているというシグナルをプリンシパルに送るため内部監査費用のようなボンディングコストを負う。かかる活動は、経営者の地位および報酬レベルを防御、確保することに役立つ。Watts は、ボンディングコストの例として、⁽⁷⁾ 監査委員会、非執行取締役、内部監査への支出を含んでいることを示唆している。企業の契約プロセスにおけるボン

ディング機能としての内部監査の役割は、他の研究者においても認識されている。例えば、Shere と Kent は、上級経営者が外部の利害関係者、特に株主によるアカウンタビリティの要請を満たすために生じるボンディングコストであると認識している。⁽⁸⁾ 内部監査費用は、プリンシパル（所有者）によつて、彼らの経済資源を守るために負担されるモニタリングコストであると考えられる。彼らは、内部監査は、外部監査の延長上にあるとする。内部監査の基盤は、財務報告や外部監査のような他の調停メカニズムと共通して、内部監査は所有者と経営者間の費用効率的な契約の維持に役立つものである。

Ⅲ 内部監査情報の外部報告の必要性

内部監査情報をはじめとするガバナンス関連情報は、所有者が、経営者の経営業績をモニターすることが出来るとともに私利私欲の経営者を監視するために用いることができることが多くの実証研究で肯定されている。文献では、全般的にガバナンス関連情報は、市場と外部ステークホルダーの判断および意思決定に有利な影響を持つことが示されている。例えば、コーポレート・ガバナンスの透明性とアナリストの予測の正確性には積極的関連性があることが示され⁽⁹⁾ (Bhat et al 2006)、また、Healy と Palepu (1999) は、任意開示資料を検証し、会社は、情報リスクを低減するために開示するというインセンティブ（例えば、資本コストの低減、負債コストの低減、市場流動性の改善）を持っていることが示されている。⁽¹⁰⁾ 保証の側面から、Kinney (2002) は、財務報告の信頼性付与のため、また、外部者の情報信頼性の認識を改善するため潜在性を持つことが認識されている。⁽¹¹⁾ Baily その他 (2003) は、内部および外部ステークホルダー間の情報の非対称性の管理をするために内部監査機能の潜在性を検討しており、⁽¹²⁾ Holt と DeZoort

(二〇〇八)は、投資家の会社の効率性の監視および財務報告の信頼性に内部監査機能が大きく影響するという実証結果を示している。⁽¹³⁾ Lapidèsその他(二〇〇八)は、会社に、外部ステークホルダーに対する内部監査機能(例えば構成、責任、活動)を記載する内部監査報告書を提供するように求めている。⁽¹⁴⁾

内部監査機能は、組織全体にわたって、かつ直接接近することが出来る貴重なガバナンスの資源である。内部ステークホルダーは、詳細な内部監査情報に接近することが出来るが外部ステークホルダー(たとえば、投資家、株主、債権者、アナリスト、得意先、仕入れ先)に利用可能なガバナンス情報は、現在経営者、監査委員会、外部監査人を通して開示されるものが中心であり、財務報告、法令、規則の遵守および諸業務に関連する保証のために設置された内部監査機能の構成、諸活動に関連する直接的詳細な情報に接近することは出来ない。この情報非対称性は、ステークホルダーには潜在的な意味を持っている(Holt and DeZoort 2008)。⁽¹⁵⁾ またSO法時代のガバナンスの要請である透明性、アカウンタビリティに整合するものではない。かかる意味からも内部監査情報の開示が求められる。ここで言うガバナンスの透明性とは、Bushmanその他(二〇〇四)は「ガバナンス関連情報の利用可能性とその程度」⁽¹⁶⁾であると定義する。同氏等は、会社透明性の構成要素を、ガバナンスの透明性と財務透明性に区分している。従来、財務報告は、会社の透明性を高めるためにガバナンスの透明性と財務透明性両方を目的にしてきたといえる。⁽¹⁷⁾ 現在、世界各国で導入が進められている国際財務報告基準は、明らかにガバナンスの透明性よりも財務透明性に焦点を置いている。⁽¹⁸⁾ コーポレート・ガバナンスの透明性は、ステークホルダーの信頼性を構築することを支援するものであるし、またその欠如は、ステークホルダーにとって情報リスクの原因となる。かかる理由からガバナンス情報を強化することが必要となる。

IV 内部監査報告書開示の便益と費用

内部監査情報が外部ステークホルダーに理論的に必要とされ、実証研究においてもコーポレート・ガバナンスの透明性を高め、財務報告の信頼性を高めるための効果のあることが検証されている。さらに、実務界で企業を取り巻く関係者集団は、内部監査報告書において内部監査情報が外部ステークホルダーに開示されることをどの様に受け止めるか検討する必要がある。D.S.Archambeault その他 (二〇〇八)¹⁹は、コーポレート・ガバナンスの透明性を高めるために記述式で内部監査報告書を開示することにより、その開示によりどのような潜在的便益(利点)および潜在的費用(欠点)が存在するのかを研究文献のレビューとアナリスト、監査委員会のメンバー、内部監査人、投資家および政策担当者とのインタビューを通して評価している。(詳細なページは示していないが、以下のインタビュー結果は全てD.S.Archambeault その他 (二〇〇八)が米国で実施したものを利用している) 調査対象は、製造、サービスおよび財務組織を担当する四人の監査委員会(うち二人は、監査委員会委員長)、時代にマッチした投資企業の三人の財務アナリスト、内部監査人には、人の内部監査部長(CAE)、六人の政策担当者には、米国公認会計士協会(AICPA)、内部監査人協(IIA)、証券取引委員会(SEC)から各一人が含まれる。全ての対象者はガバナンス・監査関連の業務に一年以上に従事した者でインタビューは平均二〇分とされる。

1 内部監査報告書開示の潜在的便益。研究文献のレビューとインタビューの結果は、ステークホルダーの内部監査機能および全般的ガバナンスの理解を増進させる強力な潜在力持っていることを明確にしているとしている。内部監査の構成、責任および活動は会社により多様なものであるが、SECの公表物では、会社のガバナンス構造における

る内部監査機能の重要性を繰り返し強調している。SO法四〇四条では、財務諸表に係る内部統制が適切に計画され有効に機能していることを保証する重要な役割を強調している。また、Beasleyその他⁽²⁰⁾は、不正を行う会社の研究において、不正を行う会社は不正のない会社よりも内部監査部門の設置が少ないことを指摘している。Deloitte (二〇〇六)⁽²¹⁾は、内部監査機能の貢献が少ない会社は、財務諸表に係る内部統制における重大な欠陥の開示がなされる傾向があることを指摘している。HoltとDeZoort (二〇〇八)⁽²²⁾は、投資家が会社の効率性および財務諸表の信頼性を監視するために内部監査報告書の開示が効果を持つか否かを検証した。その結果、内部監査報告書の開示は投資家の信頼性を高め株式の魅力を大幅に増大させている。インタビュー参加者の意見においても第一の便益として、一貫して内部監査報告書の開示は、コーポレート・ガバナンスの透明性および内部監査機能の理解の改善のために潜在性を持っていることが強調されたとしている。

第二の便益として、内部監査人および経営者に対するインセンティブがあげられる。企業が、企業外部へ内部監査報告書を開示することにより、内部監査人のアカウントビリティへの誠実な業務のインセンティブを増大させる潜在性を持つ証拠を発見したとされる。DeZoortその他 (二〇〇六)の研究によれば、アカウントビリティの圧力は、個人を意思決定のためにより多くの時間を費やし努力するために動機づけることを示している。(DeZoortその他の使用するAccountabilityは内部監査人の報告責任を意味している) 内部監査報告書の開示により、外部ステークホルダーの内部監査機能に関する理解が高まるまでに、アカウントビリティおよび効率的業務(規定に合致する活動、内部監査ベストラクティスの導入圧力等)等が増大すべきである。さらに増大するアカウントビリティのために組織内における監査の利用が議論される時、さらに行動力を持った内部監査集団を作り出す潜在性を持っている。インタビューの

結果、内部監査機能の質的標準化と経営者に対する資源配分のインセンティブの付与があることを示唆している。

2 内部監査報告書の潜在的費用。内部監査報告書が外部に開示されることにより、多くに費用が生じる。潜在的費用の第一は、内部監査人が多くの側面で法にさらされることである。内部統制や財務報告に関連する内部監査活動や責任が強調されればされるほど、財務報告に不正が発覚した場合や報告の修正が生じた場合には、内部監査人の責任に関心が集中する。Dunn (二〇〇六) は、経営者および監査委員会に提出する結論もしくは意見のような内部報告においてすら内部監査人の責任が増大してきていることが指摘されている。インタビューでは、内部監査報告書に内部監査人が強力に関与することにより、内部監査人は法的問題が増大すると認識している。

第二の潜在的費用として、情報量が考えられる。すでに会社は、複雑なディスクロージャーを行っており、その中で行われる追加的ガバナンス報告の情報項目に関連するものである。Case (二〇〇六)⁽²³⁾ は、あまり多くの情報が提供されると利用者が詳細な項目に密接な注意を払わなくなるとの理由から、情報過多は良好な意思決定をもたらさないと否定的見解述べる者もいる。

3 さらに第三の潜在的費用として、追加報告費用がある。追加的な情報の開示に当たっては、情報作成の費用および普及のための直接的な費用のみならず、競争者への所有情報等の暴露のような間接的な費用についても懸念される。また、内部監査人の補充や報酬を増大させるといった経営者の対するリスクも想定されることから、コーポレート・ガバナンスの透明性を増大させることが会社の利益に影響を及ぼすことも考えられる。インタビュー結果は、内部監査の側面から、追加費用は主要な問題ではないとするものが多数である。

D.S.Archambeault その他 (二〇〇八) が実施したインタビューを全体的に見ると、対象者一八人のうち一六人(八九

パーセント）が、内部監査報告書は外部ステークホルダーに有用な情報を提供すると指摘している。有用でないとする内部監査人は、「会社に設置されている内部監査は、急速に変化してきている」ことから一般的報告には向かないとする。アナリストの人は、「自由市場システムにおいて、有用であるならば、会社がすでに任意でそれらの報告書を開示しているであろう」と指摘している。我が国においても同様の反応が予測されるが、有価証券報告書に内部監査報告書を添付する追加開示費用が、コーポレート・ガバナンスの透明性を超えるという可能性を評価するさらなる将来の研究・調査が必要である。

V 内部監査報告書の開示

内部監査報告書は、外部ステークホルダーに有用な情報を提供することを目的にしている。外部ステークホルダーが、内部監査機能に理解を深める情報とはどのようなものかを検討することが必要となる。報告モデルの展開におけるこの挑戦は、多様化したおよび動的な主体と内部監査機能という環境下において、一般に有用な内部監査情報を識別し伝達することにある。外部報告目的でD.S.Archambeaultその他（二〇〇八）が提案した内部監査報告書、監査役協会監査報告書のひな形、監査委員会に関する小委員会の監査委員会監査報告書のひな形、企業内容の開示に関する内閣府令、公表されているベスト・プラクティス等、将来の議論や制度としての基礎として役立つモデルがあるがここではD.S.Archambeaultその他（二〇〇八）が提案したモデルを検討する。

内部監査人協会（IIA）の内部監査の専門的実施の国際基準（二〇〇九）では、内部監査人の人的基準として目的、権限および責任、独立性と客観性、専門能力と正当な注意、品質評価を保持しなければならないとしている。米国証

券取引委員会（SEC）は、会社目論見書において監査委員会報告書を開示することを要求している。その中で他のガバナンス・メカニズム（経営者、監査委員会、外部監査人）に提供される資源の記載を要求している。これらを参考にD.S.Archambeaultその他（二〇〇八）は、外部ステークホルダーが、内部監査報告書においてコーポレート・ガバナンスを判断するために有用な情報の領域として内部監査の構成要素、内部監査の責任、内部監査のアカウンタビリティ、内部監査の活動および内部監査の資源が挙げられるとする。

1 内部監査の構成要素。

内部監査報告書を開示することは、組織内に内部監査機能が設置されていることを意味し、その上で内部監査の構成要素について追加情報を提供することが出来る。例えば外部ステークホルダーは、その内部監査機能が、社内で行われているか、アウトソーシングで行われているかもしくは共同で行われているかについて知ることが出来る。社内で行われている場合には、内部監査部門の規模、内部監査人の背景情報を知ることにより、内部監査機能の適切性評価をすることが出来る。

内部監査人の所持する資格など（例えば、公認会計士、公認管理会計士、公認内部監査人）の追加情報は内部監査人の適格性を評価するのに役立つものである。またアウトソーシングもしくは共同機能の場合は、サービス提供者の背景情報は提供者の適切性を評価する上で有用である。²⁴

2 責任。

内部監査報告書を展開する上で基礎となるのが組織内で展開される内部監査の責任の範囲である。内部監査人協会によれば、内部監査部長は、内部監査規定において内部監査の目的、権限および責任を明記し監査委員会（監査役会）

の承認を得なければならないとしている。かかる情報は、外部ステークホルダーが全組織的ガバナンスの一部としての内部監査を評価するために有用なものである。例えば、内部監査報告書の責任区分には、内部監査人の活動について所定の範囲および性格についての項目が示される。特にこれらの責任には、独立性の保持、会社のリスク・マネージメント、およびガバナンスのプロセスの改善に貢献することにより組織に価値を付与するように計画された客観的保证機能に含まれる責任情報と、価値を付与するコンサルティング機能に関する内部監査人の責任情報が含まれる⁽²⁵⁾。

3 アカウンタビリティ

内部監査を評価する今一つの重要な側面は、組織内での内部監査のアカウンタビリティ関係である。かかる意味でのアカウンタビリティには、内部監査の報告関係および内部監査が職業品質基準に適合しているかどうかが含まれる。外部監査と本質的に異なるが、それでもやはり内部監査は、批判的職業目的のために独立性と客観性を追求する。この目的は、報告関係に影響を受けるものである。内部監査の専門職業的実施の国際基準では、内部監査長は、内部監査部門の目的、権限、責任および内部監査部門の計画に関連する業務遂行について、定期的に最高経営者および取締役会へ報告しなければならないとしている。Deloitte（二〇〇六）によれば、米国のほとんどの会社において内部監査部は、執行経営者か監査委員会に報告しているとされる。本稿の報告先としては、外部ステークホルダーを想定していることから、執行経営者か監査委員会を通して有価証券報告書の添付書類とすることが望まれる。

4 活動。

内部監査活動である会計監査、業務監査、遵守性監査、リスク評価活動、内部統制のモニター、コンサルティング等は、会社を横断的にさらには長期的に、継続的に様々な形で実施される。内部監査報告書の活動区分では、内部監

査業務の形態に関する情報が外部ステークホルダーに提供されることになる。例えばこの区分では、内部監査機能により実施される保証業務の割合とコンサルティング業務の割合、内部監査人その他のガバナンス集団協議の内容と頻度に関する情報が含まれる。また外部監査人や監査委員会（監査役）との協議、財務諸表監査や内部統制監査に反映される内部監査の程度も含まれる。⁽²⁶⁾

5 資源。

内部監査報告書の資源区分では現在すでに公表されている役員の報酬、取締役の報酬、および外部監査人の報酬、同様に財務的資源の情報を利用者に提供する。内部監査のアウトソーシングがなされている場合には、外部団体に支払った報酬が開示される。内部監査が社内でする場合、内部監査に配分される年度予算が開示される。この区分は、経営者がガバナンスにどれほど誠実かを示すものでもあり外部ステークホルダーが知りたいと思うであろう情報の一つである。これらを報告書にまとめれば以下の表のように示される。⁽²⁷⁾（図1）

VI おわりに代えて

国際会計基準のグローバルなコンバージェンスが推し進められ、我が国でもすでに一部の上場会社により国際会計基準の任意適用が始まり財務報告がなされている。この国際会計基準の設定主体である国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board）は、二〇一〇年一二月に国際財務報告基準の実務意見書（International Financial Reporting Standards Practical Statement）⁽²⁸⁾として「経営者による説明（Management Commentary）」を公表した。この実務意見書は、これまで国際財務報告基準（以下IFRS）の範囲外と見なされてきた非財務項目の比較可能性を

図ー１ 記述式 I A Rモデル

X Y Z株式会社

内部監査報告書

構成区分

X Y Z会社は、(当年度) 設置された社内監査部門を維持している。監査部長 (C A E) がおりその他の内部監査人を監督している。監査部長は、内部監査人協会 (I I A) より公認内部監査人資格 (C I A) の認定を受けている。

責任区分

内部監査部は、毎年会社の監査委員会により承認された文書による規定のもと活動している。規定は、会社の目論見書に付録として添付されており、また会社のウェブサイト www.xyzinc.com において開示されている。会社の業務に価値を付加し改善するために計画された保証およびコンサルティング活動に加えて、内部監査部は会社のガバナンス、業務および情報に関連した・業務の効率性、効果性・業務および業務活動の信頼性と誠実性・資産の保全・法律、規則、契約遵守のリスクエクスポージャーの評価にも責任を負うものである。

アカウントビリティ区分

内部監査規定は、内部監査部の独立性が会社の組織および報告構造により確立されていることが明らかにされている。当該構造は内部監査部長が、監査委員会に機能的に (例えば、活動の承認の受領および活動結果の報告) かつ管理的に (例えば、日々の業務を円滑にし、情報に接近できる) 報告することが要求されている。

内部監査部は、内部監査活動と期間的内部評価、少なくとも1年に1度の外部品質評価、および継続的内部モニタリングの全ての側面をカバーする品質保証および改善プログラムを維持している。直近の内部評価、200X年公認独立評価人が行った評価の結果は、内部監査部は、内部監査人協会「専門的職業実施の国際基準」に提示される専門職業基準の現在適用可能な全ての規則を遵守しているとしている。

活動区分

200X年の内部監査部の活動は、約XX%が保証業務に関連し、XX%がコンサルティング活動に関連している。これらの活動範囲は、会社のリスクエクスポージャーの評価および監査委員会により事前に承認されたものである。200X年の期間中に内部監査部長は各四半期に会社のリスクエクスポージャーの評価および内部統制の内部監査評価を検討するために、正式に監査委員会、会社の独立監査人が会合している。また内部監査部長は、会社の監査済み財務諸表および内部統制報告書を監査委員会と独立監査人とともに検証し議論している。

資源区分

200X年の会計年度の内部監査機能維持の総費用は、xxx,xxx円であった。この金額には報酬と間接経費が含まれており」会社の営業費用の約xx%であった。

出所 Deborah S.Archambeault, F, Todd DeZoort, Travies P.Holt, The Need for an Internal Auditor Report to External Stakeholders to Improve Governance Transparency, *Accounting Horizons*; Dec. 2008, p.385.

改善することを目的としている。当該情報は、IFRSに準拠して作成された財務諸表に付属する記述的な、拘束力のない任意情報ではあるが、企業の業績や状況、進捗に関する経営者の見解、財務情報を補完する情報、さらにはステークホルダーの有用性を考慮したリスク情報や経営資源に関する情報等の非財務情報が含まれている。

また、米国トレッドウエー委員会支援組織委員会（The Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission 以下COSO）は、二〇一一年十二月に「内部統制の統合的な枠組み」の改訂にむけた公開草案を公表し、二〇一二年三月までコメントを募集した。COSOは、二〇〇三年に米国で制定されたSO法における内部統制監査を始めその他諸国の制度の中に取り込まれて世界の実質的基準として受容されてきている。今般の改訂は一九二二年に公表されて以来三〇年ぶりの見直しとなる。主要な改正点は、現行の内部統制の目的の一つとされている「財務報告の信頼性」が非財務報告である業務を含む「報告の信頼性」に改訂されていることや、内部統制の構成要素の基本項目に関する原則が提案されていることである²⁹。

国際基準におけるこれらの改訂は、企業を取り巻く外部環境が変化した市場経済では、ステークホルダーに対する企業の透明性を高めるためには財務情報だけでは十分であるとはいえず、非財務情報が必要であることを示している。おおよそ、上場会社の企業活動は、収益を上げ企業価値を高めることを主要な目的として行われる。会社がそうした成果を継続的に上げ続けるためには、企業活動を律する仕組みであるコーポレート・ガバナンスを通じ、経営をそのように動機付け、監視することが欠かせない。内部監査は、組織体の目標達成に役立つことにある。このためにリスク・マネージメント、コントロールおよび組織体のガバナンス・プロセスの有効性の評価を、内部監査としての体系的な手法と規律遵守の態度を持って行うものであり、非財務情報である内部監査報告書の外部開示は、ステークホル

ダーにとって企業の透明性を高める最も有用な情報である。

引用文献

- (1) The Institute of Internal Auditors (IIA) [2004], *International Standards for the Professional Practice of Internal Auditing*.
 檜田信男監訳『内部監査の専門的実施の国際基準』日本内部監査協会。
- (2) D.Moxey [1979], Audit Committee; They Shoud Not Do, *Journal of Contemporary Business*, Vol.1, No.1, pp.43-56.
- (3) PCAOB, Auditing Standard No.5-*An Audit Internal Control Over Financial Reporting Performed in Conjunction with An Audit of Financial Statements*.
- (4) SEC [2003], Security Exchange Act Release No.48745, www.sec.gov.
- (5) P.A.Mill [1990], Agency, auditing and the unregulated environment: some further historical evidence, *Accounting, Auditing & Accountability*, pp54-65, January.
 W.A.Wallace [1980], *The Economic Role of the Audit in Fee and Regulated Markets*, New York: University of Rochester.
 千代田邦夫、盛田良久、百合野正博、朴大栄、伊豫田隆俊訳『ウォーレンスの監査論』同文館。
 R.Watts and J.Zimmerman [1983], Agency problems, auditing and the theory of firm, some evidence, *Journal of Law and Economics*, Volume 26, Issue3, pp613-633.
 R.Watts and J.Zimmerman, *Positive Accounting Theory*. 須田一幸訳『実証理論としての会計学』白桃書房。
 Institute of Chartered Accountants in England and Wales [2005], *Audit Quality-Agency Theory and the Role of Audit*.
- (9) Michael H.Adams [1994], Agency Theory and the Internal Audit, *Managerial Auditing Journal*, Vol.9 No.8, pp.8-12.
 Gerrit Sarens, Mohammad J.Abdolmohammadi [2007], Agency Theory as Predictor of the Size of the Internal Audit

Function in Belgian Companies, *European Accounting Association Annual Congress in Lisbon*, April.

- (7) Watts and J.Zimmerman, *Positive Accounting Theory*. 須田一幸訳『実証理論会计学の全訳』白桃書房。
 - (8) Michael Sheer and David Kent[1983], *Auditing and Accountability*, Paul Chapman Publishing, p.99.
 - (9) Bhat G., and T.Kang[2006], Dose Corporate Governance Transparency affect accuracy of analyst forecasts?, *Accounting and Finance*, 46(5) pp.715-732.
 - (10) P.M.Healy and K.G.Palepu[2001], Information asymmetry, corporate disclosure, and capital markets: A review empirical disclosure literature, *Journal of Accounting and Economics*, 31, pp.405-440.
 - (11) W.Kimney[2000], *Information Quority Assurance and Internal Control*, Irwin McGrau-hill.
 - (12) A.D.Baily, A.A.Ggamling, S.Ramamoorti[2003], *Research Opportunity in Internal Auditing, The IIA Research Foundation*, 松井隆幸訳『現代内部監査の論点』日本内部監査協会。
 - (13) Travise P.Holt and Todd DeZoort[2009], Effects of Internal Audit Report Disclosure on Investor Confidence and Investment Decisions, *International Journal Auditing*, 13, pp61-77.
 - (14) P.D.Lapides, M.S.Beasley, F.T.DeZoort, D.R.Hermanson, and T.L.Neel[2007], 21st-Century Governance and Audit Committee Principles, Kennesaw State University, Corporate Governance Center.
 - (15) Travise P.Holt and Todd DeZoort[2009], Effects of Internal Audit Report Disclosure on Investor Confidence and Investment Decisions, *International Journal Auditing*, p.72.
 - (16) R.M.Bushman, J.D.Piotroski, A.J.Smith[2004], What determines corporate transparency?, *Journal of Accounting Research* 42, pp.69-84.
 - (17) T.A.Lee[2006], *Financial Reporting & Corporate Governance*, John Wiley & Sons Ltd..
 - (18) Vincent O'Connell[2007], Reflection on Stewardship Reporting, *Accounting Horizons*, Vol.21, 2.
- Andrew Lennard, Accounting Standards Board, Stewardship and the Objectives of Financial Statement: a comment on

IASB's Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting; The Object of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information, ASB 年一〇月一〇日。

- (6) Deborah S.Arechambeault, F.Todd DeZoort, and Travis P.Holt[2008], The Need for an Internal Auditor Report to External Stakeholders to Improve Governance Transparency, *Accounting Horizons*, Vol.22, No.4, pp.375-388.
- (20) M.Beasley, J.Carcello, D.Hermanson, P.D.Lapides[2000], Fraudulent financial reporting;Consideration of industry traits and corporate governance mechanisms, *Accounting Horizons*, December, pp.415-454.
- (21) Deloit[2006], Optimizing the Role of Internal Audit in the Sarbans-Oxley Rra., Deloit Development LLC.
- (22) Travis P.Holt and Todd DeZoort[2009], Effects of Internal Audit Report Disclosure on Investor Confidence and Investment Decisions, *International Journal Auditing*, p.72.
- (23) D.O.Case[2006], *Looking for Information, A Survey of Information Seeking, Needs, and Behavior*, Elsevier Ltd.
- (24) Deborah S.Arechambeault, F.Todd DeZoort, and Travis P.Holt[2008], The Need for an Internal Auditor Report to External Stakeholders to Improve Governance Transparency, *Accounting Horizons*, Vol.22, No.4, p.382.
- (25) Deborah S.Arechambeault, F.Todd DeZoort, and Travis P.Holt[2008], The Need for an Internal Auditor Report to External Stakeholders to Improve Governance Transparency, *Accounting Horizons*, Vol.22, No.4, p.382.
- (26) Deborah S.Arechambeault, F.Todd DeZoort, and Travis P.Holt[2008], The Need for an Internal Auditor Report to External Stakeholders to Improve Governance Transparency, *Accounting Horizons*, Vol.22, No.4, p.383.
- (27) Deborah S.Arechambeault, F.Todd DeZoort, and Travis P.Holt[2008], The Need for an Internal Auditor Report to External Stakeholders to Improve Governance Transparency, *Accounting Horizons*, Vol.22, No.4, p.383.
- (28) <http://www.ifrs.org.NR/rdonlyres/9EA9F29A3F34-4E39-9388-989B07563D4E/0/Managementcommentarypracticestatement8December.pdf>
- (29) <http://www.jc.coso.org/default.aspx>

ホスピタリティ・ビジネスにおける コミュニケーションの進化・深化

——ジョハリの窓を事例にし——

山 上 徹

1. はじめに

わが国では、一九六〇年代からの高度経済成長期にモノづくりにおいて「ムラ・ムリ・ムダなく」という経済的な効率性が強力に推進された。また、サービス産業ではマニュアルに基づき標準化・規格化が図られ、不特定多数の顧客を対象にマーケティング活動が展開された。その結果、大量生産・大量販売などといった経済合理性が優先される社会へと変貌したといっても過言ではない。そのために、日本人の多くは、「モノ」の豊かさを謳歌してきたが、

二一世紀に入り、今や必需品なき消費時代を迎えるに至っている。

それゆえに、人びとは経済性・効率性を優先する殺伐としたライフ・スタイルを嫌い、つまり、「モノ」だけが優先される社会よりも、むしろ「癒し、感動、健康」などが歓迎されるようになった。このような時代的な変化に伴い、マーケティング活動においても、不特定多数の顧客よりも、特定少数の個客が選好され、その結果、ヒト対ヒトの関係性が重視されるようになってきている。

ホスピタリティ・ビジネス (hospitality business) ではお客が期待した以上の感動を与えることが求められる。ヒト対ヒトが出会う際、表情・態度・姿勢などの外見的なパフォーマンスは目から入る言葉ともいわれている。社員の立居振舞いは非言語コミュニケーションながら、言葉以上のコミュニケーション力を発揮する場合が多い。

本稿ではホスピタリティ・ビジネスにおけるコミュニケーションの進化・深化の重要性を問題視する。複雑で不確実な現代社会において、ヒト対ヒトの関係性を考察するには「ジョハリの窓」のモデルに基づく仮説分析が有効であると考ええる。そこで、「ジョハリの窓」のモデルを事例にし、ホスピタリティ・ビジネスのコミュニケーションと人材育成の重要性を考察することにした。

2. サービスとホスピタリティの語源的相違

(1) サービスの語源

サービス (service) とは本来、「奉仕・無料・服務」などを意味し、経済学では「用役・役務」とも称される。しかし、表一のように語源的にサービスは、ラテン語の形容詞、Serevus (奴隷の、地役権のある) に基づき、Slave (奴

表ー１ サービスとホスピタリティとの本質的な相違

	語源	立場	想い	社会	期待	マニュアル	指導方法
サービス	奴隷	上下・主従	片想い	身分	同程度	順応	トレーニング
ホスピタリティ	客人	対等・相互	両想い	契約	想定外	より以上	コーチング

出所；山上徹『ホスピタリティ精神の深化』法律文化社、2008年、12頁参照作成。

隷)、Servant (召使) などに由来する。それゆえ、サービスの語源は、本質的に「上下関係」「主従関係」という意味が含まれている。つまり、上位の強者である「主人」は所有・支配権・権力性・優越性を背景とした優位な立場にある。他方、下位で弱者である「従者」は隷属性・依存性・服従性を強いられ、劣位な立場で縛られているというように双方の目線には上下の格差が存在する。

(2) ホスピタリティの語源

ホスピタリティ (hospitality) という用語は、元来、ラテン語の Hospes、英語の Hospice に端を発している。つまり、ホスピスは「中世における旅人や巡礼者のための癒しの館や末期患者の治療施設に由来している。それは明らかに病院とも関連する用語である。」⁽¹⁾このようにホスピタリティはホテル (hotel) や病院 (hospital) と同義語である。今日、生命の終期が迫っているヒトに対しては、残された時間を安らぎや満足感をもって過ごせるように配慮せねばならない。そのために、ホスピスでは患者との目線を同じくして悩みを聴き、これまでの功績を認め称え、慈愛に充ちた気持ちで接することが求められる。⁽²⁾また、ホスピタリティに類似する言葉として、日本では「饗応、接待、歓待、厚遇」などがある。とくに、それらはゲスト (guest) との目線を同じくし、手厚くおもてなしをするホスト (host) の立居振舞いとも類似するといえよう。

この友好的なホスピタリティに対し、全く逆の立場、敵対行為 (hostility) や人質 (hostage) と

いう反転・対立する言葉が存在する。⁽³⁾ 外国からの客人とは本来、見知らぬ異邦人ゆえに何をするか判らないし、自分を滅ぼす敵意があるかもしれないという不信感が同居している。見知らぬ客人を拒絶するか、受け入れるかの判断の分かれ目である。受け入れて歓待するのであれば、徹底したおもてなしをすることになる。対人魅力 (interpersonal attraction) とは、信頼関係を築くにあたり、他者を惹きつけ (られ) る心理的なパワーを意味する。⁽⁴⁾ そのパワーにはあるヒトに対する好意的または非好意的・敵対的な行為という反転が同居している。対人魅力は相手への友好的な思いやりに対し、敵対的な憎悪とは密接な関連性がある。最愛対憎悪は表裏一体の関係にある。最愛が逆転して憎悪になると、まさに覆水盆に返らずである。

3. ホスピタリティ・ビジネスの定義と特性

(1) ホスピタリティ・ビジネス

ビジネス (business) とは営利・非営利 (NPO) を含め、また、いかなる組織形態をも問わず、その事業目的 (経営理念) を実現するための継続的な諸活動の総称といえる。ビジネスの組織目的は本来、お客をあざむいて商品やサービスを売りつけて利益の極大化を果たすことではなく、むしろお客を含め、ステークホルダー (stakeholder: 利害共有者) の満足をはじめ、社会貢献などを果たすことにある。ホスピタリティ・ビジネスとは基本的に、ヒト (お客、社員等) 対モノ・コト・ヒトとが深く関わり合って価値を創造する営みである。とりわけ、ヒト対モノ・コト・ヒトに対する価値創造のプロセスは単に一回限りではなく、継続的な事業活動 (going concern) が対象となる。しかし、ホスピタリティ・ビジネスは、典型的に、ヒト対ヒトによる人間性重視型で、いわゆる、Human Business、People's

表－２ ホスピタリティ・ビジネスを活性化させる条件

キーワード	概要
個別性	対面する一人ひとりのお客のニーズを優先しつつ、それぞれのお客に合った最適な立居振舞いを実践・心がけていること
共創性・相互性	社員だけの一方的な企画・商品づくりとせず、お客なども参画し、共に喜び・感動し合える職場環境を創出していること
独自性・こだわり性	事業活動において同業種・異業種他社とは明らかに異質で、独自性の高いこだわりの価値を創造していること
固有性	当該の事業・地域が保有する資源を掘り起こし、お客・住民との交流（祭・イベント等）を通じて、国内外の人びとに対し、固有の企業文化や地域の魅力を訴求していること
継続性 (going concern)	期間限定の事業とは異なり、長期的にPlan→Do→See（あるいはCheck→Act）というサイクルを持って成長・発展する継続的な生き物であること

Industryといえよう。⁽⁵⁾

ホスピタリティ・ビジネスでは、表－２のような典型的な特徴が存在する。ものづくりのメーカーとは異なり、無形なおもてなしが中心となるために個別性、共創性、独自性、固有性があり、さらにビジネスとして継続性という特徴が重要な要因となっている。

(2) ホスピタリティ・ビジネスの定義

ホスピタリティ・ビジネスは営利・非営利組織を含め、一過性で終わるイベントや単年度で終了する事業ではなく、継続的に成長・発展する事業を対象とする。それゆえ、ホスピタリティ・ビジネスとは、「すべての社員（スタッフ）が組織目的を共有し、お客ばかりでなく、各種のステークホルダーとも目線を同じくして心のこもった高質な有形・無形なる価値を創造・提供し、かつ、継続的に事業活動を行っている営利・非営利的な組織体」と規定する。

ホスピタリティ・ビジネスでは営利・非営利の別なく観

光・医療・健康・教育・都市行政、さらに多数の関連ビジネスが対象となる。たとえば、観光ビジネス（交通・旅行・宿泊・料飲食・余暇関連、観光協会、観光行政等）、また医療・福祉・介護、教育・文化団体・学術研究ビジネスなども包括する。それらは機械重視型を排除し、ヒト対モノ・コトの併存型の出会い・触合いを含めるも、ヒト対ヒトという人間性重視型を中心とした横断的な異業種ビジネスが包含される。^⑥しかし、ホスピタリティ・ビジネスの範疇に含まれると考えられる産業分野であっても、ホスピタリティ精神を必ずしも、重視していない場合がある。たとえば、人間性を排除して自動化、ロボット化による機械重視型になっている場合は除外し、専らヒト対ヒトにおける人間性重視型のビジネスのみを対象とする。

そこで、ホスピタリティ・ビジネスとは表現・表情・立居振舞いなどの人的態度と直接的にかかわる横断的な産業分野が含まれる。これらにはビジネス活動において「思いやりや優しさ」という人間の精神面を重視するという継続的な組織体が該当する。

（3）ホスピタリティ・ビジネスの特性

一般にメーカーやサービス産業では特定少数のお客を優位にさせるといっても、むしろ「いつでも（時間）、どこでも（空間）、誰に対しても（人間）」つまり、画一的・同質的・均質的といったバラツキを少なくすることを追求する傾向がある。とくに、サービス産業では事業の機能性や便益の効率性を高め、各配置する職場の社員数を最小限にし、人件費が節約できる。そのため、サービス産業では、標準化、マニュアル化、システム化、さらに、究極的に無人化することにより、サービスの画一化が展開される。^⑦このようなサービス産業は機械化、自動化、省力化、ロ

ボット化して一対不特定多数に対して、できる限り同質化や均質化を図ろうとする。顧客が不特定多数であってもサービス産業では、平等・公平・均質さというバラツキを少なくするという面に特徴が見られる。この場合、お客の満足は許容範囲内・最低限度を充たすも可とする考え方が前提となっている。

他方、ホスピタリティ・ビジネスでは、メーカーやサービス産業における効率性・合理性・経済性などの経済合理性が必ずしも万能ではない。殺伐とした現代社会だからこそ、今日、人びとは経済合理性だけでは得られない人間性あふれるホスピタリティを渴望している。他者と対面し、言葉を交わし、相互に心を通わせ、とくに、他者への思いやり・気配りといった人間性あふれるホスピタリティの提供が高く評価される。それは標準化、規格化、品質管理を徹底するだけでは充たされず、まさに機械重視的なサービスでは評価が低くならざるを得ない⁽⁸⁾。

ホスピタリティ自体は、サービスの延長線上にあると考えるが、かなり高質なる価値の提供を前提としている。端的に、「ある時（時間）、ある場所（空間）、特定のお客（人間）にだけ」、つまり、「時・場・ヒト」に対し、臨機応変で先回りの気づき、「気配り、心配り、目配り」が求められる。その接客の対象は機械化、自動化などによる不特定多数、特定多数の顧客ではなく、特定少数の個客となる。とくに、お客の感動の度合いはサービスの画一的で期待通り、許容範囲の満足というレベルよりも、むしろ個別的で、はるかに高質な、期待する以上となる感動を訴求せねばならない。

3. ホスピタリティ・ビジネスにおける人材育成の重視

表1-3のようにホスピタリティ・ビジネスにおける接客の問題点が存在するが、ホスピタリティ・ビジネスでは、

表－３ ホスピタリティ・ビジネスにおける接客の問題点

①継続的に高い評価を受け続けることが非常に難しい
②一度に大多数のお客への対応が難しく、労働集約的となる。
③基本的に品質自体の標準化・均質化が難しい

出所；山上徹『交通サービスと港』成山堂書店、1989年、18～20頁参照作成。

先回りの気づきができる有能な人材が求められている。人材育成を考えるにあたり、戦国時代の武将・武田信玄（一五二一～一五七三年）の名言に「ヒトは城、ヒトは石垣、ヒトは堀」がある。武田信玄は、勝敗の決め手はハードな城・石垣・堀ではなく、ヒトこそが強固なパワーになるとした。いかなる企業においても、組織を元気にする根本は「ヒト」である。有能な人材の確保がビジネスでは大切である。ホスピタリティ・ビジネスでは、まず経営理念・企業目標を達成するにあたり、どのような人材が必要となるかを明らかにせねばならない。また、採用人事の際、先天的にも「可能性のある人材」を採用すべきである。「可能性のある人材」とは明朗で感情の起伏が大きくなく、かつ何事にも積極的に自己主張ができる人材であるか否かで判断できよう。次に当然に、採用後、組織で「ヒトを育てる」ことが大切になる。経営理念という企業目標に向かって社員の教育・訓練・研修などが実施されねばならない。さらに、能動的に「気づきを実践する」人材を輩出させるには社員への権限委譲（empowerment）、また、働き易くやる気が出せるシステムがあるか否かが問われる。このようにホスピタリティ・ビジネスでは「可能性のある人材」「ヒトを育てる」「気づきを実践する」という観点から人材育成・職場環境づくりが必要となる。

ホスピタリティ・ビジネスでは手厚くおもてなしをするために企業（社員）対お客とのコミュニケーションが基本となる。コミュニケーションは端的に、「ヒト対ヒト、社員対お客」が共に心を寄り添い、寄り添わせて感動と喜びを共有することである。この基礎となるヒューマン・リレーションズ（human relations）は非常に重要な課題である。ホスピタリティ・ビジネスにおける

コミュニケーションは、お客をおもてなしする上で、相互関係を進化・深化することが非常に大切となる。

4. ビジネスにおけるコミュニケーション

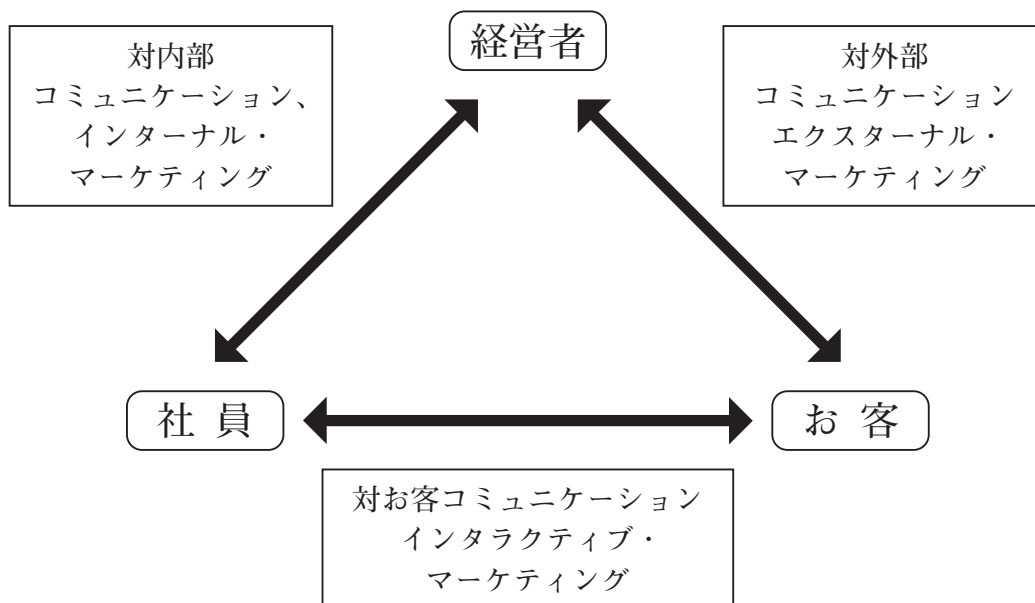
(1) コミュニケーションの意義

人間は元来、孤独を求める生き物ではない。人間とはヒトの間と書き、互いにもたれ合い相互依存し合う。ヒトは他者との触れ合い、人間関係を求め合う。コミュニケーションとはラテン語の *Communis*、英語の *Common*（共通の、共有する）に由来する。つまり、自己と他者との間で、何らかの影響を相互に及ぼし合うプロセスがコミュニケーションである。コミュニケーションとは自分と他者との間で、お互いに持っている情報を交換し、共有し合うための諸活動といえる。⁽⁹⁾ コミュニケーション活動は、単に情報の伝達という手段的な意味で考えるだけではなく、人間相互における関係性という視点が重要になる。

双方が相互依存する関係を構築することは極めて大切な人間の営みである。つまり、コミュニケーションは単なる行為を意味するだけでなく、ヒト対ヒトの心のやりとりであり、相互の精神的な溝を解消する働きでもある。それぞれ異なる世界に住んでいるヒト対ヒトがお互いに気持ちや価値観などを開示し合い、情報や価値を共有、共感することである。

コミュニケーションには端的に、「相手の話を聴くこと」「質問をして相手が思っていることを引き出す」行為といえる。コミュニケーションは、情報・意思の交流により、相互間における理解が深まる活動である。図1-1のように企業におけるコミュニケーションには、企業内部ばかりでなく、対外部のお客に対しても非常に重要になる。⁽¹⁰⁾ コ

図－１ 企業のコミュニケーションとマーケティング



出所；正田聡・塚田朋子『サービス・マーケティングの新展開』同文館、1993年、147頁を参照作成。

表－４ ビジネスのコミュニケーション

	概要
共有と動機づけ	社員や部下に会社の経営理念や戦略を示し、業績向上に関わる具体的なプランの設定、必要行動を示し、理解させる。
感情経路 (人間関係)	対内部社員に対し、メンバーの不満や満足といった人間関係を示すための基本的なルート・仕組み
意思決定・調整	部門間やグループ間の利害調整や業務の円滑化、企業の意思決定の調整
情報提供	部門間、社員間をはじめ、対外部顧客に対し、さまざまな情報の提供、やりとりを通して、情報の連絡や確認・共有化を図る

出所；植田正樹『成長企業の戦略・組織・人材』あさ出版、2010年、155頁参照。

コミュニケーションは企業経営に関して、表1-4のような観点で持つて整理できる。フェイス・ツー・フェイス (face to face) の接点では、お客との会話を通じておもてなしする側はさまざまな情報をコミュニケーションすることになる。お客との会話や行為を通じて情報収集を行い、お客から指摘される前に先回りの気づきが求められる。

お客の満足度を高めるためには、お客に関する情報を社員間で共有化し、まず、全社員が最適な「ハウレンソウ」(報連相) を実践できねばならない。ホスピタリティ・ビジネスでは社員間におけるコミュニケーションを図る上で、適格に「ハウレンソウ」が実践できる人材育成が必要不可欠となる。それゆえ、ホスピタリティ・ビジネスに「ジョハリの窓」のモデルを適用し、社員(自分)が他の社員(他者)との情報の共有化を図るには、相互間のコミュニケーションを密にすることの可能性について考察する。とりわけ、お客と社員間のコミュニケーションを進化・深化させるにあたり、「ジョハリの窓」自体は平面図形としてだけではなく、このモデル自体を発展させて奥行きのある立体形に改変して捉え、表層から深層へと質的な深化させる必要性について提起することにした。

5. ジョハリの四つの窓

(1) ジョハリの由来

一九五五年夏に、心理学者ジョセフ・ルフト (Joseph Luft) とハリー・インガム (Harry Ingham) が発表した「対人関係における気づきのグラフ・モデル」を、後に「ジョハリの窓」と呼ぶようになった。ジョハリ (Johari) とは提案した二人の名前、Joe (Joseph) と Hari (Harry) を組み合わせたものである。ジョハリという個人が存在する訳ではない。⁽¹⁾

図-2 ジョハリの窓

	自分は判っている (自分)	自分は判らない (自分)
他人が判っている (他者)	I. 開いた窓 (Open Window) 開放領域	II. 盲点の窓 (Hidden Window) 盲点領域
他人が判らない (他者)	III. 隠されている窓 (Blind Window) 隠ぺい領域	IV. 未知の窓 (Dark Window) 未知領域

出所；柳原光「ジョハリの窓」『人間関係のトレーニング』南山短期大学人間関係科、1992年、66頁参照。

(2) ジョハリの窓の区分

ベストなコミュニケーションは自分自身や他者についての知識や情報を交換することで、自分と他者との相互理解が深まる。自分に関する情報は他者の立場から容易に認識できるものと、自分が意識的に打ち明けない限り、他者が知ることができないものがある。人間同士が「共に成長する」には、より多くの、より適切な、自分と他者との情報を共有し、情報を交換し合うプロセスが必要となる。

図-2のように、自分のことをタテ軸で「自分が判っている」領域と、「自分が判らない」領域とする。一方、他者の目線から見てヨコ軸で「自分というものは」「他者が判っている」領域と、「他者が判らない」領域というマトリックスで表わされる。このような二つの軸を重ね合わせると、四枚のガラスをはめ込んだ窓は、それぞれの窓枠が幾何学的な象限に見える。それは自分と他者との関係が現在、どのような窓の状態にあるか、その窓をどの方向へ拡大してゆけば良いかを判断する指針となる。

「ジョハリの窓」は、便宜的にすべての窓の大きさは同一の大きさにしてあるが、当然に個人の性格や生き方、発達年齢などにより、異なるし、また、同じ人間でも時空間、対象者によって変化する。^⑫

図－3 「ジョハリの窓」 「I」 の社員間の拡大化

	自分は判っている (A社員)	自分は判らない (A社員)
他人が判っている (B社員)	I. 開いた窓 ↓ 自己開示 ↑	II. 盲点の窓 ← フィードバック →
他人が判らない (B社員)	III. 隠されている窓	IV. 未知の窓 発見

出所；P.Harsey, K.h.Blanchard, D.E.Johnson, *Management of Organizational Behavior*, Prentice Hall, Inc, 1996, 山本成二・山本あづさ『行動科学の展開 新版』生産性出版、2004年、307ページを参照作成。

6. ジョハリの窓のモデル分析

ジョハリの四つの窓では、図－3のように平面的に領域区分されている。

(1) 開いた窓 (Open Window : パブリックな窓、ホスピタブルな窓) の領域

ヒトは自己のある部分は他人に知って欲しいと、ある部分は隠しておこうとする。左上の窓「I」のタテ軸では自分に気づき (awareness)、他者とも共有している領域である。「I」の象限の窓は自分も他者も知っているというベストなコミュニケーションが共有されている状態である。つまり、私の情報が他者とも共有化され、自他双方に開かれた、公共的な私である。他者と共有している自分の感情、態度が見える化された情報になっている。

(2) 盲点の窓 (Hidden Window : 気づかない窓) の領域

右上の窓「II」のタテ軸は「私には判らない」、ヨコ軸では「他者

には判る」という自分は気づかない盲点の領域である。「Ⅱ」の盲点の窓は「私には判らない私」を他者から知らされるという領域である。つまり、自分は知らないが他者が自分のことを知っている、自分だけが気づいていない状態である。

フィードバック (feedback) とは他者から戻された情報である。人間は情報を提供するばかりでなく、他者から反応としてフィードバックされてきた情報を収集しながら、新しい行動を選択する⁽¹³⁾。つまり、フィードバックは他者の行動や反応に対し、その結果を参照しつつ、自分なりに修正し、より適切なものへと対応するプロセスである。それは結果を原因に反映させ、相互に調節していくことである。「Ⅱ」の盲点の窓では他者が知っていることを手がかりとし、自分の言葉で他者へ問い返すというフィードバックが行われる。

(3) 隠されている窓 (Blind Window ; プライベートな窓) の領域

左下の窓「Ⅲ」のタテ軸は「私には判っている」けれども、ヨコ軸では「他者には判らない」という領域である。「Ⅰ」の窓の公の私に対し、自分は知っているが、他人は知らないシークレットな窓、自分の心が開かれていない状態である。いわゆるプライバシーの範疇に属し、コミュニケーションの原因となる。しかしこの領域は、一般に不特定多数の人びとに隠していて特定少数のヒトらに打ち明け、相談している場合は、その人間関係においては開放領域となる。

「Ⅲ」の隠されている領域では自己開示 (self disclosure) によって「Ⅰ」の開放の窓が拡がる。自己開示とは、自分についての情報を他者へ提供する行為といえる⁽¹⁴⁾。自分が心の中に秘め、隠していたことを他者へ伝え、他者とのコ

コミュニケーションで共有化する。人間は、自己開示して他者とのコミュニケーションを通じて相互間の信頼関係を築くのである。

(4) 未知の窓 (Dark Window) の領域

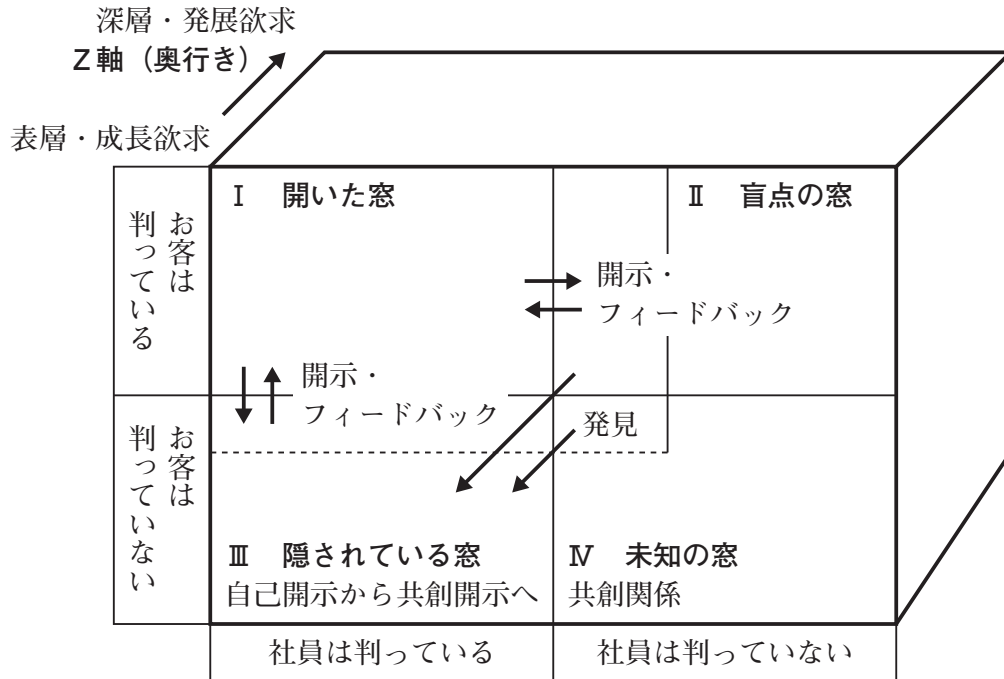
右下の窓「Ⅵ」は「私にも、他者にも判っていない」という未知の領域である。自分も他者も知らない未知の部分、双方がコミュニケーションを図ることにより、新たな知識が創造される可能性のある未知なる領域である。それゆえ、いまだ知られざる自分らの能力・潜在能力の発見が起こる可能性がある領域である。

「ジョハリの窓」はホスピタリティ・ビジネスの人材開発の際、経営理念に照らしつつ、社員間の開示やフィードバックによって他者を思いやる心の大切さ、先回りの気づきを高めることができる。とくに、「ジョハリの窓」は社員の個人の気づきを高めるモデルとしても役立つ。また、それは社内におけるチームや各種のステークホルダーに対しても応用できるものと考ええる。

7. ジョハリの窓のスタッフ間への適用

図1-3のように「ジョハリの窓」は堅牢で固定的な象限の窓でなく、必要に応じて柔軟に拡大・縮小ができる。「Ⅰ」の象限の窓とは自分（A社員）も他者（B社員）も知っている領域である。「Ⅱ」の象限の社員に対し、そこは判らない盲点の窓のため、先輩・上司などから知らせてもらい、さらにフィードバックが行われれば、「Ⅱ」の盲点の窓は狭まり、「Ⅰ」の象限の拡大化が起こる。それは各社員それぞれが情報を共有化することになる。フィードバック

図－４ 隠されている窓「Ⅲ」への気づきの進化・深化



出所；柳原光「心の四つの窓」『サイコロジー』サイエンス社、1980年、9頁を参照作成。

ク自体は社員相互間の情報のやりとりで実施される。フィードバックでは単に短所の指摘だけでなく、相互間の長所を明確化し合い気づきを高める機会となる。各社員が自社の情報を共有化するには、「Ⅱ」の盲点をフィードバックして「Ⅰ」の象限の窓を拡大するばかりでなく、また、「Ⅲ」の隠されている窓では自己開示、相互開示がなされるならば、「Ⅰ」の象限の窓が広がることになる。「Ⅲ」の象限の窓では、経営理念・行動指針に基づき、「Ⅰ」の象限へ気づきが伝播されることになる。とくに、各社員がお互いにお客の情報を共有化できているならば、お客に対し、適切な対応ができる。各社員はお互いに開示やフィードバックを重ね、経営理念をはじめ、お客の情報を共有化し合う必要性がある。とりわけ、図－４のように自社の標的市場の客層、お客の好み、取り扱う商品の特性などを全社員が共有し、相互間のコミュニケーションを進化・深化させることが大切となる。

8. ジョハリの窓の社員対お客間の適用

お客（他者）の感動を高めるには、社員（自分）との相互間のコミュニケーションを密にすることの可能性について考察する。この場合、モデルの区分自体は「ジョハリの窓」に準じる。しかし、平面図形として捉えず、図14のように立体形の奥行きのあるZ軸を加え、表層から深層への質的な変化についても考慮することにした。

(1) 開いた窓「Ⅰ」

「Ⅰ」の開いた窓の領域はお客と社員の双方が共に知っていることは、情報が共有化されており、感動についても、すでに体験済みである。社員の立居振舞いという行為は、もはや認知されており、お客への感動も大きくなく、期待通りの状態となる。ヒトの立居振舞いばかりではなく、「モノ・コト・ヒト」のすべての面でリニューアル化が実施されないと、お客は興味を示さず、また、固定客の確保も困難になる領域ともいえる。

(2) 盲点の窓「Ⅱ」

「Ⅱ」の盲点の領域では自分自身の行動指針が判っていない状態にある。「Ⅱ」の盲点の窓の領域では認識できた社員は、その気づきを「Ⅲ」の隠されている窓を強化するために「Ⅲ」の象限へとフィードバックすることが望まれる。現代における市場動向は不透明であり、企業は消費者ニーズを的確に把握せねばならない。お客のニーズを企業自体が気づかないという場合がある。社員はお客のニーズを掴めていなく、また、データや情報が共有化できていない

表－５ お客の不満に対する行動の類型化

タイプ	概要
A	不満を感じながらも特別行動を起こさない。
B	不満を感じるが、友人・人びとに対して口コミで告げる。
C	不満を感じると、直接、組織担当者へクレームとして表明する。
D	不満を組織内部でなく、消費者センター、マスコミなどへ不満を公表する。

出所；飯嶋好彦『サービス・マネジメント研究』文真堂、2001年、153頁を参照作成。

場合、お客からの直接的な対話や現場での市場調査、アンケート回答、注文や問い合わせ、クレームなどから把握できる。接客現場における情報を入手・分析するだけでなく、さらに、それらをデータ・ベースに蓄積、そして集計し、企業全体、部門間で共有化を図る必要性がある。「Ⅲ」の象限に一時蓄積し、全社員が情報を共有化して的確な内容で、適切なタイミングを考えて開示するようにする。

企業にはお客からの不満・クレームという開示が行われる。表－５のように、不満を感じたとしても、直接、クレームを表明しなく、陰でボヤクだけのAタイプが多い。それは一般に人間は嫌われたくないというパワーが働いたためである。とくに日本人はネガティブな情報を伝達したがないので、表面上に現れず、水面下の存在となる。たとえば、直接、開示するCタイプのヒトからの私的な苦情に対し、企業や社員は耳を貸さずに無視する場合が多い。しかし、ホスピタリティ・ビジネスではクレームを批判と考えるよりも、むしろ謙虚にお客のニーズが開示されたものと捉えるべきである。クレームとはお客の声を受け付け、処理するという姿勢ではなく、お客の声を引き出し、創造する機会と考えるべきである。お客がクレームを開示するのは企業が怠慢にしてきた「Ⅱ」の盲点の窓であった結果である。このようなクレームの開示はお客のニーズであると捉え、真摯な態度で受け止め、フィードバックせねばならない。「苦情客というのは実はリピーターが多いのです。」¹⁵苦情

をいうお客と向き合い、真摯な態度で誠意を持ってフィードバックするならば、通常のお客以上の関係、より深化した信頼関係が構築できる。まさに「ピンチはチャンス」に転換できる。お客からのクレームの開示から新たな知識創造がなされるならば、社員の盲点の窓「Ⅱ」は狭まり、それを隠された窓「Ⅲ」へとフィードバックして蓄積し、それを全社員が共有化することができる。

(3) 隠されている窓「Ⅲ」

図1-4のように「Ⅲ」の象限の隠されている窓は「社員は判っている」が、「お客は判らない」という領域である。社員はお客へ伝えていない情報を保有している状態である。

自社の商品・サービスをお客に認知させる場合、「Ⅲ」の隠されている窓の領域が大切である。お客の関心を喚起してプロモーション戦略が展開できる。たとえば、「Ⅰ」の開いた窓の領域では、すでに双方が情報を共有化しており、平均的な知識に過ぎなく、当たり前で、それはマンネリ化した状態である。しかし、ホスピタリティ・ビジネスはお客に対し、素晴らしい体験、期待以上の非日常的な感動を与えねばならない。

そのためにも、「Ⅲ」の隠されている窓の領域から新たな情報を開示することにより、お客に期待以上の喜びが提供できる。その結果、お客は再度、訪れたりするので、リピーター率が高まる。また、好意的な口コミで伝え、新規のお客を誘引してくれる。さらに、社員とお客相互間における開示やフィードバックを繰り返し、共創関係が可能になれば、双方の信頼関係は表層から奥行きのある深層へと深まる。つまり、お客の自己実現欲求を充たす成長欲求だけでなく、さらに、双方の共創実現欲求に基づく発展欲求が実現することになる。

表－6 期待に対する満足対不満の度合い

	期待度	満足度
S	最高位の期待：必ず満たされると思う	満たされないと：強い不満
A	高位の期待：満たされると思う	満たされない：不満
B	普通の期待：満たされるかなと思う	満たされなくとも：不満は少ない
C	軽度の期待	満たされなくとも：不満はない
D	無期待	満たされなくとも：不満は全く無い

出所：作古貞義『ホテルマネジメント』柴田書店、1998年、202～203頁参照作成。

(4) 未知の窓「Ⅳ」

図－4における「Ⅳ」の未知の窓は「社員にも、お客にも判っていない」という領域である。自分らの可能性が眠っている未知の領域では教育・訓練・研修などにより、未知の気づきを顕在化させることができる。それを「Ⅲ」の象限へとフィードバックし、隠されている窓の領域自体を拡大化、深化させる。「Ⅳ」（未知）の領域の発見を「Ⅲ」の自社の隠されている領域に集積する。「Ⅲ」の隠されている窓に自社の経営理念や企業文化に照らし、蓄積されるならば、知らないお客へ、それらを開示すると、期待以上の超越的な感動が与えられる。

以上、図－4で示したように自己と他者との二次元の四つの「ジョハリの窓」のモデルは、社員間の情報の共有化によるコミュニケーションを図るばかりでなく、さらに、社員とお客との関係性にも適用できるとした。つまり、隠されている「Ⅲ」の象限の領域を拡大化、深化できれば、社員の先回りの「気づき」が増え、それを知らないお客へ開示すると、期待している以上の超越的な感動が与えられるとした。

ホスピタリティ・ビジネスでは、期待レベルは時、場所、好み、性格、さらに習慣といった本人の状況や生活文化などに左右され変動する特性がある。しかし、一般的に表1-6のように期待対満足の関係が存在する。¹⁶⁾

①期待の高さに比例して、満たされなかった場合の不満は増大する

②期待の低さに反比例して、満たされた満足は増大する傾向がある

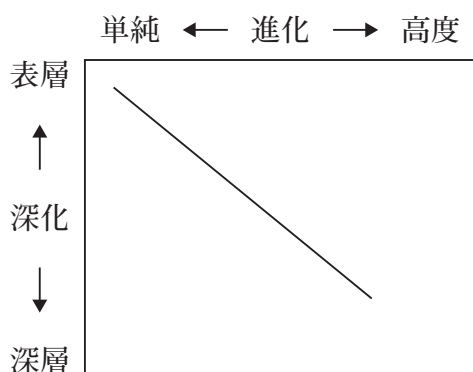
9. 隠されている窓「Ⅲ」の進化・深化と形式知化

(1) ホスピタリティ力の進化・深化

ホスピタリティ精神とは心・ハートという見えざる無形の資産価値をいう。それゆえ、ホスピタリティ精神とはモノ、コトに関するホスピタリティ力よりも、むしろヒト対ヒトという人間性重視型の手厚いおもてなしのあり方が問題視される。現代社会には、さまざまな対峙する関係性を解消するには、人間性重視型という人的態度・立居振舞いにおいてホスピタリティ精神で持つて人格を磨き、深層理解することが必要不可欠である。人間関係を「愛」という側面から考えると、「表層的レベルにおいていわゆる外面的な愛の形があげられる。役割によって他者・社会のために尽くすこと、その他タマエ上の親切、協力等々は、通常最も表層的な形態とみられる。これに対して熱烈な恋愛や親子の愛などは、より情緒的深層の本音からのものであることが多い。」¹⁷「いわゆる深層理解とは一般的な二次情報に依存せず、「現地で、現物で、現実で、実践の結果として自らの五感により」¹⁸明確に知覚することである。

ホスピタリティ・ビジネスにおいてはホスピタリティ精神を深化させ、プロ意識に徹する超越的なパフォーマンスが求められている。とりわけ、ホスピタリティ・ビジネスのおもてなしには完成がなく、一定レベルで終わるものではなく、継続的な向上心が要求される。ホスピタリティ力を発揮するには、単純なモノ・コトをさらに密度の高い性能へとも変えるという進化 (evolution) が求められる。つまり、そもそも退化の逆である進化とは「ある種から新たな別の種が生まれることである。別種なので体の大きさや形に違いがあり、元の種より体が大きくなることもあれば、

図-5 ホスピタリティ力の進化・深化



出所；山上徹『ホスピタリティ精神の深化』法律文化社、2008年、19頁。

小さくなることもある。⁽¹⁹⁾進化は形状・外形を変化・変貌させることである。図-5のように基本的に進化するとはヨコ軸に軸足を置き、単純なものから複雑化・高度化することである。他方、深化はタテ軸に軸足を置き、精神・心を表層・外面的なものから内的・深層的へと人格の気品・品位を深化することである。

ホスピタリティの能力開発には、基本的に心技体全体を開花させねばならない。その場合、立居振舞いという形となるスキル(手・態度)の進化だけでなく、心(頭・知識)をも深層へと追及させるべきである。

ホスピタリティ・ビジネスにおける社員は十人十色の個性あるお客に対し、瞬時に最適な判断で、臨機応変な接客が可能になるようにせねばならない。とくに、外部要因の刺激に対し、最適な対応ができる豊かな感性を高めるには形と心との両輪を稼働させることが大切となる。単にスキルを磨くだけでは万全でなく、心自体をも深化させることが必要不可欠である。ホスピタリティ・ビジネスの社員に必要な能力は、先天的に与えられている資質に依存せず、スキルと心とは後天的に習得可能な教育・訓練・研修などで進化・深化させねばならない。

(2) 隠されている窓「Ⅲ」の進化・深化の必要性

図1-3に示したように「ジョハリの窓」は、ホスピタリティ・ビジネスの社員間の場合、この窓を平面的に捉え、「Ⅰ」の象限の拡大することにあつた。「Ⅰ」の開いた窓の象限を拡大するのには、「Ⅱ」と「Ⅳ」の領域を狭くせねばならず、知らないこと、判らないことは教育・訓練・研修にて充電できる。つまり、「ジョハリの窓」は「Ⅰ」の開いた窓の領域の拡大は社員相互間のコミュニケーションで共有化されると、良い関係になることは明らかである。平面的な「ジョハリの窓」のモデル自体はホスピタリティ・ビジネスの社員相互間のコミュニケーションの進化に適用できる。しかし、社員相互間のコミュニケーションの度合いが表層か、深層かを考えるならば、平面で捉えるよりも、むしろ奥行きのある立体形がよりの確であるといえよう。

それゆえ、図1-4のように「ジョハリの窓」を奥行きのあるZ軸において立体形に修正し、社員とお客とのコミュニケーションの度合いを問題視した。とくに、「Ⅱ」の盲点の象限、「Ⅳ」の未知の象限では直接、「Ⅰ」の開いた象限へフィードバックや開示を繰り返すのではなく、それらを「Ⅲ」の隠されている窓の象限へと集積させるべきであるとした。社員自身が知らない「Ⅱ」の盲点の窓や「Ⅳ」の未知の窓では教育・訓練・研修などの学習を重ね、知識を豊富にし、それを「Ⅲ」の象限へ集積する。つまり、ホスピタリティ・ビジネスではお客の感動を高めるには、「Ⅲ」の象限の隠されている窓の拡大・深化が必要となる。各社員の知っている情報が共有されれば、知らないお客へ感動を与えるパワーも大になる。ホスピタリティ・ビジネスがお客へ大きな感動を与える窓の領域とは、「Ⅲ」の隠されている窓の象限が大きくなることである。

さらに、「Ⅲ」の隠されている窓を拡げるだけでなく、表層から深層へと深化して信頼関係の度合いを深めるべき

表－7 隠されている窓「Ⅲ」の象限における感動の形態

①自己開示型	「Ⅲ」の象限にすでに企業文化・行動指針として形成されている暗黙知（ワザ）を知らないお客へ開示し、期待した以上の感動を与える。
②チーム開示型	「Ⅱ」や「Ⅳ」の象限からフィードバックされて「Ⅲ」へ集積された情報をチームで共有し、経営理念に照らしつつ、形式知されたスキルを知らないお客へ開示し、期待以上の感動を与える。

である。「Ⅲ」の象限の隠されている窓では、初めは名刺交換した表層的な出会い程度では相互に深い理解・認識を十分、高め合うことはできない。お互いに深層への信頼し合える関係となるには、時間的な長さという量をはじめ、相互に熟知し合う質的な深化が大切である。知る、知らないという前提は言葉の意味や使い方、相手の能力や関係性に格差があり、お互いに認識においてズレが生じる可能性がある。完全に同質な情報を共有するには開示とフィードバックを相互間で繰り返すことが必要である。すなわち、お客の知らない「Ⅲ」の象限の領域を拡大化、深化させ、それらを最終的にお客へ開示すれば、期待以上の感動を与えることができる。

(3) 自己実現欲求の暗黙知と共創実現欲求の形式知の進化・深化

ホスピタリティ・ビジネスは形のあるモノを生産しているメーカーとは異なり、品質管理が非常に難しい。とくに、立居振舞いという接客部門では品質管理が大切になる。接客という無形な立居振舞いは、お客へ直接、対面するので、こまやかな心づかいが必要となる。表－7のように自己実現欲求の暗黙知では主観的なワザであり、個人的なパフォーマンスの自己開示の段階である。しかし、このような個人的な暗黙知はマニュアル化・言語化によって形式知化することでチーム力への転換が可能となる。各組織に内在する暗黙知をマニュアル化・形式知化し、横断的に共有し、相互に活用するという結

合化が求められる。自分（個人）における「自己発展・自己超越」⁽²⁰⁾、つまり、単なる個々人ではなく、総和によるチーム力として、存在を発揮させる共有・共創により、シナジー効果が形成されることになる。ホスピタリティ・ビジネスにおける良い品質とは、まず経営理念を全社員の共通の行動指針として共有化させ、立居振舞いを洗練化するべきである。とくに、経営理念に照らし、「標的市場の客層、個客の好み、取り扱う商品の特性」などを事前に全社員が共有化するべきである。この場合、初期段階は自己実現欲求の暗黙知が中心となりがちであるが、組織内やステークホルダー内というチームの形式知が次第に、表層から深層へとという奥行きのあるZ軸において深化が起ると、新たな超越的な共創実現欲求が実現できるようになる。

ヒト対ヒトの人間性を重要視するホスピタリティ・ビジネスではお客への自己実現欲求や共創実現欲求を充たすために社員相互の気づきを洗練化し続けることが必要となる。とりわけ、ホスピタリティというおもてなしには完成はなく「永遠に未完成」「完全さへの挑戦」を続けるべきである。ホスピタリティ・ビジネスには永遠なるリニューアルが「モノ・コト・ヒトの三位一体」で求められる。さらに、人間の欲求を充たすには「ジョハリの窓」の「IV」の未知の世界への挑戦が必要となる。未知の世界に対しては教育・訓練・研修などで積極的に充電し、単に表層的な知識・情報の習得に満足せず、より深層へと挑戦するべきである。そのために、知識・情報を共有するためにも相互間のコミュニケーションを図り、端的に「誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように」(who, what, when, where, why, how)といういわゆる5W1Hの視点から気づきを進化・深化させることが大切になる。

10・社員の教育・訓練・研修への課題

社員は「ジョハリの窓」の「Ⅱ」の盲点の窓、「Ⅳ」の未知の窓を判るものへと開発せねばならない。人間が「他の資源と異なつて学習能力を持ち、その能力や意欲の発揮次第によつて経営成果が大きく左右される」⁽²¹⁾ことになる。人間の学習能力を活用し、個人の経験や勘などの暗黙知をマニュアル化し、形式知化に置き換えて、全社員が共有できるようにし、さらに新たな「価値」を持続的に創造せねばならない。

チームワークといえば、「みんなで渡れば」⁽²²⁾「横並び意識」「集団意識」などのようにあまり良くないイメージがある。しかし、高質なホスピタリティを実践するには社員個人単位のセルフ・コーチングの自己啓発だけでは充分でなく、ビジネス自体は個人単位ではなく、目に見えないところで多くの仲間の力を借りなければならず、チームワークが大切となる。

現代のお客のニーズは多様化しており、個人的な対応だけですべて解決することは非常に難しく、チームの総合力で課題を克服するべきである。とりわけ、ホスピタリティ・ビジネスにおいては対外部に対しても多方面からなるステークホルダーが介在しており、職場では組織ぐるみで、つねにホスピタリティ精神あふれる立居振舞いを改善・見直しが必要となる。高質なホスピタリティを提供するには個人的な努力だけでは限界があり、チームを挙げて課題や目標を共有し、コミュニケーションを深めることが大きな成果へとつながる。ホスピタリティ・ビジネスではホスピタリティ精神を深化するにあたり、質の高いホスピタリティは個人で実現できるものばかりではない。企業組織ではどのような立居振舞いをすれば、良いのかという「メンバー間の共通の期待や規範」⁽²³⁾が必要になる。つまり、さまざ

まな人間関係からなる企業では、コミュニケーションを密にし合ってお客に関する情報を共有化、たとえば、個々のお客の住所、性別、年齢、背丈、出身地、喫煙の有無、食事の好き嫌い、趣味等々を適宜にパソコンへ入力し、それらをチーム・メンバーが共有し合えば、より適切な深化したおもてなしができるようになる。

ホスピタリティ・ビジネスとは本質的に、「心を働かせる頭脳労働²⁴」である。端的に、教育・訓練・研修にて、盲点や未知の窓を克服・再発見せねばならない。その基本は、人間の能力を開発するにはK A Sという要因が関与する。K A Sとは、知識 (knowledge) + 態度 (attitude) + スキル (skill) である。また同様に三H、いわゆる頭 (head) + 心 (heart) + 手 (hands) が三位一体でかわって能力開発を可能にする。社員 (接客スタッフ) はK A S、三Hの「スキル・手」だけでなく、「知識」「態度」や「心」「頭」を開花することが基本となる。社員の教育・訓練・研修には、自己啓発 (self development : S D) をはじめ、職場の職務を通じて行われる職場内訓練O J T (on the job training) 方式以外に、さらに、職場を離れて通常の職務とは独立した方式で行われる職場外訓練O f f - J T (off the job training) 方式が必要になる。

(1) 自己啓発

自己啓発 (S D) とは自己をより深い段階へと進化・深化させることである。人間はより深い能力、より大きい成功、より充実した生き方、より深い品格などの獲得を目指す。基本的に社員個人が自分の判断と努力で、自らの能力を向上させることである。企業は自己啓発を活発化するには、さまざまな支援策、たとえば、社外研修の自主的な参加、図書の購入、講師の紹介、自主研修会の開催などの支援策を行う必要性がある。

(2) OJT方式

OJT方式は社員に職場内で実際の職務に従事しながら、管理者の指示の下で、社員を教育・訓練することである。一般に、OJT方式の多くは現場の直属の上司などによって行われる。OJT方式は集合教育と考えられるが、毎日の積み重ねられた教育・訓練である。上司、先輩や同僚との日々のかかわりを通じて、業務のことや対人関係などを直接的に学習する。それは現場でまさにマン・ツー・マン (man to man) のトレーニングとなる。トレーナーの指導としてプレーヤーが身体でスキルを学習するロール・プレイング (role playing) がある。ロール・プレイングの実施は、トレーナーが作業の基本を指示し、それに基づき役割演技を実演しながらスキルを習得する。航空機の客室乗務員のトレーニングでは、モック・アップ (mock up)、ドア・トレーナー (door trainer)、編成外慣熟訓練などを重ね、基本・基礎から応用までの専門スキルを形式知化させて実施されている。

企業では経験豊富な上司が、他者である部下に教える際、自己開示する方法で教育する。他方で、知らない部下との対話や行動から無意識の内に部下から刺激を受けて、逆に知っているはずの上司自身が部下から教えられることが多い。相互のコミュニケーションが深まると、教える側も教わる側も共に学びという共創関係が成立することになる。まさに、Teaching is learning かつ learning is Teaching という立場上、逆の機会ともなり得る。

(3) Off-JT方式

Off-JT方式は職場の実際の業務を離れて職場の外で行われる学習の機会である。Off-JT方式は多様な形態があるが、基本的に自己啓発やOJT方式を補完する教育・訓練・研修である。最終的には、実際の業務に落とし

込んで、適切な業務遂行がなされなければ、意味がない。人材教育は本来、OJT方式が基本である。しかしながら、日常の業務を離れたOff-JT方式では、OJT方式に比べて組織的・計画的・体系的に学習でき、企業内では学習できない最新の技術や情報を得るのにも適している。

- (1) Powers,T, *Introduction to the Hospitality Industry*, John Willet & Sons, 1988, p.4.
- (2) 名東孝二・横沢利昌『ホスピタリティとフィランソロピー』税務経理協会、一九九四年、二五頁参照。
- (3) 内藤耕・赤松幹之『サービス産業進化論』生産性出版、二〇〇九年、四二〜四三頁参照。
- (4) 土田昭司『対人行動の社会心理学』北大路書房、二〇〇二年、九五頁参照。
- (5) 杉原淳子・金子順一・森重喜三郎編著『新ホテル運営戦略論』嵯峨野書院、二〇〇九年、一三九頁。
- (6) 山上徹『ホスピタリティ・マネジメント』白桃書房、二〇〇七年、五八頁参照。
- (7) 吉原敬典『ホスピタリティ・リーダーシップ』白桃書房、二〇〇五年、二二頁参照。
- (8) 山上徹『ホスピタリティ精神の深化』法律文化社、二〇〇八年、一六頁参照。
- (9) 服部祥子『人を育む人間関係論』医学書院、二〇〇三年、二二頁参照。
- (10) 植田正樹『成長企業の戦略・組織・人材』あさ出版、二〇一〇年、一五四〜一五五頁参照。
- (11) 柳原光「ジョハリの窓」南山短期大学監修『人間関係トレーニング』ナカニシヤ出版、一九九二年、六六〜六九頁参照。
- (12) 服部祥子、前掲書、二四頁参照。
- (13) 田近秀敏『ビジネスコーチング』PHP出版、二〇〇五年、三〇頁参照。
- (14) P.Harsey, K.h.Blanchard, D.E.Johnson, *Management of Organizational Behavior*, Prentice Hall, Inc, 1996, 山本成二・山本あつと訳『行動科学の展開 新版』生産性出版、二〇〇四年、三〇六ページを参照。
- (15) 宇井洋『帝国ホテル感動のサービス』ダイヤモンド社、二〇〇〇年、三四頁。

- (16) 作古貞義『ホテルマネジメント』柴田書店、一九九八年、二〇二頁参照。
- (17) 水島恵一『人間性心理学大系第六巻 意識の深層と超越』大日本図書、一九八八年、一二九頁。
- (18) 浅井紀子『スキルの競争力』中央経済社、二〇〇二年、九七頁。
- (19) 犬塚則久『「退化」の進化学』講談社、二〇〇六年、一六頁。
- (20) 野中郁次郎・紺野登『知識経営のすすめ』ちくま新書、二〇一一年、一二二頁。
- (21) 一寸木俊昭『経営学』ミネルヴァ書房、一九九六年、九八頁。
- (22) 吉田恵吾『共創のマネジメント』NTT出版、二〇〇一年、一六八頁参照。
- (23) 山本成二・山本あづさ訳、前掲訳書、七一ページ。
- (24) 吉原敬典、前掲書、九七頁。

【第二編 企業】

第二章 法・契約

米国金融規制改革法など国際金融法制における 新たなリスク・ガバナンス

——規制強化とコンバージェンスならびに忠実義務などを通じた株主間差別化に向けて——

藤 川 信 夫

はじめに

二〇〇八年九月リーマンショックを契機とする金融危機に対処すべく、国際的金融法制の再構築が図られつつある。米国ではドッド・フランク法が制定され、広範な内容、規則の委任等からなり、検討課題を抱えつつも改革が進められる。本稿では、同法を中心に、国際金融法制のガバナンスの課題に焦点を絞りつつ、近時のコンバージェンスならびに株主の忠実義務を通じた株主間差別化など新たな動向にも注目して、今後のガバナンスの帰趨および実践等とい

う大きな視点の下で考察を進めるものである。

第一章 ドッド・フランク法におけるコーポレート・ガバナンス規定

1. ドッド・フランク法におけるガバナンス関連規制の強化

米国オバマ大統領は包括的な金融制度改革を図るため、二〇一〇年七月二日ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act）に署名、成立している。⁽¹⁾ Too Big To Fail問題の対応を含むボルカー・ルール⁽²⁾の他、店頭デリバティブ、ヘッジファンド、ガバナンス、消費者・投資家保護等の広い内容を含む。

ドッド・フランク法のガバナンス関連条項について、①第九五一条（一九三四年証券取引所法一四A条の改正）は、主に役員報酬および敵対的買収防衛策である役員退職金に関するゴールデン・パラシュート（Golden Parachute）についての定期的な株主のセイ・オン・ペイ（Say on Pay）の投票権（a periodic advisory vote）を賦与する。②第九五二条等は、報酬委員会が完全に独立し、委員会が特定の指定された監督責任を与えられること、報酬委員会が独立性の基準と独立したコンサルタントおよびアドバイザーのための要求項目を強化することを要求する。ブローカーが取締役の選任ならびに役員報酬につき自由裁量の投票を行使することを禁じる。③第九五三条では、SEC（U.S. Securities and Exchange Commission 米国証券取引委員会）が企業に役員報酬に関して追加の情報公開を提供することを規定する。④第九五四条は役員報酬に関してサーベンス・オクスレー法（Sarbanes-Oxley Act S O X法：米国企業改革法）の規則を拡大する。誤って与えられた報酬に対してクローバック（clawback）政策を行う場合の要求事項を設定する。⑤第

九七一条は、SECに対してプロキシ・アクセス (proxy access) ルールの採用についての認可権限を与える。株主が会社の株主総会招集通知を候補者を取締役に指名するために使用を許される同ルールを広める権限をSECが有することを確認する。⑥第九七二条は、企業が同一人がCEOと取締役会長の地位の双方を有するか、その理由についての公表を求める。報酬、従業員および取締役間のヘッジング取引 (employee and director hedging transactions)、CEOと取締役会議長の役割の分化 (separation of the CEO and Board chair roles) に関する会社決定の開示を強化する。⑦第九八九G条では、小規模発行者に対して、SOX法第四〇四条 (b) の要求する内部統制に関する監査人証明 (the internal controls auditor attestation requirement of Section 404 (b) of the Sarbanes-Oxley Act) の要求からの免除を賦与する⁽²⁾。

2. 金融機関のインセンティブ報酬、セイ・オン・ペイ、公益通報に関する規制

ドッド・フランク法においては、役員報酬と企業実績の連動性ならびにCEO報酬と他の役職員報酬の比率の開示などの規定につき、SECの規則策定が求められ、SECは議決権行使助言機関の利益相反ならびに不透明性について問題提起し、規制強化の可能性も指摘される。

①金融機関のインセンティブ報酬 今回の金融危機の一因とされる金融機関のインセンティブ報酬規制については、連結資産一〇億ドル以上の金融機関は不適切なリスクに繋がる過度なインセンティブ報酬などが禁じられ、加えて金融機関を重大なリスクに晒し得る職員を特定してインセンティブ報酬を承認・文書化すること、役員のインセンティブ報酬の五〇%以上を三年以上繰り延べることなどが求められる⁽³⁾。

②セイ・オン・ペイ セイ・オン・ペイは、株主が株主総会において役員報酬に対して拘束力のない決議を行う権利を指し⁽⁴⁾、SECの委任状勧誘規則により株主総会等の委任状等には、少なくとも三年ごとに開示が義務付けられる

役員報酬の承認のために株主による決議、および少なくとも六年ごとに前記決議の頻度を定める株主による決議が含まなければならない。背景には、デラウェア州会社法などが企業経営者寄りで、株主が企業に対して発言する機会が少ないこと、最多得票制（plurality voting）では会社提案の取締役選任は事実上確実であり、棄権・反対票が死票となること^⑤が挙げられる。

③公益通報保護—インサイダー取引における通報者保護の拡大— 通報者保護について、米国においては一九八八年インサイダー取引および証券詐欺執行法によりSECがインサイダー取引通報者に報奨金を支払うことが可能となっている^⑥。SOX法により、上場企業における通報者保護が図られ、今時金融危機を受けて、保護の拡大を証券法違反に拡大し、公益通報（whistle blowing）の促進と保護の強化から、ドッド・フランク法第九二二条において、自社の証券法違反に関する独自に知り得た情報をSECに任意で通報した結果、一〇〇万ドル以上の民事制裁金賦課に至った場合、SECは通報者に民事制裁金の一〇—三〇%を報奨金として支払うことが規定され、また企業側が公益通報者に対して告発を理由とする不利益を与えることを禁じる。SECは二〇一一年一月三日公益通報の促進と保護に関する規則案を採択し、第一に、報償の対象とならない公益通報者として、法律・契約上SECに既に情報提供義務を負う者、弁護士・会計士などの顧客情報により報奨金を得る者、不正情報等により社内に対処する役目の者を定義づける。第二に、公益通報者が自社のコンプライアンス部門やコンプライアンス・プログラムをないがしろにしないための措置も規定する。従前の証券法違反に関わる制度はインサイダー取引関連に限定され、報奨金上限も一〇%であり、活用されていないのが実態である。課題として、第一に、従業員が報奨金目当てにSECに違反事案を直接持ち込み、企業の自主的コンプライアンス活動を阻害しかねないこと、第二に州法曹協会によりSECへの情

報提供が認められる場合は弁護士等も報奨金対象の公益通報者となり得ることについて、批判・懸念が表明される。第三に、同法では公益通報制度の担当部署をSECに設置するが、臨時予算のために組織編成が進んでいない点も指摘され、執行部門の確立が必要とされよう。

3. ドッド・フランク法のボルカー・ルールとコンプライアンス・プログラム

ドッド・フランク法におけるコンプライアンス・プログラム設定の方針・手続きに関して、銀行事業体は、許容の有無に関わらず、ボルカー・ルール活動を行う場合、対象銀行事業体は、最低でも以下のプログラムを設定しなければならない⁽⁷⁾。また追加・予防プログラムも規定される。(イ) 銀行事業体の活動や投資が法律・規則を遵守していることを確保するため、文書化し、記述し、モニターするために合理的に策定された社内の方針・手続文書。(ロ) コンプライアンスを達成できないおそれのある分野をモニターし、禁じられている活動および投資の発生を防ぐために合理的に設計された内部統制システム。(ハ) コンプライアンスに関する責務と責任所在を明確に描く経営フレームワーク。(ニ) 銀行事業体の適格社員または外部の適格監査人により行われるプログラムの有効性の独立検査。(ホ) 最低五年間保持され、要求があり次第、規制当局に提出される、ボルカー・ルール⁽⁸⁾の法律や実施規則の遵守を実証するに十分な記録の保存・管理など。

4. ドッド・フランク法における報酬規制と我が国への影響―ガバナンスの相違と接点―

ドッド・フランク法における報酬規制と我が国法制度に与える影響についても、今後の考察すべき課題となる⁽⁸⁾。株主総会の権限などを定める会社法に相当する法律は米国では州法管轄、同法が改正した一九三四年証券取引所法は連邦法、かつ金融商品取引法に相当する市場法であるなど、会社法制の関係で制度設計などの相違がある。我が国上

場合社の大多数を占める監査役設置会社はガバナンス構造も異なり、実務の運用はともかく、法律・制度面でセイ・オン・ペイが問題となる余地は現状では多くないと理解されよう。セイ・オン・ペイは、取締役 (director) 報酬でなく、SEC規則により個別開示義務が課される一定の上級役員 (executive officer) 報酬を対象とし、上級役員は監査役設置会社における業務執行取締役、執行役員 (法律上は使用人) のいずれかという議論もあろう。CEO、CFOなど一定の上級役員の個人別報酬額の開示を前提に、開示内容に対して法的効力のない承認決議をとる仕組みで、個々の役員が最終的に受領した報酬額も含め、事後チェックを行う性質を有するが、他方、会社法では法的効力のある承認決議を必要としつつ、事前に総額の報酬枠を設ける。二〇一〇年連結報酬等の総額が一億円以上の取締役等について個人別報酬額の開示を義務付ける制度が導入されるが、金融商品取引法に基づく有価証券報告書の開示であり、会社法上の取締役の報酬等決議とはリンクしない。もともと、会社の業務執行者の報酬等に対する株主のチェック機能の制度的担保の面で共通点があり、私見であるが、実質的なガバナンス構造の調和と共に、収斂する方向に働く面があるだろうか。

第二章 ドッド・フランク法とサーベンス・オクスリー法の比較検討

1. 公開会社の内部統制報告に関する監査証明義務の適用除外—SOX法の緩和—

ドッド・フランク法では、内部統制報告書の大手早期提出者 (large accelerated filer) (普通株式時価総額七億ドル以上)、早期提出者 (accelerated filer) (普通株式時価総額七五〇〇万ドル以上七億ドル未満など) の何れでもない公開会社について、財務報告にかかる内部統制の監査証明義務を適用除外し (九八九G条 (a))、SECは改正 (SOX法四〇四条 (c) の追加) に伴う規則改正を行っている (二〇一〇年九月二二日施行)。SECは、時価総額が七五〇〇万ドル—二億

五〇〇〇万ドルの公開会社について、投資者保護を維持し、かつ内部統制監査義務の負担を軽減できる方法を判断するための調査研究を行い、同法成立後九カ月以内（二〇一二年四月まで）に連邦議会に対して報告書を提出しなければならない（九八九G条（b））¹⁰⁾

2. ドッド・フランク法第九五四条とSOX法第三〇四条の比較―報酬クロージャックと海外発行体に対する影響―

ドッド・フランク法第九五四条とSEC採択規則により、①各発行体は証券諸法に基づき報告が義務付けられる財務情報に基づく発行体のインセンティブ報酬に関する方針の開示を策定・実施すること、②発行体が証券諸法に基づく財務報告要件の重大な不履行を原因として、会計書類の修正再表示を作成することが求められた場合、当該発行体は会計書類の修正再表示の作成が求められる日付から三年前までの期間に誤ったデータに基づいてインセンティブ報酬（ストックオプションを含む）を受領した発行体の現職または元の役員（executive officers）から当該役員に対して会計修正再表示に基づき支払われるはずであった額を超える分の回収が義務付けられる¹¹⁾。FDICは二〇一〇年一〇月一四日通達「銀行等におけるゴールデン・パラシュートの申請に関する解釈ガイダンス（Guidance on Golden Parachute Applications）」を発出し、ゴールデン・パラシュート報酬の支払申請の承認に際し、段階的分割支払または報酬を条件付で減らす条件付回収条項（clawback provision）¹²⁾を求めることができる。前身条項である第三〇四条要件に比べて、第九五四条要件は厳格である。①不正行為にかかわりなくクロージャックを義務付ける。②ルックバック（遡及）期間が一二月ではなく三年間である。③CEOおよびCFOのみでなく現職または元の役員に適用される。④SECでなく発行体により執行される。米国企業の多くが第三〇四条の要件よりも踏み込んだ独自のインセンティブ報酬クロージャック方針を採用し、アクティビストである機関投資家などの株主圧力に対応したものである。

第三章 ドッド・フランク法と新たなリスク・ガバナンス体制の構築

1. 取締役会のリスクガバナンス

ドッド・フランク法は、リスクマネジメントに関して、FRB（連邦準備制度理事会）の危機時の対応につき、連邦準備法一三条（三）項改訂を行い、FRBの緊急時特別融資につき明確化・厳格化を図るほか、FDIC（連邦預金保険公社）の流動性問題発生時の保証についても規定する。同法により、銀行持株会社など大規模金融機関に対しリスク委員会設置および二〇〇四年米国トレッドウェイ委員会組織委員会（COSO）が公表した内部統制に関するERM（Enterprise Risk Management 統合的リスク管理）の重視が求められ、CRO（Chief Risk Officer）の役割が重要となる。二〇一〇年一〇月バーゼル銀行監督委員会「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」¹³において同様にリスクガバナンスの担い手として取締役会の役割が重視され、金融機関の業務、リスク戦略、財務の健全性、組織とガバナンスのあり方の最終的責任を有し、（イ）金融機関の財務上の長期的利益、リスクエクスポージャーとリスクを効果的に管理する能力を考慮しつつ、全体的な業務戦略の承認・監視を行うこと、（ロ）リスク許容度・リスク選好度を含む総合的リスク戦略、リスク・コンプライアンスの方針、内部管理体制、行動規範や同種の文書を含むガバナンスの枠組み・原則および企業価値基準、報酬制度の承認・監視を行うなどリスクマネジメント全体の枠組み構築と検証・監視の機能を担う。¹⁴一九九八年バーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」も踏まえて、取締役会の責任は重要な方針の承認ならびに定期的見直し、リスク許容度ならびにリスク選好度の設定・承認、組織体制の承認、モニタリングとコントロールの実施の確保となろう。

2. リスク委員会ならびに内部統制

リスクマネジメント委員会は、経営陣を含めリスクの状況について審議して適切な意思決定を図る。経営会議の下部委員会、取締役会に対して報告する委員会とすることになる。同委員会の責任として、総合的リスク許容度・選好度および戦略についての取締役会への助言、経営陣による戦略遂行の監視が挙げられる。所管事項には資本・流動性管理に関する戦略も含まれるべきとする。リスク委員はリスクマネジメント部門のほか、業務担当取締役・執行役員などリスクの源泉である業務部門の参画が必要とされる。課題として、業務部門の委員との利益相反関係がある。内部統制の体制構築においても監査委員会・監査役会との連携、CEO業務執行ラインからの独立性の確保などが議論となり、内部監査部門の充実の必要性が唱えられるが、別部署の設置、リスク委員会の少数派として制約をかけるなど、組織構築の実践に向けて議論となるのか。

3. 統合的リスク管理

金融規制強化に対する金融機関側の対応として、取締役会のリスクガバナンス機能の強化が求められ、CRO、リスク委員会などが統合的リスク管理（ERM）の要として重要な役割を担うこととなる。ガバナンスの観点からは、リスク運営（業務部門）およびリスク管理部署間の通常の相互牽制とは別に、総合的リスクマネジメント部門は個別のリスクマネジメント所管部署に対して独立性・相互牽制の立場を保ち、金融機関における全リスクを統括してリスク管理態勢全体の高度化を企画・推進すること、個別リスクマネジメント部署の監督振り自体を監督してリスクカテゴリー別に評価・改善する。

ドッド・フランク法により、企業側はガバナンスの実践について再検討と洗練が求められ、規制当局は公開企業の

管理と監視の関わりを強める。株式公開会社の統治に関して委員会、経営者、株主と規制当局の役割が変貌し、企業側は、機関投資家および小口株主などのコミュニケーションの改善を求められ、株主が従来以上の権利・責任を持つ。コーポレート・ガバナンスに関して one size fits all approach では種々の株式公開会社が直面する複雑さとニュアンスには対処できないことを認識する必要がある。¹⁵⁾

第四章 米国ガバナンス改革の不透明―プロキシ・アクセス・ルール、経営判断原則―

1. プロキシ・アクセス・ルール

米国におけるガバナンス改革の不透明さが指摘される。役員選任に関する株主提案の容易化に関するプロキシ・アクセス・ルールについて、SECは規則制定し、株主による経営者へのチェック機能が高まることが期待された。二〇一〇年八月二五日全ての米国公開会社に対して義務的なルールを採用し、ある会社の議決権付株式の3%以上を三年間保有する株主または株主集団は、当該会社の委任状加入資料（proxy materials）を用いて、取締役総数の四分の一以下、または一名を指名する権利を有する。我が国の株主提案権に比べ、持株数・期間の制限が厳しく、提案取締役数の上限があるが、取締役選任を株主が経営陣と争う場合に、従前の委任状争奪というコストのかかる方法に比べ、株主主導の取締役選任を容易化するものといえよう。¹⁶⁾ しかしながら、経営者団体の警戒感¹⁷⁾は強く、特殊な意図を持った者が取締役になり、企業価値を減少させる経営判断を下す懸念もあると反発し、米国商工会議所（the U.S. Chamber of Commerce）およびビジネス円卓（the Business Roundtable）は共同で内容および実施時期の再考を求め提訴している。¹⁸⁾ SECは実施時期について再検討を行なうこととしている。¹⁹⁾

2. 経営判断原則と裁判所の謙抑性

米国では金融危機に関連して、取締役の合理的判断を推定する経営判断原則 (Business Judgment Rule)⁽²⁰⁾ を補強する判例が相次ぎ、代表的なものに二〇〇九年シティグループ判決がある (デラウェア衡平裁判所)⁽²⁴⁾。最高リスク責任者 (CRO) が取締役会・監査委員会の下部組織でリスク管理担当の A L M (Asset Liability Management) 委員会へ報告するプロセスの存在を裁判所が認める。システミック・リスクを有する金融機関取締役に対しても事業会社取締役同様の経営判断原則を適用するシティ基準により、多くの株主訴訟が却下され、変動幅の大きい金融市場において平時の経営判断原則の適用に批判的な見解も出され、⁽²⁵⁾ 経営者団体と議会・機関投資家間の対立色が強まる。私見であるが、プロセス重視の経営判断原則の延長にあり、意思決定機能を手続き的側面と実体的側面に分け、後者の部分が経営上の戦略的意思決定における不確実性に符合する部分として、内部統制の問題でなく、経営判断原則の適用がある戦略等に関する部分であり、中間的な吟味の基準自体への疑問ではなく、適用を図る前提に対する疑念となるうか。

役員の受託者責任と信託義務違反について、⁽²⁷⁾ Gantler 対 Stevens 事件 (デラウェア州最高裁判所判決) では、オフィサー (officer 役員) には受託者のリスクがあり、⁽²⁷⁾ 取締役同様に受託者としての信託義務を有するが、取締役の個人的責任を制限する定款の条項によっては保護されない旨を判示する。取締役は、定款による保護も受け、シティ基準の経営判断原則適用と共に保護に手厚いが、役員の方は同一ではないことになる。⁽²⁸⁾

また敵対的買収提案に対するエア・ガス社のライツプランにつき、最終かつ最良のオファアの提示であり多数株主の支持を示唆する事実があっても、取締役会のライツプラン維持の決定を求める判決が下され (二〇一二年二月二五日デラウェア州衡平法裁判所)。経営判断原則 (B J R) を支持する立場を明確としたものとされる。⁽²⁹⁾ この他、経営判断原

則の適用外とされてきた法令遵守についても裁判所の謙抑性を指摘する面もある。⁽³⁰⁾

3. ドッド・フランク法とERM

ドッド・フランク法第一六五条において、時価総額一〇〇億ドル以上の銀行持株会社に対してリスク管理委員会設置、会社全体のリスク量を管理するERMを求める。CRO (Chief Risk Officer) の役割が重要となる。⁽³¹⁾⁽³²⁾⁽³³⁾ リスク委員会がERMの監視 (the oversight of the enterprise-wide risk management practices of the company) 機能を担う。⁽³⁴⁾ リスク委員会・CRO設置により、今後銀行など米国の大規模金融機関は具体的なリスク対応モデルの構築が求められる。ゴールドマン・サックスは二〇一一年一月顧客との関係性による責任・行動規範の整理、財務報告上の事業セグメント変更、顧客の利益相反の調整等から顧客ビジネス・スタンダード委員会 (CBC) を設置してリスク管理委員会と対峙する位置づけとすることを提案する。⁽³⁵⁾

4. ドッド・フランク法と銀行取締役の融資責任

(一) シティ判決に関して、法令遵守といいつつ、内容はリスク管理、効率性など種々の要素が混在し、再検討することも指摘される。取締役の法令遵守義務と同体制構築義務の関係について、前者は個別の裁判所の判断に馴染みやすいが、後者は企業風土による企業間の相違もあり、裁量の幅が広く、裁判所の審査には馴染みにくい面がある。私見であるが内部統制・リスクマネジメント、ERMの統制環境に関わる部分でもあり、結局はガバナンス機能との一体的運営如何にかかってこよう。リスク委員会について、リスク管理専門家を最低一人を配すること以外、平均的取締役の個人の資質は問われていないなど、形式基準に流れ、実体的な前提を欠いていることも経営判断原則適用の判例との相似として問題視される。⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾

(二) 銀行取締役が担う注意義務の内容等について、米国、一般企業、さらに銀行でも業態間の相違と細分化して考察する必要がある⁽³⁸⁾。プロジェクト・ファイナンス(PF)対象企業の融資審査の場合、直ちに異同を生じるものではないともみられるが、担保保全、収益性確保など、最終的決定の合理性を検討する場合、取締役の裁量の幅は一般融資の場合より狭くなり、注意義務違反を問われやすい面がある⁽³⁹⁾。

ドッド・ فرانク法により、ユニバーサルバンク後退、銀行持株会社化進展、業務多様化の縮小に向かう場合、P F等における銀行取締役責任の加重と平仄を合わせれば、より緩和の方向に働くことになろうが、単純な融資形態であれば免責の余地は逆に乏しくなるともいえる。複雑な融資形態だからこそ専門性が必要になり、シティ基準が効果を発揮するともみられる。個別・具体的な融資状況に応じて考えていくことになる⁽⁴⁰⁾。

第五章 ガバナンスのコンバージェンス、専門性と独立性の相克など新たな展開

1. 金融危機と欧州におけるコーポレート・ガバナンスのコンバージェンスなど

(1) 専門性と独立性の相克・ジレンマなど 今後はガバナンスについて、金融危機後の世界的金融規制の強化の中で新たな収斂の動きに繋がることが考えられる。バーゼルⅢ規制は元来グローバル規制であり、国内法であるドッド・フランク法にしても域外適用を通じ各国国内法制の整備を促す要素がある。金融取引は国境を超えて進展し、金融規制の統一的な浸透は当然でもあろう。欧米、アジアなどガバナンスの相違があり、企業風土・社会等の相違を踏まえ真に実効性のある体制構築の模索が望まれる中、EUのコンバージェンスの動きが注目される。独立性確保のみでは十分でなく真の専門性の重視が指摘される。

リーマン・ブラザーズもSOX法第四〇四条の要件は形式的には充足し、非常勤の社外取締役・監査役に補助者やバックアップ体制を整えるにしても、会計・法律専門家は独立性要件さえ備えれば取締役会で十分な意思決定・監視機能を果たし、ガバナンスを担う上で十分か、改めて問われる。多様で膨大な製品群を擁する上場巨大企業の場合は、コンプライアンス違反を問うにせよ、非常勤役員に十分な状況把握ができるとはいいいろい面がある。同業界に長年携わった、例えばライバル会社の役員クラスであれば知識・経験が豊富で経営陣に対して厳しい意見を述べる社外役員として専門性の資質があること、我が国の社外監査役の機能として違法行為差止請求権(会社法三八五条)行使がガバナンスにおいて重要となると指摘される⁽⁴¹⁾⁽⁴²⁾。他方、以前の勤務先のライバル企業に有利な思惑を働かせないか、当該企業との相反性のみならず、専門性と独立性の相克・ジレンマともいべき新たな利益相反が懸念されよう⁽⁴³⁾⁽⁴⁴⁾。かかる独立性も、法的要件はともかく、社外役員採用の実際上の要件となろうか⁽⁴⁶⁾。この場合、経営戦略面でのCEOとの対立という新たな問題も生じよう⁽⁴⁷⁾。

(2) 欧州のコンバージェンス 欧州では規制緩和と選択の自由を進める中、金融のグローバル化を通じてクロスボーダーの機関投資家の行動等によりガバナンスのコンバージェンスが生じ始めている⁽⁴⁸⁾。従来はcomply or explainの市場原則の下でガバナンス改革を進めてきたが、オーナー型企業モデル・支配少数株主による非公開化(Going Private)の動きも指摘される。株主価値最大化至上主義に対する揺り戻しでもあり、経営トップの監視を目論むガバナンスのあり方に対してパラドックスともいえようか。市場の証券価格付けはガバナンスの一翼を担うが、リーマンショック以降、市場価格が当該企業のファンダメンタルズから構造的に乖離し全体の効率性を損なっていることも指摘される⁽⁴⁹⁾。リーマン危機では、流動性枯渇など市場価格に変化を与え、ガバナンスも影響を受けることとなった。市場で適切

な行動を期待するためインサイダー取引規制など一定の規制は必要であるが、従業員価値など適切な複数の目的も意識し、複数の有効な規制手法を導入することでガバナンス改革を進めることが期待される。金融機関のローカル・ガバナンスについて⁽⁵⁰⁾、意思決定・責任は現地の取締役会が担うべきで、システムの複雑性もあるが、取締役会の意味決定において Financial Competentness との両立は可能であろう。

第六章 欧州 M & A 法制の展開ならびに米国の支配株主の忠実義務と司法による公正価格算定

1. 欧州における M & A 法制の展開からみたガバナンスの帰趨

(1) 買付規制の調和 E U 公開買付規制の調和 (Implementation of EU Takeover Directive-Harmonization of Takeover regulations in Europe)⁽⁵¹⁾⁽⁵²⁾ は、①大量保有報告 (Notifications of threshold crossing) ②義務的公開買付 (Mandatory takeover bids) ③「進むかやめるか」ルール (Declaration of Intent (Put up or shut up rule)) ④買付価格規制 (Takeover price regulation) ⑤取締役会の中立性 (Neutrality of the board) ⑥ブレイクスルー規定 (Breakthrough provisions) など各国間の相違も残る中、収斂に向かう部分もある。

(2) 取締役会の中立性 取締役会の中立性につき公開買付指令九条 (Article 9 of the Takeover Directive) では、買付期間中は対象会社の取締役会は買付けからの防衛行為、特に当該対象会社の買付会社による買付けへの妨害行為となる株式発行 (その他の代替付けの検討を除く) を行うため、株主総会による事前承認を得なければならない。対象会社経営陣は四つの行為のみを行うことができる。他の代替的買付者の模索 (ホワイトナイト Seek an alternative bid (white knight))、通常の事業の範囲内の行為 (Take actions falling within the normal course of business of the company)、通常の事

業の範囲外であるが実行について買付前に株主総会承認を得ていた行為 (Take actions outside the normal course of business but intended to implement decisions approved by the shareholders before the bid) 買付後に株主総会承認を得た防衛行為 (Take defensive actions approved by the shareholders after the bid)。九条の選択につき、フランスは採用したが相互主義を認め、同様の制限に服さない買付者に対する防衛行為は可能となる。英国は採用し相互主義を認めず、取締役会は中立性を維持しなければならない。ドイツは不採用としたが、現在の防衛行為に関する制限 (九条による制限と類似) を維持する。不採用とした加盟国の会社は自発的に採用することはできる。

(3) ブレイクスルー規定 ブレイクスルー規定について、公開買付指令十一条 (Article 11 of the Takeover Directive) では、対象会社が定款または対象会社と証券保有者間契約で定める議決権に関する制限規定は、九条に基づく防衛策決定の株主総会において影響を及ぼさない。当該証券の譲渡に関する制限規定は買付け受入れの期間中は適用されない。

(4) 買収指令とガバナンス 欧州買収指令は一定期間内に加盟国が国内法化する義務がある。取締役会の中立性では、取締役会が買収案につき株主に意見書作成ができ、加盟国はオプトアウトで採用しない自由も有し、相互主義採用国では買収者の妨害も可能となる。ブレイクスルーは株主譲渡・議決権規制を定める株主間契約で買収時に停止されるが、対象会社が敵対的買収に曝されるため、不採用の国が多い。⁵³ 指令は株主利益偏重でなく、少数株主が支配株主により利害喪失しないように規定している。⁵⁴

取締役会の中立性、ブレイクスルーはオプシオン規定で、平等性ルールについて、買収側は対象企業的全株主を平等に扱うが、加盟国の裁量に委ねられ、抽象的に留まる。例外として、義務的公開買付は厳格な平等性ルールが存在し、支配株主はプレミアムを少数株主と共有しなくてはならず、支配株主の減少という結果となる。欧州買収指令は

ガバナンス構造を調和化するが、米国のようなスタンダードな構造でなく、複雑かつ大きな相違があり、急速な調和は困難な状況にある。義務的公開買付も相違があり、ドイツでは多くの有限責任会社が存在し、適用対象外でありながら、経済再生の中心的役割を担っている。

2. 米国の支配株主の忠実義務と司法による公正価格算定——Southern Peru 事件——

米国での支配株主の責任に関する近時の動向につき、Southern Peru 事件（デラウェア州衡平法裁判所二〇一一年一月一四日）⁽⁵⁵⁾を検討したい。信託義務（fiduciary duty 受託者責任）⁽⁵⁷⁾⁽⁵⁸⁾における忠実義務（fiduciary duty of loyalty）⁽⁵⁹⁾あるいは誠実義務（duty of good faith）⁽⁶⁰⁾違反、公正価格算定が問われる。株主価値至上主義に対する揺り戻しともいえようか。

Southern Peru 事件では、意思決定プロセスが十分にされれば裁判所は関与しないとされるところ、デラウェア州地方裁判所は完全公正基準（the entire fairness standard of review）により積極的に価格分析に及んでおり、⁽⁶²⁾独立性を備えた特別委員会の存在のみでは不十分で、専門家の Goldman Sachs が行った評価⁽⁶³⁾に対し公正価値の約二倍であると判断している。圧倒的支配株主の忠実義務違反⁽⁶⁴⁾⁽⁶⁵⁾を問うもので、株主価値至上主義に対する批判、少数株主の利害を考慮する方向ともいえよう。⁽⁶⁸⁾

第七章 グローバル・コンプライアンス体制と内部統制、英国賄賂防止法の域外適用など

1. グローバル企業における内部統制と英国賄賂防止法の域外適用

(1) グローバル企業における内部統制 今後の内部統制の要点としては、ガバナンスと一体となったグローバルな内部統制、②電子化情報を含めた文書化・記録化が重要な鍵となる。⁽⁶⁹⁾ オリンパス・大王製紙事件など、経営トップによ

る不正の関与は内部統制の弱点として指摘され、ガバナンスの利いた内部統制が求められる。

(2) 英国賄賂防止法の域外適用とF C P Aの比較 域外適用に関して、二〇一一年七月一日英国賄賂防止法 (UK Bribery Act) が施行され、⁽⁷⁰⁾ 法人の罪 (Corporate Offence) として企業が賄賂を防止しないこと自体を犯罪化するなど、米国外汚職行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act FCPA 一九七七年施行) に比し、広範な規定となっている。英国贈収賄禁止法とF C P Aの相違点をみると、(a) 民間人への賄賂も禁止される (英国贈収賄禁止法第一条)。第一条に定める犯罪は第七条に基づく企業責任の根拠になり得る。(b) 企業に関する管轄が広い。適用範囲には設立地にかかわらず、英国内で事業の一部または全部を営む全ての営利団体が含まれる。(c) 目的に関する表現が幅広い。納税義務の軽減など一般的に有利な待遇を確保するためになされた支払も適用範囲に含まれる。F C P Aにおいて争われてきたところである。⁽⁷¹⁾ (d) 営業活動に関する抗弁 (Affirmative defense) がない。(e) 業務円滑化のための支払 (facilitation payment) の例外もない。贈収賄防止の手続きを整えることが同法上の企業責任に対する抗弁となり、本法対象企業はリスク・アセスメント、コンプライアンス・プログラムを強化すべき必要が高まっている。不祥事防止の内部統制不構築が罪に問われ (第七条)、会計記録条項と共に内部統制・文書化要求の法制化である。⁽⁷²⁾ 域外適用も認めており、疑われるリスクを晴らすために文書化・リスクマネジメントが求められる。

第八章 今後のガバナンスの展望に向けて——多面性と株主間差別化など——

1. 法規制のボーダーレス化

金融危機においてはリーマンショックや新たなLIBOR (London Inter-Bank Offered Rate ロンドン銀行間取引金利)

の問題にせよ、経営不祥事が絡み、改めてガバナンス改革が求められ、ドッド・フランク法における大きな柱の一つにもなり、法規制のボーダーレス化の進展がみられることが大きな特徴である。役員報酬、リスク委員会・リスク管理など、ガバナンス改革としての共通の規律づけも多く、国際金融規制を通じて、EUを中心にガバナンスの収斂に向かうことが予想される。ガバナンスの収斂を前提とするEU指令の統一化は、徐々に進展しつつあるが、取締役会の中立性など域内の法制の相違も残り、未だ十分な進展とはいえない。

ガバナンス改革の問題は古くて新しい問題であり、金融分野という国境を容易に越え、影響の大きい課題への対応であり、迅速な対応が求められ、かつ複雑な様相をみせよう。企業側はグローバルなグループ・コンプライアンス体制構築が求められ、実効性を挙げるには規制当局間の連携を盛り込むことが求められる。セイ・オン・ペイ原則も任意性の強いものである。規制一辺倒では、不祥事・規制強化ならびに規制緩和の繰り返し歴史にみるとおり十分でなく、上場規則、定款自治などソフト・ローが不可欠であり、前者ではエンフォースメント、後者は統制環境の改善というテーマが内包される。金融規制では法制構築のみならず、普段の規制当局による通常業務の監督機能強化も求められる。英国における中央銀行 (Bank of England) 中心の金融規制改革も参考に、金融機関の日常業務のモニタリングに関しては、金融庁との連繋の下で、日本銀行の役割も重視されることとなるのか。

2. 多面的考察

規制強化あるいは自主的ルールの内容を考える場合、例えば社外取締役の要件強化につき、社外・独立性強化一辺倒で唱えるのみで十分なのか、必要とされる専門性の中身の実際が問われる。SOX法施行から既に約一〇年が経過する中、またも類似のテーマによる議論がされること自体、根源の深さ、困難さが窺えよう。独立性以外に情報、能

力、権限、インセンティブ等の面から取締役会改革を進めることが指摘される。⁽⁷³⁾

3. 株主主権と忠実義務・完全公正基準

Southern Peru 事件では支配株主の忠実義務⁽⁷⁴⁾に関して完全公正基準が注目される。私見であるが、支配株主による株主主権万能主義の修正として英国会社法改正などにみる利害関係人の重視も念頭に置きつつあるといえようか。社外取締役の独立性強化と支配株主の株主主権に基づく考え方でなく、社外役員の真の専門性と少数株主にも配慮した公正性を重視する案件として示唆する点が多い。米国の受託者責任における忠実義務あるいは誠実義務に関する修正局面にあるといえようか。我が国においても公正価格算定に関する蓄積は増加しつつあり、善管注意義務に包摂される考察となろうが、従前は株主や株主価値を意識するというより、経営陣が企業自体のあり得べき方向性・価値を重視し、社外役員を意識せずとも比較的健全な経営をなしてきたとの自負から、株主主権の代弁者たる社外取締役の導入には実務は必ずしも賛意を表せず、受託者責任の概念を用いることなく、善管注意義務の大きな概念の下で構成を図ってきたとされる。委員会設置会社でなくとも実態上米国型ガバナンスを採用する企業は徐々に増加しつつあり、社外取締役の有用性について概ねコンセンサスも得られつつある現在、日米のガバナンスならびに受託者責任の考え方は近接しつつあるといえるのではないか。⁽⁷⁶⁾ もっとも我が国では、公正価格算定の妥当性、少数株主権の縮減防止などはともかく、価格算定自体を裁判所が行う局面には至っていない。⁽⁷⁷⁾ 形式的には株主主権が明白な米国において、実態的には少数株主や利害関係者の利益をデラウェア裁判所では、最高裁レベルではないものの、考慮に入れつつあるともいえる。

4. 第三者委員会の正当性ならびに支配少数株主と株主間差別化

以下は私見であるが、第三者委員会の正当性の議論とガバナンスの論点は同質性であろう。Southern Peru 事件では、F A (Financial Advisor) の Goldman Sachs の評価を鵜呑みにした第三者委員会の判断を裁判官自ら覆しているが、特段社外取締役や第三者委員会委員に当該企業との利益相反があるわけではなく、形式的独立性も備わっていた。支配株主の利益・価値向上が念頭にあり、業界に精通した専門性に欠けていた事案である。企業不祥事において、第三者あるいは特別委員会の役割が改めて検討され、正当性も新たな論点となる。責任ある見解を述べるためには単なる独立の第三者でなく、株主総会の付託を受けた独立・社外取締役が望ましいことになろうが、単純なコンプライアンス事件ならともかく、デリバティブなど複雑な金融不正取引、複合巨大コングロマリッドの場合は、実践的取引・商品知識の蓄積のある、同業他社の経営トップの経験のあるような人材の起用が望ましい。社外役員の問題と共通し、利益相反の防止など新たな対応も求められる。コンプライアンス事案では適法性のプロセス審査で足りようが、先端的金融商品や M & A 案件など公正価格算定に踏み込めるだけの経験・資質が求められようか。経営判断原則のあり方にも関わってくる部分であろう。

金融危機等を背景に、グローバルな規制強化からガバナンス形態の収斂化が必然的に進む中で、経営環境の巨大・複雑化等の進展に伴い、善良なる経営陣の想定する企業価値最大化と支配株主の追求する株主価値との間にズレが生じる場合が徐々に顕在化しつつある。経営判断原則は基本的には一般株主と経営陣が対立する局面の問題であろうが、支配株主と経営陣が一体の場合には、経営判断もさることながら、少数株主や利害関係者の利益を考察することになり、Principal Agent 問題も検討されようか。経営や法制度のグローバル化に対して経営意思決定の迅速化を目指す

動きと共に、支配少数株主が経営の実権を掌握しているケースにおいてはインセンティブの相克が生じ易く、利害が強調される場合には、こうした傾向を嫌気する支配株主主導の非公開化が進むことも予想される。

BIS規制などボーダーレスな金融規制の強化・統一や米国金融規制改革法の域外適用等を背景に、ガバナンスに関する規律付けと国際的なコンバージェンスが進展し、並行して大規模金融機関は競争力強化や生き残りをかけて、M&A等により銀証分離や業容特化など経営面での選択と集中を進めるものとみられる。こうした中で、近時は経営陣による株主排除であるMBOと類似の動きが、株主間で選好され、忠実義務を通じた株主間差別化とでもいうべき方向性が現出しつつある⁷⁸⁾。利害関係者や少数株主重視の動きとは対極をなすもので、二極化現象に拍車をかけることになる。米国において、本来的なガバナンス強化の方向に修正される踊り場の局面なのか、経営者寄りとも評されてきたデラウェア州裁判所の蓄積が待たれる。本質的には忠実義務よりも誠実義務に調和する傾向ともみられ、Southern Peru 事件に関して、誠実義務を重視して忠実義務の下位概念でなく信認義務の要素に位置づけてきた同州最高裁の判断が注視される。公正価格などの面でも独立社外取締役に頼るにしても、専門性・独立性のほか、情報・能力・権限・インセンティブなど、これまで以上に多面的・総合的な考察・検討が求められよう。ガバナンス改革は、実際には巨大企業の複雑なインセンティブに応じ、二極化の方向性も示しつつ、種々の形態で進展するものと考えられる⁷⁹⁾。インセンティブが必ずしも簡明でない、中間の形態・段階において様々な具体的なガバナンス・内部統制構築の問題も発生し、経営戦略面の多様化、経営資源の集中に向けたガバナンス・ERMならびにグローバル・コンプライアンス改革の選択などが問われることになる。

- (1) 小立敬「米国における金融制度改革法の成立―ドッド・フランク法の概要―」野村資本市場クォーターリー（二〇一〇年夏号）一二七―一二二頁。
- (2) “The Corporate Governance Provisions of Dodd-Frank” Stephen M. Bainbridge, University of California, Los Angeles, UCLA School of Law, Law-Econ Research Paper No. 10-14, SSRN-The Corporate Governance Provisions of Dodd-Frank by Stephen Bainbridge.mht.
- (3) 神山哲也「ドッド・フランク法による米国ガバナンス規制の強化」野村資本市場クォーターリー（二〇一一年春号）一一八―一二五頁参照。
- (4) セイ・オン・ペイ原則は英国、オーストラリアで導入済みである。米国においても、TARP資金の受入企業について毎年義務付けられている。
- (5) 過半得票制 (Majority Voting) 導入を会社側が提案する事例も増加しており（二〇一二年二月アップル株主総会）、純粋な最多得票制採用企業の数も減少傾向にある。
- (6) 英国の公益開示法 (Public Interest Disclosure Act of 1998)、我が国の公益通報者保護法（二〇〇四年制定、二〇〇六年四月施行）はあるが、報奨金制度は稀である。
- (7) 「ボルカー・ルール規制案：自己勘定取引」（二〇一一年一〇月二二日）Davis Polk & Wardwell LLP
- (8) 横山淳「取締役の報酬等の決議と“say on pay”」（二〇一一年九月一日）大和総合研究所資本市場調査部。
- (9) 法律の文言が総会決議を直接義務付けるのではなく、委任状等に含まなければならない (shall include) と規定しているのも連邦法管轄である委任状勧誘規制の範疇に収めるための工夫と推測される。
- (10) 松尾直彦弁護士『Q & A アメリカ金融改革法―ドッド・フランク法のすべて―金融財政事情研究会（二〇一〇年一二月）二九六―三〇六頁。
- (11) 「Compensation Clawback under Dodd Frank: Impact on Foreign Issuers」U.S. Legal Developments by Ted Paradise, Davis Polk & Wardwell LLP（二〇一一年九月一五日）。

- (12) 第三〇四条はCEOまたはCFOが誤表示の原因の不正行為に個人的に関与した場合にのみ適用されるかは明白でない。SEC vs Jenkins 事件 (二〇一〇年アリゾナ連邦裁判所) で裁判所は個人的に有罪でなくともクローバックが生じるとのSECの方針に同意している。
- (13) リスクマネジメント、報酬、自己の組織の理解など一四原則を策定する。Principles for enhancing corporate governance issued by the Basel Committee, 4 October 2010
- (14) 東京リスクマネジャー懇談会『金融リスクマネジメントバイブル』金融財政事情研究会 (二〇一一年五月) 四〇一—四一六頁参照。
- (15) Paul DeNicola, director of The Conference Board Governance Center and Directors' Institute "Dodd-Frank Act: New Governance Provisions Mean New Roles and Responsibilities" The Conference Board, 04 August, 2010
- (16) 「SECのホームページ・アクセス・ルール」U.S. Legal Developments by Ted Paradise, Davis Polk & Wardwell LLP. (二〇一〇年九月七日)。
- (17) 鈴木裕「混迷深まる米国ガバナンス改革」大和総研資本市場調査部Strategy and Economic Report (二〇一〇年一〇月五日) 一—二頁。SEC WEB Implementing Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act- Upcoming Activity.
- (18) <http://www.uschamber.com/press/releases/2010/september/us-chamber-joins-business-roundtable-lawsuit-challenging-securities-an>
- (19) <http://sec.gov/rules/other/2010/33-9149.pdf>
- (20) 松嶋隆弘教授・弁護士『税理士のための中小企業の内部統制』日本税理士会連合会推薦・ぎょうせい (二〇〇八年五月) 二五—四四頁。
- (21) In re Citigroup S'holder Litig., 964 A.2d 106, 122 (Del.Ch. 2009), Joseph W. Cooch "In re Citigroup Inc. Shareholder Derivative Litigation: In the Heat of Crisis, Chancery Court Scrutinizes Executive Compensation" 2011
- (22) In re Bear Stearns Litigation, 23 Misc. 3d 447 (N.Y. Sup. Ct. 2008).

- (23) “IN RE THE DOW CHEMICAL COMPANY DERIVATIVE LITIGATION” IN THE COURT OF CHANCERY OF CONSOLIDATED Civil Action No. 4349-CC THE STATE OF DELAWARE Date Decided: January 11, 2010
- (24) 松浦肇「足踏みするアメリカのコーポレートガバナンス改革」金融財政事情（二〇一〇年十一月八日）三八―四二頁参照。
ドッド・フランク法でも株主権強化は市場再生の手段として重視されず、金融危機以降の米国ガバナンスが進化していない。
- (25) Oppenheimer & Co., Canadian Imperial Bank of Commerce, Fremont General Corp., Morgan Stanley, the Merrill Lynch division of Bank of America Corp., State Street Corp. and Bank United Corp.
- (26) Eisenberg, The Divergence of Standards of Conduct and Standards of Review in Corporate Law, 62 Fordham L.Rev.437,467 (1993)・近藤光男『経営判断と取締役の責任』中央経済社（一九九四年）八五―八九頁。
- (27) [http://courts.delaware.gov/opinions/\(hsgnfg2xk3k5zp45tgt4af45\)/download.aspx?ID=116710](http://courts.delaware.gov/opinions/(hsgnfg2xk3k5zp45tgt4af45)/download.aspx?ID=116710), U.S. Legal Developments by Ted Paradise, Davis Polk & Wardwell LLP「ガバナンス：デラウェア州企業の役員には受託者としてのリスクがある」（二〇〇九年二月一六日）。
- (28) Richard B. Kapnick, Esq., and Courtney A. Rosen, Esq “Using Exculpatory Clauses in Defending Against Breach-of-Fiduciary-Duty Claims” Corporate Officers&Directors Liability VOLUME 24 h ISSUE 22 h april 27, 2009
- (29) <http://www.wlrk.net/docs/AirProductsChemicalsInc/AigasIncFeb152011.pdf>. 神山哲也「シッド・フランク法による米国ガバナンス規制の強化」野村資本市場クォーターリー（二〇一一年春号）一二二―一二三頁。
- (30) 法令遵守体制構築義務に関し、Caremark 事件判決（698A.2d959, Del.Ch.1996）は情報報告システム構築義務を肯定し、基準に誠実性欠如、継続的・組織的監督の懈怠を掲げ、詳細レベルは経営判断の問題とする。デラウェア州最高裁判所は誠実義務、忠実義務、注意義務を信認義務とし、誠実義務を忠実義務の下位的要求とする同州衡平法裁判所との理論的統一として Disney 事件判決（2005Del.Ch.LEXIS113, Ch.2005;906A.2d127, Del.2006）が出される。Stone V. Ritter 判決（911A.2d362, Del.2006）では下位的要素と位置づける。誠実義務重視の背景に同州一般会社法一〇二条（b）項（七）に基づく定款規程の免責、不祥事続発と連邦法の影響がある。継続的・組織的監督の懈怠は誠実義務違反から忠実義務違反となり、免責規定の適用除外、

経営判断原則不適用と繋がるが、懈怠の基準につき判例では監査委員会の不設置、義務違反の認識の必要性が掲げられ、前者は上場企業にとり充足可能で、後者は取締役の主観の証明が要求され、裁判所の謙抑的態度が示され、経営判断原則の代替機能として法令遵守構築義務による規律付けの減殺をもたらす。他方、監視義務の受動的側面として、従業員の違法行為の情報を入手した場合、取締役は適切な措置を講じる義務があり、法令遵守義務よりもRed Flag対処義務による規律付けを期待する感もある（McCall V.Scott 事件判決（239F.3d808, 6thCir.2001））。米国では適切な法令遵守体制構築は従前の信認義務によつては困難な面もあり、誠実義務重視、経営判断原則理論との共通性、連邦法・監査委員会制度の補完、違法行為認知後の監督義務充実化等が検討される。南健悟「企業不祥事と取締役の民事責任——法令遵守体制構築義務を中心に」日本私法学会（於神戸大学 二〇一一年一〇月九日）。我が国でも経営判断原則の適用外とされてきた法令遵守について内容に関する司法審査の謙抑性、経営判断原則の妥当性に関する示唆となろう。

(31) The seventh edition of Deloitte & Touche LLP's Global Risk Management Survey, Edward Hida, the report's editor and global leader of the risk and capital management team at Deloitte & Touche LLP, February 23, 2011, IT GRC FORUM.

(32) "Systemic Regulation of Large Bank Holding Companies Under the Dodd-Frank Act" by Thomas P. Vartanian and Gordon L. Miller.

(33) "The Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act-Top 10 considerations for banks" Grant Thornton LLP.

(34) "Understanding the New Financial Reform Legislation: The Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act" Mayer Brown, July 2010. www.mayerbrown.com

(35) 関雄太「ゴールドマン・サックスにおけるガバナンス改革の取り組み」野村資本市場研究所資本市場クォーターリー（二〇一二年冬号）一三四—一四三頁。

(36) 私見であるが、同原則には簡易判決（summary judgement）の存在など比較検討の前提が共通するか、議論もある。銀行融資の取締役の善管注意義務違反など、従前の判例では米国は我が国よりも厳格ともみられ、一概に言い切れない。今後の研

究課題としたい。

- (37) Caremark 判決と ERM について、Stephen M. Bainbridge “Caremark and Enterprise Risk Management” 2009. [www. delawarelitigation.com/uploads/file/intB0\(1\).pdf](http://www.delawarelitigation.com/uploads/file/intB0(1).pdf).
- (38) 内部統制・ガバナンス形態が、業態で異なるとされることが軌を一にしようか。
- (39) ファム・ヴィエト・デュク「プロジェクト・ファイナンスにおける銀行取締役の注意義務」横浜国際社会学研究第一二巻 第二号（二〇〇七年八月）一一三—一三九頁。
- (40) 私見として、ドッド・フランク法のボルカー・ルールの域外適用により、銀行業務の狭隘化が進めば責任厳格化への収斂、シティ基準による緩和等が検討されよう。
- (41) 齋藤憲道「消費者法制の動向とリスク・マネジメント—安全問題を中心に—」日本大学大学院法学研究科特別講義（二〇一二年七月一二日）。
- (42) 松嶋隆弘教授は予てより会社法全般の観点から差止請求権に関して鋭く論及されている。松嶋隆弘「商法上の差止仮処分 の「実効性」について（一）（三・完）」日本法学六二巻三号（一九九六年）五一三—五三五頁、六三巻二号（一九九七年） 二七七—三〇二頁、六四巻一号（一九九八年）一一九—一四二頁。
- (43) 同一企業の社外役員を長年務める場合、蓄積も増加しようが独立性の希薄化も懸念され再任制限につき、コミカミノルタ ホールディングス株式会社（委員会設置会社）は社外取締役の任期を原則四年とする。社外役員の人材不足が指摘される所以 であろう。
- (44) リーマン・ブラザーズでは、ライバル企業（ゴールドマン・サックス）元 CEO が財務長官として金融当局の指揮を執る 立場にいた。
- (45) バーゼル銀行監督委員会二〇一〇年一〇月四日「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」(Principles for enhancing corporate governance) では原則二の独立性と潜在的利益相反において会社利益に資する場合は待機期間 (waiting period) 設定、関与を避ける事項を文書で明確化する等の利益相反軽減の適切なプロセスを設けるべきとする。

- (46) ライバル企業の報酬、親戚関係など。年金支給や保険継続など退職後も継続がやむを得ないと評される部分もあるとみられ、法的要件化には馴染みにくい面がある。
- (47) Arturo Bris “Financial Instruments” EU ASIA CORPORATE GOVERNANCE DIALOGUE, July 6, 2012, Financial Services Agency, Tokyo. 独立性をある程度は犠牲にするということもあり得る。
- (48) Hanno Merkt “EU Harmonization : What has it Achieved?” 注(47) DIALOGUE. もともと市場規律の有用性が否定されるものではない。
- (49) Julian Franks “Shareholder Activism”, Arturo Bris & Noriyuki Yanagawa “Financial Instruments”, Mirco Becht “Conclusions” 注(47) DIALOGUE. 一株一議決権原則は市場のファンダメンタルズが前提で、これを欠くとガバナンス機能に歪みが生じる。低価格時の株買い占めは容易で、全体の効率性を失う。
- (50) 堀本善雄「再点検・外資系金融グループのコンプライアンス」金融財政事情 (二〇一〇年一月四日) 八四—八八頁。
- (51) “Roundtable Discussion on Modern Issues about M&As under Corporate and Securities Laws: A Comparative Perspective” The 43rd Comparative Law and Politics Symposium, University of Tokyo, August 3, 2012.
- (52) Jacques Buhart, McDermott Will&Emery “Current Status of Implementation of the EU Takeover Directive” 注(51) Symposium.
- (53) 取締役会が企業利益を考慮し買収者と利害が反するとPrincipal Agent問題が生じる。
- (54) 複数議決権に関して、英国は中立性規定を採用しつつ、複数議決権や議決権制限など定款変更を要する防衛策は株主総会特別決議(七五%)により導入可能で、市場メカニズムにより矛盾点の調整を図り、実際の導入実績は少ない。ドイツでは一九九八年株式法改正により複数議決権制度を廃止し、無議決権株式は存在する。
- (55) Court of Chancery of Delaware. In re SOUTHERN PERU COPPER CORPORATION SHAREHOLDER DERIVATIVE LITIGATION. C.A.No.961-CS. Submitted: July 15, 2011. Decided: Oct. 14, 2011. Revised: Dec. 20, 2011. (WEST LAW)
- (56) Jill Fisch “A Recent Case In The U.S.” 注(47) DIALOGUE.

- (57) 神田秀樹「いわゆる受託者責任について…金融サービス法への構想」財務省「フィナンシャル・レビュー」March-2001. 九八―一〇頁。田岡絵里子「忠実義務からみた信認関係の内容とその性質」早稲田法学五八巻二号（二〇〇八年）三五九―四一二頁。村本武志「投資取引における信認義務の機能と役割」現代法学第二二号（二〇一二年三月）三一―八一頁。
- (58) 取締役の信認義務違反を問う場合、完全公正基準（entire fairness test）、経営判断原則、中間的基準があり、完全公正基準は利益相反取引などの厳格基準である。中間的基準は敵対的買収の支配権争いなどの局面で取締役の行為の公正・合理性について、取締役に立証責任が課せられる（ユノカル判決、レブロン判決など）。
- (59) 多数派株主を利用する利益相反取引・自己取引を禁ずる忠実義務違反では責任軽減・免除（デラウェア州会社法一〇二条（b）（七））、責任保険適用（D & O）（一四五条）はない。
- (60) In re Southern Peru Copper: Court of Chancery Grants \$1.263 Billion Award in Fiduciary Duty Case with Controlling Stockholder, <http://us.practicallaw.com/4-509-4510?source=rss>
- (61) Jill Fisch “A Recent Case In The U.S.” 注(15) Symposium. Group Mexico の上 Southern Peru Copper (五四・一七% equity、六三・〇八% voting、NYSE上場)、Minera Mexico (九九・一五%、非上場)があり、株式交換により、Southern Peru と Minera Mexico を吸収させるために、Group Mexico は Minera Mexico の株式（九九・一五%）を Southern Peru に譲渡し、Southern Peru は 67.2million new shares を Group Mexico に発行する。Southern Peru は Minera Mexico (九九・一五%) を取得し、Group Mexico は Southern Peru の約八〇%を取得するに至る。Minera Mexico の株式評価が高額であるとして問題となった。特別委員会が Financial Advisor である Goldman Sachs の discount cash 法による過大な評価を採用した（三対一の賛成多数）。Peru 事件は最終判決はまだ出ておらず、係争事件が厳格なデラウェア州から他州に移る傾向も指摘されている。
- (62) 裁判官が公正さのレビューはともかく評価まで行うことは我が国では困難である。九〇%の受入価格を下回らないこと、不公正さが示されれば立証責任は反対株主に転換される。九〇%の受入価格でも不信となるケースとして TOB ルールに従わず、情報開示もなく関与取締役が除外されない場合が存在しうるとの指摘につき、神田秀樹「我が国の MBO 法制の特異性」“MBOs and Squeeze-out” 注(47) DIALOGUE 私見であるが、価格決定自体は申立があれば可能で、裁判官による公正価格算

定が我が国で不可能とまで言い切れるか、今後検討されようか。関連して、メディアエクステンジ株式価格決定申立事件(最決二〇一〇年二月七日全判一三六〇号二三頁)では、前提として上場廃止で個別株主通知制度を失い原告適格を喪失している。鳥山恭一・法学セミナー六七五号一二二頁(二〇一一年)、仁科秀隆「メディアエクステンジ株式価格決定申立事件最高裁決定の検討」商事法務一九二九号(二〇一一年)四頁ほか。

(63) 市場価格が存在する中での評価という事案であり、Goldman Sachs も買にはまった。Jill Fisch 注(51) Symposium. デラウェア州では意図的に企業利益に反した場合のみ支配株主の関係で特別委員会の責任が問われ、この点で特別委員会の責任を問う水準は高い。

(64) 忠実義務違反とする点、デラウェア州衡平法裁判所の立場と矛盾するものでない。私見であるが、多数株主を利する場合も忠実義務違反とすれば例外的となり、正面切って誠実義務違反とすれば忠実義務から切り離す同州最高裁の立場になるのであるうか。

(65) Eisenberg・前掲注(26)。経営判断の吟味の基準に関し、忠実義務の事例では最も厳格な誠実および純粋な公正基準が適用される。

(66) 忠実義務違反に関してデラウェア州判例の大部分は差止により契約無効、執行不可となるが、我が国では忠実義務は善管注意義務に含まれ、損害賠償請求の形式をとる。注(47) DIALOGUE 神田秀樹発言。このほか、経営判断と差止請求に関する考察として近藤光男・前掲注(26)一一八―一二二頁。

(67) 差止命令 (injunction) 制度のある米国と異なり、監査役の差止請求に関して、我が国では著しい損害の立証責任がネットワークとなるうか。また株主が監査役に差止請求を求める制度の創設につき、稲葉威雄『会社法の解明』中央経済社(二〇一〇年)四三〇頁。

(68) 改正英国会社法では stakeholder の考察を取り込み、濫用的買収が起こりにくくなるとされ、ユノカル判決と親和性がある(レブロン判決は株主重視に戻る)。ブルドックソース事件(最高裁決定二〇〇八年八月七日)で総会の八割以上の株主賛意を根拠の一つに掲げる我が国最高裁の判断に対して批判的見解を示す経済産業省『近時の諸環境の変化を踏まえた買収防

衛策の在り方』(二〇〇八年六月) 八―九頁と同じ括りといえようか。

(69) 長谷川俊明『企業における不正と内部統制―国際商取引の留意点―』国際商取引学会(二〇一二年七月二日)。

(70) 「英国で新たな贈収賄禁止法が成立」 O'Melveny & Myers LLP (二〇一〇年五月一日) 参照。 www.ommtokyo.jp/news/backnumber/20100510.html

(71) 立証責任について United States v. Kay, 359 F.3d 738, 754-56 (5th Cir. 2004)

(72) 「二〇一一年七月一日施行予定の英国贈収賄法―英国法務省が英国贈収賄法の適用に関する指針を発表―」モリソン・フォスター外国法事務弁護士事務所(二〇一一年四月十五日)。 <http://www.mofj.jp/topics/legal-updates/tlecb/20110415.html>

(73) 河村賢治「証券市場の信頼性向上と取締役会の改革」証券経済学会(二〇一二年六月九日)。会社法制におけるガバナンスの検討に関しては論点も多く、別稿を期したい。

(74) 支配株主の忠実義務に関して、支配株主の権限濫用行為の規制につき、我が国は明文規定なく、不法行為責任説、忠実義務説、事実上の取締役説の法理解釈がされる。忠実義務説(出口正義『株主権法理の展開』文眞堂(一九九一年)三頁他)では支配株主に忠実義務を認めるが、有限責任という立法上の難点も指摘される。江頭憲治郎『株式会社法(第四版)』二二頁(有斐閣二〇一一年)。事実上の取締役とみて監視義務と構成する判例もみられる。京都地判平成四・二・五(判時一三七六号一一〇頁・金判八八〇号二四頁)、大阪地判平成二二・一〇・三二(判時二二三五号二二頁)。私見であるが、事実上の取締役説も四二九条に包摂され、さらに別途、株主の権利行使に関する利益供与(会社法一二〇条)として構成することも可能であろうか。

(75) 正木義久・野崎竜一「日米のフィデューシャリー義務の変容と比較」商事法務一八〇四号(二〇〇七年七月)三〇―四一頁、江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣(二〇〇六年)三九一―三九二頁。

(76) 拙稿「金融危機後の国際金融法規制の展望と新たな統合的リスク管理ならびにガバナンス体制構築に向けて」『現代企業法学の理論と動態』奥島孝康先生古希記念第一巻《下巻》成文堂(二〇一一年一〇月)六九三―七五九頁。

(77) 松嶋隆弘教授は経営判断原則につき、「経営判断に関する裁判所の審査能力の問題…事後的な事情に基づき取締役の結果

責任を負わせる…不当である。…第三に、経営判断の失敗に関するリスクは取締役を選任し、経営につき委任した株主に負わせるべきである」と述べ類型化を示される。内部統制と経営判断をコインの裏表と評され、前提事実の認識と意思決定過程、プロセスと内容の区別を図る等、従来より議論のあつた課題を切り込まれ、裁判所の審査能力についても判断基準の透明化を示される。先見の明ある見解で参照すべきである。松嶋隆弘・前掲注(20)三八—四〇頁、同「債務の株式化に関する一考察」石山卓磨・上村達男・川島いづみ・尾崎安央編著酒巻俊雄教授古稀記念論文集『二一世紀の企業法制』商事法務(二〇〇三年)七九三—八〇九頁、同「会社法における株主の地位と企業承継」『二一世紀の家族と法—小野幸二教授古稀記念論集』法学書院(二〇〇七年)五三二—五四七頁。

(78) 形式的株主主義の修正で、支配株主でなく経営陣からみた企業価値向上に重きを置くとみれば経営者寄りのとも評される同州裁判所の傾向との相似もなしとせず、エア・ガス社ライツプラン事案とも整合する。支配株主と対立関係がある上場企業では多面的な企業価値を考慮し積極的修正の方向性を示しているともいえよう。忠実義務等は論点も多く、別稿で比較法的検討を進めたい。私見であるが、米国の信認義務の中に注意義務、忠実義務があるが、本来的には取締役の義務であり、誠実義務についてもわかりで、信認義務に入るか、あるいは忠実義務の下部概念と構成するにせよ、株主の義務をこれに含めることは無理もある。取締役が責任を担う対象を会社または株主とする二つの考え方が米国で議論になり、会社であるとすれば支配株主の忠実・誠実義務違反は認定しやすい。その場合の議論の大枠として、ドイツ法的にヨコの関係を重視し、株主相互間の誠実義務違反・株主間差別化とみる立場と親和性があり、英米法的契約理論からは組合的に当初の構成員合意の原点に帰るアプローチとなろうか。

(79) Southern Peru 事件に関しても、今後最高裁の司法判断を経て、多数支配などの株主ガバナンス経営がいかに変容するかも注目される。

〔本稿は二〇一一年度日本大学法学部研究費(共同研究)の研究成果の一部である〕

米国の 2010 年司法省・連邦取引委員会 「水平的合併ガイドライン」の概要

野木村 忠 邦

目 次

- I はしがき
- II 2010 年合併ガイドラインの主要改訂ポイント
- III 米国における合併ガイドラインの変遷
 - 1. 1982 年合併ガイドラインの概要
 - 2. 1984 年合併ガイドラインの概要
 - 3. 1992・1997 年合併ガイドラインの概要
 - 4. 小括
- IV 結びに代えて

I はしがき

本稿は本学の政治経済学部門の重鎮として長年に渡り本学の研究教育レベルの向上に尽力されてこられた高木勝一教授がこの度古希を迎えられることを慶祝して急拠執筆したものであり、また内容としては米国の司法省（Department of Justice）の反トラスト局（以下、「DOJ」と略記する）と連邦取引委員会（Federal Trade Commission（以下、「FTC」と略記する））が共同して、2010 年 8 月 19 日に布告した水平的合併ガイドライン（Horizontal Merger Guidelines（以下、「HMG」と略記される場合もある⁽¹⁾）、以下、「2010 年合併ガイドライン」と略記する）についてその概要を紹介することを目的とするものである⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾。どういう事情があるのか筆者にはまったく理解できないのであるが、わが国有力マスコミは 2010 年合併ガイドラインの布告についてまったく報道しようとはせず、

学界・実務界も通り一遍の説明に終始しているような状態である。2010年合併ガイドラインは、日本企業が米国企業と（を）合併・買収する場合はもちろん、米国に一定規模以上の資産を有する日本国内の日本企業同士の合併・買収にも適用される以上（域外適用とまで云う論者もいる）、わが国企業にとっては2010年合併ガイドラインについてどの点が主要改訂ポイントであるのか、正確に理解することは喫緊の課題であるように思われる。

2010年合併ガイドラインはDOJ・FTCが1992年4月2日に共同で布告した「水平的合併ガイドライン」（以下、「1992年合併ガイドライン」と略記する。同合併ガイドラインは1997年4月2日にFTC主導の下に部分的に改訂されている）を13年振りにほぼ全面的に改訂したものである（以下、「1992・1997年合併ガイドライン」と略記する場合もある）。

DOJとFTCは、2009年4月のABA反トラスト部会のパネル討論会の席上1992・1997年合併ガイドラインを全面的に改訂する方針を明かし（J.レイボヴィッツFTC委員長）、2009年9月以降、全米各地で5回に渡るワークショップを開催し、実務家・法学者・エコノミスト及び産業界からの意見を広く聴取して、2010年4月にはドラフトをまとめ上げ、パブリックコメントを得て若干微調整し、同年8月19日に最終的に布告するに至ったものである。

2010年合併ガイドラインはなぜオバマ政権発足後間もない時点で布告される必要があったのか。DOJ・FTCは1992・1997年合併ガイドラインの布告以降、合併の競争制限・阻害効果の分析方法に関する法学・経済学分野の学識の目覚ましい発展、合併審査に於ける重点の置き方の変化等を合併ガイドラインに反映させるためにどうしても必要であったとしているが、1992・1997年合併ガイドラインに根本的な欠陥や問題点があったようには、また1992・1997年合併ガイドラインが米産業界をはなはだしく混乱させていたようにも思われぬ。これは私見ではあるが、2010年合併ガイドラインはオバマ政権のDOJとFTCが前ブッシュ共和党政権下でとられていたものとは明らかに異な

る合併規制政策を採ろうとしていることを産業界・司法界に印象付けようとする政治的動機に基づくものであったと捉えることができるのではないだろうか⁽⁵⁾。

以下、2010年合併ガイドラインに見られる主要改訂ポイント、米国における合併ガイドラインの変遷（1968年～2010年）について若干述べることにしたい。

Ⅱ 2010年合併ガイドラインの主要改訂ポイント

2010年合併ガイドラインは、1992年4月2日にDOJとFTCが共同で布告した“水平的合併ガイドライン（Horizontal Merger Guidelines；以下「1992年合併ガイドライン」と略記する場合もある。1997年4月2日に部分的ではあるがきわめて重要な改訂が行われた）”を全面的に改訂したものでその主要ポイントは次の通り。

- ① 合併分析のための単一の方法論（single methodology）を採用するものではないことを明かにしている；2010年合併ガイドラインは合併が競争を実質的に制限することとなるかどうかを決定するために各種の方法を用いるとしている。
- ② 負の競争効果の証拠（evidence of adverse competitive effects）に関する章の新設。2010年合併ガイドラインは合併による競争効果を予測する上で、きわめて有用な情報を提供すると思われる証拠のカテゴリーとソースについて検討している。
- ③ 2010年合併ガイドラインでは、市場画定（market definition）はそれ自体目的ではなく、また市場分析の出発点ではないことを明確にし、及び市場集中（market concentration）は合併の競争制限・阻害効果を解明する限りで有用であるとしている。
- ④ 2010年合併ガイドラインは関連市場を画定するために用いられる仮想的独占者基準（hypothetical monopolist test）⁽⁶⁾について詳細に議論するとともに、実際のケースにおける使用方法について説明している。

- ⑤ やや集中した市場（moderately concentrated markets）及び高度に集中した市場（highly concentrated markets）における合併の訴追基準の緩和。2010年合併ガイドラインは、やや集中した市場については、1992年合併ガイドラインではHHI⁽⁷⁾で1000～1800ポイントであったもの（HHI上昇度100ポイント超）を、HHIで1500～2500ポイント（HHI上昇度100ポイント超）に、高度に集中した市場については1992年合併ガイドラインではHHIで1800ポイント超（HHI上昇度100ポイント超）であったものを2500ポイント超（HHI上昇度200ポイント超）に引き上げた。

HHI訴追基準の見直しは、2010年合併ガイドラインにおいて初めて行われた。これまでHHI訴追基準はあまりにも低く設定されていたからである。ハーバード学派、シカゴ学派、ポストシカゴ学派、はたまたポピュリストを問わず、今や反トラスト関係のエコノミスト、法学者の誰もがHHI訴追基準をはるかに上回る、著しく集中の進んだ市場がきわめて競争的に機能していることを認識するようになってきている。DOJ・FTCが合併ガイドラインのHHI訴追基準をはるかに上回る合併を訴追しなかった事例は多数ある。このため、DOJ・FTCは実際は合併ガイドラインとはかなり異なる数値のHHI訴追基準を採用しているのではないかと疑う者さえ見られた。

- ⑥ 協調効果に関する章を改訂。2010年合併ガイドラインは協調的效果については⁽⁸⁾、単独効果同様、反トラスト法により禁止されていない場合も含まれることを明確にした。
- ⑦ 単独効果に関する検討を更に拡大。2010年合併ガイドラインは合併がイノベーションに及ぼす影響を含めて、DOJとFTCが単独効果をどのように評価するかについての検討を詳細に行っている。
- ⑧ 関連市場への参入の容易性に関する議論の簡素化。2010年合併ガイドラインは当該合併が市場力を強化する公算がほとんどないと判断できるほど関連市場への参入が容易であることをDOJとFTCがどのように評価するかについての議論を大幅に簡略化している。

図1 HHI 基準（合併後）による市場の分類

市場の分類	1992 年合併ガイドライン	2010 年合併ガイドライン
集中していない市場	< 1,000	< 1,500
やや集中している市場	1,000 — 1,800	1,500 — 2,500
高度に集中している市場	> 1,800	> 2,500

図2 競争問題を惹起する可能性のある HHI 上昇度

市場の分類	1992 年合併ガイドライン	2010 年合併ガイドライン
やや集中している市場	> 100	> 100
高度に集中している市場	> 50	> 100, < 200

図3 市場力を強化する公算があると推定される HHI 上昇度

市場の分類	1992 年合併ガイドライン	2010 年合併ガイドライン
高度に集中している市場	> 100	> 200

(出所) 図1～3は1992年合併ガイドライン及び2010年合併ガイドラインに基づき作図（なお、作図に当っては、McDermott Will & Emery, FERC Reaffirms Merger Policy, Does not Adopt DOJ/FTC 2010 Horizontal Merger Guidelines (NewsLetter Feb 27, 2012) を参考にした。ここに厚く感謝する次第である）

- ⑨ 強力な買手 (power buyer)、競争関係にある買手企業間の合併 (mergers between competing buyers)、部分的取得 (partial acquisitions) に関する章の新設

これら主要改訂ポイントは前ブッシュ政権下の DOJ 反トラスト局（当時の反トラスト局長はワシントン D.C. の法実務家出身の T. バーネット氏（元 ABA 反トラスト部会長、シカゴ学派路線を採っているとして民主党支援グループから厳しく批判された））が 2006 年に布告した「水平的合併ガイドライン注釈 (Commentary on the Horizontal Merger Guidelines)」において既に指摘されていた 1992 年合併ガイドラインの問題点でもある。

以上から見て、2010 年合併ガイドラインは合併審査基準 (merger

review standers) を大幅に修正するものではなく、合併審査プロセスを明確化しようとするものであることが分かるであろう。

Ⅲ 米国における合併ガイドラインの変遷⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾

1. 1982 年合併ガイドラインの概要

2010 年合併ガイドラインは 1992・1997 年合併ガイドラインを全面的に改訂したものであるが、私見ではあるが、合併分析の方法論等に於いては 1982 年 6 月 14 日に DOJ が布告した合併ガイドライン (Department of Justice, Merger Guidelines of 1982; 以下「1982 年合併ガイドライン」と略記) の延長線上にあると位置付けることができよう⁽¹²⁾。2010 年合併ガイドラインは 1982 年合併ガイドラインの主要な分析概念をほぼ採用・踏襲しているからである。1982 年合併ガイドラインは、レーガン政権下の DOJ 反トラスト局の初代局長であったシカゴ学派に属すると見做されていた W. バクスター氏 (スタンフォード大学ロースクール教授から出向) の強力な指導の下に同氏の教え子の 1 人である反トラスト局長特別補佐官の T. ベーカー氏 (バージニア大学ロースクール助教授から出向) にスタンフォード大学ロースクールでの同氏の反トラスト法講義の線に沿って原案をほぼ 1 年かけて作成させたものである (同局の経済政策室長であった敏腕エコノミストの R. ホワイト氏 (ニューヨーク大学経済学部教授から出向) も全面的に協力したと言われている)。W. バクスター氏自身は合併それ自体の競争制限・阻害効果もさることながら、シカゴ学派の代表的エコノミストの J. スティグラーの影響を受けたのであろう、合併による寡占的協調関係の形成・強化 (今日、合併の協調的效果と云われている) にとりわけ強い関心を持っていたと云われている。1968 年合併ガイドラインは 1960 年代の最高裁判例 (市場集中度の高さから競争制限・阻害効果を推定するというアプローチを採っていた) に基づいていたが、1982 年合併ガイドラインは当時の経済学 (産業組織論) における主流理論に基づいていたと言えよう。以下、2010 年合併ガイドラインと比較対照するという観点から、1982 年合併ガイドラインの基本的枠

組みを概観してみよう。

(1) 1968 年合併ガイドラインとの比較

DOJ は、1982 年 6 月 14 日、新しい「合併規制に関するガイドライン (Merger Guidelines)」(全文 44 頁) を公表した。

1982 年合併ガイドラインは、レーガン政権下の DOJ の合併規制方針を説明するものであり、1968 年合併ガイドライン (ジョンソン政権下の司法省反トラスト局 (当時の司法長官は R. クラーク氏、反トラスト局長はハーバード学派 (市場構造を極端に重視するエコノミストのグループ) のリーダーであった D. ターナー氏) により 1968 年 5 月 30 日に—D. ターナー反トラスト局長の離任する前日であった—に公表) を全面的に改訂したものであった⁽¹³⁾。

1968 年合併ガイドラインは 1968 年以降、DOJ の合併規制方針が著しく変化したために、活用されておらず、とりわけ 1974 年以降の 8 年間はほとんど無視されている状態にあった。

レーガン政権下の DOJ は 1981 年の春以来、W. バクスター反トラスト局長の下で、ガイドラインの改訂作業に取り組んできた。

1982 年合併ガイドラインは、1968 年合併ガイドラインを若干緩和するものとなった。すなわち、1968 年合併ガイドラインは、水平的合併に関して厳格な訴追基準を設けていた。1982 年合併ガイドラインは、1968 年合併ガイドラインの下で訴追を受けた水平的合併の一部を許容することになった。

1982 年合併ガイドラインの要点は、次のとおり。

① 市場を画定するための詳細な基準が設けられた。

当該製品の価格を 5% 引上げることが可能か否かという基準に基づき、市場は画定されることになった。

1968 年合併ガイドラインには、市場を画定する基準は設けられていなかった。

② 合併は、水平的合併 (horizontal mergers) と非水平的合併 (non-horizontal mergers) の二つに分類され、それぞれについて訴追基準が設

けられることになった。

1968年合併ガイドラインでは、合併は、水平的合併 (horizontal mergers)、垂直的合併 (vertical mergers)、コングロマリットの合併 (conglomerate mergers) の三つに分編され、それぞれについて訴追基準が設けられていた。

③ 市場は、ハーフィンダール・ハーシュマン指数 (Herfindahl Hirshman Index (HHI と略記される)) に基づき、「集中度の低い市場」「集中度がやや高い市場」「集中度が著しく高い市場」の三つに分類された。水平的合併規制は、それぞれの市場における合併によるハーフィンダール指数の変化に基づき行われ、集中度が著しく高い市場における合併については厳重な審査が行われるとした。

1968年合併ガイドラインでは、市場は、四社集中度 (four-firm concentration ratio) に基づき、「集中度が高い市場」「集中度が低い市場」の二つに分類され、水平的合併規制は、それぞれの市場における合併当事会社の市場シェアに基づき行われてた。

④ 訴追対象から外される合併の条件が明示された。このため、企業は、DOJ の訴追を受けるのではないかという不安を抱かずに、合併計画を推進することができるとみられた。

W. バクスター反トラスト局長は、「集中度が低い市場における合併については、訴追を行わない」とくり返し言明した。1968年合併ガイドラインでは、この点については、何らの基準も認められていなかった。

(2) レーガン政権下の DOJ による合併規制の実情

1982年合併ガイドラインは、レーガン政権下の DOJ の合併規制方針を示したものであった。

レーガン政権下の DOJ は、水平的合併については厳格に規制するが、垂直的・コングロマリットの合併については水平的競争を制限しない限り規制しないという態度を採った。合併規制に関する限り、レーガ

ン政権と従来の政権（ニクソン・フォード政権、カーター政権）との間には基本的な点で変化はない、と言えよう。もし、変化があるとすれば、従来の政権が合併を本来的に危険なものとしていたのに対して、レーガン政権は合併を生産性を向上させる手段としてみている、ところにあった。

レーガン政権下の DOJ が水平的合併規制にどのように取り組んできたかを、概観してみよう。

① Heilemann / Schlitz 事件

1981 年 7 月、Heilemann 社（以下、H と略記）は、Schlitz 社（以下、S と略記）に同社買収を申し入れた。H は、米国第 6 位のビール会社で、売上高 8 億 4000 万ドル、市場シェア約 8% であった（いずれも 1980 年）。S は、米国第 4 位のビール会社で、売上高 8 億 9600 万ドル、市場シェアは 8% であった（いずれも 1980 年）。H は S 買収に成功すれば、米国第 3 位のビール会社になったであろう。

10 月 21 日、DOJ は、H に対して、S 買収は反トラスト法に違反するとして、提訴する旨を通告した。

DOJ の見解では、H による S 買収は、米国全体および中西部地域におけるビール製造・販売分野における競争を減殺するおそれがあった。

DOJ から提訴する旨の通告を受け、H は S 買収を断念した。

② American Maise / Bayuk 事件

1981 年 American Maise 社（以下、A と略記）は、Bayuk（以下、B と略記）に買収を申し入れた。

A は、米国第 3 位の葉巻タバコ製造会社であり、市場シェア 10.5% である（売上高）。B は、米国第 5 位の葉巻タバコ製造会社で、市場シェア 6.5%（売上高）である。

1981 年 12 月 22 日、DOJ は、A による B 買収計画は、タバコ製造・販売分野の競争を減殺することになり、反トラスト法に違反するとして提訴した。

1982 年 2 月 12 日、B は今後五年間、ブランド、生産設備を、DOJ

の承認を得ずに葉巻タバコ製造上位4社に譲渡してはならないという条件で、DOJは、AによるB買収計画を承認した。

③ Stroh / Schlitz 事件

1982年3月、Stroh社（以下、Stと略記）は、Schlitz社（以下、Sと略記）に株式の67%の買収を申し入れた。

Stは、米国第7位のビール会社で、市場シェア4.5%（1981年）である。Sは、米国第3位のビール会社で、市場シェア7.8%（1981年）である。Stは、Sを買収すれば、米国第3位のビール会社になる。

4月13日、DOJは、Stに対してS買収計画は、米国南東部地域における競争を減殺することになり（この地域における市場シェアは、St 6.9%で第5位、Sは13.4%で第3位）、反トラスト法に違反する旨を通告した。

4月21日、DOJは、2年以内にSが現在所有しているビール工場二つのうち、いずれかを売却するという条件で、StによるS買収を承認した。

④ ARA Service / Means 事件

最近、ARA Service社（以下、Aと略記）はMeans社（以下、Mと略記）の株式の約87%を取得した。

Aは、売上高1億6800万ドルで、米国第2位の繊維製品リース会社であった。Mは、中西部最大の繊維製品リース会社であった。

AとMは、三つの地域市場で競争関係にあった（各地域における両社の市場シェアを合計すると24.8%、25.2%、48.4%になった）。

4月21日、DOJは、Aに対して、M買収は三つの地域市場における競争を減殺することとなり、反トラスト法に違法するとして提訴する旨を通告した。

Mは、三工場を売却することで、反トラスト法違反をクリアしようとしたが、こうした対応措置にDOJは満足しなかった。

4月26日、DOJは提訴した。

⑤ Heilemann / Pabst 事件

1982年初頭、Heilemann社（以下、Hと略記）は、Pabst社（以下、Pと略記）に買収を申し入れた。Hは、米国第4位のビール会社で、市場シェア約7.6%、Pは米国第5位のビール会社で、市場シェアは約7.4%であった（いずれも1981年）。6月14日、DOJは、Hに対してP買収は、反トラスト法に違法する旨を通告した。DOJによれば、ビール産業は、集中度が著しく高く、もしこの買収が行われれば、HIIは112ポイント変化し、1982年合併ガイドラインに明らかに抵触するとした。

（3） 1982年合併ガイドラインの概要

① 市場の画定

市場は、合併が競争に及ぼす影響を判定する場であり、製品市場と地理的市場から構成される。

1 製品市場の画定

ある製品について、併給者が5%を引き上げることが可能か否かが基準となった。5%の価格引き上げが可能であれば、その製品をもって市場とする。5%の価格引き上げが不可能である場合、すなわち、相当数の買手が購入をシフトする代替製品を含むように拡大される。

2 地理的市場の画定

ある地域において、供給者が当該製品について5%の価格引き上げが可能であるか否かが基準となった。5%の価格引き上げが可能であれば、その地域をもって市場とする。5%の価格引き上げが不可能である場合、すなわち、ほかの地域の供給者がその地域の買手に対して当該製品を十分供給することができる場合、市場の範囲はこのような他の地域の供給者を含むように拡大される。

② 水平的合併の訴追基準

水平的合併を訴追するか否かの判断にあたっては、一般に次のような基準を採用した。

市場は合併後の市場の集中度により、「集中度が低い市場」、「集中度がやや高い市場」、「集中度が著しく高い市場」、の三つに分類され、訴

追基準が設けられた。

市場の集中度を測定するための指標としてハーフィンダール・ハーシュマン指数（HHI）が用いられている。HHI は、当該市場に属する各社の市場シェア（％表示）を二乗した数字を合計して求められる。（表 1 参照）

表 1 1982年合併ガイドライン（集中の測定）

関連市場（市場シェア）		HHI = 3,800
A 社	50 %	$50 \times 50 = 2,500$
B 社	30 %	$30 \times 30 = 900$
C 社	20 %	$20 \times 20 = 400$
100 %		3,800

合併による HHI の変化の程度（HHI の合併前と合併後の差）が、DOJ が訴追をするか否かの鍵となる。合併による HHI の変化の程度は、合併当事会社の双方の市場シェア（％表示）を掛けた数字を 2 倍して求める（表 2 参照）。

表 2 1982年合併ガイドライン（集中度の変化）

合併当事会社 A の市場シェア 10 %	HHI の変化は 100 ポイント
合併当事会社 B の市場シェア 5 %	$10 \times 5 \times 2 = 100$

1 集中度の低い市場（合併後の HHI が 1,000 未満である市場）の場合
たとえば、市場シェアの等しい 10 社から構成されているような市場である。DOJ は、集中度の低い市場については、いかなる合併も訴追しないであろう、としている。

2 集中度のやや高い市場（合併後の HHI が 1000～から 1800 未満までの市場）の場合

- (a) 合併による HHI の変化の程度が 100 ポイント以下であれば、DOJ は、その合併を訴追しないであろう、としている。
- (b) 合併による HHI による変化の程度が 100 ポイント超であれば、DOJ は、その合併については次のファクターを考慮し、訴追する

か否かを決定する、としている。

イ HHI の変化の程度

ロ 当該市場への新規参入は容易であるか否かの事情

ハ 当該市場において価格引き上げカルテルを実施することが容易であるか否かの事情

3 集中度の位置著しく高い市場（HHI が 1800 超の市場）の場合

たとえば、市場シェアの等しい 6 社から構成されているような市場である。

(a) 合併による HHI の変化の程度が 50 ポイント未満であれば、DOJ はその合併を訴追しないであろう、としている。

(b) 合併による HHI を変化の程度が 50～100 ポイントまでであれば、DOJ は次のファクターを考慮して、訴追するか否かを決定する、としている。

イ HHI の変化の程度

ロ 当該市場への新規参入は容易であるか否かの事情

ハ 当該市場において価格引き上げカルテルを実施することが容易であるか否かの事情

(c) 合併による HHI の変化の程度が 100 ポイント超であれば、DOJ はその合併を訴追するであろう、としている。

4 例外——市場支配的企業（leading firm）の取り扱い

当該市場における第 1 位の会社の市場シェアが 35% 以上で、第 2 位の会社の市場シェアのおよそ 2 倍以上である場合、DOJ はその第 1 位の会社と 1% 以上の市場シェアを有する会社との合併を訴追するであろう、としている。

なお、1968 年合併ガイドラインでは、市場を次のように三つに分類し、合併当時会社の双方（一方を取得会社、他方を被取得会社とする）の市場シェアのみに基づき、訴追するか否かを決定した（表 3 参照）。

(a) 集中度の高い市場（上位 4 社の市場シェア合計がおよそ 75% 以上の市場）

- (b) 集中度が高くない市場（上位4社の市場シェア合計がおおよそ75%以下の市場）
- (c) 集中度が上昇する傾向にある市場（当該合併の行われる5～10年前から合併時までのいかなる期間においても、上位2社から上位8社に含まれるいずれかの会社の市場シェアを合計して、それがおおよそ7%以上増大した場合）

表3 1968年合併ガイドライン

集中度が高い市場

上位4社の市場シェア合計が75%以上の市場においては次の合併が訴追される

取得会社の市場シェア	被取得会社の市場シェア
4%	4%以上
10%	2%以上
15%以上	1%以上

集中度が高くない市場

上位4社の市場シェアが75%以上の市場においては次の合併が訴追される

取得会社の市場シェア	被取得会社の市場シェア
5%	5%以上
10%	4%以上
15%	3%以上
20%	2%以上
25%	1%以上

以上に示されていない%の場合は、示されている%に基づき比例的に補充される

③ 非水平的合併の訴追基準

非水平的合併（垂直的合併、コングロマリットの合併）については、DOJは、水平的競争に著しい影響を及ぼす場合に、訴追するであろう、としている。

DOJは次のような基準に基づき、非水平的合併を検討する、としている。

1 特定の潜在的参入者の消滅が競争に及ぼす影響の程度

2 垂直的合併による参入障壁の形成が、新規参入を困難にさせるか否かの事情

3 垂直的合併により上方市場においてカルテルを実行することが容易になるか否かの事情

④ 例外——効率の向上をもたらす合併の取り扱い

例外的な場合を除いて、訴追基準に基づき訴追対象となる合併については、DOJ は効率の向上を生ずるものであるという主張が行われてもこれを受け入れず、訴追するであろう、としている。

これは、合併により増進されると主張される効率が、実際に増進されているか否か、またその程度を判断することはきわめて困難であるからである。

⑤ 例外——経営破綻会社（いわゆる failing company）の状態にある場合には、DOJ は訴追しないであろう、としている。

経営破綻の状態とは、次のような状態をいう。

- 1 まもなく支払不能となり、
 - 2 会社更生手続きによる再建の見込みはまずなく、そして
 - 3 誠意ある努力にもかかわらずそれに変わりうる取得先を見つけることができなかった状態
- 4 この基準を DOJ は多角経営会社の経営破綻部門を買収する場合にも適用する、としている。

× × ×

1982 年合併ガイドラインは、1968 年合併ガイドラインを大幅に緩和するものにはならなかったため、産業界及びシカゴ学派のエコノミスト（例、J. スティグラー）や法学者（例、R. ポーク）をひどく失望させることになった。1968 年合併ガイドラインで訴追対象になっていた合併当時会社の市場シェアを 2～3% 高くすれば、1982 年合併ガイドラインの訴追対象になるからである。

なお、FTC（米連邦取引委員会）も、6 月 14 日、水平的合併についての規制方針（Policy Statement on Horizontal Mergers、FTC 合併ガイドライ

ンと略称とされた)を公表した⁽¹⁴⁾。FTCは、大筋において、DOJの1982年合併ガイドラインを支持しているように思われる。

なお、DOJ「1982年合併ガイドライン」の全訳及びFTCの「水平的合併についての規制方針」(英文テキスト)が、IBLマテリアルズ Vol. No1 1982 (国際商事法研究所)に掲載されている。

2. 1984年合併ガイドラインの概要

(1) 1984年合併ガイドラインの公布

1984年6月14日、DOJは、新しい「合併規制に関するガイドライン (Merger Guidelines)」(以下、「1984年合併ガイドライン」と略記する)を公表した。

1984年合併ガイドラインは、1982年合併ガイドライン(1982年6月14日公表、前反トラスト局長W.バクスター氏(1983年12月スタンフォード大学ロー・スクール教授に復帰)の強力な指導の下に作成され、当時バクスター・ガイドラインと呼ばれていた。)を部分的に改訂したものである。この改訂は、過去2年間にわたるDOJの1982年合併ガイドラインの運用経験を反映するとともに、DOJ内外の多数の意見を組み入れたものである。

1982年合併ガイドラインは柔軟性に欠け、現実に適合していないとの批判が底流としてはあったものの、1984年合併ガイドライン制定の直接の契機となったものは、DOJが1984年2月、LTV社とRepublic Steel社の合併計画に対して反対を表明したことにより、レーガン政権内部から強い批判を受けることになり(とりわけ、商務省のM.ボールドリッチ長官(当時)からの厳しい批判に抗しえなかった)、DOJは1982年合併ガイドラインを忠実に遵守する立場との板ばさみ状態に陥ってしまったことにある(参照、国際商事法務1984年4月号、トラストバスター「鉄鋼大型合併と米司法省」)。レーガン政権は、1984年3月下旬、1982年合併ガイドラインの見直しを公約し、関係行政機関のメンバーからなるタスクフォース(座長 P.マグラス DOJ反トラスト局長)を設け、1982年

合併ガイドライン改訂作業に取り組んできた。

1984年合併ガイドラインは、1982年合併ガイドラインの基準を一層明確化・精緻化しようとするものであり、1982年合併ガイドラインの基本原則は1984年合併ガイドラインにほぼそのまま受け継がれることになった。この点について、F. スミス司法長官は、1984年合併ガイドラインを公表した後の記者会見の席上、「過去2年間にわたり DOJ が合併に対してとってきた措置のすべてが、1984年合併ガイドラインの下でも同じ結果になったであろう」と強調した。

改訂のポイントは、次のとおりであった。

(i) 市場画定の基準として、いわゆる「5%テスト (five-percent test)」は、事案の状況にかかわらず使用される硬直的基準ではないことを明らかにした。

1982年合併ガイドラインでは、事案の状況に応じて5%以外の数値が、例えば8%、あるいは4%が用られるものかどうか、説明されていなかった。

(ii) 審査の対象となっている業界において製品の価格と考えられているものであれば何でもこれを関連価格 (relevant price) と考えることを明らかにした。

1982年合併ガイドラインでは、関連価格は定義されていなかった。

市場の画定に関してその他いくつかの点が明確にされた。

- ① 関連市場とは、市場力行使の対象となる最小の製品グループ及び地理的範囲である。
- ② 市場の画定に際して、一般に現行価格を用いるとした。しかし、現行価格の変化を合理的に予想しうる場合には、現行価格に変えて将来価格を用いることもあるとした。
- ③ 共通の投入財のコスト、所得またはその他の可変要素における同一または類似の変化によっては説明されえない価格動向における類似のみを関連するものとみなすとした。
- ④ 市場シェアは、ブランド商品や比較的に製品差別化された製品

については販売高または出荷高、比較的に同質的であって製品差別化されていない製品については物理的な生産能力、資源の確認埋蔵量または生産高によって測定されるであろう。

- ⑤ 他の企業による生産代替が「小幅であるが有意かつ一時的なものではない」価格引き上げに応じて行われるかどうかを決定する期間が6か月間から1年間に変更された。

(iii) 水平的合併を提訴するか否かを決定するに際し、集中度と市場シェアのデータだけではなく、すべての関連要因（最近又は現在進行中の市場条件の変化、合併当事会社の財務状況、外国企業の競争上の重要性、中小企業または周辺的な企業の販売増加能力、参入の容易性、効率性等）を考慮に入れることを、明らかにした。

1982年合併ガイドラインでは、集中度と市場シェアのデータ以外の要因が、DOJの提訴の決定にどの程度の影響を及ぼすのか、説明されていなかった。

(iv) 市場の画定および市場シェアの計算に関する基準を外国企業に対し国内企業の場合と同様に適用すること、さらに、輸入規制の有無にかかわらず、輸入を関連市場の構成要素とみることを明らかにした。

1982年合併ガイドラインでも、輸入を関連市場の構成要素として考慮するとされていたが、輸入が特定の状況においてどのように取り扱われるのか、不明確であった。DOJは、輸入規制が行われている場合は、輸入を関連市場から除外するとの方針をとっていたようである。

(v) 合併による効率向上の主張を常に考慮し、適切な取扱いを行なうことを明らかにした。

1982年合併ガイドラインでは、DOJは、非常に特殊な場合（extraordinary cases）においてのみ合併による効率向上効果を他の点では提訴される合併についての提訴を思いとどまらせる要因として考慮する、としていた。このため、DOJは、合併による効率向上効果を見逃しているとの誤解を招いていたように思われる。

(vi) 健全な会社の経営破綻部門（failing division）とみなされる基準

をより明確にし、当該部門が経営破綻していることを、合併の競争に及ぼす効果に影響を及ぼす重要な要因と考える、とした。

1982年合併ガイドラインでは、経営破綻会社に適用される基準をより大きな親会社の法人化されていない一部門に適用することは困難であったが、1968年合併ガイドラインにおいては、DOJは、経営破綻会社の抗弁(failing firm defense)を認める、と述べるにすぎなかった。

1984年合併ガイドラインは、レーガン政権下のDOJが合併に対してきわめて柔軟な(flexible)姿勢で臨むことをより明確にするものであった、といえるものであった。

(2) 1984年合併ガイドラインの概要

1 1984年合併ガイドラインの目的

1984年合併ガイドラインは、クレイトン法7条またはシャーマン法1条の規制を受ける取得または合併(以下、これらを合併という)に関してDOJの現在の規制方針を概要の形で示すものであった。

1984年合併ガイドラインは、合併を分析するに際して、DOJが通常用いる一般原則および具体的な基準を説明しようとした。

DOJは、個々の合併計画の具体的事実および状況にガイドラインの基準を合理的かつ弾力的に適用しようとするものであった。

1984年合併ガイドラインは、主としてDOJがどのような場合に合併を提訴する公算が大きいかに示すよう意図するものであった。

1984年合併ガイドラインの共通の主題は、市場力(market power)を形成しもしくは強化する合併または市場力の行使を助長する合併は許容されてはならない、というものであった。

2 市場の画定

市場とは、現在および将来における当該製品の唯一の売手である仮想的独占者(hypothetical monopolist)が、市場力——利益を獲得するために生産を制限し、価格を引き上げる力——を行使することのできる

製品もしくは製品の集合 (product or group of products) および地理的地域 (geographic area) である。

市場を構成している製品の集合と地理的地域を、それぞれ「製品市場 (product market)」、「地理的市場 (geographic market)」という。

1984 年合併ガイドラインでは、市場支配力の行使を、「小幅であるが有意でかつ一時的なものではない (small but significant and non-transitory) 価格引き上げとして、表現した。

市場を画定する際、DOJ は、合併当事会社の製品および当該製品の代替品の現行価格を用いるが、合理的な信頼性に基づき現行価格の変化を予想しうる場合には、将来の価格を用いる、とした。

引上げが想定される価格は、審査対象の産業において製品価格と考えられるものなら何でも価格とみてよい、とした。

一社または数社が市場力を行行使するような地位にあるか否かを決定する際には、消費者の需要面での反応と他の企業の供給面での反応方を評価する必要がある。価格引き上げは、次のような反応を引き起こす場合には、利益をもたらさないであろう、とした。

- ① 消費者が他の製品に切り換える場合
- ② 消費者が他地域の企業の生産する同一製品に切り換える場合
- ③ 他の製品の製造業者が現有設備を当該製品の生産に振り向ける場合
- ④ 製造業者が現有設備を実質的に変更し、または新設備を建設し当該製品の生産に参入する場合

「小幅ではあるが有意なかつ一時的なものではない」価格引き上げの影響を客観的に決定しようとする際、DOJ はほとんどの場合 1 年間継続する 5% の価格引き上げを用いるとした。

しかし、「小幅ではあるが有意なかつ一時的なものではない」価格引き上げは、産業の性質によって変わり、DOJ は 5% 以上または 5% 以下の価格引き上げを用いる場合もある、とした。

3. 1992・1997 年合併ガイドラインの概要

1992 年 4 月、DOJ（当時の司法長官は W. バー氏、反トラスト局長はワシントン D.C. の有力法実務家出身（元 ABA 反トラスト部会長）の J. リル氏）と FTC はガイドライン史上初めて、共同で水平的合併ガイドライン（Horizontal Merger Guidelines）を布告した⁽¹⁵⁾。（以下「1992 年合併ガイドライン」という。）1992 年合併ガイドラインは DOJ により 1984 年合併ガイドラインと FTC により 1982 年に布告された「FTC 合併ガイドライン」とも云われていた「水平的合併に関する声明（Policy Statement on Horizontal Mergers）」を根本的に改訂するものであった。

クレイトン法 7 条による合併規制を担当する政府機関として対立関係とまで云わないが、微妙な競合関係（1960～80 年代を通じて決してフレンドリーとは言えない関係が認められていた）にある DOJ と FTC が 1992 年に入り急速に歩み寄り、共同して合併ガイドラインを布告するまでに至ったのか（1992 年以降、各種ガイドラインは共同で布告するという方式が取られている。例：国際事業ガイドライン（1995）、技術ライセンスガイドライン（1996）、その背景は今なお分からないが、“DOJ と FTC とで合併の審査基準が異なるのでは困る”との強い苦情が米産業界から寄せられていたことが大いに関係していたものと思われる。）W. バー司法長官は「(DOJ と FTC の) 共同でのガイドライン公布は重要な一歩であり、適用されるべき基準が合併案件を分析する政府機関の間で異なるべきではない。」と声明している。クリントン民主党政権下の 1997 年 4 月 8 日、DOJ と FTC（当時の DOJ 反トラスト局長はワシントン D.C. の敏腕法実務家出身の J. クライン氏、FTC 委員長は反トラスト学界の大御所で、議会の信任も厚く、かつて FTC 委員を務めたこともある R. ピトフスキー氏（ジョージタウン大学ローセンター教授から出向））は、共同で 1992 年合併ガイドラインを部分的に改訂した。

1992・1997 年における合併ガイドライン改訂の背景は次の通り。

（1） 1982 年及び 1984 年合併ガイドラインが予想できなかった問題がいろいろ現われてきた。そうした問題の中で最大のものが新規競争

者の市場参入をどのように取扱うべきかという争点であった。1982年・1984年合併ガイドラインでは、シカゴ学派の影響を受けたのであろうか（新規参入の可能性はあらゆる競争制限・阻害問題の万能の治療薬—R. ボーク）、新規参入の可能性があれば、市場力を強化するおそれのある合併でさえも（HHI 訴追基準をはるかに上回る場合も数件あった）容認された。ところが、新規参入の可能性はあるとしても新規参入は実際行われなかった（試みられることさえなかった）事例がしばしば見られた。こうして新規参入問題は慎重に分析・検討されねばならないという認識が DOJ・FTC のエコノミストの間に強まり（ゲーム論の角度からの研究成果の影響もあった）1992年合併ガイドラインでは合併の競争制限・阻害効果を相殺するには、新規参入は“タイムリーで、公算があり、且つ十分で”なければならないとした。

（2） 1992年合併ガイドラインは、市場力を強化する合併を訴追する基準の一つとしての合併の単独効果（unilateral effects）について詳細な議論を行っている。これは、経済学（産業組織論）における研究の積み重ねにより市場力（価格を競争的水準以上に引上げる能力）の行使は独占企業（monopolist）でなくとも高い参入障壁に囲まれた、きわめて少数の競争者しか見られない市場における支配的企業（dominant company）であれば十分に可能であることが分かってきたからである。

（3） DOJ は O. ウィリアムソンが 1968 年に突如として提起し、シカゴ学派の総帥ボークにより敷衍拡張され、米産業界も好んで論争を仕かけた合併による効率性の増大（例えば、コストの下落）は市場力を強化する合併を相殺→正当化するのではないかという難問に対応する必要に迫られていたからであった。DOJ 自身は W. バクスター氏を含めてシカゴ学派エコノミストによる合併は効率性を増進するという主張にはなはだ懐疑的であった。

1997 年の改訂は、効率の取扱いに関して複雑な議論を展開し、市場力を強化するおそれのある合併を正当化するためには、合併を計画する企業は当該合併による効率は明白且つ実質的であることを立証せね

ばならない、また合併による効率は当該合併以外の競争制限・阻害効果の低い手段（例、技術ライセンス）によっては達成しえないものであることを立証せねばならない、とした。

4. 小括

2010 年合併ガイドライン（HMG）は合併の競争に影響を及ぼす効果を単独効果（unilateral effects）と協調的效果（coordinated effects）とに分類している。単独効果とは、合併によって合併当事会社間の競争が失われることにより、これが市場に影響を及ぼす効果（市場力の形成・獲得）をいう。これに対し、協調的效果とは、合併によって誕生した会社がライバル関係にある他の会社と協調的行動（意識的並行行為（conscious parallelism）；例えば、プライスリーダーシップ（プライスリーダーシップはカルテルではないので反トラスト法によっては禁止されない））を行うことにより、市場に及ぼす効果をいう。単独効果の概念は、1992 年水平合併ガイドライン（当時はブッシュ・シニア政権下であり、主たる起草者は DOJ 反トラスト局次長であったエコノミストの R・ウィリグ氏（プリンストン大学経済学部教授から出向）であった。同氏はコンテストابلマーケット論の提唱者として知られていた。）において初めて導入されたもので、DOJ 反トラスト局関係者の報告によると、2001～2008 年にかけて DOJ（ブッシュ・シニア政権下）により訴追された 58 件の内、41 件が、単独効果にのみ基づいて訴追され、6 件が協調的效果にのみ基づいて訴追され、残りが単独効果・協調的效果の両方に基づいていたとされる。この傾向は（詳細は今のところ報告されていないようであるが）、現在も継続しているように思われるので、米国での M&A を予定している日本企業もこの点は注意深く検討することが必要であろう。（差別化された商品のメーカー同士の合併であっても慎重に対処すべきであろう。たとえ市場シェアが低くとも、単独効果が問題とされる場合があるからである。2010 年合併ガイドラインでは市場の集中度（HHI）は絶対的な訴追基準ではなく、訴追要因の 1 つに過ぎないのである）

2010 年合併ガイドラインは突如として出現したものではない。最初の合併ガイドラインである 1968 年合併ガイドラインがジョンソン民主党政権下の DOJ 反トラスト局（当時の司法長官は R. クラーク氏、また反トラスト局長は D. ターナー氏であった。ターナー氏はエコノミストのケイゼン教授（ハーバード大学経済学部）とともに、いわゆるハーバード学派の総帥であり、*kayzen & Tumer Antitrust Policy* (1959) は、ハーバード学派のバイブルであった。）により、布告されてから 2010 年合併ガイドラインに至るまで実に 42 年も経過している。この間いろいろと紆余曲折があり、1968 年合併ガイドラインを起とすれば、2010 年合併ガイドラインは未だ承の段階であろう。また、これ迄 DOJ、FTC とともに合併ガイドラインの分析方法に忠実に従ってこなかったと見られている。

合併分析に関する法学・経済理論の発展により今後も合併ガイドラインは、修正・精緻化されていくものと思われる。2010 年合併ガイドラインを正確に理解しようとするれば、これまでの合併ガイドラインの改良・改善の過程を徹底的に分析・検討しておくことが必要不可欠であろう。近い将来、十分なデータ・資料を得て、1968 年合併ガイドラインから 2010 年合併ガイドラインまでの進化のプロセスを辿ってみたいと考えている。そこから透けて見えてくるのは、合併ガイドラインは市場の現実を直視しようとはしない、あまりにも頑迷な米最高裁及び下級審判決例⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾をどのように克服するかという DOJ・FTC による凄まじいまでの挑戦の意気込みではないであろうか⁽¹⁸⁾。

IV 結びに代えて

2010 年合併ガイドラインが布告されてから早や 2 年経過したが、これが米産業界・司法界にどの程度浸透するものか今だに分からない。とりわけ米裁判所が判例重視の立場から転換して、どこまで 2010 年合併ガイドラインの経済学的アプローチを受容するようになるのかは現時点では予測できない。おそらく、米最高裁始め、下級審の多くは消極的な姿勢を取り続けるものと思われる。また本年 11 月に政権交代が

あれば、2010 年合併ガイドライン自体がシカゴ学派的角度から見直しが行われる可能性がないとは言えない。2010 年合併ガイドラインの詳細な分析・検討・評価については、十分なデータ・資料を収集した上で、合併・買収に関する判例が相当積み重ねられた段階で、別稿にて行いたい。

- (1) 2010 年合併ガイドラインには、DOJ 版と FTC 版があり、配列の仕方、注の位置等に若干差異が認められる。2010 年合併ガイドライン布告の背景については、差し当たり参照 Christine A. Varney, The 2010 Horizontal Merger Guidelines: Evolution, Not Revolution 77 Antitrust Law Journal 651 (2011); Carl Schapiro, The 2010 Horizontal Merger Guidelines From Hedge hog to Fox Forty years 77 Antitrust Law Journal 701 (2010), 2010 年合併ガイドラインに対する批判については、差し当たり参照 FTC 委員の J. Thomas Rosch によるスピーチ On the Release of the Horizontal Merger Guidelines (August 19, 2010) また DOJ による擁護論としては反トラスト局長代行（当時）であった Sharis A. Pozen によるスピーチ Developments at the Antitrust Division & The 2010 Horizontal Merger Guidelines-One Year Later (Nov.17, 2011)
- (2) 1968 年、1982 年のガイドラインは、水平的合併、非水平的合併の両方を対象にしているが、1992 年のガイドライン以降、対象は水平的合併に絞られてきている。これは、非水平的合併の反競争的效果はきわめて限定された場合にのみ発生するという認識が 1980 年代以降米エコノミストの間で強まり、合併ガイドラインを作成するまでの必要性がなかったことによるものであろう。この点は EU のエコノミストの認識とは大いに異なる。C. バーニー前反トラスト局長は FTC 委員時代（1994～1997 年）には垂直的合併規制の必要性を力説していたが、2010 年合併ガイドラインの布告時点では垂直的合併については何等言及していない。
- (3) 合併ガイドラインは 1968 年以降 2010 年合併ガイドライン迄、部分的改訂を含めて 6 度布告されている（1968 年、1982 年、1984 年、1992 年、1997 年、2010 年）合併ガイドラインは 1968 年、1982 年、1984 年と DOJ が単独で布告し、また、FTC は 1982 年に「水平的合併に関する声明」を単独で公表したが（合併規制方針に関して、DOJ・FTC 間に大きな差異が存在していたためである。）、1992 年以降、DOJ と FTC は共同で布告するようになった。これは 1980 年代後半以降、合併規制に関して DOJ と FTC のエコノミストの見解は細部を除きほぼ収斂するようになってきたからに他ならない。2010 年合併ガイドラインの作成をリードしたのは、DOJ 反トラスト局のエコノミスト（当時次長（経済政策担当））であった

C. シャピロ氏と FTC エコノミスト（当時、経済局長）の J. ファレル氏であった。両氏ともカリフォルニア大学バークレー校経済学部教授からの出向組で（両氏ともクリントン政権下で反トラスト局次長（経済政策担当）に相次いで就任したこともあった）、個人的に親密な関係にあるだけでなく、合併分析に対してもきわめて近いアプローチを採っていることで知られていた。

- (4) 合併は競争政策の観点からは水平的合併（horizontal merger 競争関係ある企業間の合併をいう）と非水平的合併（水平的合併以外の垂直的合併（vertical merger 売手 - 買手の関係にある企業間の合併をいう）やコングロマリット合併（conglomerate merger 競争関係、また売手 - 買手関係にもない企業間の合併等をいう）に分類されるが、2010 年合併ガイドラインはいうまでもなく水平的合併のみを対象にしている。また 2010 年合併ガイドラインは合併事業には適用されないことにも注意されたい。州当局も州法に基づき合併規制権限を有しており、これ迄たびたび発動している。1987 年州司法長官会議（National Association of State Attorneys General (NAAG)）は、合併ガイドラインを布告した（その有効性に関しては大いに疑問がある）。これは合併の分析方法と合併事業のそれとは異なるからである。なお、合併事業の形態を採っているが、実質的には合併と見られる場合はどのように扱うかという問題は残されている。
- (5) オバマ政権 DOJ・FTC の高級幹部やその支援グループ（とりわけクリントン政権下の FTC 委員長 R. ピトフスキー氏やオバマ政権の初代反トラスト局長であった C. バーニー氏はリーダー格であった）は前ブッシュ政権の合併規制政策に対して強烈的な批判を行っていたことで知られている。その理由・根拠は必ずしも明確ではないように思われる。確かに、ブッシュ政権の DOJ（当時の反トラスト局長はワシントン D.C. 実務家出身の W. バーネット氏であった。FTC にはこうした批判の鋒先は向けられていないことに注意されたい）は親シカゴ学派路線、場合によると W. ボーモル流の不介入路線を採っているかのように見えないこともなかった。
- (6) 仮想的独占者基準、SSNIP 基準の両方とも 1959 年にエコノミストの M. エーデルマン氏（当時 MIT 教授）により開発され、その後 M. シャーラー（当時 FTC 経済局長、その後ノースウェスタン大学教授を経てハーバード大学教授（ケネディスクール オブ ガバメント））を始めとする数名のエコノミストに改良・補強され、W. バクスター局長により 1982 年合併ガイドラインに初めて導入され、合併ガイドラインの最大の支柱となり、現在に至っている。
- (7) HHI とは、集中度（concentration ratio）の 1 つの測定基準である Herfindahl-Hirschman Index を略記したものである。米国の二人のエコノミスト、O. Herfindahl 氏（当時コロンビア大学の経済学専攻大学院生で博士論文執筆中であった）と A. Hirschman 氏（ドイツ移民で、第 2 次大戦

前既に国際経済学の大家であった) とにより、1950 年代のほぼ同時期に (この 2 人の間にはいかなる連絡・交渉もなかった) 開発されたことから、やがてこの 2 人のエコノミストの姓を冠して HHI と呼ばれるようになった。わが国でもエコノミストにより広汎に使用されており、寡占度指数とも呼ばれている。

- (8) 2010 年合併ガイドラインは合併による反競争的效果を単独効果 (unilateral effects) と協調的效果 (coordinated effects) に分類している。協調的效果は元々クルーノーとバートランドが指摘し、後にシカゴ学派の総帥 J. スティグラーが反トラスト政策の観点から注意を喚起したもので、近年、lawyer-economist の J. ベーカー氏 (元 FTC エコノミストで、現在アメリカン大学ロースクール教授) により分析方法が改良され、今や合併規制政策遂行の上で DOJ と FTC の双方に重要な影響を及ぼしていることは紛れもない事実である。なお、EU では協調的效果は集合的支配 (collective dominance) の問題とされており、集合的支配は TFEU (EU 機能条約) 102 条による規制対象とされている。

参照、G. J. Stigler, A Theory of Oligopoly, 72 Journal of Political Economy 44-61 (1964); Jonathan B. Baker, Mavericks, Mergers and Exclusion; Proving Coordinated Competitive Effects Under the Anti-trust Laws, 77 N. Y. U. L. Rev. 135 (2002)

- (9) 参照 ; Press Release (April 2, 1992, Department of Justice)
 (10) 参照 ; Press Release (April 8, 1992, Department of Justice)
 (11) 参照 ; Press Release (April 19, 2010, Department of Justice) 合併ガイドラインの変遷プロセスについては、差し当たり参照 William J. Kolasky and Andrew R. Dick, The Merger Guidelines and the Integration of Efficiencies into Antitrust Review of Horizontal Mergers 71 Antitrust L.J. 207-251 (2003); Oliver E. Williamson, The Merger Guidelines of U.S. Department of Justice-In Perspective U.S. Dept of Justice Antitrust Div. Twentieth Anniversary of the 1982 Guidelines (6 June 2002), Lawrence J. White, Horizontal Merger Antitrust Enforcement: Some Historical Perspectives, Some Current Observations (2006 年 3 月 10 日の Antitrust Modernization Committee でのスピーチ)

なお、参照 Oliver E. Williamson, Economies as an Antitrust Defense: The Welfare Tradeoffs 58 American Economic Review (1968) 18.

- (12) 1982 年及び 1984 年合併ガイドラインについては簡単な解説として野木村忠邦「1982 年合併ガイドライン」、「1984 年米司法省合併ガイドライン」がある (国際商事法務 10 巻 7 号 (1982) 及び 12 巻 7 号 (1984))。なお、翻訳としては公取委監訳「1982 年米司法省ガイドライン」・「1984 年米司法省合併ガイドライン」がある、いずれも国際商事法務 10 巻 7 号、12 巻 7 号に掲載されている。

- (13) 1968 年合併ガイドラインはジョンソン政権下の DOJ（当時の反トラスト局長は反トラスト政策を専門とする lawyer-economist の D. ターナー氏（ハーバード大学ロースクール教授（反トラスト法講座担当）から出向）により作成された。1968 年合併ガイドラインの和訳は、当時多くの研究者により行われているが、差し当たり、参照 E. キントナー「米反トラスト法」（有賀美智子監訳、商事法務研究会（1968））の巻末に収録されている公取委訳「米司法省合併ガイドライン」。
- (14) DOJ に出し抜かれた FTC（当時、J. ミラー委員長）が 1982 年 6 月 14 日に突如として公表した「水平的合併に関する声明」は DOJ「合併ガイドライン」に較べると精彩を欠き、産業界・実務界・学界からもほとんど注目されなかったと言っても差しつかえないであろう。なお、公取委訳「水平的合併に関する声明」、国際商事法務 10 巻 9 号がある。
- (15) 1992・1997 年合併ガイドラインについては、日本企業による米国企業の M & A が急速に進展していたにもかかわらず、わが国ではどういう訳か簡単な紹介・解説すら行われていなかった。なお、翻訳としては金子晃・佐藤潤訳「1992 年米司法省・連邦取引委員会水平的合併ガイドライン」法学研究 75 巻 10 号がある。
- (16) 1960 年代米国の産業全体が合併に次ぐ合併により少数の企業により独占されてしまうのではないかという漠然とした憂慮が米国全体を覆っており、米最高裁もこの影響から免れ得なかったと見られている。参照、E. Rockefeller, The Antitrust Regulation (2007)
- (17) 連邦控訴裁レベル、連邦地裁レベルになると更に混乱しており、一貫した判例理論のようなものはまるで見られない。1980 年代後半、地裁レベルではあるが、合併規制にそもそも寛大であったレーガン政権の DOJ ですら提訴するに及んだ合併事件（DOJ 側には相当な根拠があった）を棄却した事例が数件あり、いづれにしても、裁判所が DOJ・FTC が訴追するに至った合併事件に対して、どのような態度を採るのか、全く予測できないというのが実情である。
- (18) クレイトン法 7 条に基づく合併規制権限は DOJ 反トラスト局と FTC の 2 つの政府機関が有しているが、DOJ 反トラスト局と FTC のどちらが、どの合併案件を担当するかは両機関のリエーションにより決定されている。
- これまでの経験やデータの積み重ねにより、自動車、石油、セメント、半導体等の産業は FTC が、航空輸送、金融、コンピュータ等の産業は DOJ が担当すると一応区分けされているものの、絶対的な基準ではない。結局、断言はできないが、当該合併案件にいろいろな理由から（政治的な駆引きが見られることもないわけではない）強い関心を示した方が担当している場合が多いように思われる。（例、1982 年のトヨタ・GM 合併事業の件では FTC（当時、J. ミラー委員長）が、東京でのプレスコンファレンスで一方的に審査を担当する旨を主張し、DOJ 側を慌てさせた。）

1960年代～80年代にかけての訴追された合併事件の多くを見る限り、DOJ 反トラスト局よりも FTCの方がどちらかと言うと矮小な案件に介入していたという傾向が見られる。

完全合意条項に関する一考察： 法言語比較の立場から

松 嶋 隆 弘
熊 木 秀 行

一. はじめに

本稿は、英文契約書の典型的な条項である「完全合意条項」(Entire Agreement Clause)を、もっぱら法言語比較の観点から検討することを目的とするものであり、テーマとしては以下の3つを取り上げる。第1に、議論の出発点として、完全合意条項に関する英文契約書のドラフティング実務の到達点を確認する。第2に、完全合意条項により排除される「契約締結にいたるまでの経緯」が契約書においてどのように取り扱われるかにつき、英文契約書と日本の契約書とを比較する。第3に、完全合意条項が日本の契約書中の条項として置かれた場合におけるその法的意義・効力について検討する。

本稿は、契約書の前提を構成する法的理論を意識しつつも、英米法、日本法といった法律学に関するものではなく、あくまでも法律学者と英語学者との共同執筆に係る法言語比較に関する論文として執筆されたものである。かかる観点から、本稿でいう「英文契約書」とは日本人・日本企業が作成する英文契約書を⁽¹⁾、「日本の契約書」とは、われわれが通常実務において使用する、日本語で書かれた日本法を準拠法とする契約書を指すものとする。この点につき、あらかじめ確認しておきたい。

二. 英文契約書における完全合意条項：ドラフティング実務の到達点

1. 完全合意条項の意義

はじめに、英文契約書における完全合意条項につき、ドラフティング実務の到達点を確認しておきたい。ここに完全合意条項とは、契約書面に書かれていない内容には効力を認めず、契約締結後においても契約の修正は書面によらなければならない旨を意味する条項であり、ほとんどの英文契約書のドラフティングに関する書籍に説明がある⁽²⁾。具体的には、次のような条項である。

1. This Agreement sets forth the entire understanding and agreement between the parties as to the matters covered herein, and supersedes and replaces any prior undertakings, statements of intent or memorandums of understanding, in each case, written or oral.

(試訳：本契約は、本契約で取り扱われた事項に関する当事者間のすべての了解と合意を規定するものであり、書面または口頭であろうと、従前の一切の了解、意図の表明、覚書に優先し、それらに取って代わるものである。)

2. This Agreement may not be amended or modified except by an instrument in writing signed by each of the parties and expressly referring to this Agreement.

(試訳：本契約は、各当事者によって署名され本契約に明確に言及する証書による場合を除き、修正又は変更することができない。)

完全合意条項は英米法上の口頭証拠準則 (Parol Evidence Rule)⁽³⁾を確認し、具体化するためのものである。すなわち同準則は、契約当事者の最終合意の内容を文書化した書面内容を、それに先立つないしはそれと同等の合意についての他の口頭ないし文書証拠を用いて変更ないしそれに付加してはならないという原則であるところ⁽⁴⁾、これによれば、契約当事者としては契約書をいったん作成したからには、合意は全て

契約書に書き込まれており、これまでに取引交わされた通信、引き合い、口頭の合意、交渉中の文書、表示等は排除される。完全合意条項は、かかる原則を契約書面に条項として具体的に表したものであり、英文契約書においては、末尾に一般条項の1つとして置かれることが多い。これにより、外部証拠を持ち出して、契約文言の客観的意味とは異なる意味だと立証することができなくなる⁽⁵⁾。この条項に対しては、法務部のスタッフの悩みとなっている「他の部門のリップサービス」が契約内容に入っていないというだけでも十分にメリットがあるという肯定的評価がある一方⁽⁶⁾、契約書のレビューがいい加減な場合や、契約交渉で弱い立場にあって交渉過程も加味して欲しい場合に安易にこの条項を入れてしまうと、予想外の大きな損失を招くとの指摘もなされている⁽⁷⁾。いずれにせよ、契約書が長く詳細にわたる傾向があり⁽⁸⁾、しかも契約解釈において伝統的に文理解釈が中心⁽⁹⁾である英米法を前提とする限り、完全合意条項は、明確性とそれに伴う迅速性を重んじるビジネスの現場において、それなりの経済合理性を有することは否定できないものと思われる⁽¹⁰⁾。

2. 完全合意条項の有効性に関する裁判例

かかる完全合意条項について、まずその有効性が問題となりうるところ、この争点となった興味深い裁判例としてカナダのオンタリオ州控訴裁判所 (Ontario Court of Appeal) のものであるが、*Hayward v. Mellick*⁽¹¹⁾があるので、紹介しておきたい。事案は、農地の売買に関するもので、売買契約締結に至る交渉の過程において、売主（被告）が買主（原告）に対し、当該農地が65エーカーの耕作可能地、すなわち耕作地を含む旨伝え、かかる情報に基づき、捺印契約による売買契約が締結されたところ（売買契約書には、本件農地が面積にして94エーカーである旨の記載があったが、耕作可能地についての記述はなかった。）、売買契約締結後、当該農地中の耕作可能部分がわずか51.7エーカーしかなかったため、買主が売主を附帯条項 (collateral contract) の違反及び不実表示 (misrepresentation) を理由に訴えたというものである。本件契約書に

は、“There is no representation, warranty, collateral agreement or other than as expressed herein in writing.”（(両当事者間には) 本契約に書かれた以外の表示、保証または担保約定書もない。）旨の完全合意条項が含まれていたため、裁判の争点は前記条項の有効性いかんであった。第一審においては、完全合意条項の効力が認められず、原告の請求が認容されたが、控訴審である本件判決は、完全合意条項を有効である旨判示し、農場販売の際になされた過失による不実表示 (liability for a negligent misrepresentation) の責任を考慮しない旨判示した。

かかる事件においてオンタリオ州控訴裁判所は、農場の耕作可能部分に関する表示は、本件契約の内容に含まれ、契約書記載の条項どおりに解釈されるべきであるとした上、完全合意条項は、売主の過失による不実表示の責任を排斥する旨判示した。同裁判所の判示によると、完全合意条項は、契約の範囲外である付随的事項の過失による不実表示の主張を排斥するものの、契約内容に関しては、その内容との適合性にかかる不実表示の主張のみを排斥することとされた。

3. CISG の下における完全合意条項

以上のところから分かるとおり、英文契約書における完全合意条項の存在は、一見揺るぎないもののように見受けられる。しかし、近時、わが国でも発効したウィーン売買条約（国際物品売買契約に関する国際連合条約、United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods : CISG）が⁽¹²⁾、Parol Evidence Rule を採用しなかったところから、英文契約書作成実務上、ドラフティングにあたりどう対応するかが議論されている。ここではその要点についてのみ述べておく。

CISG の下で契約書面にいかなる役割および重みを与えられるかは、CISG8 条及び 11 条の定めによるところ、CISG8 条及び 11 条は、それぞれ下記のとおり規定する⁽¹³⁾。

Article 8

(1) For the purposes of this Convention statements made by and

other conduct of a party are to be interpreted according to his intent where the other party knew or could not have been unaware what that intent was.

(訳：この条約の適用上、当事者の一方が行った言明その他の行為は、相手方が当該当事者の一方の意図を知り、又は知らないことはあり得なかった場合には、その意図に従って解釈する。)

(2) If the preceding paragraph is not applicable, statements made by and other conduct of a party are to be interpreted according to the understanding that a reasonable person of the same kind as the other party would have had in the same circumstances.

(訳：(1)の規定を適用することができない場合には、当事者の一方が行った言明その他の行為は、相手方と同種の合理的な者が同様の状況の下で有したであろう理解に従って解釈する。)

(3) In determining the intent of a party or the understanding a reasonable person would have had, due consideration is to be given to all relevant circumstances of the case including the negotiations, any practices which the parties have established between themselves, usages and any subsequent conduct of the parties.

(訳：当事者の意図又は合理的な者が有したであろう理解を決定するにあたっては、関連するすべての状況（交渉、当事者間で確立した慣行、慣習及び当事者の事後の行為を含む。）に妥当な考慮を払う。)

Article 11

A contract of sale need not be concluded in or evidenced by writing and is not subject to any other requirement as to form. It may be proved by any means, including witnesses.

(訳：売買契約は、書面によって締結し、又は証明することを要しないものとし、方式について他のいかなる要件にも服さない。売買契約は、あらゆる方法（証人を含む。）によって証明することができる。)

前記各条文に関し、CISG 諮問会議はその意見書の 3 号⁽¹⁴⁾で、以下の様に述べている。

〈Opinion〉

1. The Parol Evidence Rule has not been incorporated into the CISG. The CISG governs the role and weight to be ascribed to contractual writing.

2. In some common law jurisdictions, the Plain Meaning Rule prevents a court from considering evidence outside a seemingly unambiguous writing for purposes of contractual interpretation. The Plain Meaning Rule does not apply under the CISG.

3. A Merger Clause, also referred to as an Entire Agreement Clause, when in a contract governed by the CISG, derogates from norms of interpretation and evidence contained in the CISG. The effect may be to prevent a party from relying on evidence of statements or agreements not contained in the writing. Moreover, if the parties so intend, a Merger Clause may bar evidence of trade usages.

However, in determining the effect of such a Merger Clause, the parties' statements and negotiations, as well as all other relevant circumstances shall be taken into account.

(試訳：

1. Parol Evidence Rule (口頭証拠準則) は本条約には適用されない。契約書面におかれる役割及び重みは CISG が定める。

2. コモンローの法域の中では Plain Meaning Rule (明白な意味の原則) により、契約解釈において、書面の意味が一見明白な場合には、裁判所がそれ以外の証拠を考慮することを禁ずるところがある。「明白な意味の原則」は CISG の下では適用されない。

3. Merger Clause (完結条項) または Entire Agreement Clause (完全合意条

項) が CISG の適用される契約に置かれている場合、それは CISG の解釈および証拠についての規範を排除する。その効果は、書面に記載されていない言明または合意についての証拠に依拠することが妨げられることにある。さらに、当事者がそのように意図した場合、完結条項は、取引慣習の証拠を排除することもありうる。

しかしながら、かかる完結条項の効果を判断する際、当事者の言明および交渉経過同様、その他関連する全ての状況が考慮されなければならない。）

前述のところから明らかなとおり、CISG の下においては、契約の効力を判断する際には、当事者の発言や交渉の経過、その他関連する状況を考慮する必要があることとなり、むしろ日本法の立場に近いといえる。

もちろん CISG の下においても、契約書に完全合意条項が置かれれば、その有効性は認められ、取引慣習の証拠は排除されるのだが、当該条項の効果を判断する際、当事者の言明および交渉経過同様、その他関連する全ての状況が考慮されることに留意しなければならない。CISG が適用される場合には、英文契約書に完全合意条項を置く際、当該条項には一定の限界があることを意識しておく必要があるといえそうである。

三. 英文契約書における「経緯」の記載：前文の意義と機能

1. 問題の所在

第2のテーマとして、完全合意条項により排除される「契約締結にいたるまでの経緯」が契約書においてどのように扱われるかにつき、英文契約書と日本の契約書とを比較したい。前述のとおり、英文契約書においては、一般条項としておかれる完全合意条項の存在により、契約書に先立つないしは同等の合意についての他の口頭ないし文書証拠が排除される。しかし、英文契約書においては、他方で、契約作成に至る「経緯」を契約書の「前文」(Witnesseth Clause, Whereas

Clause, Recitals) に記載する。そこで、英文契約書における完全合意条項の意義を十分に理解し、日本法との比較を行うためには、英文契約書における前文の意義について検討する必要がある。

2. 英文契約書における前文

さて、英文契約書において前文を示す語としては、Witnesseth Clause, Whereas Clause, Recitals といったものがある。Witnesseth Clause の語は、主語である頭書記載の契約（下記の例だと THIS SHARE PURCHASE AGREEMENT）を受ける動詞 Witnesseth に、Whereas Clause の語は、当該部分において Whereas という古い英語を用い⁽¹⁵⁾、契約に至る経緯や動機等を説明したことに、それぞれ由来する。また、Recitals とは「契約の背景、経緯の紹介」の意である。いずれも前文において、契約に至る「経緯」が記載されることから来る語とってよい。現在では、日本の契約でも前文において、契約を結ぶ趣旨・目的、契約締結に至る経緯を記す場合が多い⁽¹⁶⁾。

問題は、かかる前文がいかなる法的効果を有するかである。この点について、一般に前文自体に法的な拘束力はないと解されている。このことを反映し、英文契約書の本文では、規範的意味を表す助動詞 shall を使って各条項の権利義務関係を表現するのに対し⁽¹⁷⁾、前文では、かかる助動詞を用いず、現在形や過去形で表現される。ただ、それは前文が全く無意味であるというわけではない。前文は、もっぱら当該契約の全体像を把握したり、当該契約の解釈の指針を示すために用いられるものであるゆえ、前文は当然のことながら契約書解釈の指針として用いられる⁽¹⁸⁾。その限度で前文は法的意味を有しているといってもよい。

3. 英文契約書の基本形式と前文

ここで、クラシカルな英文契約書を用い、その基本構造を説明しつつ、その中における前文の位置づけについて示しておこう。下記に、手近にあった株式購入契約の最初の部分と最後の部分を抜き書きし掲載する⁽¹⁹⁾。

(表題)

SHARE PURCHASE AGREEMENT

(頭書)

THIS SHARE PURCHASE AGREEMENT (this “Agreement”) made and entered into as of this 1st day of September, [20XX] by and between A Ltd., a company organized and existing under the laws of the Isle of Man, having its registered place of business at 5b Bond Street, Douglas, Isle of Man, AB88 2IQ (“Purchaser”), and B CO. Ltd., a company organized and existing under the laws of Japan, having its registered place of business at 20-8 Kanda-cho, Minato-ku, Tokyo, Japan (“Seller”)

(前文)

WITNESSETH THAT

WHEREAS, Seller owns the issued shares of itself; and WHEREAS, Purchaser desires to purchase, and Seller desires to sell, the Shares on the terms and conditions set forth below

NOW, THEREFORE, in consideration of the premises and the mutual covenants and agreement contained herein, it is hereby agreed upon by and between parties as follows:

(以下、本文の各条項)

Article 1 (内容省略)

(締めくくり文言)

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have executed this Agreement as of the date first above written.

(For and on behalf of)

A Ltd.

By

(For and on behalf of)

B CO. Ltd.

By

前記の中から、必要な部分を抜書きすると、次のようになり、本契約書が全体で長い1つの文章になっていることが明らかとなる⁽²⁰⁾⁽²¹⁾。

THIS SHARE PURCHASE AGREEMENT

WITNESSETH THAT

WHEREAS, ……; and

WHEREAS, ……;

NOW, THEREFORE, in consideration of ……., it is hereby agreed upon by and

between parties as follows:

Article 1

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have executed this Agreement

4. 小活

以上の検討から、「経緯」に対する態度が前文と完全合意条項との間で一見相反している点を看取することができる。すなわち、英文契約書においては、完全合意条項により、契約締結までに至る各種覚書、議事録が、「事情」として契約解釈にあたり参照されるのを防ぐ一方、他方でかかる「事情」は前文に記載され、そのことにより裁判所の解釈の指針になるという限度ではあるが一定の法的意味を有している⁽²²⁾。その限度では、完全合意条項の意義が減殺されているようにも見受けられ、日本法における完全合意条項との違いを相対化する際の1つの視点になるものと解される。すなわち日本法の下においては、契約締結に至る経緯は、契約の認定にあたり有力な間接事実として重要視される一方、英文契約書が前提とする英米法の立場は、完全合意条項に

より前記事情を排斥しつつ、一定のものを前文においてすくい上げ、契約解釈の参考に供しようとする。結論として、両者の違いは、英文契約書においては、事情を考慮する際には、それが「前文」に現れている必要があるが、日本法においてはかかる必要がないということであろうか。法的な論点への現れ方は大きく違えども、結論的には彼我の差は思ったよりも大きくないということになるろう。

四．日本法における完全合意条項：その法的意味

1．問題の所在

最後に第3の論点として、日本の契約書に完全合意条項が置かれた場合、日本法上いかなる意味があるのかにつき検討したい。前述のとおり、完全合意条項については、わが国における契約書にはない、英文契約書固有の条項であると理解されてきた。それは、日本における契約書が英文契約書と比較してかなり短く、意味内容の確定にあたり外部からの補充を必要とする度合いが高いものであることに加え、たいがいの場合、完全合意条項と対局にある別途協議条項を置くことも影響しているものと解される⁽²³⁾。そして、別途協議条項には批判も多くなされている。すなわち、契約書は、将来、権利義務について疑義が生じないようにするために作成するのであり、その契約書に書かれてあるところから生ずる権利義務に関してすら別途協議するというのは、何のために契約書を作るのか分からなくなるということである⁽²⁴⁾。

ただ、両条項は適用される局面を異にするため必ずしも矛盾するものではないという指摘もあり⁽²⁵⁾、近時は、少しずつではあるが日本語で書かれた契約書の中にも完全合意条項が見受けられるようになりつつある。現に（日本語で書かれた）契約書ひな形として完全合意条項を含めたものが紹介されるようになってきている⁽²⁶⁾。例えば、具体例としては JEIDA⁽²⁷⁾の平成6年ソフトウェア開発基本契約の第4条では、「本契約は、締結日現在における甲、乙両者の合意を規定したものであり、本契約締結以前に甲、乙間でなされた協議内容、合意事項あるいは一

方当事者から相手方に提供された各種資料、申し入れ等と本契約の内容とが相違する場合は、本契約が優先するものとします」と完全合意条項につき規定を置いているし、同様に JISA⁽²⁸⁾の 2008 年ソフトウェア開発委託基本モデル契約書においても、その第 3 条第 2 項において、「甲及び乙は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。また、本契約及び個別契約が当該個別業務の取引に関する合意事項のすべてであり、係る合意事項の変更は、第 35 条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする」旨の記載がある。

2. 完全合意条項に関する裁判例

それでは完全合意条項は、日本法においていかなる法的効力を有するのであろうか。この点に関する裁判例として、以下のものがある⁽²⁹⁾。

①. 東京地判平成 7 年 12 月 13 日判タ 938 号 160 頁

前掲東京地判平成 7 年 12 月 13 日は、公刊されたものに関する限り、完全合意条項の効力が問題とされた初めてのケースである。事案は、貿易金融業を営む米国法人 Y が X との間で、Y 保有にかかる日本の現地法人 A（代表取締役は X）の全株式を、代金 350 万米ドル、日本法を準拠法と定めた上で、譲渡する旨の契約（本件株式譲渡契約）を締結し、X が前記代金全額を支払ったところ、その後 A が破産宣告（現破産手続開始決定）を受けるに至ったというものである。かかる事案において、X は Y に対し、①. 条件付株式売買契約（X は、A の清算の実行を条件として Y が株式を再取得する旨の契約が存在したと主張している。）に基づく売買代金請求、②. 本件株式譲渡契約の詐欺取消・錯誤無効等を主張し、これに対し Y は、本件株式譲渡契約中の完全合意条項の存在に照らし、X の主張が失当である旨反論する。ちなみに、本件株式譲渡契約中の完全合意条項は、「当事者は、本契約（本契約に言及されている書面を含む）の用語は本契約の目的物に関する当事者の最終的な表現であり、以前又は同時のその他のいずれの契約を証拠として、これを否認してはなら

ないと意図する。当事者はさらに、本契約はその用語の完全かつ排他的陳述を構成するものであること、及び本契約に取り入れられているすべての司法上、行政上又はその他の法的手続において、いかなる外部の証拠を導入してはならないことを意図する」というものであった。

裁判所は、本件株式譲渡契約の締結に関与した者がいずれも会社の役員や弁護士であり、右のような事務に関しては十分な経験を有し、契約書に定められた個々の条項の意味内容についても十分理解し得る能力を有していたというべきであるとした上で、「本件においては、右条項にその文言どおりの効力を認めるべきである。すなわち、……契約の解釈にあたっては、契約書…以外の外部の証拠によって、各条項の意味内容を変更したり、補充したりすることはできず、専ら各条項の文言のみに基づいて当事者の意思を確定しなければならない」と判示した。

②. 東京地判平成 18 年 12 月 25 日判時 1964 号 106 頁⁽³⁰⁾

前掲東京地判平成 18 年 12 月 25 日は、特許ライセンス契約に基づく実施料の支払請求において、液晶パネル等の特許ライセンス契約における最恵待遇条項（most favored clause）の合意の成否につき、同契約中の完全合意条項及び修正制限条項の規定などに照らして、その成立が認められないとし、実施料支払請求が認容された事例である。

本件における完全合意条項及び修正制限条項は、それぞれ下記の内容であった。

完全合意条項 (本件契約書 10・07 条)	This Agreement constitutes the entire understanding and agreement of the Parties with respect to the subject matter hereof and supersedes all prior agreements, express or implied, and oral or written. (本契約は、本契約の主題に関する両当事者の完全な理解と合意を構成し、明示又は黙示及び口頭又は文書による全ての以前の合意に優先する。)

修正制限条項 （本件契約書 10・05条）	No modification or amendment hereof shall be valid or binding upon the Parties, unless made in writing and duly executed on behalf of the Parties by their respective duly authorized officers. （書面によって、かつ、両当事者を代表し、各々の正当な権限のある役員によって正当に執行された場合を除き、いかなる修正又は補正も有効でなく、両当事者を拘束しない。）

裁判所は、完全合意条項に基づき、本件契約締結時における最恵待遇条項の合意の存在を、修正制限条項に基づき、本件契約締結後における最恵待遇条項の合意の存在を、それぞれ否定した。

「最恵待遇条項は、本件契約の根幹である実施料の支払方法につき変更をもたらすものであり、当事者双方に対して重大な影響を及ぼすものであるから、本件契約に最恵待遇条項を設けることは被告にとり重要なことであり、その内容について原告と被告との間で合意が成立していたのであれば、その合意内容が本件契約書に記載されていたはずであるが、本件契約書には、そのような条項は設けられていない。また、本件契約書には完全合意条項が設けられているから、仮に、本件契約締結前に、CとDとの間で最恵待遇条項の合意が成立していたとしても、原告と被告との間に、本件契約書に明記されていない最恵待遇条項を含む契約が成立したものと認め難い。これに対し、被告は、本件における完全合意条項の規定は、「許諾製品・許諾特許・ライセンス料・グラントバック」についてのみ適用されるもので、最恵待遇の原則を積極的に否定するまでの効果は有していない旨主張するが、被告は原告から事前に本件契約書の内容を示され、確認した上で調印したのであるから、完全合意条項が適用される範囲を被告が主張するように限定的に解釈すべき理由は見出し難い。」

「本件契約には修正制限条項が設けられており、書面により、かつ両社の代表役員らによる正当な修正を経なければ、いかなる修正又は補

正も有効でなく、両当事者を拘束しない旨明記されているのであるから、原告を代表する権限のある役員ではないCが、被告の一社員にすぎないDに対して送付した本件書簡をもって、原告と被告との間に、本件契約を修正し、最恵待遇条項を設けるという効果を発生させる合意が成立したものとは認め難く、他に、本件契約締結後に原告と被告との間で最恵待遇条項の合意が成立したことを認めるに足る証拠もない。」

3. 検討と小活：証拠制限契約？

前掲東京地判平成7年12月13日、前掲東京地判平成18年12月25日は、いずれも完全合意条項の有効性を正面から認めている。だが、いずれも契約書に記載されているからの理由だけで、無条件でその有効性について認めているわけでないことに注意すべきである。すなわち、前掲東京地判平成7年12月13日では、契約作成に関与した者が、米国弁護士・米国弁護士資格を有する取締役であったことが、前掲東京地判平成18年12月25日では、最恵待遇条項という当事者にとって重大な影響を及ぼす条項につき、合意が成立していたのであれば、その合意内容が本件契約書に記載されていたはずであることが、それぞれの判断にあたって重視されている。両判決のとり立場につき、完全合意条項を当事者の合理的意思の認定における有力ではあるがあくまでも1つの間接事実と捉えている、との指摘もなされている⁽³¹⁾。

自由心証主義（民事訴訟法247条）を採るわが国の民事訴訟法の下においては、契約書に記載されていない事実も契約の解釈にあたり斟酌されうるところ、契約締結に至る交渉過程はとりわけ重要な意義を有する場合が多い。かような中で、完全合意条項はこれらの事情を証拠として排除する特約（証拠制限契約）とみるべきであろうか⁽³²⁾。民事訴訟法学上、証拠制限契約は、自由心証主義に反するものではなく許容されるというのが一般であるとされる⁽³³⁾。

ただ、前記理解が成り立つためには、契約の解釈が事実問題か否かという大問題が前提となるため、ここでは問題の指摘にとどめ結論は後日の検討に委ねたい。

五. 結びに代えて

本稿の結論は以上である。最後に結びに代えて、本稿執筆に至る経緯について述べておきたい。本稿の共同執筆者の一人である松嶋は、商事法を専攻し、日本の契約書⁽³⁴⁾と英文の契約書⁽³⁵⁾のドラフティングに関する解説書をそれぞれ共編者として刊行した者であり、もう一人の熊本は、かねてから英語学の観点から法律英語を研究テーマとし、前記の英文契約書の解説書に執筆者として関与した者であるところ、この度それらの成果を持ち寄り、共同で本稿を執筆することにした。法言語学という新しい学問領域⁽³⁶⁾が新たに生じつつある現在、本稿が法学と英語学との「共働」としてシナジーを発揮し、法言語学の発展に貢献できるのみならず、これまでもっぱら実務の「経験値」に委ねられてきたものを理論的に分析し、「経験値の理論化」に寄与できれば幸いである。

以上

- (1) 準拠法については、契約当事者間の交渉の問題であるが、多くの場合、日本法以外とされることが多いものと考えている。
- (2) 例えば、野副靖人『英文ビジネス契約書の読み方・書き方・結び方』（平成 17 年）105 頁、牧野和夫『ポイント注解 やさしくわかる英文契約書』（平成 21 年）91 頁、吉川達夫編『英文契約書の基礎と使い方がわかる本』（平成 22 年）60 頁、杉浦保友＝菅原貴与志＝松嶋隆弘編『英文契約書の法実務 ドラフティング技法と解説』（平成 24 年）67 頁
- (3) Parol Evidence Rule とは、Contract（契約書）、Deed（捺印証書）、Will（遺言書）等について、書面化された合意内容ないし意思内容と異なることを、他の口頭証拠又は文書証拠を用いて説明するのを許さないという準則をいう。田中和夫「英米契約法（新版）」（昭和 40 年）171 頁、砂田卓士『イギリス契約法（改訂版）』（昭和 63 年）152 頁、田中英夫編集代表『英米法辞典』（平成 3 年）623 頁。なお、アメリカ法における Parol Evidence Rule については、樋口範雄『アメリカ契約法』（平成 6 年）152 頁以下を参照。
- (4) 小山貞夫編『英米法律語辞典』（研究社、平成 23 年）805 頁。文書も含まれている点に注意が必要であるとされる。
- (5) もっとも、その書面の作成過程における錯誤又は詐欺の抗弁による修

- 正・変更は認められている（鴻常夫＝北沢正啓『英米商事法辞典（新版）』（平成10年）683頁）。
- (6) 牧野・前掲書（前注(2)）91頁
 - (7) 吉川・前掲書（前注(2)）60頁
 - (8) 英米法上、契約における Good Faith Negotiation とは、一方において「契約に記載されている条項は誠実に守る」ということを強調するとともに、他面において、「契約に記載されていないことは、関知しない」ということも間接的に意味する。信義則の適用に慎重な英米法ゆえの特徴だが、その帰結として、英文契約書は条文が非常に長くなる傾向がある。この点は英文契約書作成実務における基本的留意点とされている。
 - (9) イギリスにおいては、制定法の解釈において、伝統的に文理解釈が優先される。制定法の文言が明確に意味するところは、たとえその結果が不合理と思われるときでも、裁判所はこれを適用しなければならないとされ、これを Plain Meaning Rule という（田中英夫『英米法総論（下）』（昭和55年）503頁）。アメリカ法においては、かつて存在したルールとされているようである（樋口・前掲書（前注(3)）163頁）。
 - (10) 杉浦＝菅原＝松嶋・前掲書（前注(2)）68頁（杉浦保友）
 - (11) (1984), 26 BLR 156, 45 OR (2d) 110.
 - (12) CISG については、松嶋隆弘「商法学の立場からみたウィーン売買条約」法学紀要 51 卷（平成 22 年）273 頁
 - (13) 日本語訳については、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty169_5.pdf に従った。
 - (14) http://law.scu.edu/site/gary-neustadter/contracts-2011-12/main/CISG/CISG_Advisory3_ParolEvidence.htm
 - (15) Whereas とは「～であるがゆえに、～なので」という意味のいささか古めかしい表現である。
 - (16) 堀江泰夫『契約業務の実用知識』（商事法務、平成 22 年）144 頁。現在において、前文は、実務上、契約に至る経緯や動機だけでなく、当事者の事情、今後の展望等を書くことも多く、契約締結後に、担当者が替わったような場合に、契約成立の経緯等を理解する上で便宜であるとされる（杉浦＝菅原＝松嶋・前掲書（前注(2)）46 頁（松嶋隆弘＝ダグラス・K・フリーマン））。
 - (17) 最近では will も用いられるようである。英文契約における shall の用法については、中村秀雄『英文契約書作成のキーポイント（新訂版）』（平成 18 年）69 頁
 - (18) 野副・前掲書（前注(2)）65 頁
 - (19) 杉浦＝菅原＝松嶋・前掲書（前注(2)）42 頁（松嶋＝フリーマン）
 - (20) 本文中の「WITNESSETH」という用語だけ耳慣れないが、これは「表わす、示す、記録する」を意味する古語的表現であり（小山・前掲書（前

注(4)) 1211 頁)、現在の英語における動詞 witness の三人称単数現在 (witnesses) に相当する。

- (21) すなわち、THIS SHARE PURCHASE AGREEMENT が主語、WITNESSETH が動詞で、接続詞 THAT の後に、その内容が具体的に示され、IN WITNESSWHEREOF で始まる文言で締められる、長大な一つの文章として組み立てられているのである。
- (22) 杉浦＝菅原＝松嶋・前掲書（前注(2)）68 頁（松嶋隆弘＝フリーマン・ダグラス）
- (23) 『別途協議条項』とは、『円満解決条項』とも言われ、「本契約に定めない条項またはこの契約の解釈に疑義を生じた時は、別途誠意を持って協議するものとする」。または「将来、この契約により生ずる権利義務につき当事者間に紛争が生じた時は、協議によって円満に解決する」旨規定するものである。
- (24) 長谷川俊明『新法律英語のカギ 契約・文書（全訂版）』（平成 20 年）75 頁
- (25) 吉川・前掲書（前注(2)）61 頁は、完全合意条項は契約締結以前の交渉経過などを事後的に持ち出すのを禁止するものであるのに対し、別途協議条項は、契約締結後の問題発生についての協議を定めるもので、時的限界を異にすると指摘する。
- (26) 堀江・前掲書（前注(16)）148 頁、植草宏一＝松嶋隆弘編『契約書作成の基礎と実践～紛争予防のために』（平成 24 年 9 月）188 頁（鈴木一洋）
- (27) Japan Electronics and Information Technology Industries Association（電子情報技術産業協会）
- (28) Japan Information Technology Services Industry Association（情報サービス産業協会）
- (29) この他に、完全合意条項の有効性を直接的には判断していないものの、それが有効であることを前提に契約条項の解釈をしているものとして、名古屋地決平成 19 年 11 月 12 日金判 1319 号 50 頁。
- (30) 本判決の評釈として、長谷川俊明・国際商事法務 35 巻 7 号 1000 頁
- (31) 植草＝松嶋・前掲書（前注(26)）193 頁（鈴木一洋）
- (32) 植草＝松嶋・前掲書（前注(26)）192 頁（鈴木一洋）。かかる指摘を明確にするものは、筆者が知る限り、鈴木一洋弁護士の前記論稿が初めてである。
- (33) 伊藤眞『民事訴訟法（第 4 版）』（平成 23 年）350 頁
- (34) 植草＝松嶋・前掲書（前注(26)）
- (35) 杉浦＝菅原＝松嶋・前掲書（前注(2)）
- (36) 例えば、橋内武＝堀田秀吾『法と言語—法言語学へのいざない』（平成 24 年）

【第三編 国家】

第一章 国家・法

Lochner 判決の亡霊とその最近の評価断片

青 山 武 憲

はじめに

二一世紀に入って間もなく、『Lochner の遺産の遺産』(Lochner's Legacy's Legacy) と云う論文で、David E. Bernstein は、実体的適正手続の代名詞と云え、適正手続条項に確と契約の自由を認めた Lochner 事件⁽¹⁾に関連して「*Lochner v. New York* の亡霊が、アメリカの憲法に憑りついている。」と述べた。⁽²⁾ Lochner 事件以前、一八九八年には、連邦最高裁判所は、炭鉱従事者の労働時間を一日一〇時間に制限した立法を合憲としていた。⁽³⁾ところが一九〇五年、その連邦最高裁判所が、右の Lochner 事件で、パン業について同様になされた労働時間規制立法を違憲としたのである。⁽⁴⁾ その違憲判断を下した Rufus W. Peckham 判事による判決が、アメリカ合衆国(以降、「合衆国」と云う。)では、その憲法に憑りついていると云うのだ。

そのようなこともあって、Lochner 事件は、憲法学者の脳裏にもこびり付いている。Lochner 判決に関する論文は、二一世紀になっても依然として絶えないのだ。⁽⁵⁾ その中の一つで自由放任主義的立憲主義を研究した Matthew J. Lindsay によれば、合衆国の法律学者たちは、一九世紀後半に始まり Lochner 事件で頂点に達した自由放任主義的立憲主義の起源と本質との問題と取り組み続けていると云うことである。⁽⁶⁾ 実際、Lochner 判決の類が概ね幅を利かした時代 (一八九七—一九三七)⁽⁷⁾ (以降、「Lochner 時代」と云う。) は、今や連邦最高裁判所の判決史の一時期を画したものとして口にされているのだ。そしてその時代の象徴である Lochner 判決は、依然として連邦最高裁判所の判決史で最も論争されるものの一つとなっているのである。⁽⁸⁾

多くの重要な判決がしばしば異なる評価を生み出しているように、Lochner 判決についても、異なる評価が存在する。その判決は、五対四と云う際どいものであった。その際どさは、判決後の評価の対立あるいは論議を予想させるものであった。司法と政治の問題に詳しく、それらの面から Lochner 事件を論究した Paul Kens は、Lochner 判決に不満のある人々から見れば、その判決は、政治的・経済的・社会的に欠点がある理論に基づいて悪い公共政策を固定化したものと云う。それ故、彼らは、躊躇うことなく、Lochner 判決を自由放任主義および社会的ダウニズム (Social Darwinism) に根差した無為哲学 (a “do nothing philosophy”) を示したものと述べていると云うのだ。⁽⁹⁾ そして彼らにとって Lochner 判決は、時代の趨勢に逆行するものであったとされる。にも拘わらず、そのような判決を画期的なものともみえず見解が存在することは、彼らが気に喰わないところである。

そのような者と同様な立場から、Lochner 判決を悪評高い彼の Dred Scott 事件の判決と同様に位置づけ、司法部が間違った営みをした代表的な事例と看做して、連邦最高裁判所の歴史の中で悪評高いものと説く者は、決して少な

くない。⁽¹⁰⁾ それも彼らによる Lochner 判決に対する批判は、執拗であり強力である。

そのような批判の強さは、他方で、Lochner 判決に対する根強い支持があることを意味している。この立場の者にとっては、そのような批判の強さがその判決を支持するエネルギーの源となっている。実際、Lochner 時代を通じて存在するいわゆる Lochner 主義を財産権や経済的自由を擁護する立場から支持する主張は、決して少なくない。⁽¹¹⁾ 取り分け二〇世紀終盤以降、Lochner 主義の見直し論は、強まってもいる。それも、Lochner 主義と社会・経済改革との関係を研究した Seven M.Ingram によれば、歴史家や法学者は、Lochner 主義を改革の動きに対する裁判所による反感を証するものと看做していたが、最近の見直し主義の学者は、Lochner 主義が進歩的な法律に対して必ずしも敵対的であったわけではなかったことを証明していると云うことである。⁽¹²⁾ 社会的民主主義者によつて唱えられたニュー・リベラリズムと Lochner 判決の法理に代表される古典的リベラリズムとは、矛盾しないと云うのだ。また福祉主義に対する新たな動きを究明した Mratha T. McCluskey のように、二〇世紀終盤に現れた経済効率を重視する法と経済の核心に係るネオ・リベラリズムを Lochner 主義の復活と見る向きもある。⁽¹³⁾ ともあれ、Lochner 主義とその後のリベラリズムとの関係は、Lochner 法理をいかに解するかに左右されるところである。

ところで、冒頭に触れた D.E. Bernstein は、取り分け Lochner 判決の法理を追究している代表的な研究者の一人である。彼によれば、連邦最高裁判所が Lochner 事件を裁いた後ほぼ百年と云うもの、Lochner 判決とそれを継承した判決とが依然として司法の過ちのいかんを判断する基準となっていると云うことである。そしてその過ちを避けることこそ、現代の憲法や憲法学者が最も執着しているところであり、主要な論点とされているとされるのだ。⁽¹⁴⁾ そのような Lochner 事件に係る論議や評価は、興味を引くところである。そこで以降では、しばしば経済的自由、とり

わけ契約の自由の牙城と評される *Lochner* 判決およびそれに関連した動きと主として新たな評価に注目してみる。⁽¹⁵⁾

一 「Lochner 時代」概説

我々は、このように「規制的な」性格を有する多くの法律が公衆の衛生若しくは福祉を守る目的を有する警察権の名目で可決されているが、現実には、それらが他の動機で可決されている事実には目を閉じることはできない。⁽¹⁶⁾

——Justice Rufus W. Peckham——

1 *Lochner* 時代の胎動

Lochner 時代の特徴については、いろいろな指摘がある。経済的自由、取り分け契約の自由を規制する立法を無効なものとするために実体的適正手続規定を使用したことを指摘するもの、あるいは、州際通商に関する連邦政府の権限を制限した裁判所の動きを指摘するもの等は、その代表的な例である。中でも注目され、以降でも主として注目するのは、前者である。連邦最高裁判所が合衆国憲法修正（以降、単に「修正」と云う。）一四条が定める適正手続条項上の自由に経済的自由をも含めて解釈した最初の判決は、法律を守っていない海上保険会社との取引を規制した *Louisiana* 州法を全一致で無効とした *Allgeyer v. Louisiana*, 1897⁽¹⁷⁾ である。その *Lochner* 時代の幕開けと云える事件の先駆をなしたものとしては、適正手続規定における人に法人を含めた *Santa Clara County v. Southern Pacific Railroad Co.*, 1886 や州による警察権の行使の正当性を審査する意欲を示した *Mugler v. Kansas*, 1887⁽¹⁸⁾ があつた。*Lochner* 判決は、それらのうち *Mugler* 判決を引用した⁽¹⁹⁾、*Mugler* 判決は、*Lochner* 判決の先駆として少なからず注

目されている⁽²⁰⁾。そのようなこともあって、司法権について精通した Michael G. Collins の如きは、その他の多くの論文に目を向けながらも、この Mugler 判決を Lochner 時代の幕開けをなしたものと看做している⁽²¹⁾。

少しく論題から離れるが、余り注目されていないものの、右の Allgeyer 事件の判決の日に、*Chicago, Burlington & Quincy Railroad v. City of Chicago*, 1897⁽²³⁾において、「正当な補償」をせず公用収用をした事例が、適正手続に欠けるとされた。この判決もまた、実体的な面からなされたものであったのだ。その意味で、一八九七年三月一日は、連邦最高裁判所史において無視し得ない日であった。その日は、連邦最高裁判所が新たな時代に入ることを予測させる日であったのだ。

再び戻って、連邦最高裁判所は、Allgeyer 事件で認めた自由を絶対的なものと解したわけではなかった。州の警察権に従うものとしたのだ⁽²⁴⁾。その警察権が行使される時期や限界については、事案次第とされた。それでもその事件では、自由の範囲がかなり広く解され、その自由に人身の自由だけでなく、市民がその能力のすべてを享有、行使し生計を営む等のために契約する自由も含められた⁽²⁵⁾。しかし、鉱山における一日八時間以上の就業を禁止した *Utah* 州法が容認された翌年の *Holden v. Hardy*, 1898⁽²⁶⁾では、自由の範囲は、かなり狭められた。これは、労働立法に係る連邦最高裁判所における最初の事件であった。この事件では、健康や安全に対して有害性を伴う鉱山業における契約の自由が問題とされた。それも警察規制が、公衆の衛生、安全若しくはモラル、あるいは公害 (public nuisance) の排除のために確と容認された。立法府には、いろいろな利益のために広範な裁量が認められた。そして、警察権は、正当に行使される限り、契約によって制限されることはない⁽²⁷⁾とされたのである。そのような流れを汲んで、*Otis v. Parker*, 1903⁽²⁸⁾でも、株式の信用買入に関して契約の制限が認められた。やがて *Northern Securities Co. v. U.S.*, 1904⁽²⁹⁾でも、

州際通商条項に関連して反トラスト法が認められた。これらの動きには、連邦最高裁判所が後に Holmes 判事的評価で述べられた自由放任主義的立憲主義あるいは古典的リベラリズムを離れて修正立憲主義、いわゆるニュー・リベラリズムへと移行する兆を思わせるものがあつた。しかしながら、連邦最高裁判所は、そのような予感を程なく覆した。そのような予感を覆したのが、外ならぬ Lochner 判決であつた。

2 Lochner 時代概要

Lochner 事件で法廷意見を述べた R.W. Peckham 判事は、Allgeyer 事件で法廷意見を述べ、Holden 事件では反対意見を述べていた。それ故、Lochner 事件における彼の姿勢には、予測されるものがあつた。実際、案に違わず、彼は、ビジネスに関連して契約する一般的な権利を修正一四条が守っている個人の自由の一部であるとした。その修正一四条の下で、州が人の生命、自由あるいは財産を奪うには適正手続に従うことを求めた。そして、労働を売買する権利について、それを排除する状況が無い限り、修正一四条によって守られている自由の一部であるとした。その際、判例上、警察権が、概ね州の公衆の安全、衛生、モラルおよび一般の福祉に関して述べられ、自由や財産はその合理的な制限の下で保有されるものとされたことを確認しながらも、自らは、警察権を人々のモラル、衛生、あるいは安全を守る権限と同視した。⁽³¹⁾そして、職種、強制的予防接種等に伴う公衆の衛生等のための警察権による諸種の規制例を容認しながらも、清潔で衛生的なパンは、パン業者の労働時間に左右されるものではないとした。パン業者も、公正で合理的で適切な警察権には服するが、問題の労働立法は、そのような警察権の行使ではないとしたのである。そのような見地から、彼は、労働立法から契約の自由を保護する確固たる姿勢を示したのだ。この Lochner 判決は、以

降暫時、連邦最高裁判所が実体的適正手続の下で経済的自由のために経済および労働に係る立法を無効にする直接的契機となった。その判決の姿勢が踏襲された代表的な事件を垣間見てみる。

Lochner 事件判決の三年後、*Adair v. United States*, 1908 では、⁽³²⁾ 鉄道会社に対して黄犬契約を禁じた連邦法が無効とされた。この姿勢は、同様に黄犬契約を禁じた州法に係る *Coppage v. Kansas*, 1915 でも確認された。⁽³³⁾ 雇用者が被用者と組合との関係に関わる行為への規制が否定されたのだ。*Adams v. Tanner*, 1917 では、⁽³⁴⁾ 職業取次法が問題となった。Washington 州で一九一四年に、職業取次店が自ら取次料金を決めることが禁止されたのだ。連邦最高裁判所は、そのような禁止立法が公共の福祉のために有用であることを認めた。しかし、それは、不道徳でも危険でもないビジネスを規制するものであり、恣意的で圧制的であるとされた。⁽³⁵⁾ *Hammer v. Dagenhart*, 1918 では、⁽³⁶⁾ 州における児童の労働を害悪から保護する一九一六年の連邦立法が問題となった。児童を雇用している工場からの荷物の州際輸送の禁止の合憲性の問題である。この事件で、連邦議会は、憲法によって委任された以外の権限を行使することはできないとされた。そして、州際通商条項によって児童を保護しようとした連邦議会の行為が、州の権限を侵す越権行為とされた。⁽³⁷⁾ この *Dagenhart* 法理は、⁽³⁸⁾ 児童労働を行わせている雇用者の純益に一〇%の課税をした行為が問題となった *Bailey v. Drexel Furniture Co.* 1922 でも継承された。⁽³⁹⁾ その *Bailey* 事件の前年、*Duplex Printing Press Co. v. Deering*, 1921 では、⁽⁴⁰⁾ 連邦の反トラスト法が問題となった。この事件で法廷意見を述べたのは、*Pitney* 判事であった。彼は、問題となった法律が保護しているのは労働組合の存立と運用だけであり、その構成員の活動は大して保護されていないとした。そして、問題のボイコットが反トラスト法によって差止めを免れるのは、それが合法で正当な場合に限られるとした。⁽⁴⁰⁾ しかし、そこでその合法および正当の定義はなされなかった。それでも問題の法律以前に、

Duplex 事件におけるようなボイコットが違法とされた *Loewe v. Lamlor*, 1908 のような先例が既にあった。⁽⁴¹⁾ Pitney 判事が Duplex に対して差止めによる救済を認めたのは、その先例を踏まえてのことである。⁽⁴²⁾ Bailey 事件の判決の翌年、*Adkins v. Children's Hospital*, 1923⁽⁴³⁾ では、女子や児童のための最低賃金を定めた立法が、契約の自由に反するとされた。ところが、*Nebbia v. People of New York* (一九三四)⁽⁴⁴⁾ では、州法である農業・市場法の下でミルク規制委員会がミルクの販売価格を規制した規則の合憲性が認められた。⁽⁴⁴⁾ 経済的自由に対する強い保護が、緩和されたのである。しかし、*Nebbia* 事件は、*Lochner* 時代の終焉を意味しなかった。その後も、たとえば、農業調整法の下での課税を違憲とした *United States v. Butler*, 1936⁽⁴⁵⁾ や石炭産業を規制する立法を無効とした *Carter v. Carter Coal Company*, 1936⁽⁴⁶⁾ に見られる如く、*Lochner* 主義は、維持されたのである。このうち取り分け *Carter* 判決は、政治的な波紋を生じた。その判決に鑑み、経済危機と精力的に取り組んだ第三二代大統領 Franklin Delano Roosevelt が、

「だから、我々は、国民として、裁判所から憲法を救い、また裁判所を裁判所自体から救うために、行動を起こす必要がある時に至っている。我々は、最高裁判所へ訴えることより憲法自体へ訴える道を探さなければならないのだ。我々は、憲法の下で裁判を行う最高裁判所を欲しているのであって、——憲法の上にある最高裁判所を欲しているわけではないのだ。⁽⁴⁷⁾」

と憤懣を述べたのだ。一三〇万人もの失業者が存し、不況のどん底期に合衆国大統領の地位にあった F.D. Roosevelt は、イギリスの経済学者 John Maynard Keynes に影響されて政治および経済に二〇世紀的自由主義を導入

しようとしていた。彼にとって、古典的自由主義あるいはLochner主義に固執していると思えた連邦最高裁判所は、障害物でしかなかった。彼にとって、「我々が恐れるべき唯一のことは、自らを恐れることである。」⁽⁴⁸⁾と云うことでは最早なくなり、憲法に上位しているように思えた連邦最高裁判所であったのだ。当時のことを論究したWilliam and Mary 大学の教授Neal Devinsは、後に、当時の連邦の裁判所を「古い秩序」(the Old Order)の一部と断じた。⁽⁴⁹⁾そのような見方は、明らかに大統領側に与するものであった。俯瞰的に見れば、当時は、総じて古典的自由主義を守ったとされ、行政国家化を警戒した連邦最高裁判所と市場絶対主義に不信を抱いてニュー・デールを実行し、ニュー・リベラリズムを追求した大統領との熾烈な闘争の時代であった。その際、F.D.Roosevelt大統領には、連邦最高裁判所に果敢に挑戦する姿勢があった。大統領は、連邦最高裁判所がニュー・デールを促進する組織となるようなプランさえ練った。それは、反対派によって「法廷包み込み計画」と呼ばれたが、そのプランは、大統領の有名な炉辺談話で明らかにされた。⁽⁵⁰⁾そのような法廷外の政治的圧力の影響もあつてか、従来ニュー・デールに反対していた連邦最高裁判所のOwen Roberts判事が、大統領の政策を支持する側に鞍替えしたこともあつて、連邦最高裁判所の流れが変わった。*West Coast Hotel Co. v. Parrish*, 1937⁽⁵¹⁾で五対四のからうじての多数によつてAdkins事件の判決が覆され、問題となった最低賃金法が支持されたのである。そのことは、外ならず、Lochner時代の終焉を意味した。

二 Lochner時代の終焉とLochner主義批判

1 West Coast Hotel Co. 事件による判例変更

Peckham法理とその影響を受けたその後の多くの判決に潜む原理であるLochner主義は、Roosevelt大統領の司法

外における威圧もあつて覆された。そしてそれ以降、かなりの間、日の目を見なかった。否それどころか、かなりの者によつて連邦最高裁判所の過ちの象徴であるかの如き扱いを受けた。⁽⁵²⁾ Lochner 時代の裁判所が、適切な社会政策に關して国民を代表する議会の見解を勝手な見解に置き換えているものと解されたのだ。⁽⁵³⁾ それは、社会的・経済的な改革の動きに足枷となつた障害と看做されたのである。

ただ Lochner 判決は、一八八〇年代から一八九〇年代にかけて地盤を固めていた連邦最高裁判所の中における憲法論のいわば結論であつた。もとよりそのような理論に対して、学問的にも連邦最高裁判所の中にも、社会状況の変化を考慮した新たな法理論が芽生えていた。法学界におけるニュー・リベラリズムである。そのような新たな動きの中で、Peckham 法理に対する批判の代表的なものとしては、Lochner 事件で反対意見を述べ、後に「明白で現在の危険」の法理で名を馳せた O.W. Holmes 判事の見解を上げることができる。

その Holmes 判事は真つ先に、Lochner 判決が一般化していない経済理論に基づいてなされた旨を述べた。Peckham 判事の経済論は、「邦の大部分が受け入れているところではない」と云うのだ。そして憲法は、それと基本的に見解を異にしている人々のために制定されているもので、そのような特別の経済理論の具現化を意図していない旨を述べたのである。⁽⁵⁴⁾ これは、彼が修正一四条を Victoria 朝時代の哲学者・生物学者・社会学者で古典的自由主義論者として有名な Herbert・Spencer の社会静学を立法化したものではないと述べていることから明らかなように、彼が Lochner 判決に読み取つた自由放任主義に対して批判をしたものである。次に彼は、憲法が特定の政治経済理論を具現化していないとすれば、裁判官は、多くの場合、その理論に代わる適正手続規定上の「自由」と云うような開放的なことばを解釈することはできないと云う。裁判官は、多数人による立法政策によつて示された「当然の支配

的な結論」に従うべきであると云うのである。そのような政策が、適正手続条項のような憲法上の規定に影響を与える場合でさえもである。裁判官が政治経済の領域で制定法を無効にできるのは、理を弁えた公正な人がその制定法を国民のおよび法律の伝統によって理解された基本的原理を侵害していると認める場合だけであると云うのである。この Holmes 判事には、一般的な命題が具体的な事件を解決することはなく、具体的な事件が解決されるのは、明確な大前提以上に、より鋭い識見および直感がある場合であるとする考え方が存した⁵⁵。そして彼には、何よりも政治経済領域の規制に立法府の裁量を広範に認める姿勢が存したのである⁵⁶。ただその場合にも、Lochner 判決批判に際して自由放任主義と云うレッテルで範疇化をしても、警察権と個別法を制定しない立法府の義務との境界の問題を重視しなかった点は、当時の論評者と異なる特徴と云えた。

余り注目されていないが、Lochner 事件には、White 判事と Day 判事も加わった Marshall Harlan 判事の反対意見も存した。この Harlan 判事の反対意見は、真つ先に、法廷意見が必ずしも明確にしなかった警察権の範囲の問題に注目している。連邦や州の裁判所のすべての事件で警察権がすべての市民の有害な権利行使から公衆の生命、衛生および安全を守ることに及ぶことが認められていると云うのだ。そして契約の自由も、一定の限度内で、一般の福祉を促進するため、あるいは、公衆の衛生、公衆のモラル若しくは公衆の安全を守るために意図され算段された規制に従うと云うのである。その場合、裁判所が一般の福祉に係る立法行為を審査し得るのは、立法行為が現実的あるいは実質的に一般の福祉の目的と関係が無い場合か、明らかに基本法上の権利を侵害しているときに限られるとされる。そうでない限り、立法の合憲性が推定され、違憲の立証責任は、違憲を主張する者が負うとされるのである。その場合、裁判所は、立法の政策あるいは賢明さのいかんには関わるべきではないともされる。そのような見解から、裁判所が、

労使が同じ立場になく、特殊な職場であることを考慮してなされた *Lochner* 事件におけるような州法を無効にする
とすれば、それは、裁判所の権限を超えることになる⁽⁵⁷⁾とされるのだ。「市民の生命、健康および福祉」に配慮する州
の固有の権利を侵すことになる⁽⁵⁷⁾と云うのである。

Peckham 法理に対する決定的な打撃は、婦人のための最低賃金を定めた *West Coast Hotel Co.* 事件⁽⁵⁸⁾で加えられた。
その事件の判決は、*Hughes* 連邦最高裁判所長官（以降、「長官」と云う。）の下、五対四の僅差多数で連邦最高裁判所
が社会経済的立法に関してはつきりと姿勢を変えたものであった。その判決で、*Hughes* 長官は、憲法は契約の自由
について触れていないとした。憲法は、自由については触れているが、それが定めているのは、適正手続を欠く自由
の剥奪の禁止についてであるとした。剥奪を禁止するに際しても、絶対的な不可統制の自由が認められているわけ
はないとした。その自由については、歴史と含意とがあるとしながら、憲法で保障されている「自由とは、国民の衛
生、安全、モラル、および福祉を脅かす害悪に対して法の保護を要求している社会組織における自由である。」とし
た。そしてその憲法の下にある自由は、適正手続による抑制には従うもので、それを抑制する場合に合理的で共同体
の利益のためになされるものは、適正手続によるものとしたのだ。⁽⁵⁹⁾そしてそのような見解の下で、長官は、「この一
般的な自由の本質的な制限は、特別な契約の自由をも支配する。」としたのである。⁽⁶⁰⁾続けて長官は、*Allgeyer* 事件、
Lochner 事件、*Adair* 事件を引用し、また引用されていない他の事件においてもそうであるとしながら、契約の自由は、
条件が付いている権利であるとした。それは、絶対的な権利ではないから、欲する通りに振る舞う自由はなく、ある
いは、好む通りに契約する自由もない。自由が保障されても、契約を本質的なものとしている広範な活動は、立法府
の監督を受ける。政府がその自由を制限する権限が否定されるわけではない、と云うのである。一体、自由が意味す

るのは、恣意的な抑制をなくすことであり、共同体のための合理的な規制や禁止を免除するものではないと云うのだ。⁽⁶¹⁾ このような見解の下で、長官は、取り組んだ事件において、施設の所有者と労働者との間に不平等が存在することは立法者により裏付けられており、そのような不平等が存在する場合には、当事者が成年であり、締約能力を有する場合にも、州は契約に干渉することができるとしたのである。⁽⁶²⁾ この Hughes 判決こそ、Lochner 判決に存在するとされる契約の自由に基づいたニュー・デール反対の保守的司法積極主義を破砕したものと評されているものである。⁽⁶³⁾

2 Lochner 主義批判

殺人とか宝物探しとか労働問題等を扱った Charles Dickens らに代表される Victoria 朝のメロドラマは、今日でもしばしば話題になるところであるが、経済的自由の問題に精通した James W. Ely, Jr. によれば、合衆国の憲法史の中で一八八〇年から一九三七年にかけての経済問題が示したところは、Victoria 朝のメロドラマに似ていると云うことである。卑劣な連邦最高裁判所が、巨大ビジネスに対して温情ある規制を課そうとしている高貴な改革者をイラつかせているものとして描かれていると云うのである。そしてその邪悪な物語の中心にあるのは、*Lochner v. New York*, 1905 と云うのである。⁽⁶⁴⁾ 社会労働問題と取り組んだ立法府に対抗した連邦最高裁判所の判決で、Lochner 事件のそれ程悪く評されているものは少ないのだ。それも、その流れが変わって間もない一九四〇年代の初期までに社会の除け者としての Lochner 判決の地位は、確実なものとなった。⁽⁶⁵⁾ 一九三七年以降、リベラルな評論家によるその判決に対する非難は、急速にいわば儀式化あるいは慣例化したのだ。Lochner 判決の背後にあるとされた自由放任主義は、経済および富の再配分を支持する学者や裁判官たちにとっては噴飯ものであったのである。彼らにとって、Lochner

判決は、専らいわば富者あるいは強者の権利のために連邦最高裁判所が積極的に活動した典型的な事例でしかなかったのだ。

しかしながら、契約の自由は、自由主義を建国のイデオロギーとするアメリカの法文化に深く根差したものであった。⁽⁶⁶⁾ それもおよそ契約は、市場経済にとって中心的な地位を占めたものであった。そのことを示して、際立ったアメリカの法史家 J. Willard Hurst は、「一九世紀の当初から七五年にかけての法の成長の中で法が分岐した全構造における契約法の圧倒的な優位」なるものを強調したそうである。⁽⁶⁷⁾ J. W. Ely, Jr. によれば、その契約と云うシステムの台頭は、出生および身分によって支配された階層的な社会秩序からの色々な関係の移行を意味したと云うことである。その契約の重要性は、私法によって高められたが、裁判所による自由市場における契約する権利の憲法化は、短期間になされ、それも、第一步に過ぎなかったとされる。彼は、その憲法上のものとされた契約を自然法思想に論拠を求めた Marshall 長官的な考え方の力強い再浮上と解している。⁽⁶⁸⁾ 再浮上と云う以上、契約は、元々、存在し潜在していたわけである。因みに、Marshall 長官は、契約に関する主張を展開した Ogden 事件で敗北したが、その際、合意する権利を政府に先存する自然法に論拠づけた裁判官であった。なを、契約の自由の問題を論究した Kirsten L. McCaw は、その自由を Ogden 事件における Marshall 長官の理説以前に制定された合衆国憲法一条一〇節の下で国民に留保された根本的権利としている。⁽⁶⁹⁾

しかし、連邦最高裁判所が契約の自由の存在を確認した筈の Peckham 法理には、早くから批判が生まれた。Lochner 判決の三年後の一九〇八年に、既に格差が生まれていた労使の労働契約の問題と取り組み、公共の福祉を促進することを立法府の裁量と考えた裁判官で法哲学者でもあった Learned Hand が、Harvard Law Review に『適正

手続と一日八時間』と云う本格的な批判論文を寄稿した如くである。そこで彼は、修正一四条、修正五条、「権利の請願」(the Petition of Right, 1628)、「大憲章」(Magna Carta)等を上げながら、先ずそれらが立法で実現されているとし、次に修正一四条の自由が好きなように目的を追求しその目的のために契約する権利を意味することになっていること、それが連邦最高裁判所に定着していること、そしてそれらを改める必要がある旨等を主張したのである。^⑩日頃、社会的経済的問題と取り組んでいたL. Handにとっては、労使が実質的に対等な立場で自由を行使し得なかった状況が存在するにも拘わらず、自由の名の下に、連邦最高裁判所が自由への干渉を怠る事実は無視し得ないものがあつたのだ。彼は、適正手続を「法の慣習的若しくは通常の手続き」と云う意味に解しながら、立法府が賃金契約を統制することが普通のことであつて受け入れられていることであれば、契約を規制する立法は、適正手続に適つたものであると解した。その時代既に、適正手続を法の慣習的および通常の手続きの意味で解釈した判例は、船員に対する前払い賃金の禁止立法が問題となつたPatterson 事件等かなり存在した。^⑪彼においては、その賃金問題の延長上で労働時間の問題も考えられ得るものであつた。問題の労働時間の規制は、労働者の健康のために目的としたものだけではなかつたが、そのことによつて、その規制が、労働者の健康のためにならないと云うことにはならないと云うのだ。そして、労働者の活力を保ち、労働者を専門的な仕事の単調さから救済し多様な活動を可能にするための規制が何かについては、広範な統計的な調査が必要であるが、Peckham 法理を科学的知見に基づかず、「機械的な法律学」、抽象的な理由付けに走っているとしたのだ。彼においては、連邦最高裁判所で適法とされた筈の規制の慣習的な性格が問われないことも、疑問視された。^⑫連邦最高裁判所は、姿勢を変えたと云うのだ。彼には、公共の福祉を促進するための立法は可能であり、労働者の福祉とその労働時間との間には直接的な関係があるにも拘わらず、Peckham 法理がそ

のような関係の不存在を云う点に不満があった。Peckham 判事も、福祉を論ずる場合には、Hardy 事件等における如く、関係労働者が恩恵を受けるかあるいは不利益となるかの問題を考慮しなければならなかったと云うのだ。その法理では、関係者が福祉の面で不利益を受けること、あるいは利益を得る場合には、不当に利益を受けることになることが示されなければならなかったと云うわけである。これを換言すれば、立法府の行為に不条理あるいは抑圧的なものがあることが示されなければならなかったと云うのである。⁽⁷³⁾要するに、L.Hand には、難解な労使関係の諸問題を考慮している立法府の行為に対して敬意を払わない司法の姿勢に不満が潜在したのだ。

一九〇九年には、植物学に精通し、法律学者および教育者として名をなした Nathan Roscoe Pound が、契約の自由を強く主張する理論を現実の産業労働状況について多くの民衆のために配慮する考察をしておらず、私権のために個人主義的な概念が民衆の犠牲の下に誇張され過ぎているとする論文を発表した。⁽⁷⁴⁾この R.Pound がその論文で真っ先に注目したのは、Adair 事件において法廷意見を述べた Harlan 判事の理論であった。彼は、Lochner 事件では反対意見を述べた Harlan 判事が Allgeyer 判例等を踏襲して労働を売る者の権利とその者の労働を購入する者の権利の等価を説いたこと⁽⁷⁵⁾に注目したのだ。彼は、雇用者と被用者⁽⁷⁵⁾とが相互に平等な権利を持つと説く Harlan 判事らの理説がほぼ二五年間の諸判決の理論の頂点に達したものと看做し、それが法律学者によって異常な長さで引用される存在となっていたことが気に入らなかった。そこで、このような法律界の状況と労使の違いに注目する社会学者の見解とを対比した。そして、連邦最高裁判所と異なり、社会学者たちが「いわば平等権に関する論議の多くは、全く中身の無いものである。契約のシステムに関する一切の馬鹿騒ぎは、偽りで水増しされている。」と述べていたことに注目した。彼によれば、現実の産業界の状況を吟味しそれに精通している者たちにとっては、この社会学者の論じている

ことこそ正論であつた。⁽⁷⁷⁾ それも、彼によれば、契約の自由を歴史的基盤に強く裏付けられているとしたPeckham論は謬論で、それは、一九世紀後期に突如として現れた新しいものであつた。⁽⁷⁸⁾ それは、時代が要求した創生物と云うわけである。そのような彼の見方については、後世、反論が現れるが、⁽⁷⁹⁾ その反論についてはともかく、「社会学的法律学」(sociological jurisprudence) (と自ら呼んだ法律学) を唱えた彼は、現実主義者として法の批判を先駆けながら、Peckham 法理的な契約の自由を「公権を犠牲にして私権」を誇張している機械的法律学の一部をなしているものとして非難したのだ。彼によれば、契約の自由は、自然法に論拠を置く契約論者やAdam Smithの自由放任主義の哲学による邪道の意見以外に歴史的基盤など持たないものであつたのだ。⁽⁸⁰⁾ それは、A.Smithをはじめ、David RicardoおよびJohn Stuart Millのような古典的な政治経済学者に由来し、個人主義的偏見を伴ったものなのだ。彼においては、古典的経済学者は社会科学、取り分け社会学に固有な価値である社会的側面を無視した個人主義的偏見を法に対して与えているとされたのである。⁽⁸¹⁾ このR.Poundは、進歩的社会学者Edward Rossらの社会的価値論の影響を受けていたから、⁽⁸²⁾ 契約の自由の下で行われる労働を売る者とそれを買う者との現実の立場を無視する筈もなかったのだ。そのような立場から、彼は、Lochner事件におけるHolmes判事の反対意見を評価し、Peckham法理を反動的なものとして述べたのである。⁽⁸³⁾ 彼には、自由放任主義として範疇化された程のLochner Courtの契約の自由に対する信念に対して鬱積した不満が存在したのである。

司法哲学者 (judicial philosopher) として名を馳せ連邦最高裁判所の判事ともなったL.Handや社会学的法律学の創唱者であるR.Poundのような碩学の見解は、その後の政治経済あるいは法の世界に多大な影響を与えた。連邦最高裁判所の進歩主義についてColumbia Law Reviewに寄稿した一九一三年のChales Warrenの論文によれば、連邦最

高裁判所が「社会正義」を行おうとする立法に対する障害物となっていると主張する批判者たちは、文句の対象となつてゐる害悪、彼らが急いで救済すべきとしてゐる害悪の所在を特定するように求められると、決まつてたつた一つ Lochner 事件を上げると云ふことであつたが、同様の傾向は、更にその後も、確認されたところである。⁽⁸⁴⁾ そのような傾向にあつては、労働者の苦情と取り組む立法府の努力を称賛する者は多かつたし、「規制されない契約の自由」が保障する個人や共同体の福祉は、理論上のものに過ぎなく、そのような理論は、不平等が存在する現実の世界を反映してゐないとされたのである。⁽⁸⁶⁾

三 Lochner 時代への新たな評価管見

1 Lochner 主義に対する批判と見直しの錯綜時代へ

一九世紀の最後の一五年間および二〇世紀初頭の三〇年間は、諸州において社会労働等の規制立法が溢れた時代であつた。州程では無かつたが、同様の傾向は、連邦にも存在した。⁽⁸⁷⁾ Lochner 判決は、そのような動きの中で下されたものであつた。

一八九七年から一九三七年にかけての四〇年間に、連邦最高裁判所では、二六名の裁判官が携わり、価格、最低賃金、労働時間、労働関係等に係るおよそ二〇〇もの規制が無効とされた。その時代は、三期に分けられる。Lochner 主義が確立されるまでの一九一一年頃までの第一期、その後一九二三年までの時として Lochner 判決が制限された第二期、経済問題の如何に拘わらず、政権に対する制限が強化されたその後の第三期と云うようである。⁽⁸⁸⁾ その間、Lochner 判決的な考え方に徹底して反対したのは、Brandeis、Cardozo、Holmes の三裁判官であり、Stone 裁判官も

これに加えてよい。その他は、総じて是是非非の立場を採ったようだ。右の四裁判官の見解は、後世、しばしば検討の対象となっている。その他の裁判官の同意意見や反対意見は、それ程に注目されていない。その間、Bunting 事件では、工場労働者の超過勤務時間の規制が認められ、一時とは言え、風向きは変わっている。Lochner 主義が復活したのは、一九二〇年に Warren Gamaliel Harding が大統領に選出された後、四名の新たな裁判官が任命されたことによつてである。⁽⁹⁰⁾

大不況が起り、Roosevelt の社会的実験が始まると、その政治力もあつて、一九三七年に Lochner 時代が終わり、その後暫時、「Lochner の過ち」を論ずる者たちの勢いが続いた。そのような勢いの中で、一九八〇年に Bernard Siegel が『経済的自由と憲法』(Economic Liberties and the Constitution) を刊行するまで Lochner 判決を評価した論文は一つだけのようで、それも、控えめのものであった。Peckham 法理は、それ程に数多く且つ悪しく評価されていたのである。⁽⁹¹⁾ D.E. Bernstein によれば、それでも一九六〇年代後半には、Lochner 事件を見直す小さな滴が滴り始めた。その滴は、一九八〇年代までには一つの流れとなった。その流れが、一九九〇年代には洪水へと変わった。いわゆる見直し論者が、其処彼処に現れたのだ。折しもその時代、Chicago 学派が、経済や法の問題で取り分け輝いていた。法学界に自由主義的経済思想が急増したについては、Chicago 学派が影響したところが大きかったそうだ。⁽⁹²⁾

Chicago 学派と新たな Lochner 主義に対する評価との関係はともかく、Lochner コートへの批判は、依然として決して弱くない。その判決を依然として不評の Dred Scott 事件と同位に置き、連邦最高裁判所史における最も信用を失った、司法が機能不全に陥った典型的なものと論ずる者さえいるのだ。⁽⁹³⁾ それを「負の基準」とか「憲法の反対規範」とか「司法の失敗の範例」と評する者さえいるのだ。⁽⁹⁴⁾⁽⁹⁵⁾ 他方で近年、Lochner 主義に新たな評価も生まれている。

そこで以降では、紙数の都合もあり、第二次世界大戦以前から数多い評価はともかく、主としては近年の新たな評価に注目することにする。

2 最近の Lochner 主義の評価断片

「Lochner の過ち」が論じられる場合、何が過ちかの論議は、未だ決着を見ていない。多くの者が説くところによれば、その過ちとして司法積極主義があるとされる。政府の部門とされる領域に裁判所が不当に介入したと云うわけである。この見解に基づく文献は頗る多く、⁽⁹⁶⁾ そのような見解は、司法の謙抑と云う姿勢をとった多くの判決にも確認される⁽⁹⁷⁾。これに対して、Lochner 時代を研究し、その時代の評価に関して学界で指導的な役割を果たした Cass R. Sunstein の『Lochner の遺産』によれば、司法積極主義は、Lochner 事件における過ちとしては二次的なものとされる。司法積極主義と云う語法は人によって異なるが、そのことはともかく、彼においては、過ちは、司法積極主義ではなく、それ以上に、コモン・ロー下の自由な市場を法的構造物ではなく自然の一部と見て、それを自由あるいは富の再配分を試みた立法の合憲性の審査基準とした裁判官たちの信念にあったとされる⁽⁹⁸⁾。要するに、Lochner 判決の過ちを、政府が現存する問題に合憲的に介入したかどうかを判断する基準としてコモン・ローが採用されたことにあったと云うのだ。政府の関与と政府の中立に関する Lochner 時代の解釈は、憲法を適切に分析せず、コモン・ローを憲法化し再配分を禁止したとされるのである。この C.R. Sunstein の見解は、法学界で広く受け入れられ、Breyer、Ginsburg、Souter ら連邦最高裁判所裁判官に影響を及ぼしている。⁽⁹⁹⁾ しかしながら、D.E. Bernstein は、C. R. Sunstein の見方に与しない。彼によれば、C.R. Sunstein は、Lochner 時代の数百の関連事件の中の僅か一〇件に当

たっているに過ぎない。中でも、West Coast Hotel 事件や Adkins 事件に注目しているだけと云うのだ。しかも、これらの事件の小さな部分を取り上げて論じているに過ぎないとされる。それ故、Lochner 時代を正確に理解していないと云うのだ。実際、Lochner コートは、必ずしも再配分原理に全的に反対してはいない。それが反対したのは、警察概念を拡大して場当たりのなされる再配分にあつたのだ。⁽¹⁰⁾ Lochner 時代には、警察権の範囲は必ずしも明確にされなかったが、Peckham 判事も、「本件で警察権は、限界に達している」と云う旨を述べただけであつた。彼は、印刷業、ブリキ業、錠前屋、家具職人、呉服業等雇用の種類およびその種の雇用における被用者の性格を示しながら、特異な状況で雇用に服する人々の階層に係る労働時間の規制を連邦最高裁判所が認めたことを否定してはいないのだ。⁽¹⁰⁾ パン業の労働時間を規制することによつて契約の自由に干渉する合理的な理由はないと述べたに過ぎないのである。たとえば、パン業の人々が他の職種の人々に知性や能力の面で劣ると云うような主張がないにも拘わらず、パン業についてのみ労働時間の規制がなされることに対して消極であつたに過ぎないのだ。

次に、上院司法委員会の特別顧問を務めた David A. Strauss は、Lochner 時代の連邦最高裁判所の過ちを契約の自由を認めるに際して消極で、その地位を高めるに際して積極に過ぎたと云う。彼によれば、先ず、契約の自由は契約の当事者双方に有益なものであるにも拘わらず、政府による干渉は、第三者が何らかの影響を受ける場合はともかく、御節介に福祉を減ずるものとされる。また契約の自由に対する制限は自治と両立せず、生活の重要な面を自由に管理する人々の権利を否定するものであるともされる。にも拘わらず、Lochner 時代は、契約の自由が法的枠組みを適切に発展させる可能性を理解していなかったと云うのだ。そのような理解がなされたならば、もつと積極的に契約の自由が認められたはずだと云うのである。次に、Lochner 時代の裁判官たちも、契約の自由にも限界があり、規制され

る場合があることを認めているとする。にも拘わらず、彼らは、その自由に伴う価値を守ろうとする余り、謙虚さに欠けるものがあつたとされる。その際、取り組んだ問題が彼らが思っていた以上に複雑であつたにも拘わらず、彼らは、そのことを理解する能力に欠けていたともされている⁽¹⁰²⁾。しかしながら、Lochner 時代、既に契約の自由における当事者間の実質的な不平等が無視されていたわけではなかつたから、当時の連邦最高裁判所が、その自由を認めるに際してある程度慎重であつたとしても不思議ではない。またその時代を通じて契約の自由が偏重されたわけではなかつたから、D.A. Strauss は、その時代に存した躊躇についても一考すべきであつた。

最近、Lochner 事件を踏み台にしながら司法や政治の問題と取り組んでいる P. Kens は、Peckham 法理が依拠したのは修正一四条の第一に実体的適正手続、第二に契約の自由、第三に狭い警察権であつたとしている。そして Peckham 判事が論じたものは、第一に正規に制定された法律でさえも、修正一四条が保障した生命、自由および財産を不当に奪うことはできず、第二に修正一四条の自由には契約の自由が含まれ、第三にその自由を制限することができる警察権の範囲は広くないと云うものであつたと云うのだ。⁽¹⁰³⁾ 彼は、この Peckham 法理を「国家の権力を衛生、安全、モラルおよび平和並びに善良な秩序に係る立法に限定する考え方に囚われた」制限政府の理論と捉え、その理論を曖昧であつたとしている。そして彼は、一つ明らかなこととして、自由放任主義経済理論に立脚したといわれる Peckham 法理をその時代に「普遍的に受け入れられているもの」から程遠く、進歩主義的改革論と抵触する個人主義と云うブランドに基づいたものと云うのだ。⁽¹⁰⁴⁾ しかし、彼の「普遍的に受け入れられているもの」と云う述べ方は、独断に過ぎる。それが独断であることは、一九三〇年代に入つてもなを「普遍的に受け入れられているもの」がなかったからこそ Roosevelt 大統領によるいわば威圧が必要であつたのであり、また、West Coast Hotel Co. 事件が最

小多数による判決であったことから、容易に推知し得るところである。

「自由放任主義的立憲主義の時代」とも呼ばれる Lochner 時代⁽¹⁰⁵⁾の契約の自由の問題に詳しい D.N.Mayer によれば、「現代のアメリカの憲法の解釈でいわゆる実体的適正手続誤解されているものはなく、またアメリカの憲法史で、連邦最高裁判所が実体的に『契約の自由』として知られる権利を守るために憲法の適正手続条項を用いた二〇世紀初期誤解されている時代はない。」と云うことである。⁽¹⁰⁶⁾彼は、その誤解の端緒を Lochner 判決を未だ一般化していない経済論に基づいたものとした Holmes 判事にあったと云う。そして Holmes 判事による Lochner 判決の範疇化には誤りがあったにも拘わらず、それが、強い影響力を有したと云うのである。それも、その Holmes 判事の誤解は、進歩主義的運動を行っていた学者や政治活動家を連動させるものであったとされる。事実、その影響力には多大なものがあつたし、著名な学者たちの中には、いわばその後塵を拝した感がある者もかなりいた。特に彼と歩調を合わせた R.Pound、L.Hand、Charles Warren と云った進歩主義の学者たちには二〇世紀初期から既に際立ったものがあつたから、彼らもまた、その後の Lochner 主義の批判者に強い影響を与えた。しかし、D.N.Mayer によれば、Holmes 的に唱論した彼らは、契約の自由の分析に際して中立的であつたわけでは決してなかった。個人主義哲学に対して敵意を有してさえいたとされる。それも、彼らの影響力は多大であつたから、Lochner 判決は、司法積極主義の悪質な例として広く非難されて来たとされるのだ。しかし、彼によれば、彼らが評価しなかった Lochner 主義は、彼らの認識するところと異なり、中立的ではあつても、明示的にも暗示的にも自由放任主義のイデオロギーに基づくものでは決してなかったとされる。またその原理は、H.Spencer の社会静学あるいはいかなる自由放任主義をも憲法の中に読み取つてはいなかったとされている。Lochner 時代に契約の自由を守るために唱えられたことと云えば、自由のため

の一般的な推定の根拠、それも、政府が規制を正当化する合理的なものを十分に証明さえすれば論駁され得るところの推定の根拠を用いることであつたと云うのだ。しかも、それを用いるに際して、Lochner 時代は、必ずしも一貫してはいなかったとされる。実際、Bunting 事件に見られる如く、一時期、Peckham 法理を離れたものがあつた。彼によれば、一貫していなかった理由としては、自由の規制を正当化する「合理的なもの」の定義、したがって、政府の警察権の範囲の定義に一貫したものがなかったことが上げられている。そのような事実が存するにも拘わらず、進歩主義の学者たちは、この警察権を公衆の衛生、安全、あるいは秩序を守ることに限定することなく、より広く「一般的な福祉」と云う定型の無い概念を持ち出して積極的に自由を規制する動きを正当化し、Lochner 主義を批判したと云うのである。しかも、Roosevelt 大統領の圧力も功を奏して、連邦最高裁判所までもが警察権に進歩主義的概念を持ち込み、積極的に「社会的立法」⁽¹⁰⁷⁾の合理性を認めたが、契約の自由を守る Lochner 時代を批判する者は、むしろそのような判決に影響されたその後の判決にこそ焦点を当てるべきであつたと云うのである。Lochner 時代の裁判官が目指したのは、自由放任主義のための司法積極主義ではなく、警察権を伝統的な憲法上の限界内に留めることだけであつたと云うのだ。Lochner 判決でも、「一般的な福祉の促進」について触れているものの、それは、「公衆の衛生、公衆のモラル、あるいは公衆の安全の防護」と云い直されている。Peckham 判事が、必ずしも再配分を否定しているわけではなく、その判決なりの警察の認識の下で、警察規制と云う口実で警察外の規制がなされたことに對して反発していることに鑑みれば、右の D.N.Mayer の見解は、総じて妥当と云える。

その D.N.Mayer には、連邦最高裁判所の人事の変化および法の変化があつて現代的な規制国家・福祉国家の正当性を支持するために、司法の自制を装って、連邦最高裁判所は、長期間確立されていた憲法の先例を一九三七年に破

棄したとする考え方がある。連邦最高裁判所自体は、*West Coast Hotel Co. 事件*の翌年、*Caroline Products Co. v. United States*, 1938 において、経済立法に対するいわゆる「合理的根拠」の審査基準を採用して、以降一時期憲法学界を賑わし、連邦最高裁判所にも顕現した二重の基準論への道を敷いたが、D.N.Mayer によれば、このような理論は、他の自由に比べて経済的自由をいわば貶める機能を営んだものである。彼においては、Lochner 主義に対して誤って銘打たれた司法積極主義なるものが真に発見されるのは、この二重の基準においてとされている。司法積極主義は、いわゆるニュー・ディール革命を受け入れた連邦最高裁判所の姿勢から生まれたもので、その際生まれた二重の基準論によつて、経済的自由は、こんにちいわゆる精神的自由の下位に置かれ、積極的に規制されることになったと云うわけである。彼は、Lochner 主義の契約の自由論が様々な警察規制に対して自由そのものに有利に一般的な推定をさせるようになったと考え、むしろ、その理論を評価するのである。それこそ、憲法に明示に規定されていない経済的自由だけでなく、人身の自由といわれる様々な自由を保護することになったものと云うのだ。実際、連邦最高裁判所も、このLochner 法理と同じ基盤に立つて、*Griswold* 事件に於ける如く、後に憲法上のプライバシーの権利等を認めるようになる⁽¹¹⁾。

近年、Lochner 主義に対するユニークな評価が存在する。憲法と換喩語との珍しい関係を論ずる Ian Bartrum による評価は、その一例である。彼のLochner 判決への評価は、それが「憲法学界に一石を投じた」と云うものである。彼によれば、Lochner 事件程憲法典の換喩的性格を有しているものは他にないと云うことである⁽¹²⁾。実際、その事件の影響を受けた憲法史の一時期には、本稿でもしばしば用いたように、Lochner 時代と云う呼び名さえ存するのである。そのようなことから、彼は、Lochner 事件から連想されるものについて論及したのである。彼によれば、その場合、

幾らかの現代の論者においては、その事件の換喩的意味合いが不明確なままであり、そのことは、何らかの確信をもって *Lochner* の悪いところを云うことが難しいことを意味しているとされる。それでも学者たちの中では、その時代と他の時代とを識別する努力はなされており、その努力の中から、悪口雑言、識別、明確化、見直しと云う現象が生まれているとされる。また彼によれば、これらは、取りも直さず、*Lochner* 事件の換喩的意味合いを抽出する闘争の一環である。さらに彼によれば、多くの法律学者は、*Lochner* 事件に関して非常に増えている学術文献に御目出度い程に無知な者たちであるが、その者たちにとっての *Lochner* 事件の換喩語は、「抑制の無い司法積極主義」と云うことであるとされる。⁽¹¹³⁾ しかし彼によれば、*Lochner* 判決には、何も恥ずべきことを仄めかすものはないとされる。彼は続ける。その理論に対する悪評が、とりわけ一九三〇年代の経済の状況と政策の移行から生まれたことは間違いない。しかし、反規範的な換喩語としての *Lochner* 事件の地位は、大部分憲法学界から持ち上がったものである。組合紙においては、その判決に対して、抑え気味の反応が現れたに過ぎなかったのだ。その *Lochner* 事件は、法刊行物に思想豊かな尊敬されるべき批判を数多く生み出しているのである。⁽¹¹⁴⁾ 実際、このような彼の論評を待つまでもなく、その事件が、消極的な評価だけでなく、憲法学界に一石も二石も投じていることは、間違いないところである。

また *Lochner* 事件を評した自称「憲法史家」の J.M.Balkin の論文も、ユニークである。彼によれば、*Lochner* 判決は、「判決を下した時点では誤まっていた」と云うものだからである。⁽¹¹⁵⁾ これは、二〇世紀末の *Planned Parenthood of Southeastern Pennsylvania v. Casey*, 1992 の中で宣せられた O'Connor 判事、Kennedy 判事および Souter 判事の (Souter によって執筆された先例尊重に係る部分) の合同意見にある「私たちは、*Plessy (v.Ferguson)* は、判決が下された時点 (the day) では、過っていたと思う。」と云う文言に因んだものである。J.M.Balkin の『それが判決を下さ

れた時点で誤っていた。Lochnerと歴史主義』と云う論文の題名から推測されるように、彼は「憲法の変遷」(constitutional change)を説く論者である。憲法的歴史主義 (constitutional historicism) と云うことばをしばしば用いる彼は、「憲法に関する善悪の法的主張の基準は、社会的、政治的および歴史的な変化に応じて時と共に変わる。」と云うのである。彼は、Lochner判決が憲法改正について定める憲法五条によって覆されたわけではないことに注目する。それが覆されたのは、暗黙のうちに (sub silent) 判例によってであると云うのである。そのような変遷について、彼は、ニュー・ディール期になされた解決は当時の妥当な憲法原理の復活であったようだとしながら、その復活について、Lochner判決が労働時間と残業とが問題となった *Bunting v. Oregon*, 1917⁽¹¹⁶⁾ で覆われ、Adkins事件で元に戻されたこと等の変化の例を示してもいる。そのことに關して、彼は、先例の尊重を説きながらも、理由がある場合の判例の変更を認める。その結果、Lochner判決が正しいか否かは、それが正当な憲法の変遷であったかどうかに係る問題であると云うのである。⁽¹¹⁷⁾ 因みに、O'Connor判事らの合同意見は、Lochner判決とそれを継承した判決について、以降の出来事、取り分け恐慌のような出来事によって人の自由と規制の無い市場とに係る事実上の前提が損なわれたことから、適正に覆されたとしている。⁽¹¹⁸⁾ これに對して、M.Balkinは、時代時代の判決を肯定しながら、時代の変化があった場合に、現在と過去とに注目して判決の正誤を論ずる。彼は、歴史主義を論ずる Mark Tushnetと同様、法律家や裁判官はその時代に生きる良く社会化された法律家とする考え方を⁽¹¹⁹⁾ する人物である。そのような考え方から、彼は、Lochner事件の判決を法的に正確に最も良く示しているものをその事件で実際に示された結論に求める。それが、その時代の良く社会化された法律家によるものだからと云うのである。しかし、いかなる判決も、飽くまでも、判決当時の法意識を反映したものである。彼によれば、現代的な視点やこんにち的憲法論を当時の「良く社会化された法

「律家」に提供すれば、当時の裁判官は、それらを誤っている、あるいは、全く誤っているものと見るだけでなく、突飛なもの、論外のものとして看做したであろうと述べる。⁽¹²⁰⁾これを換言すれば、時代を異にすれば、それぞれの時代に肯定されるはずの判決が、間違つたものとなることになる。したがって、こんにちの視点から見た Lochner 判決も、同様の評価がなされることになる。彼による右の論題は、そのような論法を採る彼の当然の帰結と云えるのだ。しかし、その論文は、題名から得られる印象程に Lochner 判決を低く見たものではない。

おわりに

Peckham 法理は、自由の概念を正確に定義したわけではなかったが、修正一四条の適正手続上の自由の中に憲法に規定されていない契約の自由を雇用の性質や被用者の労働の特質とに鑑み改めて確認したものであった。その法理については、Holmes 判事らによつて極端な範疇化がなされた。しかし、Peckham 判事も、先例を引きながら自由に対する警察権による適切な規制を認めていたのだ。彼が留意したのは、その警察目的が拡大されたことであつたのだ。ただ自由を考える場合に、Lochner 時代には、中立を盾にして富の配分の面で国家を人々から等距離に立たせ過ぎた嫌いはある。その時代、連邦最高裁判所が、ほぼ二〇〇件の社会福祉規制措置を無効にしたからだ。⁽¹²¹⁾いわゆる平均的正義に重きを置き過ぎたのだ。その反動から、その時代は、ニュー・ディールによつて葬られた。ニュー・ディール・コートは、実体的適正手続の手法を継承したが、実体的適正手続の比重を民意を反映した多数決主義の立法へと変移したのだ。立法府を尊重して司法が謙抑化したのである。その結果、リベリズムあるいは経済的な「機会」に関する考え方に変化が生まれた。富の再配分におけるいわゆる配分的正義が行われるようになったのだ。それでも、

Lochner 主義の影響は残り、労働者、消費者あるいは貧困者等の憲法的な権利の拡大は遅々としていた。ただ、一九六〇年代後半から一九七〇年代初めにかけては、学者や裁判所が新たな再配分の動きを示した。それに伴い、いわゆる「福祉権の運動」も現れた。⁽¹²²⁾そしてその運動は、離婚手続き料に係る *Boddie v. Connecticut*, 1971 で非常な勝利を収めた。⁽¹²³⁾しかしその間に、連邦最高裁判所には、Lochner 時代の延長上の判決も現れた。憲法に規定されていないプライバシーの権利を認めた *Griswold v. Connecticut*, 1965⁽¹²⁴⁾ が、それである。⁽¹²⁵⁾ “Yale Law Journal” に投稿した John Hart Ely は、その *Griswold* 判決を踏襲した *Roe v. Wade*, 1973 を評した際に「Lochner 化」(Lochnering) と云うことを用いたが、その「Lochner 化」によつて、経済的自由以外に、憲法に規定されていない新たな自由権が認められたのである。このような事象に伴い、Lochner 主義への見直しの動きが生じたことは、既に述べた。それも、二〇世紀の最後の一〇年になると、一部の人のによれば、Lochner 時代の遺産を利用しているとか、その時代を先駆としているようだともいわれるネオ・リベラリズムが顕在化し、積極的な市場自体の再構築が始まった。⁽¹²⁷⁾ 合衆国が建国のイデオロギーとしている自由主義は、Lochner 時代と同様、こんにちもその在り様を模索しているのだ。最近では、私企業、自由交易、グローバルな市場経済の効用を説きプライベート・セクターを重視し、一部で「イデオロギー的に独善的」と形容されるネオ・リベラリズムの是非をめぐる苦悩も見られる。⁽¹²⁸⁾ M.J.Lindsay によれば、「合衆国の法律学者たちは、一九世紀後半に始まり Lochner 事件で頂点に達した自由放任主義的立憲主義の起源と本質との問題と取り組み続けている。」と云うことであるが、Lochner 事件を自由放任主義的立憲主義と看做す見解はともかく、合衆国の人々も連邦最高裁判所も、古典的自由主義、ニュー・リベラリズム、ネオ・リベラリズムと云うことばで称される時代を通じて、要するに、Lochner 判決を一つの踏み台とし陰に陽に積極的にあるいは消極的に評価を変えながら、

立憲主義の在り様を探索し続けているのだ。

- (1) *Lochner v. New York*, 198 U.S. 45 (1905).
- (2) D.E.Bernstein, LOCHNER'S LEGACY'S LEGACY, 82 Tex.L. Rev. 1, at 63 (November, 2003).
同様のことは、一九九九年に「Lochnerの遺産」を扱ったGary D.Roweの確言もある。「Lochnerが六〇年間、死んで埋もれていたが、それでも、亡霊の如く、憲法に付きまとひ続けている。それは、すべての裁判官の部屋と憲法の教室に出没している。」と述べたことにもなる (G.D.Rowe, (Review Section Symposium: The Legacy of Lochner) LOCHNER REVISIONISM REVISITED, 24 Law & Soc. Inquiry 221, at 222-223 (Winter, 1999))。
- (3) *Holden v. Hardy*, 169 U.S. 366 (1898).
- (4) The Bakeshop Act, 1895 that limited the hours a baker could work to ten hours a day and sixty hours a week.
- (5) See, e.g., Barry Friedman, THE HISTORY OF THE COUNTERMAJORITYARIAN DIFFICULTY, PART THREE: THE LESSON OF LOCHNER, 76 N.Y.U.L. Rev. 1383 (November, 2001); D.E.Bernstein, LOCHNER ERA REVISIONISM, REVISED: LOCHNER AND THE ORIGINS OF FUNDAMENTAL RIGHTS CONSTITUTIONALISM, 92 Geo. L.J. 1 (November, 2003); David A. Strauss, WHY WAS LOCHNER WRONG?, 70 U. Chi. L. Rev. 373 (Winter, 2003); Paul Kens, LOCHNER v. NEW YORK: TRADITION OR CHANGE IN CONSTITUTIONAL LAW?, 1 N.Y.U.J.L. & Liberty 404 (2005); Trevor W. Morrison, LAMENTING LOCHNER'S LOSS: RANDY BARNETT'S CASE FOR A LIBERTARIAN CONSTITUTION, 90 Cornell L. Rev. 839 (March, 2005); Jack M. Balkin, "WRONG THE DAY IT WAS DECIDED": LOCHNER AND CONSTITUTIONAL HISTORICISM, 85 B.U.L. Rev. 671 (2005).
- (9) See, Matthew J. Lindsay, IN SEARCH OF "LAISSEZ-FAIRE CONSTITUTIONALISM", 123 Harv.L. Rev. F.55 (March, 2010).

(㇏) Michael J. Phillips, HOW MANY TIMES WAS LOCHNER-ERA SUBSTANTIVE DUE PROCESS EFFECTIVE, 48 Mercer L. Rev. 1049, at 1049 (Spring, 1997).

Lochner 時代は「一部は「自由放任主義的立憲主義時代」とも呼ばれる (David N. Mayer, SUBSTANTIVE DUE PROCESS REDISCOVERED: THE RISE AND FALL OF LIBERTY OF CONTRACT, 60 Mercer L. Rev. 563, at 564 (Winter, 2009))。その時代を一九〇〇年から一九三五年と論ずる者もいる (G. Sidney Buchanan, A VERY RATIONAL COURT, 30 Hous. L. Rev. 1509 (Winter, 1993))。

(∞) Michael A. Ross, (Book Reviews) PAUL KENS, LOCHNER v. NEW YORK: ECONOMIC REGULATION ON TRIAL, LAWRENCE: UNIVERSITY OF KANSAS PRESS, 1988. PP. IX, 18 Law & Hist. Rev. 707 (Fall, 2000).

(㉞) See, P. Kens, *supra* note 5, at 404.

社会的な権利を主張する人々の中には Herbert Spencer の社会静学論を重視しながら批判したので Lochner 事件は反対意見が数多く Oliver Wendell Holmes 判事は否 (Lochner 198 U.S., at 75 (Holmes, J., dissenting))。

(㉟) See, Aviam Soifer, THE PARADOX OF PATERNALISM AND LAISSEZ-FAIRE CONSTITUTIONALISM: UNITED STATES SUPREME COURT, 1888-1921, 5 Law & Hist. Rev. 249, at 250 (1987); William M. Wiecek, LIBERTY UNDER LAW: THE SUPREME COURT IN AMERICAN LIFE 123 (1988); Bernard Schwartz, A HISTORY OF THE SUPREME COURT 190 (1993) citing P. Kens, *supra* note 4, at 405 FN2.

(㊱) Richard A. Epstein, THE MISTAKES OF 1937, 11 Geo. Mason L. Rev. 5 (1988); PRIVATE PROPERTY AND THE POWER OF EMINENT DOMAIN 128 (1985); Bernard H. Siegen, ECONOMIC LIBERTIES AND THE CONSTITUTION (1980); Michael J. Phillips, ENTRY RESTRICTIONS IN THE LOCHNER COURT, 4 Geo. Mason L. Rev. 405 (1996), (Note) RESURRECTING ECONOMIC RIGHTS: THE DOCTRINE OF ECONOMIC DUE PROCESS RECONSIDERED, 103 Harv. L. Rev. 1363 (1990).

因みに「Black 判事は「Lochner 時代を通じて流れた原則を Allgeyer-Lochner-Adair-Coppage 憲法原則と呼ぶこと (Lincoln

Fed. Labor Union v. Northwestern Iron & Metal Co., 335 U.S. 525, at 535 (1949)°

- (2) S.M.Ingram, TAKING LIBERTIES WITH LOCHNER: THE SUPREME COURT, WORKMEN'S COMPENSATION, AND THE STRUGGLE TO DEFINE LIBERTY IN THE PROGRESSIVE ERA, 82 Or. L. Rev. 779 (Fall, 2003).

- (3) Martha T. McCluskey, EFFICIENCY AND SOCIAL CITIZENSHIP: CHALLENGING THE NEOLIBERAL ATTACK ON THE WELFARE STATE, 78 Ind. L. J. 783, at 789 (Summer, 2003).

- (4) See, D.E. Bernstein, *supra* note 2, at 1, 2.

- (5) 契約の自由といふ概念は、David N. Mayer を決つてゐる如く、非経済的な面をも有つてゐる (D.N. Mayer, THE MYTH OF “LAISSEZ-FAIRE CONSTITUTIONALIS”: LIBERTY OF CONTRACT DURING THE LOCHNER ERA, 36 Hastings Const. L. Q. 217, at 218 FN5 (Winter, 2009)) が、本稿における経済的側面に注目して述べる。但し、Lochner 時代の法律学では、未だ市民的自由と経済的自由とは識別されておらず、その区別は、現代のものでもある (David E. Bernstein, LOCHNER'S LEGACY'S LEGACY, 82 Tex. L. Rev. 1, at 7 FN24)°

- (9) Lochner 198 U.S. at 64 citing Joseph F. Morrissey, LOCHNER, LAWRENCE, AND LIBERTY, 27 Ga. St. U.L. Rev. 609 (Spring, 2011) (added in parentheses by J.F. Moossey).

- (17) *Allgeyer v. Louisiana*, 165 U.S. 578 (1897).

- (8) *Santa Clara County v. Southern Pacific Railroad Co.*, 118 U.S. 394 (1886); *Mugler v. Kansas*, 123 U.S. 623 (1887).

- (19) Lochner 198 U.S., at 53.

- (20) See, Jed Rubenfeld, USING, at 1098 FN122 (March, 1993); Robert Brauneis, “THE FOUNDATION OF OUR ‘REGULATORY TAKINGS’ JURISPRUDENCE”: THE MYTH AND MEANING OF JUSTICE HOLMES'S OPINION IN PENNSYLVANIA COAL CO. v. MAHON, 106 Yale L. J. 613, at 675-676 (December, 1996); Lawrence Berger, PUBLIC USE SUBSTANTIVE DUE PROCESS AND TAKINGS-AN INTEGRATION, 74 Neb. L. Rev. 843, 848 (1995), etc..

- (21) E.g. Laurence H. Tribe, AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW 1344 (3d ed. 2001); Gerald Gunter & Kathleen

Sullivan, CONSTITUTIONAL LAW 457 (14th ed. 2001); Kermit L. Hall, THE MAGIC MIRROR-LAW IN AMERICAN HISTORY 236 (1989); Geoffrey R. Stone, et al., CONSTITUTIONAL LAW 712 (4th ed. 2001).

- (22) M.G. Collins, OCTOBER TERM, 1896-EMBRACING DUE PROCESS, 45 Am. J. Legal Hist. 71 (January, 2001).

「Lochner の時代」といふことは連邦最高裁判所の Lewis Powell 判事によつて用いられたが、その述べ方からすれば一九〇五年を以つその出発点としてゐるようである (*Powell, J., Moore v. City of East Cleveland, Ohio*, 431 U.S. 494, at 502 (1977))。尤も、その最初の用例は *Dicks v. Naff*, 415 U.S. 957 (1974) の弁論主意書に確認されるべきである (D.E. Bernstein, LOCHNER V. NEW YORK: A CENTENNIAL RETROSPECTIVE, 83 Wash. U. L. Q. 1469, at 1520 FN (332) (2005))。

Allgeyer 事件の判決に先立つて *Mugler v. Kansas*, 1887 年は、修正一四条の適正手続き条項の下に経済的に実体的な適正手続き論が芽生えさせる予兆が存した (123 U.S. 623 (1887))。

なぜ、Ellen Frankel Paul は「Lochner の時代」の法廷を「旧法廷」(Old Court) あるいは「Lochner の時代の法廷」といながら、その時代について一八九七年から一九三七年までする説と一九〇五年から一九三七年までする説があるとしてゐる ((The 100th Anniversary of *Lochner v. New York*, 198 U.S. 45 (1905) FREEDOM OF CONTRACT AND THE “POLITICAL ECONOMY” OF LOCHNER V. NEW YORK, 1 N.Y.U.J.L. & LIBERTY 515, at 516 FN1 (2005))。

- (23) *Chicago, Burlington & Quincy Railroad v. City of Chicago*, 166 U.S. 226 (1897).

- (24) Allgeyer, 165 U.S., at 431-432.

- (25) Ibid. at 589.

- (26) *Holden v. Hardy*, 169 U.S. 366 (1898).

- (27) Ibid. at 388, 392.

- (28) *Otis v. Parker*, 187 U.S. 606 (1903).

- (29) *Northern Securities Co. v. U.S.*, 193 U.S. 197 (1904).

- (30) *Lochner* 198 U.S., at 53.

- (31) See, *ibid.* at 56.
- (32) *Adair v. United States*, 208 U.S. 161 (2008).
- (33) *Coppage v. Kansas*, 236 U.S. 1 (1915).
- (34) *Adams v. Tanner*, 244 U.S. 590 (1917).
- (35) *Ibid.* at 594, 596-597.
- (36) *Hammer v. Dagenhart*, 247 U.S. 251 (1918).
- (37) *Ibid.* at 276.
- (38) 259 U.S. 20 (1922).
- (39) *Duplex Printing Press Co. v. Deering*, 254 U.S. 443 (1921).
- (40) *Ibid.* at 469.
- (41) See, Scott Baker, THE PENALTY DEFAULT CANON, 72 Geo. Wash. L. Rev. 663, at 699 (April, 2004); see also Duplex, 254 U.S. at 466-467. Loewe v. Lawlor, 208 U.S. 274 (1908).
- (42) Duplex 254 U.S. at 478. Brandeis’ Holmes 訳 635 Clarke 訳 1115 補註 (Duplex 254 U.S., at 479ff.)°
- (43) *Adkins et al., Minimum Wage Board of District of Columbia, v. Children’s Hospital of the District of Columbia*, 261 U.S. 525 (1923).
- (44) 291 U.S. 502 (1934).
- (45) 297 U.S. 1 (1936).
- (46) 298 U.S. 238 (1936).
- (47) President Roosevelt citing Timothy C. Sansone, (Note) CONSTRICTING THE COMMERCE CLAUSE: SEMINOLE TRIBE AS AN EXTENSION OF LOPEZ AND NEW YORK, 41 St. Louis U.L.J. 1327, at 1330 (Fall, 1997).
- (48) His Inaugural Address citing “Franklin D. Roosevelt” (www.whitehouse.gov/about/presidents/franklinroosevelt)

- (64) N.Devins, (Book Review) GOVERNMENT LAWYERS AND THE NEW DEAL,96 Colum.L. Rev.237, at 243 (January,1996) .
- (65) Derek P.Langhauser,J.D., (Commentary) AN ESSAY:NOMINATIONS TO THE SUPREME COURT OF THE UNITED STATES:HISTORICAL LESSONS FOR TODAY'S DEBATE,205 Ed. Law Rep.553,at 561 (March 9,2006) .
- (66) *West Coast Hotel Co.* 300 U.S.,at 379.
- (67) See,Robert L.Kerr,NATURALIZING THE ARTIFICIAL CITIZEN:REPEATING LOCHNER'S ERROR IN CITIZENS UNITED v. FEDERAL ELECTION COMMISSION,15 Comm.L. & Pol'y,311 (Autumn,2010) .
- (68) See,Barry Friedman,THE HISTORY OF THE COUNTERMAJORITYARIAN DIFFICULTY,PART THREE:THE LESSON OF LOCHNER,76 N.Y.U.L. Rev.1383,at 1385 (November,2001) .
- (69) See,Lochner 198 U.S.,at 74-75 (Holmes,J.,dissenting) .
- (70) Ibid. at 76,89 (Holmes,J.,dissenting) .
- (71) See,G.Edward White,REVISITING SUBSTANTIVE DUE PROCESS AND HOLME'S LOCHNER DISSENT,63 Brook. L. Rev.87,at 89 (1997) .
- (72) Lochner 198 U.S.,at 65-70,73 (Harlan,J.,dissenting) .
- (73) *West Coast Hotel Co.*,300 U.S.,at 379.
- (74) Ibid. at 391.
- (75) Ibid. at 392.
- (76) See,ibid. See,*Knoxville Iron Co. v. Harbison*,183 U.S. 13 (1901) ;*Patterson v. Eudora*,190 U.S. 169 (1903) ;*McLean v. State of Arkansas*,211 U.S. 539 (1909) ;*Bunting v. State of Oregon*,243 U.S. 426 (1917) ;*New York Cent. R. Co. v. White*,243 U.S. 188 (1917) ;*Mountain Timber Co. v. State of Washington*,243 U.S. 219 (1917) .
- (77) *West Coast Hotel Co.* 300 U.S.,at 393-394.

- (33) See, Ed R. Haden, JUDICIAL SELECTION: A PRAGMATIC APPROACH, 24 Harv. J. L. & Pub. Policy 531, at 544 FN37 (Spring, 2001).

司法積極主義の用法は、論者によって異なる。本稿では、取りあえず、引用される文献の翻訳として用いる。

See, Craig Green, AN INTELLECTUAL HISTORY OF JUDICIAL ACTIVISM, 58 Emory L.J. 1195 (2009).

- (34) J. W. Ely, Jr., (Book Review) ECONOMIC DUE PROCESS REVISITED, 44 Vand. L. Rev. 213 (January, 1991).

- (35) David A Strauss, WHY WAS LOCHNER WRONG?, 70 U. Chi. L. Rev. 373, at 374 (Winter, 2003).

- (36) See, U.S. Const. Art. I, § 10, Cl. 1.

- (37) J. W. Hurst citing James W. Ely, Jr., "TO PURSUE ANY LAWFUL TRADE OR AVOCATION": THE EVOLUTION OF UNENUMERATED ECONOMIC RIGHTS IN THE NINETEETH CENTURY, 8 U. Pa. J. Const. L. 917, at 948 (September, 2006).

- (38) See, J. W. Ely, Jr., *ibid.* at 948.

- (39) *Ogden v. Saunders*, 25 U.S. 213, at 321 (Marshall, C.J., dissenting); K. L. McCaw, FREEDOM OF CONTRACT VERSUS THE ANTIDISTRIMINATION PRINCIPLE: A CRITICAL LOOK AT THE TENSION BETWEEN CONTRACTUAL FREEDOM AND ANTIDISTRIBUTION PROVISIONS, 7 Seton Hall Const. L.J. 195 (Fall, 1996).

- (40) Learned Hand, DUE PROCESS OF LAW AND THE EIGHT-HOUR DAY, 21 Harv. L. Rev. 495 (May, 1908).

- (41) *Den ex dem. Murray v. Hoboken Land & Imp. Co.*, 59 U.S. 272 (1855); *Head v. Amoskeag Mfg. Co.*, 113 U.S. 9 (1885); *Warts v. Hoagland*, 114 U.S. 606 (1885); *Robertson v. Baldwin*, 165 U.S. 275 (1897); *St. Louis & S. F. R. Co. v. Mathews*, 165 U.S. 1 (1897); *Patterson v. Eudora*, 190 U.S. 169 (1903).

- (42) L. Hand, *supra* note 70, at 497.

- (43) See, *ibid.* at 503.

- (44) R. Pound, LIBERTY OF CONTRACT, 18 Yale L. J. 454, at 456-457 (1909).

- (75) Adair 208 U.S., at 173-175.
- (76) R.Pound が注目したのち Ward Wright Seager と行った社会学者であり、その際、経済理論と労働立法に詳しく Ely といふ 田や垣たべつ 等 (supra note 74, at 454 FN3)。
- (77) R.Pound, supra note 74, at 454.
- (78) Ibid. at 455.
- (79) David N.Mayer, SUBSTANTIVE DUE PROCESS REDISCOVERED: THE RISE AND FALL OF CONTRACT, 60 Mercer L. Rev. 563, at 572 (Winter, 2009).
- (80) R.Pound, supra note 74, at 457.
- (81) Ibid. at 455-456.
- (82) See, Herbert Hovenkamp, KNOWLEDGE ABOUT WELFARE: LEGAL REALISM AND THE SEPARATION OF LAW AND ECONOMICS, 84 Minn. L. Rev. 805, at 833 (April, 2000).
- (83) R.Pound, supra note 74, at 464, 479.
- (84) See, C. Warren, THE PROGRESSIVENESS OF THE UNITED STATES SUPREME COURT, 13 Colum.L. Rev. 294 (1913).
- (85) 註(6) 参照。
- (86) Caroline Edwards, ARTICLE 2 OF THE UNIFORM COMMERCIAL CODE AND CONSUMER PROTECTION: THE REFUSAL TO EXPERIMENT, 78 St. John's L. Rev. 663, at 681 (Summer, 2004).
- (87) Ellen Frankel Paul, FREEDOM AND THE "POLITICAL ECONOMY" OF LOCHNER v. NEW YORK, 1 N.Y.U.J.L. & Liberty 515, at 517 (2005).
- (88) See, Kyle T. Murray, LOOKING FOR LOCHNER IN ALL THE WRONG PLACES: THE IOWA SUPREME COURT AND SUBSTANTIVE DUE PROCESS REVIEW, 84 Iowa L. Rev. 1141, at 1142 (August, 1999); J.M. Balkin, supra note 5, at

684FN32.

- (86) それ以前、一九〇八年にも、クリーニング屋における女性の労働時間を規制する立法が合憲とされている (*Muller v. Oregon*, 208 U.S. 412 (1908))。
- (86) J.M.Balkin, *supra* note 5, at 684-685.
- (15) D.E.Bernstein, *LOCHNER ERA REVISIONISM, REVISED: LOCHNER AND THE ORIGINS OF FUNDAMENTAL RIGHTS CONSTITUTIONALISM*, 92 Geo. L. J. 1, at 5FN12 (November, 2003). See, Guy Miller Struve, *THE LESS-RESTRICTIVE ALTERNATIVE PRINCIPLE AND ECONOMIC DUE PROCESS*, 80 Harv. L. Rev. 1463 (May, 1967).
- (86) See, D.E.Bernstein, *LOCHNER ERA REVISIONERISM, REVISED: LOCHNER AND THE ORIGINS OF FUNDAMENTAL RIGHTS CONSTITUTIONALISM*, 92 Geo. L. J. 1, at 5FN14 (November, 2003).
- (86) See, Aviam Soifer, *THE PARADOX OF PATERNALISM AND LAISSEZ-FAIRE CONSTITUTIONALISM: UNITED STATES SUPREME COURT, 1888-1921*, 5 Law & Hist. Rev. 249, at 250 (1987). See, Bernard Schwartz, *A HISTORY OF THE SUPREME COURT* 190 (1993); William M. Wiecek, *LIBERTY UNDER LAW: THE SUPREME COURT IN AMERICAN LIFE* 123 (1988).
- (46) Robert C. Post, *DEFENDING THE LIFEWORLD: SUBSTANTIVE DUE PROCESS IN THE TAFT COURT ERA*, 78 B. U. L. Rev. 1489, at 1494 (1998), see also D.E.Bernstein, *supra* note 2, at 63.
- (56) P.Kens, *supra* note 5, at 405.
- (96) See, J.Choper, *THE SUPREME COURT AND THE NATIONAL POLITICAL PROCESS* (1980); J.Ely, *DEMOCRACY AND DISTRUST* (1980); M.Perry, *THE CONSTITUTION, THE COURTS, AND HUMAN RIGHTS* (1982).
- (56) *Williamson v. Lee Optical*, 348 U.S. 483 (1955); *Ferguson v. Skrupa*, 372 U.S. 726 (1963); *Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. 479 (1965); *Dandridge v. Williams*, 397 U.S. 471 (1970); *Bowers v. Hardwick*, 478 U.S. 186 (1986).
- (86) C.R.Sunstein citing D.E.Bernstein, *supra* note 2, at 1; C.R.Sunstein, *LOCHNER'S LEGACY*, 87 Colum.L. Rev. 873, at 903

(June,1987).

(8) See,Jim Chen,THE SECOND COMING OF SMYTH V. AMES,77 Texas L. Rev.1535 (May,1999);Melvyn Durchslag,VILLAGE OF EUCLID V. AMBLER REALITY CO.,SEVENTY-FIVE YEARS LATER:THIS IS NOT YOUR FATHER'S ZONING ORDINANCE,51 Case W. Res. L. Rev.645 (Summer,2001);Gary Minda,DENIAL:NOT JUST A RIVER IN EGYPT,22 Cardozo L. Rev.901 (March,2001);Ann Woolhandler,Michael G.Collins,THE ARTICLE III,87 Va. L. Rev.587 (June,2001) citing D.E.Bernstein,supra note 2,at 1,17,17FN74.

(100) D.E.Bernstein,supra note 2,at 19-20.

(101) Lochner 198 U.S.,at 58-61.

(102) See,D.A.Strauss,WHY WAS LOCHNER WRONG?,70 U. Chi. L. Rev.373,at 375,381ff. (Winter,2003).

(103) See,P.Kens,supra note 5,at 410-411.

(104) Ibid. at 411.

(105) Michael Les Benedict,LAISSEZ-FAIRE AND LIBERTY:A RE-EVALUATION OF THE MEANING AND ORIGINS OF LAISSEZ-FAIRE CONSTITUTIONALISM,3 Law & Hist. Rev.293 (1985).

(106) D.N.Mayer,SUBSTANTIVE DUE PROCESS REDISCOVERED:THE RISE AND FALL OF LIBERTY OF CONTRACT,60 Mercer L. Rev.563 (Winter,2009).

(107) 「社会的立法」の出現とその後 ― 十九世紀後半にドイツからアメリカ法に浸透したものだが、連邦最高裁判所がそれを初めて使用したのは、一九四〇年のハッドマン (D.N.Mayer,ibid. at 225FN37)。

(108) *United States v. Carolene Products Co.*,304 U.S. 144,at 152,153 (1938).

(109) D.N.Mayer,THE MYTH OF “LAISSEZ-FAIRE CONSTITUTIONALISM”:LIBERTY OF CONTRACT DURING THE LOCHNER ERA,36 Hasting Const. L. Q.217,at 225 (Winter,2009).

(110) Ibid. at 227,258,283,284 etc..

- (11) *Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. 479 (1965); Copyright (c) 2012 Harvard Law Review Association, (Recent Book) REHABILITATING LOCHNER: REFENDING INDIVIDUAL RIGHTS AGAINST PROGRESSIVE REFORM. BY DAVID E. BERNSTEIN. ILL.: UNIVERSITY OF CHICAGO PRESS. 2011. PP.VIII. 194. \$34.99. at 1124 (February, 2012).
- (12) I.Bartum, THE CONSTITUTIONAL CANON AS ARGUMENTATIVE METONYMY, 18 Wm. & Mary Bill Rts.J. 327, at 347 (December, 2009).
- (13) *Ibid.* at 348.
- (14) *See, ibid.* at 357.
- (15) J.M.Balkin, *supra* note 5, at 677.
- (16) *Bunting* 243 U.S., at 426.
- (17) J.M.Balkin, *supra* note 5, at 696-697.
- (18) Joint opinion citing J.M.Balkin, *supra* note 5, at 678.
- (19) M.Tushnet, (LegalScholarship Symposium: The Scholarship of Sanford Levinson) SELF-HISTORISM, 38 Tulsa L. Rev. 771, at 774 (June, 2005).
- (20) J.M.Balkin, *supra* note 5, at 712-713.
- (21) Douglas E.Abrams, LOCHNER V. NEW YORK (1905) AND KENNEDY V. LOUISIANA (2008): JUDICIAL RELIANCE ON ADVERSARY ARGUMENT, 39 Hastings Const. L. Q. 179, at 185 (Fall, 2011).
- (22) *See, Harper v. Virginia Bd. of Elections*, 383 U.S. 663 (1966); Frank I.Michelman, FORWARD: ON PROTECTING THE POOR THROUGH THE FOURTEENTH AMENDMENT, 83 Harv. L. Rev. 7 (November, 1969).
- Dennis D.Hirsch, THE RIGHT TO ECONOMIC OPPORTUNITY: MAKING SENSE OF THE SUPREME COURT'S welfare rights decision, 58 U. Pitt. L. Rev. 109, at 109FN1 (Fall, 1996).
- (23) *Boddie v. Connecticut*, 401 U.S. 371 (1971).

- (124) *Griswold v. Connecticut*, 381 U.S. 489 (1965). ‘‘The Right to Privacy’’ *Meyer v. Nebraska*, 262 U.S. 390 (1923) & *Pierce v. Society of Sisters of the Holy Names of Jesus and Mary*, 268 U.S. 510 (1925) “*It is one of the privileges of the citizenry to be free of government interference with their personal and family life.*” (Griswold 381 U.S., at 481-482).^o
- (125) *Roe v. Wade*, 410 U.S. 113 (1973).
- (126) J.H.ELY, THE WAGES OF CRYING: A COMMENT ON ROE V. WADE, 82 Yale L. J. 920, at 944 (April, 1973).
- (127) See, Martha T. McCluskey, EFFICIENCY AND SOCIAL CITIZENSHIP: CHALLENGING THE NEOLIBERAL ATTACK ON THE WELFARE STATE, 78 Ind. L. J. 783, at 795-796 (Summer, 2003); Martha T. McCluskey, EFFICIENCY AND SOCIAL CITIZENSHIP: CHALLENGING THE NEOLIBERAL ATTACK ON THE WELFARE STATE, 78 Ind. L. J. 783, at 798 (Summer, 2003).
- (128) See, Sujit Choudhry, THE LOCHNER ERA AND COMPARATIVE CONSTITUTIONALISM, 2 Int’l J. Const. L. 1, at 11-12 (January, 2004); Peer Zumbansen, (2006 Symposium: Globalization and the New Politics of Labor Indiana University School of Law-Bloomington February 11-12, 2005) THE PARALLEL WORLDS OF CORPORATE GOVERNANCE AND LABOR LAW, 13 Ind. J. Global Legal Stud. 261, at 305-306 (Winter, 2006).

一八九二年マックグレイス (Mcgrath) 訴訟判決の理論構造と子の利益原則

東 和 敏

1 はじめに

子の利益を、彼の監護教育および財産関係に関する法的紛争の解決基準、それも唯一の解決基準でなければなら
いとす、一八九九年イギリス児童法 (Children Act 1989) 第一条の「至高の考慮事項原則」(paramount consideration)⁽¹⁾
は、その成立までに数世紀の時を必要とした。その歴史は、事象的に見れば、多岐にわたる、多くの判決、および制
定法の繋がらないしは変動の過程でもあった。コモンロー体系の下、絶対的と言われてきた父権の効力が、「子の利
益」という価値概念により、制約され、あるいはさらに進んで、子の利益が父権に優先する法的効力を伴うようにな

るのは、一八〇〇年代の後半であるとするのが、イギリス親子法研究における学説の一致した見解である。⁽²⁾ 現行のイギリス児童法第一条の規定は、そこに歴史的な淵源を求めることができる⁽³⁾と理解されている。

しかしこの点については、若干の異論を主張する余地は残されている。ブラックストーン (Blackstone) がその著『イギリス法釈義 (Commentaries on the Laws of England 1765)』において、イギリス法は、子に対する父親の権利を認めるのみならず、子の扶養・教育を父親に義務付けており、それは自然法に基づく、と説いている点を考慮すると、⁽³⁾子の利益保護の法原則は、その生成の萌芽をさらに遡って見出し得るし、そう理解すべきである。というのは、子の監護教育の範囲ではあるにしても、父親は子を保護する義務を負っていたからである。子にとって、広い意味における利益であると言える。

ブラックストーンの時代といっても、父権の行使は、子の扶養と教育によって制約されており、その効力は、少なくとも子に関する限り絶対的なものではなかった。現行の子の利益原則は、一八世紀あるいはそれ以前にまで遡ってその起点を確認し得ると解するのが歴史的事実に則した正確な理解である。

とすれば、イギリス親子法は、コモンローの時代から、判例法と制定法の積み重ねのうちに、おそらく二世紀以上の時をかけ、すでにコモンローの内に芽生えていた、家族関係における子の利益保護の必要性が親子関係の基軸となるべきであるという法原則の確立するところにまで到達したと理解すべきである。

本稿の研究対象として取り上げたマックグレイス訴訟は、イギリス親子法における子の利益原則の発展過程のうちに現われた、多くの訴訟の一つであり、そのうちに確かな足跡を残している、記憶されるべき判決の一つであることは明らかである。その訴訟判決を取り上げ、理論の分析、判例法史における位置、特徴を明らかにすることを対象と

した本稿の研究は、イギリス親子法における子の利益原則の発展過程を明らかにする研究の一部を構成するものとして位置づけ、進めてきたものである。

2 マックグレイス訴訟の争点

一八九二年十一月、高等法院 (High Court of Justice)、大法官部 (Chancery Division) の判決である⁽⁴⁾。判決前年の一八九一年、原告は、子の近友 (next friend) の地位にあり、裁判所に対して召喚令状 (summons) を提出している。それは、子の後見人を解任し、その後見人と原告との共同後見に改める請求を内容とする、訴訟開始令状であり、第一審裁判所である、高等法院裁判所大法官部へ提出された⁽⁵⁾。本訴訟は、この第一審裁判所の判決を不服として提起されたものである。

原告は、彼らの共同後見を要求する、兄弟姉妹の父親の叔母である。被告は、召喚状の提出のとき、すでに死亡していた母親が、生前、後見人として任命した施設 (House) を経営する女性責任者である⁽⁶⁾。争われたのは、両親に先立たれた子、その共同後見人として、父親の叔母すなわち原告と被告たる施設の女性責任者を任命するのか、あるいは後者を単独の後見人とするのか、という点であった⁽⁷⁾。しかしこの対立は、子の信仰の在り方と繋がっており、子は、父親の信仰するカソリックの環境において養育されるべきなのか、あるいは施設責任者の信仰するプロテスタントの環境において養育されるべきなのかが、後見人選任問題と連結して争われたのである⁽⁸⁾。つまり、後見人指名の問題は、それぞれが信仰する宗教のいずれを子の宗教とするか、という問題と繋がっていた⁽⁹⁾。父親の叔母はカソリックの信者であった⁽¹⁰⁾。

一八九二年には、このマックグレイス訴訟の^⑪ち、子の利益原則の発展に大きな役割を果たしてきたギンゴール訴訟が提起されている。そこでも子の信仰は、プロテスタント、カソリックいずれの宗教を対象とすべきか、が主要な争点となった。^⑫この点で、両訴訟の争点は部分的に、それも重要な部分において類似しているが、判決に至る理論構成の点で、ギンゴール訴訟は多岐にわたっている。ここでは、裁判管轄権、一八七三年最高法院法 (Judicature Act 1983) の効力、子の利益の意義、生活を共にするものの選択に対する子の意思などが検討された。これに対して、マックグレイス訴訟主要な審理対象に、裁判管轄権の問題が含まれているものの、ほとんど子の宗教の問題に終始しており、議論は三人の子どもを、プロテスタントまたはカトリック、いずれかの宗派のもとに教育・監護すべきか、という問題に集中している。このため、法理論上の争点は、比較的限定された問題に集中しており、多岐にわたる、複雑な理論の展開を必要とするような広がりがない。それは事実関係のうち法的問題となる点がその点に限られている、という意味でもある。しかし、マックグレイス訴訟判決は、そこで主張された判決理由、とくに子の利益概念に関する理論構成が、その後の監護権をめぐる訴訟において、子の利益とは何かを判断する際の、基本的概念となっていた。その点で、子の利益原則の確立の過程において、リーディングケースとしての役割を果たしてきた、という推測も可能な理論が展開されている。そのため、その訴訟判決は、子の利益が問題とされる事件の判決で援用もされており、^⑬子の利益原則の発展過程に、判例としての足跡を残しているといつてよい。

本稿において、マックグレイス訴訟判決の分析を主題とすることにしたのは、次の理由に拠る。一つは、それが、上記で明らかにされているように、子の利益原則の発展とそれを止揚する個々の判決の変化を踏査するには、必ず検討対象とすべき判決だからである。ここでは、マックグレイス訴訟で示されている理論構成を分析し、とくに、子の利

益概念に対する見解について、後の判決はそれをどのように評価し、その結果、子の利益原則の形成過程においてどのような影響を与えてきたか、という問題の究明が焦点となる。

3 訴訟の事実関係

両親を亡くし、後見に付されることになった子の近友 (next friend)⁽¹⁴⁾ であり、子らの父親の叔母でもあった原告、マーガレット・マコーライフ (Margaret Mcauliffe) が、一八八六年幼児後見法 (Guardianship of Infant Act 1886)⁽¹⁵⁾ および一八九一年児童監護法 (Custody of Children Act 1891)⁽¹⁶⁾ に基づいて、大法官裁判所に対して、子の後見に関する訴えを提起したのが一八九一年一月。本訴訟の提起の日である。その請求が却下され、控訴院裁判所へ上訴、当裁判所の判決が下されたのは、一八九二年一月一日であった。本訴訟は、訴えの提起から控訴院裁判所の判決まで一年を経過している⁽¹⁷⁾。

事件の発端は、父親の死亡にまで遡る。洋服の仕立職人として家族の生計を支えていた父親は、生存中、妻との間に、男子二人、女兒三人合計五人の子をもうけた。この訴訟における請求、すなわち共同後見請求の対象とされた子は、一八七七年二月生まれのメアリー・マーガレット (Mary Margaret)、一八七九年八月生まれのエリザベス (Elizabeth)、一八八一年六月生まれのキャサリン (Catherine) および一八八六年生まれのトーマス・ミカエル (Thomas Michael) の四人である。一八九一年、訴えが提起された時の年齢は、メアリー、一四歳、エリザベス、一二歳、キャサリン、一〇歳、トーマス、五歳になる。第一子にあたる子は、訴訟提起のとき、すでに後見の対象年齢を超えていたため、後見の対象から外されている⁽¹⁸⁾。

訴訟の直接のきっかけになったのは、父親が死亡した後、残された未成年者の子の後見人となった母親が死亡したことにある。これ以前、父親の死亡により、母親は、子の後見人の地位を得たが、この後、その地位に基づいて、一八八九年十一月一日、彼女の死亡後、残された子の後見人として、一八九〇年四月から子らの保護を引き受け、経済的な支援をしてきたスリンジャー夫人を任命する手続きをとった¹⁹。そのため捺印証書が作成され、彼女に送達されたのである。

こうして、母親の死亡後、スリンジャー夫人は子らの後見人として、プロテスタントの信仰に基づく教育をおこなった²⁰。原告が、高等法院裁判所・大法官部に対して、スリンジャー夫人を解任し、子の後見人として、原告とバグショウ夫人 (Mrs. Bagshawe) を任命するか、さらに代替案として、スリンジャー夫人を共同後見人の一人に加えるか、いずれかの措置をとる旨の訴えを提起した理由はそこにあった。子はカソリックの信者として育てられなければならないとするのが、後見体制の変更を裁判所に求めた理由であった。その背景には、原告自身がカソリックの信者であるとともに、子らの父親が生きているとき、彼の信仰がカソリックにおかれていたという事情があった²¹。

原告は、四人の子の後見人として彼女自身とバグショウ夫人を任命し、両名による共同後見の体制にするか、あるいはスリンジャー夫人を加えた三名による後見体制へと変更するよう、高等法院大法官部に求めたのである²²。原告の請求は、それを認めることは子の利益 (the welfare of the children) を損なうことになる、とする理由をもって棄却された²³。

4 控訴院裁判所における争点とその解決理論

四人の子らの後見体制をどうするのか、上記、原告の請求を認めるのか、スリンジャー夫人の単独後見とするのか、が控訴院裁判所における解決さるべき最終の問題である。原告の主張する唯一の論拠は、子の信仰に関する問題である。²⁴原告は、自らを、父親の信仰において子の養育すべき責任を負うものという認識をもっていた。それは、子の監護体制の変更に つながる問題であるとともに、原告の請求が認められるか否かにかかる問題であり、それゆえ審理における重要な争点となった。

裁判官は、リンドウレイ (Lindley)、ボウエン (Bowen) および A. L. スミス (A. L. Smith) の三名。このうち、判決を申渡したのは、マッグレイス訴訟でも裁判官を務めたリンドウレイ裁判官である。

審理対象とされた論点の第一は、裁判管轄権の問題である。本事案には、裁判管轄権を議論するに足る固有の背景があった。それは両親の経済的事情である。ともに窮乏の生活を強いられ、子に遺すべき財産は皆無であった。

後見人の権限には、子の監護教育に加え、子の財産管理もまた含まれていることから、後見人の選任は、子に帰属する財産が存在しない場合、その事案に対する裁判管轄が問題となる。財産が残された子については、その財産をいかに管理し、処分すべきかについて審理すべきところ、両親を亡くし、しかも財産のない子の場合、その審理対象が存在しないこととなり、裁判権を行使する余地はないからである。これまでも、そうした裁判管轄権について言及した判決例はあった。マッグレイス訴訟判決のリポートでは、スペンス事件 (In re Spense)²⁵ におけるコッテナム裁

判官 (Lord Cottenham) の見解が引用されている。

マッグレイス訴訟判決は、一八七三年最高法院法 (Judicature Act 1893) 成立以前の大法官裁判所 (old Chancery Court)⁽²⁶⁾ および高等法院では、子に帰属すべき財産のない場合でも、後見人の選任について介入し、子の利益のために、後見権を主張する者に、監護教育、財産管理上の問題 (misconduct) がないことを要件として、請求を認めてきたこと、およびその場合の審理対象となる問題は何であるのか、について確認している。

上記、二つの問題に対する確認の内容が、以下に引用するリポートの原文である。この種の問題に関する当裁判所の見解を示すものであり、その意味で重要だと思われるので引用しておく。

しかし、そうした事例の場合、裁判所の裁判管轄権が制限を受けることは明らかである。裁判所の監督下にある子は、帰属する財産がないのであるから、裁判所は子の扶養あるいは教育に対する対策を講ずることは一再できない。裁判所の、唯一成し得ることは、後見人を解任し、他の者がいることを条件に、その者を子の監護教育のため任命することである。この裁判管轄権の制限は、すでに確立されたものであるが、その行使を、子のために喜んで監護を引き受け、近友としての職務にある者が、子のために裁判所へ請求することはできることになる。⁽²⁷⁾

ここにいう裁判管轄権の制限とは、審理の範囲が、後見人を解任し、他の者を任命することに限定されるという意味である。帰属すべき財産のない子の場合、後見人の任命請求においては、裁判所のなし得る審理対象は、後見人選任の問題に限定される。さらに上記の判決文では、その行使につき、子の監護を引き受けようとするもの、および近

友が裁判所へ請求することを妨げるものではないことが確認されている。すなわち、子のためであること、子の監護を志望するものであること、近友の地位にあるという要件を満たす限り、子に帰属する財産がなくとも、裁判所に裁判権の行使を請求し得る、とする趣旨の確認である。

本訴訟における原告は子の近友としての地位にあり、請求の意図も子の信仰すべき宗教を決めるところに置かれていることから、裁判所の審理対象のための要件を満たすことになる。裁判権行使の請求は、可能であり、裁判所も当該事件に対する裁判権の行使は可能である。当裁判所は、その確認をまず踏まえた。

裁判管轄権の存在を確認したのち、裁判所が次に言及した問題は、裁判所の義務である。裁判所は、財産の全くない、そして法的後見人 (legal guardian) の監護下にある子に対して、いかなる判決を下す義務があるのかを、問いける。それはつまるところ、子の後見体制をいかに整えるか、さらに言えば、法的後見人による単独後見とするのか、原告、マーガレット夫人の主張を認め、共同後見の体制にするのか、について審理を進め、判決を導くべき義務にほかならない。そして、子の利益原則が、マックグレイス訴訟においても、判決を導く際の法的根拠として設定されたのである。裁判所の考慮事項となる主要な問題は、子の利益であることが明確に確認されている。本訴訟の事実関係、原告の請求内容および一八九〇年代におけるこの種の事件に関する判例理論に鑑みるとき、その原則の設定は、必然であった。しかし、マックグレイス訴訟判決では、利益原則の適用に、注視すべき特徴がある。それは、子の利益とは何か、についてより具体的、かつ包括的でもある、それゆえ現在の法に通ずる明確な概念を提示している、という点である。

一九八九年児童法制定に先立ってなされた、法律委員会 (Law Commission) の審議のなかで、子の利益概念の検討²⁸⁾

資料として、ニュージーランドの判決例が提出されているが、そこでは、子の利益とは何かについて、裁判官は次のように主張する。

そのような「利益」(welfare)とは、一切を含む用語である。それは、楽しい家庭、安定した生活水準を提供するための十分な収入、および健康と正しい人間としての誇りが維持されることを保障するための十分な保護、これらの意味において、物質的な利益(welfare)を含むのである。しかし、物質的な条件は、重要ではあるが副次的な問題である。より重要なのは、子の性格、人格および才能の発達に不可欠の、安定と安全、愛と理解のある監護と指導である。⁽²⁹⁾

リンドウレイ裁判官はつぎのように主張する。

裁判所の審理事項として重要な問題は、子の利益(welfare)である。しかし、子の利益は金銭、または身体的な快楽のみをもって判断さるべきものではない。「利益」(welfare)の語は、そのもつとも広い意味において解釈されねばならない。子の道徳における、そして宗教における利益もまた身体の健康と同じように考慮されるのでなければならぬ。いかなるものも愛情のつながりを軽視することはできない。⁽³⁰⁾

つまり、子の利益とは、金銭的な利益、身体の健康に加え、道徳的・宗教的な利益、愛情に基づいた繋がりをいう

とする。これらのうち、宗教的な利益については、その意味に具体性を欠いており、理解もしづらい。裁判官のさらなる説明もないが、一般的には、信仰を通して涵養される徳、慈愛の精神など、もっぱら精神面に関する利益を意味すると考えられる。本訴訟の場合、さらに、四人の子が同一の宗教を信仰することから生ずる、同一の信仰上の価値観の共有、そこに生ずる連帯ないし協調という利益を含んでいると考えてよい。

子の信仰は、子の利益にとって不可欠の要素であるとするのが、イギリス親子法における原則であることは、上記の論証を通して明らかにされる。判決文は、この後、その信仰を誰が決めるのか、子の信仰と法的後見人との信仰が異なることが後見体制の維持ないし変更にどう関わるかについて、理論を展開する。以降、その分析を進める。

未成年の子の信仰を決定する最終的な権限は、裁判所にあるとするのが、コモンロー裁判所においてすでに確立されてきたイギリス親子法の原則である。子の信仰する宗教の決定、すなわち宗教教育について、関係者の間で意見の対立がある場合、その解決は、最終的に裁判所によるのでなければならない。それは裁判所の裁判管轄権に属する事項である。この場合の解決の基準となる法原則は判例法理として確立されており、それが否定される特別の事由がない限り、父親にその決定権がある。³¹⁾一八八六年幼児後見法 (Custodianship of Infants Act, 1886) は、子の父親が死亡した後、子の母親の権利を拡張したものの、たとえば遺言などにより、父親の意思が明確である場合、宗教教育に関する母親の意思決定に効力が認められることはなく、変更されることもなかったのである。³²⁾

しかし、本訴訟における問題は、父親の意思を尊重して、子の信仰をカソリックにすることが果たして子のためになるのか、信仰のために、原告の主張する後見体制にするのが子の利益につながるのかである。判決は、その問題に対する結論でなければならない。

子の信仰に対する父親の意思は、一八九〇年代にはすでに確立されたとみなし得る子の利益原則の制約を受けることになるのであるが、マックグレイス訴訟判決は、そうした両者の理論的な関係を十分認識している。すなわちその点について、次のような判断を示しているのである。

この点こそが、現在の法理論の状況であると我われは確信している。現在の法は、子が、死亡した父親の信仰において養育されるべきことを、彼らに対するその効果を考慮することなく、裁判所に命ずるよう強制するほどの厳格さはない。この点は、クラーク事件 (In re Clarke)⁽³³⁾ の担当裁判官、ケイ (Kay)、さらに近いところでは、ネヴィン事件 (In re Nevin)⁽³⁴⁾ 裁判官において、慎重に考察された。ホークスワース対ホークスワース訴訟 (Hawksworth v. Hawksworth)⁽³⁵⁾、そこでは、父親の信仰のなかで子を養育すべき後見人の義務、およびその命令を下すべき裁判所の義務について強固な主張がなされた。しかし、裁判官は、この一般原則には例外はないとする主張を認めてはいないのである⁽³⁶⁾。そして、裁判所は、いつでも十分な根拠に基づいて、その原則を破棄することはできる。

父親の信仰に基づいて、子の養育はなされるべきであるとする原則は、後の判決により修正されたことが理解できる。そうであるとして、その修正ないし変更の根拠、上記の引用文によると、十分な根拠 (sufficient reason) となっているが、それが何を意味するのかは、マックグレイス訴訟判決の核心部分にあたるところであり、検証しておく必要がある。判決文では、次のように述べられている。

子の利益 (welfare) は、裁判所の究極の目標である…スタートン対スタートン訴訟 (Stourton v. Stourton)⁽³⁷⁾、アンドリュース対ソルト訴訟 (Andrews v. Salt)⁽³⁹⁾、およびエガー・エリス訴訟 (In re Ager Ellis)⁽⁴⁰⁾ 参照。この点に関する子の権利は、子の後見人と裁判所の共同の義務である。⁽⁴¹⁾

上記の主張については、後段の部分について若干の補足を必要とする。子の権利とは何を意味するのか、判決文では明らかにされていないのである。結果的に裁判所および後見人の義務とは何かも理解できないことになる。

前後の文脈から推測すると、ここにいう子の権利とは、子の利益が、裁判所において目指すべき最終の目標とされることを保障されることであり、後見人においてもまたそれを目標とすべきことが保障されるのでなければならない、という論旨であると理解し得る。そして、そのことは、裁判所および後見人にとっては義務であるとするのが、結論になっていると解される。

したがって、上記の引用文における十分な根拠 (sufficient reason) とは、すでに判例法理として確立されてきた子の利益保護の原則を意味しているのであり、その一方でやはり判例法理として成立していた、子の宗教に関する父親の意思優先の法理は、子の利益保護の原理による制約をうける、というのが、このマッグレイス訴訟における判決の論旨であると解される。

審理の対象は、次の問題に移った。すなわち、三人の子は、ローマ・カソリックの信仰のなかで、養育されるのがよいのか、そうではなく、プロテスタントの信仰によるべきなのかが審理の対象となっていたのである。そのため、子の宗教教育に対して、父親がどのような意図を持っていたのか、すなわち彼自身が信仰していたとされるカソリッ

クの信仰へと導く意図であったのか、プロテスタントでもよいと思っていたのか、あるいは別の意図があったのかを明らかにすることが、裁判所の検討対象となった。もちろんそれは論理的にもそうでなければならぬことは明白ではあるのだが。

そこでは、父親の宗教に対する信仰の状況、子の宗教教育に対する姿勢に対する対応の有り様について解析が進められ、父親と子の間で、信仰がどのような教育的作用をもたらしていたかを明らかにしている。そうして、むしろ否定的な結論に到達しているのである。以下に、その具体的内容を整理する。

父親は、もともとローマ・カソリックの信者であったものの、信仰の敬虔さに欠けているところがあり、子の宗教について無関心なところがあった。その点について、判決文では次のように述べている。

父親が敬虔な信者でなかったことは証言により明らかであった。彼自身は礼拝の場に出ることはなかった。彼の子どもは、ローマ・カソリックの信者として洗礼を受けているが、父親の生存中、長男は、父親の同意を得て、プロテスタント信者による教育を受けた。女兒二人はカソリックのデイ・スクールに通学したが、日曜日にはしばしば、プロテスタントの教会へ行き、プロテスタントの日曜学校にも通った。⁽⁴²⁾

父親は信仰心のあるローマ・カソリック信者とは言い難いことを示す状況であり、子に対しても、ローカソリックの信仰を啓蒙しようとしているわけでもなかったことがわかる。裁判所は、こうした状況を踏まえ、次のように判断をしている。

父親の生存中、親切で慈悲深い人が、四人の幼少の子供を扶養し、プロテスタントとして養育したいと申し出たなら、その提案を彼は喜んで承諾したであろうと、我われは確信する。⁽⁴³⁾

父親にはカソリックの信仰を子の内に育成しようとする意思、カソリックの信仰を子の生活の基盤とする意思の無いことが裁判所により確認されている。その確認は、父親が、自らの信仰に、執着していないことの確認でもある。しかし、裁判所はそれによって、父親のカソリック信仰の意思を否定する結論にまで至っているのではない。「そのことが、彼の信仰は無視されるべきであるということには繋がらない」と述べる。⁽⁴⁴⁾

裁判所の関心は、さらに父親が死亡したのち、子どもの信仰生活がいかなる状況にあったかに向けられている。こうして、この間の状況に関する、裁判所の事実認定は、一五歳になる長女、彼女を除いた年少の女児二人、および男子一人、それぞれの信仰生活の状況について判断している。

この長女については、裁判所の判断対象からは除外されているが、それは、一五歳に達しており、信仰について自らの意思で決定し得ることから、裁判管轄権は及ばないことによる。長女以外の二人の女児と最年少の男児については、一八九〇年四月まで、施設、ナザレ・ハウス (Nazareth House) で生活していたものの、その時期以降母親の病気もあって、一八八九年一月母親の任命した正式な後見人による、プロテスタント信者であることを基本とした養育へ移行された。⁽⁴⁵⁾ 信仰生活について問題とされたのは、結局、二人の女児と最年少の男児、合わせて三人の子供であるが、この状況を踏まえ、裁判所が提起した問題は、彼らの信仰を再び変更することが、彼らにとって利益になるのか、彼らが長男と長女の信仰と異なる信仰のなかで養育されることが、彼らの利益 (welfare) になるのか、そうした変更

が父親の意思に合致するのか、の三点にあった。⁽⁴⁶⁾

前述、父親の信仰の意思を無視し得るか否か、という問題は、こうして子の利益保護の問題と連結されたのである。裁判所は、結果として上記三つの問題について、いずれも否定している。子の宗教については、父親の宗教に従わせる、とする制定法ないし判例法の原則に修正を加え、本訴訟においては、子の利益を根拠として、父親の信仰上の意思は子の信仰に対して、拘束力を持たない、とする見解を示したのである。つまり、子の後見体制をいかにするかの問題は、父親の信仰を根拠とすべきでないことが確認されている。⁽⁴⁷⁾

裁判所の論点は、次の問題、すなわち最終の問題でもある、子の後見体制をどうするか、という問題に移った。具体的には、つぎのような問題提起がなされている。

この裁判所は、本事件の事実関係から推認することに反し、子どもが、母親によって信任され、それも親切な処遇を受けてきており、いまでもそうである婦人の保護から、引き離されることが子の利益（welfare）になる、と判決すべきであろうか。⁽⁴⁸⁾

判決は、それを否定した。そうすることが子の利益に適合するというのが根拠である。具体的な内容についても、簡潔ではあるが、明らかにされている。

理由の一つとして挙げているのは、上記引用文において明らかにされている、後見人の子に対する処遇である。上記の引用文では、それが親切なものであったと、説明されている。⁽⁴⁹⁾ 母親の信任を得て子の後見を託された後見人の存

在、加えて、彼女が子に対して親切的対応をしている、ということが、子の利益を確認し得る重要な根拠になったものと推測できよう。

判決は、もう一つの利益、すなわち、子の信仰における利益をも指摘している。子の信仰する宗教をカソリックにするかプロテスタントにするのか、父親に執着する意思のないことが立証されており、二人の子すなわち一六歳の長男と一五歳の長女はすでにカソリックの信者であり、他の三人の子は、プロテスタントの環境下で教育を受けている状況の中で、年少の子三人の宗教的環境を変更することは、彼らの利益 (wellfare) にはならない、という指摘である。⁵⁰ この場合の子の利益について、具体的な内容は述べられてはいないものの、幼少期における宗教的環境および宗教教育の一貫性が、子の人格形成に与える教育的効果を意味していると解してよい。

本訴訟における論点は、以上のような理論構成の上に判決が導かれた。裁判所は、原告である父親の叔母の請求を棄却した。幼少の子、女兒二人、男児一人は、原告へ引渡されることなく、継続して、後見人の保護の下、プロテスタント信仰の環境において監護され、教育されることになった。

5 本判決の意義

第一章ですでに指摘しているように、マッグレイス事件判決において述べられた子の利益概念は、判決理由として、この後の、いくつかの判決において援用されており、その点で子の利益原則の発展過程に重要な足跡を残してきた、と言つてよい。以下に、その事例とその他の引用事例についていくつか挙げておく。

まず、マッグレイス訴訟と、同じ年に下された判決一八九三年ギンゴール訴訟 ([1893] 2 C. A.) では、マッグレイ

ス訴訟におけるリンドウレイ (Lindley) 裁判官の「子の利益」に関する見解を引用している。それは、リンドウレイ裁判官によって定義づけられた子の利益概念を基準として、ギンゴール訴訟において保護されるべき子の利益とは何か、を判断するための規準としてなされた引用である。

ギンゴール訴訟を担当した裁判官の一人、エシャー (Escher) 卿が、リンドウレイ裁判官の定義を踏まえ述べたことは、「したがって、当裁判所が考察すべきことは、事実関係全体の状況、両親の地位、子の地位、子の年齢、子がいくつかの信仰に関係していると主張され得る場合には、その信仰、そうして子の幸福 (happiness) である」⁽⁵¹⁾。この論旨が、リンドウレイ裁判官の定義に基づいて、ギンゴール訴訟において考慮すべき子の利益の判断基準として設定したことは明らかである。子の利益は、総合的に判断さるべきである、とするところに両判決の論理の関連性を見出し得る。

さらに、一九〇〇年代初期の判決にも、リンドウレイ裁判官の、子の信仰が変更されることに対して示した見解の引用事例が見出される。被後見人対レイヴァーティおよびその他訴訟 (Ward v. Laverly and Another)⁽⁵²⁾ 判決では、マッグレイス訴訟判決におけるリンドウレイ (Lindley) 裁判官の「当該年齢の子の宗教について、親族の間で、カトリック、プロテスタントそれぞれの側が追羽根ゲームに興ずることを認めることには、危険がある」とする主張を引用している。⁽⁵³⁾ それは、未成年者である兄弟の宗教教育について、カトリック教徒の親族、プロテスタント教徒の後見人の共同後見が行われるとした場合の影響について、述べられた部分である。宗派の異なる共同後見人が、それぞれの信仰を子に植え付けようとするこの教育上の影響に懸念を示している。子らはそれぞれの信仰の間で精神の安定性を欠くことに、裁判官は憂慮しているのである。

被後見人対レイヴァーティ訴訟は、事件の内容、争点において、マッグレイス訴訟と類似している。前者の場合も、両親を亡くした子の宗教をめぐって、父親の信仰するカトリックと母親の親族が信仰するプロテスタントとが対立した。その対立は、子の後見人の選任をめぐる対立にもなつて生じた。⁽⁵⁴⁾ 被後見人対レイヴァーティ訴訟における、上記リンドウレイ裁判官の引用は、そうした事実関係の類似性が背景にある。

一九六九年 J. v. C 判決 (J. and Another v. C. and Others)⁽⁵⁵⁾ では、裁判官の一人、マクダーモット (Macdermott) が、リンドウレイ裁判官の子の利益に関する定義を取り上げ、次のように評価している。

マッグレイス訴訟は両親を亡くした子に関する事件であり、リンドウレイ裁判官によつて申し渡された判決は、子の利益の問題を重視しているという意味において、重要である。⁽⁵⁶⁾

ここには、マッグレイス訴訟判決の意義に対する評価が示されており、当該判決は、子の利益原則の発展に記憶すべき貢献的役割を果たしてきた、という評価になっている。

6 結論

本訴訟は、子の後見人の選任が争点になつており、一八九三年に提起されたものであつた。子の利益原則が、判決形成の根拠となつたことは、この時代のイギリス法体系、とくに判例の傾向に鑑み、必然的に導かれる結果であつたとも考えられる。しかし、そこで示された事実関係をみると、他の判例における事実関係とは違つた、本訴訟に固有

の問題がある。子の信仰に対する、父親の意思は明確にされていなかった、という点である。このため、判決は、子の信仰をどうするか、という子の監護上の重要な問題について、従来の法原則をそのまま適用することにためらいがあったのではないかと推測される。結果的に、裁判所の理論が、父親の信仰に対する執着心の無さを根拠として、子の信仰を父親の意思に従わせる、ということにいたることはなかった。判決の理論は、本訴訟のそうした特別の事情を踏まえたところに構成されているのである。従来の、子の信仰と子の監護権の帰属に関する判例法理は、こうした、本訴訟における事実の分析とそれを踏まえた理論構成により、新たな理論上の展開を示していると言つてよい。

さらに、本訴訟判決を特徴づける点に言及しておくべきである。それは、子の利益について、定義といつてもよい、しかも現代に適用し得る新たな概念を示した点である。父権を制約する要因として、「子の利益」が、フィン訴訟を端緒として、大法官裁判所における、子の監護教育に関する多くの訴訟において、必ずしも子の利益を優先してきたとは言えないにしても、ともかく父権行使の減衰に、母親の権利とともに機能してきた事実はあるが、子の利益とは何かについて、論理的な概念を提示した例はなかった。マックグレイス訴訟判決は、その役割を果たしている。

(1) 親子関係およびその他の子に関する親族的関係において紛争が生じた場合、子の利益となるか否かを唯一の規準として、子の利益に適うよう裁判所は紛争に対する判決を下さなければならない、とする原則である。学術用語としては“paramountcy principle”(至高性原則)という表現もある(See, Nigel Lowe and Gillian Douglas, *Bromley's Family Law* tenth edition, 2006, p.455)。そこには、比較衡量の手法を排除する意図が込められている。イギリス児童法第一条第一項の原文は以下のとおり。

1. Welfare of the child

- (1) When a court determines any question with respect to—
 - (a) the upbringing of a child; or
 - (b) the administration of a child's property or the application of any income arising from it, the child's welfare shall be the court's paramount consideration
 - (2) See Nigel Lowe, 'The House of Lords and the welfare principle' *Family Law towards the Millennium Essays for PM Bromley* (1997) p.127, Nigel Lowe and Gillian Douglas *Bromley's Family Law* tenth edition (2007) p.353, P. H. Pettit 'Parental Control and Guardianship' *A century of Family Law 1857-1957* (1957) p.62-67.
 - (3) Sir William Blackstone *Commentaries on the laws of England* Vol I Garland Publishing, Inc (1978) pp.448-452.
 - (4) In re McGrath (infants) [1893] Ch. D.143.
 - (5) Ibid, p.144.
- 大法官部の判決は『[1892] 2 Ch. p.494以降に報告されている。

- (6) Ibid.
- (7) Ibid.
- (8) Ibid.
- (9) Ibid.
- (10) Ibid.
- (11) [1893] 2 C. A. 232.
- (12) In re McGrath (infants) op. cit., p.143.
- (13) 一八九三年ギンゴール訴訟(『[1893] 2 C. A.)、被後見人対レイヴァーティおよびその他訴訟(Ward v. Laverly and Another) ([1924] All. E. R.319 (H. L.)) 判決、一九六九年J. v. C 判決(J. and Another v. C. and Others [1969] 1 All E. R. 788 (H. L.)) はその例でもある。

(14) 未成年者 (infant) が訴訟当事者となる場合、彼に代わって訴訟手続きを行うものを言い、通常は親族がその任に当たる (John Burke Jowitt's *Dictionary of English Law* second edition volume 2 (1977) pp.1235-1236)。近友による訴訟提起の事例は少なくない。実際の判決例をいくつか挙げておく。

一八七八年 Besant 訴訟 ([1897] 11 Ch.D 508) では、両親の別居の後、母親の監護下に置かれた、その当時八歳の女兒を父親に引き渡すべき旨の請求がなされているが、原告には、八歳の娘とともに父親も近友として加わっている (pp.508-509)。八歳の女兒が原告となったのは、子を引き取った母親が無神論を内容とする出版物の出版業に、共同経営者として関わっていたことと子に対する宗教教育を拒否しており、そうしたことが子にとって不利益をもたらすと推測されることから、子自らがその不利益を排除するための措置であったと。

一八四八年 Fynn 訴訟 ([1904] 21 Ch 205) は、三人の子 (年齢はそれぞれ、三歳半、四歳、七歳) が、彼らの後見人の任命を請求したものであるが、実際の手続きは、彼らの近友である、祖母によってなされた (p.205)。

(15) 母親の子に対する権利の強化を意図して制定された法であり、子の監護権を母親に認めるか否かの裁量権を行使する場合、子が二一歳に達するまではその行使を認め、また父親が、遺言によって、彼の死後の、子に対する後見を母親以外の者に認めることにより、母親の後見権が、子の父親すなわち母親にとっては、夫にあたる者の遺言により、剥奪されることの無いようにするための措置であった。一八三九年タルフォード法 (Talford's Act 1839)、一八七二年未成年者監護法 (Custody of Infant Act 1873) など、母親の地位の強化を図った法である (See Nigel Lowe and Gillian Douglas op. cit., pp.354-355)。

一八八六年法の成立過程およびその内容については、わが国の文献では、川田 昇「イギリスにおける親権法の発展——一八八六年未成年者後見法の成立過程——『家族政策と法』福島正夫編 (一九八一) に詳しい (pp.117-159)。

(16) 子の親が、子の引渡しを求めて、人身保護令状を高等法院に求めた場合、親が子を遺棄するか、それに類する行為を子に對して行った場合、裁判所は親による人身保護令状の請求を拒否し得ることが基本原則である (第一条)。子の利益擁護の視点から、親の権利行使を制約する意図がそこにはある。

(17) In re McGrath op. cit., p.143

(18) Ibid, pp.143-144.

(19) Ibid, p.146.

(20) Ibid, p.143.

(21) Ibid, p.146.

(22) Ibid.

(23) Ibid, p.152.

(24) イギリスでは、信仰は、子の教育上の重要な問題である。子の監護教育権を争う裁判上の紛争のなかには、子の信仰をどうするか、多くの場合カソリックを選択するのかプロテスタントを選ぶのか、という問題が、主要な論点である監護教育権の帰属の問題に連結されて、争点となる事例をしばしば見出し得る。一例を挙げると、本稿で取り上げたマックグレイス訴訟以外にも、父親を亡くした三人の子の監護教育権の帰属をめぐる、父方の親族と母親との間で生じた対立を裁定した事件、一九二四年 *Ward v. Lavery and Another* ([1924] All E R 319 (H. L.)) では、子の信仰を父親の信仰していたカソリックにするか、母親が後に信仰するようになったプロテスタント系の宗派 (presbyterians) にするかが、主要な争点の一つになっている (pp.319-320)。監護教育権者の決定が、信仰の選択の如何にかかる場合もあり得る。

イギリスにおける子に対する宗教教育は、早くから、一般社会ないし国家政策のレベルで行われていた。エリザベス一世の治世下 (1558-1603)、宗教問題の国家的な統一と、イギリス国教会の統一を図って、日曜日および祝祭日には教会へ行くことが国民に対して強制され、子に対しても家長による宗教教育、すなわち子に対する質問ないし応答を通して、教義の理解を深めることが立法によって義務付けられた (*Ivy Pinchbeck and Margaret Hewitt Children in English Society volume 1* (1969) p.260)。その義務を強化するための方法もとられた。司教 (Bishop) は、教理問答書 (catechism) を学んだことのない、六歳以上二〇歳未満の子、サーヴァントや徒弟に、教区の父親、母親、親方および用人の使用人たる主婦が、指定された日に教会へ行き、彼らが同じ教理問答書を学んだと同じ時間、牧師 (minister - 英国では非英国国教会の聖職者) との教えを、素直にかつ熱心に受けるようにしたかを調査する特別の措置は、そうした義務の強化の方法であったことが明らかにされている。

そこでは、教会へ出席した子の人数、教理問答書を知っている子の人数、彼らの年齢、居所の調査も行われている (Ivy Pinchbeck and Margaret Hewitt, above)。子に対する宗教教育は、国家の政策として、子の家庭、子が働く場でも行われてきた。その中心に置かれた指導者が、家庭では家長であり、職場では、親方であり、女性使用人であった。

教理問答書による、宗教教育の方法は、国家の安定や宗教の正当性を確立する上で有効であると考えられ、イギリス国教会が、真のキリスト教義の伝統、すなわち、唯一の書である聖書に示された歴史的記録に見られる教義に基づくものであることを子に対して教育するための有力な方法であると考えられていた (Ivy Pinchbeck and Margaret Hewitt above, p.262)。このため、聖書の理解があらゆる宗教的教育の基礎になり、聖書は、大量に印刷され、安い価格で庶民に普及するようになり、一六世紀および一七世紀には、一人が一冊の聖書を持つようになった (Ivy Pinchbeck and Margaret Hewitt above pp.262-263)。

時代の推移に伴って、子の教育に対する宗教上の役割、それに対する法的規制も変わってはいくが、子の監護教育の不可欠の要素として、子の宗教教育が、イギリスの社会において、子の監護教育権の帰属が争われるのは、こうした歴史的事情が背景にあることを理解しておく必要がある。

(25) 2Ph. 247.

(26) 従来の大法官裁判所は、一八七三年最高法院法によって高等法院 (High Court of Justice) に統合され、名称も大法官部 (chancery division) に統合された。その裁判管轄権については、従来と変わるところはなかったが、コモンロー裁判所の裁判管轄権を引き継いだ王座部 (King's Bench Division) が受理した子の監護教育に関する訴訟については、従来の大法官裁判所において確立されてきた法理、つまり子の利益原則が適用されるとされ (Judicature Act 1873 第二五条第一〇項)、それらの訴訟については、大法官裁判所の法理が優先するとされた。その点で、一八七三年最高法院法は、単に裁判機構、裁判手続き上の改革を遂げただけでなく、コモンローを含むイギリス親子法の体系における、子の利益原則の発展・拡大に極めて重要な役割を果たしてきたと言える。

最高法院法による司法制度の改革は、イギリス社会の産業構造の変化に伴って、エクイティを適用すべき、多くの新しい問題、たとえば、会社、組合の管理に関する問題、不動産所有から株式保有への転換などの問題が生じ、大法官裁判所の職掌範

囲が拡大したことにあり、親族的関係に関わる司法制度の改革だけを意図したものではない (Jill E. Maetin Hanbury & Martin *Modern Equity* fourteen edition (1993) p.14)。

最高法院法に関する一般的な理解の資料としては、以上に挙げたもの以外に、Theodore F. T. Plucknett *A concise History of the Common Law* 1956, 矢頭敏也編『英米法原論教材』一九七三など。

- (27) In re McGrath op. cit., p.147.
- (28) Law commission Working Paper 96, Custody (1985), para 6. 10.
- (29) Walker v. Walker and Harrison [1981] NZ Recent Law 257.
- (30) In re McGrath op. cit., p.148.
- (31) Ibid.
- (32) Ibid.
- (33) 21 Ch. D. 817.
- (34) [1891] 2 Ch. 542.
- (35) Law Rep. 6Ch. 542.
- (36) In re McGrath op. cit., pp.148-148.
- (37) 「究極の目的」(ultimate guide) という文言は、裁判所が最終的に達成すべき目的と理解されるが、これに類する概念は、フィン訴訟 (Re Finn (1848) 2 De G & Sm) 以来、しばしば用いられるようになる。フィン訴訟では、裁判所が父親の子に対する権利行使を認められるための要件を示しており、父親が、子にとって良いことをするだけでなく、彼らの安全あるいは利益 (welfare) にとって不可欠になるような地位にあることを、裁判所が納得するものでなければならない、としている。子の利益保護の原則が大法官裁判所において確立されつつあった時期の、とくに出発点となった判決例であるが、父権行使を容認するか否かが子の利益にかかることを明確にしている (p.457)。Stuart v. Bute; Stuart v. Moor 訴訟 ((1861) 11 L. R (H. L.) 判決においても、担当裁判官の一人、クランワース (Cranworth) 卿は、「本訴訟の目的として、唯一心に留めておくべき

ことは、子の利益 (the interest of the child) 保護にある」と主張する (p.811)。判決の論旨もその内容を基調にして構成されている。The Queen v. Gyingall 訴訟 ([1893] 2 QB232, CA) でも、ケイ (Kay) 裁判官は、裁判権の行使において、その目的となる主要な審理事項は、子の利益 (benefit) または幸福 (welfare) であると主張する (p.248)。

(38) 8 D. M. & G. 760.

(39) Law Re. 8 Ch. 622.

(40) (1883) 24 Ch D 317, 53 L J Ch 10, 60 LT 161.

父親の子に対する権限の行使について、裁判所が介入し得るかが主要な争点となり、子の利益原則の発展史を展望する上で、取り上げるべき需要判例の一つであり、子の利益が問題になる類似の訴訟で、参考にされる判決である。母親の監護から離され、第三者に預けられた子が母親と暮らすことを求めて、子の名において訴えを提起した事件である。請求の原因となった事実関係は、父親はプロテスタントの信者であり、母親はカソリックの信者であったため、子の宗教教育について両者の間に対立が生じ、夫が、子連れ去って別居するに至った妻から子を離して第三者に子の監護を託した、という、内容になっている。裁判官は裁判所の介入を認めなかった。その理由について、父親の権限の行使について、裁判所は介入すべきではないとすることが家族および子の利益になるからである、とした (1883) 24 Ch D 317, p.334)。訴訟は控訴院裁判所に上訴された。しかし、子の請求はそこでも棄却された。一九世紀後半、すでに潮流となっていた、子の利益原則発展の方向に従っていない結果になった。この時期、子の利益原則は、判例法理として定着しているのではないという問題提起を可能にする、と意味において考慮すべき判決である。

マックグレイス訴訟におけるリンドウレイ裁判官は、その点については言及していないものの、子の監護教育をめぐる訴訟において、全体の方角としては、子の利益を子の監護教育関係における理念とするところに進んでいたし、そうあるべきであるとする認識にあったことは明らかである。

(41) In re McGrath op. cit., p.149.

(42) Ibid, p.149.

- (43) Ibid, pp.149-150.
- (44) Ibid, p.150.
- (45) Ibid.
- (46) Ibid.
- (47) Ibid, pp.149-151.
- (48) Ibid, p.150.
- (49) Ibid, p.151.
- (50) Ibid.
- (51) The Queen v. Gyngall [1893] 11 C. A. 243.
- (52) [1924] All. E. R. 319 (H. L.)
- (53) Ibid, p.323.
- (54) Ibid, pp.319, 320.
- (55) [1969] 1 ALL E. R. 788 (H. L.)
- (56) Ibid, p.815.

秘密交通権と被疑者の取調べ

関 正 晴

第一 はじめに

第二 秘密交通権の法的根拠と性格

第三 秘密交通権の保障内容と捜査権

第四 接見内容の秘密と被疑者の取調べ

第五 結びに代えて

第一 はじめに

接見交通権に関しては、周知のように刑法三九条三項の接見指定要件の解釈についての論争が長期間にわたって展開されてきた。それは、捜査機関が包括的文言で定められた指定要件を判断すること自体の問題性に加えて、接見

交通権の保障と、捜査実務が自白中心の捜査方法のもつ効率性を強く意識して被疑者を外界と隔離した上で徹底した取調べを実施していること^①が鋭く対立するからである。この論争を通して、最高裁でも、指定要件の解釈について、「杉山事件」上告審判決（昭和五三年七月一〇日民集三三卷五号二〇頁）、「浅井事件」上告審判決（平成三年五月一〇日民集四五卷第五号九一九頁）、「若松事件」上告審判決（平成三年五月三一日判時一三九〇号三三頁）によって判断が積重ねられていた。また、近年では、主に憲法三四条との関係で接見指定制度自体の合憲性が争われた「安藤事件」の上告審判決（最高裁平成二一年三月二四日民集五三卷三三号五一四頁、以下「接見指定制度」についての大法廷判決」と略する。）においても、これらの判決で示された判断を踏襲しつつ同制度を合憲とする判断が明らかにされている^②。そこでは、接見指定要件の解釈について、「右接見等を認めると取調べの中断等により捜査に顕著な支障が生じる場合に限られ」、それには、「間近い時に右取調べ等をする確実な予定」がある場合を含むとして、身柄を利用した捜査の必要という限定説の枠組に拠りつつ時間的に緩和するとしており、指定要件に罪証隠滅のおそれ等を含める非限定説に立たないと理解されている。また、捜査機関は、指定要件を具備する場合でも、弁護士等と協議してできる限り速やかな接見等のための日時等を指定し、被疑者が弁護士等と防御の準備をできるような措置をとらなければならないとして接見交通の円満な実現を図るための協議義務を課しており、広く接見交通権の保障を認める方向での解釈が示されている。これらの判断の積重ねによって、自由接見を問題とする指定要件の解釈をめぐる争いは一応の解決がはかられている。また、実務でも接見の自由の拡充が図られており、昭和六三年四月に法務省と日弁連との協議によって事件事務処理規定と一般指定書を廃止し、「接見等の指定に関する通知書」を採用するとともに、検察官は「通知事件」であつても具体的状況に応じて柔軟に指定権を行使することが確認されている^③。また、平成二〇年には、最高検察庁及び警察

庁より取調べ中であっても接見の機会をできるだけ早期に与える旨の通達も発せられている。⁽⁴⁾ その結果、現在では、捜査の展開に困難が予想される重大事件では、密度の高い連日の取調べが依然として実施されて接見の自由がかなりの程度に制約されることがあるとしても、全体として接見の自由の保障は拡大されているといえよう。

しかし、近年、接見交通権については、従来と異なる領域で問題が生じており、実務上争われている保障内容の重点に変化がみられる。例えば、下級審では、拘留所職員による弁護人と被疑者等の間の信書等の開披・内容の確認・要旨の記録化と検察官によるその利用行為や弁護人が接見の際に使用を申出た裁判上証拠採用されているビデオテープの事前検閲等⁽⁷⁾について接見内容の秘密の保護が問題とされていた。更に、最高裁でも、公判手続で弁護人から被告人への打合わせのためのメモ用紙の交付が拘留所職員によつて制止され、これを裁判官も許容する訴訟指揮をしたこと並びに在監中の被告人との間の信書の授受に関する制限について接見内容の秘密の保護が問題とされていた。⁽⁸⁾⁽⁹⁾ これらの裁判例では、捜査機関や拘留所職員などが接見内容を知ることができない状態での接見、すなわち接見内容の秘密の保護が問題となっている。このように、最近では、接見交通権についての争いは、接見機会を保障する自由接見から接見内容の秘密を保障する秘密接見へと問題の重点を移しているといえよう。

ところで、この接見内容の秘密を保障する秘密交通権については、これまで被疑者取調べの権限との関係で捜査機関が接見内容を事後に聴取できるかを問題とした裁判例は少なかった。しかし、近年では、長時間にわたる被疑者らの取調べを継続的に実施し、その際に接見内容の聴取が行われていたことが判明して社会問題とされた志布志事件を契機として、⁽¹⁰⁾ 取調べに際して接見時のやりとり・内容を聴取できるかが正面から問題とされている。更に、弁護人が接見時の被疑者の供述の一部を報道機関に公表し新聞記事等として掲載されたことから、検察官がそれまでの被疑者

の供述の信用性を確認するために接見内容を聴取したこと等が問題とされた事件では国賠訴訟が提起され、第一審（佐賀地裁平成二三年二月一七日判決〔訟月五七卷一二号一頁〕）と控訴審（福岡高裁平成二三年七月一日判決〔訟月五七卷一一号四三頁、判時二二二七号九頁〕、上告、上告受理申立）で結論を異にする判断が示されており、被疑者に対する取調べの権限との関係で秘密交通権の保護のあり方が問題とされている。また、同種の事案は、捜査段階での弁護人の接見は、被疑者国選弁護制度の実施にともない増加しているので、相対的に増加することも考えられる。そこで、本稿では、被疑者取調べの際の秘密交通権の保障の問題を中心に、これまでの裁判例・学説を分析するとともに若干の考察を加えることとする。

第二 秘密交通権の法的根拠と性格

1 秘密交通権の法的根拠と性格

刑法三九条一項は、被疑者の防御活動を補完するために、身柄拘束中の被疑者と弁護人とが、「立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受ができる」とする自由かつ秘密の接見交通権を保障する。ここでは、「接見の機会」と「接見の秘密」について権利が保障されているが、これまで憲法上の接見交通権の位置づけについては、主に接見指定要件の解釈が問題となる前者が論じられてきた。しかし、そこでの位置づけは、被疑者と弁護人とが共有する防御情報等の秘密を保障する後者の秘密交通権の根拠としても重要である。そこで、その点を検討すると、憲法三四条前段は、単に弁護人を選任する権利を保障するだけでなく、被拘束者がその自由を防御する上で最も必要なきに法律専門家の補助を得られる権利、つまり、弁護人による実質的援助を受ける権利を保障しており、この保障内¹¹

容に被疑者の正当な権利の擁護にとって不可欠な接見交通権は含まれると解すべきである。この点について最高裁も、前記の杉山上告審判決（昭和五三年七月一〇日民集三三卷五号八二〇頁）以来、「弁護士等との接見交通権は、身体を拘束された被疑者が弁護人の援助を受けることができるための刑事手続上最も重要な基本的な権利に属するものであるとともに、弁護士からいえばその固有権の最も重要なものの一つである」とし、「憲法上の保障に由来する。」と判示している。更に、前記の接見指定制度についての大法廷判決も、「憲法三四条は、被疑者に対し、弁護人を選任した上で、弁護人に相談し、その助言をうけるなど弁護士から援助をうける機会を持つことを実質的に保障する」とし、「刑訴法三九条一項は、憲法三四条の趣旨にのっとり、身柄の拘束を受けている被疑者が弁護士等と相談し、その助言を受けるなど弁護士等から援助を受ける機会を確保する目的で設けられた」旨を判示して、憲法との関係での根拠をより明確にしている。これらの判決の判断は、直接的には接見の自由についてなされているが、接見交通権は接見の自由と秘密を密接なものとして連動させて保障しているし、憲法三四条の趣旨は弁護人の弁護を受ける状態に身柄拘束中の者を実質的に置くことの保障にあることから、秘密裡に接見できる権利は、同条に由来して保障される⁽¹²⁾ので、接見の秘密についての保障の点も実質的に含む⁽¹³⁾といえよう。その後の裁判例でも、この点についての秘密交通権の実質的保障が確認されている⁽¹⁴⁾。そこでは、秘密交通権が憲法の保障に由来するとした上で、刑訴法三九条一項について、まず、(1)大阪地裁平成一二二年五月二五日判決（判時一七五四号一〇二頁）は、「弁護士から有効かつ適切な援助を受ける機会をもつためには、被拘禁者とその弁護士との間において、相互に十分な意思の疎通と情報提供や法的助言等が何ら干渉なくされることが必要不可欠であり、特に、その意思伝達や情報提供のやりとりの内容が捜査機関、訴追機関、更には収容施設側に知られないことが重要である」として、秘密交通権の保障は、接見交通権の重要な要

素である旨を判示している。また、(2)大阪地裁平成一六年三月九日判決（判時一八五八号七九頁）は、「被告人等とその弁護人との間において、相互に十分な意思の疎通と情報提供や法的助言の伝達等が、第三者、とりわけ捜査機関、訴追機関及び収容施設等に知られることなく行われることが、弁護人から有効かつ適切な援助を受ける上で必要不可欠なものである」、「…その内容が上記各機関等に知られるようなことがあれば、両者のコミュニケーションが覚知されることによつてもたらされる影響を慮つてそれを差し控えるという、いわゆる萎縮的效果を生ずることにより、被告人等が実質的かつ効果的な弁護人の援助を受けることができないことも十分に予想される」として、秘密交通権を弁護人の援助を受ける権利と接見内容が覚知されることによる意思疎通の際の萎縮的效果の防止から根拠付けている。更に、最高裁平成一五年九月五日第二小法廷判決の滝井繁男、梶谷玄裁判官の反対意見（判時一八五〇号六一頁）でも、「相互に十分な意思の疎通と情報提供や法的助言の伝達等が、第三者、とりわけ捜査機関、訴追機関及び収容機関等に知られることなく行われることが、弁護人等から有効かつ適切な援助を受ける上で必要不可欠なものである。」とし、「その内容が上記各機関等に知られるようなことがあれば、両者のコミュニケーションが覚知されることによつてもたらされる影響を慮つてそれを差し控えるという、いわゆる萎縮效果を生ずることにより、被勾留者は、実質的かつ効果的な弁護人等の援助を受けることができない」と判示している。ここでも、秘密交通権を弁護人等の援助を受ける権利と接見内容を覚知されることによる意思疎通の際の萎縮的效果の防止から根拠付けている。

これらの裁判例の集積によつて、現在、事前・事後の接見内容の聴取等禁じる秘密交通権の保障が確認されているが、そこにおいて、これを弁護人からの実質的な援助を受ける権利と接見内容が覚知されることによる意思疎通の際の萎縮的效果の防止から基礎付けていることはもとより正当である。しかし、その根拠は、刑事手続において対立す

る一方当事者である捜査機関側が、他方当事者である被疑者とその弁護人とは接見を通して交換し蓄積した防衛情報等を聴取等することが手続的正義に反することに更に遡って求めるべきと思われる。そこで、接見交通権の領域は当事者主義の刑事訴訟の核心領域として対立当事者（捜査・訴追機関）の干渉・介入を本質的に排斥することが、憲法三四条・三一条の前提であるとする点に秘密交通権の根拠は求め、接見内容の秘密性は、当事者主義などの裁判原則にとつて不可欠の要素であり、弁護人依頼権の基本的な必要要素とみなされることからも根拠付けるべきである。また、この理解は、捜査手続における被疑者の防御活動の保障にとつても重要である。捜査手続の構造については、「被疑者の人権保障、つまり、捜査手続におけるデュー・プロセスの保障を確保するために、被疑者は法的にも捜査機関と対等であるべき一方の当事者であるとして理解すべき」^⑰であるが、秘密交通権を当事者主義などの裁判原則との関係で根拠づけることによって、それに準じて捜査手続での秘密交通権の保障を根拠づけ得るからである。なお、接見交通権の根拠についての立法者の意思は、憲法三四条及び同三八条一項にもとづく憲法上の権利ととらえるものであったとの指摘もある^⑱ので、秘密交通権についても黙秘権を定める憲法三八条一項の関係を含めた検討の余地がある。この点、前記の接見指定制度についての大法廷判決は、「憲法三八条一項の不利益供述の強要の禁止の定めから身体拘束を受けている被疑者と弁護人との接見交通権の保障が当然に導き出されるとはいえない。」としているが、それを前提にしても秘密交通権の問題を検討するに際しては、黙秘権の適切な行使を担保する接見交通権の機能を念頭におく必要があるといえよう。

2 秘密交通権に対する制約とその限界

接見指定制度についての大法廷判決は、接見交通権を憲法三四条に由来する重要な権利とした上で、その制約につ

いて、「憲法は、刑罰権の発動ないし刑罰権発動のための捜査権の行使が国家の権能であることを当然の前提とするものであるから、被疑者と弁護人等の接見交通権が憲法の保障に由来するからといって、これが刑罰権ないし捜査権に絶対的に優先するような性質のものということはできない。：接見交通権の行使と捜査権の行使との間に合理的な調整を図らなければならない。」とする。思うに、弁護人との自由な接見によって弁護人依頼権が実質的に保障されるといつても、接見交通権は外部的行為を伴うものである以上、絶対的・無制約な権利として保障されているわけではなく、捜査の必要という公的な要求との関係で合理的制約に服することは認めざるをえない¹⁹⁾。しかし、このことを前提としても接見交通権に対する制約は、その憲法的意義に照らして必要最小限にとどめるべきで、接見交通権を可及的に保障することが要請され、その趣旨を没却するような制約を加えることは許されない²⁰⁾というべきである。そして、この理解は、基本的に接見の自由と連動して接見内容の秘密を保障する秘密交通権にもあてはまるといえるよう。これに対して、上記の大法廷判決がいう捜査権等との合理的調整の必要は、①接見指定は法律の根拠に基く制約であるが、捜査・取調べ目的による秘密交通権の制約を許容する規定はない、②接見内容の聴取による秘密交通権の制約は、その萎縮的效果を考えると捜査・取調べ目的による接見交通権の実質的制約にはかならないが、接見指定は、憲法三四条の有効な弁護の保障を実質的に制限しない範囲で被疑者の身体の利用をめぐる時間的・場所的調整として許されるにすぎないので両者の間には、本質的相違があることから、この判決による秘密交通権の相対化は正当化しえないとする見解もある²¹⁾。しかし、法律上の根拠としては刑訴法一九八条があり、そこでは事案の真相を明らかにするために被疑者取調べの権限を規定しており、これによって事件の事実関係や供述の信用性等を検討するための事情の聴取が認められている。その事情の聴取の際に、被疑者の供述が接見の内容に及ぶこともありうるので秘密交通権と

の合理的調整をする必要がある。また、確かに両者の制約内容は異なるが、その点は秘密交通権に対して制約を絶対的に認めないことではなく、被疑者の身柄の利用を基準にした時間的調整にとどまる接見の自由に対する接見指定の場合よりも、秘密交通権に対する制約の方が防御方針の決定等の情報に関わることから大きな制約効果が生じるので、その権利の内容・性質に配慮した厳しい基準で捜査権等との合理的調整をはかる必要があるという次元で理解すべきである。したがって、秘密交通権も捜査権との関係で合理的調整に服することを認めざるを得ないが、捜査機関の取調べに際して接見内容の聴取などを例外的に認めるためには、秘密交通権の保障を重視した厳格な要件の設定によって両者の調整を図るべきである。

第三 秘密交通権の保障内容と捜査権

1 ここで被疑者取調べの権限との関係で問題となる秘密交通権の保障内容を検討すると、刑訴法三九条一項が、「立会人なくして」接見できるとして保障する秘密交通権とは、被疑者等と弁護人のコミュニケーションのプロセス自体と各人が授受した情報の秘密を保障する権利をいう。²²ここでは、被疑者等と弁護人が、自由な接見を通して相互に交換し共有している防御情報を含む全ての秘密が保護される。つまり、接見交通権には、接見を通して、①弁護人が、被疑事実について事実関係を確認し取調べの対処方法を助言するとともに公判の準備を行う機能や、②継続的な取調べによる不当なプレッシャーを回避させ黙秘権を担保する機能、③外界との連絡を断たれた被疑者の精神的な安定を図って可能な限り日常に近づける援助を行う重要な機能がある。²³秘密交通権は、この機能に依拠して接見の場の秘密性を保護し、その場を通して交換された情報の秘密を保障するものである。そこで、①②の機能と関連して、被疑

者等と弁護人の間で、検察官が閲覧等に応じたことによつて知り得た証拠や参考人等の事件関係者の供述内容が確認・検討され、その上で被疑事実を争うか否か、情状弁護を中心に訴訟活動を行うか等の防御方針について意見交換や黙秘権の行使に関する相談について、その意思疎通の過程や結論について秘密が保護される。また、③の機能との関係では、弁護人から被疑者の精神的安定を図るために伝達された外部の情報や被疑者より発せられた現在の心情や家族、職場との連絡の内容といった個人情報に関する秘密も防御活動を行う当然の前提となることから保護される。他方、捜査機関側は、事案の真相を解明するために刑訴法一九八条一項の被疑者取調べの権限に依拠して、事件の事実関係を詳細に確認するために、犯行の動機、経緯及び態様などについて被疑者から事情を聴取することになる。²⁴ここでは、秘密交通権が保障する接見内容の秘密と事案の真相解明という捜査上の利益は、基本的に独立して保護される。しかし、実際には、捜査機関による事情聴取の際に、その質問に対する被疑者の供述が弁護人等との接見内容及ぶぶともありうるし、他方で、被疑者等と弁護人は、秘密接見の際に捜査の経過・進展状況や事件関係者等から入手した情報も分析して防御方策を講ずるが、そこでの防御方法の決定には微妙な問題も含むためときとして捜査妨害行為や弁護士倫理違反行為の存在等が疑われる事態も生じうる。そのため、現実には被疑者の取調べに際して両者の利益は対立することもありうる。

2 このように、秘密交通権の保障と捜査上の利益は対立することから、被疑者取調べに際しての接見内容の聴取の可否やその限界が問題となる。ここでは、より具体的に、①証拠の偽造の教唆や証憑隠滅への関与などの弁護人による行為がある場合、②弁護人が真実に反し否認を勧めている場合、③弁護人との接見後に被疑者の供述内容・態度がにわかに変化したため、その供述の任意性・信用性を確認するために取調べる場合、④被疑者が進んで接見内容を

供述した場合、⁽²⁵⁾⑤捜査官に弁護人との接見時の談話内容が自然な経過で入手された場合などが問題となる。そこで、まず、捜査妨害的行為が問題となるやや限界的な領域に属する①②の場合を中心に検討を加えよう。

まず、①は、接見の際に弁護人によって証拠の偽造の教唆や証拠隠滅への関与などの行為がなされていると疑われる場合を問題とするが、わが国では、現在、弁護人による証拠の偽造や隠滅に関する情報等が外部に伝達されるなどの捜査妨害行為が問題とされた事案は少ない。また、そもそも刑法が、立会人なしの接見を認めたのは、防御権を実質的に保障するとともに、その際の捜査妨害に類する行為がなされるおそれに対しては、弁護人を高度に信頼するとともに、その信頼を担保する弁護士倫理に基いて弁護人が行動することを期待するものである。とするならば、接見の際の被疑者等との意見交換、打合わせ等の内容の妥当性については、弁護人の専断的判断に基本的に委ねるべきである。⁽²⁷⁾しかし、この基本的枠組を前提としても、接見交通権は、理論的には正当な弁護活動の範囲内で認められるという内在的制約があり、犯罪行為に該当するなど弁護権の濫用として違法であることが明らかな場合には、捜査機関は、その点に限定した上で捜査権の行使として接見内容を聴取できるといえよう。但し、弁護人が正当な弁護活動を行っていても、実際には証拠隠滅の教唆等がなされていると疑われるおそれがある場合もあるので、正当な弁護活動が委縮しないように配慮をして弁護活動の自由を確保する必要がある。そこで、あくまでも接見内容の聴取を例外とした上で、その実施は厳格な要件の具備する場合に限定すべきである。つまり、接見内容の聴取が認められるのは、秘密交通権の内在的制約を逸脱する場合として、捜査機関の主観的な判断によるのではなく客観的に偽証の教唆や証拠隠滅への関与等をしていることが明らかで、弁護人も認識して敢えてそれを行っているときに限定すべきである。⁽²⁸⁾

次に、②では、弁護人が真実に反して否認を勧める行為を問題とするが、被疑者の黙秘権を担保する接見交通権の

機能を考慮すると、そのことを理由とする接見内容の聴取は許されないといえよう。確かに、弁護人が被疑者等にその権利としての黙秘権の行使をすすめることは差支えないが、その任務は社会正義の立場から被疑者等の正当な利益を擁護することにあるから、真実に反して否認を勧めることは正当な権限を逸脱するといえる。²⁹この点を形式的に強調するならば、弁護権を濫用した捜査妨害行為として接見内容の聴取を認める余地はある。しかし、捜査段階での弁護方針は、事後的に判明する事情等によっても変化する極めて流動的なものであり、弁護人が被疑事件に関する事実関係が詳らかにならない状況において、限られた事実関係の理解に基づいて被疑者の意向等に応じて否認を助言することもありえる。また、被疑者側にとって否認が正当な防御権の行使となる場合は無数にあるので、具体的にどのような弁護活動をするかは、弁護人が自らの職責に鑑み決定すべきことといえよう。³⁰加えて、黙秘権の行使の在り方とも関連して、実際上も正当な弁護活動としての否認の助言と真実に反する否認の助言とを区別することは相当に困難であり、後者を理由とする接見内容の聴取は認めることは、前者の活動を聴取する余地を生じさせ秘密交通権の保障の事実上の否定につながるからである。その意味で、後者は、正当な弁護権の逸脱行為であるが、捜査官の取調べが及んではない領域であるといえよう。³¹

そこで、証拠の偽造の教唆や証拠隠滅への関与や真実に反する否認が問題となる①と②は、やや限界的な領域に属するが、①は厳格に接見内容聴取の要件を解して、それを具備するときのみ捜査権が保護され、②は弁護人による実質的な援助を受ける権利を被疑者に保障するために、全般的に接見内容の秘密が保護される領域といえよう。

3 これに対して、③の被疑者の供述が変遷し、その信用性等の確認のために接見内容を聴取する場合、④の被疑者が進んで接見内容を供述する場合、⑤の接見時の談話内容が自然な経過で入手されたことから捜査官が接見内容の

聴取する場合は、被疑者に対する取調べの通常の過程で秘密交通権と捜査上の利益とが微妙な形で交差し問題となる場合である。それは、被疑者の供述が変遷するときなどは、捜査機関は、その信用性等を判断するために、第三者に對してなされた被疑者等の供述を検討するが、その際に、被疑者の弁護人に対する言動も重要な資料となり得る³²。勿論、供述の信用性の判断も物的証拠の検討を中心に進めるべきであるが、それでも一定の限度で被疑者取調べによつて事実関係等を明らかにする必要は認めざるを得ない。また、この事情の聴取の際に、被疑者の供述が接見内容及ぶこともあり得るし、その際の供述の自発性も問題となるからである。加えて、偶々ではあるが接見時の談話内容が自然な経過で入手されたときには、その内容と被疑者の供述との整合性等や供述の信用性等を判断するために確認することも必要となるからである。以下では、被疑者の取調べの際に一般的に問題となる③④⑤の場合について、裁判例及び学説の検討を通して、捜査機関の被疑者等に対する接見内容の聴取の許否の問題を検討することとする。

第四 接見内容の秘密と被疑者の取調べ

1 裁判例

被疑者取調べの際に、捜査機関による接見内容の聴取が許されるかについて、これまでの裁判例は、どのような立場をとってきたか、この点を判断したものは少ないが、以下の下級審の裁判例があるので、³³そこで採りあげられた刑法上の問題点と基本的な考え方を確認しておこう。なお、いずれの裁判例の判断も他の問題点を含むが、接見内容の聴取に関する部分を採り挙げることにする。

(1) 鹿児島地裁平成二〇年三月二四日判決（判例時報二〇〇八号三頁）

〔事案〕 検察官と警察官らが、県議会議員選挙に当選した甲の選挙運動に関して、公職選挙法違反の疑いがもたれた被疑者らに対し、弁護人らとの接見の直後やこれと近接した時に取調べを実施して、弁護人である原告らとの接見内容を聴取して供述調書を作成したことについて、原告らが、秘密交通権の侵害を理由に国家賠償を請求した事案である。

〔判旨〕 (i) 「刑法三九条一項の『立会人なくして』とは、接見に際して捜査機関が立ち会わなければ、これで見るといふにとどまらず、およそ接見内容について捜査機関はこれを知ることができないとの接見内容の秘密を保障したものといえ、原則的には接見後その内容を捜査機関に報告させることも許されない。」

(ii) 「接見交通権が弁護人の固有権であり、…接見内容を聴取することは、捜査妨害的行為等接見交通権の保護に値しない事情等特段の事情のない限り弁護人の接見交通権を侵害する。」

(iii) 弁護人固有の接見交通権が問題となる本件では、「被告人らが自発的な供述をしたことから直ちに接見内容を捜査機関が聴取できるとはいえない。」と判示している。

(2) 佐賀地裁平成二二年一月一七日判決（訟務月報五七卷一一号一頁）

〔事案〕 Xは、交通事故を起こし関連する殺人未遂の被疑事実で逮捕・勾留された被疑者の弁護人となった。担当検察官が、被疑者から弁護人との接見内容を聴取して調書を作成し起訴後裁判所に証拠調べ請求したところ証拠採用がなされた。その聴取は以下の経緯でなされた。

被疑者は、業務上過失傷害等による逮捕の当日、被害者に対する殺意を否認していたが、翌日からそれを認める供

述を始め、その内容の上申書が作成された。その供述は、殺人未遂の被疑事実で逮捕された後の弁解録取、勾留質問でも維持されていた。しかし、被疑者は、後者の事実で逮捕された日のXの相弁護人甲との接見で、「被害者が既に死んだと思ったので、林道に放置した。」として殺意を否定していた。甲は、翌日、それを報道機関に公表したところ新聞に被疑者が殺意を否認している旨の記事が掲載された。それを読み担当検察官は、供述の信用性の検討のため更に相当な時間をかけて取調べたところ被疑者は殺意を認める供述を維持していたが、その際に以下の質問をした。そこでは、被疑者は、①新聞記事のとおり弁護人に殺意を否認したかを質問すると、これを認めた。②その理由を質問すると、罪が重くなると思い虚偽の説明をした旨を答えた。③殺意を認めると罪が重くなることは弁護人から言われてわかったのか、もともと知っていたかを質問すると、もともと知っていたし弁護人からも説明を受けた旨を答えた。④弁護人に殺意の否認が虚偽である旨を伝えたかを確認すると、本当のことを話したと答えた。そこで、担当検察官は、供述調書を作成した。後に、Xは、担当検察官の行為は秘密交通権を侵害するとして国家賠償の請求をした事案である。

〔判旨〕 (i) 「刑法三九条一項の『立会人なくして』とは、接見に際して捜査機関が立ち会ってはならないことを意味するにとどまらず、弁護人等の固有権として、接見終了後においても、接見内容を知られない権利、すなわち秘密交通権を保障したものである。」

(ii) 「捜査機関は、…被疑者等が有効かつ適切な弁護人等の援助を受ける機会を確保するという同項の趣旨を損なうような接見内容の聴取を控えるべき注意義務を負っている…上記義務に違反して接見内容の聴取を行ったか否かは、聴取の目的の正当性、聴取の必要性、聴取した接見内容の範囲、聴取態様等諸般の事情を考慮して決すべき」である。

(iii) 「秘密交通権が究極的には被疑者等の防御の利益を保障するものであることからすると、秘密接見におけるコミュニケーションの一方当事者である被疑者等が、真に自由な意思で接見内容を供述した場合には、もはや秘密性保護の必要性は低減したといえ、その態様によっては接見内容を聴取することが許容される場合もある。」と判示している。

(3) 福岡高裁平成二三年七月一日判決（訟務月報五七卷一一号四三頁、判例時報二二二七号九頁。上告・上告受理申立）
「事案」 (2) 判決の事案の控訴審判決であるが、(2) 判決と法律上の見解を異にするいくつかの重要な問題点の指摘がある。

「判旨」 (i) 「被疑者等に対し、唯一の後盾といってよい弁護人の援助を受ける機会を実質的に確保する目的で、秘密交通権を弁護人等の固有権と位置づけている以上、取調べの際に被疑者等が自発的に接見内容を供述したとしても、…弁護人固有の秘密交通権を保護する必要性が低減したということはできない」

(ii) 「捜査機関は、被疑者等が弁護人等との接見内容の供述を始めた場合に、漫然と接見内容の供述を聞き続けたり、さらに関連する接見内容について質問をしたりすることは、刑訴法三九条一項の趣旨を損なうおそれがあるから、原則として差し控えるべきであって、弁護人との接見内容については話す必要がないことを告知するなどして、…秘密交通権に配慮すべき法的義務を負っている」

(iii) 「捜査機関は、刑訴法三九条一項の趣旨を損なうような接見内容の聴取を控える義務を負っているから、原則として、弁護人等との接見における供述について聴取することは禁止されている」と判示している。

その上で、本判決は、担当検察官の行った被疑者への質問の適法性を判断し、概ね「①甲に『被害者』死んだと

思った』と供述した事実の有無を確認した点は、既に秘密性が消失していることに照らし、接見交通権に萎縮的效果を及ぼすおそれはない、②弁護人に捜査機関に対する供述と異なる供述をした理由を尋ねた点も、被疑者と弁護人間の意思疎通の内容を尋ねたわけではなく、接見内容と無関係に供述が変遷した理由を尋ねたすぎないから、刑法三九条一項の趣旨を損なうとはいえない。しかし、③殺意を認めると罪が重くなることを弁護人から言われてわかったか等や、④『死んだと思った』旨の供述が虚偽であることを弁護人に伝えたかを確認した点は、未だ秘密性が消失していない被疑者と弁護人間の情報交換の内容を尋ね、意思疎通の過程を聴取したものにはかならず、自由な意思疎通・情報伝達に萎縮的效果を及ぼすおそれがあるから聴取を控えるべき注意義務に違反する」旨の判断をしている。

これらの判決は、既にすでに検討した拘留所職員による弁護人と被疑者等間の信書等の開披、内容の確認等の問題で下級審が示していた秘密交通権の保障の根拠と制約についての判断を踏襲し確認する点で共通している。つまり、秘密交通権が、憲法三四条の保障に由来する権利、弁護人の固有権であり、接見に際しての自由な意思疎通・情報伝達に萎縮的效果が生じないようにする観点から認められるが、捜査権との関係での調整の余地を認める点で共通する。また、その点に加えて捜査機関は、刑法三九条一項の趣旨を損なうような聴取を控えるべきとする点で共通している。しかし、これらは、被疑者の取調の権限との関係で、接見内容の秘密を保護する基準が異なり、例外としての接見内容の聴取を許す判断枠組を異にしている。まず、(1)判決は、被疑者等が自発的に供述したときも含めて、捜査妨害的行為等接見交通権の保護に値しない事情等特段の事情のない限り、接見内容の聴取を許さないとする厳格な基準を採用するものと理解できよう。³⁴次に、(2)判決は、秘密交通権の保障を捜査権との関係では相対的な保障とし、被疑者が自由意思によって接見内容を供述するときは保護の必要性が低減して接見内容の聴取が許される場合があり、そ

れにあたるかを利益衡量的な基準により個別具体的事情を斟酌して判断するとしている。それに対し、(3)判決は、秘密交通権の保障を重視して、被疑者の自由意思による供述によっても、その保護の必要性は低減せず、接見内容の聴取を例外として許すかは、聴取の対象となる事実が秘密性を維持しているか、つまり秘密性の喪失の有無という比較的厳格な基準によるべきとしている。また、(2)と(3)判決では、被疑者が自由意思によって供述する場合に、捜査機関が接見内容の聴取を控える必要があるかについても結論を異にしている。この点、(1)と(3)判決がほぼ同様に、自発的な供述のときも含めて接見内容を聴取できないとすることから、両判決は、(2)判決と比較して秘密交通権の保障を重視する判断枠組に立つといえよう。このような下級審の判断によって秘密交通権の保護の必要性の理解とも関連して、被疑者取調べに際して接見内容の聴取を許すかを判断する枠組と基準についての問題点が明らかになっている。以下では、これらの問題点を学説の分析を通して検討しよう。

2 接見内容の聴取の許否と聴取の許容基準

接見内容の秘密の保護については、被疑者取調べの権限との関係で保護の程度が問題となり、接見内容の聴取は許されるか、あるいはその許容基準等が問題となっているので、この点の代表的見解を検討する。

(1) まず、秘密交通権の保障を重視して、捜査機関等は、接見の際だけではなく事後に被疑者等を取り調べて接見内容を明らかにさせることは許されない⁽³⁵⁾、つまり、接見の場で交換された情報は絶対的に保障されとする見解がある⁽³⁶⁾。

この見解は、①「防御の秘密」が憲法の保障する弁護人依頼権の本質をなす以上、刑訴法一九八条一項の取調べ権限も内在的制約を受ける⁽³⁷⁾。②接見指定についての大法廷判決が示した接見交通権と捜査権等との合理的調整の必要

は、接見指定と秘密交通権の制約には本質的相違があるので当て嵌まらず、これによる秘密交通権の相対化を認めることには疑問がある等⁽³⁸⁾を論拠としている。しかし、この見解は、既に検討したように、次の理由から支持しえない。第一に、秘密交通権も、憲法の他の基本的権利と同様に外部的行為を伴う以上絶対的・無制約な権利として保障されるわけ⁽³⁹⁾でなく、憲法の前提とする捜査権等との関係での合理的調整を認めざるを得ない。第二に、確かに両者は制約内容を異にするが、そのことは制約の許否の問題としてではなく、秘密交通権に対する制約の方が防御方針の決定等の情報に関わることから、その権利の内容・性質を反映して制約としてより大きく作用するので、そのことに配慮した捜査権との合理的調整を図る必要があり厳格な要件の下で認めなければならないという次元で理解すべきだからである。

(2) 次に、被疑者が自らの意思で接見内容を供述する場合もあり、また、弁護人の「接見内容を秘匿する」ことへの期待は、第一次的にはコミュニケーションの相手方である被疑者に委ねざるを得ないから、捜査上の必要性を犠牲にして被疑者に接見内容を尋ねることまでを禁じることを原則とするのは行き過ぎで、その許否は、聴取の目的の正当性、聴取の必要性、聴取した接見内容の範囲、聴取態様等諸般の事情を総合的に考慮して判断すべきとする見解⁽⁴⁰⁾がある。この見解は、基本的に上記(2)判決の判断基準を支持しているが、それは、被疑者の任意の供述によって、秘密性保護の必要性が低減するという評価を基礎にしている。そこで、この判断枠組を理解するに際しては、捜査機関が会話の一方当事者の同意を得てその内容を聴取等する同意盗聴についての議論が、対話内容の秘密の保護という点で問題状況が類似するので参考になると思われる⁽⁴¹⁾。そこでは、話者のプライバシー権の主要な要素である会話内容の秘密性は会話の相手方に委ねられており、その相手方がそれを処分するのであるから、完全な意味でのプライバシー

権の侵害はなく強制処分とまではいえず任意処分として、一種の利益衡量の方法により、一方において、盗聴や秘密録音をする正当な事由があり、他方において、当の会話がプライバシーをそれ程期待し得ないような状況でなされるものであるときなどにおいては、そのような当事者録音や同意盗聴も例外的に許されるとする見解が有力である。⁽⁴³⁾ここでは、会話の相手方による秘密性の放棄があることからプライバシー保護の必要性が低くなることを基礎にしているが、接見内容の聴取に関するこの見解は、これとほぼ同じ理論的枠組に立つものといえよう。

その点も踏まえて検討を加えると、この見解は、条文の文言上、①刑法三九条一項は、事後に接見内容を聴取することを禁止・制約する趣旨を含まない。②事案の真相の解明を図るための被疑者取調べ（刑法一九八条一項）には、その聴取事項について法令上制限が設けられていないこと、実質的にも、③接見交通権が被疑者自身の権利保護のために認められることから、被疑者に接見内容の秘匿の決定権があり、その意思で秘密を放棄して供述すると秘密性保護の必要性が低減すること等を論拠としている。⁽⁴⁴⁾しかし、この見解は、次の理由により支持しえない。第一に、①②については、既に検討したように下級審の判例の集積によって憲法三四条の弁護人依頼権に由来する秘密交通権は、接見の前後を含めて接見内容の秘密を保障するとの理解が一般的に確認されていることとの整合性に欠ける。第二に、③は、被疑者が任意に秘密性を放棄し供述することを重視するが、この観点は、取調べ受忍義務を課せられて密室で実施される取調べのもつ強制的契機を現実には払拭することが困難であることに加えて、取調べに弁護人の立会いが認められていない現状では被疑者等が真摯にかつ進んで供述したことを担保する手段がなく、⁽⁴⁵⁾捜査機関による違法・不当な取調べがなされたとしても、その場でこれを直接規制することができないので強調しえない。また、被疑者の任意の秘密性の放棄によって、その保護の必要性が低減する点とは、接見交通権が弁護人の固有権であることを考

えると、被疑者のみの解除だけではなく弁護人の解除をも必要とすべきであるし、その放棄の内容には、接見の際に打合わされた防御情報等の秘密に関する利益も含みうるので、これを理由とする接見内容の聴取を認めることは、捜査機関が防御方針や防御上重要な事実を知りうる状態を生じさせることになるので、秘密交通権の保障の基礎にある当事者主義訴訟構造に実質的に反するおそれがある⁽⁴⁸⁾。したがって、そのような重要な利益の放棄は弁護人との事前の相談と同意を得てのみ行えるとすべきで、その意味で、既に指摘した同意盗聴の場合において、一方当事者の同意によつてプライバシーの保護の必要性が低くなると評価されるのは異なり、接見の内容には防御上の秘密も含まれているので被疑者等が単独で任意に供述しても、その保護の必要性の低減は認められないからである。第三に、これに加えて、この見解が利益衡量的基準によつて接見内容の聴取の許否を判断する点も、そこで挙げられている聴取の目的の正当性、聴取の必要性等のうちのどの事実に具体的に重点を置いて評価するかによつて結論が大きく異なる可能性があることから明確な基準とはいえず、事案によつては聴取の必要性が重視されて秘密交通権に対する制約が強まるおそれがあるからである⁽⁵⁰⁾。

3 思うに、秘密交通権に対しても、被疑者取調べの権限との関係で一定の合理的調整を認めざるを得ないが、その保障の趣旨から接見内容を聴取することは原則として許されず、例外的としてこれを許す場合には、秘密交通権に対する制約を必要最小限のものとするために、その許否を判断する基準は明確なものである必要がある。そこで、接見内容の聴取の許否を判断するに際しては、比較的明確であることから(3)判決が示した基準によるべきといえよう。つまり、接見内容の聴取の許否は、それに含まれる聴取の対象となる事実について秘密性の喪失の有無という基準によりつつ、実質的に被疑者等と弁護人との意思疎通の過程とその結果が侵害されるか否を検討して判断すべきである。

このように解するのは、既に検討したように、秘密交通権の保障の実質的根拠は、接見内容が覚知されることにより、被疑者等と弁護人との間の意思疎通の際に萎縮的效果が生じることを防止することと、一方当事者である捜査機関が接見内容を聴取することが手続的正義に反し、当事者主義訴訟構造に実質的に反することにある。とするならば、捜査機関が関与することなく、接見内容の一部が自然の経過で明らかとなった場合などでは、秘密性が既に喪失している事実の範囲で、接見内容の聴取を認めたとしても被疑者等と弁護人との意思疎通について、そのこと自体から直ちに萎縮的效果が生じるおそれはなく、また、当事者主義訴訟構造に実質的に反することにはならないからである。そこで、この基準による事例判断の積重ねによつて接見内容の聴取が許される場合の類型化と明確性を高めていくべきである。

このように解することに対しては、(3)判決が問題とした公表事実の聴取に関して、聴取が（秘密性が喪失している）公表事実を超えて本来聴取が許されない事項にまで及ぶ危険があり、公表事実の聴取を許容することは、被疑者と弁護人における本来聴取が許されない事項に関するコミュニケーションを差し控えるという萎縮的效果を生むとして、秘密性の喪失があったとしても公表事実の聴取は禁止すべきとする見解もある⁽⁹¹⁾。確かに、被疑者取調べの実施の際に、聴取の範囲が秘密性を喪失した事実を超えて広がるおそれは存在するが、一方で、公表等によつて秘密性が喪失した事実について、それに関連した事実関係等を確認するという捜査上の必要もあり、聴取を一切認めないとすることは適切さに欠けると思われる。そこで、この点については、捜査機関は、(3)判決も言及しているように、秘密交通権を保障した刑法三九条一項の趣旨から、未だ秘密性の失われていない事実については、弁護人との接見内容については話す必要がないことを告知し聴取を控えるなどの配慮をすべき義務を認め運用に際しての配慮によつて対処す

べきである。それは、刑訴法の個々の規定の解釈・運用にあたっては、憲法との整合性を保つべきであり、刑訴法三九条一項の場合も、秘密交通権を保障した憲法三四条の趣旨を及ぼす解釈・運用をすべきであるからである。

第五 結びに代えて

今後、捜査手続で、被疑者等と弁護人との間の接見内容の聴取が問題となる事例が除々に現れることが予想される。そこで、この問題に対処するために、接見内容の聴取の許否を判断する基本的枠組を明確にしておく必要があるが、既に検討したように、秘密交通権は、被疑者の取調べの関係では最大限に保障され、捜査機関は原則として接見内容の聴取等を行うことは許されない。これが許されるのは、あくまでも例外であり、接見時に偽証の教唆や証拠隠滅への関与などがなされたことが明白な場合等に限るべきであるし、接見内容に関連して弁護人等による公表行為がなされたこと等よって秘密性が喪失していることが明確な事実の範囲に限定して許されるとすべきである。このように解することは、接見内容の聴取を許す例外的場合について、かなり厳しい要件を設けるものである。その結果、かなりの程度に秘密接見は保障されるので、特に例外として挙げた証拠隠滅への関与なども関連する不適切弁護の問題については、弁護人を高度に信頼し、弁護士倫理に沿った行動をとることを期待してその専門家としての判断に委ねることになる。このことを前提とすると、今後は、広く捜査弁護のあり方やその質の向上といった観点からの議論を活発に行い正当な弁護活動の範囲の明確化に努めるなど、捜査弁護の改善点を検討し総体的な観点から実質的で有効な弁護の保障を確実なものとする必要があると思われる。また、捜査機関による接見内容の聴取は、身柄拘束状態を利用して実施される被疑者取調べが事実上強制の契機をもっていることに配慮して違法捜査の防止の観点からも検討す

べき問題であり、現在本格的な導入が検討されている取調べの可視化を図る制度との関係でも検討する必要があると考える。この点については、他日を期したい。

- (1) 三井誠「被疑者の取調べとその規制」刑法雑誌第二七卷第一号一七二頁以下。
- (2) 大法院判決をめぐる議論については座談会「取調べと接見交通権をめぐる諸問題」現代刑事法一三号五頁以下（二〇〇〇年）、ワークシヨップ「接見交通権」刑法雑誌第四一卷第三号四三三頁以下（二〇〇二年）参照。
- (3) 自由と正義第四二巻六号七八頁。
- (4) 日本弁護士連合会・接見交通権確立実行委員会『接見交通権マニュアル「第一三版」』（二〇一二年）九一頁、一〇一頁所収の、平成二〇年五月一日の最高検察庁「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人との間の接見に対する一層の配慮について（依命通達）」、平成二〇年五月八日の警察庁通達「取調べの適正を確保するための逮捕・勾留中の被疑者と弁護人等との間の接見に対する一層の配慮について」。
- (5) 石川才顯『捜査における弁護の機能』一五三頁（日本評論社、一九九三年）参照。
- (6) 大阪地裁平成一二年五月二五日判決（判時一七五四号一〇二頁）。
- (7) 大阪地裁平成一六年三月九日判決（判タ一一五五号一八五頁、判時一八五八号七九頁）。
- (8) 最高裁平成一五年九月五日判決（判時一八五〇号六一頁）の梶谷玄・滝井繁男裁判官の反対意見は、接見内容の秘密の保障の重要性を指摘し被疑者等と弁護人との間の信書の検閲は許されないとしている。
- (9) 他に接見内容の秘密性を問題にしたものとして、秘密性を放棄した接見形態である「面会接見」という新概念を認めた最高裁平成一七年四月一九日判決（民集五九巻三号五六三頁）等がある。
- (10) 烏丸真人「組織的な秘密交通権の侵害と国選弁護人の解任」季刊刑事弁護三八号一三八頁（二〇〇三年）等参照。
- (11) 佐藤幸治『憲法』五二〇頁（青林書院、新版、一九九〇年）。

- (12) 木谷明『刑事事実認定の理想と現実』一三四頁（法律文化社、二〇〇九年）参照。
- (13) 川崎英明「刑事弁護の自由と接見交通権」広渡清吾ら編『小田中聰樹先生古稀記念論文集―民主主義法学・刑事法学の展望―（上巻）』一五頁（日本評論社、二〇〇五年）。
- (14) 渡辺修「『防御の秘密』と被疑者取調べの法的限界」鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集「下巻」二一九頁（成文堂、二〇〇七年）参照。
- (15) 川崎・前掲注(13)二四頁。
- (16) 岡田悦典「接見交通権における秘密性の基礎」浅田和茂ら編『村井敏邦先生古稀祝賀記念論文集―人権の刑事法学』三二〇頁（日本評論社、二〇一一年）。
- (17) 石川才顯『刑事訴訟法講義』九六頁以下（日本評論社、一九七四年）。
- (18) 三井誠「接見交通権規定の成立過程」平野龍一先生古稀祝賀論文集下巻二七一頁以下（有斐閣、一九九一年）。
- (19) 田宮裕『捜査の構造』四〇二頁（有斐閣、初版、一九七一年）、寺崎嘉博「接見交通制限」法学教室三二八号二二頁。
- (20) 常本照樹「在監者と弁護人とのコミュニケーションの自由」法学教室二八四号一〇頁（二〇〇四年）参照。
- (21) 葛野尋之『未決拘禁法と人権』三三五頁以下（現代人文社、二〇一二年）、同「検察官による弁護人と被疑者との接見内容の聴取が秘密交通権の侵害にあたり違法とされた事例」判時二二四八号「判例評論六四一号」一五七頁（二〇一二年）。以下では、前者の『未決拘禁法と人権』を原則として引用する。
- (22) 渡辺修「弁護人の押収拒否権」『光藤景皎先生古稀祝賀論文集（上巻）』二一九頁（成文堂、二〇〇一年）。
- (23) 田宮裕『刑事訴訟法』一四二頁（有斐閣、新版、一九九六年）、村岡啓一「接見交通、弁護の立場から」三井誠ほか編『刑事訴訟法（上）』三二九頁以下（筑摩書房、一九八八年）。
- (24) 加藤康榮『マスター刑事訴訟法』五三頁（立花書房、二〇〇九年）。
- (25) 藤原彰「弁護人の秘密交通権と捜査をめぐる問題点について」法務研究報告書第六二集二号一五一頁以下。
- (26) 三上庄一「被疑者と弁護人との接見内容の取調」平野龍一ら編『実例法学全集刑事訴訟法』四二頁（青林書院新社、

一九六三年）。

- (27) 川崎・前掲注(13)二二頁参照。
- (28) 川崎・前掲注(13)二二頁参照。なお、弁護士による証憑隠滅教唆罪の成立を認めた裁判例として千葉地裁昭和三四年九月一二日判決（判時二〇七号三四頁）がある。
- (29) 平野龍一「刑事訴訟法」七九頁（有斐閣、一九五八年）。
- (30) 木谷・前掲注(12)一三六頁。
- (31) 三上・前掲注(26)四三頁。
- (32) 加藤俊治「刑事判例研究」四二六「警察学論集第四六卷一〇号一八八頁以下参照（二〇一一年）。
- (33) 他に本文の(2)判決と接見内容の聴取の許否についての見解をほぼ共通にするが、接見の際のやりとりから被疑者が弁護人に対して不信任を抱き信頼関係が失われていたというやや特殊な事案についての京都地裁平成二二年三月二四日判決（判時二〇七八号七七頁）がある。
- (34) 緑大輔「刑事訴訟法判例研究一七」法律時報第八一卷一一号一二八頁（二〇〇九年）は、同判決が、利益衡量的手法で事案を検討しているが、その手法を一般的に採用すべきと考えているかは即断できないとしている。この点については、「被告らの立場によっても」との前提で検討しており、また、被疑者が自発的に供述をした場合も含めて聴取は許されないとすることから、同判決は本文に記載した判断を中心的内容にすると理解すべきであろう。
- (35) 川崎・前掲注(13)二四頁。
- (36) 丹治初彦「接見交通権の残された課題」季刊刑事弁護五一号一六頁（二〇〇七年）、木谷・前掲注(12)一三五頁。
- (37) 渡辺・前掲注(14)二三八頁。
- (38) 葛野・前掲注(21)三三五頁。
- (39) 田宮・前掲注(19)四〇二頁、寺崎・前掲注(19)二二頁。
- (40) 加藤俊治・前掲注(32)一八九頁以下。同旨のものとして、中桐圭一「弁護人との接見時のやり取りに関する尋問」判タ

一三三二号四二頁以下（二〇一〇年）、植村立郎「刑事訴訟法三九条」河上和雄ら編『注釈刑事訴訟法第一卷』四五六頁（立花書房、第三版、二〇一一年）がある。

- (41) 緑・前掲注(34)一二八頁参照。
- (42) 井上正仁「任意捜査と強制捜査の区別」松尾浩也ら編『刑事訴訟法の争点「第三版」』四八頁以下（有斐閣、二〇〇二年）。
- (43) 井上正仁「秘密録音の適法性・証拠能力」ジュリスト『昭和五六年重要判例解説』二〇四頁（有斐閣、一九八一年）。
- (44) 加藤俊治・前掲注(32)一八八乃至一九〇頁。
- (45) 丹治・前掲注(36)一八頁。
- (46) 中桐・前掲注(40)四四頁。
- (47) 川崎・前掲注(13)二五頁。
- (48) 岡田・前掲注(16)三三〇頁参照。
- (49) 葛野・前掲注(21)三三三頁、渡辺・前掲注(14)二四〇頁。
- (50) 緑・前掲注(34)一二九頁参照。
- (51) 葛野・前掲注(21)三三八頁。

補欠選挙の研究

岩 渕 美 克

1. はじめに

平成二四年九月一二日、橋下徹大阪市長は、「日本維新の会」の結党を宣言し、ここに国会議員七名を抱える新たな政党が誕生した。この新党に、国民は大きな期待をかけている。まだ生まれだての政党であり、候補者も決まっていないうちから、マスコミ各社の世論調査では、比例代表の投票先として民主党を上回る人気を博している。⁽¹⁾ こうした尋常ではない事態が生じた背景には、国民の政治不信、政党不信がある。初めての本格的な政権交代の末に誕生した民主党政権であったが、発足当初より鳩山由紀夫内閣総理大臣の普天間基地に関する発言などで国政を混乱させた。その後の参議院選挙で与党が敗北し、真正「ねじれ国会」を生み、衆議院で可決した内閣提出法案が参議院では否決を余儀なくされるなど、「決まらない政治」を演出することになった。もちろん、そのさなかに東日本大震災という

未曾有の天災もあったが、その処理も含めて、あまりにも不慣れな閣僚の失言などの失態、上手とは言えないマスクミ戦略、眼に見えない政治主導など、政権運営の不手際が目立ちすぎた。結果として、多くの国民の期待を裏切ったことは間違いない。

一方、自民党も、「健全な野党」としての役割を果たし切れず、すなわち政権奪取だけを目的としたかのような発言や行動が目立ち、有権者を失望させた。⁽²⁾ 国会対策ばかりが目につき、解散総選挙に持ち込むことが至上命題であり、そのためにはどんな手でも使うと言わんばかりの対応は、ためにする議論ばかりを繰り返す野党そのものに見えた。ようやくこぎつけた「三党合意」も、その後の民主党の対応でごたつき、自民党は消費税増税の可決を理由にした野田総理の問責決議案に賛成する始末であった。こうした合理性を欠いた行動は、国民を失望させ、批判を浴びている。⁽³⁾ このような既成政党に失望した有権者の受け皿と期待されているのが、日本維新の会なのである。

もともと地方政党として産声を上げた大阪維新の会は、「大阪都構想」を柱とする橋下大阪府知事(当時)の個人商店ともいえる政治団体であった。この大阪都構想を実現するためのネックとなっていた平松大阪市長(当時)を降ろすために、大阪府知事の職を辞して大阪市長に転身し、同時に自分の後継の府知事には側近を送り込み、大阪府、大阪市の首長を抑えることで、一気呵成に政策を進めようとしたのである。橋下氏の鹵に衣着せない物言いを好んだマスクミ、とりわけテレビは大きく橋下市長を取り上げ、橋下人気を後押しした。関西地区における橋下人気は、同地区選出の国会議員をあわせてさせ、国政の政党を驚嘆させるほどになり、その人気は全国規模に発展した。このサポートメンバーともいえるのが、東国原英夫前宮崎県知事、山田宏前杉並区長、中田宏前横浜市長などの地方自治体の首長経験者である。また地方政党が一つのキーワードとなり、橋下人気を受けて「中京維新の会」代表の大村秀章

愛知県知事と「減税日本」率いる河村たかし名古屋市長なども脚光を浴びることになった。こうして「近いうちに」行われるであろう衆院選挙の台風の目とも言われているようになったのである。

橋下徹、東国原英夫両氏を除く他のメンバーの共通点は、国会議員出身者ということである。落選してやむを得ず転出した人もいれば、自ら辞職して地方自治体の首長に転出した人もいる。もしこの次の選挙で再び国政を目指すのであれば、何故に地方自治体の首長に転出したのかということを説明しなくてはならない。⁽⁴⁾

最近の傾向として、このような国会議員から地方自治体の首長に転出する政治家の割合が増えているように感じる。その理由は様々であろうが、必ずしも必然というよりは、個人的な都合のような気もしてならない。仮に、中田宏前横浜市長のように、任期途中で地方選挙への転出を果たそうとすると、国会議員を辞職してからの出馬となる。その場合には、代表を補完する意味合いから、補欠選挙が行われることになる。同様に、橋下徹大阪府知事も任期途中で大阪市長選挙立候補のために知事を辞職することにより、府知事、市長のダブル選挙を演出することができたのである。

このように転出を戦略的に、政治的に利用する例が目立つようになってきているのであるが、国会議員が辞職した場合には、国政の補欠選挙が行われることになる。日本の選挙は、一部公営選挙であるから、その運営費には国税が使われることになる。

このように補欠選挙に関しては、選挙自体があまり大きな注目を集めてはいない場合が多いが、やむを得ない事情による場合を除いては、合理的でない理由で選挙が行われることになり、結果として無駄な税金の支出が発生していたこともあるのではないだろうか。

そこで、本稿では衆参両院議員の補欠選挙を取り上げ、補欠選挙に至る理由すなわち前職の辞職理由を分析すると、補欠選挙の問題を論じてみたい。

しかしながら、こうした制度としての補欠選挙についての研究はあまり多くない。あるとしても、補欠選挙の際の投票行動であるとか、候補者をめぐる政治過程であるといった研究がほとんどである。残念ながら、当然のものとして判断され、また盛り上がりもみられないことから、議論されることも多くないのが実情である。⁽⁵⁾

もちろん国会議員に欠員が出た場合には、それを補充するのが民主主義のためにも適切であり、制度としての補欠選挙そのものには問題はない。また公営選挙であるので、税金が支出されることも当然のことであると言えよう。あくまでも補欠選挙に至る理由と、いわば国会議員のモラルの問題を述べるのであって、この最低限のモラルを維持するための制度的な仕組みについて論じるものである。

同時に補欠選挙は特別選挙⁽⁶⁾であり、部分的に行われるので、全国メディアなどには扱われることが少なく、その意味では全国的な関心は必ずしも高くはない。したがって、投票率も一般の選挙に比べて低くなる傾向にある。こうした低投票率の問題についても触れることにする。

2. 補欠選挙について

一般に国会議員などの議員に欠員が出た場合には、議員が国民や住民の代表であるとの原則からその補充を行うことが必要であると考えられている。このように議席が空白になった場合の補充方法として、前田英昭は、①空席となった選挙区で補欠選挙を行う。②本選挙の際に、議員とともに議員の代理者をあらかじめ定めておき、議員が辞職

又は死去した場合に、その代理者が残り任期中、議員の後釜に座ることができるといふ二つの方法があるとしている。⁽⁷⁾

前者の代表はイギリスで、空席が生じたたびに選挙が行われるとし、現在の日本では昭和三年の第一回総選挙以来この方式がとられているとする。後者の議員代理を事前に定めておく方法は、一八世紀後半以降フランスで採用されており、代理者は議員選挙と同時に選出されることになる。日本の比例代表における繰り上げ当選という制度は、補充の考え方としては選挙の際に代理者を定めておく制度の部類に入るとしている。

現行の公職選挙法では、第一一三条（補欠選挙及び増員選挙）において、

衆議院議員、参議院議員（在任期間を同じくするものをいう。）の欠員につき、その議員の欠員が次の各号に該当するに至ったときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）は、選挙の期日を告示し、補欠選挙を行わなければならないとしている。

すなわち

- 1 衆議院（小選挙区選出）議員の場合には、一人に達したとき
- 2 衆議院（比例代表選出）議員の場合には、当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数の四分の一を超えるに至ったとき
- 3 参議院（比例代表選出）議員（在任期間を同じくするものをいう）の場合には、当選人の不足数と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至ったとき
- 4 参議院（選挙区選出）議員（在任期間を同じくするものをいう）の場合には、通常選挙における当該選挙区の議員の定数の四分の一を超えるに至ったとき

と規定している。⁽⁸⁾

したがって、現在では衆議院（小選挙区選出）では欠員が生じた場合には必ず補欠選挙が行われることになっており、参議院（選挙区選出）では定数四の東京選挙区および北海道選挙区では二名以上の欠員、その他の選挙区では一名の欠員で補欠選挙が行われる。一方、総定数の四分の一を超えるとされる比例代表選出では両院ともに補欠選挙が行われることはほとんど考えにくい状況となっていることになる。⁽⁹⁾

小選挙区比例代表並立制導入以前の、いわゆる中選挙区制の時代においては、昭和二三年以降衆議院議員選挙法第七九条の規定により一律二名の欠員によつて補欠選挙が行われることになっていた以前の規定が受け継がれていた。したがって、衆院選においては一名の欠員では補充のための補欠選挙は行われておらず、前述の前田は「イギリス型から離れ始める。欠員は放置されてもかまわないという考えに変わった」としている。その理由としては、選挙区における選挙施行の手続きが煩雑になったため、代表制の補完に大きな支障を生じない限りは補欠選挙を行わなくてもよいだろうと考えたとして⁽¹⁰⁾いるのである。

さらに、小選挙区比例代表並立制の導入に伴い、補欠選挙の増大が予想されたので、平成一二年の公職選挙法改正では、補欠選挙を年二回にまとめて行うことになった。

公職選挙法第三三条の二・二項で、

衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙は、九月一六日から翌年の三月一五日までこれを行うべき事由が生じた場合は当該期間直後の四月の第四日曜日に、三月一六日からその年の九月一五日までにこれを行うべき事由が生じた場合は当該期間直後の一〇月の第四日曜日に行うことに定められた。

このまとめた理由については、「最近の選挙の実情に鑑み、期日を原則として年二回に統一する」としている。この選挙の実情について前田は、

①小選挙区比例代表並立制の導入以来、欠員が生ずるたびに補欠選挙が行う回数が増加した、②投票率の低さが目立つので、国民の関心を喚起するため、期日を統一してまとめて実施することにした、としている。同時に、「表向きには「煩雑さ」の緩和であるが、ホネのところは、カネのかかる（ないしは金をかける）ことに、選挙の実施当局も、政党も、候補者も音を上げ、補欠選挙の制限もやむを得ないものと判断したのではないかと推測される^⑪」としている。

こうした小選挙区比例代表並立制の導入によって、代表である国会議員の欠員が生じる可能性が高くなったことに関して、藤井浩司はその問題点を指摘している^⑫。導入以前においても、補欠選挙が、とりわけ「特定の政策提案の是非をめぐる争点投票化状況の下で行われるような場合、レファレンダム類似の機能を演じ」てきたが、今後は一層強められるとし、一方で低投票率の問題が深刻化している。そして、偶発的に発生する補欠選挙によって引き起こされる政治的不安定として、①解散・総選挙の時期をめぐる政局の流動化、②選挙結果が直ちに解散・総選挙をめぐる政局に連動しない場合でも、与野党の議会運営上の戦略・戦術に変化をもたらす、③政党内部の政治的リーダーシップに及ぼす影響などを挙げている。藤井の指摘は、それゆえに補欠選挙に関しても真摯に検討なり、研究を行うべきであるという指摘であるが、制度としての補欠選挙あるいはその運営についての研究は十分であるとはいえないのが実情である。

3. 補欠選挙と欠員の原因

前述した前田は、欠員が生じる理由として、①議員の死亡、②議員の辞職、③議員の被選挙権の喪失、④資格争訟で無資格と議決されたとき、⑤議員の懲罰による除名を挙げている。¹³⁾

これらに關してその原因を考察すれば一目瞭然であるが、①議員の死亡や病氣等体調を理由とした辞職以外のものについては、議員本人や公認した政党の側に問題がある場合がほとんどである。そうであるとすれば、こうした議員個人ないしは政党の問題で公営選挙たる補欠選挙が行われ、そこに国税が支出されることになる。②、③、④に至っては論外であり、こうした不心得な議員に国税から歳費が支給され、公営選挙費用が使用されるのはあまりにも無駄が過ぎる感じがする。選挙費用であるので民主主義のコストと言つてしまえばそれまでだが、少なくともその性質を考えると無駄な支出としかいえない。あるいは、最低でも抑制することのできる支出ではないのか。

それでは、五五年体制以降現在まで行われた補欠選挙についてみてみよう。

1) 衆議院

五五年体制成立以降、平成二四年四月までの間に、補欠選挙・再選挙は五一回実施されている。小選挙区比例代表並立制が採用された平成八年一〇月二〇日実施の第四一回衆議院議員選挙以前は、鹿児島奄美群島区を除いて一選挙区で二名以上の欠員が生じるまでは補欠選挙が行われなかったため、それ以前は一四回（昭和三三年九月三日 福島一区の再選挙及び沖縄復帰に伴う昭和四五年一月一五日の沖縄全県区を含む）、二五名だけであつたのが、それ以降は三七回、

表 1 衆議院

	死 亡	知事選	市長選	違反等	その他
全期間 62人	54.84 % 34人	14.52 9	6.45 4	22.58 14	1.60 1
中選挙区 25人	80.00 20	12.00 3	0 0	4.00 1	4.00 1
小選挙区 37人	37.84 14	16.22 6	10.81 4	35.14 13	0 0

三七人の補欠選挙が行われている。期間等を考えても、小選挙区比例代表並立制導入以降に集中していることがわかる。もちろん、同一選挙区で二名の欠員が出る可能性、多くは二名の死亡者が出ることはあまり想定できない。特に衆議院の場合、およそ二年ごとに解散総選挙が行われているので、二年間の間に同一選挙区で二名の欠員が出るのはとても珍しいことなのであった。

表1からわかるように、全五一回、六二名の補欠選挙に至った理由は議員の死亡によるものが三四人と最も多く五四・八四％と半分以上である。これに次ぐのが選挙違反や公選法違反などの疑惑を受けて自ら職を辞した議員が一四人、二二・五八％となっている。そのほかには知事選挙に立候補するために辞職した議員九人、一四・五二％、市長選挙に立候補するために辞職した議員が四人、六・四五％となっている。地方自治体の首長に転出する目的で辞職したものは、合計で一三人、二〇・九七％とおよそ五分の一となっている。

このように全体でみても、半数近くがいわばやむを得ないとは思われない事情で議員を辞職しているのである。こうした理由で行われている補欠選挙にも国費が支出されている。本来であれば、支出されなくてもよい支出が発生しているばかりでなく、その原因が議員個人の事情によることになる。

補欠選挙が増加している小選挙区比例代表並立制の導入前後で比較してみよう。

前述したように、導入以前は原則二人以上の欠員が生じた場合である。補欠選挙・再選挙の回数は一四回、二五人の選挙が行われている。たとえば、昭和三十一年一月二二日には緒方竹虎、熊谷憲一両議員の死亡に伴い補欠選挙が行われている。なお、この一四回のなかには、昭和三十三年九月三日に福島一区で行われた当選無効による再選挙、昭和四五年一月一五日沖縄全県区で行われた沖縄の日本復帰のために行われた選挙が含まれている。

一四回の選挙に至る理由は、議員の死亡によるものが二〇人と最も多く八〇%とほとんどが死亡によるものであった。知事選挙に立候補するため三人、一二%、再選挙、沖縄での選挙が各一人となっている。つまり、知事選挙への転出組三人、再選挙の一人を除いては、すべてやむを得ない理由による選挙ということになる。例外はどこにでもあるとすれば、当時の衆議院議員はプロフェッショナルとして議員活動をしており、有権者の負託に応えている議員がほとんどであったといえる。

導入後の補欠選挙をみてみよう。導入後は小選挙区で一人の欠員が出た場合に選挙が行われる関係で、補欠選挙が激増した。およそ一六年の間に三七回であるので、年に三回程度の補欠選挙が行われていることになる。

この三七回の補選のうち、議員の死亡によるものが最も多く一四人、三七・八四%と、死亡理由がトップであることには変わりはないが、全体、導入前と比べるとその割合はとても低い。次いで多いのが、選挙違反やスキャンダルなどにより自ら職を辞した議員がほぼ同数の一三人、三五・一四%となっている。たとえば平成二二年一〇月二六日に行われた北海道五区の補欠選挙は、前職の民主党議員が平成二二年の総選挙の際に、選挙陣営の幹部が公職選挙法違反で逮捕されたために、その引責で辞職したものである。この議員が職に就いていたとしても、当然連座制が適用され議員辞職を余儀なくされる。このように公選法違反やその他の政治資金規正法違反、スキャンダルの責任を取って

辞職した議員が死亡者とはほぼ同数であった。かなり大幅な増加であると言わざるを得ない。これに次ぐのが、知事選挙に立候補するため、市長選挙に立候補するためが各々六人と四人、一六・二二%、一〇・八一%となっている。いわば議員本人の事情によるものが六〇%以上、半分以上を占めているのである。衆議院選挙とは違い、知事選挙や市長選挙はほぼ任期満了で行われる可能性が高い。そうであるとすれば、選挙違反は言うまでもなく、任期途中で転出することも有権者への背信になるのではないか。事前の国政選挙には出馬せずに知事選挙、市長選挙を目指すべきであろう。直近の市長選挙への出馬のための辞職は、岩国市、名古屋市の市長選挙に立候補するためのものだが、どちらも市長辞職に伴うもので、その意味では突然の選挙ではあった。しかしながら、有権者の代表であるとの自覚があるならば、少なくとも任期までは有権者の負託を受けたのであるから、職務を全うすべきである。したがって、このような個人的な勝手な理由で補欠選挙が行われ、国費が無駄に支出されることを本来、座視していいわけがない。転出組も、合計で三〇%近くおり、導入以前と比べても大幅に増加していることがわかる。

それぞれ個別の事情はあるにせよ、簡単に鞍替えする風潮はいつから生まれてきたのであろうか。本来の有権者の代表としての意識が低くなっているとすれば代表制の根幹を揺るがす問題であり、こうした議員を選ぶ有権者も自覚しなくてはならない。¹⁴

2) 参議院

参議院は従来、選挙区では一人の欠員が生じても補欠選挙が行われている。また、任期も六年間で通常選挙と呼ばれることから明らかなように、定期的に選挙が行われており解散がない。したがって、六年という長期間の間に体

調を崩す議員や事情の変更が起こる蓋然性も高くなっているので、衆議院よりも補欠選挙が多くなっている。また、日本国憲法で衆議院の優越が認められているので、参議院から衆議院への鞍替えも想定される。しかしながら正確には、こうした鞍替えはおかしな現象であることは疑いのないところである。日本国憲法は前文で国会議員は国民の代表であると明記されている。二院制の意味を考えれば、異なる国民の代表が両院で議論するから慎重な議論が行われることになる。したがって、衆議院の代表と参議院の代表は異なる代表であることが求められているはずである。衆議院から参議院への鞍替え、衆議院に落選したから参議院に出馬して議席を得るなどは、有権者に選ばれているから悪いわけではないが、異なる国民の代表となることのできる能力の高い傑物が存在することになるという不思議な現象が生じているのである。この代表制を担保するのが選挙制度であるから、選挙制度についてもどのような代表を選出するのが有権者にもわかりやすい制度が好ましいはずである。衆議院の小選挙区比例代表並立制は、この観点からすると、地域代表なのか地方代表なのか、両方選ぶのであれば二院制はいらないのではないかとの結論も容易に想像がつく。これについては別に書くことにする。

参議院では、昭和三十一年の補欠選挙以来、実に一二七回、一二九人の議員が補欠選挙で選出されている。昭和三十九年一二月九日の岡山選挙区で二人が県知事選挙に立候補するための辞職に伴うもの、平成五年七月一八日の岐阜選挙区で衆院立候補のために二人が辞職したものがあつたために、回数と人数に差が生じている。これには衆議院と同様、平成六年九月一日愛知選挙区で行われた無所属候補者の当選無効による再選挙が含まれている。

全一二七回、一二九人の補欠選挙に至つた理由は、議員の死去によるものが八二人と最も多く六三・五七%とほぼ三分の二を占めている。これに次ぐのが知事選挙に立候補するために辞職したもの二三人、一七・〇五%となつてい

表 2 参議院

	死 亡	衆院選	知事選	市長選	違反等	その他
全期間 129人	63.57% 82人	14.73 19	17.05 22	0.78 1	2.33 3	1.55 2
平成 8 年 前 108人	70.89 76	10.19 11	14.81 16	0.93 1	1.85 2	1.85 2
平成 8 年 以降 21人	28.57 6	38.10 8	28.57 6	0 0	4.76 1	0 0

る。参議院の選挙区は全県一区であるため、知事選と選挙区は同じになる。したがって、選挙運動などの選挙の事情だけで考えれば、それまでの支援者の支持を得たままで知事選に挑むことができるので多くなり、鞍替えしやすいのであろう。それにしても任期がわかっているのであるから、途中辞職は避けるべきである。そうでなければ、直前まで報酬を得るために議員という職業を選択していたにすぎないと言われても仕方がない。

次いで衆議院への転出が一九人、一四・七三%となっている。前述したように、衆議院の優越が認められているために、制度上は可能であっても、結果として内閣総理大臣は衆議院議員から選ばれる。したがって、与党を狙う政党であれば党の代表も衆議院議員が前提ということになる。平成二四年秋の自民党総裁選挙で林芳正参議院議員が出馬したが、これは異例のことであった。林議員は、事前の報道などによれば衆議院鞍替えを模索し、山口県連に働きかけをしたが、転出先の自民党公認候補の反対を受け断念した経緯があったのは記憶に新しいところである。こうした国会議員内のいわば序列が衆議院への転出を生み出すことになる。しかしながら前述したように、本来の代表制の意義を考えれば転出は当たり前のことではない。これらに続いているのが、選挙違反などによるもの三人、一一・三三%、その他二人、一・五五%と割合的には低い値であり、市長選挙への立候補による辞職はわず

か一人に過ぎない。選挙区事情から考えると、全県での選出とは大きく選挙区が異なるので、当選のめども立ちにくくほとんど例外と見ていいかもしれない。

参議院では補欠選挙の実施に関して、衆議院のように選挙制度などの変更に絡んで欠員の考え方等に変更はないが、便宜上、衆議院と同時期の平成八年以降と分けてみてみよう。

平成八年以前は、合計で一〇六回、一〇八人を対象とした補欠選挙が行われている。理由を見ていくと、最も多いのが議員の死亡によるもので、七六人、七〇・八九%と七割以上がやむを得ない事情によるものとなっている。衆議院と比べても高い割合となっており、比較的代表としての意識が高いようである。あるいは全国区や比例代表では、いわゆる職能代表と呼ばれるような組織を後援団体にもつ候補者や有識者などが多いために、転出などの事例が発生しにくいことを反映しているのかもしれない。当然であるが、全体の傾向と同様に次いで多いのが、知事選挙への立候補一六人、一四・八一%、衆議院選挙への立候補二人、一〇・一九%である。前述した傾向が反映されている。

また、選挙違反などによるもの、その他が共に二人、一・八五%と割合的には低い値であり、市長選挙への立候補による辞職はわずか一人、〇・九三%となっている。

次に平成八年以降を見てみよう。全体では二一回、二一人となっており、期間の影響が回数に大きく反映されているとみることができそうだ。したがって、特別な制度変更などによる補欠選挙の増減は見られない。しかしながら理由については、やや時代による風潮なのか、違いがみられる。最も多いのが衆議院選挙の立候補による辞職で八人、三八・一〇%、次いで多いのが知事選挙への立候補による辞職、死亡が六人、二八・五七%と同数となっている。それ以外は一人、四・七六%で、当時の参議院議長が公設秘書が汚職事件に絡んでいたことによる引責辞任で、議長職、

次いで議員も辞職したために行われたものだけである。この様に、近年は転出によるものが目立っている。前者の衆議院への転出は、前述したように衆参の議員の序列が影響を与えているように思われるし、知事への転出を図るのは選挙区の影響ややはり首長の持つ権限の大きさに対する魅力のようなものがあるのかもしれない。五五年体制下では、国会議員を頂点として知事、都道府県議会議員、市町村長、市町村議会議員といったヒエラルキーが存在しており、選挙の際には集票マシーンとして効果を発揮し、支持に対する報酬として地方公共団体への補助金であるとかさまざまな恩恵などを与える図式が出来上がっていたと言われる。しかしながら五五年体制の崩壊と共に、こうした図式は少しずつ変化を見せるようになり、とりわけいわゆる都道府県知事を筆頭に、地方自治体の首長が与党側ばかりではなくなってきた。東京、大阪の二大都市で無党派知事が誕生したことは記憶に新しい。こうした政党への不振による無党派層の増大も無関係ではないだろう。¹⁵⁾

これらは議員の心情は全く理解できないわけではないが、選挙区選出議員においては個人的事情で辞職することが持つ意味を十分に理解してもらわなくてはならない。政治の混迷ばかりでなく、税金の無駄な支出という側面も大きいのである。

衆議院では、小選挙区比例代表並立制導入以降、地方自治体の首長への転出のための辞職が増加している。参議院では、衆議院議員選挙への鞍替えが増大している。原則的には、衆議院議員と参議院議員は代表しているものが違うのであるから、視点や考えが違ってくるはずである。違ってはいなくては、二院制の意味がなく、こちらもまた無駄な費用を支出しているだけになってしまう。

このように、衆参ともに近年、地方自治体、地方議会への転出による辞職とそれに伴う補欠選挙が増加している傾

向にある。こうした言わば身勝手な辞職あるいは選挙違反による辞職も同様であるが、こうした理由によって補欠選挙が行われ、資金が支出されるのは不合理である。もちろん民主主義を補完する機能を持つ補欠選挙の重要性は言うまでもないが、それに伴う無駄なコストも意識しなくてはならない。

4. 補欠選挙と投票率

補欠選挙におけるもう一つの問題点は、低い投票率である。やはり単独でかつ一地域で行われるものであるから、マスコミなどの報道は決して多くなく、その意味で盛り上がり欠けることは否めない。こうした問題に対して、これまで多くの手立てを打っては来ている。その一つが、統一補欠選挙である。前述したように、「投票率の低さが目立つので、国民の関心を喚起するため、期日を統一してまとめて実施することにした」のである。補欠選挙の低投票率に関しては、佐藤が昭和二〇年以降の補欠選挙を分析している。¹⁶

佐藤は、基本的に一〇年単位で補欠選挙の平均投票率と通常選挙・総選挙の平均投票率を比較して、補選の統一が投票率の向上に結び付いているとは言い難いとしている。たとえば、総選挙・通常選挙の平均投票率と同時期の補欠選挙の平均投票率を比べると、

昭和六一年～平成七年	補選	四五・一六%	一般	六二・〇三%
平成八年～平成一七年	補選	四七・九一%	一般	六〇・一九%

と、統一補欠選挙にした効果はほとんど表れていないことを証明している。¹⁷

また、このような低投票率の典型的なものとして、再選挙を除く補欠選挙に限った最低投票率は平成三年六月一六

表 3－1 衆議院の補欠選挙投票率

日程	選挙区	補選投票率	総選挙投票率	差
平成18年 4月23日	千葉7区	49.63	64.75	－15.12
平成18年 10月22日	大阪9区	52.15	67.56	－15.41
平成18年 10月22日	神奈川16区	47.16	64.77	－17.61
平成19年 7月29日	熊本3区	70.88	76.22	－5.34
平成19年 7月29日	岩手1区	61.05	67.93	－6.88
平成20年 4月27日	山口2区	69.00	72.45	－3.45
平成22年 10月26日	北海道5区	53.48	76.32	－22.84
平成23年 4月25日	愛知6区	41.94	69.87	－27.93

日施行の参院埼玉選挙区補選の一七・八〇％としている。有権者の五分の一以下の投票による代表の選出であるので、もはや積極的な代表というのは難しいかもしれない。自由な判断をすることは可能であるが、客観的に見て棄権票は、現状肯定であるのか否定であるのかが判断がつかないからである。

ここでは佐藤レポート以降の補欠選挙の投票率を見てみよう。平成一八年以降の補欠選挙の投票率と同一選挙区での直近での投票率の差を比べたものが表3である。全体的な傾向としては、やはり投票率は選挙区事情によって大きなばらつきがあるといえることができる。総じて、衆議院議員選挙の方が参議院議員選挙に比べて、有権者の関心が高く、投票率も高い傾向にある。前述したように内閣総理大臣の指名には衆議院の優越が認められているので、衆議院議員選挙は政権選択選挙であるという表現が使われることが多い。自ずと衆議院選挙の関心が高くなる。しかしながら、参議院補欠選挙よりは高く

表 3－2 参議院の補欠選挙投票率

日程	選挙区	補選投票率	通常選挙投票率	差
平成19年 4月22日	沖縄県	47.81	54.24	－6.43
平成19年 4月22日	福島県	56.72	60.34	－3.62
平成21年 10月25日	静岡県	35.64	58.41	－22.77
平成21年 10月25日	神奈川県	28.67	56.32	－27.65

なっているとはいえ、全体的に低いことは疑いない。

表3－1は、衆議院の補欠選挙の結果である。もちろん投票率を規定する要因は数多くあるので、単純に投票率だけを見て判断することは早計であるが、表からわかるように、八回行われたすべての補選が直前の同選挙区の投票率を大きく下回っている。差が最も大きいのは直近の平成二三年四月二五日の愛知六区の約二八％の減少である。総選挙の際には投票に行つた有権者の三割投票に行かなかったことになる。当然選挙結果に大きな影響を与えるほどの割合である。この補選は、市長選挙への転出のための辞職に伴い行われたもので、その意味では有権者の失望感が高かったと予想される。かろうじて四〇％を少し超えただけというのはいかにも低い投票率である。最も差の小さい補欠選挙は、平成二〇年四月二七日、山口二区の補欠選挙でわずか三％の違いであった。個々の選挙の事情はあるにせよ、投票率は総じて低く、統一した効果は見る事ができない。

参議院では四回の補選が行われ（表3－2）、衆議院と同様、すべての補欠選挙で投票率が前回の通常選挙の際の投票率を下回っている。わずか四回ではあるが、五〇％を上回っているのは福島選挙区一回だけである。通常選挙ではいずれも、五〇％は大きく上回っていることを考えてもかなり低い数字である。特に直近の平成二一年一〇月二五日に行われた静岡選挙区と神奈川選挙区では、前者が約

三五%の投票率で直近の同一選挙区の投票率から約二三%の減少、後者はそもそも投票率がとても低く約二九%と直近のものと比べると約二六%の減少となっている。減少幅もさることながら、全体的な投票率が三〇%前後と低い。まさに民主主義の危機と言わざるを得ない。このような補欠選挙で当選した議員を代表と言っているのか。また、これらの最大の原因は有権者にあることは言うまでもないが、その中で補欠選挙そのものの意味合いや辞職理由などが影響を与えていないと言い切れるであろうか。

5. おわりに

今まで見てきたように、補欠選挙の欠員理由の上位は、死亡によるものが最も多いが、徐々に死亡以外の理由によるものが増加している。

比較的説明のつきやすいものとしては、参議院議員から衆議院議員選挙への立候補による辞職がある。日本の国会議員のヒエラルキー、衆議院議員小選挙区選出、同比例代表選出、参議院議員の序列は現存しているようである。日本国憲法の衆議院の優越規定は、こうした序列の根拠となっている。内閣総理大臣の指名には、衆議院の優越が認められているので、内閣総理大臣になるには事実上、衆議院議員であることが求められる。日本国憲法の規定では、国会議員の中から選ぶことになるので、理屈の上からは、参議院議員が選ばれることは制度上は可能であるが、慣例上、衆議院で参議院議員を内閣総理大臣に指名することは考えにくい。したがって、衆議院議員が参議院議員よりもランクとしては上位に位置づけられてしまう。衆議院議員の間では、比例代表の場合には個人の票だけではなく政党の票もカウントされること、とりわけ重複立候補での比例代表での復活は、小選挙区で敗れているだけにより評価が低く

なってしまうているようである。ともあれこうした事情により、上昇志向が強い参議院議員は衆議院議員になる道を選ばざるを得ないようである。

しかしながら、地方自治体の首長選挙への立候補のために国会議員を辞職するのは、理解が困難である。想像としては、国会議員内あるいは政党内での権力行使、具体的には閣僚への指名、党の代表、派閥の領袖などになることが難しいために、小なりと言えどもトップに君臨する道を選ぶのであろう。前述したような議員ヒエラルキーからすると、そう考えなくては納得が付かない。ただし、あまりに自己都合優先であることは否めない。

公職選挙法違反などによる辞職は、自発的なものではないので意味合いが異なるがそれ以前の問題として、国会議員の資格がないので、選んだ側の責任は否定しないが、国税の無駄な使用と言わざるを得ない。

さて、こうした補欠選挙にはどれくらいの税金が支出されているのであろうか。^⑬

最近の衆議院議員の補欠選挙の決算額を見ると、平成二二年一〇月二六日施行の衆院北海道五区の執行額は二億二千七百万円、平成二三年四月二五日施行の衆院愛知六区の執行額は二億一千八百万円となっているようである。二億円以上の金額が経費として消費されているのである。もちろん選挙区の大きさ、人口などによって経費の大小はあるだろうが、決して少ない額ではない。日本経済や消費税増税などの国民の負担が増大している昨今の政治経済状況を考慮しても、前職議員の個人的な事情で支出していい額ではない。ちなみに衆院北海道五区は公選法違反、愛知六区は市長選挙立候補が辞職理由である。この支出自体の正当性は間違いないが、これら理由に二億を超える国税を支出する理由は見当たらない。

参議院補欠選挙については、平成二二年一〇月二五日施行の参院静岡県選挙区、同神奈川県選挙区の予算執行額は、

併せて三〇億七千五百万円、やはり全県一選挙区と選挙区の範囲が広がっているので、かなり多くの費用が使われていることになる。県の大きさ、人口等から単純に二分することはできないが、一件当たり一五億円近い額が執行されていることになる。この額の税金が、前職議員の個人的な事情や選挙違反などによって消費されるのである。もちろん人件費などに使用されるものであるから、景気などに対しての貢献もゼロではないであろうが、有効な使い道はほかにあるはずである。参議院静岡は知事選挙立候補、参議院神奈川は衆議院選挙立候補、これら支出の正当性を、どのように理解したらいいのであろうか。到底理解することはできない。一方で職業選択の自由が認められているのであるから立候補を禁止することはできない。辞職する自由も保障されなくてはならない。だからといって、この経済状況において、まさに身を切る対応が議員に求められている状況で身勝手に税金を使うことが許されるのであろうか。ここでは自主的な判断に任せるしかないのであるが、出馬の際に有権者との間に、任期は全うするという当たり前のことを誓う必要があるかもしれない。マニフェスト等で明言することも必要であるし、政党の側も約束できない候補者は少なくとも公認しないような手当ても必要になるだろう。しかしながらこうした約束も、破ることができる。その場合には首長選挙等で投票しないという有権者の判断も求められることになる。そうすることで、任期途中で辞職して転出を図ることのメリットを消していくしかなさそうである。有権者の民度の充実が必要になるのである。

(1) たとえば、九月一七日毎日新聞配信の世論調査によれば、近畿地区では自民、民主を押さえ二八%とトップとなっている。同様に、九月五日一二時五分配信の産経新聞では、産経FNN世論調査の結果として、比例投票先で日本維新の会が自民党を抜いたことが報道されている。

(2) 時事通信世論調査によると、自民党の政党支持率は七～九月まで、一三%前後で推移しており、民主党の支持率低下の受け皿とはなっていない。政党支持なし層の割合は七〇%に達しており、自民党を含めて既成政党離れが進んでいるといえる。

(3) 八月二七日の参議院で、みんなの党などが提出した消費税増税を理由とした野田内閣総理大臣の問責決議案に、増税を薦めた自民党が賛成したことで、政策よりも政局の姿勢が露骨に見えることから批判を浴びることになった。もう一つの当事者である公明党は欠席をした。

(4) すでに山田宏、中田宏らは、二〇一〇年四月日本創新党を結成し同年の参議院議員選挙に挑んだが、議席を獲得することはできなかった。ここでも国政復帰の理由は明確ではなかった。

(5) 個々の補欠選挙の問題や候補者選出の過程などの政治過程を取り上げた論文には以下のものがある。

丹羽 功（二〇一〇）「衆議院石川一区・富山二区補欠選挙の研究」、『富大経済論集』第四四卷

白鳥 浩（一九九八）「政界再編期の地方政治における政治過程——一九九八年長崎知事選挙、長崎一区、四区補欠選挙——」、

『長崎県立大学論集』第三二卷第二号

(6) 公職選挙法は第一章特別選挙として補欠選挙、再選挙を規定している。

(7) 前田英昭（二〇〇二）「統一補欠選挙——中間選挙たり得るか——」、『国会月報』四九（六四八）

(8) 公職選挙法第一一三条から一部抜粋している。

(9) 繰り上げ補充については、公職選挙法第一一二条において定めている。

(10) 前田英昭（二〇〇二：五四）

(11) 前田英昭（二〇〇二：五三）

(12) 藤井浩司（一九九五）「小選挙区制と「補欠選挙」の意味」、『国会月報』四二（五五四）

(13) 前田英昭（二〇〇二：五四）

(14) 日本国憲法は前文で「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動」とし、国会議員は国民に選挙された代表者であるとしている。たとえば国会議員の定数削減は、財政上の要求ばかりが議論されているが、代表の数が少なくなることに対

する議論がほとんどない。こうした諸点も、代表制概念が希薄になっていることからきている。

(15) 以下の論文等を参照されたい。

岩渕美克（一九九六）「東京都知事選における無党派層の投票行動」、『選挙研究』第一一号、PP.61-70

(16) 佐藤 令（二〇〇五）「戦後の補欠選挙」、『レファレンス』二〇〇五年一二月号

(17) 佐藤 令（二〇〇五：七八）

(18) 総務省、「行政レビュー」より抜粋

北海道五区補欠選挙経費 平成二三年行政事業レビューシート（総務省）事業番号二四

愛知六区補欠選挙経費 同上 事業番号二

参議院補欠選挙経費 平成二二年度 同上 事業番号一七

参考文献

丹羽 功（二〇一〇）「衆議院石川一区・富山二区補欠選挙の研究」、『富大経済論集』第四四卷

白鳥 浩（一九九八）「政界再編期の地方政治における政治過程——一九九八年長崎知事選挙、長崎一区、四区補欠選挙——」、

『長崎県立大学論集』第三二巻第二号

前田英昭（二〇〇二）「統一補欠選挙——中間選挙たり得るか——」、『国会月報』四九（六四八）

佐藤 令（二〇〇五）「戦後の補欠選挙」、『レファレンス』二〇〇五年一二月号

岩渕美克（一九九六）「東京都知事選における無党派層の投票行動」、『選挙研究』第一一号、PP.61-70

【第三編 国家】

第二章 公共

一八三四年イギリス新救貧法再考

矢 野 聡

1. はじめに

イギリス救貧法は、貧民の救済と保護に関する法律であるとともに、国内行政政策として貧民救済の目的で実行された仕組みとしては世界で最も古い歴史を有している。ビュアリッジ計画がイギリスで実行されるまでの社会政策における公的扶助をはじめとした「最低生活保障」は、救貧法行政の残滓によって行われていた。新救貧法以来、イギリスの福祉行政およびその施行は、国民扶助法の制定・施行による最終的な廃止・消滅に至るまで、実質的に救貧法が担っていた。それは新救貧法成立とともに労働者階級の側から沸き起こったチャーチスト運動、一九世紀後半の労働者階級による救貧法反対運動や、ウェッブ夫妻を中心としたフェビアン社会主義者による救貧法解体運動など、社会主義イデオロギーの側からの一連のキャンペーンによる政治的な「ゆさぶり」にもかかわらず、生活困窮者を救済

する目的の唯一の国内法として存続し続けたのである。すなわち新救貧法は、それが一八三四年の成立から一九四八年に廃止されるまでの一〇〇年余りの間、イギリス連合王国の公的扶助に関する「基本原理」の一つであり続けた。同時に一方では、宗教活動に伴う慈善組織による貧民に対する個別援助も進み、救貧法が社会サービスの唯一の提供主体とはいえないことは周知の事実でもある。

新救貧法の成立過程については、ブランデージ (Anthony Brundage, 1978) の労作を代表に、⁽¹⁾ わが国においてもすでに多くの著作による紹介があり、ここで改めて述べるまでもないが、従来は経済史ないし福祉国家発展史としての性格が強かった。経済史から救貧法、特に院外救済の研究に接近したのは、カール・ポラニー (Karl Polanyi 1952)、⁽²⁾ ウェップ夫妻 (S and B Webb 1927, 1929) ⁽³⁾ やハモンド夫妻 (J and B Hammond's 1911) ⁽⁴⁾ の著作に見られる。彼らの分析視点は院外救済が及ぼした賃金Ⅱ労働による資本主義の影響から、新救貧法成立による福祉国家の成立および労働党による社会主義的国家の形成論に基づいた、多分に政治主義的要素を持った歴史観である。すなわちそれは、改正された救貧法が貧民の私的権利を制約するという影響を与え、一方で中央集権的行政機構が「イギリス福祉国家」の端緒になった、とする発展史観にとらえ方であった。しかし一九六〇年代を過ぎ、同じ経済学領域からもブローグ (Mark Blaug 1963) による南部農業地域の経済史的分析による⁽⁵⁾ ウェップ型救貧法史Ⅱ社会主義発展史ないし「福祉国家発展史」への批判が始まった。⁽⁶⁾ ウェップ夫妻の論拠は、新救貧法が地方行政の改革を通じた中央集権の目的を達成するための手段であり、イングランドおよびウェールズの地方経済の動向に伴う教区救貧行政の運用の違いを無視するとするものであった。さらにイーストウッド (David Eastwood, 1994) は、新救貧法の改革を通じたイギリス地方行政の改革は、決して目的意識的な経過を辿っているわけではないという見方を示した。⁽⁷⁾ その後はさらに多くの経済学者

によつて地方研究を基にした独自の史料や事実の列挙を通じて、ウェッブ夫妻による、新救貧法と救貧法解体論との提示による単純なマルクス主義歴史観である「社会主義的制度発展論」が批判される状態になった。同時に、主に政治・経済からの局面で進化した救貧法史観を、社会保障思想として立体的に研究する姿勢とともに、最近になってようやく救貧法を法学の見地からとらえなおす作業もまた活発になってきた。

一般的に、旧救貧法の仕組みが旧来のように遂行し得なくなるのが学説として定着しているのは一七五〇年代以降である。このころから特に地方の教区 (parish) における救貧法救済支出の増加が問題となつてきた。しかし、産業革命の影響が優勢になりはじめた都市部では、農村部ほど大きな問題にならなかった。この救貧法救済支出の増加問題は、当時のイギリス社会の急激な変化と関連していた。すなわち人口の増加、しばしば起こる高い割合の失業、食料の欠乏、飢饉に迫る物価の高騰等と関連した。そして全国一万五〇〇〇の教区にしてみれば、教区内の共同入会地 (commons) および第二次囲い込みの浸透による非囲い込み地の減少、定住戸籍を持つ部外者の生活困窮者を支えるための法的信頼性の動揺というような状況があつた。これらを背景として、貧民のために教区は真摯な行政を執行する必要があるにもかかわらず、その救済のための資源はますます枯渇する状況にあつた。こうした傾向が実際に現れるのは、一八一五年からである。この年は再起したナポレオンがワテルローでイギリス・プロシアを含むヨーロッパ連合軍に惨敗し、イギリスにとってはヨーロッパからの脅威が最終的に遠のいた時期である。しかし、二二年にも及ぶナポレオン戦争でのプレッシャーによるイギリスの孤立政策と反外国主義の浸透は、イギリス全土にスネル (Snell 2006) が述べるような「よそ者嫌い (xenophobia)」の風潮を生み、スピーナムランド制度に代表されるような、定住法の下での低所得労働者に対する救済措置が蔓延し、各教区が院外救済を競争的に支出するような状態になるような

結果を招いた。⁽⁸⁾同時に、一八一五年からイギリス全土で本格的な農業不況が続いた。戦争の終結と同時にヨーロッパ諸外国からの小麦がイギリスに流れ込み、小麦価格の暴落が物価の変動と地代の価格に重大な影響を及ぼし始めた。そこで議会は「穀物法」を制定し、特に地方の農業に関わる土地所有者階級の利害を保護した。⁽⁹⁾穀物法の実施により、国内物価は再び高騰し、経済不況が深刻化することによって多くの勤労者が生活困窮に陥り、それまで専ら中産階級の救貧税負担から語られてきた救貧法に対する改革の問題が、失業者も含む貧困者処遇及びその救済の面からも語られるようになったのである。とくにイギリス南部の地域のこの傾向は顕著に表れた。ハモンド夫妻やウェッブ夫妻による歴史分析に批判的な経済学者のボイヤー (George R. Boyer 1990) とポインター (R. J. Poynter 1969) ⁽¹⁰⁾も述べるように、ナポレオン戦争後は、陸と海によるナポレオンの勢力の駆逐で費やされた戦争の経費によって、国内は緊縮財政を余儀なくされた。さらに戦争終結後にヨーロッパから帰還したイギリス陸海軍兵士の国内労働市場への回帰・再需要による労働力の急増は、当時のイギリス国内産業が吸収できる規模ではなく、雇用に至らぬ人々の手当としての失業者の救済の意味からも、救貧法による経費は増大した。さらに大陸諸国の政治経済的な変動とその変化は、ヨーロッパ大陸の戦争に従事した多くのイギリスの兵士に影響を与えざるを得なかった。すなわち、フランス革命後のフランス共和制をはじめとした大陸諸国の統治機構の刷新によって、大陸の多くの諸国が経済、政治および法の改革を積極的に行い、それまで相対的に整備が進んでいたとみられるイギリスの統治システムが「見劣り」するようになった。この結果、知識層を中心として旧来型イギリス政治を見る目が厳しくなったと同時に、帰還した軍人たちによってヨーロッパで醸成されつつあった労働者階級としての自覚を広める役割も果たしたのであった。議会制民主主義の推進を含む政治的な意味からも、国内行政の刷新が乞われていたという点は指摘しなければならない。国内の急

進主義者たちは、ヨーロッパ諸国の中でもドイツおよびイタリア諸国（両国とも当時は統一された国ではなかった）との緩やかな共通の憲法および法制度の整備の連携を模索した。¹¹ こうした中で開かれた戦後のイギリス議会の財政に関する審議は難航し、放漫な国内財政支出の駆逐に関心が集まっていた。その見直しの中心はいうまでもなく旧救貧法であった。だが、新興の中産階級を代表する都市部の国会議員は、この問題に熱心ではなく、したがって地方の土地所有者を中心とした利害から、救貧法問題が語られることになった。一方、一八一七年からスタージエス・ボーン（Sturges Bourne）委員会で審議されていた救貧法に関する改革については、議会において何の進展もなく停滞していた。

法制史に目を向けると、イギリスの政治的および法律的变化は、この時期におけるヨーロッパ大陸諸国の法律に関する改革の動きが大きな影響を与えていた点を見過ぐすことはできない。特にプロシア、フランス、そしてオーストリアの近代法学の興隆がイギリスの知的階級を刺激し、従来のコモン・ローによる法思想及び法律の手続きに対する再考を迫った。¹² 中世および近世を経て存続した教区による宗教による法的支配の名残を持つアプローチから、中央近代国家による国家意思としての行政的アプローチが求められたのである。すでに先に考察したように、¹³ 一八世紀の末から四季合同裁判所における定住法の解釈と運用、そしてその緩和傾向は多くの論争を呼んでいた。定住法の規定による生活困窮者の地元の教区への送還手続きは費用がかかるものであったが、多くは近隣の教区間で法廷上の争いとなり、一九世紀になると法定費用も無視できないものになっていった。教唆、法廷費用、証人の調達、巡回費用、生活困窮者のための法廷戦術費用等々で、一判例あたり二〇ポンドを超え、中には五〇ポンドを超えるものもあった。¹⁴ このような状態が、救貧法に関する裁判の増加とともに生じたのである。近隣同士の定住法の係争で勝訴した教区は、

教会の鐘を鳴らした。定住法による生活困窮者の扱いに関する係争例の増加は、結果として教区間の敵対ないし緊張状態を招くことになった。

2. 救貧法改正への経緯

こうした救貧法そのものの停滞打破を在野の身で強力に実行したのがジェレミー・ベンサムであった。ベンサムによれば、従来のイギリスが遵守してきたコモン・ローは本質的にすべてが未知の遡及法 (ex post facto) であり、基本的には遠くアングロサクソン族の伝統につながる、旧式のパターンリズム (家父長主義) を基調とした個人の権利を背景に持つ法哲学であるとする。ベンサムは、彼が展望したヨーロッパ大陸の事情を睨みながら近代的中央集権政府による法体系を考慮すれば、新しくコード化した法体系に変えなければならない、とした。しかし、彼はその指針を述べただけであって、実際に新たにコード化した法の具体例を示さなかった。むしろイギリス政府は、この作業を彼にしてもらおうとはしなかった、という表現が正しい。ベンサムは、経済理論による救貧法解体論にはくみせず、法理論によって被救済者の論理を次のように説明した。「もし個人の生活状態が労働その他によって維持できなければ、自身の労働によって生活維持できるものよりも (救済を与えると) みなしうる。そしてその状態の段階が確かめられれば、生活困窮者は自分自身の労働で生活できる人々から、他人の労働によって自分自身の生活を維持する人々としての生活援助を継続的に引き出すことが可能であろう。そして怠惰に属する人々は、それは今日では独立して生活を維持できる財産保有者の中にもいるが、遅かれ早かれ彼らの労働は、生存ギリギリの絶え間ない消費まで、その絶え間ない再生産を拡大し続けるだろう。そしてそれは結局労働する者がいなくなることである¹⁵⁾」と述べる。とりわけベン

サムは、一八一七年当時法律上或いは議会において盛んに論議された「救済を受給するにふさわしいもの (deserving)」と、「救済を受給するにふさわしくないもの (undeserving)」との区分論争に、労働の概念を用いて積極的に加わったのである。しかし、ベンサムの論理は救済受給者としての労働者は規定したが、病人、障碍者、身体の弱った老人にまでは及んでいない。一八二四年には議会で「浮浪者に関する法律」⁽¹⁶⁾が成立し、怠惰で秩序を乱すいわゆる悪人を厳しく規定して、これらのものを救済しないようにした。

ベンサムは救貧法改革、刑法改革の論の一環としてパノプティコン構想を広くアピールし、議会中央の関心を引こうとしたが、当時のイギリス政府はこの意見を容れなかった。パノプティコン構想こそが、ベンサム流の独特な中央集権型行政の構造的理理解を特徴づけるものであった。結局議会有力者に認めてもらう目的での彼の提言は、貴族やオピニオン・リーダーに無視され、意見を容れられなかった彼は、当時の法の権威および議会の代表者への批判という急進主義的な方向に向かった。

貧民と女性に選挙権が与えられたわけではなかったが、「改革」と称する第一回選挙法改正⁽¹⁷⁾による総選挙後の一八三二年二月に成立したホイッグ党政権によつて、その後のイギリス政治は劇的に変わっていった。たとえば、一八三三年には奴隷貿易が廃止になり、清国(中国)との貿易で個人的取引が解禁となった。またイングランド銀行の専有性が再定義され、新聞広告の規制が緩和された。⁽¹⁸⁾一八三三年改革法と呼ばれる選挙法改正によつて、特に下院の政治家が自らの存続のために考慮しなければならなかったのは選挙運動にヘゲモニーを握る中産階級、言い換えれば地方税を拠出する人々であった。しかも彼らは通常、経済の動向に関心が深い、ないしほとんどそののみしか関心のない人々でもあった。議会が各地方のこうした人々の利害を考慮した場合、税支出の削減が個々の地方政府による

ばかりでなく、全国的決定機構によるものにするための新たな制度の必要性を顧慮するに到った。こうした背景の中で、一八三二年に救貧法調査委員会が新たに発足することとなった。この委員会には九名の委員が任命された。そのうちの最も重要な二名を挙げれば、ベンサムの方法哲学に影響を受けた法学者で、経済学者でもあったナッソウ・セニア (Nassau Senior) と、ベンサムの弟子で法学者、ジャーナリストのエドウィン・チャドウィック (Edwin Chadwick) である。委員会の最初の仕事は院外救済の経済的影響に関するデータを集めることであつた。委員は二種類の証拠集めをした。すなわち、独自の郵送による聞き取り調査、Rural and Town Queries である。これは一八三二年の春のうちに全国に郵送された。次に委員会が実際に全国で行った調査は、院外救済が受給者に与える影響についてであつた。労働者の勤勉性、習慣、性格、人口の増加、賃金率、農業に利するもの、農業を削減するもの、土地の借り上げと利用の促進について、などの項目であつた。この目的を達成するために二六人の補助委員を選任した。補助委員の報告書は一八三三年一月までに完成した。聞き取り調査による結果が、この報告の後に発表された。補助委員による精力的な現地調査により、それ以前の調査結果はそのほとんどが無視された。これを無視し、独自の選定によって大部分にわたって執筆したのはセニアとチャドウィックであつた。報告書は、全員参加による統計の客観的な実施と公平な数値による判断というよりは、理念的要素の強い報告であつた。彼らが一八三三年に内閣に提出した報告で導いた結論は、失業というものが怠慢な労働によって引き起こされる、というものであつた。ちなみに景気循環による構造的な「失業」の形態が認められるのは、一八七〇年代であり、当時の第一線の専門家による認識はこれより以前の低い水準によるものであつたことを付け加える必要がある。これはタウンゼント (Joseph Townsend 1786)⁽¹⁹⁾ やマルサス (Thomas Robert Malthus 1803)⁽²⁰⁾ の理論として一九二〇年代に優勢であつたものと同様であつた。ちなみにマルサス

は人口の増加が院外救済によって引き起こされる、と論じている。

のちにこれが王立委員会（一八三四王立委員会）の一般報告書に選定された形で採用された。一八三四年三月、委員会がこの一般報告書を印刷、公開した。この報告書は議会報告として全一二巻で埋め尽くされ、何千ページにもわたったものを、数一〇〇頁に要約したものであった。一般報告書は二月二〇日の日付があり、九人に委員による署名⁽²¹⁾があつたが、実質の内容に導いたのは、前述のわずか二名であつた。彼らによる独断的な結論は、ウェッブ夫妻の研究によれば、一般報告書の内容は有名を二つの原則で区分した。すなわち第一は中央の救貧委員会が主導する救貧行政による、中央集権かつ効率的行政運用の実施である。第二は貧民救済の対象者は、最低生活を送る労働者の生活よりもさらに低くなければならないという、「劣等処遇の原則」である。そして第三は、院外救済の実態が労働や産業に悪い影響を与えており、廃止されるべきもの、したがって教区連合にワークハウスを建設し、有能貧民を収容する、という内容であつた。⁽²²⁾

3. 新救貧法の成立と内容

新救貧法の成立をめぐる政治・経済的状況の分析、紹介は、経済思想史の視点からわが国でもおこなわれている。しかし、正文としての新救貧法の内容の丁寧な紹介に従つてこの法律的特徴点を指摘したものは、今日にいたるまで見当たらない。⁽²³⁾この理由は、そもそもウェッブ夫妻が同法の解説を丁寧に行っていないことにその原因があると考えられる。周知のように、すでにフェビアン協会の広告塔としての位置を占めていたウェッブ夫妻が行つた救貧法史研究は、ビアトリス・ウェッブが一九〇五年に設立された当時の救貧法に関する王立委員会少数派の立場を正当化する

ための政治的な動機づけがあった。このため、新救貧法の解説の部分では救貧法成立の前提となった「救貧法委員会報告書」の内容がことさらに強調されたことが第一の要因であろうと考えられる。救貧法を政策史として分析・解明することによって新救貧法については法そのものの研究よりも、成立に至る報告書の解説に比重を置いたのである。ビアトリス・ウェップにしてみれば、法改正以前の報告書こそが重要なのであった。第二はウェップ夫妻の救貧法研究アプローチの限界でもあるが、法律家からの視点による歴史研究に造詣がなく、また関心を持たなかったことが挙げられよう。ウェップ夫妻から後のイギリスおよび我が国の研究者たちはウェップ夫妻の詳細かつ入念な著作からの影響で、この方法による新救貧法の研究手法を踏襲していたのだと考えることができる。そうであるならば、ウェップ夫妻の著述方法から自由な表現とはどのようなものになるであろう。それはウェップ夫妻からはるか以前の、一九世紀にまさに救貧法委員会の当事者の一人として活躍したニコルズが著した救貧法史から、直接に新救貧法のダイジェストを引用するのが正しいであろう。ニコルズの著作から新救貧法の立法に至る経緯を見てみよう。⁽²⁴⁾ 新救貧法報告は内閣において一八三四年二月二〇日に署名された。時を経ず、三月一七日に救貧法改正法案が閣議によって検討され、スタージェス・ボーンとナッソウ・セニアの両名が内閣に報告書の説明を行っている。慎重な法案作成の過程を経て閣議決定の後、四月一七日に財務大臣であるオルソープ (Lord Althorp) 卿によって下院で最初の趣旨説明がなされた。こうして国会に提出された救貧法改正 (新救貧法) 案は、議会によっておおむね好意的に受けとめられた。五月九日、第二読会の後に評決が行われ、法案は賛成二九九、反対二〇の圧倒的な差で可決された。⁽²⁵⁾ 第三読会は七月一日に行われ、賛成が一八七票、反対が五〇票であった。なおこの議決で、新救貧法の内容は五年間の時限立法となった。論議の中心は、中央の救貧法委員会による権限の集中を恐れる意見が次第に強くなってきたことであった。

これを受けて、審議にあたって法案は修正されていった。七月二日に法案は下院の審議が終了し、上院に回されたが、グレイ (Charles Grey, 2nd Earl Grey) 内閣ではアイルランド威圧法の審議で紛糾しており、上院第二読会が二一日にまでずれ込んだ。そしてこの期間に内閣がグレイからメルボーン (Melbourne) 卿に代わったので、上院で法案趣旨説明を行ったのは後任の財務大臣であるブルーアム (Lord Brougham) 卿であった。また応援演説はウェリントン公爵 (Duke of Wellington) が行った。第二読会での法案表決では上院の七六名が賛成、一三名が反対という大差で議決された。法案は七月二七日に委員会の審議にかけられた。その内容は救貧法委員会の権限に関するものと、非摘出子条項についてであった。八月八日に法案の第三読会が行われ、修正事項とともに下院に送られた。こうして八月一四日に、新救貧法は正式に成立したのである。

一八三四年に成立した新救貧法、正式には「イングラントとウェールズの貧困者に関連した法律の修正およびより良い行政のための法律」の内容は、全部で一〇九条から構成されている。⁽²⁶⁾一読すると、旧来の法文の構成と異なり、今日の法の条項が有する官僚主義的かつ決定的な印象を持っている点が特徴といえる。法律の構文は明らかに旧来の法体系とは異なる装いということができ、選挙法改正以後、ヨーロッパ大陸諸国による立法形式の影響も受けて、イギリス立法形態も本格的な近代化の様相を呈してきたと理解できる。

内容について見てみよう。新救貧法の第一条から第十二条までは、救貧法委員 (Poor Law Commissioners) について書かれている。すなわち国王は三名の中央救貧委員会委員を任命または解任することができることである。これは中央政府の権限に準じるものを有しており、委員会の任命および解任事項は内務大臣に報告する役割が与えられている。五条までは記録の作成と毎年一回国務院に報告するという、疑似政府的な救貧法委員の権限が規定されている。第七

条ではこの法律の遂行の目的で、九名の補助委員が任命または解任されることが規定されている。第九条ではこの委員及び副委員は、ロンドン及び各地方において必要と思われる職員を有給で任命できることが規定されている。一二条では、この補助委員が委員の委任を受けて実務の遂行上、委員の権限を持つことができること、さらに救貧法関係について大きな権限を得ることができる、とされている。救貧法委員及び補助委員の権限についての条項はこの後も続く(第一四条から二〇条)。第二二条から三〇条までは教区連合によるワークハウスの維持費用、建設費用、借入等及びギルバート法等、既存の法律との調整に関する条項である。三一条から三七条までは、教区連合設立促進のための各種の規定、手続きを述べている。そして三八条から四一条までは、教区連合の推進によって新たな救貧法行政を中心的に担うことになる「貧民保護官 (poor law guardians for union) の役割と、従来救貧法行政に大きな影響力を持っていた治安判事についての規定である。単一の教区の時代に有していた治安判事の権限は、新たな保護官のものになること、しかし保護官の行動は教区会の決定によること、また保護官は財産を保持する富裕な人々から選挙によって選ばれること、等が規定されている。第四二条から第四五条はワークハウス収容者の管理規制と治安判事の行政立ち入り審査権等について規定している。四六条から四八条は委員会による有給行政職員を雇用できる規定、貧民監督官、ワークハウスの所長、教区の有給事務職員等についての規定である。四九条から五一条は有給行政職員についての既存の法律との調整について、五二条は有能貧民に対する給付決定の際の基準について述べている。すなわち救貧法委員会の権限として、有能貧民に対する院外救済の受給を行わない理由について説明するようにした。五三条、五四条はウィリアム・ヤング法の廃止(すなわち貧民監督官および治安判事の職務の制限)、新設の保護官の職務、そして緊急の場合及び医療ニーズが生じた場合に治安判事が対応できる(現物給付のみ)ことについて規定している。五五条五六

条及び五七条はワークハウス収容者は定住法に規定された妻および一六歳未満の児童（視力障害者や言語障害者は除く）の救済登録を行うこと、また非摘出子であろうと一六歳までは父とみなす男子が生活を支えることとしたのであると規定した。五八条と五九条は、委員会による救済は借入金により行われることとした。六〇条は軍人の家族の救済規定を定めた。六一条は従来治安判事が長く有していた児童の徒弟奉公先に決定権が、委員会に移ることを認めた。六二条と六三条は委員会の認可のもとに教区会が貧困者に対する貸付（五年ローン）及び財務省へのこの目的での借り入れについて規定している。六四条から六八条は、定住戸籍による職業あつせんや徒弟奉公の禁止、船の労働あつせんの禁止を規定した。六九条から七一条は、非摘出子の母および推定される父への信頼度に関する規定であり、続く七二条から七六条までは非摘出子の養育を貧民監督官が四季合同裁判所による裁定で養育させる権限を持つというものである。貧民監督官側が敗訴した場合、公判の費用は負担する、という内容である。七七条は、貧民の救済に関する行政に関連した条項で、救済法救済費用は私的利益のためにこれを用いてはならず、もしこれが行われた場合五ポンド以下の過料とする、と規定している。七八条は治安判事の裁定により、家族の規定が行われることを述べている。七九条から八四条までは教区から再移動する際は、現教区に二日以上以上の居住証明が必要なこと、貧民監督官は定住戸籍の確認と元の居住区へ移りたいのであれば便宜供与を図ることを規定している。八五条は救済税のほかに基金や慈善金の募集を行うべきことを述べている。八六条はギルバート法において示された広告収入、債権等の追求は継続されること、委員会への手紙は切手が不要なことなどを述べている。八九条と九〇条は貧民救済以外の使途のために費用を使わないことを定めている。九一条から九四条はワークハウス内での飲酒の禁止で、違反した場合は一〇ポンドの過料となる。九五条から九七条は、保護官や法令を順守しない貧民監督官や官吏には五ポンドの過料が科せら

れることを定めた。また不正に給付を行った場合は二〇ポンドの過料とした。九八条は規則に従わない人物への罰金について定めた。九九条から一〇二条までは罰金や財産没収による金品は売却が可能なことを述べている。一〇三条と一〇四条は治安判事による四季合同裁判が、もし一四日のうちに不服申し立てが行われた場合には、四ヶ月のうちにこれを処理しなければならないことを規定している。一〇五条から一〇八条までは裁判が上級審事後送りの状態となり、最終的に判決が最高裁判所で破棄ないし却下された場合のことを規定している。そして最終の条項(一〇九条)は、附則として修正ないし廃止の事項を定めたものである。²⁷⁾

4. 新救貧法の評価とその影響

新救貧法の施行によって、とりわけ大きな変化が生じたのは地方自治行政であった。これによって単独の教区が長い間有していた貧民に貧困救済を与える権限が消滅した。教区は連合教区という新たな行政区によって選挙で選任された貧民保護官 (poor law guardian) に権限をゆだねられ、教区が単独で行うのは、土地法裁判官と共同で行われる救貧法救済の裁定を監督するだけであった。新救貧法以前の古いタイプの自治法人はその財源の根拠を失い、選挙によって選ばれる新しい一部事務組合へと移った。このことは、救貧行政が地方の経済的な問題に由来する法的課題を個々の場面で解決する仕組みから、貧困問題を国家の機関が行政機構を通じて解決しようとする近代的行政構造へと、明らかに移行したことを示す。同時に、その査定について大きな権限を有していた治安判事は、申請時の状況において現物を給付すること、および医療的措置を行う、という命令のみに大幅に制限された(第五四条)。さらに、救貧法の特徴であった雇用の斡旋と孤児および貧困児童に対する徒弟奉公を根拠付けけるための定住戸籍証明書発行の廃止で

あつた（六四条、六五条）。これはすでに一八〇二年に児童の労働保護規定が行われ、児童労働の取り扱いが救貧法行政から離れていたことに起因している。⁽²⁸⁾しかし、六四条から六八条の条項では、定住法そのものは廃止されなかったことが重要である。また、第五二条において有能貧民の院外救済を完全に廃止することを規定したわけではない、ということも付け加える必要がある。院外救済の禁止は、一八四四年二月二日の「院外救済禁止令」という通達によつて実施されたのである。⁽²⁹⁾

こうして救貧法のコモン・ロー的要素が制度の制約条件からも明瞭になり、国内行政法への実質的転化が推進されるようになったといえる。救貧法の効力そのものの中でさらに重要と思われるのは、ワークハウス収容者の処遇についてであつた。旧救貧法の時代から、教区連合に基づくワークハウスの建設は順次進められてはいたが、収容者は院外救済の対象者と同様に無能貧民（non-able bodied poor）に対する施設でもあつた。彼らは言うまでもなく、後の社会福祉サービスの対象でもあつたが、教区連合による政策でワークハウスに課せられた新たな課題は、有能貧民（able bodied poor）に対するもので、これは劣等処遇策の実施の一環でもあつた。しかし、ここから社会福祉サービスが範圍としてきた社会福祉対象者の処遇の概念が不明瞭となつた。法の内容からも明らかなように、旧救貧法に比べて新救貧法は有能貧民を中心とした「労働政策」の一面を強調する一方、福祉政策の側面が不明瞭な形となつたのである。

ところで、新救貧法の成立についてイギリスの政府と議会がとりわけ丁寧な対応をしたのには、いくつかの理由が考えられる。ひとつには、当時から広まったヨーロッパ大陸譲りの労働者階級による労働組合運動の、実力行使の勃発への恐れである。現に一八三〇年夏から三一年冬にかけて、ケントから発生しイングランド南部、東部、そしてミッドランドへと飛び火したスウィング一揆（Swing riots）が勃発し、拡大した。これは初期段階における近代都市以外

の、地方で就労していた萌芽的労働者階級による機械化反対に端を発した扇動的な破壊活動であり、同時に日頃の生活に不満を持っていた農業労働者による反乱であった。イングランド各地に発生した、新たなタイプの社会の安定を揺るがす破壊的な運動は、政府や議会にとつて常に貧困問題を内包しているという要素を突きつけるに充分であった。⁽³⁰⁾ そもうひとつは旧救貧法によつて守られ、ギルバート法やヤング法によつてその権利を拡大していた貧困者の *right to relief* の措置を、院外救済拡大およびスピーナムランドランド制度に至つては賃金補助の性格から救援抑制的なものに転換する、というものである。当然ながらこの方針は当時の理想主義者の一部や興隆してきた労働者階級の利害にはそむくと考えられた。結局、成立した新救貧法は、それを見越したかのように労働者階級からの反対に遭遇した。この反対運動は、後に有名なチャーチスト運動(一八三八―九年)として、全国的に拡大する。新救貧法反対勢力のうち、近代的労働者階級として成熟しきれなかった労働者階級以外のグループとはどのようなものだろうか。その主役として登場するのは、当時の急進主義運動に理解を示す様々な知的階級である。たとえば当時から指導者の政治判断に大きな影響を与えていた主要な新聞である「ザ・タイムス」は、新救貧法及びその体制にはじめから強力な反対の論陣を張った。この意見を政治的に代表するオピニオン・リーダーの構成員は、必ずしも政治的には「進歩派」に属するものばかりではなかった。たとえばホイッグ党员、急進主義者、オーエン主義者、キリスト教福音主義者、そして家父長的な思想のトーリー党员などであった。⁽³¹⁾ 新救貧法体制の確立から、強力な実施へと移行する際に生じた高揚と大きな軋轢、特にイギリス北部で展開した反救貧法運動の高まりにもかかわらず、新救貧法の成立、施行を強力に支持し、実施したイギリス政府及び議会は中央集権的な救貧法委員会による国内行政法的な統治方式を、その後変更することはなかった。

5. まとめにかえて

本稿の目的に沿って、新救貧法体制を法学的な視点から要約してみよう。一九世紀のはじめから次第に求められるようになったイギリス法曹界における法の統一性と平等性への要求は、旧法の撤廃および新救貧法の成立において救貧法・定住法と教区行政および治安判事の権限の制限により、ある程度実現したといえることができる。見方を変えれば、新救貧法は産業革命によって変容する新たな労働市場への対処という中央政府が担わなければならない労働者の賃金と貧民救済との区分の明瞭化という明快な意思を持っていたといえる。しかし、当時の経済理論を優先する思想によつて、賃金に関する需要と供給との法的な規定が比較的明瞭になったのに比べ、公的扶助としての実定法上の位置づけはなされないままであった。したがって結論的に言えば一八三四年新救貧法は、厳密な意味で法実証主義と呼ぶるものではなかった。確かにベンサムによつて導かれた近代的法実証主義の一つとしてみることで、功利主義的法学は、それまでの救貧法の対象者に向けられた視点である怠惰で思慮分別の浅い貧困者＝労働者階級を、勤勉で思慮深いものに変えるという楽観的な目的を内包していた。功利主義による「幸福の計算」は、生活困窮者がワークハウスに收容されることで飢餓により死亡しない、という結果を与える。これは法理論上、功利主義者が明確に否定した道徳主義や理想主義ではない。生活困窮者はこの状態であるから、ただワークハウスに收容される、ということになったのである。新救貧法は、功利主義法学の影響を多分に受け継いだナッソウ・セニアやエドウィン・チャドウィックによつてベンサム主義的意図を以て不十分かつ緊急の形で成立したといえる。だが先に述べたように法的観点からすれば、救貧の機構や行政形態そのものに目を見張るほどの大胆な改革の内容が準備されていたわけではない。

むしろ、それまで主流であった救貧法の人道主義化による規範的法解釈を排し、法律の中に功利主義という第三者的評価の手段を導入して、それが次第に行政的枠組みの中に実現したとみてよい。つまり一八三四年を以て救貧法（及び定住法）は、それまでの法解釈であったコモン・ローによる伝統を完全に放棄し国内行政法という実定法へ進む契機となったと考えてもよい。すなわち、新救貧法成立以降、時代が進むにつれて貧民処遇についての法的理解は、歴史的かつ権威主義的な法解釈が次第に疎んじられるようになり、代わりに功利主義哲学の衣をまとったが、必ずしも十分な完成体とはいえない法実証主義が台頭し、法と政治を分離する作用を果たした。そのもつとも代表的見解は、イギリスの救貧法体制は救貧税という地方税納税者の拠出によって財源が成り立っているという事実が重視された（租税の貢献度によって貧民保護官選出のための投票の権利を複数票にわたって有することができる）ことに現れている。これを功利主義から捉えようと、全国で多数を構成する地方税（救貧税）納税者の利害の最大化のためには、支出の合理化が追及されなければならない、という論理が貫かれたのである。彼らが求める「幸福の計算」を実現する手段のため、教区内で定住戸籍を有する生活困窮者の救済について徹底的な「合理化」が行われた。この帰結として準備されたものが「ワークハウス入所原則」及び「劣等処遇の原則」であった。しかし、先に述べたように、この原則を打ち出し、明瞭な形で読み取れるのは新救貧法の条項ではなく、法案が成立する直前に発表された王立委員会的一般報告書であった。したがって、特にこの報告の大部分について発案し、しかも手を入れたといわれるチャドウィックに至っては、議会の法案審議や成立過程に積極的に加わったり、呼び出されるなどの役割を果たしているわけでは全くない。イギリス特有の身分と名声からかけ離れていたチャドウィックは、法案の成立過程をただ傍観するのみであった。³²この理由から、報告書に示された救貧法改正の三原則は救貧法そのものの法律内容に厳密に規定されたわけではなかつ

た。この理由もあって、その後の統一的救貧行政による「締め付け」にもかかわらず、三原則の遂行が二〇世紀の最後を迎えるまで徹底して行われたとは決していえなかった。特に地方の旧教区行政による独自の救済の伝統を色濃く残す地域においてにおいて、この原則が貫かれたとはいえない。したがって結果として法制度や経済理論に大きな影響を与えた功利主義哲学が、新救貧法の行政で実際十分に理解され、かつイギリス国内行政法へと発展したとは、必ずしも言えない。イギリスの貧民救済における長い歴史は、院外救済をはじめとする個別処遇の分野で旧来の援助方式のスタイルを完全に変えるまでには至らなかったのである。

さらに付け加えなければならないのは、この時期の救貧法をはじめとした地方行政および自治機構の変革が、上記で述べた法思想及び政治経済の動きやその要因のみによって語れるものではないということである。貧民救済の諸活動は、一方の公的制度の発達かむしろそれ以上に、制度改革と自由な様式で同様に民間による社会改良を促進する要因が存在した。これは主に宗教活動に起因するもので、貧困者への個別援助のほかには障害者、高齢者援助、病院、裕福な子弟を対象とした学校、大学の活動等がこれにあたる。こうしてみればイギリスにおいてその後の産業化とともに変化する貧困への対処が、新救貧法の装置によってあらかじめ完成したとはいえない。後の歴史に示すように、政府は労働政策および賃金政策、言い換えれば労働者のモラルと生活態度の向上を意図した社会政策が、次第に貧困対策すなわち公的扶助と、福祉対策すなわち施設処遇について法改正と処遇向上を中心に再構築を迫られていく。イギリス救貧法の国内行政法への転化はこのような結果を招きながら、一九世紀後半のビクトリア全盛期において、その役割が試されるのである。

参考文献

- George R. Boyer (1990) *An Economic History of the English Poor Law, 1750-1850*, Cambridge University Press
- K.D.M. Snell (2006), *Parish and Belonging Community, Identity, and Welfare in England and Wales*, Cambridge University Press
- Arthur Burns and Joanna Inns (ed.) (2003), *Rethinking the Age of Reform: Britain 1780-1850*, Past and Present Publications, Cambridge University Press,
- Lorie Charlesworth (2010), *Welfare's Forgotten Past A Scio-legal History of the Poor Law*, Routledge
- (1) Anthony Brundage (1978), *The Making of the New Poor Law The Politics of inquiry, enactment and implementation, 1832-39*, Hutchinson of London
- (2) Karl Polanyi (1957), *The Great Transformation - The Political and Economic Origins of Our Time*, Beacon Press.
- カール・ポラニー 吉沢ほか訳 (一九七五)『大転換 —市場社会の形成と崩壊—』東洋経済新報社
- (3) Sidney and Beatrice Webb, *English Local Government: English Poor Law History: Part 1, The old Poor Law*, London, 1927
- Part 2, The last hundred years*, 2 vols. London, 1929.
- (4) J and B. Hammond (1911), *The Village Labourer 1760-1832*, London, Longman
- (5) Mark Blaug (1963), *The Myth of the Old Poor Law and the Making of the New, The Journal of Economic History*, vol. x x III. June 1963. pp.154-184
- (6) この間の経緯を自らの著書で最も簡潔に述べているのはポニーヤーである。
- George R. Boyer (1990) *An Economic History of the English Poor Law, 1750-1850*, Cambridge University Press
- (7) David Eastwood (1994) *Governing rural England: tradition and transformation in local government 1780-1840*, New

York: Oxford university press.

- (8) K.D.M. Snell (2006), *Parish and Belonging Community, Identity, and Welfare in England and Wales*, Cambridge University Press p.65.
- (9) 同法は一八四六年に廃止されるまで続いた。
- (10) R.J.Poynter (1969), *Society and Pauperism*(1969): *English Ideas on Poor Relief, 1795-1834*, Routledge & Kegan Paul PLC; 1st Edition. Series: Studies in social history.
- (11) Arthur Burns and Joanna Inns (ed.) (2003), *ibid.* p.316.
- (12) Michael Lobban (2003), 'Old wine in new bottles': the concept and practice of law reform, c. 1780-1830, Arthur Burns and Joanna Inns (ed.) *Rethinking the Age of Reform: Britain 1780-1850*, Cambridge University Press, p.117.
- (13) 矢野聡 (二〇一七) 「イギリス救貧法における right to relief の形成について」日本法學第七十八巻第二号、二七—五四頁
- (14) K.D.M. Snell (2006), *ibid.* p.66.
- (15) M. Quinn (ed.) (2001), *The Collected Works of Jeremy Bentham; Writings on the Poor Laws, Vol. I*, Clarendon Press: Oxford, p.39.
- (16) 1824. Vagrant Act. 5 George IV. cap. 83.
- (17) Great Reform act of 1832
- (18) Arthur Burns and Joanna Inns (ed.) (2003), *Rethinking the Age of Reform: Britain 1780-1850*, Past and Present Publications, Cambridge University Press, p.47.
- (19) Foreword by Ashley Montagu Afterword by Mark Neuman (1971), Joseph Townsend (1786), *A Dissertation on the Poor Laws: by a Well-Wisher to Mankind*, University of California Press, Berkeley,
- (20) Thomas Robert Malthus (1803), *An Essay on the Principle of Population*, as it affects the future improvement of society, with remarks on the speculations of Mr. Godwin, M. Condorcet and other writers.

- (21) Sidney and Beatrice Webb (1929), *English Local Government: English Poor Law History: Part 2, The last hundred years*, vol II, p.56.
- (22) Ibid., p.57-69.
- (23) たとえば、檉原朗 (一九七八) 「イギリス救貧法の史的研究Ⅰ」では法の条項の解説も行われず、「一一〇条もの長いくどくどとした」条文である、と述べているにすぎない。
- 檉原朗 (一九七八) 「イギリス救貧法の史的研究Ⅰ」法律文化社、一四九頁
- 伊部英男 (一九七九) 「イギリス救貧法成立史論」においても、タイトルは本法の解説書にも近いものにもかかわらず、わずか三ページ半の扱いでしかない。条項の解説も六九条以降は行われていない。
- 伊部英男 (一九七九) 「イギリス救貧法成立史論」、至誠堂、二〇三―二〇六頁
- 大沢真理の表記も、前者よりは詳細だが、逐条の解説ではなく、さらにまとめようとする内容が他者への理解を考慮しないほど難解である。
- 大沢真理 (一九八六)、「イギリス社会政策史 救貧法と福祉国家」東京大学出版社 八四―九二頁
- (24) Sir George Nicholls (1898), *A History of the English Poor Law, Volume II (AD 1714 to 1853)*, London: P.S. King & Son, pp262-
- (25) ニコルズによると、法案反対者の反対理由は、この法案が憲法の制定に向かう恐れがあること、また中央委員会が保有する権限が強かった。法案反対者は、ロンドン選出議員によって占められていた。Ibid., p.266.
- (26) <http://www.workhouses.org.uk/poorlaw/1834act.shtml> 1834Poor Law Amendment Act (full text)
- (27) Sir George Nicholls (1898) ibid., pp272-281
- (28) 1802. 42 George III. cap. 73. ちなみにこの法律は、教区徒弟の保護をうたい、近代工場法の端緒とされている。
- (29) Simon Deakin and Frank Wilkinson (2005) *The Law of the Labour Market: Industrialization, Employment and Legal Evolution*, Oxford University Press, p.136

- (30) Anthony Brundage (2002) *The English Poor Laws 1700-1930*, Palgrave, pp.57-60.
- (31) Arthur Burns and Joanna Inns (ed.) (2003), *ibid.* p.49.
- (32) アンソニー・ブランデイジ著、廣重準四郎・藤井徹訳（二〇〇二）、「エドウィン・チャドウィック 福祉国家の開拓者」、ナカニシヤ出版、四四―四八頁

包絡分析法を用いた都道府県の相対的効率性の評価

——平成の大合併を対象にして——

大 浜 賢 一 朗

1. はじめに

本稿の目的は、近年、国外における地方自治体の効率性分析で用いられる包絡分析法 (Data Envelopment Analysis, DEA) と、国外におけるDEAによる先行研究で採用される変数を用いて、平成の大合併により、市町村の数が大きく減少していった一九九九年から二〇〇九年における、都道府県の効率性の評価を試みることである。

一九九九年から二〇一〇年三月にかけて市町村合併が政府主導によって行われた (平成の大合併)。平成の大合併が行われた背景には、各地方自治体の住民の生活形態や意識の多様化、地域の支え合い機能の大きな変容、人口減少・少子高齢化の進展、政府部門の深刻な財政状況といった環境下において、公共サービスの担い手としての市町村に対

する負荷の増大があるとしている。これを解消するため、一九九九年以降、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、一九九九年から二〇〇五年までは合併特例債の創設や合併算定替の期間延長といった手厚い財政措置により、また、二〇〇五年から二〇一〇年までは国・都道府県の積極的な関与により、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた。この市町村合併には、(1) 地方分権の推進、(2) 少子高齢化の進展、(3) 広域的な行政需要の増大、(4) 行政改革の推進の四点を中心とした、行財政基盤の強化、周辺市町村間での広域連携、都道府県による補完が期待されている。

二〇一〇年の総務省「『平成の合併』についての公表」⁽¹⁾は、アンケート調査等により、市町村合併の効果を示している。効果が現れるまでは一〇年程度の期間が必要であるとしながらも、合併による主な効果として、(1) 専門職員の配置など住民サービス体制への充実、(2) 少子高齢化への対応、(3) 広域的なまちづくり、(4) 職員の適正な配置や公共施設の統廃合などの行財政の効率化を挙げている。また、市町村合併による問題点等について、(1) 周辺部の旧市町村の活力喪失、(2) 住民の声が届きにくくなっていること、(3) 住民サービスの低下、(4) 旧市町村地域の伝統・文化、歴史的地名などの喪失を挙げている。

地方自治体の活動はその地方のニーズを満たすように微調整されるべきであり、また、管轄地域内に居住する住民の福利を改善することに関心がなければならぬ。したがって、地方自治体は、社会的・経済的發展、生活居住環境を促進しなければならず、上下水道、交通、住宅、保健、教育、文化、スポーツ、市民の生活環境の保護などの地方公共財を供給する。

その一方で、各地方自治体には財政の自律を実現する義務も負っている。市町村合併において、行財政基盤の強化

が挙げられていることから、各地方自治体の歳入歳出をもとにした合併による市町村の効率性に与える影響も考慮しなくてはならない。これを目的とする国内外の研究には、線形計画法によって効率性を評価する手法である包絡分析法（DEA）を用いることが多い。⁽²⁾

宗像ほか（二〇〇九）にもあるように、DEAの分析手法の長所として、(1)ノンパラメトリックな方法であり、特定の関数形を先験的に仮定する必要がなく、恣意性を回避できること、(2)多入力多出力システムにおける効率性を評価できること、(3)誤差項の分布を仮定する必要がないこと、(4)比較的少ないサンプルで分析が可能であることなどが挙げられる。また、短所として、(1)評価される効率性はあくまでも相対的なものであること、(2)統計上の誤差を排除できずに異常値から大きな影響を受けてしまうこと、(3)統計的な検定ができないことが挙げられる。

国内の地方自治体を対象としたDEAを用いる先行研究には、塩津ほか（二〇〇二）、宗像ほか（二〇〇九）、鈴木ほか（二〇〇六）、野田（二〇〇九）、Haneda et al.（二〇〇九）がある。しかし、分析対象が特定の県・地域であったり、出力変数に人口に関わる変数を用いている。⁽³⁾ 国外における近年の地方自治体の効率性分析にDEAを用いる先行研究には、ポルトガルを対象としたAntonio and Fernandes（二〇〇八）、フィンランドを対象としたLoikkanen and Susiluoto（二〇〇四）、スペインを対象としたBernardio et al.（二〇一〇）、ギリシャを対象としたHalkos and Tzeremes（二〇一〇）などがあり、彼ら以前の研究も数多くある。国内の先行研究との大きな違いは出力変数の選択にある。国外の先行研究で用いられる出力変数には、日本における保育園・幼稚園・小学校といった基礎教育機関数、図書館数、警察官・消防員の人数、共同墓地・公園・スポーツ・レクリエーション施設数や面積、ゴミ総回収量、上水道、街灯数、選挙名簿人数などといった、居住環境に関わる変数である。⁽⁴⁾ そこで、本稿では、日本の地方自治体の

効率性分析に国外で用いられる出力変数を適用し、分析を行うこととする。これにより、国外の先行研究と共通の議論が可能になる。

また、本稿では市町村合併が行われているときの、都道府県の相対的効率性を評価することを目的にしており、それは以下を理由としている。第一に、野田（二〇〇七）において、都道府県に関する数多くの研究がなされているが、DEAを用いた効率性に関する分析はなされていないことである。第二に、基礎的地方自治体である市町村の合併により、合併後に都道府県の事務権限の多くを負う政令指定都市や、事務権限の一部を負う中核市、特例市が多く誕生した。仮に、これらが都道府県の効率性に影響を与えていると推測できるのであれば、都道府県という管轄地域を改めて考える必要が出てくるためである。

本稿で得られた結果は大きく分けて以下の三点である。第一に、東京都と大阪府が最も効率的であると評価されることである。第二に、都道府県全体の効率性をみると、市町村合併による影響は見られず、むしろ、効率性は低下する傾向があることである。第三に、平成の大合併による、新たな政令指定都市、中核市、特例市の誕生は都道府県の効率性に、大きな影響を与えていないことである。

本稿の構成は以下の通りである。第二節では、平成の大合併による市町村数や政令指定都市、中核市、特例市の推移について概観する。続く第三節では、分析の手法とデータを簡単に紹介する。第四節では、得られた結果について検討する。最後に、本稿の結論と今後の課題について述べる。

2. 平成の大合併による市町村数

市町村合併は、過去に二回にわたり行われている。明治時代の大合併では、市町村数が一八八八年の七一、三二四から一八八九年の一五、八五九へ、昭和時代の大合併では、一九五三年の九、八六八から一九六一年の三、四七二へとその数を大きく減らしている。いずれの時代の大合併も学校の設置や市町村の事務処理を強化することを目的になされている。

平成の大合併により、町村数は減少している。表1をみると、市町村数は一九九九年の三、二三二から二〇一〇年の一、七二七までその数を減らしている。特に、国・都道府県の積極的な関与がなされた二〇〇五年以降、合併が多くなされ、市町村数は減少している。また、合併により減少しているのは、町村であり、市の数は増加したり、規模が大きくなっている。これにより、新たな政令指定都市（八団体）、中核市（三〇団体）、特例市（四〇団体）が誕生し、現在のところ、政令指定都市は二〇団体、中核市は四一団体、特例市は四〇団体となっている。^⑤

表2のうち、複数の政令指定都市を持つ都道府県は、神奈川県、静岡県、大阪府、福岡県であり、同一の都道府県内に複数の中核市・特例市が存在していることもある。^⑥ また、多くの市町村が平成の大合併の期間に中核市・特例市の指定を受けている。^⑦ これら多くの市町村が都道府県の行政事務の一部を扱えるようになったのちに、都道府県の効率性はどのように変化したのかについての研究について、筆者が知る限りではまだ少ない。そこで本稿では、都道府県の効率性を計測し、市町村合併の影響が都道府県に与える影響について、効率性評価を行い、基礎的な資料を提供することを目的としている。本稿では、一九九八年から二〇〇九年での合併期間の直前から終了直前で扱う。^⑧ 分析手

表 1 平成の大合併による市町村数の減少

西暦	市町村 総数	市	町	村	西暦	市町村 総数	市	町	村
1999	3232	670	1994	568	2005	2521	732	1423	366
2000	3229	671	1990	568	2006	1821	777	846	198
2001	3227	670	1990	567	2007	1804	782	827	195
2002	3223	672	1985	566	2008	1793	783	815	195
2003	3212	675	1976	561	2009	1777	783	802	192
2004	3132	689	1903	540	2010	1727	786	757	184

(出所：総務省ウェブページ)

表 2 政令指定都市、中核市、特例市（2012年 4 月 1 日時点）

	市名
政令指定都市	札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、さいたま市、静岡市、堺市、浜松市、新潟市、岡山市、相模原市、熊本市
中核市	旭川市、函館市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、高崎市、川越市、船橋市、柏市、横須賀市、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊田市、豊橋市、岡崎市、大津市、豊中市、高槻市、東大阪市、姫路市、西宮市、尼崎市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、下関市、高松市、松山市、高知市、久留米市、長崎市、大分市、宮崎市、鹿児島市
特例市	八戸市、山形市、水戸市、つくば市、伊勢崎市、太田市、川口市、所沢市、越谷市、草加市、春日部市、熊谷市、小田原市、大和市、平塚市、厚木市、茅ヶ崎市、長岡市、上越市、福井市、甲府市、松本市、沼津市、富士市、春日井市、一宮市、四日市市、吹田市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、岸和田市、明石市、加古川市、宝塚市、鳥取市、松江市、呉市、佐世保市

(出所：総務省ウェブページ)

法にはDEAを用いて、効率性の分析を試みている。

3. 分析手法とデータ

3.1. 分析手法

効率性を計測するためには、いくつかの手法がある。Berger and Humphrey (一九九七) は、DEA、FDH (Free Disposal Hull)、SFA (Stochastic Frontier Analysis)、DFA (Distribution Free Approach)、TFA (Thick Frontier Approach) を紹介しており、その中でも、特によく用いられる手法が、DEAおよびSFAであることを紹介している。本稿では、地方自治体の分析を行う際に、多くの先行する研究が用いているDEAを用いている。効率性を分析するためにDEAを用いることは、すでに一般的な手法になっている。

DEAでは、規模の経済性についての影響も見ることができ⁽⁹⁾る。規模に関して収穫一定であるCRS (Constant Returns to Scale) モデル、規模に関して収穫可変であるVRS (Variable Returns to Scale) モデル、規模に関して収穫非通増であるNIRS (Not Increasing Returns to Scale) モデルがあり、これらにより効率値を計測し、比較することによって求めることができる。もしNIRSモデルによる効率値とVRSモデルによる効率値が等しくなければ、規模に関して収穫通増であると判断される。また、もしNIRSモデルによる効率値とVRSモデルによる効率値が等しくなければ、規模に関して収穫通増であると判断され、CRSモデルとVRSモデルによる効率値が等しければ収穫一定と判断される。本稿では、規模に関する収穫可変を想定したDEAのモデルであるBanker et al. (一九八四) を用いて、都道府県の効率性を評価する。分析対象は全都道府県であり、分析期間は一九九八年度から二〇〇九年度

までである。また、宗像ほか (二〇〇九) や Afonso and Fernandes (二〇〇八) など、地方自治体の効率評価でよく用いられている VRS モデルを採用している。¹⁰⁾

DEA の優れている点は、複数の入力・出力変数を定義できる点で、地方自治体のように、一意に入力と出力 (特に出力) を定義できない分野において、効率性の分析を行うのに、大変有用である。DEA では、効率性の値が〇から一までの値となり、最も効率性が高い主体を一として、相対的に効率性の値となる。

地方自治体の供給する公的サービスは多岐にわたる。しかしながら、何を変数にするかなどの問題点が存在する。Afonso and Fernandes (二〇〇八) は地方自治体の都市設備、エネルギー、交通・通信、住宅、教育、住民保護、文教、科学、スポーツ・レジャー、健康、消費者保護、社会・経済発展推進、管轄地域の物理的構成などの、同質で基礎的な地方の活動に注目する。彼らが選択する変数は以下の二つの点に基づいている。第一に、同質的な公共サービスに対する似たような需要を伴う地方自治体は似たようなパフォーマンスを見せるということである。第二に、地方自治体のパフォーマンスは、地方自治体が直接的に管理し、観察される要素によって測定されるということである。

これらの方針に基づき、Afonso and Fernandes (二〇〇八) は出力変数に、社会サービス (管轄地域内六五歳以上人口割合)、基礎教育サービス (小学校入学率、保育園・幼稚園・小学校に通う当該年齢人口に対する同施設合計数の割合)、文化的サービス (管轄地域内人口に対する図書館利用登録者数の割合)、公衆衛生 (ごみ総回収量、水道供給)、管轄地域の物理的構成 (建造物建築許可数)、道路 (管轄地域内の一人当たり道路実延長) を用い、入力変数には国内外を問わず一般的である、地方自治体の歳出額が用いられている。また、Afonso and Fernandes (二〇〇八) と同様に、国外の地方自治体間の効率性の分析を行って Loikkanen and Susiluoto (二〇〇四)、Bernardio et al. (二〇一〇)、Halkos and

Tzeremes (二〇一〇) で用いられる出力変数は、子供、高齢者、障害者のデイケア利用日数、医療施設数、医療施設における入院日数、歯科病院通院日数、公園面積、街灯数、人口、ごみ回収量、舗装道路距離、道路清掃、高速道路距離などである。

本稿は、Afonso and Fernandes (二〇〇八) と同様の入力・出力変数を用い、分析を行うことにする。これは、国外における先行研究と共通の議論を行うことが目的の一つでもあることや、Afonso and Fernandes (二〇〇八) で用いられる出力変数は、地方自治体が管轄地域の居住者のそれぞれの年齢集団を考慮しながら、住民の居住空間への関与を十分に考慮していると捉えられるためである。なお、本稿では、出力として用いる基礎教育サービスについて、Afonso and Fernandes (二〇〇八) と同様のデータを入手できないため、保育園・幼稚園・小学校・中学校に通う人数に対する保育園・幼稚園・小学校・中学校の総数としており、基礎教育サービスに関して一つの変数のみで対応している。

3.2. データ

先に示したように、本稿のDEAで用いる入力変数は地方自治体の歳出額(各年度決算額)であり、二〇〇〇年基準でデフレートしている。出力変数は、(1)社会サービスとして地方自治体の六五歳以上人口割合を、(2)基礎教育サービスとして保育園・幼稚園・小学校・中学校に通う人口に対する保育園・幼稚園・小学校・中学校の総数を、(3)文化的サービスとして管轄地域内人口に対する図書館利用登録者割合を、(4)公衆衛生としてごみ総排出量(t)と水道供給人口を、(5)居住空間環境整備サービスとして建造物建築許可数と、一人当たり道路実延長(km)を用いる。¹¹⁾

表 3 出力変数の平均値

	社会 サービス	基礎教育 サービス	文化的 サービス	公衆衛生 水道供給	公衆衛生 ごみ総排出量	居住空間環境整備 道路実延長	居住空間環境整備 建造物建築許可数
平均	0.211	0.006	0.301	2629853.676	1083727.638	0.012	15469.431
最大	0.291	0.009	1.435	13011023.000	5336840.000	0.025	59232.000
最小	0.116	0.003	0.050	582705.000	206886.000	0.002	2227.000

表 4 DEAの結果から得られた平均と標準偏差 (各年度)

			1998	1999	2000	2001	2002	2003
東京・大阪 を含む	入力指向型	平均	0.386	0.385	0.383	0.364	0.352	0.334
		標準偏差	0.19688	0.20191	0.20652	0.20143	0.20145	0.19147
	出力指向型	平均	0.333	0.33	0.324	0.31	0.302	0.292
		標準偏差	0.17979	0.18515	0.19117	0.18588	0.18651	0.18417
東京・大阪 を除く	入力指向型	平均	0.62	0.605	0.625	0.586	0.597	0.572
		標準偏差	0.15744	0.15478	0.1657	0.1523	0.14795	0.14946
	出力指向型	平均	0.558	0.539	0.55	0.531	0.528	0.519
		標準偏差	0.15204	0.16788	0.17044	0.15168	0.15147	0.15335
			2004	2005	2006	2007	2008	2009
東京・大阪 を含む	入力指向型	平均	0.342	0.338	0.343	0.346	0.337	0.32
		標準偏差	0.1887	0.19068	0.19079	0.1865	0.18424	0.1795
	出力指向型	平均	0.296	0.297	0.306	0.313	0.301	0.289
		標準偏差	0.18746	0.18846	0.19097	0.19192	0.18791	0.18306
東京・大阪 を除く	入力指向型	平均	0.589	0.571	0.549	0.552	0.54	0.542
		標準偏差	0.13899	0.15386	0.1418	0.14063	0.13991	0.14128
	出力指向型	平均	0.524	0.519	0.503	0.505	0.495	0.501
		標準偏差	0.15502	0.16602	0.15664	0.15778	0.15661	0.15785

各データについて、入力変数と出力変数の(1)、(2)、(4)、(5)の道路実延長は e-stat から、(3)は「日本の図書館 統計と名簿」の各年度版、(5)の建造物建築許可数は「建築統計年報」の各年度版から数値を得ている。分析で使したソフトは DEA P (version 2.1) であり、表 3 で各出力の平均値などを示す。

4. 分析結果

表 4 は都道府県の相対的な効率性の計測の値を示している。表 4 では、東京と大阪を含む四七都道府県の場合と、東京と大阪を除く四五道府県の場合とで、上述の DEA を用いて算出した効率性の平均値と標準偏差(一九九八年から二〇〇九年まで)を、入力指向型と出力指向型の双方で示している。表 4 から分かることは、どちらのサンプルを利用しても、分析期間において、都道府県全体で見た相対的な効率性は低下する傾向があることである。また、サンプルが四七都道府県である場合、東

京都と大阪府の効率性の値がほぼ一になっていたことから、東京都と大阪府を除いた四五道府県のサンプルでも効率性の計測をおこなっている。二つのサンプルでの計測結果を比較すると、四五道府県の場合の計測では、四七都道府県の場合よりも平均値が上昇しており、標準偏差も小さくなっていることから、四七都道府県での計測において、東京都と大阪府の効率性が非常に高く評価されていることがわかる¹²⁾。

平成の大合併を、手厚い財政処置のあった期間（一九九九年から二〇〇五年まで）と国・都道府県が積極的に関与した期間（二〇〇五年から二〇一〇年まで。本稿でのデータ期間だと二〇〇九年まで）の二つに分けた場合でも、二つのサンプルともに、効率性の平均値の動きに大きな変化はみられない。四五道府県の場合では、後者の期間で積極的に市町村合併が行われていても、道府県全体の効率性は低下する傾向にある。

表5をみると、先にも触れたとおり、どちらの指向型であっても、東京都と大阪府の効率性の値がほぼ一になっており、最も効率的であると評価され、その次に効率的であり続けているのが神奈川県である。一方で、効率的ではないと評価されているのが、秋田県、岩手県、福島県、長野県、島根県などである。また、データ期間中、効率性の値を下けているのは、秋田県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、岡山県、香川県である。

新潟県は二〇〇五年から二〇〇八年にかけて、効率性の値が上昇している。新潟県は新潟市が二〇〇五年に広域合併を行い、二〇〇七年度から政令指定都市に移行したことが反映されている可能性がある。その一方で、データ期間中に新たな政令指定都市を持った府県のうち、埼玉県、静岡県、岡山県、熊本県では新潟県のような効率性の値の動きを示していない。新たに中核市、特例市を持った道府県での効率性の値の動きも同様である。

表5－1 47都道府県での効率性の計測（入力指向型）

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
北海道	0.182	0.173	0.174	0.176	0.177	0.177	0.247	0.274	0.294	0.307	0.306	0.294
青森県	0.267	0.264	0.255	0.250	0.241	0.239	0.254	0.257	0.248	0.265	0.260	0.230
岩手県	0.191	0.176	0.158	0.156	0.141	0.139	0.187	0.139	0.205	0.214	0.216	0.236
宮城県	0.482	0.477	0.458	0.423	0.412	0.245	0.351	0.345	0.350	0.359	0.343	0.331
秋田県	0.221	0.209	0.185	0.183	0.162	0.142	0.144	0.142	0.149	0.151	0.138	0.139
山形県	0.309	0.309	0.294	0.279	0.229	0.212	0.214	0.212	0.222	0.211	0.212	0.211
福島県	0.361	0.355	0.340	0.319	0.296	0.297	0.285	0.288	0.273	0.278	0.270	0.263
茨城県	0.493	0.501	0.465	0.438	0.416	0.385	0.387	0.376	0.385	0.376	0.356	0.303
栃木県	0.299	0.304	0.446	0.314	0.389	0.334	0.331	0.364	0.364	0.363	0.355	0.260
群馬県	0.233	0.225	0.210	0.202	0.195	0.183	0.189	0.191	0.208	0.207	0.197	0.176
埼玉県	0.673	0.709	0.715	0.658	0.656	0.490	0.513	0.523	0.463	0.478	0.449	0.429
千葉県	0.657	0.672	0.653	0.671	0.653	0.607	0.552	0.550	0.568	0.533	0.548	0.455
東京都	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
神奈川県	0.826	0.879	0.867	0.872	0.858	0.810	0.849	0.856	0.895	0.906	0.868	0.839
新潟県	0.252	0.242	0.217	0.215	0.202	0.185	0.183	0.213	0.234	0.239	0.220	0.191
富山県	0.360	0.347	0.332	0.312	0.293	0.268	0.274	0.254	0.277	0.280	0.261	0.232
石川県	0.325	0.313	0.297	0.284	0.270	0.250	0.271	0.243	0.274	0.297	0.269	0.259
福井県	0.173	0.275	0.253	0.250	0.247	0.247	0.244	0.245	0.244	0.243	0.244	0.240
山梨県	0.314	0.307	0.293	0.268	0.258	0.223	0.236	0.234	0.241	0.258	0.232	0.225
長野県	0.208	0.203	0.186	0.180	0.164	0.146	0.142	0.146	0.155	0.164	0.145	0.132
岐阜県	0.447	0.441	0.427	0.409	0.400	0.354	0.363	0.359	0.349	0.351	0.343	0.310
静岡県	0.458	0.453	0.417	0.349	0.357	0.329	0.346	0.332	0.346	0.374	0.356	0.325
愛知県	0.642	0.682	0.661	0.661	0.686	0.614	0.556	0.563	0.546	0.484	0.458	0.422
三重県	0.282	0.278	0.254	0.243	0.225	0.210	0.210	0.217	0.258	0.272	0.242	0.213
滋賀県	0.492	0.496	0.456	0.438	0.424	0.388	0.394	0.408	0.430	0.427	0.418	0.359
京都府	0.487	0.473	0.462	0.443	0.425	0.399	0.431	0.423	0.420	0.434	0.403	0.406
大阪府	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.976	0.937
兵庫県	0.441	0.420	0.385	0.372	0.362	0.333	0.353	0.344	0.415	0.433	0.416	0.405
奈良県	0.622	0.594	0.622	0.562	0.297	0.301	0.395	0.264	0.286	0.302	0.272	0.266
和歌山県	0.263	0.249	0.249	0.250	0.252	0.251	0.251	0.243	0.240	0.239	0.238	0.236
鳥取県	0.258	0.241	0.214	0.235	0.212	0.214	0.215	0.213	0.211	0.207	0.204	0.205
島根県	0.165	0.168	0.169	0.168	0.168	0.169	0.165	0.166	0.166	0.165	0.165	0.165
岡山県	0.317	0.318	0.299	0.304	0.307	0.281	0.295	0.277	0.265	0.277	0.263	0.245
広島県	0.402	0.408	0.414	0.411	0.397	0.404	0.388	0.384	0.361	0.366	0.373	0.380
山口県	0.296	0.291	0.285	0.284	0.286	0.284	0.281	0.279	0.275	0.275	0.274	0.274
徳島県	0.226	0.226	0.227	0.226	0.228	0.228	0.230	0.230	0.231	0.231	0.231	0.230
香川県	0.322	0.333	0.298	0.284	0.276	0.276	0.273	0.272	0.276	0.290	0.279	0.256
愛媛県	0.249	0.236	0.231	0.233	0.275	0.284	0.294	0.285	0.247	0.264	0.275	0.265
高知県	0.247	0.247	0.248	0.248	0.251	0.248	0.244	0.244	0.242	0.239	0.235	0.229
福岡県	0.542	0.551	0.546	0.557	0.553	0.526	0.537	0.540	0.568	0.490	0.519	0.526
佐賀県	0.333	0.323	0.634	0.272	0.210	0.316	0.280	0.284	0.227	0.302	0.292	0.258
長崎県	0.243	0.260	0.266	0.260	0.266	0.263	0.262	0.256	0.258	0.260	0.263	0.265
熊本県	0.303	0.305	0.307	0.309	0.310	0.309	0.306	0.306	0.305	0.296	0.293	0.280
大分県	0.249	0.245	0.246	0.246	0.246	0.245	0.245	0.243	0.239	0.236	0.236	0.249
宮崎県	0.298	0.292	0.267	0.259	0.252	0.248	0.257	0.237	0.236	0.231	0.238	0.239
鹿児島県	0.223	0.213	0.216	0.219	0.222	0.225	0.227	0.228	0.230	0.232	0.232	0.234
沖縄県	0.408	0.427	0.412	0.416	0.418	0.422	0.423	0.431	0.433	0.437	0.440	0.440

表 5 - 2 47都道府県での効率性の計測（出力指向型）

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
北海道	0.182	0.173	0.174	0.176	0.177	0.177	0.179	0.180	0.177	0.177	0.177	0.177
青森県	0.267	0.264	0.255	0.250	0.241	0.239	0.240	0.236	0.234	0.233	0.232	0.230
岩手県	0.191	0.176	0.158	0.156	0.141	0.139	0.140	0.139	0.141	0.141	0.142	0.141
宮城県	0.353	0.315	0.292	0.292	0.267	0.245	0.262	0.248	0.261	0.262	0.242	0.236
秋田県	0.221	0.209	0.185	0.183	0.162	0.142	0.144	0.142	0.149	0.151	0.138	0.139
山形県	0.309	0.309	0.294	0.279	0.229	0.212	0.214	0.212	0.222	0.211	0.212	0.211
福島県	0.206	0.193	0.171	0.167	0.159	0.157	0.158	0.156	0.158	0.167	0.158	0.159
茨城県	0.219	0.212	0.194	0.191	0.181	0.166	0.168	0.181	0.193	0.195	0.186	0.164
栃木県	0.299	0.304	0.300	0.278	0.269	0.254	0.264	0.277	0.294	0.301	0.290	0.260
群馬県	0.233	0.225	0.210	0.202	0.195	0.183	0.189	0.191	0.208	0.207	0.197	0.176
埼玉県	0.422	0.438	0.414	0.416	0.413	0.401	0.438	0.446	0.463	0.478	0.449	0.429
千葉県	0.462	0.480	0.455	0.434	0.423	0.402	0.429	0.437	0.456	0.475	0.434	0.407
東京都	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
神奈川県	0.826	0.879	0.867	0.872	0.858	0.810	0.849	0.856	0.895	0.906	0.868	0.839
新潟県	0.252	0.242	0.217	0.215	0.202	0.185	0.183	0.213	0.234	0.239	0.220	0.191
富山県	0.360	0.347	0.332	0.312	0.293	0.268	0.274	0.254	0.277	0.280	0.261	0.232
石川県	0.325	0.313	0.282	0.284	0.270	0.250	0.252	0.243	0.274	0.297	0.259	0.239
福井県	0.273	0.275	0.253	0.250	0.247	0.247	0.244	0.245	0.244	0.243	0.244	0.240
山梨県	0.314	0.307	0.293	0.268	0.258	0.223	0.236	0.234	0.241	0.258	0.232	0.225
長野県	0.208	0.203	0.186	0.180	0.164	0.146	0.142	0.146	0.155	0.164	0.145	0.132
岐阜県	0.244	0.244	0.225	0.219	0.197	0.186	0.189	0.186	0.217	0.240	0.217	0.197
静岡県	0.366	0.359	0.363	0.336	0.326	0.295	0.303	0.317	0.346	0.374	0.356	0.325
愛知県	0.420	0.429	0.410	0.401	0.377	0.362	0.384	0.403	0.438	0.476	0.458	0.422
三重県	0.282	0.278	0.254	0.243	0.225	0.210	0.210	0.217	0.236	0.257	0.242	0.213
滋賀県	0.492	0.496	0.456	0.438	0.424	0.388	0.394	0.408	0.430	0.427	0.418	0.359
京都府	0.487	0.473	0.462	0.443	0.425	0.399	0.387	0.395	0.403	0.398	0.377	0.370
大阪府	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.976	0.937
兵庫県	0.441	0.420	0.385	0.372	0.362	0.333	0.353	0.344	0.379	0.386	0.359	0.342
奈良県	0.296	0.309	0.278	0.284	0.275	0.301	0.263	0.262	0.286	0.302	0.272	0.266
和歌山県	0.263	0.249	0.249	0.250	0.252	0.251	0.251	0.243	0.240	0.239	0.238	0.236
鳥取県	0.258	0.241	0.214	0.235	0.212	0.214	0.215	0.213	0.211	0.207	0.204	0.200
島根県	0.165	0.168	0.169	0.168	0.168	0.169	0.165	0.166	0.166	0.165	0.165	0.165
岡山県	0.191	0.187	0.171	0.172	0.173	0.173	0.172	0.170	0.169	0.181	0.169	0.169
広島県	0.281	0.282	0.277	0.276	0.279	0.276	0.276	0.274	0.274	0.270	0.268	0.266
山口県	0.296	0.291	0.285	0.284	0.286	0.284	0.281	0.279	0.275	0.275	0.274	0.274
徳島県	0.226	0.226	0.227	0.226	0.228	0.228	0.230	0.230	0.231	0.231	0.231	0.230
香川県	0.322	0.333	0.298	0.284	0.276	0.276	0.273	0.272	0.276	0.290	0.279	0.256
愛媛県	0.249	0.236	0.231	0.233	0.235	0.237	0.240	0.238	0.238	0.241	0.242	0.240
高知県	0.247	0.247	0.248	0.248	0.251	0.248	0.244	0.244	0.242	0.239	0.235	0.229
福岡県	0.352	0.333	0.320	0.315	0.307	0.301	0.299	0.300	0.297	0.315	0.288	0.282
佐賀県	0.274	0.263	0.634	0.217	0.210	0.215	0.213	0.214	0.210	0.231	0.219	0.215
長崎県	0.243	0.244	0.248	0.249	0.252	0.254	0.255	0.256	0.258	0.260	0.263	0.265
熊本県	0.226	0.225	0.225	0.227	0.228	0.226	0.222	0.220	0.221	0.220	0.219	0.217
大分県	0.249	0.245	0.246	0.246	0.246	0.245	0.245	0.243	0.239	0.236	0.234	0.237
宮崎県	0.209	0.206	0.187	0.182	0.183	0.182	0.184	0.183	0.183	0.182	0.182	0.180
鹿児島県	0.223	0.213	0.216	0.219	0.222	0.225	0.227	0.228	0.230	0.232	0.232	0.234
沖縄県	0.408	0.427	0.412	0.416	0.418	0.422	0.423	0.431	0.433	0.437	0.440	0.440

包絡分析法を用いた都道府県の相対的効率性の評価（大浜）

表6－1 東京都・大阪府を除く45道府県での効率性の計測（入力指向型）

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
北海道	0.458	0.437	0.436	0.421	0.407	0.403	0.558	0.569	0.503	0.630	0.580	0.595
青森県	0.565	0.560	0.605	0.576	0.561	0.532	0.568	0.550	0.534	0.555	0.518	0.488
岩手県	0.344	0.326	0.340	0.334	0.330	0.312	0.411	0.300	0.448	0.442	0.437	0.490
宮城県	0.733	0.706	0.716	0.666	0.689	0.463	0.601	0.624	0.593	0.588	0.596	0.610
秋田県	0.432	0.406	0.405	0.399	0.400	0.391	0.402	0.387	0.367	0.359	0.348	0.360
山形県	0.585	0.557	0.552	0.544	0.522	0.514	0.521	0.507	0.479	0.482	0.463	0.483
福島県	0.644	0.645	0.677	0.629	0.632	0.627	0.590	0.608	0.556	0.531	0.547	0.520
茨城県	0.677	0.655	0.649	0.622	0.624	0.626	0.600	0.553	0.554	0.510	0.501	0.515
栃木県	0.464	0.452	0.675	0.440	0.632	0.582	0.571	0.602	0.550	0.512	0.519	0.423
群馬県	0.319	0.309	0.300	0.294	0.298	0.296	0.300	0.298	0.300	0.305	0.308	0.314
埼玉県	0.849	0.856	0.873	0.556	0.820	0.554	0.604	0.594	0.569	0.639	0.599	0.558
千葉県	0.807	0.771	0.781	0.830	0.819	0.773	0.669	0.615	0.556	0.603	0.621	0.558
神奈川県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
新潟県	0.463	0.448	0.441	0.438	0.436	0.424	0.565	0.458	0.448	0.494	0.413	0.409
富山県	0.623	0.586	0.567	0.548	0.540	0.529	0.550	0.527	0.517	0.516	0.529	0.542
石川県	0.649	0.624	0.649	0.639	0.608	0.571	0.617	0.563	0.535	0.645	0.548	0.573
福井県	0.644	0.615	0.626	0.604	0.600	0.595	0.638	0.624	0.600	0.598	0.591	0.594
山梨県	0.611	0.566	0.582	0.571	0.579	0.575	0.586	0.574	0.540	0.558	0.564	0.560
長野県	0.301	0.290	0.285	0.276	0.660	0.247	0.251	0.247	0.240	0.245	0.236	0.242
岐阜県	0.711	0.676	0.689	0.660	0.682	0.648	0.686	0.687	0.585	0.530	0.552	0.555
静岡県	0.363	0.599	0.552	0.476	0.494	0.491	0.495	0.445	0.426	0.432	0.427	0.431
愛知県	0.831	0.860	0.837	0.842	0.860	0.780	0.625	0.600	0.649	0.639	0.643	0.616
三重県	0.436	0.433	0.435	0.426	0.427	0.416	0.407	0.403	0.439	0.424	0.396	0.392
滋賀県	0.701	0.689	0.653	0.654	0.643	0.630	0.620	0.589	0.573	0.569	0.574	0.567
京都府	0.809	0.786	0.781	0.775	0.773	0.755	0.758	0.788	0.757	0.760	0.750	0.792
兵庫県	0.768	0.773	0.749	0.745	0.764	0.782	0.817	1.000	0.842	0.777	0.758	0.807
奈良県	0.601	0.574	0.806	0.560	0.562	0.584	0.680	0.540	0.510	0.504	0.527	0.519
和歌山県	0.579	0.564	0.556	0.545	0.548	0.555	0.544	0.534	0.523	0.521	0.517	0.532
鳥取県	0.645	0.610	0.651	0.615	0.606	0.592	0.618	0.590	0.573	0.539	0.525	0.532
島根県	0.445	0.443	0.442	0.433	0.437	0.416	0.437	0.416	0.394	0.395	0.384	0.405
岡山県	0.579	0.594	0.593	0.594	0.586	0.559	0.610	0.560	0.515	0.501	0.486	0.458
広島県	0.705	0.699	0.708	0.692	0.691	0.681	0.658	0.657	0.640	0.637	0.632	0.621
山口県	0.662	0.655	0.665	0.497	0.628	0.619	0.632	0.624	0.601	0.591	0.567	0.575
徳島県	0.507	0.499	0.510	0.627	0.500	0.487	0.491	0.491	0.472	0.448	0.436	0.431
香川県	0.703	0.658	0.654	0.510	0.644	0.618	0.640	0.625	0.582	0.593	0.559	0.563
愛媛県	0.527	0.506	0.513	0.548	0.606	0.591	0.618	0.604	0.500	0.525	0.534	0.522
高知県	0.578	0.570	0.558	0.744	0.543	0.525	0.508	0.486	0.462	0.456	0.445	0.471
福岡県	0.744	0.724	0.724	0.619	0.750	0.623	0.725	0.623	0.711	0.655	0.555	0.587
佐賀県	0.691	0.660	1.000	0.613	0.558	0.665	0.648	0.638	0.568	0.640	0.620	0.623
長崎県	0.593	0.596	0.622	0.621	0.586	0.570	0.567	0.534	0.509	0.516	0.540	0.540
熊本県	0.637	0.627	0.641	0.621	0.617	0.608	0.594	0.587	0.581	0.581	0.565	0.556
大分県	0.534	0.527	0.530	0.513	0.516	0.502	0.476	0.471	0.462	0.449	0.446	0.483
宮崎県	0.628	0.601	0.616	0.590	0.584	0.561	0.592	0.547	0.524	0.488	0.517	0.519
鹿児島県	0.480	0.475	0.486	0.484	0.480	0.470	0.454	0.443	0.440	0.442	0.440	0.438
沖縄県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

表6-2 東京都・大阪府を除く45道府県での効率性の計測（出力指向型）

	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
北海道	0.458	0.437	0.436	0.421	0.407	0.403	0.405	0.412	0.394	0.403	0.390	0.397
青森県	0.565	0.560	0.605	0.576	0.561	0.532	0.539	0.527	0.510	0.506	0.496	0.488
岩手県	0.344	0.326	0.340	0.334	0.330	0.312	0.307	0.300	0.308	0.291	0.288	0.294
宮城県	0.553	0.475	0.471	0.468	0.469	0.463	0.467	0.470	0.460	0.452	0.456	0.469
秋田県	0.432	0.406	0.405	0.399	0.400	0.391	0.402	0.387	0.367	0.359	0.348	0.360
山形県	0.585	0.557	0.552	0.544	0.522	0.514	0.521	0.507	0.479	0.482	0.463	0.483
福島県	0.369	0.354	0.353	0.345	0.346	0.339	0.334	0.334	0.321	0.320	0.320	0.320
茨城県	0.304	0.285	0.280	0.279	0.279	0.278	0.274	0.268	0.279	0.265	0.262	0.279
栃木県	0.464	0.452	0.480	0.440	0.453	0.447	0.464	0.465	0.447	0.426	0.424	0.423
群馬県	0.319	0.309	0.300	0.294	0.298	0.296	0.300	0.298	0.300	0.305	0.308	0.314
埼玉県	0.565	0.528	0.512	0.511	0.516	0.544	0.515	0.520	0.569	0.639	0.599	0.558
千葉県	0.596	0.582	0.280	0.588	0.585	0.572	0.543	0.544	0.525	0.539	0.545	0.533
神奈川県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
新潟県	0.463	0.448	0.441	0.438	0.436	0.424	0.565	0.458	0.448	0.494	0.413	0.409
富山県	0.623	0.586	0.567	0.548	0.540	0.529	0.550	0.527	0.517	0.516	0.529	0.542
石川県	0.649	0.624	0.638	0.639	0.608	0.571	0.577	0.563	0.535	0.645	0.548	0.547
福井県	0.644	0.615	0.626	0.604	0.600	0.595	0.638	0.624	0.600	0.598	0.591	0.594
山梨県	0.611	0.057	0.582	0.571	0.579	0.575	0.586	0.574	0.540	0.558	0.564	0.560
長野県	0.301	0.290	0.285	0.276	0.266	0.247	0.251	0.247	0.240	0.245	0.236	0.242
岐阜県	0.403	0.390	0.395	0.387	0.392	0.374	0.373	0.371	0.369	0.364	0.358	0.364
静岡県	0.515	0.487	0.483	0.472	0.454	0.441	0.438	0.432	0.426	0.432	0.427	0.431
愛知県	0.612	0.574	0.585	0.587	0.590	0.595	0.605	0.600	0.623	0.629	0.643	0.616
三重県	0.436	0.433	0.435	0.426	0.427	0.416	0.407	0.403	0.403	0.402	0.396	0.392
滋賀県	0.701	0.689	0.653	0.654	0.643	0.630	0.620	0.589	0.573	0.569	0.574	0.567
京都府	0.809	0.786	0.781	0.775	0.773	0.755	0.758	0.788	0.757	0.760	0.750	0.792
兵庫県	0.768	0.773	0.749	0.745	0.764	0.782	0.817	1.000	0.842	0.777	0.758	0.807
奈良県	0.601	0.574	0.588	0.560	0.562	0.584	0.550	0.540	0.510	0.504	0.527	0.519
和歌山県	0.579	0.564	0.556	0.545	0.548	0.555	0.544	0.534	0.523	0.521	0.517	0.532
鳥取県	0.645	0.610	0.651	0.615	0.606	0.592	0.618	0.590	0.573	0.539	0.525	0.405
島根県	0.445	0.443	0.442	0.433	0.437	0.416	0.437	0.416	0.394	0.395	0.384	0.318
岡山県	0.353	0.354	0.354	0.355	0.349	0.348	0.364	0.350	0.332	0.330	0.320	0.496
広島県	0.591	0.585	0.580	0.564	0.566	0.553	0.535	0.531	0.521	0.514	0.507	0.575
山口県	0.662	0.655	0.665	0.622	0.628	0.619	0.632	0.624	0.601	0.591	0.567	0.431
徳島県	0.507	0.499	0.510	0.497	0.500	0.487	0.491	0.491	0.472	0.448	0.436	0.563
香川県	0.703	0.658	0.654	0.627	0.644	0.618	0.640	0.625	0.582	0.593	0.559	0.477
愛媛県	0.527	0.506	0.513	0.510	0.520	0.498	0.514	0.511	0.481	0.478	0.473	0.471
高知県	0.578	0.570	0.558	0.548	0.543	0.525	0.508	0.486	0.462	0.456	0.445	0.587
福岡県	0.628	0.607	0.609	0.611	0.594	0.565	0.576	0.566	0.569	0.577	0.555	0.581
佐賀県	0.645	0.612	1.000	0.577	0.558	0.557	0.575	0.560	0.530	0.553	0.552	0.540
長崎県	0.593	0.572	0.595	0.612	0.560	0.553	0.556	0.534	0.509	0.516	0.540	0.440
熊本県	0.493	0.478	0.488	0.475	0.472	0.462	0.448	0.440	0.438	0.439	0.428	0.461
大分県	0.534	0.527	0.530	0.513	0.516	0.502	0.476	0.471	0.462	0.449	0.443	0.461
宮崎県	0.439	0.424	0.432	0.415	0.424	0.412	0.424	0.424	0.407	0.386	0.396	0.391
鹿児島県	0.480	0.475	0.486	0.484	0.480	0.470	0.454	0.443	0.440	0.442	0.440	0.438
沖縄県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000

包絡分析法を用いた都道府県の相対的効率性の評価（大浜）

また、特徴的な県として沖縄県がある。データ期間中、多くの都道府県で効率性の値が下がっているにもかかわらず、一貫して、上昇している。さらに、二〇〇二年以降の効率性の値は上位一〇以内の県となっている。

表6をみると、表5でもその傾向が見受けられたように、どちらの指向型であっても神奈川県と沖縄県が最も効率的であると評価されている。その次に効率的であるのが、京都府、兵庫県である。一方で、効率的でないと評価されているのが、秋田県、岩手県、群馬県、長野県である。また、データ期間中、効率性の値を下げている県が多く、新たに政令指定都市、中核市、特例市を持つことによって効率性を向上させる効果は見受けられない。四七都道府県サンプルでは効率性の改善がみられた新潟県も同様である。

効率的であると評価された東京都と大阪府を除いた四五道府県での効率性分析において、多くの道府県が効率性の値を下げていることは、東京都、大阪府、神奈川県、沖縄県など、効率的であると評価された道府県以外にとって、市町村合併は都道府県の効率性にとって望ましくないことを意味する可能性もある。もちろん、総務省が『平成の合併』についての公表』で記述したように、市町村合併が都道府県に対して与える影響は短期的ではなく、長期的である可能性もある。

5. 結語

本稿では、近年、国外における地方自治体の効率性分析で用いられるDEAと、国外におけるDEAによる先行研究で採用される変数を用いて、平成の大合併により、市町村の数が大きく減少した一九九九年から二〇〇九年における、都道府県の効率性の評価を試みてきた。

本稿で得られた結果は大きく分けて以下の三点である。第一に、東京都と大阪府が最も効率的であると評価されることである。第二に、都道府県全体の効率性をみると、市町村合併による影響は見られず、むしろ、効率性は低下する傾向があることである。第三に、平成の大合併による、新たな政令指定都市、中核市、特例市の誕生は都道府県の効率性の向上に、大きな影響を与えていないことである。

本稿の残された課題について述べておこう。まず本稿では、都道府県が同一のフロンティア上で運営していると仮定して、DEAを用いて分析を行っているが、今後の研究では、どのような特徴を持つ都道府県において、効率性の値が改善または悪化しているのかを明らかにしておく必要がある。具体的には、地方自治体の管轄地域内の購買力、教育水準、首都または大都市への距離、人口密度などが、都道府県の効率性の改善または悪化とどのような関係にあるのかを、トービット分析などによって実証的に明らかにしていくことは、今後の重要な課題になるであろう。

- (1) 筆者は『平成の合併』についての公表¹を総務省ウェブページで得た。
- (2) DEAの手法に関しては、刀根（一九九三）やCoelli（一九九六）を参照されたい。
- (3) 各地方自治体の住民が自分の居住する地方自治体から受ける効用はすべて等しいと仮定し、この効用を一と基準化すれば、住民の効用水準は人口と等しくなる、ということが、出力変数に人口に関わる変数が用いられる理由である。
- (4) 国内外ともに入力変数は、地方自治体の歳出に関わる変数であり、大きな違いは無い。
- (5) 新たに中核市になった団体のうち、九団体が以前は特例市であった。
- (6) 政令指定都市は神奈川県に三団体、静岡県、大阪府、福岡県に二団体ずつである。中核市、特例市を持った道府県は、北海道、青森県、岩手県、山形県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、福井県、富山県、

長野県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県と数多い。

(7) 中核市に求められる要件は人口が三〇万人以上であることであり、特例市への要件は人口が二〇万人以上であることである。また、中核市・特例市の行える行政事務は総務省ウェブページを参照されたい。

(8) 平成の大合併は二〇一〇年度までとされているが、本稿の執筆時点において、二〇一〇年度のデータがそろっていないため、本稿での分析は二〇〇九年度までとしている。

(9) D E Aの詳細については、刀根 (一九九三)、『Coelli (一九九六)』、『Coelli and Battese (一九九八)』、『Cooper, Seiford and Tone (一九九九)』を参照されたい。

(10) Afonso and Fernandes (二〇〇八) は地方自治体の効率性評価に関する先行研究に詳しい。

本稿では、国外における地方自治体の効率性評価に関する先行研究を紹介していないが、Afonso and Fernandes (二〇〇八) を参照されたい。

(11) 本稿でごみ総回収量を用いない理由は、本稿執筆中に二〇〇九年のごみ収集・処理に関するデータが得られないことと、近年では市町村による回収量のごみ排出量の約九割程度になっていることから、代理的な変数として扱っている。

(12) これは先に紹介したD E Aの短所といえる。

参考文献

塩津ゆりか・原田禎夫・伊多波良夫 (二〇〇二) 「市町村合併の実証分析」『会計検査研究』(二四)、六五―八六頁。

鈴木聡士・吉本諭・原勲 (二〇〇六) 「D E Aによる地域経営の効率性評価に関する研究―住民生活満足度を考慮して―」、『地域学研究』、三六 (三)、六三七―六五〇頁。

宗像優・本間聡・宮野俊明 (二〇〇九) 「離島自治体における環境行政財政の研究―杵岐・対馬・五島列島の比較分析―」、九州産業大学・産業経営研究所、第四一号、一〇七―一二九頁。

刀根薫（一九九三）『経営効率性の測定と改善―包絡分析法DEAによる―』、日科技連。

野田遊（二〇〇七）『都道府県改革論―政府規模の実証研究』、晃洋書房。

野田遊（二〇〇九）「包絡分析法を用いた都道府県財政の効率性の測定」、長崎県立大学経済学部論集、第四三巻第二号、三二―五六頁。

日本図書館協会図書館調査事業委員会編『日本の図書館統計と名簿』、日本図書館協会図書館調査事業委員会。
建設物価調査会『建築統計年報』、建設物価調査会。

Antonio A. and S. Fernandes (2008) “Assessing and explaining the relative efficiency of local government”. *The Journal of Socio-Economics*, 37, pp.1946-1979.

Banker, R. D., A. Charnes and W. W. Cooper (1984), “Some models for estimating technical and scale inefficiency in data envelopment analysis”, *Management Science*, 30 (9), pp.1078-1092.

Berger, Allen N., David B. Humphrey, (1997) “Efficiency of financial institutions: International survey and directions for future research”, *European Journal of Operational Research*, 98 (2), pp.175-212.

Bernardino Benito, Francisco Bastida and Jose A. Garcia (2010) “Explaining Differences in Efficiency: an Application to Spanish Municipalities”, *Applied Economics*, 42, pp.515-528.

Coelli, T. J. (1996), “A guide to DEAP Version 2.1: A Data Envelopment Analysis (Computer) Program”, CEPA Working Papers, Department of Econometrics, University of New England, No.8/96.

Coelli, C., Rao, DSP. and Battese, GE. (1998), *An Introduction to Efficiency and Productivity Analysis*, Kluwer Academic Publishers.

Cooper, WW., Seiford, LM. and Tone, K. (1999), *Data Envelopment Analysis: A Comprehensive Text With Models, Applications, References and DEA-Solver Software*, Kluwer Academic Publishers.

Loikkanen H. and I. Susiluoto (2004) “Cost Efficiency of Finnish Municipalities 1994-2002. An Application of DEA and Tobit

Methods”, the 44th Congress of the European Regional Science Association, Porto, Portugal, 25-29. August 2004.

Halkos G. E. and N. G. Tzeremes (2010) “Measuring Regional Economic Efficiency: the Case of Greek Prefectures”, Annual Regional Science, 45, pp.603-632.

S. Haneda, A. Hashimoto, T. Tsuneyoshi (2009) “Evaluating Administrative Efficiency Change in the Post-Merger Period: A Study on Ibaraki Prefecture (1979-2004)”, Department of Social Systems and Management Discussion Paper Series No.1233.

参考ウェブページ

総務省 : <http://www.soumu.go.jp/>

総務省統計局 : <http://www.stat.go.jp/>

環境省 : <http://www.env.go.jp/>

地方公共団体単独事業費支出と他地域へのスピルオーバー効果

——神奈川県下の町村を対象にして——

斎藤 英 明

1. はじめに
2. 一九九〇年代以降の地方分権改革と地方公共団体への影響
3. 地方公共団体支出とスピルオーバー効果の関係
4. 神奈川県下市町村のスピルオーバー効果の推計
5. おわりに

1. はじめに

本稿の目的は、地方公共団体のうち、市町村のスピルオーバー効果を推計することである。地方公共団体はそれぞれが予算の作成と執行を他の団体に影響されることなく実施することができ、地方公共団体同士が隣接または近接している場合、執行された支出が他の団体に影響を与える可能性がある。ある地方公共団体の公共支出が他の地方公共団体に漏出し影響を与える効果は、スピルオーバー効果と呼ばれている。本稿ではこのスピルオーバー効果の存在を明示することを目的としている。

スピルオーバー効果の存在は、地方公共財が生み出す経済的な効果が及ぶ空間的領域と、経済的な側面とは別の基準によつて人為的に設定される行政区域を必ずしも一致させない。そして、この経済的側面と政治的側面の空間領域の不一致は資源配分を歪めて社会全体の経済厚生に損失を及ぼすことになる（小川、二〇〇六）。したがって、スピルオーバー効果を実際に存在する場合、影響を受ける側の地方公共団体は他の地域から公共支出の便益が流入してくるため、自分の地域で賄う必要のある支出規模を下回る公共支出を行ったとしても、必要な規模が賄えるようになるため、供給量が過少になることが知られている。

日本では、バブル崩壊後の財政状況の悪化の中で、三位一体の改革において基礎自治体である市町村の財政力強化と効率的な財政運営を目的とした市町村合併が行われてきたが、市町村合併には経済的空間と政治的空間の不一致を解消するという側面も副産物的に考えられる。したがって、市町村合併により二つの空間を一致させることが出来たとすれば、スピルオーバー効果は解消され、公共支出の非効率性は存在しないことになる。しかし、二つの空間の完

全な一致とは、全ての地方公共団体の合併を意味すると考えられるため、地方分権改革と矛盾が生じることになる。したがって、スピルオーバー効果の存在を前提としたうえで、公共支出の非効率を改善し、社会的厚生を増加させることが現実的な政策課題と考えられる。スピルオーバー効果に関する先行研究としては、アメリカの州を分析の対象としたCase and Rosen（一九九三）や、Ihori（一九九二）、フライペーパー効果の推計においてスピルオーバー効果を考慮に入れた土居（二〇〇〇）、地方公共団体間の政策競争においてスピルオーバー効果を考慮した小川（二〇〇六）などがある。

これらの先行研究の中で、Case and Rosen（一九九三）はアメリカの州財政を対象として、行政費（State administration）、医療関係費（Health and human services）、高速道路（Highway）、教育費（Education）の項目について隣接地域からのスピルオーバー効果を推計している。また、土居（二〇〇〇）は都市圏の概念を用いて日本の都市財政においてスピルオーバー効果が存在していることを明示している。本稿では、これらの蓄積された先行研究をもとに、神奈川県下の町村におけるスピルオーバー効果の推計を行う。

本稿は以下のように構成される。まず、二節において、一九九〇年代以降の地方分権改革を概観する。一九九〇年代以降は地方分権改革が重要な政治テーマであったが、本質的には財政運営の効率化が追求された改革であったと考えられる。地方分権改革が進められる中で、基礎自治体である市町村はどのような影響を受けたかを整理したい。そして、三節では、スピルオーバー効果の定義付けと市町村財政への影響を明示したい。四節では、神奈川県下の町村におけるスピルオーバー効果を、町村の普通建設事業費のうち、単独事業費を対象として推計を行う。推計方法、分析の枠組み等についても四節で提示する。五節は本稿のまとめと今後の課題について述べる。

2. 一九九〇年代以降の地方分権改革と地方公共団体への影響

バブル崩壊とその後の不況は、日本の中央集権体制の見直しと、地方分権の推進に対して一つのきっかけを与えたと言える。

一九九三年に衆参両院において「地方分権に関する決議」が採択され、地方分権が大きな政治的課題として注目を集めた。

バブル崩壊後の不況に対し、国は地方公共団体の地方債発行による単独事業を利用した景気浮揚策を採用した。そして、単独事業にかかる地方債償還を普通交付税の算定に算入する措置が採られた。

一九九〇年代の地方分権改革（以下、第一次分権改革という）は、国と地方公共団体の役割を見直すことにとどまらない。国の規制は国の視点からナショナル・ミニマムを実現すると同時に民間活動を描一的に制約し、一定の業界を描一的に保護する役割も果たしてきた。地方分権を推進し、地域ごとの環境に適した地方の視点からのシビル・ミニマムを実現するには、国と地方の関係にとどまらず官と民の関係も見直すことが不可欠となる。地方の意思決定等の自由度を拡大する地方分権の取組みは、規制改革と一体の課題としてとらえる必要がある（宮脇、二〇一〇）。

第一次分権改革は、「地方分権の推進に関する決議」の採択後、一九九五年には地方分権推進法が成立し、同年には地方分権推進委員会が発足した。そして、二〇〇〇年の地方分権一括法の施行と地方自治法の改正に結実する。

第一次分権改革の最大の成果は、これまで地方自治を妨げていると指摘されることがあった機関委任事務制度を全面廃止したことである。機関委任事務制度は、国の法律またはこれに基づく政令によって、地方公共団体の首長に対

して職務執行命令の形をとって委任される事務（林、二〇〇七）であつた。そのため、機関委任事務に対して地方公共団体は裁量権を持たず、地方公共団体が国の出先機関化しているという批判があつた。

機関委任事務の廃止に伴い、これまでの事務は①この機会に事務そのものを廃止するもの、②国の執行事務に引き上げるもの、③自治体の法定受託事務にするもの、④自治体の自治事務にするもの（西尾、二〇〇九）、の四つに分けられた。そして、自治体の法定受託事務または自治事務にする場合には、原則として、これまで当該機関委任事務が都道府県の執行機関に委任されていたものは都道府県の、市区町村の執行機関に委任されていたものは市区町村の事務とすることとし、これを「現住所主義」と称した（西尾、二〇〇九）。

四つの振り分け結果から、大半は法定受託事務と自治事務に振り分けられた。法定受託事務とは、「法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理する事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」と定義されている。これに対して自治事務とは、「法定受託事務以外のもの」と定義されている（林、二〇〇七）。機関委任事務は、知事・市町村長を国の下部機関として事務の執行を委任するものであり地方の裁量を認めなかった。しかし、自治事務と法定受託事務はともに地方の事務であるため、法令に違反しない限り条例の制定が可能なか、条例解釈の余地も拡大し、地方の裁量権が充実している（宮脇、二〇一〇）。したがって、機関委任事務の廃止は都道府県、市区町村のそれぞれに影響を与えたが、最も影響を受けたのは都道府県である。なぜなら、国はこれまで異なり地方公共団体を下部組織として関与することが限定され、市区町村は自治事務の拡大により、裁量権が拡大しただけであるが、都道府県は国からの関与が減り裁量権が拡大する一方で、市区町村への関与が縮小されることになつ

たからである。

機関委任事務制度が廃止されたことで、国と地方公共団体の関係性は主従から対等へと変化した。第一次分権改革は、地方公共団体の税財政改革という点で課題を残した。

第一次分権改革では、地方税財政制度の改革について、①国庫補助負担金の整理合理化、②存続する国庫補助負担金の運用・関与の改革、そして③地方税財源の充実確保（西尾、二〇〇九）を挙げていた。

地方分権推進委員会は、第二次答申でこそ、網羅的に課題を整理しているが、それ以降は主として機関委任事務の廃止にターゲットを絞り、一転突破の戦略を採ったように見える（小西、二〇〇八）。そして、地方分権推進委員会は最終答申において、第一次分権改革を「未完の分権改革」と位置づけ、「地方税財源の充実確保」を次の分権改革の課題として挙げている。この地方税財源改革は、二〇〇一年に成立した小泉内閣の三位一体の改革から始まる第二次分権改革の主要な課題として引き継がれることになった。

二〇〇一年に発足した小泉内閣における地方分権改革の主要な課題は、地方分権推進委員会の最終答申でも指摘されていたとおり、地方税財源の充実確保であった。また、地方公共団体の財政力強化を目的とする市町村合併も奨励された。

地方分権推進委員会が第一次分権改革を未完の分権改革と位置づけたように、地方財税源の改革は喫緊の課題であったが、その背景には進展する少子高齢化とバブル崩壊による国と地方の急速な財政状況の悪化が遠因として存在していた。

財政再建を実現する手段は増税を含めていくつもあるが、増税よりも、無駄な歳出を削減することを焦点にしない

れば国民から理解されることはない。そこで、地方歳出には多くの無駄があるのでそれを縮減し、地方にコスト意識を働かせるように改革すべきであるという構図を中心に、地方財政の再建は展開されることになる。三位一体改革では、分権改革であるだけではなく、地方交付税などの地方への財源移転の縮小がセットとされてきた（小西、二〇〇八）。地方交付税や国庫補助負担金などの国からの財政移転の削減は地方公共団体の財政を悪化させ、地方公共団体の規模によって財政格差を発生させることになる。そのため、基礎自治体である市町村の財政力を強化するために市町村合併が促進された。

まず、国庫補助負担金については、補助金の削減と税源移譲がセットで行われることが前提とされ、総額四兆円程度を目途に補助金の廃止、縮減することが目標とされた。最も補助金のシェアの大きい厚生労働省は、そのノルマをクリアするために生活保護の地方負担を増やす、つまり国の負担率を引き下げて地方負担を増やす提案を行った（神野、二〇〇六）。国庫補助負担金改革は、初年度において一兆三〇〇億円が実現できたが、税源移譲額は四、五〇七億円にとどまった。しかし、補助金改革と税源移譲額のアンバランスなど、初年度の改革が必ずしも地方公共団体の立場に立ったものとは言えないという認識から、二〇〇五年の基本方針では、四兆円の補助金改革に見合う税源移譲額は三兆円という数値目標を設定することとなった（神野、二〇〇六）。数値目標に対し、二〇〇四年末の段階で補助金二兆四、六五五億円の改革、税源移譲額として二兆三、七四三億円が達成され、残りの約六、〇〇〇億円の税源移譲額が二〇〇五年の課題として残った。残された約六、〇〇〇億円については、二〇〇五年度の政府・与党合意によって公営住宅家賃対策補助、児童手当等の改革により五、八五四億円、公立学校施設等により六九〇億円が改革され、合計六、五四四億円が達成された。一方で、税源移譲については、六、一〇六億円となり、税源移譲の総額は三兆九四

億円となった。

国から地方公共団体への税源移譲について見てみる。税源移譲は国庫補助負担金改革でも触れたが、概ね三兆円の移譲を目指すことが「基本方針二〇〇四」で明記された。そして、税源移譲の方法は、個人住民税所得割の税率をフラット化（一律化）することを中心として考えられた。それまで個人住民税所得割の税率は五%、一〇%、一三%の三段階であり、税源移譲額三兆九四億円を確保するためには、一〇%とする必要が指摘された。そして、その方法として二〇〇四年度に所得譲与税を創設すること、その後所得税から個人住民税へ移譲することが明記された。所得譲与税については、二〇〇六年度予算において税源移譲額の全額を措置することが決定したが、その内訳は都道府県分が二兆一、七九四億円、市町村分が八、三〇〇億円であり、二〇〇九年度より個人住民税への税源移譲が実施された。

三位一体の改革の中で、「基本方針」地方交付税については財源保障機能を見直し、地方交付税の規模を縮小する方向性が打ち出された。地方交付税は地方公共団体にとっては一般財源であるため、縮小は地方公共団体の財政状況に直接影響を与える。したがって、財源保障機能の縮小を明記しながら財政力の高い都市と低い都市の財政力格差に對して適切な対応をとるとした。

地方交付税の抑制方法としては、①投資的経費（単独）の大幅削減、②地方公務員数を地方警察官の増員を織り込んだうえで、一万人の純減を求めながら対前年度一・二兆円の削減、そして一般会計からの繰入れを対前年度で一兆円削減、が示された。さらに、二〇一〇年代初頭の基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指し、国・地方公共団体ともに歳出削減を進めることが明記された。一方で、税源移譲による財政力格差が拡大しないようにするため、税源移譲による歳入の増加分を基準財政収入額に一〇〇%算入することが決められた。これらの一連の地方

交付税改革により、二〇〇四年度から二〇〇六年度までの期間で総額五兆一、〇〇〇億円の抑制が達成された。

国庫補助負担金、地方交付税の抑制と、国からの地方公共団体への所得税の一部税源移譲によって、三位一体の改革はこれまで先送りにされてきた財政面での地方分権を一步前進させたと解釈することができる。しかし、抑制額と移譲額からも明らかなように、地方公共団体への移譲額が抑制額に比べて少なく、地方公共団体の財政が圧迫することになったのも三位一体の改革の一つの結果といえる。

二〇〇九年に誕生した民主党政権は、これまでの自民党を中心とする政権が進めてきた「地方分権」ではなく、マニフェストにおいて「地域主権」を掲げた。もともと分権に関して民主党は、二〇〇三年と二〇〇五年のマニフェストにおいて「分権革命」、二〇〇七年には「分権国家」をそれぞれ掲げており、「地域主権」という言葉自体は地方分権改革と同一線上にあると考えられよう。

これまでの分権改革は新自由主義的構造改革の一環として位置づけられてきたため、財政削減が自治体の機能低下をもたらし、地域と住民生活に厳しい影響を及ぼしてきた。そのことが政権交代の重要な要因となった（平岡・森、二〇一〇）。

具体的な地域主権改革の方法は、菅内閣によって閣議決定された地域主権戦略大綱（大綱）に基づいている。そこでは、「地域主権改革」を「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」であると定義されている（平岡・森、二〇一〇）。

大綱に記載された地域主権改革はこれまでの自民党を中心とする政権が取り組んできた地方分権改革から大きく逸

脱するものではなく、行政面においては市町村合併を含めて概ね肯定的にこれをとらえており、国の役割を限定する形で地方分権を推進しようとするものである。一方で、税財源改革については、ひも付き補助金の一括交付金化と税財源移譲の二つを掲げているが、地方公共団体への税財源移譲については、課題整理のみであり、具体化は先送りされている。

民主党政権では一括交付金の導入を目指し検討が進められたが、例えば二〇〇五年のマニフェストにおいては二〇兆円の補助金のうち、生活保護等を除いた一兆八兆円を廃止し、税源移譲五・五兆円と一括交付金二・五兆円に切り替え、一括交付金は教育、社会保障、農業・環境、地域経済、その他の五つのくくりについて地方公共団体が自由に用途を決定できるとした。

二〇〇九年の民主党二〇〇九年政策INDEXでは、一括交付金のくくりを明示せず、補助金に該当する部分については必要額を確保するとした。公共事業関係補助金に対応する部分については、財政力の低い地方公共団体に手厚く配分するとしたが、具体的な方向性が示せず、地域主権戦略会議に委ねられることになった。このように財政面で地域主権改革の大きな柱である一括交付金については具体性に欠ける部分が多いが、それでも社会資本整備総合交付金の実現し、一括交付金については都道府県分の投資的経費分から一部導入が実現した。

民主党二〇〇九年政策集INDEXでは、地方交付税について、三位一体の改革により五・一兆円抑制されたことを踏まえ、地方公共団体間の財政力格差を是正し、地方財政を充実させるため、現行の地方財政制度よりも財政調整、財源保障の両面でより強化した新制度を創設、導入することを謳っている。したがって、基本的な立場としては地方交付税制度そのものを廃止するつもりであると見なすことができよう。特に、二〇〇九年の事業仕分けにおいて、地

方交付税が「抜本的な見直しが必要」と判定されたことは一つの方向性を示したものと言えよう。

3. 地方公共団体支出とスピルオーバー効果の関係

地方公共団体が隣接、もしくは社会的、経済的に関係が強い場合、ある地域の公共支出は他の地域に影響を与える可能性がある。

経済学において、他者への便益の波及は外部性として考えられ、その効果は外部経済と外部不経済に分類されるが、公共支出が他地域に影響を与える場合、スピルオーバー効果と呼ばれる。スピルオーバー効果が発生する場合、影響を与える側の地域は公共支出による便益を漏出させてしまうことになる。一方で、影響を受ける側の地域住民は、租税負担をすることなく便益を享受することができる。したがって、便益のただ乗り（フリーライダー）が発生する。そのため、スピルオーバー効果が発生する場合、公共支出は最適な規模まで供給されず、過少供給されることが知られている。

公共支出が過少供給となる場合、地域住民にとって効用が最大化しないため、住民に対して減税が行わなければ受益と負担が一致せず非効率的な財政運営が行われることになる。現実には、日本の地方公共団体は課税自主権に乏しいため、税率を頻繁に上下することができない。したがって、公共支出が過少供給される場合、必然的に非効率が発生することになる。効率的な公共支出を行い、最適規模の公共支出を行うための一つの方法としては、外部性の内部化を行うことが考えられる。つまり、コースの定理として知られるように、便益を受けた地域が便益を与えた地域に対して便益分の対価を支払うという方法である。しかし、公共支出の場合、有形無形の財やサービスが存在し価格そ

のものを計ることが困難であり、さらに、公共支出の便益がどの程度にまで拡散しているかを計測することが難しいため、いくつの地方公共団体がいくら支払うべきか確定させるのは困難である。公共支出の効率化の別の方法としては、便益が漏出する範囲に線引きを行い、その範囲を合併して一つの公共団体としてしまうことが考えられる。スピルオーバー効果の範囲分を合併する方法は外部性の内部化について角度を変えて見たものとも言えよう。

スピルオーバー効果の解消を合併に頼る方法は、日本の場合、市町村合併に該当する。日本では戦前戦後を通して、明治期、昭和期、平成期に基礎自治体である市町村合併が行われてきた。最近の市町村合併としては、市町村の財政力強化を目的として、三位一体の改革において、平成の大合併と呼ばれる市町村合併が促進された。三位一体の改革での市町村合併は市町村の財政力強化が主たる目的であり、スピルオーバー効果の解消を目的としたわけではなかったが、地理的な面積を拡大することで他地域への便益の漏出を防ぎ、住民の租税負担と便益を一致させ効率的な財政運営を行うという副次的な側面を結果的に有していたと考えられよう。

平成の大合併により市町村の数は約一、八〇〇にまで減少し、財政力強化という目的は一応達成できたと言える。

スピルオーバー効果を解消する方法として、地方公共団体の規模を拡大し公共支出の漏出効果を内部化することは有効である。三位一体の改革以降、導入の検討が話題になっている道州制も地方公共団体の権限や財源を拡充するという効果とともに、スピルオーバー効果による便益の漏出を内部化するという効果も見込める。

しかし、スピルオーバー効果を内部化するという目的で市町村を合併する場合、最も効率的な公共支出の供給方法は公共支出の中央政府による一元化である。なぜなら、地方公共団体ではなく中央政府が全ての公共支出を直接的に供給すれば、少なくとも国内においては、スピルオーバー効果は発生しないことになる。したがって、スピルオー

バー効果の内部化を目的として合併を繰り返すことは、最終的には地方公共団体の存在しない中央集権体制に行き着く。この方向性は当然地方分権の流れと逆行することになる。

そもそも三位一体の改革において市町村合併が促進されたのは、中央政府による公共支出が、必ずしも各地方公共団体住民の財政需要に応じておらず、公共支出に非効率が生じているという認識に依拠していた。地域住民の財政需要に関して中央政府と地方公共団体が供給者であるとき、住民の需要に関してより情報を多く持っている地方公共団体の方が効率的に供給できることはオーツ (W.E. Oates, 1972) が『分権化定理』で指摘している。したがって、合併によつて市町村の数を減らしていくことは、オーツの指摘に基づけば住民の財政需要に応え、住民の租税負担と便益を一致させるという市町村合併本来の目的と矛盾する。

ここまでの議論を整理するならば、公共支出の効率性を追求する場合、スピルオーバー効果の解消と市町村の最適規模の両方を求める必要がある、と考えられる。そのためには、ある地域から別の地域へのスピルオーバー効果が現在どの程度発生しているのか推測する必要がある。また、そもそもどの地域からどの地域へとスピルオーバー効果が発生しているのか考える必要がある。スピルオーバー効果が発生しているか否かという視点は問題にならない。なぜなら、日本の市町村は多くが陸続きであるため、他地域から少なからず影響を受けていると考えるほうが現実的である。

地方公共団体が供給する公共財、サービスは有形無形のもものが混在しているため、定量化するのが困難である。また、範囲を特定するものの困難が伴う。スピルオーバー効果がどの程度発生しているかを定量的に推計した先行研究では、スピルオーバー効果の一部が漏出し、スピルオーバー効果が発生していると想定しているものが多い。また、財

政支出総額の一部が漏出し、他地域へ影響を与えていると想定している先行研究が多い。

本稿では、先行研究と同じように、地理的な隣接を大きな要因と考えている。しかし、先行研究と異なり、日本の地方公共団体の特徴を踏まえて若干の修正を行っている。

日本の統治機構は国、都道府県、市町村から成る三層構造である。そのため、市町村は近隣の市町村の他に国および都道府県の財政支出からも影響を受けると考えられる。詳細は後述するが、本稿では、ある市町村への公共支出の漏出は近隣の市町村の他に国と所属する都道府県からの地方交付税などの財政移転を想定する。また、これまでの先行研究では財政支出の総額を利用していることが多いが、これには若干の問題があると思われる。公共支出には様々な項目があり、それぞれ性質が異なる。例えば市役所職員などの人件費に充てられる項目から、地域の開発に使われる項目などもある。人件費や施設の修繕、維持費などの支出が他地域へ影響を与えとは考えにくい。ため、これらを一括りにして他地域へ漏出するとなると考えるのは不都合であると思われる。したがって、本稿ではこれらの項目のうち、他地域への漏出の可能性があると考えられる普通建設事業費単独事業分の分析を行う。また、他地域へ漏出する範囲については、市町村間の関係性に注視する必要がある。ある地域の公共支出が他の地域に影響を与えとはいえず、例えば北海道の市町村の公共支出が沖縄県の市町村に影響を与えと考えるのは現実的ではない。やはり地理的な距離はスピルオーバー効果を特定するうえで重要な要因といえる。

4. 神奈川県下市町村のスピルオーバー効果の推計

公共支出が相互に影響を与えあう、もしくは一方の地方公共団体が他方の地方公共団体に影響を与えるには、地理

的な近接性は無視することができない要因である。前述のように、北海道と沖縄県の市町村が相互に影響を持つとは考えられない。

本稿では、市町村の公共支出に伴うスピルオーバー効果の範囲特定に関して、『民力』によって構築されている都市圏の概念を用いる。

『民力』では、都市圏の概念に関して、「全国の市町村には、それぞれの地方自治体としての意義、すなわちその行政組織としての自主独立性、または『ふるさと』としての尊厳性等の問題とは別に、人々の生活行動圏的な、あるいは地域の流通経済圏的な見方からすれば、今や実勢としてこれらの行政区域を越えて、各都市を中心に周辺の町村を含んだ地域核が自然に形成されていることを否定することはできない。

すなわち、この見方からすれば、実際は並列の市町村行政区画単位ではなく、八〇九都市圏の圏域によって全国の地域経済の核が構成されているといっても不自然ではない（朝日新聞社編、二〇一一）。」と説明している。すなわち、『民力』は、各市町村がある都市を中心として周辺の市町村を含んだ地域経済圏が全国に形成されていることを指摘している。さらに、「このように都市の圏域は、人と生活・文化・産業経済のつながりの中で、行政要素の強い影響を受けながらも、自然にそれを越えて独自の有機的な広がりを展開していくものといえる（朝日新聞社編、二〇一一）。」とも指摘している。したがって、『民力』の考え方は、各市町村が独立して財政運営を行っているのではなく、近隣の中心都市を中心として地域経済圏を形成し、財政運営を行っている」と解釈できる。各市町村が独立しているのではなく、地域経済圏として財政活動を行っていると考えれば、公共支出からの便益が漏出する範囲に応用できると思われる。本稿では、都市圏の範囲をスピルオーバー効果の範囲と設定し、中心都市から周辺の市町村への影

響を考えてみたい。

分析の対象とする神奈川県下の市町村は二〇一二年現在、政令指定都市である横浜市、川崎市、相模原市を含めて三三市町村が存在している。このうち、『民力』において都市圏が形成されているのは、横浜都市圏、川崎都市圏、相模原都市圏、座間都市圏、厚木都市圏、伊勢原都市圏、海老名都市圏、大和都市圏、綾瀬都市圏、横須賀都市圏、三浦都市圏、鎌倉都市圏、藤沢都市圏、茅ヶ崎都市圏、逗子都市圏、平塚都市圏、小田原都市圏、秦野都市圏、南足柄都市圏である。これらの都市圏の中で、周辺市町村を有した都市圏は厚木、横須賀、茅ヶ崎、平塚、小田原、秦野、南足柄の各都市圏である。

厚木都市圏は厚木市を中心都市として、愛川町と清川村の一市一町一村から都市圏を形成しており、都市圏の人口は二六・三万人である。横須賀都市圏は横須賀市を中心都市として、葉山町の一市一町から都市圏を形成しており、都市圏の人口は四五・九万人である。茅ヶ崎都市圏は茅ヶ崎市を中心都市として寒川町の一市一町から都市圏を形成しており、都市圏人口は二八・三万人である。平塚都市圏は平塚市を中心都市として大磯町と二宮町の一市二町から都市圏を形成しており、都市圏人口は三二・二万人である。小田原都市圏は小田原市を中心都市として、大井町、松田町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町の一市六町から都市圏を形成しており、都市圏の人口は二九・二万人である。秦野都市圏は秦野市を中心都市として、中井町と一市一町の都市圏を形成しており、都市圏人口は一七・二万人である。最後に南足柄都市圏は、南足柄市を中心都市として、山北町と一市一町の都市圏を形成しており、都市圏の人口は五・七万人である。それ以外の都市圏は周辺の市町村を含んで都市圏を形成しているのではなく、都市圏の名称と中心市の名称が同一、同範囲である。

関東地方の都市圏に関して、『民力』では地理的な結びつきによる都市圏の他に、路線による地域も提示されている。例えばJR京浜東北線沿線による京浜東北沿線地域や、私鉄の東急線を中心とする東急沿線地域などが該当し、東京都と神奈川県の結びつきが示されている。路線による、都道府県を横断するような市町村間の結びつきは、交通網の発達した地域では十分に考えられることである。特に東京都の場合、昼間は勤務地として人口が増加し、夜間は人口が減少するということは直感的にも考えられる。しかし、地方公共団体の財政支出は地域住民の財政需要に基づいて供給される、言い換えればその地域に居住している住民のために供給されるため、勤務地などで一時的に滞在する人々のために供給されているとは考えにくい。したがって、本稿でも、沿線による地域ではなく居住を基にした都市圏を用いて分析を行いたい。

本稿では、都市圏の概念を用いて神奈川県下市町村のスピルオーバー効果を分析する。都市圏の概念を用いれば、周辺の市町村を含んでいない場合、他の市町村に中心都市が影響を与えることは無いと想定されるため、分析の対象となるのは周辺市町村を含んでいる七つの都市圏である。

分析の枠組みは、周辺市町村の財政支出が自らの地域の税収だけでなく、都市圏内の中心都市の財政支出からも一部影響を受けるという考え方である。したがって、同一の都市圏内の中心都市でない市町村からは影響を受けないと考えている。例えば、厚木都市圏の場合、都市圏内の愛川町の財政支出は厚木市からは影響を受けるが、同都市圏内の清川村の支出からは影響を受けないと仮定する。清川村の場合も同様で、厚木市からは影響を受けるが、愛川町からは影響を受けないと仮定している。市町村の財政支出については、先行研究と異なり、歳出総額ではなく、項目別の分析を行う。総務省が発表、公開をしている『市町村別決算状況調』には、都市別、町村別の歳出内訳が存在して

いるが、例えば性質別歳出内訳のうち、人件費や物件費といった費目は、役所職員の人数によるなど各市町村固有の問題であり、これらの支出額が周辺の町村に影響を与えるとは考えにくい。歳出項目のうち、他地域の支出額が影響を与えると考えられる項目は普通建設事業費の単独事業費である。ある地域の道路などのインフラが整備された場合、利便性の向上などによって周辺地域の住民にも便益が波及することが考えられる。したがって、市町村の単独事業費は他の地域へのスピルオーバー効果が発生すると想定される。

日本の統治構造は国、都道府県、市町村の三層構造になっているため、国と都道府県の財政移転からの影響も考慮に入れる必要がある。国からの財政移転では国庫支出金と地方交付税があるが、市町村の単独事業費に影響するのは地方交付税である。なぜなら、国からの補助金を受けて実施される事業は補助事業に該当するため、使途が明確化されている国庫支出金は単独事業費に関与しないためである。都道府県からの財政移転については、『市町村別決算状況調』の歳入内訳において、都道府県支出金が存在する。この項目は、内訳として国庫財源を伴うものと都道府県費のみのものに分類される。このうち、都道府県費のみのものについては、さらに普通建設事業費支出金、災害復旧事業費支出金、およびその他に分類される。そのため、都道府県費のみの場合、市町村の一般財源となる項目は存在しない。本稿は、市町村間でのスピルオーバー効果を分析することが主たる目的であるため、都道府県からの財政移転は無いものと仮定する。

ここまでの議論を整理すると、本稿での分析モデルは次のように考えられる。

町村の単独事業費Ⅱ 地方税収入＋都市圏中心都市の単独事業費＋地方交付税

本稿で目的としているスピルオーバー効果は、右辺第二項の係数である。

右辺第二項の中心都市からの係数が周辺市町村に対するスピルオーバー効果である。そして、前述の通りスピルオーバー効果が存在しているとき、公共支出は過少供給されることが知られている。つまり、中心都市が公共支出を行って、その便益が漏出し自分の地域に影響を与えるとき、便益が流入してくる地域は自らの支出額を増加させず、流入してくる便益にフリーライドする行動を取ることである。したがって本稿の場合、中心都市の単独事業費の係数の符号条件は負になることが予想される。また、それぞれの地域は人口構造などの地理的条件が異なるため、説明変数には地域間での人口構成をコントロールするため一五歳未満人口割合と六五歳以上人口割合の変数を加えた。また、地域間での面積を考慮するため、人口密度を変数に加えている。そして、これらの変数以外について、町村単独事業費および都市圏中心都市の単独事業費については、その団体が負担する額をデータに用いた。そして、町村の単独事業費、地方税収入、都市圏中心都市の単独事業費、地方交付税はそれぞれ、人口で除した一人当たり額を算出して推計を行っている。データに関して経済的要因（町村単独事業費、地方税収入、都市圏中心都市の単独事業費、地方交付税）については総務省『市町村別決算状況調』の各年度から、人口要因（一五歳未満人口割合、六五歳以上人口割合、人口数、人口密度）に関しては朝日新聞社編『民力DVD-ROM二〇一〇』から構築した。

推計の対象期間は二〇〇二年度から二〇〇九年度までの八年度とし、それぞれの市町村と推計年度を組み合わせたパネルデータを用いてOLSで推計を行っている。推計では、まずOLS分析の変量効果モデル、固定効果モデルの選択について、ウーIIハウスマン・テストを行った。ウーIIハウスマン・テストの結果、 χ^2 統計量が二三・三八八、自由度六、p値が〇・〇三七三であった。したがって、共分散が〇であるという帰無仮説は五%有意水準で棄却され

るため、本稿での推計は固定効果モデルを選択している。また、時系列データで生じやすい系列相関の問題に関しては、残差間での係数がマイナス〇・五と等しいか否かをWaldテストで検定し、係数Ⅱマイナス〇・五の帰無仮説が棄却されなければ系列相関が無いことが知られている。⁽¹⁾ 本稿では、系列相関に関して、 χ^2 統計量が一・三九七一、自由度一、p値〇・二三七二であり、帰無仮説を棄却できず、系列相関は認められなかった。これらの設定によって推計した結果について経済的要因のみをまとめたのが以下の表である。

推計結果から、中心都市の単独事業費の符号は負で有意水準を満たしている。したがって、本稿の推計結果からは、他の条件を一定とした場合、神奈川県下の市町村では都市圏中心都市の単独事業費支出額の増加は、都市圏を形成する周辺町村の単独事業費支出額を減少させ、単独事業による便益の漏出と共に、周辺町村がフリーライドする状況が確認できる。例えば、都市圏中心都市が一人当たり額で単独事業費支出を一円増加させた場合、周辺町村は約〇・七円単独事業費支出を減らし、過少供給されることになる。

5. おわりに

国、地方公共団体の財政状況が逼迫する中で、効率的な財政運営を行うことはバブル崩壊後の日本の一つの大きなテーマであり続けている。自民党を中心とする政権下での地方分権改革や民主党政権下での地域主権改革も本質的には財政運営の効率性を追及している点で大きな相違は無

表一 1 神奈川県下市町村の単独事業費におけるスピルオーバー効果の推計結果

定数項	地方税収	中心都市の単独事業費	地方交付税
81.7838 (0.7399)	0.3537* (1.9645)	-0.7324* (-1.7151)	0.3323 (0.9749)

(注) 推計期間：2002～2009年度、N=112、Adj R²=0.5568、D.W.=2.1171。固定効果モデル。*は10%有意水準。

い。国からの地方公共団体に対して税源移譲を実施した三位一体の改革では、行財政サービスの供給をこれまでよりも住民に近い立場から行い、住民が地方公共団体の支出に対して積極的に参加や監視することが掲げられた。こうした地方分権改革や地域主権改革は、言い換えれば中央集権的な制度では効率的な財政運営を行うことが事実上困難になっていくことを認めたものと解釈できる。確かに中央政府が全国の住民の求める財政需要を全て把握することは不可能に近いため、中央集権的であれば全国画一的な行財政サービスが供給されやすくなるのは避けられないであろう。したがって、効率性を重視した場合、オーツが指摘したように、より住民の財政需要に関する情報を多く有していると考えられる地方公共団体に権限と財源を付与し、財政運営を行わせるほうが良いことになる。

しかし、地方公共団体は行政区画で区切られており、独自の財政運営を行っているとはいえほぼ全ての市町村が複数の市町村と陸続きで存在している。したがって、財政運営に関して一方的に、または相互に関係性を有していると言えよう。特に、規模の大きな都市の支出は周辺の町村の支出に影響を与えていると考えられる。すなわち、市町村は財政運営に関して独自に行動をしながらも、自地域の行動が他の地域に影響を与えているといえよう。

本稿では、こうしたある市町村の支出が他の市町村に漏出し、影響を受けた地域がフリーライドするスピルオーバー効果について神奈川県下の市町村を対象として推計を行った。公共支出がスピルオーバー効果を発生させる場合、公共財やサービスの供給量が過少供給されることが知られているが、問題はスピルオーバー効果がどのくらいの範囲にまで及んでいるかを特定することである。距離の離れた町村が相互に影響を与え合うとは考えにくい。先行研究では周辺の自治体全てから影響を受けているとして推計を行っているものもあるが、単純な地理的隣接だけでなく市町村間での結び付きを考える必要がある。本稿では、生活圏としての結び付きを基に都市圏という概念を用いて市町村

を分類した。都市圏の考え方は、ヒト、モノの流れが活発になっている今日において、経済的社会的に結び付きの強い市町村の集合体を表したものと解釈できる。本稿が対象とした神奈川県においては、横浜都市圏や川崎都市圏など一九の都市圏が存在し、そのうちの七都市圏が周辺町村を含んで都市圏を形成している。都市圏の考え方では、周辺町村を含んでいる場合、それぞれの都市圏は核となる中心都市が存在し、周辺の町村と共に都市圏を形成している。したがって、中心都市と町村は結び付きが強く、中心都市は町村に対して影響を与えていると考えられる。本稿では、スピルオーバー効果の及ぶ範囲を都市圏と想定し、中心都市の支出が町村の支出に影響を与えると仮定した。つまり、中心都市の支出は周辺町村に波及し、それに応じて周辺町村は支出額を減らすと想定した。

影響を与える支出に関しても本稿では先行研究からの修正を行っている。先行研究では、支出総額の全てが影響を与える想定されているものが多いが、公務員給与などの人件費や災害復旧費などの支出が周辺町村に影響を与えるとは考えにくい。そこで、本稿では道路整備などインフラ整備に対する支出である普通建設事業費のうち、国や都道府県などの影響によらない単独事業費を対象として推計を行った。単独事業費であれば、国庫支出金などの影響を受けない実施される建設事業費であるため、市町村の独自性が発揮されやすく影響を中心都市の支出が影響を与えているか判断しやすい。したがって、本稿では、町村の単独事業費に対する都市圏中心都市の単独事業費の影響を推計した。また、国からの財政移転については、一般財源である地方交付税を含めたが、都道府県からの財政移転である都道府県支出金については一般財源となる項目が無いため、推計には含めなかった。

二〇〇二年度から二〇〇九年度を推計期間とし、神奈川県下七都市圏を対象としてパネルデータを用いた本稿の推計結果から、都市圏中心都市の単独事業費支出の増加は周辺町村の単独事業費支出の減少を引き起こすという結果が

得られた。この結果は、先行研究および推計前の予想と整合的である。したがって、本稿の結果から神奈川県下の都市圏において、他の条件を一定とした場合、単独事業費支出に関してスピルオーバー効果が存在し、周辺町村は中心都市の単独事業費支出のフリーライドをしていることが明らかにされた。中心都市の一円の支出増加は周辺町村の約〇・七円の支出減少を引き起こしている。

最後に、本稿を締めくくるに当たりスピルオーバー効果の推計に関する今後の課題について述べておきたい。本稿では、神奈川県という限られた地域を対象として推計を行った。言うまでもなく、一つ目の課題は推計範囲の拡大である。直感的に考えれば神奈川県でスピルオーバー効果が発生しているのであれば、他の都道府県でも同様にスピルオーバー効果が発生していると考えられる。したがって、今回の本稿の考え方を基に全国の町村においても同様に推計を行うことが可能であると言えるが、東京二三区を一つの都市圏と考えるか、別々の都市圏を形成していると考えるかについて慎重な判断が必要であると思われる。そして、一つ目の課題と関連するが、地理的な関連性以外の町村の結び付きの捉え方も今後の課題と言えよう。例えば、川崎市北部の一部の区では、「神奈川都民」などと呼ばれるように川崎区や幸区よりも東京都との結び付きが強いとされる地域も存在する。今回の推計では、地理的な生活圏、経済圏をもとにスピルオーバー効果の範囲を設定し推計を行ったが、例えば路線沿線を中心とした地域間での結び付きも考慮することが考えられよう。

(1) 松浦・マッケンジー (2011) 『EViewsを用いた計量経済分析 [第1版]』東洋経済新報社 pp.353-4

引用参考文献

- Case, A. C. and Rosen, H. S. (1993) "Budget spillovers and fiscal policy interdependence: Evidence from the states" *Journal of Public Economics* 52 285-307
- Oates, W. E. (1972) *Fiscal Federalism*, New York: Harcourt Brace Jovanovich (長峯純一、米原淳七郎、岸昌三訳 (一九九七) 『地方分権の財政理論』 第一法規出版)
- Toshihiro, Ihori (1992) "Impure public goods and transfers in a three-agent model" *Journal of Public Economics* 48 385-401
- 朝日新聞出版 (二〇一〇) 『民力DVD-ROM二〇一〇』
- 朝日新聞出版編 (二〇一一) 『民力二〇一一』
- 上村敏之・田中直樹編 (二〇〇八) 『検証 格差拡大社会』 日本経済新聞出版社
- 小川光 (二〇〇六) 「地方政府間の政策競争——税・支出の競争と外部効果——」 『フィナンシャル・レビュー』 財務省財務総合政策研究所
- 小西砂千夫 (二〇〇八) 『地方財政改革の政治経済学 相互扶助の精神を生かした制度設計』 有斐閣
- 小西砂千夫 (二〇一一) 『政権交代と地方財政 改革のあり方と制度理解の視座』 ミネルヴァ書房
- 神野直彦編著 (二〇〇六) 『三位一体改革と地方税財政——到達点と今後の課題——』 学陽書房
- 関野満夫 (二〇〇六) 『地方財政論』 青木書店
- 渡名喜庸安・行方久生・晴山一穂編著 (二〇一〇) 『「地域主権」と国家・自治体の再編 現代道州制論批判』 日本評論社
- 土居丈朗 (二〇〇〇) 『地方財政の政治経済学』 東洋経済新報社
- 長峯純一 (二〇〇一) 『公共選択と地方分権』 勁草書房
- 西尾勝 (二〇〇九) 『地方分権改革』 東京大学出版会
- 林健久編 (二〇〇七) 『地方財政読本 〔第五版〕』 東洋経済新報社
- 林宜嗣 (二〇〇八) 『地方財政 〔新版〕』 有斐閣ブックス

平岡和久・森裕之（二〇一〇）『検証・地域主権改革と地方財政「優れた自治」と「充実した財政」を求めて』自治体研究社
松浦克己・McKenzie, C（二〇一〇）『EViewsによる計量経済分析 第二版』東洋経済新報社
宮脇淳（二〇一〇）『創造的政策としての地方分権 第二次分権改革と持続的発展』岩波書店
総務省「市町村別決算状況調」各年度
http://www.soumu.go.jp/iken/kessan_jokyo_2.html

【第四編 歷史】

アダム・スミスにおける宗教論に関する一考察

——重商主義政策との関連において——

山 口 正 春

- 一 はじめに
- 二 グラスゴウ大学の学問的・宗教的雰囲気
- 三 アダム・スミスの宗教観
- 四 独占機構としてのローマ教会
- 五 近世初頭の植民地建設の動機
- 六 むすびにかえて

一 はじめに

アダム・スミスが誕生し活躍した一八世紀という時代は、経済史的には、どのような時代であつたのだろうか。一口に言うと、この時代、スペインの栄光はオランダの独立と共に地に落ち、それに代つてイギリスとフランスの絶対王制が官僚制と軍備を拡充し、重商主義政策によつて植民地を拡大し、強固な支配と豪華な文化を生み出したのである。換言すれば封建体制から資本主義体制への転換が起りつつあつた時代であつた。イギリスとフランスは世界の二大強国として君臨し、搾取、強制、略奪の対象である植民地の争奪をめぐつて、六〇年間にわたつて戦争に明け暮れ、一七六〇年代にイギリスに産業革命が起つたとはいえ、一七七五年には北米植民地の独立戦争が始まり、一七八九年にフランス革命が頂点に達するという、まさに騒然とした時代であつた。

そして忘れてはならない重要なことは、当時、宗教つまり既存のキリスト教、教会権力のもつ影響力は、まだまだ相当に強かつたことである。つまり民衆の生活に対する教会の支配は依然として、強固であつた。一例を挙げれば、スミスにとつて同郷の親友であり、畏敬すべき先達であつたデビット・ヒュームが、アンシャン・レジーム末期のパリ社交界では「哲学者中の王様」^①として、あれほど歓待されたのに、その彼が死を目の当たりにして『自然宗教に関する対話』の自らの手による公刊を断念せざるをえなかつたのは、友人を巻き添えにするトラブルへの危惧の念によるものかも知れない。事実、無神論者として疑われていたヒュームの宗教論の出版は激しい非難を巻き起こすであろうと思われたので、彼の友人たちは、その出版に反対した。スミスでさえも、ヒュームの依頼を引き受けるのに、ためらいを感じたらしい。^②ヒュームもそれを推察して、一七七六年五月三日にロンドンからの手紙で、次のよう

に書いた。

「小生の『自然宗教に関する対話』を出版しようという貴下の御申出についても十分熟考いたしましたところ、この著述の性格と貴下の御立場との双方のため、その出版を急ぐのは不適當のように考えるに至りました。それゆえ小生はこの機会をとらえ、かの友情深き御申出に権限を賦与しようと思います。すなわち、かの一文をいつ出版するか、あるいはそもそもこれを出版するか否かについて、小生はすべて貴下の一存にお任せすることに満足いたします。」⁽³⁾

このような宗教的な抑圧の強かった状況の下で、スミスはその思想家・哲学者としての目を天界の崇高な事柄ではなく、人間の世俗的な事柄に向ける姿勢を鮮明に打ち出すことによって、既存のキリスト教思想・哲学ではなく、基本的には新しい世俗的な思想・哲学の立場を採用したことは注視されてよからう。

そもそも一八世紀という時代は、思想的、思想的に言えば、啓蒙思想の時代と呼ばれ、封建的諸特権に対する理性の抵抗の時代であった。だからその時代はまた、超自然的なものに対する信仰やキリストの復活や奇跡に対する疑心と反発の時代であり、総じて中世を支配してきた教会権力に対する人間的反抗であり、また国家公認の、政治と癒着した教会に対する批判の時代であった。⁽⁴⁾ スミスも時代の子である。『国富論』におけるスミスの教会権力、就中、ローマ・カトリック教会（以下、ローマ教会と言う）のもつ権力への批判は鋭く且つ苛烈を極めているのであるが、とりわけ経済政策としての重商主義政策を背後で操ったのは、ローマ教会という一大権力の独占機構であると彼は痛烈に批判する。教会権力という独占機構によって多数の人々が抑圧され、幸福が犠牲になり、一部少数の特定の人間のみが利益を享受している。

同様の状況は多かれ少なかれ、政治権力と癒着したスコットランドの教会においても見られた。知識人も含めて大

勢の人々が宗教的抑圧の下にあり、人間の真の意味の幸福が犠牲になっている状況が続いていた。啓蒙思想家スミスは、こうした教会の非人間的抑圧を黙視できなかった。この様な国内外の教会権力と封建的諸特権を打破しなければならぬ。スミスはまさに近代化のための闘士であったことは想起されてよい。

小論では、スミスの著作に現れた宗教論について考察するが、先ずスミスが学んだ当時のグラスゴウ大学の学問的・宗教的雰囲気、スミスの宗教観に最も強い影響を及ぼし、スコットランド教会の長老派聖職者たちと対立していた恩師フランシス・ハチスンの新思想(理神論)などを明らかにし、次に中世以来の支配者ローマ教会の権力が人民を抑圧し、絶対王制・王室と癒着しながら独占体制をつくり上げつつ、教会人と王室が黄金欲に取りつかれ、植民地の原住民に弾圧と殺戮を繰り返し、一体となって金・銀を飽くことなく追求する重金主義に始まる重商主義政策を強引に推し進め、植民地貿易の自然的な好影響を如何に破壊してきたか、更に既存のスコットランド教会及びローマ教会の実態を踏えつつ、スミスが自らの宗教観に基づき、人間の幸福の真の在り方とはどのようなものだと考えていたか、こうした点をスミスの著作に内在しながら、紙幅の許すかぎり検討してみたい。

(1) John Rae, *Life of Adam Smith, with an Introduction "Guide to John Rae's Life of Adam Smith"* by Jacob Viner, 1977, P.196. ジョン・レー『アダム・スミス伝』(大内兵衛・大内節子訳)、岩波書店、昭和四七年、二四二頁。

(2) スミスがオックスフォードのベリオール・カレッジに留学した際、次のような出来事があったことを想起すべきである。「この学園〔ベリオール・カレッジ引用者〕には彼〔スミス引用者〕に禁じられた果実が一つだけあった。近代合理主義の成果がそれであった。それについて、次のような話がある。……ある日のこと彼はヒュームの『人生論』を読んでいた。恐らくそれはハチスンの勧めによって著者が彼に贈呈したあの本であったろう。それが見つかつて、彼は厳重な譴責処分に付

せられ、その本は悪書として没収されたというのである。当時のオックスフォードを支配していた暗黒の精神についてわれわれが知るところからすれば、グラスゴウの教授から直接渡された近代思想の大著を学生たる者が読むなどということは、とくに悪質な違反行為であるとされたのも、まず当然のことと言えよう。むしろスミスがこの位のことです許されたほうが意外である。現にこれより数年前には、三人の学生が理神論をかじったかどでオックスフォードから放校されたことがあった。」(John Rae, *op.cit.*, P.24. 邦訳、二九—三〇頁。)

(3) *Ibid.*, P.297. 邦訳、三七—頁。

(4) 大河内一男『アダム・スミス』(『人類の知的遺産』④)、講談社、昭和五四年、四—三頁。

二 グラスゴウ大学の学問的・宗教的雰囲気

スミスがグラスゴウ大学に入学したのは、一七三七年で彼が一四歳のときであった。当時のグラスゴウ大学は、王国最高の大学の一つであったし、宗教的偏見からは比較的自由で活気に満ちていた。それは、一七〇七年にイングラントに合邦されたスコットランドが急激な経済発展と、それに伴う文化運動高揚の手掛かりをつかみつつある時代を反映していたからである。⁽¹⁾ 当時のスコットランドはイングランドに比べて産業は遅れ、織物工業はイングランドから大きな打撃を受けたりもしたが、次第に近代化が進み、亜麻産業が育成され、アメリカに最も近い港として、グラスゴウがアメリカ貿易に利用されるなどのために前途が開けていった。その経済的・文化的な活動に知的な面でグラスゴウが果たした役割は、小さくなかった。「グラスゴウは古い秩序が新しい秩序に、それも主として商業的貴族社会の優勢に基づいている秩序に道をゆずった都市」⁽²⁾であった。

近代化が進みつつある新興都市グラスゴウの知的中核の場としてのグラスゴウ大学はスコットランドの、否、イギリス全体の新しい学問・新思想の中心であり、この大学には学問研究の分野で高い評価を得ていた研究者たちが相当活躍していたことは記憶されてよいだろう。しかしスミスに最も影響を与えたのは、何といっても、流暢な言い回しのできる稀な才能、思想の新鮮さ、そして学生たちの心をしっかりとつかむ、その真摯な態度を合わせ持っている力強い魅力的な指導者ハチスンであった。⁽³⁾ ハチスンは当時、道徳哲学の教鞭を執っていたが、自由潑刺たる雄弁と創造性をもつて大学内に知的自由を横溢させ、スミスの学問への関心を高め、晩年、スミスに「忘れえぬハチスン」と言わしめたほどである。⁽⁴⁾

ハチスンが学生に人気があった理由の一つには、当時としては、大学で初めて旧習を破って母国語(英語)で講義をしたのみならず、同僚のギリシャ語教師アレグサンダー・ダンロップと共に、古典研究を復興したことであろう。勿論、それだけではない。ハチスンは、三代目シャフツベリ伯を創始者とする道徳感学派の代表者であり、「スコットランド哲学の父」と呼ばれ、且つ「イギリス功利主義という強力な学派の創始者の一人」⁽⁵⁾でもあったので、ハチスンは大学外の長老派聖職者たちからは危険と思われる新しい思想を教えていた。

具体的に言えば、人間には元来何が善いかを探究させ、それを明らかにさせうる「道徳感」という感情が与えられており、また「最大多数に最大幸福をもたらす行為が最善のもの」という、当時の神こそ神聖にして最善のものという、考えを真つ向から否定する考えを呈示したのである。つまり神秘的な神の奇跡を信じることより、人類の幸福のために生きることこそ神の意思だという新しい思想を主張したのである。そして神は、神秘的な印によって知られるのではなく、人類の幸福のために存在するのだと考えていたハチスンの宗教的樂觀主義は、彼の先輩ガーシヨム・

カーマイケルの厳格なピューリタニズムとは対照的であつた。⁽⁶⁾⁽⁷⁾ こうしたことは、一方で進取の気性をもった学生たちに深い感銘を与えたが、他方で当時のスコットランド教会の長老派聖職者たちにとっては許すことのできないことであつた。当時は、民衆の生活に対する教会の支配は依然として強固であり、一七三六年まで魔女狩りが公然と行われていた時期である。

このような教会の統制下、スミスが入学した年には、教会の長老派聖職者たちは、ハチスンの講義がウェストミンスター信仰告白に反すると糾弾した。彼らは、ハチスンが道德的善の基準を他人の幸福の促進に置き、また善悪に関する知識が、神に関する知識にかかわりなく得られるとする点で、危険思想を宣伝していると激しく攻撃したが、ハチスンを支持する若い世代は、情熱的な激しさをもって、学外の旧勢力を圧倒した。入学したばかりのスミスが、学生の手ハチスン擁護運動に指導的役割を演じたとは言えないだろうが、新しい思想の到来を告げる明星としてのハチスンの姿は、少年スミスの心にはつきりと焼き付けられたであろう。⁽⁸⁾ それ以前に神学の教師ジョン・シムソンも教会の最高宗教会議によつて異端者と見なされ、牧師職と教職とを共に停止すべきことを命ぜられたが、大学は敢然とこれを拒否した。そしてジェームズ・ワットが蒸気機関を発明したのも、全くこうした進歩的な大学の保護の下に、初めて可能だったのである。⁽⁹⁾

では自由で進歩的な、活気に満ちた大学において、新しい思想の指導者ハチスンから最も強い影響を受けたスミスにあつては、どのような宗教観が生まれてくるであろうか。次にそれを見よう。

(1) 田添京二「合邦とスコットランド・ナシヨナリズム」(『欧州経済学史の群像』白桃書房、一九九五年、所収)、一二五―

一四二頁を参照。

- (2) R.H.Campbell & A.S.Skinner, *Adam Smith*, 1982, P.62. R・H・キャンベル & A・S・スキナー『アダム・スミス伝』(久保芳和訳)、東洋経済新報社、昭和五九年、七二頁。
- (3) W.L.Taylor, *Francis Hutcheson and David Hume as Predecessors of Adam Smith*, 1965, P.14. W・L・テラー『ハチスン・ヒューム・スミス…経済学の源流』(山口正春・川又祐訳)、三恵社、二〇〇七年、一二頁。
- (4) 内田義彦『経済学史講義』、未来社、一九九五年、一二三頁。
- (5) 水田洋『アダム・スミス研究』、未来社、一九七五年、四八頁。
- (6) 同書、四九頁。
- (7) John Rae, *op.cit.*, P.12. 邦訳、一五頁。
- (8) 水田洋、前掲書、四七頁。
- (9) グラスゴウで開業を許されなかった若いワットがグラスゴウ大学の実験室に部屋を与えられたのは、一七五八年、ニューコメンのエンジンの修理を頼まれたのは、一七六三年で、スミスがグラスゴウ大学で中心的な存在であった頃のことである。そのワットの発明に理論的な指導をしたのはスミスの親友で潜熱の研究をしていたジョーセフ・ブラックであった。(内田義彦、前掲書、一一九頁。)

三 アダム・スミスの宗教観

スミスは勿論、無神論者ではなかった。その証拠に「スミスは一七五一年一月一六日に正式に教授に就任することが許され、その際、彼の能力を正式に示すものとして「思想の起源について」(De Origine Idearum) という論文を発表し、ウェストミンスター信仰告白に正式に署名した」⁽¹⁾ 事実が挙げられる。しかし彼はキリスト教徒ではなかった

し、その態度はむしろ反キリスト教的・反教會的であつた。キリスト教の教える神について彼自らの信仰を示す章句は、彼において殆ど見当たらない。ハーストはこのことに関して、次のように言っている。すなわち『『道德感情論』やその他の著述中には、スミスが友人ヒュームやアリストテレスの著述よりは一層積極的な確固たる信念を有する有神論者であつたことを示す章句は、殆どないようである』⁽²⁾と。

それどころか、「彼はグラスゴウ大学に就任したとき、講義のはじめにお祈りをするのをやめさせてもらいたいと当局に願ひ出たが、当局はこの要求を許さなかつた」とか、「彼の開講の祈りは非常に自然宗教のにおいが強い」とか言う噂話があつたくらいである。また「大学の礼拝堂で神の儀式が行われている間、彼が自席で公然と微笑しているのが見られたと言うことである」⁽³⁾。こうした記述からスミスは、既存のキリスト教に反抗的態度をとっていることが明らかである。

だが彼は神の宇宙の創造を信じていた。このスミスの神観は一般に、理神論とか自然宗教とか言われているが、理神論は神による天地創造と最後の審判を認め、神そのものは否定しないが、それ以外の日常生活においては神や教会を必要としない、いわば冷ややかな理性的宗教である。⁽⁴⁾この点、ラファエルは次のように述べている。すなわち「スミスは、恐らく理神論者であつたのだろう。彼は他の多くの啓蒙思想家と同じく、觀察しうる自然こそ神の存在を信じるに足る理由を提供するものであると考えた。自然の過程についてのスミスの説明は、神学からの何らの支援も必要としない、自称の科学的企てとして読むことができる」⁽⁵⁾と。『道德感情論』や『国富論』に見られる「神聖な設計者」「偉大な技師」「宇宙の管理者」「全知の存在」「自然の創造者」などの用語は、すべてこのような創造主としての神を意味していた。スミスは言う。「宇宙のすべての住民が、最も偉大なものと同様に最もつまらぬものも、あ

の偉大で慈愛深く全知の存在の、直接の配慮と保護のもとにある。⁽⁶⁾

このスミス自身の立場は、恐らくニュートンの立場から影響を受けたと思われる。⁽⁷⁾ 新宇宙観で一世を風靡したニュートンから当時の知識人たちは、多大の恩恵を受けたのである。ニュートンを讃えるため、詩人アレキサンダー・ポープは、そのニュートンに捧げる碑文として次のように書いている。

「自然と自然の法則は、夜の闇に隠されていた。神は言い給うた、ニュートンあれと、するとすべては明るくなった。⁽⁸⁾」

ニュートンの出現は、それほどまでに高く評価されたのである。ニュートンの業績、とりわけ天体物理学上の業績は、スミスおよび同時代の多くの知識人に類推の豊かな源泉を提供したという理由でも重要であった。⁽⁹⁾ スミスも含めて多くの知識人にとっては、ニュートンは自然という大宇宙を一つの首尾一貫した体系として提示したように思われた。⁽¹⁰⁾ スミスは、このニュートンの体系を人間社会に類推し、適用したと想像できる。スミスは「人間社会は、われわれがそれを一定の抽象的で哲学的な見方で眺めるときは、その規則的で調和ある運動が無数の快適な効果を生み出す、偉大で巨大な機械のように見える」⁽¹²⁾と述べている。

更に重要なことはスミスにあっては、神は単に宇宙を創っただけではないと言うことである。宇宙に住むものに対して、限らない仁愛を注いでいるのである。彼はこれを普遍的仁愛と名づけているが、恩師ハチソンの影響が窺われるのである。スミスは「宇宙という偉大な体系の管理運営、すなわち、すべての理性的で感受性のある存在の普遍的な幸福についての配慮は、神の業務であって人間の業務ではない。人間に割り当てられているのは、ずっとつまらない部門であるが、しかし彼の諸能力と彼の理解の狭さにははるかに適切なもの、すなわち彼自身の幸福について、彼

の家族、彼の友人たち、彼の国の、幸福についての配慮である¹³」と言っている。だからスミスは、いわゆる「主義の人」が「自分の理想的な統治計画」に従って、「大社会のさまざまな成員」をチェスの駒のように動かそうとすることを非難したのであるし、また各人の利益追求が「見えない手」の導きによって、結果として社会の利益を増進するのだという有名な言葉を述べたのであった。¹⁴

このようにして被造物たる人間は、神の広大な仁愛を信じて、彼はただ自らの幸福や周囲の幸福だけを考えてこれを目指すればよいのであって、そのことがまた、創造主である神の意志にもかなうことなのである。こうして、ここには神と人間との自然的分業が説かれるのであるが、これこそは分業論の経済学者スミスにとって、真に相応しい起点をなすものである。スミスは言う。

「人類の幸福は、他のすべての理性的被造物の幸福と同様に、自然の創造者が彼らを存在させるようになったときに意図した、本来的な目的であつたように思われる。……創造者の無限の諸完成についての抽象的な考察に導かれて、われわれが到達するこの意見は、自然の諸作用の検討によって、なお一層確認される。それらの作用はすべて、幸福を促進し、悲惨に対して防衛することを意図されているように思われるのである。われわれの道徳的諸能力のさしずに応じて行為することによって、われわれは必然的に、人類の幸福を促進するための最も効果的な手段を追求するのであり、したがってわれわれは、ある意味では、神的存在に協力して、神慮の計画をわれわれの力の及ぶかぎりおし進めるのだと、言っているのである。¹⁵」

こうしてスミスの理神論は結局、人間の自己中心的幸福の追求が神慮によって、人類一般の普遍的幸福に結びつくという、極めて楽観的な調和感へと導かれていくのである。このスミスの宗教的楽観主義は、先述のように、彼の恩

師「忘れえぬハチスン」からの影響であろう。この点、ジョン・レーは次のように述べている。「彼〔スミス―引用者〕は、―ハチスンのクラスに入って自然神学の講義を聞いたとき、あるいは日曜毎に行われた神学の特別研究のための個人クラスに出席したかしたとき―自分自身の信条としてハチスンの宗教的樂觀主義を採るようになった。そして終生その影響下に立つに至ったのである。」⁽¹⁶⁾「ハチスンは新時代に属していた。それは、導きの手を自然の光のうちに求め、それによって一八世紀の最良にして恵み深き神を発見した時代であった。すなわち神とは、人類の福祉のためにのみ生き給うものであり、神の意志は神秘的な奇跡や摂理から知られるべきものではなくして、人類のより大なる利益―「最大多数の最大幸福」―についての広汎な考察によって知られるべきものだったのである。」⁽¹⁷⁾

いずれにしても、スミスの理神論にあつては、人間の現世での幸福追求活動Ⅱ利己心の発動が神慮によって、人類の現世での幸福に結びつくという、樂觀的態度が顕著に現れている。こうした態度が、『国富論』全体を貫いている「見えざる手」や「予定調和」の思想の根幹に据えられていることが分かる。ジェイコブ・ヴァイナーは、「スミスの見えざる手に象徴される自然的自由の観点の根底には、理神論があつたことを無視してはならない」⁽¹⁸⁾と当を得た言葉を述べている。

- (1) R.H.Campbell & A.S.Skinner, *op. cit.*, P.40. 邦訳、四三頁。
- (2) F.W.ハースト『アダム・スミス』(遊部久蔵訳)、弘文堂、昭和四二年、三九頁。
- (3) 同訳書、四〇頁。
- (4) Cf. A.L.Macfie, *The Individual in Society: Paper on Adam Smith*, 1967, ch.3. A.L.マクフィー『社会における個人』(舟橋喜恵・天羽康夫・水田洋訳)、ミネルヴァ書房、昭和四七年、第三章を参照。

- (5) D・D・ラファエル『アダム・スミスの哲学思考』（久保芳和訳）、雄松堂出版、一九八六年、四一―二頁。
- (6) Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, edited by D.D.Raphael and A.L.Macfie, Glasgow edition, Oxford, 1976, P.235. (以下、*TMS*と略記する) 水田洋訳『道徳感情論』、筑摩書房、一九八一年、四七〇頁。(以下、邦訳と略記する)
- (7) David A.Reisman, *Adam Smith's Sociological Economics*, 1976, PP.42-3.
- (8) *Ibid*, P.42.
- (9) Ian Simpson Ross, *The Life of Adam Smith*, 1995, PP.98-102. I・S・ロス『アダム・スミス伝』（篠原久・只腰親和・松原慶子訳）、シュプリンガー・フェアラーク東京、二〇〇〇年、一一〇―一二頁。
- (10) R.H.Campbell & A.S.Skinner, *op.cit.*, P.94. 邦訳、一一二頁。
- (11) J.Ralph Lindgren, *The Social Philosophy of Adam Smith*, 1973, PP.4-6.
- (12) *TMS*, P.316. 邦訳、三九九頁。
- (13) *TMS*, P.237. 邦訳、四七二頁。
- (14) 水田洋、前掲書、一八五―一六頁。
- (15) *TMS*, P.166. 邦訳、一二四―一五頁。
- (16) John Rae, *op.cit.*, P.13. 邦訳、一六頁。
- (17) *Ibid*, P.12. 邦訳、一五頁。
- (18) ジェイコブ・ヴァイナー『キリスト教と経済思想』（根岸隆・根岸愛子共訳）、有斐閣、昭和五五年、一〇八頁。

四 独占機構としてのローマ教会

さて今まで論じてきたところから分かるように、中世的教会権力に反抗し批判するために生み出された宗教思想、

啓蒙主義的・合理主義的思考やフランス唯物論が辿り着いた神^①、それが理神論であり自然宗教であった。この意味することは、倫理思想と宗教思想において聖職者の権威とか伝統的な教会の信条からの影響が減少したことであり、また教義、啓示、および来世から理性、感情、およびこの世の幸福に関する考慮へと強調点が移行したことである^②。つまり倫理思想と宗教思想の大規模な「世俗化」が進んだのである。こうした思潮の下に、スミスは啓蒙主義の立場から伝統的神学を放棄したのである。スミスの神は人類の幸福を願い、人類の福祉のために力を尽くす慈愛あふれる存在であり、人類にとって恵み深い神であった。神の意志は、神秘的な神の奇跡や摂理から知られるべきものではなく、人類の大いなる利益、人類の幸福についての広汎な考察によつて知られるべきものであった。スミスの神はそういう神であった。

それでは、啓蒙主義的且つ合理主義的思考が辿り着いた宗教、理神論を信奉するスミス、そして理神論から生まれる人類にとって慈愛あふれる恵み深い神に信頼を置いていたスミスにとって、当時のローマ教会は彼の眼にどのよう映ったのであろうか。一口に言えば、市民政府と人民を抑圧するだけでなく、黄金欲に駆られ王室を先導し、重商主義政策を扇動する一大独占機構として映ったのである。だから彼は、次のようにローマ教会を批判してやまない。「ローマ教会という組織は、政府の権威と安全に対立して、また政府が守つてやれるところではなくては栄えることのできない人類の自由と理性と幸福とに対立して、これまでにつくり上げられた、最も恐るべき結社と見てよからう。この組織の中では、迷信という最も馬鹿げた妄想でさえ、非常に大勢の人たちの私的な利害関係によつて支えられており、人間理性の強襲を受ける、一切の危険を免れるような工夫になっていた^③」と。市民政府を擁護したスミスである。それに対立するものはローマ教会の機構であると言うのだ。これは『国富論』での瑣末な批判ではなく、至る所

で繰り返しローマ教会を非難し、ローマ教会による思想の押し付け、金融の独占、外国貿易の独占、囲い込みなど、そうした一連の政策を指して人類の自由と理性、幸福に対立する一大機構として批判している。

ローマ教会の傲慢、抑圧などの諸悪に関しては、スミスだけではなく、ずっと後にリチャード・ヘンリー・トニーが、その名著『宗教と資本主義の興隆』の中においても史実に基づき指摘している。その一例としてローマ教会が、悪名高い高利貸しなしでは成り立たない組織であったことをトニーは記述している。「当時、最もよく整った行政組織の中心として、ヨーロッパ各地から送られる送金を受けとり、しかも他国の政府が、なお収入としては、人間の奉仕や現物支払いにたよっていたときに、これを貨幣の形で受納していた教皇政治は、高利貸しなしでやっていたことができなかった。……教皇庁は、ある意味では、中世最大の金融機関であり、その財政組織が複雑になるにつれて、事態はよくなるどころか、ますます悪くなる一方であった。一三世紀には細々とした流れにすぎなかった弊害が、一五世紀に奔流となった。しかもローマの悪弊は、ことに悪名高いものであったが、必ずしも中世には珍しいものでもなかった。司祭が商売をやって高利をとるという不平も、ときには聞かれた⁽⁴⁾」と。

また囲い込みについて言えば、聖職者や修道院長までもがやっていた。「その土地の貴族や紳士や、その上自他ともに許した聖職者である修道院長までが、国家の為になるところか、とんでもない大きな害悪を及ぼすのもかまわないで、百姓たちの耕作地をとり上げてしまい、牧場としてすっかり囲ってしまいます。家屋は破壊する、町は取り崩す、後にぽつんと残るものはただ教会堂だけという有様、その教会堂も羊小屋にしようという魂胆です⁽⁵⁾」とトマス・モアは『ユートピア』の中で述べている。追記すれば「ドイツにおいては、一揆が最も頻繁におこり、また最も激しかったのは、宗教領主の所有地においてであった⁽⁶⁾。」このように神の名において農民を追いつき、囲い込みを続

けてきたのは、ローマ教会という組織であった。まさにローマ教会という組織は、当時最大の富を保有する存在であり、宗教・政治・経済の三位一体的支配者であったのだ。^⑦

ローマ教会の巨大な一大独占機構の実態について、スミス自身は『国富論』の中で、たとえば次のように述べて批判している。スミスの言い分を聞こう。「人間の智と徳の限りを尽くしても、覆すどころか、決して揺がすことすらできなかった、この巨大な堅牢な組織」^⑧とか、「教会の重要な聖職の任命権、すなわち、それを守らんがために、ローマ法王庁が、キリスト教世界で最大の主権者たちの王座のいくつかをしばしば揺がせ、時には覆しました」^⑨とか、あるいは「ヨーロッパの大部分で、ローマ法王は、まず、殆んどすべての司教権と僧院長職の、つまりいわゆる枢機卿会議任命の任命権を、その次には、さまざまのたくらみと口実で各司教管区に属していた下級の聖職の大部分の任命権を、次第に自分の手中に収めてしまった」^⑩などと言ってスミスは批判している。

更にスミスは続けて次のように言っている。すなわち「ヨーロッパ諸国すべての僧侶は、一種の宗教的軍隊としてまとめ上げられ、この軍隊は、いかにもあちこちの部署に散開しているものの、あらゆる移動も作戦も、いまやただ一人の司令官によって命令され、一つの統一的戦略に基づいて指揮されうるに至ったのである。それぞれ特定の国の僧侶は、この軍隊の個々の分遣隊と見なしてもよいわけで、ある分遣隊の作戦は、その国を取り巻く国々に駐屯する他の全分遣隊によって、たやすく支持応援してもらうことができた」^⑪。「僧侶の間の団結は、俗人の領主の間の団結よりも、常にずっと固いものであった。前者は、法王の権威に対する正規の規律と服従のもとに置かれていた」^⑫と。また僧侶の裁判権について、スミスは「それは、彼らのそれぞれの領地なり荘園なりの範囲内では、世俗の大領主の裁判権と同じく、国王の裁判権の権威から独立しており、また、それを排除するものであった」^⑬と言う。

ところで、スミスは『国富論』の中で、ヨーロッパ諸国の経済政策を支配していた重金主義にはじまる重商主義とその帰結たる独占と保護の体制を批判してやまないことは、よく知られている。前述のように『国富論』は全巻あげて、実は極めて周到で体系的な重商主義批判だと言つてよいだろう。そして国富を金・銀・財宝と見なし、貴金属を飽くことなく追求し、植民地を形成せんとする重商主義の一貫した基本政策を背後で押し進める努力をしたのは、最大の独占体であるローマ教会であつたとスミスが考えていることは先に触れた。とりわけ重商主義時代の初期、すなわち重金主義の時代は、ローマ教会の後押しが著しかった。なぜなら、当時のスペイン、ポルトガルの国王は、ローマ教会の宗教政策を担つて、大航海時代に君臨した君主であるからだ。⁽¹⁴⁾したがつて、貴金属を求めての重商主義政策、植民地政策の源流は、ローマ教会という一大独占体に求めることができる。⁽¹⁵⁾

スミスは重商主義の思想が、素朴な重金主義、拝金主義から出発したことを指摘して次のように言及している。スミスの主張に耳を傾けてみよう。「富と貨幣は、要するに日常用語では、あらゆる点で同義と見なされている。富んだ国は、金持ちの場合と同様に、貨幣の豊富な国だと考えられ、どの国も、金銀を山と積み上げることが、国を富ませる最も手早い途だと考えている。」⁽¹⁶⁾「これらの通俗的な見解の結果、ヨーロッパ諸国民は、皆それぞれ自分の国に金銀を蓄積するあらゆる可能な方法を研究してきたのだが、しかし殆んどその効果はなかった。スペインとポルトガルは、金銀をヨーロッパに供給する主な鉱山の所有者だが、両国は、最も厳しい罰則を設けて金銀の輸出を禁じるか、さもなければ、その輸出に高い税金をかけるかしてきた。」⁽¹⁷⁾「アメリカ発見の後しばらくの間、スペイン人が未知の海岸に到着したときに、彼らが最初に発する質問は、いつも決まつて、どこか近くに金か銀の出るところがあるか、と言ふことだつた。その返事次第で、彼らはそこに植民地をつくる価値があるかどうか、あるいは、その国は征服する

だけの価値があるかどうかを、判断したのである。⁽¹⁸⁾」

このように見てくると、ローマ教会という一大独占体によって後押しされたスペイン、ポルトガルの両国が重商主義政策の名の下で、植民地の建設に着手した動機は、主として黄金欲に駆られたものであったことが分かるのである。この点、次節で敷衍してみよう。

- (1) 大河内一男、前掲書、四一五頁。
- (2) ジェイコブ・ヴァイナー、前掲訳書、七一頁。
- (3) Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by R.H.Campbell & A.S.Skinner, Glasgow edition, Oxford, 1976, Vol.II, PP.802-3. (以下、WNと略記する。) 大河内一男監訳『国富論』、Ⅲ、中央公論社、一九七六年、一八二頁。(以下、邦訳と略記する。)
- (4) トーニー『宗教と資本主義の興隆：歴史的研究』（出口勇蔵・越智武臣訳）、岩波文庫、上、一九七七年、六五―六頁。
- (5) Thomas More, *Utopia*, edited by George M.Logan & Robert M.Adams (Revised edition) in Cambridge Texts in the History of Political Thought, 2002, P.18. トマス・モア『ユートピア』（平井正穂訳）、岩波文庫、一九九八年、二六―七頁。
- (6) トーニー、前掲訳書、下、一二頁。
- (7) 後藤文利『経済政策の原理：その倫理的基礎』、中央経済社、昭和五六年、九一頁。
- (8) WN, II, P.803. 邦訳、Ⅲ、一八二頁。
- (9) WN, II, P.805. 邦訳、Ⅲ、一八六頁。
- (10) WN, II, P.800. 邦訳、Ⅲ、一七八頁。
- (11) WN, II, P.800. 邦訳、Ⅲ、一七八―九頁。
- (12) WN, II, P.801. 邦訳、Ⅲ、一八〇頁。

- (13) WN, II, P.801. 邦訳、Ⅲ、一七九頁。
- (14) 後藤文利、前掲書、一二三頁。
- (15) 同書、四二頁。
- (16) WN, I, P.429. 邦訳、Ⅱ、七八頁。
- (17) WN, I, P.431. 邦訳、Ⅱ、八〇頁。
- (18) WN, I, P.429. 邦訳、Ⅱ、七八頁。

五 近世初頭の植民地建設の動機

スミスは『国富論』の中で「アメリカの発見と喜望峰を迂回して東インドにいたる航路の発見とは、人類史上に記録された、最も偉大で最も重要な二つの出来事である」⁽¹⁾と述べ、更に続けてスミスは植民地建設の動機について言及している。すなわち、「アメリカや西インド諸島におけるヨーロッパ諸国の植民地の建設は、何ら必要に根ざしたものであるのではない。そして、そこからたらされた効用は著しく大きかったとはいえ、ギリシャやローマの植民地の場合に比べて、それほど明瞭な根拠に立ったものとは言えなかった。その上、この効用は、植民地建設の当初においては理解されてもいなかった。そして植民地建設の動機も、またそれを促した諸発見の動機も、この効用に根ざすものはなかった。この効用の性質、大きさ、および限度などについては、恐らく今日においても十分には理解されていないようである」⁽²⁾と述べている。

他方、ギリシャとローマの植民地についてスミスは次のように言うのである。「母国の都市国家は、植民地を自分

の子孫と見なしており、その上植民地は、絶大な恩恵と援助とを母国から受ける権利を賦与され、それと引き換えに深い感謝と尊敬とを母国に捧げるものだと考えられていたが、しかもそれに対して母国が直接の支配や司法権などを行使しようとはせず、自由な解放された子孫だと考えられていた。それらの植民地は、自らその政治の形態を決め、自分自身で法律を制定し、その施政者を選び、隣国との和戦のことを決定し、一独立国家として、母国の認可ないし承認を求めることを要しなかった。だから、このような植民地の建設を促した利害関係ほど単純で明白なものはない⁽³⁾ろう。」

「ラテン語の「コロニア」(colonia)という言葉は、単に開拓地を意味している。これに反してギリシャ語の「アポイキア」(apoikia)という言葉は、住居の分離、郷里をあとにすること、家郷から出ていくことを意味している⁽⁴⁾」のであって、人口が増加して、それを養うに足る食糧が不足してくると、人口の一部は世界のどこか遠い地方へ出て行ったのである。だからスミスは次のように結論する。「多くの点で、ローマの植民地はギリシャのそれと異なっていたが、しかし植民地の建設を促した動機そのものは、等しく明白単純なものだった。すなわち双方の制度とも、その根源を不可抗的な必要か、さもなければ明瞭な効用に根ざしていた⁽⁵⁾。」

これに対して、近世初頭のポルトガル人、スペイン人の植民は、まったく異質であった。彼らはイベリア半島に食糧増産の余地がなくなったので、イベリアから出て行ったのではなかった。スミスが言うように、「ヴェニス人の巨大な利益が、ポルトガル人の貪欲心を煽ることになった。彼らは、一五世紀を通じて、かつてムーア人がサハラ砂漠を横断して象牙や砂金を持ち帰った国々への海路を発見しようとした⁽⁶⁾」のである。そして彼らはやがて「マデラ諸島、カナリア諸島、アゾールス諸島、ケープ・ドゥ・ヴァード諸島を発見し、ギニア海岸、ロアング海岸、コンゴ海

岸、アンゴラ海岸およびベンゲラ海岸を発見し、そしてついに喜望峰を発見したのである。⁽⁷⁾「二四九七年にヴァスコ・ダ・ガマは四隻の船団を引き連れてリスボン港を出帆し、十一ヶ月の航行の後、インドの海岸に到着した」⁽⁸⁾のである。

一方、「ジェノアの一水先案内人〔コロンブス〕が、西回りで東インドに行き着こうという、一層大胆な計画を立てた。⁽⁹⁾」スミスが言うように、「東回りの道が遠ければ遠いほど西回りは近いはずだ、とコロンブスは正当にも確信した」⁽¹⁰⁾のである。そして「東インドと通商しようとする企画が、たまたま西インドの最初の発見の端緒になった」⁽¹¹⁾とスミスは言う。コロンブスは、一四九二年パロスの港を出帆し、二、三ヶ月の航海の後、小バハマを発見し、その後、サント・ドミンゴ島を発見するに至る。「だが、コロンブスがこの航海やその後何回かの航海で発見した諸地域は、彼が探し求めていた東インドとは全く別のものだった。彼が発見したのは、シナやインドの富や稠密な人口や耕作地ではなく、サント・ドミンゴやその他彼が訪れた新世界のすべての地域は、ただ森林に被われた荒野の未耕地で、儼然な裸の未開部族たち若干がいたにすぎなかった」⁽¹²⁾。

ところで「コロンブスにとっては、自分が発見した諸地域が、たとえどんなところであろうとも、それらが非常に重要なものであることを、スペインの宮廷に対して描き出してみせることが必要だったのだが、国の真の富、すなわち土地の生産物としての動・植物について、コロンブスの説明を正当化しようするようなものは、当時、何一つとして無かったのである。……新たに発見された諸地方の動・植物が非常に有益なものだという説明を正当づけることができなかったので、コロンブスは鉱物資源に眼を向けた。そして、この第三の種類の富の豊富さは、他の二つの資源である動・植物の貧弱さを十分に償って余りあるものと思ひ込んだ。……そこで、サント・ドミンゴは金の豊富な国とし

て描き出され、そのために（現在のみならず、当時における偏見に従って）、この地域は、スペインの国王に対してのみならずスペイン王国にとつても、富の尽きることはない真の源泉だと説明された。¹³」

「コロンプスの説明の結果、カステイリアの枢密院は、自衛力の全然ない原住民の住む諸地域を領有することを決意した。彼らをキリスト教に改宗させるといふ敬虔な目的（傍点―引用者）が、この非道な計画を神聖化した。だが事實は、黄金という財宝を見つけようという欲望が、この企ての唯一の誘因（傍点―引用者）だったのだ。そしてこの動機に一層重みを加えようとして、コロンプスは、そこで発見される金銀の半分は王室に帰属すべきものだとして提案し、枢密院はこれを承認した。¹⁴」更にスミスが言うには、「新世界についての、コロンプス以後のスペイン人のあらゆる企図は、同様な動機によって駆り立てられたように思われる。すなわちオイエダ、ニクエサおよびヴァスコ・ヌニェス・デ・バルモアをダニアン地峡へ駆り立てたのも、コルテスをメキシコへ、アルマグロとピサロとをチリやペルーへ駆り立てたのも、この黄金に對する神聖な渴望（傍点―引用者）にほかならなかった。この種の探検家たちが未知の海外にたどり着いたとき、彼らがいつも最初にする質問は、この辺に金があるか、であった。この点に関する情報如何によつて、彼らはその地を立ち去るか、あるいは、そこに定住するかを決めたのである¹⁵」と。

では、このようにして植民地を獲得したポルトガル、スペインは、上述の植民地経営を通じて、近代国家として繁栄したのであるか。答は否である。莫大な新大陸の貴金属はイベリアに流入した。イスラムの商人やヴェニスの人の手を経ずに、植民地や東洋の特産物は、直接ヨーロッパに入るようになった。しかし、その成果をスミスは、経済的に次のように説明する。「両国「ポルトガルとスペイン」が、まだ、これという程の植民地をもたない頃は、いづれも製造業国であつた。ところが、この両国が、世界における最も豊かで富んだ植民地を領有してからというもの

は、双方の国とも製造業はなくなってしまった。⁽¹⁶⁾更に続けて、「サント・ドミンゴおよびコロンブスが発見した他のすべての地方における原住民がもっていた金が、六年ないし八年の間に、根こそぎ剥ぎ取られてしまうと、それ以上の金を見つけ出すためには、鉱山を採掘しなければならなくなった⁽¹⁷⁾」とスミスは言う。

このような状況が、何故生じたのか。そこにスミスが見た経済的原因是は、独占の弊害であった。「スペインとポルトガルでは、植民地貿易の独占の悪影響が他の諸原因によつて加重され、その結果として、植民地貿易の自然的な好影響を殆んど帳消しにしてしまったように思われる。ここに、他の諸原因と言ったが、それらは種類こそ異なれ、一種の独占だったようである。⁽¹⁸⁾」スミスの見解によれば、ローマ教会という一大独占機構の後押しによつて作られた王室の独占体制、商人の植民地貿易の独占が、イベリアの本国の経済的破滅をもたらしたと言うのである。「重商主義のさまざまな統制は、資本のこの最も自然で有利な配分を、どうしても大なり小なり攪乱することになる⁽¹⁹⁾」とスミスは言うが、その中でも「およそ独占こそ、まことに重商主義にとつての唯一の武器であるように思われる⁽²⁰⁾」として、スペイン、ポルトガルの植民地主義が生み出す統制、とりわけ独占が、本国経済を破滅に追い込んだと考える。

一方、植民地の側に立ってこれを見れば、前述の「二つの出来事」、つまり新大陸の発見とアフリカ南端経由で東洋に至る航路の発見が、これらの植民地にとつては致命的であつたと考える。「東西両インドの原住民たちにとつては、これらの出来事から、本来もたらされるはずの商業上の一切の利益は、これらの事件が引き起こした怖るべき不幸の中に埋没されてしまった⁽²¹⁾」とスミスは述べる。植民地の原住民の強制労働や壊滅に等しい殺戮は、ローマ教会が先導したスペイン人やポルトガル人による植民地主義の暗い一面であるが、その犠牲の上に、スペインとポルトガルにもたらされた莫大な量の貴金属そのものが、両国の経済の衰退の原因なのである。

- (1) WN, II, P.626. 邦訳、II、四〇二頁。
- (2) WN, II, P.528. 邦訳、II、二九一頁。
- (3) WN, II, P.556. 邦訳、II、二八八頁。
- (4) WN, II, P.558. 邦訳、II、二九〇—一頁。
- (5) WN, II, P.558. 邦訳、II、二九一頁。
- (6) WN, II, P.558. 邦訳、II、二九一頁。
- (7) WN, II, P.558. 邦訳、II、二九一—二頁。
- (8) WN, II, P.559. 邦訳、II、二九二頁。
- (9) WN, II, P.559. 邦訳、II、二九二頁。
- (10) WN, II, P.559. 邦訳、II、二九三頁。
- (11) WN, II, P.564. 邦訳、II、三〇〇頁。
- (12) WN, II, P.559. 邦訳、II、二九三頁。
- (13) WN, II, PP.560-1. 邦訳、II、二九四—六頁。
- (14) WN, II, P.561. 邦訳、II、二九六—七頁。
- (15) WN, II, P.562. 邦訳、II、二九七—八頁。
- (16) WN, II, P.609. 邦訳、II、三七六頁。
- (17) WN, II, PP.561-2. 邦訳、II、二九七頁。
- (18) WN, II, P.609. 邦訳、II、三七六頁。
- (19) WN, II, P.630. 邦訳、II、四一〇頁。
- (20) WN, II, P.630. 邦訳、II、四一〇頁。
- (21) WN, II, P.626. 邦訳、II、四〇二頁。

六　むすびにかえて

スミスが指摘したように、ポルトガルとスペインは両国とも、重商主義政策を採る以前は製造業の国であった。だが一大独占体であったローマ教会の後押しによって、貴金属を獲得するため、両国が重金主義にはじまる重商主義政策を遂行していくうちに両国の経済は衰退してしまった。このように見えてくるとスミスにとって、まさに「ローマ教会という機構は、政府の権威と安全に対立して、また、政府が守ってやれるところではなくては栄えることのできない人類の自由と理性と幸福とに対立して、これまでに作り上げられた、最も恐るべき結社」⁽¹⁾であった。ローマ教会は人類の自由と理性、幸福に対立する一大機構であったのだ。ローマ教会という中世的教会権力は、民衆にとってアヘンであった。またローマ教会という一大独占機構の先導のもとに、十字架と鉄砲を担ぎ、重商主義政策を遂行していったスペイン人、ポルトガル人による植民地からの貴金属の略奪、植民地の原住民への弾圧と殺戮などのさまざまな非人道的行為は、スミスにとって言語道断であった。同様のことは、スコットランドの教会についても言えることであつた。スコットランド教会の長老派聖職者は、神こそ神聖で最善のものであるという考えを主張し、神は人類の幸福のために存在するという考えは異端であるとして退けたのであつた。そして民衆の生活に対する教会の支配は依然として強固なものであり、民衆が抑圧され、自由と理性と幸福が犠牲にされてしまっている。

こういう教会権力から民衆を解放しなければならない。スミスにあつては、既存のキリスト教は政治と癒着したキリスト教であり、人々を抑圧し体制維持の道具になっていることを見抜いていたのだ。だからスミスは、神による天地創造と最後の審判とを認め、神そのものは否定しないが、それ以外の日常生活においては神や教会を必要としない

理神論を信奉したのだ。⁽³⁾ また、こうした立場からすれば、何故スミスが当時の大学において一般に教えられていた中世以来の神学に基づいた哲学体系によらないで、古代ギリシャの哲学体系に自らの思想体系の拠り所を求めようとしたか、その意図が明らかになるであろう。すなわち当時の哲学体系では、一切の学問が「神学に従属するもの」⁽⁴⁾としての地位しか与えられず、それは教会中心の封建社会の哲学体系に相応しいが、近代社会の思想体系に相応しくなかった。スミスは次のようにも言っている。すなわち「あらゆる年齢の人々を教化するための施設とは、主に宗教上の教化のためのものである。この教化は、人々を現世でよき市民にすることよりも、来世という、もう一つのより善い世界のために、今から用意させることを目的とする類いのものである」⁽⁵⁾と。教会中心の封建社会の哲学体系を否定したスミスは、古代ギリシャの哲学体系に自らの思想体系の拠り所を求めようとしたが、次の文章は、スミスの意味する哲学の性格をよく示しているであろう。

「個人としてだけでなく、家族の、国家の、さらには人類という一大社会の一員としてみる場合に、人間の幸福と完成とはそもそも何かということが、古代の道德哲学の探究しようとして企てた目標であった。その哲学では、人生の義務は、人生の幸福と完成の単なる手段として扱われていた。ところが、自然哲学ばかりか道德哲学も神学に従属するものとしてしか教えられなくなると、人生の義務は、主として来世の幸福の単なる手段として扱われるようになった。古代の哲学は、徳の完成はそれを身につけた人に現世において最も完全な幸福を必然的にもたらすものだ、と主張した。近代の哲学は、徳の完成は、大体、いやむしろ殆んどいつでも、たとえそれがどんなにささやかなものであっても現世の幸福とは相容れないものだ」と主張したのであって、天国は、懺悔と禁欲、修道院の耐乏と神に対する卑下によつてのみ、勝ち得られるものであり、人間の自由で寛大な、活力に満ちた行動によつてではなかった。⁽⁶⁾」すなわち

スミスのいう哲学は、人間の、個人として、家族・国家・人類の一員としての、幸福を探究する学問であって、教会の説くあの世のためにこの世の幸福を否定するものではなかった。

スミスにあつては、大学もローマ教会によつて設立され、教会と神学に奉仕するものであつた。「ヨーロッパの今の大学は、その大半がもともとはキリスト教会の団体であつて、聖職者教育のために設けられたものであつた。これらの大学は、法王の權威によつて創立され、完全に法王の直接の保護のもとにあつたから、教師であれ学生であれ、大学の成員みんなが、その当時のいわゆる僧侶の特権をもつていた。……こういう大学の大部分で教えられていたことは、設立の目的にかなうもの、すなわち神学か、さもなければ神学の準備にすぎぬものか、のどちらかであつた。」⁽⁷⁾

さて、古代ギリシャの哲学体系に自らの思想体系の拠り所を求めたスミスにあつては、この世における人間の幸福が最も重要なのだと考えたとしても何ら不思議ではない。彼にとつて、人間の幸福の基礎は生存つまり生きると言うことにあつたし、それが人間の本能でもあつた。スミスは言う。「自己保存と種の増殖は、自然が、すべての動物の形成にあたつて意図したように思われる、大目的なのである。人類は、それらの目的についての欲望と、その反対物への嫌惡を与えられている」⁽⁸⁾と。スミスが生存と本能を、来世の幸福よりも重視したのは、彼がルネサンス・ヒューマニズムの後継者だったからであり、彼の古代ギリシャへの尊敬も、人間の本来の姿を古代ギリシャの中に見たヒューマニストの態度と共通のものをもつていた。⁽⁹⁾だが当時のローマ教会という独占団体は、人類、民衆の幸福をもたらずどころか、不幸をもたらず存在でしかなかった。宗教の重圧から民衆、人類を解放すること、これがスミスの課題でもあつたのだ。

またもう一つ、先述のようにスミスの重商主義批判の背後には、植民地の原住民への弾圧と殺戮は勿論のこと、

ローマ教会という一大教会権力に先導された拝金主義への批判が横たわっていることを忘れてはならない。その証拠に『国富論』の締めくくりは、次のような文章になっている。「いまこそ、わが支配者たちは、国民ばかりか、どうやら自らも耽つてきたこの黄金の夢を実現してみせるか、それができないなら、率先してこの夢から醒め、国民を覚醒させるよう努めるかすべき時である。」^⑩ここで言う黄金の夢とは、イエズス会のグミラなどが夢みた黄金の理想郷エルドラードのことであり、カトリックの宗教政策として、海外植民地より聖なる黄金をヨーロッパに運び込むことを指している。

- (1) WN, II, PP.802-3. 邦訳、Ⅲ、一八二頁。
- (2) とりあえず、中川洋一郎『ヨーロッパ《普遍》文明の世界制覇…鉄砲と十字架』、学文社、二〇〇三年。清水馨八郎『侵略の世界史』、祥伝社、平成一三年、を参照されたい。
- (3) 田村正勝『社会科学原論講義』、早稲田大学出版部、二〇〇七年、九五―八頁参照。
- (4) WN, II, P.770. 邦訳、Ⅲ、一二七頁。
- (5) WN, II, P.788. 邦訳、Ⅲ、一五四頁。
- (6) WN, II, P.771. 邦訳、Ⅲ、一二八―九頁。
- (7) WN, II, P.765. 邦訳、Ⅲ、一二―二頁。
- (8) TMS, P.77. 邦訳、一二〇頁。
- (9) 水田洋、前掲書、一八五頁。
- (10) WN, II, P.947. 邦訳、Ⅲ、四三九頁。

近世日本の叛逆について

——大逆罪・内乱罪研究の前提として——

新井 勉

はじめに——逆罪は叛逆か

一 江戸前期の叛逆

(一) 武家諸法度①

(二) 武家諸法度②

(三) 叛逆の事例

二 江戸中期・後期の叛逆

(一) 御定書

(二) 叛逆の事例

近世日本の叛逆について (新井)

八九七 (二二八九)

（三）藩法

おわりに

はじめに——逆罪は叛逆か

律の八虐中、冒頭二つの罪名は、謀反、謀大逆、謀叛である。古くから法家（ほうけ）は漢音を外し、呉音を多用した。謀の字の読みはボウ（漢音）でなくム（呉音）であり、これらの読みは順にムヘン、ムダイギャク、ムホンである。反の字の読みは呉音でヘン、またはホン、大逆の語の読みは呉音でダイギャク、叛の読みは漢音でハン、呉音でバンながら、これはホンとよむのが慣用である。^①

謀反は国家（天皇）を危うくせんと謀るをいい、謀大逆は山陵・宮闕を毀さんと謀るをいう。謀反と大逆の二つを併せて、反逆（ヘンギャク）という。これは、賊盜律縁坐条「僧尼および婦人、もしくは官戸・陵戸・家人・公私の奴婢、反逆を犯せば、ただその身を坐す」という^②、法文の中の語である。謀反も大逆も刑は皆（首従の別なく）斬であり、二虐を便宜上一つに括っても反逆は皆斬である。

もともと、早くも『続日本紀』は、橘奈良麻呂の変の直後、孝謙天皇の勅の中で「このごろ頑なる奴、潜かに反逆を図る」と記している。^③この反逆は元の意味と違い、反逆を図ると記して謀反の意味に用いている。一方、この『続日本紀』はまた、奈良後期に「出羽国志波村の賊、叛逆（ホンギャク）す」や「出羽国の蝦賊、叛逆す」という記事^④をのせている。この叛逆は、右の反逆に似せた造語である。

平安後期以後、広く謀反・謀叛（国に背き偽に従わんと謀る）の概念が混同された。読みはムホンである。これに伴い、反逆と叛逆の語も混用された。有名な『吾妻鏡』は、源頼朝の奥州征伐準備のさい「奥州泰衡、日来与州（源義経）を隠容するの科、すでに反逆を軼（こえ）るなり」と記す一方、泰衡が殺害された後、その郎従の「大河次郎兼任以下、去年窮冬以来、叛逆を企つ」と記している。^⑤反逆も叛逆も、読みはホンギヤク。

さて、大逆罪・内乱罪の歴史研究は数が少ない。手元にあるのは八〇年も昔の、垂水克己氏の「日本叛逆罪立法の沿革」と、滝川政次郎氏の「内乱罪・謀反罪の字義及び沿革」の二つである。^⑥江戸時代の叛逆法令として二人が一致して指摘するのは、最初の武家諸法度中、叛逆・殺害の語が記される条文と、御定書のうち「人相書を以御尋に可成もの之事」の条文の二つである。ちなみに、最初の武家諸法度の頃も、叛逆の語の読みはホンギヤクである。正確には、ホンギヤクか、ホンゲキである。^⑦逆の字の読みは呉音でギヤク、漢音でゲキ。いつ頃ホンゲキの読みが加わったのか、はつきりしない。

大坂夏の陣の後、幕府は、最初の武家諸法度の中で、諸大名に「各相抱える士卒に叛逆をなし人を殺害するの告げあらば、速やかに追い出だすべきこと」を命じた。^⑧本文と一体をなす注釈には「それ野心を挟む者は、国家を覆すの利器、人民を絶やすの鋒剣たる、豈に允容に足るや」と理由が記されている。^⑨崇伝や林羅山は古今の典籍を参照して起草したというが、叛逆・殺害が並ぶと、遠く御成敗式目の大犯三カ条が想起される。

武家諸法度は、幕府が諸大名に遵行を命じた行為規範である。その中に罰則はない。御定書は、幕府が刑事裁判を行うための裁判規範である。多くの条文は犯罪に対応する刑罰をおいている。しかし、右の「人相書を以御尋に可成もの之事」という一条は、犯人を全国捜査する犯罪は何か、を定めているにすぎない。これによるのは、①「公儀江

対し候重キ謀計」をはじめ、②主殺し、③親殺し、④関所破り、四罪である^⑩。

江戸時代の叛逆法令を論じる場合、垂水氏、滝川氏のみならず誰もが、右の「公儀江対し候重キ謀計」という犯罪は、律の謀反や謀叛の類いかと速断する。頑丈に構築された幕藩体制の下では、公儀とは、幕府をさし、幕府機構をさし、全国を支配する幕府権力をさした^⑪。この点で、公儀に対する重き謀計は、天皇ないしは朝廷を攻撃対象とする謀反・謀叛や、これから派生した反逆・叛逆とは異なっている。そればかりか、公儀に対する重き謀計が謀反・謀叛と大きく異なるのは、律の場合と違い、御定書が何ら刑罰をおかなかったことである。そのため、幕府が政治犯罪を処罰するさい、法的な根拠も制約もなかった。

幕府法上最も重大な犯罪のうち、公儀に対する重き謀計に続くのが、主殺し、親殺しである。この主殺しと親殺しの二つを併せて、逆罪(ぎやくざい)という。御定書は、旧悪免除(公訴時効)を適用しない、幾つかの犯罪の筆頭に「逆罪之もの」をあげている^⑫。主殺しも親殺しも(庶民は)磔である。幕府法は封建的身分秩序(主従関係・親子関係)を重視し、これに対する犯罪を死刑の中でも最も重い磔刑としたのである。

逆罪の語は江戸時代に突然登場した語ではない。中世の開幕をしらせる『保元物語』は、源義朝が父の為義を斬る羽目に陥り「綸言おもくして父の頸をきらば、五逆罪の其一を犯すべし。不孝の罪を恐れて詔命を背ば、又違勅の者に成ぬべし」と、逡巡する様子を描いている^⑬。逆罪は仏教社会の概念で、無間地獄におちる極悪の罪をいう。義朝の言葉に五逆罪とあるように、逆罪は、①父を殺す、②母を殺す、③阿羅漢(聖者)を殺す、④仏身より血を出す、⑤和合せる僧(教団)を破壊する、という五つの行為をいう^⑭。ここには、主殺しはない。一般社会の主殺しが、いつの時代どのような逆罪の概念の中に入ったのか、はつきりしない。

この『保元物語』を近世初期の古活字本でみると、右の場面で、作者が「若忠を面（おもて）にして父をころさんは、不孝の大逆、不義の至極也」と感想を記している。¹⁵ここでは、父殺しが大逆の語で強調されている。不孝も不義も八虐の一つながら、父母殺しは第四の悪逆にあたるし、第八の不義の主要な内容は本主や官長の殺害だから、大逆を含め、これらは律の用語ではない。同じく近世初期の古活字本『太平記』も、昔天竺のある国で、伝奏の聞き誤りから高僧が首を刎ねられたため、逆鱗した国王が「罪大逆二同ジ」として伝奏とその一族を罰したという話を記している。¹⁶ここでも、高僧殺しがどれほど大罪か大逆の語で強調されているが、これは律の用語らしい。

話を本筋に戻すと、垂水氏は、御定書について「之に依つて徳川一代の訴訟及び刑法を知ることが出来るが、叛逆罪に関する規定は甚だしく少ない」と記した上で、①一五、出入扱願取上さる品並扱日限之事、②一八、旧悪御仕置之事、③八一、人相書を以御尋に可成者之事、を引用している。さらに、各条文中、①逆罪のもの、②逆罪の者、③公儀え対し候重き謀計、のみに傍点をふしている。¹⁷

すなわち、垂水氏は「公儀江対し候重キ謀計」のほか、逆罪も叛逆だ、とみるのである。果して、主殺し、親殺しは叛逆か。言葉は時の経過の中で、御家人のように位置が下降したり、謀反勝負（一か八かの行為）¹⁸のように使途が広がったりするから、謀反や叛逆を常に天皇や朝廷と関連づけて捉えることは、無論必要ない。滝川氏が武家諸法度中「各相抱える士卒に叛逆をなし人を殺害するの告げあらば」という「叛逆人は、幕府及び諸大名に対する叛逆人の意である」と指摘するのは、ごく常識的な見方である。事実『藩翰譜』は、島原の乱がおきたさい「只管の土民百姓等反逆せし」と記して、²⁰百姓一揆・宗教一揆を領主への叛逆だと捉えている。

主殺し、親殺しは叛逆か。親殺しは、叛逆の語のもつ意味から外れる。主殺しも、その多くが市井の事件で、商家

の主人、工房の親方、地方（じかた）の地主らという被害者を想起すれば、これも叛逆といえない。あるいは、逆罪と大逆罪の言葉の近似性が、垂水氏の思い違いを招いたのかもしれない。さらに時代が下ると、明治初年の法令の中に、逆罪を君父を弑する大逆罪と表現するものがあるが、これも単に主殺し、親殺しをさすにすぎない。

(1) 字音は、鎌田正・米山寅太郎『大漢語林』（大修館書店、一九九二年）、新潮社編『新潮日本語漢字辞典』（二〇〇七年）で確認した。

(2) 新訂増補国史大系『律・令義解』新装版（吉川弘文館、二〇〇〇年）律・五六頁。この縁坐条は、唐律賊盜律の縁坐条が母法である。そのため、唐律でも、謀反と大逆を併せて「反逆」という。

(3) 新日本古典文学大系『続日本紀』第三卷（岩波書店、一九九二年）二一〇～二二二頁。原文は漢文。

(4) 前掲『続日本紀』第五卷（一九九八年）一四〇～一五頁、五二〇～五三頁。蝦賊はエミシとよむ。

(5) 新訂増補国史大系『吾妻鏡』前篇・新装版（吉川弘文館、二〇〇〇年）三三三頁、三六七頁。原文は漢文。

(6) 垂水氏のもものは法令集に近く、垂水訳『大逆罪に関する比較法制資料』（司法資料第一二五号、一九二八年）附録。滝川氏のもものは（一般読書人が理解できないから）論文に近く、歴史公論第二卷第一二号（一九三三年）所収。

(7) 日本イエズス会による長崎版「日葡辞書」の発行は、徳川家康將軍宣下の、慶長八年（一六〇三年）である。土井忠生ら編訳『邦訳日葡辞書』（岩波書店、一九八〇年）二六〇頁の、Fonguacu ホンギャク、Fongueqi ホンゲキ。

(8) 石井良助編『徳川禁令考』前集第一（創文社、一九五九年）六一頁。原文は漢文。

(9) 注(8)と同じ。

(10) 前掲『徳川禁令考』別巻（一九六一年）所収の「棠蔭秘鑑」一一七～一一八頁。

(11) 公儀概念の概略は、尾藤正英『江戸時代とはなにか』（岩波書店、一九九二年）五八～六五頁。詳細は、深谷克己「公儀と身分制」参照。原秀三郎ら編『大系日本国家史』第三卷・近世（東京大学出版会、一九七五年）所収。

- (12) 注(10)六五頁。逆罪について、平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』(創文社、一九六〇年)四〇五頁、一一〇二頁。
- (13) 日本古典文学大系『保元物語・平治物語』(岩波書店、一九六一年)保元物語・一四三頁。本書の底本は、中世後期の写本らしい金刀比羅宮蔵本。
- (14) 中村元『広説仏教語大辞典』縮刷版(東京書籍、二〇一〇年)二七二頁。阿羅漢は、二五頁。
- (15) 注(13)古活字本保元物語・三八〇頁。本書の底本は、宮内庁書陵部蔵本。
- (16) 日本古典文学大系『太平記』第一卷(岩波書店、一九六〇年)六五〇六六頁。本書の底本は、慶長八年(一六〇三年)の古活字本。この「大逆」に、釜田喜三郎氏は「極悪の罪で君父を殺すなど」という頭注をふしている(六六頁)。
- (17) 垂水・前掲『大逆罪に関する比較法制資料』附録二五〇〇二五三頁。引用は、垂水氏の表記に従った。なお、出入り扱いは原告が被告を奉行所に訴えるもので、吟味扱いと対である。
- (18) 頼原退蔵・尾形仿『江戸時代語辞典』(角川学芸出版、二〇〇八年)一一九三頁。
- (19) 滝川・前掲「内乱罪・謀反罪の字義及び沿革」一二四頁。
- (20) 新井君美『藩翰譜』柳生宗矩の項、日本の思想『新井白石集』(筑摩書房、一九七〇年)一〇一頁。只管は、ひたすら。

一 江戸前期の叛逆

(一) 武家諸法度①

江戸中期の紀州藩は、榊原篁洲・高瀬学山ら高名な学者がでて、明律研究が盛んだった。そのせいか、徳川吉宗は法律を好んだ。御定書は、吉宗の命により、老中松平乗邑の下で三奉行が編纂を行い、寛保二年(一七四二年)終了した。この寛保の御定書は残っていない。その後も増補・改訂が続けられ、次代家重の宝暦四年(一七五四年)最終

的に確定した。この宝暦の御定書（の校合本）が天保の「棠蔭秘鑑」に収められ、現在まで残っている。²¹

御定書は、八一「人相書を以御尋に可成もの之事」の第一に「公儀江対し候重キ謀計」を掲げながら、何ら刑罰をおかなかった。これは、法典の体裁上、磔刑を以て罰する主殺し・親殺しに前置して、公儀を脅かす犯罪があることを抽象的に記しておいたにすぎない。すなわち、幕府法の代表的刑事法典には、政治犯罪を処罰する具体的な規定がなかったのである。この点について、法制史家の平松義郎氏が、御定書には「不敬罪・内乱罪は出てこない。謀反の罪も刑も幕府は規定しなかった。このような事件を予測することさえ不敬とされたのである」と論じている。²² 非公開の法典の中で「予測することさえ不敬」というのはよくわからないが、その論拠は示されていない。

無論、法がなくても事件はおきる。寛永の島原の乱、慶安の由井正雪の変、天保の大塩平八郎の乱などが、それである。しかし、頑丈に構築された幕藩体制の下で、幕府が警戒するべきは庶民や牢人ではなく、軍事力を有して全国に展開する多数の大名だったことは、指摘するまでもない。武家諸法度は行為規範にすぎなかったが、幕府は遵行を命じて、その違反者を罰することにより、叛逆の芽を早期に芟除できたのである。

この機能をもつため、歴代の徳川将軍が発令した武家諸法度は、大名に叛逆予備・叛逆陰謀の嫌疑をかける恰好の道具となった。最初の武家諸法度は、慶長二〇年（一六一五年）七月七日、徳川秀忠が、伏見城に召集した諸大名の前で、崇伝をして、①「文武弓馬の道、専ら相嗜むべき事」に始まる、全一三条をよみあげさせた。²³ 第一条は、文武二つの道を兼備し、武家として特に弓馬の道を修練せよ、と奨励するものである。

第一条と同じく、⑫「諸国諸侍、儉約を用いらるべき事」や、⑬「国主、政務の器用を撰ぶべき事」は、諸大名に奨励する事項を記した条文であり、さらに⑨「諸大名、参勤作法の事」は、参勤交代のさい率いる人数を限る条文で

ある。これらを除く九カ条は、諸大名に対して禁止する事項を記した条文である。この禁止事項に違反する（と幕府が認定する）と、減封や除封が行われた。^⑦（これも間接の禁止）を含め、禁止事項は次のようである。^{②④}

- ②「群飲佚遊（いつゆう）を制すべき事」
- ③「法度に背く輩（ともがら）を国々に隠し置くべからざる事」
- ④「国々の大名・小名并（ならびに）諸給人、各相抱える士卒に叛逆をなし人を殺害するの告げあらば、速やかに追い出だすべき事」

⑤「自今以後、国人の外、他国の者を交り置くべからざる事」

⑥「諸国の居城、修補たると雖も、必ず言上すべし。況や新儀の構営、堅く停止せしむる事」

⑦「隣国において新儀を企て、徒党を結ぶ者これあらば、早く言上致すべき事」

⑧「私（わたくし）に婚姻を締（むす）ぶべからざる事」

⑩「衣装の品、混雑すべからざる事」

⑪「雑人、恣に乗輿すべからざる事」

武家諸法度の禁じる居城の無断修補を咎められ、元和五年（一六一九年）六月、芸州・備後の二国を没収されたのが、外様の福島正則である。徳川秀忠の事績を記す「台徳院殿御実紀」は、正則が「居城広島に於て、恣に城櫓壁壘を増築し、天下の大禁を犯す」と記している。^{②⑤}上洛中の秀忠が「正則今度の命を聞て、対捍の挙動せんときは、速に人数を發し誅戮を加ふべき旨」を命じたため、江戸愛宕山下の正則邸に上使が入る日には、蒲生忠郷らの人数が邸外を包围し、先手組が愛宕山の上に鉄砲を並べたという。^{②⑥}豊臣氏を滅ぼした幕府の強大な力を前にして、正則は除封の

命令を拒むことなく、信州川中島などに四万五〇〇〇石の小領を給され、蟄居においてこまれたのである。

元和九年二月、幕府は、御家門の松平忠直を改易し、豊後萩原へ配流した。忠直（結城秀康の嫡男）は秀忠の甥にして女婿で、北の庄を居城とし越前一国を領地とした。秀忠の「台徳院殿御実紀」は、忠直の強暴の振る舞い、酒色の耽溺、家臣の濫誅を『藩翰譜』の記事を基として記している。²⁷中でも忠直が「参観朝聘の礼をもつとめず」という点を特筆している。²⁸これは、行為規範としての武家諸法度の違反である。

寛永九年（一六三二年）六月、幕府は、外様の加藤忠広を改易し、肥後一国を没収した。忠広を羽州庄内、嫡男の光広を飛州高山へ配流した。徳川家光の事績を記す「大猷院殿御実紀」は、表向き「忠広近年行跡不正にして、その上府（江戸）にて生れし幼息を、大喪（同年一月秀忠没）の折からひそかに母子共に居城（熊本城）にをくり、公を蔑如する挙動いちじるし」ことを理由としている。²⁹一方、この「大猷院殿御実紀」はまた、光広が老中の土井利勝を首謀者とする謀叛の企てに同意すべしという偽書を作成し、家士をして一、二の幕臣へ投げ入れさせたことを記している。³⁰この偽書がもし本物なら光広は叛逆者であり、忠広は武家諸法度の「各相抱える士卒に叛逆をなし」の条文により、光広を自国より追い出だすか斬り捨てるかしか途はなかった。もっとも、光広は一六、七歳の年少で、秀忠の外孫（実は家康の女、振姫の孫）だったから、幕府は忠広に一万石、光広に一〇〇人扶持を給したのである。

（二）武家諸法度②

さて、徳川家光が上洛し、伏見城で將軍宣下をうけたのは、元和九年（一六三三年）七月である。しかし、秀忠の健在な間は、実権はなお秀忠の掌中にあった。寛永六年九月、幕府は、最初の武家諸法度を改め、全一条の新令を

発令した。⁽³¹⁾これは、⑤⑨二カ条を削除し、⑪乗輿を免す範圍を広げたものである。家光は、代始めとして、寛永一二年（一六三五年）六月、全一九条の武家諸法度を発令した。すなわち、江戸城に召集した諸大名の前で、起草者の林道春をして、文武弓馬の道に始まる全条文をよみあげさせ、終ると家光が姿を現し、諸大名に「神祖、台徳院殿兩代の法令、年月をふる事既に久しければ、今度損益刪定して令せらる。各此旨を守るべし」と命じたのである。⁽³²⁾

この寛永一二年の新令は、⁽³³⁾最初の文武弓馬の道の条文に続き、②「大名、小名在江戸交替相定むる所なり。毎歲夏四月中參勤致すべし」として、參勤交代を制度化した。さらに、③新規（儀か）城郭構營の禁止・居城修補のさいの措置の条文の順位をくりあげた。前には隣国に擬えたのを改め、⑥「新儀を企て、徒党を結び、誓約をなすの儀」を禁止した。これは徒党・誓約を後置することで、新儀、すなわち叛逆の予備・陰謀を禁止したのである。この改正に伴い、例の「各相抱える士卒に叛逆をなし人を殺害するの告げあらば」の条を、新令は⑫「本主の障り（本来の主の凶事）これある者は、相抱えるべからず。もし叛逆・殺害人の告げあらば、これを返すべし」と改めた。⁽³⁴⁾

この新令は、幾つも行為規範を加えた。④江戸や他国で変事出来のさい「在国の輩はその所を守り、下知を相待つべき事」がそれで、⑭「知行所務は清廉にこれを沙汰し、非法を致さず、国郡を衰弊せしむべからざる事」もそれであるし、さらには、⑮道路・駄馬・舟梁（橋）など往還の整備、⑯私の関所・津留の禁止、⑰五〇〇石積以上の大船建造の禁止、もそれである。新令の中で、⑲「万事江戸の法度の如く、国々所々において遵行すべきの事」は、重要な追加である。これは、幕府が全国法を発令する場合、諸大名に領内での遵行を命じるものである。例として、文政八年（一八二五年）二月の無二念打払令を想起すればよい。

これより前、幕府は、寛永九年九月、全九条の条々を、諸番頭・諸奉行に下付した。⁽³⁵⁾①「侍の道油断なく、軍役等

相嗜むへき事」に始まる、簡略な行為規範である。幕府は麾下の人々が叛逆すると考えないから、叛逆に関する規定らしいものはなく、④「徒党を結び、あるいは荷担しあるいは妨けをなす儀、停止の事」も、ただ徒党禁止の規定である。幕府は、武家諸法度の発令に続き、寛永一二年一二月、全二三条の諸士法度を発令した。³⁶すなわち、江戸城に旗本・御家人を召集して、林道春をして、①「忠孝をはけまし、礼法をたゝし、常に文道武芸を心かけ、義理を専にし、風俗をみたるへからさる事」に始まる全条文をよみあげさせた。これは、条々を基として起草し直された、公私に及ぶ、詳細な行為規範である。ここに、⑫「本主の障あるものこれを相抱えるへからず。叛逆・殺害・盗賊人の届あらは、急度これを返すへし」の一条も含まれている。

（三）叛逆の事例

江戸前期の叛逆中、規模の大きなものが、寛永一四、五年（一六三七、八年）の島原の乱である。肥前島原も対岸の肥後天草も、キリシタンの多い地域である。島原は松倉勝家、天草は肥前唐津の寺沢堅高の領地で、領主の収奪と弾圧、これに対する領民の反抗という図式が共通していた。寛永一四年一〇月、島原の一揆が蜂起し、これに天草の一揆が呼応し、一万二〇〇〇人の人数に膨れあがった。益田時貞を総大将として原の廃城に籠城したときには、三万七〇〇〇人を数えたという。城中の一揆勢は、包囲する寄せ手の陣へ矢文を送り「我々国郡を望み利慾のため反逆を企しにあらず。たゞ此宗門をふみつぶし給はんとの事ゆへ、止事を得ずして防戦する」と主張した。³⁷

幕府は、最初板倉重昌を追討使として、島原へ派遣した。重昌は、加藤氏除封に伴う、細川氏（豊前小倉）の肥後転封のさい、熊本城引き渡し役を務めた。しかし、寄せ手の諸大名は小身の重昌の命令に服さず、城攻めは徒に犠牲

者をふやした。幕府は、続いて老中の松平信綱・戸田氏鉄の二人を追討使として、島原へ派遣した。重昌は信綱らの到着前に総攻めを行い、城中からの銃弾に倒れた。信綱は、一二万四〇〇〇人の軍勢を以て遠攻めを行った。籠城が長期に及び兵糧・矢玉が底をついた翌一五年二月、信綱は総攻めを行い原城を陥落させた。信綱は時貞をはじめ一揆勢の首を梟首させ、改宗しない者は女も子供も斬首させたのである⁽³⁸⁾。

江戸前期の叛逆中、幕府顛覆を企てたのが、慶安四年（一六五一年）の由井正雪の変である。慶安四年四月、徳川家光が死去したとき、四代家綱は一一歳。駿州出身の兵学者由井正雪を首魁とし、本郷の鎗術家丸橋中弥ら、多数の牢人が荷担して、江戸・京坂で拳兵し、正雪は東照宮のある久能山を占拠、東西に命令を発して、幕府の顛覆を図るという筋書きだったという⁽³⁹⁾。

七月二三日、町奉行所は中弥、門弟三人、妻子らを捕縛し、二六日、駿府では、捕吏が正雪の旅宿を包囲し、正雪と従者八人は自刃した。幕吏は、駿府では一味の二五人を投獄した。二九日、江戸では一味の五七人、妻子一〇〇余人を投獄した。八月一〇日、品川（鈴が森か）で中弥ら二九人を磔とし、七人を斬刑に処した。同日、安倍川で正雪ら自刃した一〇人（一人増加か）を梟首に処した。九月一三日には、品川で二三人を磔や梟首に処した⁽⁴⁰⁾。

(21) 寛保の御定書、宝暦の御定書については、服藤弘司『公事方御定書研究序説』（創文社、二〇一〇年）一四頁以下、一九頁以下。

(22) 平松義郎『江戸の罪と罰』（平凡社ライブラリー、二〇一〇年）九三頁。なお、原本は一九八八年発行。

(23) 新訂増補国史大系『徳川実紀』第二篇（吉川弘文館、一九七六年）五五頁。

(24) 武家諸法度の原文は漢文。慶長二〇年（元和元年）の武家諸法度は、注(23)の『徳川実紀』第二篇五五～五六頁。同じく

注(8)の『徳川禁令考』前集第一、六一～六二頁。引用は後者（禁令考）による。前者（実紀）は⑤国人が国民、⑦早く言上
が早速言上、⑧婚姻を締ぶが結ぶ、⑨参勤が参観など、両者に小異がある。

(25) 注(23)一六三頁。福島正則除封の記事は、この頁から一七三頁まで。福島正則の除封については、笠谷和比古「大名改易
論」の第一節元和五年の福島正則改易事件、が詳しい。笠谷『近世武家社会の政治構造』（吉川弘文館、一九九三年）所収。

(26) 注(25)と同じ。

(27) 注(23)二二一頁。松平忠直の行状は、菊池寛に小説の材料を提供した（忠直卿行状記、一九一八年）。

(28) 注(23)二二一頁、二四六頁。

(29) 前掲『徳川実紀』第二篇五四九～五五〇頁。加藤忠広の除封については、笠谷・前掲「大名改易論」の第二節寛永九年の
加藤忠広改易事件、が詳しい。

(30) 注(29)五四六頁。笠谷氏は、偽書を密書と表現して「密書の内容は土井利勝に將軍家光に対する弑逆を、おそらくは暗殺
としてのそれを勧めるようなものであった」と推測している（前掲書二九六頁）。光広は翌寛永一〇年、高山で没した。

(31) 前掲『徳川実紀』第二篇四六六～四六七頁。全条文を掲載している。前掲『徳川禁令考』前集第一は、⑪の条文一カ条を
のせるにすぎない（六三頁）。

(32) 注(31)六八三～六八四頁。全条文を掲載している。家光の言葉は、慶長（元和）の武家諸法度は家康が発令し、寛永六年
の武家諸法度は秀忠が発令した、という解釈。前掲『徳川禁令考』前集第一は、耶蘇宗門の禁止、不孝の輩の処罰の二カ条を
併せ、全二一条とする（六三～六五頁）。

(33) 引用は前掲『徳川禁令考』前集第一、六三～六五頁による。原文は漢文。禁令考と実紀は、小異がある。

(34) なお、⑫全文は「本主の障りこれある者は、相抱えるべからず。もし叛逆・殺害人の告げあらば、これを返すべし。向背
の族（背を向けて交わらない族）はあるいはこれを返し、あるいはこれを追い出だすべき事」。

(35) 注(31)五六七頁。条々の原文は、漢文交じりの和文。引用は前掲『徳川禁令考』前集第一、七一頁による。禁令考と実紀
は、言葉・表現が大きく異なる。

(36) 注(31)六九七～六九八頁。諸士法度の原文も、漢文交じりの和文。引用は前掲『徳川禁令考』前集第一、七一～七三頁による。禁令考と実紀は、言葉・表現が大きく異なる。

(37) 前掲『徳川実紀』第三篇(一九七六年)八四頁。

(38) 注(37)一〇三頁。なお、幕府は、松倉勝家の島原の領地を没収し、勝家を作州に配流した後、逆徒の蜂起などを罪にとい斬刑に処した。寺沢堅高の天草の領地も没収した。堅高は浅草海禅寺で自害した。

(39) 前掲『徳川実紀』第四篇(一九七六年)一八頁。

(40) 注(39)一七～一八頁、一九頁、二二頁、二九頁。なお、九月一日、駿府で、由井正雪の父母、妻、兄弟らを処刑したという。斬刑だろう。竹内誠ら編『日本近世人名辞典』(吉川弘文館、二〇〇五年)一〇九五頁(村井益男氏執筆)。

二 江戸中期・後期の叛逆

(一) 御定書

平松義郎氏は「謀反の罪も刑も幕府は規定しなかった」と指摘するとともに、これに続き「政治的犯罪は『公儀を恐れざる致し方』などと概括するか、あるいは関所破、鉄砲の不法使用などを理由に極刑を科す例であった」と説明している。⁽⁴¹⁾ 公儀を恐れざる致し方で極刑を科するなら、刑法典(刑事法典)は不要である。ともあれ、御定書は関所破りや鉄砲の不法使用など、叛逆に結びつく禁止事項をどれほどおいていたのか。

ここで、自明のことながら一つ銘記することがある。武家諸法度が諸大名の行為規範であり、御定書が幕府の裁判規範だったことは、前にふれた。敷衍すると、前者の名宛人は諸大名で、後者の名宛人は幕府の(裁判の)諸奉行で

ある。裁判規範は前提とする行為規範を含むことが多いが、御定書は元々「奉行中のほか他見あるべからざる」法典で、その中に行為規範を含んでも本来の行為規範ではない。ただ、あえていうと、編纂者が「かくあらざるべし」と禁じる行為を行う人は、直接には、幕府の旗本・御家人らと幕府御料の大勢の一般庶民である。万石以上の大名ではない。大名の家士や領民も、直接の対象ではない。

①前記したように、御定書は八一「人相書を以御尋に可成もの之事」の第一に「公儀江対し候重キ謀計」を掲げたが、これに対応する刑罰をおかなかった。この一条が犯人を全国捜査する犯罪の冒頭に「公儀江対し候重キ謀計」を掲げたのは、編纂者がこれを幕府法上最も重大な犯罪としたためである。これには、やはり叛逆の陰謀という含意がある。慶安事件のさい、幕府は由井正雪搜索のため、人相書を各所に配布したという^{④②}。

②二〇「関所を除（よけ）山越いたし候もの并（ならびに）関所を忍通候御仕置之事」は、関所をよけ山越えした者をその所において磔、案内者も同じ所で磔、関所を忍び通った者を重き追放、と定めている^{④③}。この忍び通るというのは、関所を役人の目を盗んで通ることをいうらしい^{④④}。重き追放は遠島につぐ重い刑で、関八州・山城・摂津・肥前や東海道筋・木曾路筋など広汎な地域を構い、立ち入りを禁止したのである。

幕府は、諸大名に関所をおくことを禁じながら、江戸を防衛するため、自らは全国主要街道の五、六〇箇所に関所をおいた。中でも、東海道の箱根、今切（新居）の関所や、中山道の碓氷、木曾福島の関所を重視した。これら関所は、俗にいう、入り鉄砲に出女を厳しく検問した。慶安事件のさい、丸橋中弥を捕縛すると、井伊直孝・松平信綱が鳩首し、直ちに箱根、碓氷、二つの関所を固めさせたのである^{④⑤}。

ちなみに、御定書は、八七「重科人死骸塩詰之事」の一条をおき、重科人が刑の執行までに死亡したとき、死骸を

塩詰め（防腐措置）としておく場合（重科）を定めている。①主殺し、②親殺し、③関所破り、④「重謀計」の四罪がそれである。これらは人相書きを以て犯人を全国捜査する場合と一致する。末尾の「重謀計」は、八一の「公儀江対し候重キ謀計」のことである。後の話、幕吏は、大塩平八郎の塩詰め死骸を磔柱にかけた。

③二「隠鉄砲在之村方咎之事」は、隠し鉄砲の所持者・隠し鉄砲の発砲者を、居住地・発砲地により、江戸一〇里四方・御留場内は遠島、関八州は中追放、関八州の外は所払い、と定めている。遠島は（江戸は）伊豆七島の一島へ流し、中追放は武蔵・山城・摂津・肥前や東海道筋・木曾路筋など広い地域を構い、所払いは居村・居町から追放した。この一条の表題たる、隠し鉄砲所持の村方は、名主・組頭を重き過料や、急度叱りと定めている。

御定書は、このように農村（威簡、おどしづつ）や山村（殺生簡）の在方鉄砲について、鉄砲改めを不法にさける庶民を罰したのである。元和偃武の後、幕府にとっても、諸大名にとっても、大量に鉄砲を製造し大量に使用する必要性は、僅かに島原の乱のときを除いてなくなった。この一条は、牢人や武士の鉄砲の不法所持を罰して、叛逆を防遏しようというものではない。

④二八「地頭江対し強訴其上致徒党逃散之百姓御仕置之事」は、地頭（旗本）に対して強訴し、徒党をくみ、逃散する百姓がいる場合、頭取は死罪、名主は重き追放、組頭は所払い、惣百姓は過料、と定めている。死罪は無論、首を刎ねる。徒党は、叛逆に発展する初期段階のことがある。しかし、この一条は、公儀に対する徒党をいうものではないし、単に百姓一揆を想定したものにはすぎない。

六二は、謀書（文書偽造）や謀判（印の偽造や盗用）を引き廻しの上、獄門、と定めている。六七は、似せ金銀を拵えた（通貨偽造や変造）者を引き廻しの上、獄門、と定めている。どちらも、叛逆の過程で実行されることがある

かもしれないが、通常の犯罪である。七〇の火付けや、七一の人殺しも、無論、通常の犯罪である。御定書をざっと通読しても、叛逆に結びつく禁止事項はほとんどみあたらないのである。

(二) 叛逆の事例

江戸中期には、大飢饉による百姓一揆や打ち毀しが、全国で多発した。しかし、幕藩体制の下で、幕府や諸大名に対して叛逆を企てる者は出現しなかった。そのような中で、叛逆の予備に準じるものとして、垂加神道家、竹内式部の宝暦事件がある。⁽⁴⁶⁾この事件は、式部の門弟の公家衆が、日本書紀神代巻を年少の桃園天皇に進講したことが発端である。式部が邪説を講じ、公家衆に謀反の志がある、という風説が広まった。関白近衛内前は、宝暦八年(一七五八年)七月、正親町三条公積、徳大寺公城を止官永蟄居とするなど、二七人を処分した。⁽⁴⁷⁾所司代は、翌九年五月、式部を重き追放とした。徳川家重の事績を記す「惇信院殿御実紀」は、式部が京都で兵書・武事を教習し、堂上の子弟等が「みづからの家学をばをしやりて、日ごとに馬にのり、弓を射たりしにより、堂上の子弟等身に似つかはしからぬことこのむとて咎かうぶり、式部は府にめされて追放たれぬ」と記している。⁽⁴⁸⁾

承久の乱の前、後鳥羽上皇の近辺を髣髴とさせる記事ながら、この内容は疑わしい。宝暦事件の本質は、垂加神道の大義名分論から朝廷権力の回復を説いた、式部の思想の危険性にある。朝廷上層部は幕府を憚って、式部と門弟を排除したのである。式部はその後、山県大弐らの明和事件に連坐し、八丈島へ流される途中で病死した。宝暦・明和の二つの事件は直接の繋がりはないが、どちらも早くに芽生えた尊王斥霸思想が弾圧された事件である。

江戸後期には、幕府に対して弓をひく、正確には、弓ならぬ、大筒を打っ放す者が出現した。天保八年(一八三七

年）大塩平八郎の乱である。⁽⁴⁹⁾ 叛逆者たる平八郎は著名な陽明学者で、大坂町奉行所の元与力である。平八郎は、天保の飢饉に際して、町奉行に窮民救済策を上申したが、全くとりあげられないばかりか叱責をうけた。そこで、平八郎は、近郷近在の村々に、富商の金銀・諸大名蔵屋敷の俵米を分配するという檄文をまき、天保八年二月十九日、救民の旗印を掲げ、門弟や民衆らと蜂起した。平八郎の一派は、市内の富商を襲い各所を砲撃したが、大坂城代土屋利位配下の城兵や東西奉行所の人数で、一日で鎮圧されてしまった。

大塩の乱は、大塩平八郎門弟を名乗る越後柏崎の生田万の乱や、大塩味方を掲げる摂州能勢の百姓一揆などを誘発した。大坂町奉行所元与力の蜂起は幕府に衝撃を与えた、というのが近世史の通説である。しかし、徳川家慶の事績を記す「慎徳院殿御実紀」は、大塩の乱について記すところがない。もっとも、探してみると、関連記事が辛うじて二つ。一つは、同年一月「六日こたび大坂にして徒党を結び、乱妨せしものあるに由て、勘定方のものをかしこにつかはさる」の記事で、今一つは、翌九年八月「廿一日大坂叛徒乱妨のをりの事褒せられて、土井大炊頭美濃国兼光の御刀賜はり、松平甲斐守、青山因幡守御詞を下され、大坂定番遠藤但馬守は鞍鎧を下さる」の記事である。⁽⁵⁰⁾ 勘定方を派遣したのは、大塩の乱で焼失した市街の復興のためだろう。大炊頭（利位）は大坂城代から所司代をへて、このとき西丸老中。甲斐守（柳沢保泰）や因幡守（忠良）と大塩の乱の関係はわからない。

(三) 藩法

幕府は、元禄一〇年（一六九七年）七月、万石以上の大名に対して、自分仕置令を発令した。これは、大名に領内の仕置を認めながら、幕府の仕置に準じることを求めたものである。正確には、各大名の家中・領民（領内の人別に

属する者）を対象とする、属人主義による刑罰権を認めたのである。幕府は秘密主義を原則とする一方で、各大名には幕府法に準拠することを求めるのだから、これは矛盾する二つの政策を同時に果そうというものだった。⁵¹

大名の中には独自の藩法を立法する者があった。刑法典（刑事法典）については、御定書に倣うもの、明律に範をとるもの、これらを折衷するものなどがある。それぞれの代表例として、第一は丹波亀山藩の議定書、第二は肥後藩の刑法草書、第三は紀州藩の国律がある。成立年代を順に並べると、刑法草書が宝暦四年（一七五四年）四月、議定書が寛政元年（一七八九年）六月、国律は享和年間（一八〇一年～一八〇四年）以後。

①肥後藩は長崎に近く舶載の書籍を入手する便があり、江戸中期・後期には明律や清律の研究が盛んだったことで知られている。刑法草書の構成は、名例、盗賊、詐偽、奔亡、犯姦、鬪毆、人命、雑犯の順である。⁵²明律は、名例律以下の七律で、その一つの刑律が、賊盗、人命、鬪毆、罵詈、訴訟、受贓、詐偽、犯姦、雑犯、捕亡、断獄の十一部からなる。⁵³刑法草書の盗賊、詐偽、犯姦、鬪毆、人命、雑犯の六律は、一見して明律（の刑律）の部の立て方と近似している。しかし、刑法草書は、冒頭に明律の一〇悪を掲げないし、そのためか盗賊律中に明律の謀反大逆条・謀叛条をおかない。刑法草書には、叛逆の規定がみあたらないのである。

②丹波亀山は山陰道の要地で、幕府はここに譜代大名を配置した。議定書が立法されたとき、藩主松平信道は寺社奉行で、御定書はその座右にあった。議定書は、御定書一〇三カ条に対して、八九カ条である。各条の選定、各条の内容、各条の配置など、多くの点で御定書を模倣している。少し例をあげると、議定書は乾一四「旧悪并再犯御仕置之事」で旧悪免除を認めないものとして逆罪など七つをあげているが、これは御定書一八「旧悪御仕置之事」の内容と同一である。⁵⁴議定書の坤三〇「重科人死骸塩詰之事」は主殺し、親殺し、重き謀計の三罪をあげているが、これは

御定書八七の定める四罪中、関所破りを外したものである。⁽⁵⁵⁾ 無論、議定書には、叛逆の規定はない。

③紀州藩の国律は、名例律から連及律まで、一八律からなる。名例に続く公式、衛禁、儀制、倉庫、祭祀、関津の六律のうち、衛禁を除き、他の律の名称は明律の吏律・戸律・礼律・兵律の中の部の名称と同じである。次に関津に続く盗賊、人命、鬪殴、訴訟、詐偽、犯姦、雜犯、捕亡、断獄、寺社、連及の一一律のうち、盗賊から断獄まで九律は、一見して明律（の刑律）の部の立て方と近似している。

そればかりでなく、国律は冒頭、明律と同じく、一〇悪八議を掲げている。一〇悪は、国律の表記に従うと、第一が「社稷を危めんと謀るをいふ」謀反、第二「宗廟宮殿を破んと謀るをいふ」謀大逆、第三「本国ニ背き潜ニ他国ニ従んと謀るをいふ」謀叛である。⁽⁵⁶⁾ しかし、これら三悪を掲げながら、明律と異なり、盗賊律の中に対応する謀反大逆条や謀叛条がない。⁽⁵⁷⁾ 国律にも、叛逆の規定はみあたらないのである。

国律は一方で、御定書を模倣している。例をあげると、旧悪は「旧悪追ヒ咎ムべき者」の条をおき、御定書一八と同じく逆罪など七つをあげているし、関所は「関所通り難き類、山越いたし候者」の条をおき、御定書二〇と同じく磔、忍び通る者は追放と定めている。⁽⁵⁸⁾ 国律の主殺し鋸挽きの上、磔も、親殺し引き廻しの上、磔も、無論御定書七一と同じである。⁽⁵⁹⁾

ところで、これまで、幕府法や藩法を一瞥して、叛逆を定める法令がないか、叛逆に結びつく規定がないか探してきた。しかし、実は探し物の読みが何か、しらずに探してきたのである。最初の武家諸法度の頃、叛逆の語の読みがホンギヤクか、ホンゲキだったことは、前に言及した。二世紀半をこえる長い歲月の間、この読みが変化しなかったかどうか。大槻文彦が『言海』の初版を発行したのが、明治二二年（一八八九年）である。残念なことに、近代日本

の最初の辞書は、叛逆の語を採収しなかった。ムホン（謀叛）の語はあっても、ホンギャク、ホンゲキ、ハンギャクの音にあたる語はみあたらない。もともと、染崎延房が明治八年発行の『近世紀聞』五編、禁門の変の箇所、長州藩が「斯の如くに反逆の体を露はしたる上は御誅伐の外あるまじければ」と描写する、反逆の語にホンギャクのルビをふつている。⁶⁰ 僅か一例にすぎないが、あるいは、江戸時代も読みはホンギャクだったのかもしれない。

(41) 注(22)前掲『江戸の罪と罰』九四頁。

(42) 前掲『日本近世人名辞典』一〇九五頁。この人相書は、由井正雪の年齢、身長、髪形、膚の色、目や唇の様子を記載していた（同頁）。人相書による全国捜査について、平松・前掲『近世刑事訴訟法の研究』六五五頁以下。

(43) 注(10)六六頁。本稿が参照する御定書の条文は、この禁令考所収の「棠蔭秘鑑」による。

(44) 藤沢衛彦『日本刑罰風俗図史』復刻版（国書刊行会、二〇一〇年）三一頁。藤沢氏は、早くに忘れられた民俗学者。原本は一九四八年、一九四九年、一九五一年の和装本三巻。

(45) 注(39)一八頁（前掲『徳川実紀』第四篇）。

(46) 宝暦事件については、高埜利彦「幕藩制国家安定期」三三五―三三七頁。新体系日本史『国家史』（山川出版社、二〇〇六年）所収。

(47) 二七人の処分は、幕府・所司代の承諾下に行つたものではなく、朝廷上層部が独断専行した。朝臣に対する刑罰権の行使は、幕府の同意が必要である。この点、平松・前掲『近世刑事訴訟法の研究』三〇八頁以下。なお、元和元年七月発令の禁中並公家諸法度は¹²「罪の軽重、名例律を相守らるべき事」を定めていたが、平松氏はこの条文は「法律的には空文に近いものであつた」という（三一〇頁）。

(48) 前掲『徳川実紀』第九篇（一九七六年）七二五頁。本書は、宝暦八年末尾に「此年丹後国の農民竹内式部といへる者」の書き出しで、式部追放を記している。式部は越後生まれで、家業は医師という。

(49) 森鷗外 の作品の中に、大塩平八郎の蜂起の一日を詳細に描いた歴史小説がある。秀作ながら史実ではない。ただ、これにふされた附録は、二次史料とはいえ興味深い。「大塩平八郎」も「附録」も一九一四年の発表。

(50) 新訂増補国史大系『続徳川実紀』第二篇(吉川弘文館、一九七六年)三四二頁、三六四頁。なお、大塩平八郎捕縛を指揮した鷹見忠常(泉石)は、陪臣(土屋利位の家老)たるを以て、このとき褒賞に与らなかつたらしい。

(51) 自分仕置令について、平松・前掲『近世刑事訴訟法の研究』三頁以下。幕府法への準拠について、同書三七頁以下。

(52) 刑法草書は、さしあたり、京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』(創文社、一九八〇年)三五九頁以下による。

(53) 内田智雄ら校訂・荻生徂徠『律例対照(定本)明律国字解』(創文社、一九六六年)による。

(54) 注(52)三〇八―三〇九頁(議定書)、注(10)六五頁(禁令考所収の「棠蔭秘鑑」)。

(55) 注(52)三四七頁、注(10)一二三頁。

(56) 注(52)二四四頁(国律)。

(57) 渡辺治氏は、藩法で一〇悪冒頭の三悪をおくと、謀反の社稷とは誰をさすのか。仮にこれを藩主に擬すると、天皇や將軍の存在をどのように考えるのか。謀叛の本国とはどの領域をさすのか。藩の領域か日本国か。など、幾つかの困難が生じると指摘している。渡辺治「天皇制国家秩序の歴史的研究序説」(社会科学研究第三〇巻第五号、一九七九年)一〇四頁以下。

(58) 注(52)二四六頁、二五六頁。

(59) 注(52)二六二頁以下、注(10)一〇八頁以下。

(60) 新日本古典文学大系・明治編『明治実録集』(岩波書店、二〇〇七年)近世紀聞・三八頁。

おわりに

古代日本の律は、古代中国の律に倣い、謀反や謀叛を冒頭で大書した。これらに対する嚴重すぎる、残酷な刑罰を

おいたことは、記すまでもない。中世日本は、東西に公家政権と武家政権が併存していた。武家政権たる鎌倉幕府もまた、御成敗式目の中に謀叛人の一条を大書した。しかし、謀叛人の実質的な内容は定めなかった。古代国家の成立から九〇〇年の歳月をへて、強力な幕藩制国家が成立した。頑丈に構築された幕藩体制の下で、江戸幕府は古代の律のような体系的な叛逆法令を整備したのか、鎌倉幕府のように整備しないで放置したのか。ごく大雑把に調べてみた結果は、どちらかというと、江戸幕府はあまり整備しなかった。

江戸時代、幕府は武家諸法度を以て、諸大名を統制した。広く諸大名も含む刑法典（刑事法典）は立法しなかったが、元和令（慶長二〇年令）は、各大名の家中に叛逆人がいると告げる者があれば追放せよと定めたし、隣国で新儀を企てる者があれば報知せよとも定めた。寛永（一二二年）令は、各大名を名宛人として新儀の企て、すなわち叛逆の予備・陰謀を禁止した。幕府は、対応する刑罰なしに、叛逆禁止の規定をおいたのである。

江戸中期、幕府は御定書を立法し刑事上の基本法典としたが、この中に叛逆を罰する規定をおかなかった。幕府が謀反の罪も刑も規定しなかったという見方があるのは、そのためである。もともと、御定書は、①人相書により犯人を全国捜査する犯罪の第一に「公儀江対し候重キ謀計」を掲げたし、②刑の執行のため死骸を塩詰めにする重科の中に「重謀計」を掲げた。どちらも、叛逆ないしはその予備陰謀を含意していたに違いない。

江戸全期を通して、幕府は直属の旗本・御家人に加えて、親藩（御家門）大名・譜代大名の動員により、常に強大な軍事力を誇った。大名という大名は反旗を翻す力をもたなかった。百姓、キリシタン、牢人、時には幕臣が、反旗を翻したが、幕府にとって叛逆法令を整備する必要性はなかったのかもしれない。しかし、時代が下って、長州藩や薩摩藩が軍事力を以て反旗を翻したときには、幕府の軍事的な優位は既に崩れさっていた。

○追記

最初の武家諸法度中、第四「国々大名、小名并諸給人、各相抱士卒有為叛逆殺害人告者、速可追出事」の条をどう読み下すのか。明治前期司法省が編纂した『徳川禁令考』は、返り点で叛逆殺害人を括るから、ここを叛逆・殺害人たりと告げあらば、とよむのだろう。天保一四年（一八四三年）編纂が終了した『徳川実紀』は、国史大系本によると、第四「国々大名小名并諸給人各相抱之士卒有為叛逆殺害人告者速可追出事」で、各相抱「之」士卒の一字が多く読点はふされていない。この『徳川実紀』も、返り点で叛逆殺害人を括るから、読みは同じである。すなわち、国々大名・小名并諸給人、各相抱えるの士卒に叛逆・殺害人たりと告げあらば、速やかに追い出だすべき事。

ところが、新体系日本史の首巻『国家史』中、高埜利彦氏の「幕藩制国家成立期」は、ここを「かかえている士卒に叛逆をなし、殺害人の告があったなら」とよみ、歴史学研究会編『日本史史料』③の近世の巻も、返り点やルビをふし、士卒に「反逆をなし殺害人の告げあらば」とよんでいる。どちらも二〇〇六年の発行で、前者二九一頁、後者六九頁である。本稿はどちらの読みもとらず、士卒に「叛逆をなし人を殺害するの告げあらば」とよもうと思う。

「あめのみかど」考

小久保 崇 明

一

『大鏡』の第五卷太政大臣道長上に、

①あめのみかとのつくりたまへる東大寺もほとけはかりはおほきにおはしますめれと猶この無量寿院にはならひた
まはす

という条がある。傍線の部「あめのみかど」は、語り手世次の詞中にある。この「あめのみかど」をめぐって、いさ
さか考えたい。

底本として、千葉本系の東松本を使用した^が、問題の箇所、同系の近衛本(甲)・平松本・桂宮本(甲)に異同はな
く、徳川本系の蓬左本にも、

「あめのみかど」考(小久保)

九二三(二三一五)

あめの御門のつくり給へる東大寺も仏はかりこそはおほきにおはすれと

とあり、同系の桂宮本（乙）・久原本（但し、「あめの御門」も異同がなく、流布本系の八巻本にも、

あめのみかとのつくり給へる東大寺も仏ばかりこそはおほきにおはしますめれど。

とあり、同系の古活字本にも異同がない。また、異本系の萩野本でも、

あめのみかとのつくり給へる東大寺も仏はかりこそ大きにおはしますなれと

とあり、同系の披雲閣本にも、その異同はない。

『大鏡』に存在しているこの「あめのみかど」について、保坂弘司は、『大鏡全評釈』で、

「あめのみかど」という言い方について、『大鏡新註』は、聖武天皇のことを「天璽国押豊桜彦天皇」というの

で、その初めの「天」をとって言ったものか、それとも一般に天皇のことを「天つみかど」というので、これに

拠ったものかと注しているが、ここは藤原氏と区別して天皇を言ったものと考えられるから、後者であろう。⁽¹⁾

のごとく説く。

しかしながら、筆者の考えは、後者ではない。むしろ前者に近い。東大寺は、聖武天皇の発願によつて創建された。「あめのみかど」は、その聖武天皇を指していると捉えるのが、自然であると考えられるからである。『東大寺要録本願章』に、聖武天皇のことを、「俗号国押是也⁽²⁾」とある。

なお、保坂氏は、聖武天皇のことを、「天璽国押豊桜彦天皇」というのを、大正末年になる関根正直の『大鏡新註』⁽³⁾を挙げているが、すでに、明治三十年刊の鈴木弘恭の『校正大鏡註釈』に、

天の御門とは、聖武天皇のこと也、聖武天皇、御名、天璽国押開豊桜彦天皇と御系図并続紀等に見えたれば、かくいふ也⁽⁴⁾

のごとく記述している。

『大鏡』の主な注釈書は、ほとんどすべて、聖武天皇と指示している。

更に、保坂氏は、関根正直の、一般に天皇のことを、「天つみかど」という考えに沿っているが、「あまつみかど」は、「天つ御門」で、皇居のことである。後述するが、「あめのみかど」とは、意味が異なっていることを指摘しておく。

なお、『大鏡』には、聖武天皇と呼称する例が、

②一所は聖武天皇の御母后光明皇后と申ける今一所の御女は聖武天皇の女御にて女親王をそうみたてまつり給へりける女御子を聖武天皇女帝にすゑたてまつりたまひてけり

太政大臣 道長上

③元正天皇聖武天皇二代

太政大臣 道長上

④それを聖武天皇と申御母をは光明皇后と申きいま一人の御女はやかて御甥の聖武天皇にたてまつりて

太政大臣 道長上

⑤又贈后の父聖武天皇ならひに高野の女帝の御祖父

太政大臣 道長上

⑥聖武の御母もおはしますよに后となりたまひて

太政大臣 道長上

など計八例（但し、一例「聖武」(⑥)、語り手世次の詞中に存在している。

一一

「あめのみかど」という語は、既に、『万葉集』に、

⑦ 4480 恐かしこきや 天あめの御門みかどを「安米乃美加度乎」 かけつれば 音ねのみし泣かゆ 朝夕にして

卷第二十

のごとく存在している。この歌の作者は未詳であるが、「天あめの御門みかど」は、天皇あめそのものを言っていると思念される。

平安時代における、主要な文芸作品に見出される「あめのみかど」の使用例をみる。『続日本紀』に、

⑧ 挂毛畏伎朕我天乃御門我天皇天 御命以天

卷三十 称徳天皇 第四五詔

の一例存在し、『古今和歌集』に、

⑨ 702 梓弓ひきののつづらすゑつひにわが思おもふ人ことのしげけむ

この歌ある人、あめのみかど近江のうねめにたまひけるとなむ申す

卷第十四 恋歌 四

のごとく、左注に一例顕在し、『三宝絵詞』に、

⑩ 天朝アノミカトフカクタウトヒ給テ一向ニ師トシ給テ天平十六年冬ハシメテ大僧正ノ職ヲサツケ給

中 三 行基菩薩

⑪ アメノ御門ノ御女タカノ高野ノ姫ト申御門ノ御代比御時神護景雲二年ヨリオコレル也

下 正月 (2) 御齋会

⑫ アメノ御門タウトヒ給テ東大寺ニスエテ供養シ給

下 正月 (5) 布薩

⑬ アメノ御門ノ東大寺及ヒ国々ノ国分寺ヲタテタマヘル事モコノ后ノス、メタマヘル所ナリ

下 三月 (13) 法花寺花厳会

⑭ 東大寺ハアメノ御門ノ立タマヘルナリ

下 六月 (2) 東大寺千花会

の五例存在し、『大鏡』に前掲の一例①、『袋草紙』に、

⑮ある書に云はく、「猿沢の池に身なげたる采女は、あめのみかどの御時」と云々。一名を天璽国押開豊桜彦天皇と号す。この故に、「あめのみかど」と云ふ。また平城宮に御すの故に、一名を「奈良帝」と称したてまつるか。これ二。

難者云はく、『古今目録』^①の如きは、「天の帝」と号するは天智天皇なり。如何」。

答へて云はく、「件の帝一名を天命開別天皇とするの故なり。然りといへども件の帝においては、一切平城宮に御す。近江の天津の朝なり。同号をもつて両帝に用うる事、これをもつて知るべきか。これまた東大寺か。大同の帝の御願は聞かず。

上卷

とあり、それに、『梁塵秘抄』に、

⑯²⁷⁴天の御門より、一童吾兒こそ出でたまへ 衆生願ひをば 一童兒こそ満てたまへ
の一例がある。

卷第二

なお、天福本『後撰和歌集』などには見出せないが、定家の初期に書写したという中院本『後撰和歌集』に、

⑰ 題しらず あめのみかとの御製

301秋のたのかりほのいほのとまをあらみわかこころもては露にぬれつつ
の一例存在している。

第六 秋中

『竹取物語』『伊勢物語』『土左日記』『大和物語』『多武峯少将物語』『宇津保物語』『蜻蛉日記』『平中物語』『落窪物語』『和泉式部日記』『枕草子』『源氏物語』『篁物語』『紫式部日記』『堤中納言物語』『浜松中納言物語』『夜の寝覚』

『更級日記』『成尋阿闍梨母集』『雲州往来』『狭衣物語』『栄花物語』『讃岐典侍日記』『今昔物語集』『源氏物語絵巻』『古本説話集』『法華百座聞書抄』『打聞集』『仏教説話集』『宝物集』『松浦宮物語』『三教指帰注』や『拾遺和歌集』『後拾遺和歌集』『詞花和歌集』『金葉和歌集』『千載和歌集』（『新古今和歌集』『新勅撰和歌集』）などには存在していない。

「あめのみかど」は、奈良時代においても活動の勢を得てはいなかったようである。しかし「上代のことば」¹³と捉えられよう。

平安時代における「あめのみかど」についてみる。『続日本紀』の「あめのみかど」¹⁴は、聖武天皇を指し、『古今和歌集』のそれは、特定の天皇を呼称するのではなく、一般的な天皇をいい、『三宝絵詞』の五例と『大鏡』の一例は、聖武天皇を指している。また、『袋草紙』の例は、天智天皇、聖武天皇説のコメントを紹介しており、中院本『後撰和歌集』の「あめのみかど」¹⁷は、天智天皇を指示している。『梁塵秘抄』の一例は、「神々の住所である天界の門」の意で使用されている。

三

中世の主な文芸作品に存在している「あめのみかど」について考察する。次の、

⑮ あめの御門御宇七年に、新羅の沙門道慶、この剣をぬすんで吾国の宝とせむとおも（ッ）て、ひそかに船にかくしてゆく程に、風波巨動して忽に海底にしづまんとす。

平家物語 卷第十一 剣

⑯ うらみわびたる猿沢の池

といふ句あり、これは昔あめのみかどの御時、采女といひし女に、あさからず契り給ひし、程なくおぼしめしてさせ給ひしを、采女うらみ奉り、

御伽草子 猿源氏草紙

のごとき例が顕在している。

前者、『平家物語』は、底本として龍谷大学図書館蔵の『平家物語』を使用した、日本古典文学大系に拠ったが、流布本系の、例えば、山田孝雄著の『平家物語』⁽¹⁹⁾などに異同はない。しかしながら、『平家物語』における語り本系の、現存する最古の伝本、鎌倉時代の古鈔本、屋代本『平家物語』には、

天智天皇七年ニ沙門道鏡比剣ヲ盗ンテ新羅ヘ渡サントシケルニ⁽²⁰⁾

下巻 卷第十一

とあり、増補系ではあるが、山田孝雄が鎌倉時代の言語の調査にあたって、史料的に確実な本文と定めた延慶本『平家物語』に、

天智天皇位ニ即セ給テ七年ト申ニ、⁽²¹⁾

第六本 一九

と異同がある。従って、本文に不安がないわけではない。ともあれ、この「あめのみかど」は、天智天皇と捉えてよい。天智天皇は、『日本書紀』には、『天命開別天皇』⁽²²⁾とも称したことから、聖武天皇と同じく、「あめのみかど」と呼称されたか。

次に、後者『御伽草子』の「あめのみかど」について考える。帝との悲恋で猿沢の池にて、入水自殺に追いやられたこの采女の物語は、平安時代中期成立の『大和物語』に、

昔、ならの帝につかうまつる采女ありけり。顔容貌いみじうきよらにて、人人よばひ、殿上人などもよばひけれど、あはざりけり。そのあはぬ心は、帝をかぎりなくめでたき物になむ思(ひ)たてまつりける。帝召してけ

り。さて後^{のち}又もめさざりければ、かぎりなく心憂^{うれ}しとおもひけり。（略）（帝八）池^{いけ}のほとりにおほみゆきしたまひて、人々に歌^{うた}よませ給^{たま}ふ。柿本^{かきのもと}の人麿、
わぎもこのねくたれ髪^{かみ}を猿沢^{さるさは}の池^{いけ}の玉藻^{たまも}とみるぞかなしき

百五十

とある。『御伽草子』の「あめのみかど」が、『大和物語』では、「ならの帝」となっている。この「ならの帝」は、同『大和物語』の百五十三段に、

平城^なの帝位^{みかどゐ}におはしましける時、嵯峨^{さか}の帝^{みかど}は坊^{ぼう}におはしましてよみてたてまつりたまうける

と、第五十一代平城天皇と記述されている。平城天皇を後世、「あめのみかど」とも呼称したのであろう。同じ内容の物語が、中世の『十訓抄』にも、

我朝奈良ノ御門御時、サハノ池ニ身ヲナゲシ采女ハ、カナキ契ヲ心ウク思入タルハカリ

第六—三

と、「奈良ノ御門」として、一例ではあるが顕在している。

「ならの帝」は、平城天皇と捉えるのが自然である。しかしながら、百五十段の終章には、この帝が、人々に挽歌を求める。その折、柿本人麿が、歌を詠んでいる。柿本人麿の活躍していた時代は、第四十二代、文武天皇の頃である。従って、「奈良の帝」は、文武天皇であるとの説も出て⁽²³⁾いるが、これは、「伝承の途中でさまざま虚実がからみあつてできあがつた話であり、平安時代よりもっと古い時代の天皇と采女^{うね}の物語として受けとめればよい⁽²⁴⁾」のではないかと、筆者も考えている。従って、「ならの帝」を、平城天皇と捉えたい。

なお、平城天皇の諡は、「日本根子天推国高彦天皇⁽²⁵⁾」である。『広辞苑』は、「ならのみかと」を、「平城天皇の別称⁽²⁶⁾」と記述している。

また、謡曲「采女」に見える、次の「天の帝」の二例は、

②⑩シテ「これは昔采女と申しし人、この池に身を投げ空しくなりしなり。されば天の帝の御歌に、^{あめ みかど おんうた}へ吾妹子が寝ぐ^{わぎなこ}たれ髪を猿沢の、^{がみ}「池の玉藻と見るぞ悲しきと、詠める歌の心をばしろしめされ候はずや。」

ツレ「げにげにこの歌は承り及びたるやうに候。詳しく御物語り候へ。」

シテ「さらば語つて聞かせ申し候ふべし。〈語り〉昔天の帝の御時に、^{あめ みかど おん}一人の采女ありしが、^{ひとり}（略）
天皇の尊称と捉えて問題はないであろう。

四

主要な古語辞典の「天の御門」の解説について考える。

『日本国語大辞典』には、

朝廷。転じて、天皇の尊称。万葉—二〇・四四八〇「畏きや安米乃美加度（アメノミカド）をかけつれば哭のみ
し泣かゆ朝夕にして〈作者未詳〉※古今—恋四・七〇二・詞書「このうたは、ある人、あめのみかとのあふみの
うねめにたまひけるとなむ申す」※観智院本三宝絵・中「天朝（アメノミカド）ふかくたうとび給て」^{②⑧}

とあり、『広辞苑』には、

朝廷を尊んでいう語、また、天皇にもいう。万二〇「かしこきや——を」^{②⑨}

とあり、『古語大辞典』には、

（天子の宮殿の意から）朝廷。天皇の敬称。「かしこきや——」〔安米乃美加度〕をかけつれば哭（ね）のみし泣かゆ

「あめのみかど」考（小久保）

朝夕^(よ)にして」〈万葉・二〇・四四八〇〉「このうたは、ある人、——の近江の采女^(うね)に賜ひけるとなむ申す」〈古今・恋四・七〇二・左注⁽³⁰⁾〉と記述している。

これらは、筆者の考えに沿ってはいない。次に掲げる、『角川古語大辞典』の説述は注意してよい。

あめのみかど 「天御門・天帝」名曰天の御門の意で、天子の宮殿、または天皇をあがめていう。「かしこきや安米乃美加度^(あめのみかど)崩御サレタ天武天皇」をかけつればねのみし泣かゆ朝よひにして」〈万葉・四四八〇〉□人名。『古今・恋四』の「梓弓ひきののつづらすゑつゐにわがおもふ人にことのしげけん」の左注などに「この歌は、ある人、あめのみかどの近江の采女にたまひけるとなむ申す」とあり、天智天皇とも聖武天皇ともいう。『後撰・秋中』「秋のたのかりほのいほの」の作者を、中院本は「あめのみかどの御製」とし、天智天皇をあがめていったことが知られる。さらに采女^(うね)との贈答の説話が「大和・一五〇」に「ならの帝」とあることなどにより、文武・聖武・平城天皇を当てる諸説が生じてくる。「昔、天の帝の御時に、一人の采女⁽³¹⁾ありしが」〔謡・采女〕のごとく説いているからである。

筆者の調査により、辞典的記述を施すと、おおよそ、

あめのみかど 「天御門・天帝」名曰^(あめのみかど)天の御門。天の御門より、一童^(いちどう)吾^(あこ)児こそ出でたまへ」〔梁塵秘抄 卷第二〕(2) 天皇の尊称。「恐^(かしこ)きや 天の御門^(あめのみかど)を(安米乃美加度乎)かけつれば 音^(ね)のみし泣かゆ 朝夕にして」〔万葉・二〇・四四八〇〕「この歌ある人、あめのみかど近江のうねめにたまひけるとなむ申す」〔古今・一四・

七〇二左注〕「語り」昔^{あめ}天^{みかど}の帝^{おん}の御^み時に、一人^{ひとり}の采女^{みづめ}ありしが〔略〕〔謡曲 采女〕□人名(1)天智天皇。「題しらず あめのみかとの御製 秋^{あき}のたのかりほといほのとまをあらみわかころもては露^{つゆ}にぬれつつ」〔中院本『後撰』六・秋中〕「あめの御門^{みかど}御宇^{ぎよ}に、新羅^{しんら}の沙門^{しゃもん}道慶^{だうけい}、この剣^{けん}をぬすんで」〔平家・一一 剣〕(2)聖武天皇。「挂^か毛^け畏^{おそ}朕^{わが}天^{あめ}乃^{のみ}御門^{みかど}帝^{みかど}皇^{みかど}我^{わが}御命^{みこと}以^{もつ}天^{あめ}」〔続日本紀 三十 称徳 四五詔〕「アメノ御門^{みかど}タウトヒ給^{たまは}テ東大寺^{とうだいじ}ニスエテ供養^{くやう}シ給^{たまは}」〔三宝絵詞 下 正月 (5)布薩〕「あめのみかとのつくりたまへる東大寺もほとけはかりはおほきにおはしますめれと」〔大鏡 太政大臣道長上〕「聖武皇帝俗号^{ふく}天帝^{てんてい}是也」〔東大寺要録本願章第二〕(3)平城天皇。「うらみわびたる猿沢^{さるさは}の池^{いけ} といふ句^くあり。これは昔^{むかし}あめのみかとの御時^{みとき}、采女^{うねめ}といひし女^をに、あさからず契^{ちぎ}り給^{たまは}ひし、程^{ほど}なくおほしめしすてさせ給^{たまは}ひしを、采女^{うねめ}うらみ奉^{ほう}り、」〔御伽草子 猿源氏草紙〕(4)付記 文武天皇説。『御伽草子』の「あめのみかど」に、文武天皇説がある。帝との悲恋で、猿沢の池にて入水自殺した采女の物語は、『大和物語』に、帝を限りなくめでたき物に思っていた采女を「帝召してけり。さて後^{のち}又もめさざりければ、かぎりなく心憂^{うれ}しとおもひてけり。(略) (帝ハ) 池^{いけ}のほとりにおほみゆきしたまひて、人々に歌^{うた}よませ給^{たまは} (ふ)。柿本^{かきのもと}の人麿^{まろ}、わぎもこのねくたれ髪^{かみ}を猿沢^{さるさは}の池^{いけ}の玉藻^{たまも}とみるぞかなしき」(百五十)による。人麿の活躍していた時代の帝は、第四十二代文武天皇の頃である。しかしながら、これは言われるように、伝承の途中でさまざまな虚実がからみあつてできあがつた説話であり、平安時代よりもっと古い時代の天皇と采女^{うねめ}の物語としてうけとめればよいとも考えられる。

のいづくになる。

平安時代の「あめのみかど」について、山田孝雄に見解がある。山田は、「あめのみかど」は、「仏者の間に行はれ⁽³²⁾し」位相語と説く。偏傾して存在する「あめのみかど」から見出された結論であろう。『三宝絵詞』ではそのように言うことができるかと思われるが、『大鏡』に一例顕在している「あめのみかど」についてはいかがであろう。筆者は、『大鏡』の世次の詞中に存在している「あめのみかど」は、むしろ東大寺建立の聖徳天皇を強く意識しての表現と考えている。

- (1) 『大鏡全評釈 下巻』（学燈社 一九七九年）三七二頁
 - (2) 『東大寺要録本願章第二』（『続々群書類従 第十一』一九〇七年）二頁
 - (3) 明治書院 一九二六年 二七五頁
 - (4) 卷之七 六六頁
- 『校』『大鏡註釈』と同時期、即ち一八九七年に刊行された『大鏡洋解全』（落合直文・小中村義象共著 明治書院）には、
「諸寺略記に東大寺者聖武天皇御宇平城宮御宇勝宝感真聖武天皇諡稱天璽国坤問豊楼彦命所建立云々」（卷七）一〇三頁とある。
- (5) 鈴木弘恭『校』『大鏡註釈』（青山堂書房 一八九七年 卷之七 六六頁）国史大系『大鏡』（経済雑誌社 一九〇一年 六五〇頁）池辺義象『大鏡』（博文館 一九一四年 一八〇頁）佐藤球『校』『大鏡』（明治書院 一九二二年 二四七頁）小林栄子『大鏡活釈』（大同館書店 一九二五年 二七七頁）池辺義象『新註』『大鏡』（田中宋栄堂 一九二六年 五七七頁）佐藤球『大鏡詳解』（明治書院 一九二七年 五六七頁）龍沢良芳『参考大鏡新釈』（秀英社 一九二八年 三九三頁）松本竜之助『参考大鏡詳解』（受験研究社 一九二九年 五九一頁）塚本哲三『大鏡』（有朋堂書店 一九三一年 二〇二頁）藤田豪之助『大鏡』（大倉広文堂 一九三二年 二九五頁）和田英松『大鏡』（岩波書店 一九三一年 一九五頁）三浦圭三『校』『標準大鏡』（啓松

堂 一九三三年 三五七頁) 橘純一『^註大鏡通釈』(瑞穂書院 一九三四年 二九八頁) 三浦圭三『大鏡新釈』(成光館書店 一九三四年 三五七頁) 平泉澄『大鏡』(春陽堂 一九三六年 一八四頁) 遠藤元男『^{訂校}大鏡』(雄山閣 一九三七年 一八七頁) 五十嵐力『大鏡』(非凡閣 一九三八年 三七五頁) 尾上八郎『大鏡』(神田出版株式會社 一九四九年 二一九頁) 水田勇賢『大鏡新解』(良文館 一九五二年 七〇六頁) 橘純一『^{原文}大鏡新講』(武蔵野書院 一九五四年 四七二頁) 石川佐久太郎『大鏡講義』(風間書房 一九五五年 一九一頁) 松村博司 日本古典文学大系『大鏡』(岩波書店 一九六〇年 二三七頁) 岡一男『大鏡』(朝日新聞社 一九六〇年 二九〇頁) 次田潤『大鏡新講』(明治書院 一九六一年 四七五頁) 岡一男『大鏡』(筑摩書房 一九六二年 一四四頁) 石川徹 新潮日本古典集成『大鏡』(新潮社 一九八九年 二八一頁) 松村博司『大鏡』(岩波文庫 岩波書店 一九九〇年 一二六頁) 橘健二・加藤静子^{新編}日本古典全集『大鏡』(小学館 一九九六年 三四八頁) 河北騰『大鏡全注釈』(明治書院 二〇〇八年 四五四頁)、他に、白田甚五郎『^{新定}大鏡』(奥付なし)がある。これらは、何れも、「あめのみかど」を聖武天皇とする。

(6) 澤潟久孝『万葉集注釈卷第二』(中央公論社 一九五八年) 三七七頁

『日本国語大辞典第一卷』には、

あまつー御門(みかど) 皇居の御門。転じて、皇居。※万葉二・一九九「明日香の 真神(まかみ)の原に ひさかたの 天都御門(あまつみかど)を かしこくも 定めたまひて」(柿本人麻呂)四一一頁(小学館 一九七二年)とあり、

『角川古語大辞典第一卷』には、

あまつみかど『天つ御門』名「みかど」は門の敬語で、門に代表される住居、すなわち、天皇の御殿、皇居の意。天皇が住居をしめて天下を治める殿舎。「ひさかたの天都御門(あまつみかど)を かしこくも定めたまひて」(万葉・一九九)(角川書店 一九八二年) 一三四頁

(7) 日本古典文学全集『万葉集』(小島憲之・木下正俊・佐竹昭正校注・訳 小学館 一九六二年) 四六六頁

澤潟久孝『万葉集注釈 卷第廿』(中央公論社 一九六八年) 二二二頁

(8) 他に、墨滅ち歌の左注に次の一例がある。

「あめのみかど」考(小久保)

1108 いぬがみのとこの山なるなとり河いさとこたへよわがなもらすな

この歌ある人の、あめのみかどの近江のうねめにたまへりと

卷第十二

- (9) 『天朝云々』天朝の訓本書『アメノミカト』と旁書せり。前田本には、『天帝』とせり。山田孝雄『三宝絵略注』（宝文館一九五一年）一四五頁

- (10) 「ある書は未詳」新日本古典文学大系『袋草紙』（藤岡忠実 岩波書店 一九九五年）四六頁、脚注一。

- (11) 山田孝雄『三宝絵略注』で、「古今目録で天智天皇を『天帝』と称する箇所はない」四六頁、脚注二。

- (12) 天福本・貞応二年本・堀川本・二荒山本・片仮名本など「あめのみかど」が、次のごとく、天智天皇とある。天福本で示す。

題しらず

天智天皇御製

302 秋の田のかりほのいほのとまをあらみわが衣手はつゆにぬれつゝ、

卷六 秋中

- (13) 日本古典文学大系『御伽草子』（市古貞次 岩波書店 一九五八年）一八三頁、頭注一八。

- (14) 新日本古典文学大系『続日本紀 四』（青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤礼幸 岩波書店 一九九五年）二五八頁、脚注三。

- (15) 『古今和歌集全註釈 下』（竹岡正夫 右文書院 一九七六年）三六三頁。なお、竹岡の「あめのみかど」の語釈は、主要な文献を踏まえた立論で、有益。

- (16) 山田孝雄は『三宝絵略注』で、「本書には専ら聖武天皇を指せること上の如し」（二四五頁）と記す。

- (17) 新潮日本古典集成『梁塵秘抄』（榎克明 新潮社 一九七九年）一一八頁。日本古典文学全集『梁塵秘抄』（新聞進一小学館 一九六七年）は、『天^あの門と』。高間原^{たかまがはら}の神の宮殿の関門」と注を付す。（二六四頁）

- (18) 高木市之助・小沢正夫・渥美かをる・金田一春彦『平家物語 下』（岩波書店 一九六〇年）三四八頁

- (19) 宝文館 一九三三年 四五七頁

- (20) 『屋代本平家物語 下巻』（佐藤謙三・春田宣共編 桜楓社 一九七三年）四四九頁

- (21) 『延慶本 平家物語 本文篇 下』(北原保雄・小川栄一共編 勉誠社出版 一九九九年) 四一五頁
- (22) 卷第二十七
- (23) 例えば、阿部俊子・今井源衛校注 日本古典文学大系『大和物語』(岩波書店 一九五七年)「ならの帝」の頭注二に「文武・聖武・平城の諸説がある。(略) 但し、人麿と共に歌をよんだ」というと文武天皇の頃まで遡らなければならぬ(略)」(三三三頁) とある。
- (24) 日本古典文学全集『大和物語』(高橋正治校注・訳 小学館 一九七二年)「ならの帝」三九七頁、頭注一五。
- (25) 高柳光寿・竹内理三編『角川日本史辞典』(角川書店 一九七四年) 八五二頁
- (26) 「平城天皇の別称」(三版 岩波書店 一九八三年) 二二五頁
- (27) 日本古典文学全集『謡曲(1)』(小山弘志・佐藤喜久雄・佐藤健一郎校注・訳 小学館 一九七三年) 二五三頁、頭注一三。
- (28) 第一卷(小学館 一九七四年) 四四一頁
- (29) 三版(岩波書店 一九八三年)
- (30) (小学館 一九八三年) 七一頁
- (31) 第一卷(角川書店 一九八二年) 一四七・一四八頁
- (32) 『三宝絵略注』一四五頁

高木勝一教授
略歴

高木勝一教授 略歴

一九四三年一月八日 愛知県に生まれる

【学 歴】

一九六五年三月 日本大学理工学部卒業

一九七〇年三月 日本大学大学院経済学研究科修士課程修了

一九七三年三月 日本大学大学院経済学研究科博士課程修了

【職 歴】

一九七三年四月 日本大学短期大学部 助手

一九七五年四月 日本大学短期大学部 専任講師

一九七八年四月 日本大学法学部 兼担講師（一九七八年度のみ）

一九七八年一〇月 日本大学短期大学部 助教授

一九七九年九月～一九八〇年三月 日本大学法学部 兼担講師

一九七九年四月 日本大学文理学部 助教授

一九八二年四月～一九八三年三月 日本大学長期海外派遣研究員としてロンドン大学経済学部留学

一九八六年四月 日本大学法学部 助教授

一九八六年四月 三島学園（国際関係学部・文理学部・短期大学部）非常勤講師（一九八八年三月まで）

一九八八年四月 多年勤続の表彰を受ける（一五年）

一九八八年四月 日本大学法学部 三島校舎設置（一九九二年三月で廃止） 経済学担当

一九八八年四月 日本大学短期大学部 非常勤講師、兼任 経済学原論（二〇〇四年三月まで）

一九八九年四月 日本大学法学部 教授

一九九一年四月～二〇一〇年三月 日本大学国際関係学部 非常勤講師、兼任 経済原論

一九九七年一月 日本大学未来創造プロジェクト専門部会（教育部門）委員

一九九八年四月 日本大学大学院法学研究科分科委員会委員

二〇〇一年四月～九月 二〇〇一年度 日本大学中期海外派遣研究員としてピッツバーグ大学に留学

二〇〇三年三月 永年勤続の表彰を受ける（三〇年）

二〇〇三年四月～二〇〇三年六月 法学部 研究委員会委員長、研究担当（大学院を含む）

二〇〇六年七月～二〇〇八年三月 法学部 学務委員会委員長、学務担当

二〇〇七年一二月 日本大学より博士（国際関係）の学位を受ける

二〇〇八年四月～二〇〇九年三月 法学部 図書館長

高木勝一教授 主要業績

高木勝一教授 主要業績

【著書（単著）】

- 『現代資本主義の経済論』一九七九年四月、駿河台出版社
『現代経済学の基礎』一九九〇年三月、高文堂出版社
『現代財政学』一九九八年三月、八千代出版社
『基本マクロ経済学』二〇〇四年三月、八千代出版社
『日本所得税発達史』二〇〇七年九月、ぎょうせい

【著書（共著・編著）】

- 『現代経済学』第九章 国民所得論 大淵利男編著、分担執筆、一九七七年四月、八千代出版社
『現代交通と地域経済の諸問題』「地域経済の不均等発展と地方財政調整制度」鷹取先生還暦記念事業会編、分担執筆、一九七九年五月、時潮社

- 『近代経済学の方法と課題』第九章 国民所得論 大淵利男編著、分担執筆・改稿、一九八〇年二月、八千代出版社
『財政の原理と現実』「シャウプ勧告と間接税」井手文雄・大淵利男・石村暢五郎・中村一雄編著、分担執筆、

一九八六年一月、千倉書房

『経済学の基礎理論』「第四章 生産者の理論」「第六章 経済循環と国民所得の把握」「第七章 国民所得の決定」大淵利男編著、分担執筆、一九八六年四月、高文堂出版社

『近代財政経済の理論とその展開（大淵利男教授還暦記念論文集）』「イギリスの地方制度と地方財政」分担執筆、一九八六年一〇月、評論社

『現代財政学』「第一章 財政の概念」「第三章 財政の役割」「第六章 租税論」高橋利雄編、分担執筆、一九九三年五月、勁草書房

『現代租税論』「第一章」「第五章～第七章」高木勝一・吉田克己編著、分担執筆、二〇〇〇年三月、八千代出版社
『租税論』「第一章」「第二章」「第四章」高木勝一編著、分担執筆、二〇〇四年二月、八千代出版社

『現代財政学』「第一章～第四章」「第六章～第七章」高木勝一編著、分担執筆、二〇〇七年三月、八千代出版

『現代財政学』「第一章～第四章」「第六章～第七章」高木勝一・大濱賢一朗共著、分担執筆、二〇一〇年三月、八千代出版社

『基本ミクロ経済学』「第一章～第三章」高木勝一・大濱賢一朗共著、分担執筆、二〇一〇年三月、八千代出版

『新版 租税論』「第一章」「第二章の第一節～第五節」「第九章」「第十章」高木勝一編著、分担執筆、二〇一一年一月、八千代出版社

【訳書】

『財政の経済学』ヘイ著、大淵利男監修、高木勝一訳、一九七六年六月、ベターライフ株式会社
『租税思想史』グローブズ著、高木勝一他訳、一九八四年九月、駿河台出版社

【辞典・事典】

『経済思想史辞典』経済学史学会編、分担執筆、二〇〇〇年六月、丸善株式会社
『ホスピタリティ・観光事典』山上徹・堀野正人編著、分担執筆、二〇〇一年三月、白桃書房
『海と空の港大事典』日本港湾学会編、分担執筆、二〇一一年九月、成山堂書店

【論文・研究ノート】

修士論文「日本における資本主義の発達と租税制度」日本大学より経済学修士の学位を受ける、一九七〇年三月
「終戦直後日本インフレ期の財政に関する一考察」『政経研究』第九卷第三号、日本大学法学会、一九七三年三月
「ドッジ・ライン下の日本財政に関する一考察」『研究年報』第二十二集、日本大学文理学部（三島）、一九七四年一月
「昭和恐慌下の日本財政に関する一考察」『研究年報』第二十三集、日本大学文理学部（三島）、一九七五年一月
「わが国における高橋財政に関する一考察」『研究年報』第二十四集、日本大学文理学部（三島）、一九七六年一月
「シャウプ使節団による日本税制報告書に関する一考察」『研究年報』第二十五集、日本大学文理学部（三島）、

一九七七年二月

「シャウプ使節団による日本税制報告書に関する一考察（その二）」『研究年報』第二十六集、日本大学文理学部（三島）、一九七八年二月

「シャウプ勧告―その一―」ぎょうせい『税』第三十三卷第五号、一九七八年五月

「シャウプ勧告―その二―」ぎょうせい『税』第三十四卷第一号、一九七九年一月

「シャウプ使節団による日本税制報告書に関する一考察（その三）」『研究年報』第二十七集、日本大学文理学部（三島）、一九七九年二月

「租税負担の公平について」『研究年報』第二十八集、日本大学文理学部（三島）、一九八〇年二月

「リカードの地代論と農業課税」『研究年報』第二十九集、日本大学文理学部（三島）、一九八一年二月

「J・S・ミルの財政論の一研究（その一）」『研究年報』第三十集、日本大学文理学部（三島）、一九八二年三月

「アダム・スミスの租税四原則について」『研究年報』第三十二集、日本大学文理学部（三島）、一九八四年二月

「シャウプ使節団による日本税制報告書に関する一考察（その四）」『研究年報』第三十三集、日本大学文理学部（三島）、一九八五年二月

「シャウプ使節団による日本税制報告書に関する一考察（その五）」『研究年報』第三十四集、日本大学文理学部（三島）、一九八六年二月

「IS・LM分析によるケインズ政策の一考察」日本大学三島学園生活科学研究所『報告』第九号、一九八六年三月

「シャウプ勧告と市町村税」『政経研究』第二十四卷第一号、日本大学法学会、一九八七年二月

「シャウプ勧告の問題点と日本経済への影響」教授論文、一九八九年二月

「シャウプ勧告と付加価値税」日本大学法学部創立百周年記念論文集（第二巻）、一九八九年一月

「シャウプ勧告及びその修正課程と日本経済」日本大学法学会『法学紀要』第三十一巻、一九九〇年二月

「わが国創設期所得税の形成と構造」『政経研究』第三十一巻第三号、日本大学法学会、一九九五年二月

「シャウプ勧告と所得税」『政経研究』第三十三号第一号（堀川士良教授古希記念論文集）、日本大学法学会、一九九六年四月

「所得概念の一研究」『政経研究』第三十四号第四号（吉田徳三郎教授古希記念論文集）、日本大学法学会、一九九八年一月

「明治三十二年の改正所得税の研究」『政経研究』第三十六号第二号（村田光義教授古希記念論文集）、日本大学法学会、一九九九年七月

「一九八十年代における日米の抜本的所得税改革」『日本法学』第六十六巻第三号、日本大学法学会、二〇〇〇年十二月

「給与所得の課税ベースに関する一考察」『政経研究』第三十九巻第四号、日本大学法学会、二〇〇三年三月

「大正時代の所得税改正に関する一考察」『政経研究』第四十一巻第四号、日本大学法学会、二〇〇五年三月

「現行所得税に関する一考察」『政経研究』第四十二巻第三号、日本大学法学会、二〇〇六年一月

「終戦直後における日本経済と所得税制度」『政経研究』第四十三巻第一号、日本大学法学会、二〇〇六年五月

「シャウプ勧告と住民税」『税』第六十一巻第七号、二〇〇六年

「少子高齢化と財政赤字」『税制研究』第五十号、二〇〇六年八月、谷山税制経営研究所

「井上財政対高橋財政」『日本法学』第七十二巻第二号、日本大学法学会、二〇〇六年十一月

「昭和初期の財政と昭和十五年の所得税改革」『政経研究』第四十三卷第三号、日本大学法学会、二〇〇七年一二月
博士論文「日本所得税発達史に関する研究―先進諸国の所得税制度の受容を通して―」日本大学より博士（国際関係）の学位を受ける、二〇〇七年十二月

「終戦直後におけるわが国の所得税制度」『社会科学の理論と現代的問題 大淵利男先生追悼論文集』二〇〇八年
一月、八千代出版社

「消費税増税論議に関する一考察」『日本大学法学部創設一二〇周年記念論文集』第二卷、二〇〇九年一〇月

【口頭発表・講演等】

「現代インフレの要因について」日本大学三島学園生活科学研究所 昭和五五年度研究発表会（日本大学三島学園にて、一九八〇年

「A・R・プレスト博士講演、高木勝一通訳 ―所得課税と支出課税―」（日本大学国際関係学部にて、一九八四年九月二十五日

「沖縄県北部国頭村のリゾート開発と地方財政」沿岸域の開発方策・制度を考える（日本大学沿岸域研究会）（日本大学学会館において、一九九〇年九月

講演「税金の話」大仁町『町民大学講座』（大仁町公民館にて、一九九三年二月四日

「シャープ勧告とその具体的展開―所得税を中心として」日本税制理論学会 第七回（京都大学にて、一九九五年
一月二十五日

講演「わが国の経済社会の現状と税制」 日本大学通信教育学部校友会 静岡県支部「講演会」(日本大学国際関係学部にて)、二〇〇三年一〇月一八日

高木勝一教授 主要業績

九五 一 (一三四三)

執筆者紹介
(掲載順)

安藤 実	静岡大学名誉教授
佐藤 滋 正	尾道市立大学教授
吉田 克 己	日本大学教授 (国際関係学部)
鶴田 廣 巳	関西大学商学部教授
長谷川 一 弘	元日本大学講師 (国際関係学部)
吉牟田 勲	元日本大学教授 (国際関係学部)
藪下 武 司	中部学院大学経営学部教授
稲葉 守 満	元日本大学教授
本間 祥 介	元日本大学教授 (経済学部)
坂井 吉 良	日本大学教授
谷田部 光 一	日本大学教授
武縄 卓 雄	日本大学准教授
山城 秀 市	日本大学教授
小林 通	日本大学特任教授 (国際関係学部)
藤岡 純 一	関西福祉大学社会福祉学部教授

稲葉 陽 二	日本大学教授
築場 保 行	日本大学教授
北川 道 男	日本大学教授 (国際関係学部)
山上 徹	同志社女子大学現代社会学部特任教授
藤川 信 夫	日本大学教授
野木村 忠 邦	日本大学教授
松嶋 隆 弘	日本大学教授
熊木 秀 行	日本大学助教 (国際関係学部)
青山 武 憲	前日本大学教授
東 和 敏	日本大学教授 (国際関係学部)
関 正 晴	日本大学教授
岩 渕 美 克	日本大学教授
矢野 聡	日本大学教授
大浜 賢 一朗	朝日大学経営学部准教授
斎藤 英 明	日本大学助手
山口 正 春	日本大学教授
新井 勉	日本大学教授
小久保 崇 明	日本大学名誉教授

Economy and Society

CONTENTS

Dedication

Minoru Ando, *Steuerquelle*

Shigemasa Sato, *D. Ricardo's Political Economy and Today's Principles of Taxation*

Katsumi Yoshida, *The Tax Theory of William Petty*

Hiromi Tsuruta, *Corporate and Capital Income Taxation in a Globalized Era*

Kazuhiro Hasegawa, *A Study of the Computation of Income under the German Corporation Tax (1925)*

Isao Yoshimuta, *Foreign Tax Theses (15 Volumes) Printed by the Tax Bureau of the Ministry of Finance and Domestic Tax Papers (81 Volumes) Printed by the Tokyo Tax Superintendence Bureau*

Takeshi Yabushita, *The Fairness of Earned Income Tax according to Equal Sacrifice Theory*
—Based on the Annual Reports of the Family Income and Expenditure Survey—

Morimitsu Inaba, *On D. Acemoglu's Political Economy of Institutions: A Paradigmatic Shift in Economic Development*

Shosuke Honma, *On the Dynamic Instability of Long-term Steady Growth*

Yoshinaga Sakai, *The Channel Effects of Democracy and Economic Growth*

Koichi Yatabe, *Reward Management in the Japanese Employment System*

Takuo Takenawa, *Pattern Analysis of Economic Activities in Japan*

Hideichi Yamashiro, *Protectionism in U.S. Trade Policy and its Changes*

Toru Kobayashi, *Some Theories about the Theory of International Indebtedness*

Junichi Fujioka, *Viewpoints on the Evaluation of Sweden's ODA*

Yoji Inaba, *The Effectiveness of the Multiple Stakeholder Concept under Market Failures*

Yasuyuki Yanaba, *Mammonism of Chinese Businessmen and Their Anxieties: A Consideration of Political Power and Management through the Scandal of Huang Guangyu and Government Officers*

Michio Kitagawa, *Corporate Governance and Internal Audit*

Toru Yamajo, *A Study of Evolution and Deepening of Communication in the Hospitality Business: A Case Study of Johari Window*

Nobuo Fujikawa, *A Consideration of New Risk Governance in International Financial Law, Mainly in the U.S. Financial Regulation Reform Act*

Tadakuni Nogimura, *Outlines of U.S. 2010 Horizontal Merger Guidelines*

Takahiro Matsushima, Hideyuki Kumaki, *Entire Agreement Clause: Language for Legal Purposes in Comparative Perspectives*

Takenori Aoyama, *Departed Soul of the Lochner Judgment and Fragments of Its Evaluation*

Kazutoshi Higashi, *The Child's Welfare Principle in Re Mcgrath (Infants) 1892*

Masaharu Seki, *Right to Interview Secretly with the Suspect in the Detention and Interview of a Suspect*

Yoshikazu Iwabuchi, *Research into By-elections*

Satoshi Yano, *Reconsideration of the 1834 English New Poor Law*

Kenichiro Oohama, *Assessing the Relative Effectiveness of Prefectural Governments in Japan during the Great Municipality Merger of the Heisei Era Using Data Envelopment Analysis*

Hideaki Saito, *Local Government Expenditure and Spillover Effects on Other Areas*

Masaharu Yamaguchi, *A Study of Religious Thought in Adam Smith
—In Relation to Mercantilism Policy—*

Tsutomu Arai, *High Treason in the Early Modern Ages of Japan*

Takaaki Kokubo, *Thoughts on “Amenomikado”*

Career and Main Works of Professor Katsuichi Takagi

○ 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

- ① 日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)
- ② CiNii (<http://ci.nii.ac.jp/>)

○ 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1
(T E L) 03-5275-8510
(F A X) 03-5275-8537
(E-mail) kenjimu@law.nihon-u.ac.jp

機関誌編集委員会

委員長
副委員長
委員

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

野木村 楠谷 秋山 伊藤 岩崎 大井 小川 黒川 関橋 高橋 藤川 松嶋 築場 谷部 外園
忠 宏 文 正 眞 浩 正 雅 信 隆 保 光 澄
邦 清 宏 夫 洋 二 一 功 晴 夫 弘 行 子

政経研究 第四十九卷第三号

平成二十四年十二月二十五日 印刷
平成二十五年 一月二十日 発行 非売品

編集責任者 日本大学法学会
杉 本 稔

発行者 日本大学政経研究所
電話〇三(五二七五) 八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二一ー四 A&Xビル
印刷所 株式会社 メディオ
電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 49 No. 3 January 2 0 1 3

Economy and Society

Special Edition in Honour of
Professor Katsuichi Takagi's 70th Birthday